第二部

労働運動

第二部　労働運動　目次

第一編　労仂争議……一八七
第一章　争議の大勢……一八七
第一節　概　況……一八七
第二節　争議件数および参加人員……一九三
第三節　争議の形態……一九六
第四節　争議の規模……一九八
第五節　争議の産業別分布……二〇〇
第六節　争議の地域別分布……二〇三
第七節　争議の要求事項……二〇四
第八節　争議の解決状況……二〇五
第二章　主要な争議……二二七
第一節　主要な争議の概要……二二七
第二節　日鉄連合会の争議……二三二
第三節　炭労の労議……二三八
第四節　全鉱連の争議……二四五
第五節　日立総連合の争議……二五〇
第六節　関東私鉄の争議……二七八
第七節　東宝の争議……二八八
第八節　電産の争議……二九五
第九節　富士三鷹工場の争議……三〇五
第一〇節　全造船の争議……三〇九
第一一節　全自動車の争議……三一五
第一二節　全日通の争議……三二〇
第一三節　全港湾の争議……三二七
第二編　労仂組合運動……三三三
第一章　組織運動……三三三
第一節　概　説……三三三
第二節　全労連の解散……三三六
第三節　総評の結成……三五〇
第四節　統一委員会運動……三八〇
第二章　共同闘争……三九一
第三章　賃金闘争……四〇五
第四章　「レッド・パージ」反対闘争……四二六
第五章　失業者の闘争……四三九
第六章　集会・デモ・抗議運動……四六二
第七章　労仂協約と経営協議会……四七三
第八章　国際労仂戦線の動向……五〇五
第九章　平和擁護運動……五二二
第一節　世界平和擁護運動の発展と日本……五二二
第二節　平和擁護世界委員会ストックホルム総会……五二四
第三節　平和擁護運動と日本の科学者……五二五
第四節　日本におけるストックホルム・アピールへの署名運動……五二七
第五節　朝鮮における戦争の勃発と平和擁護運動……五三一
第六節　平和擁護世界委員会プラーグ会議……五三六
第七節　日本平和擁護全国会議……五三九
第八節　第二回平和擁護世界大会……五四〇
第一〇章　主要な労仂組合の現状……五四四
第三編　農民運動……五九五
第一章　概　観……五九五
第二章　供出と米価をめぐる闘争……五九八
第三章　税金闘争……六〇八
第四章　土地闘争……六一三
第五章　農民組合法の制定をめぐる運動……六三一
第六章　各派農民組織の動向……六三五
第七章　農民団体の現状……六四三
第四編　その他の社会運動……六四五
第一章　学生・青年運動……六四五
第二章　婦人運動……六五五
第三章　朝鮮人の運動……六六一
第四章　法廷闘争……六六五
第五編　労農政党……六七七
第一章　社会党……六七七
第二章　労農党……七〇〇
第三章　共産党……七一一
第四章　各政党の選挙成績……七四〇

第一編 労働争議

第一章 労働争議の大勢

第一節 概況

一九四八年上半期までの怒濤のような盛り上りを重ね、わが国にいまだかつてない華やかしかも逞ましい偉力を示した日本の労働運動は、同年三月を頂点として華やかな攻勢から地味な防衛の体勢へと次第に重点を移して行かざるをえなくなつた。一般的には一九五〇年の労働運動も、四八年下半期以来の右のような守勢的方向の一層の進展・継続として把えることができるかもしれない。この一年間の労働争議の大勢についても、数字的には争議件数および参加人員の減少、争議行為の制限と圧迫、争議の規模の縮少、長期化と激化、解決の困難化、不利な解決の結果の増加、要求内容の変化等のことが記録され、一応はこれをもつて労働運動の沈滞と消極化の傾向がいよいよ濃化したと見ることもできよう。資本攻勢の激化、労働組合運動における分裂と混迷、それによる労働運動の弱化が、労働争議の姿の上に色濃く暗影を投げかけたことは当然である。しかしこのような事実のみをもつて一九五〇年の労働争議を特徴づけることは表面的ないし一面的な観察たるを免れないであろう。なぜなら、この年の労働争議には今まで見られなかつた新しい様相がいくつか現われて来たと考えられるからである。

たとえば、争議の要求事項一つを取つてみよう。われわれはそこに依然として前年来の傾向たる消極的防衛的な要求事項の多いことたとえば統計的に、賃金の切下げに対する反対や解雇に対する反対の要求がすべての要求事項の中で最も主要なものとなつていることを見るであろう。と同時に、同じ要求事項による争議の分析から、それとは別のこと、すなわち賃金の引上げという逆に攻勢的な要求が前年にくらべて著しくふえて来ていること、とくにそれは下半期に顕著になり、防衛的要求が数においても割合においても減少したのに対して賃金引上げの攻勢的要求が逆に増加しつつあることなどを知ることができる(第9図参照)。それが朝鮮における戦争の勃発ののち、そして第二次企業整備といわゆるレッド・パージの嵐が深刻な国際情勢を背景にして吹きすさぶという、労働運動にとつての障害が累積する一方の中で現われた現象であることにわれわれは注目しなくてはならないであろう。種々の同じような新しい方向をわれわれはまたこの年に闘われた個々の具体的な労働争議の記録の中に読みとることができる。たとえばこの年の最も代表的な争議といわれる日立の争議、あるいは富士三鷹の、あるいは全港湾の争議の中に、さらにまたいわゆる三月攻勢の中にも、レッド・パージ反対闘争の中にも、冷静な眼をもつ人なら誰でも、労働組合運動における新しい動きに対応して、新しい方向がようやく拡がつて行きつつあることに気づくにちがいない。

第9図　賃金引上要求爭訐件数の推移

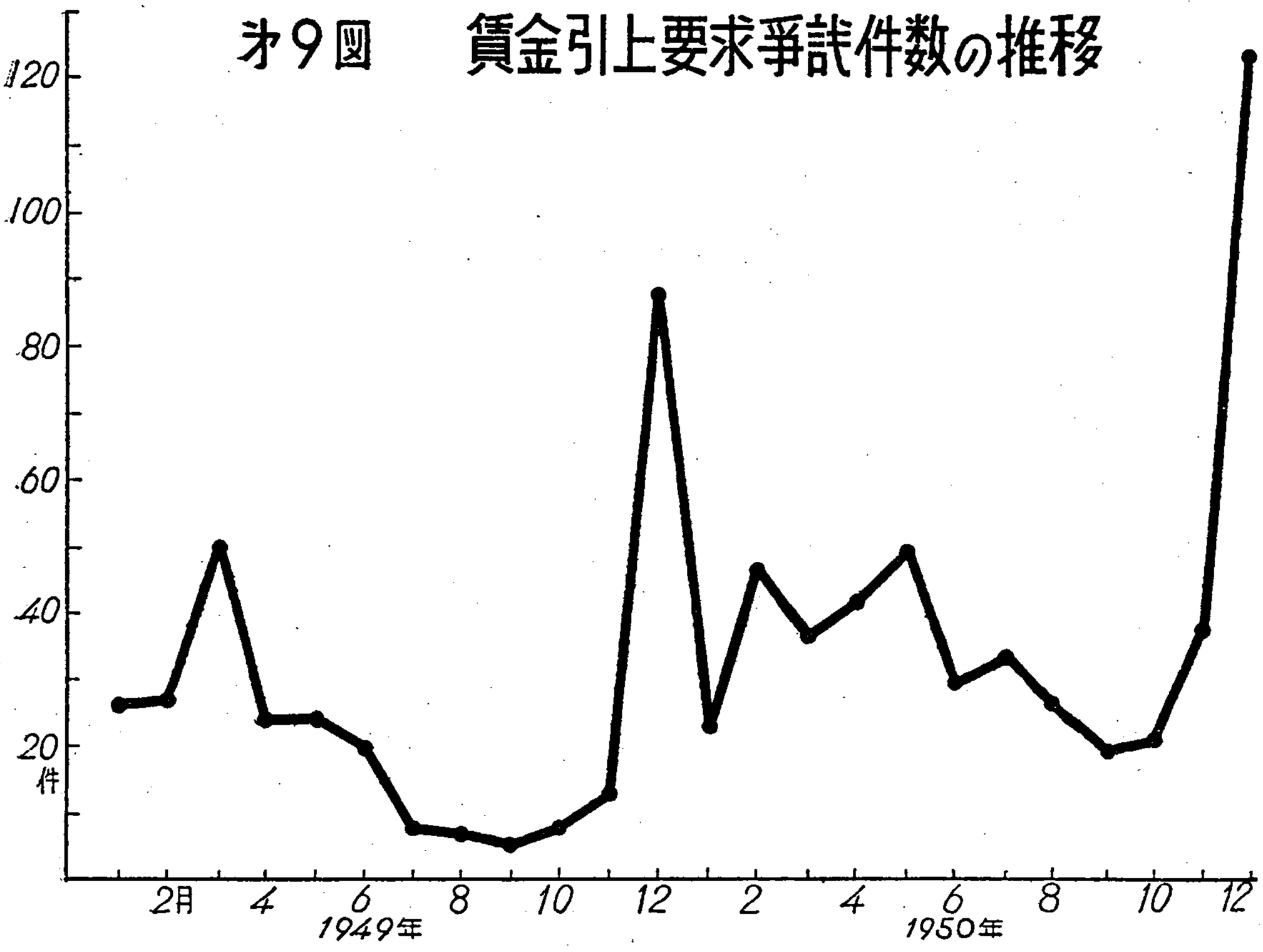

さて本年における労仂爭議の動向は、六月二五日の朝鮮における戰爭の開始を境にして大きく二つの時期、すなわち、三月攻勢と日立の爭議とに代表される上半期と、朝鮮における戰爭、全労連の解散、レッド・パージ問題などによつて彩られる下半期とに、分けて考えるのが適当であろう。

一九四九年がドッジ・ラインに乘ずる資本攻勢のおしまくつた年であることは本年鑑第二三集に述べた。年初の産業防衛闘爭が実際には守勢的な人員整理防衛闘爭になり終り、それも大した効果を收めることができぬまま下半期に入つて退職金要求のような最も守勢的な爭議になり、それすら低調化して行つたあとを失業者の運動だけが目立つてくるというようなこの資本攻勢と「組合民主化」運動の年は民同系組合幹部のハンスト戰術が新聞を賑わして暮れたが、九原則の下での大衆のギリギリの生活条件から自然発生的に生れた越年闘爭は年を越して一年ぶりの賃上げ要求に引きつがれたのである。しかし民同系三四組合を結集した国会共同闘爭委員会（公称五二〇万人）が国会における野党攻勢と呼応してドッジ・プランの大巾修正を求め、国鉄・専売・公共企業体および官公職組を先頭にして給与ベースの改訂をせまり、ゼネスト準備声明（二月）まで行つたにもかかわらず、越年闘爭の継続と称されたいわゆる三月労仂攻勢は結局大した成果をえられず、給与ベースの改訂も実現せず、この形式の爭議の限界と無力を立証するに終つた。三月攻勢のもつ重要な意義は、その規模の大きいこと、積極的要求が従来の消極的要求にとつて代つたこと、と共に民同系組合幹部を押し上げて実質的に闘爭を導いて行つた組合下部大衆の大きな役割を認識させたことにあつた。三月攻勢の月たる三月の爭議参加人員は延一一二万人労仂損失日数は三七八万日の急激な上昇を見て合計三八四万日を記録し（石炭の減産は約一〇〇万トンと報道された）、損失日数につ

いては従来のレコードであつた四六年の一〇月闘争の月の二四一万日（それにつづくのは四九年五月の炭労・全鉱連による闘争の二三四万日、ついで四八年三月の全官公庁による闘争の二一三万日である）を六〇％も上廻つて破つたが、ここに結集された下部大衆のエネルギーこそ五〇年度の労働運動を発展させるべき水源であつた。第10図は争議行為を伴う争議と伴わない争議とに分けて争議参加人員の推移をグラフにしたものである。この図は両種の争議の参加人員の月別推移が決して平行的あるいは随伴的に変化するものではなく、三、四月にはかえつて一方の参加人員がふえる月には他方が減少し、一方が減少する月は逆に他方が増加したことを示している。これは三月攻勢において図の下方の争議行為を伴う争議の参加人員が激増し、そのエネルギーによつて争議行為を伴わない争議（国鉄・専売・炭労・電産・私鉄・全繊同盟）を突きあげ、後者の参加人員を四月に一〇〇万人以上に激増させるテコとなつたこと（そのため総争議においては件数・人員とも四月は過去一カ年を通じて最高であつた）を示すものと考えられる。争議行為を伴う争議の参加人員は民間労働者であり、しかもそのうち大多数を占めるのは五、〇〇〇人以上を動員した争議の参加人員であることというまでもない。三月の総争議参加人員約一一三万人のうち約一〇八万人（九三％）は五、〇〇〇人以上の六件で占められていた。三月攻勢の中心となつたのは国鉄や官公労ではなく、実力行使に入つた全鉱連（全国一斉スト、参加人員四万六千人、損失日数三七万日）、炭労（波状スト、参加人員二九万人、損失日数三三三万日）、電産（波状停電サボ、参加人員四千人、損失日数一万六千日）の民間のいわゆる三共闘であり、更にその昂揚を刺激したのは一月来の三菱電機（参加人員二千人、損失日数一万一千日）、松浦炭鉱（参加人員一、六〇〇人、損失三千日）、二月来の日鉄（参加人員七、五〇〇人、損失日数一万

オ10図　争訟参加人員の推移と三月攻勢

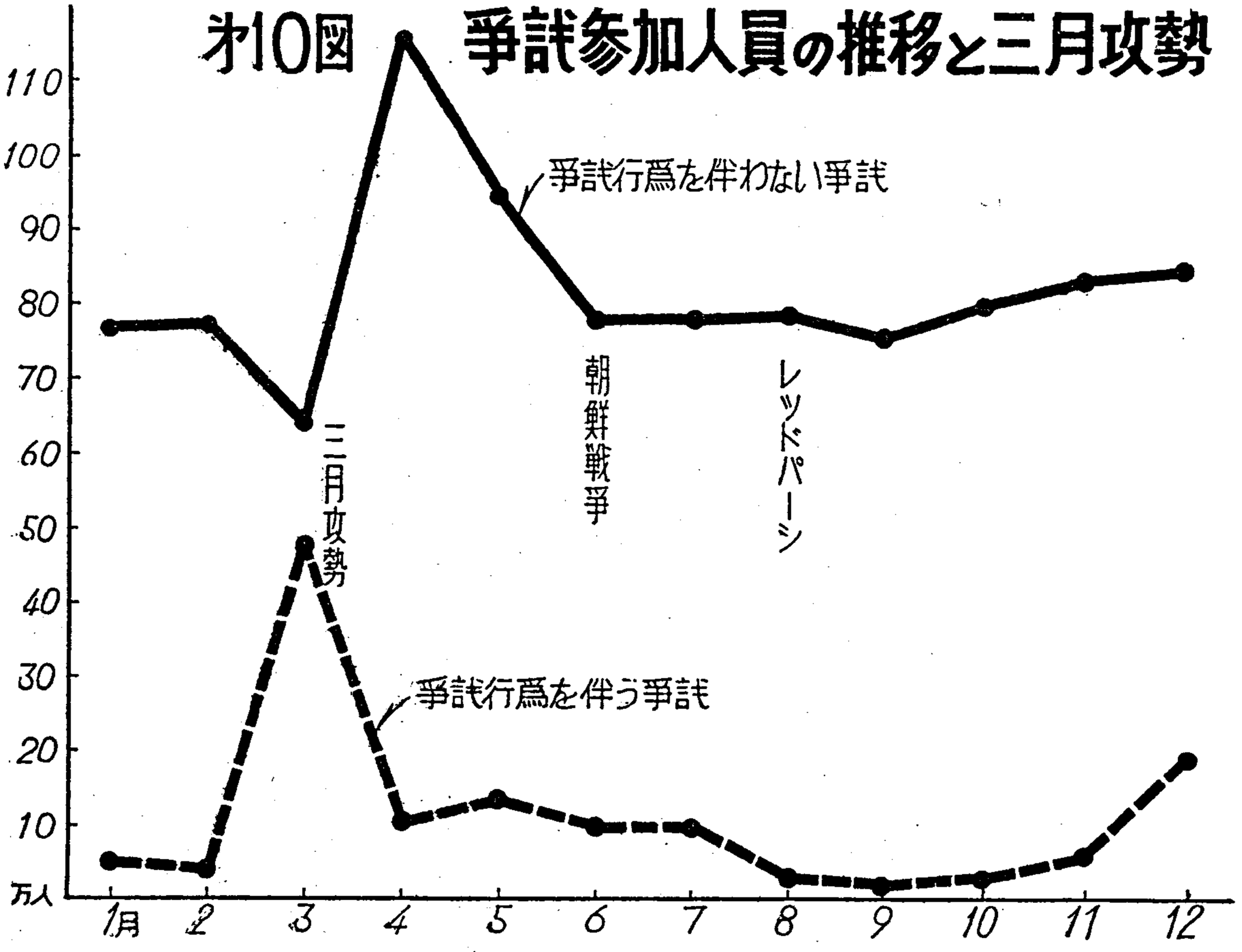

四千日）、それに対する尼崎鉄鋼五社（六、三〇〇人）の同情スト、日立（多賀工場、三千人）などの巨大企業の賃金争議であつた。

三月攻勢の原動力となつた下部大衆のエネルギーは、三月以後ますます盛り上つて来た。そして民同系組合幹部を押し上げ、かれらの「合法闘争」を批判するに至つた。この大衆の力は左翼系労働組合の進出をもたらし、その闘争力は金属労働者を中心とする全労連傘下組合の指導下に受けつがれて行つたのである。

四月から始る日立総連（参加人員二万一千人、損失日数二四万日）の争議はその闘争の中核となつたのみでなく、本年間を通じての最も代表的な四カ月に及ぶ大争議となるに至つた。

たまたまドッジ・ラインにもとずく第二次企業整備（今度は主として民間基幹産業部門の整理）が日程に上り、インフレ「収束」期下の産業合理化による企業整備、人員整理、操業短縮、失業の増加や賃金の切下げと遅欠配の慢延（三、四月に約二、七〇〇件台）は労働者を窮乏化させ、自らの生活を守りぬこうとする労働者の抵抗は組合大会シーズンを機会に広汎な賃上闘争としてわき上つた。基幹産業部門の大企業の人員整理として代表的なものに日立、トヨタ自動車、東宝などがあり、その他車輛、電産、造船、私鉄、海員などにもその徴候が現われて来た。日立の争議は労働者の賃上げ要求に対する大量首切の回答をもつて、火蓋はむしろ資本家側から切られたのであるが、この闘争は早くも横へひろがり、闘争の波は大化学、全印刷、全電線、全日通から造船、私鉄、港湾へと拡大し、大金属、全自動車の六・三ゼネストに呼応した。

こうして五月以降、三月攻勢のバトンを受けついだ産別系全金属を中心とする労働攻勢が盛り上つたのである。五月から六月にかけて行われた大規模な同盟罷業としては、前出の日立製作所、電産のほか、いずれも五、〇〇〇人以上参加の井華鉱業（賃金問題）、西日本重工長崎造船所（賃金増額、労働協約締結、解雇手当）、昭和電工（労働協約締結、賃金増額）、トヨタ自動車（解雇反対）、川崎重工艦船工場（賃金増額）、新潟鉄工所（解雇反対）、私鉄関東地連傘下の京王、帝都、東急、地下鉄、京浜、東武（賃金増額）などがあり、その他東宝（人員整理反対）、日本鉱業（賃金増額）、日本水産（人員整理反対）、日本アルミニューム（労働協約、人員整理反対）、新理研工業（賃金定期支拂、賃上、労働協約）、新大同製鋼、赤穂塩業協同組合（いずれも賃上）、日産自動車、全金属愛媛支部（産業危機突破）、全港湾九州（労働協約その他）など、争議行為を伴わないものでは専売、日通、羊毛工業労連などの重要争議があり広範囲な産業部門にわたつている。とくに五月の昂揚はめざましく、規模から見ても作業停止争議一件当り平均参加人員は前月比六四八人を増加して一、三五〇人となつてその拡大を示している。こうして労働攻勢がようやく本格的な様相を呈しはじめてきた時に、朝鮮の戦争が勃発したのである。

朝鮮における戦争開始の直接的影響としては、ゼネスト実施計画中の全港湾がGHQ労働課の中止勧告を受けてそれに従つたが、その後の交渉が停滞したのみでなく、かえつて労働条件の侵害が行われたので、GHQ労働課に対して既得労働条件の侵害を排除するよう要請を行つている。また全日本海員組合は南鮮向け船員危険手当を要求し、その協定が結ばれた。七月中旬結成された総評も、具体的活動方針の中に軍需生産および輸送増大に伴う超過労働に対する手当の増額、定期昇給などの賃金闘争を含め、また労働基準法違反、過重労働、危険防止施設の拡充の問題等を掲げたが、具体的争議には至らなかつた。

七月以降の下半期における重要な戦争の影響として現われて来たのは、このような情況に乗ずる資本攻勢の強化である。労働争議に

ついてとくに顕著なものに罷業に対する資本家側の対抗策としての工場閉鎖の拡大がある。第180表は労働損失日数合計中に占める工場閉鎖の割合を示しているが、これによつて工場閉鎖による労働損失日数が総損失日数中に占める割合が戦争勃発後の七月に一挙に四五・八%に増大したことが知られる。その割合は九月にはついに同盟罷業による損失日数を凌駕して五九・七%と実に六割弱を占めるに至つたのである。また同じ表は、作業停止争議が戦争勃発によつてどれほど影響を受けたかを教えている。この減退の意味は説明を要しないであろう。またこのような資本攻勢の強化に関連して前述のごとく総評が結成され、また新聞労組を手初めに七月から一〇月にかけ（公務員は一一月から）いわゆるレッド・パージが実施されて労働組合の戦闘的指導者や働き手が追放され、さらに八月には左翼系労働組合の中心となつていた全労連の解散が行われた。

しかしこのような資本攻勢の下においても労働争議は萎縮せず、大規模争議も少くなく、七月を前月と比較してみると一、〇〇〇人以上五、〇〇〇人未満の争議は七件、一三、〇〇〇人減少したが、五、〇〇〇人以上の争議は逆に二件、一五、〇〇〇人だけ増加している。七月に行われた参加人員五、〇〇〇人以上の同盟罷業は日立電線、貝島炭鉱、日本鋼管、東芝、日産自動車等であり、新規発生の争議行為を伴わない争議に中労委関与の日新化学（経営参加、一二、〇〇〇人）、鉄道弘済会（賃金増額、八、〇〇〇人）がある。工場閉鎖としては日立製作所の九四、〇〇〇日、芝浦機械製作所の二五、〇〇〇日がとくに目立つている。

八月以降年末までの大規模争議としては、三井化学（賃金切下反対）、日本鉱業（臨時給与金要求）、明治鉱業北海道支社（臨時給与金要求）、四国機械（労働協約締結、解雇反対、復職）、東洋高圧砂川工場（臨時給与金要求）、富士三鷹（賃上）、大日本印刷（経営権

第180表　工場閉鎖の役割の増大

1950年	作業停止争議		労働損失日数			
	件数	参加人員	合計	同盟罷業による損失日数	工場閉鎖による損失日数	工場閉鎖損失日数 %
1月	46	51,449	90,607	88,483	2,124	2.3
2月	58	28,382	59,601	58,473	1,128	1.9
3月	64	377,355	3,836,027	3,813,959	22,068	0.6
4月	85	59,380	190,448	159,412	31,036	16.2
5月	98	128,622	327.303	309,716	17,587	5.4
6月	83	70,883	235,433	217,726	17,707	7.5
7月	76	66,149	297,388	161,170	136,218	45.8
8月	55	25,194	98,552	54,692	43,860	44.5
9月	30	12,768	86,280	34,738	51,542	59.7
10月	41	22,781	82,501	59,435	23,066	28.0
11月	29	26,555	50,246	45,936	4,310	8.6
12月	65	48,696	82,767	81,914	853	1.0

問題）、川南工業、田島炭鉱、太平鉱業、東芝電気、トヨタ自動車、日産自動車、日本鋼管鶴見造船所などがある。

下半期の労働争議において特に注目されるのは、賃上要求その他の績極的要求が非常に多くなつていることである。これは主として戦争勃発以来の物価の昂騰、労働強化、企業の高利潤を原因とするものと考えられ、一、二月には積極的要求の占める比率は七七％に達した。戦争下の不利な条件の下で進められたこれらの労働争議の活発化は、組合下部大衆の切実な生活難に基ずくものであると同時に、そのような直接に生活に結びつく要求がさらに政治的に高い国際的視野を広め、そのような問題との結びつきにおいて闘われ始めたことは、ほとんどすべての産業部門をつかんだ規模の広さと共に、下半期の争議を特徴づけるものとして注目に値する。

このような広範囲なしかも下部大衆からつき上げる労働運動の進展情勢を前にして、先の民同系の国会共闘委に代つて総評以外の中立組合を含めた国会闘争委員会が闘争機関として七月中旬に発足し九月中旬には全国民主労組闘争委員会（全闘）が結成され、また官公労は一〇月下旬闘争宣言を発して年末攻勢への準備がなされた。そして経済闘争のワクに制限しようとする組合幹部の努力に対して労働運動の正しい統一への要求が下部大衆の生活条件の中から現われつつあることも忘れてはならない。こうして年末六三〇万票に達したストックホルム平和署名運動と共に問題は一九五一年にひきつがれたのである。

以下主として労働省の「労働争議統計速報」（注）をもとにして本年の労働争議を統計的に観察分析し、ついで主要な労働争議のてんまつを第二章においてのべることにする。

（注）労働争議統計資料について

一、統計資料の編集と公表

一八九八年（明治三〇年）以来わが國では内務省警保局が調査を行つていたが公表されなかつた。一九二二年（大正一一年）内務省に社会局が新設されるに至つて同局がその編集にあたり翌年から「労働時報」に公表されるようになり、別に非公刊の「労働運動年報」（一九四一年まで刊行、明治三〇年以来の数字を公表）にその詳細を掲載した。その後一九三八年（昭和一三年）一月新設の厚生省労働局（のちに勤労局、労政局）の手に移り、ついで一九四七年（昭和二二年）九月労働省の設置と共に労政局の所管となり、一九四八年九月以降は同省労働統計調査局に移管されて今日に至つている。現在同部から「労働争議統計速報」（月刊）、「労働統計調査年報」（四八年）、「労働白書」（毎年）等が出ている。なお同部の「統計からみたわが國の労働争議」（一九五〇年一二月）は従来の数字を集めており、非常に有効である。

二、調査方法

労働関係調整法によれば、争議行為が発生したときは、その当事者はただちにその旨を労働委員会又は都道府縣知事（船員法の適用を受ける船員については海運局長）に届け出なければならない規定になつているが、争議発生は前の状況および発生後の経過、解決状況等を調査し、労働省に報告書を提出する事務は主として各都道府縣の労政課が担当し、その集計、報告書内容の規正又は争議発生当事者への照合は労働統計調査部が担当している。都道府縣等からの報告もれ追加報告は一九五〇年一月以降報告のあつた月毎に元の数字を修正することになつた（従来は無修正）。なお争議統計は争議当事者たる使用者側と労働者側の両方から調査しているが、両者に見解の相違があれば調査担当者の公平な判断によつて定めるべきだとされている。

三、調査単位

独立の工場事業所を単位として調査する。したがつて共同争議や労働組合連合団体の争議も各独立した工場事業所毎に調査する。従来この調査単位は、企業単位、組合単位、事業所単位が混用されていたが、最近の改正（昭二五・四・二八、労働省統発第六号）によつてすべて事業所単位に統一した。しかし集計単位としては労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議等の場合はいずれも一件の争議として集計することは従前と変りなく、したがつて争議件数は必ずしも事業所単位には一致しない。ただ府県別分布の集計に際しては各都道府県の事業所毎に集計する（「統計からみたわが國の労働争議」による）。

第二節　争議件数および参加人員

わが国の労働争議が、その規模においても熾烈さにおいても敗戦後に未曾有の昂揚を示し、統計面では一九四八年とくにその前半期に絶頂に達したこと、そしてその後は件数でも参加人員でも減少傾向をたどつていることは前年度の本年鑑（第二三集）に述べた通りである。それでは一九五〇年の数字はどうなつているであろうか。第181表に見られるように、年間総計（前年より繰越された争議と年間新規発生争議との合計）の数字を見ると、件数については前年のみならず、戦後最高を示した一九四八年の数字をすら凌駕しているが、参加人員については前年度の傾向をつづけて前年より更に減少していることがわかる。四八年から四九年へかけて半減以上の激落にくらべると、四九年から五〇年へかけての参加人員の減少割合はそれほどではないが、それでも一〇〇万人近くの減少が見られ、四六年の数字以下に下つている。年間発生争議だけを見るとこの変化はるかに軽微（約二〇万人減）であるが、大体の傾向は同じである。

第181表　年間労働争議累年表

年	件数	参加人員
1937	2,126	213,622
1938	1,050	55,565
1939	1,120	128,294
1940	732	55,006
1941	554	17,285
1942	268	14,575
1943	417	14,791
1944	296	10,026
1945	256	164,535
1946	920	2,722,582
1947	1,035	4,415,390
1948	1,517	6,714,843
1949	1,414	3,307,407
1950	1,546	2,542,275

〔備考〕 1937年内務省社会局，1938年—1946年厚生省労務局（後に勤労局，労政局），1947年労働省労政局，1948年以降労働省労働統計部調査による。

右のごとき件数における増加と参加人員における減少の傾向は、小規模争議の増加と争議の深刻化を推測させると共に、一般的に労働運動にとつての悪条件の一層の堆積を物語るものといえよう。

ただ争議参加人員の減少傾向については誤解を避けるために若干の説明を要する。第一に、前節にも述べた朝鮮における戦争勃発の影響がいかに大きなものであつたかを忘れてはならない。月別発生争議参加人員を戦争勃発の六月までの前半期と七月以後の後半期とに分けて集計し、これを前年と比較すると第182表の通りである。この表に見られるように、争議総数では四八年前半期以後、各半期毎にくらべると、四九年から五〇年へかけての参加人員の減少割合はそれほどではないが、それでも一〇〇万人近くの減少が見られ、四六年の数字以下に下つている。年間発生争議だけを見るとこの変化

第182表　半期別発生労働争議参加人員

半期別	総争議	作業停止争議
1948年前半期	2,430,487	1,580,818
〃　後半期	1,384,181	716,840
1949年前半期	1,197,704	309,943
〃　後半期	492,832	284,167
1950年前半期	991,730	452,166
〃　後半期	494,777	130,334

加人員は四九年の前半期とへらべて、そのいずれよりも多いのである。そして戦争の始まつた後半期の参加人員の激減ぶりがいかに大きいかを知ることができる。第二に、公務員の罷業権が剝奪されていることに留意する必要がある。このことのもつ意義は、まだ公務員に罷業権の認められていた四八年前半期と五〇年の同期との罷業参加人員を比較してみれば明瞭である（第183表）。すなわち公務員の代表的なものとしての国鉄を含む陸運業と、全逓を含む通信業と、官公労を含む公務及団体の三業種だけで両期の参加人員の差は約九〇万人に達することが知られる。したがつてもし公務員の罷業権がその後も認められていたとすれば、争議参加人員は四八年後半期以後も減少するところが逆に増大していたかもしれないのである。第三に、労働争議を「争議行為を伴うもの」と「争議行為を伴わないもの」に分けて、それぞれの参加人員を前年と比較してみると、前者については五〇年の数字が四九年に比較してかえつて大きいばかりでなく、四八年を除けば他のいずれの年よりも大きいのである（第184表）。このこともまた参加人員の減少傾向ということを単純に考えてはならないことを教えている。

第183表　公務員罷業権喪失の意義

罷業参加人員	陸運業	通信業	公務及団体	計
1948年前半期	372,343	223,499	352,634	948,476
1950年前半期	52,077	0	0	52,077

第184表　年間発生労働争議中争議行為を伴うものの参加人員

年別	争議行為を伴うもの	争議行為を伴わないもの	計
1946	629,003	2,087,232	2,716,235
1947	272,255	2,826,608	3,098,863
1948	2,692,997	1,121,671	3,814,668
1949	624,805	1,065,731	1,690,536
1950	714,831	771,676	1,486,507

争議件数から見ると新規発生争議は一月の七九件から次第に増加して五月に一五八件となり、七月まで一〇〇件以上を数えたが、秋には七―八〇件台に下り、一二月に再び一三二件となつた。新規発生争議に繰越争議を加えた件数では毎月六体二〇〇件から三〇〇件の間で六月の三〇七件が最大である。なお一カ月間の発生争議件数三〇七件（六月）は、一五八件（五月）および発生・繰越争議件数いずれも戦前戦後を通じての最高のレコードであつた。しかし件数においては基礎となる争議単位が不同であるから、全体の趨勢を見

るには参加人員を取る方が一層適切である。

参加人員から見ると、新規発生争議においては、一万人以下の一月から九万人台の二月、さらに三七万人台の三月へと激増を示し、四、五月は二〇万台であつたが、六月から一〇万人以下に落ちて減退をつづけ、九月に最低の二万人となつてから再び増大に転じ一二月には二一万人になつている。繰越争議を加えた総参加人員についても大体の傾向は同じで、最高は四月の一二七万人、最低は九月の七八万人である。なお比較的低調であつた秋においても、件数の方はそれほど大きな減少を示していないのは、一般に争議が小規模化したことを物語つている。

以上に見たごとく、争議件数においても参加人員においても一九五〇年の争議の山はいわゆる三月攻勢を中心とする春であり、それにつづいて年末であつたということができる。このような争議の波の型は戦後日本の争議の季節的変動に特徴的なものがあつて、六―八月の夏にピイクをもつた一九三〇年（昭和五年）以前の争議、四―五月の春にピイクをもつた戦時中の争議と比較して興味深い（第185表参照）。

第185表　争議の季節的変動の推移

年別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1914～1916	4.2	6.4	4.2	10.7	9.5	18.3	12.6	13.8	7.8	3.8	5.6	3.2
1917～1923	3.4	8.9	6.7	5.5	6.9	10.5	20.4	15.7	6.4	6.8	6.6	2.2
1924～1930	7.2	4.7	8.1	9.5	7.9	14.3	8.8	9.0	7.3	7.5	7.1	9.7
1931～1937	9.4	7.0	9.0	11.7	11.0	9.9	7.9	8.4	9.8	6.2	5.7	4.2
1946～1949	2.3	6.7	14.6	10.8	6.5	5.9	4.9	5.5	11.1	12.8	6.7	12.3
1950	0.6	6.9	25.2	16.6	13.9	4.2	5.5	2.1	1.3	4.2	5.5	14.7

しかし同じ戦後でも、一年を前半後半の二期に分つて両者の比率を見ると、四六―四七年には後半期の方が争議参加人員が多くなつているのに対して、四八年以降はむしろ前半期の方が多く、四八―四九年は後半期が前半期の半分という急激を示している。本五〇年も同じ傾向にあつて、後半期は前半期の半分以下になつている。その理由はすでに述べた通りである。

最後に作業停止労働争議による損失労働日数の推移を見ると第186表の通りであつて、五〇年三月の三八三万日は飛びぬけて大きく従来のレコードたる四六年一〇月の二四一万日、四七年三月の二三万日、四八年三月の二一三万日、四九年五月の二三四万日をもはるかに上廻る数字であつて三月攻勢の深刻な意義を証明するものといえよう。

第186表　労働損失日数の推移

年月	損失日数
1946年	6,266,255
1947年	5,035,783
1948年	6,995,332
1949年	4,320,688
1950年	5,437,153
1950年 1月	90,607
2月	59,601
3月	5,856,027
4月	190,448
5月	327,303
6月	235,453
7月	297,388
8月	98,552
9月	86,280
10月	82,501
11月	50,246
12月	82,767

（注）労働損失日数とは作業停止労働争議（同盟罷業および工場閉鎖）が行われた期間に実際に作業の損失となつた延日数の合計である。それには直接的損失と間接的損失の両者を含み、一部労働者の罷業のため他の労働者が作業しえぬ場合は後者に含まれる。しかし停電ストによる一般工場の作業停止のごときは含まれていない。

計算方法は、直接、間接をとわず短期間の作業停止争議の場合は作業停止を行つた労働者の延人員をとり、長期の場合は作業停止人員に可能労働日数を乗じて計算する。従来は七日以上継続するときは一律に七日につき一日を差引いて日数を計算していたが、本年から可能労働日数をもつて計算することになつた。可能労働日数とは暦日の日数から、その事業所において実際に休日と定めた日を差引いた日数である。ただし四時間未満の罷業は含まれず、また一日のうち四時間以上の罷業はすべて一日として計算されている。

第三節　争議の形態

労働省の発表している労働争議統計は争議の形態を次のように分類している。

- 争議行為を伴うもの
  - 同盟罷業
  - 工場閉鎖　（作業停止争議）
  - 同盟怠業
  - 事業管理
- 争議行為を伴わないもの（労働委員会の関与したもの）
  - 労政職員の関与したもの
  - その他の関与したもの

（注）労働省の「労働争議統計調査必携」（一九五〇年五月）によれば、争議行為の形態はその戦術によつて種々の形態が予想されるが、これを四種類に限定するとして次のように規定している。

「同盟怠業」とは労働者の団体が自己の主張を貫徹するために作業を継続しながらも作業を量的、質的に低下させるものをいう。ただし作業停止継続時間四時間未満の同盟罷業は同盟怠業に含める。

「同盟罷業」とは自己の主張を貫徹するために労働者の団体によつてなされる一時的作業停止をいう。ただし前述のごとく四時間未満のものは除かれる。

「工場閉鎖」とは労働者の争議に対する対抗手段として自己の主張を貫徹するために使用者が生産活動の停止を宣言し作業を停止するものをいう。休廃業を意味する閉鎖は含まない。

「業務管理」（生産管理・事務管理）とは争議手段として使用者の意志を排斥して労働者によつて事業所が占拠され、専ら労働者の方針によつて生産や業務が遂行されるものをいう。使用者の承認の下に労働者による事業の運営が行われるものを含まない。

争議行為を伴わない争議については、その解決のために労働委員会、労政職員、市長、政党員等第三者が斡旋・調停・仲裁等をした争議のみが調査される。したがつて第三者が関与しない場合は統計面には現われて来ない。

なおＩＬＯの第三回國際労働統計学会議において採択された決議（一九二六年）は、「一時的作業停止」のみを統計の対象とし、できる限りそれと同盟罷業と工場閉鎖とに区別することが望ましいと述べているが、アメリカの現行調査では、争議対

象は右のILO決議と同様作業停止争議のみに限定され、それを同盟罷業と工場閉鎖に区分していない。しかも作業停止期間が一日以上または一交替以上継続し参加人員六人以上の場合でなければ対象にならない。

わが國でも一九五〇年一月以降はとくに作業停止争議に重点がおかれ、國際的比較を可能にするようILO決議に一致した方法を採用することになつた。ただし作業停止四時間未満の罷業は怠業に含めていること前述の通りである。

なお一つの争議が集計期間中に二種以上の争議形態を次々にとつたり、同時に異種の形態が行われたりすることがある。このような場合、従来の統計では最後の形態によつて分類していた。しかし一九五〇年の統計からは数種の形態をとつた争議は各形態毎にそれぞれの参加人員を用いてそれぞれ一件の争議として取扱い争議行為を伴つたものの小計欄には一まとめにして一件の争議として計上し、参加人員は各形態のうちの最大の参加人員をもつて一回だけ集計することになつた。ただし同じ形態が二回以上行われたときは一回だけ計上する。第三者が関与した争議で争議行為を伴つた時は、争議行為を伴つた参加人員と、総参加人員から行為を伴つた参加人員を差引いた残りとをそれぞれ一件として集計し、総計欄には一括して一件として総参加人員を計上する。したがつて各形態毎の件数および参加人員の合計は、争議行為を伴つたものの件数および参加人員の総計と一致しない場合が生ずる。

年間労仂争議（年間発生争議に前年よりの繰越争議を加えたもの）の件数および参加人員のうちで争議行為を伴つたものの占める割合をみると第187表のごとくである。

すなわち争議行為を伴うものの割合は件数においては四六年以来継続的に低下し、参加人員においては四八年以来ますます低下しつつある。これは一般的に直接的な弾圧その他社会的な争議行為の困難化を示すものに他ならない。このような情勢が争議原因の減少を現わすものではないことはいうまでもなく、「争議の平和的解決への努力の現われ」（労仂白書）とみることも適当とはいいがたく、むしろ深刻化した社会的底流を暗示するものといえよう。

第187表 総争議中争議行為を伴うものの比率

年別	争議行為を伴うもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	88.0	23.3	12.0	76.7
1947年	66.0	6.7	34.0	93.3
1948年	60.2	38.8	39.8	61.2
1949年	46.0	37.5	54.0	62.5
1950年	47.9	32.7	52.1	67.3

第188表

月別発生労働争議のうち争議行為を伴うものの比率

月別	件数(%)	参加人員(%)
1950年 1月	48.1	47.5
2月	66.7	39.4
3月	49.6	87.1
4月	60.0	27.4
5月	53.8	30.9
6月	59.1	74.1
7月	46.9	56.7
8月	50.5	64.5
9月	31.1	53.5
10月	50.0	20.1
11月	40.0	25.1
12月	66.7	27.7

発生争議についてこれを月別に観察すると第188表のごとくであつて、争議行為を伴うものが総争議の半ば以上を占めるのは、件数においては三月、四月、五月、六月、八月、参加人員においては三

月、六月、七月、八月、九月のいずれも五回である。これは前年よりも多い。とくに顕著なのは三月であって、この月は件数においてはむしろ少いが、参加人員においては争議行為を伴わないものの七倍に近い。

次に、争議行為を伴つたもののうち、同盟罷業、工場閉鎖、同盟怠業、業務管理のそれぞれの形態の争議が占める割合は第189表のごとくである。争議手段としての同盟罷業のもつ意義は依然として圧倒的に大きい。四八年および四九年と同じく、五〇年も争議行為の八〇%以上は同盟罷業であつた。同盟罷業の地位が第二位に下つた月は、件数では一つもなく、参加人員で三回（三月、四月、一〇月）だけである。

第189表　争議行為を伴う発生争議のうち各形態の争議の参加人員が占める比率

月　別	同盟罷業	工場閉鎖	同盟怠業	業務管理
1950年 1月	73.8	0.2	29.2	0.4
2月	53.5	—	54.1	2.9
3月	96.7	1.5	4.3	0.0
4月	50.5	1.2	69.7	0.5
5月	85.4	4.2	19,0	0.4
6月	57.8	0.7	62.5	0.4
7月	73.9	0.3	30,8	—
8月	61.2	6.2	50.4	0.7
9月	59.2	—	43.1	0.4
10月	49.9	2.1	57.7	—
11月	61.7	0.6	41.0	—
12月	77.5	0.4	39.5	—

しかし五〇年の争議において注目すべき現象は、同盟怠業および工場閉鎖の意義が著しく増大したことである。このことは従来あまり見られなかつた新現象といえよう。同盟怠業の参加人員が争議行為を伴うもののうちで第一位を占めた先例はあるが（四八年二月、八月、四九年九月）五〇年には二月、四月、一〇月の三回に上り、参加人員は前年の七倍に近い。怠業のもつ意義、とくに罷業と結合した怠業の役割が本年ほど大きくなつたことはないといえる。また労仂者の攻撃に対する資本家側の対抗手段たる工場閉鎖も、五〇年には顕著にその意義を強めた。件数および参加人員の比率から見ると大したものではないが、労仂損失日数の大きさから見て、とくに朝鮮における戦争勃発以後、非常に重要性を増し、損失日数総計の六〇%を占める月すら生じたことは先に見た通りである（第180表）。これによる年間損失日数は前年の五倍をこえる激増である。参加人員においても、工場閉鎖は前年の三倍以上となつた。業務管理（生産管理）は四六年に一時五〇%以上を占めたことがあるが、その後ひきつづき減少しており、五〇年には少くとも数的にはいよいよ争議手段としての意義を低下させたといえる。しかし業務管理の一つもなかつた月はなく、この形態の争議の発生する基盤はまだなくなつていないことを物語つている。

各形態の争議の月別推移の詳細については第201・202表を参照せられたい。

第四節　争議の規模

本年の労仂争議の規模がどの程度の大きさのものであつたかを知るために、まず一年間の争議の総件数を総参加人員で割つた一件当りの平均参加人員を算出し、これを前年と比較してみよ

う（第190表参照）。

第190表　争議一件当り平均参加人員

年別	総数	争議行為を伴うもの	争議行為を伴わないもの
1946年	2,959	784	18.978
1947年	4,266	432	11,705
1948年	4,426	2,854	6,804
1949年	2,569	1,904	2,686
1950年	1,515	1,038	1,892

この統計によつて五〇年の争議は前年にくらべて三〇―四〇%方規模が縮少したことがわかる。争議全体では一件当り二、三三九人から一、五一五人へ、そのうち争議行為を伴うものは一、九〇四人から一、〇三八人へ、争議行為を伴わないものは二、六八六人から一、八九二人へ、それぞれ小規模化しているすなわち大体において、争議行為を伴うものは平均一、〇〇〇人、伴わないものは平均二、〇〇〇人、両方をあわせて一、五〇〇人というのが五〇年の規準規模であろう。四八年以来争議の平均規模が縮少したということは、争議が中小企業をもとらえて広汎に拡まつたことを意味すると同時に、巨大企業の争議とくに公務員の大争議が著しく困難な環境におかれたことを物語るものであろう。

次に争議一件当りの平均参加人員の月別推移を見よう（第191表参照）。

総争議平均では、最低二、五四九人、最高四、五〇八人で、大体三、〇〇〇―四、〇〇〇人台に平準化したようにみえる。二・一ストト当時をはじめとして敗戦後時折見られた平均一万人以上の参加人員をもつ月がなくなつたと同時に、二、〇〇〇人以下の月もなくなつたことは注目に値する。しかしこれを争議形態別に検討するとかなり争議の規模ということができよう。

第191表　争議一件当り平均参加人員の月別推移

月別	総数	同盟罷業	工場閉鎖	同盟怠業	業務管理	小計	争議行為を伴わないもの
1950年1月	4,035	1,222	28	126	108	872	5,403
2月	4,219	513	47	1,231	371	663	6,098
3月	4,435	6,205	1,262	5,149	35	5,828	357
4月	4,474	688	1,029	2,187	115	978	3,230
5月	4,074	1,449	422	1,405	721	1,201	6,070
6月	2,549	876	395	1,288	64	886	3,813
7月	3,074	917	1,360	2,317	529	1,114	3,737
8月	3,068	422	857	622	71	493	3,828
9月	3,818	384	1,229	776	100	540	4,125
10月	3,907	594	537	415	222	562	4,860
11月	4,508	1,005	125	1,829	346	1,414	5,082
12月	4,051	780	76	3,383	14	1,884	4,754

りの月別変動のあることがわかる。同盟罷業と同盟怠業とはいずれも三月攻勢の月に最大の平均規模をもち、若干の対応現象を示しているが、争議行為を伴うものの小計と伴わないものとを対照すると、かえつて一方の大きい時には他方が小さくなるような関係の見られることは興味深い。

次に規模別争議の動向を見よう。参加人員の数によつて六つに分類した争議の件数を見ると第192表のごとくで、依然として四九人以下の小規模争議の比重が大きく、争議総数で約四〇%、争議行為を伴うものでは約三〇%、争議行為を伴わないものでは約五〇%を占めていることがわかる。しかし前年と比べると、四九人以下の小規模争議と一、〇〇〇人以上の大規模争議が共に比率において減少し（実数では微弱ながら増加）、五〇人以上九九人以下の中規模争議が増加している。ただ争議行為を伴わない争議の場合には四九人以下のすべての争議と一、〇〇〇人以上の争議だけが大幅に増加したことが知られる。争議行為を伴う争議においては小規模争議および大規模争議の減少傾向がかなり顕著に現われている。小規模争議の減少は主として企業整備による小企業の淘汰に、大規模争議の減少は組合「民主化」運動や争議の政治的困難化にもとずくものと考えられる。一、〇〇〇人以上の大規模争議の参加人員は総参加人員の約九〇%を占めているが、戦争による争議の沈滞傾向はとくにこれらの争議において見られるようである。五、〇〇〇人以上の参加人員をもち争議行為を伴う争議が八月から一〇月にかけて一件も発生しなかつたことは注目をひく。

第192表　規模別労働争議件数

規模（単位人）	総数		争議行為を伴つたもの		争議行為を伴わないもの	
	1949	1950	1949	1950	1949	1950
合計	1,414(100)	1,546(100)	651(100)	740(100)	770(100)	806(100)
1～49	604(42.7)	608(39.3)	220(33.8)	215(29.1)	384(49.9)	396(49.1)
50～99	213(15.1)	241(15.6)	94(14.4)	126(17.0)	119(15.5)	115(14.3)
100～499	336(23.8)	392(25.4)	177(27.2)	227(30.7)	159(20.6)	165(20.2)
500～999	96 (6.8)	132 (8.5)	62 (9.5)	74(10.0)	34 (4.4)	57 (7.1)
1000～4999	122 (8.6)	130 (8.4)	71(10.9)	79(10.7)	51 (6.6)	51 (6.3)
5000～	43 (3.0)	43 (2.8)	27 (4.2)	19 (2.5)	23 (3.0)	24 (3.0)

それぞれの規模の争議の月別推移を見ると、三月攻勢の月の参加人員の大きいことは、主として五、〇〇〇人以上の争議の波にもとずくものといえる。他の規模の争議は三月には最高位を示していないからである。朝鮮戦争の影響による下半期の沈滞は、とくに小規模および大規模争議において著しい。

第五節　争議の産業別分布

一九五〇年の労働争議はどの部門に多く起つたであろうか。まず作業停止労働争議（同盟罷業および工場閉鎖）についてみると（第193表）、争議件数の最も多かつた部門の順列は、第一位が例年と同じく機械器具工業（二一八件）、第二位は化学工業（六九件）、第三位は金属工業（五九件）、第四位は石炭鉱業（四七件）で

第193表　産業別作業停止労働争議状況

産業別	件数		参加人員		損失日数	
	件数	%	参加人員	%	損失日数	%
合計	571	100.0	681,442	100.0	5,437,153	100.0
水産業	5	0.9	2,228	0.3	9,954	0.2
鉱業	66	11.5	345,875	50.3	4,034,156	74.2
石炭鉱業	47	8.2	330,798	48.6	3,622,336	66.6
その他	19	3.3	15,077	2.2	411,820	7.6
建設工業	9	1.6	801	0.1	2,399	—
製造工業	447	78.3	260,390	38.2	1,227,766	22.6
金属工業	59	10.3	32,852	4.8	148,045	2.7
機器工業	218	38.2	174,980	25.7	790,729	14.6
化学工業	69	12.0	36,097	5.3	199,245	3.7
窯業・石土工業	29	5.1	3,797	0.6	13,747	0.3
紡織工業	16	2.8	2,884	0.4	7,296	0.1
製材・木製品工業	23	4.0	770	0.1	7,858	0.1
食料品工業	9	1.6	1,538	0.2	2,264	—
印刷・製本工業	10	1.8	2,375	0.3	10,072	0.2
その他の製造工業	4	0.7	1,169	0.2	1,229	—
修理業	10	1.8	3,928	0.6	47,281	0.9
ガス・電気業	2	0.4	4,093	0.6	48,922	0.9
水道・運輸業	24	4.2	65,757	9.6	106,345	2.0
その他	18	3.1	2,298	0.3	7,611	0.1

〔備考〕　労働省労働統計調査部，労働争議統計による。

あり、参加人員および労働損失日数においては石炭鉱業（一三三万人、三六一万日）、第二位は機械器具工業（一七万人、七九万日）の順で、そのあとに化学工業および金属工業がつづくがいずれも参加人員四万人以下損失日数二〇万日以下である。これらの産業部門と陸運業（鉄道）および水運業（港湾）が労働運動の最も活発な部門であったということができる。大ざっぱに考えて、件数においては金属労働者（機器・金属・修理）、参加人員においては炭鉱労働者がそれぞれ半数を占めているのである。

前年と比較して特に大きな変化と見られるのは、石炭その他の鉱業が参加人員において相当の減少を示しているにもかかわらず損失日数においては大幅に増大（三〇―五〇%）したこと。運輸業はこれと逆に参加人員の激増（五〇%以上）にもかかわらず損失日数がかなり減少したこと。ガス・水道・電気業では参加人員、損失日数とも相当増加しているのに反して、紡織工業では逆に両方とも激減していること、などである。紡織工業において損失日数が二三分の一に、参加人員が二八分の一になったことはいわゆる「糸ヘン景気」の反映と見られるかもしれない。なおここでも公務員の罷業権が失われて以来、陸運（国鉄）、通信（全逓）、電気（電産）、公務（全官公）等の基幹労働者の活動が背景にしりぞいていることを想起する必要がある。

月別の推移を見ると、三月攻勢の主要部隊を成したのは石炭その他の鉱山労働者であり、それ以外で鉱山労働者の運動の低下した時期に先頭に立つたのは主として機

器労仂者であつたということができる。

この場合も朝鮮における戦争の影響ははつきり看取できる。戦争勃発を境にして分けられる上半期と下半期とを比較してみると、下半期の方がすべての点でしかもかなり顕著に増加しているのは紡織工業であり、そのこと自身多くのことを物語つているが、それを除く他の諸部門はいずれも軒なみに戦争以後沈滞化していることを見逃せない。戦争勃発の下半期に入るとともに作業停止争議が顕著に弱化した部門としては、電気産業と陸運・水運の運輸業があげられる。とくに前者は下半期には全く消滅している。これらの部門においても、争議行爲を伴わないものをも含めた総争議は下半期もその活動は変らず、強化さえしていることを銘記すべきである。なおかつてあれほど華やかな活動を示した通信業が五〇年についに一件の同盟罷業をも記録しなかつたことが注目される。産業別争議の月別推移についてはくわしくは第203—205表を参照されたい。

次に争議形態別にみた争議の産業別分布を簡単に検討しよう。

同盟罷業 件数においては機械器具工業、化学工業、金属工業、石炭鉱業の順に多く、参加人員においては石炭鉱業、機械器具工業ガス・電気・水道業、陸運業の順に多い。月別にみると、一月には

第194表 争議参加人員が組織労働者総数に対して占める割合

産業別	A 組合員数	B 争議参加人員	B/A
合計	5,773,908	1,374.746	23.8
農業	5,111	—	—
林業	49,272	—	—
水産業	53,408	2,941	5.5
鉱業	513,965	463,880	90.3
石炭鉱業	432,859	391,598	90.5
その他	81,106	72,282	89.1
建設工業	221,871	1,102	0.5
製造工業	1,877,920	520,972	27.7
金属工業	248,724	48,132	19.4
機械器具工業	528,825	350,705	66.3
化学工業	341,502	78,076	22.8
窯業及土石工業	80,551	6,484	8.0
紡織工業	416,706	7,837	1.9
製材及木製品工業	50,410	1,541	3.1
食料品工業	84,892	5,069	6.0
印刷及製本業	69,418	6,535	9.4
その他の工業	15,798	1,169	7.4
修理業	41,094	15,424	37.5
ガス・電氣・水道業	161,220	203,079	126.0
商業	174,159	1,075	0.6
卸賣業	—	147	—
小賣業	—	294	—
その他	—	634	—
金融業	223,364	2,609	1.2
運輸通信業	1,162,167	176,420	15.2
陸運業	772,347	160,448	20.8
水運業	179,770	15,866	8.8
通信業	210,050	106	0.1
サービス業	672,167	198	0.0
娯楽興業	—	107	—
広告宣伝業	—	—	—
その他	—	91	—
自由業	—	645	—
教育	572,926	603	0.1
その他	—	42	—
公務及団体	530,589	1,099	0.2
その他の産業	128,816	726	0.6
進駐軍関係	66,577	—	—
その他	62,239	726	1.2

陸運業（四万人）、二月には機器工業（九千人）、三月には石炭鉱業（二九万人）、四月から八月までは機器工業（七万人ないし九千人）、九月には陸運業（三千人）、一〇月、一一月には化学工業（一万人）、一二月には機器工業（二万人）がそれぞれ第一位を占めていた。

工場閉鎖　とくに重要なものは化学工業（三、四月各四千人）、機器工業（五月三千人、六月二千人、七月九千人）、修理業（八月三千人）、金属工業（八、九月各一千人）などである。

同盟怠業　多数の参加人員を記録した産業部門としては、電気産業（とくに三月の一〇万人、一二月の八万人）、機械器具工業（一万人以上動員が六カ月）、陸運業（一二月の四万人をはじめ二万人以上が三カ月）があり、それにつづくのは石炭その他の鉱業、化学工業、水運業などである。一二月の金融業二千人は注目に値する。

業務管理　ほとんど大部分は機械器具工業であつてそれも小規模のものが多い。しかし一件五〇〇人以上の争議も五月と七月に記録された。

以上は争議行為を伴つた争議についてであるが、争議行為を伴わないものを含めて検討すると、産業別の順位は大分様子が変つてくる。件数については第一位は機械器具工業、第二位は陸運業、第三位は金属工業、第四位は紡織工業、第五位は石炭鉱業であり、参加人員から見ると第一位は陸運業、第二位は電気産業である。陸運業は三月まで四〇万人台、四月から五〇万人台、一一月六〇万人台、一二月七〇万人台と争議参加人員は累増の一途を辿り、電気産業は毎月一四万人台を終始持続している。この部門につづいて多いのが石炭鉱業、機器工業、紡織工業、食料品工業である。

最後に各産業部門別に争議参加人員がその部門の労働者総数および組織労働者総数に対して占める割合を見ると第194表のごとくである。

第六節　争議の地域別分布

五〇年の労働争議を都道府県別に集計してみよう（第206表）（注）。件数においては第一位は東京都（二九六件）、第二位は大阪府（二七九件）、第三位は神奈川県（二六七件）、第四位は兵庫県（一六八件）、第五位は北海道（一三六件）、第六位は福岡県（一一〇件）、第七位は愛知県（一〇九件）、第八位は石川県（一〇三件）であり、ついで七〇件以上の府県は佐賀県、新潟県、群馬県、長野県広島県、京都府、静岡県、埼玉県、栃木県であり、ついで五〇件以上の県は高知県、滋賀県、福島県、茨城県、山口県、三重県、青森県、和歌山県、長崎県、香川県であり、五〇件以下の県は奈良県、岡山県、徳島県、千葉県、岐阜県、山形県、大分県、愛媛県、鹿児島県、宮城県、鳥取県、富山県、熊本県、岩手県、秋田県、山梨県、島根県、福井県、宮崎県の順である。参加人員から見ると、第一位は東京都（九五一万人）、第二位は大阪府（二七万人）、第三位は神奈川県（一二万人）であり、つづいて三万人以上の県は兵庫県、愛知県、長崎県、茨城県、広島県、山口県、富山県、次に一万人以上の府県は石川県、京都府、静岡県、新潟県、佐賀県、岐阜県、岡山県、愛媛県、岩手県、福島県、長野県、徳島県、三重県、香川県、栃木県、奈良県、熊本県、秋田県、高知県、群馬県、宮城県、一万人以下の県は青森県、和歌山県、島根県、山形県、埼玉県、鹿児島県、大分県、福井県、宮崎県、千葉県、山梨県、鳥取県、滋賀県の順となる。

戦前にくらべてこの順位の変動はかなり大きい。一般に各地域間の不均等性は一層強化されているといえる。

ここで興味深いことは、この年を朝鮮の戦争を境にして上半期と下半期に分つて集計してみると、上半期まで争議が多くて下半期になると減少する地方と、逆に下半期の方が多くなる地方とのあることである。前者としてとくに急減の度の激しいものとしては、岩手県、山口県、栃木県、茨城県があり、つづいて東京都、神奈川県、愛知県、福岡県、長崎県などがあるが、ここに戦争情勢による圧力の強化を感知することはできないであろうか。これとは逆に戦争後かえつて争議の増加したのは、件数の多いものとして大阪府、北海道、石川県、京都府があるが、多くは奈良県、山梨県、岡山県、徳島県、熊本県、佐賀県などの件数一万件の地方である。宮崎県は総数も非常に少いが、下半期には一五倍に激増している。

件数および参加人員のいずれにおいても首位に立ち圧倒的比率を占めているのは例年どおり東京都であり、参加人員総数中で東京都の占める割合は第195表の通りである。一件当り平均参加人員は三二、一四九人に達する。しかしこのような東京都の圧倒的比率をそのままに受取ることは危険である。なぜなら全国的組合組織ないし企業の争議（たとえば電産、炭労、全港湾、日立）で地方的に分散して行われたもので一括して東京都に編入されている争議が少くないからである。

第195表

全國爭議參加人員中に占める東京都の地位（%）

月別	総数	東京都
1950年 1月	100.0	87.3
2月	100.0	86.5
3月	100.0	93.3
4月	100.0	91.6
5月	100.0	86.1
6月	100.0	84.6
7月	100.0	53.5
8月	100.0	87.6
9月	100.0	91.3
10月	100.0	91.8
11月	100.0	84.1
12月	100.0	72.4

（注）東京に参加人員が多くなるこの理由は、東京に本社のある会社が地方の争議の報告を本社に集めて届出る習慣があるからである。なお二つ以上の府縣にまたがつて行われた共同争議、連合体の争議や企業系統の争議の取扱いについては、従来は組合單位で組合の主たる事務所の所在地で分類していたが、本年からこのような争議は各独立の事業所單位の参加人員を各一件として集計することとなつた。しかし総計欄にはこれを一括して一件の争議として集計されている。

第七節　争議の要求事項

個々の労働争議がどのような原因から発生し、どのような具体的要求を掲げて闘われたかを検討することは、その時期における争議の性格を明らかにする重要な手がかりを与える。争議統計で用いられる要求事項は、最初労働者側から提出された要求事項を対象にしているが、提出された要求事項がそのままその争議の要求事項としえない場合もある。労働省の統計では主要要求事項の全般について調査されているが、そのために基本的要求と副次的要求の区別が無視されて同じ一件として計上されることには問題がある。なおこのように要求事項全般が調査されるために、争議発生件数と要求事項の件数とは一致していない。

賃金その他の労働条件の改善や企業の民主化への積極的要求を掲げて闘う争議が最も活潑であつた四八年の上半期（とくに三月）以

後は一般に攻勢的争議が減少して行き、これに代つて賃金の切下げや人員整理に反対して行われるいわば防衛的争議が次第に増加する傾向が見られるが、この傾向は本年度の争議についても一般的には妥当する。しかし防衛的争議と労働運動の後退とはむろん別であることを忘れてはならない。また防衛的争議の意義が増大するのと並行して、経済的要求と同時に政治的要求をあわせ掲げた争議が増加し、更に政治的要求を正面に掲げた争議が注目され出したことは、労働問題がいよいよ深刻さを増し、政治問題の解決と切り離しては経済問題の解決も困難になりつつある現実を浮彫的に示すものといえよう。本年度後半に次第に重要になりつつある意業においてもこの傾向はとくに顕著に見られる。軍需工場化反対や軍需品輸送に反対すべきことであると共に事態の深刻さを示している。

現在のわが国では組合又は団体協約に関する争議は極めて少く、また外国には少い経営人事関係の争議が非常に多いのが特徴的であるが、いうまでもなく賃金に関するものが圧倒的である。

労働省の発表している労働争議の分類法とそれによる要求事項別争議の月別推移は第196表のごとくである。これを主要要求事項について、(1) 賃金引上、(2) 労働条件の改善、(3) 経営の民主化、(4) 賃金切下反対、(5) 整理解雇反対、の五項目に分けて半期別に集計してみよう（第197表）。

この統計によつて年間累計を前年と比較してみると、とくに顕著なのは、賃金値上の要求が激増していることと、賃金切下反対および整理解雇反対の要求がひきつづき増加していることが知られる。一番多いのは整理解雇反対の争議であり、これに第三位の賃金切下げ反対の争議を加えると、この年においても防衛的争議の比重が圧倒的に高いことが知られる。これと並んで賃金値上争議が激増したことは、本年の労働争議の最も主要な特徴と考えられる。四八年上半期以来前年末まで、賃上争議は減少の一途を辿つていたのに対して本年はこれが再び逆転激増しているのである。労働条件改善要求も前年より増加しているが賃上要求ほど急激ではない。経営人事関係の争議も相当ふえたが、件数そのものはわずかである。

月別、半期別の推移を見ると（第196表）上半期に多かつたのは賃金定期支拂（二一六件）、賃金増額（一六八件）、解雇反対又は解雇者の復職（一四五件）、解雇休業手当及退職金制度の増額（一四一件）などであり、第197表の(4)(5)に当るいわゆる防衛的争議が著しく多い。とくに賃金の定期支拂という最低線の当然な要求の争議が一カ月四〇件以上もあり、年間合計で第一位にあるということはおどろくべきことであると共に事態の深刻さを示している。

下半期に入つて多く見られるのは臨時給与金の要求（一六一件）、賃金定期支拂（一三〇件）、解雇反対（九六件）、解雇休業手当及退職金制度の確立及増額（九一件）、賃金増額（八五件）などであり、今度はむしろ臨時給与金の形での待遇改善要求が強く現われるに至つている。越年資金その他の形での臨時給与金の要求は一二月だけで九二件を数える。要するに戦争勃発後、下半期に入るにしたがつて、防衛的争議自体が困難となりつつあると共に、逆に賃上要求が猛然と現われて来たことが注目される。こうして守勢的対峙の情勢から、労働者側の反撃をのぞかせつつ年を越したわけである。

第八節　争議の解決状況

一般に争議は長期化し解決の困難化の傾向が見られる。

まず争議の継続日数、すなわち発生から解決までに要した日数によつて分類した争議件数を見ると一カ月以上継続する争議が戦争以

1950年度月別発生労働争議の要求事項

二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
138	155	153	194	149	152	112	94	100	81	156	1,610
—	1	3	—	1	1	1	—	1	—	2	11
7	13	5	15	8	18	8	8	7	3	4	100
90	116	111	126	106	109	78	62	64	52	142	1,152
31	37	32	40	19	19	13	10	12	9	22	253
4	5	7	7	10	14	5	5	3	1	1	67
28	46	33	42	41	41	21	20	23	7	18	346
8	—	8	5	2	3	4	2	—	2	—	38
8	—	2	5	9	12	12	8	10	27	92	196
11	28	29	27	25	20	23	17	16	6	9	232
6	—	2	1	3	2	1	2	2	—	1	24
—	—	1	—	2	—	—	1	—	—	—	4
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
5	—	1	1	1	2	1	1	2	—	—	17
—	—	1	3	1	3	1	1	—	—	1	13
26	24	31	48	20	18	22	20	26	26	6	296
1	1	—	2	—	1	1	2	1	—	1	11
3	4	3	4	3	1	1	2	—	3	—	29
21	18	27	41	16	14	19	14	24	20	5	241
1	1	1	1	1	2	1	2	1	3	—	15
3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	4
6	1	—	—	10	1	1	1	—	—	—	30

第197表　主要要求事項別争議件数

半期別	(1) 賃金引上		(2) 労働條件改善		(3) 経営民主化		(4) 賃金切下反対		(5) 整理解雇反対	
1949年上半期	163	295	60	110	13	20	108	237	265	488
〃 下半期	132		50		7		129		223	
1950年上半期	210	467	79	141	17	37	254	413	318	512
〃 下半期	257		62		20		159		194	

第 196 表

月別 / 要求事項		一月
総数		126
組合の承認又は組合活動に関する要求		1
労働協約の締結(又は全面的改訂)要求		4
賃金及手当	小計	76
	賃金増額対排	9
	賃金減額反対	5
	賃金定期支払	26
	その他賃金に関する要求	4
	臨時給与金の要求	11
	解雇休業手当及退職金制度の確立及増額	21
労働條件給與以外の	小計	4
	労働時間の変更	—
	休暇休日に関する要求	1
	その他作業條件に関する要求	3
労働協約の効力に関する要求		2
経営及人事	小計	29
	経営参加	1
	事業休廃止又は操業短縮反対	5
	解雇反対又は解雇者の復職	22
	その他人事に関する要求	1
福利厚生施設		—
その他		10

後とくに顕著に増加したことが知られる。上半期と下半期に分けて比較すると一ヵ月以下の争議は激増しているのに対して、三一日以上一〇〇日までの争議は一一四件から一五〇件へ、一〇一日以上の争議は二九件から六四件へそれぞれ激増しており、とくに後者において著しい。総件数の三分の一は一ヵ月以上継続争議である（第198表）。解決争議の比率は次第に低下して行く傾向にある。

解決した争議について、解決条件を貫徹と妥協と不貫徹に分けると、妥協に終つた争議が全体の七五%を占めており、貫徹した争議が一番少い（第199表参照）。一二月など要求の貫徹した争議の割合は七%にも達しない。争議の大部分が要求貫徹に終つた終戦直後の情勢に比較すると、労仂運動の困難化と労仂問題の深刻化が歴然と現われている。また朝鮮の戦争を境にして要求不貫徹の争議が下半期に至つて激増していることが注目され、戦争と資本攻勢の関連を明示している。

最後に解決方法の統計をみると、第200表にみられるごとく、労仂委員会（仲裁委員会調停委員会）の関与によつて解決した争議が件数においても最も多い。当事者の直接交渉のみによる解決がそれにつづき、件数においては多いが、参加人員からみると、直接交渉による解決と労政職員の関与による解決と大差がない。その第三者（市長、政党員等）の関与（調停、仲裁、斡旋）による解決を含めると、労資以外の第三者の関与する労仂争議の解決がいかに多いかが知られるであろう。月別にこれを見ると、四月と六月は当事者の直接交渉による解決が最も多かつたが、下半期に入るにつれて第三者の関与がますます増大していることがわかる。参加人員においては労仂委員会の関与による解決は下半期には上半期の二倍以上になつている。労政職員の関与による解決は件数は少いが、参加人員についてはは直接交渉に匹敵するほど大きな意義をもち、とくに大争議の解決のあつた三月と五月には他の解決方法にくらべて労政職員の関与による解決が圧倒的部分を占めている。

第 198 表　継続日数別争議の推移

月別	5日以内	6日—10日	11日—20日	21日—30日	31日—100日	101日以上	合計
1月	12	13	13	9	15	2	64
2月	17	21	18	4	17	5	82
3月	23	26	11	9	22	10	101
4月	32	15	21	12	21	4	105
5月	26	13	13	12	18	3	85
6月	24	14	22	16	21	5	102
7月	28	19	14	11	27	6	105
8月	19	19	22	9	17	9	95
9月	13	10	16	11	25	5	80
10月	17	15	17	10	24	11	94
11月	11	11	5	11	22	16	76
12月	60	33	26	11	35	17	182

第 199 表

争議要求の貫徹狀況

月別	総件数	貫徹	妥協	不貫徹
1月	64	7	51	6
2月	82	12	63	7
3月	101	15	77	9
4月	105	11	85	9
5月	85	11	64	10
6月	122	11	85	26
7月	105	11	82	12
8月	95	13	70	12
9月	80	10	55	15
10月	94	8	66	20
11月	76	10	47	19
12月	182	12	152	18
合計	1191	131	897	163

第 200 表　争議中労働委員会の関與件数

月別	合計		当事者直接交渉		労働委員会関與		労政職員		その他第三者調整		自然消滅	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	64	49,888	36	5,914	27	43,964	—	—	—	—	1	10
2月	82	11,627	33	4,996	41	5,322	2	80	3	419	3	810
3月	101	97,156	34	9,449	50	8,688	5	76,087	11	2,919	1	13
4月	105	374,402	45	35,485	41	14,338	3	1,548	11	5,252	5	317,781
5月	85	235,256	28	48,917	41	22,538	4	161,325	9	2,171	3	305
6月	102	32,879	41	18,459	41	8,857	11	1,157	1	7	8	4,399
7月	105	51,892	36	21,903	56	28,067	7	579	4	458	2	885
8月	98	49,302	28	13,187	50	32,434	7	487	11	3,152	2	42
9月	80	44,107	27	22,095	37	18,103	4	1,107	5	2,067	7	735
10月	94	21,249	59	8,930	37	9,507	3	61	2	302	13	2,449
11月	76	80,074	35	24,728	28	45,715	5	7,805	—	—	8	1,826
12月	182	177,326	87	69,250	79	104,507	7	1,333	1	94	8	2,142
合計	1,174	1,225,158	469	283,311	528	342,040	58	251,569	58	16,841	61	331,397

第 201 表　1950 年度月別発生労働争議件数および参加人員

月別	総数		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理		小計		争議行為を伴わないもの	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
1950年 1月	79	9,423	26	3,293	1	9	13	1,300	1	20	38	4,457	41	4,966
2月	96	92,378	48	19,446	—	—	17	19,677	1	728	64	36,361	58	56,017
3月	139	374,978	52	315,774	4	5.045	17	14,352	1	50	69	326,625	71	48,353
4月	135	247,126	61	34,257	3	840	22	47,250	2	365	81	67,779	69	179,347
5月	158	205,936	61	54,235	4	2,646	25	12,071	2	240	85	63,589	76	142,347
6月	115	61,889	47	26,591	1	30	30	28,657	2	178	68	45,871	47	16,018
7月	128	81,536	50	34,176	1	125	14	14,215	—	—	60	46,217	74	35,319
8月	93	30,661	35	12,079	3	1,228	16	9,938	2	145	47	19,728	47	10,933
9月	74	20,077	17	6,362	—	—	9	4,627	1	47	23	10,737	52	9,340
10月	82	62,141	28	6,242	1	263	16	7,211	—	—	41	12,503	42	49,638
11月	70	81,936	18	12,658	1	130	14	8,422	—	—	28	20,532	44	61,404
12月	132	218,426	55	46,821	4	250	40	23,886	—	—	88	60,432	48	157,994
計	1,301	1,486,507	498	571,934	28	10,566	233	191,604	12	1.774	692	714,831	649	771,676

第 202 表　1950 年度月別発生および繰越労働争議件数および参加人員

月別	総数		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理		小計		争議行為を伴わないもの	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
1950年 1月	202	815,119	42	51,337	4	112	17	2,141	3	325	61	53,191	141	761,928
2月	194	819,660	55	28,207	1	47	20	25,624	2	742	74	49,068	128	770,592
3月	254	1,126,599	60	372,310	4	5,045	23	118,424	2	70	83	483,789	180	642,810
4月	284	1,270,756	79	53,824	5	5,148	31	67,824	4	460	108	105,698	199	1,165,058
5月	269	1,095,819	86	124,458	9	3,801	39	54,799	5	3,605	119	142,762	157	953,057
6月	307	882,822	77	67,494	7	2,767	46	59,254	6	383	114	101,077	205	781,745
7月	289	888,488	70	64,226	7	9,520	24	55,709	6	3,176	93	103,706	210	784,782
8月	268	822,289	50	21,141	6	5,145	19	11,816	5	354	68	33,585	206	788,704
9月	215	781,037	26	9,987	1	1,229	12	9,312	3	302	38	20,531	182	760,506
10月	214	836,086	36	21,391	2	1,074	17	7,457	1	222	51	28,685	166	807,401
11月	200	901,783	26	26,145	2	250	20	36,581	2	652	44	62,305	164	839,478
12月	270	1,041,478	62	48,460	5	380	45	152,234	1	14	101	190,349	179	851,129
計	2,966	11,281,936	669	888,980	53	34,518	313	601,175	40	10,305	954	1,374,746	2117	9,907,190

〔備考〕　本表の各争議形態別の件数，参加人員の合計は小計と一致しない。それは一つの争議が月間に二種以上の形態を伴つたときは件数，参加人員を各形態毎に集計し，総数欄においては一つの争議は一件として計上し参加人員は争議行為が行われた争議の最大参加人員を集計してあるからである。

労　働　爭　議　形　態　別　調　（同盟罷業・同盟怠業 工場閉鎖・業務管理）

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
114	93	68	38	51	44	101	954
101,077	103,706	33,585	20,531	28,685	62,305	190,349	1,374,746
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1	1	—	2	1	—	—	6
1,545	713	—	290	173	—	—	2,941
10	13	12	7	9	6	7	110
30,106	14,546	7,529	3,810	3,637	13,097	19,223	465,880
6	10	9	7	8	3	4	79
19,501	14,193	6,985	3,810	3,630	12,727	8,987	391,598
4	3	3	—	1	3	3	31
10,605	353	544	—	7	370	10,236	72,282
—	1	1	—	—	—	4	12
—	18	6	—	—	—	556	1,102
96	70	50	23	36	33	75	741
61,311	78,372	25,001	13,106	24,719	22,895	41,667	520,972
9	9	9	3	7	3	7	93
3,605	12,132	3,028	1,389	1,815	692	734	48,132
63	40	26	10	11	17	38	396
50,432	60,429	15,546	4,277	8,251	9,379	33,071	350,705
12	7	7	3	8	3	12	100
3,362	2,595	2,911	4,589	11,803	10,603	3,803	78,076
2	3	2	3	3	6	6	43
104	374	136	479	378	695	657	6,484
2	2	1	2	2	2	4	22
120	746	152	2,272	1,146	1,369	1,517	7,857
3	1	3	1	2	—	3	35
88	41	133	66	335	—	122	1.541
—	1	1	1	2	—	—	12
—	12	9	34	956	—	—	5,069
3	3	—	—	—	2	2	17
2,880	121	—	—	—	157	78	6,535
—	1	—	—	—	—	—	4
—	28	—	—	—	—	—	1,169
2	3	1	—	1	—	3	19
720	1,894	3,086	—	35	—	1,705	15,424
2	1	—	—	—	—	1	8
4,654	6,965	—	—	—	—	80,765	203,079

第203表　1950年度産業別各月

産業別		一月	二月	三月	四月	五月
合計	件数	61	74	88	108	119
	参加人員	53,191	49,068	483,789	105,698	142,762
農業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
林業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
水産業	件数	—	—	—	—	1
	参加人員	—	—	—	—	220
鉱業	件数	14	7	6	13	6
	参加人員	4,366	4,411	336,688	11,701	14,766
石炭鉱業	件数	14	6	3	5	4
	参加人員	4,366	2,320	290,478	10,318	14,283
その他	件数	—	1	3	8	2
	参加人員	—	2,091	46,210	1,383	485
建設工業	件数	1	1	1	1	2
	参加人員	125	99	47	162	89
製造工業	件数	42	62	68	87	99
	参加人員	6,644	38,242	44,745	58,994	105,276
金属工業	件数	3	14	8	9	12
	参加人員	99	13,134	1,843	2,745	6,916
機械器具工業	件数	25	23	32	52	59
	参加人員	4,755	19,472	20,805	39,859	84,429
化学工業	件数	4	12	12	10	10
	参加人員	959	585	16,730	11,564	8,572
窯業及土石工業	件数	—	3	4	5	6
	参加人員	—	110	1,321	1,163	1,177
紡織工業	件数	1	2	2	1	1
	参加人員	15	60	313	67	60
製材及木製品工業	件数	5	2	7	4	4
	参加人員	93	74	281	75	233
食料品工業	件数	2	4	1	—	—
	参加人員	77	3,603	378	—	—
印刷製本業	件数	1	—	1	2	3
	参加人員	600	—	78	110	2,511
その他の工業	件数	1	1	—	—	1
	参加人員	46	1,035	—	—	60
修理業	件数	—	1	1	4	3
	参加人員	—	169	3,086	3,411	1,318
ガス・電氣・水道業	件数	—	1	1	1	1
	参加人員	—	5,560	98,010	800	6,327

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
1	4	—	1	1	—	1	16
7	450	—	44	13	—	14	1,075
1	—	—	—	—	—	—	5
7	—	—	—	—	—	—	147
—	1	—	1	—	—	1	5
—	16	—	44	—	—	14	294
—	3	—	—	1	—	—	6
—	434	—	—	13	—	—	634
—	—	1	—	—	—	1	7
—	—	430	—	—	—	2,179	2,609
4	3	4	5	4	4	10	47
3,454	2,642	619	3,281	143	25,739	44,944	176,420
3	2	1	5	2	2	6	30
2,026	2,629	316	3,281	75	25,439	44,415	160,448
1	1	2	—	2	1	4	15
1,428	13	297	—	68	200	529	15,866
—	—	1	—	—	1	—	2
—	—	6	—	—	100	—	106
—	—	—	—	—	—	—	3
—	—	—	—	—	—	—	198
—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	107
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	—	91
—	—	—	—	—	1	—	4
—	—	—	—	—	574	—	645
—	—	—	—	—	1	—	2
—	—	—	—	—	574	—	603
—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	42
—	—	—	—	—	—	2	3
—	—	—	—	—	—	1,003	1,099
—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	726
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	726

産業別		一月	二月	三月	四月	五月
商業	件数	3	—	—	1	4
	参加人員	196	—	—	110	241
卸売業	件数	1	—	—	—	3
	参加人員	9	—	—	—	131
小売業	件数	—	—	—	1	1
	参加人員	—	—	—	110	110
その他	件数	2	—	—	—	—
	参加人員	187	—	—	—	—
金融業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
運輸通信業	件数	1	1	2	4	5
	参加人員	41,860	30	4,057	33,902	15,749
陸運業	件数	1	1	—	3	4
	参加人員	41,860	30	—	28,128	12,249
水運業	件数	—	—	2	1	1
	参加人員	—	—	4,057	5,774	3,500
通信業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
サービス業	件数	—	—	2	—	1
	参加人員	—	—	104	—	94
娯楽興業	件数	—	—	1	—	1
	参加人員	—	—	13	—	94
広告宣伝業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	1	—	—
	参加人員	—	—	91	—	—
自由業	件数	—	—	2	1	—
	参加人員	—	—	42	29	—
教育	件数	—	—	—	1	—
	参加人員	—	—	—	29	—
その他	件数	—	—	2	—	—
	参加人員	—	—	42	—	—
公務及団体	件数	—	—	1	—	—
	参加人員	—	—	96	—	—
その他の産業	件数	—	2	—	—	—
	参加人員	—	726	—	—	—
進駐軍関係	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	2	—	—	—
	参加人員	—	726	—	—	—

月労働爭議形態別調（同盟罷業）

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
77	70	50	6 27	36	26	62	669
67,494	64,226	21,141	9,98	21,391	26,145	48,460	888,980
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1	1	—	2	1	—	—	6
1,545	713	—	290	173	—	—	2,941
7	12	11	5	7	3	7	92
16,597	14,542	4,788	1,914	2,266	8,228	19,223	429,169
5	9	8	5	6	1	4	69
14,269	14,189	4,244	1,914	2,259	8,113	8,987	367,812
2	3	3	—	1	2	3	23
2,328	353	544	—	7	115	10,256	61,347
—	1	1	—	—	—	2	9
—	18	6	—	—	—	302	801
64	51	34	14	24	22	47	506
45,877	46,951	15,304	4,505	18,809	17,717	27,952	369,332
7	7	7	1	4	2	6	67
2,910	11,264	2,683	9	1,319	589	491	35,873
43	26	15	6	8	12	24	258
39,934	31,209	9,378	2,799	5,528	6,258	24,531	249,093
7	6	6	2	7	2	7	77
2,661	2,090	2,855	205	10,635	10,301	1,847	61,247
2	2	2	2	1	4	1	28
104	152	136	257	144	251	11	4,210
2	1	1	1	2	1	4	17
120	140	152	1,137	1,146	234	773	4,135
1	1	2	1	1	—	1	22
7	41	91	66	14	—	16	751
—	1	1	1	1	—	—	9
—	12	9	34	25	—	—	1,538
1	3	—	—	—	1	2	11
73	121	—	—	—	104	78	2,453
—	1	—	—	—	—	—	4
—	28	—	—	—	—	—	1,169
1	3	—	—	—	—	2	13
68	1,894	—	—	—	—	205	8,863
1	—	—	—	—	—	—	4
21	—	—	—	—	—	—	10,827

第204表　1950年度産業別各

産業別		一月	二月	三月	四月	五月
合計	件数	42	5	60	79	86
	参加人員	51,337	28,207	372,310	53,824	124,458
農業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
林業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
水産業	件数	—	—	—	—	1
	参加人員	—	—	—	—	220
鉱業	件数	15	6	5	10	6
	参加人員	4,236	2,320	336,652	3,627	14,766
石炭鉱業	件数	13	6	3	5	4
	参加人員	4,256	2,520	290,478	2,520	14,285
その他	件数	—	—	2	5	2
	参加人員	—	—	46,174	1,107	485
建設工業	件数	1	1	—	1	2
	参加人員	125	99	—	162	89
製造工業	件数	25	44	50	65	68
	参加人員	4,929	20,960	31,546	43,445	91,557
金属工業	件数	3	11	6	5	8
	参加人員	99	8,849	1,027	1,309	5,524
機械器具工業	件数	13	14	21	35	41
	参加人員	3,700	9,236	11,458	30,201	74,901
化学工業	件数	4	11	10	9	6
	参加人員	959	538	14,079	7,264	7,815
窯業及土石工業	件数	—	1	3	5	5
	参加人員	—	48	997	1,163	947
紡織工業	件数	—	2	2	—	1
	参加人員	—	60	313	—	60
製材及木製品工業	件数	2	1	5	4	3
	参加人員	48	20	150	75	225
食糧品工業	件数	2	2	1	—	—
	参加人員	77	1,005	378	—	—
印刷及製本業	件数	—	—	1	2	1
	参加人員	—	—	78	110	1,889
その他の工業	件数	1	1	—	—	1
	参加人員	46	1,055	—	—	60
修理業	件数	—	1	1	3	2
	参加人員	—	169	3,086	3,323	118
ガス・電氣・水道業	件数	—	1	—	1	1
	参加人員	—	4,072	—	407	6,327

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
—	3	—	1	—	—	—	10
—	434	—	44	—	—	—	1,009
—	—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	—	124
—	—	—	—	1	—	—	3
—	—	—	—	44	—	—	264
—	3	—	—	—	—	—	5
—	434	—	—	—	—	—	621
—	—	—	1	—	—	—	1
—	—	—	430	—	—	—	430
4	2	3	4	4	1	5	33
3,454	1,568	613	3,234	145	200	980	73,574
3	1	1	4	2	—	3	20
2,026	1,555	316	3,234	75	—	495	57,752
1	1	2	—	2	1	2	13
1,428	13	297	—	68	200	485	15,822
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	2
							107
							2
							107
							—
							—
							—
							—
							3
							71
							1
							29
							2
							42
						1	1
						3	3
						—	2
						—	726
						—	—
						—	—
						—	2
						—	726

産業別		一月	二月	三月	四月	五月
商業	件数	2	—	—	1	3
	参加人員	187	—	—	110	234
卸賣業	件数	—	—	—	—	2
	参加人員	—	—	—	—	124
小賣業	件数	—	—	—	1	1
	参加人員	—	—	—	110	110
その他	件数	2	—	—	—	—
	参加人員	187	—	—	—	—
金融業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
運輸通信業	件数	1	1	2	2	4
	参加人員	41,860	30	4,057	6,044	11,391
陸運業	件数	1	1	—	1	3
	参加人員	41,860	30	—	270	7,891
水運業	件数	—	—	2	1	1
	参加人員	—	—	4,057	5,774	3,500
通信業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
サービス業	件数	—	—	1	—	1
	参加人員	—	—	13	—	94
娯楽興業	件数	—	—	1	—	1
	参加人員	—	—	13	—	94
広告宣伝業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
自由業	件数	—	—	2	1	—
	参加人員	—	—	42	29	—
教育	件数	—	—	—	1	—
	参加人員	—	—	—	29	—
その他	件数	—	—	2	—	—
	参加人員	—	—	42	—	—
公務及団体	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他の産業	件数	—	2	—	—	—
	参加人員	—	726	—	—	—
進駐軍関係	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	2	—	—	—
	参加人員	—	726	—	—	—

各 月 労 働 爭 議 （総 括 表）

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
307	289	268	215	214	200	270	2,966
882,822	888,488	822,289	781,057	836,086	901,783	1,041,478	11,281,956
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1	1	—	—	—	—	—	2
5	5	—	—	—	—	—	10
1	2	—	2	1	—	—	9
1,545	1,063	—	290	173	—	—	3,364
26	24	24	17	14	13	14	223
34,802	18,506	20,422	14,034	4,772	16,010	25,921	1,040,755
18	18	19	15	11	7	8	152
23,354	17,381	19,822	13,979	4,710	15,563	11,780	766,847
81	6	5	2	3	6	6	71
11,448	1,125	600	55	62	447	14,141	273,908
1	3	3	4	2	—	4	29
48	55	106	173	11	—	556	1,769
236	214	180	143	154	127	185	2,182
103,728	129,938	57,517	30,365	109,013	102,678	134,364	1,626,784
21	21	21	17	19	9	13	230
7,065	12,553	5,187	4,843	4,029	1,853	1,158	122,478
118	90	76	47	52	42	69	912
60,570	67,668	23,241	7,202	18,599	12,832	41,439	457,279
37	35	36	29	31	25	34	359
14,533	27,785	19,251	8,909	18,932	18,798	11,709	206,934
14	17	9	10	10	11	16	148
4,224	3,431	2,430	1,954	1,305	1,563	2,828	30,761
17	16	13	16	14	11	20	177
12,016	13,959	2,895	3,451	25,813	26,218	33,763	456,807
17	15	14	9	8	10	13	162
1,243	1,291	981	911	480	665	788	8,891
1	5	5	9	10	8	5	63
3	86	81	273	37,270	36,364	36,702	301,962
3	5	—	2	3	4	3	31
2,880	813	—	2,449	2,472	2,606	2,557	17,136
5	5	5	3	4	6	6	63
402	372	365	323	41	479	366	5,388
3	5	1	1	3	1	6	37
792	1,980	3,086	50	72	1,300	3,054	19,148
2	4	3	2	2	2	2	27
144,023	144,152	144,047	144,023	144,023	144,023	144,023	1,728,398

第205表　1950年度産業別

産業別		一月	二月	三月	四月	五月
合計	件数	202	194	254	284	269
	参加人員	815, 119	819, 660	1, 126, 599	1, 270, 756	1, 095, 819
農業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
林業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
水産業	件数	—	—	2	—	1
	参加人員	—	—	73	—	220
鉱業	件数	21	16	17	21	16
	参加人員	80, 646	83, 386	400, 177	325, 925	16, 154
石炭鉱業	件数	18	14	8	7	9
	参加人員	5, 284	6, 295	317, 928	315, 520	15, 231
その他	件数	3	2	9	14	7
	参加人員	75, 362	77, 091	82, 249	10, 405	923
建設工業	件数	2	1	2	2	5
	参加人員	241	99	64	209	207
製造工業	件数	152	155	198	220	218
	参加人員	84, 513	139, 956	101, 972	281, 900	351, 040
金属工業	件数	17	27	21	22	22
	参加人員	5, 352	60, 117	3, 624	7, 021	9, 676
機械器具工業	件数	74	59	80	100	105
	参加人員	28, 447	24, 362	29, 466	51, 807	91, 646
化学工業	件数	21	27	26	24	34
	参加人員	9, 298	9, 871	22, 305	14, 475	31, 068
窯業及土石工業	件数	6	9	17	18	11
	参加人員	2, 030	2, 202	3, 044	3, 749	2, 001
紡織工業	件数	7	6	17	23	17
	参加人員	234	402	1, 128	162, 844	174, 084
製材及木製品工業	件数	16	13	21	15	11
	参加人員	401	443	720	512	456
食糧品工業	件数	5	7	3	3	2
	参加人員	37, 719	41, 096	37, 451	37, 464	37, 455
印刷及製本業	件数	3	1	2	2	3
	参加人員	640	10	88	110	2, 511
その他の工業	件数	2	5	7	8	7
	参加人員	173	1, 284	549	489	545
修理業	件数	1	1	4	5	6
	参加人員	19	169	3, 597	3, 429	1, 600
ガス・電氣・水道業	件数	2	2	1	2	3
	参加人員	144, 125	144, 125	144, 100	143, 704	144, 034

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
7	11	12	9	6	5	4	78
4,962	13,976	13,755	5,812	4,866	4,853	229	60,243
1	—	—	—	—	—	—	6
7	—	—	—	—	—	—	157
2	4	6	5	2	2	2	32
21	7,923	7,984	257	152	152	21	16,878
4	7	6	4	4	3	2	40
4,934	6,053	5,771	5,555	4,714	4,701	208	43,208
—	—	1	—	—	1	1	4
—	—	430	—	—	2,179	2,179	4,798
20	19	31	28	27	46	53	302
592,368	579,964	585,116	585,771	572,782	623,820	732,409	6,789,182
17	16	19	19	20	39	44	242
586,136	570,504	577,776	578,032	567,825	616,931	725,291	6,715,364
3	3	11	9	7	6	9	58
6,232	9,460	7,334	7,739	4,957	6,789	7,118	73,712
—	—	1	—	—	1	—	2
—	—	6	—	—	100	—	106
3	4	5	4	3	2	2	28
111	344	401	339	226	214	214	2,229
1	2	3	3	3	2	2	18
10	220	277	248	226	214	214	1,516
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2	2	2	1	—	—	—	10
101	124	124	91	—	—	—	713
2	1	1	1	1	3	2	20
77	2	2	2	2	7,813	387	8,760
1	1	1	1	1	3	1	12
2	2	2	2	2	7,813	2	7,858
1	—	—	—	—	—	1	8
75	—	—	—	—	—	385	902
8	6	7	4	4	1	3	58
1,153	483	483	218	218	193	1,196	14,898
—	—	1	1	—	—	—	4
—	—	10	10	—	—	—	746
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1	1	—	—	—	4
—	—	10	10	—	—	—	746

産業別		一月	二月	三月	四月	五月
商業	件数	6	3	3	5	7
	参加人員	1,844	37	185	4,938	4,786
卸賣業	件数	2	—	—	—	3
	参加人員	19	—	—	—	131
小賣業	件数	—	3	1	2	3
	参加人員	—	37	14	155	162
その他	件数	4	—	2	3	1
	参加人員	1,825	—	171	4,783	4,493
金融業	件数	1	—	—	—	—
	参加人員	10	—	—	—	—
運輸通信業	件数	10	10	21	23	14
	参加人員	495,421	450,942	479,395	512,743	578,451
陸運業	件数	10	10	14	21	13
	参加人員	495,421	450,942	467,086	504,469	574,951
水運業	件数	—	—	7	2	1
	参加人員	—	—	12,309	8,274	3,500
通信業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
サービス業	件数	—	—	2	1	2
	参加人員	—	—	104	91	185
娯楽興業	件数	—	—	1	—	1
	参加人員	—	—	13	—	94
広告宣伝業	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	—	1	1	1
	参加人員	—	—	91	91	91
自由業	件数	—	1	3	3	2
	参加人員	—	125	167	106	77
教育	件数	—	—	—	2	1
	参加人員	—	—	—	31	2
その他	件数	—	1	3	1	1
	参加人員	—	125	167	75	75
公務及団体	件数	8	4	5	7	1
	参加人員	8,521	266	362	1,140	665
その他の産業	件数	—	2	—	—	—
	参加人員	—	726	—	—	—
進駐軍関係	件数	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—
その他	件数	—	2	—	—	—
	参加人員	—	726	—	—	—

別各月労働爭議（総括表）

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
307	289	268	215	214	200	270	2,966
882,822	888,488	822,289	781,037	836,086	901,788	1,041,478	11,281,936
12	14	16	20	15	11	15	156
15,194	9,271	18,859	13,280	3,599	13,449	21,497	130,351
7	6	3	2	3	3	4	55
1,550	308	180	18	23	1,775	2,484	9,107
5	4	2	2	—	—	3	29
403	606	317	55	—	—	1,941	16,584
5	4	1	2	—	3	10	36
674	408	15	62	—	235	5,982	10,026
8	2	3	3	—	1	4	29
2,952	339	75	205	—	27	4,477	10,875
5	5	4	2	2	2	4	40
499	1,389	1,009	125	125	125	1,597	8,368
11	2	3	1	1	11	21	64
3,238	32	892	93	13	2,085	5,614	14,599
7	12	6	3	3	2	1	63
5,696	13,541	843	779	596	558	13	46,821
11	6	6	7	4	8	6	72
2,073	550	717	337	190	305	615	12,079
6	7	12	10	11	7	9	85
1,657	1,243	1,148	940	776	641	1,655	10,092
4	9	8	5	5	5	4	74
277	889	1,137	314	227	785	488	8,211
7	6	7	4	5	5	4	47
1,314	330	314	288	326	661	310	5,624
28	24	19	21	21	19	32	296
747,001	475,437	720,479	713,546	768,107	758,371	754,225	9,516,353
33	37	16	6	14	17	37	267
22,171	28,087	6,177	4,332	5,988	10,617	28,082	186,056
12	13	8	8	5	6	9	90
1,896	1,315	755	701	372	1,057	5,262	22,791
3	4	1	—	3	4	5	35
1,390	4,036	40	—	2,139	4,767	8,058	30,328
6	14	13	7	7	9	10	103
1,622	3,591	3,276	2,481	2,285	4,817	3,459	28,366
—	—	—	1	—	1	4	12
—	—	—	5	—	1,228	2,723	6,545
2	—	1	2	2	1	9	28
87	—	27	1,164	1,217	27	1,179	5,149
9	9	8	4	3	3	9	80
630	995	295	617	38	266	8,149	14,357
6	3	2	1	2	2	3	45
2,602	1,547	1,452	549	560	1,960	4,637	20,087
7	7	4	1	—	2	6	76
3,548	4,509	1,301	289	—	182	3,060	24,945

第206表　1950年度府縣

府縣別		一月	二月	三月	四月	五月
合計	件数	202	194	254	284	269
	参加人員	815, 119	819, 660	1, 126, 599	1, 270, 756	1, 095, 819
北海道	件数	1	9	9	6	8
	参加人員	1, 466	10, 886	3, 960	4, 058	14, 832
青森	件数	5	4	4	7	5
	参加人員	344	323	608	853	641
岩手	件数	2	3	1	4	3
	参加人員	4, 029	7, 009	17	1, 849	358
宮城	件数	1	4	3	1	2
	参加人員	73	2, 276	198	44	59
秋田	件数	1	1	3	1	2
	参加人員	2, 450	38	79	27	208
山形	件数	2	3	4	2	5
	参加人員	390	1, 293	1, 328	81	407
福島	件数	2	2	1	2	7
	参加人員	195	102	143	174	1, 928
茨城	件数	3	8	6	6	6
	参加人員	631	9, 980	929	567	12, 688
栃木	件数	4	4	3	4	9
	参加人員	465	4, 054	46	1, 008	1, 723
群馬	件数	4	4	4	4	7
	参加人員	168	809	119	418	518
埼玉	件数	7	9	7	6	5
	参加人員	164	1, 282	959	886	803
千葉	件数	1	—	1	3	4
	参加人員	28	—	699	253	1, 101
東京	件数	11	13	24	40	44
	参加人員	711, 769	709, 336	1, 051, 066	1, 164, 553	942, 463
神奈川	件数	33	10	18	23	23
	参加人員	21, 758	2, 943	15, 287	18, 498	22, 096
新潟	件数	2	1	6	5	15
	参加人員	2, 171	27	662	729	7, 884
富山	件数	5	5	2	1	2
	参加人員	1, 441	5, 447	1, 336	220	1, 454
石川	件数	5	3	10	13	6
	参加人員	215	79	2, 255	3, 306	980
福井	件数	—	2	2	—	2
	参加人員	—	1, 561	73	—	955
山梨	件数	—	2	4	5	—
	参加人員	—	426	350	672	—
長野	件数	8	7	4	6	10
	参加人員	361	177	64	231	2, 514
岐阜	件数	8	6	4	3	3
	参加人員	1, 831	1, 837	1, 483	1, 471	158
靜岡	件数	7	9	12	8	13
	参加人員	487	1, 752	3, 226	1, 055	5, 536

六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	合計
17	8	7	6	8	6	15	109
10, 867	521	2, 259	2, 422	3, 179	8, 314	20, 363	79, 213
6	6	5	5	6	5	6	55
2, 581	2, 574	1, 691	65	174	39	1, 879	12, 806
11	5	5	4	6	4	8	67
537	109	115	74	88	52	821	2, 657
4	8	9	6	4	5	7	77
427	5, 596	5, 166	518	3, 863	744	1, 159	27, 967
34	28	28	18	18	17	27	279
12, 746	21, 496	29, 209	16, 180	9, 647	36, 334	60, 415	279, 344
12	10	14	12	12	29	39	168
6, 243	10, 357	3, 925	3, 115	2, 816	16, 416	23, 922	93, 694
6	5	3	2	2	7	10	49
867	877	791	755	49	3, 181	4, 700	11, 517
5	5	5	5	4	6	7	51
165	565	405	469	420	1, 319	2, 994	8, 963
3	4	8	5	2	3	5	36
298	279	352	257	200	271	1, 500	3, 904
2	2	1	1	2	4	3	23
959	911	159	83	489	1, 866	1, 702	8, 386
4	3	1	1	3	3	16	48
1, 399	1, 233	680	340	1, 185	1, 774	8, 173	19, 709
13	7	8	7	7	5	6	79
2, 606	2, 127	1, 844	2, 285	2, 304	2, 556	7, 570	40, 764
7	5	3	3	3	4	5	58
4, 783	2, 199	277	310	320	875	890	30, 409
1	3	5	6	4	4	6	48
306	1, 606	1, 803	1, 765	1, 797	1, 687	3, 020	13, 131
6	6	4	3	4	3	6	50
1, 666	1, 483	1, 356	875	1, 182	586	2, 352	12, 679
8	3	2	4	4	—	5	39
1, 920	1, 234	3, 879	808	3, 368	—	3, 304	18, 004
7	9	11	7	7	3	5	68
302	327	1, 645	1, 875	1, 875	1, 186	1, 983	10, 094
15	10	6	4	5	11	24	10
6, 058	12, 308	1, 507	4, 858	11, 156	21, 549	11, 199	127, 370
13	19	10	3	3	3	14	93
2, 697	5, 371	4, 239	705	261	676	3, 431	20, 389
5	4	4	4	6	4	8	50
12, 820	13, 776	2, 293	2, 613	4, 541	2, 581	3, 994	62, 085
3	2	2	2	4	3	7	35
134	2, 274	247	295	440	1, 077	5, 401	10, 985
4	1	2	5	5	6	4	40
1, 734	55	58	192	151	1, 301	3, 035	6, 929
—	1	—	—	—	—	3	5
—	1, 842	—	—	—	—	4, 117	6, 003
5	1	—	—	—	1	3	38
2, 060	1, 685	—	—	—	108	2, 964	7, 902

府縣別		一月	二月	三月	四月	五月
愛知	件数	—	3	6	15	18
	参加人員	—	513	3,389	13,206	14,180
三重	件数	1	—	4	4	9
	参加人員	18	—	132	194	3,459
滋賀	件数	3	2	4	7	8
	参加人員	82	79	100	185	415
京都	件数	6	6	8	7	7
	参加人員	3,803	1,174	1,596	375	3,546
大阪	件数	21	24	23	18	23
	参加人員	44,415	2,814	3,785	30,596	11,707
兵庫	件数	6	6	8	11	9
	参加人員	5,313	2,730	7,767	3,796	13,294
奈良	件数	3	1	1	5	4
	参加人員	54	32	6	111	94
和歌山	件数	2	—	7	5	—
	参加人員	9	—	1,411	1,208	—
鳥取	件数	1	1	1	3	—
	参加人員	175	175	175	222	—
島根	件数	1	1	2	4	—
	参加人員	159	420	575	1,063	—
岡山	件数	1	3	3	5	5
	参加人員	339	448	859	1,889	1,410
広島	件数	2	4	5	7	8
	参加人員	166	6,094	4,574	6,016	2,622
山口	件数	10	2	6	5	5
	参加人員	3,685	757	5,917	4,613	5,783
徳島	件数	5	2	5	5	2
	参加人員	255	80	257	298	267
香川	件数	4	2	2	5	5
	参加人員	93	59	125	1,365	1,537
愛媛	件数	1	2	3	3	4
	参加人員	154	195	314	582	2,266
高知	件数	—	—	8	5	6
	参加人員	—	—	266	212	423
福岡	件数	5	4	8	5	13
	参加人員	1,783	38,125	9,495	3,329	6,003
佐賀	件数	4	8	5	4	7
	参加人員	887	413	359	209	1,141
長崎	件数	6	3	2	—	4
	参加人員	3,064	3,002	92	—	13,309
熊本	件数	—	4	4	2	2
	参加人員	—	683	265	70	99
大分	件数	2	1	2	4	4
	参加人員	65	56	49	103	130
宮崎	件数	—	—	—	—	1
	参加人員	—	—	—	—	44
鹿兒島	件数	6	6	5	5	6
	参加人員	184	174	224	161	344

第 207 表　1950 年度規模別各月発生労働爭議形態別調（同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・業務管理）

規模別 / 月別	計		1～49人		50～99人		100～499人		500～999人		1000～4999人		5000人以上	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1950 年 1 月	38	4,457	18	399	6	396	11	1,792	3	1,870	—	—	—	—
2 月	64	36,361	20	637	13	923	15	3,538	7	5,916	8	19,883	1	5,464
3 月	69	326,625	18	437	12	812	23	5,576	5	3,202	10	26,322	1	290,276
4 月	81	67,779	24	542	11	782	33	7,383	4	3,278	6	13,532	3	42,262
5 月	85	63,589	24	610	16	1,120	19	4,621	9	6,626	14	27,705	3	22,907
6 月	68	45,871	19	522	14	984	16	3,770	6	3,911	11	23,754	2	12,930
7 月	60	46,217	18	484	7	502	18	3,899	8	5,941	6	13,225	3	22,166
8 月	47	19,728	11	284	10	776	17	4,882	4	3,471	5	10,315	—	—
9 月	23	10,737	8	261	—	—	6	1,179	5	3,759	4	5,558	—	—
10 月	41	12,503	12	266	5	373	14	3,532	7	4,419	3	3,913	—	—
11 月	28	20,532	3	71	3	176	14	3,004	4	2,782	3	6,386	1	8,113
12 月	88	60,432	30	668	15	1,061	24	5,349	8	5,180	7	17,102	4	31,072
計	692	714,831	205	5,181	112	7,905	210	48,525	70	50,335	77	167,695	18	435,190

第 208 表　1950 年度規模別各月発生労働爭議形態別調　（総 括 表）

規模別 / 月別	計		1～49人		50～99人		100～499人		500～999人		1000～4999人		5000人以上	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1950 年 1 月	79	9,423	41	918	13	930	19	3,481	6	4,094	—	—	—	—
2 月	96	92,378	55	998	18	1,259	23	5,399	8	6,686	10	22,318	2	55,718
3 月	139	374,978	59	1,363	24	1,638	34	7,655	7	4,603	13	31,415	2	328,304
4 月	135	247,126	55	1,310	17	1,227	42	9,682	7	6,424	10	24,544	4	203,939
5 月	158	205,936	64	1,858	27	1,948	29	6,516	17	11,953	15	29,915	6	153,746
6 月	115	61,889	42	1,007	19	1,326	24	5,437	14	9,389	13	26,344	3	18,386
7 月	128	81,536	57	1,340	12	834	30	6,184	15	10,520	9	20,826	5	41,832
8 月	93	30,661	39	819	16	1,262	25	6,096	7	5,584	5	10,315	1	6,585
9 月	74	20,077	34	897	10	668	16	3,918	9	6,604	5	7,990	—	—
10 月	82	62,141	33	618	10	696	21	5,100	10	6,529	7	13,069	1	36,129
11 月	70	81,36	13	273	7	459	25	5,267	9	6,551	11	25,609	5	43,997
12 月	132	218,426	37	854	19	1,427	47	10,480	12	8,079	11	27,534	6	170,072
計	1,301	1,486,507	509	12,235	192	13,654	355	75,215	121	86,816	109	239,879	35	1,058,708

第二章　主要な争議

第一節　主要な争議の概要

一九五〇年に発生した主要な争議をその発生月日の順に次に掲げよう。ここには参加人員一、〇〇〇人以上の争議はすべて掲載したつもりである。ただこれは作業停止争議のみであつて、怠業、業務管理および争議行為を伴わない争議は除外した。また長期間継続し、一件で二カ月以上にわたる争議は最初の発生月日の項に一括しておいた。

発生月日	事業所名又は労仂組合名	産業別	所在地	期間	参加人員	労仂損失日数	備考
〔一月〕							
一・七	三菱電機神戸・姫路製作所	機器	兵庫	五	一、九一八	九、五九〇	
一・一二	日立工機水戸工場	〃	茨城	一	五八〇	五八〇	
一・一七	関西私鉄総連	陸運	大阪	一	四一、八六〇	四一、八六〇	
一・二一	松浦炭鉱松浦鉱業所	石炭	長崎	一	一、六一〇	一、六一〇	
〔二月〕							
二・一	松浦炭鉱松浦鉱業所	〃	長崎	一	一、六一〇	一、六一〇	
二・一	日鉄八幡製鉄所	金属	福岡	二	一、三一〇	二、六四〇	
二・一	日本コロンビア	其他	神奈川	一	一、〇三五	一、〇三五	
二・八	日鉄輪西製鋼	金属	北海道	一	五、四六四	五、四六四	
二・八	日鉄本社	〃	東京	九	七〇〇	六、三〇〇	
二・一七	日立製作所多賀工場	機器	茨城	一	三、三〇四	三、三〇四	
二・二〇	三菱電機神戸・姫路製作所	〃	兵庫	一	二、〇六二	二、〇六二	
二・二〇	電産	電気	東京	四	四、〇七二	一六、二八八	
二・二三	日立工機水戸工場	機器	茨城	三	五八〇	一、七四〇	
二・二五	芝浦機械製作所	〃	静岡	三	九八四	二、九五二	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	同盟罷業

〔三月〕

三・三	三井化学三池工業所	化学	福岡	八	三、四八一	一五、五五四	同盟罷業及工場閉鎖	
三・四	東芝	機器	神奈川	一	二、八〇六	二、八〇六	同盟罷業	
三・七	全鉱連	鉱業	東京	八	四六、一六二	三七二、九五九	〃	
三・八	炭労	石炭	〃	二五	二九〇、二七六	三、三二一、八四七	〃	
三・九	大阪機械製作所	機器	大阪	六	一、八三〇	一〇、九八〇	〃	
三・一一	西日本重工広島造船所	〃	広島	一	三、三六二	三、三六二	〃	
三・一七	函館船渠函館・小樽・室蘭	修理	北海道	八	三、〇八六	二三、三八三	〃	
三・一〇	日本曹達	化学	東京	八	四、八二一	七、四五二	〃	
三・一三	宇部興産窒素工場	〃	山口	一〇	四、三〇〇	四三、〇〇〇	〃	
三・二二	鈴木式織機	機器	静岡	一	一、〇四〇	一、〇四〇	〃	
三・二三	芝浦機械製作所	〃	〃	一	九八四	九八四	〃	
三・二〇	神戸港内港湾労組	水運	兵庫	一	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〃	
三・二七	全日本港湾	水運	東京	三	一、四二八	二、三二六	〃	
三・二八	保土ケ谷化学三工場	化学	〃	一	一、二八四	一、二八四	〃	

〔四月〕

四・五	函館船渠三営業所	修理	北海道	四	三、〇八六	一二、三四四	同盟罷業及工場閉鎖	
四・八	全日本港湾	水運	東京	三	五、七七四	一四、二八三	同盟罷業	
四・九	炭労	石炭	〃	五	一、九八二	九、九一〇	〃	
四・九	トヨタ自動車工業	機器	愛知・東京	八	七、九四〇	八、八四〇	〃	
四・一一	日本電装	〃	愛知	一七	一、三五八	二三、〇八六	〃	
四・一五	日野ディーゼル工業	〃	東京	一	一、一三七	一、一三七	〃	
四・二〇	日立製作所	〃	〃	四四	二、五五〇	二四四、二六五	〃	
四・二三	電産	電気	〃	五	四〇七	二、〇三五	〃	
四・二四	刈谷車体	機器	愛知	二	一、〇五三	二、〇九四	〃	
四・二七	いすゞ自動車	〃	神奈川	一	三、八二七	三、八二七	〃	
四・二七	汽車会社大阪製作所	〃	大阪	一	一、八一〇	一、八一〇	〃	

〔五月〕

五・一	五・一一	五・一二	五・一五	五・一八	五・二二	五・二三	五・二三	五・二三	五・二三	五・二四	五・二四	五・二五	五・二五	五・三〇	五・三一									
電気	水運	機器	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	陸運	金属	〃	機器	〃	〃	印刷	化学	石炭	機器	〃	〃	〃	〃	娯楽
東京	兵庫	三重	東京	愛知	京都	三重	兵庫	静岡	愛知	東京	愛知	長崎	東京	神奈川	大阪	東京	長崎	広島	東京	京都	長崎	東京	東京	東京
五	一	九	三	二	四	二	五	一	一	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	八	一	七	一
六、三二七	三、五〇〇	二、三四八	二一、五五〇	六、八七三	一、六二三	二、一三四	二、三四八	六、三八〇	一、〇四〇	一、〇四二	二、六四八	一、一六二	一、六四八	三、〇〇〇	三、七七〇	一、八八九	七、四五三	八三六	五、二四四	九三五	九、八七四	八二三	九四	
三〇、五七八	三、五〇〇	二一、一三二	七六、六七六	一三、七三一	六、四九二	四、二四八	二一、七四〇	六、三八〇	一、〇四〇	一、〇四二	二、六四八	一、一九七	三、二九六	七、七五〇	三、七七〇	三、〇〇〇	三、七八八	一〇、四三一	三四、三五八	六一〇	六、〇九三	五、七六一	九三五	三六、八三七
九四																								

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 同盟罷業 工場閉鎖 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〔六月〕

六・一	陸運	帝都高速度交通営団	静岡	一	一、八〇七	一、八〇七
六・一	機器	芝浦機械製作所	〃	二七	九七六	二六、三五二
六・二	〃	富士産業太田・小泉工場	群馬	二	一、二六三	二、〇八三
六・三	〃	日産自動車	東京	一	三、八五〇	三、八五〇
六・三	〃	新大同製鋼	神奈川	二	三、二一一	一九、七三九
六・三	〃	全金属愛岐支部	愛知	一	二、八二〇	二、八二〇
六・四	陸運	日通	東京	四六	一、五五五	八、八一二
六・六	化学	赤穂塩業協同組合	兵庫	四	一、九七六	一一、八五六
六・六	金属	日本鉱業	東京	四	二、二六三	六、三六一
六・六	水産	日本水産	〃	八	一、五四五	六、五〇〇
六・六	金属	日本アルミ工業	大阪	二	一、二一三	二、四二四
六・六	機器	東芝	神奈川	二	六、八八八	七、五〇〇
六・六	〃	新理研工業	東京	一	一、一一六	一、一一六

〔七月〕

七・一	〃	全日本造船	〃	三三	三、二三一	一九、八九七
七・二	石炭	貝島炭鉱	福岡	一	九、六二三	九、六二三
七・一〇	金属	不二越鋼材二製造所	富山	三	三、三三四	六、〇七四
七・一〇	機器	川南工業	長崎	三	三、〇九四	九、〇四五
七・一〇	石炭	東幌内炭鉱	北海道	二七	九八三	二六、五四一
七・一二	〃	高倉鉱業岩屋鉱業所	佐賀	五	一、三四五	六、七三五
七・一三	金属	日本鋼管	東京	一	六、九四五	六、九四五
七・一四	機器	東洋電機製造	神奈川	六	一、三八七	八、三三二
七・一五	化学	徳島県塩業協議会	徳島	三	一、五八四	四、七五二

〔八月〕

八・一	〃	三井化学工業	東京	二〇	一〇、一四四	四三、八四八
八・三	石炭	浅野両龍炭鉱	北海道	一	九九四	九九四

〃 工場閉鎖同盟罷業 〃

八・一四	島津製作所	機器	京都	一	三、〇三一	三、〇三一	同盟罷業及工場閉鎖	〃	
八・一五	長崎製鋼	金属	長崎	二五	一、二二九	三〇、五五五	同盟罷業及工場閉鎖	〃	
八・一七	富士工業三鷹工場	機器	東京	二六	八一一	二一、〇八六	工場閉鎖	〃	
八・二三	函館船渠二営業所	修理	北海道	三	三、〇八六	九、二五八	同盟罷業	〃	
八・二三	小西六写真工業	機器	東京	一	二、二三一	二、二三一			
八・二六	東洋高圧砂川工場	化学	北海道	二	八五〇	一、七〇〇			
九・一	北陸鉄道	陸運	石川	一	一、八二五	一、八二五			
九・二一	浅野雨龍炭鉱	石炭	北海道	二	六八〇	一、二三九			
九・二八	明電舎	機器	東京	一	一、六〇〇	一、六〇〇			
九・三〇	全蚕糸	〃	東京	一	一、一三七	一、一三七			
一〇・七	三菱芦別鉱業所	石炭	北海道	一	七〇三	七〇三			
一〇・七	佐世保共同組	水運	長崎	五	四八	二四〇			
一〇・八	大阪港湾運送	〃	大阪	一四	二〇	二八〇			
一〇・二七	名古屋造船	機器	愛知	一	一、二五三	一、二五三			
一〇・三一	日立工機水戸工場	〃	茨城	五	五四五	二、七二五			
一一・一七	小松製作所	〃	石川	四	一、七七二	七、〇八八			
一二・二	太平鉱業	鉱業	東京	四	一〇、〇八七	一九、七七九			
一二・八	日産自動車	機器	神奈川	五	四、五〇三	四、八四七			
一二・一〇	トヨタ自動車工業	〃	愛知	三	五、一八四	五、五三四			
一二・一六	東芝電気	〃	神奈川	三	八、五三五	一一、二八〇			
一二・一八	日本鋼管鶴見造船所	〃	〃	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇			
一二・二二	明治鉱業	石炭	福岡	一	七、二六六	七、二六六			
一二・二六	北海道炭鉱汽船	〃	北海道	四	一、六一九	六、六七六			

第二節　日鉄連合会の争議

一、争議の背景　戦後の日本鉄鋼業は、多くの困難に直面したにもかかわらず、国家予算から巨額の補給金を受けて立直りも顕著であつたが、一九四九年の初頭から実施されたいわゆるドッジ・ラインによつて、その存立の基礎を大きくゆすぶられるにいたつた。すなわち、四九年九月と五〇年一月の二回にわたる補給金の削減によつて鉄鋼価格の改訂を余儀なくされ、自立化が強く要請されることになつたのである。一方超均衡予算の具体化による一般的な有効需要の減退、さらにはイギリスのポンド切り下げの結果もたらされた輸出の停滞は、過剰生産の傾向をみちびいた。これらの要因は必然的に企業合理化を促進し、外国から機械、技術を導入する機縁となつたが、そのような本格的合理化は部分的なものにとどまり、力点はむしろ人員整理、労仂強化、賃金切り下げ等の方向におかれたのである。したがつて合理化は労仂者階級に大きな影響を及ぼし、争議の原因も深くこの点に根ざしているといつてよい。ことに日本製鉄は、五〇年の四月頃分割されて純然たる民間企業となることが予想されたため、業界の自由競争化にそなえて一層合理化態勢の整備がいそがれたのである。

二、争議の経過　日本製鉄労仂組合連合会の争議は、まず八幡労組（大金属加盟、三五、〇〇〇）から口火がきられた。すなわち八幡労組では、四九年一二月越年資金一〇、〇〇〇円を要求し、五、〇〇〇円で一応妥結したが、組合員の不満を内包したまま越年することになつた。ところが会社側は労仂協約の満期を機会に、協約を破棄し、業績手当の改訂を通告してきた。

この業績手当は、従来基準生産トン数を三五、〇〇〇トンとし、それまでは基本給（平均二、一〇〇円）の約九三%（普通業績手当）又基準を超える一、〇〇〇トンについて四〇〇万円（平均一人約七五円、特別業績手当）を支給するものであつた。会社側は、業績手当をこのまま放置すれば支出が倍化し、その結果経営は破綻をきたすとの見解から、原単位報償制度の廃止にひきつづいて、一〇月三一日に一一、一二月両月の業績手当改訂案として、四九年、五、六、七月の三カ月平均支給額を財源の基準として抑え、生産実績と計画屯数が一〇%をへだてる毎に一人当り二〇〇円の割合で財源に増減を加える。このことは、一二、〇〇〇円ベースは維持するが、特別業績手当の七五円を二〇円に引下げることをいみする。なお、これによつて算出された賃金水準が足踏みをする場合は、四半期毎の決算において黒字の時賞与を支給するとされている。

これにたいし組合側は、絶対反対を表明し、過去の減額完全補塡という立場を強調したのであつた。

かくして一月二〇日にまず全寮生（八、〇〇〇名）の代議員会、つづいて青年部、婦人部の大会が次々にひらかれた。二一日の中闘においてスト指令権を上部機関である闘争執行委員会に与えることが決定され、この闘争委では、二四日「一二月以降および一月以降の業績手当改訂案を撤回し、一二月および一月の業績手当の差額分を二月中に支拂うこと。これを二八日正午までに回答すること」を会社側に申し入れた。会社側は二八日、「要求には応じられない。第三・四半期の決算をまつて改めて協議する」旨の回答を行つたため、交渉は決裂し、組合のスト宣言が発せられる事態にたちいたつた。

ストライキ宣言

一月二八日付会社回答は、従来の態度となんら変ることなく不誠

意極まるものと断定す、われわれ三五、〇〇〇の組合員は賃金切下げ防止のため、来る三〇日正午を期して断乎ストライキに突入することを宣言する、われわれの切実かつ正当な要求に対し、最後の一瞬まで会社の反省を期待してやまない。

大金属八幡製鉄労働組合

このような情勢のもとに日鉄労組連合会では三〇日中央委員会をひらき、㈠三〇日午後から会社と最後的交渉をおこなう、㈡連合会中央委員会を中央闘争委員会に切替え、連合会としての闘争態勢を組む、㈢三〇日決裂の場合は闘争宣言を発する、等の諸点を決定して、闘争態勢を整えるとともに次のような闘争宣言を発表した。

闘争宣言

日鉄連合会は昨年来労働協約賃金等の諸問題について鋭意誠意と努力を傾けて交渉をつづけてきた。しかしながら会社は何ら考慮するところなく、あまつさえ一月二五日の期限付回答にたいしてもこれを一蹴しきたつたことは誠にいかんの極みである。われわれは五万の労働者と一〇万の家族の生活を守り生産を復興するためにここに闘争状態にはいることを宣言する。

かくして労資の交渉は再開されたが、会社側は、ストを中止しなければ給与問題にはふれないと主張したため交渉は物わかれとなつた。なお連合会中闘委員会では一応八幡労組にたいして「あつせん案受諾にともなう団交開始のため、六日朝までにストは一時中止されたい」と伝えたが、現地から「連合会中闘の意向如何にかかわらずストを続行する」という強硬な意志表示があつたため、連闘は逆に六日午後一時、傘下七労組（五三、〇〇〇）にたいして即時ゼネストを決行するよう次のような指令第二号を発した。

労働争議

さて日鉄連合会は、四九年一〇月からの能率給一人平均三、〇〇〇円切下げに対し、差額一人平均五、〇〇〇円を要求、会社側と東京で八回にわたる団体交渉を行つたが、ついに不調におわつたため、八幡労組ではコークス炉、熔鉱炉の全職場約三、五〇〇名が二日正午を期して予定通り無期限ストに突入した。コークス炉、熔鉱炉の スト突入は資材、ガス等の関係から、実質的に全工場に波及する性質をもつたものである。このストによつて会社側に与える損害は、一日製鉄量二千五百トン、約九、〇〇〇万円に上るといわれた。

二日、労働省は労資双方に対して労調法第三条による調停に乗出し、労政局長案を組合に提示したが、これによつても労資の歩みよりはできず、三日も依然としてストが継続された。しかし総司令部エーミス労働課長は、同日午後、労資双方を別個に招き、経済再建の見地からストを中止するよう勧告を行つたので、組合側は午後五時から連合会の中闘委員会を開催、協議しただが結論を得ず、内原組合長らは賀来労政局長を訪ねて解決についての懇談を行つた。労政局長は四日夜労資双方にたいして「昨年一一月以降までの生産報償金と業績手当未拂分として最低一、〇〇〇円を支給する」ことを骨子とした第二次あつせん案を提示したので、組合側は協議の結果、あつせん案は不満であるが、その点を労資の直接交渉によつて是正することに方針を決定した。

指令第二号

八幡現地はますます強硬な態度を堅持し、スト続行の決意をきめた。事態はきわめて急迫している。各組合はスト決行の既定方針どおり時間的なそれぞれの特殊事情をのりこえて即刻実力行使に入れ。

同日午後四時総司令部ブラッテイ労仂教育班長は、ストを中止して中労委に勧告してはどうかとの勧告を行つたが、組合側はこれについて協議した結果「中労委に提訴する段階ではない。もり上つた強力な態勢の下に団体交渉をする」との方針をきめ、七日朝総司令部にその旨を伝え、さらに会社側にたいしては未解決の問題である団体協約、本格賃金、輪西作業所の人員整理問題等を全面的に解決するための本格的な団体交渉を開きたい旨を申し入れ、回答を求めた。八幡労組のストは同日も続行され、さらに輪西労組は八幡に同調してスト宣言を発し、釜石製鉄労組（五、〇〇〇）も連合会本部指令にもとずいて九日一せい早退を決行、東京本社（七〇〇）も七日スト決議を行つて爭議はますます拡大する傾向を示した。

一方連合会本部は、七日総同盟、産別、等の友誼団体との懇談会をひらき、共同闘爭についての検討を行つた結果、日鉄闘爭を全労仂者の問題としてとりあげ、具体的行動を以て闘爭を支援することが決定され、次のような共同声明が発表された。

共同声明

今回日鉄連合五五、〇〇〇労働者諸君の敢闘は日本の全労働者の要求を代表するものでありその最先頭に立つて闘うものである。

本日ここに集つた諸組合代表は事態のきわめて重大なることを確認し全力をあげてこの共闘を支援することによつて闘いを勝利に導かねばならぬことを決意した。したがつて現在各地において進めている賃金、協約、企業整備などを中心とする建設的闘爭を一段と拡大強化し中央地方の全戦線にわたる態勢を確立し、暴戻なる支配階級の野望粉砕に全組織を動員して闘うであろう。

よつてここに協議の結果共同の立場に立つて日鉄組合員諸君の奮闘を促すとともに全労働者、民主的諸団体の協力を求めるものである。

右声明する。

一九五〇年二月七日　日鉄闘爭応援懇談会

○日本労働組合総同盟、○総同盟全國金属労組同盟、○同鉄鋼連合会、○全日本産業別労組会議、○産別全日本金属労働組合、○同鉄鋼全國協議会、○全國鉄鋼産業労組協議会、○全日本金属産業労組協議会（大金属）○大金属全日本造船労組、○同全日本自動車産業労組、○日立製作所労組総連合、○東芝労組連合会、○日本製鉄労組連合、○全國労組連絡協議会（全労連）

以上のように爭議は横にひろがる形勢を示したが、一方会社側もストを中止しなければ団交に応じない」という強硬な態度をとつたため、団体交渉の見通しもなく爭議は長期化することが予想されるにいたつた。この情勢に直面して日鉄三鬼社長は全従業員にたいして次のような声明を発表した。

従業員諸君へ

今回の紛議の係爭点となつた業績手当の改訂については昨年一〇月末会社案を提示して以来、縷次に亘り誠意を以て連合会との交渉を重ねて来た処である。更に本年に入り連合会は第三・四半期の生産上昇並びに原單位切下げによつて会社の経理事情が著しく好轉し、従来の旧業績手当を存続実施しうるものと一方的に論断し、特に二月は一二月、一月に比し大巾の減收となるとの主張のもとに、右新旧業績手当の差額支給によつてこれが補塡を要望した。

抑々会社案は昨年末のドッジ施策に基く補給金の打切り、價格

改訂金融の逼迫資産再評価税制改正等の諸情勢のもとでは、眞にやむをえない暫定措置として提示したものであるが、同時に又従業員の生活面も考慮にいれて、社会一般の給與水準に比して遜色のない従来の水準（一二、〇〇〇円程度）はこれを確保する一方、この暫定措置実施中は、従業員の努力による生産の上昇、原單位の切下は当然四半期毎の決算面に反映さるべきものなので、会社としてはその結果を勘案し賞與の如き形をもつてこれに報いたいという考え方に立つものである。

右に対し連合会は第三・四半期が黒字であることが明白である今日その支拂時期、大体の金額等は、ほぼ判明する筈だから可及的速かに明示すべきであると迫つたので、数回に亘る交渉の結果会社としても連合会のこの要望を考慮して第三・四半期の決算を急いで、おそくとも二月一〇日までには何分の回答をして二月二五日までには手もとに給与し、従業員の努力に報いたい所存である旨、誠意を披れきして説明し了解を求めたのである。

右の如く両者の見解は数次の折衝により実質的には極めて懸隔の少ない点にまで歩み寄りつつあつたのである。

然るに連合会は一月三一日闘争宣言を以てこれに応え八幡労組は右の会社回答を八日後に控え二月二日居突としてストライキに突入し連合会傘下の他組合も交下に同調せんとする事態に立ち至つた。

私は連合会並びにその傘下組合が何故にかかる行動に出たか了解に苦しむところであり果して良識ある判断の下に決行したものか疑なきをえない。

かくの如き連合会執行部の態度である限り、誠意ある交渉の余地はなく、問題の円満な解決は到底望むべくもない。その猛省を促がすや切である。

私は従業員諸君の良識を信ずるが故に卒直に私の所信の一端を披れきして従業員諸君の冷静な判断を乞い、紛議の速かなる解決を祈念してやまない。

従業員諸君もまた、会社の意のある処を賢察され、嚴に軽挙盲動を愼しみ、相共に生産に邁進されんことを切望してやまない次第である。

昭和二五年二月八日

社長　三鬼隆

三鬼社長に與う

あなたは「従業員諸君へ」として堂々二千語におよぶ声明をお出しになりましたが、その内容はあまりに事実とちがつているので、一般に誤解がないようここにはつきりさせます。

(1) あなたは「誠意を以て……交渉を重ねて来た」といわれるが、一月一七日から今日まで会社の回答は一歩も譲歩してはいません。また私たちがやむにやまれずストライキに入つてからは、常ひごろはおとなしい日鉄の労働者がなぜこのように怒つているかを考えられずに団体交渉をこばむ態度をとつておられます。これがあなたの誠意ですか。

(2) あなたは、組合が「第三・四半期の生産上昇、原單位切下によつて会社の経理事情が著しく好轉し……旧業績手当を存続実施しうるものと一方的に論断し」たようにいつておられるが、生産の上昇したことは誰でも知つていることです。原單位の切下げられたことも、技術部長が交渉のときはつきりみとめています。経理の内容がよくなつたことは、これもすでに昨年の一二月の交渉のとき組合が数字で示し、あなたの信頼する小野取締役もはつきり認められたことです。いまさら一方的とはきこえません。

(3) あなたは「ドッジ施策に基く補給金の打切り、価格改訂、金融の逼迫、資産再評価、税制改正等」があつたので賃金切下げを「眞にやむを得ない暫定措置として提示した」とたいへんむずかしい言葉をならべておられます。

私達は頭のない労働者ですが、むずかしい言葉ではもうごまかされません。

一〇月に賃金引下げ案をだされたとき、小野経理部長は同じ理由をあげて、会社の赤字は一〇月から一二月までの三カ月間だけで一四億円になるだろうと堂々数万語の「経営白書」を発表されましたが、事実はどうだつたでしょうか。こんど決算がでてみればはつきりするでしょう。黒字になることは小野さんもすでにみとめているではありませんか。資産再評価とか税制改正などいつておられるが、これは今後の問題ではありませんか。あまり労働者を迷わさないで下さい。

「金融の逼迫」＝金ずまりでお百姓さんも商人も困つています。私達も毎月給料日には女房からどなられます。本当にこまつたことです。

しかし会社は月々約二〇億のお金が銀行から借りられ、こんどは見かえり資金で一〇億円借りましたね。返す方は復金から借りた分を、きちんきちんと返しておられるので三鬼さんの信用はたいしたものだともつぱらの噂です。

中略

(6) あなたは、「八幡が唐突としてストライキに突入し、連合会の各組合が之に同調し」たことを「了解に苦しみ」「良識あるかと疑なきをえない」と申される。

これは度々いつているので長くはくりかえしますまい。昨年このかた、つもりにつもつた不満がばくはつしたのがお解りにならないはずはないと思います。

(9) 二月七日「新情勢に基く申入書」を提示したことで、いたく立腹のようですが、先にも述べたように、あなたが八幡がストに突入したことを「唐突」と感じ、連合会がこれに同調したことを不思議と考えておられる程に、五万労働者の氣持を理解せず、誠意のない態度をとりつづけられたので、五万労働者の氣持をもう一度よく知つていただいて、考えてもらうためにあの申入書は出したのです。今や全日鉄の作業所にひろがつた闘争を頭にうかべながらもう一度あの申入書をよんで下さい。

さて八幡労組を先頭としたストは依然として続けられ、さきにスト宣言を発した輪西労組は一〇日コークス炉、熔鉱炉が無期限ストに入り、さらに同日富士労組も新にストに突入した。又この日鉄争議にたいして、北九州各組合、関西鉄工一一社等において共同闘争の氣運がいちじるしく高まるにいたつた。

労連本部は一一日会社側と団体交渉についての予備交渉を行つていたが、一三日にいたつて会社側から申し入れがあり団体交渉が再開されることになつた。この交渉において会社側は従来の態度を変えず、(一)業績手当は会社側の方針を変更しない。(二)第三・四半期の決算による黒字の一部を一人平均二、〇〇〇円二五日までに償与として支拂う。と回答したが、これにたいして組合側は、組合員の納得する回答を要求し、「会社側の態度はこれまでと本質的に変らず、核心にふれるものではない」として再考慮を要望した。しかし会社側は再考慮の余地なしとして回答を避けたため交渉は決裂した。組合側は連合会中闘会議をひらいて闘争方針を検討した結果、誰が考えてもあたり前だと思う業績手当の問題についてさえ、あのような誠意のない態度をとられました。この一年このかた、つもりにつもつた不満がばくはつしたのがお解りにならないはずはないと思います。

「現在のスト態勢を強化してさらに強力な実力行使により会社側に抗議すること」を決定し、ただちに各労組にたいして指示を発した。八幡、輪西などの各組合は一五日もストをつづけたが、同日会社側から第二次団体交渉の申し入があり交渉を行つた結果、前回と同様物別れに終つた。さらに一七日組合側から重ねて団交の申し入れを行い、三鬼社長出席のもとに交渉が行われた。会社側は、「第三・四半期の決算が約四億円の黒字であるが、賞与二千円支給案は会社の最後案で変更できない。しかし第四・四半期の決算の結果五月ごろにはさらに賞与として支給を考慮する」。旨主張したのにたいし、組合側は不満を表明、決論をえなかつた。しかしこの日無期限ストを続けていた本社組合は、一応ストを中止し、闘争態勢の一角にひびが入つた。八幡、釜石、輪西、広畑のストは、二〇日にいたるまでつづけられ、長期ストの様相を呈していたが、二〇日中央交渉において会社側三鬼社長から「スト状態を停止すれば改めて協議に応じ、会社側が現在までに提示した対策（特別賞与平均二、〇〇〇円）よりも有利に取計る用意がある」との回答を行つたので、連合会本部では、中闘をひらいて協議した結果、「本部からスト中止指令を出し各組合がこれを確認してストを中止すれば会社側に再交渉を申し入れることを決定し、二一日連合会傘下各組合にたいしてスト中止指令が発せられた。これによつて各支部労組は一応指令に従う動きを示したが、反対の気運も強く、例えば八幡ではスト中の四支部争議団（一、二、コークス、一、二製鋼一、二〇〇名）は、㈠スト中止指令があつても四支部はストをつづける、㈡ストは拡大強化せよ、という決定を行い、又釜石ではスト中止を決定したものの、全従業員が四ヵ所で総けつき大会をひらいて断固闘うことを決定している。このような空気の中で連合会本部では、会社案にたいして第四・四半期分についても同程度を考慮支給することを条件に受諾するとの態度をとりきめ、三月九日から団交を再開することになつた。同日の交渉は、会社側は、「第三・四半期分賞与として手取り二、〇〇〇円を支給する」という前回の提案を固持して譲らなかつたのにたいして、組合側はこれを「賞与でなく低賃金補充のいみで一時金として支給する」よう主張したため、ゆき悩みの状態に落入つたが、結局、会社側が、第三・四半期の業績にたいする報償金として業績手当の支給方法にもとずいて支給すると譲歩したため、交渉は妥結し、ここに長期にわたつた日鉄の争議も幕をとじることになつた。

三、争議の意義　日鉄争議は、企業合理化の具体化である能率給（業績手当）のきり下げ、団体協約の改悪等の問題について、労仂者階級が長期にわたる抵抗をこころみた点に、特に大きな意義が看取される。基幹産業である鉄鋼業において大きな比重を占めている日鉄労仂者の闘争は、他産業にも大きな影響を与え、一九五〇年闘争の先駆となつたものであつた。

組合側は今次争議の意義を次のように主張している。

我々は何故闘うか

（一九五〇年二・七連二三五号　日鉄連合会中央闘争委員会情宣部）

八幡をはじめ日鉄連合はなぜ今度のように強い決意、長期ストを辞せない決意で立上つたのか？

直接のきつかけは一一月からの業績手当の引下げ分の要求獲得である。特に八幡では二月の減収が三、〇〇〇円にも達することが大きな原因である。

しかし業績手当差額四、五〇〇円を獲得したとしても、一〇日もストをやれば、スト中の賃金差引で収入はプラス、マイナスか

わりないことになる。

ではなぜ無期限のストをも辞しないのか？

業績手当の差額要求だけでは之はわからない話にちがいない。だが問題はもつと広く深い所にある。

一、七月以来要求して来た本格的給與改訂はどうなつているか

二、原單位報償金はどうするのか。

三、退職金はどうなつているか。

四、首切り勝手労働組合を武裝解除する労働協約改惡案をのまされたらどうなるか？

不景氣の影響を低賃金と首切りで切りぬけようとする内外独占資本のこの政策をこのまま許してゆくならば、不景氣は一層ひどいものとなり、鉄はますます賣れなくなつてゆく、これを切りぬけるために日本とそのまわりの國々を軍事基地化するために鉄を使う外、日本の鉄鋼業は立つてゆく道がない所へ追いこまれてしまう。

石炭、電力、鉄鋼、化学産業などの大資本は昨年以来ばく大な利潤をあげているが、賃金はむしろ引下げられている。ここに生れた利潤（労働者の血と汗の結晶）が日本人の利益と幸福のために蓄積されて使用されるのであればよろしい。しかし今の世の中はそのような方向にはすすんでいない。労働者を犠牲にして有利な條件をつくつた企業には外資が入つて来て、日本の重要産業は一にぎりの外國資本の下に支配されるであろう。

結局、いま日鉄の労働者の上に加えられている色々の圧迫に屈服するならば、日本の産業は軍需産業に変えられ、又そのために日本産業を外國資本の下におくことになる。日本は再び戰争の禍中にまきこまれ、日本は植民地國になる。

問題はこのように広く深いものである。從つていま業績手当の問題が一番直接の問題になつているが、われわれはこの要求の獲得を突破口としてその力で懸案の諸問題を次々に獲得してゆかなければならない。

ここにこそ八幡の無期限ストの決意の眞の理由があり、業績手当差額の獲得がプラス、マイナス〇であつても、その上には金額には換算出来ないほど大きなものがえられるのである。　後略

第三節　炭労の争議

一、争議の背景　一九四九年初頭以来の経済的変化は、通貨の收縮、物価低落、中小企業のゆきずまり、失業者の増大となつてあらわれ、恐慌の様相を呈するにいたつたのである。基幹産業である石炭部門においても、四八年九月以来各種統制が撤廃されたことあいまち、右の経済的変化は特に顕著にあらわれた。すなわち、石炭産業においてまず目立つている点は、生産の集中（財閥系大手筋炭鉱の占める生産量の全体にたいする比率は四四%から四六%に上昇した）逆に中小炭鉱の占める比率は、二九%から二六%に低下した）である。このことは一方において統制撤廃にもとずく自由競争において不利な立場にたつた中小炭鉱が、極端な経営不振に落入つていることをいみしている。したがつて企業合理化による人員整理問題も、中小炭鉱において特に問題にされたのであつた。例えば常盤地区においては四九年九月以降、一〇月末まで八炭鉱が人員整理を断行し一二炭鉱が廃休止のうきめをみている。もとより人員整理は中小炭鉱に限られたことではない。大手筋の炭鉱においても新規採用を停止し、労働者の自然減少による実質的な人員整理を行つている状態であつた。

さらに、自由競争にそなえ、コストを大幅にひき下げる必要から

労働時間の点でも基準法を無視した時間延長を行う企業があらわれ、又八時間三交替制にきりかえた企業も少くなかつた。

賃金は、中小炭鉱の場合本格的な賃下げ、あるいは遅欠配等が広汎化し、そのため、一般的な賃金水準が低下するとともに、大企業と中小企業の賃金のアンバランスを生ずるにいたり、この点が炭労争議に複雑な性格を与えることになつた。

要するにドッジ・プランによつてあらわれた経済的困難を企業合理化による生産コストの低下によつて克服しようとしたのであるが、設備の更新が容易でない石炭産業においては、技術的過程の合理化よりもむしろ、賃下げ、労働強化、人員整理等、主として労働者階級にたいするしわよせの形がとられたのであつた。ここに今次争議の広汎でしかも深刻な基盤が示されているといつてよいであろう。

二、争議の経過　以上のような石炭産業の情勢は、四九年末から、五十年始めにかけて各地で争議を勃発せしめた。松浦炭鉱の賃上げ闘争からひきつづいた首切反対闘争、豊里炭鉱の首切反対闘争、飯塚炭鉱の賃上げ闘争等がそれであるが、この個別的な闘争は、各地で横にひろがる形勢を示し、例えば北海道では豊里炭鉱の闘争を支援して全道炭鉱労組がストに突入することを決定し、九州では九全連傘下炭鉱及び高松貝島等も闘争態勢に入つた。このような情勢を背景として炭労中央闘争委員会は、一月一二日賃金に関する中央委員会の決定を確認し、一六日から中央交渉を行うことになり、これが妥結するまでの経過措置（暫定賃金）は各山元で強力に交渉をおし進めることを決定した。新賃金の要求書は次の通りである。

要　求　書

1、基準賃金　規定時間（拘束八時間）の労働に対して支拂われる賃金。

（イ）基準賃金額は左の通りとする。

坑外夫　一人当り　三七七円（税込）
坑内夫　〃　七三〇円（同右）

但し従来各社炭鉱において支拂われた基準賃金中のその他の手当（基準賃金と見做される賃金）は右基準賃金額に附加される。

（ロ）家族給は扶養家族一人当り月額六〇円とする。

2、基準外賃金　規定時間の労働に対して支拂われる賃金以外の一切の賃金。

（イ）生産賞与を除く基準外賃金に就ては別途各地方又は各炭鉱において要求する。

（ロ）生産賞与に就ては別途要求内容を提示する。

二、職員給与

職員給与に就ては左記の通りとする。

記

一、職員給与は鉱員賃金との賃金比を求めて決定する。

二、賃金比に就ては現行各社各炭鉱における職員給与と鉱員賃金との賃金比を準用する。但し低位と考えられるものに就ては他社との均衡において是正する。

右の炭労の要求にたいする石炭鉱業連盟の回答は次のようであつた。

鉱業連盟の回答

一、基準賃金　基準賃金は左の通りとする。但し昭和二四年七月―一二月において地方組織間の協定に基き異つた決定をした炭鉱はそれによる。

1、一人当平均額（家族給を含む）

坑内夫　三六三円（税込）

坑外夫（成年男子）　二一六円（〃）

但し女子及十八才未満男子については其の労働の質と量に応じ右との均衡により別途協議する。

2、家族手当は扶養家族一人に付原則として月額四〇〇円とする。但し四〇〇円を超えることはできない。

3、請負給部分に対応する標準作業量は昭和二四年一一月、一二月における谷炭鉱の平均実績作業量とし、固定給部分に対応する規定時間は拘束八時間と異る協定をした炭鉱にあつてはその規定時間により、労働基準法第四一條に規定する労働（監視又は断続的労働）に従事する者に関しては谷炭鉱において決定する規定時間とする。

二、基準外賃金　基準外賃金は左の通りとする。

1、超過労働賃金

公休日及規定時間の労働に対して支給せられる賃金。

2、特殊労働賃金

特殊の場合の労働に対して支給せられる賃金

3、不就業手当

年次有給休暇手当其他。

4、能率賞與

昭和二四年一一月、一二月における谷炭鉱の平均実績能率を達成した場合に支給することを主張したのにたいして、中間派及び左派の中闘は「ベース獲得を目標とした「三月闘争」に歩調を合わせる方向をとり、炭労の闘争に国会共闘を同調させる」と主張したが、中闘では結局後者の意見が決定をみた。

さて企業規模別交渉を行うことを決定した中闘は、その大半をオルグ団として地方派遣することになり、又各山元では本格賃金決定までの仮拂い賃金を独自に交渉したが、三菱系労組が現行賃金に毎月八百円加算の会社案で妥結した以外は、三井、井華、雄別等の各大手筋労組はいずれも会社案を不満として交渉をつづけた。

一方、さきにのべた豊里炭鉱の闘争を契機に人事権の全道統一等の点について団体交渉を申し入れていた道炭協最高闘争委員会は、道鉱連が交渉を拒否したため、二月九日「一三日一番方から二四時

5、北海道炭鉱手当

三、一、二項により支給困難な炭鉱は別途地方組織又は山許において協議する。

四、前項の山許協議整わない場合に両組織間で斡旋解決する。

五、期間は一―三月とする。

六、職員給與に関しては右に準ずる。

連盟の回答によつて明らかにされた点は、基準賃金が現行すえ置きであることと、標準作業量を戦後最高の二四年一一月一二月の平均実績においたことであり、実質的には現行より三割程度下まわる賃下げ案であるといわれた。さらに連盟側は給与決定の根本的原則として「企業支拂能力の範囲内で給与額を決定する」ことを主張し、労組側の生活給的主張とするどく対立したため、交渉は進展せず、炭労はついに各企業規模別交渉に移すことを決定し、二八日から連盟側と事務接渉に入つた。なおこの間炭労の中闘では、当時国鉄、専賣裁定の完全実施と九七〇〇円ベースの獲得を目標とした「三月闘争」との関連における闘争戦術の点で意見が対立し、武藤委員長、柴田副委員長らの民同派の人々は「三月闘争」に歩調を合わせることを主張したのにたいして、中間派及び左派の中闘は「ベース改訂闘争は炭労独自の方針で進む、共闘は地方で他産業労組と結合する方向をとり、炭労の闘争に国会共闘を同調させる」と主張したが、中闘では結局後者の意見が決定をみた。

さて企業規模別交渉を行うことを決定した中闘は、その大半をオルグ団として地方派遣することになり、又各山元では本格賃金決定までの仮拂い賃金を独自に交渉したが、三菱系労組が現行賃金に毎月八百円加算の会社案で妥結した以外は、三井、井華、雄別等の各大手筋労組はいずれも会社案を不満として交渉をつづけた。

一方、さきにのべた豊里炭鉱の闘争を契機に人事権の全道統一等の点について団体交渉を申し入れていた道炭協最高闘争委員会は、道鉱連が交渉を拒否したため、二月九日「一三日一番方から二四時

間ストに突入せよ」というスト指令を発し、情勢は急速に緊迫化の度を加えることになつた。ところで炭労中闘で決定された企業規模別交渉は、連盟側がこれに応じないため進捗せず、ついに二四日一番方から全国一せいにストに入ることが指命される段階にたちいたつた。しかし二〇日には前述の豊里炭鉱の争議は、地労委提出のあつせん案によつて解決し、中央と地方の闘争に若干のずれがみられる。

二四日から全国ストを行うよう指令した炭労中闘では、さらにスト第二波として二四日以後は三井、三菱、古河、井華、北炭の大手筋五社労組を主体として強力な連続波状ストを決行するように決定したが、その後緊急中闘会議をひらいた結果、さきには炭労独自の闘争を行うことを決定したにもかかわらず、国会共闘が決定的闘争に立たないことが明白であり、炭労だけが孤立するという意見が支配的となり、二四日の二四時間ストと、連続波状ストを一時延期することが決定され、以後の方針としては、大手筋労組は地方で各会社毎に交渉し、大手筋以外の中小炭鉱労組だけが中央交渉を行うこととなつた。

二四日にいたり、連盟側は炭労が主張していた企業規模別交渉に応ずるという回答を行つてきた。このため炭労中闘では二七日、一、ベース改訂をしないという連盟側の覚書を撤回する。一、団交席上に各社の責任者を出席させる。一、三月一日から規模別交渉を開始する、という条件で認めるという回答をおこなつたところ連盟側もこれを承認した。なおこの交渉中五社のスト態勢をとかず、戦術委員会をもつて交渉進展をはかることとなつた。さて企業規模別交渉は、一、二日の両日行われたが、一日の三井、三菱他大手筋五社の交渉では、組合側は「中小企業でさえ協定基準賃金を支拂つており、大炭鉱では賃上げできぬわけはない」と主張し、能率給を

三月七日、増田官房長官から電産争議にたいして「一つの組合のストでも、その影響が全国に及び、それが重要産業である時は二・一ストにおけるマ元帥命令に違反するものとみなす」という方針が記者会見で明らかにされたにもかかわらず、炭労本部の情報によると炭労傘下全組合三五八組合三〇万九七〇〇名のうち、二五六組合二七万九二六一名がストに突入し、さらに九日には二八万六一六四名が参加して、組織総人員の九割三分にのぼつたといわれる。以上のようなスト第一波は、一一日午前六時で一応終了したが、経営者側の態度に何らの変化もないので、炭労中闘はさらに一、第二波は予定通り一四日から無期限に決行する。二、自己批判の結果とし

て売炭機構の分断を強行する連盟側の組合かく乱の宣伝にたいして山元にオルグを派遣し、態度を強化する、という闘争強化の方針を決定した。

かくして炭労は、一三日午前六時大手筋五社の一番方から第二波無期限ストに突入し、一五日午前六時大手筋の四八時間ストを終り、ひきつづき中小炭鉱労組が四八時間ストに入つた。中闘ではスト強化のため一五日次のような闘争指令七号を発した。

一、波状スト間の二日間は時間外勤務拒否、遵法闘争、輸送積込みの労働強化の拒否を行う。

二、販売関係事務の完全スト。

三、輸送網に関連する國鉄、全日通、海員、港湾労組の協力を求める。

一六日にいたり総司令部労働課ブラッテイ氏は、炭労武藤会長、連盟早川専務理事、労働省賀来労政局長を招請し、一、解決のいとぐちをみつけて早く交渉に入つてはどうか、二、交渉は労資双方でやるべきで総司令部は介入しない、三、日本政府は交渉がもたれるようあつ旋に努力するよう、との意見をのべたので、賀来労政局長からその場で労資双方に直ちに交渉に入ることを要請した結果、双方とも交渉することに賛成し、同日午後四時から事務折衝に入ることになつた。その際連盟はスト中止による団交を主張したが、炭労はこれを拒否し要求解決のための条件を示せと強硬に主張したので、連盟側もこれを認め、一八日具体案を示して団交を行うことにきまつた。一方炭労ではスト強化の策をこうずるため、本部で国鉄、海員、私鉄等の各組合を糾合して石炭販売網完全遮断の戦術を協議した。

再開された団体交渉は、連盟が一九日に提示した賃金案に固執したため、二〇日又物別れとなり、同日夜半炭労は「連盟が再考しない限り、最もし烈な方法で闘う」と非常事態を宣言するとともに、二一日の中闘では二五日から全国一せいストを決定して次の指令を発した。

一、二五日一番方から七日間全國一せいストを行う。

二、このストは所属組合及び共闘組合が参加するが次の條件の組合も最低二時間以上のストを行う。

(イ) 天災地変によりスト困難な場合。

(ロ) ストで企業が崩壊する危険のある組合。

(ハ) 略。

三、保安要員は法律にふれず犯罪とならない最小限度まで減少する。

四、長期ストにたいする生活確保のためあらゆる方策を講ぜよ。

二四日にいたり総司令部労働課長エーミス氏は、鈴木労相、末弘中労委会長をそれぞれ別個に招いて、一、解決のいとぐちをつけて早く交渉に入つてはどうか、二、交渉は労資双方でやるべきで総司令部は介入しない、三、日本政府は交渉がもたれるよう、との意見をのべたので、賀来労政局長からその場で労資双方に直ちに交渉に入ることを要請した結果、双方とも交渉することに賛成し、同日午後四時から事務折衝に入ることになつた。一方組合側でも緊急中闘ついに中労委に強制調停の手続を行つた。一方炭労は二五日から行われることが予定されている一せいストライキを中止し、あつせんに乗出すように要請したが、二五日には予定通り、全国三六〇組合三三万名が一週間の一せいストに突入した。この第三次ストの三日目の二七日、政府、中労委、および組合にたいして強制調停によるストの早急打切りを骨子とした総司令部の勧告が行われ、これにもとずいて政府はついに中労委に強制調停の手続を行つた。一方組合側でも緊急中闘会議をひらいた結果、二八日夕刻スト打切を全国単産に指令するにいたつた。しかし山元では、スト中止にたいする不満の声も強く、例えば夕張炭鉱では直ちにけつ起大会を開いた結果スト中止反対の意向がたかまり、二九日一番方から無期限ストに入ることを決議した。

再開された団体交渉は、連盟が一九日に提示した賃金案に固執しているため、二〇日又物別れとなり、同日夜半炭労は「連盟が再考しないことになり、四月一日以降時間外労働の拒否を指令するにいたつ

た。さらに又中闘指令以外に連盟との覚書に抵しよくしない限り独自の要求で各支部が闘争を行うことを指令している。かくて突破資金、期末賞与、三月分仮拂い等の要求をかかげた北炭の波状ストを始めとして、各山元でそれぞれ独自の要求をかかげて実質的な争議状態に入つたところが多かつた。

強制調停は、その後中労委事務当局で事情調査を行つていたが、一一日労、資、中立各委員が出席して非公開で第一回の調停委をひらき、その審議の結果を一五日からひらかれる炭労単一結成大会にもちこむことになつた。しかるに一七日にいたつてもまだ調停案が示されないので組合側は、中労委調停委あてに抗議文および要請文を提出したため、同日次のような調停案が示されるにいたつた。

調停案

一、一―三月の給與についてはこの期間における各会社の業務実績を基礎とし、昨年七―一二月について定められている給與水準を下らざる給與を支給することを目途として各会社各山において協議決定すること。

一、四―六月の給與については改めて当事者相互間において直接団体交渉を行つて解決を図ること。

（この交渉については予め当事者間において交渉方式を協定して交渉の円滑な進行を図られたく、本委員会はその協定その他交渉の進行に協力する）

昭和二五年四月十七日

炭鉱争議調停委員会委員長

末弘巖太郎

右の調停案には、具体的金額は明示されておらず、改めて労資間で直接交渉を行うように指示したにすぎないものであつたため、組合側は不満であり、「調停案を一しゆう」し、一月以降の賃金闘争は地方に移す」という中闘決定が、六会五日目に確認された。なお六会でこの調停案を審議する過程において、中闘のスト打切り指令で下部の闘争が抑えられたこと、あるいは武藤会長出身の常盤労組等が全国ストから脱落した中央スト指令違反問題などがとりあげられ、逆に北海道夕張労組等のスト中止指令違反を問題とする右派代議員との間に激しい論戦がかわされた結果、ついに小椿氏始め、民同系の議長団が一せいに辞任するにいたつたことは、一方において山元の闘争意識の反映であるとともに、炭労内部における左右対立をうきぼりにしたものとして注目してよいであろう。

さて調停案を拒否してから闘争の主体は再び各山元に移り、争議はふり出しにもどつた感があつたが炭労の中軸である大手筋五社は、五社共闘委員会をつくり、当初の要求であるベース・アップを貫徹すべく、まず全井華労組連合会が、五月二三日無期限ストに入つて突破口をひらいた。このように井華がまず突破口として選ばれたのは、いわゆる一社重点主義の戦術構想にもとずくものであつた。つづいて第二波として、三池を中心とする三井鉱山労組が六日から無期限ストに入つたが、六日マ元帥から共産党幹部に対する公職追放指令のあつた前後に、井華、三井ともストを中止するにいたつた。スト中止後各社ともそれぞれ交渉が行われたが、三井では会社側の第五次案（協定書案）を承諾し、七月五日正式調印するはこびとなつた。協定書案は次の通りである。

協定書案

三井鉱山株式会社と全國三井炭鉱労働組合連合会とは昭和二五年一月以降同年一二月迄の賃金給與その他に関し左記の通り協定する。

記

一、鉱員賃金

(一)昭和二四年四月―六月各事業所賃金協定を其のまま延長する。

右の内特別団体賞與は之を廃止し生産能率賞與、米價値上りに伴う臨時手当に代へ左の通り一時金、精勤賞與及び能率賞與を支給する。

(イ)一月―五月

一―五月を通じ一時金として割増賃金を含み昭和二五年五月末在籍直轄從業員一人当り平均五、〇〇〇円（税込）を支給する。

(ロ)六月―一二月

(1)精勤賞與

賞與額（税込）及支給條件は左の通りとする。

区分＼職別		賞與額	出勤方数	賞與額	出勤方数	賞與額	出勤方数	賞與額	出勤方数
坑内	直接夫	八〇〇円	二〇方以上	六九〇円	一五方以上	五九〇円	一八方以上	五四〇円	二二方以上
坑内	間接夫	六二〇円	二二方以上	五四〇円	一七方以上	四五〇円	二〇方以上	四八〇円	二四方以上
坑外	成人男子	五五〇円	二四方以上	四八〇円	一九方以上	四一〇円	二三方以上	四二〇円	二六方以上
坑外	保護鉱夫	四〇〇円	二四方以上	三五〇円	一九方以上	三〇〇円	二二方以上	三一〇円	二六方以上

出勤方数は実出勤とし公休出勤及連勤は一方として加算する。三池の鉱内夫に限り出勤方数條件を一方緩和する。

(2)能率賞與

各事業所操業日在籍一人一日当り能率が昭和二四年一〇月―二五年三月（美唄に在つては一一月を除く）の操業日平均実績標準能率（二五年一〇月以降については五%増）に達した場合在籍、一人当り平均月額四五〇円（税込）を支給し、其の能率が一%上昇する毎に三〇円（税込）を加算し最高八〇〇円（税込）を限度とする。

尚能率が右の平均実績標準能率に達しない場合は一%減ずる毎に三〇円（税込）を減額した金額を支給する。但し通常の操業状態において特別の事情ある場合は減率五%迄は減額しないことが出来る。

(3)平均実績標準能率算定の場合罷業その他の争議行爲により減産した当日及び之に因り影響ありたる期間の在籍人員及び出炭量は之を除く。

(4)六日以降の各月操業日在籍一人一日当り能率算定の場合罷業当日は操業日として計算する。

(二)、(ロ)の精勤賞與及能率賞與は労働基準法第三七條「割増賃金の基礎となる賃金」に算入する。

但し(イ)の一時金及能率賞與については時間割賃金は支給しない。

(三)、(イ)、(ロ)の一時金及能率賞與の配分方法については各人の労働の質と量に応じ各事業所毎に会社組合間で協議決定する。

(四)一カ月を超ゆる長期欠勤者未復員者及組合専從者は、(イ)、(ロ)の一時金及能率賞與の支給対象在籍人員より之を除く。

(五)右一時金の支給と同時に既仮拂は之を精算する。

(六)期間は二五年一月―一二月とする。

二、特別臨時手当

(一)特別臨時手当として昭和二五年五月末在籍直轄従業員（未復員者及組合専従者は除く）に対し一人当り平均一、〇〇〇円（税込）を支給する。

(二)本手当の配分方法については各事業所毎に会社、組合間で協議決定する。

三、金石分離記念品料

金属、石炭両会社分離記念品料として昭和二五年五月末在籍直轄従業員（未復員を除く）に対し一人当五〇〇円（税込）を支給する。

四、職員の給與特別臨時手当及金石分離記念品料については従来の方法により右に準ずる。

昭和二五年六月六日

三井の正式調印を契機として、中央大手筋五社、及び九州大手筋七社においても次々に解決され、ここに一二月から始まつた炭労の争議も八ケ月ぶりで全面的に解決されることになつた。

以上

三、争議の意義と特質　さきにものべたように、ドッジ・プラン実施以後石炭産業に集中された経済的困難は、労働者階級に転嫁されたため、争議の基盤は広く且つ深いものがあつたといえる。それゆえ山元組合員の熾烈な闘争は、しばしば民同系の中闘にたいする不信となつてあらわれていたことも否定できない。このように組合員大衆のいちじるしい昂揚があつたにもかかわらず、三井の協定にみられるようにベース・アップがついに実現されなかつたことは、経営者側の頑張りもさることながら、争議が長びいたため組合側がエネルギーをくみつくしてこんばいしたこと、企業規模別の経済的条件の差異が中小炭鉱の組織である日鉱の炭労に先立つ交渉の妥結等となつてあらわれ、統一的闘争に困難を与えたこと等が指摘されるであろう。殊に、六月六日井華及び三井がストを中止した点は、わが国労働運動の幾度目かの転回点として記憶する必要があると思われる。

第四節　全鉱連の争議

一、争議の背景　金属鉱業は、ドッジ・ラインにもとずいて鉛、亜鉛、銅とあいついで価格差補給金をはずされ、加うるに価格配給統制が解除されたので、国際経済の競争にさらされるにいたり企業合理化を余儀なくされた。しかしこの企業合理化の結果、全鉱連本部調査によれば、金属鉱業諸会社は、銅及び亜鉛だけで年間約二五億円の純益をあげるものと推定された。こころみにこのような全鉱連本部の算定根拠を要略すれば次の通りである。すなわち電気銅一トンの市場価格は現在約一三万円であるが、そのコストは故銅の場合、一トン一〇万円で、新銅は約一五万円となつており、その生産割合は故銅六―七割対新銅三―四割なので平均生産費は約一二万円となる。したがつて市価一三万五千円との差額一万五千円が一トンあたりの利益となり、年間利益は少くとも一〇億円となる。つぎに亜鉛の場合は市価が九万円にたいし生産費は六万円、一トンあたりの利益は三万円となり、年産五万トンだから年間利益は一五億円と算定され、銅と亜鉛の年間利益合計は二五億円になるというのである。この算定根拠の信憑性はともかくとして、企業合理化の結果労働者階級の賃金その他の労働条件が低位におかれ、（特に賃金は他産業に比較して一般的に低水準である）逆に企業利潤が増大するにいたつたことは否定できぬところであり、今次全鉱連の争議が、労働者階級の窮乏化を基礎とした、企業利益にたいする分配闘争であつた

といつてよいであろう。

二、争議の経過　二五年度の全鉱連争議は、二四年八月に賃金要求を提出したことに源をもつている。すなわち、金属鉱連労仂者の四九年三―七月の賃金は六月中労委のあつせんによつて実施されていたが、この賃金は炭鉱等にくらべて水準が低かつたので、八月の協定期間満了とともに、中執委で次のような要求を提出した。

賃金要求書

昭和二四年八月一日以降の賃金を別記の通り要求する。
右要求に対しては、八月二〇日までに回答せられたい。回答場所は貴連盟に一任する。

昭和二四年八月五日

全日本金属鉱山労働組合連合会
中央生産闘争委員長　原口幸隆

鉱山経営者連盟
専務理事　伊藤保次郎殿

記

一、賃金構成

(一)基準賃金
1本人給
2家族手当

(二)基準外賃金
(1)時間外賃金並びにその割増金
(2)公休日出勤賃金並びにその割増金
3不就業手当
4地域給
5団体能率給
6寒冷地手当
7その他

(三)地域給、団体能率給、寒冷地手当

註(1)超過労働賃金の(2)「公休日出勤賃金並びにその他特殊公休日を含む。
(2)特殊労働賃金の(2)には宿直手当、ることを常態とするものが臨時緊場合に手当を支給する事業場にあする。
(3)不就業手当(2)「その他一と労働基業手当一及び各種休暇手当をいう

1超過労働賃金
(1)時間外賃金並びにその割増金
(2)公休日出勤賃金並びにその割増金

2特殊労働賃金
(1)危険又は高温多湿等の特殊作業に勤務するものに支給する割増金
(2)深夜業手当、臨時勤務手当

二、賃金額

(一)基準賃金

1、坑外鉱員平均

税込月額（二五工）　八、八〇〇円

（一工当　三五二円）
坑外鉱員には女子及び満一八才未満の男子も含む
2、坑内鉱員平均　一四、九〇〇円
税込月額（二二工）　六七七円）
（一工当）
3、直接製錬作業に従事する者については各企業の実情に応じて決定する。
4、職員については身分制の撤廃その他企業の特異性を考慮して各企業において決定する。

(二)寒冷地手当
寒冷地においては寒冷地手当を支給する賃金要求書説明書。
一、本賃金は統一賃金である。
二、本賃金要求書の基礎たる坑外鉱員平均基準賃金は経連、全鉱共同調査による三人世帯坑外鉱員の九月分実態生計費（税抜き実費支出金額）を当時の手取月収総額と認め、これに基いて算出したものである。従つて生活費は基準賃金だけで賄われるものでないという考えが要求の基礎になつている。
三、坑外鉱員平均基準賃金は同一労働同一賃金の考えに基いて一般成人坑外鉱員のみならず女子及び準十八才未満の男子をも含んだ総平均である。
四、基準賃金の算出方法は別記の通りである。

以下省略

これにたいし、経連は八月一九日総会をひらいて協議した結果、二〇日全鉱連にたいして次のような回答を行つた。

八月五日附八月以降の貴方賃金要求及び同月八日附右賃金決定迄の経過措置に関する貴申入に対し左記の通り回答します。

記

八月以降の新賃金要求に関しては金属鉱業の実態並びに今後の客観情勢を考慮しても、経営の現実に即しない貴要求の如き賃金には絶対応ぜられない。
依つて八月以降の新賃金については次の通りとする。
一、八、九月については各企業体における三―七月分協定を原則として準用するが企業体において別個に取り決めた場合は之に依ることとする。
二、十月以降については調補給金の打切り等による客観的事情の変更もあり、且鉱権により各企業体の経理能力に著しい格差を生ずるので、それぞれの企業体の実情に応じた賃金を個々に協定することとする。

昭和二四年八月二〇日

鉱山経営者連盟
専務理事　伊藤保次郎

全日本金属鉱山労働組合連合会
中央執行委員長　原口幸隆　殿

右の回答において明かなように経営者側は、各企業で個別的に交渉することを要請しているため、中央交渉は難航し、ついに本格賃金決定までの措置として、三―七月協定延長の形で一応仮拂の協定がとりきめられた。一二月二日経連側はこの仮協定額を本格賃金とするということで最後的回答としたため、ここに交渉は決裂し、全鉱連は闘争宣言を発するにいたつた。その後中労委からあつせん案が提示され、組合、経営者の双方ともこれを拒否してストが行われ

たが、結局中労委あつせん案通り一五〇〇円の一時金で妥結し、年末闘争は何ら成果をあげることなく終つた。

さて二五年に入つて、前年からの継続である新賃金の団体交渉が数次にわたつて行われたが、依然としてゆきなやんだため、国会共闘委のゼネスト声明に呼応して、二月十日加盟全労組にたいして、二四日二四時間ストを行うような指令した。しかし、予算案の上呈がおくれ国会共闘委の闘争の時期がずれたため、二二日の中闘委員会で一時ストを延期することになり、二六日から三月六日まで、第一期（二六―二七日、三〇%減）、第二期（二八日―二日、五〇%減）、第三期（三―六日、八〇%減）という三期に分つて保安遵法闘争を行い、三月七日から無期限ストに入ることを決定した。

七日にいたり、五日の指令通り、足尾銅山労組（一二、一〇〇名）を始めとした全鉱連傘下の組合（七五、〇〇〇名）は、全国一せいに無期限ストに突入した。全鉱連本部の報告によれば同日午前一一時までに判明したスト参加は、全国で一四五組合、約六万人に達し、ストによる一日の損害は七万四千円にのぼるといわれている。このような一せいストが行われるにいたつたのは、六日労仂省賀来労政局長が経営者連盟にたいして、一、三月以前に関しては一時金三千円を支給、二、四月以降の新賃金は六千円以上に引上げる、という申し入れを行つたのにたいして経連側は、三月以前の分については拒否、四月以降新賃金は団交で決めたいと答えたのを、組合側が不満であるとしてスト突入の既定方針を確認したためであつた。さてスト突入の七日、賀来労政局長のあつせんによつて、団体交渉の事務折衝が行われたが、経営者側がスト打切りを条件としたため折衝は決裂し、組合側は八日中闘委をひらいてスト強化のため、一、全国一七カ所の製練所熔鉱炉の火を消す、二、全国各鉱山の排水作業を拒否する、という指令第一七号を指令した。一方九日賀来労政局長は一、四―九月の基準賃金は現行五千四百円を六千円とする、一、右基準が決定した上は賃金体系の合理化を各社毎に協議決定するため中央交渉で適切な方法を決定し、各社毎の交渉に移す、という賀来労政局長のあつせん案を労資双方に提示したがまとまらず、十日もさきの指令にもとずいてストが強化された。十日正午までに全鉱連本部に入つた情報では、尾去沢、国富、細倉、小坂、登盛、日立、足尾、別子、直島、大阪、尾小屋、佐賀関、生野、会津、安中、三池、日化の一七製錬所が溶鉱炉の火を落している。賀来労政局長によるあつせんは、その後も継続され、経営者側にたいして相当に強硬な態度を示したが依然としてまとまらなかつたが、一一日にいたり経営者側から、労政局長を通じて次のような最後案が組合側に提示されてきた。すなわち、一、四月から九月の賃金は男子成人坑外夫基準賃金に三〇〇円ないし六〇〇円を増加する。但し企業別経理内容により、右の金額が上下することはさまたげない。一、右の賃金増加のため生産基準を考慮した賃金体系の合理化を行う。一、三月以降の紛争解決は各企業別の団交で行う。という三項であつた。これにたいして組合側は、一、基準賃金を六〇〇円引上げることを原則とする。二、賃金体系の合理化は労資協議する。三、三月以降の紛争解決のため一人平均三千円を出す、という三項目を示して団交を申し入れたためまとまらず、ついに一二日、労政局長から労仂大臣の名によつて次のあつせん案が提示されるにいたつた。

一、本年四月以降九月までの賃金につき、男子坑外夫一カ月三百円―六百円の増収を図る。右増収は基準内における増収を原則とする。

一、右増収額の決定に伴う賃金体系の合理化を各社毎に三月末日までに協議決定する。

一、三月以前の紛争を解決するため支拂能力を勘案のうえ、概ね二千円程度（最低五百円）の一時金を三月中に支給する。

一、本あつせん案が双方に受諾されたときは組合はストを自主的に中止する。

このあつせん案にたいし組合側は了承したが、経連側は一二日、一、基準賃金の増額はベース改訂の如き措置となるので差当り承認できない。一、三月末までに二千円支給することも認め難い、という回答を示してきた。組合側は中闘委をひらいて対策を協議した結果、既定方針どおり進むとの結論を出し、交渉委員だけを残してオルグを各労組に派遣し、山元をかためることになつた。

一三日にいたり、スト突入後始めての団交が再開され、経連側は一、一時金は五百―千円を支給する。二、四月から九月の増収分を六月末までに各会社毎に合理化の基準賃金内の増収を図る、と主張したのにたいし、組合側は一、一時金は三千円支給せよ。一、三百円乃至六百円増収は六百円以上とし、四月以降とせよ、と主張して折合わなかつたが、鈴木労相からの要請もあつたので経連側は一時金を二千円支給の線まで譲歩したため、一五日ついに次の条件で妥結するにいたつた。

賃金に関する仮協定書

鉱山経営者連盟（以下経連という）全日本金属鉱山労働組合連合会（以下全鉱という）とは賃金に関し左記の通り協定し、ここに本協定書二通を作成し経連、全鉱各一通を保有する。

記

一、本年四月以降九月迄の賃金については男子成人坑外夫一カ月三〇〇円乃至六〇〇円の増収をはかる。ただし支拂能力によつては増収額三〇〇円乃至六〇〇円を上下することを妨げない。

右三〇〇円乃至六〇〇円増収の支給方法については各企業の実情により協議決定するが、六月末迄に基準賃金について双方検討する。

二、右増収額の決定にともなう賃金体系の整備について各社毎に三月末日迄に協議決定する。

三、本年三月以前の紛争を速かに解決するために現在の支拂能力を勘案の上、一時金（一―三月間賃金問題解決のために特にとられた措置に対する金額をふくむ）として五〇〇円乃至二、〇〇〇円を支給する。これが支給金額、方法等の具体的措置については各社毎に協議決定するが、支給時期については四月一五日迄に支拂うよう努力する。

昭和二五年三月一五日

鉱山経営者連盟
専務理事 伊藤保次郎
全日本金属鉱山労働組合連合会
中央執行委員長 原口幸隆

右のような条件で妥結した結果、ストを中止して企業別交渉に移ることになつたが、賃金協定書による増収額、一時金仮拂い、賃金体系整備についてはなお多くの問題を残し、とくに賃金体系整備による能率給的変更は各企業でとりあげられた。たとえば三井鉱山では、生産能率給の基準賃金くり入れ、同和鉱業は基準賃金を変更せず操作金（能率給）の額をあげ、家族給を廃止するなどの実質賃金切下げの整備条件が出されている。また一時金支拂についても会社案は組合側の要求案を下まわり、三井鉱業では一七日交渉が決裂して無期限ストに入り、同和鉱業は一九日以降無期限ストに入るなど各山元においてなお紛議の残つているところが多かつた。

三、争議の意義と特質　全鉱連の争議は、炭労と相並んで国会共闘

の一翼として闘われたものであつたが、金属産業労働者の賃金が他産業に比較していちじるしく低かつたこともあり、争議の性格は純然たる分配闘争であつたといつてよいであろう。全鉱連、第七回中闘委員会では、次のような主張を行つているが、これによつても今次争議の性格を知ることができると思われる。

1、分配闘争（経済闘争）の確認

一、三月闘争は対経営者との純然たる分配闘争を中心として出発する。従来のあいまいなどつちつかずの闘いから、全鉱当初のあのはげしい純粋な闘いに復帰し、出発しなければならない。

二、かかるいみにおいて政治的見解の相違はみいだせない。この線に全組合員の闘争意識を結集せしむる情報、宣伝活動が要求される。

三、政府に対して、今次闘争は直接の働きかけを必要とするところが少い。はげしい労資の力関係が間接的に政府を動かせば成功であるが、吾らは経営者より、集注的に最近あがつた生産性のわけ前を獲得するところに主力を注がなければならない。

四、三月闘争は集注的、時間的に、闘われることが必要である。三共闘の実力行動をこの時機に間にあう如く中央、地方の努力を必要とする。

五、一二月闘争、三月闘争は相関連し同時解決にもつてゆき、個別交渉はかえつて不利である。

六、ベース・アップを絶対に確保する（石炭よりもし不利な条件がでた時でも一時金をベース・アップに連関させて解決すべきこと）

七、凡てをこの三月闘争に集注し、自信を以て闘いを開始する。

八、出来うれば全鉱、企業連の同時併行的な闘いを必要とする。

2、政治闘争

一、集注的に闘われる分配闘争を通じて最も根本的な政治闘争への闘いあることを常に忘れてはならない。

二、吉田内閣反対の明確なる態度を打ち出し、労働者大衆の支持する新しい政党、内閣の出現に、吾らは闘わなければならない。吉田内閣の下では眞の正しい姿の生産復興は行われない。

三、ここに吾らの鉱業政策の出発点が生れるのであつて、労働運動の本質的にむいている方向の闘いを忘れるならば経済闘争は何時かは失敗におちいり、限界にぶつかると共に、運動の本質を誤る怖れがある。

四、三月以降四月頃からこの闘いは一総評」の行動化と相まち漸次ピツチをあげて闘われてゆかなければならない。

五、その他、細かい具体的な闘争目標はあるが、その中心として有効需要の増大を絶対の急務としなければならない。電源、電化、通信、輸出等々國内外の機械化の高度化を目標とし生産の拡大と生活文化の向上とを結びつけるところの止まるところのない大きな構想を基調として闘われなければならない。

第五節　日立総連合の争議

一、**前哨戦**　日立製作所は、わが国の電機業界における三大メーカーの一つで、東芝・三菱が戦前から外資の参加があつたのに対し、日立には外資がはいつていなかつた。一九四九年、広汎におこなわれた企業合理化にさいしても、労働者の首切りをしなかつたが、恐慌の深化とともに外資依存方針に転換し、アメリカのフィルコ商会と提携をはじめた。また相模製作所（造兵廠）への経営参加や、日立多賀工場などでの塩化ビニール製造は、労組側の反抗をよ

びおこすようになつた。

そして、一九五〇年の初頭以来、日立製作所でも滞貨増大を理由にして、笠戸・日立・川崎の各工場に「一帰休」という形で合理化プランが強行されはじめたのである。この「帰休」とは、会社の生産計画にもとずき、一定の予算の枠内で適正人員だけをのこし、それ以外を生産に従事させず、賃金の一部を保証して強制的に休暇を命令する制度である。これでは会社の合理化プランが実現されぬ場合は首切りとなるので日立総連合の各労組はストライキをもつて反対闘争にたちあがつた。とくに、この「帰休」の対象が共産党員を中心とする組合活動家にむけられ、労組の弱体化をねらつたことは重要である。

当時（三月現在）、日立総連合傘下各労組の状態はつぎのとおりであつた。

事業所名	所在地	組合員数（三月現在）	主要製品	上級団体所属組合	執行委員数 合計	共社	無所属
日立工場	茨城県日立市	五、一六〇	発電機、電動機、水車、変圧器、大型	全金属（産別）	二〇	六	一一
日立電線工場	茨城県日立市	一、四〇〇	伸銅品、各種電線	全金属（産別）	一二	二	一〇
多賀工場	茨城県多賀郡多賀町	三、五三一	小型電気品、配電盤、計器	全金属（産別）	一二	二	一〇
水戸工場	茨城県那珂郡勝田町	二、七三二	電気機関車、制御器、電車用電動機	全金属（産別）	一三	二	一一
栃木工場	栃木県下都賀郡瑞穂村	九一九	各種冷凍機、電気冷蔵庫	総同盟	八	二	六
茂原工場	千葉県長生郡東郷村	九六一	真空管、電球	総同盟	一六	二	一一
亀戸工場	東京都江東区亀戸町	一、九八七	中小型電動機、柱上変圧器	全金属（産別）	一一	二	一一
亀有工場	東京都足立区大谷田町	二、四八〇	起重機、ポンプ、採炭機械	全金属（産別）	一三	二	一一
深川工場	東京都江東区深川越中島町	三八三	自動車部品、可鍛鋳鉄	全金属（産別）	一三	二	一一
川崎工場	神奈川県川崎市	五四六	紡績機械、印刷機、鉱山機械	全金属（産別）	一五	一	四
戸塚工場	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町	一、六八六	電話機、交換機、無線機	全金属（産別）	一一	四	四
清水工場	静岡県清水市	五二六	空気圧縮機、ベビコン、送風機	全金属（産別）	一六	二	一三
桑名工場	三重県桑名市	八一八	鉄管継手	全金属（産別）	一一	二	一四
笠戸工場	山口県下松市	三、二一七	蒸気機関車、客車、電車、貨車	全金属（産別）	一三	二	一一
安来工場	島根県能義郡安来町	九一四	特殊鋼、切削工具	全金属（産別）	一四	二	一二
戸畑工場	福岡県戸畑市	九七五	可鍛鋳鉄、鋳鋼品	全金属（産別）	一二	三	一〇

若松工場	福岡縣若松市	七〇六	ロール焙焼炉及ロール機、ポンプ、	全金属(産別)	一三 一二
中央研究所	東京都北多摩郡國分寺町	一八九		全金属(産別)	五 四
本店	東京都千代田区丸の内二の一二 千代田区大手町二の五 品川区大井坂下町二七一七	一、四四三			一 一
大阪営業所	大阪市東区北浜二の九〇	二三九			一三 一
九州営業所	福岡縣福岡市大名町二二三の四五	一〇九		全金属(産別)	八 一
名古屋営業所	名古屋市中村区泥江町二の七	六四			九 一〇
札幌営業所	札幌市南一條西五の五	二三			五 七 九 五

(注) (1)共産党の影響力がとくに強い事業所は、日立・水戸・笠戸の各工場。亀有工場は左右両派が激しく対立していた。

(2)つぎの各事業所は全金属労組をすでに脱退した。

亀戸工場	四九・一一・二九	反対	五七八	
亀有工場	四九・一〇	反対	一、〇三六	
深川工場	四九・一七	反対	六五	
戸畑工場	五〇・三・二三	反対	二五二	
九州営業所				
名古屋営業所	五〇・一一・一九	反対	三八一	

(3)つぎの事業所は全電工労組をすでに脱退した。

戸塚工場　四九・一一　反対

(4)執行委員数中、無所属には統一派を含む。たとえば、日立工場執行委員二〇名中、共産党員を含む統一派は一五名におよぶ(五〇・二・二一改選)。

二、労組側、賃金値上を要求　国会闘争共同委員会(国会共闘)の「三月攻勢」は、事実上破綻したが、労働者大衆の闘争力の高まりは、全労連傘下各労組の主導権のもとにうけつがれた(第二編第二

要求書

第五六回中央代議員会の決議に基き左記の通り賃金値上を要求する。

一、要求額、給與形態およびその配分方法

(1)全社平均収得を税込一二、〇〇〇円とする。

(2)基本給は次の通りとする　現行基本給×2+950円

(3)加給は直接員、間接員とも現行の通りとする。

(4)家族手当　第一人目は一、〇〇〇円、第二人目以下は一人につき五〇〇円

(5)地域手当(地域区分は現行の通りとする)

(6)職分手当は現行の通りとする。　本人
(7)生産比例給は廃止する。　A 三五〇円
(8)その他は現行の通りとする。　B 二五〇円
二、実施期日　一九五〇年四月分給與より　C 七五円
三、同答日時　一九五〇年四月一二日午後一時　D ナシ
なお、一九五〇年二―三月平均賃金について、電機三六メーカーを比較するとつぎのとおりであつた。

社名	平均賃金	平均勤続年数	平均年令	平均扶養家族数	能率給(%)
日立製作	九、一五四	七・四	三〇・一	二・一	四〇・七
東京芝浦	九、一〇〇	七・五	三〇・四	一・七	四〇・〇
三菱電機	九、〇五〇	五・七	二八・二	一・六	三〇・〇

(注)　時間外手当を含む税込月総額。賞與・臨時手当を除く。

四月一八日、東京の常盤橋公園で、日立総連合京浜地区各単位組合の総蹶起大会がおこなわれた。この大会には、二六四名の大量帰休がでている龜戸工場がストライキで全員参加したのをはじめ、約三、〇〇〇名の労仂者が集り、ちようど総連合に対する回答を協議していた日立本社に、賃上げと帰休反対の要求書を手交した。なお、これよりさき、一一日には、賃上げに関する第一回団体交渉がおこなわれ、会社側は回答を延期したが、同日、龜戸工場は一、三一六票対一九三票の圧倒的多数の決議により二時間ストライキをおこなつている。

四月二一日、賃上げに関する第二回団体交渉がひらかれたが、会社側はふたたび回答を延期した。その前日、日立総連合の主力、茨城地区四工場は闘争宣言を発するとともに、多賀工場を除き、一時間ストライキをおこなつた。二二日、第三回団体交渉にさいしても会社側の態度は変らず、組合側は龜有工場が二時間ストライキで抗議した。このようにして、二四日の第四回団体交渉も物別れとなり、情勢は次第に険悪化してきたが、二七日、日立製作所第五六回定期株主総会が「無配当」を決定した。総連合は、これを「賃上要求への無言の回答である」と評価し、さらにこの期の従業員減耗数が一、九一五名と発表されたことに注目した。ただし、この日、龜戸工場の大量帰休が、「多面的な攻撃の前にあつさり撤回された」(総連合ニュース)ことは、組合側にとつての一成果であつた。

三、会社側、大量首切りを発表　憲法記念日のマッカーサー反共声明を契機として、日本の労仂戦線全般に、緊張した状態がみなぎりつつあつた五月八日、第五次団体交渉が「妻愴な空気のうちに」(総連合ニュース)ひらかれ、会社側より回答本文と「当社の現状と今後の経営方針」が発表された。

回　答

去る四月五日総連合から賃上の要求を提出せられ之が回答を考えねばならぬことになつたのでありますが偶々本年に入つてから会社の経営状態は著しく憂慮すべき問題が相次いで生じて参りましたので経営の各部面に亘り何とかこれを切抜け様と新たなる構想の下に再建の方策を考究苦慮しておつた際でありましたので此の解決と併せて眞劍に検討しなければならぬ事態になり、爾来文

字通り晝夜兼行全力を挙げて経営の再檢討を行い、結論を出すべく努力して参りましたが経営の現狀並に見透しを檢討すればする程事態は益々困難の度を加えて参り賃上要求の回答も今日迄延びまして皆様に対しては大変恐縮の次第であつた訳でありますがこにやつと別紙「当社の現狀と今後の経営方針」にあります様な結論を持ち得る事になりました。

従つて今回の賃上の御要求には到底副い得ないのみならず、前記「当社の現狀と今後の経営方針」の結論こそ会社の爲、全従業員の爲考えた最後の方策であることを固く信じて居りますので組合員各位におかれても充分此の点御理解あつて御協力下さる様切望致します。

「当社の現狀と今後の経営方針」の第五節「経営合理化の構想」は、つぎのようにのべている。

1、今後の経営方針

(1)——(7) 省略

(8)人事管理をより科学的にするため、職階制度を可及的すみやかに採用する。

(9)給與制度を根本的に改訂し、仕事の質と量に応じた合理的な給與体系を、可及的すみやかに確立する。

(10)生産比例給制度を改訂し、情勢の変化に即応せしめる。

(11)労働協約の締結を促進し、労資相携えて生産能率増進に努める。

(12)——(16) 省略

2、人員の縮減

以上の方針をすみやかに実施し、経営の刷新に邁進せんとするものであるが、目下の当社の実態をあらゆる面より檢討しても、これのみでは会社を破局の一歩前において甦生せしめることは、とうていできない。ここにおいて、残されたる最後の方法として、ついに人員を縮減するのほかなしとの悲壮なる決意を固めるにいたつた。すなわち、各事業所の人員を別表のごとく定め、現在人員のうち、これを超過する従業員に勇退していただく以外に途はない。これにより全社において五、五〇〇余名の従業員諸君と袂を別つのやむなきにいたつたことは、経済情勢のしからしむるところとはいえ、経営者として眞に断腸の想いを抱くものである。右措置の完了後は、必然的に残留者の配置轉換をおこなわねばならず、また、今回縮減の目的の一つが人件費の切詰めにある以上、ただちに生産比例給制度の改正をおこない、当面は給與の増額はのぞめないが、併せ諒承をねがう次第である。

「別表」による事業所別の首切り人員は、つぎのとおりである（カッコ内は現在員）。

笠戸	八五三	（三、四六四）
深川	五〇	（四二〇）
戸畑	二〇二	（一、〇一〇）
戸塚	二一七	（一、八五〇）
中央研究所	二四	（一九五）
本社	一九八	（一、二〇〇）
大阪営業所	三一	（三三〇）
名古屋営業所	八	（五九）
九州営業所	一五	（一〇一）
日立	六五五	（五、八〇〇）
電線	一七七	（一、四四〇）
多賀	四六七	（三、四〇〇）
水戸	七九四	（三、〇〇〇）

栃木	一一九	（ 九一六）	
亀戸	三〇五	（二、〇七〇）	
亀有	六二七	（二、六七六）	
川崎	一三四	（ 六三〇）	
茂原	一三七	（一、二〇〇）	
清水	一六七	（ 八一五）	
桑名	七九	（ 八五〇）	
札幌営業所	三		
安来	二二一	（ 八九八）	
若松	七二	（ 六三〇）	
総計	五、五五五		

現在員に対する比率　一七%

とくに、水戸・笠戸の車両工場は約三〇%が首切りの対象になつている。そして、首切りの基準を会社側は、(イ)能率の悪い者、(ロ)勤続年数の短い者、(ハ)配置転換をしなければならない者、(ニ)遅刻早退の多い者、(ホ)生産を妨害する者、(ヘ)職場風紀を乱す者、(ト)やめても困らない者、(チ)身体虚弱者、におくと公表した。

この五、五五五名の首切り発表に対し、総連合は「賃上要求への回答ではない」、「首切りは一名たりとも認めることはできない」として強硬な態度をとり、団体交渉の席から書類もうけとらないで帰つた。一方、同日、東京の常盤橋公園でふたゝび日立総連合京浜地区各単位労組の総蹶起大会がひらかれ、約五、〇〇〇名の労働者が集つた。また、清水・戸塚・川崎の各工場は、一時間の抗議ストライキをおこなつた。

五月一〇日、全日本金属労組（世界労連金属機械インターナショナル、全労連加盟）では、常任中央執行委員会をひらき、日立の大量首切り問題について協議し、つぎの方針を決定した。

（一）各支部、分会に日立斗争の重要性と、斗いの方向を徹底させ、当面、首切り対象者の発表に先立つ攻撃を、中央・地方で大衆的に組織し、六月三日を目標に全組織をあげて統一行動をとれるよう斗争を高めてゆく。

（二）西部、中部、東部の各地方ごとに斗争指導部を設ける。京浜地区斗争委員会を単独組合、総同盟の支持者も含めて確立する。

（三）本部に中央斗争指導部を設け、委員長には和田中央執行委員長を選任する。

日立資本家は日本産業の軍事的再編成と植民地化の進行に伴い急速に買弁化し、いたずらに外資に依存せんと狂奔してきた。日立製作所三二、〇〇〇の労働者のうちわが全金属二三、〇〇〇の組合員は、この反動的、賣國的企図による低賃金、大量首切り、職階制の強行などに対し、一二、〇〇〇円の賃上闘争によつて先制攻撃をかけて闘いつづけてきた。

今回の首切り発表を控えて、一部会社の御用分子は組合員を敗北にみちびくために卑劣な分裂策動をつづけてきたが、わが組合はこれと徹底的に闘い、資本家側の切崩しにそなえ、戦闘態勢強化に向つて全組合員の戦闘力強化に努めた。われわれはここに日立に現れた資本攻勢に対するいつさいの甘い考えを一掃し、徹底した建設的目標と、反動に対する階級的な憎くしみをもつて断乎たる反撃の闘いを展開する。

今日この賃上要求を挫折させ、組織の破壊を許すときは、全労働者を奴隷的な状態におとしいれる結果を来すはあきらかである。日立にあらわれている資本の攻撃は單に日立労働者の死活問題であるばかりでなく、わが組合全体、すべての金属労働者、全

人民に対する憎くむべき挑戦である。

わが全日本金属労働組合は日立賃上要求の貫徹、首切り反対闘争を軸とし、東芝、三菱、トヨタ、日立造船、汽車、淀鋼、大谷重工、日産、いすゞ、昭電、松下、大隈、そのほか全國の金属労働者の闘争、私鉄、電産、港湾、そのほか全労働者の闘争と強力に結合し、飢餓と失業の増大、日本の平和産業の破壊と戦争準備に狂奔する内外独占資本の企てに対して中央・地方に闘争指導部を設け、参議院議員選挙投票日を目標に全金属労働者の一斉蹶起を組織するため全組織をあげ、あらゆる弾圧、分裂をも粉砕し、徹底的な闘争を強力に展開し、生活を守り、平和を守り、独立をかちとるため断乎闘いをすすめることを宣言する。

そして、同労組はこの斗争の基本点としてつぎのことを強調した。

(1) 首切りは低賃金、労仂強化、職階制のおしつけ、戦争の準備であることをハッキリうちだす。

(2) 今次首切りに反撃しないかぎり第二次、第三次の首切り、配置転換が必至であることを徹底させる。

(3) この斗争は組合破壊と弾圧に対する斗争であるから、分裂策動を粉砕せねばならない。

(4) 工場、職場を完全に労仂者の手によつて占領し、自主的な管理能力を強化しながら斗いをすすめる。

(5) 会社に対しては外国資本の支配に対する買弁化を追及する。

(6) 賃上げをあくまで要求するほか、その他の要求を多面的にとりあげ、家族も動員しつつ持久態勢をとる。

(7) これらの斗争を有効にすすめるため、全金属労組の独自的指導を確立し、宣伝組織活動を大衆的におこなう。

この日、茨城地区四工場一二、〇〇〇の組合員は、二四時間ストライキをもつて日立工場本館前に集合、「一二、〇〇〇円要求貫徹」「五、五五五名の首切り撤回」の総蹶起大会をおこなつた。とくに、水戸分会は臨時列車に全組合員を收容して参加し、また、四工場の組合員家族三、〇〇〇もこの大会に合流した。当時、日立工場分会副斗争委員長であつた小林孝正は、同大会の意義をつぎのように回顧している（全金属労組中央機関紙、一九五〇年九月二五日号）。

先制攻撃奏効、と自信を持ち始めたのが五月初頭、さらに自信を深めたのが五月一〇日だつた。

四月五日に賃金要求を出して以後、会社の遷延策に対して着々と一撃また一撃を加えつつストライキの波を高め、日立総連の茨城地区闘として、日立・多賀・水戸・電線四分会の全組合員を五月一〇日に敵の心臓日立工場に集め、家族と共闘団体を含めて一五、〇〇〇の総蹶起大会挙行を決定したのが五月六日だつた。そしてこれは茨城ではメーデーにも曾つて見られなかつた空前の大集会であつたのである。

種々の情報からして、このごろの会社の焦りはあきらかであり当時のブル新の論調をみても鋭い先制攻撃に対する恐怖と警戒とは明白であつた。一方、家族を含めた大衆の闘志は曾てない高さに達しようとしていた。

この中で既に遷延を許されなくなつた会社は、拙速を尊んで急遽五月八日に首切りを出して来た。産後まもない婦人を対象とし、基準法に明白に引つかかるので、後でコッソリ解雇日付を一般よりも一カ月以上も延期するというような不手際を犯さざるを得ないほど急いでいたのである。これに反して大衆は、怒りこそすれ既に殆ど動揺しなかつた。

五月一〇日、空前の大会の進行を正面玄関のバルコニーから見守りながら一よしつ、これなら闘えるぞ」と私は自信と勇氣を倍加させたのであつた。

五月一一日、日立総連合中央執行委員長山崎四郎は、「組合員のみなさんに訴える」声明を発表した。

また、五月一三日、日本共産党中央機関紙は「挑戦にこたえよ」と題する論説を発表した。

挑戦にこたえよ（要旨）

労働者階級に対する内外独占資本のあらたな攻勢が開始された。

日立に現れた大量首切りは、いまやわが國の全労働者にとつて事態がきわめて重大な段階に突入したことを警告している。このロコツな資本の攻勢の開始は、現在の情勢が妥協の余地のない階級対立の中にあることを反映している。

日立の大量首切りは一貫した弾圧政策の端的な現れであり、これによつて共産党員と戦闘的労働者を経営から追放し、労働組合を分裂主義者・裏切者の手にゆだねて完全な御用化をはかり、あわせて企業の植民地化をはかろうとする一石二鳥の反動政策を強行しようとしているのだ。これによつて内外の反動勢力は、その政策である侵略戦争の準備を進め、わが國の軍事基地化と植民地化を強引に遂行しようとしているのだ。

戦争に反対し、わが民族の独立を確保し、平和と民主主義と生活の向上を求めることは、全人民大衆の一致した切実な要求である。それは労働者階級を中心として民主民族戦線に結集した全人民大衆の力によつてのみ実現される。したがつてわれわれは、何よりも労働戦線の階級的・革命的統一を、いかなる困難があろうとも実現しなければならない。

全國の労働者諸君！

日立の首切りを断固としてはねかえせ。すべての職場で自からの要求をかかげ、日立の首切り反対の共同闘争に立上れ。

日立の労働者諸君！

あくまで首切りを拒否し、分裂主義者を追放して職場を守れ。首切りに屈服することは、戦争と植民地の道、諸君の生活の破壊を意味する。

つづいて日立総連では指令第三号を発し、五月一五日、傘下各労組は、私鉄総連、全自動車などとの地域的な共同斗争のもと、全国一斉にそれぞれの形式でストライキを行い、大会、市中デモンストレーションなどで宣伝をおこなつた。また、指示第九四号は平和擁護のための運動を全組合員に訴え、ストックホルム・アピールへの署名を要請した。

このような斗争の高まりのなかで、五月一八日、清水工場において、日立総連合第二回縮小中央代議員会がひらかれた。そして、つぎの六項目の方針を満場一致で確認したのである。

㈠ 一二、〇〇〇円の要求をかちとるという確信をもつて闘いをすすめる。

㈡ 労働者の利益を守るための正しい意味に於ての組織を守る闘争を中央・單組とも行う。

㈢ 一二、〇〇〇円要求の闘争に当つては各單組とも総連合を割つて單独講和をしないこと。

㈣ 日立の闘争は政治的な要求を多分に含んでいるため、勝ちぬくためには闘争を政治面にまで発展させなければならない。当面、参議院選挙、地方税法反対などの闘争を通じて大衆のなかに闘争をひろげてゆくこと。

㈤ 家族組織の重要性を再認識し、これが確立強化に努めること。

㈥ 個人通告後の団結のために、経済的相互扶助の精神を確立し

実施すること。

四、團体交渉決裂　四月五日、労組側が賃金値上を要求したのに対し、会社側の回答は一カ月以上も経た五月八日に「大量首切りの発表」としておこなわれ、しかも会社側はこの回答について「五月一九日までに説明ならびに交渉を完結いたしたい」（勤労発二五第八四号）と条件をつけた。

だが、会社側回答に対する総連合の縮少中央代議員会が開催できたのは、前述のとおり、ようやく五月一八日のことであつて、その結果、組合側は二〇日午後に団体交渉をもつよう電報で会社側に申入れたのである。会社側も一応この申入れを受諾したが、団体交渉開催予定日の二〇日朝、一方的につぎの要項で希望退職者の募集を開始した。

過日「当社の現状と今後の経営方針」を以て詳細御説明いたしました通り、会社は会社再建のため、かつまた大多数従業員の生活を守るため、まことに不本意ながら一部従業員の縮減を決意いたした次第でありまして、従業員諸君に於かれましても、この間の事情は充分御理解くださつたことと信じます。

就而今回の人員縮減実施に当り、取り敢えず従業員諸君の御理解に訴え、左記により希望退職者を募集いたします。

なお本募集に応じ御勇退くださる方々に対しては、特に特別餞別金を支給することと致しました。

追而退職を希望する者でも会社で特に必要とするものに付ては残留ねがうことがありません。

記

一、申込締切期日　昭和二五年五月二三日午後一時迄

二、申込方法　所属課長に口頭を以て申出、退職願を提出する（用紙は課長の所にある所定のものを用いること）。

三、退職支給金　現行の「事業上の解雇」による退職金に併せて就業規則による予告手当平均賃金三〇日分を支給するほか、特別餞別金として家族持基本給六カ月分、單身者基本給四カ月分を支給する。

四、退職支給金は退職願提出者に対し昭和二五年五月二七日以降全額即時支給いたします。

五、申込締切期日以後は特別餞別金支給の取扱はいたしません。

この募集文は各事業所いつせいに組合に対する通告および掲示、リーフレット配布、全員に対するハガキ通知などによつて発表された。

のちに組合側は、解雇無効仮処分申請についての東京地裁における第二回審訊（六月二一日）で「希望退職者募集を、会社は従業員の自由なる意志でおこなつたといつているが、病人の枕元や、リュックに金をつめて戸別訪問したりして強要している。そのため、自殺したり、薬をのんで死なんとした者がいる」（山崎委員長証言）と当時の実相をあきらかにした。

総連合中央執行委員会の調査によれば、この希望退職者募集で約一、三〇〇名が脱落したが、そのうち約八〇〇名は職制の圧迫がきびしく、家族組織のたちおくれていた笠戸工場から発生した。しかし、脱落者のなかには斗争の進展とともに組合へ復帰したものも多い。

このような情勢のなかで、五月二〇日午後二時より、翌二一日午前一〇時五〇分まで、二一時間にわたつて第六次団体交渉がひらかれたのである。

会議の冒頭、組合側の山崎委員長より、日立総連合「斗争宣言」が朗読された。

闘争宣言

われわれの生活は反動政府の政策による、極端な低賃金と苛酷な重税と、生活費の増大とによつて、いまその岐路にたつている。加うるに会社は、他企業に比して一段と低い賃金と、福利施設予算の削減、料金の値上げなどによつてわれわれを圧迫するとともに、復員者の受入れを拒否し、一方においては納期を理由とする残業、公休出勤などの労働強化を強い、他方においては、経営上の都合を理由として帰休、配転を押しつけている。さらに会社は、昇給にさいしてとつた身分給與制度復活の企図にも見られる如く、あらゆる策謀を弄して、職制の強化に狂奔し、組合を分裂し、組合運動を圧殺せんとしている。

このような苦しい状態におかれているわれわれが、家族とともに日々刻々くらい生活の不安にさらされている限り、祖國の生産復興を担うべき労働者としての任務も、その実現はほとんど不可能事といわざるを得ない。

われわれの賃上げ要求は生活の危機にあえぐわれわれが、いかにして生活を守りぬくかについて、眞剣に討論した結果、生みだされた血の叫びなのである。

しかるに会社はわれわれの要求に耳を藉さず、ことさらに経済情勢の変動に名を藉りて回答を遷延すること実に月余、この間、亀戸工場に例をとるまでもなく、陰険な策謀（労働組合の分裂―引用者注）に終始し、遂に企業再建の美名にかくれて、われわれの生活を奪わんとするにいつた。

われわれ三二、〇〇〇名とその家族の切実な要求に対するに五、五五五名の馘首――一パンを求めて石を投げつけられた」とは正にこのことであり、明かに会社がわれわれに対して戦いを挑んだと断ずるのほかはない。

以下、第六次団体交渉の経過を「総連合ニュース」（五月二五日号）によつてみれば、つぎのとおりである。

組合「二〇日に交渉するといつているのに、希望退職者募集を一方的に実施していることは不誠意きわまりない。すべてを白紙にかえして交渉せよ。」

会社「この問題（大量首切り）は早く解決しないと重大なことになるので、再三連絡したができず、（五月一九日）一九日までに完結したい旨、連絡もしてあるので実施した。」

組合「重大問題が一週間位で解決できると思うか。」
会社「合理化の問題は経営権だ。労働組合には説明だけで納得してもらえる。」
組合「五、五五名の首切りに説明だけですむと思うか。交渉で解決すべきだ。」
会社「経営権の問題について交渉する氣はない。経営方針を交渉で変えようとは思わない。」
組合「経営方針のなかには労働條件が入つている。五、五五名の死活の問題だ。労働組合を否認してまでやるのか。」
会社「人員縮減に関することは団体交渉によつて解決しようとは思わない。会社が一方的にやるものである。」
この言明に憤激した組合側は「一筆書いて確認せよ」と迫り「書く要はない」と拒む会社側をとうとう迫いつめ、会社側は「文章を作成するから休憩を」と要求したが、組合側は二、三行だけ書くのに休憩の要なしと交渉を続行、会社側の作成した案文は五回も否決され、ついに午後一〇時、食事のため休憩に入つた。再開午後一一時二〇分。会社側は
(一) 団交は事柄の内容と時間的要素によつて団交となるものとならないものがある。
(二) 団交となるか、ならないかは一の標準により、会社は応ずるか否かをきめる。
(三) 人員縮減については、今日の段階でもはや団交の余地はないので交渉には応じられぬ。
ただし一退職金の問題は交渉する」と発言した。
組合「今日の段階で云々、といつているが以前なら交渉する氣があつたのか。」
会社「考えていなかつた。」
組合「考えていないことを書くとはけしからん。」
ここで論議はふたたび行きつもどりつ。組合側は警察との直通電話、バリケード、サーチライトなどの弾圧設備についても、会社側の不誠意を追及した。たまたま組合側が「社長、ほんとうに首をきる確信があるのか」と質問したところ返答なく、代つて西専務「確信はある。五、五五名はどうしても首を切らねばいけない。」
組合「確信とは、労働組合がどうあろうとも切るということか。」
西専務「よく労働組合の了解を得てやらねばならんと考えている。」
この発言で、それまでの会社側主張がくつがえつたので、組合側は確認を要求した。
西専務「頭がフラフラしていたので失言だ。取消したい。」
組合「都合の悪いのはみな失言とし、三分間ぐらいで発言内容が変る。これでは労働組合は誰を相手にしたらよいのだ。とにかく一言ずつ確認しないと心配で先に進めない。」
組合側が押しまくること約二時間。西専務は悲痛な顔で遂に確認書に捺印した。ときに二一日午前六時。ここで休憩に入り午前一〇時再開。
会社「話せば判ると思つたが、人員整理については交渉の余地がないので応じられないが、退職基準や退職金については交渉する。」
組合「前の確認事項三項目に捺印してほしい。それから交渉を進める。」
会社「確認事項は後からとどける。交渉は打切る。」
かくて、第六次団体交渉は一方的に打切られ、午前一〇時五〇分会社側全員が退場した。

なお、五月一三日、会社側は「左記理由により人員整理に関する交渉を打切り実施に移る」との文書を総連合に送つた。

さる五月八日、貴総連合に対し人員整理を含む今後の経営方針に関し提案し「会社の現状と今後の経営方針」を説明し書類を御渡ししようとしたところ、貴方は一人でも首を切るという交渉はできない、説明の内容はきいたが説明書は返す旨を述べ「会社の現状と今後の経営方針」を受取らずに置いたまま御帰りになりました。よつて会社は五月九日に「明一〇日交渉致し度」旨申入れましたところ「一〇日は日程の都合上、貴意に副いかねる、爾後の交渉日時は追つて連絡する」とのことでしたが、事は緊急を要しますので、さらに一〇日、重ねて交渉申入れをしたが遂に一〇日は会見の運びにいたらず、ついで一一日会見したいとの当方の申入れに対し、同日委員長が来られ「会社より再三交渉したい旨申入れがあつたが組合は都合が悪いからしばらく待つてもらいたい、日程は連絡する」ということであつたので、会社は「事急を要するので追つて連絡するという御返事では困る」と申上げ物分れになりました。そこで会社としては一二日にいたり「会見の期日を追つて通知されるのを待つて日を過してはおれないので一九日までに説明ならびに交渉を完結致し度、依つて総連合もこの点御含みの上、至急交渉を再開され度」と申入れ、遂に一九日まで交渉を持ち得ませんでした。

以上の如く会社屢次に亘る交渉の申入時に五月一九日までに「説明ならびに交渉を完結致度」旨明確なる意志を表示したのに拘らず、一九日午後にいたり始めて二〇日に交渉したき旨申越がありました。

会社は期限後であるに拘らず特に総連合の要求に応じた処、同日の交渉に於てたびたび会社より事業の説明を提案し、また人員整理への総連合の協力を申入れたるに総連合代表者はなんら人員整理案の内容には触れようとせず、これを一蹴し二〇日、二一日の両日二〇時間の長きに亘り事案の核心に触れざる議論に終始しました。然も午後二時交渉開始の当初より貴方代表者および数百におよぶ傍聴者の聞くに堪えない罵言雑言の中に会社は隠忍して只管交渉に努めたものであり、また、会社が夕食の休憩を六時三〇分ごろ申入れたのに対して容易に其の休憩に同意せず午後一〇時に始めて一時間の休憩をなし得るに到り午後一一時再開の後も七時間の間たびたび会社より休憩を申入れたにも拘らず之に応ぜずやつとこ一日午前六時約四時間の休憩を得ました。会社も疲労の極に達しましたが一刻も早く事案内容の交渉に入り度い熱願から疲れを押して休憩後の交渉に臨んだのであります、いぜん交渉は休憩前よりなんら進展せず、やむなく午前一〇時五〇分に到り交渉を打切りました。

以上の経過に徴し今後人員整理に関し貴総連合の誠意ある団体交渉を期待することは到底不可能と思われ、かつ人員整理は会社の現状よりして焦眉の急を要しますので、ここに人員整理に関する交渉を打切ります。

五、指名解雇と労組の反撃　会社側は、希望退職者募集が五月二三日午後一時で締切られたので、翌二四日、一斉に解雇予定者あて解雇通知書を発送した。また同時に、残留予定者の動揺を防ぐため、つぎのようなハガキを残留予定者あて発送した。

貴殿には日々業務に御精励くだされ御苦労に存じます。

既に御承知の如く当社は経営合理化に依り企業の再建を計るため已むなく人員の縮減を行うこととなりましたが貴殿にはこのさい引続き当社に御勤務ねがうこととなりました。

就ては当社の此の未曾有の難局を打開するため一層の御自重を

切望すると共に社運再興のためますます御精励あらんことを切に御願い致します。

総連合は、この被解雇者の氏名発表にさいし、二五日、「全国のみなさんに訴える」アピールを発しました。

みなさん!! 働らいて生きる私たちが誠首され、職場を追われることは正に「死の宣告」でありまず。

日立の資本家は家族を含めて一五、〇〇〇に及ぶ労働者に死を強要して来たのです。会社幹部は「日立の外で働けば死なんでもよい」とウソブイております。かつて「日立を貴に愛してくれ」といつた同じ口から出た言葉です。そしてまた巷に充満する失業者の群と、職にあぶれ、喰わんがために正道をはずし、轉落して行く幾多の同胞達!! この冷たい現実を知つていたら出る言葉でしようか。利益を追求するためには手段を問わないのが彼等の根性です。

敗戦後、私達は日立の再建を希い、祖國の復興を叫び、低賃金に甘んじ一生懸命働いて来ました。その結果、企業もよくなり二四年下期の利益金は実に二八、〇〇〇万円と株主総会で発表しているのです。

私たちも私たちの苦しい生活を打破し、より工場再建に努めようと、去る四月五日税込一二、〇〇〇円の賃上げ要求を致しました。ところが会社は、不誠意そのもので回答を一カ月余も引延し五月八日に到り回答であると称し、五、五五五名の大量首切りを発表して来ました。組合は猛烈に反対しました。会社が勝手にやつて来た方針の誤りを貴面目に働いて来た私達に押し付けようとする非道に対してであります。

その後会社は何んらの誠意を示さず、一二日目の五月二〇日に到り「希望退職」を募り、更に二四日には各人別「誠首通告」を一方的に実施して来ました。

組合は円満に解決すべく再三団体交渉を申入れて来ましたが会社は「首切りは会社が一方的にやる、従つて団交の必要はない」と拒否し憲法の蹂躙と私達の生存権を無視するの暴挙に出て来たのです。

私たち三三、〇〇〇の組合員はこの鬼畜の如き会社側の態度に、腹の底から憎しみ、さげすみ、怒りに燃え何が何でも闘い抜くことを誓い合いました。

みなさん!! 想い起して下さい。資本家達のこのみにくい根性の集りが太平洋戦争をひき起し、敗北し、私たち働く階級だけが替えるに替えられない悲惨な犠牲を強いられた事実を!! 今またその危機にさらされていることを!!

全國のみなさん、深い御理解とあたたかい御支援を切に切にお願いする次第であります。

そして、解雇通知書受領拒否の斗争が激しく展開され、それは会社勤労部「斗議概況」でさえ承認せざるをえないほど効果的であつた。すなわち「組合の郵便物受領拒否指令に対抗して電線工場が日立市内居住者に発した一〇五通の電報中、本人の手許にとどいたもの僅かに五通というが如きありさまであつた」（一五ページ）のである。これには会社側も負けてばかりはいなかつた。当時、日立分会副斗争委員長であつた小林孝正の前掲論文は、「氏名発表は極力ふせぐべしという戦訓に基いて、あの手、この手、みな使つた。ところが、数千あるいは万にちかい解雇者連名状を日立市内の道路上に一夜でバラ撒くという会社の新戦術に遭つて、柳の下のドジョウを追つかけまわしていたのである」と回顧しているが、全般的にはやはり「職場の大衆の憤激はすさまじかつ

た。そして何人も、おそらくもつとも戦斗的な人々すらも、まつたく予想しなかつたものすごい空気のうちに斗いは発展していつた。五月中旬から六月初旬にかけて、会社幹部の苦悩ぶりは手にとつてみるようにあきらかだつた」のである。

会社側は、被解雇者の事業所立入を禁止する第一日たる五月二九日の始業時に、部課長が各事業所の門前へ進出し、被解雇者の氏名とその入門禁止を掲示し、メガホンでその旨を連呼するようにさせたが、これに対し組合側は、スクラムをくんで強行入門する方針をとつた。会社勤労部「争議概況」によれば、「この入門禁止措置はこれまで周知徹底しておらなかつた被解雇者氏名を全員に浸透せしめる効果はあつたが、栃木工場（占領軍管理）、本店などの少数の例外を除いては、被解雇者に入門されてしまつている」（一八ページ）ありさまだつた。この斗争を組合側も重視し、たとえば日立工場分会斗争ニュース・五月二七日号は「首切りの氏名発表などは会社側の一方的な意思表示にすぎない。すべてものごとは、会社側の一方的な意思によつて決定されないことはすでに全組合員の知つているとおりだ。組合が認めず、本人が承諾していない首切りの氏名発表などなんの価値もない。会社はあせつているから強引なことをやりだしたにすぎない。われわれはじつくり腰をすえてこれと斗うだけだ。会社は一方的に、解雇指名者を職場にいれるな、仕事を与えるな、と各係長に文書で伝達してきた。われわれは係長を孤立させず全員団交で撤回させよう」と指示している。

大量首切りの発表以来、日立総連合の斗争は、各地域の労仂組合によつて積極的に支持された。たとえば、五月二〇日、東京の東部と西部で日立労仂者を中心に要求貫徹労仂者大会がひらかれ、また五月一八日には電産日立分会が「首切りは労仂者に対する死刑の宣告である。われわれ電気労仂者は諸君の断固たる決意と、英雄的な斗いに絶大なる賛意をおくるとともに、ここに共に斗う決意あることを表明する」との激励文を日立労仂者におくり、二三日には停電ストライキをおこなつた。

この間、前述のように、六月三日を目標とする金属、自動車、化学各産業労仂者の統一行動は、次第に強固となり、ついに六〇万人のゼネストにまで発展した。そして日立総連合も五月二九日に六・三ゼネスト参加を決定したが、とくに茨城地区四工場は斗争の中核として、当日、総反撃大会を開催した。こゝに結集された日立労仂者は、六月一〇日、日立が空襲をうけた五週年記念日には、さらに同地域の各労仂組合とともに「平和を守る大会」を組織し、日立労仂者の平和擁護のための斗争に対する決意を示威した。当日、日立総連合茨城地区斗争委員会、全金属労組茨城支部、日立・電線・多賀・水戸各分会が共同で発表した声明はつぎのとおりである。

会社の解雇氏名発表以来闘いは新しい段階に入つた。これによつて一挙に組合の結束をかき乱そうと企んだ会社の夢は空しく、われわれ四分会の団結はますますかたく、一部少数の脱落者を出しただけで、微動だもしていない。総連合全体としても同様であり、当初八〇〇名の大量脱落者を出した笠戸分会も、その後の根強い闘争によつて、続々と戦列に復帰する者を増し既に二〇〇名を超えるに至つた。

この意外の情勢に焦つた会社は、六月一日付倉田社長の名で「再び従業員の皆様へ」六月四日付湯浅常務の名で「会社の勝訴は確固不動である」という二つのビラを組合員にバラ撒いて、組合の切崩しに出て来た。何れのビラも、「交渉の余地は全然ない」と最初から放言して、一方的な首切りを強行しようとする自らの残虐の行為は棚に上げて、組合の誹謗に終始している。曰く「総連合の交渉は脅迫である」曰く「或る工場では工場幹部になぐる

けるの暴行を加え」更に「日立製作所の従業員は暴徒の集団」と断じている。

　默れ!!　組合の存在を無視して一言の交渉もしようとせず五、五〇〇の首を切る。これ以上の暴力行為が、これ以上のファッシスト振りが今の世の中のどこにあるか。これに対して労働者が激怒し、幹部を詰問し、その声が大となり、又身辺に詰め寄る位のことは当然過ぎる程当然のことだ。それを「罵言雑言」「なぐるける」というに至つては、盗人猛々しいにも程がある。このような不当な言掛りが許されるなら、日本には既に正義なしと、いわねばならぬ。

　更に厚かましくも「形勢非なりと見た総連合が解雇無効の仮処分を申請した」といい、「会社は屁とも思わない、堂々と勝訴する十二分の自信がある」という。

　笑わせるな!!　形勢非と見てあわてて提訴するほど総連合が血迷つているか。堂々と勝つ自信が十二分にあるなら、何もジタバタして、大変な金をかけてぜいたくなビラをまくには及ぶまい。

　そして何れのビラも、最後に「会社再建のために従業員の皆様の善処」を切望している。

　見苦しいぞ!!　われわれ労働者は、労働者のための会社再建の途を知つており、日本の平和な建設の途を歩いているのだ。そのわれわれに対し、労働者の血を吸つて太つた罪に協力を切望する愚かさが分らないのか。

　この二つのビラは明かに組合の団結を乱す目的を持ち、組合への不法介入であり、それは不当労働行為である。絶対に許さない。しかし、このような一片のビラでわれわれはビクともするのではない。完全に反動の手先となつて、日本再建の担い手である労働者を餓死の巷に放り出そうとし、又自ら事態を解決する能力を失つて、組合を暴徒呼ばわりすることにより官憲の介入を導き入れ、権力に縋つて押し切ろうとするところの、自主性の一片すらない賣國奴会社幹部を、われわれは徹底的に追究する。

　われわれの闘いは生活を守る命がけの闘いであり、自由で平和な日本をつくり上げる闘いである。一歩も退けない闘いであり、われわれも一歩も退かない。血迷つた会社幹部よ、歴史の歯車を逆轉させることは不可能なのだ。労働組合を産報化しようとしても、それは無駄だ。東條時代に引戻そうとしても、それは夢だ。夢から醒めよ!!

　断乎たるわれわれの決意と、会社幹部に対する重大な警告とを併せて、右声明する。

　この時期には、組合側、会社側ともにはげしい宣伝戦を展開した。会社側は、新聞広告、新聞折込広告を連日にわたり利用したが、組合側の仂きかけで「販売店は一度ひきうけた折込広告を拒絶」したり、「地方工場においては町の印刷所利用は不可能」となつたりして苦戦せざるを得なかつた（会社勤労部「爭議概況」二〇ページ）。しかし、組合側も「会社側の宣伝戦が活潑化し、プル新と一体となつて組織的になるにつれて、急速に不利になつてきた。一般市民のなかに組合ゆきすぎの観念がひろまり、かれらを傍観的、批判的な立場に追いやつてしまつた」。ただ水戸工場分会だけは最後まで「町民はもとより附近農民の理解と支持とを崩させなかつた」が、これは「当初からの組織的なかつ量的にもすぐれた宣伝の威力であつた」のである（小林孝正、前掲論文）。

（注）　日立総連合の爭議の持色として、社宅別の住域組織、および主婦の活動が注目されるが、これらについては第四編第二章「婦人運動」の項を参照。

六、応援と彈壓　六月一四日、社会党では、三宅、伊藤(卯)、北

田、大柴四中央執行委員が日立製作所本社に倉田社長を訪ね、会社側の態度について抗議、つぎのような要望書を手交した。

（一）正規の手続きを経た労組の賃金要求にこたえて、会社側が一方的に首切りを声明し、挑戦的態度をとるが如きは、民主主義下の勤労大衆を蔑視した行為であり、世間も納得しえない行為である。

（二）さらに、一方的な理由に基いて工員の入場禁止をするがごときは、事態の解決策になんら寄与せず、労働者と警官の衝突と犠牲をみるのみで、日本の産業復興に害を与え、共産主義者の社会攪乱の材料となるにすぎない。

（三）このようなことは、いたずらに社会に不安をかもし、労資対立の解決策を暴力に訴える端緒となり、日本の破滅を招くだろう。

（四）組合と会社側とは事態の解決を団体交渉に求めて、当事者も世間も納得できるよう努力を続けられたい。

以上が社会党の会社側に対する要望事項であるが、より直接的に日立争議の渦中に在る地方自治体は、組合側にいつそう同情があつた。

すなわち、五月二三日の茨城県会は「従来の日立製作所の態度についてはその労を多とするも、今回の大量首切りは茨城県にとつて致命的なものである。会社はこの大整理を白紙還元して、よろしく合理的経営により犠牲者をなくすよう努力さるべきである」と決議している（傍点は引用者）。また、日立市会も六月一日に、㈠首切り撤回を社長、工場長に要請すること、㈡自治警、公安委員長に慎重な態度をとるよう要望すること、などを決議した。

一方、農民も積極的な救援カンパにのりだし、とくに茨城県常東農民組合は、五月二七日、茨城地区四工場の総反撃住域大会へトラックでのりこみ、米・ミソ・醤油・野菜・アメなどを贈つた。

また、東京でも江東民主商工会が五月下旬に「日立首切り反対大売出し」を挙行したのが注目された。

全国の労働者階級は「一日の給料を日立の兄弟へ」のスローガンのもとに一、〇〇〇万円の斗争資金カンパにたちあがつた。全労連中央機関紙「労働新聞」六月二三日号はつぎのように訴えている。

日立闘争を勝利へ導け

五月八日以来すでに四五日間つづけられている日立三二、〇〇〇の兄弟の闘いは、支配階級の予想を完全に裏切り、全労連への統一闘争が全國に高まりつつあるなかで、金属労働者を中心とする全労働者階級の闘いに発展しようとしている。とくに今度の日立首切りが戦争前夜の資本攻勢であることが明かになるにつれて、全組合員は家族もふくめて、あいつぐ卑劣な弾圧、分裂にもめげず果敢に闘いつづけてきた。

電氣事業分断による二万人にもおよぶ電産労働者の首切り、七月の鉄鋼補給金打切りに伴う鉄鋼、機械、造船関係各企業の大量首切りと賃下げ、さらに第二次行政整理など労働者階級に対するフテイな野望をたくらむ政府と資本家は、日立五、〇〇〇人の首切りを一挙に片ずけることによつて、攻撃の突破口をひらこうとしたのである。

ところが予期に反して根ずよい日立闘争に恐れをなして、日経連は電産の首切りを時期的にズラスよう主張し、鶴見製鉄では一五日に予想された首切り、または能率給切下げの発表を延期し、これらの労働者が日立闘争と結合するのを極力避けようとしている。

金属では第四回中執で日立闘争の重要性を一段と徹底し、共同

闘争をつよめ、積極的な攻撃に出る方針をうちだした。共闘に起ちあがつた富士産業三鷹では一四日ついに一二、〇〇〇円の賃上げを認めさせ、また造船、大化学、印刷出版等でも一せいに賃上げ、一時金の要求をつきつけたため、各所で資本家はその要求を政策的に認め、日立との結合をおしとどめようとしている。

こうした情勢から、敵は分裂主義者を手先として日立を條件闘争にひきずりこみ、闘争を内部から崩壊させようと卑劣な策動を開始した。今こそわれわれは、日立の闘争を勝利させるために、労働者の全階級的な結集をとくに強く訴えるものである。日立闘争は現実に、他産業の大衆をひろく起ち上がらせ、敵陣営に手いたいクサビをうちこんでいるのだ。

日立の闘争を勝利にみちびくために、全一日の給料を日立の兄弟におくろう！　その日本の労働者の階級の闘いのなかから全労連・世界労連への、全まして貴重な労働者の財産であり、最も強い武器である。内外の帝國主義勢力が國際自由労連―総評の結成に金と権力とを総動員している事実に示されているように、闘いのなかでのわれわれの統一こそが彼らを決定的に打ちのめすものなのである。

日立総連合も、六月二六日、山崎中央執行委員長の名で、全国に斗争資金カンパを懇請した。

六月一二日、日立総連の第三回縮少中央代議員会が千葉県稲毛でひらかれ、前回（五月一七日）の斗争方針を再確認したが、このころより官憲の弾圧がようやくきびしくなつてきた。すなわち一暴行容疑者」として逮捕送検されたものは、六月八日に水戸工場二名、六月二〇日に多賀工場四名、龜有工場九名（書類送検）、六月二二日に電線工場一一名、七月一日に日立工場一二名と相つぎ、このようにに多数の幹部を奪われたことは組合側にとつて大きな痛手となつた。

そして、会社側の資料によれば、このごろより退職申出者数がつぎのように増加してきた。すなわち、五月一〇日二、七八四名、六月二〇日三、三二名、六月三〇日三、四五七名となつている。しかし、「かかる烈なる斗争を続けてきたのなかで、本争議全般を通じ、もつとも熾日立、水戸、龜有などは、六月下旬の賃金斗争（賃金不拂反対――引用者注）においてもきわめて強硬なる態度を示し、日立工場労組のごときは、六月二日以降連日連夜延約五四時間にわたる交渉を重ねたが意見一致せず、会社側は交渉を打切り、暫定内拂（基本給与十家族手当の平均八〇％――引用者注）の一方的実施を宣言するも組合はその受領を拒否（暫定内拂が三クラスに分れており組合員の離間を策しているという理由――引用者注）したのである（会社勤労部「争議概況一三二ページ）。

そこで会社側は、水戸工場六月三〇日、日立工場七月一一日に、それぞれロックアウトをおこなつた。

なお、ここで会社側の資料により、七月二七日現在の各事業所別、告訴・告発・仮処分・ロックアウト状況の一覧表を掲げればつぎのとおりである。

それぞれの、告訴・告発・仮処分・ロックアウト事件に関する法延闘争については、第四編第四章「法延闘争」の項に詳述してあるから参照のこと。また、八月一〇日、会社側と組合側が、「会社ならびに総連合および各単位組合は今次人員整理に関しおこなつた解雇無効の仮処分申請およびこれに対する応訴を取下げる。会社は組合の責任者としての責任追及のためになした告訴、告発はこれを取下げる一過については後述のとおりである。

事業所名	会社関係 仮処分申請	ロック・アウト組合関係
日立	6/3 被解雇者立入禁止仮処分水戸地裁に申請、同日受理 6/8 第一回審訊 6/22 四工場合同第一回口頭弁論 6/29 第二回合同口頭弁論 7/14 製品出荷妨害排除の仮処分を水戸地裁に申請、同日受理 7/17 7/14の申請の件申請通り決定す	7/7 以降実施 7/20 解除（一三日間）
電線	6/7 被解雇者立入禁止仮処分水戸地裁に申請、同日受理 6/22 四工場合同第一回口頭弁論 6/29 第二回合同口頭弁論	6/7 工場長を相手どり一、立入禁止をしては

日立	6/29 暴行並占領目的違反被疑告訴、告発（小林孝正他五名） 7/6 建造物不法侵入（7/1事件）暴力行為容疑者として小林孝正他一〇名検挙され、水戸刑務所に身柄拘置される 7/10 後藤、吉田両部長に対する傷害事件あり、即日告訴する 7/18 7/10の事件容疑者一名検挙さる
電線	6/22 五月一九日以降に於ける内藤、岩田、武地、水上、大和の部課長に対する5/31暴行事件者として一一名検挙さる、二名逃走す 6/26 宇野沢部長に対する暴行並不法監禁容疑につき告訴す 7/6 逃走の為指名手配中の二名中一名逮捕さる 7/10 容疑者中四名釈放さる
	6/20 四名検挙（6/9久保部長、福地、辻田二課長に対する、又6/13清成

多賀	水戸	栃木	茂原	龜戸	龜有	深川
7/3 7/1 6/29 工場長、上野部長に対する暴行事件容疑者）三名告発（占領目的違反被疑）6/20の容疑者四名中三名起訴、一名釈放さる 五名告発（占領目的違反被疑）	5/30 6/8 告訴（5/27住居侵入、建造物損壊事件）二名検挙（5/29吉田部長事件）		6/6 6/10 資材課長私宅住居侵入告訴 職札奪取事件告訴		6/5 7/12 6/14 一三名告発（5/29の暴行事件）一三名中九名警類送検さる 七名検挙（同日公安条例違反事件）	
6/22 四工場合同第一回口頭弁論 6/29 第二回合同口頭弁論	6/7 6/29 6/22 被解雇者立入禁止仮処分水戸地裁に申請、同日受理 四工場合同第一回口頭弁論 第二回合同口頭弁論		6/6 6/29 7/2 被解雇者立入禁止仮処分千葉地裁一宮支部に申請、同日受理 東京地裁に移送さる 移送抗告		6/19 7/11 7/18 被解雇者立入禁止仮処分東京地裁に申請、同日受理 以降実施解除 作業再開（七日間）	
6/30 7/20 以降実施解除（二二日間）						
6/13 解雇意志表示停止の仮処分を水戸地裁に申請						

ならない
二、業務妨害をしてはならない
三、従来の待遇を不利益に変更してはならない、の三項目につき仮処分を申請

	笠戸	桑名	清水	戸塚	川崎
	6/3 松浦、井上部長に対する暴力行為起訴（5/22の事件、九名全員逮捕） 7/11 7/10 第一回公判 九名保釈		6/8 告訴四件（5/9坂倉課長事件、5/11菱田部長事件、5/19関谷課長事件、5/20大貫課長事件）	5/31 暴力行為告訴（5/29渡辺課長外五名の部課長に対する暴行事件）	6/12 暴力行為業務妨害告発（5/31・6/2の事件） 6/13 暴力行為業務妨害追加告発（6/9の事件）
			6/8 被解雇者立入禁止仮処分静岡地裁に申請、同日受理 7/11 7/5 第一回審訊 第二回審訊	6/6 被解雇者立入禁止、解雇有効仮処分横浜地裁に申請、同日受理 7/下旬 5/28 第一回口頭弁論 会社取下げる	6/15 被解雇者立入禁止仮処分横浜地裁に申請、同日受理 7/3 第一回口頭弁論
6/1 不法監禁暴力行為告訴（5/29水江部長事件）			6/1 以降実施 7/3 解除 作業再開（三二日間）		
6/5 被解雇者立入禁止仮処分松江地裁に申請、同日受理 6/16 第一回審訊			6/9 工場閉鎖等禁止仮処分静岡地裁に申請		
6/6 以降実施					
5/13 身分保全仮処分松江地裁に申請	6/3 地労委に対し「団交拒否は不当労仂行為である」と申請				

安来	戸畑	若松	中研大	名大	九大
6/24 第二回審訊 6/8 全員の立入禁止仮処分を申請 6/16 全員の立入禁止仮処分申請を会社取下げる 7/10 被解雇者立入禁止仮処分申請を会社取下げる	6/17 被解雇者立入禁止仮処分福岡地裁小倉支部に申請、同日受理 7/3 第一回審訊 6/27 会社取下げる	7/5 被解雇者立入禁止仮処分福岡地裁小倉支部に申請、同日受理			
6/17 解除 作業再開 （一一日間）		5/29 以降実施 6/17 解除 作業再開 （一九日間）			
5/31 組合取下げる	6/27 被解雇者一三名、連名で身分保全の仮処分申請す（組合の申請ではない） 7/3 取下げ	5/29 解雇無効仮処分福岡地裁小倉支部に申請 5/20 受理 6/5 第一回審訊 6/16 第二回〃 6/30 第三回〃 7/5 第四回〃			6/1 解雇無効仮処分福岡地裁に申請

	札幌	本店	全社
		6/10 不法侵入暴力行為告訴（5/29の事件）	

合側に、とくに組合指導者に、さらに大きな責任があると考えねばならぬ。単にそれだけでなく、むしろこのような事態に立ちいたつてみるならば、争議の長期化や暴力行為の挑発は当初から一部の組合指導者の意識的計画によるものではなかつたかとさえ考えられるのである。もしそうだとすれば、それら組合幹部の態度は何よりもまず組合員の利益に対する甚だしい裏切り行為であるといわねばならぬ。もしいまにそうでないとしても、事態の悪化について組合指導者は何よりもまず組合員に対して責任をとるべきではないか。

まだ工場閉鎖という最悪の事態にまで立ちいたらない日立製作所全國各工場の組合は、全組合員の意思を民主的に反映した体制を確立して、あらためて、団体交渉にはいるなり、調停を申請するなりすべきである。こうしてのみ、会社側に考慮を要求すべきものは要求することもできる（一九五〇・七・八、読賣新聞社説――傍点は引用者）。

争議の暴力化を排す（要旨）

日立製作所の争議が再び険悪化を伝えられている。争議発生当初の工場占拠、会社側幹部のつるし上げなど激烈をきわめた戦術が、日共幹部の追放、集会・デモの禁止処置、暴行容疑者の検挙などによつて、やや鎮静に帰していたのが、六月分給與の支拂い問題に関連して、一部の工場で再び激烈化してきたのである。

この争議は整理人員の数においても、また本格的な企業整理期における人員整理の皮切りの一つだという点においても、注目すべきものであるが、同時にその争議の激烈さ、険悪さにおいても記録に値するものであろう。

今日の経済状態において、争議の様相が深刻になるのはある意味ではやむを得ぬことであろうし、組合の主張にも無理のない点を認めるが、にもかかわらずその闘争の手段が、社会の治安を脅かすような場合には、断固としてその非を鳴らさねばならぬ。

（一九五〇・七・六、朝日新聞社説）

しかし、これに対し組合側は「最近、会社側で雇入れた暴力団の跳梁は目に余るものがある。日立の夜はついに暴力の町の様相を呈してきた。警察はこれを見て見ぬふりどころかケシカケているものもある。われわれの町は遂にゴロツキによつてけがされようとしている」と抗議している（日立工場分会闘争ニュース）。

七、團体交渉再開・協定成立　情勢が組合側にとつて不利な様相を呈してくると、日立総連合の足並みは事務系統の職場から崩れはじめた。

すなわち、まず六月六日には大阪営業所が会社側と「単独講和」をおこなつた。

また六月二九日、京浜地区闘争委員会において、本店労組はつぎのような見解を表明したが採択されるにはいたらなかつた。

一、本店労組は営業の現状および見透しから考えて企業存続の危機を痛感し苦慮している。

二、現段階においては本店労組は基本線を修正せざるを得ない状況に立到り、条件闘争を加味した闘争をおこなつている。

三、本店労組は総連合として早期に事態を収拾する必要があると考える。

四、従つて本店労組は中執がこの現況を検討され、速かなる中央交渉の開始に努力せられんことを要請する。

五、以上の見解に対し京浜地区各単組の御協力を切望する。

つづいて、「単独講和」の気運が安来、戸畑、茂原などの工場にも波及してきたため、日立総連合は団体交渉の再開をあらためて会社側に申入れ、数回の予備接渉を経てついに七月二〇日、本交渉が

もたれた。そして、二二日より小委員会が組織され、二七日、ついにつぎの確認書をとりかわしたのである。

確　認　書

今次爭議に関し昭和二五年七月二二日より同月二七日まで行われた小委員会に於て別紙結論に到達したことを確認する。

昭和二五年七月二七日

株式会社日立製作所
常務取締役　湯浅義一郎

日立製作所労働組合総連合
中央執行委員長　山崎四郎

「別紙」

一、総連合は五月八日会社より提案した人員整理の件ならびに賃金値上要求に対する回答を受諾しこれに関し紛議の起らざるよう努力する。

二、会社ならびに総連合および各單位組合は今次人員縮減に関しおよび之に対する応訴を取下げる。行つた解雇無効の仮処分申請、被解雇者立入禁止の仮処分申請

三、会社は組合員たる従業員にして支給時現在在勤する者に対し各人基本給の四〇%相当額（税込）を各人に支給する。

四、会社は被解雇者で　月　日まで（協定成立後三日以内）に退職を申出た者に対しては五月二七日附退職した者として左の通り特別餞別金を支給する。

家族持　基本給　三カ月分（税込）
單身者　〃　二カ月分（〃）

五、六月分および七月分給與のうち概算拂をした部分については各事業所別に精算する。

六、会社は被解雇者の就職斡旋につき誠意をもつて努力する。

七、会社は新たに人員の增員を要する場合には今次退職者を優先的に詮衡する。

この間の情勢は、七月二〇日、日立総連合中央執行委員会が発した「小委員会に臨むにさいして」声明に詳しい。

全組合員並に家族の皆様、生きる権利、働らく権利を守り抜かんとして激闘八旬に及んだわれわれの血みどろの闘爭にも終止符を打たなければならない最終段階を迎えるに到りました。

この闘いは、そのスタートに於て全日本的規模を有する我國全労働者階級の希望と期待をかけた天王山的規模を有するの認識と自覚の上に立つて闘われ、われわれの闘いの勝敗の帰趨が、我國労働者階級の将来をトするきわめて高度の内容をもつた闘いとして八十余日の間われわれは組合員・家族一体となつて総力を挙げ闘つて参りました。

会社また工場閉鎖、賃金不拂、資金資材を締め上げ等の圧迫と加うるに遂には國家権力と結托し不当検束逮捕に或は官憲の大量動員による弾圧などの卑劣きわまる攻撃を以つて報いて来たのでありります。

われわれは斯る言語を絶する非人道的迫害に抗し乍ら歯を食いしばり、最後の勝利を確信しあらゆる苦難と闘い続けて参りました。

しかし乍ら爭議の長期化に伴い、漸く疲労の色濃くなり会社側の熾烈な攻撃と謀略とによつて当初の一糸乱れぬ堂々の布陣にも乱れを生じ中央・地区・單組間の情報連絡の不充分と中執の指導力、機動性の不足等と相俟つて決定的段階に於いて情勢の判断に重大な謬りを冒し、会社側の工場閉鎖の圧力にもろくも屈して統一行動を放棄する單組の現れるなどのことより遂次闘爭の基本的

戦術である解雇拒否者の就禁止の承認、職制による平常業務の運営等のいわゆる一部停戦協定を締結する單組が続出し、われわれに不利な情勢を自ら醸成し闘争力は加速度的に低下するに及び彼我の戦力の差著しさを増し頽勢敵うべくもなき情況に立ち到つたのであります。

この情勢は各單組に反映し、縮小中代に於て誓つた完き統一行動は崩れ始め決定に反して單独講和を締結する單組も一、二に留らず一方希望退職者も三、五〇〇を越すの情況となり、戦勢日毎に我に不利となり、正に朝に一城陥ち、夕に一砦潰えるの秋風落莫たる悲しむべき有様となつて来たのであります。このままに推移すれば総連合崩壊は單なる予測でなく現実の問題となつてくることは明らかであります。

曩に中央執行委員会は重大なる決意を以つて今次争議を中央に於て速かに解決すべく団体交渉再開の申入れを行つたのでありますが、日増しに伝えられるわれわれの頽勢は会社をして意氣軒昂たらしめ、われわれの団交再開の切なる要望も会社の利用するところとなり延引に次ぐ延引を以つて報われ、戦勢挽回の機の望み、殆んど絶えんとした七月二〇日に及んで、漸く会社側の応ずるところとなつたのであります。

既にかくの如き情況に於ける団交は団交本然の姿である労資対等の形の失なわれるは当然にして、膝を屈し和を請うの態にして団交が行われるの惨憺たる有様となり、爲に交渉は一歩も前進せず、他方傘下各單組より、速かに中央交渉をまとめよとの声頻りにて、玆に至つて中央執行委員会は終戦処理の方策に就き、愼重熟慮、検討を行つた結果、闘争が末期的現象を露呈し、各單組とも重大危機に直面しておる事態を卒直に認め傘下組合多数の要望に応え

① 総連合に於て纏めなければならない。

② 充分の確信ある具体策はないが中央交渉を有利に推進せる爲に各單組の力を盛りあげるあらゆる努力を拂う。

③ 希望退職の出ている現実は已むを得ない。

④ 会社提示の経営方針にもとずく人員縮減の必要性に就いて交渉をしなければならない。

⑤ 闘争を各單組に下す。解雇拒否者の復職の可能性の如何は各單組の闘いにある。

⑥ 団体交渉は打切つてはならない。

以上の結論に達し、小委員会に於て一応の解決案を見出そうという、会社提案を了承し小委員会に臨むことになつたのであります。

人員整理の如き労働者の生存権、就労権を左右する基本的問題を解決するに小委員会の如きを以つて行うことは、最も、好ましからぬ方法であることを十分承知のうえで会社提案に応ぜざるを得なかつたことは諸般の情勢のしからしむるところとは云え遺憾の極みであります。

しかし乍ら中央執行委員会は一大決断を以て速かに全社的解決の方途はこの提案を受諾する以外他に何等の方途なきものと結論に立ち、困難な道を選んだのであります。

われわれ中央執行委員会の眞意と決意を御理解の上、皆様の御期待に充分副いえぬことを承知の上なお最後の勇をふるいおこし可能なかぎりの有利な條件を獲ち得総連合の組織を守りぬかんとするわれわれ中央執行委員会を、叱咤激励され、交渉の推進に御支援下さることを切にお願いし、小委員会にのぞむに際する挨拶といたします。

かくて、八月四―六日、一小委員会案」の諾否を中心に、桑名工場で日立総連合第五七回臨時中央代議員会が開催された。主要な議事はつぎのとおりであつた。

一、「單独講和」について

山崎委員長より「單独講和に就いては稲毛縮少中代の中執委見解支持の決議がいかされていると思う。大阪営業所除名後数組合が單独妥結したがこれをどうすべきか、中執は單独講和に対しては厳しい態度でのぞまねばならないと思つたが、情勢は拒否者の組合管理、中央の指導性欠除等除名出来ぬ総連合の実態であつた。しかし單独妥結は闘いの全部を放棄したのであるから、中代の採決に加わることは望ましくない」。したがつて單独講和單組は会社回答に対する態度決定の際には「一時権利停止」が妥当と考えるとの中執委の見解を発表、討論に入る。

中執委見解支持と否との両論真正面より対立して論議が空転したが、まず「單独講和は総連合全体の闘争を考えて誠にまずい形であつた」ことが全員で確認され取扱いについて論議進展し総連合闘争の在り方、票決権の解釈、情勢分析、闘争批判が先決だ、等々賛否両論相半ばし、結局「総連合闘争にマイナスになつたが、現在の総連合情勢から懲罰の言葉が妥当かどうかにも問題がある」し票決についてもすでに妥結したのだから今更票決に加わる必要はないと思うが、当該組合が如何に考えるか意志表示が先決問題だ」として夫々の見解を求めた結果「單独講和は悪かつた。態度決定への積極的な意志表示はしない」となり諒承。なお單独妥結の單組は大阪営業所（除名）、本店、九州営業所、名古屋営業所、笠戸・戸塚工場（仮調印）である。

二、小委員会案に対する態度決定

各單組の投票結果と態度の発表あり引続き、採決に入いる。

小委員会案　受諾　三二票
拒否　二二票
保留　四票

で採決は流れ、取扱いについて審議に入る。主なる討議は

(イ) 第一項（首切り承認、賃上げ取下げ）を呑むことにより今迄の闘争が無になる。また後に大きな問題が残され全部闘えなくなる。

(ロ) 條件が不満である。文章に不明確な点がある。最後の努力を傾けて再度交渉に入れ。

(ハ) 組織を守つて闘うためにまず闘う態勢の是非論が先決であり、力関係を分析せよ。

(ニ) 「経営白書」に含まれるほかの問題を考えるとき、力は弱つているとは云え最後迄闘わねばならぬ。

(ホ) 中執に大幅な権限を任せて解決する。

などであつた。

山崎委員長よりつぎのような中執委の見解が発表された。

(イ) 団体交渉を続行し、総連合一本で纒めて行きたい。

(ロ) 小委員会案はギリギリのところで、これ以上のものをとることは催少といえども極めて困難である。

(ハ) 中執委と代議員の間に小委員会案についての観点に若干の差がある。

(ニ) 第一項を拒否して闘うと云う明確な討論はない。

(ホ) 第二項以下の條件獲得も第一項同様至難であるが、最後の努力を盡したい。

(ヘ) 中執委はその任務と責任により大幅の権限を頂き、本件終結に努力するのが中執委の態度であると考える。尚大幅な権

限とは正式調印までである。

そして重ねて討論が続けられたが結論として、「第五七中代を起点として総連合一本で纏めるために事後処理を含めて中執委に大幅な権限を委譲すること」について採決に入り賛成五四、反対〇、保留五で一任することを決定した。

三、今後の闘争方針

山本書記長より中執委の見解としてつぎの方針が発表された。

(イ) この闘争は妥協のない闘争と確認して進められて来たが、諸般の情勢から止むなく小委にはいり、その案を中代で討議することになつた。吾々は残された力を結集して有利な條件を中央交渉で闘つて行かねばならないが、中央交渉へ強力な単組のバックアップが必要である。

(ロ) 闘争の終結後必然的に会社の追打を覚悟せねばならない。これと如何に闘うか、これが重要な問題で具体的には（1）役員選挙に対する職制の介入排除（2）組合員の生活苦と賃金問題（賃上、一時金）をどう闘うか（3）不当配転、労働強化反対の闘い（4）犠牲者の復職闘争（5）労働協約、職階制との闘争（6）生産闘争（7）組織の再整備（8）闘争資金、など山積する問題と闘つて行かねばならない。

そして結論として

(イ) 中央交渉にバックアップする強力な闘争を各単組は起すこと。

(ロ) 指示二一号（人よこせ、復職闘争）を確認する事とし、今後の闘争方針は闘争批判の後にやること。

に意見が一致した。

この第五七回臨時中央代議員会の決定に基き、中央執行委員会は八月九日、会社側との小委員会を再開した。会社側は七月二七日「小委員会案」の線をゆずらず、ついに組合側も僅かな修正の結果、八月一〇日、正式に調印された「協定書」はつぎのとおりである。

協定書

株式会社日立製作所（以上会社という）と日立製作所労働組合総連合（以下総連合という）は昭和二五年四月五日総連合要求にかかる賃金値上並びに同年五月八日会社提案にかかる人員縮減に関し同年八月一〇日を以て一切の争議を終結し今後の会社再建に邁進することとし左の通り協定する。

記

一、総連合は五月八日会社より提案した人員縮減並に賃金値上要求に対する回答を諒承する。

二、会社並に総連合及各單位組合は今次人員縮減に関し行つた解雇無効の仮処分申請、被解雇者立入禁止の仮処分申請及び之に対する応訴を取下げる。

会社は組合の責任者としての責任追及のためになした告訴、告発はこれを取下げる。

三、会社は組合員たる従業員にして支給時現在在勤する者に対し各人基本給の四〇%相当額（税込）を各人に支給する。

右の支給額は一〇〇円單位に切上げる。

四、会社は被解雇者で八月二二日迄に退職を申出た者に対しては五月二七日附退職した者としては左の通り特別餞別金を支給する。

家族持　基本給三カ月分（税込）

單身者　基本給二カ月分（税込）

五、六月分及び七月分給與のうち概算拂をした部分については各事業所別に清算する。

六、会社は被解雇者の就職斡旋につき誠意を以て努力する。

七、会社は新たに人員の増員を要する場合は今次退職者を優先的に銓衡し適格者はこれを採用する。

昭和二五年八月一〇日

株式会社日立製作所　取締役社長　倉田主税　㊞

日立製作所労働組合総連合

中央執行委員長　山崎四郎　㊞

かくて、三カ月にわたつた一九五〇年最大の日立爭議は幕を閉じたが、この闘爭の中核であつた日立工場でさえ「闘爭終結とともに実質賃金の切下げ、大量配置転換、職制の改革などが現れてきた。労仂協約、職階給与制度の合理化がわれわれの頭上にのしかかつて」きたのである（日立工場分会機関紙「たたかい」一八月二九日号）。

八、闘爭の評價　まず、全日本金属労仂組合は、この闘爭をつぎのように評価している。

㈠　成　果

(1)　二カ月半の闘爭は、なお漠としたものであつても、反戰・独立のための民族的覚醒を強くゆさぶり、平和産業を守る決意を深めた。

(2)　敵の攻撃に対して青年婦人の組織化、とくに居住地婦人組織の活動は、農市民との提携をいつそう深めた。

(3)　労働者階級としての連帶性を強め、ストツクホルム・アピールに応え、全國的に平和運動を推進した。

㈡　欠　陷

(1)　賃上・首切反対闘爭の中に、日常おきる諸要求を結合させ黒字首切が日立資本の外國資本への隷属による戰爭準備のためであり、したがつて、反戰・平和擁護の闘爭との一体化こそ勝利のカギであるということが不徹底であつた。

(2)　総評系分裂主義者や悪質職制の裏切行爲こそ、戰爭屋として賣國的行爲であることが不十分にしかバクロされず、したがつて、彼らとの徹底した闘爭が組合を守り、闘いを勝利させるものであるにも拘らず妥協的態度で分裂活動を許していた。

(3)　非常に烈しく闘われながら、企業連合闘爭の範囲をでず、金属労働組合として産業別闘爭に十分発展し得なかつた。したがつて全金属の組織した全金属産業労働者との共闘の態勢が七月末つくられたとき、総連合として強引にのまされてしまつた。

一方、総同盟ではつぎのように評価をしている。

戰後民間企業における闘爭としてその性格、規模において特筆すべきものであつた。今回の敗北はひとり日立ばかりでなく闘爭を支援した全ての組合も等しく自己批判の必要を痛感させられる。その原因もいろいろあげられるがその直接の原因は

一、ドツジ・ラインにしわ寄せされた企業の健全化、國際情勢の推移に便乗せんとする資本家の一方的攻勢に全く受身であつた。

一、組合側は闘爭中にデモ・集会止禁等相次ぐ弾圧に営動は非常にせばめられていた。従つて日立総連三三、〇〇〇といつても実質的には孤立化されていた。

一、このような情勢にあつて一部極左分子の無暴なる戰術は世

論を硬化させ逆に会社側によつて政治的に利用される結果となつた。

一、首切りが昨年来予見されながら賃上げ闘争でこれをはね返そうとする猪突戦術だけに終始し、会社側の合理化案への対策がなかつた。

一、総連の態度が争議の長期化にともない崩れ単独解決の方法をとらしめた。

第六節　関東私鉄の争議

ドッジ・ラインの影響は私鉄の場合においても例外ではない。すなわち各企業とも一般的な不況の反映は乗客の減少となつてあらわれ、積極的な増収が阻まれてきた。又経営内容も、たとえば人件費は戦前総経費のうちせいぜい二〇%から三〇%どまりであつたが、戦後は五〇%にも及ぶ比率を占め、それをさし引いた部分が電力料金保修費等になつているので、私鉄においてもつと重要な経費である。さらに固定資本る保修費は極めて微々たるものになつたのである。さらに固定資本の再評価にもとずく償却額の増大は、不動産税、不加価値税等を始めとした諸税とともに企業にとつていちじるしい負担増加となり、そのため企業合理化を不可避的に推進せざるをえない状況におかれた。もとよりこのような情勢に当面して、例えば東京急行では、四九年に始め新規採用をストップし、配置転換を強行するなどの手段をちやくちやくこうじていたのであるが、九月の労組側の賃上げ要求を機会に全面的な合理化案を提示し、それの実施に成功したのであつた。他の企業においても、一九五〇年に入るや東京急行にならつて一せいに人員整理、能率給の改訂、職制の強化、労仂時間延長等を内容とした合理化案の強行を図つたため、組合側は「負損をとらしめた。

一九五〇年、東京都内私鉄二二、〇〇〇名の相次ぐストライキは一九四九年五月三〇日帝都高速度交通営団労仂組合が住宅資金、退職金規定改正、労仂協約の即時締結等の要求を決定し、会社側に提出したのに始まる。次いで同年九月一六日東京急行労仂組合が会社側に賃上要求を提出したが会社側は合理化案を以て組合要求に対抗した。その後数次にわたる交渉の結果、右派の強かつた東急労仂組合は会社合理化案をいちはやくのんで妥結した。この東急がモデルケースとなり、京浜急行、京王帝都等の各会社は東急と同内容の合理化案を提示してきた。これに対しては各労組とも全面的拒否の態度を示し斗争を開始した。かくして合理化反対斗争は賃上斗争と結合し、一九五〇年二月まず、京王帝都労仂組合と京浜急行労仂組合との間に「京浜京帝共斗対策委員会」が発足し、ついで五月九・一〇両日行われた私鉄関東地連大会において斗争目標の共通な京王帝都、京浜急行、東京急行・帝都高速度交通営団の四労組が都内私鉄共斗委員会をつくることに決し、斗争目標を一、賃上要求の貫徹、二、合理化案反対とし六月末日を目標に実力行使で斗う事を決定、スト計画を京帝五月二二日、東急同二五日、京浜同二八日、営団六月一日と定め、次の如き斗争宣言を発した（後五月一五日東武鉄道労仂組合も参加した）。

共同闘争宣言

肉親は殺され、家は焼かれた恐しい戦争が終つて既に五年たつた。

悲惨な戦争の思い出は忘れてもよい頃であるのに毎日の新聞は

戰爭挑発の記事で埋れている。日本國内の旧軍港航空基地にはかつての軍國主義者の積んだ武器の香りが残り、誰もが新しい戰爭の不安を感じている。その上、労働者には首切り労働強化、低賃金の嵐が吹き、中小企業は外國品に圧迫され、農民は低米價重税で苦しんでいる。

それは賣國吉田内閣が恐慌の切迫にともない資金、資材、電力等の一切の政策を戰爭準備のために利用したからに外ならない。

その爲、私鉄は沿線の産業がさびれ收入が減少する一方、電力料金値上、地方税の引上げによる負担の切抜策として、東急、京浜、京帝、交通営団の経営者は昨年来、労働時間の延長、首切り等の合理化案を押付け、更に乘客大衆には再び運賃値上げを実施した。労働協約の破棄改悪通告は以上の強行策を実施するための組合の骨抜き策である。

吾々は労働條件並に生活を守るために各経営者に対し賃上等の要求をもつて闘つて来たが、ここに利害を共通する東急、京浜、京帝、交通営団各組合は「都内私鉄共闘委員会」を確立し、労働條件生活権獲得並に運賃値上、電氣料金値上、地方税改悪等一切の植民地政策に反対し私鉄の公益性を維持する爲、全組織をあげ、実力を行使して断固強力な闘争を展開することをここに宣言する。

五月一九日には私鉄共闘総けつき大会が、各労組約二、五〇〇名の参加のもとに開かれ「資本家の植民地政策撃破のため要求貫徹までストをもつて闘う」と満場一致で可決し、京王帝都二二日の二四時間全線ストを最初とし、京浜急行、東武鉄道、地下鉄、東京急行の各労組は波状ストを決行した。

以下は各労組の闘争経過である。

一、京王帝都労働組合

京王帝都電鉄株式会社は、一九四九年一〇月次のような経営合理化案を組合に提示した。

経営合理化案

一、実仂一時間延長、拘束九時間とする
二、三〇〇名の定員削減
三、定員制を確立し配置転換を行う
四、基準外賃金削減
五、月給制の廃止
六、其の他

これに対し京王帝都労仂組合は合理化案拒否を決定した。かくて一二月の越年資金闘争を経て、一九五〇年二月三日次の要求を決定し、同月一四日会社側に提出した。

一、一月以降賃金九五〇〇円（税込）
二、会社合理化案反対

同日会社側は労仂協約の破棄を通告組合の要求に対抗したがその後会社側は一八日次のように回答した。

一、一月以降賃金に対し考慮する余地はない
二、昨年来の合理化問題について協議したい

この回答に対して、組合は賃金と合理化案の二本建交渉を行う事を決定し数回にわたり交渉が行われたが、会社側が、労仂時間一時間延長を条件に八、四〇〇円を固執する一方職制を通じて基準外賃金の削減を通告してきたため満足な結論が生まれず、組合は三月二〇日都労委に提訴するにいたつた。

都労委は五月四日次の通り調停案を提示した。

一、基準内賃金は勤務時間を一時間延長する事を條件として税込

八五五〇円とすること。但しその適用は現行通とすること。

二、前項の実施期間は昭和二五年六月一日とすること。

三、略

四、基準外賃金の算定並に賃金体系の改正は当事者双方の協議により決定すること。

五、六　略

七、前各項の実施に起因する人員整理は行わないこと。

組合は五月一三日の臨時大会において「調停案は会社の資料によつた一方的なもので組合員の生活を無視し、おまけに労仂強化合理化案をおしつけるものである」として満場一致拒否し、「要求を貫徹せざる時は実力行使で闘う」の闘争方針を決定し二四時間事務ストを第一次一五日、第二次一八・九両日、全線ストは第一次を二二日に決行することを決定、ストライキ宣言を発した。

事務ストは予定通り行われ二一日のスト前日には私鉄関東地区連合会及び都内私鉄共闘委員会の代表により極力スト回避への努力がなされたが、会社側はこれを拒否したため、遂に二二日全線ストを決行した。

かくして二六日中央委員会は次の闘争方針を決定した。

一、六月三日第二次二四時間ストを第二次ストライキ後中闘委員会は次の方針を決定、指令を発した。

二、生理休暇の完全実施

三、職場闘争の具体化

四、闘争方針の厳正実施

五、家族の組織化

六、第三次ストを六月一一日予定とする

七、月末より強力な団体交渉を行う

一、一四日より競輪・競馬ダイヤを拒否する

二、駅関係はいかに人員がたりないかを徹底し人員よこせの闘争を強化する

三、自動車関係は生理休暇、週休をさらに強化する

以上の方針に基き五月三一日、六月一・三日の三日間団体交渉が行われたが、会社側は、実仂時間延長を主張したため交渉は決裂し更に一四日の中闘委員会では、㈠一七日＝第三次スト、㈡一八日＝自動車部分のみ二四時間スト、㈢一九日以降＝無期限スト、を決定指令した。

然し一五日に至つて都労委の調停案の提示があり、これを中心に、団体交渉を行つた結果、会社側のやや譲歩するところとなり、中闘委員会においては二〇対一九、大会に於ては九九対九二で受諾と決定し、ストは中止された。

妥結内容

	拘束	実働	休憩	作業準備	休憩及待合	基準外基礎	手当
本社	夏八時間 冬七時間	七時間一五分	四五分				
現業日勤	八時間	六時間一五分	四五分	一五分		X/7	
特別日勤	九時間	八時間一五分	四五分	一五分		X/7.5	
電車乗員	八時間	六時間（実乗五時間）	待合休憩二時間			X/9	
自動車乗務員	八時間	六時間（実乗五時間）	待合休憩二時間			X/7.5	
隔日勤務	一〇時間	九時間	一時間			X/9	3/9

	特殊隔勤	九時間	七時間	一時間
三部交替	廃止して隔勤に移行する			
一、賃金ベース	税込八五五〇円（部課長を含む）			
一、一時金	税込一〇〇〇円			

一時間	X/8	一回七〇円
（A）夜間送電は別途	（B）部外への移動は行わない	
備考		

二、京浜急行労働組合

一九四九年八月京浜急行労仂組合（京浜労組）は、ベースの改訂を要求したが、会社はこの要求を拒否し、経営合理化案を以て組合に対抗した。

合理化案

一、実働一時間延長、拘束九時間とする
二、四〇〇名の定員削減、本課一割現業一割の削減
三、基準外賃金削減
四、月給制の廃止
五、福利厚生費の削減
六、その他

合理化案をめぐる労資の対立は五〇年にもちこされ、組合側は、次の如き要求を二月六日提出した。

要求書（要旨）

物價の値上りは、ますます我々の生活を破滅へ近づけている。我々は生活の危機を打開して、家庭と職場を守るために左記の通り一月以降賃金を要求する

一、一月以降賃金　一人平均一〇、六〇〇円

一、支給方法　別途協議したい

これに対しては、三月二八日「合理化案の全面実施を条件として賃金八、六〇〇円を支拂う」との解答があつたが、組合は三一日臨時大会に於て「賃金問題の中労委への提訴合理化反対、五月一〇日以降ストライキをもつて闘う」との中闘提案を代議員三五〇名中絶対多数で決定した。組合は大会決定に基き四月五日中労委に提訴した。

中労委の調停案は五月三〇日提出されたのであるが、それに先だち中闘に於て保健闘爭＝一、休日労仂の拒否二、時間外労仂の拒否三、生理休暇の完全実施四、単位時間内の労仂強化拒否＝を無期限に行う事を決定二一日より実施した。この爲電車二九本、自動車関係三割五分がストップした。更に二二日ストライキ決行の可否について全員投票を行つた結果、総投票数三、九三三票中可とする者二五七三票、否とする者二四一票、白紙、無効、棄権三四五票で、決定二八日には電車五線バス二五線が止つた。この為損害は約三百万円といわれている。

五月三〇日、中労委は次の如き調停案を提出した。

一、賃金原資捻出のため新定員制、新勤務体制及び新賃金制度の採用については、組合側もこれを了解し、これが具体化については労使協議の上決定する。但しこれが実施に際しては現場の意向を出来るだけ尊重すると同時にこれによつて馘首、希望退職等の整理は行わない。

二、右の新定員、新勤務体制及び新賃金制度の実施と同時に

(一)一人平均基準賃金月額を八〇〇円（税込）増額する。但し基準外の比率は二五%を目途とする。

(二)一時金として在籍一人平均一、二〇〇円（税込）支給する

(三)前二項の配分並に支拂方法については双方協議の上決定する

組合側では六月三日の闘争委員会に於て「中労委の調停案は会社の意図に沿う案である」として満場一致拒否を決定し、更に第二次ストを六月一一日より一八日の間に行う事、及び、保健闘争の中止等を決定した。然しながら組合では最後的解決をはかるため一三日闘争委員会を開き、

一、時間延長には絶対反対する
二、新勤務制反対
三、定員制反対
四、右三項目の完全獲得を期するため賃金要求を九、七〇〇円に譲歩する

に闘争の目標を置き一七日から無期限ストを決行することに決定一四日から団体交渉に入つた。会社側は、組合の果敢な闘争の前に漸次後退を余儀なくされ一六日次の如き妥協案を提示した。

一、新定員は会社案に対して凡そ百名を限度として修正増員を認める
二、勤務時間は職種、勤務場所に応じ三〇分ないし一時間延長する
三、新基準賃金は新たに八百円を加算して調停案通り八、七〇〇円とし別に一時金一、二〇〇円（税込）を支給する

組合ではこれを拒否、交渉は決裂したが一七日午前三時中労委は

一、定員制を徹回すること。職種に応じて勤務時間を三〇分ないし一時間延長することとしその内容は両者協議してきめること

と

二、基準賃金を平均八〇〇円（税込）を増額すること。一時金平均二、〇〇〇円（税込）を支給すること
三、合理化案の第五項以下は別に協議する

との調停案を出したが組合は、中闘委員会全員一致をもつて否決し

(ロ)隔月毎に税込五〇〇円を支給する
(ハ)一時金として在籍一人平均税込二、〇〇〇円を支給する

三、東武鉄道労働組合

東武鉄道においては、一九四九年一〇月労仂協約の期間が満了となる爲会社側は、同年六月合理化・経営権確立を織りこんだ労仂協約会社案が提出された。組合はこれに対し九月一六日協約組合案を提示し交渉に入つたが結論が出なかつた。これに先だち組合は八月二九日七月以降賃金の増額を要求したがこれも調停出来なかつた。会社側は一〇月に労仂協約破棄を申入れた（但し闘争中は従来通りの労仂協約により運営された）然しながら、両者の主張には、かなりの差があつたため、団体交渉では妥結困難との見通しから、会社、組合両者の代表からなる小委員会を設置し、協議したが不調に終つた。年末に際し賃金要求は越年資金とからんで一二月末までの賃金を税込平均七、〇四〇円で妥結し、一九五〇年一月以降の賃金は更に交渉を続け協約締結と共に実施することを協定した。五〇年に入り労仂協約を中心に交渉を行つたが、遂に物別れとなり三月二四日次の通り中労委に提訴した。

一、労働協約（問題点、ショップ制、人事権、休日休暇、生理休暇の給與の支給）

二、右に伴う基準賃金一、一〇〇円増額

組合案と会社案の主要なる相違点は次の如くである。

組合案	会社案
第二〇条　会社は雇入条件については組合の同意を要する。	第二〇条　組合は組合員の雇入・解雇・異動休職・身分の昇降・職分の任免・賞罰その他すべての人事に関する決定権が会社にあることを確認する。
第二一条　左の各号の一に該当する組合員の退職については会社は組合と協議を要しない。但し停年退職の時期は停年に達したる翌年又はそれ以後の三月三一日とする。 一、本人が願出によるもの 二、停年に達したもの 三、第二七条第一号第二号および第六号該当の休職期間が満了したもの	第二一条　会社は人事の公正・妥当を期さねばならない。
第二二条　前条以外の解雇は組合の同意を要する。	第二二条　組合は組合員の人事に関し意見があるときは会社に申出で会社は組合の公正妥当な意見を尊重する。
第二三条　従業員の昇進・降職・異動・登用・資格の取得については組合と協議の上決定する。	第二三条　組合は組合員以外の人事に関しては一切関与しない。
第二四条　定員の基準については組合と協議の上決定する。	
第二五条　従業員の賞罰については組合の同意を得て行う。	
第三一条　会社は従業員を宿直人事に関する決定権が会社にあることを確認する。	第二八条　会社は組合員を宿直日直勤務につかせまたは出張させることがある。

日直勤務につかせまたは出張させることがある。

第五章　賃　金

第二五条　休日には賃金を支拂わない。休暇（年次休暇を除く）には賃金を差引かない。

第九六条　本協約の期間満了一カ月前までに当事者の一方または双方から改廃の意思表示がないときはつぎの一カ年間有効とする。

第五章　給　与

第五九条　休日及び休暇（年次有給休暇を除く）には賃金を支拂はない。

第一〇三条　本協約の期間満了一カ月前迄に当事者のいずれからも改廃の意思表示がないときは次の一カ年間有効とする。

更に組合は四月二八日次の要求を決定した。

一、一月以降賃金四〇〇円増額

二、消費組合に対する物的給與、文化体育費の完全支拂（七五〇万円）

かくするうち五月二〇日中労委調停案が提示された。

一、賃金（一月以降賃金要求を含む）に関する件

(イ)労働協約改訂とともに一人平均基準賃金月額を一、〇〇〇円（税込）増額する

(ロ)一時金として在籍者一人平均一、〇〇〇円（税込）を支給する

二、労働協約に関する件

(イ)総則　本協約は従業員たる組合員に適用するものとする

(ロ)ショップ制　ショップ制については組合除名者の解雇については会社が解雇を不適当と認めた時は組合と協議の上決定する

(ハ)人事　人事についてはその基準は組合と協議の上決定する

三、（略）

これに対して会社側は、

一、一時金五百円要求は支拂はない

二、物的給与については過去の分は棒引とする

の二項を確認出来れば受諾しても良いと解答したが、組合では二九日の中闘委員会に於て否四七、諾三、白紙一〇で拒否と決定、以後の闘争方針を次の如く決定した。

一、闘争の目標

1、労働協約の獲得

2、労働協約締結に伴う賃金（一、一〇〇円）の獲得

3、一月以降賃金の獲得

4、四月以降退職金の獲得

5、その他の職場の諸要求の獲得

二、基本方針（略）

三、具体的方針

1、闘争戦術

A、ストの日時形態＝六月一八日全線二四時間ストライキを第一波として要求貫徹まで以後断続ストを決行する

B、爾後の推移に伴うスト日時、形態及び戦術は中闘に一任する

六月九日には二二回臨時大会で、本部提案の前述の闘争方針が確認されストライキ宣言を発した。然しながらスト前日の一七日の団体交渉に於て会社側の最後案が提示され、中闘委員会は、(一)会社が一方的首切は出来ない、(二)賃金問題では調停案を上回る線が提出さ

れた、との理由により諸三二、拒否二一で受諾と決定し、組合員一一、〇〇〇名を有し、関東私鉄最大の鉄道網を有して、ストの成行が注目されていたが、ストは中止され八ケ月にわたつた闘争は終結した。

妥結条件は以下の如くである。

(一)本年一二月末日までは人員整理を行わない旨の了解をする

(二)二〇條二二條二四條二五條中「協議する」を「協議の上決定する」と改めることによつて二六條を削除する

(三)二二條中第一号は懲戒規定中に挿入することとして削除してもよい

(四)ショップ制は調停案通りとする

(五)生理休暇は毎潮二日に限り有給とする

(六)年次有給休暇は「六労働日」とあるを「一〇労働日」とする

(七)機関車乗務員の準備時間は申入れ通りとする

(八)基準賃金一〇〇〇円増額（税込）

(九)一時金と物的給與を併せ一人平均税込一五〇〇円を支給する

(一〇)今後の文化体育費は半期一五〇万円とする。

四、帝都高速度交通営團労働組合（地下鉄）

一九四九年五月三〇日に行われた組合大会に於て住宅資金貸付、退職金規定改正、労仂協約の即時締結（前協約は四九年三月をもつて期間満了）等を決定し、同年六月九日都労委に提訴した。この闘争は一九五〇年まで持越され都内私鉄争議の一翼となつてあらわれたのである。

一九五〇年五月一五日の闘争委員会では四―六月賃金一一、三五〇円、賞与一一、三五〇円（各手取）の要求を決定し、協約問題とあわせて交渉する事になつた。更に一九日スト宣言臨時大会を開き、一五日決定の要求を絶対多数で採決、六月一日スト決行を決定した。

かくして三〇日に至り都労委の調停案が提示された。

調停案

一、非組合員　非組合員の範囲は左の通りとする

(イ)参與、支配人、部長、課長

(ロ)人事課の人事、給與統計、各係の首席者、並に労務担当者

(ハ)経理課の予算、決算、各係の首席者

(ニ)祕書役及びこれに準ずる者

(ホ)見習期間中の者

(ヘ)その他営団と組合が相互に承認した者　右のほか常用自動車運轉手、倉庫首席者、タイピスト、守衛その他争議の場合の必要々員は別に両当事者において協定しておくこと

二、雇入　従業員の雇入につき営団は雇入條件について組合と協議の上これを決定する。但し雇入の際の銓衡に当つては組合の立会を認める等、充分組合の意向を尊重すること

三、組合除名者　組合から除名されたものについては営団はこれを直ちに解雇する義務を負うが、営団がその解雇を特に不適当と認めたものに限り、組合との協議がととのつたときは解雇しない事が出来る

四、労働時間

乘務員の労働時間については一日拘束七時間の基準を維持する但し一週四八時間（休憩を含む）に達するまでの超過勤務については組合はこれを拒否しない旨の協定を結ぶこと

五、人事　人事権に関しては殊更に明文を以て「人事に関する最終の決定は営団がこれを行うものとする」という趣旨の表現は協約の文言には用いない

調停案を中心とする三一日の団体交渉に於て会社側の解答は次の如くであつた。

①都労委から提示された調停案は尊重するが承だく出来ない
②生活補給金は一〇、三〇〇円程度を支給する
③四―六月賃金はベースアップしないが一時金として千円支給する
④退職金については追つて検討する

組合は同日の臨時大会において一二四対六七でスト決行、調停案拒否を決議し、六月一日には、二四時間ストが決行され三〇万人の足を奪つた。

更に六月五日には闘争委員会で次の事が決定された。

一、一六日第二次二四時間スト
二、休日、生理休暇の完全実施
三、一〇日から一五日までは時間外拒否

此の方針の下に団体交渉を行つた組合では一三日に提出された会社側の最終案を同日夜臨時大会に於て採決の結果賛成一一六対反対六三、白紙二、無効一、棄権二で受諾と決定闘争は一応終結した。

妥結内容

1、労働協約

(イ)非組合員

非組合員の範囲は左の通りとする

A、参與、支配人、部長、課長
B、人事課の人事、給與統計、各係の首席者並に労務担当者
C、経理課の予算、決算、各係の首席者
D、祕書役及びこれに準ずるもの
E、見習期間中のもの
F、その他営団と組合が相互に承認した者

(ロ)雇　入

従業員の雇入れにつき営団は雇入條件（募集方法、銓衡方法を含む）について組合と協議の上これを決定する。但し雇入れの際の銓衡に当つては組合の立会を認める事、充分組合の意向を尊重すること

(ハ)組合除名者

組合から除名されたものについては、営団はこれを直ちに解雇する義務を負うが営団がその解雇を特に不適当と認めたものに限り組合と協議の上決定する

(ニ)労働時間

乗務員の労働時間については一日拘束七時間の基準を維持する但し一週四八時間（休憩時間を含む）に達するまでの超過勤務については組合はこれを拒否しない旨の協定を結ぶこと

(ホ)人　事

人事権に関しては殊更に明文を以て「人事に関する最終の決定は営団がこれを行うものとする」という趣旨の表現は協約の文言には用いない

2、生活補給金

(イ)六月一日の給料を支給しない点を含んで手取一〇、五〇〇円
(ロ)支給方法は昨年の越年資金と同じ

3、四―六月賃金

(イ)ベースは一―三月賃金と同じ（一〇、八〇〇円）
(ロ)体系はいままでと同じ
(ハ)一時金一、〇〇〇円支給

4、六月一日の給料

六月一日スト中の給料は支給しない

5、退職金

(イ)基礎ベースは二四年一―三月賃金ベース（八、三八〇円）の八五%とする

(ロ)基本支給率は三〇年は五四・七七カ月、三〇年を超えるものは一年に付一カ月を支給する。以下略

五、東京急行労働組合

東京急行労働組合では、一九四九年九月「七月以降賃金九、三五八・四二円及び九月暫定として、現行と要求額との差額」を要求したが、二一日会社側は、一七―九月賃金は四―六月賃金と同額とする。しかし、合理案と交換条件にベース引上を行う」と解答した。

合理化案

一、実施條件

本案は高能率、高賃金をたてまえとしているため前提として業務量の適正配分その他の合理化を行う必要があり左の各項の実施を條件とする。

1、新勤務制度（日勤者は拘束八時間、隔勤者一〇時間）

2、新定員制（本社二割、現業一割削減）

3、配置轉換

二、賃金ベース　基準賃金（税込一人平均）八、三〇〇円

三、支給方法

一、基準賃金は月額で表示するが、月給者および月給日給者の区別をなくして日給扱とする。

(イ)本人給

(一)本人基礎給一率三、一〇〇円支給

(二)年齢、勤続給は一才一年毎に五〇円加算

(ロ)職務給　職務給に能力給を含ませ一本とし、六段階に区分する。

(ハ)家族給　一人目五〇〇円、二人―四人目九〇〇円、五人目六〇〇円。

(ニ)基準外賃金中宿泊手当一回五〇円。

組合は、一二月二二日中央委員会に於て合理化案の大綱を受諾した。交渉妥結後、会社側は運輸関係の基準外賃金を二四%に押え、公休休暇要員を含むという建前から週休休暇で欠員が出ても代番はとらせないと一方的に強行してきた。これに対し組合は、

一、駅定員には休日休暇を含まないこと

二、実施の細目については会社組合協議の上決める

との要求を提出数回にわたり交渉を行つたが解決に至らず、一九五〇年三月三〇日中労委に提訴した。

更に四月一一日行われた臨時大会に基き次の如き再要求書を同月二七日提出した。

一、基準賃金一率三、〇〇〇円（手取）増額、但最低一七才七、二五〇円（手取）とする。

二、二カ月毎に支給する税込一、二〇〇円の臨時手当を毎月税込六〇〇円（基準賃金比例）づつ七、八〇〇円ベースに繰入れ支給せよ。

三、昨年一二月二三日協定の覚書による新勤務制、新定員制（基準外賃金を含む）を協定前にもどすこと。

四、五、略

六、労働協約の即時締結。

七、年末調整金相当額を一時金として支給せよ。尚四月二五日支給賃金より年末調整金（繰合所得に依る申告を含む）としての貸付金の一方的差引分は即時支給すると共に今後一方的に差引かざること。

この要求は会社の拒否する所となつたので、私鉄共闘の方針により五月二五日ストライキを行う事となり、決行の可否につき全員投票を行つた結果、諸二、五九三、否一、二四二でスト決行を決定、

五月二二日第八回臨時大会に於てストライキ宣言を発し、二五日には東横、目蒲、池上、玉川、大井町の各線とバス二五線がストップした。

六月八日に至り中労委の申し入れによつて問題は再び直接交渉に移されることになつた。

かくて組合側は六月一六日、中央委員会を開き、執行部提出の「一九日第二次二四時ストを行う」の件は、三一対二八で否決され、以後は、団体交渉を強力に行い、それに基き戦術を協議する事に決定し、一七日、中労委申入書に基き改めて要求書を提出団体交渉を行つた結果、一九日に至り会社側は、次の様に回答した。

一、三条件の撤回は出来ない

二、賃上には応諾出来ない

三、協約は小委員会で協議し、その他は経営協議会で協議したい

この解答に対して組合は、組合の要求を全く無視したものであるとし同日行われた中闘委員会では、二二日二四時間ストを行う事に決定したが、二〇日、大井町、玉川、本社の三支部のスト不参加表明、二一日には東横、池上、自動車、目蒲の各支部も、不参加を表明、中央委員中にもスト反対者が多数あらわれた結果、組合では、二一日、中闘委員会を開いた結果スト中止と決定された。

東京急行のスト中止により、都内私鉄争議は、事実上終了した。

第七節　東宝の争議

一九五〇年五月一七日の人員整理通告に始まり同年一二月二八日の妥結に至るまで、その間困難な条件の下に多くの脱落者を出しながらも二二六日の長きに亘つて闘われた日映演の東宝第四次争議は、次第に激しさを加えて来た資本攻勢の圧力に屈せず闘争を展開

東宝再建案

一、略

二、再建の根本方針

(1)　映画製作の根本方針

(イ)　月産二本を目途に一切の機構人員を圧縮整備する。

(ロ)　貸スタジオ制を改め自主製作体制を明確にする。

(ハ) 一本の製作直接費は平均最高九五〇万円とする。

(2) 配給の根本方針

自主作品を中心として外部作品の買取新版上映、邦洋混合番組等時宜に適した配給方法をとる。

(3) 興行の根本方針

日劇・名宝劇場、梅田劇場等の大都会の劇場は自主経営を行わしめる。舞台製作所は独立せしめ自主経営を行わしめる。日劇ダンシングチームは独立採算制を実施する。

三、略

四、人員整理

(1) 整理対象者数

現在人員三、五〇〇名中一、三〇〇余名。

(2) 人員整理基準

(一) 業務縮小機構簡素化のため剰員となり配置転換困難な者
(二) 勤務年数の短い者
(三) 嘱託、臨時雇
(四) 年少者にして比較的転職の容易な者
(五) 高年令者
(六) 経営効率に寄與する程度の低い者
(a) 欠勤遅刻早退の多い者
(b) 勤労意欲なく業務に熱意のない者その他会社の経営方針に協力の程度の少ない者
(c) 技能低位にして将来習熟の見込のない者
(七) 病弱者

前各項に拘らず会社の再建に必要な特殊業務に従事するものはこれを除く。

(3) 退職諸手当

希望退職者には現行規定による退職手当の外に扶養家族を有する者は一率に基準月收の二カ月分、扶養家族の無い者は一率に基準月收の一カ月分及平均賃金の三〇日分解雇予告手当を支給する。

五、六、略

申入書

会社の経営が正に破局にひんしている事は貴組合に於ても熱知されるところであります。会社はこの危機を切り抜けるべく凡ゆる角度から検討を加え、ここに会社再建案を得ました。よつて会社はこの再建案の実施について是非貴組合の御協力を得たく左記により会社再建案を議題にして団体交渉を申入れます。

なほ本団体交渉の趣旨は貴組合に対する義務といふことでなく、飽くまで組合の建設的意見を聽くためのものであります。しかし貴組合も御承知の通り、会社の現況は一刻もゆるがせに出来ませんから、貴組合が故意に交渉を遷延されるような事があれば不本意ですが会社原案を執行せざる得ません。右念のため申添えます。

記

一、議題　別紙「東宝企業再建整備について」
二、日時　昭和二五年五月一七日自午後一時～至午後二時
三、場所　本社三階会議室
四、交渉人員、会社組合ともに一二名以内の代表及双方書記一名

昭和二五年五月一七日

東宝株式会社
社長 米本卯吉

日本映画演劇労働組合東宝支部
委員長 寺田昌業 殿

右の申入書に見る如く会社側のいわゆる団体交渉なるものの趣旨は、会社再建案そのものについて労資双方が討議するというよりは「会社原案は最後案であり、変更の余地なきものである」ことを前提した上で、それに対して組合側の「建設的意見」があれば「とるべきはとり、捨てるべきは捨て、経営権に基く本案実施の可否を決したい」（五月二〇日付会社側申入書）と云うにあり、組合側からすれば本来の団体交渉のあり方とは著しくその趣を異にした一方的な態度であり、当初から問題の平和的解決の可能性をうばうものであつた。だが「会社の主張する経営権とは法律的に何等根拠を有するものではなく、人員整理の如き組合員の労働権生活権を剝奪する大問題が対等の立場における組合との団体交渉に於いて解決さるべきことは労働法規に基く明白な公理である」従つて「事態を平和的に解決し、徒らな紛争を避け」るため「今次人員整理案に関する一切の問題を労働組合法に基く団体交渉により解決をはかること」「右の交渉に於て結論を得るまでは会社は個人に対し整理通告を発する等一方的措置を行わぬこと」などを要求する。「右の要求を会社がお拒否し、整理案を一方的に強行するならば、組合はやむを得ずポツダム宣言、極東委員会一六原則、日本国憲法並びに労働組合法に規定された労働組合の正当な権利を行使して、組合員の労働権と生活権を擁護せざるを得ない」（五月二〇日附組合側申入書）とする組合側の意見と、「企業整備案の立案と其の実施に就ては会社と組合との間に無協約の今日に於ては会社は協約上の拘束を課せられてはいない」故「組合に対して同意、承認とかの義務は負つて居らない」よつて「今回の団体交渉は以上の立場から見て組合からの意見を求めるという点にその性格があると信ずる」さきの組合側の申入れは「会社企業再建の一日も放置すべからざる今日に於て其の解決を故意に遷延せしむるものである「従つて、この段階に於ては整

通　告

人員整理に関する一切の問題を平和的に団体交渉により解決せよとの三度に及ぶ組合の申入を会社は遂に拒否し、一方的に整理通告を発し挑戦して来た。組合は激しい怒りを以て之に抗議し、労働組合の正当な権利を行使して之に対抗する。これによつて起る紛争の一切の責任は会社にある。

本日以後組合は行動の自由を保有する。

右通告す。

一九五〇年五月二三日

日本映画演劇労働組合東宝支部

委員長　寺　田　昌　業

東宝株式会社

社長米本卯吉殿

映画製作のいはば生産過程を担当し組合運動においても最も進歩的且つ強靱な動きをみせてきた東宝砧撮影所において、今回の人員整理の特徴がはつきり表われていた。すなわち、砧撮影所における日映演・全映演それぞれの組合員の解雇率を比べてみると日映演六八％（組合員二二二名中馘首対象者一五〇名）に対して全映演は一一％（組合員三四二名中馘首対象者三七名）であり、これを組合役員についてみれば撮影所日映演組合役員の中、分会委員一四名全員、執行委員一四名中一一名、分会交渉委員八名中六名、支部委員四名

全員、支部常任委員三名全員、本部委員一名中一名がそれぞれ解雇されており、役員総数四四名中三九名、八八%強の解雇率であり、日映演にとつては決定的な打撃を意味していたのに対して、全映演の組合役員は分会幹部は委員長以下三役計五名中職首対象者はなく、各専門部長を含む執行委員一五名には唯一名、各職場代表者会議委員は二三名中僅かに三名の解雇に過ぎない。

かかる撮影所における解雇率の圧倒的なひらきは、日映演東宝支部中もつとも団結力と行動力に富み、いはば東宝支部の中枢的分会ともいうべき砧撮影所分会を一挙におしつぶそうとする会社側のあらわな意図を物語つていたといえよう。全東宝の規模における日映演・全映演の解雇率は近似していたとはいえ、撮影所分会の規定的な役割に鑑みて、このことは不当労仂行爲として同分会の東京地裁への提訴の際の一要因となつた。そして又このことは、『今ひとたびの』『戦争と平和』『銀嶺の果て』『素晴らしき日曜日』『女優』『酔いどれ天使』『炎の男』『女の一生』『青い山脈』『白い野獣』『ヂヤコ万と鉄』『又逢う日まで』等の傑作の数々を一貫して製作してきた人々を経営から一挙に排除して（日映演分会は企画、助監督、カメラ、録音、照明のほとんどが整理され、美術舞台では共産党員は全部解雇のやり玉に上つた）、『殿様ホテル』『銀座の踊子』『寂女と風船』と云つた興業的にも余り価値のない愚作をすら生み落した一興業主義的」経営方針を堅持し、一方に於いて愈々アメリカ映画の仲介販売に頼り乍ら安価な製作費による一本の製作直接費最高九五〇万円）を以て採算条件を確保しようと云う東宝経営者の果敢な意図を端的に物語つており、この点商人的興業本家の植民地的文化政策」のあらわれとして日映演及びそれを支持する人々の激しい批判をあびたところであつた。

二一日の会社側の職首個人通告に対して、二二日日映演東宝撮影所分会けつ起大会がもたれ討議の末中尾書記長提案の、（一）首きり通告を一括返上する、（二）職場はあく迄死守する、（三）全映演の映演にとつては決定的な打撃を意味していたのに対して、全映演の闘争態勢をととのえていつた。これに対して会社は同日友誼団体の入所を制限する通告を発し、同大会開催中激励に来た友誼団体を裏門に於て阻止。翌二三日、職首通告が組合員宅に到達し始めた頃、会社は組合側のいう「暴力団」を増員して数名の私服刑事と共に構内を徘徊せしめ、又二四日朝全映演書記局を突然移転せしめ、午前九時表門掲示板に職首者名を発表即日退所せよと告示、さらに同日夕刻所内秩序維持と称して書記局前に鉄条網を張りめぐらした。同二四日に、過日来の友誼団体の出入問題について組合は会社に交渉したが了解をえず、同日正午頃トラックでやつて来た東急等の友誼団体一七、八名と守衛との間にもみあいがあり、その場にいた細野総務課長がトラックにぶつかつて負傷、日映演分会員七名が暴行傷害容疑で告訴されるといつた事件を結果し、又鉄条網について組合の面接交渉の求めは拒否され、組合は「組合活動の自由を束縛する障碍物」であるとしてこれを撤去。おつて翌二五日中央広場において拡大職場会を開き無期限スト突入を確認これを通告した。（このストは二七日中止、二九日再び決行、六月一日再び打切り）。だが砧撮影所においても日映演は多数派ではなくしかもその七割近くが一般に首対象となつており、一方映画製作のイニシャテイーヴを事実上握つていた全映演は「生産闘争」＝製作続行を呼称していたので、スト戦術は有効的たりえず、職場確保＝泊り込み戦術、スキャップ映画ボイコットその他の宣伝戦、法廷闘争等に日映演は次第にその戦術の重点を移していつた。

五月二七日会社は所内立入り禁止の仮処分を申請、これに対して六月五日組合は解雇無効身分保全の仮処分（本件解雇は（一）旧協約

に違反し、(二)職場慣行に違反し、(三)団体交渉権を無視し、(四)信義誠実の原則に違反し、且つ全映演との差別待遇のもとになされた不当労仂行爲であり無效である)をそれぞれ東京地裁に申請した。この間、四度にわたつて鉄条網は構築されその都度撤去され(五月二六日夜鉄條網構築作業に着手した日雇労働者は組合の実情を聞き作業を止めて自発的に引揚げた)、又二七日には武装警官約三〇名が来所、おつて二八日には武装警官一〇〇名、私服二〇名がトラック四台で表門から来襲、何等の異状もないことを確認して引揚げるといつた「茶番劇」もみられた。

この馘首反対闘爭に対しては金属富士三隣、東京土建はじめ各労組からの応援があり、又撮影所行動隊は連日東宝の各分会、大映、松竹、および私鉄、日立などにくり出し、東宝闘爭の波は次第にひろがりをみせ、大船両撮影所も東宝との共闘を決議、二四日両代表は組合を激励、撮影所全映演組合および渡辺邦男、佐藤武両監督に抗議文を手交し、さらに吉村公三郎監督の「肉体の盛装」スタッフも首切りに反対の態度を示し二六日全員京都ロケから引揚(同日山田五十鈴は「一労働者として」一日映演に加入の声明を発表)二七日には日映演松竹支部は東宝との共闘声明書を発表、日映演大映支部も正式共闘の申入れを行つた。又日映演の闘爭は映画産業としての特殊性から広汎な関心をよび、五月二四日の関東労組共闘会議は「日本映画をつぶすアメリカ映画のボイコット」等を決議し、二六日夜の都中部婦人共闘懇談会では各職場に映画の植民地化を訴え青年行動隊を組織してアメリカ映画とユナイテッド・ニュースのボイコット闘爭展開が決意され、又二七日昼頃日劇の真正面に「戦爭を兆発するユナイテッド・ニュースをボイコットしろ」といつたプラカードが並び、青年祖国戦線の行動隊三〇名が突然のスト中止を全映演東宝支部闘爭委員会発行の「闘爭速報」(六月九日号)は次のように説明している。

何故ストを一時中止したか

(一) 現社会情勢にあつて、左翼の指令に基ずく反米闘爭を目的とした一連の政治ストと時期的に一致する事は、対外的に我々の今次闘爭を有利に導く事は疑わしい。

(二)　企業自体不安定である……今まで会社に協力的態度をとつて来た全映演が完全に会社をつつぱなす事は、対外的信用の失墜から金融の朴絶などを招致し、企業瓦解を早め、会社が思い切つた措置（破産申告）に出る事も容易に想像し得る。

(三)　組合内部問題　少くとも、三日本社営業の二四時間スト決行までは組合の団結は充分な態勢にあり一糸乱れぬ統一的行動をとつた。しかし会社の切りくずしが激しくなるに及び、組合内の一部にスト反対の色が濃くなり、スト強行の場合、全体の行動態勢が完全とはいえなくなつた。

(四)　日映演問題　加えて企業内に二つの組合が存在し全面的共闘の立場をとれぬ場合、一方がストをやる事はその組合の不利をまぬかれぬ。

ほぼ右の理由から実力行使はとらず、法廷闘争をすすめる一方「あくまでも犠牲者救済の希望は捨てず」「万一をおもんばかる失業対策は会社と連絡し、失業対策機関の設置など具体的推進を促す」（同誌）こととなつた。これは、盛会を極めた五月二八日の全映演製作スタッフの編成難に陥り、又製作担当者の不慣れなどのため再かく首反対臨時支部大会（一、二三九名出席）に於ける右と全く同趣旨のスト反対者の意見を反ばくした撮影所分会委員長山田氏の現状分析に基き、中闘委員長福田氏が一今や起死回生の途は罷業権の行使以外になにもない、中闘は此処に重大決意のもとに、闘争を続けているのは全国分会を通じて約一八〇名（内撮影所分闘一任の要請を表明する」と発言し、否認されれば中闘不信任とみなして中闘解散の挙に出るといつたものすごい決意のもとに反対意見を説き伏せおし切つて「満場一致可決」されたものだけに、まことに恐るべき転回であり七日の中央執行委員会に於て委員長ほか三役四名が「東宝支部の不明朗なスト中止について単一組織としての指導性にかけた」との理由で辞任を申出るといつた事態をも引起したのであつた。ともあれこうした全映演の闘争方針は、いち早く六月一六日の妥結にいたつたのである。

これに反して日映演の闘争はその後も執拗につづけられたが、八月一〇日の東京地裁の勧告により会社・組合両者の話合いがすすめられることとなつた。しかし会社側は五月の人員整理をレッド・パージに切換えようと九月二五日その措置をとつたため交渉は再び暗礁に乗り上げたかにみえた。とはいえ長期に亘る粉争過程に於て、会社側は、日映演以外のスタッフで作つた『女三四郎』『燃ゆる牢獄』（渡辺監督）『夢よ儚なく』『恋しかるらん』『歌姫都へ行く』（佐藤監督）といつた一連の安手の映画が興行的にも見事失敗し、製作方針が一般に不評を買つたのと日映演が他社の日映演及び日本映画監督協会、シナリオ作家協会に不協力を呼びかけたのがきいて建案が軌道に乗らなかつた等の理由で早期解決を希み、他方組合側も闘争を続けているのは全国分会を通じて約一八〇名（内撮影所分会が約一四〇名）にすぎず漸く疲労の色濃く、その後数次にわたる交渉の末一二月二八日東京地裁で争議妥結の覚書が作られ、二九日から本社で仮調印が行われ、二二六日に亘る第四次東宝争議の幕はここに閉じられた。

紛争解決に関する覚書

東宝株式会社（以下会社という）と日本映画演劇労働組合東宝支部（以下組合という）は相互に以下の條項を確認し、ここに覚書を作成し、仮調印を行う。

記

一、会社は今後人員整理をしようとするときは必ず組合との団体交渉によつて充分話合い、平和的な解決をはかることを確約す

る。

二、組合は五月二四日附並に九月二五日附解雇の通告を受け、その効力につき紛争中の組合員（以下対象者という）が本覚書締結と同時に退職することを承認する。

但し、会社は九月二五日附解雇通告を受けた者に対し、五月二四日附通告の企業整備による解雇とみなし同一の退職條件をもつて取扱うことを約束する。

三、会社は右の対象者中より昭和二六年一月一日附をもつて一部の者を再雇傭する。その人員数は左記の通りとし労働條件は五月二四日以前の條件を引継ぐ。

(1) 撮影所　二〇名
(2) 本社（営業を含む）　三名
(3) 関西支社　四名
(4) 中部支社　一名

四、会社は退職金を左の通り支拂う。

(1) 再雇傭者に対しては一二月三一日に半額、二六年一月二〇日に残金を支拂う。
(2) その他の者に対しては昭和二五年一二月三一日に全額支拂う。

五、会社は組合に対し映画製作に関して次の事を約束し、撮影所関係の対象者を中心とした団体（以下甲という）に左記の條項に従つて一本に限り映画製作をさせる。

イ、製作につき甲は責任者を指名し、映画の内容、製作上の契約に関する打合せを会社と行う。

会社は右打合せに応ずる責任者をおく。

ロ、会社は組合に対し製作前渡金として、金六〇〇万円を貸付けることとし、

昭和二六年二月五日
内金　二〇〇万円
昭和二六年二月一五日に
内金　三〇〇万円
撮影進行中に
残金　一〇〇万円

を夫々交付すること、

右金額の返還に付ては組合は甲と連帯してその責に任ずる。

ハ、企画、脚本、プロデューサー及びメインスタッフ、メインキャストは会社の承認を必要とする。

ニ、撮影所並びに同所の人員設備、資材器材等の一切は使用しない。

ホ、撮影開始時期を二六年二月一日以降とし、封切時期を同年四月一日以降とする。

ヘ、甲の製作した映画の営業宣伝については、甲の意志を尊重する。

六、営業関係の対象者に対し当面左記五項目の事業計画に付て会社は自他に支障ない限り、これに好意ある取扱をすることを約束する。

但し、その実施の細目については調印後協議決定する。

1、プレーガイド
2、直営賣店への商品納入
3、宣伝諸事業
4、移動映画
5、謄写印刷（撮影並説明台本）

七、会社は将来欠員を補充するときは対象者を優先的に再雇傭することを考慮する。

八、会社は対象者の今後の仕事に対しては原則として妨害しない。

九、会社組合は紛爭解決に依り良識ある行動をとり会社事業場を平常狀態に戻す。従つて今後從業員以外の組合員が会社の許可なく事業場内に立入り又は場内に事務所を設ける等の事をしない。

一〇、会社は旧東宝藝術家協会所属員に対しては今回の紛爭解決により必要に応じて使用することを約束する。

なお、今後契約に関し誠意ある話合いをすることを約束する。

一一、東京映画演技者集団については他の演技者との間に一切の差別待遇を行わず必要に応じて使用することを約束する。

なお、使用條件その他については誠意を以て話合う。

一二、会社と組合はそれぞれ一切の諸提訴を取下げる。

昭和二五年一二月二八日

東宝株式会社

取締役社長　小林富佐雄

日本映画演劇労働組合東宝支部

委員長　寺田昌業

尚、闘爭妥結に際して日映演は次の如き声明を発表した。

声明書

戰爭の危機が更に激しく我々に押しかぶさつて来ようとするとき、我々は七カ月に亘つた大量首切りに対する闘爭をここに一応妥結する。

この闘いは、幾多の彈圧と、苦難の中で進められたが、我々は多くの問題を残して妥結しなければならなかつたことを深く反省している。

だが、我々の映画製作を続けて行く足がかりと、二〇数名の再雇傭と、実質的な「赤追放」の撤回を獲得した。この成果と、「きけわだつみの声」の勝利、民族映画の製作促進のたゆみなき広汎な闘いは、明日の闘いへ発展する基盤となりうることを確信する。

支配階級の植民地化政策と、アメリカ映画の怒濤の如き氾濫の中に、日本映画は、未だに、國籍不明のエログロに浮身をやつし再び、大本営映画への轉落を開始している。

然し、「戰爭と平和」「女の一生」「暴力の街」「また逢う日まで」を作つた我々は、日本人が作る日本の映画を製作する光栄ある任務を、如何なる彈圧にも屈せず、遂行してゆくことを誓う。

親愛なる労働者、農民、市民、そして学生諸君。我々は、我々の勝利の記錄が、我々の力だけで書かれるものとは考えない。全世界の平和を愛する人々と共に、不断の闘いを押し進めることこそが、やがて、確乎不抜の勝利をもたらすものであることを知つている。

我々は、今、爭議を妥結するに当り、更に深い友情をこめて、輝かしい未来へ前進する挨拶を贈る。

世界平和と民族独立のために！

日本映画の革命的発展のために！

全人民の幸福のために！

第八節　電産の爭議

電産労組の運動は国鉄、全逓等とともに、戰後の日本に怒濤のように展開された労仂組合運動のいはば波頭を形成していたものであるが、四八年を劃期として組合運動に大きな転換がもたらされ、な

かんづく左派組合指導者をねらい打ちにした四九年春から夏にかけての行政整理（＝人員整理）に対する反対闘争の過程に於て決定的に作用したいわゆる「組合民主化運動」を経て国鉄全逓等が著しくその在り方を異にしてしまつた後に於ては、基軸産業部門の重要な一環を荷う電産労組の動きは世人の注目するところであつた。いう迄もなく電産労組もまたかの「民主化運動」の洗礼をうけて既に四九年秋においては民同派が中央執行部の過半を占めていたのであるが、未だその傘下の下部機関に於ては統一派の力もぬき難いものがあり、その決定的な転化は五〇年八月末の人員整理（レッド・パージ）に於ける「民主化」の決算にまたなければならなかつたのである（この間の消息については第二編第四章「レッド・パージ反対闘争」の項参照）。

五〇年度は電産労組によつて、外圧による電気事業分断に対する反対運動が広く展開され、四九年一〇月以降賃金のベース・アップを要求しての「三月闘争」が激しく闘われ、又年来の問題たる職責給争議がともかくも妥結をみ、更に労仂協約闘争が最終的に集約された年であつた。

一、三月闘争

――一〇月以降賃金要求（冬営手当を含む）――

電産労組は第四回中央執行委員会における決定に基き、一九四九年一〇月三一日、同年の「四月―九月」賃金増額要求闘争に対する中労委調停案（六、〇〇〇円ベース）受諾を回答すると共に、冬営手当を含めて十月以降の賃金について次のような要求書を会社側に提出した。

一九四九年一〇月三一日

日本電気産業労働組合
中央執行委員長　藤田進

電気事業経営者会議
委員長　大西英一殿

要求書

日本産業の基幹たる電気産業の運営、並に復興に必要な最低生活を営むため一九四六年一二月協定のスライド原則に基き一〇月以降賃金を左記の通り要求致します。

記

一、賃金体系

基準労働賃金
- 生活保証給
  - 地域給
  - 家族給
  - 本人給
- 技能給
  - 能力給
  - 勤続給
- 基本給

二、生活保証給

(イ) 本人給　一七才以下　最低　四、〇〇〇円（税込）
(ロ) 年令加給　一八才より四五才迄一才につき一〇〇円
　　二、〇〇〇円
(ハ) 家族給　配偶者　一、五〇〇円
　　父母及子供一人につき　一、〇〇〇円
　　その他　一、一〇〇円
(ニ) 地域給　居住地を原則とし本人給家族給を対象とする。
　　但し本人分に限り勤務地居住地の何れか高率をとる。
　　なお、段階及率については追つて協議決定する。

三、技能給

(イ) 能力給　最低五〇〇円、最高九、〇〇〇円これが査定については合理化する。

（ロ）勤続給　勤続一年につき五〇円　以上

〔冬営手当についての要求書略〕

同年一一月一、四、八日の団体交渉の末、一一月一〇日会社側から拒否の回答がよせられた。そこで組合は翌一一日中労委へ調停を申請、一六日中労委に於てこれの受理が決定された。併し一四月―九月」賃金闘争の解決が、会社側の調停案拒否により一一月一〇日迄引伸ばされたため、「一〇月以降一賃金の調停委員会は遅れて漸く第一回は一二月一〇日に開かれその後十四回に亘る委員会ののち一九五〇年二月七日左の如き調停案が提示された。

調　停　案

一、昭和二五年一月以降の賃金を次のように決める。

（一）基準内賃金の平均月額は八、五〇〇円（除冬営手当）とする。

一、最低本人給二、一〇〇円を三、〇〇〇円とする。

二、年令加給及び勤続給は現状のままとする。

三、家族給については配偶者の分を、一、〇〇〇円とし、他は現状通りとする。

四、基準外賃金については二〇%を目途として合理化を図ること。

五、地域差については現行の特号地四五%を改めて三五%とし、これに応じて各号地を一〇%宛減じ四号地を無号地とする。

二、冬営手当については次のように決める。

（一）冬営手当支給の地域は原則として現行通りとする。但し鳥取に至るまでの地域については実情を考慮して北陸地域に準じて支給する。

（二）冬営手当は北海道を除き各一二%を増額する。

（三）北海道については石炭手当を中心にして別途の考慮を加え一人当り平均額を一、六〇〇円とする。　以上

（注）この調停案提示に至る第三回調停委員会の席上「賃金改訂実施要綱」なる会社案が提示されたが、それは、賃金構成を簡素化し、従来の生活補償給を解体して「能力給を基礎とし」「且つ可及的速かに職階給制度に移行する」従つて又家族給等は縮少し、なお、基準外賃金はこれを合理化する、而してかかる賃金構成の合理化により「業績改善の実が上つた場合は勤務成績に応じて別途に還元方法を考慮する」というにあつた。

組合は二月二六日、この調停案に対して不満であるから拒否するという態度を決定ののち、引続いての討論は今後の闘争方針をめぐつて紛糾、中央の指令を待ち来れず二月中旬来展開されていた北陸〔二・一八日北陸地本は一〇月以降賃金増額、スト中賃金支拂を要求して富山石川福井の三縣支部に一〇分間の職場放棄及び富山縣庄川・神通川・常願寺川三水系発電所に電源スト（野放し送電を含む）指令を発す」・関東〔二・二二日の関東地本執委会は調停案を満場一致拒否に決定、中央本部の決定いかんにかかわらず実力行使を決定」その他の闘争を、果して統制違反とみなすべきか否かについて論議沸騰、二七日午前三時中執委三〇名は採択参加を拒否して退場、ついに流会となるにいたつた。「中央集約闘争」を主張する民同案に対し、「ただちにスト権を下部機関に移して闘え」という地方各支部分会などの要請に基いて統一派からは、「現在下からもりあがりつつある北陸・関東・関西・中部その他の闘争を分断、値上げ反対闘争と結合して全国的に発展させ、もつて植民地的低賃金をうち破れ」との主張が打出され、民同案の第五項「北陸・関東など一部にすでにあるような上部機関の了解を得ずに独自にストライキを実施

することは厳にいましめられるべきである」との見解と鋭い対立を示した。それは単に戦術上の問題に止まらず組合運動のあり方についての基本的な考え方の相異に根ざしていたため、今後の深刻な内紛を予想させるものであつた。ともあれ、かくして中央執行委員会は今後の闘争を如何におしすすめるべきかについての納得的な一致をみないままに流会となつてしまつたのであるが、かかる事態に対処して常任委員会は民同案に基いて一応の方針を決定、全国にストの準備指令を発した。

回答書

一九五〇年二月七日貴委員会より提示せられました賃金並に冬営手当調停案に対し、組合は大衆討議に附し、愼重審議の結果左の通り回答致します。

記

一、調停案は不満であり誠に遺憾乍らこのままでは受諾できません。不満の点は次の通りであります。

1、一〇月以降のベースを改訂すること。

2、能力給　最低五〇〇円、最高九、〇〇〇円とし合理化すること。

3、本人給（イ）最低を引上げること。

（ロ）年齢加給を増額すること。

（ハ）年齢加給は四十五才迄加給すること。

4、家族給　全扶養家族に増額すること。

5、地域給　一層合理化すること。

6、基準外賃金の枠を設けないこと。

7、冬営手当　手取りとし、なお特に不合理な地点については是正すること。

以上

翌三月二日会社側からは「諸般の事情からその財源等につき未だ確信を得るに至らないので受諾できないが、事態の收拾につき引続き斡旋方を依頼する」旨の回答がよせられた。

よつて電産労組は実力行使による早期解決を期して、三月四、五両日築地の中央本部で常任執行委員会を開いて討議の結果、九日から全国的なストライキに入ることを決定、五日全国各支部に次のような闘争指令第一六号を発した。

一、停電スト実施の時期と区域、▽第一波＝九日から一三日まで東北、北陸、関東、関西、▽第二波＝一二日から一六日まで中部、中國、四國、九州、北海道

二、停電ストの範囲＝工場の動力の書間停電、官公廳の晝夜停電

以上の戦術を各地方の実情に応じて一部または全部（進駐軍、保安電力を除く）にわたり連続二時間以内で実施する。

三、事務ストはさらに重点的に行う。

四、一七日以降は交通ストをふくむさらに強力な第二段階の実力行使を予定しており、各地方はその態勢を整える。

右のスト指令は地方下部組合大衆の闘争意欲に支えられて発令されたものであり、それだけに又強力な展開がみられた。すなわち、予定の停電ストが全面的に展開される一方、各発電所では変電所主導の中央の闘争方針に不満を表明して、電源ストを強く要望、先ず猪苗代分会の八日からの電源スト決行を先頭に一二、一三日北陸富山の電源スト突入がみられ、爾後この中央指令の枠外にはみ出た電源ストへの発展傾向は関西等各所におしひろげられていつた。なおこの電産の闘争は、他産業及び一般大衆に於ても展開されていた電気事業分断＝料金値上げ反対の運動と呼応して「植民地化反対」運動としての意義をも荷うものであつた。

下部の強力なもり上りを背景に、続いて電産中央本部は一三、四日の常任執行委員会での検討の結果、第二次スト指令を発令した。

かかる強力な数次の停電ストの実施に対処して、三月二二日会社側は中労委宛「二月七日附提示された調停案についてその後検討の結果、一月から三月までについては実質的に調停案を尊重する立前で考慮し、四月以降はさらに業績の改善に努力しその見透しがつけば同趣旨によつて考慮したい」と斡旋方を依頼した。

この会社側の依頼に基く中労委の斡旋申入に対しては、電産関東の会社案の「合理化による業績改善」なるものはその後に来る「首切り」の敷石としての意味をもつ、さきの組合案貫徹のため断固闘争をおし進めるべきであるとの全国へのアッピールなどもあつたが電産中央本部は二三日の常任委員会で検討の末、(一)我々は回答をした当時の基本線で進む、(二)首切りは行わない事を確認すること、(三)スト行使については組合の自主性に任して欲しいと斡旋に臨む組合の態度を表明した上で受諾を回答、これに対し会社側もまた、(一)調停案を尊重する建前である、(二)首切りは斡旋に臨んで考えていないとし、これら諸点の確認の上に、中労委の斡旋が進められることとなつた。しかし二三、二五日の斡旋経過に於ては、臨時給与の支拂によつて問題を解決しようとする会社側の主張とあくまで一〇月以降のベース・アップを獲得しようとする組合側の要求とが鋭い対立を示し、又その影響を考慮して電産のベース・アップを認めまいとする政府の態度による調停のあり方に対する制約もあり、容易に解決点を見出しえないかにみえたが、二七日における池田通産、鈴木労働、増田官房長官らの電産スト対策についての協議の結果、企業努力による利益配当と見合つた給与引上げならば認むべきであるとの方針がえられ、かかる政府の了解の下に、翌二八日中山調停委員長から(一)、四月以降賃金はベース・アップする。(二)、一一月賃金も適当に考慮する。という条件での斡旋申入れがなされ、双方一応受諾して協議続行の末、遂に三〇日午前五時斡旋案が提示されるに至つた。

この間、電産中央本部は二三日に二六日以降二八日迄の第四次スト指令を発令、さらに斡旋交渉が最終段階に近ずいたかにみえた二七日には二九日以降四月三日迄の六日間にわたる、炭労との連携に於てなされる炭鉱停電、交通労組との連絡に於てなされる交通停電をも含むところの第五次スト指令が発令され、また各所に於ける電源スト（就中、大阪府支部所属尼ケ崎分会の二四日長時間三〇万KWにも及ぶ大規模な単独電源スト等）をも含めた傘下各組合の展開する闘争も次第に激烈の度を加え、他産業労組との共同闘争（例えば、三、二四日尼崎市で金属・電産の合同大会がもたれ、電産に緊急事態が起つた場合は鉄鋼五社から防衛隊応援隊を送ること、共通目的のもとにできるかぎりの共同闘争を具体的に展開する等が決議されたなど）も各地にみられたのである。

提示された調停案に対して会社側は三〇日午後受諾を回答、同じく電産中央本部も討議の末、受諾一五、保留一採択不参加四で受諾と決定、中労委中山氏にその旨の回答をよせると同時に重ねて今次争議による犠牲者を出さないこと等の諸点について盡力方を依頼した。

三月三一日調印された協定書は左の如し。

協定書

組合と会社は賃金問題に関し昭和二十五年二月七日に掲示された調停案の趣旨に沿い三月三十日提示された斡旋申入書を受諾して左記の通り協定する。

記

一、昭和二五年四月以降の基準労働賃金は平均額八、五〇〇円（冬営手当を除く）とするよう努力する。

二、右賃金の配分は次の通りとする。

（1）本人給は最低（呼年一七才以下）を三、〇〇〇円とする。

（2）年令加給及び勤続給は現行通りとする。

（3）家族給については、配偶者一、〇〇〇円とし他は現行通りとする。

（4）能力給は最低三〇〇円を四〇〇円、最高九、〇〇〇円を一〇、〇〇〇とする。

（5）地域差については現行特号地は三五%、同一号地は三〇%、同二号地は二〇%、同三号地は一〇%とし、同四号地の内市制施行地は五%とし、他は無号地とする。

三、昭和二五年四月以降の基準外労働賃金については調停案の線に沿い、双方協議の上合理化する。

四、冬営手当については次の様に定める。

（1）冬営手当の支給地域は原則として現行通りとする。

但し鳥取に至るまでの地域については、実情を考慮して北陸地域に準じて支拂う。

（2）冬営手当は北海道を除く各号地一二%を増額する。

（3）北海道については現行一二、〇〇〇円を一六、〇〇〇円とする。

五、昭和二五年一月―三月については組合員一人当り平均三、八五〇円を臨時給與として支拂う。

六、昭和二四年度下半期分の業績改善を見合に組合員一人当り平均三、〇〇〇円を賞與として支拂う。

七、前二項の金額は四月中二回に分けて、なるべく速かに支拂いその配分は基準労働賃金による。

但し能力給について第二項、第四号による金額が決定しない場合にはこの配分に関する限り現行能力給による。

八、昭和二五年四月以降の退職金計算のベースは、当分の間基本給の九〇%とする。

昭和二五年三月三〇日

電氣事業経営者会議
委員長　大西英一　㊞

日本電氣産業労働組合
中央執行委員長代理　池田孝夫　㊞
中央労働委員会委員
立会人　中山伊知郎　㊞

然し、この調停案に対しては、電産関東地方本部は三〇日の常任執行委員会に於て要旨左の如き声明書を発表する一方中央本部に対し「調停案の諾否について中央常任委員会が軽々しく決定することなく、直ちに大衆討議に付するよう」との要請文を手交、さらに調停案受諾とともに発令された中央本部の第五次スト中止指令を不満として、さきに組合が調停案に付した条件を完全に獲得し、首切りをはねのけるため断固として闘争を継続するとの基本方針の下に同夜、傘下各県支部にたいし「三一日以降のストライキを決行せよ」と指令した。

声明書要旨

電産を中心とする三月闘争にたいし、政府は炭労に強制調停を行い電産には中山斡旋案でこの攻勢をくいとめようとしている。今度のあつせん案にはさきに組合が調停案に付した七條件はいれられていない。八、五〇〇円のベース引上げについても明文化す

ることをあくまで拒みベース引上げの成果が全労働者の賃金闘争の突破口となることを恐れている。地域給、基準外の事実上の減収を考えれば名目上の八、五〇〇円ベースは現在の手取りより減収する危険が多い。われわれがこの斡旋案をのむならば電氣事業の分断は必至で電氣事業は完全に外國資本の手に握られるであろう。われわれは生活の安定、民族独立、平和の確保のため断固闘いを継続する。

かかる下部機関の不満は強く、電産猪苗代分会が三〇日分会執行委員会を開き、中央本部のスト中止指令に対して本人最低基本給四〇〇〇円、職階級徹廃、首切り絶対反対、電気事業分断反対で闘争を継続するとの基本的態度を決定、三一日山里班・小野川班に電源スト準備指令を、傘下各班に通信スト、出張拒否の闘争強化を指令したのをはじめ、関東、北陸、関西の各地方その他で民同派のいわゆる「指令違反の闘争」が展開された。

二、職責給闘争（第二編第三章「賃金闘争」参照）

三、労働協約闘争（第二編第七章「労働協約と経営協議会」参照）

四、電氣事業分断反対闘争

(1) 集排法の実施と共に問題となつた電気事業分断再編成の問題は、四八年秋「電気事業民主化委員会」大山試案答申の後半年の間表面化されることなく、その後「集排法審査委員会」（五人委員会）から「七分割案」が提示されたが、それも直には具体化の日程をとりえなかつた。しかるに、四九年秋にいたるや国際情勢の進展を背景に、一一月始め、急拠通産大臣の諮問機関として「電気事業再編成審議会」がつくられ、松永氏がその委員長とされた。

松永氏は、旧電力独占資本の立場からする「九分割案」(1)日発及び九配電会社を解体し、発送配電一貫経営の新会社を地域別に設立する。(2)新会社は純然たる民間企業とし、政府出資は全く認めない。(3)資本構成についてはできるだけ株式が大衆に広くばらまかれるように配慮し、特に外資を導入しやすい体制をとる。(4)電氣事業の管理機関として公共事業管理委員会(仮称)を設置して総理廳に所属させ同時に電力局は廃止する。(5)尚現在の配電会社の供給区域をそのまま新ブロック会社の供給区域とすると共に、特に関西関東両ブロック会社については地区間の消費需用を充足するため、地区外の東北中部北陸地区に有力なる水力発電所を持たせる。」を主張したが、それは他の委員達によつて修正せしめられ、五〇年二月一日通産大臣に提示された審議会答申案はいわゆる「融通会社案」を内容とするものとなり、松永案は参考意見として答申書に添付されることとなつた。（「融通会社案」の骨子は、地帶間の電力融通の円滑化と料金の著しい地域差を防止するため、九ブロックによる地域別発送電一貫会社の外、別に現在の日発の四二%に当る設備を有する電力融通会社を本州及九州に設けようとするにあり、分断を必至と見做した上での妥協案であつた）

然るに二月一一日、GHQ経済科学局長より稻垣通産相宛覚書が手交され「融通会社案」に反対の見解が表明せられるや、単なる参考意見として答申書に附加されたにすぎなかつた松永案はたちまちにして「政府案」にのし上げられ、それを骨子として第七国会に上程を目標に「再編成法案」があわただしく用意されることとなつた。〔尚、電氣事業の再編成についてのGHQの意向は、ブロック別の発送配電会社はその供給区域内のみの電源を所有し、地帶間の融通についての調整は公益事業委員会で行うというにあり、ブロックの数については当初は七乃至九が妥当であるとしていたが、一月一九日の審議会委員と司令部との会見においてケネディ氏より信越地区に別に一社を設ける「十分割案」が示され、これには審議会の全

委員が反対し答申案は期待にそうものでなかつたのでこれを拒否、その後も十分割、公益事業委員会ケネディ案は有力に主張された」。

(2) 電産労組は、さきに四九年の別府大会に於て、「国際的圧力の下に強行される分断に対しては大衆と共に闘う」との基本方針を決定、電気事業の社会化民主化及び一社化を主張する「電産案」なるものをかかげて、広汎な啓蒙宣伝活動を行うとともに、審議会をはじめ関係諸官庁、GHQなどへも仂きかけ、また二月一日の審議会答申（「融通會社案」＝分断を必至とみなした上での妥協案）に対して左記の如き見解を表明して、基本的に電気事業分断そのものに反対の態度を明確にした。

電氣事業再編成審議会の答申を衝く

國民生活に直結し産業の動脈である電氣事業再編成問題が愈々最後的段階に来た。即ち、去る二月一日電氣事業再編成審議会は電氣事業九分割案を政府に答申し、政府はこれに基き、関係法案を準備し、今國会に提出しようとしている。

（中略）

吾々は眞に電氣事業の復興を促進する爲には、一元的社会化案の実現以外にはあり得ない事を確信し、斯る僞瞞的な答申書を徹底的にバクサイし、以下その内容について更に具体的にその欠陥を指摘する。

一、答申書基本方針について。

二、電力融通会社とその融通可能性について。

三、料金地域差について。

四、電源開発について。

五、四國北海道の分断について。

（一―五は略）

六、再編成と労働條件。

吉田内閣の反動的労働対策は電氣事業に於ても益々露骨化し、従業員に対する低賃金と首切り労働強化が必至となつて来た。吾々は現在これと全組織をあげて闘つているが、再編成が行われるならば、資本家本位の矛盾極まる再編成計画達成のため、その混乱に乘じて更に一段と此等の施策が強力に実施されて来る。

直接合併廃止が起る本支店、支社等の従業員は勿論企業の末端に至るまで、きびしい労働規律や労働強化を強要し、それに依つて余裕の出来た人員は結局街頭へ投げ出されるであろう。

彼等が如何に従業員の身分保証を約束しようとも、何故分断が行われ、その政策の本質が何処にあり、誰が之を行おうとしているかという政治的関連を考えるならば、再編成のもたらすものが吾々の労働強化と首切り以外にない事をはつきり知る事が出来る。

要するに本答申書の再編成計画は電氣事業の公共性を無視し日本の再建と産業の復興を妨げ、甚しい料金地域差によつて地方産業を壊滅に導くと共に電源の開発を遅延せしめるものである。尚公益事業委員会の美名にかくれて官僚統制を強化し國民大衆を益々塗炭の苦しみに陥れるものに他ならない。

地域差料金を中心とした新電氣料金制反対の叫びは今や燎原の火の如く全國を覆いつつある。吾々は新料金制が電氣事業分断を前提として作られたものである事実をあらためて認識し、電氣事業民主化の正しさの上に立つて國民大衆の輿論の支持を得て斯る不合理にみちた再編成計画を断乎排撃すると共に、分断反対闘争を愈々強力に進めるものである。

再編成法案の国会上程近しとみるや電産労組は三月二〇日闘争指令を発して態勢を強化した（闘争指令略）。

続いて三月闘爭の一応の妥結をみた三月三一日から四月二日迄の三日間、第三回全国民対主査会議を開催、当面の分断反対闘爭のあり方について討議がなされた。その際、従来の闘爭についての自己批判として次の諸点が指摘された。

(1) 賃金闘爭に力が注がれ、それを分断闘爭に結びつけて展開することが不充分であつた。

(2) 分断闘爭に関し、日発・配電両組合員の間にズレがあつた。

(3) 「分断必至」というあきらめの態度が見られた。

(4) 北海道や九州等分断により不利になる地域でも、通産局官僚などの「分断反対の段階はすぎた。今後は如何に調整金を沢山取るかが問題だ」というような宣伝に乗ぜられる面（殊に地方の経営者など）も一部出てきている。

尚、当面の闘爭の具体的な進め方について次の諸点が決定された。

(1) 地方的に最も適確な方法で國会議員にひもをつける。

(2) 地元電力官僚の分断必至とする政治的策動を封殺する。

(3) 配電会社の料金調整によつて地方的欠陥の除去が可能だから分断しても良いとする宣伝活動を資料によつて粉砕する。

(4) 全國的分断反対氣勢により、GHQが日本政府に責任轉嫁をしている実情を周知せしめ、GHQを含む客観情勢から分断を必至とする考え方を是正するよう働きかける。

(5) 日発・配電組合員間の間隙を調整し、一体となつて対外活動に当るようにする。

(6) 急迫せる情勢下において分断反対活動を重点的に活発化するため、各級機関に再編成対策委員会等の特別機構を設け闘爭を推進せしめる方法をとる。

(7) 法案上程を目前にひかえ、中央地方に特に連絡を緊密化し、情勢の交換をたえず行う。

(8) 情勢に応じ実力行使をもつて分断反対闘爭の上に当面の戦術として左記のことが取りきめられた。

(1) 各地方の情勢に応じて一般大衆及び産業経済界の当面最も痛切に要求する具体的問題をとり上げ、その中に分断反対の基本線を入れてゆく、需要家の名において（可能な限り組織化したものとする）地元國会議員（特に自由党と委員）に強くひもをつける（この場合電産は表面的行動をとらないこととなる）。

(2) 別の行動として電産労組の電氣事業民主化の主張を全面的に明確に押し出し、電産として正面から強力な宣伝活動（ビラ、ポスター等、必要な方法により）を起す。なお可能な限り他労組との共闘において行う。以上を並行的に確実に行う。

(3) ところで数次の交渉ののち政府案の骨子はGHQの承認するところとなり、再編成法案は国会に上提のはこびとなつた。政府は本法案を強引に通過せしめようとしたが、野党は勿論与党のうちにおても激しい反討論をまき起し、衆参両院に於て手痛い攻撃をうけ、「審議未了」の形で第七国会は閉じられた。

かくして再編成法案の国会通過は見込薄とみた政府は、七月上旬来る第八臨時国会には本法案は上提しないことに決定この旨GHQより横尾通産相宛、「再編成の終了迄は見返り資金は出さない」旨のメモが手交された。狼狽した政府は、自己資金ないしは市中銀行融資等による工事継続の対策をたてたが、八月に入るや見返り資金停止によるわが国産業経済への深刻な影響が次第に現実化し重大化してきた。かくして分断強行を強制された政府は、まず分断反対論

者をとり除くべく、九月六日突如として日発正、副総裁に対する辞職勧告を行うにいたつた。この辞職勧告は、分断強行を利とする「松永陰謀団」による一ボス的権謀術策」のあらわれであるとして一部から強い非難がよせられた。電産労組はかかる政府の「謀略的なやり方」に対して声明書を発表した。

続いて「日発疑獄事件」なるものが明るみに出された。これには電産労組の民同派幹部も関係があるとの噂されただけに、電産労組は激昂して声明書及び吉田首相宛の申入書を発表してこれに抗議した。

申入書

政府、官僚並に自由党の一部は、國民の注意を電力再編成にからむスキヤンダルと見返資金放出の帰趨如何に殊更に集中させ、この間隙に乗じ、第七國会に於て廃案に帰した九分断案を再び政府案として取上げんとしている。

斯くの如きは、我々が屢々指摘した如く本問題を繞る陰謀の一環と断ずるものであり、左記二点について政府に対し申入をするものである。

一、電力再編成スキヤンダルの全貌をまず明かにすべし。

再編成政府案の決定は電力スキヤンダルの眞相が衆議院考査特別委員会に於て明かにされたる後に於て明朗に決定すべきである

二、再編成問題は見返資金問題と切り離して取扱うべし。

九分割案の実施は一挙にして三五万キロワットの電源を喪失するに等しいことは先國会政府側の答弁によつても明かであり、現在の再編成と三カ年後に完成する新規電源開発の為の見返資金とは同列に論ずべき問題ではない。

昭和二五年九月二一日

日本電氣産業労働組合

内閣総理大臣　吉田茂　殿

右の辞職勧告事件及び疑獄事件に関する電産労組の声明書に対しては、〝松永派も「赤追放のホープ」たる日発首脳者もともに「電力ボス」たることに何ら変りはなく、総じてかかることがらは不明朗な「ボス取引」のあらわれに過ぎない。従つてその一方を支持して他方を排するかのような声明は、民同派幹部のまことに滑稽且つ珍無類な態度であり、却つて分断反対闘争の基本的なあり方を見失わしめるものである〟との共産派からの批判と冷笑があびせられた。

ところで日発総裁の後任は錯雑した経緯ののち、また組合の強硬な反対態度が示されたにも拘らず、松永白州派とされている小坂順造と決定、一〇月一三日正式に発表された。なお日発不正事件の追求も自由党の圧力で一一月二〇日考査委員会で打ち切りと決定された。

かくして分断強行の地ならしは着々すすめられていつたのであるが、而も第八臨時国会最大の案件とみなされていたこの「電気事業再編成法案」は、国会開会中にもかかわらず国会の審議権を全く無視した「ポ政令」によつて一二月一五日から実施されることとなり、一一月二四日に関係政令の公布をみるに至つたのである。いう迄もなくかかる措置に対しては院内外を問わず激しい反対の火の手が上げられたが、「マ書簡」を盾にすべてこれらは封殺された。

国際情務の急展を背景に、八月の戦闘的労働者の大量解雇、見返り資金の放出停止、日発正副総裁罷免、ポ政令の発令と一連の特徴的な経過を経て電気事業の分断は外圧の下に強行された。電産労組がその結成以来強く主張してきた電気事業社会化案も、統一派と民同派との内部対立とレッド・パージによつてまずその主体的条件が弱められたのち、「電産案」とは正反対の分断がここに実施されることとなつたのである。

第九節　富士三鷹工場の争議

会社側に二億円の損害を与えた、全金属富士三鷹分会八〇〇名の闘争は、「軍需工場化反対」、「平和工場を守れ」のスローガンの下に闘われ、政治的色彩の強さ、共同闘争の巾の広さ等前例をみないものであつた。

一九四八年末発表された経済九原則の実施は、日本の政治・経済に大きな影響を及ぼしたが、企業の悪化は賃金遅拂・不拂を一般化し、企業整備、人員整理など労働者に負担を負わせる企業合理化の断行を余儀なくした。

この様な資本家攻勢は富士産業に於ては、二〇%の賃下げを主とする労働条件の切下げとなつて現われたのである。当時の会社公表による営業収支の実績は下表の如くである。

一九四九年四月頃から始まつた給料遅配は、七、八月頃には一カ月半に達し、その上九月六日会社側は二〇%の賃下を含む要旨次の如き経済白書を発表した。

一、ベース七、二〇〇円に引下げ
二、健康保険料の負担比率の改悪（八〇%会社負担より五〇%負担へ）
三、専従者給与の打切り
四、バスの補助打切り
五、食堂、病院への補助打切り

組合側としては、会社案を全面的に拒否し経営合理化に伴い浮く一五〇万円位の節約では経営の危機をのりこえる事は出来ないとし一切を白紙にかえさせたのであつた。この闘争は更に越年資金闘争に発展し、一、年内に遅配解消、二、越年資金二分の一月収の要求となつて現われ、一二月二七日には組合員二〇〇名が興業銀行に座わりこみを行い遂に一人宛一四、〇〇〇円を獲得した。

期別	四九年上期			四九年下期		
項目	太田	三鷹	計	太田	三鷹	計
営業入金	129,962	111,393	241,355	151,515	93,366	244,881
材料費	62,557	63,642	126,179	118,700	48,588	167,288
人件費	31,455	52,558	33,995	37,831	50,192	88,023
経費	20,420	22,725	43,145	32,911	27,324	60,235
支出合計	114,392	138,925	253,317	189,442	126,104	316,046
差引過不足	⊕15,570	⊖27,531	⊖11,962	⊖37,427	⊖32,738	⊖70,165
月平均不足金			⊖ 1,993			⊖11,694

（単位 1,000円）

この頃から会社側は、元中将中支軍司令官十川氏を業務部長に、元北支軍参謀池田氏を課長として引き入れ、職制の再編成をねらつた。組合は、このような職制の強化に反対すると同時に、日立その他と呼応して、全金属の統一要求一二、〇〇〇円を要求した。その結果五〇年三月、四月には実質的に一〇、一四〇円を獲得する事に成功した。更に金属東京の方針に基き、四月七日に始まる波状ストの中で闘争を盛り上げ、一二、〇〇〇円を確実にとるため

の闘争として日立との攻守同盟を結んだのであつた。その後金属労仂者との共同闘争は強化された。この当時の共同闘争の成果を産別会議調査旬報第九号は次の如く報じている。「税金滞納で蛇の目ミシンに差押えのトラックが来るというので、三鷹からブラス・バンドを含む一七〇人の組合員がおしかけ、まわりの組合も結集し、賃金のかわりにミシン一台づつ獲得し、差押えを運搬するために来た二〇台のトラックをおいかえし、蛇の目は金属に参加した。三鷹自体にも一、四〇〇万円にのぼる税金の滞納があり、かつこの周辺の工場は軒なみの滞納であつたので地域的連帯性がいかんなく発揮された。すでに三月二七日には同一資本系統の瑞穂産業（総同盟）が同じ賃金遅配解消の要求で立ち上つたのに呼応して、三鷹の組合員四〇〇名がおしかけ合同で大会をもち、デモを行つたが、この大衆と大衆との結合を通じて瑞穂産業が金属に加入し、九月の大弾圧に際しては三日間のストをもつて応援にかけつけるというようになり、金属としての地域の共同闘争がくまれるようになつた。」

かくして四月二七日金属一斉ストの第二波に参加し、五月二五日には無期限ストに入り六月三日ストを解くまで、五・三〇には、ほとんど全員が参加する等の政治的行動の高まりを示し、六月二日、五月、六月の二カ月分として一二、〇〇〇円を獲得したのであつた。

富士産業は企業再建整備法に依る法定整備計画に基き七月一三日第二会社として発足した。組合はこれに先だち六月二五日大田分会と「全日本金属労仂組合東京支部三鷹分会・群馬支部太田分会連合会」を結成し七月一〇日「軍需工場化絶対反対」のスローガンの下に三鷹一二、〇〇〇円、太田一〇、〇〇〇円の要求を提出した。この要求に対して会社側は、三鷹八、〇〇〇円、太田六、三〇〇円の回答を行う一方、従来の協約、就業規則、賃金規定、退職金規定を一切無効であると宣言し、組合に対抗した。以後数度にわたる団

一、弾圧は一都四縣（神奈川、千葉、埼玉、山梨）の國警二、五〇〇人を動員して行われた。組合は約九〇〇人。竹の垣警官隊は根をおし倒して侵入し、衞生班の婦人に傷を負わせつつ乱入した。残虐の限りを盡し、人権も自由も全くふみにじられ、生命も危機にひんした。

二、その時の検束六五人、更に釈放要求に赴いた者の中から五〇人検束された。現在まだ三五人検束されている。（以下略）

三、八王子少年刑務所に收容された者に対しては負傷の手当をせ

ず、悪感しているのを見殺しにしている。これに対しては分会及び弁護士から抗議した。

四、三鷹警察署は更に一二〇人余検束しようとしている。

五、弾圧の前後約八〇団体がかけつけた。総同盟の組合や農市民朝鮮人もいる。瑞穂産業、國際電氣など全員連日参加した。激励電報、資金カンパなど凡そ三〇〇口、壁という壁にはカンパ報告とスローガンがはりめぐらせてある。——共闘の幅の広さと熱心さは前例をみない。杉並区のある町会は一人（メカケ）をのぞき全員米をカンパした。この力があるから執達吏を三回も追いかえしたのである。「東京青年祖國戦線行動隊」、「西部地区青年行動委員会」は闘争の先頭に立つた。

組合は、強制執行の為工場外へ出たが、二二日以後は、「工場は我々の物だ、必ず奪還する」の基本方針の下に、一、宣伝活動の強化二、共同闘争の強化、三、資金カンパ、四、組合内部の強化、の四項目について活動を開始した。

然し、強制執行後は一部組合員が動揺し、遂に一〇月二日には約八〇名の分裂者を出し、九日には一三〇名に達した。かくして組合員は約五〇〇名に減少したが、組合としては、長期闘争体勢を確立し、全員離職票を取ることにし、非整理対象者も退職届を提出、会社が一〇月三一日懲戒解雇したので、一一月一〇日には一応全員が失業保険をとることが出来た。一一月三日には大会が開かれ次の方針を決定した。

一、三、〇〇〇の家族をここまで苦しめて来た裏切者を工場に出て行けない程、家族から或いは通勤の往復で攻撃すること。そして敵の手足をもぎとらねばならない。

二、組合内部の動揺の克服、これは徹底的に職場討論し落ちて行くべきものはいまのうちに落ちて行かすことである。そしてすつきりとし、攻撃への行動をおこすことである。そしてあの雪の日、本社へ押しかけた「とらねば帰らぬ」という決意を今再びここで決意する必要がある。

この方針は、「裏切り者と組合内部の動揺」を克服するために出されたものであつたが、一一月二八日には一四七名が脱落した。

組合は、さきに一、首切りに対する身分保全、一、賃金支拂、三、工場立入り禁止処分の異議申請、四、争議中懲戒解雇に対しての身分保全、の四項目について八王子地方裁判所に提訴中であつたが、一二月一六日、第一項を除き組合の敗訴となつた。翌一七日組合は大会を開き、懲戒解雇者中当時残つていた一二八名を入門させる事を決定し、更に「諸情勢、組合員の力等を考慮し、一応今迄の闘いについては残念ながら終止符を打ち、尊い過去の闘争の上にたち、更に新しい発展的闘いに進むことを全員一致確認した」（富士工業三鷹分会闘争経過）。

かくて争議は一応終給した。

協　定　書

富士工業株式会社（以下会社と称す）と全日本金属労働組合富士工業三鷹分会（以下組合と称す）は昭和二五年九月一五日付会社の「企業再建整備に伴う人員整理」について団体交渉の結果左の通り妥結したので協定書を取交しここに調印する。

記

一、別に添付せる人員名簿による組合員一三八名の昭和二五年九月一五日付解雇を組合は承認する

二、退職者の退職金は九月一五日付決定した額としその支拂い期日は一二月二三日以降とする。

三、争議の全面的解結のため会社は別に一時金を支給する。

四、再建要員は生産計画の整備に伴い一二月末日迄に遂次就業せ

しむる事を原則とするが工場の都合により右の期限を延長することがある

但し一二月一八日以降の賃金は全額保証する。

五、再建要員に対して会社は立上り資金一人八、〇〇〇円を支給する。但し右金額は会社の資金繰りに応じ分割支給する事とするが一二月末日迄にその半額を支給する。

六、組合が現在事務所として使用中の食堂は昭和二六年一月一六日迄に会社に返還するものとする。

七、本調印と共に会社及び組合は本問題に関する紛争は一切解決したる事を確認する。

昭和二五年一二月二八日

社　長　佐久間二郎

執行委員長　三井平八郎

覚　書

昭和二五年一二月二八日付協定書に基き左の通り覚書を交換する

記

一、協定書第三号の一時金は金六五万円として昭和二六年二月二〇日迄に一括組合に支給する。但し支給について会社は組合の希望により便宜を供与する。

二、再建要員中一二月末日迄に組合を通じ退職を申出た者の退職金は九月一五日付解雇者と同一の取扱いとする。

昭和二五年一二月二八日

社　長　佐久間二郎

執行委員長　三井平八郎

争議終了後組合は「御挨拶」並びに「声明書」を発表した。

御挨拶

別紙（声明書）にある如く、今回吾々富士三鷹分会としての闘いは、一二月二八日会社との間に協定が成り立ち、不満足ながら諸般の情勢を考慮し一応終る事になりました。

即ち馘首を認め、共に闘つて来た非馘首対象者は全員工場に入り更に新しい闘いへ進む事になつたのであります。

すべての権力の末端機構に至るまでが資本家の手先きであり、かくファッショ化された中において、吾々の闘いは表面的にはさしたるものはないにしろ、実質的には会社の売弁的軍需工場化計画を現段階に於ては実行不可能におとし入れ、しかも三億にのぼる莫大な出血をせしめ、敵階級に与えた影響は全く甚大なものがあり、労働史上に大きな一転機をもたらしたものと確信している次第です。

即ち今回の闘争はかかる面において明らかに勝利したものであります。

今後益々窮地に追いつめられつつある資本家が更に暴力的手段を以て働らく者を圧殺して来る事は明確であり、富士の資本家の軍需工場化への陰謀は益々露骨化する事は言を俟たない。

今回一応闘争は一つの節をつげたとはいえ、中島飛行機復活反対の闘いは益々続けて行く所存であり、今迄の教訓をあらゆる職場において生かして行く積りであります。

九月二一日の弾圧前後以来、実に四カ月皆様方の尊い資金カンパ或いは激励の言葉、更には共にスクラムを組んで闘つて来た事に対し、何等むくいる事が出来なかつた事を深くお詫びし、今後共益々手を握り合い、民族の独立と平和の為に、一切を結集して共に闘わん事を訴え、書面にて甚だ失礼ながら、御礼にかえる次第であります。

声明書

益々狂暴化し、戦争へと進む支配階級と、平和を求める人民大

衆との眞に決戰の年一九五一年は回轉し始めた。

この最も重大な年頭、吾々金属富士三鷹分会は嚴粛に声明する。即ち吾々は終戰後、中島飛行機の殘骸からいち早く平和工場に轉換、労働組合を組織し、全國にさきがけて生産闘爭を展開以後常に労働史上の先端を行き微力ながら労働階級の爲に献身的に努力して来た。特に一昨年九月、遅配による会社側の冬眠案を一蹴してから約一年間興銀を相手に日経連を敵として、全く階級闘爭の代表的闘いを行い、八月一五日以降実に四カ月の工場閉鎖、二、〇〇〇名に及ぶ不当なる官憲の大弾圧、大量檢束、或いは賃金不拂による言語に絶する生活苦をこえ、一方組合内部における裏切者との闘い等、斯くして幾多の貴重なる経験と教訓を得つつ広汎に働く階級への新しい道標を築きあげた事は吾々の誇りとするものである。

この様にして五カ年間金属の指導の下に働く者の爲に絶えまない闘いを続けて来たが去る一二月二八日今回の闘いに一応の終止符を打ち、新しい闘いへの出発のために会社と正式調印した。ここに於て正に吾々の闘いは、敵階級に深刻な打撃をあたえ、同時に筋金入りの同志数十名を工場内に送り込み再起の素地を築く事に成功した。

吾々は現在迄各友誼団体、同志諸君の熱烈なる御協力により遺憾なく闘つた。馘首反対闘爭は一応終結をみたが軍國化を狙う敵階級はあく迄工場の軍需化を企図している。吾々は初志貫徹の爲解雇者の復職と、工場の中島飛行機復活反対の爲金属富士三鷹分会として、今迄より以上広汎なる規模において今後あく迄全國の同志と共に闘つて行くことを声明する。

第一〇節　全造船の爭議

一九五〇年年頭の第五次造船計画による四六隻、二七五、〇〇〇総トンの建造は、一定の国際的規格にあてはめられ、全部外航用であること、タンカーが多いことなどを特徴とし、すでに前年末から開始されていた。全造船労組中央機関紙「ゼンセン」二月一五日号によれば、「五次船の建造が極端な集中生産ではじまつているが、われわれ造船所に仂いている労仂者も、やはり低賃金、労仂強化、職制強化で、首切りにおびやかされている。中小企業では船舶の自営還元、金詰りで建造はもちろん、修理も見通し困難であり、おまけに電力割当、新料金制により決定的打撃を受け、失業の増大は火をみるよりあきらかである。このような犠牲をはらつてつくられる五次船は、見返り資金五〇―七〇%により建造されており、したがつて、その運営にあたつて外国の支配を受けることは必然であり、戰爭準備のための商船隊になることは想像にかたくない。いいかえれば戰爭目的のために五次船が、外資により、日本労仂者の低賃金により、建造されようとしている」のであつた。

一方、全日本造船労仂組合（全造船労組）の石川島造船分会と鶴見造船分会は、一九五〇年の年頭から賃金闘爭にはいつていた。すなわち石川島造船分会は越年資金要求の闘爭を続けたまま正月を迎え、一月一六日ついに妥結するまで、海上保安庁だいおう丸の進水を阻止するほど頑強にねばつていた。また、鶴見造船分会は、越年資金を税込四、一二六円で妥協しなければならなかつたことに対する不満と、石川島造船分会との共同闘爭という立場から、一月九日一時金税込三、〇〇〇円要求の闘爭を開始した（二月二日、別名目で一部支拂うという協定で妥結）。このような下部組織の動きのう

ちに、一月一四日、全造船労組中央執行委員会がひらかれたのである。

この中央執行委員会では、一九四九年に激しい闘争をおこなつた玉野造船分会（六、二三六名）が、同年末にいたり分裂し、全造船労組を脱退した問題が討論され、民同派執行委員より、造船労組統一のため全労連・大金属協議会を脱退すべきであるとの意見がだされた。そうして、けつきよく統一派執行委員も全員がこの意見に同調し、正式決定を中央委員会・大会にもちこすこととなつたのである。ところが、この中央執行委員会の方針は、全造船労組の内外に大きな反響をよんだ。すなわち、まず一月二七日には四国支部が、翌二八日には近畿支部が脱退反対を本部に打電してきた。とくに、この問題に関する近畿支部大会の議決票数は、脱退反対六二、賛成〇、保留一一という強硬なものであつた。また青年婦人部常任委員会も一月二一日に反対決議をした。さらに、全労連はつぎのような理由で、再審議の申入れを、一月二四日に全造船労組中央執行委員会あておこなつたのである。

(一)「全労連の運動方針に反対ではないが脱退するときめたのは一時の感情にながされたものであり、全労連の今後の組織に重大な影響がある。

(二) 全労連の方針に反対でないならば、その方針を全組合員に徹底させるよう努力されるべきであるのに、脱退というがごとき、労仂戦線を分裂させるような決定をされたことはまことに遺憾である。

(三) 全造船労組の前回の大会の決定は「大金属協議会・全労連強化のために努力する」ということであつたのに、今回の決定はこの大会の決定と異なる方向をとるものと考えられる。

これよりさき、一月一九日に大金属協議会も「脱退は戦線統一を阻害し、闘争を不利にする。しかも大会決定に違反している以上、了解できない」として再審議を申入れている。

なお、全造船労組中央執行委員会内部でも、共産党グループが自己批判の結果、「全造船労組だけの統一という観点ではなく、全労仂者階級の統一という観点からみるべきである」などの理由によつて再審議を提案、一八日の中央執行委員会で「次期大会における最終決定までは、大金属協議会・全労連強化の方針をとる」との結論をだした。

かくて緊張した空気のうちに、全造船労組第一三回中央委員会が二月六日から三日間、東京の全造船会館で開催されたのである。そして「当面する闘争対策」としてつぎのことをきめた。

一、賃下げ、労仂協約改悪、職階制などの資本攻勢に対し、二月中旬に要求を提出することをメドとして一斉に賃上闘争を行う。

二、地域的な共同闘争を組織するとともに、中央では「賃上共闘」に結集、国会に仂きかけてゆくこと。とくに、闘争中の日鉄・三菱電機両労組と強力に共同闘争を展開すること。

また、「組織強化に関する件」では、懸案の全労連・大金属協議会脱退問題をめぐり論議がふつとうしたが、けつきよく三四対二九（保留二）で次期大会の議題として提出することにきまり、民同派の主張が通つた。

この第一三回中央委員会の方針にもとずき、関東支部ではストライキをしている日鉄労組に、二月一四日、六五万円を融資した。一方、地域的な共同闘争も各地で組織がすすめられたが、とくに二月八日、広島造船分会労仂者クラブにおいて、大金属協議会広島・山口両支部、鉄鋼労協中国支部の提唱により第一回中国地方金属工場代表者会議が開催された。この工代会議の世話人となつた広島造船分会は、すでは一月一六日から手取平均一一、八〇〇円の賃金要求

を提出しており、その動向が注目されていたのである。はたして同分会は、三月一一日、四八時間ストライキにはいつた。そして、このストライキが第一〇回定期大会後の全面的な賃上闘争の口火をきつたということができるであろう。なお、広島造船（西日本重工）は労仂者の結核罹患率が全国第三位といわれているほど、悪条件のもとで労仂強化がおこなわれていた。

この時期は、広島造船分会に呼応して、川崎造船分会（三月三日）、鶴見造船分会（三月五日）、笠戸ドック分会（三月一〇日）浅野ドック分会（三月一六日）、横浜ドック分会（三月二一日）などが、つぎつぎと賃上要求を開始した。

とくに、先頭をきつた川崎造船分会の賃上要求が、一週間後の三月一〇日には会社側によつて全面的に拒否され、全造船労組はそれが日本経営者団体連盟の基本政策に基いていることを重視した（「ゼンセン」三月二二日号）。また、笠戸ドック分会の賃上要求を契機に下松市では賃上闘争委員会が組織された。

首切り反対闘争では、三月一〇日、大湊造船分会が二〇二名の首切りに抗議して無期限ストライキにはいり、北海道支部全分会が、半日あるいは二四時間ストライキをもつてこれに同調した。この争議では、大湊町議会、青年団体、婦人団体が大湊造船分会とともに対策委員会を組織し、町議会は対策費として二〇万円の予算を計上した。

さらに、労仂協約改悪反対闘争では、下田ドック分会が三月三日より無期限ストライキにはいつた。この争議は、全国的にも珍しい労仂協約のみを対象とするストライキであり、全造船労組基準案を基礎とする組合側と、日経連案を基礎とする会社側が激しく対立し、会社側はロックアウトまで宣言したが、三月一二日、静岡地方労仂委員会の職権斡旋により協定が成立、組合側はほぼ要求を貫徹したのである。

このような第一三回中央委員会以後の情勢を検討した中央執行委員会は、三月一八日、指示第六号を発した。

一、各分会において早急に当面する諸要求をもつて闘争にたちあがり、闘争態勢を確立する。

一、地域的な共闘組織を強化する。電産、炭労、全金属などはげしく闘つている下部大衆をふくめて工場代表者会議、懇談会をもち、通勤デモ、短時間ストなど統一行動についての戦術会議をもつ。

一、とくに電産ストと共同闘争をおこなう。工場の停電を休みにせず、この機会にそれぞれの要求をぶつつけ、団交、職場大会宣伝活動など具体的な共闘をおこなう。

一、支部においては各分会の闘争を支部として統一ある闘いにするため対策をたて即時実行する。

一、この闘いのなかで統一闘争の土台を固めつぎの闘争に発展させ、大会に反映させる。地域的にみると全造船では北海道と中国ではげしく闘われており、全自動車、全金属、電産などでは東京、神奈川、関西において熾烈である。そこで、関東・近畿支部においてはこれらの闘争に呼応し、即時共同行動をとられるよう要望する。

なお、全造船労組中央執行委員会が、全労連・大金属協議会からの脱退を第一〇回定期大会に提案することをきめて以来、占領軍のウォーレン労仂課員が全造船労組傘下の各分会を巡回した。一ゼンセン」三月一五日号によれば、三月一日、播磨造船分会を訪れたウォーレンは同分会幹部に「第一〇回定期大会までに、ぜひ全造船労組を脱退しないようにしてほしい。長崎造船、播磨造船、横浜ドックの三大組合が脱退すると、私たちの考えている全造船労組から共産

党の支配力を排除するという方針が水泡に帰する。大会には強力な代表を送れ」と語つたといわれる。またこれよりさき、すでに全造船労組を脱退した玉野造船労組に対して、ウォーレンは「全造船労組に復帰し、全造船労組を自由世界労連にいれるようにすべきである」と強調した。

かくて、注目の全造船労組第一〇回定期大会は、三月二三日から二八日まで、大阪で開催されたのである。大会は第一日目から江原副中央執行委員長にかかる公金費消問題がもちだされ、ついにその責任をとり中央執行委員は総辞職となつた。このため第五日目にようやく本大会の最重要議題である組織方針が討論され、全労連脱退の採択は定員の二分の一以上（全労連は日本における唯一の世界労連加盟団体であるから）、大金属協議会脱退の採択は出席の過半数（綱領規約の変更に関係ないから）を必要とする方式でおこなわれけつきよく全労連脱退は賛成九〇票、反対七三票で賛成が九二票に達せぬため否決、大金属協議会脱退は九七票対七〇票で可決された。

大会の第二日目、ちようどこの日に平均一一、六四五円の賃金要求を全面的に拒否された日立櫻島分会の青年婦人部が、会場に「賃上貫徹、全労連・大金属協議会脱退反対」の決議文をもちこんだ。また第六日目には、この日の電産ストライキに呼応して二時間の職場放棄をおこなつた賃上闘争中の川崎造船分会が「全造船の協力をたのむ」と打電してきた。このように、大会中に闘争力が高揚してきた関西の二分会は、ややおくれて四月一一日に平均一一、〇〇〇円の賃金要求を決議した播磨造船分会、さらに総同盟の影響下にある日立造船築港労組および日立造船設計部労組にもよびかけて、四月一三日、つぎのような五労組共同声明を発表した。

われわれは生活の逼迫した窮状打開のため、また今後の造船産業発展のため賃金引上げ要求をもつて強くたちあがつた。本日、播磨において川崎造船、日立櫻島、日立築港、播磨造船の各労組がこの賃金ベース引上げの闘いを今後いかに有利に強力におしすすめることができるかについて懇談した。

われわれは川崎造船、日立櫻島に対する会社側回答が指摘しているとおり、この賃金引上げ要求は、造船産業を破滅させる裸用船問題、第六次船問題、補給金打切りによる鉄鋼の値上りなど、すでに単なる企業内の闘いをもつてはかちとることのできない情勢下にあることを銘肝するものである。ここにおいて、組合員のよりいつそうの団結力を結集するとともに、広くこの闘争をおしすすめ、われわれの要求貫徹に邁進することを声明する。

第一〇回定期大会以後、関西の闘争の進展にくらべ、関東はいぜん低調であるため、このギャップを埋める目的をもつて、四月二三日、近畿、中国、東海、関東の四支部賃上共闘懇談会がひらかれた。そして、この懇談会で、今後は一企業、一分会の闘争でなく全造船労組の統一闘争でたちむかわねばならないことが確認された。しかし、その後の情勢はさらに闘争拠点の各支部・分会の代表者会議をもち、闘争の実状の連絡、闘争の結びつきなどを検討する必要が生じたのである。そこで、中央執行委員会は五月一四・一五日に全国代表者会議を招集した。この会議に出席した分会は、石川島、鶴見、浅野、浦賀、清水、名古屋、日立櫻島、浪速、川崎神戸、播磨、玉野、尾道、日立向島、広島、長崎の一五分会で、会議の結論はつぎの通りであつた。

一、今次の賃上闘争は単独闘争ではかちとれない。首切り、工場閉鎖、賃金遅欠配も、すべて根本的には同一の闘いである。全造船労組としては、過去の分会セクト性を拭い去つて、今度こそ共闘態勢を確立し、統一行動をもつて闘う。

二、六次船の枠拡大も賃金闘争の重要なポイントとなる。代表者会議出席者はこの機会に運輸省に抗議する。

三、全造船傘下のみでなく他単産との共闘をもつて闘いを拡大する。そのために、全労連の地方協議会の確立促進。

四、参議院選挙闘争対策を今次の闘争に適切にからみ合せ、組合員に訴えてゆく。

五、共闘態勢と統一行動をおこすため、六月一〇日までのできうるかぎり早い時期に中央委員会をひらく。

五月一七日の中央執行委員会は、この全国代表者会議の結論に基き、指示第七号を発した。それは全造船労組の闘争が「本年にはいり、中小造船の苦難は日常の闘争とあわせて、全国的な様相を明確に示してきた。加うるに資本家は過日の川崎造船の回答に、さらに日立櫻島の回答にみられるごとく、完全に彼らの戦線を統一して、首切り、賃下げの合理化を強制しつつ全面拒否の本格的決戦をいどんできた」ことを指摘している。

全国代表者会議の直前、五月六日に日本で最大の造船所である長崎造船の労働者約一万が、平均一三、〇〇〇円の賃金要求を開始し同二七日に団体交渉決裂、六月二日から五日まで全組合員がストライキをおこなつた。この間に、長崎造船分会は前述の指示第七号の三項「闘争の規模を地方的に拡大」する方針に基いて、西日本労組共闘委員会の結成に努力し、六月一日、八幡製鉄、日立笠戸・安来福岡炭労四社共闘などとともに二〇万の共闘体制確立に成功した。

全国代表者会議で招集を決議された全造船労組第一五回中央委員会は、五・三〇事件、共産党中央委員の公職追放、集会・デモの禁止と緊迫した情勢のうちに六月六・七日の二日間にわたつて開催された。

「統一闘争」は賛成四〇、反対三、保留七で委譲に決定、「指示第七号に基く地方組織の強化および共闘態勢の推進」は賛成三四、反対二、保留九で具体化を決定、いよいよ全造船労組はじまつて以来の統一行動が完成する段階に到達したのである。

六月二八日、中央執行委員会は「七月下旬を目標にして各分会は支部の計画、指導に基き全国的実力行動に入る態勢をつくれ」との指示第一〇号を発し、同時に闘争の拠点である九州支部に対しては「指示第一〇号に基き、とくに九州支部は長崎造船を中心にして支部傘下各分会はできうるかぎり共同行動をとるようにすること」との指示第一一号を発した。そして、全造船労組中央執行委員会の闘争宣言ともいうべきつぎの声明を発した。

「統一行動をもつて」

全造船中央執行委員会

われわれは、われわれの生活の最低の維持と、われわれを失業の悲惨から守るため切実なものとして、賃金、退職金、結婚資金労働協約等の要求を本年三月初旬以来提出し、爾来団体交渉を中心にして誠意ある交渉を求めて努力し続け、既に三カ月余の長き期間を費した。

しかるに会社側は、われわれの経済的要求に対し、内外の政治的情勢を理由に、交渉開始の劈頭、全面的に拒否を行い、船価の引下げの具体策として、われわれに対し賃下げ、強制的配置転換臨時工増員等による労働條件の劣悪化の強行、首切り、中小企業を中心にする工場閉鎖等による造船産業の破壊を自ら進んでおこない、その負担をわれわれに轉嫁し、われわれの生活をドン底に落し入れている。あまつさえ、団交で誠意の一カケラどころか、組合にストを示唆するがごとき態度さえ見せている。

更に最近の共産党の非合法化の企図、デモ・集会の禁止、公安

條例の旧治安維持法化等々一連のファッショ政策に便乗し、ますますわれわれを圧迫し、職制の戦時型警察的就業規則の一方的制定、これによるファッショ的首切りをもつてわれわれに臨んでいる。

以上のような彼らの態度は、現在にいたるもあらためられるどころか、ますます強圧的にその度を強め、われわれに対し各個撃破の攻勢を掛けている。われわれはも早やこれ以上隠忍自重することは、われわれの生活の向上と日本造船産業の立直り、更にポツダム宣言・憲法に保証されている基本的人権を自ら放棄することに外ならない。

ここにわれわれは、行動をもつて統一闘争を展開し、彼等の企図を打破し、われわれの諸要求を貫徹する闘争を強力に推進するものである。

九州支部傘下各分会は、中央執行委員会の指示第一一号に基き、長崎造船分会の敗北は九州支部の敗北であるとのスローガンの下に各分会一斉に一長船デー」を展開、市民に対し裸用船反対、六次船枠拡大および長崎造船分会の闘争の説明や協力を要請した。

また、函館ドックの会社側は、北海道支部に、約一、〇〇〇名の大量首切りを七月一五日付で通告してきたので、組合側は統一実力行使を日前に控え反撃にたちあがつた。

さらに、この南北の闘争を結ぶ各支部傘下においても、北陸支部の地域的な統一闘争、東海支部名古屋分会の賃金遅配反対闘争、小柳分会の首切り反対闘争、四国支部の工場閉鎖反対闘争、関東支部石川島造船分会の賃上闘争などが活潑になつてきた。

指示第一〇号以来約一カ月を経過した七月二二日、中央執行委員会はついに一二九日、統一闘争を決行せよ」との指示第一七号を発した。

これについて、中央執行委員会はつぎのような具体的方針を示している。

一、第一次統一行動の遂行に当つては、本部としては、原則的に二四時間ストを企図している。各支部・分会はできるだけこれに同調するよう努力されたい。

二、但し余り拘泥し画一的に考えることなく、各支部・分会はその実情に応じ職場大会から二四時間ストに至るまで可能な限りでの、何らかの行動により、統一行動に参加されることこそが重要である。

三、今次統一行動は、くれぐれも次期発展のための跳躍台とし、より広範な闘いへ盛り上げるための契機として理解されたい。

また、当面のスローガンとしてつぎの一一項目を掲げた。

1賃金・一時金・結婚資金要求の全面獲得
2失業にさらす船腹建造量の縮少反対
3適正なる労働條件と賃金・退職金を保証する労働協約の締結
4青年と壮年層の職階給による分裂企図絶対反対
5失業中の生活を保証し、すみやかに職を與えよ
6賃下げのない拘束八時間と日曜・休日の厳守
7時間外労働にたいしては高率の手当をよこせ
8衛生施設の完備と危険を伴う作業に災害の防止を行え
9裸用船反対、六次船建造量枠の拡大
10ストツクホルム・アピールの積極的支持
11生活を破壊する地方税法案反対

七月二九日、二カ月余にわたつて敢闘する長崎造船分会を中核として、北は室蘭、小樽、函館各分会のストライキ、南は枕崎、川内各分会のストライキにいたるまで、全造船労組結成以来最初の統一実力行使が決行された。

この闘争にあたつて、七月二五日、金属産業労仂組合闘争連絡会は全造船労仂組合につぎのようなメッセージをおくつた。

全造船の兄弟諸君　われわれ金属労働者は、日本産業の急速な軍事的再編成にたいして、日立、長崎の闘争を先頭に、夏季手当、賃上げ、労協などの要求をかかげて、越年闘争と同じ規模の全國的夏季攻勢にたち上つている。

われわれはこの情勢のなかで、全造船兄弟七万が決行する二九日のゼネストは、金属産業の労働者はもちろん、全日本の労働者階級の闘争であると確認し、労働者階級の連帯性に基き、中央地方においてのあらゆる共同の行動、協力を惜しまないものである。

われわれは現在の情勢下において金属労働者の共同闘争の必要を痛感し、闘争連絡会をつくり広く全日本の金属労働者の戰術の交換と共同の行動を通じて全労働者の戰闘力をすすめることを誓つた。

ここに闘争連絡会に参加のわれわれは、労働者階級の連帯性にもとずき諸君の闘争の勝利のために心からなる激励をおくるものである。

全日本造船労働組合の兄弟諸君万歳！

全造船労仂組合中央機関紙「一ゼンセン」八月一六日号は、統一実力行使の闘争をつぎのように評価した。

全造船としてはじめての、全國一せいの実力行使を決行した。その成果については、具体的にこれだけだといいきることはできないが、單産として各分会がそれぞれの要求をかかげて、全國的な繋りをもつてたちあがつたことは、資本家に対する圧力は大きいと同時に全造船内の同志間な連繋についても、過去の闘争より一段と飛躍したといえる。今度の闘争で九州の川内工業分会が長崎分会の闘争資金カンパのため、定時終了後柴刈りにでて、それを賣つて闘争資金にカンパした美談も生れている。

しかしこの闘争の欠陥として、まだ地方における他組合との結びつき・宣伝、分会内における統一闘争の意義が組合員に納得されていなかつたことが教宣部会でも率直に指摘されている。さらに造船産業の特異的な條件にあつて、われわれの闘争の本質は同じであつても全造船の一本の方針の下に結集して闘えない面があり、この点にもジレンマが存在する。各分会の異つた事情を度外視して、基本的に同じ闘いだと機械的に統一闘争をおしつけることは、本部としてはとらなかつたが、もつと個々の分会の実情に対して適切な指導を與えながら統一闘争に結集して行くことがなされなかつた点は本部側にも欠陥がなかつたとはいえない。

なお、統一実力行使闘争の中核となつた長崎造船分会は、闘争の長期化にともない一九四九年一月二六日のGHQメモ」によつて工事船一二隻のうち一〇隻が争議除外を余儀なくされたため、戰術転換、同時に中闘委員六名の首切りがつづき、組合としての闘争力は弱体化せざるをえなかつた。

第一一節　全自動車の争議

争議の背景　一九五〇年上半期における自動車工業は、四九年上半期以来引続いた国内需要の減退にもとずいて滞貨が増大し、四九年十月には、日産約二〇〇〇台、豊田約一〇〇〇台、いずゞ八〇〇台にのぼつている。このような滞貨を原因とする大企業の金詰りはまず中小企業にたいし納入代金の未拂、単価切り下げ、発註調整等となつてあらわれ、そのため中小企業では四九年六月頃から賃金遅欠配が激化し、首切り、工場閉鎖にまで発展するにいたつた。

また世界的恐慌の直接的な影響として、大量のストックをかかえるにいたつた米国からの中古車の拂下げ、新車の輸出は、わが国の自動車工業に深刻な影響を与え、さらでだに滞貨の処理になやんでいた各企業は、その脱出路として、広汎な人員整理と賃金切り下げ、労仂強化等の手段を採用するにいたつたのである。日本電装の五〇〇名、トヨタの一六〇〇名の大量首切りはその適例であるが、同時に又池貝自動車、小松製作、いすゞ自動車、日野デイーゼル、富士モーター、ビクターオート、日産自動車等は、進駐軍関係の自動車の修理組立を行うP・D、及びL・Rに工場へ続々転換を進めることになつた。P・D工場の拡大と、L・R工場への編成替えが他産業に比較して多いことが、自動車産業部門の特徴であり、したがつて又労仂条件の上でも職階制の導入等近代的経営管理の名のもとに労仂強化が行われた企業が少くなかつたのである。

全自動車の争議は、技術的条件の低いわが国の自動車産業が国際的競争にさらされた結果、必然化した企業合理化にたいする反抗であり、かつ米国の下請工場となることによつてもたらされた特殊な労仂条件にたいする抵抗の性格をもつているといえよう。

争議の経過 全自動車労仂組合は、二月二四、五の両日中央委員会をひらいて次のような闘争方針を決定した。

一、賃上げ要求を中心とする全自動車全体の統一的反げき闘争を盛上げ、時期は三月中旬を目標とする。

二、三社共闘、刈谷地区共闘などの全自動車の業種別地域別、共闘を活発にし、その上で他産業へ共闘を働きかける。

三、全自動車の統一的闘争の強化のために一分会の要求を他分会に宣伝し支持させる。

四、大企業および中小下請け企業の分会は相互の要求を理解し積極的に支持しあう。

右の闘争方針決定にあたつてとくに強調された点は、職場の闘争組織を闘争の一単位として認め、単産の統一闘争のため上級機関の指導性を強化するということであつた。

つづいて三月二三日中央執行委員会がひらかれ、賃上げ闘争につぃてつぎのような方針がきまつた。

一、三月中、下旬目標の闘争のヤマは少しずらせ、京浜地区の一せい要求貫徹大会をきつかけとする。

二、闘争の環を刈谷地区におき、同地区共闘のストを中心に、いすず、日産とも結合させ全体の闘争にもり上げる。

右の方針にも明らかなように、全自動車の闘争は各企業の独自な要求にもとずく個別的な闘争を、如何にして全体の力に結集するかということに重点がおかれているといえるであろう。こうした線にそつて京浜地区では三月一八日工代会議をひらき、四月四、五日に一せい要求貫徹大会（第一波）、四月中旬に短時間ゼネストの方法をきめ、刈谷地区八分会共闘では一九、二〇日の共闘委員会で四月十日、コロモ、刈谷車体、日本電装、愛知工業の四分会中心の二四時間スト（第一段階）をきめたのであつた。

以上で全自動車の闘争の全体的な組立てが明らかとなつたが、わわれはまず闘争の環である刈谷地区から争議の経過をみてゆこう。

二、刈谷地区の闘争 刈谷地区ではまず日本電装において四月一三日、一、四月一五日付を以て解雇する、二、予告手当は即日支拂う、三、退職手当金は門の警備室で係から受とること、という内容闘を活発にし、その上で他産業へ共闘を働きかける。

三、全自動車の統一的闘争の強化のために一分会の要求を他分会に宣伝し支持させる。

四、大企業および中小下請け企業の分会は相互の要求を理解し積極的に支持しあう。

の解雇の個人通告が郵送された。これにたいして組合分会側では、すでにこのことあるを予測して一一日の大会で一、一通告書一は全部組合を通じて突き返す、二、一方的な立入禁止を断固ハネ返し工場へ入る、三、そして仕事をし、その分の賃金は絶対支拂わせると

決定し、闘争の準備をすすめていた。

さらに全自動車三大分会の一つであるトヨタコロモでは、一八日団体交渉の席上で、会社側から「首切りに関する事務は現在進行中である」ということが言明され、ついで二二日の団体交渉で一六〇〇名の首切り、分工場の閉鎖、残留者の一割賃下げを含む会社再建案が提示された。一六〇〇名の首切りは、トヨタコロモ全組合員の二〇・三%にあたる高率であるが、組合側はただちに協約および昨年一二月取交された「人員整理は絶対に行わない」という覚書の線にもとずいて会社提案をはね返すとともに、組合側再建案の協議を申し入れた。一方、組合員にたいしては首切り発表と同時に非常サイレンをならして通知し、大会をひらいて団交報告および二四時間スト指令を行つた。二四日には二四時間ストを実施するとともに団交をもち、再建案について審議したが、会社側は二二日発表の再建案を補足して　イ、職制の刷新、身分制度の確立　ロ、能率給本位の給与制度等一連の労仂強化方策を示してきた。これにたいして組合側は職場大会を活潑にひらき職場責任者との交渉を行つた結果、部長、工場長が組合側の要求に確約を与えるような気運がでてきたため、会社は職場大会を山猫争議行爲であるとして抗議を申し込むにいたつた。このようなトヨタコロモの闘争にたいして二七日全自動車では中央執行委員会をひらき、一、組織をまもるか滅亡するか、一、血みどろの宣伝戦をおこなう、一、組織をまもるか滅亡するか、一、三社共闘の分会をまず中心きよ点としてたつ、一、具体的な問題を他単産にもちこむ、という統一闘争の方針を決定した。

以上のような刈谷地区の各企業の闘争は、同時に共同闘争として闘われたことはいうまでもない。すなわち刈谷地区全自動車九分会は共闘委をつくり、トヨタコロモの首切りにたいして一せいに二四時間ストを決行し、行動隊を出して応援した。なおこの共同闘争の過程において、さきにのべた日本電装の首切り反対闘争は、四月二八日にいたつてついに終止符がうたれることになつた。

さて以上のような刈谷地区の闘争とパラレルに他の諸地区においても、トヨタコロモの共同闘争として、あるいは独自な要求をかかげた闘争として活潑な動きを示し、全自動車の統一的闘争としての幅と深みを加えつつあつた。ここで刈谷地区の闘争から一応眼を転じて、神奈川地区の闘争経過をみることにしたい。

神奈川地区の闘争　神奈川地区では、トヨタコロモの一六〇〇名の首切り発表に抗議して四月二五日、全自日産（六六〇〇名）いすゞ（四〇〇〇名）両拠点分会は二時間の全職場一せいストを行い、又、いすゞ川崎（一八〇〇名）を中心とする川崎大師地区のプレス工業（三〇〇名）日本自動車（二〇〇名）など全自動車六分会は、いすゞ鶴見などの応援を得て約四千名の総けつき大会をひらいてトヨタの首切りに抗議した。なおいすゞでは九七二一円賃金要求を提出していたが、二四日会社は実仂八時間の労仂強化で賃上げ分をまかなう提案をしたので、組合はさらにスト態勢を強化し、又、日産重工では二四日、九四五円賃上げ要求の半分に相当する額を認めさせたが、さらに完全獲得をめざして闘争をつづけた。子会社または下請会社では日本自動車（二〇〇名）が九〇〇〇円要求、東洋冷却機、荻野自動車、双葉電機等は遅配解消要求、同じく遅配解消で闘つている平塚製作所（一九〇名）は労仂時間一時間延長反対など、神奈川地区の全自各分会はそれぞれ闘争を行い次第にもり上りを見せつつあつた。

さて以上のような闘争のもり上りを背景として、全自動車中央執委は五月四日次のような決定を行つた。

決　定　事　項

一、トヨタの首切、賃下、工場閉鎖は今年再び予想される第二次

企業合理化首切りの一環である。それは自動車産業の危機を端的に表わしている。

二、トヨタ闘争を今回全自動車がとりあげて、質、量共に昨年の十月闘争より発展させなくてはならない。これがなければ全自動車の組織に大きなひびが入る。従つて、トヨタの闘争を中心とした今次闘争は全自動車の組織をかけた闘争である。

三、全自動車は各分会が三月四月に亘つて闘つた闘争の中から、闘争目標を発展させ、闘い方も四月一杯の先制攻撃を更に飛躍させ、統一行動を通じての統一闘争の方向に進む。

そのため次のことを実行する。

（イ）五月一〇日から一五日の間トヨタ闘争の激烈化に合せ、三社共闘、トヨタ関係工場、その他闘争中の拠点分会を中心として、実力行使を以て共闘態勢を続けることに努める。

（ロ）六月三日を期し、関東、静岡、東海、関西、岡山、北陸、九州に分れて、産業危機突破、総蹶起大会を開く。これにはそれぞれ地域別に全分会員参加の方針をとり、経営者が参加を拒否すれば一日ストを以つて参加する。

（ハ）中央、地方併行して、この闘争の趣旨を他の單産、民主団体に申入れ、具体的方法を以て、共闘の態勢をとつて行う。

（ニ）この闘争の中からさらに六月以降の闘争に発展する方向を闘い取つて行く。

（ホ）各分会の現状からして、この闘争のための宣伝戰は特に重要で、本部、支部、分会一体となつて行う。その計画、日程、分担、予算措置は別に定める。

闘争の指導、宣伝の結果を総合的に検討し、中央執行委員会の提案に対する態度を決定し、さらに六月三日の大会の具体案を決めるため、六月二二日、いすゞ大森で第八回中央委員会を開く。

右の決定は、全自動車の闘争が四月一ぱいのいわゆる先制攻撃を経て新な段階に入りつゝあることを示している。この新な段階に入つた闘争は、さらに六月三日の産業危機突破、総けつき大会を目標に全国的規模の闘争にまで高められることが予定されたのである。

さてトヨタコロモの闘争は五月に入つても依然として継続され、五月六日の団交で会社は「再建案は経営権の問題だから組合の干渉を許さない」という強固な態度を示したので、組合は団交を打切り八日に二四時間ストを決行した。組合は、従来の「職場闘争」「業務管理」「自主作業」などの戦術は下部にまで徹底しにくいうらみがあつたとして、八日の大会でこれらを統一する具体的戦術が次のように決定された。一、闘争の一環として生産をやる、二、その代り出荷停止はつづける、三、時間外勤務は引続き拒否する、四、電装品の組付も相変らず拒否、五、適切な時期にどんどん実力行使を行う。

一方、闘争を拡大進展させるため、東海地区九分会、名古屋四分会、金属分会、協力工場分会等に働きかけ、六月三日の一産業危機突破総ケツキ大会」をめざして全体的闘争にもりあげる方針を決定した。

以上のような闘争方針のもとに、五月一五日にはトヨタ自動車を中心とする全自動車東海支部の一せい二四時間ストが行われ、これに呼応して日産重工分会（六六〇〇名）は一せい総けつき起大会トヨタ系の平塚製作所分会（四〇〇〇名）は二時間スト、イスゞ自動車分会（一八〇〇名）は二四時間スト、その他の全自動車さん下各分会は一せいに職場大会などをおこなつて闘争は熾烈化の度を加えた。一八日にはトヨタコロモ第四、五、六、各寮および第一、二寄宿

からなる地域協議会で、一、一九日から無期限ストに入る、二、沖縄ゆき輸出自動車の出荷拒否、三、再同（民同系）を除名する、などを決議し気勢をあげた。

なお二二日には池貝自動車川崎工場（特調労連は中立、一三〇〇名）において八八名の首切りが行われたが、これはP・D（特別調達命令による工事）の遂行を妨害する行為がなされたという理由にもとずく首切りであり、全自動車さん下、日野デイーゼルの一〇〇〇円賃上げの闘争において、一進駐軍のためのP・D契約上に雇用中の日本人従業員のストライキは禁止する一という信書をめぐつてP・D（特作課）のスト権を獲得した闘争とともに、P・D工場における特異な条件にもとずく闘争として注目してよいであろう。

その後トヨタコロモの闘争は、会社側が警察の手を借りて弾圧にのり出すなど、はげしい様相を呈するにいたつたが、このときに当つて全自動車では次のような闘争宣言を発した。

全自動車闘争宣言

一、全自動車傘下の各分会はトヨタの首切反対闘争を中心に四月以降各経営者に対し、根強い先制闘争をつづけている。

二、全自動車はこれらの闘争を全組織でとりあげると共に更に闘争目標を発展させ、産業危機突破総ケツ起闘争方針を決定して闘つてきたが六月三日一斉ストライキをもつて総ケツ起を宣言し単産としての統一闘争を進める。

三、この闘争は金属造船を始めとする金属労働者、他の単産更に一般勤労者との共闘に発展しつつあり、この動きは全労連、大金属を足がかりとした中央工作と各地協を基盤にした地方工作と併行して具体化している。六月四日以降はこれらの共同闘争を通じ、労働階級としての大闘争に発展する方向にある。

四、われわれの賃金を引下げ、労働強化を強行し、われわれを失業に追込む者は無氣力無方針の経営者ばかりでなく、その背後にある日本の独占資本の圧力であり、更に日本独占資本の大部分を隷属させている國際独占資本の力である。労働者の生活を守り労働組合の組織と諸権利を確保し、平和産業の民主的復興を目的とするわれわれはこれらの力に対し、日本の労働階級として対決する闘争を決意し、更に、世界の闘う労働者と手をつなぎ徹底的に闘う以外に途はない。

右第八回中央委員会の決意に基き宣言する

一九五〇年五月二三日

全日本自動車産業労働組合

全自動車中央委員会は右の闘争宣言を発するとともに、六月闘争にたいする方針をつぎのとおり決定した。

一、六月三日の総けつ起大会は全分会がストライキ態勢でたち上る。大会は中央会場を日比谷公園とし、京浜地区各分会が集まる。そのほか静岡、甲信、東海、北陸、京都、大阪、岡山、九州の各地で大会をひらく。

二、この闘争をその日限りで終らせないようにする。

三、六月三日以降は他の単産との共闘で闘かい、この中で闘争目標の発展を期す。

さてトヨタコロモの闘争は、経営者組合両者の対峙のまま互に強硬な態度を示したが、二五日会社側は社長副社長、経理担当重役三名が遂に連袂辞職し、一方組合側は、退職勧告の有無に拘らず希望退職を認めながら残つて闘う者をあくまで守るという巾のある戦術を採用することになつた。会社側は組合のこのような戦術転換に乗じてさらに追い打ちをかける形勢を示したが、組合側も、全自動車本部からの「六月三日午前八時以降、全分会二四時間ストライキを決行し、総けつ起大会に結集する一という指令を受とり、決戦大勢を

ちやくちやく準備した。

六月三日には、あらかじめ予定された通り二月以降の闘争の結集点として一産業危機突破総けつ起大会」がひらかれたが、中央大会の他同時に各地でも大会が行われ、スト宣言を発して参加しなかつた分会は、全自動車全分会の十分の一にすぎない程大規模なものであり、この闘争によつて各組合の要求の貫徹が促進されたことも否定できない。（トヨタコロモで二百名におよぶ復職が獲得されことはその一例である。）

六・三闘争の終了後、第二次統一闘争の方針が中執委で検討され一六月三日に至る闘争を基本的に進めることが最善の途一であると決定された。又一三日と二一日に、いすゞ、トヨタ、日産の三社共闘委がひらかれ、分会闘争の再組織を検討した結果、第二次闘争の準備行動のため本部オルグ団が派遣されることになつた。

長期にわたつた第一次闘争の後、トヨタコロモにおいては闘争態勢を一応解く等の事態があらわれ、全体にやや沈滞の傾向を示したが、ただ神奈川支部では八日さん下の日産重工横浜、鶴見、子安等各分会（合計四五〇〇名）は、全自新堂書記長、金属中原副委員長の無罪釈放要求、共産党非合法化反対をかかげて一時間ストを行つた。

かくして七月六日、七日両日にわたる中執委において、八月中頃を目標に第二次総けつき闘争を行うことが決議された。第二次闘争は、首切り反対の第一次闘争の継続であるとともに、新に各支部各分会に盛上りつつある経済要求をも広汎にとりあげたものであつた。すなわち第二次闘争の中核ともいうべき三社共闘では、突破資金本人三〇〇〇円、家族一人五〇〇円の要求を提出して闘つているが、いすゞでも技能給査定の問題があり、又首切闘争が一段落し、首切りを一応のんだ後の諸問題を整理したトヨタコロモにおいても七月二十日現在の闘争体系を解いて改選を行うとともに新に組合体制を整備して、危機突破資金給与改訂闘争を行う段階に入つた。

以上のような形で出はじめた経済的諸要求は、秋期の闘争に、さらには、越年闘争にひきつがれその過程で各分会独自にちやくちやくと経済要求の貫徹をはかつたのである。

争議の特質　全自動車の争議は、炭労、全鉱連等の単産における統一闘争と全く趣をことにし、各支部、各分会の独自の要求にもとずく闘争を集約するという形をとつたものであつた。したがつてその闘争の実態は複雑であり、敍述に困難を覚える程であるが、その闘争のし烈さと粘りにおいては金属労働者の特徴をいかんなく発揮したものといえるであろう。しかも問題は常に新な問題を派生せしめるため、闘争は極めて長期にわたつて間断なく行われ、まとまつた闘争の時期を限ることは殆ど不可能である。

とくに注目すべきは、トヨタコロモの闘争が極めて困難であつたにかかわらず、組合分裂の事態があらわれなかつたことである。組合分裂のほう芽であつた再建同志会の活動も、闘争本部の処置によつて未然に防止されたのであつた。又P・D工場である日野ディーゼル等において、例えばP・D（特作課）のスト権の禁止等の問題があつたが、これを苛烈な闘争によつてうちくだいた事例は特筆してよいであろう。

第一二節　全日通の争議

一九五〇年における全日通労働組合の争議は、政治的色彩のない四月以降賃金要求の闘争と、政治的色彩の濃い新潟地区闘争の二つに集約出来るであろう。四月以降賃金要求は、次第に越年資金闘争

と置きかえられ、闘爭の目標をぼかしてしまつたが、新潟地区の闘爭はその原因を、単なる会社対組合とはせずに、あくまで、政治的に追求し、遂には政治闘爭を欲しない本部組合の切崩工作により、組織問題にまで発展した。朝鮮事件の勃発、五、三〇時件によるデモ集会禁止、共産党幹部追放、アカハタ発行停止、警察予備隊の強化等と激しく変転した状勢の中に、地潟地区の闘爭は起つた。一労働者の首は労働者の力で守らなくてはならなくなつた。そこで我々はやむを得ず中央の幹部に反対しても闘える分会や職場からストライキに上つたのだ」（新潟地区闘爭宣言）とする新潟地区と、あくまでも団体交渉、労働委員会の調停にたよらんとする本部とが正面から衝突し、その結果は新潟地区再建委員会の発足となつてあらわれ、ここに組合の手によるレッド・パージが行われたのであつた。

一、賃金闘爭　全日通労働組合では、一九五〇年四月一七日、第三回中央委員会の決定に基き次の四月賃金要求書を提出した。

要求書

戰後経済再建の中心として一〇万組合員は今日まで奮励努力して来たし、また明日以後の経済安定のために再建の闘いを推し進めんとしている。この間一〇万労働力の対價として支拂われた賃金は混乱と激動の経済下に組合の要求によつて数回に亘り改訂された。然も改訂は終始労使の対立下に短時間に幾多の矛盾を内包しながらも当面する小運送再建の急務を自覚して不満ながら労働力の用役に応じて来た。

即ち小運送労働は原始的超重労働であると共に特に企業内における労働力の比重は甚しく高度で六割乃至七割を労働力に依存するものであり且つその職種は複雑多岐に亘り一般産業に比し甚しい特殊性をもつものであるにも不拘これを一律的に反動政府及日経連等一連の無計画な低賃金政策によつて一〇万労働者の生活実態を無視した形式的なベースによつて拘束されているのである。

小運送労働と官公労働、更には生産労働とは明らかにその労働用役の環境が異りその條件が甚しく相違するのである。又一方今日われわれが支給を受けているベースもその形式と内容は順次会社の独善制方針と経済界の変化により一年前の協定時とは遙かに低い無理なものとなつており今日では到底これを容認出来ないものである。これをこのまま放置すれば小運送再建に重大なる支障を来すことは火を見るよりも明らかである。

われわれは以上指摘した矛盾を是正し明日よりの小運送再建の原動力たる一〇万組合員の生活を安定し一切の労働不安を除去して日通再建に邁進することを確認し一〇万組合員の総意を以てここに現在の生計実態を基礎とし小運送労働の特殊性を生かし生産力の眞意を把握し四月一日より実施するよう手配されたい。

右回答は四月二四日文書を以てなされたい。

昭和二五年七月一七日

四月賃金要求内容

一、賃金体系

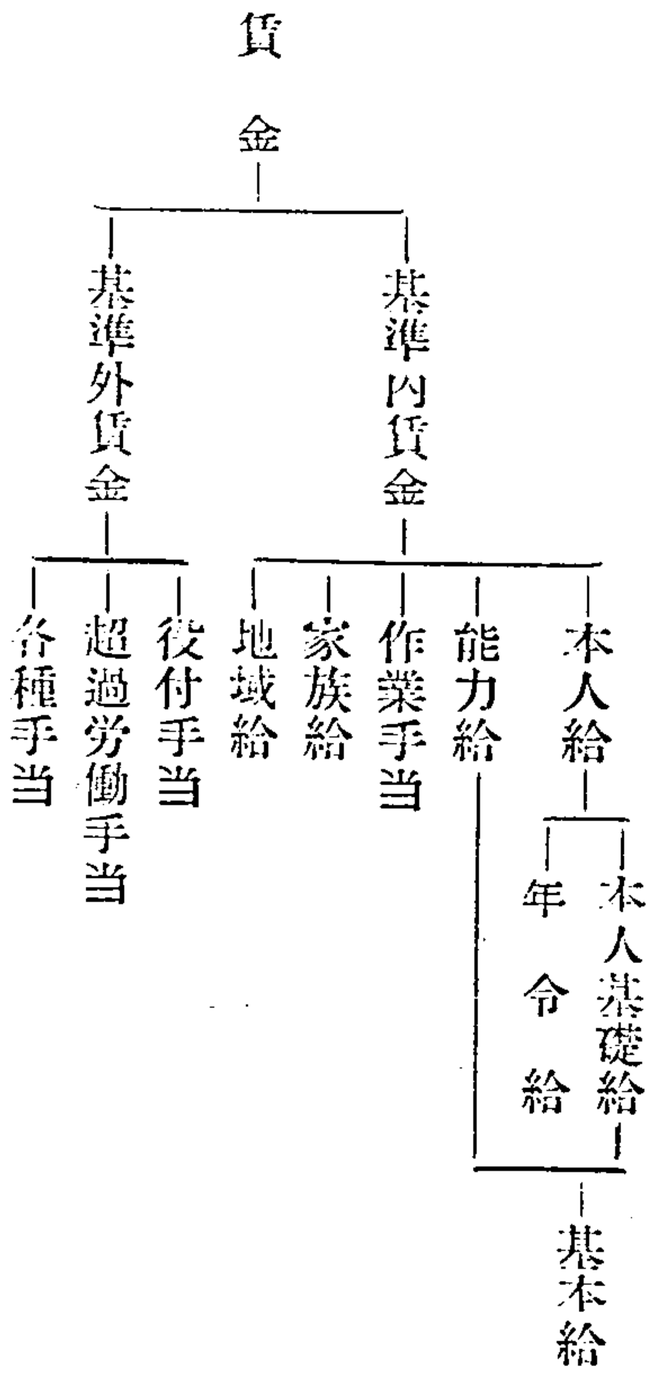

二、賃金内容

A、事務員

(一) 基本給

イ、本人基礎給、満一六才、四、三〇〇円

一七才より二一才まで　一年に付　一〇〇円　逓増

二二才より二六才まで　同　一五〇円　逓増

二七才より三一才まで　同　一〇〇円　逓増

三二才より三六才まで　同　五〇円　逓増

三七才以上逓増なし

ロ、年令給

ハ、能率給

一人平均二、〇〇〇円（最低三〇〇円、最高四、〇〇〇円）査定に当つては事務員能力査定基準表に基準する。

(二) 附加給

イ、家族手当、扶養家族

一人目　九〇〇円（但し妻二〇〇円増）

二人目　六五〇円

三人目　五〇〇円

四人目　四〇〇円

五人目以上一人に付三〇〇円

ロ、地域給

一、勤務地手当、本給と家族手当の合算額を基礎額とし、号地別に左の率を乗じて得た額とする号地率は最高を区分特三〇%特一二五甲二〇甲一五乙一〇乙一五丙〇

二、寒冷地手当

本給と家族手当の合算額を基礎とし寒冷地号表別に左の率を乗じて得た額を一冬期間の手当とする段階は六区分とし最高八割最低二割とする。但し北海道は各区分の半額とする。

区分特A八〇%、A六八、B五六、C四四、D三二、E二〇

三、石炭手当は北海道全道のみ一冬期間石炭三屯分（一五、〇〇〇）支給する。

B、作業員

(一) 固定給者

イ、本人給、事務員に同じ

ロ、年令給、同

ハ、給力給、一人平均二、〇〇〇円、査定に当つては作業員能力給査定基準表を基準とする。

(二) 家族手当、事務員に同じ

ホ、作業手当、一人平均一、〇〇〇円

(注) (1) 本手当は作業員に対し適用する、但し具体的支給方法は一人一、〇〇〇円の総資金を枠とし職種別に対する支給額を決定する。

(2) 本手当は三〇分の一をもつて日割計算とし実働日数に対して支給するものであるが、労働協約、就業規則に定められた休日は出勤とみなす。

(3) 以上本手当の職種別の支給割の具体的基準は別途協定する。

ヘ、勤務地手当、本給家族手当、作業手当の合算額を基礎額となし号表別に各地域率を乗じて得た額とする。

ト、寒冷地手当、石炭手当、事務員に同じ。

(二) 半固定給者

半固定給者の給與の算出は固定給者と同様算出方法による金額を給與とし、固定部分と歩合部分の割合は店所の実情により分割することが出来る。但し寒冷地手当及役付手当は固定支給す。

(注) (1) 本給與は基準内労働を対照とする。

(2) 標準作業量を超過した場合の歩合給は各店所の実情により決定する。

(三) 出来高給者

半固定給者に準じ、各店所において歩合給を決定する。

三、医師、薬剤師、看護婦の給與については別途定める。

改善する。内容については一般従業員に準じて

四、右の支給時期は昭和二五年四月分給料より実施すること。

この要求は、一現下の経済界の状勢下においては賃金改訂は無理であり、会社としても今年中に改訂する意思はない一と拒否された。

が一平和のうちに早期解結を念願一する組合側では、五月一一日最後的団体交渉を開催したが、交渉は一歩も進まず、遂に決裂した。

交渉終了後、組合は中労委に提訴して解決を図る事になり一三日、一、労働協約改訂、一、四月以降の本格賃金改訂、一、退職慰労金制度の改正、一、結婚資金、一、寒地手当の五項目にわたつて提訴した。更に中央執行委員会は、一一万労働者の生活苦は刻々破綻に瀕しつつある現段階を克服するため一に六月二五日次の指令を発した。

一、四月賃金前借りの基準一一人当り三、〇〇〇円基準とする。

二、獲得の時期一全国大会開催までに獲得すること。

三、闘いの進め方一各級機関は相手方たる経営責任者に要求書を出し強力な団体交渉及び全一一万が一体となり一切の合法的戦術を行使して獲得に努める。

四、中執の決意及闘争指導一中央執行委員会は全一一万の切実なる総意と信頼を確認して、当面の生活苦克服の方策としてあくまで早期現金化を責任を以つて闘うと共にオルグを派遣して現地闘争を指導する。

五、戦術指令一時機に応じ適切なる指令を発する。

七月三日に至り中央委員会に於て、会社側に四月賃金前借三、〇〇〇円を要求することとなり、一、四月賃金前借として一人当三、〇〇〇円、二、支拂時期、七月一〇日、現金支拂の二項目を申入れた。この要求に対し、会社は、「過去の業績に照し全従業員の労苦に酬いるため一(回解前文)一時金〇・三カ月分を支給する事を解答した。組合としては、「これが現金化によつて当面の生活対策とするため一臨時給与金獲得を決定した。

更に八月に於ても〇・三カ月分の臨時給与が支拂われたのであつた。その後、新潟地区の対策のために賃金の方は忘れられた形であつたが、一〇月二六日に至り、四月賃金前借闘争を行う事となり次の指令を発した。

一、要求額　四月賃金要求額と現行賃金との差額

二、要求時期　本指示受領後分会にて直ちに要求書提出

三、性格　本要求は当面せる調停闘争並各職場に於て起りつつある組合活動の弾圧、既得権の侵害等を含み一一万組織力を結集する事に最大の眼目がある。

四、五、(省略)

更に、二八日には越年資金として一・五カ月分を要求し、このあたりから四月賃金要求は次第に、越年資金闘争へ変化していつたのである。各支部では四月賃金指令に基き要求を提出したが、いずれも

拒否されたため各支部とも闘争宣言を発し争議状態に入つたが、九月三〇日附会社指令によるレッド・パージ後のため形態は、政治闘争と経済闘争が結合されず、単なる会社対組合の闘争形態をとつて発展していつた。組合本部は、各支部の闘争に対応して、一一月二一日、「一一万組合員が企業の公益性より事態の平和解決に最大限努力したこと及び今後発生する如何なる事態に対してもその責任はあげて会社にある」旨の非常時能宣言を発表した。

かくして各支部とも四月賃金差額を獲得した。越年資金に対する会社回答は、一二月四日「本給、勤務地手当、家族手当、役付手当の一カ月分に相当する金額」を支拂うとなされたが、これは組合の受入れる所とならなかつた。かくするうち提訴以来七カ月ぶりに、中労委より調停案の提示があつた。調停案は、一、基準賃金一人当り平均一、〇〇〇円（税込）増額、二、退職金従来通り三、結婚資金、寒冷地手当従来通り、であるがこの案に対して、会社、組合相方とも明確な態度が示されず、越年資金の交渉に主力が向けられたのである。

一二月一八日にいたりGHQエーミス労働課長は、労使相方に対し「争点はせまいので両者解決点を見出せないという事は考えられない。両者が新たな立場で解決することを勧告する」との勧告をなした。

この勧告に基いて、同日越年資金について団体交渉が行われた結果、会社側が譲歩し争議行為は、中止され、四月以降賃金要求は五一年度に持越された。

妥結案

一、一組合要求の越年対策一・五カ月分支給を認める、但し一カ月分については基準賃金の枠外として支給を確定するが、〇・五カ月分については賃金問題未解決の現段階において枠の内外は確定出来ないので賃金問題解決とあわせて解結するものとする。

二、〇・五カ月解決にあたつては、会社は最大の誠意をもつて調停案プラスアルハを具体的に協議する。

三、その協議の根底は調停案が受諾と仮定されても差額充当として相殺するものではなく、別にプラスアルハを従来の社長の公約通り実行する。

四、支給時期　一カ月分は前年の実績を目途として最善を盡す。

五、六、七、（省略）

二、新潟地区の闘争　新潟地区争議の直接的原因は柏崎分会と秋田分会である。

(一)　新潟支部柏崎分会

柏崎支店長は五〇年四月一四日次の八項目を組合に申入れた。

一、時間外勤務手当、公休出勤手当の返上

二、年次有給休暇の削減

三、固定給の半固定給化

四、五一才以上の老令者の希望退職

五、車輛課を廃止作業課に統合

六、支店長直属の調査係の新設

七、未收金係の新設

八、組合事務室の社外移轉

組合は全面的に拒否の態度で団体交渉を行つたのであつたが、結論の出ないまま二五日に至り支店長は人事機構の異動を発表し、これを強行せんとした。これに対し組合は、

一、独算制を打破する強力な団体交渉を続行する。

二、職場権力を打ち破る。

三、不正不敗を摘発し社内の民主化を促進する。

四、その過程において白紙にかえさせ再建案を両者検討する闘いを推進する。

ことを決定辞令を返上し闘争を行うよう指令し、五月六日闘争宣言を発し再度の団体交渉を行つた結果支店長は次の様に回答した。

一、人事機構については正式に支社より辞令が出ているので意に添いかねる。

二、①②③項目は撤回する。

三、組合事務所は貸与する。

これに対しても既定方針通り進む事になつたが、組合は「全国大会が終つてから協議解決する」ことゝし会社もこれを承認した。しかしながら、全国大会の留守を狙い、支店長は前後四回にわたつて組合に申入を行つた。

申入書（要旨）

第一次　省略

第二次（五月一九日附）

柏崎分会の五月六日以降実施中の又実施せる

一、組合機関の承認を得ずして組合員と非組合員との会話を禁止していること。

二、支店長の承認を得ずして組合活動をやつたこと。

三、定時退社は就業規則及時間外協定違反であり争議行為と認められるが五月二〇日正午まで回答なき場合は争議行為であると組合も確認したものと断定する。

第三次（五月二二日附）

柏崎分会が五月五日以降支店長の承認を得ることなく行つている就業時間中の組合活動は就業規則第一五條違反である。又それにより生ずる責任はあげて組合にある。闘争宣言を発して以来行動の自由を獲得せりとして依然違反行為を続けることは故意に会社就業への正常なる運営を妨げる意図と断定し就業規則の尊厳を維持するため断乎組合の責任を追求する。

以上により会社は就業第一一條の債務及全日通労組との紳士的申合せに基く債務をまぬかれる事は出来ない。

組合法第七條の規定により時間中の組合活動を賃金より差引くことを通告する。役員の活動について別途個人毎に通知することを申しそえる。

第四次（五月二二日附）

五月二〇日午後に至るも回答がないので争議行為と認める。

日通は労働関係調整法第八條の公営業に規定されこの争議行為は明らかに不法行為である。これを承知して組合員を指導した幹部は就業規則第一一八條第三項に違反する。会社は組合代表者の責任を追及せざるを得ずここにその権限を行使する自由を保留することを通知する。

会社では第三次通告に基き最高五、〇〇〇円から最低二〇〇円、合計二〇、〇〇〇円の賃金を五月二五日差引いてしまつた。この様な会社の態度は会社と組合の対立をますます険悪なものとした。六月二日行はれた分会臨時大会は次の三項目を決定した。

一、現在までとつてきた戦術はなまぬるいから早期解決のために強力な戦術転換せよ。

二、支店長追放要求を出す。

三、ストライキをやつて早急に解決せよ。

六月四日―七日事務員は慰労休暇に入り、これを全事務員に波及し、運転手、助手等一斉に慰労休暇に入つた。会社側は六月一二日労調法三七条違反容疑に関する申立書を新潟地労委に提出した。

(二)　秋田分会

六月一七日秋田支店長は次の通告を行つた。

一、東化肥料班臨時作業員七名を成績不良なる為採用を止める。
二、さきの希望退職強要の疑いがあるとして団体交渉によつて復職したるも、復職した作業員八名が当時の退職金を返還することを支店の分会、本人三者協議の上実行することになつていたが、八カ月経過した今日、なお誠意がみえないので六月末までに完済しなければ即に退職金を支給したものとして解雇処分をする。

組合はこの通告に対し「白紙にかえして三者協議できめる」との態度を決定して、数度団体交渉を行つたのであつたが六月末に至るも結論が出なかつたのである。

(三) 新潟地区の闘争

全日通新潟支部では会社は一重役には一五万円の賞与を出し、株主には一割の配当をしたり」しながら「オレ達のことを少しも考えてくれない……そこでその場しのぎの出来るつつましい四月賃金の前借を要求する」（要求書前文）ことにし、六月二九日四月賃金前借一人最低三、〇〇〇円を要求したのであつたが、会社は全面的にこれを拒否した上七月五日には就業時間中の組合活動に対しては賃金は支給出来ない旨を通告した。組合では、秋田、柏崎分会の闘争経過或は六月三〇日―七月五日に行われた新潟管内支店長会議において、一、三〇〇名の首切り、基準内賃金の六%に時間外手当を圧縮する等のことが協議されている等の事実にかんがみて、七月六日次の要求を提出した。

一、就業時間中の賃金差引の通告印時撤回
二、四月賃金一二、〇〇〇円即時支給
三、雪害寒冷地手当組合要求の即時支給
四、臨時作業員の即時入籍

又同日一八日よりストに突入せよ」との指令並びに非常事態宣言を発した。かくして秋田、柏崎、三条、支社、酒田、信濃大町の各分会は八日、酒田分会は九日よりストライキに入つた。

組合は九日に至り一〇日以降のスト中止を指令改めて一二日以降波状ストを指令し事態の進展をはかつたのであつたが会社はさきの四項目にわたる要求を全面的に拒否したため組合はここにストライキ宣言を発したのである。

会社は七月一二日以後の波状ストに対してスト参加者の全員首切りを以て威かし行動をざ折せしめ且スト責任者二二名スト参加者一三七名を解雇し、営業妨害その他を理由に、逮捕、検束が行われた。かくして七月二一日、地位保全仮処分命令の申請を行うまでの被解雇者は三〇〇名に達した。

(四) 中央執行委員会新潟対策班

新潟地区本部では七月六日、八日以降のストに際し、罷業権移譲要請を中央になしたのであつたが、中央執行委員会は「団交その他合法的集約闘争の未成熟の段階に於ては直にストライキの突入は時期尚早であるから運動方針に定める合法的闘争を進めるべきである」という事を決定指示第二号を発し、七月一四日の中央委員会に於て次の方針を決定した。

基本的方策

一、現に新潟地区で指導している闘争方法は之を否定する。

理由

イ、事件の発端に関するものは再建会議によつてなすべきものでありその後の発展は一連の何らかの意図を以てなされた様に考えられるし運動方針に違反している。

ロ、スト目標が極めて不明確である。

ハ、各支部分会は各個ばらばらであり既に自壊作用をしている。

二、中央指令、指示に違反した闘争である。
ホ、現新潟指導部においては事態収拾への明確なる見通しを持つていない。
ヘ、現地区及び一部支部分会執行委員会に現在の闘争の指導をこのまま委ねるならば一八、〇〇〇名組合の犠牲は増大するばかりでなく組織を破壊する。
二、従つて現新潟地区支部及び一部支部分会執行委員会は事態収拾の能力がない。
三、以上によつて新潟地区一八、〇〇〇名組合員の犠牲を救済し全日通の組織を破壊から救うために中央執行委員会の責任において事態を解決すべきである。

具体的方策

一、基本的方策に基き中央執行委員会は現地区に中央執行委員会を派遣して一八、〇〇〇組合員の全面的な協力の下に現地調査の上にたち会社交渉をすすめ解決の方途を作ると共に中央と一体となつて中執指示第二号に基き強力に会社交渉を行い事態解結に努力する。
二、省略

以上の方針に基いて一五日に対策班が新潟に到着した。対策班は一六日第一回団体交渉を行い一、臨時給与金〇・三カ月分支給、二、三〇〇名解雇云々は事実無根であることを確認する一方、「すべて過去の極左偏向を清算して断乎民主的決意を披歴せよ」のアッピールを組合員におくつた。この行動に対抗するため新潟地区は機関紙、通牒、情報をもつて「仲間を敵に売りわたす分裂主義者悪質民同」と攻撃したが、対策班のアッピールは、九州、四国、中国、関西、東北等のアッピールに形を変えて登場、その結果は新潟地区組合員に動揺をきたし、七月三一日現在六、二一九名の（全組合員に対し五八%）が中央協力を決定した。かくして各分会には、再建委員会が発足し八月一二日には新潟支部再建委員会が結成された。新潟支部再建委員会に組織された人員は八、三七五名（七八%）であつた。

一方対策班は八月八日、一三日と団体交渉をもち、八日には先の馘首八名、一三日には二三名と合計三一名の出社を獲得、更に八月二四日には三六名内定四名計四〇名の出社を獲得した。

再建委員会は八月一五日中央執行委員会により正式機関として承認され、新潟地区の争議はここに終了したのである。

八月二五日現在新潟地区再建委員会参加組合員数は一〇、七一一名に達し、不参加者二四六名であつた。又、出社命令獲得者数は馘首者二九九名中七一名であつた。

第一三節　全港湾の争議

終戦後最初のストライキを経験した港湾労働者の闘争は、港湾産業防衛闘争に始まり、「生活と基本的権利を守るため」の統一団体協約締結へと向けられた。これらの要求内容は初歩的なものであつたとはいえ、港湾事業は公益事業だからストライキはやれないという従来の考えを打破つて荷役完全拒否などの一大闘争にまで発展したのは刮目に値する。

特に朝鮮事件により、港湾産業が直接軍需輸送に関係するに至つて、港湾労働者の国際的、階級的自覚は、急速に高まつたといえよう。

一、港湾産業防衛闘争の背景　港湾産業は戦時戦後にかけて、統制令による一港一社の経営形態で一元的に運営されてきた。これが横浜港の閉鎖機関指定に始まる五大港の港運会社解体によつて小業者

群に細分化されるや、港湾労組は直ちに「解体に対する基本的態度」を発表して、港湾産業の細分化からする封建的なボス制度の復活とそこにつけ入ろうとする財閥支配の危険を訴えた（四九年一月）。解体に際しては組合は次の態度を表明している。

一、新規業者は荷役に差支えない規模の近代的企業をとりうること。

二、封建的雇傭関係の復活を防止する為、ボス制度に対し強力な措置を講ずること。

三、港単位の単一労組を承認し統一労仂協約により、最低賃金制と雇傭関係を完全に保障すること。

以上三項を実施するため民主的運営機関を設置して一元的運営を行う。

港湾産業防衛闘争はこの主張にもとずいて行われた。特に五〇年度に入つて闘争は統一労仂協約獲得に集中され、急速な発展をみるに至つたが、この間政府も港湾産業の無政府状態に対し港湾諸立法を制定して統制的手段をもつて当ろうと試みた。その内容を示唆するものとしてGHQ民間運輸局で同経済科学局労仂課と協力の下に検討されていた船内荷役会社のあり方についての覚書が三月三日付で発表された。これによると、独占体たる船舶荷役会社を解散し、主要港の職業安定所を運輸省との協力体制において運輸省と協力して業務を行わしめるための措置をとる様命じている。これより群小荷役会社は職安の統合下に強権的に整理されることになり、港湾の古いボス勢力は少数の港湾資本と新たな港湾行政下に従属せしめられることとなり、同時に港湾労仂者の「統一」を上から与え、港湾産業の再編成に順応させるために組合をも再編成することが要請されるに至つた。

二、統一團体協約締結闘争　右のような港湾産業の実状の中にあつて港湾労仂者はどう闘つて来たか。四九年五月末大会後の状勢は国鉄炭の陸送切換えによつて起つた各港の企業整備強行を反映して「荷物よこせ」の要求をかかげた生活権擁護海上貨物獲得闘争を引起した。しかしこの闘争は統一した全国的な動きにまで発展しないまま年末闘争に入つたのである。この頃組合中央本部では各地の闘争について検討を重ね方策をねつていたが、結論として「これらの闘争を前進させるために、われわれの経済的要求に付随して継起するいろいろの障壁を業者をも含めた広い場の中で解決するように努力しなければならない。しかしてその前提として地方、中央に統一労仂協約を締結することが当面必要である」旨を確認、これを指令して闘争の指導に当ることとなつた。二月二五日先に統一合同を行つた神戸支部がまず統一労仂協約締結促進大会を開き、一、協約即時締結、二、賃金遅配の即時解消、三、首切り賃下げ反対、四、不当競争の即時停止、五、労基法・職安法の完全実施、を要求すると共にこれが獲得のためには実力行使をも辞せぬことを決議した。さらに二八日には支部として右項目の外賃金ベース改訂、退職金制度の設定を要求項目として申入れを行つた。その後三月七、九日の二回にわたつて団体交渉がもたれたが物別れとなり、神戸支部は一日遂に時間外拒否闘争に入つた。参加人員は約五、〇〇〇名、時間外拒否ではあるが、仕事が二直制であるため、時間外と夜荷役は完全に荷役ストップとなり、同日午後四時から神戸港は全面的に荷役停止状態に陥つた。このためこの日入港した協立丸のタイ米、ドッドウエル商会のバーゼル・バンク号の小麦は夫々荷役がとまつた。次いで北海道、阪神各港にもストを含む闘争態勢が急速に発展、全国的なものに拡大して行つた。ここに至つて中央でも、第七回中執委で「今こそ全国的港湾労仂者の連帯性が発揮された一大全国闘争が組織さる時機である」と確認、全港湾労仂者に訴えると共に、闘

争指令第五号を発し、「単に業者をまきこんだ市広い闘争とか中央における陳情申入れだけでは局面を打開することはできず、今こそゼネストを目指す全国的な闘争態勢を準備しなければならない」との結論の下に闘争目標として

1、労仂協約の締結（実質賃金の確保と労仂基準法の完全実施を主内容とする）

2、海運政策の矛盾によつて生ずる事態の改革

3、その他、地方・支部乃至は分会に特有な要求

を指令した。なお又指令第六号では「港湾運送業は労調法による公益事業でないことを強力に宣伝する」「現下の港湾産業疲弊の状態は全国的な実力行使以外に救う道のない事を宣伝する」などの方針が出された。

全港湾労働者に訴える！

我々の生活は苦しくなる一方だ！

われわれの賃金は、とかくおくれ勝ちで、ときにはもらえない月もある。出ていく方は税金をはじめとしてなに一つ待つてくれない。働いた賃金以外にびた一文の収入のないわれわれは、これではどうにもならない。

われわれは同志が首を切られるのを見ていられない！

この苦しい中へ経営者は経営不振を理由に「賃下げか、さもなくば、首を切らすか」と申入れてくる。われわれは会社をつぶしてまで闘うという方針でなかつたので、止むなく首切りを認めたときもあつたし、食えない賃金でガマンして来た。けれどもつぎつぎと同じ状態が出て来るので、もうわれわれはじつとして居られない。われわれは最早、首切りや、賃下げを認めて「たこの共喰い」のようなことはガマン出来ない。

われわれは港湾産業の崩壊を傍観出来ない！

このようにして港湾産業は日に日に崩壊しつつある。財閥的背景のない中小資本ではどんな会社もなり立たないし、それだけに、われわれの賃金も保証されない。これは政府の中小企業泣かせの政策に基因しているので、われわれはこれと徹底的に闘うのである。そのためには経営者と闘うところから出発せぬばならない。

われわれには闘う以外に現状を打開する道はない。さあ起ち上ろう！

全國の兄弟と手を握つて、食える賃金と、職場で怪我せずに働ける設備を闘いとろう。

一九五〇、三、二〇

全日本港湾労働組合

こうして神戸港に端を発したストライキは次第に全国的なものとなり、三月二七日には全神戸港二四時間スト、続いて尼崎のスト、四月一九日には大阪全港の四八時間ストと波及、拡大の一途を辿つた。四月二四日阪神共闘機関を設置、五月一日遂に阪神地区は無期限時間外拒否に入つた。又北海道は四月二七日一斉ストに突入し全道の荷役作業はマヒ状態に陥つた。六月に至ると、一二日全九州の二四時間ストにより占領軍軍用物資及び定期航路を除いて、外米輸入船などあらゆる荷役が停止するかに思われた。更にこの外、東海日本海の各地方も闘争態勢にあり、今や港湾ストは規模の上からも内容からいつても大きな実力を発揮するに至つた。

三、朝鮮事件とスト中止命令　いつ止むとも知れなかつた港湾労仂者の荷役ストも、六月末朝鮮事件が起ると軍命令で中止のやむなきに至り、以後これを契機に協約問題もGHQ労仂課当局を交えた団体交渉に漸次移行することとなつた。

六月二八日全港湾労組幹部四名はGHQ労仂課より呼出しをうけ

ブラッテイー労仂課長代理ら四名と会見、席上GHQ参謀トムソン中佐も立合いの上、ブラッテイー氏から左の通り命令があつた。

「現在の南鮮の戰爭狀態に対して、アメリカ軍の最高指揮者トルーマンは南鮮への軍事援助を命令した。そのため軍は戰時的態勢を以つて南鮮への軍事援助を行つているので諸君に対し次の命令をする。

1、今日以後南鮮または台湾向け貨物は軍需民需を問わずこの輸送を妨害する行爲に出ることを禁ずる。

2、外國よりの輸入物資にして朝鮮、台湾に輸送する貨物も含む。

3、國内民需物資についても、それがたとえ経済的な要求であつても、特に港湾は準戰時態勢における第一線であるから今日の複雑な國際情勢からしてその作業を停止することは賢明でない。」

組合側はこれに対して、

1、國内民需物資についてはやらして貰いたい。

2、現在のわれわれの要求を貫徹しないならば、港湾産業の機能は停止するし、労働者は再びボスの支配下におかれること。

等を主張したが、

総司令部労仂課長代理から、

「準戰時態勢下における軍の命令であるから致し方がないが諸君の要求は日本政府並に経営者側に解決するよう強く指示をする。一方今後の労働問題で不満がある場合は担当官に申出られたい。」

と言明があつた。

中闘は急遽これにより常任中央闘爭委員会を開催した結果、

「国際情勢の複雑な現在、われわれのおかれている立場では一応止むを得ない。

との結論に達し、やむなく

「六月三〇日午前五時からの時間外ストを中止せよ！」

とのスト指令を出した。

声明書

港湾産業は今や経済界の不況により國内荷動きが一般的に激減したこととそれに伴つて不当競爭が激化したことによつて未曾有の危機に逢着しつつあり、これは港湾企業体の解体、業者の濫立によつて更に拍車をかけられ、まさに崩壊の寸前に立たされている。かかる情勢下において港湾労働者の生活は非常な脅威を蒙り、賃金の遅拂い切さげ、首切りを始め退職金、労働協約の破棄等に至るまでわれわれの既得権益は一つ一つ切崩され最早やたえ難いまでの苦しい狀態を現出せしめるに至つた。

本組合はさきに港湾労働者の生活権を確保し、その基本的権利を擁護するということを主内容とする統一労働協約の締結と退職金制度の確立とを中央地方を通じて要求したのであるが、これは以上の様な港湾産業の当面する危機を、眼前の短見にとらわれることなく大衆的立場から打開せんとするものであつて、われわれが組合結成以来五カ年の永きに亘つて機会ある毎にこれを繰返し要請して来たのも、実にかかる観念に基くものに外ならない。

しかるに港湾運送業者の全國的団体である日本港運協会並に地方の各港運協会は徒らに口実を設けて故意に組合との交渉を忌避し、われわれの眞摯なる要求を事々に拒否し続けて来、ついに五月一一日付の闘爭宣言の発表となり、六月二三日の日本港運協会あての最後的通告となつて六月三〇日午前五時を期して全國一斉スト指令となつたのである。

然るところ極東における國際情勢の急変により、六月二八日突然総司令部よりスト中止の命令を受けたため一応中止の指令を

出したが、われわれは事態をかくまで紛糾させた責任は不誠意と頑迷に終始した業者並に日本政府の負うべきものであると断ぜざるを得ない。しかも今回のスト中止命令の原因が本組合の指導方針の如何にあつたのでないということが明らかであつてみれば、愈々業者或は日本政府の今日までの態度は糾弾さるべきである。

われわれは今後あらゆる合法の範囲において断固として所期の目的完遂に邁進し崩壊に頻した港湾産業を再建せんとするものである。

ここに本組合最初の全組織を挙げての実力行使を中止するにあたり海運産業に関係を有する全労働者諸君並びに関係有識者の同志的な御支援と理解ある御協力を希つて止まないものである。

右声明す。

一九五〇年六月三〇日

全日本港湾労働組合

かくして新段階に入つた港湾の協約闘争はGHQの調停の形となり、七月三日組合はGHQ労仂課に対し「日本政府及び全業者と速かに交渉を開始すること、特に業者は七月八日までに東京に集合し交渉開始の義務を負うべきこと」について日本政府並びに業者に対し指示をとる様要請した。これに対し労仂課では運輸省に対して協議会開催による解決促進を指示し、運輸省は海運局及び業者に呼びかけ七月二四日労資協議会を開催すべくあつ旋にのり出した。この七・二四会談で確認された了解事項は次のものである。

一、一九五〇年八月八日より東京において組合側提出の要求事項を解決するために団体交渉を行う。

一、その間業者は首切り、賃下げ、遅拂い等をしない様誠意をもつて努力する。

一、本会談に出席していない業者に対しては本会談の内容を衆知徹底せしめる。

右の確認に伴う団体交渉は八月八日GHQ労仂課ウォーレン氏もオブザーヴアーとして出席して行われた。しかし京浜阪神地区の業者は労仂協約締結の団交には応ぜられないとして態度を一五日まで決定することを約し二三日再交渉することとなりこの日の団交は結論を見ずに終つた。その後これらの業者が団交に応じないため、再び状勢は白紙に還元されることとなり組合は拡大中闘委をひらいて現状を打開するために六月二八日以前の闘う態勢に立返る方針を明らかにした。しかしすでに客観情勢の変化は再びこの様な態勢を確立することを極めて困難にした。もとより組合特にその地方組織の闘争が止んだわけではなく、地方協約獲得、組織強化、賃金闘争などストライキ闘争の成果は各地で上げられた。が情勢は如何ともし難く労仂協約闘争は次第に立消え、闘争形態そのものも新たな政治情勢に即応した再編成を要求されるに至ったのである。

四、この闘争の意義とその後の状勢

朝鮮事件等四囲の状勢変化も相まつて、全国的ストにまで発展した港湾労仂者の闘争も当初の目的たる統一労仂協約締結に至らなかつたが、この間港湾労仂者が従来の封建的雇用関係の殻を打破して近代的労仂階級の自覚を高め、更に西欧の港湾労仂者の反戦闘争と時を同じうして行われたことは、その国際的連携性の意識を呼起すに十分であつたろう。一九四九年四月に始つたカナダの海員ストライキと、これに協力したイギリス港湾労仂者の共同闘争、又イタリヤ、ハワイの闘争、五〇年に入つてはロンドン、アントワープの闘争等、全世界的な港湾労仂者の協力闘争はついに軍需輸送反対のオーストラリヤ、フランス、イタリヤ、ドイツにおける港湾産業の全面的な闘争に発展し、これらは一自由と独立のために闘うアジア諸民族の闘争を支持する」との態度を明らかにしたのであつた。

さらにこの闘争の母胎となつた全港湾労仂組合および傘下各支部における統一合同運動の成功は注目すべきものがある。すなわち、四九年度大会において全港湾は単一組合として発足したが、同年末の中央委員会でいわゆる港湾一〇万運動が展開されることとなり、神戸港における大合同の実現、関東各港が労仂者大会をもつて統一合同の気運を推しすすめたなど画期的な成功をおさめた。又、これらの組織強化に際して産別加盟が障害になつているならば、そのわくをはずすことも止むを得ないと二月一六日には産業別単一組合の強化こそが重要であるとの観点から産別脱退声明を発した。このような合同が単に水増しに終るようなものでなかつたことは、とくに合同を達成した後の神戸港で、最初に港運業が公益事業であるという認定を吹きとばしての闘争を展開したことによつても、十分証明され得たものといえるであろう。

しかも依然として残された問題は封建的な雇用関係による業者の組織的不統一細分化の傾向である。再三の会談においてなされたGHQ勧告も経営者団体の統一と全国的協約の締結を強調しているが、遂に実現する所とならず、従つて協約問題も棚上げの形となつた。しびれを切らした組合では「近代的雇傭関係を樹立せよ――経営者各位に与う――」との呼びかけまで行い、「現在は経営者がいかに考えようとも、労仂者を使う限りは、現在の法が経営者に課している責任を免れることはできない。『労仂協約を結んだら業者に何か利益がありますか。あるなら結びましよう』というような時代錯誤はやめて、いやでも応でも、労資関係を律する物差しは現在の二つの法律（労組法・労基法）で示されているのだから、その観点に立つてもらいたいのである。この近代的雇傭関係と、労仂組合活動を否定する経営者がありとするならば、これは現在の社会秩序への反抗者とならざるを得まい。現在の港湾産業は、いろいろな意味で一つの転機に立つている。よろしくお互に活目すべきときではあるまいか。」（一一・一七・兼田富太郎）として一方軍需輸送確保のため次第に強化されつつあつた労務供給制は地方自治体強化に伴う職業安定所の機能の増大により、官僚統制を復元、事態に対応させると共に、五一年に入つては「民主的な労仂組合」に対して労務供給権を全面的に許可する方針をとつた。

かくて港湾労仂者は一方に封建的雇用関係下の悪労仂条件を背負つたまま、一方国連協力態勢を急速に整えることを要請され、「荷物よこせ」闘争に始つた全港湾の争議は僅か一年の短い経験の中で早くも特徴的な争議形態と戦闘的な組織とを生み出すに至つた。すなわち翌五一年の港湾争議の輝かしい勝利はこれをよく物語つている。

新しい闘争形態をどう発展させたかについては、今詳しくここにのべることはしない。ただ今回の全港湾の争議の欠陥がどのように指摘されているかを知るために、翌五一年度の闘争における特徴的な事項を一つ二つ上げて見よう。五一年四月六日全港湾大阪地方本部で発表した闘争宣言は、「今次闘争は帝国主義者の戦争と再軍備を粉砕する闘いであつて、われわれは輝かしい闘争の伝統をもつている世界の港湾労仂者におくれをとらず、全日本の労仂者の先頭に立つて闘うことを誓う。」としてこの闘争の性格を明らかにした。又同年初頭の全港湾中央委員会は二割賃上げ要求の決定に際して、前年の協約闘争における中央まかせの集約交渉の失敗を批判し、各港毎に職場の具体的要求との結合を唱え、下部の抵抗闘争と組合要求との結合をもつて闘争の最大の特徴となすに至つた。

第二編 労働組合運動

第一章 組織運動

第一節 概説

労働組合の組織活動の面においてこの一年間ほど大きな記録的事件に見まわれた年はなかつたであろう。その一つは総評（日本労働組合総評議会）の結成であり、いま一つは全労連（全国労働組合連絡協議会）の解散である。

わが国における労働組合の組織化は、労働争議の波とほぼ並行して一九四八年三月以来減少傾向に転じ、さらに四九年四月以降は月間の新設組合の数より解散組合の数の方が大きくなつて行つたために、月末現在数も四九年三月の三六、四八一組合（組合員総数六、七五二、七三五人）を頂点として以後減少を見ることになつた。この傾向は五〇年度には一層顕著に認められる。

労働省の「労働組合調査報告」（五〇年六月末現在調査）によれば、五〇年上半期における組合の解散は、組合数五、三六二、組合員数四四五、六七四人に上つた（第209表）。組合解散の理由を見ると、組合数において一番多かつたのは企業整備・行政整理その他による組織労働者の減少は、労働省の右の調査によれば総減少数の六〇%以上を占めるものと推定されている（第210表参照）。同じ推定によれば、主として官公吏の組合、小規模の組合を中心とする組合無用論による自発的解散脱退を理由とするものが、それに次いで総減少数の一六%程度であるという。いずれも組合運動の困難化と有形無形の圧力の増大を推察させる。とくに前者は四九年下半期にくらべて五〇年上半期には約二倍に激増しており、これに対して、組合活動に対する組合内部の意見の対立あるいは組合財政不如意のために解散または脱退したものが同期間に半分以下に減少していることが注目される。

国際情勢の転変を背景にした強力な資本攻勢は組合の組織活動にも画期的な影響を与えたのである。右の調査の行われたのち、朝鮮における戦争の進展の中で二つの記録すべき事件、すなわち七月における総評の結成と八月における全労連の解散が行われた。五月の第二一回メーデーは大きな分裂の危機をはらみながらもついに「全面講和の促進、平和と独立を闘いとれ」をスローガンとして統一メーデーを行うことができたが、下半期の諸事件は前年来いよいよその深刻さを増した労働運動における左右の対立に対して強引に一つの結着を与えることになつた。五月三〇日の人民けつ起大会におけるアメリカ占領軍将兵に対する暴行事件を契機とする集会デモの禁止、

第209表　労働組合の解散とその理由

理由別	1949年下半期		1950年上半期		1949年7月より50年6月までの合計			
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	%	組合員数	%
総数	3,470	320,860	5,362	445,674	8,832	100	766,534	100
事業の縮少休廃を理由とするもの	1,226	65,460	2,037	112,252	3,263	36.9	177,712	23.2
組合員が組合の不必要を認めて解散したもの	826	58,515	1,281	75,737	2,107	23.9	134,252	17.2
組合組織の再編成をするために解散したもの	815	136,757	880	158,976	1,695	19.2	295,733	38.6
組合内部の紛争又は組合財政不如意によるもの	89	14,658	87	6,262	176	2.0	20,920	2.7
其の他	514	45,470	1,077	92,447	1,591	18.1	137,917	18.0

〔備考〕　労働省労働統計調査部調。

第210表　1950年上半期中の組合員数減少理由

理由	組合数	脱退員数
企業整備によつて組合より脱退したもの	2,394	175,525
企業整備以外の理由で組合より脱退したもの	384	54,811
其の他	754	63,290

〔備考〕　労働省労働統計調査部調。
50年6月末にあつた組合で，組合員20%または100人以上減少した組合を対象とする調査による。この表には含まれてないが，改正労働組合法の施行により利益代表者を除外したための組合員の減少は約30,000人と推定される。

放命令は、左翼系労働組合運動に甚大な打撃を与えたのである。
全労連は一時は産別のみならず総同盟○方の労働者を結集し、日本の全労働者を一丸とした統一組織として発展するかに見えたが、早くも四八年後半には総同盟と日労会議の脱退をみて、世界労連―全労連―産別と国際自由労連―全労会議―総同盟の二つの陣営の対峙状態がつづき、五〇年に入るとともに六月における共産党全中央委員およびアカハタ関係者の公職追放指令、マッカーサー元帥への質問書事件による全官幹部の逮捕、労働組合事務室の警官による捜索、アカハタ発行停止処分とそれにつづく後継紙、同類紙、労働組合機関紙の停刊なども直接間接に労働組合運動に少なからぬ衝撃を与えたが、とくに七月から始まつたいわゆるレッド・パージによる組合内左派一二、〇〇〇人以上の追放と八月に行われた全労連の団体等規正令による解散指定および幹部の追

産別は自ら発展的に解消しようとする動きを強く示し、このような新しい情勢の下で「勤労大衆の日常の生活諸要求をとりあげ、先頭にたつて闘うことにより飢餓、失業、弾圧、戦争反対の行動を組織し、これを反植民地、民族独立のための広範な統一戦線に結集する」方向に向つて、一真に日本における唯一の階級的労働組合の統一ある全国的集合体として組織的発展と拡大を目指す」ことを当面の任務として設定（四月一九日の決議）した全労連がその運動を停止せざるをえなくなつたことは、戦後の労働戦線統一運動における深刻な転期となつたと考えられる。またレッド・パージの対象となつたのはいずれも組合の幹部ないしは組合内のもつとも中心的な活動家として指導的な地位にあつた者が多かつたために、その組合からの追放は、単に左翼的労働組合の力をそいだばかりでなく、一般の組合の力をも弱いものにしたことは否めない。このような左翼労働組合の戦闘力の弱化は、さらに四九年末のひきつづく加盟組合の産別、全労連よりの脱退によつて拍車をかけられ、かつて一四〇万の組合員を擁した産別会議は、六月の前掲調査によれば、わずか二九万に著減し、政府による全労連の解散とあいまつて左翼労働組合は日本労働運動の指導勢力たる地位を失うに至つたのである。

このような戦時態勢下の全面的な資本攻勢を背景にして著しく政治的な意図をもつて押し進められた労働戦線の分裂は、一方において「改良主義的」組合の全国的な勢力拡大に利するところが大きかつた。産別からは前年にひきつづいてさらに全港湾（一一月）電産（一〇月）の脱退が行われたのにひきかえ、前年末の民同系組合における戦線統一は急速に促進され、客観的には先の資本側の政策に支持される形をとつて三月に日本労働組合総評議会準備会として発足した総評は、七月に正式に結成大会をもち、ここに総同盟・国鉄・日教組・海員・炭労・全逓従・自治労協を中心とするいわゆる「民主的労組の統一」が実現することとなつた。そして結成大会後の国内外の情勢を背景として総評傘下への統一はさらに進み、新産別・全鉱・私鉄などの参加を見て五〇年末には構成組合員三〇〇万と推定され、わが国労働組合の主要勢力を形式的には一応その傘下に吸収するに至つた。

しかしこのような民同系組合における戦線統一の気運もその内状を見れば必ずしも問題なしに順調に行われたわけではなかつた。いわんやそれによつて日本労働戦線の分裂と抗争が基本的にも克服されつつあると見ることはできない。同じ企業の中で組合が一〇近くにも分裂するというような困難な状態は右のような形式的な統一をもつてしては簡単には如何ともしがたいからである。またわが国の労働組合運動は、産別・総同盟の並列的活動の時期においても、そのいずれにも属さないいわゆる中立系組合の比重の大きい点に一つの特徴を現わしていたのであるが、このことは右の統一によつても決して解消されていないことに注意しなければならない。総評内部の問題にもなかなか複雑なものがあることは、民同系組合の戦線統一に初めのうち積極的であつた新産別が、一二月の準備委員会において議長制および会費の問題で異議を唱えて結局協力はするが加盟留保に決し、その後も総評の合法闘争主義は現在の支配権力の政策のワク内に労働者の要求を押し込めることであり、これでは共産派の運動に到底対抗しえず、結局は産報化せざるをえないと主張して、ついに総評結成準備会に参加せず、一二月下旬に至つてようやく加入したこと、私鉄・全鉱・電産等も結成大会に参加態度を留保して加盟がおくれたこと、などにもその一端がうかがわれたが、その後民同派内部の左右対立が次第に表面化して民同左派・「闘う民同」と右派・「闘わざる民同」との相剋が現われるに至り、総評の中心たる総同盟自体が、産業別整理の問題を中心にして左右の内部対立を

深め、ついに一一月には事実上分裂するという動きが注目された。要するに総評の結成による労仂組合組織の再編成と統一といわれるものも、まだその端緒にあるというべく、総評自体がいまだ協議会の域を脱していずその内部の対立は無視しがたいものがあり、真に統一的組織として完成するには多くの困難が予想されるのみならず当面の平和運動（講和問題）にからんで再び分裂の危険をもはらんでいると見られる。

こうして真の意味での日本労仂戦線の統一・再編成の問題はあらゆる点において五一年にくり越されたといわねばならない。

第二節　全労連の解散

一　全労連の結成と発展経過　戦後、わが国の労仂戦線統一運動が、一応の結実を見たのは四七年の二・一ストを契機にして結成された全労連の発足（同年三月）によつてであつた。僅か一年間ではあつたが、総同盟、産別両系組合を汎く包含して全労連がわが国労仂者の全国的提携、さらに国際的連携への運動に果した役割は大きい。

四六年一二月、四〇〇万労仂者を結集して吉田内閣打倒の闘争に立上つた全国労仂組合共同闘争委員会は、二・一ストの禁止と共に解散し、之にかわるものとして全国労仂組合会議準備会が結成された。しかし総同盟は「全国労組懇談会から出直すべき」ことを出張してこれに参加しなかつたため、産別会議は統一について再検討を続け、ついに如何なる譲歩をしても総同盟を引き入れた組織をもつべきであるとの見解に達し、全労会議準備会を解体して三月一〇日に全国労仂組合連絡協議会すなわち「全労連」が新たに発足したのであつた（本年鑑第22集参照）。

四七年から四八年にかけて戦線統一の問題は新しい局面に達し、右のようにしてできた全労連の性格を根本的に変革する必要に迫られた。世界労連のサイヤン書記長一行の日本訪問によつて世界労連加入促進委員会が組織されたが、後にこれは四九年一月全労連の加入が承認されると共に全労連国際部を形成した。こうした全労連の行き方はすでに国際的な労仂運動の中での一つの方向を示している。総同盟が脱退して後の全労連は、産別からも「うごかない組織」と批判されたが、四九年に入り、七月の国鉄第一次・第二次に亙る九万の首切反対闘争がくずれるや、次いで全逓の分裂があり、以来、

民同系組合が増加し、同年末に至るまで全労連、産別からの脱退あいつぎ、かつては五〇〇万を結集した全労連が百数十万といわれるまでに激減したのである。

二・産別の解体方針　このようにして全労連の組織は、当初の目的たる全国的労仂組合の統合に到達することなく、総同盟・産別の二つの陣営はいぜん相対しつつ、一九五〇年に入るや、それぞれ期を同じうして組織の再編成を図つた。すなわち前者は総評へ、後者は全労連へと発展的に解消しようとする動きがこの年の組織運動における中心的な問題となつたのである。まず産別を中心にした全労連改組への動きをたどつてみよう。

産別会議第五回定期大会（一九四九年一一月）は、運動方針の中で、統一運動に関して次の様にふれている。

産別第五回定期大会運動方針（抜萃）

「生活はますます苦しくなり、首切り工場閉鎖をともなう第二次企業整備の嵐がふきすさんでいるが、一方組合に対するファッショ的圧迫や分裂策動が激しくなつているので、要求は出しにくくなり、闘争は困難になつて来ている面があらわれている。

こういう情勢の中で、われわれは生活を守るための日常要求を貫徹するため闘いぬかなければならないが、この闘争をやりぬくためには、われわれの組合を眞の労働組合として鍛え、たかめてゆかなくてはならない。これは敗戦によつて支配階級が混乱し、ポツダム宣言によつて民主勢力の復活、強化が奨励されていた時につくられた組合にとつては、いわば再組織・再編成ともいうべき重大な問題であり、これなくしてファッショ化した資本攻勢の中で、これと闘うことはできないであろう。

この機会に労働者階級の自主的な団結としての労働組合の内容を充実し、個々の組合員の階級的連帯意識を高める努力が徹底的になされなければならない。」

「従来、従業員組合のわくの中に入つて自分たちの企業内の問題だけをとりあげ、隣の工場で何がおこつているか少しも知らないというような傾向を一掃して職場の要求を基礎にし、附近の失業者、半失業者、未組織労働者および御用組合の労働者等に積極的に働きかけ、または居住地の活動を通じて結びあい、統一行動を通じて組織することはどんな労働組合でも必ずつねにやらなければならないことだ。

この場合單位が小さかつたり、孤立してきいような組合は、地域ごとに合同労働組合として結集するようにしなければならない。

このようにしてこそ、彈圧や分裂策動と闘いながら、農民、市民、中小業者と結んで大衆の生活の向上と産業と國土の防衛闘争が強力に闘われ、かつ、これらの闘争を通じて眞の労働組合を建設してゆくことが出来る。

ただしこの際、イデオロギーや政治的信條にこだわつて、組合を分裂させる危険は嚴重に警戒されなければならない。このために向が生ずる危険において込んだり、大衆から遊離して孤立する傾も日常闘争を推進する統一行動の強化が必要である。」

「首切り工場閉鎖をともなう第二次企業整備の嵐の中にあつて、反共第二組合を育成するという吉田内閣ならびに日経連の方針にそつて、國鉄星加民同に代表される惡質な分裂策動が公然と展開され、同僚の首切りに乘じて組合の支配権を確立し、あるいは民主々義をふみにじつて組合を分裂させ労働者の基本的権利を賣りわたすファシストの手先きとしての役割を果している。これらの分裂策動は外國の独占資本の利益のため、世界平和の保障となつ

ている世界労連に結集された國際的な労働組合の統一を破壊する動きにつながつている。

これに対して首切りによつて耐えがたいほどの労働強化をおしつけられ職制の圧迫に苦しんでいる職場の大衆は日常要求をかかげて闘争に立ち上りつつある。國鉄では民同の支配している職場にも統一委員会が全國的に結成され、全逓でも大衆の中から職場委員会という形で統一闘争がうち出されている。このように日常要求をかかげて分裂主義者の支配する組合の大衆もひき入れた統一闘争は各地に展開され、総同盟傘下でも扶桑金属、富士荻窪など大きく動きはじめてきている。

このような統一を求める大衆の動きの中で『すべての労働者に働ける賃金と職場を』のスローガンにつらぬかれた労働者の日常要求にもとずく巾広い闘争を通じて、組合員はその太い筋金としての産業別組織、地方組織をますます強化し、一方、谷單産・地方組織は常にその産業およびその労働者、または地方およびその労働者の状況と情勢を正確に把握し闘争の目標と方向とをあたえ組織の強化と拡大のため闘わなければならない。

これと同時に、権力と結んで組合を御用化し、組合員を喰いものにし、独占資本の手先になつて真國的な役割を果している分裂幹部を大衆の統一行動を通じて労働戦線から追放するよう意識的に闘うことが必要である。

分裂主義者に対する仮借なき闘争を通じて世界労働組合の統一を破壊しようとする策動は労働者大衆の利益をふみにじり、日本の植民地化と戰争挑発に奉仕する以外の何ものでもないことをバクロしなければならぬ。

職場の大衆の一致した要求にもとずく統一闘争を基盤にして、政府に対してこの要求貫徹のため団体交渉をねばり強く行うとともに、これに賛成し行動をともにしようとする一切の組合および組合員に対して、その所属のいかんを問わず中央・地方を通じて大きく結集する巾広い戰線統一運動を提唱し、その先頭に立つて活動しなければならぬ。この過程を通じて全労働組合を結集する統一組織は大衆自身の手によつてつくりあげられるであろう。」

この方針に現われた考えは、一九五〇年上半期を一貫して流れ、前年暮に中立系労組の提唱でつくられた越年闘争労組懇談会に産別系各労組を初め、国会共闘参加の各組合地方組織を含む労組の地域組織が参加し、主として地方的、地域的共闘の組織としての地区労会議県労会議の強化を中心として更に賃上げ共闘全国労組懇談会にまで発展した。次いで国会共闘の三月闘争に当り産別および賃上げ共闘では、ゼネスト支持の声明を発すると共に、これらの闘争に共闘態勢を整え、一方、地方共闘機関を中央に集結して全国的闘争を捲き起すべく、三月下旬には賃上共闘の全国代表者会議をひらく方針をきめた。この方向での労仂戦線の全国的統一の問題が「産別解体、全労連への発展的解消」という形で初めて提起されたのは、三月五六、七の三日間ひらかれた全金属第三回中央執行委員会においてであつた。すなわち同委員会は「前二回の産別大会の決定の線にそつて、全労連を中心に、賃上げ共闘懇談会に結集している全労仂者を闘う方向へ包含して、階級的統一をなしとげていく」一方向と方法を次のようにきめた。

全金属の戰線統一方針（一九五〇・三）

方向

(イ) 低賃金、労働強化、奴隷的職階制、大量首切り、産業全般の軍事的再編成——戰争挑発、基本的人権剥奪など、敵の攻勢に屈服して、これらの手先になり下り一植民地的御用組合を統各

しようとする國際自由労連」につながる総評議会の分裂主義、實國奴と闘う。

(ロ) 世界平和をまもり、民族の完全独立、ポツダム宣言完全実施の全面講和――を闘いとるため「世界労連を中心とする各國の労働組合、民主勢力と提携する重要性を確認し」國内の組織的統一の中核を全労連におく。そのために、すべての労組の統一勢力と力をあわせ、共同闘争を全労連の旗の下に強化し、しかも地方産別、縣労会議などの地方・地区組織も全労連へ加盟させるよう働きかける。

方　法

(イ) 全労連、産別会議は、組織、宣伝、情報、教育、調査、青婦人活動などの日常闘争の結びつきを、より強固に充実発展させる。

(ロ) 賃上共闘懇談会の活動を地域に押しひろめ、全國労組代表者会議の開催へもりあげ統一運動の巾をひろげる。

(ハ) 共同宣伝紙を発行する。これは中央では、現在の産別機関紙「労戰」を、できるだけ早く産別からきりはなし、統一機関紙の性格をたかめるよう、また共同編集の具体化と独立採算の確立に努力する。

(ニ) 全國労働法規対策協議会（六〇余組合参加）、労働調査協議会、民主団体新聞共編会議などをますます強化充実し、産別会議の各専門部活動と共に、併行して全労連の専門部に統合して行く。

(ホ) 産別会議は、その組織力、影響力を最大限に発揮しながら全体として、全労連への促進をおしすすめ、前後二回にわたる産別大会決定の線にそう発展的解消をとげる。

(ヘ) 全金属は、全労働者的な、これらの任務を遂行するため、つねに共闘の先頭に立つ。

この金属の決定はそのまま産別会議の解消に従つて、四月一九日、全労連は第五二回委員会を開いて活発な討論の後「全労連当面の任務について」左の要旨の決議を行い、同時に世界労連・全労連に結集せよと「全日本の労働者に訴う」檄を発表した。

当面する労働者運動の発展と全労連の任務に関する決議

（要旨）

(一) 一般情勢

勤労大衆の窮乏、無権利状態、軍需生産等の上にファシズムの支配が行われている事実は、國際独占資本が軍需生産を支柱とする帝國主義政策を強行しているところから発生している。それは日本をソ同盟、新中國、アジア諸國民に対する新たな戰争侵略の基地とし、わが人民をその道具に供しようとするものである。これに対するソ同盟、人民民主主義諸國、新中國を先頭とする全世界の労働階級の闘争、とくに世界労連に結集する七、〇〇〇万労働者の強固な団結とそれを中心にする各國の民主勢力の圧倒的成長は帝國主義世界制覇の野望を至る所でうちくだきつつある。

國際独占資本は自己の弱化にますます狂暴さをまし、マーシャル計画、北大西洋同盟をつくりあげ、世界民主陣営に対し軍事侵略と分裂政策を強化している。國際自由労連、総評議会は職業的分裂主義者の戰争準備である。このように日本の労働者の國際独占資本に対する闘いは全世界的な労働運動の一環であり、極めて重要な一翼をになつている。

(二) 闘いの方向

われわれの全運動に厳密な批判を加え全戰線にわたつてその行動を刷新し決定的な大轉換を行わなければならない。現在の闘争

の特徴は越年闘争を轉機として幹部請負主義・中央交渉依存主義を脱却し経営内孤立化の傾向、地区分散的偏向を改める必要を自覚し、実践していることである。大衆自身が自らの行動を展開し共同行動に合流し始め各地に一斉ストの波を高めている。國会共闘の三月闘争も幹部の思惑をのりこえ、國際独占資本との闘争に急速に目ざめつつある。

これらの中で全労連はじめ、階級的労働組合は総評幹部の影響下にある大衆に対し働きかけが極めて弱かつた。また運動の統一方向が刻々明確に示されなかつたため、全労連傘下でも不用意な混乱をおこした。とくに階級的煽動活動の弱体と、それに伴う大衆的統一行動の意識的展開に欠けていた。全國的規模の計画的な闘争の組織化と地域共同闘争との階級的統一的関連性ある発展的指導にかけていたこと等が深く反省される。

現在、階級意識ある労働者の主要任務は、勤労大衆の日常の生活諸要求をとりあげ、先頭にたつて闘うことにより飢餓、失業、弾圧、戦争反対の行動を組織し、これを反植民地、民族独立のための広範な統一戦線に結集することである。その中で、労働階級の主導的地位を確立し、労働者の階級的統一を組織し、世界労連を中心とする労働者の団結の意識をかちとらねばならぬ。この意味から、従来軽視の傾向に陥つていた組織上の日和見主義を改め全労連の機能の強化、全労連への結集の必要性をねばり強く宣伝し説得しなければならない。

(三) 当面の任務と闘争目標

全労連は諸闘争を共同に組織し世界労連の政策と全活動の影響を深く侵透させ、これを組織的に強めることによつて眞に日本における唯一の階級的労働組合の統一ある全國的集合体として組織的発展と拡大を目指さなければならない。当面の闘争目標は、

一、帝國主義侵略、それによる生活の奴隷化に反対しよう。
二、植民地化、軍事基地化を阻止し平和産業を復興し、全面講和を闘いとろう。
三、帝國主義戦争の挑発を徹底的に粉砕しよう。
四、世界労連、全労連に結集し、自由・平和・独立を守ろう。

との目標にもとずき共同闘争を展開するとともに当面の活動を強化し、急速に内部の充実をはかりつつ五月下旬を目標に全國代表者会議を準備し、その間に地方協議会の確立、地方大会の開催をすすめる。

この活動をより効果的に進めるため、賃上共闘傘下の各友誼組合との協力関係を共同闘争の中で一層深めなければならぬ。

檄

全日本の労働者諸君！

今や世界の情勢は、新しい力によつて一変しつつある。ソ同盟人民々主々義諸國をはじめ、働くものの平和と自由と独立を勝ちとつた國々が相次いでこの地球上に出現した。アジアには、われわれがかつて武器と肉弾を運んだ中國に、帝國主義を打倒した新しい力が生れるに至つた。この新しい力こそは、食えない賃金、身をきざむ労働強化、飢えに追いこむ失業を断ちきる激しい闘いの中から生れたものである。われわれは今、到る所で帝國主義勢力を粉砕しつつあるこの新しい力のなかにいる。

だが祖國とわれわれの生活はいよいよ危機にさらされている。われわれが苦しんでいる一切のみじめさこそ、國際独占資本がわれわれを援助すると称して與えてきたものがすべてデマと幻想とギマンであつたことを完全に暴露している。かれらは、資本主義経済の崩壊を深め恐慌からの逃げみちを日本の植民地化と日本人

民の奴隷化にもとめ、パンを銃弾に、人民を肉弾に代えることによつて、アジア解放運動弾圧の拠点として日本を軍事基地化し、戦争の準備と兆発をすすめている。いまわれわれに強制化されている奴隷労働と飢餓輸出は、さらに日本を主軸とするアジア経済計画や軍事同盟結成の動きとなつて強化されているではないか。

全日本の労働者諸君！

諸君の生活が破壊され平和と自由が奪われていくことは、そのまま戦争へのみちを進んでいることなのだ。目前の苦しさのために帝國主義者の策謀に屈し、闘いを放棄するとき、われわれはたちどころに一切を失うであろう。いまにして共通の敵にたいし、決意ある統一行動をとらないかぎり、われわれとその祖國は、世界平和の基礎を奪われ、再び三たび帝國主義者のかりたてる血の戦場にひたらねばならない。

平和は行動によつて闘いとらねばならない。われわれ労働者階級こそ、この平和闘争の最前線を進まねばならない。全ヨーロッパにまきおこつている平和闘争の波は労働者階級がこの神聖な義務を英雄的に断行してこそ始めて家庭婦人、老人、子供までが参加する広範な平和戦線へと高まることを証明している。この歴史的闘争の先頭に、世界の組織労働者七、〇〇〇を結集する世界労連がたつている。武器はただ一つ、偉大なる統一行動である。

全日本の労働者諸君！

一切の行きがかりやこだわりをすて、イデオロギーや政見の如何をとわず、当面の切実な生活要求と平和と独立をかちとるために、諸君の総力を世界労連と結ぶ全労連に結集せよ。諸君！　生活をズタズタにして行く帝國主義的侵略を粉砕するため、広汎な共同闘争を展開して全労連の強化発展を実現しよう。松浦、美唄、夕張をはじめ電産関東および兵庫、日通新潟等、平和と独立を求める労働者諸君は、分裂主義者の策動を蹴つて全労連に結集しつつある。

同時に、帝國主義者の有力な一翼となり労働者階級の武装解除をたくらむ國際自由労連と日本労働組合総評議会にたいする妥協なき闘争をすすめなければならない。アジアの仲間を殺略する武器と肉弾をつくる帝國主義者に諸君を賣り渡すこのイカサマ組織の分裂主義者は、早くも労働者諸君の憎しみと軽べつのなかにみすてられているではないか。

全日本の労働者諸君！

世界労連の旗の下に、勇氣と確信をもつて諸君の総力を全労連に結集し、無敵の統一行動を打ちだして諸君の生活と平和と独立を闘いとろう。

全日本の労働者と全労連の団結万才！

全日本の労働者と世界労連の団結万才！

一九五〇・四・一九　　全労連第五二回委員会

五月六日の第五三回委員会では改組の具体案が提出されて承認された。この中で特徴的な点は、(1)　全国大会をひらき民主的中央集権的指導部を確立すること、(2)　全国的組織をもつ単産の支部でも地方組織へ加盟しなければならないこと、(3)　あらゆる組織が加盟できる、すなわち全国的組合が加盟しなくても地方組織へ加盟できることなどであり、従来の連絡協議会という性格をあらため全国労仂組合連盟とした。この決定に基き、第一回組織活動者会議がひらかれると共に地方協議会結成の地ならしが続けられ、次いで六月末を目標に全国代表者会議がもたれることとなり、六月五日の第五五回委員会では規約改正を行うとともに全代会議招集のアピールを発した。

全労連公称組織人員（一九五〇年六月現在）

金属	一三三、〇〇〇
造船	七四、〇〇〇
自動車	三五、〇〇〇
電線	一二、〇〇〇
全逓（全逓労組）	二七三、〇〇〇
全官労	一八〇、〇〇〇
自治労連	一五〇、〇〇〇
全銀連	一一七、〇〇〇
全公団	一〇〇、〇〇〇
全自労連	四二、〇〇〇
印刷出版	一九、〇〇〇
全水産	一八、〇〇〇
土建一般	一二、〇〇〇
新聞	一六、〇〇〇
全生保	一五、〇〇〇
全国ガス	一〇、二〇〇
全木材	一〇、〇〇〇
日映演	九、〇〇〇
従協	一、〇〇〇
全農地	一九、〇〇〇
三井造船	四〇〇
大化学	四五、〇〇〇
電産北陸	七、九〇〇
電産西日本	二三、一三八
電産東日本	三二、四〇五
神奈川県労	八〇、〇〇〇

全労連規約（一九五〇年六月改正）

第一章　総　則

第一條　（名称及事務所）本会は全國労働組合連絡協議会（略称全労連）といい、事務所を東京都港区芝新橋七ノ一二産別会館内におく。

第二條　（組織）本会は全國的組織をもつ産業別労働組合、業種別労働組合、その連合会、協議会、および各種の地方的労働組合組織をもつて構成する連絡協議会である。

第三條　（目的）本会は左の各項の実現をはかることを目的とする。

（一）労働者の基本的権利の確立　（二）共通問題にたいする共同行動　（三）労働戦線の統一促進　（四）世界の労働者との連絡提携

第四條　（事業）本会は前條の目的達成に必要な事業をおこなう。

第五條　（地方組織）全労連はその全体としての組織を運用し、全労連に加盟するすべての労働者の地域的結合を強化するため次の各項にわたる各地方組織を組織し、全階級的な運動を行う。

イ、地方協議会
ロ、都府縣協議会
ハ、地区協議会

この地元組織はそれぞれの範囲における全労連の下部組織であつて、互に指導被指導の関係をもつて活動する。

第六條　（地方協議会）この協議会は全労連に加盟する、全國的組合の地方組織あるいは地方的組合が二つ以上の都府縣にまた

がつてある時に組織され、その地方における都府縣協議会を下部組織として機関を設ける。

都府縣協議会のないところでは地区協議会をこれに直結し、あるいは加盟全國組合の都府縣組織、都府縣組合、地区的組織が直接これに所属する。

第七條　（都府縣協議会）この協議会は全労連に加盟する、全國的組合地方的労働組合の下部組織としての都府縣支部または地方連盟、地方協議会などと都府縣を範囲とする労働組合諸組織で構成され、地区協議会を下部組織として機関を設ける。

地区協議会のないところでは加盟組合の地区組織及び地区的組合または單独合などが直接これに所属する。

第八條　（地区協議会）この協議会は全労連に加盟する、全國的組合、地方的組合、都府縣的組合の地区組織と地区的組合で構成され、地区組織をもたない組合は、その分会または工場支部或は單独組合などが直接これに所属する。

第九條　（産業別組織協議会）この組織は全國的産業別労働組合統一のための共同行動の組織として、全労連に加盟する同一産業の労働組合を中心に未加盟組合も含めて各産業別に組織する。

この運営細則は別に定める。

第一〇條　全労連の組織は以上の原則によつて構成されるが、全労連に全体として加盟するに至つていない組合でも、その下部組織が自主的に全労連へ加盟する意志を決定した場合には、加盟を認めることがある。

但しこの場合は幹事会がそれらの組織の具体的事情を調査し、決定する。

また必要があると認めたときはオブザーバーとしての参加を認める。

第一一條　未加盟全國組合の下部組織を含む地方労働組合会議が全労連加盟を決定し全労連地方組織への改組を行う場合も前條と同じ手続を要する。

第一二條　全労連各地方組織の規約は、この規約に準じて制定される。その場合疑義の生じたときはこの規約にしたがう。

第一三條　地方組織の規約は幹事会の承認を要する。

第二章　機関及び役員

第一四條（機関）本会に左の機関をおく。

（一）委員会　（二）幹事会

第一五條　（委員会）委員会は本会の決議機関であつて次の割当で選出された委員で構成する。

組合員四万名までは一名、一〇万名までは二名、二五万名までは三名、二五万名以上は四名、地方組織の意見を中央に反映しかつ地方的活動の指導を行うため、地方協議会より一名、地方協議会がないところでは都府縣協議会から一名の委員を選出し委員会に出席せしめる。

但し地方選出委員の出欠は委員会の成立條件を拘束しない。

第一六條　委員会に議長をおく。議長はその都度委員の互選による。

第一七條　委員会は委員および、加盟組合の三分の二の出席で成立する。但し代理出席、もしくは出席者への委任狀を認める。

議決は出席者の三分の二の多数できめる。なお、加盟組合の行動は拘束しない。

第一八條　委員会は決議事項を執行するため、若干の幹事を互選し、幹事会を設ける。

但し幹事は一組合一名にかぎる。

第一九條　委員会は幹事会が招集し、毎月一回以上開催する。た

だし、同一議題につき加盟組合三分の一以上の要請があつた場合、幹事会は臨時に委員会を招集しなければならない。

第二〇條　（幹事会）幹事会は委員会の決定にしたがつて本会の業務を執行する。但し緊急を要する問題で本会の目的、委員会の決定の精神に反しない限り決議執行することができる。この場合は委員会に報告し、承認を得なければならない。

第二一條　幹事会は代表幹事一名を互選する。代表幹事に事故あるときは他の幹事が代理する代表幹事は幹事会を代表し会務を処理する。

第二二條　（事務局）幹事会の下に事務処理のため事務局を置く。事務局員の任免は幹事会が行う。但し委員会の承認を必要とする。事務局規定は別に定む。

第二三條　（専門委員会）幹事会のもとに委員会の議を経て、専門委員会をおくことができる。専門委員会には幹事一名以上参加し、必要に応じ、広く専門家経験者の参加を求めることができる。

第二四條　（全國代表者会議）委員会が必要と認めたとき、または加盟組合の三分の一以上の要求のあつた時は、全國的組織、地方的組織の代表者をもつて、全國代表者会議を開く。

第二五條　全國代表者会議は幹事、委員および次の割合で選出された全國的組合、地方、都府縣協議会の代表者で構成する。全國組合の場合は組合員四万名までは五名、一〇万名までは一〇名、二五万名までは一五名、二五万名以上は二〇名。

地方組織の場合は地方協議会一万名までは一名、以上二万名を増す毎に一名、都道府縣協議会一万名までは二名、以上二万名を増す毎に二名。

第二六條　全國代表者会議は幹事、委員と代表者の三分の二、加盟全國組合または、地域連合の三分の二の出席で成立する。ただし幹事、委員代表者などに特別の事情あるときは、代理出席もしくは出席者への委任状による委任を認める。委員は一名につき一名までとする。

第二七條　（会計監査）本会の資産および、会計の監査を行うため、委員会の推薦による監査委員三名をおく。監査は四半期ごとにおこない、その結果を委員会に報告し、承認を得なければならない。

第二八條　（役員およびその任期）役員の任期は一カ年とする。欠員補充により就任した役員の任期は前任者の残余期間とする。

第三章　加入及び脱退

第二九條　本会の規約を承認するものは本会に加入することができる。本会に加入する組合は組織員数、連合体協議体等の場合はその構成單位の名簿を添えて幹事会に申込めばよい。この申込みにたいし幹事会は委員会に報告し承認を得なければならない。

第三〇條　脱退の届出のあつた場合は、本会に提出した日をもつて脱退の日とする。

第四章　会計

第三一條　（経費）本会の経費は会費・事業収入および寄附金等によつてまかなう。

第三二條　（会費）会費は組合員の数に応じ、左の率によつて通減する割合をもつて、各組合より毎月一五日までに納入しなければならない。

一万名以下は

一名当り二五銭

一万一名以上二万名までは　一名当り二二銭
二万一名以上五万名までは　一名当り一七銭
五万一名以上一〇万名までは　一名当り一二銭
一〇万一名以上一五万名までは　一名当り一〇銭
一五万一名以上二〇万名までは　一名当り　九銭
二〇万一名以上三〇万名までは　一名当り　八銭
三〇万一名以上四〇万名までは　一名当り　七銭
四〇万一名以上は　一名当り　六銭

但し、地方的組織の会費は、全國的組織の地方組織が参加している場合はその員数を除いて納入する。

第三三條　（臨時徴收）所定の経費に不足を生じた場合は、委員会の決議により臨時に徴收することができる。

第三四條　寄附金等の受納については、委員会の承認を必要とする。

第三五條　（会計年度）本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三一日までとする。

第三六條　（細則）会計に関する細則は別に定める。

第五章　附　則

第三七條　（規約の変更）この規約の変更は、委員会の決議によるを要する。

第三八條　（実施期日）この規約は第五五回委員会の修正決議によつて、一九五〇年六月五日から実施する。　以　上

三　労働新聞の停刊と全労連の解散　かくて全労連が新しい闘争のための明確な任務と強固な統一組織の決定を目ざして六月二九、三〇の両日、全国統一闘争全労連代表者会議を招集する準備が行われたが、当局の命令で中止の止むなきに至り、更に全労連機関紙「労働新聞」の停刊から全労連の解散へと相次ぐ弾圧の結果、産別系労組の統一問題のみならず、全国労働運動は終戦五年にして再び重大試練に直面することになつたのである。

五・三〇人民大会、六・三デモ中止をめぐつてとみに尖鋭化してきた労働者の反帝闘争は、ついに当局をして共産党幹部の追放という強硬措置をとらしめた。その後更に、アカハタの発行停止を初め共産党及び左派労働組合に対する厳重な取締りの結果、これに関係あると見られるほとんどすべての集会が禁止され、全労連の全代会議もまた開催することができなくなつた。ここに至つて労働者の政治的弾圧反対の声は急激に高まり、また労働組合組織に対する最初の公然たる政治的干渉をその中心勢力と目される全労連に対して加えることにより、「過激な労働運動」を萌芽の中に刈りとるという当局の政策が実行に移されることになつた。六月に入つてマッカーサー書簡による共産党中央委員及びアカハタ関係者の追放指令があり更に朝鮮事件の勃発と共にアカハタの停刊が命ぜられた。政府はこの一連の方針に従つて同時にその他の同類傾向紙の調査取締りに当つたが、労働組合機関紙としては最初の発行停止が全労連機関紙「労働新聞」に加えられた。七月一三日午後一〇時、特審局の告発にもとずいて警視庁捜査二課では装甲車を含む一五〇名の警官隊を動員し、全労連本部及び機関紙印刷所を襲い、団体等規正令違反容疑で、労働新聞及びその発行に関係ある書類を押收、かつ自宅より編集責任者荒賀文吉（産別幹事・金属常任中央執行委員）を逮捕して警視庁に留置した。

全労連では翌一四日直ちに傘下組合代表とともに、特審局、警視庁に対して大衆的抗議を行うとともに、各単産代表を集めて緊急対策会議を開き、次のような結論に達した。

㈠　「労新」に対する弾圧が全労働者に加えられた暗黒の言論統制である意義を各組合は徹底的に傘下大衆に訴える。

(二)「荒賀を返せ、暗黒の言論弾圧をやめよ」の闘いをあらゆる方法――職場大会、抗議ストで――取上げるように要請する。

(三) あらゆる障害を排除して「労新」の発行を継続するとともに各組織は敵階級が最もおそれる「労新」を一枚でも多く大衆の中に入れることによつて、大衆自身による労紙の防衛態勢を下から組むこと。

(四) 特審局、検察庁等のいいのがれをあくまで追求して言論の自由を守ること（全労連情報31号）。

次いで七月一八日、マッカーサー元帥は吉田首相宛書簡において日本政府に対し共産党機関紙アカハタならびにその後継紙および関係紙を今後無期限停刊させる措置をとるよう指令した。政府はよつて二四日再び産別会館の「労働新聞」および同印刷所を襲つて家宅捜索、同紙の残部などを押収すると共に無期限発行停止処分に付した。この処分に関し全労連幹事会は同二五日、つぎのような声明を出している。

「全國の労働者諸君！　七月二四日午後九時半、日本政府はさる一三日の弾圧にひきつづいて再び全労連を襲い『アカハタの関係紙および同類紙』に該当するという理由で機関紙『労働新聞』に無期限発行停止を命じ、編集局の差押えを強行した。

全國に数万の愛読者を有し数百万の労働者に親しまれている『労働新聞』をいまさらアカハタの同類紙というが如きは全く根拠のないものであることはいうまでもない。政府は同じような理由ですべての労働組合機関紙に圧迫を加えさらに良心的な一般新聞にも同じような措置にでることも当然予想される。日本労働者階級は、戦争を防ぎ平和を守るために、奴隷化しつつある自らの生活を防衛するために世界労連八千万の兄弟とともに言論と出版の自由を守り、われわれの眼であり耳であるわが『労働新聞』を敵の手から奪いかえすために断平闘うであろう。また、同幹事会はこれに対する緊急担置として、

(一) 法務府特審局に対して二五日より二九日まで連日抗議

(二) 「全労連情報」を活版印刷とし、B6版およびタブロイド版で発行

の方針をとつた。

八月三〇日、法務府特別審査局では全労連中央本部に対し団体等規正令第二条の一号および七号に該当する反占領軍的ならびに暴力主義的傾向を助長するものとして、同令第四条の規定により解散指定を行うとともに、主要役員一二名を追放した。この日午前六時半警視庁予備隊二個中隊を動員して産別会館内の全労連本部を急襲、執行につづいて財産接収が行われ、同八時二〇分平穏裡に終了した。その解散理由は次のようなものである。

全労連は本年六月初めごろから一自らの崩壊を戦争によつて切り抜けようとする内外反動勢力に対する……（中略）全世界労働者の一致した戦いにおびえた帝國主義者とその番犬共は平和のとりでに挑戦し」などの反占領軍的声明、記事を機関紙「労働新聞」同情報部発行の「全労連情報」に記載したほか本年一月長崎縣北松浦郡松浦鉱業所の労働争議に絡む暴力行為、警察職員に対する傷害事件に関し一現在続々と増派されて来る武装警官隊に抗し、抗夫及び家族は勇敢な抵抗を続けている」と炭坑労働者の行爲を英雄的闘争として記録、発表して反占領軍的暴力主義を助長したかどによる（一九五〇、八、三一　毎日新聞）。

追放者

幹事金子健太(51)＝全金属、幹事村井繁(39)＝全逓、幹事南小一(45)＝自治労連、幹事新堂重男(35)＝全自動車、幹事矢口春雄(25)＝全商工、幹事阿部泰(27)＝全造船、幹事滝原徳治(32)＝全新聞、

土橋一吉(42)＝代議士（共産党）全運、労働新聞編集責任者荒賀文吉(41)＝産別、同編集者阿部肇(26)＝全労連書記、全労連情報編集者斎藤四郎(34)＝全労連書記、民主団体共同号外編集者杉浦操六(27)＝全運

同日会館に急拠参集した傘下各組合は之に対する対策を協議し、次の声明を発した。

声明書

内外反動勢力は八月三〇日、世界労連加盟の全労連に対して、団体等規正令第四條を適用してその全財産を没収した。

全労連は結成以来、全日本の労働者階級をはじめ勤労人民全体の基本的諸取利を擁護するために戦争に反対し、全面講和による日本民族の完全な独立をめざして先頭に立つて闘つてきたことは、日本國民ばかりでなく平和と民主々義を愛する全世界の人民の知るところである。

日本を軍事基地とする戦争協力体制をつくりあげ、単独講和によつて日本を従属國にしようとしている内外反動勢力が、日本における平和と独立の勢力の先頭に立つている全労連に対して、このようなファシスト的暴挙を敢てしたことは、彼らが全く自信を失い、自らの手によつて民主々義を破壊し、日本國民をかつての東條の如き専制政治によつて、戦争にかり立てようとする計画の一環をなすものである。

われわれ日本の労働者階級は、世界労連に結集した全世界の労働者階級と手をむすんで、この戦争のための不当なファッショ的弾圧に抗議し、断乎たる行動を以て一大反撃を展開するであろう。

一九五〇年八月三〇日

日映演　三井造船　全商工
全日土建　金属
全造船　全自動車　全医協
経済協　電産関東　全公団
全新聞　印刷出版　産別
東地労　國鉄統一委　全建労
全官労　青年祖國戦線　全農林
全逓　全國ガス　民擁同
農委労　平和擁護委　東京民戦
全電線　自治労連　全自労連

一方総評議会では、島上事務局長が全労連解散について左の談話を発表した。

一日本共産党がコミンフオルムの批判に屈して以来の全労連の闘争方針は一段と破壊的傾向を帯びてきたが、特に朝鮮事件発生後は北鮮軍の侵略を支持する立場からの宣伝活動や特需の生産輸送に対するサボタージュ妨害、破壊の方針をはつきりと打ちだしている。このような闘争は國際共産主義勢力のために日本労働者の利益を犠牲にするものでわれわれの断じて排斥するところである。

しかしこの度政府のとつた全労連解散の措置は納得できない。一片の政令によつて労働組合を反動的暴力団体同様に扱つたもので由々しき重大問題である。これは明らかに労働組合法制定の精神に逆行し、今後の労働組合運動全般に対する反動的弾圧を助長し、民主々義に重大な脅威を與えるものだ。

労働組合の活動といえども法によつて制約をうけ、時に制裁を受けるのは当然のことであるが労働組合そのものを官憲が解散せしめるということは何等法的根拠のないことであつて、これは明白な不法行為である。

このような不法越権を官憲に許すことは彼等に労働組合の生殺

與奪の権を持たせるに等しいことでわれわれは断じて反対する。全労連の諸君と一諸になつての反対闘争はやらないが、われわれは独自の立場において団結の自由と労働組合活動の自由のために政府の反動攻勢と闘わなければならない。そしてこのためにも中立孤立の労働組合を速かに総評に結集する活動を進めなければならないと思う。」

同日、共産党臨時中央指導部は「暴圧に対し断乎闘え」とつぎの様な声明を発表している。

「平和と民族の敵支配階級は、八月三〇日狂暴にも全労連の解散と金子健太他一一名の追放者を行うに至つた。

このことは、第二次大戦後、全世界の民主々義諸國において、全く類例をみない暴挙であるばかりではない。明らかに曾ての日中・東條軍閥時代の再現、否それ以上の弾圧であるといわざるを得ない。

労働者およびすべての愛國者諸君！

この暴圧はいかに彼らが、公然たる戦争動員のために労働者階級を奴隷的に奉仕せしめるための独立闘争とを抑圧して許しがたき兆しであることは明かだ。

全労連は、日本における唯一の國際プロレタリアとの提携団体として、平和と独立と民主主義の城塞として、労働者の情熱的支持の中に結成され、その旗印はつねに闘う日本労働者の確信と誇りと名誉のシンボルであつた。

さればこそ、この強大に図している階級敵にとつて正義の陣営は戦争と植民地化を企とはいうまでもない。

ここに全労連解散とその根拠があるのである。

しかしながら、日本の労働者はこのことによつて断じて屈するものではない。否ますますこのファッシズムの支配と狂暴に対してスト・サボ・デモその他あらゆる闘争手段をもつて、断乎たる抗議の闘争に立上つて粉砕するであろう。さらに全世界の労働者階級と民主主義と平和の陣営は、この暴圧を許すことなく、その抗議闘争を支持し激励するであろう。

労働者およびすべての愛國者諸君！

労働者の団結、労働組合運動の自由、言論出版の自由、これらの基本的人権を保証した極東委員会の一六原則および憲法を守り、労働者の奴隷化に対して反対する闘争を即刻もりあげなければならぬ。この怒りなくして平和と独立はあり得ないのだ。

戦争と惨虐、奴隷的な支配に対し、ここに全労働者階級は、この攻撃の本質を見抜き、戦線を統一し、平和・民族独立の名誉のために、決然として闘争にけつきされんことを訴えるとともに、この光栄ある闘争の先頭に、わが党とともに闘われん事を望むものである。」

全労連解散と同時に参集した傘下各組合は、その後の統一共闘を強力におしすすめるため、即日暴圧反対共同闘争委員会を結成し、そこで今後の活動方針について討議した結果、労仂組合の自由と弾圧反対のスローガンのもとに、中立、総評系さん下の大衆をまきこんだ広い共闘を下から盛り上げる基本方針をきめ、全労仂者にむかつて「労仂組合の自由と平和のための強力な共闘」をよびかけた。

抗議運動は各地に起り、抗議ストに入つた組合もあつたが、大衆的圧力を加うるに足る政治ストにまで発展しえなかつたのは、統一戦線の脆弱さを明白に示したものといえよう。なお世界労連を始め各国労仂組合から寄せられた抗議声明は、すでに今回の弾圧が国際的な問題としても大きく世論を喚起した、労仂運動における重要事件

として特筆すべきものであることを示している。

四　全労連解散後の産別の方針　全労連に結集しようとする一大統合運動は、これによつて一たん挫折したかに見えた。しかし従来の闘争方針の重点は、このことによつて転換を迫られることなく、地方統一戦線の強化と統一委員会方式による統一運動の方向はいぜんとして産別を始めとするさん下各組織の中心問題となつたのである。

先に全国代表者会議が開催できなかつた全労連では、各地方、各産業の報告にもとずいて要旨次のような闘争方針をきめ、七月一日これを発表している。

一、全労連は戦争準備のための労働強化や職制の圧迫をはじめとする一切の弾圧に反対し全日本の労働者階級の生活擁護のために、先頭にたつて闘争をおしすすめる。

二、國際自由労連の出店、総評に巣くう分裂主義者を追放し、あらゆる産業の労働者の共同行動を強化するため、あらゆる経営に統一委員会を基礎とした統一運動を活発に行う。

三、特に、労働者と農民との同盟を強化し統一戦線の巾を拡大する。

四、全労連、世界労連を単に幹部だけの問題に終らせず、全組合員に徹底するための宣伝活動を強化しなければならない。

五、朝鮮における情勢の急激な発展にともない、戦争反対を一段と強化する。特にストックホルム・アピールにもとずく原子爆弾禁止署名運動を精力的に進める。朝鮮民族の解放と統一に対する外國の干渉に反対する闘争こそ現在日本労働者階級に與えられた最も重大な任務である。

この方針はそのまま解散後もうけつがれたと見るべく、一〇月二日付全金属機関紙「労仂者」には「日本労仂運動の現状と課題」と題して、統一戦線強化のため職場統一委を拡大せよとし、「この職場と職場をむすぶ統一行動の中でこそ、闘争を裏切つて反動に協力するものはだれであるかがあきらかにされ、あらゆる職場に生活を守り統一のために闘う労仂者の組織を確立し、その影響を強くすることができる」とした論説がよせられている。このような統一闘争の方向は一九五〇年度を通じ一貫して流れるものであり、全労連を総評に対立する組織として編成するのではなく、下からの統一によつて単位組合、地方組織に根をもつた強力な統合体にしようとするものであることがうかがえる。したがつて全労連の従来の役割を代行させる機関の再編成の方向に行くのではなく、闘争方針を具体化するために現在の組織を如何に最大限に活用するかを基本問題として、全労連の中心部隊たる産別、全金属等に残つた機構の強化を画ることが当面の問題として取上げられることになつたのである。

なお世界労連の一支部としての全労連の性格から、連絡その他世界労連とのむすびつきの強化の問題が残されていたが、九月八日加盟各組織代表が集つて討議した結果、世界労連連絡事務局と世界労仂運動協議会を設け事務を引継ぐこととなつた。

最後に全労連解散後の産別会議の動きをみよう。

先に解体方針をきめた産別会議では九月一八日、第一二回執行委員会をひらき、全労連解散にともなう産別会議の任務について討議した結果、つぎのような結論に到達した。

一、基本的には大会で決定した、より広範な統一のために発展的に解消するという方針には変化がない。全労連の解散に際して、産別会議に全労連の果した役割を代行させようとするのは運動の逆行である。産別会議の活動は、残つている機構を活用して可能な闘争をおし進めることであり、これは産別傘下の各單産が共通闘争の先頭に立つことである。

二、具体的には（1）暴圧反対共闘は、水害対策や賃上げ、地方税等の問題をとり上げて広範な統一闘争の結果にむかつて進むべきであり、産別傘下の各単産はこのため積極的に努力する。（2）全國的な民主団体、労働組合の情報連絡を強化する。この為できるだけ援助を行う。（3）全労働者の機関紙として「労働者」の編集機構を強化するため、各組合の代表者が協力して編集委員会をつくり、配布、通信網の強化に協力し名実ともに全労働者の機関紙にする。（4）「調査旬報」を発刊して、全労働者の手によつて総合的調査機関を確立する。

三、なお一一月の大会は一応解散大会となることを予定して準備を進めていたが、情勢が変化したので解散大会にするか否かは未定となつた。従つて大会の時期についても内外の情勢と統一闘争の発展にともなつて変更されるかもしれない。

次いで一〇月一日開かれた産別第一三回執行委で一一月開催予定の第六回大会の延期を決定、情勢の変化に伴う新しい闘争態勢の確立は、講和をめぐる日本の国際的位置の徴妙な動きの中に更に翌年への課題として残されたのである。

産別会議第六回大会延期について

既に第一二執行委員会において討議されたように、当面する産別会議の緊急任務は、全労連解散の後をうけて、このため戦線を混乱させることなく統一行動を組織し、内外独占資本の圧力に対して闘うのみならず、内部からの分裂策動に対しても断乎として闘い、労働組合の組織活動の自由を守り、労働者の生活擁護の立場から、戦争準備や植民地的支配に対して闘うことである。

而して暴圧反対の共闘は、賃金問題をとらえてより広汎な共同闘争に発展しようとしており、既に開始されている所謂赤色追放に名をかりた労働組合の破壊工作、大量首切り、賃下げ、職場の監獄化の問題と合せて広汎な一大闘争が展開されようとする情勢である。

従つてわれわれは、この一大闘争に全勢力を傾注し、越年攻勢をめざして、各地域の共同闘争をおし進め、全國的な統一戦線に結集するために闘い、この闘争の発展とその成果の上に立つてこそ、第五回大会で決定された統一のための産別会議の任務を実現し、有意義なる第六回大会を持ち得るものと考え、既に準備されつつある第六回大会の開催を来春まで延期することが妥当だとの結論に達した。

よつて、加盟各組合並びに全組合員諸君は、この主旨を了承の上、当面の闘争に精力的に参加し、全労働者の先頭に立つて闘い以て広汎な共闘組織の確立と、労働者の基本的権利並びに利益擁護のために奮闘されんことを望むものである。

一九五〇年一〇月一〇日

全日本産業別労働組合会議

執行委員会

第三節　総評の結成

一　新しい統一への動き　ともに民主主義をとなえ、ともに自由と平和を叫びつつ、社会主義と資本主義との二つの陣営が相対する世界情勢をそのままに、国際的な労働運動もこの二つの力を背景として大きく分れてきた。すなわち世界労連と国際自由労連がそれであり、わが国の労働者も現在の日本の置かれた複雑な環境の中でその例外とはなりえない。日本の労働運動の発展過程こそ最もよく日本の国際的位置の変化を物語るものであり、今や労働者の生活は国際

情勢と切離して考えることができないばかりか、わが国労仂運動が国際的運動の一翼を担つていることを何人の目にも明らかにした。全労連の解散と総評の結成に代表される一九五〇年度の組織上の動勢は、講和をめぐる政治的動きの中で日本の赴く方向を象徴するものというべく、総評結成による戦線統一の可否も亦講和の成否にかかつていると見られよう。

さきに全労連を脱退した総同盟は、当然之に対抗する全国的労仂組合統一母体を結成する方向に進みつつあつた。一方、一九四八年当初からの組合民主化運動の中から生れ、次第に成長しつつあつた民同系労仂組合の動きも亦新しい統一の方向に向つていた。中でもこれらの運動の中心になつた産別民同及び国鉄民同が総同盟と結んで組織した全労会議準備会が、産別――全労連に対し「民主的労組の戦線統一」を標榜してきたことはすでに本年鑑第23集にふれた通りである。しかし準備会結成前には代表を送つていた他の中立系組合はこれに参加せず、全労会議自体もその後のさしたる発展をみないままに、この間独自の立場から別に新しい統一を求めてその動きを進めていた炭労、海員、全日通、私鉄、全鉱、全日労等の民間主要組合は、一九四九年末の越年闘争の中で、官公労組内部における民主化運動の結果生れた日教組、全逓従組、自治労協を中心とする新全官公（官公労）と結び、戦線統一への一つの流れを形成しつつあつた。

これら一連の動きは本質的に共通した性格をもつている。それは「極左偏向の誤れる労仂運動の影響を拂拭して、建設的にして正しい労仂運動」の確立――いわば共産党による労仂組合の直接支配を排するという点で一致した方向にあつた。もつとも、その内部で方針の喰違いによる統一の困難は依然としてなくなつたわけではない。この統一運動が大きく発展する上に、拍車をかけたものとして国会共闘による闘争経験と自由世界労連の結成とがあつた。

国会共闘については別項を参照されたい。四九年一二月国会共闘参加組合は、総同盟、国鉄、日教組、全逓従組、官公労、炭労、全鉱、新産別、全日労、海員、都労連、電産、私鉄、全日通、全蚕糸硫労連、日放労、全映演、全専売、重電機会議、通信共闘、全医療自治労協、全食糧、全印刷庁、軽金属、日農、全農、農政協議会、日本財務、六都協である。これらの組合の動きが中心となつて全国労仂組合統一準備会へと発展して行くのであるが以下その過程をみよう。

一つは総同盟第四回大会における統一方針である。これは全労会議準備会に他の民間主要労組の参加をまち、一挙に全労会議結成に向おうとするもので、総同盟はこの方針に則り、新産別に合同を申入れた。この申入れは新産別結成大会で拒否されたが、新産別の統一方針も総同盟との合同運動を除いては、ほぼ同一方向にあつたとみることができる。

民主労組戦線統一の件（総同盟第四回大会議案一九四九年一一月）

提案理由

(1) 統一戦線は戦後最初のメーデー以来、七〇〇万労働大衆の熱望するところである。この大衆の熱望を妨害するものは労働組合をかつて革命運動の動員部隊としようと企てた共産党勢力であつた。

わが総同盟は、創立以来、ただ一個の統一労働組合の建前を堅持して来た。この組織方針に対立したものは、いうまでもなく共産党指導の産別会議であつた。彼等は、しきりに統一をさけび、無條件合同をうたつた。しかしわれわれは労働組合の任務、組織についての根本的理念を異にするのでこれを拒否しなければならなかつた。

コミンフオルムの経済破壊政策が東洋におよんだとき、炭労、國鉄、産別会議内の同志勢力と相呼応して、共産党フラク排撃と建設的労働運動のために、労働組合民主化運動を戦略的組織問題として全面的にとりあげた。

(2) いまや、苦闘二年にして、日本労働運動は、共産党勢力を職場企業の組織から追出し、暴露することができた。労働運動における彼等の指導をうちたおすことが出来た。そして、民主的労働組合、即ち、本来の意味における労働組合活動は、ようやく五〇〇万労働大衆の間の主導を確立しうるところにきたのである。

(3) けれども、われわれと軌をいつにする勢力は時々刻々増大しているにもかかわらず、産別会議一二〇万から脱退した八〇万の多くは分散孤立して却つて混乱をかもしているかにみえる。

このさい、ゆるぎない指導をふるつてきたわが総同盟は、民主化運動を統一合同の方向へ結実させるために、大きな統一合同の旗を高くかかげる名誉を荷うべきである。

実行方法

一大統一合同のために次のように具体的活動をすすめる。

(1) 世界自由労働同盟加入の諸組合の協力をえて全労会議準備会は炭労、日教組、海員などの全國大会の決定をまち、すでに態度を鮮明にした全日労、食糧公団、蚕糸労連など友好組合を勧誘して一挙に全労会議の正式結成大会をあげることに努力すべきである。

また、地方全労会議の結成をさらに促進しこれを中央にむすんで正規の地方機関として活動させるように努力すべきである。

(2) さらに合同統一を促進するために、統一と合同の会議を提唱すべきであり、この会議は次の基準を以て火急に中央でも地方でも実行にうつすべきである。

① 対策となるものは、二つの條件をみたすもの

(イ) 総同盟の運動方針と大綱において一致するもの

(ロ) 全國的労働組合（産業別、業種別、職業別または企業連合体など）および地方職場單組とする。

② 提唱については、同志組合と協議のうえ共同提唱がのぞましい。

③ 会議の運営はあくまで民主的友好的にすすめる。

④ 合同統一運動を大衆的に宣伝する。具体的合同條件については戦後労働運動が「かくあるべき條件」を鮮明にして、大いに大衆論議をおこす方針をとる。

⑤ この会議の開催は来年一月中旬を目標とする。

⑥ その他一切の具体的折衝と宣伝とは新中央執行委員会に一任する。

今一つの大きい動きは私鉄総連を提唱者とする統一懇談会の結集である。その原動力となつたのは全労会議の方向を認めながら、機関としては参加しえなかつた私鉄、炭労、海員、全鉱等の民間主要労組で、これには全労会議参加の各労組も参加し「すべての民主労組を結集した広汎な戦線統一の基本方針として、自由世界労連につながり、労仂者階級の同志的友愛と信義を基調とする」全国労仂組合統一準備会の結成世話人会をもつに至つた。この懇談会は更に構成その他につき協議し、次の様に意見の一致を見たので、正式に綱領を審議することとなり、戦線統一も漸く実現の段階に入るかにみえた(四九・一一・二一)。

目的

自由にして民主的な労働運動を推進しつつある組織労働者の力と闘いを結集しカンパ組織からさらに前進した強力な民主的労働組合の統一結集体を組織することを目的とする。

準備会の構成と基本線

① 國内における民主的労働戦線の統一方向が自由世界労連につながることを認めかつ労働者階級の同志的友愛と信義とを基調とする。

② 自由世界労連加入を正式機関で決定していない労組は早急に正式の態度を決定するように努力する。

構　成

① 以上の目的と基本線を組合の中央、責任機関で承認した全國的組織をもつ組合をもつて構成する。

② 全國的組織をもつ組合は会議体、連合体、單一、産業別、業種別のいずれの組織形態をもつものであつても広く合同する。しかしこの様な流れが大きく発展し、明確な共同目標の下に急速に統一に向つた直接の動機は、四九年一一月の国際自由労連の結成と同創立大会へ五人の代表を送る機会をもつたことである。すなわち世界労連を脱退した各国労組の間に起つた反共を旗印とする新世界労連結成の動きはアメリカのCIO、AFLの共同体制が成ると共に急速に進み、四九年六月結成準備会をもつに至つた。これには国鉄の加藤閲男が日本労組代表の資格で出席し、以後GHQ労仂課のあつせんもあつて国際自由労連に直結する形での戦線統一の問題が提起され、九月一〇日には「自由世界労連加盟準備促進会」が結成されるとともに秋の全国大会では、各組合で、世界労連か、自由世界労連かの二つのラインが激しく論議されることとなつた。ついで一一月、ロンドンの国際自由労連結成大会には、加藤閲男（国鉄）、荒木正三郎（日教組）、森口忠造（毎日）、滝田実（全繊）、原口孝夫（全鉱連）の五氏が日本代表として参加し、これより民同系各労組を結びつける国際自由労連加盟の線が大きく浮かび上つて来た。すでにその方向に自由世界労連加入を打出していた全国労組統一準備会は、ここに明確な性格をもつた統一組織を結成する条件ができ、翌五〇年三月の総評準備会結成に向つて直進することになつた。

総評結成準備大会に至る経過を要約すれば次のごとくである。

1、一九四九年秋、全国大会において国際自由労連加盟を正式に決定した組合――総同盟、国鉄、日教組、全日労、新産別、海員、全鉱、炭労。

2、同一一月一日、私鉄、炭労、全日労、全鉱、硫労連、全日通海員の労仂戦線統一懇談会。

3、同一一月一四日、統一懇談会、前記の外に総同盟、全蚕糸、全繊、重電機、日鉱、全逓従組、全音電、全専売、全都労連、新産別が参加。

4、同一一月二一日、「全国労仂組合統一準備会」発足、前記に日教組、日放労参加。準備会の目的、基本性格（自由世界労連に統一、構成について協議決定。

5、同一一月二四日、右準備委員決定。

6、同一二月六日、憲章案、組織案など、総評の骨子なる。

7、一九五〇年二月一九日、新産別は総評の性格について異論提出、結局参加を保留した。

8、同三月一一日、総評結成準備大会。

二月一九日新産別中執委の提出した「異論」とはつぎのごときもので、同時に正規の機関による正式決定まで一切の態度を留保することとなつた。

統一準備会に対する結論

一、新しい統一組織の性格

1、現在民主的な組合、団体のすべてが参加できる協議機関とすること。

2、したがつて、機関は合議制となし、共通する問題と闘争の共同戦線の常置機関とする。

3、全國的な組織をもつ単産並に総同盟、全日労、新産別のような連合体も、そのまま支障なく参加出来る巾広い機関であること。

4、故に組織を代表するが如き議長とか会長とかはおかない。会費も協議機関としての機能を果すだけの低廉の額とすること（新産別は当初予定額の二五万円の半減を主張する）。

5、議長と会費の問題は、規約の形式如何にかかわらず、実質的に連合体としての性格をもつに至らしめるものであるから、すべての民主的な傾向の団体が加盟することは困難となるのみならず、総同盟、全日労、新産別の如き連合体は屋上屋を重ねることとなる。現在直ちに新産別の如き連合体を弱化してまで一挙に新しい連合体へもつて行く統一機関を設置する條件は存在しないと考える。

二、（在京執行委員申合せ）

新産別は現状に最も即応したやり方で統一準備会の運動を結実せしめたいと望んでいる。われわれは一歩一歩共同闘争の実績を積上げることなくして一挙に高い目標に飛躍しようとすることはかえつて統一を失敗せしめる結果を惹起すこととなると考える。のみならず組合民主主義が完全に遂行されることの困難な現状において、特に労働者大衆の組合に対する意識が高度に成長していないわが國において、いきなり集中的な統一性をもつ全國組織に至る如き飛躍は、意識すると否とを問わず組合の官僚化を招き、頭だけの統一戦線となる。大衆を統一する根本的な努力がなおざりにされて行き、民主的な傾向とはおよそ反対の官僚的な傾向を馴致するおそれがあるから統一運動の根本的な態度においてこの際相互批判をなし、民主的労働組合の全体の自己批判に立つて統一運動を実質的に考えたい（二は一についての基本的見解を要約したものである）。

二　結成準備大会　三月一一日、一七単産代表と全日通、全繊機械、全石労、交通公社、全電電、全映演等のオブザーヴァー二百数十名を集めて総評結成準備大会が東京神田教育会館に開かれた。

大会はまず議長団に松岡駒吉（総同盟）、岡三郎（日教組）、森口忠造（全日労）、武藤武雄（炭労）、加藤閲男（国鉄）、岡三郎（全逓従組）の六氏を選出、経過報告の後、基本綱領、規約、当面の行動綱領及び国会共闘の闘争に対する決議をそれぞれ採択、最後に大会宣言を朗読して閉会した。

この大会に代議員を送つた組合は次の通り。組合員数は総評公表のものによる。

日本労働組合総同盟	一、二〇〇、〇〇〇
全日本労働組合連盟	五〇〇、〇〇〇
日本教職員組合	四六〇、〇〇〇
国鉄労働組合	四五〇、〇〇〇
日本炭鉱労働組合準備会	三一〇、〇〇〇
全逓信従業員組合	三〇〇、〇〇〇
日本電気産業労働組合	一四六、〇〇〇
全日本海員組合	一四五、〇〇〇
全国自治団体労働組合協議会	一三〇、〇〇〇
日本私鉄労働組合連合会	一二〇、〇〇〇
全日本金属鉱山労働組合連合会	七五、〇〇〇
全国蚕糸労働組合連合会	六一、〇〇〇
東京都労働組合連合会	六〇、〇〇〇
新全農林労働組合協議会	五六、四〇〇

重電機労仂組合連合会　二〇、〇〇〇
全日本亜炭労仂組合連合協議会　一〇、〇〇〇
日本放送労仂組合　六、八〇〇
合　計　四、〇五〇、二〇〇

大会宣言

われわれは労働組合結成以来茲に四年有余、常に日本経済の再建と民主主義の確立を念願し、凡ゆる反動勢力との闘いを続けると共に、革命的風潮に眩惑された極左偏向的労働運動を排除しつつ民主的労働運動の地歩をきづくための苦闘を重ねて来た。

然るに反動資本家勢力は直面する経済危機に対処して一切の犠牲と負担をわれわれ労働者に轉嫁し逐次自己の支配体制強化に狂奔した。この事は低賃金、高物価により資本家擁護の経済諸政策と大量首切りの行政整理になつて現われ剰へ憲法に保障された労働者の基本的人権を剝奪し労働運動弾圧の暴虐に出たのである。

しかも戰後日本の労働運動の主流をなそうとした極左的労働運動の展開は國際的には共産党の支配傾向が濃化した世界労連と相呼応し、一切の客観的諸狀勢と主体的條件を無視して徒らに労働組合を暴力革命の動員部隊化しようとした爲、労働者の現実の利益は擁護されず、却つて反動勢力の擡頭を助長する結果となつた。

われわれは眞に組合員一人一人の利益を擁護するため、労働組合の主体性を確立し極左極右の反動勢力を排除して自由にして民主的な労働運動の発展と民主的労働戰線の統一を提唱し闘いつづけて来た。

この闘爭は今や労働階級の圧倒的支持によつて民主的労働運動はほうはいとして拡大強化され、國会闘爭共同委員会の結集となり吉田反動内閣に対し一大脅威を與えつつある。

茲に國会闘爭共同委員会に結集された労働組合は更に一歩前進し反動勢力と徹底的に闘いつづけるため日本労働組合総評議会準備会を結成した。われわれの指向するものは威力ある大産業別單一組織の確立と志を同じくする全世界の労働者との提携を支柱とし戰後における民主的労働戰線の最終的統一拠点となる事を期するものである。

今後われわれは信義と友愛を基調とする団結を強化すると共に更に今なお極左的偏向を脫し得ない労働組合の民主化に協力しつつ基本綱領並行動綱領の指向する理念と目標に向つて瞬時も撓む事なく前進を続けるものである。

右嚴粛に宣言する。

一九五〇年三月一一日

日本労働組合総評議会
結成準備大会

なお、規約、綱領は七月の結成大会で最終的に決定をみた。

この日、米ＡＦＬ会長ウイリアム・グリーン、同ＣＩＯ議長フィリップ・マレー、英ＴＵＣ書記長ヴインセント・チユーソン、米鉱山労組会長ジョン・Ｌ・ルイス、国際自由労連書記長オルデン・ブロークなどから祝電があつた。

なお三月九日新産別では第一回中央委員会を開き次の声明を発表した。

総評議会にたいする声明

日本労働組合総評議会準備会結成に対し、われわれは次の如く声明する。

一、民主的統一戰線は、あくまで大衆との結合が基本であらねばならない。大衆を統一に導く共同闘爭の実績をぬきにした頭だけの統一は、機関の官僚化をまねくのみならず、歴史と経験浅きわが労働組合をして戰後型の産報化を馴致せしめるおそれが

ある。

二、日本総評もこのような頭だけの統一以上には出でない。とくに準備の過程からみるも協議会の形態をとりながら機械的、人工的な高度な連合を意図し大衆に権威をもつてのぞもうとする如き態度が濃厚である。

三、当面民主的労働組合は、次の要件を三原則としなければならない。

1、政党支配の排除
2、政府の政策及び一切の支配権力からの独立
3、資本家の御用化政策の粉砕

われわれは、政党の非民主的な支配を断ち切つても支配権力からの独立が出来ず、したがつて資本家の御用化政策に影響されるようでは、自由にして民主的な労働組合とはいえない。

四、日本総評の如き頭だけの統一は、大衆との遊離を一層深める結果、赤色労働組合の新しい戦術たる「統一運動委員会」の下からつき上げる大衆活動に抵抗力をもつことは出来ない。

五、われわれは、日本総評の中に入つて、これを民主化し大衆の統一へと努力し得る限界はすでに越えたと考える。それ故、われわれは大会決定にもとずき、中央執行委員会の決定を確認し日本総評への参加をとり止める。しかしながら今後日本総評との関係は、相互批判の立場に立つて協力関係を持続したい。

六、われわれは民主的労働組合の三原則を堅持し、とくに現状においては、赤色労働戦線の粉砕を大衆の間において闘うことに主力をおき、眞に大衆の統一を目指した民主的統一戦線の原動力たることを期するのである。

一九五〇年三月九日

全國産業別労働組合連合中央委員会

三　創立大会

七月一一日から二日間にわたつて開かれた総評の結成大会には、国際自由労連極東視察団も傍聴に加わり、代議員、オブザーヴァー及び傍聴者五〇〇名が東京三田東交会館に参集、ここに漸く民同系労組を打つて一丸とする総評が、統一への第一歩を踏み出した。準備大会後参加組合に異動があり、結成当時における参加状況は次のごとくであつた。

結成大会参加状況（総評公称）

加盟組合		オブザーヴァー組合	
同盟	1,207,834	電産	132,575
日教組	500,000	私鉄	121,199
総評	463,702	全日通	107,936
全国鉄	431,227	全鉱連	72,614
全逓	300,000	硫労連	42,000
炭労	288,000	紙パ労連	30,000
海員	136,936	全繊	20,000
自治労	130,000	日財	19,000
都労連	65,170	全電音	13,000
日鉱	60,000	日鉄八幡	15,500
全農林	58,500	石灰窒素	15,000
新全繊	46,420	印刷統一	11,000
全日建	41,000	新聞労連	10,800
造船連	20,000	東京ガス	10,000
重電機	16,415	過燐硫	8,000
日放労	6,641	全映演	3,300
大蔵職組	2,247	交通公社	2,000
17組合	3,774,891	17組合	634,924

大会は議長団に加藤（国鉄）、岡（日教組）、永岡（全逓）、武藤（炭労）、松浦（海員）の五氏を選んだ後、島上準備会事務局長の一般経過報告に入つた。要旨は次の通りであるが、特に朝鮮問題に関する発言は注目すべきものがある。

一般経過報告

準備会発足以来、國会共闘、メーデー闘争、参議院闘争、日共幹部追放問題、アカハタ発行停止、これに便乗した政府の集会・デモの大巾な禁止、都公安條例の改悪、朝鮮開戦等幾多の問題が生起したが、その間、共産党、全労連の総評に対する捨鉢的な中傷、批難、あるいは共に手をたずさえてやつてきた新産別の総評加入の拒否などがあつたが、われわれはそれらに惑わず民主的労組の総意を結集し大巾な闘いを続けてきた。朝鮮問題に対する基本的態度は、幹事会において愼重に討議して左のような結論をみるに至つた。

① 事実は、北鮮が武力を以て侵略しつつある。
② こうした武力による侵攻にはあくまで反対する。
③ 如何なる名目によるとも戦争には反対する。
④ 平和を守るため戦争挑発者と積極的に闘うという意見もあつたが占領下のわれわれとしては、かかる言動は軽卒に行うべきでないとの結論に達した。

以上の報告で午前の部を終り一旦休憩に入つた。

次いで議事は基本綱領、規約を決定して第一日を終つた。

基本綱領

日本労働組合総評議会は、日本のあらゆる自由にして民主的な労働組合の結集された力によつて、労働者の労働條件を維持改善し、その経済的政治的社会的地位の向上を図り、日本の民主々義革命を推進するとともに、社会主義社会の建設を期し、経済の興隆と民族の自主独立を達成して、自由と平等と平和の保障される人類社会の建設に貢献せんとするものである。この基本理念を推進するに際してわれわれは次の諸原則を確認し宣言する。

一、労働組合は、労働者が自からの経済的社会的共通の利益を維持増進するため自主的に組織した団体であつて、政治権力の獲得を直接の目的とし特定の政治理念を基軸として結成される政党とは、その機能と性格を全く異にするものである。この故に労働組合は政府企業経営者等外部からの如何なる支配干渉をも絶対に排すると同時に政党からも完全に独立し自由でなければならない。

しかしながら、資本家階級が支配的地位を擁している狀況下においては、労働運動のすべてが経済的分野のみに留り得るものではなく、必然的にその活動は政治的分野にも及ぶものであるが、政党と労働組合との性格と立場を混同し、労働組合をもつて政治権力獲得の行動部隊の如くみなす理念とは、明らかに相容れないものである。

二、労働者の生活安定が生産復興の根底であり経済安定の基礎的條件であることを無視し、資本の保全と企業の維持を労働者の一方的犠牲にのみ求め、労働さく取と大衆収奪の上に経済の資本家的安定を計画するが如き反動的企図に対しては、これを粉砕するために、団結権罷業権その他労働組合が有する一切の闘争力を発揮して、あくまで闘わなければならない。しかしながら、労働組合の経済諸活動は、すべて建設的に行わなければならない。

この闘争を押進めるに当つては、労働者の諸要求は、國民経済力との正しい関連のもとに打立てられ、且つ労働者自からの建設的計画の上に推進さるべきである。この建設的努力に逆い経済の安定と社会の繁栄を故意に阻害せんとするが如き破壊的極左労働運動は、絶対に容認さるべきではない。

三、労働階級の利害は、基本的に資本家階級と相対立するものであつて、この原則は、公私の如何にかかわらず階級的さく取を伴

う雇用関係の存在する限り、歴史を通じて確認されるところである。特定の條件のもとにおいては、労資協同の行動が存在し得るが、これをもつて労働運動の一般的原則とすべきではない。また労働組合相互間の利益は現実的に一致すべきものであつて、時に生ずる利害相反するかの如き現象は、卑近の事象にのみとらわれた偏狭な利己心、乃至は特定のイデオロギーによつて偏向された運動のもたらすものである。この故に労働組合は、その利害の本質は同一であるとの原則により信義と友愛を基調として協力提携し、相互に緊密な援助を行わなければならない。

四、労働階級解放のためには政治権力を労働階級の手中に確保することが極めて重要である。しかしながらその間の政権の獲得は、あくまで立憲的手段によつて図られなければならない。この故に労働組合は、労働者が憲法と法令の秩序を通し且つそれらの内容のより民主的な前進を闘いとりながらこの最終目的に達するため、労働者の政治的関心と意慾の高揚に不断の努力を拂いつつ独自の政治活動を展開するとともに平和的民主的手段によつて社会主義社会を実現せんとする政党と積極的に協力提携して闘う必要がある。また組合と政党とのこの協力関係は相異する機能の明確な認識と相互の自主性尊重の上に置かれるべきであつてその間に両者の立場が混同されるようなことがあつてはならない。

五、恒久的世界平和のためには、人民の多数を占める働く大衆の自由と経済的福祉の増進を基調とする民主主義が諸國に確立され、あらゆる民族と國家の自主と独立が、相互の理解と信頼と友愛の上に尊重され保障されなければならない。この世界平和への途を開くものは、自由にして民主的な労働組合による國際的団結の力である。この故にわれわれは、如何なる外部の支配からも独立し、全世界の働く人民の自由と福祉の増進を図り、相互信頼を打ち立てるために有効にして強力な活動を展開する國際労働組織の拡大強化に進んで参画し、志を同じくする全世界の労働者と緊密に提携しなければならない。

以上の諸原則を通じて推進される自由にして民主的な労働組合の諸活動は保守反動勢力を封殺し、左右両極からの全体主義の擡頭を防ぎ、民主主義革命を達成するための最大要素である。この故にわれわれは、如何なる意味においても、労働者個有の権利であり労働組合存立の基礎である労働者の言論思想結社の自由の制限に反対する。

われわれは、これらの諸権利に対する制限を廃除し、この権利のすべてを國家社会との関係の中に合法的に確保するために闘い、且つそれらの諸権利の活用によつて、基本的人権を確立し、民主主義に不動の基礎を與えるために闘う。

われわれは、以上の原則とその理念を、日本のすべての労働組合の上に実現し、堅実なる労働運動を、益々発展せしめ、人間の尊厳が、すべての人間によつて、尊重される理想社会確立の終局的目標に向つて、瞬時も撓むことなく前進を続けようとするものである。

日本労働組合総評議会規約

前　文

日本労働組合総評議会は、自由にして民主的な労働組合運動を、強固な基礎の上に確立しようとする同一の志と目的のもとに結集した労働組合により、一九五〇年七月一二日に組織され発足したものである。

この組織の目的とするところは、創立に際して採択された基本綱領の主旨を実行し、その理想を達成するための活動を強力に推

進することにある。
右の目的にそつてなされるこの評議会の活動、及び組織の維持運営は、この規約の定めるところに従わなければならない。
第一章　名称と事業
第一條　日本労働組合総評議会は、略称を單に「総評議会」と呼び英訳名を次の如く定める。
1、(省　略)
2、総評議会の本部事務所は東京都内に設ける
第二條　総評議会は、その目的を達成するために左の事項に関する事業及び活動を行う。
一、加盟組合共通の問題に対する共同方針の決定及びその推進
二、加盟組合の爭議を成功に導くための有効な援助
三、未加盟組合の同調と加盟の促進
四、加盟組合間の連絡の強化及同種産業内組織の産業別整理の
助長
五、國外労働団体との提携連絡及び労働者の國際組織への参加
六、院内院外における政治的活動
七、國内國外の情報蒐集及び宣伝、出版、調査並びに諸資料の
作製
八、その他目的達成に必要とする事項
第二章　組織及び加盟組合の責任
第三條　総評議会は日本國内の労働組合によつて組織する。
2、すべての労働組合は、左の條件のもとに総評議会に加盟することができる。
一、原則として産業別組織並に全國的連合組織の組合であること、但し評議会加盟組合として適当と認めた場合はこの限りでない
二、総評議会の基本綱領及び現存する規約に賛同すること
三、組織の権限ある正規機関で総評議会加盟を決定すること
四、加盟によつて生ずる責任を履行すること
第四條　総評議会内における各加盟組合の地位と権利は、すべて規約のもとに平等である。
2、加盟組合は、その自主権に対する拘束を受けないが、左の責任を有する。
一、基本綱領及び規約、並に総評議会の行う事業活動に反対する行動をとらないこと
二、機関の決定事項を尊重し、具体的措置を伴う決定事項については、これを実行すること、但し実行することが出来ない場合或いはできなかつたときは、その理由を明らかにすること
三、会費、特別賦課金を指定の期日に納めること
四、組合員数を毎月報告すること、但し、組織が重複する組合間においてはその調整を当該組合間で協議し報告すること
五、組織の変更、役員の改選、事務所の移轉、爭議の開始及び終結その他組合に関する重要行事または変化があつた場合はその都度報告すること
第五條　総評議会加盟組合の選出すべき代議員数、会費の負担額、その他権利義務に関する組合数は、前條第二項第四号の規定により報告された組合員数による。
第六條　総評議会加盟組合の地方下部組織は、その相互間で連繫し或いは地方的組織をもつ加盟外の單位労働組合をも参加させて、地方評議会を構成することが出来る。
2、地方評議会の運営及び活動は、総評議会の基本綱領並びに活動方針の原則にたつて、自主的に行われるものとする。但しその組織と活動状況については総評議会と相互に緊密な連絡を

行わなければならない。

第三章　加盟、脱退及び除名処分

第七條　総評議会へ新たに加盟しようとする組合は第三條に定める條件に合致する旨の証明を付して書面で申込むものとする。

2、加盟組合としての資格は、評議員会によつて加盟が承認され決定された会費負担額の第一回分を納めたときをもつて生ずる。

3、評議員会はその組合が総評議会加盟組合として不適当であると認めたときは、加盟を拒否することができる。

4、総評議会より脱退しようとする組合は、書面をもつて議長に届け出なければならない。届出の日より一カ月を経過したときをもつて脱退行為が成立し、その組合の総評議会に対する権利義務が消滅する。

第八條　加盟組合が、総評議会の行う活動に対して妨害行為をし、或いはその責任を守らず、または会費を三カ月以上滞納し、且つ勧告を受けてもそれらの行為を改めようとしない場合は、権利を停止され或いは除名されることがある。

2、除名および権利の停止処分は幹事会の申立により、評議員会で決定する、除名および権利停止処分を受けた組合が評議員会の決定に不服である場合は、次期大会に抗告することができる。

第四章　機　関

第九條　総評議会に次の機関を置く。

大　会
評議員会
幹事会
常任幹事会

2、各機関において、この規約に定める手続に従い決定された事項は、その事項に反対の加盟組合があつても、総評議会の意見として決定し総評議会の名のもとに実行することができるものとする。

3、何れの機関においても、加盟組合の自主権に対し干渉を加える内容の決定をしてはならない。但しこの規約に定める責任を励行しない組合に対する勧告および除名処分の決定についてはこの限りでない。

4、各機関（大会を除く）に対する不信任の表明および役員のリコールは、一級上位の機関で決定せられるものとし、決定に対する不服の表示は、大会への抗告をもつて最終の機会とする。

第一〇條　大会は、総評議会の最高機関であつて、毎年三月に定期的に開催するのを原則とし、必要ある場合は臨時に開催する。大会の召集は幹事会の決定に基いて議長が行うものとし、会日の少くとも一カ月前に、議題を示して各加盟組合に通告しなければならない。

2、議長は加盟組合から左の各号の要件を具備した大会開催請求を提出された場合には、遅滞なく幹事会の議に付し請求の提出された日より四〇日以内に大会を召集しなければならない。

一、議題および開催を必要とする理由が明示されてあること

二、請求組合数が、加盟組合総数の三分の一以上であり、且つそれらの組合に属する組合員数が、加盟総組合員数の四分の一以上に相当すること

第一一條　加盟組合は、規約別表に定める割合で代議員を選出し、大会に出席させるものとする。

2、代議員選出の基礎となる組合員数は、その大会召集前六カ

月間に納入された会費の算出基礎組合員数の平均による。但し大会会日が属する月より起算して三カ月前までの会費を完納している組合（完全資格組合という）でなければ、代議員を選出し出席させることができない。

3、代議員は、一人につき一票の票決権を有する。出席できない代議員は、委任状をもつて同一組合選出の他の出席代議員に表決権を委任することが出来る。表決権の委任を行つた代議員は出席者とみなす。

4、出席代議員は、委任表決権を含めて一人につき二票を超える表決権を行使することはできない。また委任表決権の再委任はこれを認めない。

第一二條　大会は代議員及び役員をもつて構成し、代議員が完全資格組合の四分の三以上から、且つ代議員総数の四分の三以上出席することによつて成立する。

2、大会の議長は、その大会において代議員の中から選出するものとし、選出方法は大会がきめる。

3、大会の議事は、出席代議員の三分の二以上の多数の賛成によつて決定する。但し、完全資格組合の過半数の組合の代議員が反対した場合は、その議事は成立しない。

4、大会において、特定の事業につき組合代表による記名投票に付すべき事が決定された場合は記名投票を行う。記名投票は各加盟組合の代表代議員が、その組合員数に相当する票数をもつて投票を行う。この場合において、組合員数百名未満の端数は切捨てて票数に算入しない。記名投票の場合の表決は、投票総数の過半数によつて行う。

5、役員は大会において、発言権を有するが表決権を有しない。

第一三條　左の各号に掲げる事項は、定期大会開催の都度上程されねばならない。

一、活動報告
二、会計報告
三、役員及び評議員の改選
四、加盟組合の提出議案
五、幹事会の必要と認めた議案

2、左の各号に掲げる事項は、大会における議決又は承認を経なければならない。

一、名称の変更、本部事務所の移轉、組織の改組及びその他規約一般の改廃
二、会費額の変更、積立金の処分方法、重大な事業計画及びその予算
三、労働組合の國際的組織への参加及びその代表の派遣
四、組織の解散

第一四條　評議員会は大会から次期大会に至る間において、大会の決定した基本方針に反しない範囲で総評議会の意志を決定する権限、ならびに緊急を要する重要事項について、大会を開会する余裕のない場合に大会にかわつて決定を行う権限を有する。

2、評議員は二カ月毎に一回開催するのを原則とし、必要ある場合は臨時に開催する。評議員会の召集は、幹事会の決定に基いて議長が行う。また議長は評議員総数の四分の一以上から、或いは加盟組合総数の三分の一以上から、理由を示して評議員会開催の請求があつた場合は、幹事会の議に付して遅滞なく評議員会を召集しなければならない。

第一五條　評議員会を構成する評議員の定数は、大会において代

議員の五分の一を基準として、各加盟組合別の選出割当員数を定めるものとする、但し何れの加盟組合に対しても最少限一名の評議員選出権を認め、また如何なる組合であつても同一組合より八名を超える評議員の選出は認めない。

2、各加盟組合は、前項の規定による割当数に基いて評議員を選出する。また正規の評議員が出席できない場合に、評議員の権限を代行すべき評議員代理を選出して置くことが出来る。評議員の任期は選出されたときに始り、改選が行われたときに終る。

3、評議員は、一人につき一票の表決権を有する。出席できない評議員は、委任状をもつて同一組合の他の出席評議員に表決権を委任することができる。また評議員一名のみの組合の評議員が出席できない場合は、委任状をもつて他の組合の評議員に表決権を委任することができる。但し、委任を受ける評議員、は一人につき二名を超える評議員の委任を受けてはならない。表決権の委任を行つた評議員は出席したものとみなす。

4、新加盟の組合があつた場合、または加盟組合の組織に大きな変化があつた場合の評議員割当数の決定は、評議員会で定める。評議員の欠員に対しては、当該評議員選出組合が後任評議員を選出補充する。

第一六條　評議員会は、評議員及び役員をもつて構成し、評議員総数の四分の三以上の評議員が出席することによつて成立する。評議員会の議長はその評議員会において、評議員の中から選出するものとし、選出方法は評議員会がきめる。

2、評議員会の議事は、出席評議員の三分の二以上の多数の賛成によつて決定する。但し現に評議員をもつ組合の過半数の組合の評議員が反対した場合は、その議事は成立しない。

3、役員は評議員会において、発言権を有するが表決権を有しない。

第一七條　幹事会は、評議員会及び大会に対して責任を負い、総評議会の一般業務の執行及び経費收支、財産の管理等に関する事項を審議決定するほか、この規約に定める任務を担当し、事務局の活動を監督する。

2、幹事会は議長が主宰し副議長、幹事及び事務局長によつて構成するものとし、必要に応じて臨時に議長が召集する。

3、幹事会は構成員の三分の二以上が出席することによつて成立しその議長は全事一致による。

4、会計監査は、随時幹事会に出席し、会計にかかわる事項に対して助言を行うことが出来る。

第一八條　常任幹事会は、幹事会の決定に基いて事務局を運営し日常活動を遂行する。また緊急やむを得ない事項について幹事会を開催する余裕のない場合に幹事会の任務を代行することが出来る。

2、常任幹事会は、事務局長主宰の下に常任幹事をもつて構成し議事は全て合議による。

3、常任幹事会は、大会に提出する活動報告と会計報告を完全に作製する義務を有し、且つ会計監督の要求があつた場合は何時でも会計に関する一切の証拠を提出しなければならない。

第五章　事務局及び特別機関

第一九條　総評議会の事務を処理するために事務局を設ける。事務局は事務局長、常任幹事及び部員、書記をもつて構成する。

2、事務局には左の専門部を設け、常任幹事がそれぞれ業務を分担し、その責に任ずる。

総務部、國際部、組織部、政治部、調査部、教育宣伝部、厚

生部、機関紙部、会計部

3、各専門部には必要とする部員及び書記を置くものとし、部員及び書記の任免並びに報酬の決定は常任幹事会の議を経て事務局長が行う。

第二〇條　総評議会の事業活動を円滑かつ効果的に行うために、必要に応じて業種別部会及び特定の目的に対する専門委員会を設けることができる。

2、業種別部会及び専門委員会の設置、構成、任務及びその運営に関する事項は、まず評議員会の議に付してきめることを要する。またこれらの日常活動は、幹事会の助言のもとに行われなければならない。

3、専門委員会には、総評議会に未加盟の組合、或いは個人であつても、その方針において相反せず且つ総評議会の事業活動に協力するものは、必要に応じて参加させることができる。

第六章　役　員

第二一條　総評議会に次の役員を置く。

議　長	一	名
副議長	若干	名
常任幹事	若干	名
幹　事	若干	名
事務局長	一	名
会計監査	三	名

2、議長は総評議会を代表する。

3、副議長は議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代行する。

4、事務局長は事務局を統轄、事務局長事故あるときは総務部長の任にある常任幹事がこれを代行する。

5、役員は代議員または評議員を兼任することができない。従つて役員が代議員または評議員の中から選出された場合は、その代議員または評議員の地位は空席となり、この規約に定める手続きにより空席に対する欠員補充が行われなければならない。

6、役員の任期は一年間とし、欠員補充者の任期は前任者の残りの期間とする。役員は、任期満了後であつても後任者が選出されるまでは引続きその任務を行うものとする。また役員はその重任を妨げられない。

第二二條　議長、副議長、事務局長及び会計監査は大会において出席代議員の無記名投票により選挙する。副議長、事務局長及び会計監査に欠員を生じた場合は、その補充を評議員会において行うことができる。

2、議長、副議長、事務局長及び会計監査に欠員を生じた場合はその補充を評議員会において行うことができる。

3、幹事は定員及び加盟組合に対する割当数を改選の都度その大会で定め割当を受けた組合がそれぞれ選出するものとする。

4、常任幹事は、幹事会においてその定員を決定し、幹事の改選により選出するものとする。

5、役員の選出にあたつては左の各号にかかげる事項を避けるものとする。

（1）幹事を同一の組合から二名を超えて選出すること

（2）常任幹事並びに会計監査を同一の組合から二名以上選出すること

（3）事務局長または常任幹事と会計監査とを同一の組合から選出すること

第七章　会　計

第二二條　総評議会の経費は会費、寄付金、その他をもつて賄う。

2、会費は規約別表に定める額に従つて、各加盟組合が毎月納めるものとする、また四半期分づつの会費を前納する方法によつても差支えがない。

3、加盟組合が大争議の結果財政的苦境に立至つた場合、或いはその他の避けることのできない特別の事情にある場合は、規定の会費額を減額し、または会費納入を一時延期し、或いは会費の全額を免除することができる。この措置の決定は幹事会が行う。

4、総評議会の事業活動または維持のため、特別の費用を必要とする場合は、評議員会の決定により特別賦課金を徴収することができる。

5、一旦納入された会費賦課金等は一切返金しない。

第二四條　総評議会の会計年度は、毎年一月一日をもつて始まりその年の一二月末日をもつて終るものとし、この間を三カ月毎の四半期に分つ。

2、会計報告はすべての収支の費目及び金額、主要な寄付者の氏名並びに整理の現況を明らかにして毎四半期毎に作成し、年度末には一年分の会計報告を依頼するものとする。会計報告はすべて会計監査の監査結果報告を付して書面により公表しなければならない。

第二五條　総評議会の会計帳簿、預金通帳、現金その他の財産を保する責任は、事務局長にあるものとする。

2、財産の管理及び経費の収支に関する事項は、すべての幹事会の認可のもとに処理されねばならない。事務局長及び常任幹事は、正規の手続を経ない会計の処理については、避けることの出来ない不測の理由につき正当な証拠を立証しないかぎり、連帯して会計に関する一切の責任を負うものとする。

第二六條　会計監査は、会計に対する定期的監査を行うか、事務局長または会計部担当の常任幹事に異動がある場合、或いは会計帳簿が更新される場合、その他必要に応じて臨時会計が規定及び機関の決定に従つて正しく処理されているかどうか、すべての収支が正当に行われているかどうか、必要書類が完全に整備されているかどうかを監査しなければならない。

2、会計監査は、会計に不正があると認めた場合、或いは疑わしい点があると認めた場合は、これを糾明すると共に、必要に応じて評議員会の招集を要求し、評議員会における査問を報告しなければならない。

3、会計監査は、毎定期大会において、会計の状況と監査の結果に基く意見を報告しなければならない。

附　則

1、この規約の施行について、更に細目の規則を必要とする場合は評議会において決定する。

2、業務執行上の準則を定める権限は幹事会が有する。

3、この規約は、一九五〇年七月一二日より施行する。

日本労働組合総評議会規約別表

加盟組合代議員割当数及ビ会費負担額

一九五〇年七月一二日結成大会ニ於テ次ノ通リ決定ス

組合員数	代議員数	会費月額
五千名未満	一	二、〇〇〇円
五千名以上一万名未満	二	四、〇〇〇〃
一万名以上三万名未満	三	四三、〇〇〇
三万名以上三五万名〃	四	四九、〇〇〇

一万名〃	三六、〇〇〇	三九万名〃	四三万名〃	二三 四六、〇〇〇
二万名〃	四八、〇〇〇	四三万名〃	四七万名〃	二四 四八、〇〇〇
三万名〃	五一〇、〇〇〇	四七万名〃	五一万名〃	二五 五〇、〇〇〇
四万名〃	六一二、〇〇〇	五一万名〃	五五万名〃	二六 五二、〇〇〇
五万名〃	七一四、〇〇〇	五五万名〃	六〇万名〃	二七 五四、〇〇〇
六万名〃	八一六、〇〇〇	六〇万名〃	六五万名〃	二八 五六、〇〇〇
七万名〃	九一八、〇〇〇	六五万名〃	七〇万名〃	二九 五八、〇〇〇
八万名〃	一〇二〇、〇〇〇	七〇万名〃	七五万名〃	三〇 六〇、〇〇〇
九万名〃	一一二一、〇〇〇	七五万名〃	八〇万名〃	三一 六二、〇〇〇
一〇万名〃	一二二四、〇〇〇	八〇万名〃	八五万名〃	三二 六四、〇〇〇
一二万名〃	一三二六、〇〇〇	八五万名〃	九〇万名〃	三三 六六、〇〇〇
一四万名〃	一四二八、〇〇〇	九〇万名〃	九五万名〃	三四 六八、〇〇〇
一六万名〃	一五三〇、〇〇〇	九五万名〃	一〇〇万名〃	三五 七〇、〇〇〇
一八万名〃	一六三一、〇〇〇	一〇〇万名〃	一一〇万名〃	三六 七二、〇〇〇
二〇万名〃	一七三四、〇〇〇	一一〇万名〃	一二〇万名〃	三七 七四、〇〇〇
二三万名〃	一八三六、〇〇〇	一二〇万名〃	一三〇万名〃	三八 七六、〇〇〇
二六万名〃	一九三八、〇〇〇	一三〇万名〃	一五〇万名〃	三九 七八、〇〇〇
二九万名〃	二〇四〇、〇〇〇	一五〇万以上		四〇 八〇、〇〇〇
三二万名〃				

大会スローガン

☆首切り、低賃金、労働強化絶対反対

☆公務員法、公企労法の撤廃、地方公務員法制定反対

☆労働基準法完全実施、労働協約締結促進

☆給與所得税の軽減、地方税法改悪反対

☆産業復興を妨げるデフレ予算の打破

☆地方自治権の民主的確立

☆失業対策の完備と社会保障制度の確立

☆公安條例撤廃、集合デモの自由獲得

☆不等價貿易反対、自主貿易と國際海運への復帰促進

☆民主的労働戦線の統一強化産業別合同の促進

☆吉田反動内閣打倒

☆戦争反対、平和独立、全面講和

☆國際自由労連の旗の下に

☆日本労働組合総評議会結成万歳

第二日は国際自由労連極東派遣視察団のダレー、クレーン、ブロフイ三氏の紹介および挨拶に始つた。続いて当面の行動綱領を採択さらに組織強化方針として、(1)共闘を通じて推進する、(2)産業別労仂組合全国組織の確立、(3)赤色組合との闘争、(4)未加盟組合、地方組織対策を強力に推進する、こととし、ついで別項当面の闘争方針を原案通り可決した。

メッセージ

英國労働組合会議は八百万の英國組合員の名において、七月一一日の貴総評議会結成大会に対して親愛なる友誼的挨拶をおくる。朝鮮における共産主義者の侵略という現在の重大なる時に、われわれはここにあらためて労働者の団結の重要さを再確認するものである。

一九五〇年三月の総評結成準備大会が成功裡に開かれた事実に鑑み英國労働者は日本の労働組合の將来に対して確信をもつのであ

る。われわれは強力な全國的民主組合の統一を決定することを喜び、かつ諸君がその目的を貫徹されることを祝福するものである。

現在日本訪問中の國際自由労連視察団一行中には、英國代表F・W・ダレー氏が加わつている。

英國労働組合会議書記長
ヴインセント・チユーソン

当面の行動綱領

一、われわれは政府、資本家の低賃金政策に反対し、実質賃金の向上と労働者の文化的生活を保障するにたる最低賃金制の確立のために闘う。

二、われわれは労働者の首切り、賃金引下げ、労働強化などの犠牲の上に、日本経済の安定をはかろうとする資本家的企業整備に反対し、完全雇傭の実現のために闘う。

三、われわれは労働組合法、労働関係調整法、國家公務員法、公共企業体労働関係法などの民主的改正と労働組合弾圧諸法令の撤廃を実現し、労働者の基本的権利である団体権、団体交渉権罷業権の確立と政治活動の自由獲得のために闘う。

四、われわれは基本的人権を無視する資本家階級の労働協約改悪企図を打破して既得権を守り、進歩的労働協約の即時締結と労働基準法の完全実施の爲に闘う。

五、われわれは政府ならびに資本家の全額負担による失業保険の拡充をすみやかに実現し、進んで労働者の生活に基盤をおいた綜合的社会保障制度確立のために闘う。

六、われわれは性別による差別待遇に反対し、同一労働同一賃金制の確立と、婦人少年労働者の完全保護のために闘う。

七、われわれは給與所得税および一切の大衆税を軽減し、退職手当に対する課税の撤廃、人頭割的地方税制反対のために闘う。

八、われわれは六三制の完全実施、教育の機会均等などの実施を期するとともに、労働者自らの手による労働教育事業の普及をはかり、働く者の明るい文化の建設のために闘う。

九、われわれは中央地方行政制度と機構を徹底的に民主化し、特権的官僚支配を一掃するために闘う。

一〇、われわれは企業経営の徹底的民主化と、金融機関重要産業の社会化を促進し、日本経済の民主的再建のために闘う。

一一、われわれは鉄道電化、水力電源開発など基礎産業の拡充、ならびに公共事業の振興による雇傭量の増大と経済力充実のために闘う。

一二、われわれは公海自由の原則に立脚する制限漁区のすみやかな拡張を期し、海洋資源の活用による日本國民の生活水準向上のために闘う。

一三、われわれは日本経済復興に重大な支障を與える不等價貿易に反対し、平和的國際海運へのすみやかな復帰と、それに必要な海運力の増強とをはかり日本船による自主貿易を促進するために闘う。

一四、われわれは労働組合組織の強化と闘争力の充実を期して、ストライキ基金の積立、統一共同罷業金庫の実現、中央労働銀行創立のために闘う。

一五、われわれは農民漁民一般市民中小商工業者とともに、低米價政策、不当重税、金融資本の圧迫に対する共同の闘いに参加し、広く勤労大衆のために闘う。

一六、われわれは労働組合の産業別整理を促進し、産業別單一労働組合の基礎にたつた強力にして行動的な民主的労働組合の統一体実現のために闘う。

一七、われわれは平和的民主的手段によつて社会主義社会を実現せんとする政党の強化と活動に協力し、日本の民主革命推進の障害たる反動吉田内閣打倒のために闘う。

一八、われわれは世界の民主的労働組合によつて結成された國際自由労連への加盟のすみやかな実現を期し労働者の國際的団結の強化に貢献するとともに、恒久的世界平和確立のために闘う。

一九、われわれは全面講和の締結を促進し、自由と平等の保障される日本のすみやかな独立達成のために闘う。

当面の闘争方針

一、三月闘争の成果の上にたつて

ドッジ・ラインを挺子とする急激なるインフレ抑制政策は昨年より本年にわたつて労働者、農民、市民一般勤労大衆のみならず、中小企業その他広範な國民の各層に深刻な生活の窮乏を投げ與えている。それは昨二四年度予算に打ち出された低賃金、低米価という大衆收奪的な分配率を基礎とする私的資本の蓄積と金融資本制覇を目的とする吉田反動内閣のデフレ政策によつてもたらせられたものである。われわれは賃金の遅欠配、賃下げ、大量首切りといつたこの資本攻勢のあらしの中で、國鉄、日教組、全逓等の「給與ベース引上げ闘争」を中心にこれに民間労組の賃金闘争を加えた國会共闘の結集を行い、これをもつて昨年の越年闘争と本年の三月闘争を果敢に闘つてきたのであつた。

この闘争は終局においてドッヂ・ラインの修正を目標とし、その血路を打開する方向で闘われたものであるが、その成果は必ずしも全面的な勝利とはいえない。給與ベースは引上げられたわけでなく、ただ企業三原則によつて釘付けされていた全鉱、電産および専賣等の部分的な成功にとどまり、二五年度予算は依然としてドッジ・ラインに沿う超均衡デフレ予算の再現であつた。しかしそれにもかかわらず、われわれの闘争は過小評価を許さない大きな成果をかち得ている。それは、吉田内閣をしてあれ程強硬だつた「給與ベース改訂せず」の一枚看板をひきおろさせたばかりか、國全体の輿論をしてドッジ・ライン修正の方向にこれをおしだし、ついに政府の「政策轉換」の拍車となつたことにある。またそれにもまして見逃がしてならないことは、この闘争を通じて全國二五府縣に民主労組を打つて一丸とする共闘組織の確立とこの推進によつて民主的労組四百万の統一体総評が結成されたことであつた。この総評の結成によつてもたらされた三月闘争以後の成果は参院選挙闘争の圧倒的勝利によつて示されている。しかしながら総評は、いまや以上の闘争の成果と自己批判の上にたつて当面の闘争をさらに広汎に組織し総評四百万の全勢力をここに総動員して闘うべき段階にたつている。現在開会中の臨時國会は、さきの三月闘争のたんなる延長戦ではなく、総評に結集された民主労働戦線および一般勤労大衆全体の運命をかけた新たなる決戦の場であると同時に今後更に継続される個々の組合の行う経済闘争の突破口となるものでなければならない。

二、実質賃金獲得を中心とする闘い

(一) 政府は二四年度においてシャウプ案による減税と消費者実効價格の停滞などによつて実質賃金は五%の上昇をしめており二五年度は物價の下落、消費物資の増加および大巾の減税などの結果一〇%の上昇になるといい、しきりに実質賃金上昇説を放送している。

イ、ところが政府の統計では現在深刻な生活窮乏化にある中小企業の実態や、賃金の慢性的な遅欠配情態にある実情が無視されている。税負担についていえば資本家のみ大巾減税となつて労

働者の場合はわずかにここ一%—二・五%に過ぎず、しかも地方税の大巾増税によつて、労働者及び勤労大衆は全体としてささかも減税にはなつていないのである。

ロ、またわれわれの生計費の大部分をしめている主食、電氣、ガスおよび家賃の値上りによつて実質賃金はむしろ切下げられつつあり、なお最近の傾向として厚生施設ならびに交通費などの会社負担の削限が行われていることも見逃せない。

ハ、実質集金の切下げによつて生れた購買力の低下と大衆窮乏化は各種物價の大幅値下りという事実の中にはつきりと現わされている。

以上の如く政府が如何なる宣伝を行うとも、政府の施策そのものが大衆收奪的な基礎の上に立つたデフレ政策を強行する限り、右の事実は蔽いかくすことはできないのである。したがつてわれわれの当面の闘争方針の第一は実質賃金の確保におかれるとともにこの闘争は必然にドツジ・ラインの修正を骨子として展開されるものでなければならないのである。

(二) 実質賃金確保の闘争をおし進める場合、資本家側のこれに対する態度が充分検討されなければならない。とくに日経連の賃金対策は次の点に集約されている。

イ、能率給方式をとり上げ、経営方式と歩調を共にしなくなつた類形的能率給に対して質的採算的能率給に移行する。

ロ、生活給から能率給への移行のための職階級制度の採用。

ハ、企業最低賃金制度の確立によつて、賃金支拂総額を同一に維持して、能率給によつて分配をかえる。

すなわち、資本家陣営の賃金対策は、低賃金への釘付けと労働強化を資本蓄積の手段としてこれを強行しようとするところにある。

(三) かくしてわれわれの賃金闘争は企業経営の合理化、資本の技術構成、労働力の再編成(完全雇傭)等の問題を辿つて、きわめて頭脳的な闘いとしてとりあげらるべき段階にあり、これまでの單純な「よこせ」運動「くわせろ」運動式の賃上闘争は当然止揚され、日本経済再建の課題と結びついた多角的な闘争形態と発展すべきである。

イ、要するにわれわれの賃金闘争は首切り、賃下げ、労働強化等の諸條件を積極的に克服するための企業再建闘争とともに闘わねばならない。

ロ、なお実質賃金確保のための闘争は、適正な労働條件の確保を目的とする協約闘争と切り離しては考えられない。むしろ賃金闘争は協約闘争の一環とさえいえるのである。しかも重要な一環なのである。

ハ、他に実質賃金確保のためには、企業内では労務用物資の低價格配給、生活協同組合の確立強化、厚生施設、労務者住宅等の完備向上の諸活動とともに、企業外においては大衆課税の大巾軽減、社会保障制度の確立、ガス・電氣料金その他の値上反対、電力事業分断等の企業の社会化に逆行する施策に対する反対闘争を活発に展開することによつてはじめて所期の目的を達成し得るのである。

三、國会闘争と結合した多角的な闘争へ

以上によつて明白なごとく、われわれの闘争はもはや個々の單産の闘争や、一企業、一職場のワク内の闘争をもつてしては、きわめて組織的、統一的な日経連を先達とする資本攻勢および吉田内閣の反動攻勢に立ち向えないばかりか、なにごともなし得ない現状である。総評による戰線統一の急務は、かくして民主労働戰線全体の現状における強い要請となつている。こんにちわれわれ

の経済闘争は政治闘争と不可分である。すなわち労働法規改悪、公務員法、公企法、地方公務員法その他大衆運動抑圧諸法例反対のための闘争は総評への全組合勢力の結集によつてのみ闘い得るのであつて総評は給與ベース改訂およびドッジ・プランの修正等の闘争をこれらの闘争とともにこれを國会闘争に集約して闘うと同時に、これらの政策の直接の遂行者たる吉田反動内閣打倒のため社会その他の友誼的な政党との積極的な協力によつて闘争を推進しなければならない。

すなわち、われわれの闘争はこれを集約すれば、次の闘争目標を強力に闘うことである。

① 賃金ベースの改訂
② 大衆收奪の惡地方税法の反対
③ 集会、結社の自由の確保
④ 首切り、賃下げ反対、賃金遅欠配解消
⑤ 労働協約締結促進
⑥ 地方公務員法制定反対
⑦ 國家公務員法修正
⑧ 失業対策の強化
⑨ 社会保障制度の拡充
⑩ 電氣事業分断反対

四、闘争態勢の強化とその進め方

われわれは以上の闘争の展望の上に立つて今後の闘争を次の方針のもとにおし進める。

(一) インフレ期における闘争方式はもはや今日の段階では全面的に止揚され、現実の経済事情にもつともマッチした方式をもつて闘わなければならない。インフレの收束を労働階級の一方的な犠牲と負担のもとに強行しようとする激しい資本攻勢の間に展開されつつあるわれわれの闘争は、あきらかに防衛闘争の性格をもつものであるが、それはまた同時に常に攻勢轉移へと発展する性格のものでなければならない。

(二) 当面する闘争の一点は、單純な賃上げ闘争から一歩前進し資本家的企業合理化とわれわれの企業再建闘争との鋭い対立をめぐつて、日本経済の再建方向を誰が打ち出すかの闘争ともつらなり、なおまた経済闘争、協約闘争、政治闘争との諸闘争をいかに有機的に結合し、これを組織の確立、戰線の統一を通じて労働階級全体の闘争にまでいかにたかめていくかにある。

(三) 総評はこれらの諸闘争を集約し、闘争の組織的、統一的な展開を期するためにすでに中央闘争委員会を設置し、これに配するに数個の専門委員会を持ち、闘争の進め方およびその具体化に努力している。

1、協約対策委員会

これは各單産の調査部の総合機関として予定され、各單産の調査部その他学識経験者を招請し、協約問題の現状打開を第一にとりあげ、その後賃金体系の確立とその対策に努力をはらつておるが、可及的速かにもつと広範な調査活動委員会への発展が期されねばならない。

2、福祉厚生対策委員会

実質賃金確保の裏付けに必要な福祉厚生対策活動はこれまで各單産において比較的輕視され、バラバラな形で行われており、労務用物資対策全國協議会がわずかに統一的な活動を続けてきたに過ぎないが、総評は労務用物資対策のみならず生活協同組合、労働銀行、労働者住宅等の諸対策をはじめ社会保障制度全体に関する対策をふくめた福祉厚生対策委員会を発足せしめ、積極的な活動を展開している。しかしながらこの委員会もまた他の專門委員

会と同様に頭だけの中央部活動にのみ終始することなく、組織の末端の諸要求と有機的に結合した実際的な対策活動および指導が期されなければならない。

3、中央闘争委員会

國会共闘による三月闘争以後の闘争を集約し、今後の闘争全体を統一的に推進するため、総評は「中央闘争委員会」を設けると同時にとくに國会対策を中心とする政治活動の綜合的指導機関として「政治活動委員会(仮称)」の如きものを設置する必要があるが、この委員会の活動方針等については別に検討することとし、ここでは中央闘争委員会を軸とする闘争の進め方についてふれておきたい。

第一に当面する一切の闘争が、現段階においてはすべて政治との関連なしには本質的な解決の方途を見出し得ないというところにわれわれの闘争の特質があることを確認し、運動全体の政治性を高めつつ積極的な政治闘争を行うものであるが、特に次の点が留意されなければならない。それは、労働組合の行う政治闘争はあくまでも経済闘争を有利に解決するために行われるものであつてこの場合政治闘争の主体は政党にあり、その決戦の場は議会にあるのであつて、総評は國会外における労働階級の勢力を結集しこれを國会内の闘争に結合して闘うのでなければならない。

第二に國会闘争における官公労組と民間労組のズレを調整し、闘争の成果を総評全体の立場において統一的に闘いとるためには、中央闘争委員会の任務とその当面の戦術的措置は十分な組織性と計画性の上にたつた配慮をもつて行われなければならない。この場合対策方針の樹立にあたつては、中央闘争委員会は政治活動委員会をはじめ調査活動委員会(協約対策委員会)福祉厚生対策委員会等の専門委員会によつて十分に裏打された対策をもつて進むべきである。民間労組の当面の闘争目標は、重点的には例外なく賃金闘争であり、協約闘争であるが、地方税改正あるいは社会保障制度確立に関する問題については、これを國会闘争においてかちとる以外になく、又賃金問題も全体としてドッジ・ラインの修正を闘うことなくしては、問題解決に一歩も近ずき得ないのであつて、この意味において、國会闘争を官公労組にのみ委ねることなく一体となつて闘うべきである。

第三に中央闘争委員会は國会闘争と共に民間労組の賃金闘争、協約闘争を積極的に推進すると同時に、これらの闘争が常に中央地方を通じて全國的に統一されたカタチで行われる如く、とくに地方においては前回の三月闘争でもたれた地方共闘組織を更に強化拡充し、中央とほぼ同一態勢をもつて闘えるようあらゆる努力を傾倒すべきである。

第四に中央闘争委員会は以上の闘争の展開に当つて総評未加盟の組合の場合でも総評の方針に一致する限りこれらを広く結集して闘うものである。

最後に役員選挙にうつり

議　長　武藤武雄(炭労)
副議長　長谷武麿(全逓従組)
　　松浦清一(海員)
　　島上善五郎(総同盟)
事務局長　を万場一致で決定し、大会宣言朗読をもつて結成大会の幕をとじた。

大会宣言

今や内外の情勢は極めて重大なる段階に直面し、われわれ労働階級の力強き団結と奮起を要請してやまない。南北朝鮮は直ちに第三次大戦に発展すると即断し得ないが、これを轉機として米

ソを中心とする國際的対立は新たなる様相を呈し大戰の危機が一段と深刻化していることは否定し得ない事実である。かかる國際情勢の激化に便乗した吉田内閣は民主々義の基本原則たる言論、集会の自由を抑圧し、労働者の団体行動権までも剝奪するなどその反動的性格を露骨にあらわして来た。更に又政府の強行するデフレ政策は低賃金、首切、重税等、労働者に対する一方的犠牲を強要しその生活を窮乏のドン底に追い込みつつある。加えるに労働委員会人事院、裁判所等の公的機関の権威を蹂躙して新憲法の精神を無視し反動攻勢を熾烈に展開して来た。この秋に当つてわれわれは日本共産党の組合支配と暴力革命的方針を排除し、労働階級の永き要望に応え、自由にして民主的なる労働組合によつて労働戰線統一の巨大なる礎をすえたのである。

しかしながら総評議会の任務の限りなく重大であることとこの任務達成の道の容易ならざるを知る。しかしてこの困難なる闘いを通じてのみ日本の民族的再建と労働階級の解放がなされることを確信、総評議会に参集した四百万労働者の同志的結集を固めより広範なる統一をはかり、國際自由労連に連なる全世界の労働者と提携し民族の平和と独立のためにあらゆる妨害を排除して、自由にして民主的なる労働組合の闘いを堂々と進めんとするものである。

右宣言する。

一九五〇年七月一二日

日本労働組合総評議会結成大会

なお七月一二日この大会に対応して開かれた新産別第二回中央委員会は戰線統一にかんし討論を重ね集約した意見を次の結論に要約して総評に対する態度を明らかにした。

戰線統一に関する新産別中央委員会結論

一、まず戰線統一に関する考え方をはつきりさせる。総評は頭だけの統一であるというわれわれの批判は正しいものであつた。だが総評を固定したものだと考える必要もない。だが、要するに統一は大衆と大衆との結合であり、下からの統一を実践する手段としての上からの誘導が合理的に行われているときにのみ正しい統一の実を結んで行くというわれわれの意見が全く正しいものであることをここに確認することが先決だ。

統一運動における総評と新産別の間に生じた食い違いが解決されなければ、総評は断じてものにならないのである。だがものにならないと言い放してはいけない。統一が失敗することはわれわれの失敗であつて、総評も新産別も総同盟もみな重大な時期において失敗し、望みない形で統一の姿は遠のくのである。

二、新産別が総評に加盟しなかつた理由と、その積極的な意義を一層徹底せしめる必要がある。だがそれは批判のための批判に終らないように、積極的な提携の態度においてのみなさるべきである。でないと相互批判によつて行動の一致点を求めるための成果を求めることは出来ない。

三、総評に加盟している組合と否とを問わず、われわれ民主的労働組合間の友好関係は基本的に差異あるものであつてはならない。だが総評加盟組合と非加盟組合の統一を成功せしめることが統一の眞の第一歩をふむのであるから、これまでの総評問題のいきさつにかんがみて、統一への推進力は戰闘的民同の協同を基調としなければならない。

四、現在、いなこれから当分の間、総評の地方組織というものが活潑に論議せらるることとなるであろう。しかし地方組織はまだまだ複雑で錯綜している場合が多いのであるから、総評の地

方組織として機械的に枠をはめていこうとする運動には反対する。全府縣的組織は、当面そのまま府縣独自のものとしてこれを成立助長せしめ、眞の統一が結実するまでは中央との関係を形式的につけることをさけしめる。だが総同盟の縣連の如く、新産別自身の地方組織は、もとより規約による組織方針であるから、これを主体として地区地方における他の民主的労働組合との共同闘争を行いつつ全府縣的組織を完成させる。

五、統一を達成する手段と方法は、行動の一致に盡きる。行動の一致は統一の生命であるから、その時の事情において巾の伸縮が出来るものでなくてはならない。だが当面われわれの行動一致のための最低限の條件は次の如くである。

一切の組合干渉反対、完全なる自主性の確立

全面講和を目指す平和運動の推進

われわれは、労働階級の立場を確守する精神においてのみ、民主的労働組合ということが出来るのであるから、いまや國運の岐路に立つ現下の組合活動においては、特に右の主張が統一提携の基本であらねばならない。

六、われわれは以上の基本的な態度に卽して、総評および総評非加盟の組合に対してよびかけ、民主的統一戦線の眞の成功を達成せんとする。具体的な方法については、執行委員会に一任する。但し現在の総評およびその他の組合の事情を考慮して直ちによびかけるようなことはせず、その成功を今秋の各団体大会の季節におく。

四　総評の組織および活動の現状

結成大会後の各単産及び連合体の総評加盟は次の通りである。

全　鉱　連　八月三一日　第一四回臨時大会で加盟決定

全国金属　一〇月　八日　改組結成大会で単独加盟決定

全　繊　維　一〇月二一日　臨時大会で加盟決定

電　産　一〇月三一日　臨時大会で加盟促進を決議、執行部一任

私　鉄　一一月二一日　第七回臨時大会で加盟決定

新産別　一一月二六日　第二回全国大会で具体プランを拡中委で決定するという附帯決議と併せ加盟決定

合成化学労連　一二月　九日　結成大会で加盟決定、組合員四〇、四〇二名

なお硫労連は九月二七日の大会で総評加盟を保留、合化労連は、硫労連加盟の主要労組が中心となつて結成されたものである。

地方評議会結成活動は準備会結成後より続いて行われ、六月二四日には「総評地方組織代表者懇談会」を開催、地評結成促進についての意見を交換した。八月二六日現在の地方組織状況は左の通りである。

総評議会地方組織結成状況（総評指針第二集より）

宮城縣労働組合評議会
岩手縣労働組合連合
青森縣労働組合会議
福島縣共闘会議
東京地方労働組合評議会準備会
栃木縣労働組合会議
埼玉縣國会共闘委員会
全群馬労働組合統一会議
神奈川縣労働組合協議会
山梨縣官公職員労組協議会

新潟縣民主労組共闘委員会
石川縣労働組合会議
静岡縣労働組合統一協議会
京都民主的労組連絡会議
滋賀縣労働組合協議会
奈良縣全労組協議会
兵庫縣民主労組戰線統一準備会
岡山縣労働組合会議
山口縣地方評議会準備会
愛媛縣労働組合会議
九州労働組合会議（福岡民主労組会議）
佐賀縣労働組合協議会
鹿兒島縣労働組合連絡協議会
熊本縣労働組合総評議会
高知縣労働組合評議会準備会
千葉縣労働組合協議会
長野縣全労働組合連絡協議会準備会
愛知縣労働組合評議会準備会

準備会時代から結成後を通じて機関紙「総評」（旬刊）を三月発刊すると共に「総評ニュース」「総評資料」「厚生情報」などを教宣資料として発行する外、参議院選挙闘争、国会共闘、全闘の闘争などの各活動の中心勢力となつた総評議会の役割はすでにその当初の目的を徐々に果しつつあるかに見える。次に結成大会以後の総評の主な動きを見よう。

結成大会で討議された議題の各項の中、評議員会に付託された(1)朝鮮事件に対する総評の態度決定、(2)「当面の行動綱領」追加、(3)闘争方針追加に関する件等の重要事項について、之を審議決定すべく七月二五日第一回緊急評議会員が開かれた。決議事項としては行動綱領に新しく日鉱提案の鉱山労働者に関する項及び「左右両極の全体主義を充服し、これらの勢力並びに外部からの労働組合に対する一切の干渉支配を排除するために闘う」の項を追加した外、特に朝鮮事件にかんしては愼重討議を経た上で次の様に態度を決定、更に付帯事項として「戰争反対、全面講和の精神にもとずく平和運動の展開」と「日本の自主権回復の基本態度」について早急に案をねり対外発表すべきことを決議した。

態度と闘争方針

当面する朝鮮事件について、次のように総評の態度を明らかにする。

（一）基本的態度

（1）今度の朝鮮事件は、北鮮軍の計画的、侵略的行爲からおこつている。われわれは朝鮮の南北統一はあくまで平和的、民主的手段によつて完成さるべきである、との見地から北鮮軍の武力的侵略に反対する。

（2）三八度線の復元と、安全保障を目的とする國連の基本方針と行動は世界平和の維持と民主々義の立場と一致することを確認する。

（3）しかし、われわれは一切の戰争放棄を明かにした新憲法下における日本國民として連合國軍の占領下にあるが、事態の判断と行動においてあくまで自主性を重んじ、戰争介入に反対する。

（二）当面の具体的活動

（1）残有する旧軍閥ファッショ勢力を背景とする吉田反動内閣は戰争をせん動し、労働運動を弾圧するため、占領目的に対する服従を無制限に拡大し、奴隷根性と反動ファッショ勢力をつく

りだそうとしている。われわれは、平和産業、文教政策を擁護し國民生活水準の向上と安全保障のために吉田政府の反動政策を徹底的に糾彈する。

（2）事件の影響による必至の結果として生産の増強並にその輸送に當つて、賃金その他労働條件を低下させ、これとたたかう自由な労働運動を共産党呼ばわりし、あるいは占領目的の名において彈圧しさる危險がある。われわれは、

（イ）軍需生産並に輸送増大にともなう超過労働に対し、超過手当の増額、定期昇給などの賃金値上闘争をおこす。

（ロ）日本内地を離れて特殊勤務に従事する労働者に対し、危險手当を要求すると共にこれの勤労所得税の課税対象からの除外を要求して闘う。

（ハ）緊急生産に必要な施設の拡充強化、危險の防止及び保障その他を要求する。

（ニ）過重労働に反対し、人員の増加を要求し、雇用量の増大をはかる。

（ホ）労働基準法違反を厳重に監視し、その完全実施を資本家と政府に要求する。

（ヘ）この際、労働協約の改訂を引のばし、あるいは故意に破棄しようとする反動政策とたたかい協約の締結を促進する。

（3）わが総評を中心とする民主的労働組合のストライキを含む自主的な大衆活動の自由を要求し、不当な干渉彈圧に対し断乎たゝかう。

（4）朝鮮事件に便乗した特定勢力がことさらに反米宣伝をなし、北鮮の武力攻勢に従属するゲリラ部隊化し、産業の破壊をねらう、公然、陰然たる一切の活動に反対する。

（5）この活動の成功は中央機関のみならずすべての自由なる労働組合がその職場單組において、この基本的活動方針を討議し支持し、具体的な大衆運動たらしめることにある。

朝鮮事件に対する態度決定に伴う「当面する平和運動の方針」を中心議題にする第二回幹事会は八月一二日開かれ、別項（平和擁護運動）の様に「国際共産主義の武力による侵略に反対し、民主主義を抑圧する新しいファシズムの抬頭を粉砕するために闘う」旨決定した。

つづく八月一九日、二六の両幹事会は平和運動の具体案を検討し、これを「一大国民運動にまで発展せしむべき一」こととした。

一九日の幹事会では「今次国会闘争の自己批判に基ずき来るべき秋の臨時国会に備える広汎な闘いを展開すべき闘争方針」を提出、「秋期闘争方針」として可決、評議員会で最終決定を行うこととした。二六日常任幹事会で追加修正を見た同方針案は次のごとくである。

秋期闘争方針

はしがき――過ぐる國会闘争を中心とする夏期の闘争は政府と大資本の攻勢の壁をどこの一カ所においても突き破ることができなかつた。官公吏の給與ベース改訂は突破口をも作りえなかつた し地方税法改悪は権威をたてに強引に通過せしめられた。また民間における首切り、企業整備は大資本の傍若無人なる振舞をゆるしてしまつた。賃金遅欠配解消、協約締結促進の闘争にしてもほとんどいうべき成果をあげ得なかつた。この闘争が当初から立遅れていたこと、國会の会期のことや國会内の動きに目を奪われすぎて官公廳労働者と民間労働者の闘争の結びつきが充分に行われず、特に闘争を職場から地方から充分に盛り上げ得なかつたこと、闘争組織にしても企画、指導、宣伝、動員、書記局が確立されなか

つたことなどが酷しく批判されねばならなかつた。われわれはしかしこの闘争を通じて次の闘いへの足場を固め決意を新たにし、その一歩を踏みだした。われわれに求められているものは闘争の跡を傍観者のように批判していることではなく苦しい闘争を教訓とし如何なる情勢の中でも屈せずたゆまず前進を続けることである。

一、情勢分析

最近におけるわれわれをめぐる情勢は

①朝鮮事件ぼつ発にともなつてもたらされた新らしい事態により労働者の生活と労働運動の前途に重大な問題が提起された、この事件によつて、②特需の生産と輸送は多忙となつているがそれに従う労働者は低賃金、過重労働の下にあり、人権問題も起つている。③一方ではドツジ・プランの強行、金融引締めは平和産業、中小企業への重圧を加重し首切り、企業整備を一層行わしめ日本経済の跛行は更にはなはだしくなり、日本経済の再建を困難ならしめ、④生活必需物資、一般物価の値上りは、改悪地方税の実施、それにともなう家賃、地代の値上げと共に労働者の生活を極度の窮乏りに追いこみ、⑤これらの情勢を好機として全労連系共産派は北鮮軍を支持する立場からのデマ宣伝、生産と輸送に対するサボタージュ、妨害、破壊のゲリラ的闘争を随所に組織し、⑥この共産派の破壊的闘争を口実として政府と資本家の反動政策は一段と強化され、正常なる組合運動にも制約と弾圧を加え、あるいは組合御用化を策し、⑦他面には旧軍人勢力、ファッショ勢力が擡頭し、われわれの前に立ちはだかり、あるいは内部に食い入り闘争の妨害をしようとする。

二、闘争目標

右のような情勢はわれわれの闘争の容易ならざることを示唆するとともに総評議会を中心とする民主的労組の断固たる闘争を強く要請するものである。われわれはこの要請にもとずき強力な秋期闘争を組織推進する。この闘争目標を集約すれば

①官公労の九七ベース獲得民間の賃金値上げ（賃金遅欠配解消手当、増額、一時金獲得、昇給の実施等も含まれる）、最低賃金の設定、②首切り賃下げ労働強化の企業整備反対、③天下り産業合理化政策反対、④特需労務者の生活人権身分の保護、⑤給與所得税地方税および勤労者負担の間接税軽減、⑥労働協約締結促進、⑦失業対策樹立、社会保障制度の確立、⑧電氣事業の分断反対、⑨教員の政治活動禁止反対、教育財政確立、⑩政令二〇一号撤廃、地方公務員法制定反対、國家公務員法、公企労法の改正、公契約法の制定、⑪労働組合活動の自由確保、公安條令の撤廃をそれぞれ追加、⑫フアッショ反対平和運動の推進、⑬共産派のゲリラ的破壊から産業の防衛

われわれの以上の闘争は、鉄石炭電源等基幹産業対策ならびに朝鮮事件によつて打撃をうける肥料等の平和産業、中小企業対策の樹立実行の要求と結びつき日本経済の自立化を目ざす闘いとなり、われわれの要求に応え得ず、経済自立の妨害者たる反動政権打倒の闘争となる。

三、闘い方

①職場大衆の関知しないうちに上だけで大臣や政党への接衝にいくら血道をあげても強力な闘争とはならないし動員もきかない。それではどんなに交しようが執拗で上手でも効果は上らない。闘争は常に職場からもり上る大衆闘争とすることに重点がおかれなければならぬ。

②まず計画的な宣伝がなされねばならない。ポスター、壁新聞闘争ニュース、組合機関誌、これらの他の組合との交換、さらに

職場への宣伝隊の派遣等によつて次から次へと宣伝をする。宣伝は具体的な事実、闘争の動き等を訴える方が効果的である。

③闘争目標の中それぞれの組合の切実なものをとり上げその要求内容を大衆的に検討し決議して眞に大衆自身の要求にする。自分達に関係の薄い要求についてはなかなか闘争の熱意がわき起らないものであるから闘争目標を幾つも公式的に羅列しても單組では大した意味がない。

④闘争を勝利的に闘い抜くためには実力の裏付けを必要とする。実力行使は客観條件や相互の力関係等を考量しつつ巧みに行わなければならない。この場合努めて合法的に行うことが必要であると共に大衆の闘争力が高まれば合法の範囲が拡大するものであるから勇氣と決断力を以て当るべきだ。そして政府資本家の反動政策を行動を以てはね返すことだ。

⑤われわれのこの闘争は直に開始されるものであるが、臨時國会、政府や資本家の出方とにらみ合せ闘争の山を作り上げて行くことが必要だ。山の頂点で闘争力が集中的に爆発し敵を圧倒するよう計画的に進められねばならない。その時期段階、爆発の形については官公労組、民間労組それぞれの実狀に応じた方法を充分「戰術委員会」で研究しておくべきだ。この際共産派全労連の割込み、かれらのゲリラ闘争に利用されないよう厳に警戒を要する。

⑥各組合、全國組合の地方支部、單組はそれぞれこの闘争のため闘争委員会を作り連絡を密にすると共に一定の闘争資金を用意せねばならぬ。総評中闘、國会闘争委も総評経常費のみに依存しては充分の活動ができないから臨時徴収を行わねばなるまい。

⑦闘争組織は中央においても地方においても総評を軸として方針の一致する民主労組を参加せしめ強力なものを持たねばならぬ。これには各組合とも代表的メムバーをこの闘争に専従せしめるために送り込むこと。書記局を充実確立すると共に企画、戰術委、動員、宣伝等必要な部門を確立し眞に指導的かつ行動的な組織たらしめねばならぬ。

⑧闘争の進展の中である組合の要求が通つて解決する場合があつてもよいが闘争がバラバラにならないよう一つの大きなかたまりとして闘われ、その中でより有利に勝利的に要求を通すよう闘わねばならぬ。

⑨國会がはじまつても大臣のその時々の片言双句に氣を奪われることなく、全体としての職場の闘争、院外闘争の波によつて闘いを勝利的に導くことに重きを置く、従つてこの闘争には社会党等との協力、農民勤労市民との共闘が当然組織されねばならない。

⑩われわれの要求を拒否するために政府はしばしばGIQの意向を悪用する傾があり、また実際にもわれわれの要求に対してGHQの正しい理解を得られないため要求実現の障害となる場合も少なくなかつたのでこの方面に対する要請、陳情等も積極的に行う必要があると共に國際自由労連に訴えてわれわれの要求に対し國際的支持を起す努力をしなければならない。

⑪われわれの闘争は常に現実的で具体的でなければならないし一定の合理的根拠の上に立たねばならぬ。総評は官公労、社会党等との協力のもとに直ちに必要な専門委員会を作り法律、予算関係はもち論、その他の調査、研究、立案を一方において進めねばならぬ。これには各單組の調査部、法律部等の総動員的協力を要する。

ついで八月二六日の幹事会で秋期闘争および平和運動の具体化に関して意見を交換、夫々一応の結論に達したのであるが、後者につ

いては特に大きな動きが見られないままに、前者は急速な発展をみ、
九月一八日には総評のよびかけで二四単産が集つて「一刻も早く
強力な全国的闘争組織を作り、反動陣営反撃から攻撃への態勢を整
えるための代表者会議」を開くに至つた。会は総評側より「総評の
闘争方針」の説明があり、その具体化について新闘争組織が総評中
闘委員会を拡大強化したものであることが強調され、ほぼ主旨につ
いて総評案の承認をみた。ここに新たに全国民主労組闘争委員会
（略称全闘）が発足することになり、国会闘争委員会は発展的に解
消することを申し合わせた。全闘には総評参加各労組の外、電産、
全日通が加わり、再び年末における国会闘争が起るや総評議会はこ
れらの闘争の中心部隊となつたのである。
一九五〇年度における労働組合の再編成は組合運動の主導権をめ
ぐる左右両派の抗争に一応の落着点を示したかにみえる。これには
種々の原因があろうが、一つには国際情勢の変化に伴う国内政治の
動きを強く反映したものであり、他方従来の労働運動の指導の面で
の成功と欠陥の反省が大きな要素として指摘されうる。この事が左
派労働組合幹部の自己批判を呼んでいる事実は、今後の闘争に再び
新しい形態を生みだす可能性のあるものと考えられよう。しかし同
年末から翌五一年にかけて、総同盟の解体をめぐる左右分裂、社会
党大会における左派の主導権確立、さらに総評内部での講和問題、
組織問題にかんする総同盟と新産別に代表される右派と左派との対
立など一言でいえば「国連協力か、中立堅持か」にどう態度を決する
かという講和に対す労働者の動向を反映して、総評自体が内蔵する
矛盾は次第に表面化して早くも統一は危機に面したかに思われた。
講和問題が総評内部での意見対立の中心となつたのは五一年三月の
総評第二回大会においてであるが、分裂の兆はすでに五〇年度中に
表われており、中でも新産別の総評に対する態度および総同盟の分
裂は見逃すことができない。
新産別では先に第二回大会で、統一運動の具体的プランは拡大中
執委で決定することを附帯して総評に加盟したが、一二月二二日拡
大中央執行委員会をひらき「統一運動の具体化」方針を次のように
決定した。

一、戦線統一の基調（要旨）

われわれは、第二回大会の運動方針に基き、労働者の利害を眞
正面から闘つていく原則にたち、労働運動の内部からたい頭しつ
つある社会ファシズムに対して、極左とともに断乎粉砕しつつ当
面総評内外の統一のために次の三目標を闘い抜く。

(一) あらゆる形の組合干渉反対
(二) 資本家、権力からの組合の自主性の確立
(三) 全面講和を目指す平和運動の推進

以上の基調にたつて色々な現実の條件に即応したあらゆる共同闘
争を積み重ねていく。共同闘争こそは、大衆と大衆の統一の基本
である。共同闘争を土台とし、その程度に応じて組合対策を推し
すすめるし、共同闘争を軽視した統一は大衆の統一とはならない
から、統一自身が力にはならない。

二、総評加入の意義

(イ) 新産別が総評に加入したことは、従来の総評に対する考え
方や、基本的態度の変更を意味するものでない。昨年二月、第一回
中央委員会において総評批判を明らかにし、加入中止の決定を行
つた態度も、今次加入の基本的な立場も、ともに産報化、御用化
の危険を阻止する原則を明らかにしての決定であり、行動である。
民主的労働戦線統一に横たわつた弱点を公然と全労働戦線に提
起し、これに対する態度を明らかにしたことが、少なくも総評内
外に影響し、戦闘的民同勢力の抬頭を促進したことは、その後の

経過において明らかになりつつあるし、総評内外における戦闘的民同の提携による統一推進の主体的な條件が成熟したといえる。同時に朝鮮動乱を契機とする國際的準戦体制を迎え、労働運動の危機は、その内外からするファッショ化の危機を目前にひかえてここに統一運動における総評運動は、これに積極的に加入することによつて、切迫した課題として産報化、御用化の危機と直接対決しなければならなくなつたのであり、新産別の統一問題に対する基本原則の発展である。

(ロ) われわれの加入は総評内外を戦闘的自由労働組合の方向において統一運動を推進するものであり、何よりも、この立場からの行動の統一を高める点にある。

新産別の総評加入によつて、総評が強化されたとか、民主的戦線統一が完せいに近いとかいうのは間違いであり、事実に反するといわねばならない。このように総評の弱点を蔽いかくし、民主的統一なれりとの宣伝や、加入の手続きをとつたから安心だとする態度こそは総評に対して行つた批判を忘却するばかりでなく、眞の民主的統一運動の努力を放棄するものといわねばならない。

総評は連絡協議機関に過ぎない事実、朝鮮動乱に対する参加各組合の態度をみても統一したものとはいえないのである。したがつて重要問題の決定となれば、参加組合の一致を早急にのぞむことは困難であり、有害でさえある。だから、総評は参加組合の協議機関であつて、新産別、総同盟の如き統一的指導と性格をもつた連合体ではないのである。

この点を明らかにしなければ、総同盟の分裂にみるように、総評問題をめぐつて分裂を導き、これがまた、総評に持込まれ、かく大されるという矛盾するき険を犯すこととなる。

以上の総評の実体にもかかわらず、これに必要以上の権威づけをやつたり、また依存せんとする動きの中には、依然として新産別が総評を批判した産報化、御用化の危険がまだ解決していないことをしめしているのである。一例をラジオ放送の「一労働の時間」にとるならば、資本家や権力は、如何に総評を自分らの要望するものとして利用せんとしているかがうかがえるであろう。

新産別の総評加入は、この批判の立場から決定されたもので、総評の性格変化を意味したり、まして民主的統一完成の画竜点晴的なものではなおさらない。

(ハ) 新産別の総評加入は、戦闘的自由労働組合主義の立場から統一運動を、総評の内外において推進するための一つの足がかりであり、総評に活動を限定したものではない。

全労働戦線（総評の内と外）を眞に自主的方向において統一運動を推進し、切迫した時局の重圧に対し対応し得る階級的主体を確立することに重点があるのである。したがつて、新産別の総評加入は、これによつて新産別が解体したり、さん下の各単産が総評内で一挙に産業別整理統合をやるのではなく総評内外を通じての共同闘争を積みかさね、自からも強化し、全体を強化することに当面の主力は注がれるのである。

三、統一運動の具体化（要旨）

(イ) 新産別の主体の強化

(ロ) 全國的産業別組織の完成している組合との統一

電産、日通その他全國的産業別組織として一応組織が完成されている組合に対しては、谷單産内部の戦闘的民同勢力との提携によつて、戦闘的自由労働組合の筋金を入れる。

(ハ) 金属、化学その他の産業における統一

(ニ) 地方統一組織

一二月総同盟第五回大会における右派の分裂と刷新強化運動とは

総同盟が総評結成に際しその中心勢力と目されただけに、この事態が総評傘下各労組に与える影響は大きく、単に総同盟の越年闘争の力を弱めたに止らず、各労組あるいは社会党の左右抗争を一そう深めたものといえる。分裂の直接の原因は、左派が「各産業別組合を統合して総同盟は発展的解消をすみやかに行うべきである」と主張するに対し右派は「総評の現状からみて総同盟の解散は尚早で、むしろ総同盟の組織を強化することが総評を強化することになる」と対立していたのに加えて、大会第三日いわゆる「ブラッティ書簡」問題を契機に左右両派の対立は頂点に達し、この採決に左派が勝利を占めると全繊、日鉱、食品、造船などの右派代議員が退場、大会は残つた左派代議員で運営され解体方針をきめた。このため総同盟はついに分裂、右派は別に刷新強化運動本部を設けて再建対策をねつた。解体派は大会の名で「分列策動を排除」する旨の声明を、刷新強派は「刷新強化宣言」をそれぞれ発したが各々のいい分は次のようなものである。

声明

一、総同盟第五回大会は、日本労働運動の重大な危機に直面して組合御用化政策と闘い、悪らつな資本攻勢に反撃する強固な労働戦線の統一を促進するために開催された。

二、議長団並びに代議員はこの大会の重大な意義に鑑み、ひたすら公正にして寛容なる態度をもつて大会の意志を結集することに努めてきた。このために本部報告に対する質問、討論に三日間を費す程に代議員の発言を尊重し、第四日正午に至つて民主的な手続きにより、本部報告承認の無記名投票を行つた。

三、しかるに、その結果が発表されるや、これを不満とする一部代議員の退場を見るに至つたことは民主主義の建前からみてまことに遺憾な行為と言わざるを得ない。

四、しかしながら、われわれは退場者の速やかな復帰を期待しつつ、本大会に寄せられた一二〇万組合員の信託に応えるためあらゆる分裂策動を排除して本大会の議事を進め、当面する年末闘争を断乎として闘い、労働戦線統一の強力なる前進のためこの歴史的大会を最後まで守り抜くものである。

右声明す。

一九五〇年一二月三日

総同盟第五回全國大会

刷新強化宣言（要旨）

われわれは総同盟大会に多くのものを期待した。しかるに執行部並に一部非民主的代議員は暴挙の数々を以て大会の運営を一方的におしつけ、過去一カ年の過誤と誤謬をおおいかくさんとして独りよがりの新産別との即時合同を提唱し、総同盟の戦後統一運動を混迷に陥れた。しかるに本部執行部はこの事実をひたかくしにし、あたかも総評結成の主導権をとつたかの如き自己宣伝を行い、その独善ぶりは総評内外の物笑いとなつた。またブラッティ書簡問題においては日紡労組ならびに全繊同盟の自主性を無視し、組織をひぼうするが如き調査報告書を作製し策謀と扇動によつて採択せんとして大会を混乱におとしいれた。われわれは代議員の審議権を抑圧し、組合員の眞しな叫びを無視する非民主的意図を改めさせるべく議長団に申入れ、議場においても條理を盡して反省を求めたのであるが終に顧みられるところとならなかつた。ここにおいてわれわれは民主主義の原則の認められない大会の審議に参加するに忍びず、終に退場を余儀なくされたのである。

われわれはもはやこの目的のために手段を選ばぬ偏執者の一群に総同盟の運営を委ねることはできない。ここに憂いを同じくす

る代議員並に中央委員は全組合員と共に総同盟を刷新強化し、労働者の生活を守り抜く眞の労働組合の組織として確立し、いよいよ団結を固めて日常闘争の強化と共済活動の充実、争議金庫の確立等に全力を盡すべきことを誓う。

総同盟第五回大会を退場し組織の刷新強化と戰線統一への新たな決意を披歴して右宣言する。

一九五〇年一二月三日

日本労働組合総同盟
刷新強化運動協議会

第四節　統一委員会運動

一　労働戰線の分裂と統一運動　一九五〇年の日本の労仂運動を特徴づけるものは、組織的な資本攻勢の下にかつてない広さと深さをもつて進展した労仂戰線の分裂とそれに伴う左翼労仂組合勢力の全線的退却であつた。このような情勢の発展は、階級的労仂組合の再建とそれに基く労仂戰線の統一を「階級意識ある労仂者」の緊急任務としてかれらの運動の日程にのぼすことになつた。かくして、「このような情勢に適したもつとも効果的な組織形態」として労仂組合における統一運動委員会活動が、左翼労仂組合の主要な統一戰術として、とくに共産党の労仂組合政策として全面的にとりあげられた。

一九五〇年二月、日本共産党臨時中央指導部は、全労連解散に伴う労仂運動の新しい情勢に対処するため「全国労仂政策会議」をひらき、ここで再び統一運動の推進の必要を強調している。

「統一運動委員会は、戰争と植民地化のための首切り、労仂強化人権じゆうりんその他一部の收奪と抑圧の根源を大衆にバクロし、大衆の要求にそうて行動を組織し、共同の行動を通じて、大衆の政治的、階級的自覚と統一を一歩一歩おしすすめ、さらにこれを地域と産業の全体にひろげ、反戰独立のための統一戰線を推進する勢力である。民同分裂主義者の支配する労組大衆団体に必要であるばかりではない。全労連もまたかゝる統一運動の推進力としての役割を果さねばならない」（「労仂政策会議の報告と結語」）。

一九五〇年一〇月、日共臨時指導部はさらに「当面する労仂者階級の統一運動委員会は、わが党の細胞が中心となり、その階級的政治的影響のもとにあるものを結集して、政治的な問題から、日常の諸要求の貫徹にまで努力するようにしなければならない。

しかしながら、あくまで組合内の反幹部的な分派組織であつてはならない。もつとくわしくいえば、組合組織のほかに、みずからの執行部その他の組織をもつて、組合の分裂をさくべからざるものにすることをやつてはならない。あくまで階級的、思想的、政治的な影響を主とし、これによつて各種の要求がうちだされ、これを組合の職場大会のうえで多数の支持によつて決定し、組合のだらく幹部の抵抗を克服して前進するようにしなければならない。そうしないと、組合の統一をみだすのみならず、敵の攻撃によつて革命的組織が大衆にまもられることなしに、うち破られる可能性があるからである。ことばをかえていえば、統一運動委員会は労仂組合の防衛と革命的行動を大衆の支持によつて擁護されるように組織されなければならない」。

一九五〇年八月、日本共産党臨時中央指導部は、全労連解散に伴う労仂運動の新しい情勢に対処するため「全国労仂政策会議」をひらき、ここで再び統一運動の推進の必要を強調している。

「統一運動委員会は、戰争と植民地化のための首切り、労仂強化人権じゆうりんその他一部の收奪と抑圧の根源を大衆にバクロし、大衆の要求にそうて行動を組織し、共同の行動を通じて、大衆の政治的、階級的自覚と統一を一歩一歩おしすすめ、さらにこれを地域と産業の全体にひろげ、反戰独立のための統一戰線を推進する勢力である。民同分裂主義者の支配する労組大衆団体に必要であるばかりではない。全労連もまたかゝる統一運動の推進力としての役割を果さねばならない」（「労仂政策会議の報告と結語」）。

一九五〇年一〇月、日共臨時指導部はさらに「当面する労仂者階

級の闘争」（いわゆる「一〇月方針」）を発表して、「統一委員会活動の積極的展開」を決議している。

「統一委員会の活動は、党の政治的指導の下に、職場を基礎に労働者大衆の日常の利益を守る闘いを通じて、これを階級的に成長させ労働者大衆の階級的統一のために行動するのを目的にするものである。これは、したがつて労働者階級の中に巣くう裏切分子、分裂主義者と闘い、労働組合を強化するために活動するのは当然であるが、しかしこのことを誤解して、統一運動委員会の活動を組合主義のワク内に限定して活動すると、それ自身一個の赤色労働組合の弊に陥り、組合内に組合をつくり、自ら分裂とセクト的な行動に走ることになる。

反対にわれわれは、党を中心にして集まる統一を要望する積極分子の、たゆみない活動を通じて、労働組合と労働戦線の分裂と御用化に反対し、その階級的統一を確保するまでに闘いぬかねばならない。これは困難ではあるが、やりとげなければならない事業である。

したがつて統一委員会はあらゆる職場に組織されなければならない。その名称、組織の形態は、それぞれの条件に応じて適当にきめられてよい。とくに国鉄、全逓、電産、繊維、鉱山、化学などの諸産業はおいては、これを全国的に組織し、その統一的な行動力を高めることが目下の急務である。統一運動委員会の活動は、産業別に組織するとともに地域的にこれを結合することにも積極的努力がはらわれる必要がある。

党はこの活動にたいして、もつと積極的な関心をはらい、指導しなければならない。この活動は、今後の情勢の変化にしたがつて、ますます重要性をおびてくることを忘れてはならない」（「前衛」第五四号）。

これらの決議は、統一委員会運動を共産党がいかに重視しているかをしめしている。

統一運動委員会はこうした組織として、国鉄、全逓、電産、私鉄、造船など民同の支配下におちた各組合において党員およびその影響下の大衆を中心に組織されていつた。しかし、この統一運動委員会方式による統一戦線運動の指導には、少からぬ混乱が存在した。このために、今日においても、「統一委員会は何をするものかまたどのように発展させるべきものなのか、ということについて明確な規定ずけができたとは、必ずしもいいきれないものがある。」（「前衛」第五〇号）といわれる状態である。

一つの工場又は職場においていくつかの組合が存在する場合、これらの組合員の行動を統一するために「統一行動委員会」をもつ方法はフランスなどにおいて広はんに活用されており、さらにフランスではCGTの指導下にCFTC（キリスト教労働者同盟）、CGT（職員同盟）、FO（労働者の力）との間に全国的規模における行動の統一組織をもつまでにすすんでいる。日本の統一運動委員会は、このような行動の統一を組織することもその一つの任務としてもつが、行動統一委員会ではない。またそれは、職場組織としての工場委員会的任務ももつが、たんなる職場組織でもない。それはあるときは組合内での反対派（反民同）の組織であり、民主民族戦線の職場組織でもあり、党の影響下のシンパ集団であるともみられる。かくして統一運動委員会は「出来ることはなんでもやらなければならない」組織とされるのであるが、「前衛」第五六号「労働戦線の統一と統一運動委員会活動について」の筆者は、「この運動に関してはまだ理解が十分徹底していないし、またその成果も十分ではない。その原因は、この問題にたいする理解に偏向があるからである。この統一運動委員会の活動について、いろいろの定義づけを

最初からおつかぶせようとする傾向を排さなければならぬ。素直に考え素直に行動することが大切だ。」として、その活動をつぎの如くのべている。

「統一運動委員会は、この目的のためにならば『出来ることは何でもやらなければならない』のである。それは、それぞれの具体的諸条件にしたがつて、職場の小さな一つ一つの日常的諸要求をとりあげて闘うことから、民同や職制をバクロし孤立させる仕事から、青年の行動を組織し、婦人の要求を支持し、家族の要求を組織し、文化サークルを活潑にし、平和運動の先頭に立ち、平和委員会を組織し、組合役員に立候補し、他職場、他経営との共闘を計画するなど、あらゆる活動を展開しなければならない。

そうしてこれらの諸活動を通じて、自主的職場委員会を組織し、それを基礎として工代会議を組織し、広はんな労働者を行動の統一へ動員し、その戦線を統一せねばならないのだ。」

この統一運動委員会の問題については、たんにその活動の理解についてい一偏向」があるばかりでなく、かかる統一方式そのものに対して多くの異論があり、これは、その後も前衛内部における労働組合問題の一つの中心的争点となつている。

この統一委員会の運動が理解しがたく、かつ混乱する一つの理由は労働組合の闘争とその組織的統一の全般的方針のもとにその組織問題が出されるのでなく、一統一委員会」の組織が統一方針として提起されることのうちにあるとみられる。また種々の任務と組織とを、一つの組合の組織問題におきかえられていることなどが主たる混乱として指摘されるであろう。

このような統一運動委員会の混乱が一つの原因となつて、この左翼労組の運動は実際にはほとんど伸びることができず、労働戦線の分裂を真に克服する力をもちえなかつた。かくてこの運動の主力をなした国鉄統一委員会もさいきんでは「組織なき組織」といわれる状態にあり、左翼労働戦線の統一は、一九五一年のかれらの運動の考え素直に行動することが大切だ。」として、その活動をつぎの如くのべている。

「統一運動委員会は、この目的のためにならば『出来ることは何でもやらなければならない』のである。それは、それぞれの具体的諸条件にしたがつて、職場の小さな一つ一つの日常的諸要求をとりあげて闘うことから、民同や職制をバクロし孤立させる仕事から、青年の行動を組織し、婦人の要求を支持し、家族の要求を組織し、文化サークルを活潑にし、平和運動の先頭に立ち、平和委員会を組織し、組合役員に立候補し、他職場、他経営との共闘を計画するなど、あらゆる活動を展開しなければならない。

そうしてこれらの諸活動を通じて、自主的職場委員会を組織し、それを基礎として工代会議を組織し、広はんな労働者を行動の統一へ動員し、その戦線を統一せねばならないのだ。」

この統一運動委員会の問題については、たんにその活動の理解について一偏向」があるばかりでなく、かかる統一方式そのものに対して多くの異論があり、これは、その後も前衛内部における労働組合問題の一つの中心的争点となつている。

この統一委員会の運動が理解しがたく、かつ混乱する一つの理由は労働組合の闘争とその組織的統一の全般的方針のもとにその組織問題が出されるのでなく、一統一委員会」の組織が統一方針として提起されることのうちにあるとみられる。また種々の任務と組織とを、一つの組合の組織問題におきかえられていることなどが主たる混乱として指摘されるであろう。

このような統一運動委員会の混乱が一つの原因となつて、この左翼労組の運動は実際にはほとんど伸びることができず、労働戦線の分裂を真に克服する力をもちえなかつた。かくてこの運動の主力をなした国鉄統一委員会もさいきんでは「組織なき組織」といわれる状態にあり、左翼労働戦線の統一は、一九五一年のかれらの運動の考え素直に行動することが大切だ。」として、その活動をつぎの如くのべている。

「統一運動委員会は、この目的のためにならば『出来ることは何でもやらなければならない』のである。それは、それぞれの具体的諸条件にしたがつて、職場の小さな一つ一つの日常的諸要求をとりあげて闘うことから、民同や職制をバクロし孤立させる仕事から、青年の行動を組織し、婦人の要求を支持し、家族の要求を組織し、文化サークルを活潑にし、平和運動の先頭に立ち、平和委員会を組織し、組合役員に立候補し、他職場、他経営との共闘を計画するなど、あらゆる活動を展開しなければならない。

そうしてこれらの諸活動を通じて、自主的職場委員会を組織し、それを基礎として工代会議を組織し、広はんな労働者を行動の統一へ動員し、その戦線を統一せねばならないのだ。」

この統一運動委員会の問題については、たんにその活動の理解について一偏向」があるばかりでなく、かかる統一方式そのものに対して多くの異論があり、これは、その後も前衛内部における労働組合問題の一つの中心的争点となつている。

この統一委員会の運動が理解しがたく、かつ混乱する一つの理由は労働組合の闘争とその組織的統一の全般的方針のもとにその組織問題が出されるのでなく、一統一委員会」の組織が統一方針として提起されることのうちにあるとみられる。また種々の任務と組織とを、一つの組合の組織問題におきかえられていることなどが主たる混乱として指摘されるであろう。

このような統一運動委員会の混乱が一つの原因となつて、この左翼労組の運動は実際にはほとんど伸びることができず、労働戦線の分裂を真に克服する力をもちえなかつた。かくてこの運動の主力を

二　統一運動委員会の組織と現状　労働組合における統一運動委員会活動の戦術は、具体的には、一九四九年夏の国鉄闘争における左翼の敗北の経験から生まれたものであつた。したがつて、統一運動委員会の活動はまず国鉄にはじまるのであるが、ついで全逓が同じケースで分裂し、一九五〇年五月には電産が奈良大会で分裂し、民同執行部は一電産非常事態収拾に関する特別指令」を発して組合員の再登録を強行し、左翼を組合から全面的にしめ出した。これより組合の右翼化が一般化し、左翼は多くの組合でその地位を失うにいたつたが、レッド・パージは、無残な形で左翼を組合から切りはなした。まず統一運動委員会は、これらの民同支配下の組合において、被馘首者、除名者、追放者の結集を行い、右翼的組合指導に反対する組織として出発した。

國鉄統一委員会　国鉄統一委員会は、労働組合における統一委員会活動の最初の経験であり、またこれらの運動のなかでももつとも典形的な形をしめすもので、それだけに統一委のもつ長所も弱点もこの活動のなかにしめされている。

(1)結成までの経過　一九四九年七月一八日、国鉄労組は、人員整理反対闘争のさなかの中闘会議において馘首された共産派一四名、革同三名の資格問題をめぐつて分裂するにいたつたが、民同派は、八月一五日強引に自派のみによる中央委員会を成田に招集し、闘争の打切りを宣言するとともに馘首された中闘、中央委員、及び一般組合員の資格剝奪を行い、さらに一〇月一五日塩原における全国大会の招集に成功し、国鉄労組の指導権を完全に握るにいたつた。

この民同の攻勢に対し、共産派は、中央における革同との統一派

中闘委員会の堅持と、下部における統一派（反民同）勢力の急速な結集による民同孤立化の基本方針を決定し、統一中闘委員会の名をもつて、

一、民同中央委員会の決議および民同中闘の指令には一切したがう義務なし

一、統一中闘を支持するあらゆる支部、分会、班、個人にいたる結集を早急におこない、これらの統一会議（仮称）結成に努力すること

との闘争指令第四二号を発し、本部を西カ原国鉄寮に移すとともに統一派の統一運動を統一委員会として組織する方針をはじめて明かにした。しかし、革同をこの運動に引き入れることはできなかつた。

革同も七月末における二この全国代表者会議で、共産派と同じく「民同中央委員会は正式機関でなく、その権威を認めない」と声明し、民同の分裂行動は組合運動上許すべからざるものであること、役員および組合員の資格は職首によつて失われるものでないことなどを確認しており、主要点については両派の間に大きな相異は認められなかつたが、革同は、具体的行動においては、明かに「共産党と一線を画する」態度をとつた。この革同の態度は、全国代表者会議のつぎの声明によくしめされている。

「われわれは、社会民主主義者の権力迎合主義と便宜主義を徹底的に排撃し、また共産党の形式主義的傾向と非民主的傾向を是正する。」（「国鉄新聞」第七五号）

もつとも大会問題については、革同・共産両派にはかなり見解の相違があつた。すなわち、革同は民同幹部との統一の可能性を認め民同を含む旧来の中闘の機能の復活を主張したのに対し、共産派がその可能性なしとした点はよいとして「われわれは民同をもふくめ統一派と一本となつた国鉄労組のワクを維持し、下部における統一派（反民同）勢力の急速な結集による民同孤立化の基本方針を決定し、統一中闘委員会の名をもつて闘争方針を論議するといつた時代はすぎたことをハッキリ知らねばならない。」（「アカハタ」八〇四号及び「国鉄戦線」八一号）と組合大会を否認するが如き態度をしめしたことは、その大会招集手続にどのような非民主的な点があつたにしても、また統一派代議員候補に対する職首その他当局のどのような圧迫が行われていたにしても、大会が組合員の大会である限り、組合グループの態度として問題でなつた。

しかし、これが根本の問題であつたのでなく、労仂運動の左右への全面的分裂の情勢に直面する中間的革同組織の深刻な動揺にあつた。今日これを結果的にみるならばこの革同の動揺が、民同の組合支配の確立を容易にしたといえるであろう。七月の中闘分裂から一〇月の全国大会までの三月間は、それほどにほんの僅かの力関係の動きで、右にも左にも傾く微妙な情勢にあつた。したがつてこの特殊な一時期をどう正しく闘うかによつて、統一派は真に国鉄労仂者の多数を獲得し、新しい情勢を開いとることは不可能ではなかつたが、しかしその組織は未だ甚しく動揺していた。これを組合費の納入状態についてみるならば「民同を明確に支持して完納したところは、七五支部中二七支部にすぎない。これらの支部もその全部が民同を支持しているのではなく、その内部には統一派を支持するものが相当にある。これに対し、統一派を明らかに支持しているものは一二・三支部である。残る三・三四の支部は民同・統一のせりあいとなつているがもはや民同にあきたらず、組合費もおさめず、組合離脱の傾向にあるか、または中立的態度をとつている」（「国鉄戦線」第八一号）というような状態にあつた。

このような情勢のもとにおいて、共産派は、「今日われわれの任

務は、分裂主義者の結集を阻止し、統をあくまで維持するために、積極的に統一派の組織を結集、強化することにある。」（「アカハタ」八〇四号）として、当面の統一運動の方針（闘争指令第四三号）をつぎの如く決定している。

(一) 一層積極的に職場闘争を基礎に分裂主義を排除して大衆を統一委員会に組織し、国鉄労組を御用組合化、産報化から守ること。

(二) 民同派の民同大会は認めない。すなわち政府の首切りを組合の中から援助し、組合員の資格を一方的に奪い、あくまで御用組合をつくりあげ、全官公、全労連を割り、民同幹部の地位を保持せんとする民同大会は労働者の利益をなんら守り得ないのみかこれを敵階級に売り渡すことであるから民同大会を徹底的に粉砕して、統一組織を推進する（「われわれの利用しうるのは選挙戦に限られているとみなければならぬ。民同大会選挙を民同打破のために統一委員会組織のために闘うのみ」と前記「アカハタ」はいつている）。

(三) すでに民同大会のために組合費を完納して選挙を行うことになつたところでは、統一派は積極的に代議員に立候補し、この選挙運動において職場の要求を中心に民同のバクロ、攻撃を行う。

(四) 民同を支持せず、組合費を納めず大会選挙を行うところにおいては、職場闘争を基礎に積極的に統一委員会組織のために闘うべきである。このようなところでわざわざ民同大会の代議員選挙を行う必要はない。

(五) 民同執行部に対する不信から支部を脱退した分会や分会を脱退した組合員に対しても同様にこれを統一委員会に組織するために闘うべきである。

(六) 完全に統一派を支持しているところでは統一委員会を強化しこれが中心となつて地域的に、またもしそれが必要ならば職種別に統一派代表者会議を開き、統一派の地方組織を確立すべきである。

(七) 統一派はそれ自身の全国大会又は代表者会議を早急にもち、その組織を全国的に結成すべきである。

この方針は、この一時期の統一委員会運動の方向をしめすものであるが、統一委員会の運動をこの方針の如く規定することは、すでに当時において内部からの批判があつた。その批判点の一つは、この方針が、組合の統一、あるいは統一運動と統一派の組織という組合内一分派の組織問題とが混同されているという点にあり、このため統一委員会の運動それ自体が民同組合に対する左翼組合の結集として、それ自身の大会と中央指導部をもつものとして規定されているのである。すなわち分裂主義に対し正しい統一方針が対置されているのでなく、一つの党派的立場が対置されているにすぎず、したがつて大多数の大衆には、依然として民同と共産派の対立としてしかこの運動が理解されなかつたというにある。

しかし、一〇月の塩原全国大会の成立により国鉄労組の形式的統一が成り、共産派も統一中闘を解散し、事実において統一委員会の運動は、新しい情勢に応ずる方向転換が行われることになり、爾後専ら一下からの統一」にその運動の重点がおかれるにいたつた。

(2) 統一委員会の闘争方針　一九五〇年四月一七、一八日国鉄労組統一委員会は初の全国代表者会議をひらき、八カ月に亘る運動の経験に基いて、新しい情勢に応ずる運動方針をつぎの如く決定した。なお、この会議には、全国七四支部中三六支部の代表八二名が出席し、このうち四分の三は現役であつたと報告されている。これは、統一委の出発当初、主として餓首者中心の労組外の組織であつたことに比して非常な相違であり、運動の新しい発展をしめすものであつた。

△当面の運動方針

(一) 日本の軍事基地化、植民地化反対、民族の独立、平和擁護の階級的政治的宣伝を徹底的に行い、大衆運動を組織する。

(二) 一切の分裂的、御用的策動を粉砕し、単一組織としての國鉄労組の階級的統一を闘いとる。

(三) 統一委員会の組織を拡大強化し、組合員のあらゆる不平不満をとり上げ、闘争の中核体となる。

(四) 日常活動を通じて組合員を宣伝啓蒙し、新たなる組合指導者の育成を積極的に行う。

(五) 民同の階級的本質と裏切りを徹底的にバクロし粉砕する。

(六) 多数組合員の意志によつて地区労、縣労等の共闘組織に参加加入し、地域の他産業労働者及び農民市民との共同闘争を行う。

(七) 世界労連、全労連に結集する一大運動を行うとともに総評の粉砕、國際自由労連脱退の決議を各職場で行う。

(八) あらゆるサークルを組織し、大衆の組合員を参加させ、この中で積極的に統一運動を推進する。

(九) 苦情処理委員会等の機関に積極的に進出し、大衆動員をもつてこれを実質的な団体交渉の舞台に轉化させる。

(一〇) 民同の支配する組合機関が反労働者的な決定をした場合、各職場組合員の多数意志によつてこれを否決、拒否する。

(一一) 青年部、婦人部を活動的に再確立し、統一運動の推進母体とする。

(一二) 中央機関紙一國鉄戰線」の倍加を今後一カ月以内に遂行する。

(一三) 各地方、各支部の統一委員会に「國鉄戰線地方版」あるいは「職場新聞」などをもち、拡大強化する。

(一四) 参議院選挙を闘争と結付け全力をあげて闘いとる。

(一) 中央委員代議員の改選については、統一委員会候補を必ず立候補させ、徹底的な階級的政治的宣伝を行い当選させる。

(3) 統一運動の闘争状況　全国代表者会議で報告された闘争状況は、つぎのごとくである。

(一) 四九年七月の馘首闘争後拠点職場の統一派は殆ど壊滅し、職場に残つた者は一般に質的にも、年令的にも若く統一運動委員会の指導下で活動している者は少い。

(二) しかし国鉄の従業員は深刻なこの低賃金、労仂強化、職制の圧迫、組合の官僚化に対して打開の道をさがしもとめ反民同、反職制の不服従、抵抗運動は各所に自然発生的又は意識的な闘争となつて起りつつある。

(三) 例えば東京において

(イ) 越年闘争当時大井工機部、品川検車区などの労仂者が職場デモを組織した。

(ロ) 二月の新橋大会では民同執行部を不信任し組合費節減を決議し、植民地化、軍事基地化反対、全面講和を満場一致で決議さらに国際自由労連加入を保留させた。

(ハ) 下十条電車区においては運転士会が中心となつて民同と職制を乗り超えてダイヤ改正反対について大衆行動を行い当局と直接交渉を行い成果を納めた。

(ニ) 大井工機部では民同執行部の物資斡旋のブローカー的不正を摘発し職制をけつて大衆動員（六〇〇名）を三日間に亘つて行い一国鉄戰線」九八部の固定読者を獲得し苦情処理委員会に統一派が八名も当選した。

(ホ) 平機関区では残念会を組織し当局と交渉し現在では同機関区の中心勢力となつている。その他さいきん全国における統一派の組合役員にたいする進出はいちじるしいものがある。

全国代表者会議後の統一運動の状況については、まとまった報告はないが、一九五〇年七月の北海道登別における全国大会には、統一委員会は独自の候補者を立てて闘つている。「党活動指針」第四二号によれば「統一委員会で推せんして当選した者は全国で四〇名昨年の塩原大会当時の三倍に増加した。統一委員会の推せん候補のうち五乃至二〇票前後で落選した者は十数名、次点も合せて二〇名前後いる。……新潟支部などでは中央委員も代議員も民同を圧倒的に引はなして全員当選した。」

また一九五〇年一〇月の松江の全国大会においては、統一委員会は、新橋支部で六名の代議員を獲得したほか「青森では統一派が半数を確保し、米子、新津においても統一派が半に九州の小倉機関区では異例の統一派の進出目ざましく、ことに五三号）と報告されている。」（「前衛」

なお、四月の統一委全国代表者会議は「統一運動委員会の弱点と欠陥」をつぎの如く報告している。

(一) 最大の弱点は統一運動委員会が確立していない事である。このため大衆に対する組織的活動を弱め全体として闘争が目的意識的になされていない。

(二) 国鉄内の拠点がおきざりにされている。

(三) 従つて活動的戦闘分子及び一般組合員を日和見にさせている。この結果大衆が職場要求等で闘争を開始しても組織的な闘争力がないため敵の手で撃破されている。

(四) 大衆を広範囲に組織できるサークル活動が軽視されている。

(五) 闘争は組合合法主義、経済主義の枠から一歩も出られないでいる。

全逓における統一委員会運動　一九四九年の行政整理反対闘争の過程において全逓労組もまた大きく分裂した。一九四九年八月一三日の中闘委員会における再建同盟（再同）派中闘八名の退場にはじまる全逓の分裂は、九月一三日の上諏訪中央委員会における再同派中央委員七三名の総退場に発展してさらに分裂を深めたが、ついに全逓第八回全国大会は、一〇月二二日の再同派による熱海大会と一〇月二五日の統一派による東京大会の二つの大会となり、前者の熱海大会によつて新たに全逓信従業員組合（全逓従組）が結成された。しかも、この分裂は、全逓の組織は大きく二つの組合に分裂したに止まらず、一〇月職能別組合として全国貯金労仂組合が結成され、一九五〇年には全逓従組から電通部門を分離して全国電気通信従業員組合が結成された。さらにこの分裂の過程において、全逓労組あるいは全逓従組、全電通のいずれの組合にも加入せざる無数の中立単独組合が派生した。全逓の組織は全く四分五裂の状態におかれるにいたつた。たとえばただ一つの組織に二つの組合をつくり出したに止まらず、一〇月職中郵支部では、一つの職場が全逓中郵支部、全逓従組中郵支部、中郵従組（独立の職場組合）、無所属と三つも四つもの組織に分裂しているにしても、これが多かれ少かれ各地本部、支部、分会を通じての現状であつた。

この結果、三八万二千の全逓組織は、五〇年六月の組合基本調査によれば、統一派の全逓労組は一万七千名、再同派の全逓従組は一五万八千名となつており、残り約二〇万は、無数の単独組合、あるいは組合より離脱したままになつているわけである。なお、組合費の納入状況からみるならば、両組合ともつと少く、全逓従組一一万、全逓労組は二、三千名にすぎないともいわれている。

このような組織の状況のもとにおいて分裂後直に全逓労組の組合大衆自身に行動させるための総司令部であり、集中的な宣伝活動、統一運動として統一委員会活動がとりあげられ一統一運動委員会は組織活動を行うものである。（全逓労組第一六回中闘会議の結論）

として、その組織化の努力が精力的になされた。しかし、その運動の組織的統一、結集の方向が明白にされず、ただ一分裂した組織の統一一のみが強調される結果、いうことが一無条件的な行動の統一一の必要とちがいがあつた。これは現在の情勢の把握が不足であり、再同の階級的バクロが不足であつた証拠であり、厳に注意すべきである。

(二) 従つてその地域内の全逓労組民主勢力と常に密接な連携をたもちつつ単位職場毎に闘える力を養い、組合員自らの意志をもつてすみやかに全逓労組に復帰するよう指導すること、職場内において少数でもそれが「闘い得る単位一であり、「職場に影響を与え得る力一であるときは速やかに復帰すること。

(三) 職場でも地域でも中立再同支部との共同行動を打出し、より広範な政治的雰囲気をつくりあげこの中で統一運動を行うこと、この際地域の民主勢力との結合なくして全国組織の強化はできないし、全国組織を強化し、世界の民主勢力と結合しない限り地域的な統一だけでは敵に対して反撃する力にはならないことを知るべきである。(「全国代表者会議の決定一全逓新聞二四三号)また

代表者会議は、つぎの如くその誤りを認め改めて「全逓労組の強化による統一一の方向を強調している。

(一) 全逓再同はすでに「産報一になり下つた。いまやわれわれの生活と事業を破壊する「反共軍事基地化一に反対して四〇万の生活を守り得る「労仂組合一は全逓労組のみである。従つて全逓労組が強く大きくなる以外に闘う統一はあり得ない。

(二) 函館郵便では首を切られた幹部が地道な日常活動で現在も職場のあらゆる指導権をにぎり、馘首者の無条件復職を獲得している。

この全逓労組の全国代表者会議で報告された統一闘争の状況はつぎの如くである。

(一) 郵政省滝ノ川工場では、課長係長の超勤手当のゴマカしを摘発し連日職場大会団体交渉の後遂に全額支拂わせ、詫証文を書かせ、進んで課長追放闘争をやつている。

(三) 京都中郵では外勤部七十名が労組に残り、お年玉ハガキ販売のストを行い手当を完全に支給させその後も手当の完全支給を闘いとつている。いまでは内勤職場からは活動分子が加盟し、二〇〇名の支部になつている。

(四) 大阪西成では職制の圧迫に反撃した一青年がねばり強い闘いで四〇名の青年で友愛会を結成、今では政治的な行動に発展している。

(五) 金沢郵便局では民同幹部の妨害をけつて四名の婦人が中心となつて社研をつくり、これを官側に承認させたため民同も追随せざるを得なくなつた。

(六) 北海道増毛では文化サークルが中心となつて三〇名の文化工作隊を結成、これが組合の行動隊として職場の指導権を握つている。

(七) 和歌山湯浅では一六〇〇枚の制定に対して外務員が自主的に闘い四〇〇枚を返上した。なお一三万円の募集手当に八万円の税金がかけられたので外務員が結束して税務署と果敢な闘いをやつている(同上)。

一九五〇年五月全逓労組は、中闘全体会議を行い「統一運動」の強化と当面の運動方針をつぎの如く決定している。

(一) 全國代表者会議の決定がいかに正しかつたかということはその後全國に起つている統一闘争がよく物語つている。いまでは谷縣にほとんど統一委員会が組織され、中立や従組の支部も労組及び統一委員会に結集しはじめている。神奈川をはじめとする各地の従組脱退の動きは闘わぬ再同、官と一緒になつて組合員を圧迫している。實弁的な再同の正体をみきわめ、自ら闘うために闘う組合の指導を求めて結集してきたことを表わしている。

(二) 労組支部の各職場は直ちに全國代表者会議決定の諸要求を討論し、各職場特有の具体的な問題を合せて大衆的に要求すること。

(三) さいきんの闘争が不十分である主な原因は、支部執行部及び活動家の日和見と官僚主義である。ましてそれが闘う労働者の前衛であるはずの共産党員の場合などは全くもつての外である。この闘争の中で職場の組合員は徹底的に幹部をつるし上げ、新しい統一委員会および有志は、闘いの中で組合デモクラシーを確立するために、とくに新しいはりきつた人々と取りかえて組合を刷新しなくてはならない。

(四) 首切り以後活動家がねらいうちされたために、とくに新しい活動家と幹部を意識的計画的に養成する必要が生じている。その方法は各地によつて異るであろうが、現段階においては階級意識を正確にする、すなわち社会主義教育をやり、労働者が権力をとり革命をやるという意識的闘争をおしすすめるように指導しなくてはならない。

(五) 現在は特に戰争と軍事基地化、軍事産業再編成などの宣伝を戰時中の労働條件と、二・一スト頃の割合よくなつた労働條件と首切り後の條件を比較するなど職場の問題と結びつけて行う必要がある。

(六) 参院選挙を闘いぬく。
(七) 平和投票について。
(八) 現在はもはや全逓だけに頭をつつこんでいたのでは日和見になるだけだ。全労連に結集し、世界労連につながっていることを組合員に滲透する必要にせまられている。(「中闘全体会議の決定」全逓新聞二五八及二五九号)

電産統一会議　一九五〇年五月二九日奈良に招集された電産第五回全国大会は、月前に迫つた電気事業再編成とこれに伴う多量の人員整理に対する電産の闘争方針を決定する重大会議であつたが、大会は、三月闘争において民同の中央集約闘争の指導をのり越えて実力行使をもつて闘つた猪苗代、福岡、木曾川など左派諸分会の統制違反問題とこれら代議員の資格問題をめぐつて混乱、三〇日民同派代議員の退場によつて不成立のまま無期延期となつた。ついで七月一日ひらかれた第一〇回中央委員会は民同提案の「電産非常事態収拾に関する特別指令案」をめぐつて紛糾、二二名の左派委員の退場によつて流会となつたが、民同派は自派のみでこれを決定、組合員再登録の非常手段をとるにいたつた。この問題の零号指令は「共産党の指導に盲従する極左分子およびそれら一切の影響を排除」することを誓約する組合員のみで組合を再組織せんとするもので、四九年の首切り反対闘争において国鉄民同がとつたと同様の戦術であるが、かかる組合の指令に基く組織的な「赤追放」は異例のこととして注目された。また民同派執行部は、八月二六日経営者が発表せる全国二、一三七名に及ぶ「非協力分子」の排除に対しても「零号指令による再登録に応じないものゝ整理反対闘争は行わない」との態度をとり、事実においてその整理を承認した。

かくて民同派による組合の再編成は、人員整理の緊張した空気のなかで、これと結合して強力にすすめられ、大多数の組合員を再組合に滲透せしめることに成功した。しかし、なお全国で三万名の再登録に応ぜしめることに成功した。しかし、なお全国で三万名の組合員が民同の再登録と経営者の首切りに対して頑強に抵抗していた。もつとも頑強な抵抗が行われたところは、関東、関西両地方、福岡、岐阜、静岡、高知の各県、猪苗代、常願寺、庄川、木曾川、尼崎、北九州をはじめとする電源地帯であつた。関西地方においては、関西、関東両本部を中心に約九千名が再登録を拒否していた。二万三千の組合員のうち約九千名が再登録を拒否していた。左派は、民同の組合支配に対抗した。

この電産統一会議の動きは、その力の拠点を電気産業の心臓部たる電源地帯にもつこと、民同の零号指令は一般組合員の気分からも当浮いたものであつたことなどから、それが組織する強力な反闘争は、動揺する多数の組合員に大きな影響力をもつものとして注目されたが、実際には、政府その他の外部からの圧力と内部における電産統一問題についての意見の不一致などから大きな力とはなりえず、最後には電産本部に復帰する方向にきりかえられた。すなわち、関西を中心とする左派の勢力は、

一部登録者の三万名は電産労組中の積極分子である。再登録に応じた者は職制の圧迫に一時屈服し、民同の欺瞞に一時あざむかれた中間層とおくれた層の労働者である。三万の積極分子が地方的に全国的に団結して闘い、その影響力を中間層、おくれた層に波及させ、彼らを闘争に立ちあがらせなければならない。

闘う三万の労働者、この力を過少評価してはならぬ。この力がストライキをふくむ実力行使を決意し、他産業労働者、人民大衆と結合して闘うならば内外反動の企図に重大な打撃を与えることができるのである。」

電産統一会議の強化とその独自的闘争の指導を主張したに対し、一統一委員会一を中心とする勢力は、これを「赤色組合主義」とし、

「電産労組を分裂させてはならないから全員再登録に応じるべきだ」そして統一派は民同支配の組合の中で統一委員会運動を強力に押しすすめて行くべきである」と統一会議を「統一委員会運動」の方向にきりかえることを主張した。かくして、まず関東地方本部は電産労組に復帰し、各地においても民同の組織に吸収されて行き、爾後レッド・パージによる馘首者を中心とする「統一運動委員会」が各地に組織され、電産の統一運動は「統一委員会」活動として行われている。なおこの機関紙として「統一電産」が出されている。

統一行動同盟　一九五〇年八月全労連の解散後全労連関西地協及び金属の一部によつて組織された組合活動家集団で、これは「統一委員会運動」とともに左翼労働戦線におけるいま一つの立場を代表するものである。

一九五〇年一二月二一日の全労連関西地協委員会は、

「ますます強化される帝国主義の抑圧弾圧のなかで階級的労働組合と思われていた組合すらもがおち入つている戦闘力の不足御用組合化の方向、労働組合と工場委員会の混乱等々の状態を急速にたて直し、真の労働組合の強化、労働運動の転換を図るため、職場における労働者大衆の統一行動を基礎とする強固な大衆的な戦闘組織―統一行動同盟など―の結成、強化の活動とその指導を果してゆく。」

と決定し、さらに一九五〇年一一月付で発表された「反ファッショ民族独立闘争のための労働組合活動の強化と統一行動の組織をいかに推進するか」という「プリント一資料」は、統一行動同盟の組織と当面の任務についてつぎの如く規定している。

「統一行動の組織は、全労働者組織に発表すべき労働組合の統一同盟であり、あらゆる産業の男女労働者が就業者といわず、失業者といわず、労働者が共通した要求によつて敵階級およびその手先と闘う意志をもつ限り、すべての労働者が参加出来るものでなければならない。しかし乍らこの運動は現在の段階では戦争精神に富む労働者が労働者大衆の具体的な利益を守る闘争から出発してその要求とそれにもとずく行動を通じて一人一人の労働者を糾合し統一ある行動に組織し結集してゆくという原則によつてすすめられねばならぬ。そして階級的労働組合の単位組織とあらゆる労働組合の中における職場有志の集団（経営における行動組織）を産業別、地域別に統一行動に結集する活動によつて開始され、組織化される。そしてこの統一同盟の当面する中心的任務は大体次のような点である。

(1) 労働者に共通の最低綱領としての日常の生活要求をかくとくするためにこれを労働組合全体のものとする行動を組織し、卒先してそれを推進する活動を行う。

(2) それによつて労働者の職場活動、労働組合諸機関の活動を強化し、これを戦闘的な方向に高めつつその団結を強固にする。

(3) つねに労働組合を統一行動のもとに結集し、大衆と大衆との交流を活発にし、下からの統一を闘いすすめることにより広汎な共同闘争を組織し、労働戦線、民主戦線の統一を促進する。

(4) 共同闘争を通じて労働者および労働組合の産業別、地域別連合をつくり出し、労働者を階級的に教育訓練し、労働運動の積極的な活動家を養成するとともにその活動家集団をもち労働組合が真に労働者の利益をまもり労働教育の機関としての、本来の役割を果せるようにし、そのための活動を援助する。

(5) 労働組合の分裂と御用化政策を具体的にバクロし、……労働者の階級的自覚を高めその政治的結集をはかる。

(6) それによつて労働者階級の前衛の結集と統一ある党の発展を

防衛し、労働者が胸にいだいている解放の希望を鼓舞し、敵に対する組織的抵抗を強化して反ファッショ独立闘争のための労農同盟、民主民族戦線の基礎をつくる。

(7) とくに労働者の国際的結合を強めるための活動を職場大衆の中で活発にし、世界労連を中心とする各国の平和勢力と提携して反戦平和擁護のための運動を強力に推進する。」

しかしこの統一行動同盟の運動には「統一委員会」にあらわれたと同じような混乱がみられるばかりでなく、「統一委員会」のあやまりをさらに「左翼」的に発展させていると批判されている。

その一つは「これらの行動を推進する組織は、その運動の発展を通じて前衛の組織と労働組合の階級的組織に吸収され、或は解消することによつてその組織的任務の目的を達成するのである」(「産業労働調査月報」五一年一月号)ということのなかに集中的にあらわれている。ここでは、党の再建と組合の再建とが全く同視され、混同されている。

第二に統一行動同盟の運動を一労働組合が階級的連帯性にかけた従業員組合的性格をもつている場合、下からの行動の統一を通じて真に一人一人の労働者に労働者的自覚と階級的連帯をよびおこし、平和と独立の戦線に組織を統一する活動が重要である」と意義づけることのなかに、組合の統一と政治戦線の統一との混同があらわれている。そこでは、組合の統一でなく一人一人の労働者」に階級的自覚をもたせ、これを平和と独立の政治戦線に組織することが問題の中心となつている。

第三に、これらのことから「組合の統一」が正しく提起されず、これらの問題が一部積極分子の「組合活動家」の組織問題におきかえられている。

などの点が一般に指摘されている。

第二章 共同闘争

(一)

一九四九年には、占領政策を背景とする資本攻勢が労働戦線の分裂に成功し、運動の主導権は「自由にして民主的な労働組合」と自称する一派の手に移行したかのようにみえた。これを共同闘争組織の面からみるとつぎのとおりである。

まず同年春の労働組合大会シーズンには、全日通、電産、国鉄三労組の「民同派」代表が共同の大会対策をたてるため、三月二三日に共同闘争委員会を結成している。これは、各労働組合の内部的な組織方針、運動方針が民同派幹部の手により共同で討議されたというにとどまらず、その後の「自由にして民主的な」共同闘争組織の発展に重要な関連性を有することであつた。

同年夏の行政整理反対闘争中には、国鉄労組民同派が中心となり国鉄再建共闘会議が組織され、「共産党の破壊戦術より国鉄を守れ」のスローガンを掲げた。また産別民同派、総同盟などとともに、国鉄再建共闘会議が組織され、これにつづいて炭労、電産、全鉱連は、「石炭統制の撤廃反対」、「電気事業分断反対」、「鉱業政策の確立」という共同スローガンのもとに三単産共闘会議を結成した。さらに、ややおくれて、国鉄、日教組、「正統派」全逓、印刷庁労組、大蔵省職組など一部の官公庁労働組合が、全官公労組国会共同連絡会と称する共同闘争組織をつくりあげた。

これら三つの主要な共同闘争組織を中核として同年秋の第六臨時

国会開会にさきだつ一〇月三日、国会闘争共同委員会（国会共闘）が誕生したのである。

（二）

第六臨時国会が招集されるとともに、国会共闘は行動を開始し、一〇月三〇日、産業再建・対国会要求労働者大会を東京人民広場で開催した。この大会では、傘下三三単産の統一要求項目二三を決議したが、これはのちに述べる事情により、ほとんど決議倒れの結果となつた。

1、産業を破壊する電氣事業分断絶対反対、社会化促進、2、石炭計画生産廃止絶対反対、3、金属鉱業政策の確立促進、4、通信復興予算を増額せよ、5、電源開発、火力発電の増強、鉄道の電化の促進、6、新学制完全実施、教育予算の増額、7、盲貿易の打破、海運の再建、8、地方公務員法反対9、六・三給與ベースの即時引上げ一にむけられた。この二日にいたり、国鉄仲裁々定提示、人事院勧告が発表されるにおよんで政府を窮地におとしいれ」、そして「裁定、勧告と合法的足場を獲得した国会共闘は給与ベース改訂の年末攻勢を展開した」（国会共闘事務局編「国会闘争共同委員会報告書」一四ページ）のである。

一二月一〇日、国会共闘はふたたび東京人民広場で要求貫徹労働者大会を開催した。この大会決議のスローガンは、一、民主的労働組合の即時結集、一、六・三ベース即時引上げ、一、越年資金即時支給、一、吉田内閣即時退陣、であつた。

かくて、一二月一五日、つぎのような共同闘争宣言が発せられたのである。

民主的労働組合を結集し、五二〇万組合員の総意によつて闘争を進めてきたわれわれが、常に堅持し、貫き通してきた建設的にして合法的な闘争も、政府の不誠意によつて、ことごとく蹂躙されその要求の一切はまだ実現の見通しさえつかない。

年末は迫り窮迫した生活の実情はわれわれ労働者を死活の間に

会場にはおよそ三、〇〇〇の労働者が集つたが、司会の菊川孝夫氏（國鉄民同）が「諸君とともに反共を闘おう」とブツたところ「吉田が敵だろう、余計なことをいうな」とゴウゴウの野次がおこり、屋外労働者組合、進駐軍労務者組合はじめ各組合代表の報告はいずれも統一の必要を説き、内閣打倒を叫ぶなど産別の方針と変りなく、大衆は大会スローガンの「吉田反動政府の退陣要求」を「打倒」にかえろと口々に要求した。

この大会の約一週間後、一一月八日、国会における施政演説で、吉田首相が国家公務員の給与ベース改訂拒否方針をあきらかにしたのを契機として、国会共闘の主要闘争方向が統一要求第九項の「六・三給与ベースの即時引上げ」にむけられた。この闘争は「一二月二日にいたり、国鉄仲裁々定提示、人事院勧告が発表されるにおよんで政府を窮地におとしいれ」、そして「裁定、勧告と合法的足場を獲得した国会共闘は給与ベース改訂の年末攻勢を展開した」（国会共闘事務局編「国会闘争共同委員会報告書」一四ページ）のである。

一二月一〇日、国会共闘はふたたび東京人民広場で要求貫徹労働者大会を開催した。この大会決議のスローガンは、一、民主的労働組合の即時結集、一、六・三ベース即時引上げ、一、越年資金即時支給、一、吉田内閣即時退陣、であつた。

かくて、一二月一五日、つぎのような共同闘争宣言が発せられたのである。

民主的労働組合を結集し、五二〇万組合員の総意によつて闘争を進めてきたわれわれが、常に堅持し、貫き通してきた建設的にして合法的な闘争も、政府の不誠意によつて、ことごとく蹂躙されその要求の一切はまだ実現の見通しさえつかない。

年末は迫り窮迫した生活の実情はわれわれ労働者を死活の間に

大量建設、23、反動吉田内閣即時退陣

大会の状況を産別会議中央機関紙「労仂戦線」（第二二一号）はつぎのように報じた。

置いている。

われわれはこの打開のためにも、合法的闘争の可能な限り凡ゆる努力を拂い隠忍自重して今日に及んだ。然るに政府の態度は依然として改まらず、ハンストによる死の抗議に対しても冷然たる態度をもつて臨んでいる。今にして政府が自らを省み、誠意をもつて事態の解決に当ることを依然として怠るならば、われわれの合法闘争もその限界を割り、盛り上る労働者の闘争が今後如何なる事態に導かれ、果してその收拾が可能かどうか、全く責任を負えぬ段階に立ち至るであろう。このことはハンストの決意を固める組合が相つぎ、これに呼応する一般労組の実力行使態勢も既に整備され、数組合が一六日を期してストライキに突入する事態にあることによつて明らかであろう。

われわれは、ここに重大なる警告を発し、五二〇万組合員の総力を結集し、新なる決意と行動をもつて、今後の闘争をすすめることを宣言する。

一方、一七日には中立系労組が中心となり、産別系労組も参加している越年闘争労仂組合懇談会に六七単産が集り、当面の情勢などについて意見の交換をした結果、下部組織だけでなく、中央において統一行動をとる必要が強調され、つぎのように決議した。

一、越年資金、賃金遅配、首切り、中小企業への融資などの問題をとりあげ、国会、政府、日経連などと団体交渉を統一してもつこと。

一、国会内の野党運合と組合間の連絡を緊密にすすめ、またこのなかで組合相互の情報を交換し、闘いを効果的にしてゆく。

当時、中央では国会共闘の幹部がハンストに訴えていたが、下部組織ではこれに批判的であつた。むしろ「全国的に労仂階級はその本来の武器であるストライキにものをいわせながら、大企業の拠点に効果的な反撃を加えて一いたのである（産別会議中央機関紙「労仂戦線」、一二月二〇日号）。とくに、京浜工業地帯では日本鋼管鶴見製鉄所、阪神工業地帯では尼崎鉄鋼五社、北海道では昭和電工豊里鉱の労仂者が中核であつた。

この情勢のなかで、一二月二〇日、産別会議幹事会は、つぎのようなアピールを発した。

とことんまで、おいつめられた生活苦の中から、なんとかして生きぬこうと、われわれは闘つているのだ。セツパつまつていればこそ、女房も子供たちも、としよりさえ陣列に参加して眞剣なのだ。これは、ハンストや國会陣情などの幹部闘争ではない。このはげしい闘志に面くらつた政府は、一九日、國鉄に、わずか裁定額の三分の一、金三、〇〇〇円を出し、民間産業もこれにならわせ、くるしいわれわれの足もとを見すかすように、はした金をもつて人事院のベース改正などをごまかそうとしてきた。こんな人をくつたことがあるか。

われわれは、こんな目くされ金で一歩も引きさがるべきではない。いまこそ、いつそうきびしい、激しい攻撃をいどむべきだ。

われわれが闘えば「どうにもならない」といつていた工場や会社で、遅拂をうめ、越年資金さえも出してきているところが続出している。これこそハンストの圧力ではなくて全労働者の圧力である。支配階級はいまや動揺し、後退しはじめている。いまこそ、いつそうきびしい、激しい攻撃をいどむべきだ。

諸君、坐して死を待つ馬鹿がどこの世界にあろう。

全國の組織労働者と家族の皆さん。

生きる権利を守るために、職場で、工場で、地域で、ストライキをふくむ最大可能な実力行動をまき起すのは、まさにいまが絶好の機会だ。

市民も農民も、それぞれ悪税や低米価や強制供出で、ジリジリして、われわれ組織労働者のたち上るのを待つている。いまこそ諸君の蹶起を期待する。

政府は国会共闘に対して、式に会見することを申入れてきたが、国会共闘はこれを拒否した。翌二一日「糊塗的な数字でにごした」（前掲「報告書」）臨時年末手当支給法案が衆議院本会議で可決され、さらに国鉄裁定一部実施案も政府原案どおり可決され、新年以後の組織強化を相談し、新たに常駐の幹事会を新設する尊重の決議がおこなわれたため、国会共闘は参加単産が「大同の前に小異を捨て」、本格的に六・三給与ベースの即時引上げに闘争力を集中することをきめ、一二月二二日、第二次共同闘争宣言を発した。

権威ある國鉄裁定はふみにじられ、人事院勧告はかえりみられず、われわれにもたらされた三、〇〇〇円を前後する年末手当という糊塗的数字に対しては、まつたく不満である。しかしながらこの闘争の体験を通じて、われわれの取得した成果は、その数字的、物量的なものとは別に大きいものがある。即ち均衡予算保持の仮面にかくれて、その超保守的政策を維持強行せんとする現政府の反動性を根底からゆすぶり、労組法、公務員法、公労法修正の足場と、ベース改訂、実質賃金向上への突破口をひらき、一方それぞれ異つた要求を持ち、力を異にする参加三三単産五二〇万労働者が大同の前に小異を捨て、戦線統一に大きな前進を遂げたのである。この事実こそは何よりも大きな収獲であり、今後の闘争を推進する最大の力となるであろう。闘いは総べてこれからであり限りなく繰返され続くのである。このことは新聞の論説が挙つてベース改訂の必然性を強調し、世論がこれを支持し、また実質賃金の確保を主張する民間諸労組の要求が、なお切実であり、かくして、一九五〇年をむかえたが、国会共闘は一月一三日に第

(三)

(一) 國会共闘委員会

(イ) 構　成

参加三三単産代表（委員長、副委員長、書記長）三三名と幹事一七名により構成。

(ロ) 性　格

委員会は各単産決定事項の調整を図り、調整した結論に対しては責任を持つて共同闘争を推進する。

(ハ) 運　営

委員会は適時開催するが、特に重要な交渉には委員会の代表者により交渉を行う。

(二) 國会共闘幹事会（常駐）

(イ) 幹事会は常駐とする。

(ロ) 幹事は次の単産より一名宛選出する（一七名）。

國鉄、全逓従組、日教組、自治労協、総同盟、都労連、全進同盟、都市交通、炭労、全鉱、海員、私鉄総連、全専売、全日通、新産別、全日労

(ハ) 幹事の互選により、事務局長（一名）事務局次長（二名）を選出する。

一回共闘委員会をひらき、新年のスローガンを次のようにきめた。
1、デフレ予算の打破による産業復興、2、九、七〇〇円ベース即時実施、3、国鉄・専売裁定の完全実施、4、官公労組の団交権・罷業権の奪還、5、低米価と地方重税反対、6、賃下げ・首切り絶対反対。

そして当面の行動として、㈠大蔵大臣と会見しベース改訂を中心に予算組み替えの交渉をなすこと、㈡ベース改訂についてGHQに懇請すること、㈢社会党大会に対し奪起要望のメッセージを送ることなどに意見一致をみた。

これは一越年闘争のあとをふりかえつてみると、民間労組との協力が不十分であつた」（総同盟中央機関紙「労仂」、一月一日号）ので、国会共闘は一単に公務員の給与ベースをひきあげるための全国的闘争というかぎられた経済闘争ではなくて、ドッジ予算がおよぼす賃金政策、労仂生活条件のひきさげをねらつている資本家とその政府の政策に対する、官公労と民間労仂者と、そして、農民との間の広汎な共闘としての性格」（前掲、一月二〇日号主張 一国会共闘を全国的統一闘争へ」）をもたすべきであるとの意見が支配的になつたからである。

第一回共闘委員会は闘争の目標を、衆議院の予算委員会がひらかれる二月中旬と、予算案が参議院に上程される三月一〇日前後におくことを約して散会した。

以上の諸決議に基いて、共闘幹事会は国会内で政府、与党にくりかえし交渉をおこなつたが、一月二八日、傘下の全専売労組が専売裁定実施要求のため超過勤務拒否の指令をだしたので、共闘幹事会も共闘動員指令第一号により五、〇〇〇名（「国会共闘報告書」による）の国会デモを挙行した。また一月三〇日と二月一日の両日、国会共闘代表が増田官房長官と与党の民主自由党広川幹事長に会見し、㈠専売裁定実施、㈡地方公務員法反対、㈢人事院勧告の実施などを要求したが、けつきよく物別れとなつた。

このころ、産別会議は国会共闘をつぎのように批評していた（産別会議組織宣伝部一統一運動の現状」、一月二七日）。

一、民同系組合幹部だけの集りになろうとしている。

二、民間産業の問題が十分とりあげられず、全鉱連や炭労のなかでも不満があり、官業のなかでも、国鉄だけが交渉や問題を独占してしまうので、日教組や全専売などのなかにもこれを非難する声がある。

三、ハンストや一合法闘争」の限界点にきており、こんごの闘争指導について確乎たる方針がでていない。

四、社会党の下部機関化してしまつている。

（四）

一方、中立系労組が中心となり、産別系労組も参加した越年闘争労組懇談会（前述）と民主政党懇談会から発展し一九五〇年年頭に結成された賃上闘争全国労組懇談会（賃上共闘）には、全造船、自治労連、全国セメント、全通、全金属など六二単産が参加し、四五の地方共同闘争組織と連絡をとつていた（一月末日現在）。そして、主要目標に全面講和締結をはじめ、㈠賃金値上、㈡船来職階制反対、㈢労仂協約改悪反対、㈣電気事業分断反対、電力料金値上反対、などをかかげ、たびたび国会闘争共同委員会にも共同闘争を申入れたが拒否されつづけていたのである。

この時期の賃上共闘について、産別会議はつぎのように評価した（産別会議組織宣伝部一統一運動の現状」、一月二七日）。

一、中立系の全造船、自治労連を中心に、広汎な産別系、中立系

労組を結集しており、国会共闘に参加している日通や電産の下部組織や総同盟系労組も参加している。

二、大衆からもりあがつてくる要求をそのままとりあげて統一行動を組織しようとしている。しかし、まだルーズな懇談会の域を脱していない。

三、野党連合と結んで広汎な吉田内閣打倒の統一戦線を結成しようとしており、国会共闘へも統一を申入れて、全労仂戦線を統一しようとしている。

そして、この賃上闘争全国労組懇談会に結集しつつあつた運動の中核は、工場単位に地域的に結びついた組織で、つぎのような特徴をもつている。

一、情報交換程度のものから、職場の交流、行動の統一へと発展している。

名称	参加団体	目的
水戸地区共闘委員会	國鉄、教組、縣職、全専売、関東製鋼、関東化学、関東電化	越年闘争強化
北毛電力料金値上反対共闘委員会	全逓、電産、日農、全火労、縣労、日鉄、國鉄、三井染料	電力料金値上反対
福岡労農団体統一懇談会	全逓、全司法、海員、電産、大金属、九大職組など三二団体	賃上、参議補選共闘
福岡共闘懇談会	福炭労、國鉄、金属	賃上統一、電氣料値上反対
福岡友誼団体共闘連絡会議	縣労、縣労連、中立労組、社会党、共産党	制限診療反対
労働戦線統一懇談会（長野）	宮城縣労ほか二団体の提唱	賃上、電力問題
東北六縣労組代表者会議	電産、縣労	統一戦線
富山労組共闘懇談会	國鉄、電産、教組、縣労、縣官公、総同盟、地区労	首切、失業対策、國会対策、戦線統一
飢餓突破労働者大会（福島）	北労、日通、金属、紙パルプ、化学、日鉄、炭労、樽労	越冬資金
基準委員改選対策懇談会	室労、美貝労ほか	越年資金、首切反対、賃金遅拂反対、打倒吉田内閣
		基準委員選出

旭川地区越年資金共闘委員会	配電、日発、全逓、旭紡、昭電パルプ、合同酒精	越年資金
戦線統一懇談会	小樽地区労、國鉄小樽地協	越冬資金、戦線統一
越年闘争会議	大阪電産、各労働団体	越年資金、電力復興
越年闘争懇談会	共・社・労三党代表、塩野義全労協、電産	吉田内閣打倒、共闘委に発展
ボ氏送別労組大会	奈良縣下労組代表 二〇〇名	ボ氏送別、教員追放反対、未拂賃銀融資
農地委員会打切り反対共闘委員会	山口日農縣連、農地委員会山口縣協職組	供出重税の縣政反対、農地委員打切り反対
高知縣全労組協議会	高知縣労会議、総同盟	全縣労組戦線統一
労働戦線統一懇談会（宮崎）	縣労協、旭化成、作報、片倉製糸、食公団、教組、國鉄電産、旭ベニヤ	全縣下労組統一
縣下共闘委員会（鹿児島）	大金属、化学労連、社会党、教組	越年闘争、広告物條例反対
熊本縣労組代表会議	縣労、熊鉄、電産	越年闘争、賃上、失業反対
三重縣会共闘連絡会議	縣労連、総同盟	失業対策、賃金遅欠配対策
鹿児島縣中小企業労組会議	宇部窯素、ソーダ、鉄工所	越年共闘
西宇都宮中小企業共闘委	市職、日通、木労、全逓、電産	電力問題
長田地区中小企業協議会	榛名産業ほか中小企業労組	
長野地区中小企業共闘委	三池合成、三池染料など	
宇部地区共闘	炭労道支部、赤平教組、社会党、共産党	日本マグネ閉鎖反対、町政綱領作成
甲府越冬懇談会	産別、総同盟、中立	賃金、労働協約、市長村選挙
高崎産業危機対策会議	総同盟、産別、全京金、全官公	
大牟田全地区共闘	北労、電産、金属、化学、交通局	北國銀行問題、北國銀行不当首切
豊田共闘委員会	総同盟、國鉄、産別、全銀連ほか	
安津地区労働組合協議会	トヨタ自動車挙母工場中心	
全京都労働組合統一会議		
電力対策協議会（札幌）		
石川縣全労働組合生活防衛共闘会議		
苅谷地区首切反対共闘		

（五）

国会共闘は二月一日と二日の両日、戦術会議をひらいたが、その結論を二月五日の第三回共闘委員会に上程し、㈠現情勢のもとにおいては、もはや国会共闘傘下全組合員あげてのゼネスト態勢にもつてゆかないかぎり、今次闘争の目的を期する途はない、㈡ゼネスト態勢は、もつとも効果ある時期に、いつでも断行できるよう、ただちに準備する、㈢具体的戦術は、情勢に応じて国会共闘から各組合に指示し、各組合はこれにもとずいて指令する、などをきめ、いわゆる「ゼネスト態勢」声明を翌六日付で発した。

國会共闘に結集するわれわれ三四民主的労組は、さきに六スローガン（前述）を決定、爾来一致協力して基本的人権の確立と生活権確保のために闘いつづけてきた。

しかしながらこの間、政府は法律に基く國鉄、専賣の仲裁々定を蹂躙する挙にで、かつ人事院勧告による公務員給與ベース改訂さえも拒否する態度を示し、みずから立案した法律をみずからの手でふみにじるという暴挙をかさねておこないつつある。かかる政府の行動は、一昨年七月のマッカーサー書簡が、罷業権なくとも公務員の生活は保障されるとのべている趣旨ともまつたく背馳するものであるといわざるをえない。また、これは政府の一貫してながれる反労働者的政策のあらわれでもあり、われわれ労働者に対する明白な挑発である。

ここにいたつて、われわれの憤激は爆発点にたつした。われわれは、われわれの切実な要求にもとずく生活権を確保するためには、もはや傘下全組織を挙げてのゼネスト態勢によつて闘う以外に、現反動吉田内閣を反省せしめ、その目的を達する途はないとの重大な決意をするにいたつた。

この一ゼネスト態勢」声明について、総同盟総主事高野実は「何月何日ゼネスト強行を目的にしているのではなく」、「政府に対し、国会に対し、またはるかなるワシントンにむかつて、ことがらの重大性を訴えるアドバルーンとしておこなつた」のであると説明している（総同盟中央機関紙「労仂」、一二月二四日号）。

賃上共闘世話人会も八日の会議で国会共闘の「ゼネスト態勢」を全面的に支持することをきめ、つぎの声明を発表した。

全國の闘う労働者六〇〇万を結集するわれわれは、國会共闘に集つた組合がゼネストを含む闘争を発表したことに対し、全力をあげて支持し、ともに闘うことに決定した。内外独占資本とその手先吉田内閣はわれわれに首切り、工場閉鎖、低賃金、労働強化船未職階制などを押しつけ、われわれの生活を窮乏のドン底におとし入れた。われわれは彼等の攻撃に対し右も左もなくあらゆる組合を結集してこれと闘つてきたが、とくに日鉄、三菱電機、松浦炭鉱などの労働者諸君はその家族と共に英雄的なストを敢行して強力に闘つている。かかる重大な時期に國会共闘がゼネストを含む闘争を決定したことは当然のことであり、喜ぶものであり、全日本の労働者諸君とともにこれを支持し、より強力に、よりひろく闘いを押し進めようではないか。

内外独占資本により大衆課税、強制供出、電氣料金値上げなどを押しつけられ生活を破壊されつつある農民、中小商工業者、学生、青婦人の諸君、今こそわれわれとともに力を合わせ人民大衆をうらぎり、國を賣る吉田内閣を打倒し、日本民族の独立を獲得しよう。

ところが、ＧＨＱエーミス労仂課長は、一五日、各単産の代表をよんで国会共闘のゼネストを禁止するむね言いわたした（第三部「労仂政策」の項を参照）。これに対し、国会共闘では二月一七日の共

闘幹事会で激論の末つぎの事項を確認した。

一、われわれのベース改訂闘争は各組合のやむにやまれぬ立場から、必然的に集約されたものであつて、六日付の声明もこの見地にたつてだされたものである。

二、右の趣旨によるわれわれの闘争は、特定の政治的意図に基くものでなく生活権擁護の切実な要求によるものであるから、事態解決の要諦は政府がすみやかに当面するベース改訂に対して具体策を講ずることにある。

三、したがつて、現段階においては六日付の声明を撤回し、その態度を変更すべき必要を認めないと判断する。

四、組合は既定方針にそつて、それぞれの組合の主体条件にもとずき、最大限の闘争力を発揮しうるように全力をつくす。

そして、国会共闘傘下の各単産中闘は「マッカーサーのゼネスト禁止の精神についてはよく諒解するが、たまたま単産の自主的ストライキが重なりあつたとて、それは計画的なゼネストとして禁圧される理由はないとの見解をとつた。

これらの方針は一八日の東京人民広場における国会共闘主催「総蹶起労働者大会」でも原案どおり決議された。

かくて二七日の第五回共闘委員会は「三月三日より逐次実力行使にはいり、七日を目標に最高潮にたつするよう各組合は主体的条件に応じ、最高度の戦術を展開する」ことがきめられた。七日より全鉱連スト突入、八日、炭労・電産スト突入、九日、一五、〇〇〇人（「国会共闘報告書」による）の国会夜間デモと、はなばなしい闘争がくりひろげられたが、一〇日には予算が政府原案どおり衆議院を通過してしまつた（この前後の各単産の闘争については第一編第二章「主要な争議」の項を参照）。

しかし、労組側の闘争にも若干の成果はあがつたのであつて、三月二五日、参議院で予算案が審議されている最中に、ふたたび東京人民広場でひらかれた国会共闘主催の労働者大会の決議文はつぎのように述べている。

勤労大衆を偽瞞し、その犠牲の上に立つ独占資本擁護本位の二五年度予算案は、全労働者怨嗟の中に衆議院を通過し、今や参議院において最終的審議の段階にある。

頑迷と反動に化している政府ならびにこれに結託せる資本家陣営も、最近われわれの至当な攻撃の前に漸くその動揺の色を深くし、その陣営の一角が崩れ始めて来た。即ち、政府は専売裁定をついに受諾し、資本家陣営は全鉱連同志の要求に屈せざるを得ない立場に追い込まれ、又炭労、電産を初め、民間労働者、官公労同志の闘いも敵陣営を圧倒しつつあり、更に國鉄第二次裁定は之等に拍車をかけており、今やわれわれの勝利への曙光は見えてきたのである。

ここにおいて、われわれは専売、全鉱、國鉄同志諸君の戦果を突破口として炭労、電産の同志諸君の英雄的闘争を孤立化させることなく、勇敢に立ち上り、次々と闘争の成果を積み重ね、より広汎な闘争を組織して、より強力果敢なる闘いを展開してゆくことのみが貫徹への道であることを確認しなければならない。

政府並に反動資本家陣営は動揺し始めて来たとはいえ、未だ強靱にして強大なる力をもつており、われわれの完全なる勝利には今後幾多の難関が予想されるであろうが、前途に横たわるあらゆる障害を完服して、あくまで闘い抜くものである。

(六)

しかし、四月三日には新年度予算が参議院で成立し、給与ベースの改訂もついに実現をみなかつたので、国会共闘は四月一七日に第

七回共闘委員会をひらき、つぎのことを決定した。

一、情勢分析

1、國会共闘傘下労組は、夫々の主体的な條件に応じて今次三月闘争を闘つて来た。2、然しわれわれの闘いにも拘らず、二五年度予算は國民の世論を無視し與党絶対多数の横暴をもつて政府原案を通過せしめた。3、給與ベース改訂については全鉱、電産、全專賣一部その実現を見、給與ベース改訂の突破口を作り得たが、全体的にはその即時実現は極めて困難な情勢にあり然も國会共闘傘下各組合には、それぞれ未解決の問題が多く残されている。4、ドツジ・ラインは極めて強固であり、今次闘争は必然的に長期化するであろうが、われわれはあくまでこの闘争を強力に続けるべきである。5、今後労働者、農民、中小企業は益々深刻な生活不安におそわれることは必至である。6、従つて、われわれは更に、より強力な共闘組織を確立しなければならない。

二、國会共闘の今後をどうするか

1、共同闘争の精神に徹し闘争激化せる組合を孤立せしめざる様更に強力な闘いに発展せしめる。2、この闘争の必然性を下部組織に浸透し更に共闘体制を整備する。3、この闘争の過程において参議院選挙を闘いとる。4、國会共闘は新なる共闘機関に発展的に移行する。5、移行の時期は第七國会終了のときとする。6、國会共闘の地方組織は第四項に準じて、逐次移行する。

「新しい共闘機関」は、けつきよく七月一日に総評議会が結成された直後、一八日に「国会闘争委員会」として発足した。この委員会は、総評一六単産、新産別一八単産を中核として、社会党議員が参加し、給与ベース改訂を目標として第八臨時国会にのぞんだが、ほとんどみるべき成果をあげなかつた。

八月四日、国会闘争委員会は第八臨時国会闘争をかえりみて、つぎのような自己批判をおこなつている。

一、今次の国会闘争は官公労の闘争に終つた。より広汎な闘争目標をとりあげ、民間産業の労組をひろくまきこんでゆかねばならない。民間の各産業別労働組合の闘争を立体的に組織し動員しなければ労働攻勢とはならず、圧力のない官公労だけの交渉はまつたく意味がない。

二、今次闘争は出足もおくれ、準備も不足で泥縄式であつた。下からのもりあげかたもたりなかつた。

三、今次国会の最重要問題であつた地方税法などには宣伝もたりず、下部組合員の関心をよびおこすような努力がたりなかつた。

四、官公労内においても闘争にズレがあつて山をつくれなかつた。

なお、この自己批判の結果と、さらに朝鮮における戦争の激化に影響されて、総評に特殊労務対策委員会が設置されることになつた。

(七)

日本共産党は、すでに二五年度予算案が衆議院を通過した翌日の三月一一日に、その中央機関紙上で「分裂主義者を追放し行動の統一へ」と題し、つぎのように論じている。

國会共闘委一派の陰謀は、成功しないであろうし、また成功させてはならない。現に発展しつつある闘争の盛上りはすでに彼らの策動をのり越して進んでいる。このときに当つてわれわれは事態の重大性にかんがみ、全労働者ならびに全党員諸君が勝利と前進のために、直ちにつぎの諸行動に移られることを強く訴える。

一、あらゆる日常要求を基礎に政党、組合別をとわず、産業別

にも地域別にも直ちに共同闘争委員会を組織し、これには家族も参加させること。

二、これを妨害する一切の分裂主義者を労働者大会、職場大会の大衆的決議で追放すること。とくに中央で、職場の大衆の意思に反して、反動勢力との取引や闘争の打切りを行う幹部の独断行為を無効にするため、召喚を行い、またこうした裏切行為を許す組合規約の不備を改めること。

三、この闘争をつうじて、スト権、政治活動の自由を労働者階級の連帯性に立つて断固守ること。

四、税金、電力等の闘争を労働者を中心に地域の人民大衆を結集して闘うこと。

五、これらの行動の統一を土台に、世界労連と結合する階級的労働戦線統一のため、全労連へ結集すること。

六、階級的政治的宣伝を徹底的に強め、労働者階級の指導性をたかめて、民主民族戦線の発展を図ること。

以上の行動の統一は、一にわが全党員諸君の奮闘如何に、その成否がかかつている。われわれは全力をあげて闘いの先頭に立ち、平和と独立と民主主義のための宣伝、扇動をおこない、労働者階級の指導権を全人民大衆の中に確立しなければならない。今日はその最も重大な時期である。

この共産党の方針は、とくに四月以降、八月三〇日の全労連解散命令とそれにつづく「レッド・パージ」にいたるまでの間、労仂戦線において大きな反響をもたらした。国会共闘の幹部がはなばなしくみえた動きをしているうちに、下部組織の労仂者、とくに金属労仂者のなかで「行動の統一」が推進され、ついに第一編「労仂争議」の項にみられるごとく、春から秋にかけて闘争のヘゲモニーは、ほぼ「民同派」から「統一派」に移行したのである。

招請状

物価は再びのぼりはじめ、賃金遅欠配は一層はげしく、われわれは日々の食にもこと欠くありさまであります。この労働者階級はじめ一般勤労人民の生活苦は、明らかに戦争を挑発する支配階級の政策のためであり、朝鮮問題を機にする強制労働、國内のファッシズム体制は明白にこのことを示しています。

今や白晝公然と日本人民を戦争にまき込み、われわれを肉弾とし、國土、産業をあげて軍事目的に使用することが話題になり、戦時中と変ぬら言論・集会の圧迫、労働運動に対する干渉と弾圧が行われています。

吉田内閣は單独講和のための挙國一致態勢の確立につとめ、この重大な労働者階級、一般人民に対する攻撃に対し、あらゆる産業、至るところの労働者は、日立の闘争を中心に、夏期手当、おぼん手当等の一時金、賃上げ、失業反対、戦争反対等の要求をかかげて闘争に立ち上りつつあります。更にこの闘争を軸に民擁同闘争、共同の戦線が部分的に組まれ始めました。

全労連はこれらの当面する労働者一人々々の要求で

一、夏期手当、おぼん手当等の一時金

一、戦争による強制労働に対する特別手当

一、賃上げ、失業反対

等を夏期闘争として結集し、広汎な統一行動を是非とも成しとげわれわれの生活を守り、平和と独立を守らねばならぬと考え、ここに夏期闘争のための夏期共同闘争連絡会を提唱し、広く訴えるものであります。組合の別や行きがかりにこだわらず、労働者階級の切実な要求、血のにじむ苦しみの上に立ち、われわれと共に共通の敵に対し統一して闘われるよう心から申入れるものであります。

「連絡会」の当日には、全労連系労組をはじめ、日通関東、私鉄関東、ゴム労連、火薬労連、全専売、三菱炭協、紙パ労連、新聞労連など約三〇組合の代表が出席し、つぎのようなことをきめた。

一、闘争の目標

お盆手当、一時金の要求の中から本格的賃上げ要求を出し、それを中心に闘争を進める。同時に、失業反対、戦時体制による労働強化に反対して闘つてゆく。この闘争は、戦争反対の闘争でもありストツクホルム・アピールを徹底的に支持する。

二、闘争の時期

七月二五日、全造船のゼネストを第一波とし、八月一五日頃を目標に闘争をもりあげる。

三、闘争の方法

(1) 各産業別に広汎に共同闘争をよびかけ、共闘会議をもち、闘争目標を具体化して共闘態勢をかためる。

(2) 広汎な共同闘争を各地域で組織するように努力する。これには單に組合機関の代表だけではなく、職場代表や活動家を加え、具体的行動をきめて直ちに実践するようにする。

(3) 民擁同の要請に基いて、ストツクホルム・アピールによる平和擁護、警察予備隊の設置、言論・出版・集会・デモの自由保障、全面講和促進などについて、國会に請願闘争を行う。

なお、八月三〇日に全労連解散命令が発せられた直後、暴圧反対

(八)

前述の国会闘争委員会は、七月に結成されたまま、ほとんどみるべき活動をしなかつたが、九月一四日、総評を中心とする秋期闘争のための共闘組織のうちに発展的に解消することを申合せた。

つづいて、九月一八日、総評は秋期闘争代表者会議をひらき、この会議で総評への加盟、未加盟をとわず広範囲な共闘組織を確立することを提唱し、意見の一致をみたので、ただちに全国民主労組闘争委員会（全闘）を結成し、二〇日付の声明書で「目標」をあきらかにした。

一、日本経済の基本方針の確立、二、中小企業の助成措置実施、三、抜本的失業対策の確立、四、公共事業の振興、五、社会保障制度の確立、六、最低賃金制の確立

一〇月六日、全闘第二回闘争委員会は、吉田首相あて武藤武雄議長の名で「臨時国会早期開催要請書」を送り「朝鮮動乱は勤労者の生活をはなはだしく窮乏化せしめている。しかるに政府は野党の要求があつたにもかかわらず、臨時国会を開会しようとしないのは、はなはだ憤慨にたえないところである。われわれはすみやかに臨時国会をひらき、給与ベース改訂をはじめとし、当面する労仂者、農民、中小企業の問題をとりあげ解決せられるよう要請する」とのべた。

こえて一一月四日、全闘蹶起労仂者大会が東京上野でひらかれ、第六章「集会」の項にのべたごとく闘争方針と実力行使の時期をつぎのようにきめた。

この大会直後の八日に、全闘は拡大戦術委員会で闘争方針と実力

一、民間産業の闘争目標は賃金ベース・アップ、労仂協約、越年

資金、赤色パージ闘争に集約されるが、組合の闘争体制の整備による実力行使の可能な時期は全鉱運など一部を除いて一二月上旬になる。

二、越年資金、九・七ベース実施、国鉄第二次裁定実施、地方公務員法反対の闘争を目標にして官公労組においては一一月二〇日前後の臨時国会開催時期に闘争の一つの山に達する。

三、民間労組においては、それぞれの要求項目のうちに対政府・国会要求を明確にかかげて、官公労組の闘争に対する実力的応援たらしめる。

四、闘争が幹部闘争や交渉闘争に終ることなく、実力行使を基礎とする大衆闘争の形態をとるべきで、そのための宣伝、啓蒙活動を具体的闘争を通じ強力におこなう。

この全闘の闘争方針には、一九五〇年年頭の国会共闘以来、総評系共同闘争組織が常に直面していた欠陥（とくに第三項と第四項）を克復しようという動きが強くでている。

一一月一〇日現在、全国民主労組闘争委員会（全闘）への参加団体はつぎのとおりであった。

総評（三、五〇〇、〇〇〇）、官公労、日教組（四六三、〇〇〇）、国鉄（四三〇、〇〇〇）、全鉱（七〇、〇〇〇）、海員（一二七、〇〇〇）、全逓（一一〇、〇〇〇）、都労連（六五、〇〇〇）、全日通（一一〇、〇〇〇）、新産別（一九〇、〇〇〇）、炭労（二九〇、〇〇〇）、全逓従（一五〇、〇〇〇）、全電通（六〇、〇〇〇）、自治労協（一三〇、〇〇〇）、全蚕糸（四六、〇〇〇）、全農林（五八、〇〇〇）、日放労（六、六〇〇）、日建連（四〇、〇〇〇）、電電機（一六、〇〇〇）、日教組（六〇、〇〇〇）、全進（六六、〇〇〇）、大蔵（二、〇〇〇）、日鉱（六〇、〇〇〇）、全専売（三六、〇〇〇）、都市交通（三三、〇〇〇）、全国造船（二〇、〇〇〇）、印刷庁（八、五〇〇）、全国金属（九八、〇〇〇）、全国繊維（二七三、〇〇〇）、全電機器（一三、〇〇〇）、電復共闘（二五、〇〇〇）、電産（一三〇、〇〇〇）、硫労連（四〇、〇〇〇）、石油（一三、〇〇〇）、日財（二〇、〇〇〇）、全水連、過燐酸（六〇〇〇）、東京地評、全セメント（一六、〇〇〇）、全国ガス（一〇、〇〇〇）

全闘は一一月一一日に社会党との懇談会をもち、ついで第九臨時国会が開会された翌日の一一月二二日に国会闘争代表者会議を主催した。そして、この「代表者会議」の決議にもとずき一二月二日に東京九段で全闘要求貫徹労働者大会をひらいた（第六章「集会」の項を参照）。

ちょうどこのころ（一二月六日）、全日本金属労働組合中央機関紙「労働者」は「朝鮮戦局と全闘のたたかい」と題しつぎのような論説をかかげている。

いま全闘は越年攻勢に立上っている。六・三ベースの低賃金にしばられ、職階制で組合員はくたくたにコキ使われているからだ。組合員の叫びがどんなに悲痛なものであるか、さる二日の労働者大会で日教組の地方代表が「この上は國会に居すわっても要求を取らねばならぬ」と叫んだことからも十分うかがえる。

それだけに全闘幹部も必死で社会党の赤松勇氏は二七日の給與共闘委員会（後述）で「大衆はいま手をこまねいて餓死するか暴力に頼るかの岐路に立たされている」とのべた。事実こんどの闘争は全闘のいわば運命をかけた闘争であり、合法闘争のテストケースなのである。

これに対し自由党の岡崎官房長官はドシドシおやりなさいと正面きってけしかけ、むしろ奨励している。

何故であろうか。

全闘は合法闘争を叫びこのため主として署名、陳情戦術をとってきた。代表は縣会へ、國会へおしかけた。職場の大衆は代表が

何とかしてくれるであろうとあわい望を代表にたくした。この結果、闘争は職場を中心に拡がらずただ代表だけのものとなつた。このことは一部幹部の「うちでは大衆闘争が起きていない」という言葉に卒直に現われている。岡崎官房長官のせせら笑いも実はこの点から起きているのだ。

したがつて問題は幹部がどんなにうまく國会を中心に取引するかでなく大衆がどれだけ要求の貫徹のため闘うかである。大衆が六・三ベースの低賃金に怒り各職場で一せいに賜暇、サボ、ストに入るならば自由党も「どうぞやつて下さい」と笑つてすますことはできないであろう。

しかもこの大衆の闘いは戦争の危機が日本にふりかかつているときとくに重大である。こんどの予算は「國連協力予算」と銘打たれている。七、〇〇〇億にのぼる予算はほとんど戦争のために使われている。賃金ベースを引上げることは従つていくらかでも平和のために闘いとることを意味しているのだ。一〇年前、東條が戦争を強行できたのは、組合が御用化され、軍事予算が何らの抵抗なくごむりごもつとも通過したからであることを想起すべきである。

全面講和　この美しく正しい言葉を行動で実現するように全闘の諸君が即時平和への闘いを國会闘争とあわせて職場の中から起されんことを切に願うものである。國鉄組合員はすでにこの方法で要求をかちとりつつある。

全闘の一九五〇年越年闘争は、一九四九年の国会共闘の越年闘争と同性質のものであつたが、一九五〇年は政府が前年のようなベースアップもせず、年末手当もださないという強硬態度を捨て、㈠一九五一年一月から公務員給与を約一、〇〇〇円ひきあげる、㈡国鉄第二次裁定の実施、㈢年末手当を法制化し月収の半月分を支給する

(九)

一方、自治労連、全自動車などを中心とする中立系ならびに産別系労組は、一二月四日に二四単産が集つて越年共同闘争懇談会を結成して闘争宣言を発し、七日に全闘に対し共同闘争を申入れたが、全闘は「基本方針を異にする」(総評議会中央機関紙「総評」、一二月一五日号)という理由でこれを拒否した。また、総評系以外の中央非現業官庁労組によつて組織されている給与共同闘争委員会(給与共闘)では、一二月五日、㈠九・七ベース実施、㈡年末手当および赤字補塡金二ヵ月分支給、㈢給与引上を一律にせよ、などを要求し「合法的実力行使を行う」との闘争宣言を発していた。

しかし、旧全労連系労組の越年闘争は、全国的な共同闘争組織としてよりは、各工場において「レッド・パージ」反対闘争との結合のもとに、地味におこなわれたことを重視しなければならない(第四章「レッド・パージ反対闘争」の項を参照)。

第三章　賃金闘争

第一節　労資の賃金対策

戦後、労仂組合運動の活潑な展開によつて、労仂者の平等な最低生活を保障する生活給賃金体系が一般化したのであつたが、それも四七年中頃から漸く本格的となつてきた資本攻勢によつて次第に企業の生産能率に直結される能率給賃金体系にぬりかえられていつたのである。四九年初頭、ドッジ・プランの具体化として超均衡予算が実施され、巨額の債務償還、復金融資の停止、政府投資の縮減、補給金の減廃等が一挙に行われるに及んで、企業自立への要請は一層深刻化したため、各企業はこぞつて企業合理化を推進するにいたつた。もとより企業合理化の手段として第一に着手されたのは人員整理であつた。同時に労仂力統轄の再編、労仂能率の強化、労務費の縮減をめざす賃金支拂形態の改訂等が、一連の対策として実施されたのである。なかでも、賃金支拂形態の改訂は、政府の賃金問題にたいする関与がいわゆる三原則にもとずく間接統制の面にかぎられ、積極的な賃金上昇の抑制、あるいは労仂強度の増進等は個別的企業の自主的処理にゆだねられたため、各企業とも特に努力を注いだのであつた。このような対策は、民同派の抬頭によつて分裂の様相を濃くしていた労仂者階級の主体的条件の弱化に乗じて、資本の圧倒的主導のもとにおこなわれた。

資本による賃金支拂形態の改訂は、具体的には次のような形をとつた。すなわち、それはまず企業能率と何等の関連もない無差別平等な生活給賃金体系の攻撃となつてあらわれ、（資本のこの主張は労仂者内部の生活給が悪平等であるとする不満にたくみに乗ずる結果となつたことも見のがすことができない）企業の支拂能力によつて賃金が制約されること、したがつて賃金の向上は、企業の生産能率の上昇に求むべきことを強調した。この原則の具体的適用は各企業の特性に応じて異つた形態をとつたが、生産能率に直接リンクさせる生産報償制がまず主要なものであり、その他販売額あるいは出荷高にリンクするもの、職務評価にもとずく格つけを行つて職階制を導入し、労仂統轄と賃金支拂形態を結合させることによつて労仂能率の向上を目指す等のことが行われるにいたつた。右の能率給はいずれも単位時間内における労仂の流動量を増大させ、生産費中に占める労務費比率を減少させることによつて、生産費を低下せしめるとともに一定の企業利潤を打ち出すことにねらいがあつたといつてよいであろう（第一部第四編第一章「賃金」第四節「賃金支拂形態」参照）。

五〇年中も右の一般的傾向はひきつづき強化されたが、さらに積極的に単価の引下げ、標準作業量の引上げ等が行われたほか、賃金不拂による実質的な賃下げも広汎に行われたのである。すなわち、資本によつてなによりも固守された問題は賃金ベース引上げを阻止することにあつたが、賃金支拂形態の改訂は、政府の賃金問題に関する三原則にもとずく間接統制の面では前年から顕著にあらわれた恐慌に対処して、生産量にリンクした能率給から販売高、あるいは原単位等を加味した能率給が併用される傾向を示したのである。以上の点について日経連では次のような賃金対策を決定し、各企業に指示を与えた。

日経連の賃金対策　当面の賃金問題に対する経営者の態度（二・七）

経済九原則の厳粛な実行に即応して、日本の経済自立態勢は昨年中に格段の進歩を見せ、賃金問題についても物価の安定、経営

自立の要請とが相俟つて所謂賃金三原則を基軸とする在り方が漸く軌道に乗り、労資双方共夫々の立場から前途に光明を求めて苦難の道を眞剣に歩んで来た。

然しながら昨年末における公務員に関する人事院の給與改訂勧告、公共企業体職員（國鉄、専賣）に関する賃金仲裁、年末一時給與金の問題、電産、石油鉱山、私鉄等基準産業の賃金ベース改訂紛争等は本格的解決を本年に持越すに至り、而もその基底には過去一カ年の体験から労働者側が割り出したドッジ・ライン修正による犠牲の公平負担、デフレ政策反対という経済政策的要望を中心として賃金水準停滞並びに産業間賃金隔差の拡大に対する反抗、最低生活を保証するにたる最低賃金制度の確立その他今度の労働運動の帰趨に大きくひびく要素が横たわつているのである。

一方現実の情勢は依然として要請せらるる経済諸原則の下に、デイス・インフレ的傾向が存続せらるべく、従つて物価の動きは補給金の削減、資産再評価に伴う諸事情、電力、貨物運賃等の公價引上げという騰貴的要素と有効需要の減退、企業合理化による吸收、間接税の改廃等の積極的要素とが相殺し合つて特に異常な変動を示すことは考えられず、企業としてのその存立の基盤を自立的採算の確立に求める限り、過去に見られた様な資本の喰い潰し、補給金、融資等による賃金増額を図り得ざるは勿論、ドッジ計画の実施によつて深刻な影響を受ける特定産業あるいは多くの中小企業においては、條件維持すら困難となる場合も少くないのである。

かくして賃金問題は新年度予算の審議を中心とするこの通常國会を契機として、新たな局面における労資抗争の中心課題となり緊迫せる情勢を諸方面に現出せしめるであろうことは必至といわねばならない。

本年は日本経済自立のための最後的準備段階の年であり、昨年に引き続き否それにも増して國民総努力、延びる前の臥薪嘗胆が決意されねばならない。この時に当り経営者が賃金問題処理に対し確固たる方針と態度とを以つて臨むべきことは特に必要であり、具体的事項は左の諸点に要約されるであろう。各経営者がこの基本方針に則つて夫々の実情に応じて適切なる対策を樹立されんことをここに強く期待するものである。

一、賃金額変更の根本方針

賃金は企業の生産性、経営効率と直結した方法によつて決定せらるべきである。これは昨年一月開催の総司令部主催労資協議会の結論である賃金三原則の厳守、生産増加による賃金收得の増大と同じであるが、その再確認が必要である。正常な企業の運営維持、延いては発展を基礎とした経営採算の上に立つて生産性を高め、経営効率を挙げることによつて賃金の増額が図らるべきである。最近賃金ベースの引上げが論議されているが現行ベースについてはそれが果して労働生産性と結びついて決定されているや否やに多くの疑問があり、従つて寧ろ労働生産性、企業の採算性からの再検討こそが先づ必要であり況んやベース引上げの如きは現段階の安定化途上においては往々固定的給與の増加のみを結果して却つて経営採算を破壊する事となるは勿論、地域的業種的に他企業に與える影響が甚大であるから、採り得ざる方法といわねばならない。

他面賃金問題の帰結する点がその総收入額如何、実質賃金の向上にあることに鑑みれば徒らに賃金ベースに捉われることは妥当でなく、経営者としては出来得る限りこの方法は採用しない方針を樹てるべきである。現に幾多の企業、業種において比較的低い賃金ベースにも拘らず、能率主義による増收、生活環境施設の充

実等によつて実際上の問題を解決していることは衆知の事実である。

政府は官業労働者について賃金ベースの改訂を避けて、実質的待遇改善に意を注がんとする態度を明らかにしているが、この問題は政府予算自体の立場からは勿論、民間に與える影響からみて重大な事柄であるから、この際政府が諸般情勢を熟慮して、慎重に取扱われることを希望するものである。

尚自由経済的動向に卽して最近顯著に現われて来た一部産業間の極端な賃金差については、高位のものは更めて企業再生産への顧慮、原價償却の完全実施等に意を用いると共に、他企業への影響をしん酌して、より以上の増額には愼重な態度を採ることが必要であろう。

二、賃金体系

勤労対價原則に基ずく効率的配分制度を確立すること。生活給体系から能率給体系への移行は一般に相当の進展を見るに至つたが、尚一部には依然として不合理な生活賃金に堕し、能率主義に轉換した企業でもその運営上種々実情に添わぬ点が生じ、改良を要すべき事態に立到つている。

経営者としてはあくまでも生活給偏重を排除して、労働対價たる賃金の本質に則つて労働者の能力、能率を基軸とした合理的な体系を確立することが必要且当然であり、又所謂能率給についても、從来は個人的にも單なる生産数量的能率給に捉われすぎた観があるから、その効用の限度を見透し、販賣高、原單位等を加味した経営的能率給をも重点的に併用し、以つて企業効率の向上と賃金収得の増大とを一致させねばならない。（以下略）

さて五〇年における賃金闘争の大きな山であつたいわゆる三月闘争で指導的役割を果したのは、総同盟であるが、われわれは総同盟の賃金対策によつて、三月闘争の性格を検討してみよう。

総同盟の賃金対策　三月闘争の実施要綱（二・八）

一、三月闘争の目標

(1) 國鉄裁定　專賣裁定を拒否する政府の法律無視を糾彈し憲法に保障された労働権、団交権、罷業権を確立すること。

(2) 九七ベースの卽時実施を目標とする全官公吏の給與を引上げこれを通じて、一カ月予算の根本的な組替へ、卽ち経済再建方式に対する労働者側の要求案を全面的におし出すこと。

(3) 給與ベース引上闘争を契機に、民間企業の賃金引上げ、その如何なる方針のもとに賃金闘争を展開したであろうか。五〇年にお

他労働條件の改善闘争を押し進める。この統一闘争の進行こそが、労働戰線統一のための前提條件となり、政府資本家の賃金政策を打破する基本的闘いであること。

二、闘争の見透し

わが第一回中央委員会は、三月闘争勝利のために、客観條件について、嚴密な検討を加えた。

(1) インフレの收束によつて、実質賃金が充実されつつあるという資本家階級の僞瞞的宣伝にもかかわらず、事実は補給金の切捨て、米價の改訂、電氣料金の引上げ、運賃の引上げ、肥料鉄鉱などの重要物資の引上げに次で物價は漸騰の傾向にあり、かてて加えて、シヤウプ税制案による地方税の二・五ないし五倍の増徴は明かとなつている。

(2) 独占資本の低賃金政策は、中小企業の圧迫と農業恐慌によつていよいよ失業、半失業者を造り出して、低賃金へと追いまくつてゆく。むろんこの低賃金政策はいわゆる賃金だけではなくて、あらゆる労働環境、労働條件そのものを惡化させてゆく、例えば人事権、経営権を奪い去つた労働協約の强制、労働組合運動の制限、共済施設などの剝奪、給養のカロリーの低下などそして組合幹部の首切り、配置轉換など、そのうえに、巨大な工場の下請工場にたいする苛酷な仕入れや請負や、不拂のためにそれにつながれる広汎な小企業の間におこつている賃金給料の不拂い、又は延期、こういういろいろの型で、事実上の低賃金政策が急激にすすんでいる。

(3) 政府の予算案における数字を検討するに、予算案の総額にふれずとも、ベースの引上げは多かれ少かれ、可能である。GHQの意向もまた変更をさまたげないことは明かである。

(4) 戰後四年生産施設の回復を主として、復金の融資を通じて賄つた資本家階級は、いわば、租税を労働者大衆の精励と尨大な資本蓄積をかれらの手におさめえたのであるから今日の段階においては、労働階級が、生産復興に闘争の主眼をおくのではなくて利潤の分配に対して强力な要求を提出すべき地点に立つている。民間企業は甚しい、経営上の格差をみているが、それぞれの産業、企業に対応して賃金値上を主題とするあらゆる税額の闘争に立ちあがるべき條件を備えている。

(5) 闘争はすでに給與ベースの引上げを正面のスローガンとする、政治闘争の段階にはいつている。國会における民主勢力とかたく結んで政府の給與ベースを引上げない、実質賃金は充実しているとなす政府、資本家の低賃金対策にたいしてどのような大規模な反対闘争が行われるか、この闘争の勝敗こそは、民主労組五〇〇万の運命にかかつている。

三、賃金闘争の具体的すすめ方

給與ベース引上げと民間企業の賃金引上げとを統一的にたたかうこと。この闘争を國会闘争の動きを目やすとして、全労働運動として統一的にうち出すこと。與論の背景の上に労働者のあらゆる個々の特定の要求を全面におし出して実力行使を背景とする要求貫徹運動を大衆的に計画的にまきおこすこと。そのための準備態勢こそ、当面の課題である。

(一) 組織

(イ) 中央委員会の決定に依る中央共闘委員会はこの機関は傘下一一單産の代表者によつてつくられ調整統一する指導部であり総同盟傘下各産別組合のストライキ態勢を强化することを任務としている。

(ロ) ストライキを持つている全國産別組合においては当面する全國的統一闘争のため産別中闘をつくらねばならない。こ

の中闘あるいは賃上闘争対策本部は傘下単産のストライキ指導を強化する地方闘争機関を設置すること。産業別の地方的企業的、業種別的な特殊事情を勘案した独自の賃金闘争を組織することに努める。

（ハ）更に単産においてはその企業実体に即した賃金要求を単組独自の建前で行うために闘争委員会を設置すること。この闘争委員会は産別組合とつながり、地方共闘と直結すること。

（二）統一スローガン及び具体的要求事項

（A）このたたかいの中心スローガンは九・七ベースの実施にある。それに國鉄、専賣は四月以降九・七ベースの実施を公労法によつて提訴しているが、しかし当面政治問題化している國鉄専賣の裁定即時実施人事院勧告の即時実施は具体的戰術のスローガンである。

（B）同様に民間企業においても、賃金値下げと労働協約の統一闘争がねらいになつているが、例えば、総本部調査部案による家計の赤字解消一、六〇〇円、あるいは一昨年一二月くぎ付にされている全繊同盟の五〇%前後の引上げ、鉄鋼連の統一労働協約などのように、それぞれの産業企業において要求闘争は必ずしも一本でない。むしろ同じ賃上げにしてもあるところでは基本給の値上げ、生産歩合の引上げ、残業手当の増額、他のところでは退職手当の増額、未復員者の給與の停止反対などのようにそれぞれの職場大衆がとりあげうる賃上げの幅を広げるものと考えねばいけない。また日経連の労働協約を強制しているところでは、むろん就業規則の細部をもふくむ労働協約の締結闘争を主題とされなければならない。

（C）だからこの闘争が賃上と労働協約の二本建の中心スローガンをかかげているそれぞれの職場大衆がけつ起して地方における低賃金政策とのたたかいの一翼としてたたかいうる具体的要求條項をとりあげることが必要である。それによつて中央の階級的闘争に全大衆を集結する土台をつくりだすことになる。（以下省略）

以上の総同盟の方針に明らかなように闘争の重点は全官公吏の給与ベースの引き上げにあるが、あわせて民間企業の賃金引上げを統一的に獲得することにあつた。すなわちそれはあくまで単純な名目賃金の増額を目標とするのである限り、資本家の企業合理化方策の一環である賃金支拂形態の改訂、労仂強化にたいする反対は主要な闘争テーマからはずされてしまつているといえよう。その上国会共闘委による闘争の枠は、一方では闘争を統一的にする利点をもつが、他方、国会における予算上呈の時期が遅れたため、下部組合の闘争との間にズレが生じ、エネルギーの発揮をいちじるしく阻害した。かくしてベースアップ闘争は結果的には不成功に終り、五〇年度の賃金闘争が一般的に停滞的となつたことの一因をなした。

さて戰後の賃金闘争において常に主導的役割を果した産別系の組合は五〇年度の闘争においてどのような方針を決定したであろうか。産別系の賃金闘争が、五〇年において舞台の背景にしりぞかをえなかつたことは、さきに述べた日経連の賃金対策が主として国会共闘に結集した諸組合を目標にしたことによつても明らかである。しかしその賃金闘争方針自体は、賃金支拂形態の改訂にたいする反対闘争が重要であることを指摘し、かつベース賃金の要求が、「職制につながる少数の上層部分だけが闘争の度にその成果をますます多くとりこみ」、上下のひらきを極端にする弊があるとして、最低賃金の要求もあわせてとり入れている点に、総同盟の賃金闘争方針とは異つた特徴がみられる。

産別会議の賃金闘争方針

一、賃金闘争は生活防衛、産業復興、独立と平和のためのもつとも具体的な闘争の一である。

資本攻勢は労働者の日常の諸問題において、刻々多種多様な形でますます激しい速度で加えられている。

敵の賃金政策にあらわれているいろいろな問題は敵の基本的政策のあらわれであつて、これらのいわば卑近で微細な問題と離れて高度の政治的な闘争題目があるのではない。賃金切下、労働強化、能率給、職階給、ベース賃金、僞満的最低賃金制などの諸問題は敵の攻撃態勢下における一つ一つのとりでであり、これらのとりでをそれぞれ克服することなしにはわれわれの問題も終極的勝利もありえない。これらの諸問題の一つ一つに植民地的飢餓賃金と奴隷的酷使と軍事基地化と日本民族の破滅政策がそれぞれ具体的な形であらわれているのである。

二、國際独占資本の日本経済支配態勢の進展とともに、企業の倒潰、賃上げの停止、賃金の遅欠配、賃下げ、労働強化、首切りが強行された。

また、他方において、独占価格の大幅な引上げと日本農業の破壊政策が行われたために、購買力は衰滅し、失業者の洪水は吸収されないまま農村に都市にあふれ——これらの諸現象によつて、首切條件の悪化はいよいよ拍車をかけられることとなつた。たとえば大企業の報告だけにもとずく官廳の賃金統計は停滞状況を示しているが、中小企業及び零細家内工業の賃金の実情をも併せて考えると名目賃金の大幅な引下げはおどろくべきものであり、就業労働者とその家族のほとんどすべてが他に副収入の途を求めている。これらの要望はおびただしい失業者の求職と競合し、一内職」の單價は無慈悲に引下げられ自由労働者の就業日数は軽減し、登録自体も制限されている。昨年秋の労働省調べによつてみても離職後半年たつてもまだ仕事のない人の数は就職口をみつけた者よりも多く、しかもようやく仕事にありついた者もその仕事の性質は不定な臨時的なものである。さらに注目すべきことは、新規雇用者は従来からの労働賃金より約二割も安い賃金を支拂われている。また、正規な雇用契約をしない臨時雇の形で新規雇用をやるという悪質な事例も普通化している。これらの臨時雇に対して労働基準法その他による保護を欠いていることはいうまでもない。失業者については別項にゆずるが、要するに、いまや日本の労働者階級は生きる権利も働く権利も否定され、國際独占資本のムチの下に駆使されようとしているのである。このような広い視野を一応念頭において、賃金闘争をいかにすすめるかということが考えられねばならない。

三、労働者には文化生活が保証されねばならない。

すべての國民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。國はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」というような憲法(第二十五條)の規定はいうまでもなく労働者階級だけを除外するものではない。労働者とその家族は賃金によつて右の一最低生活」を営む権利があり、國はこれを保障する義務があるのである。すなわち、最低生活費を下まわるような賃金の支給はもとも とあつてはならないものである。飢餓と疾病と地獄のような労働條件、生活環境から脱却するためにわれわれは最低生活を確保するにたる最低賃金の具体的基準を明確にし、これを賃金闘争の主目標の一つとしなければならない。このような具体例の一つとしてたとえば産別会議の理論生計費があるが、当面の闘争目標の設定は必ずしもこのような形における合理性に基礎をおく必要は

ないし、機械的に一定の水準や様式を固執することは有害である。

四、現在賃金は飢餓賃金になるおそれがある。

しかし、大衆の創意尊重はよいが、いわゆる実態生計費、実感もしくは直観生計費などにのみ頼ることは右の目標をあいまいにするか、見失うこととなり、飢餓賃金を合理化するおそれがあるから注意しなければならない。

五、賃金闘争はベース向上の上に、格差の公正と最低線の保証がなされねばならない。

現状においては、多くの労働者は能力給また能率給などの付加給を合算しても最低生活を維持するにたりない賃金しか支給されていない。しかし戦後における賃金闘争は生活給一本の要求で出発したにもかかわらず、実際の配分は、例えば電産型の賃金体系にみられるように、必ずしも生活給一本ではなかつた。にもかかわらず賃金要求は、相変らずベース賃金（平均賃金）の要求という形で闘われている場合が多い。この要求では、職制につながる少数の上層部分だけが闘争の度にその成果をますます多くとりこみ、青年層そのほか大多数の労働者の賃金は相対的に低下し、上下のひらきをますますはなはだしいものにした。民同発生の基盤の一つはここにも指摘される。そこで、今回の公務員の九・七ベース要求では、その最下級を六、〇〇〇円におさえることにより、ベース賃金の弊を正そうとしているわけである。

六、資本家的な職階能率給は身分制を再現し労働強化を招くものである。

同時に労働者の基幹部分たる熟練労働者の要求をも尊重しなければならない。熟練を要しその経営の中枢部門の仕事に従事している労働者の賃金が老年で子沢山の小使の賃金より低いというような例は常識から考えても正常な社会状態では起り得ないことである。しかし現在ではこの賃金差等は、原則としては認めるべきである。しかし現在ではこの賃金差等に関するわれわれの方策は現在資本家がしきりに強要してきている能率給または職階給的考えにもとずいたものであつてはならない。資本家の意図するものは形式だけは「船来」の近代的職階制をとつているようにみえる。がその実体は非民主的な身分制の固定であり、労働者を奴れい的な鎖につなぐものである。したがつて、能率給は労働者の眞実の能力発揮にもとずくものではなく、場合によつては労働者の能力を一面において抑圧してでも資本家の好む方向に労働を注入し、労働者を搾りぬこうとするものである。すなわち、資本家的な職階制とこれに結合する能率給は平和で豊かな生活を人民に保障するための生産復興を目的とせず家畜的労働強化を労働者に強制し、民族のれい属と戦争準備をもたらすものにほかならない。

七、賃金闘争は他の要求とかみ合せ実質の向上をはからねばならない。

労働者の生活は賃金によつてまかなわれるべきものであるが、どうしても賃金という形だけで獲得し難い場合には、その他の様々の形の闘争（たとえば、勤労所得税撤廃、社会保険料の資本家または國家負担、厚生施設拡充、電氣料減免、主食掛賣、学童給食費の減免、生活保護法適用など）を併せて進めることにより、実質賃金の確保（特に例えば電氣料金値上反対等も配電会社や区役所におしかける前に先ず会社に電氣料が上つただけ要求して闘うべきである）に努めなければならない。

八、最低賃金は広汎にしかし組織的に統一して取りあげられねばならない。

最低賃金の問題は、前掲の三にのべたように最低生活の問題で

あるから、ひとり就業労働者の闘争題目ではない。臨時工、社外工はもちろん失業者、市民農民などにも共通の問題であるから右の方にのべたような多種多様な闘争は労働者以外の人民層をふくめる広汎な闘争として展開し労働者はその中心勢力となりその闘争を組織しなければならない。熟練度、責任度、緊張度、危険性などによる賃金差等に関する当面の要求をどうするかということはその経営および組合の実情を充分に分析して、どこからどのように手をつけるか慎重に決定しなければならない現状では、全面的に一率にとりあげようとすると混乱をきたすおそれがある。賃金差等に関する労働者の対策は各職場のものをこれから地方別に職種別に産業別に組織的に統一するような努力をはらう必要がある。

九、結論としての賃金闘争は平和と独立への発展の端緒でなければならない。

賃金闘争がこのように大衆の要望に密着した具体的な内容をもつ闘争として進められるならば、それは経済闘争として出発しながらも、決して、経済闘争にとどまることのないものであり、必然的に平和と独立との闘争へ発展せざるをえないであろう。

第二節　賃金闘争の若干の事例

概況　四九年後半に大量の人員整理と左派組合幹部の馘首が行われ、賃金闘争の主導権は民同系ににぎられたが、それ以後国鉄では成田の中央委員会において九、七〇〇円給与ベースと越年資金一カ月の要求を決定し、さらに専売労組は一四、〇〇〇円ベースと越年資金要求、全逓従は熱海大会で八、七〇〇円ベース越年手当一カ月支給を決定するなど公共企業体、官公職員の要求が出揃うにいたつた。又民間でも炭労、電産、全鉱連、船員などの要求が出され、年末に及んで漸く闘争の波が高まろうとしたが、いずれも未解決に終つて五〇年にもちこされたのである。

五〇年初頭における賃金闘争の一つの焦点は、国鉄、専売の仲裁裁定の問題であつた。国鉄の仲裁は、仲裁委員会の努力が実を結んで四九年一二月二日に決定されたが、その内容の骨子は、少くとも経済上の都合により職員が受けた待遇の切下げは是正されねばならぬとし、本年度において公社は総額四五億円を支拂うこと、但しその中三〇億円は一二月中に支給、一月以降は賃金ベース改訂のある まで毎月五億円を支給（これは従業員を五〇万人として年末には一人当り平均六、〇〇〇円、明年一月以降は一人当り一、〇〇〇円となる）するというのであつた。この裁定にたいし組合は受諾したが国鉄当局は、四五億円のうち一八億円しか財源がない上に、この一八億円も大蔵大臣の認証を要する予算の流用であり、かつ又その残余は政府の予算措置にまたなければならないとして難色を示した。それは国鉄中闘の東京数寄屋橋におけるハンスト戦術となつて現われ、又四五億円に相当する電車、機関車の差押を申入れるにいたつた。

一方民間企業では、炭労が坑外夫三七七円、坑内夫七三〇円の要求についての交渉が暗礁にのりあげ、電産は本人二、〇〇〇円、家族一人五〇〇円の一斉ベース引上げの要求にたいする調停案に不満の空気が強く、又全鉱連でも一月以降八、八〇〇円ベース越年手当一カ月の要求が出揃うにいたつてこれらの企業では、官公職員の要求が出され、年末に及んで漸く闘争の波が高まろうとしたが、いずれも未解決に終つて五〇年にもちこされたのである。

下部から次第に闘争の気運がもりあがつてきたが、この民間企業の闘争は、国鉄、専売、全逓、日教組等の公共企業体、官公吏の闘争と結合する様相を示し、国会共闘委員会に結集したのである。国会共闘委は二月六日、「もはや傘下全組織を挙げてのゼネスト態勢によつて闘う以外に現反動吉田内閣を反省せしめ、その目的を達する途はないとの重大な決意をするに至つた」旨の声明書を発したが、このことは政府の財政政策の部厚い壁に直面して、いわゆる合法闘争の限界が明らかになつたことと、下部大衆の闘争意識が熾烈になつたため、上部機関がこれに即応せざるをえない事態になつたことをいみする。

この国会共闘とともに、左派系の組合が賃上闘争全国労組懇談会（賃上共闘）を結成したこともみのがすことができない。賃上共闘には自治労運、全自動車、全造船、全銀連、産別会議等、中立系、左派系労組六六団体が参加し、日鉄八幡スト、はじめ三菱電気の職階制度反対闘争、松浦、豊里炭鉱などの賃金遅欠配反対闘争を支援する他、国会共闘にたいして下からの共同闘争を推進する方針を決定した。しかし中央部では国会共闘と対立的存在になつており、国会共闘は賃上共闘からの共闘申し入れを拒否している。このような賃上げ闘争における二つの動向は、下部においては実質的に共闘が行われているとはいえ、力の結集を弱めるものであつたことは指摘するまでもない。

さて国鉄の裁定問題は、その後東京地裁に提訴されたが二月二五日に「裁定に従わなければならない」との判決があつたため、組合に有利な情勢となり、全般的な賃金闘争に気勢を加えることになつた。しかし国会共闘委の闘争は、その結集が幅広いものであつたにかかわらず、雑多な傾向をもつた組合の寄合世帯であつたのと、上部と下部の闘争のズレなどがあつたため、決定的なエネルギーの発揮とはならなかつた。かくして四月闘争によるベースアップは、当初組合が考えていたものよりもはるかに幅のせまいものにならざるをえなかつた。すなわち政府は、三月二二日専売裁定の全額支給を決定実施したが、これは専売公社の人件費に相当の剰余が生じ、公社総裁の権限によつて支出できる見込ができたためであるとされており、国鉄一般公務員などの賃金問題とは全く別個に決定された。国鉄労組は東京地裁に二億六千万円の即時支拂を求める強制執行の仮処分を申請して勝訴となつたが、高裁で執行停止が決定されたため、官公賃金ベースの引上げはその解決を七月の臨時国会まで持越したのであつた。又炭労争議も、経営者の強硬な反対にあつて膠着状態となりさらに電産争議も中労委調停案、基準内八、五〇〇円に案尊重の立前にたつて考慮するとの態度を明らかにして中労委に斡旋を依頼した結果、三〇日漸く八、五〇〇円ベースで妥結するにいたつた。このベース改訂にたいしては組合側が不満であつたことはいうまでもないが、しかし政府及び日経連が死守してきた賃金の釘付を打ちやぶつた点では大きな意義をもつたことも否定できない。このことは政府が「今次の電産ベース改訂は電産のみに適用したものであり、他産業には及ぼさない」との態度を表明したことによつて逆に裏うちされているのである。

以上のような結果に終つた三月攻勢以後、賃金闘争は一応なりをしずめ、組合の関心は総評議会を中心とする組織の再編成に向けられたが、一方経営者側は、ますます悪化する経済情勢に対処して企業合理化を促進し、人員整理、賃金支拂形態の改訂、賃下げ等をちやくちやく実施しつつあつた。この資本攻勢に直面して組合もやがて苛烈な防衛闘争に立上ることになつたが、その中軸になつたのが

日立製作所の賃上闘争であり、これによつてふたたび夏季労仂攻勢がもり上る形勢をみせた。すなわち日立総連合では四月五日、平均一二、〇〇〇円の賃上げを要求して交渉中であつたが、会社は五月八日に五、五五〇名の大量人員整理を通告してきた。組合側は首切案の撤回を要求し、あくまで一二、〇〇〇円賃上げ要求の貫徹を主張したのである。

さて日立の闘争は長期闘争の様相を呈するにいたつたが、この闘争を契機として各地にさかんな賃上げ要求が起り、それが漸次賃上げその他の経済的要求の枠を越えるとともに、闘争形態も一工場一会社だけでなく地域のあらゆる産業工場を一丸としたいわゆる地域闘争の形をとることになつた。その要求も「軍事基地化反対」「全面講和の促進」等の政治的スローガンと結合し、三月政勢が民同系の主導のもとに展開されたのにたいし、この時期の闘争はいちじるしく左派的色彩を帯びたものであつた。しかしこれらの闘争も激しい性格のものであつた割には成果は少く、結局経営者側の主張が貫徹される結果となつたばかりか、さらに電産等にみられたように左派の大量の追放が行われて労仂運仂のいちじるしい退勢をみちびいたのである。

ところで六月に朝鮮動乱が勃発して以来、日本経済は全く新な局面を迎えた。すなわち特需の増加は、従来不況にしんぎんしていた各企業に新な生気を吹込み、一応急速な立直りを可能にした。かくして労仂者は労仂時間延長にもとずく超過賃金の獲得、あるいは労仂強化による能率給の増大等によつて、その賃金水準を高めることになつたが、一方インフレーションの再燃によつて生計費が高騰したため、賃金値上げの要求も次第に出はじめることになつた。しかしこの時期においては一時金の要求が多く、ベースアップの要求は殆どみられなかつた。ベースアップの要求を最初に提出したのは全鉱連である。すなわち全鉱連では、世界的軍備拡張の影響から非鉄金属の価格が急騰し、各国の買付競争が激化してきたのに伴い、わが国の非鉄金属の生産及び輸出が増加してきた情勢において、標準賃金一、男子坑外夫一二、〇七〇円を要求し、秋期攻勢の火ぶたをきつた。しかし経営者側も、特需及輸出による収益増加を資本蓄積、企業合理化に振り向ける方針を堅持し、ベースアップをあくまで抑止し基準賃金を引上げることを主張して強硬な態度を示したので五〇年中には解決せず、ついに翌年にもちこまれることになつたのである。

（以下に賃金闘争の若干の事例をあげるが、主な闘争は第一篇第二章「主要な争議」で扱われている。）

國鉄の仲裁裁定問題　国鉄労仂組合は、四九年九月一四日九、七〇〇円新賃金ベース、年末賞与金給料一カ月分支給の要求について国有鉄道中央調停委員会に調停を申請したが、これにたいして一〇月一二日基準内平均賃金八、〇五八円、年末賞与は認められないという調停案が提示された。かくして組合は塩原大会でこの調停案を討議したが、当局との交渉及び回答を中闘に一任すると決定したため、中闘は引きつづきこれを検討した結果調停案を受諾することになつた。しかるに国鉄当局は一〇月二二日、中央調停委員会にたいして、調停案は国鉄現在の経理事情及び諸般の客観的情勢から受諾することができないとして全面的にこれを拒否する旨の回答をおこなつた。そこで組合はさらに上級の機関である仲裁委員会に申請するにいたつた。仲裁委員会はこの問題を愼重に検討した結果、一二月二日次のような仲裁裁定書を双方に提示した。

仲裁裁定書

裁　定

当事者

東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地

日本國有鉄道内　　國鉄労働組合
右代表者　中央執行委員長　加藤閘男
同都同区同丁一番地
日本國有鉄道
右代表者　総　裁　加賀山之雄

本委員会は右当事者間の一賃金ベースの改訂及び年末賞與金の支給その他に関する紛争一に付次の通り裁定する

記

一、賃金ベースの改訂はさしあたり行わないが、少くとも経理上の都合により職員が受けた待遇の切下げは、是正されなければならない。

二、前項の主旨により本年度に於ては、公社は総額四十五億円を支拂うものとする。

右のうち三十億は十二月中に支給し、一月以降は賃金ベース改訂のあるまで、毎月五億円支給する。

右の配分方法は両当事者に於て十二月中に協議決定するものとする。

三、組合の要求する年末賞與金は認められないが、公社の企業休たる精神に鑑み、新に業績による賞與制度を設け、予算以上の收入、又は節約が行われ、それが職員の能率の増進によると認められる場合には、その額の相当部分を、職員に賞與として支給しなければならない。

四、本裁定の解釈又はその実施に関し当事者間に意見の一致を見ないときは本委員会の指示によつて決定するものとする。

昭和二十四年十二月二日

公共企業体仲裁委員会
委員長　末弘嚴太郎
委　員　今井一夫
委　員　堀木鎌三

この仲裁裁定に当つて、組合及び公社の主張はそれぞれ次のようであつた。

組合側の主張　(イ)、現行賃金六、三〇七円ベースは、人事院の勧告に基き昨年十二月以降実施されたものであるが、これが決定に際しては、昭和二三年七月のC・P・Sを基準として算定されたものであり、当初から民間賃金と比較して不権衡であつた。

(ロ)、組合側は、最近生計費の昂騰により、現行賃金ベースの下では、生活困難であり、且つ満足な労働力を発揮し得ない。従つて國民的生活水準であるC・P・Sに見合つた生活をなし得るよう賃金ベースを、即刻九、七〇〇円に改訂して欲しい。

(ハ)、前記の関係から家計の赤字も累積しており、又昭和二三年一月以降所定の昇給を受けておらないから、給料一カ月分程度を支給されたい。

(ニ)、現行職階制度は、種々不満な点があり、賃金ベース改訂と共に、最低給とし現行現業二級一号（本給二、八四四円）を四、七五〇円まで引上げて欲しい。

(ホ)、調停案に対しては、金額、計算方法及びその根拠等甚だ不満ではあるが、調停委員会の権威を尊重し、且つ年末を控え急迫した組合員の生活状態と諸般の情勢を考え、早急支給を目途として受諾したのであつて、年末賞與に対しては、飽く迄善処してもらう積りである。

(ヘ)　然し調停案は、会社側が拒否した結果、当然問題は白紙に還つたものと認められるから、仲裁裁定は、組合側当初の要求である「賃金ベース改訂九、七〇〇円と年末賞與給料一カ月分

の支給その他」を基礎として行わるべきである。

公社側の主張　（イ）、國鉄現在の経理事情（本年度公共企業体移行と共に独立採算を強力に実施し、しかも貨物運賃を据置く建前であつたから予算編成にも無理があり、年度末赤字は九一億円と推定され、一月から貨物運賃値上げ八割を実行したとしても、なお三一億円の赤字が推定される）及び諸般の客観的情勢（賃金三原則、経済九原則に基く経済再建方策が強力に実施されている内外諸情勢）から要求には応じられない。

（ロ）、生計費の昂騰及び民間における給與が上昇したからといつて、國家公務員に先んじて、國鉄職員だけ賃金を引上げることはできない。

（ハ）、特に最近の民間賃金及び物価、生計費は概ね横這い傾向にあるので特に生活水準が低下したとは考えられない。

（仲裁裁定書より）

前記の裁定が下された理由としては次の事項があげられている。

一、國鉄は事業の性質上多分に公共性をもつ企業体ではあるが行政機関ではなく、その役職員も公務員ではない。從つて、公社役職員の賃金を國家公務員の給與と同じ準則によつて定めなければならない法的根拠は全く存在せず、公社としてはその企業体たる性質上経営的見地からその責任をもつて独自に職員の給與を決定し得べき立場にある。國鉄法第二十八條によると、その決定については國家公務員の給與をも考慮しなければならないことになつているが、これは主として政府出資の企業体であることに原因しているのであつて、このため公社給與の法的本質は少しも変えられるものではない。

二、よつて、以上の見地から主として國鉄法第二十八條の準則に從つて公社職員の現行賃金に檢討を加えたところ、民間賃金一般類似産業に於ける賃金水準並びに類似職種の賃金との比較から考えても、又現行賃金算定の基礎となつている昭和二三年七月から今日に至るまでの一般物価及び生計費の変動から見ても現行賃金は余りにも低きに失し、少くとも八千四五百円程度までで引き上げるのを妥当とするという結論を得た。尚同條の趣旨に從つて國家公務員の現行給與との権衡をも考慮したが、これは國家公務員の給與が変らない以上公社の賃金をも絶対に変えてはならないという程強い制約ではなく、唯公社が政府出資の企業体であること及び政府経営から独立してまもないこと等の理由から、賃金決定の一要因として考慮に入れることが要請されているに過ぎない。況んや國家公務員の給與そのものが既に著しく低きに失すると言われている今日、この点の考慮に重きを置いて公社の企業体たる面を軽視するのは不合理である。

三、しかのみならず、本委員会が國家公務員一般の給與推移と比較して公社職員の現行賃金に檢討を加えて見ると、それは最近に至り特に低下せしめられたのであつて、その原因は主として國家の経済及び財政政策的見地から國鉄経営に無理を強いたことにあり、そしてかかる制約を受けた國鉄当局はその経営難を解決するため、その一方法を昇給、昇格の待遇切下げに求めたことが見出された。その事情は本年六月公社に移行した前後においても特に著しい。そして、具体的資料について調査したところによると、これによつて從業員の蒙つた損失額は少くとも一人当り毎月千円に相当するものと推算される。

四、以上の理由により本委員会はこれら待遇切下げによつて、公社職員が蒙つている損失はこの際直ちに是正補正されて然るべ

きものであるのみならず、公社の経営さえ許せば速かに少くとも第二項に記した程度に賃金ベースを引上げるべきが当然であると考える。

五、しかしながら、現在は一、二年前に比べると、物價事情も一応落ちつき氣味であり、政府がインフレ政策を棄て、可成りの無理を犯しながら鋭意経済安定に努力し、その見地から極力名目賃金の上昇を阻止しながら、租税政策その他の面からできるだけ実質賃金の維持につとめていることにも一応の合理性を認めざるを得ない。この努力が近く相当の成果を揚げ得るや否やについては、疑問を挟むべき余地があるけれども、この際としては事態のなりゆきを見るために、一応政府の施策に信頼してこの問題は近く政府が政治経済の総合的見地から独自の建前でこれが解決を図るであろうことを期待することに止めることとしたい。

六、しかし第三項に記した公社職員に限る特有の待遇切下げは、一日も速かに是正さるるのが当然であり、しかも公社の経営はこれに解決を與えるだけの能力を持つている。即ち、この際國会がこの問題解決のために多少の借入金を承認すれば、公社は次年度以降において容易にこれを償還し得るだけの余力をもつている。政府としても、財政及び経済政策上の理由から特に本年度において予算上の無理を公社に強いている点を考慮に入れ、公社が独立採算制の企業体として一日も速かに成長してゆくよう多少の援助を惜しむべきではない。

七、年末賞與金の支給は、組合が主張している理由では特にこれを認むべき根拠を見出だし難いけれども、公社が企業体たる性質から考えれば今後收入又は支出につき役職員全体の協力によつて予算以上の改善が行われた様な場合には、報労及び奨励の精神からその余剰を経営学上合理的な一定の基準によつて、一部分職員に還元すべきであつて、この際公社がこれを制度化すべきことを裁定の一部として指示する所以である。

八、尚本裁定は、公労法第十六條及び第三十四條によつて当事者双方を拘束するから、公社は裁定の指示するところに従つて、それぞれ所定の時日までに裁定の内容を履行すべき法律上の債務を負担する。依つて、公社は現有の経理能力で独自に処理し得べき部分は直ちに準備に着手して所定の時日までにこれを履行し、経理能力を超える部分については、國鉄法第三十八條以下の規定により速かに予算を作成し所定の手続をとられたい。

右の裁定の性質は、公労法第三五条の一最終的決定としてこれに服従しなければならない」という法的拘束力をもつものであつたため、日本国有鉄道当局は、鋭意財源を検討したのであるが、すでに人員整理のための退職金の支拂に予算を流用したため、借入金によらねばならぬことが明らかになつたので、政府にたいして借入を申請するにいたつた。政府はこの申請について検討した結果、国会の議決を経る必要があるとして裁定を衆議院に提出した。衆議院においては、仲裁裁定が最終的決定であるから、両当事者を拘束し、当然予算措置を伴うべきであるとする意見と、裁定が国会で承認された場合にはじめて政府は予算を編成するとする政治上の責任が生ずるとする意見が対立して論争がおこなわれた。この間政府は国鉄の財政について検討を加え、国鉄総裁が流用を申請した一八億円のうち一五億五百万円は予算の流用が認められることが判明し、四五億円のうち一五億円を除いた分についての国会の議決を求めることになつた。かくて衆参両院の討議の後結局、裁定は国会の承認を得ることができなかつたのである。

一方国鉄労組は四九年一二月二三日東京地裁に仮処分を申請中であつたが、五〇年二月二五日一仲裁々定に従わなければならない」とする組合側に有利な判決が下された。

昭和二四年（ヨ）第三五五八号

判　決

東京都千代田区丸の内一丁目一番地　運輸省内

申請人　國鉄労働組合

右代表者　加藤閻男

右代理人弁護士　小林直人

伊藤幹一

猪俣浩三

杉田伊三郎

東京都千代田区丸の内一丁目一番地

被申請人　日本國有鉄道

右代表者総裁　加賀山之雄

右代理人　矢能巖

森本寛美

鵜沢勝義

小林倉雄

松野勝三

当裁判所は、右当事者間の昭和二四年（ヨ）第三五五八号仮処分申請事件に付き、昭和二五年二月一五日終結した口頭弁論に基いて次のとおり判決する。

主　文

被申請人は公共企業体仲裁委員会が、申請人とのあいだの一賃金ベース改訂及び年末賞與の支給その他に関する紛争」に付き昭和二四年一二月二日なした裁定に従わなければならない。

理　由

申請人のその余の申請は、これを却下する。

訴訟費用は被申請人の負担とする。

右の判決において注目すべきは、判決理由のなかで裁定の効力について「爭議権に代る生存権の保障であり、裁判的制度である」とし、さらに仲裁制度は公社職員にたいし憲法で規定された基本的人権に制限を加えたため、これを救済する制度であるから、政府の自由裁定にまかせたら仲裁制度は無意味となると主張している点である。この地裁の判決は、組合側の闘爭意識を一層はげしくする結果になつたと同時に、野党攻勢を一段と熾烈化させる契機となつたのである。なお公社側は直に高裁に控訴して執行停止をとつた。

ところで組合は東京地裁の判決にもとずく予算上支出可能な三億円の配分方法について、國鉄当局との団交をひらき、これを突破口として国会共闘委の攻勢をもり上げようとしたが、三月六日団交が決裂したため、仲裁委の指示を求める申し入れを行つた。中裁委員会の裁定は次の通りである。

裁　定

当事者　國鉄労働組合　代表者　加藤閻男

日本國有鉄道　代表者総裁　加賀山之雄

本委員会は右当事者間の「昭和二十五年四月以降の賃金ベース改訂に関する紛爭」に付き次の通り裁定する。

記

一、昭和二十五年四月以降は、基準賃金を平均八、二〇〇円に達せしめる。右の配分方法については、両当事者が協議して決める。

二、日本國有鉄道は、昭和二十五年度に、基準外賃金、現物給與、福利施設、その他の給與等において、前回の裁定に指摘した待遇切下げ補塡について、適切な措置を講じ、実質的な賃金の充実を図るものとする。
右の措置を講ずるに当つては労働組合側の意向を十分とり入れること。

三、本裁定の解釈に関し疑義を生じ、若しくはその実施に当り、両当事者の意見一致しないときは、本委員会の指示によつて決める。

昭和二十五年三月十五日

公共企業体仲裁委員会

委員長　荒井誠一郎
委　員　今井一男
同　堀木鎌三

以上の裁定にもとずいては第一次裁定の際と同様拒否する方針をきめ、期限一ぱいに国会に提出し予算上不可能の議決を求める肚を明らかにしたため交渉は進捗をみなかつた。

三月二〇日にいたり政府は専売裁定をのみ、一人当り三、二〇〇円を支給することになり、国鉄は支出可能と認められた一八億円の残額三億円を一人当り六〇〇円として支給することにしたが、これも総司令部の反対によつて不可能となつた。組合側は、専売とのひらきを獲得すべく、予算の通過する四月五日を目標に闘争をもりあげることになつた。一方政府は第二次裁定の取扱いについて国会の議決を求めることに終局的な態度を決定し、給与関係についての折衝をうちきつた。組合側は、首相私邸に座り込み戦術を行い、又乗客にストの可否を問うなど活潑な動きを展開したが、これに呼応して国会においても野党の攻勢は激化した。

四月一九日、東京地裁から、さきに申請中であつた三億円の支拂について強制執行を求める仮処分にたいして判決があり、組合側の申請が認められるにいたつた。又国会において第二次裁定問題の審議が継続されたが、決定をみるにいたらず、七月二五日の閣議で第二次裁定は履行できないという態度を再確認することになつた。これにたいし組合は、一一月二二日からひらかれた臨時国会の直前に、闘争方針を討議した結果、政府にたいしその即時実施を要求するとともに実力闘争に移りうる準備指令を発した。この指令にもとずいて全国一せいに定時退庁が行われ、又大井、大宮両工場等で、一せい賜暇戦術がとられた。

政府は一二月一日にいたつて協議した結果、本年六月分から第二次裁定を承認することに決定し、六月から一二月までの現行手取七、二〇〇円と裁定八、二〇〇円との差額不足分は年末手当を一カ月分支給することによつて補うことになつた。政府のこの決定によつて一年間の長期にわたつた国鉄仲裁裁定問題も漸く結末をみたのである。

以上のように長期の、しかもジクザクな形で行われた国鉄の闘争は、五〇年における賃金闘争の特徴を示したものであつた。すなわち、それはいわゆる合法闘争に終始し、闘争のきめてともなるべき実力行使は殆ど行われなかつた。闘争の主体は主として組合の中央機関であり、下部大衆の圧力は有効に発揮されないうらみがあつたといえるであろう。

電産の職責給闘争　職責給の問題は一九五七年七月会社側から提起されて以来賃金ベース改訂の都度問題とされて来たのであるが、当初はいわゆる電産型賃金体系の確立された頃でもあり、生活給に逆行し事実上職階級制への移行を意味する職責給の問題は圧倒的な

組合の圧力によつてその度ごとにはねかえされてきた。然るに五〇年一月会社は組合に対して一月分から実施したい旨申入れ、これに対し組合中央本部は職責給を全面的に拒否するものではないが、一〇月以降賃金のベース決定後協議して決めるべきであると主張し意見の一致をみないまま、二月八日に至るや会社は組合に対して二月一〇日から一月分に遡り実施すると通告一〇日各社に指令した。かかる会社側の一方的措置に対して組合は中労委に善処方を要望するとともに一二日受領拒否事務ストの指令を発した。この職責給問題は三月三〇日の一〇月以降賃金に関する協定成立に際しても何ら触れられることなく、対立のまま推移したが、四月一日組合は会社に対して職責給の撤回と再交渉を要求、会社がこれを全面的に拒否するや、五月七日中労委に調停を申請するに至つた。

（注）この職責給問題についても電産労組内部で統一派と民同派とはその見解を基本的に異にしていた。たとえば第六回中央執行委員会第三日の二月二五日に職責給反対闘争が討議された際、民同派が多数を占める常任執行委員会が基本的には認めるという態度をとつたことに対して統一派はその撤回を要求、一、会社に職責給を撤回させる闘争を強力にすすめる、一、この方針を変える場合は常任委だけでなく正規の機関にかけてきめる、という決定がなされている。

（資料）

調停申請書

日本発送電株式会社並びに九配電会社（電氣事業経営者会議）は、曩に一部役付職員に対し職責手当と称する概ね別記の如き給与を組合の反対にも拘らず一方的に実施しました。

組合は現段階における一般組合員の賃金その他生活実態から考え会社案を撤回し、その上に立つて組合と協議の上解決すべきこ

二、級数区分

次の基準によるが具体的には各会社の業務組織の実情に応じ、責の程度によつて決定する。

一―二級　本店課長、支社（配電局）長級
二―三級　支店課長級
三―五級　支社（配電局）課長、本店係長級
五―七級　営業所長、支店支社係長、出張所長、発変電所長開閉所長級、その他の事業所長

三、支給方法

月額拂いとする。

役職を兼務するときは上級の手当のみ支給する。

級数区別	一級	二級	三級	四級
月額	三、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円
級数区別	五級	六級	七級	
月額	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	

調停は七月六、一三、一九、二〇日の四回にわたつて行われたが会社側は職責給を一方的に而も団体交渉中に示した会社案を上廻る金額で実施している等の事実にかんがみて、中労委においてもほぼ「会社案を撤回した上組合と協議の上解決」したいとの組合の意向を採入れて、七月二〇日左の如き調停案を提示した。

調停案

昭和二五年五月九日組合側から調停申請のあつた職責給については、従来この問題が団体交渉によつて解決するよう努力されてきた経緯もあり、また支給される該当者の中には多数の組合員が包含されている事情からも団体交渉によつて解決するのが妥当であると考えられる。なおこの問題発生以来交渉期間が長期に亘つたにもかかわらず内容に亘る交渉は不十分であると考えられるので、この際改めて誠意ある交渉に入るならば問題の解決は決して不可能ではないとの結論に到達したのである。

従つて左記により本問題の円満なる解決を図られたい。

一、会社は職責給の実施を昭和二五年八月以降中止すること。

二、会社及び組合は職責給について本調停案提示後二カ月以内に妥結することを目途として団体交渉に入ること。

三、前項期間中に協議整わざるときは中労委に調停を申請して解決を図ること。

昭和二五年七月二〇日

中央労働委員会電産職責給調停委員会

委員長　藤林敬三

日本電気産業労働組合

中央執行委員長　藤田進殿

電気事業経営者会議

委員長　大西英一殿

組合側回答（八月二日）

一、調停案は本問題を根本的に解決する過程として受諾する。

二、然しながら組合は全組合員が低賃金にある実情その他に鑑み一部の特定人に職責給を現段階において支給することは反対であるので、一月より七月の間に付いても全組合員に一定額を支給するよう、今後交渉する際要求するものである。

三、尚八月以降については、調停案に示されたごとく交渉する。

会社側回答（八月一七日）

一、調停案は趣旨に従い受諾する。

二、然しながら本問題の従前よりの経緯に鑑み右の二点に付特別の配慮を願う。

（イ）八月分については一応仮拂いをなし、決定の上清算すること。

（ロ）妥結の目途を二カ月と限定することなく情勢によりそれ以内に於ても必要と認めるときは斡旋又は調停を願いたい。

その後調停案の趣旨に沿つて当事者間の交渉は九月五日から一〇月五日まで七回にわたつて重ねられたが、組合側提示の一～七月の間一人当り一カ月五〇〇円の臨時給与支給の要求について見解の一致をみず決裂。よつて一〇月七日より斡旋を再開一〇月二五日迄四回の斡旋の末右の如き斡旋案を提示するに至つた。

斡旋案

会社と組合は係争中の職責給問題については左記により解決されたい。

記

一、昭和二十五年八月以降会社は次の如く措置すること。

（1）組合員（職責給被支給者を除く）に一人当り平均月額百五十円（註、税込）の職務手当（仮称）を支給すること。但し右金額の配分は基本給に比例するが最低百円最高二百五十円限度とする。

（2）職責給の支給額は一―七月における会社実施額のうち五千円以上を削減し、四千五百円についても若干削減すること。

二、会社は組合員（職責給被支給者を除く）に一率千五百円税込の臨時給與を支給すること。支給の時期については双方協議して速かに実施すること。

昭和二十五年十月二十五日

以上

中央労働委員会

幹旋員　藤林敬三

電氣事業経営者会議

委員長　小坂順造殿

日本電氣産業労働組合

中央執行委員長　藤田進殿

右の幹旋案に対して組合は不満ではあるが早期解決をのぞんで妥協、全面的受諾を回答した。その理由とするところは、

（1）幹旋案の職責給の四、五〇〇円級まで若干の削減をすることは、過去において職責給は既に実施されたことと、並びに現在一会社においては支給している事情から内部的に意見を一致させることが困難である。

（2）幹旋案によれば現行八、五〇〇円ベースを割ることとなるが、これは電氣料金の建前や、現在会社が置かれている外部的諸事情から極めて困難であり早急に諾否を決し難い。

というにあつた。

かかる会社の態度に組合は憤激、翌二六日電経会議において団体交渉が行われたが会社側は譲らず、組合側も一任と決定、その後、電産中央本部は一一月八日来連日交渉の末、止むなく闘争の決意を固めると同時に、一五日中労委に最後的善処方を申入れた。その結果会社側も折れて幹旋案を受諾、一八日の協定書調印となつた。そこで組合側は直ちにスト中止指令を発令すると共に、今回の解決が決して組合員の要求を満足させるものでなかつたという観点から、押し迫つた生活苦打開の方途を越年闘争へとふりむけて行つたのである。

協定書

昭和二五年八月以降会社は次の如く措置する。

一、（イ）組合員（職責給被支給者を除く）に職務手当（仮称）として一人当り平均月額一五〇円（税込―基本給の二・五％相当額）を支給する。但し右金額は最低一〇〇円（込）最高二五〇円とする。

（ロ）職責給については一―七月における会社実施額を次の如く改訂実施する。

△会社実施額六、〇〇〇円を五、四〇〇円△五、五〇〇円を五、〇〇〇円△五、〇〇〇円を四、五〇〇円△四、五〇〇円を四、四〇〇円

二、会社は組合員（職責給被支給者を除く）に一率一、五〇〇円（込）の臨時給與を直ちに支給すると共に、八月―一一月分の職責給および職務手当（仮称）は遅くとも一一月末日までに支給を完了する。

三、支給対象その他については会社組合協議の上決定する。

併し人は、この職責給爭議なるものゝ経過と帰結の中に、かつて

は電産型賃金体系を打ち出して闘つた電産労組が、必ずしも「最低賃金」が確保されることなきままに事実上確立されてゆく職階級制度の下に、僅かな抵抗を試みながら組込まれてゆくのをみるであろう。七、八月の間における分裂と内紛の末の「民主化」の成功も決して電産労組の強化などを意味しはしなかつたのである。

海員の退職手当闘争　全日本海員組合では、五〇年二月船員の退職後の生活を制度的に保障する退職金制度の確立を求めて、日本船主協会に対して要求書を提出した。要求の骨子は、昨年四月以降の退職者に適用するものとし、支給基準は退職時に本給、家族手当、勤務手当の合計額、支給率に任意退職の場合、勤続六カ月以上一年未満は一カ月分、同一年以上に一年につき二カ月分、勤続加算は、船舶運営会以前におけるその社の勤続期間の三分の一を算入する等であつた。この要求の討議には特別小委員会が設置されたが、船主協議会の見解に一、適用範囲に労働協約締結後とする、二、支給基準は他産業及びその他公務員の例によつて本給一本とする、三、支給率は一年に満たない場合支給しない、四、勤続年限は在籍期間とするというのであり、組合側の主張とかなりのへだたりがあつた。爾来二十数回にわたつて交渉がおこなわれ、ついに次の様な協定書で妥結するにいたつた。

協定書

日本船主協会と全日本海員組会とは退職手当に関し暫定的に左記の通り定める。

記

一、適用範囲　昭和二十五年十月二十日以降退職する船員とする。

二、支給基準額　退職時の本給とする。

三、勤続期間及び在籍期間

（イ）勤続期間とは労働協約による。昭和二十四年四月一日以降における左の勤務期間を通算したものをいう。

① 乗船期間
② 予備期間
③ 傷病期間
④ 特別休職期間（組合役職員は復職勤務のときに限り算入）
⑤ 療養休職期間（普通傷病による場合を除く）但し、調整期間中（昭和二十四年四月一日から同年九月三十日まで）に他社に移籍された船員の旧会社における勤続期間は新会社の勤続期間に通算する。

（ロ）在籍期間とは昭和二十四年三月三十一日までの同一会社における在籍期間（船舶運営会における雇傭期間を除く）をいう。

（ハ）勤続期間及び在籍期間の算定については、月数は年の小数に換算し、月の端数は月に切上げる。

四、一般退職金

（イ）勤続期間に対する退職金

勤続期間一カ年のもの基準額の　二カ月分
〃　二〃　〃　三・五カ月分
〃　三〃　〃　五カ月分

但し、在籍期間を有しないもので勤続期間六カ月未満のものには支給しない。

（ロ）在籍期間に対する退職金

在籍期間一カ年に付基準額の〇・五カ月分

（ニ）昭和二十五年三月三十一日以前の退職金を既に精算支給済の場合は前（ロ）号退職金は支給しない。但し、その実情に応じ会社と組合が協議によつて既拂退職金について決定す

ることを妨げるものではない。

五、低性能船買入法実施に際し、船員の整理並びにこれに伴う退職手当については左による。

（イ）整理実施期間

昭和二十五年十月二十日より昭和二十六年二月二十八日までとする。但し、この期間内において会社はその実情に応じて別に左の会社の整理実施期間を設けることができる。この場合会社はその期間を組合に通知し、整理を完了したときはその年月日を改めて組合に通知する。

（ロ）整理基準

整理に当つてはまず希望退職者（会社の必要とするものを除く）を対象とし、ついで左の職種別年令以上のもの及び必要已むを得ざるものとする。

① 船長、機関長	五十五歳
② その他の職員及び職長級	五十歳
③ 役付級	四十五歳
④ その他のもの	四十歳

（ハ）支給額

この項により退職するものに対して第四項（イ）号（ロ）号及び左による特別加算金を支給する。

本人が会社の斡旋により就職したものは轉職者とする。

① 轉職者に対する特別加算金

二十五歳未満		基準額の三カ月分
二十五歳以上		〃 四カ月分
三十歳	〃	〃 五カ月分
三十五歳	〃	〃 六カ月分
四十歳	〃	〃 七カ月分
四十五歳	〃	〃 八・五カ月分
五十歳	〃	〃 十一カ月分
五十五歳以上のもの		〃 十三カ月分

② 轉職者以外のものに対する特別加算

二十五歳未満のもの		基準額の六カ月分
二十五歳以上のもの		〃 十五・五カ月分
三十歳	〃	〃 十八カ月分
三十五歳	〃	〃 十九カ月分
四十歳	〃	〃 十九カ月分
四十五歳	〃	〃 十九カ月分
五十歳	〃	〃 十九カ月分
五十五歳以上のもの		〃 十九カ月分

③ 会社の同意を得ないで退職するものに対しては会社と組合は別途協議して定める。

④ 会社と本人との間で就職の斡旋についての話合いができたものについては、会社は退職の際前①による特別加算金を支給し、以後その就職について極力斡旋に努め、退職後六カ月以内に就職が成立した場合は前②の特別加算金は支給しない。

六、労働協約第二十六條の規定（同條第一項第一号の場合を除く）による解雇の場合は左の各号による。

（イ）一般退職金　減額又は支給しないことがある。

（ロ）特別加算金　支給しない。

七、一般退職金及び特別加算金には船員法の定める雇止手当及び失業手当を含むものとする。

八、この協定により難い特別の実情にある会社は組合に申入れるものとする。

九、この協定有効期間中に退職したものについて、会社は労働協約

の規定に従い組合に通知する。

十、この協定書の有効期間は労働協約第四十三條第二項の規定に拘らず調印の日から昭和二十六年二月二十八日までとする。

右協定する

昭和二十五年十月二十日

日本船主協会会長　山縣勝見

全日本海員組合組合長　陰山壽

協定書第六号諒解事項

一、昭和二十四年四月一日以降この協定成立までの期間に於ける退職者の内、退職金に関する協定が成立した場合支拂を受ける了解のあつたもの及び現在退職金について話合中のものの退職金についてはこの協定に準じ会社と組合は協議してきめるものとする。

右の通り諒解されたことを確認する。

昭和二十五年十月二十日

日本船主協会会長　山縣勝見

全日本海員組合組合長　陰山壽

覚書第二号

日本船主協会と全日本海員組合とは協定書第六号に関し左記の通り申合せる。

一、協定書第六号第五項（イ）号の但し書による整理実施期間満了後協定書有効期間満了までの間に退職するものに対しては左の退職金を支給する。

（イ）通常の退職者に対しては協定書第四項（イ）号（ロ）号により計算した合計額を支給する。

（ロ）年令五十歳を超えるもので過去十五年間に十年以上の船員実歴があり且つその会社で勤続一年に達したものには協定書第四項（イ）号に支給し、基準額の四カ月分若しくは第四項（ロ）号による金額の内何れか高額の方を加算する。

（ハ）療養休職期間が過ぎて退職するものに対しては協定書第四項（イ）号を支給し、第四項（イ）号（ロ）号の合計額の五割相当額若しくは第四項（イ）号（ロ）号による金額の内何れか高額の方を加算する。

（ニ）前（ロ）号（ハ）号の條件が重なるものについてはいずれか高額を支給し併合しない。

二、協定書第六号有効期間満了までに新たに退職手当に関する協定ができなかつた場合は同期日までに日本船主協会と全日本海員組合とは有効期間満了以後一定期間を定めて前項の規定を準用する事をきめなければならない。

三、協定書第六号第五項（イ）号の但し書による期間満了後においては会社都合による整理は組合の同意なくして行うことはできない。但し、已むを得ざる事情により組合の同意を得て退職させる場合の手当についてはこの協定書の有効期間中は同協定書第三項（ハ）号による額を支給し有効期間満了後の手当については会社と組合は協議してきめる。

四、協定書第六号第五項（ハ）号により除外されたものは組合の同意なくして解雇しない。

五、会社は予備員として高級二十五%、普通十五%を保持することに努め、各社間の補充を計り船員の失業を極力防止する。

六、会社と組合は協会所属全船主と密接な連絡を取り常に需給関係を調査し失業船員の再就職について極力努力する。

昭和二十五年十月二十日

日本船主協会会長　山縣勝見

全日本海員組合組合長　陰山壽

第四章　「レッド・パージ」反対闘争

(一)

周知のように、一九四九年の「企業整備」あるいは「行政整理」を口実とする大量的な労働者の首切りにさいして、その鉾先は、まず第一に各企業・官庁の戦闘的労働者へ向けられた（本年鑑第二三集参照）。そして、とくに一九五〇年にはいつてからは、二月におこなわれた東京都小学校教員二四六名に対する政治的首切りによつてもあきらかなとおり、その意図がますます露骨に示されてきたのである。

一九五〇年年頭の、小学校数員に対する政治的首切りについて、民主主義教育協会が三月一四日付でアメリカ公務労働者連合全国教員部会におくつた手紙に対する同部会事務局長エドウイン・S・スミスからの七月一九日付返信は、つぎのように述べている。

親愛な友人諸君、私たちは大きな関心をもつて日本の教師諸君にたいして加えられた反民主的な圧迫、政治的理由による追放等々に関するあなた方のお手紙を拝見しました。

あなた方は同封のニューヨーク市教員組合に対する攻撃の記録を興味をもつて読まれることと思います。この國では「冷い戦争」を続けることが必要だということを教えこむように教師たちに大きな圧力が加えられています。そして多くの教師たちは教育当局の氣にいらぬことがわかつているどんな意見をも発表することを恐れています。私たちの國においても、あなた方と同じように反民主的な要素は常に組合を圧殺し、進歩的な思想を圧迫しようと熱心であります。彼らは人民の要求に正反対なのですから、いつまでもそれに成功しているわけにはいきません。人民の要求はついには満足されるでありましょう。

さて、一九五〇年五月三日のマッカーサー反共声明以来、大資本家・政府の陣営では、いよいよ全面的な、しかも公然たる「レッド・パージ」を断行すべく、本格的な準備と、愼重な対策をたてはじめた。それは、六月六日、共産党中央委員の公職追放に関するマッカーサー指令、さらに同月二五日、朝鮮における戦争勃発をみるにおよんで、いつそう急速に進展させる必要にせまられたのである（第三部「労働政策」参照）。

ここに計画された「レッド・パージ」の意義について、のちに全日本金属労働組合中央機関紙「労働者」は「労働者の組織と組織の指導とを、大衆からきりはなすことが、支配階級のプランを進行させるためにもつとも重要なポイントになつていたからこそおこなわれた」（一九五〇年一一月一七日号）のであると述べた。いわゆる「レッド・パージ」の全貌を知るために第210表をかかげておこう。

(二)

一九五〇年下半期、大規模にくりひろげられた「レッド・パージ」の嵐は、まず新聞・通信・放送機関の労働者に襲いかかつた。これは決して理由のないことではない。すなわち、社会党中央機関紙「社会新聞」が論じたように、「朝鮮の戦火が報ぜられてから二、三の代表的な新聞がしめしている態度ほど、われわれを悲しませ憤らせたものはない。誇大で好戦的な報道ぶりは、かつて戦争できたえられたお家芸をしのばせるものが十分にある」（一九五〇年七月

第211表　「レツド・パージ」一覧　（1950年11月22日現在）

産業別	推定企業従業員総数（A）	解雇実施企業従業員総数（B）	被解雇者				通告年月日
			社数	人員（C）	C/A（%）	C/B（%）	
新聞放送	49,600	32,767	50	704	1.4	2.1	7.24～ 8. 5
電産	145,000	142,536	10	2,137	1.5	1.5	8.26
映画	15,000	7,800	3	115	0.8	1.4	9.22
日通	108,473	108,473	1	515	0.5	0.5	9.25
石炭	400,000	330,944	66	2,020	0.5	0.6	10.15～10.30
金属鉱山	80,000	67,582	18	302	0.4	0.4	10.20～10.30
石油	13,000	12,789	6	91	0.7	0.7	10.20～10.28
私鉄	135,000	99,887	37	525	0.4	0.5	10.21～10.25
車輛	30,000	13,834	7	94	0.3	0.7	10.10～10.28
造船	90,000	77,506	19	601	0.7	0.8	10.16～11. 8
鉄鋼	160,000	151,837	48	1,002	0.6	0.6	10.17～11. 8
自動車	40,000	34,080	19	203	0.5	0.6	10.10～11. 6
印刷出版	46,000	10,630	12	160	0.3	1.5	10.26～11. 4
電工	60,000	58,327	21	381	0.6	0.7	10.18～11. 7
化学	360,000	193,393	122	1,346	0.4	0.7	10. 5～11.10
機器	150,000	41,669	48	382	0.3	0.9	10.10～11.11
電線	14,000	2,902	4	31	0.2	1.1	10.23～11. 9
非鉄金属	30,000	6,614	6	46	0.2	0.7	10.27～11. 9
食糧	80,000	564	2	15	0.02	2.6	10.29
繊維	400,000	117,916	20	144	0.04	0.1	10.17～11.10
医療	150,000	913	2	46	0.04	5.0	8.28～10.19
木材	95,000	644	5	11	0.01	1.7	10.18～11. 4
計	2,711,073	1,513,607	526	10,869	0.40	0.72	

〔備考〕 1） 整理人員数には事前退職者を含む。

2） 社数は延社数である（同一企業に金属鉱山部門，石油部門がある時はそれぞれ一社として数えた）。

五日号）状態だつたからである。とくに新聞・通信・放送機関の「レッド・パージ」が、共産党中央機関紙「アカハタ」の無期限発行停止に関するマッカーサー指令とほぼ同時期におこなわれた事実は、注目する必要がある。

七月一五日および一七日の両日にわたつて、大阪中央放送局で、局員一八名がとつぜん職場立入禁止を命令されたのを皮切りに、七月二八日午後三時を期して、朝日新聞社七三名、毎日新聞社五一名、読売新聞社三四名、日本経済新聞社二〇名、東京新聞社八名、日本放送協会一〇四名、共同通信社三三名、時事通信社一六名の「レッド・パージ」が発表された。読売新聞社の書面辞令によれば、「連合軍最高司令官マッカーサー元帥の六月六、七、二六日、七月一八日の指令ならびに書簡の精神と意図に徴し、わが社は日本の安定に対する公然たる破壊者である共産主義者ならびにこれに同調せるものに対し解雇することに方針を決定した」ことが理由になつている。なお、その後におこなわれた前記各社ともほぼこれに準じており、各社の追加パージ、および地方新聞各社のパージ実施により、八月五日現在、対象者は全国で七〇四名に達した（労働省労政局調査）。

この「レッド・パージ」に直面した全日本新聞労働組合（全労連加盟）は、七月二九日ただちにつぎのような声明を発した。

社側はこの措置が「国内法を超越したものである」と強弁して一切の疑義にたいし「問答無用」の態度をとつたが、解雇の通告を受けた組合員は辞令を拒否し、結束を固めて無法極まる言論弾圧と闘つている。

ジャーナリストとして節操を堅持した人や、積極的な組合活動家は「共産主義者に同調せる者」というような理由をつけられて弾圧の犠牲になつた。東條時代でさえも考え及ばなかつたこの狂暴さは、國際ならびに國内情勢の逼迫を反映するものにほかならない。今回の言論弾圧はまさに戦争への途を指さすものである。

解雇の通達に乗じて、各職場では社側の組合に対する攻勢や民同派の擡頭が現われ始めた。もしわれわれがここで組合の骨抜きと組合員の無力化を許し、言論報道の自由にたいする弾圧に屈して、國民が眞実を知ることを妨げるならば全世界の平和を愛する人民は、われわれに戦争協力者の極印を押すであろう。

今われわれが抵抗の努力をいささかでも惜しむならば、反動の魔の手は、われわれから最後の生活権さえをも奪い去つてしまうであろう。

全組合員諸君！　全人民諸君！

日本の言論報道に襲いかゝつた、この弾圧を断固としてハネ返そう！

戦争をたくらむ者の陰謀をバクロしよう！

広汎な抵抗の戦線で闘いぬこう！

あらゆる要求を経営者にうちつけわれわれの生活権を守ろう！

今こそ全精力を挙げて闘うときである。日本の言論報道の自由を守り、戦争の陰謀を粉砕する力は、われわれの断固たる闘争以外にないことを銘記しよう！

一、國民をメクラにする言論弾圧反対
二、國民をオシにする放送の統制反対
三、東條時代の言論統制復活反対
四、東條時代の警察政治・軍政復活反対

また、放送単一労組では、八月三〇日に臨時大会をひらき、㈠憲法・労働組合法・就業規則違反の首切り即時撤回、㈡会長宛通牒内容を示せ（ＡＦＲＳ当局の被解雇者立入り禁止通牒のこと――筆者

注）㈠被解雇者の給料の支拂い、㈡賞与の補給として確約した夏期手当一率三、〇〇〇円をよこせ、などの要求をきめ、ただちに団体交渉を開始するよう協会に申入れた。

さらに、全新聞労組、放送単一労組が印刷出版労組、日映演労組とともに組織している文化産業労仂組合共同闘争委員会も八月二日「政府ならびに新聞放送経営者の売国的変節に対して、人民大衆とともに闘い、日本民族の誇りを守りつづける」との声明を発した。

八月八日、全新聞労組緊急中央委員会が開催され、当面の闘争方針を採択するとともに、即刻、闘争体制にはいることを賛成九、保留一、反対〇で決議した。闘争方針の要点はつぎのとおりである。

一、各支部において、これを機として分裂主義者の策動があり、当面、組織を守る闘いとして、職場闘争と結合し、分裂主義者と徹底的に闘う。

一、今回の暴挙は敵階級が報道機関を言論報国会化し、かれら自身の売国的意図を押しつけるために、ポツダム宣言・極東委員会一六原則・日本憲法などに違反して強行してきたものであり、かれらの意図が日本の「戦時体制」を強化し、日本を戦争街道へ駆りたてるものと判断される。したがつて、言論の自由を守る広汎な闘いを展開する。

一、そのために、良心的新聞人の不当解雇に反対し、さらに真実を報道する立場から、ブルジョア新聞の不買運動を展開する。

とくに、中小紙の場合は紙面民主化闘争をおこない、国民に真実を伝える新聞にする闘いと、労仂者の生活を守る闘いを強力にすすめる。

一、この闘いを、戦争に反対し、平和を守る闘争に発展させ、可能なかぎり実力行使をともなう職場の闘いと結合して、広汎なレジスタンスの闘いへ発展させる。

当日、全新聞労組は新聞・通信・放送の経営者に公開質問状を送り「もし日本人としての一片の良心をもちあわせるなら、つぎにかかげるわれわれの質問に答えよ」と迫つた。

一、今回の暴挙に関して「関係当局の重大な示唆によつて」と云々しているが関係当局はポツダム宣言にもとずき、しかも関係当局の理解と援助の下に制定された日本憲法を否認するが如き示唆が断じてあり得ないと確信するが、日本憲法・ポツダム宣言・極東委員会一六原則に違反するかに、日本憲法・ポツダム宣言・極東委員会一六原則に違反する。然るに今回の暴挙は明らかに、日本憲法・ポツダム宣言・極東委員会一六原則に違反する行為である。関係当局の示唆をこのように解釈した具体的な根拠を示せ。

二、不当解雇の通告をうけた良心的な記者はプレスコードを守り真実公正な言論報道の任務を遂行するためあらゆる努力をつづけて来た。然るに経営者はいわゆる編集権を悪用して真実を歪曲し、世論を僞装して権力の御用機関になりさがつた。社会の公器をもつて任ずる新聞をファシズムの道具にして良心に恥じないか。

三、職場から積極的な労仂組合運動の活動家たちを追出しながら組合組織を破壊する意図なしというが新聞・ラジオの経営者が考えている健全な労仂組合とはどんな組織をいうのか。

これよりさき、八月三日、全新聞労組中央執行委員会は、各産業部門に「赤狩り」的な首切りがおこなわれようとしていることを指摘し、「労仂組合の産報化反対」、「ストックホルム・アピールの支持」などをスローガンとして、各労仂組合へ共同闘争を申入れていたが、緊急中央委員会で採択された闘争方針にもとずき、被解雇者が中心となつて、八月九日、言論弾圧反対同盟を結成した。この同盟に参加したのは、全労連、全新聞、印刷出版、日映演、全金属、大化学、全自動車、全造船、電産関東などの各労仂組合をはじめ約

五〇団体であり、結成当日、同盟として宣言を発した。

宣言（要旨）

七月二八日以来、全國の新聞・通信・放送事業から進歩的な記者・従業員が続々解雇され、しかも、おなじような暴力が反動の全面的な攻撃として映画・出版・教育界から全産業に襲いかかろうとしている。朝鮮事件の発生と共に祖國日本は第三次世界戦争にまきこまれる危機に当面した。今ほど平和と独立を守るための言論の自由が守られねばならぬときはない。われわれはこの弾圧と戦うことなしには眞実の報道の断片さえ聞くことができず、いささかの進歩的な映画演劇をみることもできなくなるだろう。文学も学問もことごとく破かいされるだろう。耳と目と口をふさがれた人民は人類殺りくのために労働し、税金を拂い、戦場にかり出されることになるだろう。今こそわれわれは力をあわせて弾圧をはねかえし、祖國の平和と独立を守る道を開かねばならない。

われわれは祖國を愛し平和と自由と独立を望む総ての人々に共同闘争を呼びかける。

言論弾圧反対同盟は、その運動方針の第一に「反動勢力のデマ報道にたいし、同盟は積極的に真実の報道、民主的言論、文化をもつてこれをうちくだく」と掲げたが、これは機関紙「自由の声」の発行によつて具体化された。また全新聞、放送単一労組では同盟の推進核として新聞放送共同闘争委員会を結成した。

さらに「レッド・パージ」の対象者中には、畑中政春、遠藤一郎小椋広勝ら「新聞記者として第一級の人たち」（全新聞労組）が含まれていたので、インテリゲンチャの間にも大きな反響がおこり、とくに「知識人の会」では、八月一五日の幹事会で、言論弾圧反対、同盟員の地位保全に関する仮処分申請に公正な裁判を期待するむねの希望を東京地方裁判所に表明することを決定、一七日に代表が別項の書簡を手交した。

なお、当日出席の幹事は、中島健蔵、戒能通孝、瓜生忠夫、野間宏、高桑純夫、吉野源三郎、清水幾太郎、岡本太郎、吉井忠、近藤忠義、本郷新、柘植秀臣、藤川覚、中村哲、山内俊夫、大森直道、畑中政春の諸氏であつた。

「知識人の会」書簡

最近新聞・通信・放送に起つている解雇事件は憲法に保証されている言論、思想の自由を大いに脅やかしているような感を與えます。このことはわが國の民主主義発展のために重大な問題であつて、とくにわれわれ学術、思想、文化の分野に働いているものにとつて看過しがたい事件であり、この事件の処理については裁判所の公正なる判断を期待してやみません。

（注）法廷闘争については第四編第六章を参照のこと。

（三）

新聞・通信・放送機関から開始された「レッド・パージ」は、約一カ月を経た八月二六日に電産、二八日に結核予防会、さらに約一カ月を経た九月二二日に映画、二五日に日通で実施された。

このうち、結核予防会と映画の「レッド・パージ」は新聞・通信・放送機関の場合と同じような理由で解雇を通告し、被解雇者の職場への立入りを禁止し、また特別の退職手当をださないことまで軌を一にしている。

結核予防会では、同会所属の清瀬結核療養所、同結核研究所および東村山保生園、上北沢第一保健所の全従業員七五〇名中四三名を「レッド・パージ」の対象者として解雇した。しかし、とくに清瀬村は共産党の影響がつよく、結核予防会の「レッド・パージ」発表後、患者（日患同盟）、医師・看護婦（全医協）はいずれも激しい反

対闘争にたちあがつた。また、清瀬村周辺の工場労働者も共同闘争を組織したため、結核予防会の理事者は、乾燥ＢＣＧなどの製造中止に関する業務命令を発したが、組合側はＢＣＧ防衛委員会を結成（九月一日）して対抗した。

また、映画の場合は東宝がすでに戦後二回にわたり「企業整備」の口実によつて「共産党員の排除」をおこなつてきた（第一編第二章を参照）が、とくに映画の大衆におよぼす影響力が重視され、一般の予想よりもはやく「レッド・パージ」が実施されたのである。すなわち「東宝、松竹、大映の三大会社の労務担当重役は九月九日に極秘裡に会合して具体的な措置を協議するとともに労働省その他にも打合せをおこない追放リストの作成を進めて」いた（労政時報一一一二号）。映画の労働組合は、当時、日映演と全映演に分裂していたが、被解雇者はそのすべてが日映演労組の組合員であり松竹六七名、大映三〇名、東宝一三名にのぼつた。

これにたいし日映演は、一〇月一日の第三七回拡大中央執行委員会でつぎのような闘争方針をきめた。

一、こんどの大量首切りは、労働協約をふみにじつておこなつた会社側の不当労働行為であり、さらに通告内容は抽象的で納得できないばかりでなく、強いて解釈すれば被通告者は日本映画の破壊者となるのであるが、このような判断は通告をうけた者の日常行動からも作品からもまつたく事実と相違することがあきらかであるし、このことはまた各経営者自身が団体交渉の席上でみずから認めている。われわれは、今次の不当首切りについての責任が会社側にあることをあきらかにして、以上のことを各支部が会社側へ申入れる。

二、劇映画三社の申合せであるとして、団体交渉外の問題であるとか、事業場への立入禁止であるとかを一方的に通告していた三社に申入れた。

三、被通告者を民主的な映画の製作に直接従事させるよう、あらゆる努力をはらわなければならない。そのため各撮影所分会はとくに連絡を密にし、共同闘争を強化してゆく必要がある。

四、首切り反対の闘いは、あらゆる職場の要求とともに闘われなければならない。

五、今回の問題は、日本映画をまもり、発展向上させようとするものと、それを破壊しようとするものとの闘いであることはすでにあきらかである。したがつて、広汎な文化人、市民、労働者がわれわれに支持をよせている。われわれはいつさいの映画演劇芸術家ならびに技術者、演技者とともに闘わなければならない。そのため、日本文化を愛するすべての人々によびかけ、映画演劇防衛会議を強化し、さらに民主映画製作の基盤を不動なものとする必要がある。

六、各支部は法廷闘争の準備をすすめる必要がある。しかし、さきの小倉地裁における朝日新聞西部の仮処分申請却下事件（第四編第四章「法廷闘争」の項を参照）をみてもあきらかなとおり、法廷闘争にすべてを集中することは誤りであり、用意されたワナにいたずらにおちこむ結果となる。

以上のような闘争方針により、日映演はきわめて強硬な態度をとつたので、三社とも一応は被解雇者の氏名発表をおこなつたが（東宝では過去二回にわたる被解雇者が「東京演技者集団」、「日本映画人同盟」を組織し砧撮影所に事務所を設けて活動しているのに対しても、業務の運営に支障ありとの理由で立退きを要求した）。

新聞・通信・放送機関の場合でも、全新聞、放送単一労組や言論

弾圧反対同盟に対抗して、新聞労連は「レッド・パージは共産党の反民主主義的行動と朝鮮問題に関してとりつつある態度に対する措置であつて、労仂運動の規制のためにとられたものでないことを確認するが、これに便乗する経営者の態度に対しては警戒を怠らない」という態度をとり、日本放送労組（日放労）も「赤追放を承認し民主的な報道任務を守る」と八月三〇日の中央委員会で決定している。同様に全映演は「この機会に全映演による健全労組の統一をはかる」ことをきめ、むしろ「レッド・パージ」を利用しようとしたのである。

なお、日映演第三七回拡大中央執行委員会の一〇月一日付声明は「三社は数々の名作を世におくつて日本映画発展のため絶大な貢献をなしつつある多数の社外の映画人たちにたいしても、共産党員ならびにその同調者であるとみられていることのみを理由として、映画事業のいつさいから締めだす方針を決定したと伝えられる」ことに抗議した。

一方、電産二、一三七名、日通五一五名の「レッド・パージ」は新聞・通信・放送機関、結核予防会、映画などのそれと異り、二つの特長をもつた。第一は「レッド・パージ」の対象者にただちに解雇通告をするのではなく、まず退職を勧告しこれに応じなかつた者を解雇するという方法をとつたことである。したがつて勧告に応じて退職する者に対しては特別の退職手当をだし、あらかじめ被解雇者の結束をさまたげる手段を講じたわけである。第二は、前述の各部門の「レッド・パージ」にさいして、労仂組合は左派の主導権のもとに統一している（結核予防会）か、そうでなくても左右両派の組合が並立している（新聞・通信・放送・映画）状態にあつたのであるが、それに反し、電産・日通の場合は単一の労仂組合のなかで、ほぼ「民同派」の主導権が確立したのちに、その協力を得て「レッド・パージ」をおこなつたことである。

とくに典型的なのは電産であり、会社側の「レッド・パージ」にさきだつて、七月一二日、「組合自身の手による赤排除」（非常事態収拾に関する特別指令にもとずく組合員の再登録）がおこなわれた。日通の場合も、九月初旬の組合大会で「民同派」の支配権が確立するのをみとどけて、同月下旬「レッド・パージ」を実施した。すなわち、九月二二日、会社側はつぎのような人員整理実施要綱を全日通労組本部に通告した。

一、基本方針

㈠ 日本通運株式会社の事業は基幹産業であり且つ公共事業的性格はその運営の如何が社会公共の福祉安寧に及ぼす影響も極めて重大でありますので経営者といたしましては会社事業の健全な発展に対し重大な責務を有するのであります。

㈡ 従つて経営者といたしましては事業の健全な発展のため賦課されたる任務を遂行する上に於て従来より諸般の合理的方途を講じてきたのでありますが、今回更に一段と社内刷新を期し勤労意慾の向上と服務規律を図り以て一層の能率の増進によるサービスの向上に徹底せなければならぬことを深く信ずるものであります。

㈢ 以上の観点より慎重考慮いたしました結果、現下の諸情勢に鑑み事業の公共性に対する自覚に欠けている者、他より指示を受けて常に煽動的言動をなし他の従業員に悪影響を及ぼし或いは円滑な業務の運営に支障を及ぼす者又はその虞れある者及事業運営に協力しない者等の会社再建の支障となる様な一部従業員は直ちにこれを排除するのやむなきに至つた次第であります。

二、整理方法

会社は該当各人に対し退職を勧告し、期限（九月三〇日）までに勧告に応じない者は当日付を以て解雇する。

三、退職慰労金　勧告に応じて退職する場合は所定自己都合の退職の退職金のほか、特別退職手当を支給する。

四、実施期日　九月三〇日

これに対し全日通労組本部では、㈠労仂組合を圧迫する資本家と闘う、㈡しかし組合の組織を破壊する新潟単独スト（第一編第二章「全日通の争議」の項を参照）の指導者など共産党員ならびに同調者とはあくまで闘う、㈢係争中の労仂協約、平均一二、五〇〇円賃金獲得のために闘う、㈣これらの闘いを通じ真に民主的組織を確立する、㈤具体的な闘争方針は大会・中央委員会で決定する、などの方針をきめ、翌二三日、各支部に「今回の整理に対する闘争は一一万組合員の総意によつて最後的に決定する。みだりに独自の行動をとらぬこと。中央執行委員会は今回の整理問題とは別個に係争中の調停闘争を強力に展開する」と指令した。そして、九月二五日の団体交渉の席上で組合側は、(1)個人通告は組合の最終的態度決定をみるまではおこなわぬこと、(2)係争中の諸問題を早急に解決すること(3)便乗的整理をおこなわぬこと、を申入れたが、会社側は「人事権により個人通告をおこなう」と言明、同日中に被解雇者の氏名を発表した。いうまでもなく、中央執行委員二七名は全員が無事であつた。

このころ、日本労仂組合総評議会では「レッド・パージ」に対する態度決定の必要に迫られ、八月二八日の第三回評議員会で審議したが意見一致せず、九月一一日の第四回評議員会にもちこして、ようやくつぎのように決定した。

共産党員および同調者の馘首に関する態度（全文）

最近、政府と資本家はマ書簡の解釈を拡大し、新聞・放送事業より共産党員および同調者の名によつて多数の馘首をおこなつたが、さらに、官公廳、教員そのほか重要産業に対しても、つぎつぎに同様のことをおこなわんとしている。しかして政府は、このような種の馘首は憲法ならびに関係法規などに抵触しないと解釈を下している。このことは個々の労働者の人権ならびに労働組合運動に重大な関連を有するが故に、総評議会は愼重に検討の結果、これに対する態度をつぎのごとく決定する。

(1)　合法的に存在を認められている政党であるかぎり、單に党員たる理由をもつて馘首することは不当である。しかしながら民主主義の社会秩序をうちたてようとする日本においては、暴力による破壊行動およびこれを準備する行爲は許されない。したがつて、これらに該当する者は何人たるとを問わず、ある処分の対象とされることはやむをえない。ただし、このことは明確なる具体的事実に基いて、嚴格に日本の法に準拠し、労働協約の存するところはそれに基いておこなわれなければならない。

(2)　労働者にとつて馘首は生活の根底を脅かされることであり、このような処置が法によらず、もしくは法の解釈を独断的に歪曲し、あるいは労働組合の存在を無視して一方的におこなわれることに対しては断じて反対する。

(3)　とくに近時、労働組合内の活動分子や使用者側に対して強硬な態度をとる者を、意識的に共産党同調者、シンパと規定し、これに弾圧を加える傾向が助長されているが、われわれは、かかる便乗的不当行爲には断乎として反対し、あくまで闘うものである。

(4)　われわれは法と秩序と民主主義を尊重するが故に、暴力によつてこれに挑戦する分子の組合内における活動は徹底的に排除するものであるが、労働者の就業の機会を軽々に奪うことや、

そのことによる脅威を利用し組合を弱体化せしめ、もしくは御用化せんとする反動政策に対しては断乎反対して闘うものである。

(5) われわれの以上の態度は、自由と民主主義と人権の保障される社会を確立せんがための立場に基くものであるが故に、自己の労働者窮乏化反動政策をなんら反省することなく、権力による弾圧をもつてこと足れりとする政府に対して徹底的に闘うものである。それとともにわれわれの闘争は共産派全労連などが首切り反対に籍口しておこないつつあるゲリラ的闘争とはその本質を全く異にするものであることをあきらかにする。

また、新産別中央執行委員会も九月一九日につぎのような見解を発表した。

「赤追放」に対するわれわれの態度（全文）

「赤追放」が公務員のみでなく、民間産業においても行われはじめている。かくて「赤追放」政策に示された反動勢力の政治的意図が明白になるにしたがつて、自由な労働組合にとつても極めて切実な政治問題として看過を許されない事態が現出している。

1、吉田反動内閣をはじめ資本家陣営は朝鮮動乱をケイキに冷たい戦争を國内に持ちこみ、危機にたつ資本主義の防衛として積極的にファッショ体制を押し進めんとしている。現在の「赤追放」政策はまさにこのような新たな資本攻勢の集約として出てきているものである。

2、故に「赤追放」に集約される現在の資本攻勢は、日本経済の自立化を求める方向とは反対にますます一方的な対外依存の強化によつて生きのびようとする資本家的経済政策の裏打ちであり、これは同時に労働者の低賃金と労働條件の一層の悪化を狙つた一連の政治的な意図をもつ反動的労働政策として強行されているのである。

3、したがつて「赤追放」は共産党ならびにそのシンパの追放であり、組合の御用化、反動化の事実として作用しつつある。これは一面労働者の未熟な主体性から最近の民同運動の発展を資本家階級が悪意に利用せんとしているものである。このようなファッショ的な政策に乗ずるスキを與え、重大なる結果を導きつつある点については、われわれは卒直に自己批判しなければならない。

4、「赤追放」に対する以上の重大なる意義にかんがみ、われわれはファッショ的反動政策に対し、日和見しているならば、労働組合の基本的な立場を失う許りでなく、自由な労働組合は存立し得なくなるであろう。それ故、われわれは「赤追放」に対して原則的に反対しなければならない。

5、われわれは組合民主化運動の中で共産党と最も果敢に闘い、また今後も闘つてゆくものである。われわれの共産党との闘争は、労働者や労働運動に害悪を加えた場合には断乎としてあらゆる処断をとつてきた。だが、これはあくまで労働者の権利と利益を擁護し、権力や資本家の攻勢に対し、われわれの闘う態勢を確立するためのものであつたし、今後もますますこの体勢は強化されなければならない。

6、しかし共産党員の反労働者的行爲が具体的事実として現われた場合は別として権力や資本家の判断と解釈による「赤追放」に対しては、われわれは共産党員と雖も組合員として組合の基本権擁護の立場からこれをまもり実力行使も辞すべきではな

い。われわれは「赤追放」に現われているファッショ的資本攻勢の実体を明らかにし組合民主化運動の積極的な立場から、いまこそ断乎として戦闘的自由労働組合建設に蹶起する秋である。

（四）

七月末から九月末にかけて、新聞、通信、放送、電産、結核予防会、映画、日通の労働者に相ついで襲いかかつた「レッド・パージ」の嵐は、ついに一〇月初旬から全重要産業へ波及するにいたつた。

九月二五―六日、経営者側から早川石炭鉱業連盟専務理事・高木石炭協会会長（石炭）、倉田機械工業協会会長（機械工業）、岡部日本鉱業社長（非鉄金属）、三鬼鉄鋼連盟会長（鉄鋼）、磯村化学工業懇談会代表（化学）、難波銀行協会理事・迫安田銀行頭取（銀行）、村上私鉄経営者協会会長（私鉄）、箕浦自動車産業経営者連盟会長（自動車）、渡辺日本電気社長（電機）の一一名、労働組合側から柴田炭労副委員長、森嶺日鉱書記長、原口全鉱連委員長、前田全金同盟会長、溝口全造船書記長、太田硫労連会長、佐藤全銀連委員長、藤田私鉄総連委員長、落合新産別書記長、益田全自動車委員長の一〇名がそれぞれ別個にGHQエーミス労働課長によばれ、「レッド・パージ」について要談した。

当時、政府および日経連も、とくに電産と日通の「レッド・パージ」実施にさいしての経験から、総評系労働組合幹部の動向を重視していたが、これに伴う各種の世評を気に病んだ総評は、九月三〇日、島上事務局長の名でつぎのような談話を発表している。

先般来、総評は共産党員ならびに同調者の追放問題にたいし、愼重に論議を重ねつつあつたが、さる九月一一日第四回評議員会において、最後的態度を決定するにいたつたので、同月一五日保利労働大臣および日本経営者団体連盟その他に対し、彼のなし、またはなさんとする措置に反対し、その反省を促すため、厳重なる抗議書を手交し、固い決意を披歴したことは既承の通りである。しかるに保利労働大臣は九月二二日九州方面西下の車中談として「総評系労組は赤色分子および同調者の追放に反対しないであろう」と放言をなし、また九月二七日、日本経営者団体連盟の時局に対する経営者の基本的態度決定、また九月二八日付朝日新聞朝刊その他のこれが報道において、総評系労組と協調云々の表現を巧みに使用宣伝し、総評運動の本質を著しく歪曲し、誤解せしめ、組織の弱化、分裂、御用化を図り、闘えざる総評の具現によつて、労働運動と民主化を圧殺せんとする底意の看取せられることは、誠に遺憾にたえないところである。これ等は故意に総評の抗議をそらし、あたかも総評運動の露拂いをなすが如き言辞をもつて、民主的労組の自主性を阻害し、憲法、國内法、労働協約をじゆうりんし、権力と結託して産報時代を再現せんとする保守勢力の皮肉陰険なる策謀以外の何物でもない。われ等はここに厳重なる抗議を申入れると共に、かかる悪質なる反動攻勢に対し、傘下各単産、各組合は総評の基本綱領に徹して断乎かかる謀略を排除し、さきに決定せる基本的態度に即応して、可能な限り本問題の自主的解決を敏速に行い、その自主性を堅持して、政府、経営者の介入余地をなからしめ、総評組織の強化、労働組合の尊厳を確保するためにきぜんとして斗わなければならないと信ずる次第である。

一方、旧全労連系（全労連は八月三〇日に解散を命ぜられた―第二編第一章参照）の全日本金属労仂組合は中央機関紙「労仂者」の九月二九日号につぎのような主張をかかげた。

「赤追放」の意義について（要旨）

いわゆる「赤追放」はこのところあらゆる産業の労働者にたい

しおこなわれている。宣伝の力はおそろしいもので、各商業新聞がどこで赤を追放した、ここもやつたとたてつづけに書き立てると労働者自身もなんとなくこの種の首切りが止むをえないもののように考えやすい。また明らかに不当とは思つていてもそれを口に出すと今度は自分がやられてしまうからうつかり反対できないという氣分もつよい。これでは首切反対の闘争は誰がみてもクビをまぬがれそうもない人たちだけの動きに終つてしまうおそれが多分にある。だがはたして「赤追放」は切られる人たちだけの問題だろうか。

職場から戰闘的な労働者を一掃するのは資本家の年末の理想にちがいないが、今ほどそれがムキになつておこなわれたことはない。これはけつして「時流に便乗した」という程度のなまやさしいものではない。

日本の資本家たちは戰争景氣でゴツソリもうけるために、高級官僚どもは自分たちの点数をかせぐために、それぞれ労働者をこきつかつて戰争のための仕事を進めている。だが労働者だつて昔のようなおとなしい徴用工氣分ではない。賃上げだ、税金闘争だ、さては戰争のための仕事はボイコットだとタテをついてくる。これを何とかおさえつけなければ日本の戰時動員は失敗してしまう。ここに彼らが「赤追放」をやらねばならない理由があるのだ。彼らは追放によつてその職場の労働者ぜんぶを骨抜きにし、思いのままにしぼりあげようとしている。赤の追放は実は闘争の追放なのだ。

このような立場からみるならばわれわれの態度は自然ときまるだろう。このたたかいは首をきれられた人にたいする個人的な同情ぐらいではとてもたたかうことはできない。どうしても敵が首切りによつてつぶそうとしている組合員全部の要求をこの時こそ大きくかかげて進まなければならない。現実に税金や賃金やその他の問題で日常たたかつている職場では首切りが近ずいても確信をもつてこれをはねかえす力をもつている。しかしふだん何もやつていないところへ首切りの噂がながれたらみじめなものだ。誰はあぶない、いや大丈夫だといつた論議に日をおくつて何の闘争も組織できない組合も少くないようだ。

首切反対の闘争が本当に反戰斗争の一環として勇敢にたたかわれるならば決してその闘争は孤立しない。そして敵は日本の労働者を戰争に動員することをあきらめねばならないだろう。

「レッド・パージ」が全重要産業で実施されることが必至とみられるいたつた九月二八日、全金属、全官公、全自動車が世話人になり、一四労組が集つて統一情報委員会を結成した。また一〇月五日の日本化成二七名解雇にはじまる各重要産業の一連の「レッド・パージ」が最高潮にたつした同月一一日には、全造船労組のよびかけで「赤追放」対策懇談会がひらかれ、行動の統一、情報交換、オルグ交換共同声明などを決定した。当日の出席団体は全造船、全自動車、全商工、東芝労連、自治労連、全公団、日映演、全新聞、放送単一、全官労、全銀連、海防会議、大金属、私鉄総連、全金属、産別、全鉱連、全学連などであつた（全銀連、私鉄総連は共同声明不参加、ほかに全逓、大化学、印刷出版、言論弾圧反対同盟、全日土建が共同声明参加）。

しかし、全金属労組中央機関紙「労仂者」（一一月一〇日号）によれば「資本家陣営のやりかたはきわめて計画的であり、全体の情勢のうえにたつて闘争を挑んでおり、武力弾圧も強い組合に対して徹底的におこなう（東日本重工、電業社）というやりかた」をとつているのである。

たとえば、八幡製鉄所のような巨大工場では、とくに愼重な準備

がされた。一〇月下旬の組合執行部改選で「民同派」の主導権が確立されるのをみとどけると、会社側はただちに団体交渉再開に応じ賞与三、五〇〇円、起業祭手当一、〇〇〇円の支拂いを受諾したうえで一一月一日に二三〇名の「レッド・パージ」を実施した。このため、一一月六日には早くも一九五名の希望退職者をだしてしまつた。会社側は「レッド・パージ」反対闘争を、賃金値上げその他の経済的譲歩によつてすりかえる意図を露骨に示したのである。私鉄関東地連の京浜急行でも、これまでセッケン、地下たびを獲得するのにさえ、三カ月、半年とかかつていたが「レッド・パージ」を前にして各種の職場要求がつぎつぎに実現した。さらに、汽車会社東京工場でも越冬資金、昇給などを約束して「レッド・パージ」をのませ、日本起重機、大谷重工などにも同じような動きがみえた。

また、汽車会社東京工場の場合には、希望退職を欲している者を「レッド・パージ」対象者のなかにまじえ、パージ対象者の多数が闘わぬ方針をだすようにして首切りをおこなうという方法をとつたといわれている。

ところが「労働者側のこれに対する準備は一部幹部のみによつてやられたのがせいぜいで、富士製鉄釜石のように発表の日まで組合幹部は組合員の質問にもこたえず、会社が発表するや、ただちに承諾の方向に全力をあげるというようなやりかたさえおこなわれた」。けれども「組合員全体の問題にしたところ、赤追放によつてなにがおこるかを具体的に組合員に知らせたところでは闘争がわきあがつている。東日本重工下丸子工場、パインミシン、関東電気工業などはかつてない力を労働者が発揮している」のであつた（前掲）。

とくに「背中に番号、胸にバッチをつけさせられ、想像に絶した監視のなかで働かせられている」（前掲、一〇月三〇日号）PD工場の東日本重工下丸子（東京太田区・四、〇〇〇人）では、一〇月二一日（土曜）、四五名の「レッド・パージ」が発表されたが、二三日朝、被解雇者は都南部地区各労働組合の代表など約三〇〇名の応援を得て入門を強行しようとしたところ、武装警官隊など約二〇〇名と大乱闘になり、双方とも負傷者数名をだした。けつきよく、労働者側は附近の北辰電機工場にひきあげ、警官隊の包囲のなかで工場代表者会議をひらき、「日本の産業を日本人の手で守れ」のスローガンのもとに大田区労連を中核として共同闘争の体制をかためた。また同日、東日本重工内では労組執行部の「実力をもつて反対闘争をやる」方針について組合員の全員投票をおこない、賛成一、四一四、反対一、三九四、白票二九一となつたが、投票用紙に不備があつたため、さらに翌二四日やりなおしたところ賛成が増加して一、八四六票、反対が減少して一、二七九票となつた。また、職場代表委員会でも五九票対二四票で中央闘争委員会を組織することが決定された。ところが同日GHQ労働課に組合執行部がよばれ「いかなる場合もストライキをやつてはならない」との命令をうけた。そこで、二八日に第三回目の全員投票をおこなつたが、やはり一、七七四票対一、三三〇票で前二回の決議を確認し、中央闘争委員会は闘争宣言を発したのである。それから約一カ月、一二月二日に闘争を一応打切るまで、PD工場という困難な条件のなかで官憲に実力をもつて対抗しつづけ、「全国の赤追放反対闘争に大きな力をあたえた点が高く評価されている」（前掲、一二月一一日号）。

なお、各産業の「レッド・パージ」反対闘争のうちで、井上電機（京都、四〇〇名）をはじめ二、三の中小企業が、パージ撤回に同意したことは注目に値いする。すなわち井上電機は、一〇月三〇日一五名の「レッド・パージ」を発表したが、連日の闘争で五一名の労働者が警察に逮捕されたにもかかわらず、一一月一八日、ついに実質的に「レッド・パージ」を撤回させたのである。

(五)

重要産業部門の「レッド・パージ」が一段落するとみるや、一一月初旬から公務員の「レッド・パージ」がおこなわれた。

すなわち、その実施状況はつぎのとおりであつた。

一一月 二日	農林省	二〇七名
一一月 四日	通産省	四五名
一一月 六日	電通省	二一七名
一一月 七日	運輸省	一九名
一一月一一日	郵政省	一一八名
一一月一三日	国鉄	四六一名

農林省では、右派の新全農林との交渉は約二〇分で終つたが、全農林労組との交渉は約四時間半にわたり広川農林大臣が立往生するありさまであつた。とくに被解雇者を多くだしたのは統計調査部で一二五名にも上つた。また、四名の解雇を通告された全農林労組横浜生糸検査所支部（四〇〇名）は、九日の職場大会で支部委員長ほか三名が公務員法第九八条違反で緊急逮捕されたが、一〇日朝からストライキにはいつた。これに呼応するため、全農林労組では、岐阜統計、千葉統計、福島統計・食糧、秋田統計、京都農地の各分会にスト準備指令をだした。

通産省では、労組が全商工一本に統一されているため「レッド・パージ」が通告されるや、ただちに闘争宣言を発して反対闘争にたちあがつた。しかし、ここでも被解雇者は調査統計部に多く、したがつて闘争は部分的にかたよらざるを得なかつた。ただ、特許庁印刷工場（一三〇名）が九日にストライキをしたのが注目された。

電通省では、もつとも激しい闘争にたちあがつたのが、全逓統一派の中核、横浜電通管理所支部（一、五〇〇名）で、一〇日にスト

(六)

一九五〇年下半期、大規模におこなわれた「レッド・パージ」に対する闘争について、全金属労組中央機関紙「労働者」一一月一七日号は、つぎのように経験を総括し、また進むべき方向を示した。

大衆の憤懣とレッド・パージとはかならずしもうまく統一されて闘われていない。一部の闘争を除いては、レッド・パージは労働者大衆の問題とならずに闘われている。これは労働者大衆が問題にしないのではなく、実は問題にしていることを組織が十分につかまず、指導しないためとみられる。

レッド・パージを闘う態度として、越年闘争がとりあげられ、闘われないかぎり、昨年のような闘争の昂揚はみられず、労働者は一部においてアメをなめさせられ、全体としてじゆうりんされる結果におとしいれられるだろう。

資本家は若干のめくされ金で労働者の生活、組合活動、政治活動を買収しようとしている。いまひろく要求されつつある賃金要求を単なる賃金問題としてとりあげるのではなく、労働者の生活問題としてとりあげることである。

レッド・パージは全労働者、全人民に対する攻撃である。これに反撃するためには、われわれもまた年末を前にして全労働者的な生活保証の闘争を組織しなければならない。

第五章　失業者の闘争

一、概説　一九四九年には、自由労働者、失業者の闘争は最低賃金獲得、社会保障制度の実施の要求からさらに戦争反対、軍事基地化反対のスローガンを加えるものまで、次第に巾広い政治的内容をも含めた闘争に発展しつつあつた。これが五〇年に入ると、上半期には失業者数は増大の一途をたどる一方、求人数は経済界の沈滞を反映して前年同期に比しても低い水準を示し、就職者数も減退するという失業者にとつては餓死寸前と見るも過言ではないような情勢を生みだしたため、この年の日雇労働者・失業者の闘争が当初から緊迫した激しいものとなつたのは当然といえる。

すなわち、六月、労働省発表になる「失業の実相」によれば、四月現在で完全失業者五〇万といわれ、これに半失業者、農村潜在失業人口、その他統計に現れないものを含めて全産業の完全・不完全失業者は優に一、八〇〇万にのぼると推定される。しかもこれらの中からその日の糧を求めて職安に集つた日雇労働者は漸く確立されつつあつた自由労働者の組織と相まつて急速に革命化し、東京を始め全国各地の職安における日雇労働者の闘争は燎原の火の如く拡大し、しかも相次ぐ弾圧に流血の惨事すらひき起す激しい闘争となつた。これが本年第一期の「職よこせ」の闘争であり、ついでこの闘争はいわゆる輪番制の採用によつてアブレが激増するやいよいよ拍車をかけて尖鋭化した。

後半期に入つてレッド・パージおよび企業合理化に伴う人員整理の結果、再び大量の労働者が労働市場に放出され、右の情勢はさらに悪化するかに思われたが、朝鮮の戦争による占領軍関係の求人が緊急需要としてその殆どが職安を通じて就職せしめられたこと、更にいわゆる特需景気による一部民間企業の労働力需要が同じく職安を通じて充足せしめられたこと、またこの戦争を契機にして当局の手による示威運動等の取締りの強化と労働運動一般の低調などに影響されてむしろ一時好転したかに見えた。しかしこの時期の特徴として日雇労働者・失業者の闘争は「戦争に導くレッド・パージ反対」のスローガンの下にレッド・パージによる被解雇者の求職闘争と結び労働組合その他の団体と提携して「平和のための仕事をよこせ」、「特需労務と称するドレイ労働反対」などを叫ぶ反戦平和の闘争が前面

第212表　結成時期別失業者団体数および所属人員（労働省調）

時期別	団体数		所属人員	
	団体数	%	所属人員	%
1949年12月以前	158	19.0	47,278	26.5
1950年 1月	55		10,125	
2月	65		13,812	
3月	66		15,691	
4月	96		14,421	
5月	69		9,473	
6月	64		13,772	
7月	42		11,574	
8月	37		4,298	
9月	39		6,984	
10月	24		3,241	
11月	29		7,518	
12月	18		2,013	
1950年小計	604	72.5	22,719	63.5
不明	71	8.5	18,240	10.2
合計	833	100.0	178,237	100.0

動、交渉を受けた官公署、運動の主体別一覧 (1950 年)　　労働省調

5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
872	770	887	755	766	649	703	1,477	8,915
62,203	62,069	64,855	33,691	34,833	34,100	45,580	77,579	565,202
12	13	21	3	19	9	9	34	160
562	408	429	345	314	225	260	414	4,330
54	54	50	42	35	48	53	93	613
162	110	163	133	86	116	222	835	2,369
130	189	178	79	81	44	65	73	1,070
35	20	27	21	48	29	31	49	320
68	52	80	84	107	154	123	148	988
1,011	833	927	704	671	616	752	1,612	9,690
105	124	159	145	202	169	142	325	1,592
37	15	9	16	6	12	8	44	222
32	22	25	25	19	31	23	41	327
73	64	85	49	55	59	48	104	746
655	552	621	530	489	384	494	973	6,123
902	777	899	765	771	655	715	1,487	9,010
140	106	91	95	68	89	96	270	1,229
513	498	591	397	474	356	382	506	4,830
202	142	136	168	107	69	106	559	2,016
855	746	818	658	649	514	584	1,335	8,075
92	49	52	35	21	31	18	54	1,032
503	360	377	349	312	232	280	607	3,438
24	28	24	11	21	6	6	15	210
315	314	418	326	353	339	365	764	3,967
4	3	—	1	4	5	—	—	27
938	754	871	722	711	613	669	1,440	8,674

第 213 表　求職闘争における要求事項に伴う行

区分＼月別			1　月	2　月	3　月	4　月
発生件数			140	249	743	904
参加人員			10,690	14,122	52,322	73,158
検挙件数			2	8	20	9
要求項目	完全就労，失業対策事業の拡大		95	158	469	651
	生活擁護	(保護法の適用，失業証明書の交付，物資配給)	22	27	83	52
	失業対策事業の賃金値上，手当支給		57	79	158	253
	登録，紹介方法の改正		5	24	89	115
	失業保険法の改正		7	7	18	28
	その他		19	21	63	69
	計		205	316	875	1,168
要求に伴う行動	壁新聞，掲示板の使用，ポスター，ビラ等の撒布，アジ演説，署名運動等		17	28	98	78
	声明書，決議文，要求書等の提出		6	14	31	24
	大会懇談会等の開催，デモ		12	11	62	24
	暴言，暴行，生り込み，面会強要等		14	20	68	107
	平穏なる交渉		96	159	485	685
	計		145	232	744	918
交渉を受けた官公署	都道府縣		39	29	82	126
	安定所		62	141	409	501
	市町村		26	58	180	263
	計		127	228	671	890
運動の主体別	一般労働者		89	88	343	160
	失業労働団体		26	24	29	339
	朝鮮人団体		3	14	30	28
	共産党		24	104	296	349
	その他		—	3	6	1
	計		142	233	704	877

闘　争　一　覧　(1950年)

労働省調

7　月	8　月	9　月	10　月	11　月	12　月	合　計
8(42)	1(69)	19(82)	16(55)	11(428)	50(842)	207(11, 569)
18(3, 557)	24(3, 703)	6(701)	16(3, 601)	10(1, 482)	19(3, 992)	164(21, 844)
13(645)	17(367)	17(490)	14(330)	16(552)	45(1, 832)	166(5, 659)
15(340)	12(157)	12(1, 088)	12(1, 501)	25(2, 067)	25(3, 331)	181(10, 765)
10(165)	27(346)	5(127)	14(343)	33(752)	20(462)	166(5, 142)
14(1, 195)	8(40)	4(13)	4(49)	2(4)	20(922)	118(6, 066)
46(1, 264)	36(992)	36(913)	54(1, 310)	35(589)	74(1, 314)	504(13, 340)
22(2, 976)	24(2, 441)	22(308)	10(125)	35(1, 259)	59(1, 927)	252(13, 693)
10(178)	9(53)	—	3(10)	7(296)	48(1, 416)	152(4, 313)
20(1, 578)	8(194)	4(41)	4(38)	3(116)	8(102)	81(4, 093)
42(1, 893)	21(932)	32(1, 709)	31(214)	12(486)	26(591)	348(13, 400)
22(1, 498)	12(192)	9(759)	8(104)	27(454)	4(156)	143(7, 827)
228(21, 853)	142(3, 580)	175(14, 342)	99(4, 751)	115(1, 236)	107(7, 812)	1416(115482)
2(3)	14(52)	44(1, 186)	20(2, 508)	23(1, 029)	65(2, 165)	212(11, 057)
14(37)	11(46)	20(105)	—	13(105)	44(751)	240(4, 412)
8(336)	8(268)	—	—	5(17)	5(9)	40(2, 153)
—	—	1(42)	—	7(1, 378)	21(591)	37(2, 061)
3(9)	—	2(5)	—	1(1)	18(304)	28(391)
—	6(158)	8(297)	—	9(321)	13(474)	77(2, 255)
28(461)	46(2, 043)	18(573)	17(549)	20(678)	73(5, 694)	256(16, 156)
31(269)	31(197)	33(147)	31(275)	—	45(1, 943)	244(5, 674)
20(419)	75(199)	28(2, 888)	16(623)	6(83)	63(2, 739)	241(13, 807)
76(5, 540)	53(3, 398)	62(1, 107)	70(3, 683)	71(8, 262)	113(5, 821)	878(71, 473)
13(755)	9(56)	9(1, 296)	—	5(69)	16(1, 130)	76(8, 992)
12(1, 011)	10(2, 685)	14(1, 322)	5(408)	9(1, 489)	19(625)	115(12, 281)
11(2, 089)	12(3, 051)	4(369)	14(763)	28(4, 686)	22(66590)	148(26, 859)
31(756)	18(145)	12(26)	7(11)	4(5)	49(1, 980)	329(12, 627)
28(465)	11(576)	1(100)	11(430)	14(1, 170)	24(2, 520)	191(11, 505)
10(550)	9(86)	12(250)	7(30)	—	18(395)	82(2, 514)
4(146)	1(25)	1(31)	1(1)	1(2)	11(586)	57(1, 514)
20(1, 840)	18(88)	10(607)	16(71)	8(1, 588)	17(1, 108)	120(9, 251)
2(15)	9(537)	19(86)	12(26)	16(212)	14(207)	109(3, 035)
7(757)	17(827)	14(600)	3(101)	9(319)	21(1, 175)	105(10, 710)
15(880)	15(556)	25(164)	25(378)	28(114)	51(2, 326)	228(13, 939)
12(7, 854)	9(55)	7(114)	9(2, 119)	7(256)	6(51)	108(17, 843)
9(114)	13(967)	13(691)	21(1, 581)	9(1, 258)	10(388)	122(7, 999)
9(278)	13(221)	9(448)	6(1, 155)	4(8)	27(1, 108)	115(7, 626)
1(1)	1(6)	5(134)	1(1)	1(1)	5(754)	20(1, 025)
10(59)	8(611)	9(29)	13(893)	8(45)	19(1, 523)	85(5, 038)
12(1, 338)	12(936)	16(1, 005)	27(1, 665)	34(1, 527)	67(6, 626)	260(21, 465)
—	1(30)	4(7)	—	4(32)	13(178)	36(603)
—	—	—	1(50)	—	5(17)	22(1, 834)
9(506)	3(1, 050)	2(2)	3(28)	1(56)	17(724)	47(4, 308)
22(1, 139)	32(987)	14(308)	21(723)	12(92)	48(2, 394)	273(12, 927)
2(44)	3(310)	9(521)	1(5)	11(80)	33(454)	70(1, 764)
—	6(459)	—	1(3, 592)	4(6, 000)	2(28)	36(11, 911)
887	755	766	649	703	1, 477	8, 915
(64, 855)	(33, 691)	(34, 853)	(34, 100)	(45, 580)	(77, 579)	(565, 202)

第214表　日雇労働者求職

府県別	1月	2月	3月	4月	5月	6月
北海道	8(161)	4(1,435)	8(199)	28(5,119)	45(3,013)	11(124)
青森	16(1,039)	10(886)	10(785)	7(554)	17(1,102)	11(641)
岩手	5(110)	—	11(525)	6(41)	10(163)	14(604)
宮城	7(45)	3(51)	13(496)	27(284)	6(58)	24(1,347)
秋田	1(20)	2(140)	32(1,974)	8(207)	14(606)	—
山形	1(4)	7(610)	8(175)	17(1,183)	12(843)	21(1,028)
福島	5(306)	32(545)	29(1,041)	67(1,885)	69(2,947)	21(434)
茨城	6(915)	5(209)	20(1,219)	15(1,048)	36(1,264)	2(2)
栃木	—	28(578)	5(141)	6(348)	18(1,045)	18(248)
群馬	—	—	11(1,042)	15(894)	7(56)	3(32)
埼玉	—	15(104)	34(1,526)	57(2,545)	52(1,621)	28(1,779)
千葉	—	—	11(1,161)	25(1,897)	21(1,530)	4(76)
東京	8(119)	14(1,891)	157(11933)	93(4,070)	104(6,859)	174(32,036)
神奈川	3(23)	5(73)	7(94)	13(3,563)	6(63)	10(298)
新潟	8(140)	17(1,026)	27(708)	28(399)	31(319)	27(776)
富山	—	4(459)	7(314)	—	3(750)	—
石川	—	—	—	5(13)	—	3(37)
福井	—	—	1(47)	3(25)	—	—
山梨	1(5)	—	3(25)	11(323)	23(649)	3(3)
長野	1(6)	1(36)	15(2,562)	10(1,116)	5(588)	22(2,050)
岐阜	—	1(6)	6(284)	12(859)	1(5)	53(1,689)
静岡	1(5)	11(926)	15(1,222)	19(1,142)	22(2,407)	25(1,154)
愛知	6(543)	18(2,438)	101(6,749)	133(11,821)	96(11,689)	79(5,422)
三重	1(70)	4(124)	5(223)	—	6(226)	8(43)
滋賀	—	10(674)	4(7)	11(105)	6(689)	15(3,266)
京都	4(526)	4(173)	5(614)	21(6,295)	11(723)	22(980)
大阪	15(1,311)	9(323)	60(2,999)	70(2,664)	35(997)	19(1,610)
兵庫	9(485)	5(24)	15(569)	23(1,365)	31(3,611)	19(190)
奈良	—	1(200)	3(23)	2(24)	10(688)	10(268)
和歌山	—	4(70)	4(262)	11(192)	15(64)	4(135)
鳥取	10(3,050)	—	—	2(60)	10(431)	9(408)
島根	—	—	—	11(1,207)	11(358)	15(387)
岡山	3(186)	3(170)	1(52)	8(990)	12(5,500)	7(32)
広島	2(8)	6(240)	25(4,009)	17(4,211)	11(732)	10(321)
山口	2(40)	4(92)	20(4,883)	5(382)	14(1,750)	13(267)
徳島	—	1(5)	14(254)	15(1,883)	7(814)	10(45)
香川	1(23)	—	—	15(2,984)	24(1,371)	7(35)
愛媛	—	—	—	—	3(627)	3(5)
高知	—	1(2)	1(15)	2(560)	8(1,293)	6(8)
福岡	1(16)	5(215)	15(1,533)	31(2,461)	28(1,689)	12(2,454)
佐賀	—	1(47)	6(125)	3(170)	4(14)	—
長崎	1(4)	1(80)	—	4(4)	7(1,054)	3(625)
熊本	—	1(6)	3(126)	3(150)	4(1,460)	1(200)
大分	14(1,530)	11(437)	26(2,379)	37(1,708)	15(259)	21(970)
宮崎	—	—	5(27)	3(282)	—	3(41)
鹿児島	—	5(27)	—	0(1,325)	4(480)	—
計	140 (10,690)	249 (14,122)	743 (52,522)	904 (73,158)	872 (62,203)	770 (62,069)

〔備考〕　カッコ内の数字は参加人員を示す。

第 215 表　失業者団体組合所属系統別一覧　　労働省調

府縣別	社会党		共産党		中立		無所属		その他		合計		内法組合	
	団体	所属人員	団体	所属人員	団体	所属人員	団体	所属人員	団体	所属人員	団体	所属人員	〃	団体所属
北海道	3	740	28	1,769	9	686	10	1,100			50	4,295	3	171
青森			4	1,880			10	1,008			14	2,838		
岩手			3	296							3	296		
宮城			7	2,905	1	1,880	5	1,633			13	6,418	1	1,400
秋田	6	376	15	1,048			2	133			23	1,557		
山形			6	816	3	299			1	53	10	1,168		
福島	5	840	34	3,422			18	1,968			57	6,230		
茨城			8	935	6	161	4	348			18	1,444		
栃木			3	531	1	185	8	368	2	260	14	1,344		
群馬			3	265	1	220	5	857			9	1,342		
埼玉			3	854	16	6,886	3	608			6	1,462	1	254
千葉	1	( )	9	1,528			2	170	4	170	16	1,868	1	14
東京			20	8,189			8	2,719			44	17,794	3	1,236
神奈川	4	3,400	20	11,067			1	459	4	50	29	14,976	2	1,220
新潟			5	229			13	1,679			18	1,908	1	900
富山			1	300			9	1,024			10	1,324		
石川	1	500	3	302			1	88			5	890		
福井							4	367			4	367	1	35
山梨	1	100	10	617			4	515			15	1,232	1	75
長野	2	74	12	1,954	2	373	9	1,239			25	3,640		
岐阜			4	962			11	1,601			15	2,563	1	784
静岡	1	30	7	703			4	463			12	1,196	1	400
愛知	6	7,430	21	1,747	2	180	4	503			33	9,860	3	3,230
三重			7	1,331			5	752			12	2,083	1	20
滋賀	2	45	13	1,745	4	336	5	470			24	2,596		
京都			16	11,148	3	230			3	1,140	22	12,518		
大阪			16	3,828			16	4,049			32	7,877		
兵庫	3	2,000	10	1,814	16	8,726	5	1,637			34	14,177	3	2,030
奈良	3	189	6	630			15	995			24	1,814		
和歌山			1	250	1	350	4	646			6	1,246		
鳥取	1	80	2	650	1	64	8	1,973			12	2,767		
島根					1		7	996			8	996		
岡山	1	120	13	4,753	3	553	3	119			20	5,545	6	3,582
広島	7	1,176	12	1,468			6	2,506			25	5,150		
山口	2	310	6	2,709	6	1,634	4	506			18	5,159		
徳島							11	2,227			11	2,227	1	630
香川			3	185			5	1,597			8	1,782	1	14
愛媛			5	904	1	14	2	620			8	1,538		
高知			1	4	9	554	12	2,502			22	3,061		
福岡			17	4,854	8	2,242	3	874			28	7,970		
佐賀							4	339			4	339	2	174
長崎							3	380			3	380		
熊本	1	40	4	441	4	2,668	2	245			11	3,394		
大分			8	1,552	4	801	12	1,905			24	4,258	5	854
宮崎			3	262	4	530	14	795			21	1,587		
鹿児島			3	64	9	3,332	1	315			13	3,711	8	3,260
計	50	17,450	372	80,911	115	32,905	282	45,298	14	1,673	833	178,237	53	21,118

におしだされた。土建・日雇労務者を対象に発行されていた全日土建ならびに東京土建機関紙「じかたび」が他の労仂組合機関紙に先んじて押收されるに至つたのもこの間の事情を物語つている。

年末における日雇労仂者の闘争は、一般労仂者の越年闘争とはやや性格を異にするものであり、その要求が一そう切実な内容をもつたことは特筆するに足るであろう。以下本章では右のような本年度における闘争の流れに従つてその特徴的な動きをたどつて見よう。

なお参考のため自由労仂組合の組織状況、求職闘争の要求別・地域別一覧表を掲げる（第212表—第215表）。

失業者團体等の発行する機関紙一覧

縣名	機関紙名	様式	規格	発行団体名	思想系統	発行回数	単價	備考
北道道	べんとう箱	ガリ刷	タブロイド 2	函館自由労働組合細胞	中立	創刊の爲詳細不明	一円	断続的に日雇労務者に限り賣捌いている失対枠の拡大
宮城	モッコ	〃	1/2 タブロイド	仙台自由労働組合	左			
東京	ぢかたび	本刷	半面	全日土建・東京土建	〃	週刊	五円	
〃	スコップ	〃	タブロイド 1	宮城野原自由労働組合	〃			輪番制反対
福島	モッコ	〃	〃	内郷町自由労働組合	〃			赤追放反対
〃	いしずえ	〃	〃	平市自由労働組合	〃			生活保護法の適用
〃	城	〃	1/2タブロイド10	白河地区自由労働組合	中立			
秋田	自由	本刷	半面	不明				
東京	職安のハタ	ガリ刷	1/2 タブロイド	新宿職安自由細胞	左		一円	
長野	あおぞら	〃	〃	松本自由労働組合細胞	〃			完全就労
滋賀	ツルハシ	〃	タブロイド 1	大津自由労働組合	中立			
〃	団結	〃	1/2タブロイド3	彦根自由労働組合	〃			賃上げ
岐阜	組合ニュース	〃	タブロイド 2	大垣自由労働組合	〃			
〃	汗	〃	〃	高山自由労働組合	〃			
〃	組合ニュース	〃	〃	多治見自由労働組合	左			
〃	くみあいニュース	〃	タプロイド 1	岐阜縣自由労働組合	〃			
大阪	宣伝資料	〃	〃	日本共産党自由労務者細胞	〃			
栃木	働く者の道	〃	〃	宇都宮自由労働組合	〃			
島根	チカラ	〃	〃	日本共産党自由労務者細胞	〃	日刊	一円	月三〇円

〃	職場ニュース	〃	〃	〃	〃	松江自由労務者
〃	スパルダイス	〃	〃	〃	〃	民主青年連盟
〃	きすきもん	〃	〃	〃	〃	雲南地区自由労働組合
〃	労連	〃	〃	〃	〃	新潟縣労働組合総連合
〃	働く市民	〃	〃	〃	〃	働く市民
〃	ダンケツ	〃	〃	〃	〃	
大阪	大阪屋外一段労組	〃	〃	〃	〃	屋外一般労働組合
広島	ニュース かんづめ	〃	〃	〃	〃	広島自由労働組合
徳島	地下たぴ	〃	〃	〃	〃	日本共産党徳島委員会
福岡	も こ	〃	〃	〃	〃	全日土建福岡地区自由労働組合
〃	ぢかたぴニュース	タブロイド	2	〃	〃	小倉自由労働組合
〃	モツコ	タブロイド	1	〃	〃	福岡地区自由労働組合
大分	もつこ	〃	〃	〃	旬刊	もつこグループ
〃		〃	〃	〃	〃	新興組合レポート
熊本	めざまし隊	〃	〃	〃	〃	本刷熊本自由労働組合
広島	働く喜び	〃	〃	〃	〃	広島自由労働組合
福岡	抵抗線	ガリ刷		〃	〃	小倉自由労組青年対策部
	トロツコ	〃		〃	〃	
	日雇戦線	〃		〃	〃	左
	日雇	〃		〃	〃	

二、職よこせ闘争のたかまり　失業者の増大と経済界の不況は前年度に引きつづいてとみに悪化し、失業対策事業の比重がますます大きくなる一方であるのに反し、これが直接処理に当る職安では逆に輪番制を採用して労務者をしめだす対策を講ずるに至り、今年度の日雇労仂者の状態は当初から極めて不安定な危険なものであつた。

東京都では前年第四・四半期に二、五〇〇人であつた失業救済事業の枠が一九五〇年第一・四半期には一、八〇〇人に縮小され、所謂輪番制の実施に入つたため、アブレは拍車をかけて激増した。この大量的なアブレを背景とする「職よこせ」の闘争は全国的にくりひろげられ、東京では早くも二月下旬に都下の各職安で闘争が開始された。

この失業者闘争の口火となつた澁谷職安での闘争は登録要求で前年九月いらい何度も登録を要求してみとめられず、集つた約二〇〇名の自由労仂者が登録を認めるまでは動かないとすわりこんだ。この闘争の半数以上は主婦たちであり、新規登録をとつた婦人達もみ

な帰らずに最後まで此の交渉に参加していた。これらの婦人は〝わかもと寮〟の主婦をはじめ、商店の主婦、生活保護法をうけている未亡人、主人が病気でねている婦人などであり、市民層の多くが失業者の闘争に参加してきている（時事通信四月四日付、アカハタ二月二八日付）。

この澁谷の「職よこせ」闘争を皮切りに都内の各安定所を始め、闘争は全国各地に拡がり、東北地方では中小企業の被整理者を中心に失業者同盟、退職者同盟等を作るなど活発な組織活動がなされた（時事通信　三月七日付）。

その他兵庫県の如く港湾労働者を中心に組織化されるなど、失業して仂者との共闘態勢の下におこうとする動きは次第に積極化し、全日本土建一般労組でもとくにこのことが強調された。

五月一日のメーデーには東京の自由労働者は全東京職安代表者会議できめられたスローガンをかかげて参加した。スローガンは次の通りである。一、くえない賃金、植民地化反対、一、出づらを三ヨに増しろ、婦人の賃金値下げ反対、一、現場直行をみとめろ、早起き競争反対、一、仂く婦人にタク児所をつくれ、一、婦人に生理休暇をみとめろ、一、独身者婦人の手帳とりあげ反対、一、家族もかかれる健康保険を日雇いに適用しろ、一、金のかからない宿泊所と家よこせ、一、仕事をもつと出し、直営でやらせろ、一、現場に雨具をそなえろ、一、日曜を有給休暇にしろ、一、戦争反対、自由、独立、平和をまもれ、一、世界の全労仂者団結せよ、世界労連の旗のもとに。

五月の切めから池袋職安では約三〇〇名の失業者が連日「アブレをなくせ」「よび番制度をなくせ」と交渉をつづけてきたが、一日高山所長と再度の交渉を行つた際池袋進駐軍労組と称する暴力団約二―三〇名が交渉現場に入りこんで、暴行事件を起し、多数の負傷者を出し又このため検束者を出した。この報を聞いた近辺各労組、板橋区労協では緊急工代会議を招集し、凸版、パイロット万年筆、三伸機械など一三工場代表があつまり即時釈放要求および救援のための行動をおこすことを満場一致で決議し、各職安の自由労仂者、中外製薬、民擁同、自由法曹団などの代表は所長と交渉、一、原則としてアブレは出さぬ、一、大量のあぶれが出る場合はあらかじめ組合と協議すること、をみとめさせた。

失業者の首切り、都下三万人自由労仂者の三割、八、〇〇〇人にたいする就労手帳の取り上げに抗議してこの頃各地ではいろいろのかたちで抗議大会自由労仂者けつき大会等がもたれた。東京では五月二五日午後一時から芝公園広場に約七、〇〇〇人に近い自由労仂者が集り次の様な決議を行つた。一、手間をあげろ、一、失業者を首切る手帳とりあげ絶対反対、一、仕事よこせ、ダン圧するな、一、戦争のための首都建設法反対、一、参院候補堀真琴、細川嘉六支持、一、吉田内閣打倒。

その後連日にわたる都内および地方の安定所における「職よこせ」は日々に拡大し、失業者はますます増加していつた。この多量なアブレの就労を均等化するため当局では輪番制実施を発表六月二三日林東京都労仂局長は都内全職安の各組合代表を都労仂局に招いて二六日からこれを実施する旨つぎのような方針を示した。

一、いままでは新規登録を全くみとめなかつたが、こんごは労働省安定局長による基準にしたかつて適格者とみとめられたものはどんどん登録させる。

一、ただし生活困窮者でも労働力の低いものは登録をみとめない。

一、いまの登録者で労働力の低いものはだんだん生活保護法適用

者にきりかえる。

一、現在就労人員は都内一日約二九、〇〇〇名、登録者総数は三七、〇〇〇名でこんごの登録増加による人員数から生活保護法きりかえ人員数を差しひいた数を輪番制とする。

これにたいして各代表から一、二六日から実施する方針を二三日にいきなり出されたのでは対策も立てられない、二、予算を地方へ地ならしするらしいがいまの東京でアブレをだすことは生存権を奪うものだ、と抗議した。六月二六日から一斉に全国各職安でこれが実施に入つたところ都下の一七カ所の職安では、すわりこみ、団交などで闘争に起つた。この闘争で芝浦、神田、亀戸、深川、池袋、飯田橋、足立、大森、本田、立川などの職安では全員就労をかちとり、輪番制拒否の闘争に成功した。

二六日、東京都では「都の日雇労務者は現在三五、〇〇〇人あり毎月三、〇〇〇人の新規登録者が増加する一方、失業対策事業費、公共事業費は予算にしばられ、民間の求人も増加が望めない状態で一カ月のうち平均就労日数は二〇日余りとなる。」とし、いよいよ輪番制を実施することに決定、つぎの方法で施行することとなつた。

一、いまゝでの実績から、登録日雇労務者の出頭率と求人数とを比較して本番と予備番とをきめ、確実に紹介できるみこみのある者を本番とする。

二、本番から順次紹介し予備番におよぶが、配置の終つたつぎの者を翌日の本番の一番とする。

三、都内を三ブロツク、都下を一ブロツクに分け、ブロツク内の安定所は就労率の均衡をはかる。

四、配置の方式は各安定所の特殊性によつて希望配置（先着順にあるいは番号順に）指定配置、割付配置の方法を適宜にとる。

五、輪番制からはつぎのものを除外する。

(1)失業対策事業のうち、学校給食要員、連絡員、班長など。

(2)民間事業関係……当り番のうちから適格者を紹介することがむずかしい場合。

(3)公共事業関係はできるだけ輪番制によるがやむをえない場合は除外する。

三、朝鮮の戦争の影響による失業者の動向　この頃の職安での闘争の状態とその闘争がどう発展しようとしたかを知るために、ここで労仂組合の主張二つと国会での失業対策決議をめぐる論争の焦点を見よう。

失業反対闘争の前進のために

（「労働者」九・一一主張）

(一)

東京の各職安における失業者の職よこせ闘争はますます拡がり激しくなつてきている。これは、九月一日を期して輪番制を強化し、毎日五、六千にのぼる完全アブレを出すに至つたためで、つぎつぎに各産業にわたつて強行される大量首切りや税金による倒産によつて激増した失業者に対し、年間わずか四〇億の民自党の失業対策が完全に破産したためである。当局はこのようにして意識的に大量の失業者をつくり出すことによつて「仕事さえあれば何でも」という氣持にし戦争のための「苦力軍」の募集を容易にしているのである。

(二)

この殺人的な戦争のための失業者の首切りに対して、おいつめられた失業者大衆は自然発生的に闘争に立ち上りつつある。この仕事よこせの切実な要求に対して、当局は今だかつてないようなファツショ的なテロを加えており、武装警官はこん棒をふりかざ

すばかりでなく、ピストルをうちつけ、先頭に立つた組合員はすでに一三〇名も檢束されている。さらにブル新聞はこの闘争を共産党の煽動だとか、暴力革命の準備だとかデマることによつて、この闘争の中核になつている東京土建に対して全労連と同じような解散をひそかに企てているといわれる。

このようなフアツショ的彈圧にもかかわらず、今度の失業反対闘争は今までの闘争と比べて一段と質的に高まつている。

すなわち、單に失業者ばかりの闘争でなく、他の組合と結んだ闘争に発展し、五日（九月）の新宿職安における彈圧に抗議して東京軽合金の労働者がストに入り、電産の首切りなどでは大田営業所に見られるように自由労働者が一しよになつて闘つているところもあらわれてきた。新宿や澁谷の職安では、彈圧の実相を駅頭で市民に訴え、自然に数千人を動員する人民大会に発展し、武装警官隊をたじろがせている。

さらに要求は「仕事よこせ」から「戰争の爲の地方税を拂うな」とひろがり、新宿職安の自由労働者は中野区におしかけ、区長に「失業者から地方税はとらぬ」と約束させ、川崎市中原出張所でも同じような成果をあげている。この激しい闘争の中で平和投票が行われ「予備隊には応募しない」という決議がなされ、國外行きの途中から大量的脱走が行われるなど戰争反対の闘争に発展しつつあるのである。

(三)

この失業者の闘争をさらに成功的に前進させるために、つぎのことが要求されている。

第一に、闘争を全東京に、全國に拡大させ、飢餓に直面し仕事を求めている失業者大衆を一せいに立ち上らせることである。

第二に、この闘争を各産業における首切り、地方税の問題と結合しつつ全労働者、全市民の闘争に発展させることである。

第三に、これらの全人民的闘争の中で、戰争反対、平和のための仕事よこせの要求を各地区の事情にむすびつけて具体化することである。

職安闘争の教訓に学べ

（「労働者」九・二二主張）

(一)

企業整備や中小工場のトウクワイに依つて失業が続出し、これらの失業者の職よこせは深刻をきわめ大きく社会問題になつている。特に職業安定所におけるトウロクよこせの闘いは当局の無策に依り解決されない。しかも当局はこれが解決をコンボウとピストルの彈圧によつてやろうとしている。したがつて職よこせとリンバン制アブレ反対の闘いは非常にせい鋭化している。全國各地において職安では血みどろの闘いがくり返されているが、特に東京における九月一日の闘い以来は重要な教訓を労働者階級におしえている。

(二)

東京都労働局では九月一日より強制輪番制を実施する。これによると東京都三万のトウロク者の中五、〇〇〇人が毎日アブレることになる。そうすると一カ月に五回位アブレることになる。毎日働いても六〇〇〇円位の収入のところにもつてきて五回もあぶれると一、〇〇〇円からの収入がへる。これは失業してようやくトウロクを取り、少い収入で家族を養つているものにとつては、たえられない事であり死を意味する。これによつてどうしてもたち上らざるを得ないところにおいこまれた。

(三)

今までの闘いで血を流し、ギセイ者を出しながら敵を徹底的に

撃破することが出来なかつたのはどうしてかということを、大衆は眞ケンにかんがえていた。そしてこれは一つの職安に三つも四つもある組合が一本になつて闘わないかぎり勝てないという結論を得、大衆は各現場ごとに急速に共闘委員会をつくり、統一の方向に動き出した。見ごとに下から上まで統一が出来上つた。澁谷は九月一日アブレのギセイ者を一番おわされる主婦の死のさけびに青年がたち上り、主婦を守りながら全員坐り込みをかけた。これに対するキチガイじみた弾圧に対して、全員—主婦も、老人も、若人も、断乎としてたち上つた。守ることより攻撃にうつつたのである。無数のギセイ者を出してもひるまない力を発揮した。これは全都の職安の兄弟をゆり立たせた。統一の出来た新宿では五日（九月）に突入した。これに対してピストルを発砲し、コンボウをふるい、行方不明者一名、負傷者数十名のギセイ者を出しながら、一糸乱れず前進した。このような闘いは市民の熱烈な支持を受け、九月五日夜、新宿駅前の人民大会には四、〇〇〇人が参加し、出動した五〇〇名の警官が手も足も出せなかつた。敵は大きく動ようしている。動ようしながら新しい攻撃をかけて来ているが、全都の職安は下より統一が出来、新しい闘いに前進しようとしている。

(四)

この闘いの教訓は、食えない食わせろというところで統一し闘つたことだ。そして驚くべき攻撃の中では大衆は非常に政治的に高まつてゆく。いま特需作業横浜行反対の闘いは、家族も含めてなされているし、金属富士三鷹にたいしても、職安の兄弟たちは全力をつくして防衛している。この職安の兄弟の闘いの教訓を全労働者は学び闘いを前進させようではないか。

社会党では「失業対策決議案」として次のように発表した。国会へ共産党を除く各派協同提案として提出された「緊急失業対策に関する決議案」は、これとほぼ同内容のもので七月二五日衆議院で、同二六日参議院でそれぞれ可決された。

社会党失業対策決議案

政府のデフレ政策の強行とともに失業者は増加の一途をたどり、労働省四日現在の調べだと、完全失業、五〇万、一週間三四時間以下の不完全就労者は一、〇〇〇万をこえ、農村から都市への逆流がはげしくなり、自由労働者は生活不安のため、各地で不穏の行動をみせ、社会不安を起している。我党はつぎの対策を即時実施することを要求するとともに、第八国会劈頭に緊急失業措置に関する決議案を提出することに決定した。

緊急失業対策

一、失業対策事業費の増額
一、公共事業の適正円滑な運営
一、公共事業における失業者吸収率の引上
一、日雇健康保険の実施
一、求人開拓の促進
一、職業安定所増設、職員の増加とその民主化

決議案

最近の失業者の数はドツジ政策の強行と相俟つて、月々増加の一途をたどり、しかもこれに対する緊急、適切なる措置がないため、社会不安の根源となつている。政府の局部的かつ不完全なる失業対策に対して、政府機関である失業対策審議会ですら、九〇億円の予算追加を要求している。本院はここに、勤労大衆の生活安定と社会不安一そうのため、失業対策審議会案にある、九〇億円の追加予算の即時実施を要求する。

七月二五日衆院では共産党を除く各党で「失業対策に関する決

議」を行い、二七日には「失業保険法の一部を改正する法律案」を提出したが、この主旨をまとめて東京都事業廳課長会議から土建一般労働組合に次のことを申渡した。(イ) 進駐軍関係の仕事に対する準備のため現在の登錄数三万を一せいに一七万にするよう新規登錄する。(ロ) したがつて今後は輪番制を強化しなければならない。(ハ) もし進駐軍関係の仕事を拒否するものがあれば手帳を取り上げる。以上の措置により政府は「日雇労働者の雇用力を增大してアブレをなくす」、「失業保険の率を引き上げる」とした。

七月二五日、衆議院本会議において、柄沢とし子議員(共産党)は「失業対策決議」に対する、つぎのような反対討論をおこなつた。

今失業者の職を求める闘争は吉田内閣によつて警官の泥ぐつとこん棒で弾圧されている。吉田首相は見返資金と貿易の対策によつて失業者をなくすと声明したが現実にはこの政策によつて見返資金導入の産業はむしろ逆に失業者がで、貿易は失敗して日本の平和産業は壊滅し、そのために失業者が逆に增大している。特に今日共産党が反対せざるを得ないのは、最近戦時中の勤労動員署の性格に職安が変りつゝあるということである。その具体的な例を申せば、七月一三日に東京都では、事業廳の課長会議で、四、五六月の第一・四半期の予算が余つていてもこれは絶対に逆用しないということをいつている。さらにマル進関係の要員は、いつでもだせるような動員の強制措置の態勢を整えなければならないということをいつている。

なお希望者がない場合は、番号順で強制的に配置し、これに応じなければ手帳を取り上げ、その後において一般の配置に応ずるということを、この会議において打合せておるのである。

二四日林労働局長は全都の土建労働組合の代表を集め、一七万の新規登錄を受付けるために今まであぶれをなくしていたところの東京都において輪番制を実施するということを厳重に申し渡している。更に私どもが指摘しなければならないのは、第七國会ですでに明かになつていた職業安定法違反を、当局は最近では公然と犯していることである。

すなわち沖縄要員、船舶要員の緊急募集ということが、ふしぎに五反田職業安定所で公然と行われ、しかもその生命の危険に対する手当その他は今日のところ明らかにできないということすらいわれる。これは明らかにいわゆる対韓作戦軍に協力するということと、占領政策に協力する、占領軍に協力するという根本方針とをはき違たえ吉田内閣の間違いにその根拠があるといえることを指摘せざるを得ない。これが二六日から一せいに施行されその結果職業安定所に働かしてもらいたいというあの労働者の血のでるような要求に対しては、一千名近い警官が動員され放送車が三台しかもこん棒をもつてなぐる、ける、女の人は髪をふりまわされて怪我人すら出ているというような弾圧が現に行われている。日本共産党は失業問題に対して、政府の責任において完全に就労させなければならないということを要求する。

さて残念なことは、全面講和、厳正中立を叫んでいた野党がこの決議案を單独講和、なしくずし講和の自由党を含むところの全会一致で今日このような形で出したということである。これは全く欺まんにほかならない。自由党政府の單独講和、戦争への協力政策のある限り、労働者は肉弾に供せられ、労働は強化されざるをえない。

われわれは日本の平和産業を復興し、一、六〇〇億円のまだ行われておらないあの建設災害の費用を即時に組み、平和な日本の

再建のためにこそ、日本の失業者を動員することを政府に要求する。

七月二七日、衆議院本会議で土橋一吉議員（共産党）は「失業保険法の一部を改正する法律案」に、要旨つぎのような反対討論をおこなつた。

本法案の改正の要旨は、失業者の受給條件の緩和といわれる待期日数の問題であるが、自由労働者は少くとも二カ月に二八日を就労しなければ失業保険を貰うことが出来ないし、資格をそなえていても、保険をもらう段階になると少くとも通算して六日間継続して四日間の待期日数を必要とするのである。現在平均家族は三人であるから、四日間連続してアブレ、五日目にやつと就業して二四〇円をもらつてもどうして救済されるか、いわんや五日目にも就業できない時にもらう失業保険金がこの二四〇円の百分の四五であるというに至つては、殆んど生活は不可能である。更に二八日の問題にしても今日自由労働者の半数以上が実際にアブレているのだから、二八日間の印紙を貼らねばならぬというのはきわめて不都合で、政府のいつているように自由労働者の保険金の緩和の実質をそなえていない。

更に輪番の問題はすべての日雇労働者諸君が反対し労働組合は職安の所長あるいは事業係などに対して常に交渉している。これは少くとも労働組合法上の労働組合であるにもかかわらず、これに対して官憲はあらゆる方法で団体交渉を妨害し、これに弾圧を加えている。

どうしてもあぶれた自由労働者諸君に対しては、即日その日当を支佛う必要がある。待期日数は設けられるべきではない。

更に受給條件における制限は二カ月に一五日程度に改めない限りは、この法を適正妥当に運用することはできない。

四、越年闘争と失業者の生活状態

自由労働者も年末には人なみの正月を送るために、越冬のための闘争を展開しなければならない。越冬を迎えてこの人達がどんな生活を送つているかを知るために今各職安の自由労働者から国会にあてよせられた陳情文のいくつかを紹介する。すべて原文のままである。

大森職安

私タチノ職安ノ前副分会長岡田サンハ去年ノ冬ノ始メ頃子供ヲ三人家ニ置イテ仕事ニ出テオリマシタ。子供ハ三歳、五歳、七歳デス。朝家ヲ出ル時一番小サイ子供ニ「オカユ」ヲ作ツテ毎日仕事ニ来テオリマシタガ遊ビ盛リノ五歳ト七歳ノ子供ガ小遣イモナクオ腹ガ空クノデ小サイ赤ン坊ノ「オカユ」ヲ二人デ毎日タベテイタノヲ岡田サンハ知ラズニイタノデ赤ン坊ハ栄養失調デツイニ死ンデシマイマシタ。一〇月ニ越年闘争ノトキ岡田サンハ不当現場リダツデ手帳ヲ取リ上ゲラレマシタ。餅ノ少シデモトイウワレワレノ要求ヲ共産党員オヨビ同調者トシテノ手帳ノ取リ上ゲガ行ワレテオリマス。絶対反対デス。

神田橋職安

東京都江東区高橋の簡易宿泊所に泊り神田橋職安へきている町田一郎（二七）という仲間は一週間に一回ないし二回にわたり二〇ccずつ葛飾の日本製薬へ血を賣りに行つていますが、その生活は姉が慢性盲腸で入院するにも金がなく、その主人は戰死し、いまは姉の子と自分の子および母を田舎にやりその生活費を送らねばならず、姉と二人で右宿泊所にいるが二疊の間代だけで毎日百円ずつ支拂わなくてはならず、民生局へ行つて頼んだがどうにもならなかつた。

これは特殊な例ではなくほとんどの仲間の生活であります。

日本橋土木や、京橋土木の各現場と神田利泉町、深川高橋の宿

泊所にいる若い仲間のほとんどが血を賣つています。もつとひどいのはダブル・プレーといつて一日二回も血を賣つて眞青な顔をして帰つて来る仲間がある。この仲間の顔をみると今のアブレ政策に腹底からの憤りを感じます。この実情からアブレをなくせ、越年資金などの要求をしていますが、回答はいつの場合も檢束・投獄でありました。

亀戸職安

若者たちはこの苦しい生活をのがれるためシロポン（ヒロポン）やそれに類する薬を休み時間に打つて、その日その日の苦しさをまぎらしている仕末、今や人間として生きることを失いつつあります。

本田職安

青木松之助さんは子供七人をかかえ、妻は五月以来肋膜を患い疊を賣つて餅代に替えた。加藤武夫さんは子供が盲腸炎になり、二八、〇〇〇円もかかりおまけに税金が二、六九〇円も来ており思案にくれています。区では自動車を買う金として五〇万円計上しているとも伝えられ、また退職金として区長や区会議長は数十万円を区議会に要求しているともいわれています。このような生活の苦しい労働者に一文の金も貸せないという不合理があるでしょうか。

新宿職安

九月に入つてからはますますアブレがひどくなり、一日に七〇〇人も八〇〇人もアブレさせられた。私たちは黙つておれず闘争にたちあがりました。九月五日に多数の者が「射つぞ、射つぞ」とピストルをつきつけられ、ケられなぐられながらも、どうしても闘争しなくてはならなかつた私たちの実情を考えて下さい。

さる一一月七日、四〇地区で働いていた熊沢しの（六三）さんは、息子さんが病氣なので代理で働きにきたのですが、代理労働はみとめないと追い出されたので発狂してしまいました。また新宿戸塚の飯田さん（仮名）は、一一月半ばまで臨月のお腹をかかえて働いていましたが、栄養失調や過労や冷えがたたつて、死産すると同時に飯田さんも死亡しました。杉並区下井草の斉藤さん（仮名）は、家族四人が四疊半のバラックをおいたてられて、このほど板張りの壁をはがされ、電氣をきられ、家族四人がふるえています。

私たちも同じ日本人でありながらいまの社会のあらゆる犠牲を背負わされて、こんなひどい生活をしなくてはならないということがあるでしょうか。

一一月、一二月になると越冬攻勢の準備体制に入り、東京土建一般労組では一〇月に代表者会議をもつて「全東京アブレ反対共闘委員会」の名のもとに一九の要求項目をきめた。

一、絶対に手帖を取上げるな。二、教育扶助の全額負担。三、地方税は全免にしろ。四、アブレをなくせ、完全就労。五、託児所を各々仕度しろ。六、失業登録者に都内の交通費を無料にしろ。七、年末年始の有給休暇。八、越年資金一カ月分よこせ。九、特需作業の行先と責任の所在を明らかにしろ。一〇、首切りをやめろ、失業をなくせ、定職につけろ。一一、電気・ガス・水道の料金を無料にしろ。一二、加配米は全部米で配給しろ。一三、喰えない失業者を弾圧するな。一四、活動家の現場就労制限をするな。一五、婦人の生理休暇を認めろ。一六、どうしても健康保険をかけろ。一七、一一月から日曜は有給休暇にしろ。一八、デズラを三五〇円にしろ。一九、失業対策費の予算を増やせ。

これ等の一九項目を一〇月一六日知事あてに提出し、反復面会を求めた。

一方民同系の東日連、全日協では一〇月二八日「全都民主日雇労仂組合共同闘争委員会」を設け要求事項とし次の八項を上げた。一、完全就労（一二月、一月の日曜就労を含む）。二、年末年始の賃金前渡し。三、越年資金二、五〇〇円の支給。四、失業対策予算の増額。五、職階制賃金の適用（最低二四五円）。六、日雇健康保険法の制定。七、福利厚生設備の完備。(イ)無料宿泊所、(ロ)託児所を現場毎に完備せよ、(ハ)加配米は全部米にしろ、(ニ)入浴、散髪の無料券支給、(ホ)年末の特配放出物資の優先配給、(ヘ)交通費の割引き、八、吾々を定職に就かせろ。

これ等の要求で労仂局長に折衝した。越年闘争の結果、各職安で獲得した状況は次のようなものである。

日雇労働者に対する越年資金等支給（貸付）状況

都道府縣	管轄	自治団体	支給対象人員	支給金額	財源	支給方法	名目	條件	備考
東京	都		三八、八六九	賃金四日分	都費	前貸	賃金前借	年末年始四日間就労	事実上有給休暇
〃	三鷹	三鷹市	一人	一、五〇〇円	市費	貸付	越年資金		賃金より毎日三〇円乃至四〇円返済
〃	五反田	港区	総	七〇、〇〇〇円	区議員私費	支給			
〃	上野	台東区	総一人	八〇、〇〇〇円五〇円	区長議員私費	〃	餅代		
〃	立川	村山村	一〇一人	一、〇〇〇円	村費	〃	督励費		総支出三〇、〇〇〇円他に手袋一双宛
〃	小金井	小金井耕地事務所	三〇	糯米二斗	收穫	〃	慰安		この糯米は同所で收穫したものである
〃	立川	立川市	総	六〇、〇〇〇円	市長私費	〃	餅代		一月一日の就労者全員に対し市長私費より支給
〃	小金井	小金井町	六五	六五、〇〇〇円	町費	貸付			
〃	昭和	昭和町	二六〇一人	三〇〇円	〃	支給			昭和現場に就労する二六〇名に対し総額七、〇〇〇円
〃	大和	大和町	七〇	二〇、〇〇〇円	村費	〃	年始の酒代		村議会の協議により支給した
〃	東村山	東村山町	総	三、〇〇〇円	町費				年始に贈與、別に北多摩地方事務所より清酒三升

〃	〃	砂川村	四〇	総	二七、〇〇〇円	村費	支給 手袋代 貸付	生活困窮者で扶養家族二名以上のもの
〃	澁谷	澁谷区	〃	最高 最低	一、〇〇〇円 三〇〇円	区費	支給	生活困窮者で扶養家族三名以上のもの
〃	〃	世田ヶ谷区	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	警視廳療養所	三重松阪市	松阪自由労組	〃	一〇 一人 一、〇〇〇円	廳費	貸付	
〃	〃	松阪市	〃	〃	一人 一、〇〇四円	市費	〃	越年資金
〃	花岡町	熊本熊本市	熊本市自由労組	〃	一〇〇円 二〇〇円 三〇〇円	市費	支給	同情資金
〃	〃	荒尾市	荒尾市自由労組	〃		町費	〃	見舞金
〃	花岡町	花岡町失業者同盟		〃	一七 概ね一人 六五〇円	町費	〃	越年資金
岩手	盛岡市	失対労務者		〃	三〇〇 一人平均 七〇〇円	縣費 市費	〃	生活救済費
〃	一関市	〃		〃	六〇 一人 五〇〇円	市費	〃	生活困窮者
〃	花巻町	〃		〃	五〇 一人 五〇〇円	町費	〃	〃

松阪市民で二月中又は三月中に一〇日以上就労したもの

生活困窮者

一月九日より毎日四〇円返済

一月中に返済不可能の場合は一月以降三月迄の間男六円女四円を差引く

町費四五、〇〇〇円を貸與返済は月末日迄

家族三人まで 一〇〇円
五人〃 二〇〇円
六人〃 三〇〇円

市長、助役よりハンスト決行者に対してそれぞれ三〇、〇〇〇円(市長)一〇、〇〇〇円(助役)を贈る

縣費 一〇、〇〇〇円
市費 二〇、〇〇〇円

援護費 三〇、〇〇〇円

厚生費三五、〇〇〇円要求はないが町長が自主的に支給

村当局として四〇名の就労者に手袋代として一〇、〇〇〇円支給他に村会議員より七、〇〇〇円貸付、一月中に返済の予定

動	福井	武生町	四	一人	一七〇円	寄附金	〃	菓子料	反共派を表明の労務者
運	福岡	小倉市	一人		三〇〇円	市費	〃	更正資金	
働	〃	八幡市			四〇〇円 三〇〇円	貸付	〃		市費三〇〇、〇〇〇円三月迄に返納 妻帯四〇〇円独身三〇〇円
労	〃	〃	一人		三〇〇円	〃	〃	越年資金	市費より更生資金と別に支給
	〃	戸畑市	一人		五〇〇円	〃	〃	更正資金	市社会事業費 三三〇、〇〇〇円返納三月まで
	〃	田川市	一人		二五〇円	市長私費	〃	越年資金	
	石川	金沢市	一人平均		六〇〇円	市費	〃	生活困窮者	社団法人金沢委員会に補助し同会にて支給三三〇、〇〇〇円他に地下足袋代三足分
	〃	小松市	二〇三	世帯主	二五〇円		〃	日雇のみにより生計するもの	小松委員会に補助、同会より1登録者2飯米消費者3世帯主に限り支給
	〃	七尾市	一三〇	一人	三〇〇円		〃	生活困窮者	(1)市民(2)登録者(3)失対労務者(4)二・三月中六日以上稼動のもの。以上の條件を全部備えたもの
	鳥取	米子市	六二	一人	五〇〇円 二〇〇円	失対労務者 市長交際費	〃	生活補助金	三月中五日以上就労したもの五〇〇円 〃五日以下のもの二〇〇円（二四）
	〃	鳥取市	四五六		五〇〇円 三〇〇円 二〇〇円	〃 市費	〃	〃	市長交際費 二九八、三〇〇円
北海道	函館	函館市	一、九〇〇	モチ米	二升	薪	〃	〃	四月より一三月まで就労したもの 五〇〇円（三四） 一〇月より一三月まで 〃 三〇〇円（三一） 〃 二〇〇円（三二） 三月のみ 三三、八三四円 給水工事費 一九七、五〇〇円 生活補助費
									餅米代金 四〇〇、〇〇〇円は市議会の議決を経て支出薪は贈與されたもの

〃	小樽市	小樽	〃	一、〇〇〇	タオル一本						
〃	札幌市	札幌	〃	二六	賃金の六〇%	三月稼働一〇日以上のもの	同胞援護会	〃			
長崎県	長崎市	長崎	〃				市費	〃	休業手当		
埼玉	各市		〃	モチ米一臼代四円五〇銭			共同募金委員会	〃	年末厚生慰問金		
山口	下関市	下関	〃	一人	二〇〇円		市・町費	〃	越年資金	生活困窮者	
〃	小野田市	小野田	〃	一人	三〇〇円		市費	貸付	〃	失対適格者	
〃	山口市	山口	〃	一人	一、五〇〇円		〃	〃	〃	〃	
〃	徳山市	徳山	〃	男	一、〇〇〇円		〃	〃	〃	〃	
〃	小野田町	船木	〃	女	八〇〇円		町費	〃	〃	〃	
新潟	新発田市	新発田	〃	一人	三〇〇円		〃	〃	〃	〃	
〃	両津市	両津	〃	一人	八〇〇円		〃	〃	〃	〃	
愛知	岡崎市	岡崎	一般市民困窮者	一人	一、〇〇〇円		市費	〃	〃	〃	
〃	半田市	半田	失対労務者	一人	五〇〇円		〃	〃	〃	〃	
〃	一宮市	一宮		〃			〃	〃	〃	〃	
〃	瀬戸市	瀬戸		総	一五〇、〇〇〇円		〃	〃	〃	〃	
〃	刈谷市	刈谷		〃			〃	支給	厚生費		
〃	豊橋市	豊橋		〃			〃	〃	被服修理代		
〃	豊川市	豊川		一人	三〇〇円			貸付	越年資金		

一月二日土木関係事業の求職者が二六名に止まつたため事業を休止し、休業手当を出す

純市・町費　三四〇、〇〇〇円
市教育費　六三七、〇〇〇円
追加予算にて市の一般財源より支出　一〇〇〇、〇〇〇円
災害雑費職業手当　一三一、〇〇〇円
失対適格者三八〇名に一五〇、五〇〇円貸付
地方失応事業より操起國庫補助対象以外の失対事業費（超過負担額）より一時立替拂三七八、〇〇〇円
民生費　一五九、〇〇〇円
三月二九日―一月三日（一日を除く）純町費で失対事業以外の事業を実施し一日当り三〇名を就労させた
純地元費　一三五、〇〇〇円
〃　七五、〇〇〇円
〃　（競輪利益金）
一五、〇〇〇円
一五、〇〇〇円
〃　一七、〇〇〇円
〃　五、〇〇〇円
純地方負担

動労	岐阜	岐阜市	全岐阜自由労組	総	一三〇、〇〇〇円	市支給社	〃			
運働	〃	大垣	大垣市	失対労務者	最高	三〇〇円	〃	厚生援護費	失対適格者	市援護費 一二六、〇〇〇円
労	〃	高山	高山市	〃	最低	一〇〇円	貸付		市内在住者	
	〃	多治見	多治見市	〃	一律一人	三〇〇円	支給	餅代	三月中五日以上稼働した適格者	
	〃	駄知	駄知町	駄知製陶労組	一律一人	五〇〇円	〃	〃	〃	特別融資貸付金六〇、〇〇〇円
	〃	笠原	笠原町	多治見自由労組	三日分		〃	〃	〃	厚生援護費 七三、〇〇〇円
	〃	市之倉	市之倉村	〃	二日分					
	〃	中津	中津町	恵那自由労組	一日分					
	〃	長野	長野市	失対労務者	総	五、〇〇〇円	町費	援護費	三カ月以上就労三日分	
	〃	松本	松本市	〃	最高	四三〇円	〃	〃	二カ月〃二日分（町援護費）	
	〃	上田	上田市	〃	最低	三三〇円	〃	〃	一カ月以下〃一日分七三、五〇〇円	
	〃	〃	〃	〃	一律一人	三五〇円	〃	寄附金		町長交際費 五、〇〇〇円
	〃	須坂	須坂町	〃	不明		村費	越年資金		村諸費 二、〇〇〇円
	〃	岡谷	岡谷市	〃	〃		〃	〃		厚生費 三五、〇〇〇円
	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	

高知	塩山町	一律	五〇〇円	町費	扶助資金	生活困窮者	町	費	三・八〇〇円		
〃	〃	一律	二〇〇円	〃	〃	〃	市が保証して銀行より貸付				
〃	高知市	一律	三〇〇円	市費	越年資金	〃	市費更生費のうち臨時救済費（額不明）				
〃	〃	一律	三〇〇円	〃	〃	〃	〃				
伊野	伊野町	一律	五〇〇円	村費	貸付支給	〃	村費厚生費の内臨時救済費（額不明）				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

動	千葉銚子旭町	失対務労者	一律	四〇〇円	町費	支給	越年資金	適格者	
運	〃	〃	一律	三〇〇円	〃	〃	〃	〃	
働	八日市場町	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
労	豊畑村	〃	〃	〃	村費	〃	〃	〃	
	佐原町	〃	三三	〃	縣補助費	〃	〃	〃	
	茂原町	〃	六〇	酒 二斗	町村寄付	〃	〃	〃	
	船橋市	〃	二九六	総 二〇七、七〇〇円	市費	〃	〃	〃	
	茂原町	〃	二九七	地下足袋 一人一足	町費	〃	〃	〃	
	津田沼町	〃	四三	一律 五〇〇円	縣費	餅代 三月中二五日以上稼働のもの	〃	〃	
	〃	〃	五〇	一律 三〇〇円	町費	前借希望者	〃	〃	
	千葉佐倉町	〃	三六	一人 一、〇〇〇円	町費	立替 希望者	〃	〃	
	市川市	〃		地下足袋	縣費補助	年末給與金			
	〃	〃		一律 六〇〇円	市費	支給			
	松戸野田市	〃		地下足袋 手袋	市費	貸與			
	市川南行徳町	〃		一律 六〇〇円	縣費補助 市費補助	越年資金			
	松戸松戸市	〃		最高 八〇〇円 最低 三〇〇円	町費	支給			
	水戸水戸市	茨城		一律 五〇〇円	市費	感謝手当			

町費その他の手当 三、〇〇〇円
町費社会労働施設費 二六、八〇〇円
村費雑手当 一三、〇〇〇円
町費―一民生委員助成会より五、六〇〇円
千葉縣より補助一〇、〇〇〇円
町村寄付 七、〇〇〇円
市費 二〇七、七〇〇円
（内縣補助 九〇、〇〇〇円）
社会及び労働施設費 二九〇、五八〇円
町費 二、五〇〇円
（内縣補助 一八、〇〇〇円）
縣費 一〇、〇〇〇円
三カ月拂 三六、〇〇〇円
町で一括購入、実費で支給、困難者は一時立替拂
土木費のうち年末給与金 一八〇、〇〇〇円
内縣補助交付金九〇、〇〇〇円
被服費 二六、二五五円
九、一〇〇円
福利厚生金 二四、〇〇〇円
内縣補助交付金二三、〇〇〇円
市補助費共同募金三、〇〇〇円
縣費補助 七九、六〇〇円
市單独失対費 二九、二〇〇円
〃（一月二日） 九、二〇四円
平均一六四四七銭五七名分
市單独失対費 八、八九九円

〃	日立	日立市	〃	二九三	一律	五〇〇円	〃	〃	適格者
〃	土浦	土浦市	〃	二二七	一律	五〇〇円	〃	〃	餅代
〃	〃	〃	〃	二二七	一律	五〇円	〃	〃	酒代
青森	八戸	八戸市	〃	六〇			市費	賃金	市單独失対事業賃金 一月二日—一月一〇日
〃	〃	〃	〃	一七〇	総	五〇、〇〇〇円	市費	支給	越年資金 三月中就労者
福島	福島	縣	失対労務者		総	一、〇〇〇、〇〇〇円	縣費	販賣	
〃	平	平市	〃	四五〇	一律	五〇円	市費	支給	酒肴料
〃	〃	内郷町	〃	一三二六	一律	二〇〇円	町費	〃	越年資金
〃	〃	湯本町	〃	二七七	一律	二〇〇円	〃	〃	〃
〃	〃	山田村	〃	二一二	一律	四一五円	村費	〃	〃
〃	〃	錦町	〃	二六五	一律	一五〇円	町費	〃	〃
〃	〃	好間村	〃		一律	三〇〇円	村費	〃	〃
〃	〃	赤井村	〃		一律	三〇〇円	〃	〃	〃
〃	〃	勿来村	〃		一律	三〇〇円	村費	〃	〃
〃	白河	白河市	〃	二五九		一五〇円 一〇〇円 五〇円	市費	〃	〃

平均 一六一円四七銭五五名分（一月四日）

市費援護費 一九六、五〇〇円

市費雑費 一一三、五〇〇円

市費道路改良費三五、四〇〇円

以上市長の独断であたえその後全面的に撤回。但し年末の餅代として、一人五〇〇円（餅代）〃一五〇円（酒代）を日雇全員に支給

地方失対 一三〇、九八〇円

労力費 一一八、六六六円

保険費 一、八七二円

その他 四四〇円

市一般財源

ゴム長靴、地下足袋を一括購入実費で配付、代金分割拂

純市費、市長交際費 三、五〇〇円

民生事業助成金を通じ 二七五、二〇〇円

総 五五、四〇〇円

社会事業費及び村長村会議員の拠金 八七、〇〇〇円

民生助成補助費三九、八五〇円

不明

〃

〃

純市費 一七、五〇〇円

一年以上 一五〇円
一〇〇日—一年 一〇〇円
一〇〇日未満 五〇円

第六章　集会・デモ・抗議運動

労仂運動の趨勢が集中的に表現され、最も直接に大衆に訴える力をもつものとして、労仂者の大衆的集会がある。一九五〇年度につ いていえば、国会共闘の三月闘争につづいておこつた労仂者総蹶起大会と国会へのデモ、これを継承して統一メーデーに結集した「平和と独立、全面講和」のための第二一回メーデー、次いで戦後労仂運動に種々な意味で一転機を画した五・三〇人民大会事件と六・三デモ禁止。これにつづいて公安条令下の無集会状態が朝鮮事件によつて引続き継続され、集会デモ禁止解除後も一切の集会は当局の厳しい管理下におかれ、特に当局から極左的乃至反米的と思われたすべての集会は以後禁止されることとなつた。

一、総けつ起労働者大会（東京）二月一八日　国会共闘主催で傘下全労組の要求貫徹大会として開かれた。総同盟加盟各組合、国鉄、全逓、炭労、全鉱連、私鉄、日教組などの組合員約五万が参集し、左の決議を決定して政府および民自党に手交、九州、東北から到着した銀輪部隊も交え、国会をとりまくデモ行進を行つた。

決　議

われわれはさきにわれわれの基本的人権と生活権を無視して自ら法律を蹂躙しつつある反動吉田内閣の暴挙に対し、最後の反省を要求してゼネスト態勢整備の重大声明を発表した。しかし今やわれわれの闘う態勢は整い、起上る日を待つのみとなつた。しかるに政府は、その後何ら反省の色なく、われわれの決意を無視して悪法を楯に不当弾圧の挙にいでで、ますます露骨に、われわれに挑戦する態度をもつて臨んできた。すなわち多数をたのみ、國会において専賣、國鉄の裁定をふみにじり、さらに給與ベース改訂の人事院勧告に対しても、政治的圧力を人事院に加え、あまつさえ、あやしげなる給與白書を発表して國民をぎまんし、國会における審議の途を封じ、昭和二五年度予算案を一挙に無修正でおしきろうとし、一方民間企業の窮乏に全く目をおおい経済安定をうそぶき、その暴慢は許しがたい。

こと、ここに至つてはわれわれは最後の決断と行動をもつて、これに答える以外に途のないことを確認せざるを得ない。

われわれは、本日ここに総蹶起労働者大会を開き、政府に対し重ねて猛省を促すとともに総力を結集して前途に横たわる障害と苦難を克服し、さきにかかげたスローガンの貫徹のために、あくまでも闘い抜く決意を表明する。

これによつて生ずる一切の責任は政府にあることを、政府に銘記すべきである。

右決議する。

一九五〇年二月一八日　　総けつ起労働者大会

次いで国会共闘傘下の二千組合員は三月三日には「首切り予算反対」を叫んで総理官邸に押しかけ、同九日にも約二万名が国会内庭に予算反対を唱えてデモ行進を行つた。

二、第二一回メーデー　五月一日　戦後第五回のメーデーは、労仂運動の変転を反映して統一か分裂かをめぐり一波乱を予想されたが、下部組織からの労仂者の要求と準備委員会での総評、全労連両系代表の歩みよりによつて再び統一メーデーを迎えることができた。戦後五回にわたるメーデーの対照的なスローガンを比較してみると

四六年度　「反動内閣打倒、民主人民政府樹立、世界労連への参加、労仂戦線統一、民主人民戦線即時結成」

四七年度　「労仂戦線の即時統一、世界労連への参加促進、民主政府の樹立」

四八年度　「労仂戦線の即時統一、仂くもの手で日本の復興」
四九年度　「自由と平和と独立のため全日本の労仂者団結せよ」
五〇年度　「平和と独立を闘いとれ、全面講和の促進」

さらに五一年には「全面講和、再軍備反対」となつている。労仂運動がその期その期にその目標とする所をかかげたこれらのスローガンは最も集約的に戦後数カ年に辿つた労仂組合の発展を物語つているものといえよう。しかし終戦直後はともかくとしても、長く分裂状態を続けて来た日本労仂戦線の現状にあつて、メーデーだけは統一を守り続けてきた労仂者の努力のかげには、なお解決されずに残つた多くの不一致点を忘れるわけにいかないし、またこの間絶えざる当局の干渉もあるのであつて、右のスローガンはいわば最大公約数的内容を示すものといえよう。

第二一回中央メーデー準備会は、前年のメーデー残務整理委員である総同盟、産別、国鉄、都労連、海員の五団体で前年の申し合せにもとずき打合せの上、三月二四日に開かれた。この日からすでに招請されない団体の代表を準備会に加うべきか否かについて意見の一致を見ず散会となり、早くも前途の困難を思わせた。続く三一日も同様な状態であつたため、とりあえず実行委員会を構成して準備を進める方針を決め、二つの案を討議することとなつた。しかし四月三日再び総評系と全労連系とが激しく対立して前者は総退場し、退場派と残留派はそれぞれ声明を発して相手の非をつくと共に独自の立場から統一メーデーを進めることを明らかにした。かくて総評系民主労組メーデー実行委員会と全労連系統一メーデー促進委員会とは別個の動きを見せることとなつた。

民主労組メーデー実行委員会の中心スローガン

○低賃金、首切り、重税の吉田内閣を倒せ、○民主的労働戦線の統一、○自由と独立を保障する全面講和の促進

かくて四月二〇日、総評系、全労連系両代表を合せた統一メーデー実行委員会は「平和と独立を闘いとれ、全面講和の促進」のスローガンはいわば最大公約数的内容を示すものといえよう。

統一メーデー促進委員会の中心スローガン

①失業反対、食える賃金を保障せよ、②弾圧反対、デモ、ストライキの完全な自由、③軍需生産をやめ平和産業をおこせ、④戦争反対、日本を軍事基地にするな、⑤ポツダム宣言にもとずく全面講和、講和後の即時撤兵、⑥世界の恒久平和と日本民族の独立をまもれ、⑦全世界の労働者団結せよ

一方政府では一〇日江口労仂、葛西厚生両次官及び斎藤国警長官などがメーデー対策を打合せ、「総同盟、産別を合せた統一メーデーでない限り皇居前広場を貸与しない」こととした。又東北民事部労仂課長グリンバーグ氏は「メーデーのあり方」について「メーデーは決して法律で定めた祭日でも何でもない。それは共産党が党の誕生を祝う政党のお祭でしかない。組合がこの種の示威運動に参加することは好ましくない」とした。

こうした情勢の中にも統一メーデーに結集しようとする労仂者の要求は次第に盛り上り、分裂を回避しようとする空気に押されて、両系組合代表の間にも日教組を仲介とする話合いが進められ、四月一五日行われた非公開の打合せ会では「平和と独立」「全面講和の促進」を中心スローガンとすることにして折合い、全労連、総評、中立民主団体を一丸とする統一メーデーは中央でも挙行される方向に傾いてきた。この際最も問題となつた点は、スローガンに「戦争反対」の文字を掲げるかどうかについてであつて、結局入れないで歩みよりができた。産別執行委員会はこれに対して、「今年のメーデーは戦争反対のメーデーであるから、各職場からのプラカードには『戦争反対』のスローガンを掲げ積極的な反戦闘争をくりひろげる」方針を決定した。

かくて四月二〇日、総評系、全労連系両代表を合せた統一メーデー実行委員会は「平和と独立を闘いとれ、全面講和の促進」のスロ

ーガンの下にメーデー大会を開くことを確認、分裂を危ぶまれた中央メーデーも統一して行われることになり、全国各地での統一メーデーと呼応して盛大に挙行されるに至つた。

共同声明

本年のメーデーは四月四日東交会館において全体の意見の一致をみないまま今日にいたり、第二一回メーデー実行委員会と統一メーデー促進委員会とでそれぞれ準備を進めてきた。しかし今日の緊迫した情勢の中では、少くともメーデーを統一して闘うことの重大性にかんがみ中央メーデーを主催すべき主要労働組合として事態を混乱せしめた責任を痛感し、万難を排し統一メーデー実現のために努力してきた。ここに両委員会の推薦にもとずき「平和と独立を闘いとれ、全面講和の促進」の中心スローガンのもとにおおよその支持を期待してわれわれ二三組合代表は潜越ながら第二一回統一メーデー実行委員会を発足させ短時日ながら全力をあげて活動し、第二一回メーデーの成功に奮闘する決意である。今回のメーデーは首切り、低賃金、工場閉鎖、重税によつて全勤労階級をとたんの苦しみにつき落している政府の反動政策をつき破り戦争に反対し、日本の平和と独立を守りぬく一大デモンストレーションたらしめるべきである。

ここに全國の皆さんに混乱と迷惑をおかけしたことを心から陳謝するとともに、われわれの微意に御賛同下さることを期待し右声明する。

一九五〇・四・二〇　第二一回統一メーデー実行委員会

東京中央大会は戦後最大の記録たる約六〇万の組織労仂者を動員して、人民広場（皇居前広場）の会場正面に掲げられた「平和と独立を闘いとれ」「全面講和の促進」のスローガンの下に盛大に行われた。帰還後最初のメーデーを迎えた帰還者楽団や前進座、プ

自立楽団、合唱団などによる文化行事をくりひろげた後、大会に移り、各代表演説に続にて決議、抗議、宣言を採択、中東西南北の五手に分れてデモを行つた。なおこの日会場を埋めたプラカードに「戦争反対」が圧倒的に多く衆目をひいた。

抗　議

今や完全に自主性を失つた吉田反動内閣は、久しく全國民が要望する独立と平和を守る全面講和の促進を、否定しようとしている。

右はポツダム宣言を一方的にふみにじり、戦争を放棄し、平和と独立を規定したわが國憲法を完全に蹂躙するものである。

吉田内閣は産業合理化の美名の下に、大資本に略奪的利潤を保障するため昨年末資本と生産の大集中を行い、全産業部門に亘つて幾百千の中小民族産業を破壊し去り、藏相池田をして「くたばるものをくたばらしめよ」の暴言を敢てせしめて憚らず今や尨大な滞貨の放出、金融の禁止的制限、諸悪税の天井的釣り上げ、独占的電力分断、等々の諸措置によつて、民族産業の破滅に追打ちをかけている。其等の結果として一方千数百万の失業者を飢餓の街頭に曝らさしめ、何等國家的救済の方途を講ぜず、むしろ労働諸法規の改悪、公務員から団結権、罷業権の剝奪を強化し、全労働者階級をして文字通り苦境のどん底に落し入れ、飢餓賃金へ追立てつつある。

他方吉田内閣はこの反動政策を強化するために、昨年以来幾多の陰謀事件をデツチ上げ、治安維持法に等しい団体等規正令を発動し進歩的民主的諸団体を弾圧解散し、尨大な勤労課税によつて警察力の飛躍的拡充と、その装備の軍隊化を促進している。右は憲法に保障された基本的人権のことごとくを、空文化する亡國政策であり、大資本に依る暴力的ファシスト的独裁制の復活を図る

ものであつて、われわれの断じて容認しないところである。
厳重に抗議すると共にわれわれはかかる事態に処して、今後の団結を強化し、実力を以つて対抗することを併せて通告する。

一九五〇年五月一日　第二一回メーデー大会

宣　言

光輝ある第二一回メーデーに際し、終戦以来五カ年に亘る、内外情勢に鑑みるとき、今年こそは、眞の平和と独立を闘いとらねばならない。

われわれはこの五カ年間、ポツダム宣言、極東委員会の労働組合一六原則、憲法の厳正実施を期して、祖國の再建に絶えざる苦闘を続けて来た。ところがドツジ・ラインの出現以来、低賃金労働強化・大量首切り、重税等の暴圧により巷には失業者があふれ親子心中は跡を絶たない。こうして、労働者、農民、中小工業者といわず國と國民全体が未曾有の危機にさらされている。

自由党が絶対多数を占める國会と、吉田内閣は全く自主性を放棄し、労働者や人民の民主主義的権利を、つぎつぎに踏みにじり全くの独裁政治によつて植民地的狀態に追い込み、日本の軍事基地化、工場の軍需工場化を図り、独占資本の戦争準備による利潤追及を、実現させ様としている。

しかし乍ら戦争に反対する民主勢力は強大になつた。全世界をつなぐ鉄の団結は何人もうちこわす事は出来ない。平和と独立を闘う日本の労働者、農民、市民、知識人の団結は一段と強化されている。

第二一回メーデーに当つて、われわれ全日本の勤労者は民主主義の諸権利を、あく迄確保し、日本を戦場にする軍事基地化に反対し、戦争を挑発する反動勢力の陰謀をうち破つてポツダム宣言に明示された全面講和を促進し、平和と独立を闘いとるために、全世界の勤労者と共に、農民、市民、知識人とも、固く手を握つて最後まで闘い抜く決意を明らかにする。

右宣言する。

一九五〇年五月一日　第二一回メーデー大会

京都では蜷川知事、高山市長、大山郁夫氏らを先頭に一〇万のデモが行われた。横浜でも一〇万が参集、横須賀では労働歌の合唱や組合旗の掲示が二年間にわたつて関係方面から禁止されていたが、この日組合旗一〇本を二年ぶりにはためかせてメーデーを挙行、中止を命ぜられたメーデー歌も聞かれた。その他全国各地で統一メーデーが挙行され、いずれも反戦メーデーの様相を見せたのもこの年のメーデーの特徴であろう。

三、五・三〇事件と六・三デモ禁止および質問書事件　五・三〇事件から六・三ゼネスト、同日のデモ禁止とその後の集会禁止狀態、六・六パージにおける日本共産党中央委員の追放、とこの極めて短時日の間のめまぐるしい変転は、本年度の労働運動の一つの山といえるのみならず、戦後労働運動が遂に逢着した最大の難関とも見ることができよう。

五月三〇日、前年同日東京都公安条令反対デモにあたつて、都庁においしかけた労働者の一人橋本金二（東交）の死を記念して「五三〇共産党防衛、平和擁護、要求貫徹、祖国（朝鮮）統一戦線人民大会」が、人民広場（皇居前）でひらかれた。この日は「メモリアル・デー」であり、同広場の占領軍使用のため午後一時までの使用禁止が伝えられたが、正午頃はすでに五万の労働者、学生、市民などが参集して、各労組のコーラス、サークル等の歌や踊りに気勢をあげた。午前一一時半に大会を開き、各労働組合、学生市民団体、政党など一八代表のあいさつがあつた後、戦争準備、低賃金労働強化反対等の決議を決定し午後二時半デモに入つた。

宣言

全面講和と占領軍の撤退のために
帝國主義者吉田内閣打倒のために
戰爭屋の共産党彈圧を粉砕するために
民主民族戰線政府樹立のために
民族の独立と世界の恒久平和のために
日立製作所の五五五名のクビキリを突破口とする新たな資本攻勢を粉砕せねばならぬ
東宝のクビキリがアメリカ映画市場独占と植民地文化のおしつけを直接導くように、敵の意図はいよいよロコツになつている。しかし労働者階級を中核とするすべての愛國者の立上りによつて日本をアメリカのメカケにたとえる吉田内閣の危機は急速にふかまつている。われわれは来るべき参議院選挙と労働者諸君のゼネストとをさすとともに新たに戰爭屋の帝國主義者吉田内閣に最後のとどめ全愛國勢力のデモの波の中で帝国主義者タイコモチたらんとしている民主党・社会党の口先だけの「軍事基地化反対・全面講和」にごまかされず、彼らの反ソ反共・反人民の正体をバクロせねばならぬ。
かくて、ソ同盟・新中國をねらう戰爭屋の陰謀は、勤労大衆の中における彼らの代理人たる民同幹部の闘争うらぎりと弾圧援助をいよいよロコツにさせつつある。彼等こそ日本民族の裏切り者賣國奴、最悪の敵であることを銘記し、労働組合その他の民主陣営から一掃せねばならない。
独立と平和、生活権と民主主義の擁護を基本に共同の綱領を具体化し、すべての愛國者を行動に組織し、民主民族戰線に結集することが独立と平和のための緊急任務であるとき、そして東京都民が安井官僚都政によつてドレイ化され、首都建設法によつて植民地化され、戰爭屋の手に賣りわたされようとしているとき首都の労働者階級と民主主義勢力の責任はまことに重大である。
朝鮮においては李承晩賣國選挙の粉砕されるべき今日、橋本金二君虐殺に対する怒りをこめて、祖國を外國の爲の戰場にし同胞を肉彈にし、アジア解放を阻止せんとする内外反動勢力との闘争に新たな決意をもつて前進することを宣言する。

一九五〇・五・三〇

五・三〇　共産党防衛・平和擁護・要求貫徹・祖國（朝鮮）統一戰線人民けつ起大会

デモは午後五時頃日比谷公園で解散したが解散地点に近くなつてデモ行進隊と警備隊とがいざこざを起し、その場と解散直後に計八名の検束者を出した。この間の事情については、この事件に対する日本共産党の声明及びこの八名の軍事裁判における起訴理由を参照されたい。

八人の愛國者を即時釋放せよ

五・三〇人民けつ起大会は平和と民主の諸勢力の力強い一歩前進であり、民族戰線の一大躍進であつた。この記念すべき大会において八名の愛國者が逮捕され軍事裁判にかけられた。これらの犠牲者はつぎの事情によるものである。当日警視廳は指令を出して、人民大会に多数のスパイをもぐりこませ、大衆団体の指導的活動者には一人ずつスパイをつけ、演説者にたいするスパイ記錄を行なわせた。他方兆発的学生らを主とする一団によつて投石その他の兆発行爲を行なわせた。そのために、二千人の青年祖國戰線行動隊が全力をあげて大会を守つて活動したが、遺憾ながら二、三の小ぜり合が演じられた。
ところが、デモ行進の後、小音楽堂前でMPにより、民青団東京都委員長清水邦雄、品川電機労組青年部長袖山剛一の両君、デモ行進中、民主青年団員、立教大学生吉田英夫および秋元滋、安

田哲男、大西兼治の諸君が逮捕されこれらの釈放を要求した抗議団の中から民青団中部地区委員長前田稔および労組員片岡四郎の諸君が逮捕された。これらの諸君は直ちに軍事裁判にかけられ、異例にも一両日中に判決が下されようとしている。

以上の事実が示すことは何であるか？

それは組織的計画的兆発が五・三〇人民大会に対して行なわれたことである。兆発は警視廳、スパイ、トロツキスト的学生らによつて仕組まれた。逮捕された八名の愛國者は全く無実の罪をきせられている。

このような兆発にもとずく愛國者の逮捕と軍事裁判の強行は独立と自由を念願し、平和を欲するすべての日本人を処罰し奴レイ化することである。われわれはかかる奴レイ化を甘受することができない。

兆発のねらつているところは何であるか？　対ソ対中國の第三次大戦の原子戦に、日本人を肉弾とするために全平和擁護勢力、全民主勢力を弾圧することである。ことに、目前にせまつた参議院選挙で平和勢力に打撃をあたえようとする陰謀でもある。

戦争とファシズムがわれわれをおびやかしている。國際独占資本と日本の反動勢力、その手先吉田内閣は自由と民主主義的基本人権を蹂躙し、全民主団体を弾圧する新たな口実をさがしている。こんどの事件によつて青年団体および労働組合にたいする新たな弾圧をやろうとして共産党と民主民族戦線の破壊をねらつている。

これらの弾圧は、右翼社会民主主義者、分裂主義者、兆発者の協力のもとに労働者および全人民のたたかいを犠牲によつて軍需産業への再編成と日本列島全体の軍事基地化をおしすすめるためである。われわれは戦争とファシズムにだんこ反対であり、人民生活を破壊する軍事基地化、産業の軍事化に反対である。

極東委員会一六原則で禁じている労働組合、民主団体にたいする政府および諸機関のスパイ行為、抑圧行為は非発行為と結合しスパイ機関特審局第四課の設置と活動、「非日活動取締立法」の準備等とあいまつて、いまや危険な全面的弾圧の武器となりつつある。われわれはポツダム宣言ならびに極東委員会一六原則に従つて、これら一切のスパイ的活動と機関、兆発と弾圧立法に激しく抗議し、その一掃を要求する。

われわれは一切の兆発にのらず、正々堂々と闘かうものである。全労働者ならびに全人民大衆諸君！　ファシズムのためにとりかえしのつかぬようになる前に、自由のためにだんこ立上がろう。

六月三日は全自動車労組、日立総連のゼネストの日であり、大金属もゼネストを決議した。これに呼応して全労働者ならびに学生諸君は八人の愛國者の即時釈放のためのゼネストをもつて立上がれ！　六月四日は参議院選挙だ。

◇民主民族戦線と共産党に投票し反動の陰謀を粉砕せよ　◇全面講和と講和後の全占領軍の速やかな撤退　◇一切の不当弾圧絶対反対　◇政治犯の即時釈放　◇賣國的吉田内閣打倒

一九五〇・六・一　　日本共産党中央委員会書記局

◇起訴理由　一、指令第一号及び一九四九年の最高司令部第八章、十四章C項違反

〔事実〕　大西兼治（全新聞労組朝日支部）袖山剛一（全金属労品川電氣労組）片岡四郎（鉱工品公団労組員）秋元滋（立大）清水邦雄（民主青年団）吉田英夫（都労連・立大生）前田稔（民主青年団）の八名は一九五〇年五月三〇日東京において共同行爲により共通の意志をもつて故意かつ不法にも連合軍占

領当局の命令に従わなかつた。公務執行中の占領軍軍人は連合軍最高司令官の許可のもとに命令は発せられたと述べている。証言によれば各被告は氏名と住所を尋問され、これに答えることを要求、命令されたにも拘らずこれを拒否し、かつ日本警察官から奪つた用紙およびメモの返還を命ぜられるのに対してこれに従わなかつた。

◇起訴理由　二、日本刑法第二〇四條違反

〔事実〕被告八名は一九五〇年五月三〇日東京において共同動作により共通の意志をもつて故意かつ不法にも占領軍軍人たるヒーター・W・コーエン軍曹、テリー・K・山本軍曹、ヘンリー・K・山下伍長、ウイリアム・G・クラーク大尉およびジョン・J・トーマス一等兵に対し暴行を加えた。〔UP特約（東京）三一日〕〔注〕起訴状中の指令第一号とは昭和二一年一月公布されたものである。尋問書または総司令部への報告において故意に虚偽を申告し、または事実を隠ぺいした場合は降伏條件違反として連合軍総司令官がこれを処罰する。さらに同じ適用されたものは次の第十七項もつてこの種の刑罰を科すること、次に同じ適用された日本刑法第二〇四條とは『人の身体を傷害したる者は十年以下の懲役または五百円以下の罰金もしくは科刑に処す』

軍事裁判は三一日から六月三日まで連日深更に至るまで審理が行われ、第三回審理は翌日の〇時過ぎまで続くというスピードぶりで三日午後左の判決があり被告は直ちに小菅刑務所に収容された。

判決文

法廷は秘密会議、秘密投票の結果、構成人員三分の二以上の同意を得て大西被告に対し起訴理由第一の修正された罪状項目は有罪と判決する。次に起訴理由第二の罪状項目は有罪、起訴理由第二の罪状項目は有罪と判決する。

重労働一〇年	全新聞朝日支部	大西	兼治（二三）
同　七年	無　職	清水	邦雄（二四）
同　七年	立大生	吉田	英夫（二〇）
同　七年	立大生	安田	哲男（二一）
同　七年	立大生	秋元	滋（二四）
同　七年	無　職	前田	稔（二一）
同　七年	無　職	片岡	四郎（二七）
同　五年	全金属	袖山	剛一（二四）

弁護団は判決を不服として直ちに再審査の手続をとつた。共産党書記局は再びこの判決に対して「行動をもつて抗議、愛国者をすくえ」との声明を発表、又全労連では世界労連あてに「全世界に訴う」と要旨次の様な要請を発した。

全世界に訴う（要旨）

世界労連に結集した全世界の労働者諸君、八名の愛國的労働者、青年、学生が無実の罪によつて長期の重労働に課せられようとしている。戦争に反対しポツダム宣言にもとずく全面講和を要求する民主民族戦線に結集する五月三〇日の人民大会で全労連傘下全新聞および金属の組合員をふくむ八名の愛國的労働者、青年、学生たちが占領軍将兵に暴行を加えたということを理由に、何ら確

固たる証拠もなく六月三日重労働五年以上の判決に処せられた。この事件は單なる暴行事件ではなく、無実の罪名のもとに、日本の民主勢力が平和と独立のために展開しようとしている國民運動にたいする彈圧である。われわれは、全世界の労働者諸君がこの愛國的八名の労働者、青年、学生を救うために全世界にわたつて釈放要求の闘争を展開されるよう要請する。

六月三日は全自動車主催の総けつ起大会が日比谷公園で開かれる筈であつた。この日は全自動車の産業危機突破総けつ起闘争の一環としての一斉ストに全金属が参加し、全学連もこれに同調した金属産業二七万労働者のいわゆる六・三ゼネストが行われた。大会はこれに呼応するものであつたが、警視庁は一日まずこの日のデモを許可しない旨通告、翌二日には六・三デモはもとより一切の集団行進集会、示威運動等を五日まで行うことができないと声明した、更に三日の日比谷公園は一般人の立入を禁止することとなり、総けつ起大会会場も芝日赤講堂に移されることになつた。

この日、日比谷公園は早朝から警官の厳重な監視下におかれ、ここへ集つてきた多数の大会参加者は主催側の先導で日赤講堂に向つた。同所は六二団体三万余の人で広場まで溢れ、武装警官隊はこれが取締りに対峙するといつた物々しさの中に、一二時大会が開かれた。全参加者の決意により彈圧に対してゼネストをもつて抗議することを決議した後、全労連からの緊急動議、

○警視総監の即時罷免、極東一六原則、憲法違反による告発。

○集会禁止の即時徹回、同時にマ元帥に対しかかる彈圧が正しいかどうかの公開質問状を提出する。

○全國労働者による抗議スト提案、そのために全労連、民主民族戦線を中心とする工代会議の召集。

○軍事裁判被告の無罪釈放をストをもつて要求する。

「世界労連に結集し、賃下げ、首切り、戦争のドッジ・ライン、ゼネラル・ストライキをもつて闘う」

を承認、インター合唱で午後二時解散した。

全労連は三日六・三デモ禁止についてつぎのアピールを発表した。

全日本の労働者諸君に訴う

五・三〇大会から六・三総蹶起ゼネストにもりあがる愛國的労働者の不屈の闘争は、全労連を中核とした民主勢力を結集し、帝國主義者と反動どもに痛烈な打撃をあたえる偉大なる前進を開始した。米軍最高首脳部の訪日と單独講和への活発な策動のなかであせりあせる内外反動勢力は躍進する解放闘争に直面して、破廉恥な彈圧を加えてきた。六・三ゼネスト、人民大会、デモに加えてきたこの彈圧こそは、戦争を兆発し日本をはじめ世界の植民地化と奴隷化を一氣に具体化しようとする計画的攻撃である。まさにわれわれは戦争か平和かの別れ途にたち、公然たるファシズムに直面するに至つた。

日本の労働者はイタリアの労働者がスト・デモ禁止法をストとデモをもつて破り一切の彈圧を果敢なる大衆行動をもつてはねのけたあの偉大なる経験をまなび、いまこそ無敵の統一行動を飛躍的に組織すべきだ。独立と平和を闘いとらんとする全日本の愛國的労働者諸君！　われわれは一〇億の世界民主勢力、七、八〇〇万の世界労連とともにある。

いまや一切の妥協と退却を排し、不法逮捕された八人の愛國者を数千万の愛國者に拡大し、整然たる統一行動によつてこの歴史的闘争を最後まで闘いぬかねばならない。

世界労連と全日本労働者の団結万歳！

一九五〇年六月三日　全國労働組合連絡協議会

全労連を初め二九労組および東京民主民族戦線準備会、民擁同、民青団など一一団体は六・三総けつ起大会の決定にもとずき、マッカーサー元帥宛に集会、デモの禁止、ならびに五・三〇大会事件の裁判について質問書を提出した。警視庁では五日「責任者として一応検挙取調べることにした」と五・三〇及び六・三両大会の責任者中原淳吉（全金属）新堂重男（全自動車）両氏を占領政策違反及び都条令違反の疑いでたい捕した。これが後にいわゆる質問書事件として、マ元帥に対する質問書の責任者、配布者、同プラカードを掲げたものなどについて全国に多数の検挙を見るに至つたいとぐちとなつたのである。六月七日全官労佐藤、全金属に始つた質問書の捜索押収は全国各地に及び、全官労佐藤委員長ら多数が検挙された。この検挙は数ケ月にわたつて行われ、軍事裁判で重労仂の判決を受けた。この質問書の内容はつぎのようなものである。

五・三〇共産党防衛・平和擁護・要求貫徹・朝鮮祖國統一人民大会当日惹起した次の事柄について質問する。

（1）当日、大会場においてスパイ行為を働いていた私服の日本警官の非行を、極東委員会の労働組合に関する一六原則により追求した日本の愛國的労働者を、元帥の部下である軍人は、GHQの権威に藉口して理由を明示せず訊問した。かかる態度は、民主的なものとわれわれは了解しかねるが如何？

（2）当日大会場において元帥の部下である軍人は、大会中にふみ入り、組合旗の布端に頭がふれた際、旗を持つていた愛國的一労働者を、理由を示すことなくひつぱつて行こうとした。このようなやり方が正しいとは了解しかねるが如何？

（3）当日われわれのデモが日比谷公園野球場ぎわを通過する際、MPを交えた元帥の部下達はデモ中六名を何等理由をつげないだけでなく、暴力的に検束した。又丸の内署に釈放代表中、愛國者二名をほとんど話も通告もなく元帥のMPは逮捕した。犬でない人間であるわれわれには的でなく民主的であると思えないが如何？國者八名を即時釈放すべきことを主張す（4）新聞の報道によると、右の逮捕ならびに学生は、占領軍将兵に対する暴権威を損じたかどで逮捕され法廷に立たの八名は伝えられるような行動はしていない。日本の新聞読賣、毎日、朝日等は悪意ある誤つた報道をしポンタイムズは「戦争反対」「平和擁護ぴら」「広島はもうまつぴらだ」と書い的であると報道している。以上の報道は反として罰せらるべきと思うが如何？

（5）検束された八名の愛國的労働者、士も証人もつけず憲兵裁判にかけられ、されつつある。また裁判の行われている顔も洗わせず虐待した。これらのことは感ぜられるが如何？

一、戦争反対、原子兵器の製造禁止、これの國であろうとこれを最初に使用する全面講和の即時締結、講和後の全占領軍平和、民族の独立のために闘つている働者、学生に加えられた処置に関する切なる解答を要請するものである。

六月五日警視庁は重ねて総監声明を発表、「その後の推移にかんがみなお当分の間、1、いかなる目的にせよあらゆる行列（パレード）及び示威運動を行うことはできない。2、行列、示威、煽動、ちよう発、社会不安を醸成すること等を目的とする会合及び集会は行うことができない。」とした。これ以後しばらく実質上の無集会状態を生じたのみならず、その後も禁止される集会が続出し、傾向的なものは勿論、早大の落語研究会、役所の衛生映画会に至るまで解散させられ、戦後五年にして集会は再び当局の厳重な統制下におかれることになつた。

四、危機突破労働者大会（東京）七月一五日　集会デモ制限以来初の屋外集会である総評並に官公労を主体とする危機突破労働者大会は上野公園二本杉原に一万五千名を集めて行われた。大会は給与ベース改訂ほか七項目の議題を可決、大会スローガンを決議してデモを行つたが、この日参加することを拒否された全労連系と目される労働者の一隊は無届デモとして解散を命ぜられ三名が検束された。

スローガン＝(イ)給与九、七〇〇円ベースの即時実施、(ロ)生活を破壊する地方税法反対、(ハ)地方公務員法制定反対、(ニ)首切り、賃金切下げ、遅欠配反対、(ホ)労働協約を闘いとれ、(ヘ)公安條令撤廃、集会デモの自由、(ト)戦争反対、平和と独立、全面講和の促進、(チ)吉田反動内閣の打倒

五、全闘けつ起労働者大会　一一月四日　全闘態勢の強化と闘争意欲の高揚をはかり、総評を中心に全闘参加総同盟、都労連、全逓従組、全電通、日教組、国鉄、私鉄、日通など各組合から一万の労仂者を集めて上野公園で開かれた。大会は社会党から一来るべき議会闘争に、全闘の要求貫徹のためあらゆる努力を惜しまぬ」旨のあいさつがあつた後、賃金引上、九・七ベース獲得、年末資金要求など八項目を決定し闘争宣言を採択して隅田公園にデモ行進を行つた。

闘争宣言

朝鮮動乱を契機として吉田反動内閣と資本家陣営は、反労働者的態度をいよいよ露骨にあらわすとともに、民主主義の原則をつぎつぎにふみにじつて来た。

國内体制強化の名のもとに、一切の反対を弾圧し、政治的には超党派外交、あるいは單独講和論をおし進め、労働者に対しては賃金釘付、労働強化、重税の取立をはじめ、御用協約の押しつけ「赤追放」を看板とする組合弾圧などの反動攻勢を強めている。

このときにあたりわれわれは全國民主的労組を結集し、かかる反動攻勢を粉砕すべく秋季闘争に立上り、すでに困難な悪條件を排除しつつ闘争態勢を整備してきた。しかもわれわれは今次闘争こそはわれわれの生活をまもるにとどまらず、戦後最大の危機に直面しているわが國の民主主義を擁護すべき重大な意義をもつものであることを確信する。

われわれは本日の全闘蹶起大会において決議された諸要求の貫徹のため、さん下五百万労働者の憤激を新たにし、あらゆる強力手段を行使して最後まで闘争を敢行するものである。

右宣言する。

一九五〇年一一月四日　全闘けつ起労働者大会

六、全闘要求貫徹労働者大会（東京）一二月二日　官公労では一二月一日から実力行使を宣言して給与ベース改訂、年末補給金支給などを含む年末闘争を展開せんとし、又全鉱、全日通、私鉄、海員、炭労など民間労組もスト態勢にあるなど年末を控えて再び労仂攻勢が盛り上つてきた背景の中に、中央では九段靖国神社境内で全闘約一万の組合員を集めて要求貫徹大会が開かれた。この日は全国各地でも労仂者大会が持たれたが、国会では社会党から「国会審議権尊

重に関する決議案」が上程されることになつており、又一一月二九日には電力分断をポ政令で強行した吉田内閣を糾弾するための「憲法擁護、国会自主権確立共闘大会」がもたれている。

大会は国会活動状況報告の後、各労組から「越年資金九七ベース即時実施」「政治活動の自由、労仂基本権を奪還せよ」「労仂協約、賃金ベースアップを闘いとれ」「電気事業分断絶対反対、国会の自主権を擁護せよ」「吉田内閣を打倒せよ」などについて代表演説があり、大会スローガンの決定、大会声明書の発表で終つたが、大会参加者は陳情団となつて国会に押しよせ、これより連日国会に労仂者の圧力が加えられることとなつた。七日には、官公労約八千組合員が国会に夜間デモを敢行して野党議員激励などの挙に出た。

大会声明書

総評を主軸として結集する四五〇万の民主労組は、終戦以来二カ年にわたつてわが國の労働組合を主導した暴力的極左偏向勢力を排除し、自由世界の思潮に合致する労働運動を確立するため過去三カ年間凡ゆる障害と犠牲困苦を乗り越え、理性と信念を以て民主化運動を展開し、今や民主憲法を擁護し眞に平和革命推進の擔い手として自他共に許し得る自由にして民主的労働運動を確立するに至り、過ぐる一〇月以降全闘を結成し賃金を初めとする当面の要求をかちとるために今日まで果敢な闘争を展開して来た。

先に官公労組一七〇万は政府に対し給與ベース改訂、年末補給金の支給、地方公務員法制定反対等の要求を提出し、今日まで隠忍自重、誠心誠意を以て平和的、民主的解決方法を見出すべく数十回にわたる交渉を重ねて来たが、政府は欺瞞と便乗による常套手段を強行し、官公労組の最低要求は凡て蹂躙し去るという暴挙を敢てした。今や組合側の凡ゆる努力は政府の不誠意によつて水泡に帰し、事態は最悪の段階に到達したるため、遂に最後の自衛手段として一二月一日を期し実力行使を断行するに至つた。

われ等全闘四五〇万の労働者はかかる厚顔、不遜、事理をわきまえざる反動勢力によつて実力行使をちよう発されつつあることはなはだ遺憾に耐えないところである。民主憲法の支柱たり基盤たる自由にして民主的なる労働運動において、労働者の最低生活が常に脅威せられ官公廳労働者の団交権、協約権を初め政治的自由は完全に奪われんとし、官憲によつて労働運動が弾圧せられ労働組合の隷属化産報化が行われんとするならば、これこれ民主主義を破壊せんとするゆるし難き反逆行動であり、極左時代のそれ以上に悪質なる便乗行爲である。われ等は厳然たる決意と現実行動を通じて、その企図を双葉の裡に紛砕しなければならない。

今や官公労組の実力行使に対応する民間労組のけつ起態勢は、既に全鉱を初めとする重要單産の実力行使突入と共に着々整備されつつあり、この段階において、なお政府資本家の反省無しとするならば、われ等は最後の断として全闘の総力をひつさげ國会と呼応しつつ、巾広き全勤労階級の闘いとしてその先頭に立ち万難を排して政府資本家に対する勇猛果敢な闘争を展開するであろう。右声明する。

一九五〇年一二月二日　全國民主労組闘争委員会

地方各地での越年闘争も激しい盛上りを見せ、九日には宮城、神奈川、熊本の各地評で総けつ起大会、新潟民労協の大会があり、一〇日には大阪が近畿地方労仂者総けつ起大会が三万の大衆を集めて挙行され、デモ行進を行つた。一六日以後は社会党、全闘幹部を動員して東京・京橋での「国会自主権確立、生活擁護国民大会」を皮切りに神戸その他で演説会を開くことになり、又、その後各府県における国民大会が続いて開かれるなど年末闘争における抗議運動は全国的に拡大したのである。

第七章　労働協約と経営協議会

第一節　問題の所在

一九五〇年の日本の労仂協約を考えるに当つて、われわれは一九四九年六月施行となつた新労仂組合法が労仂協約に与えた影響をみのがすことはできない。結果からみれば、新労組法の施行のもたらしたものは、多くの経営における無協約状態の出現ということになる。なぜ無協約状態ができたのか。第216表の示すように、前年度において労仂協約をめぐる紛争のうち解雇に関するものが圧倒的な数字をしめているのは、労仂省が指摘しているごとく「一九四九年が、全国的に企業整備の嵐が吹きまくつた年であり、これに伴う解雇の実施に当つては、協約に定められた人事条項、特に協議、同意約款との衝突摩さつを生ぜざるをえなかつたこと、及びこれと関連することであるが、自動延長中の労仂協約の効力が改正労組法第一五条二項との関係で労資間の問題となり、使用者の協約破棄をめぐり、混乱を生じた」からである。すなわち、組合側からいえば、今まで労仂協約で保障されていた「首」が協約破棄により、その破棄が適法であつたかどうかは別として、その保障を失うことになる、そのために使用者は改正労組法第一五条二項の「期限が到来した時以後においてその当事者のいずれか一方の表示した意思に反して、なお有効に存続することはできない」という条項を奇貨として協約破棄がつぎつぎに、軒なみに行われた、ということになる。これを資本家の側からいえば数年前に結ばれて今日の事情にあわなくなつた労仂協約を本来のあるべき姿にもどすことのために新労組法第一五条によつてやむをえず破棄したのだということになる。その例として、鉄鋼経営者連盟がその傘下八会社について昨年一一月以降すなわち新労組法施行後、新しく協約が締結されているのは一一（一二%強）であり、それ以前に結ばれている協約が当時有効であるもの二六（三〇%弱）でしかもこの中には本来の有効期間中のもの五、更新中のもの五をふくんでおり、自動延長中のもの一一、その他五となつている。これにひきかえて、当時無協約のものは五〇（五七%弱）を数え、その内訳は期間満了によるもの二四、解約申入によるもの五、自動延長中の一方的破棄申入れが一八、未締結が三という内容である。

第216表　労働協約をめぐる紛争一覧

関与者 ＼ 条項	労働委員会	裁判所	第三者	争議行為	計
ショップ制	5	3	—	2	10
解雇	46	52	8	20	106
その他の人事	5	—	—	1	4
賃金	14	3	4	6	27
退職金	10	1	4	—	15
企業休廃	14	3	1	6	24
平和條項	6	1	—	4	11
有効期間	22	28	2	19	71
その他	6	5	6	4	21
計	126	76	25	62	289

〔備考〕　労働省調，1949 年度。

一九四九年後のこのような無協約状態は、新労組法の成立という国家の立法と、これを成立させるように努力しこれを活用した経営者陣営によつてひきおこされたものだということができる。この事情を、終戦後の混沌期に結ばれた古い労仂協約で時代に合わなくなつたとか、労仂協約の規定が抽象的であるために紛争が多いとか、労資の権利義務を定めた労仂協約をめぐる争議が権利争議というよりも利益争議という傾向を生んでいるという現実評価ならびに批判をする者もあるが、このような見方の部分的な正しさはともかくとして、いわゆる戦後型労仂協約に象徴された労資の力関係が、あたらしい力関係をつくりあげようと大きく波うちながら、そのなかでこのような無協約状態を出現させる結果となつたと考えることが、より正しいといえよう。しかも、権利争議というすぐれて法律的な問題としてよりも、利益争議というすぐれて経済的な問題としてあらわれてきたという点は、さきにのべたように、資本家側の協約破棄がその大きな原因になつていることに注意してみる必要がある。このことは、この無協約状態をつくる主導的な力をもち、この闘争でイニシアをとつているのが資本家側であり、労仂者側は、あるいは労仂委員会、裁判所、あるいは争議行爲をもつて、これを防ぎとめようとする守勢の立場に立つていることを示している。労仂協約における力関係がこのような状態にあることは、この問題を掘り下げてゆく上で、みおとしてはならない第一の点である。

もともと労仂協約という、市民法の契約理論が予想しなかつた団体的法律関係が、多数者（労仂者集団）の結集された力を背景として登場したときから、この労仂協約の本来の役割は、より労仂者に有利な何物かを約束していた。たとえば、一定の賃金率とか、退職金の保障というような経済的な保障を、また、組合の承認からはじまつて各種のショップ制、組合活動の自由、政治活動の自由など。この事情を、終戦後の混沌期に結ばれた古い労仂協約で時代に合わなくなつたとか、労仂協約の規定が抽象的であるために紛争が多いとか、労資の権利義務を定めた労仂協約をめぐる争議が権利争議というよりも利益争議という傾向を生んでいるという現実評価ならびに批判をする者もあるが、このような見方の部分的な正しさはともかくとして、いわゆる戦後型労仂協約に象徴された労資の力関係が、あたらしい力関係をつくりあげようと大きく波うちながら、そのなかでこのような無協約状態を出現させる結果となつたと考えることが、より正しいといえよう。しかも、権利争議というすぐれて法律的な問題としてよりも、利益争議というすぐれて経済的な問題としてあらわれてきたという点は、さきにのべたように、資本家側の協約破棄がその大きな原因になつていることに注意してみる必要がある。このことは、この無協約状態をつくる主導的な力をもち、この闘争でイニシアをとつているのが資本家側であり、労仂者側は、あるいは労仂委員会、裁判所、あるいは争議行爲をもつて、これを防ぎとめようとする守勢の立場に立つていることを示している。労仂協約における力関係がこのような状態にあることは、この問題を掘り下げてゆく上で、みおとしてはならない第一の点である。

もともと労仂協約という、市民法の契約理論が予想しなかつた団体的法律関係が、多数者（労仂者集団）の結集された力を背景として登場したときから、この労仂協約の本来の役割は、より労仂者に有利な何物かを約束していた。たとえば、一定の賃金率とか、退職金の保障というような経済的な保障を、また、組合の承認からはじまつて各種のショップ制、組合活動の自由、政治活動の自由など。この事情を、終戦後の混沌期に結ばれた古い労仂協約で時代に合わなくなつたとか、労仂協約の規定が抽象的であるために紛争が多いとか、労資の権利義務を定めた労仂協約をめぐる争議が権利争議というよりも利益争議という傾向を生んでいるという現実評価ならびに批判をする者もあるが、このような見方の部分的な正しさはともかくとして、いわゆる戦後型労仂協約に象徴された労資の力関係が、あたらしい力関係をつくりあげようと大きく波うちながら、そのなかでこのような無協約状態を出現させる結果となつたと考えることが、より正しいといえよう。しかも、権利争議というすぐれて法律的な問題としてよりも、利益争議というすぐれて経済的な問題としてあらわれてきたという点は、さきにのべたように、資本家側の協約破棄がその大きな原因になつていることに注意してみる必要がある。このことは、この無協約状態をつくる主導的な力をもち、この闘争でイニシアをとつているのが資本家側であり、労仂者側は、あるいは労仂委員会、裁判所、あるいは争議行爲をもつて、これを防ぎとめようとする守勢の立場に立つていることを示している。労仂協約における力関係がこのような状態にあることは、この問題を掘り下げてゆく上で、みおとしてはならない第一の点である。

もともと労仂協約という、市民法の契約理論が予想しなかつた団体的法律関係が、多数者（労仂者集団）の結集された力を背景として登場したときから、この労仂協約の本来の役割は、より労仂者に

を締結することは、ただに無協約状態という放任状態のなかで時々の力関係とくりかえし起つてくる労仂者の不平不満によつて、労仂不安にみまわれることをさけるために、ぜひとも必要なことと感じられるであろう。しかも、企業の健全化を早急に果すべく強要されているときにおいて無協約状態を早く切りぬけて、資本にとつて合理的な協約を締結することは不可欠の要求となつてこの期以後を支配しているといえよう。われわれはその証左として、この年以降やかましく論ぜられるようになつた「科学的労務管理」という資本の方針が、無協約状態ののちいち早く、今度は反転して「労仂協約の締結促進」へと動いてゆく真因をとくカギであると考える。後述する経営者の協約方針はこのことを如実にものがたつている。

無協約状態から一転して新しい労仂協約の締結へ、とすすむ一九五〇年の労仂協約をめぐる資本家側のこの動きは、労仂者側にとつては、何とかして自らの利益をよう護するために、既得の権利を守り、新しい資本の攻勢をくいとめようとする動きである。

一九五〇年の労仂協約をめぐる労資の闘争は、まさしくこの点から考え、論ぜられなければならない。そして、戦後型協約が、この新しい土の上にいかに変ぼうして登場してくるか、をみてゆかねばならぬ。

第二節　労資の協約方針

一、協約の状況　労仂省が一九五〇年一月に発表した「協約改訂をめぐる労使関係の調査結果報告」(一九四九年一一月調)によるとこの調査は当時労仂協約のための団体交渉をつづけているものに限つており、同調査報告がいうように「事例の一端」を示すものであるが、次の各表のようになつている。

(イ) 労仂組合側

産別	総同盟	その他の全国組織	その他の地方組織	独立組合
三七	四一	八五	七〇	七〇

(ロ) 使用者側

日経連	その他地方経営者団体	未加入
一三六	二五	一〇三

(ハ) 企業規模別

五〇～九九	一〇〇～一九九	二〇〇～四九九	五〇〇～九九九	一〇〇〇以上
八四	五七	六四	三九	五七

(ニ) 交渉が波にのらぬ件数調査

人員整理などの経営事情	労資の意見がいちじるしく違う	協約の有効期間の紛争	協約の当事者の争
二五	二八	八	九

(ホ) 交渉中の問題点の調査

経営権	人事権	経営協議の廃止分化	組合員の範囲	ショップ制	組合活動
四九	五三	一五	五五	一八	二六
平和条項	賃金	退職金	労仂時間	その他労仂条件	その他
二	二七	三七	三	一七	七

(注) 一九四九年一一月労仂省調、総件数三〇三、各表合計が一致しないのは重複した点があるからである。

右の表の(イ)、(ロ)、(ハ)を総合してわかることは、労仂組合側は当時の労仂戦線の分裂状態から、協約交渉中の組合は区々にわかれてどの系統の組合がどうだということはできないのに反して、資本家側は、地方経営者団体といつても日経連の地方組織であることから考えると、総件数中の六〇%は、日経連の指導のもとに協約の交渉がすすめられていることがわかる。規模別にみると、その対象となる労仂者数は千人以上の経営が圧倒的な多数をしめていることが、件数ならびに一件当りの労仂者数を考慮に入れて考えれば、あきらかにされよう。すなわち、協約の交渉は、労仂者側が分裂しているのに反して、経営者側は日経連の指導下に一体となつて千人以上の経営でしれつに行われている、とみることができる（このことは後に説くように、締結される労仂協約にも必然的に影響を与えるところである）。

しかし、表の(ニ)が示すように、交渉はされているものの実質的な交渉には全然入れないでいるところが三〇三件中七〇件（約二二%）をしめていることは、注意を要する。人員整理、賃金のチ欠配賃金値下げ、越年資金などの闘争とからみ合つて、協約の締結というよりも、無協約状態によつてひきおこされたより具体的な、より切実な問題が協約交渉を困難にしていること、また他面では交渉に入ろうとしても既得権をようごしようとする労仂組合案と新しい締結方向を前述の必要から企図する経営者案とが、真向から対立している傾向、この両者が支配的であることを示している。不安な経営事情と新しい力関係を労仂協約締結という固定的な形で承認し合うためには、より新しい段階がこなければならぬ情勢にあることを、この表(ニ)は示しているといえる。

しかも一度協約交渉が具体的に進んだときにおいて、ただちにつき当つてくる問題は、表(ホ)が示すように、経営権、人事権、組合員の範囲、退職金、賃金、組合活動という順序である。これらの条項のうちで興味のあるものをひろつてみると、東洋鋼板（山口県）では、会社側が「経営権、人事権をみとめなければ団体交渉に応じない」といつてきたが、組合側（全金属）は他の条文とともに団体交渉をもつことを要求し、会社側を団体交渉拒否の不当労仂行為で地労委に提訴し、地労委はこれをいれて「団体交渉の再会」を命令するという事件がおきたり、組合員の範囲については、新労組法第二条第一項第一号によるものであるが、経営内部では「係長」をどうするかが交渉の重点となつているとともに、組合員は従業員でなければならぬとして、名実ともに会社組合（会社のワクにしばられた労組）にしようとする経営者の意図があらわれている。これは労仂省調査の指摘するように「組合法第二条第一号の明確化という見地をこえて組合運営にたいする支配を確立しようとする便宜的措置は不当労仂行為となろう」とする傾向であり、そのいちじるしい例として長野県の某電気会社では、会社職制改革を行つて、組長、係長の制度を充実して工場長から組長まで人事決定に参加することとし、今まで一〇名であつた非組合員は一挙に四〇名に増すことを組合側に要求している。ショップ制では、組合員の団結強化は組合側でやれということでオープン・ショップでのぞんでいるところが多く、ユニオン・ショップをとるとしても「除名されたときは、会社と協議して、会社が諒解すれば解雇する」という「尻ぬけユニオン」が主張されており、ユニオン・ショップも名目ばかりでその実は経営者の意のままに運用される範囲内でのみ認めようというわけである。組合活動をめぐる紛争は二六件のうち一七件（約六五%）が「就業時間中の組合活動」で、組合活動も「政治活動は企業内ではやらない」という点で制限し、政治活動についての禁止条項も準備されている。賃金、退職金については、従来は労仂協約では抽象的な規定

がおかれていてその細目は賃金闘争の都度にきめられていたが、資本側の協約案をみると、賃金では能率給、職階級制度をもりこんだ「賃金体系」を協約のうちに細目をふくめてくり入れられているのが目立つている。退職金も、従来の協定を協約中に入れるものはその基本額を少くするとともに、積極的に労基法の予告手当に止めその余は解雇の都度に決めようとしているものもある。

このような基礎に立つて、労資それぞれの指導的組織は、これをいかに乗切つてゆこうとしたか。一九五〇年に入つていち早く労資それぞれの陣営で発表した協約闘争の方針は次のとおりである。

二、経営権・人事権を反ぱくする労組の方針　労仂協約をめぐる紛争が、さきにみたような事情から、その重点を資本家によつて提出された新しい経営秩序の確立という課題に出発し、経営権、人事権をめぐる紛議がその大半をしめているこの年にあたつて、労仂者側が、いわゆる三月闘争という形で大規模な賃上げ闘争を行つていたことは別項のとおりである。労仂者側の協約対策はこの三月闘争のなかで発表されている。そして三月闘争のなかで具体化されるものであつたのである。広はんな人員整理のあとをうけて一カ年余の間賃金を釘ずけにされていた労仂者が越年闘争から三月闘争へと組織したなかにあつて出された、次の協約闘争の方針は、その目標という点で失われた多くのものをとりかえし、経営者側がその重点としている経営権・人事権にたいするはげしい反ぱくを現わしている。さきにみたように協約交渉を行つている組合の組織がさく綜しているのにひきかえて、労仂者側のその目標は、この点で一貫している。加盟団体の如何をとわず同一のコースでせまつてくる協約に関する資本攻勢とこれに対する労仂者階級の反感が一様に示されていることが、ここにあきらかである。各労仂組合の協約方針の一つの特徴がここにある。

つぎに各方針をみてすぐわかることは、法律論争が根底とされていることである。特徴の第二はここにある。これは、経営権・人事権というテーマをめぐつて主として展開されていることによるが、総同盟の方針はとくに一言して「組合の主張行くとして可ならざるなき時代は既に終つた。今や安定期に向つてのわれわれの努力は少からず法廷闘争を中心とせねばならぬであろう。そのためにも組合の確固たる地歩をかく得しておくことは何よりも大切である」。「協約闘争は単なるカケ声では絶対に勝てない、理論には理論――労仂者の協約における基本的な考え方と具体的な意見をもつて臨まざるかぎり日経連の線のムリオシに押されるであろう」と主張し（主事会議一・二五決定）、他の各労組の方針も、あるいは「協約の解釈をめぐつてわれわれの意図と反する措置（検挙や判決など）の多いことに眼をそそがねばならない」（全法協二・一八決定）といい、あるいは「経営権なるものの考えは階級闘争の圧力におびえた支配階級の勝手につくりあげたへりくつにすぎない……」（労仂組合調査協議会）と論じているなど、これである。この特徴は、戦後型労仂協約が労仂者側にとつてゆくとして可ならざるはないという力関係の下で生まれ、その履行情況もその当事者が破棄するとか不履行でおしとおすというよりも、全体的な力関係のなかで労仂者側が止むなく退くという例にしかすぎなかつたために、協約の解釈、その理論がどうであるとして争われその権利関係が明確に論ぜられることがなかつた一九四八年前後とちがつて、協約の破棄、人員整理、新しい協約構想の登場というなかにあつて、伏せられていたこの問題が一挙に登場してきたことに、その原因がある。皮肉なことにこの国では、労仂者の力が後退を示す時機にあつて労仂法がやかましく理論的に論ぜられるようになつたといえるのである。すなわち、労仂協約の権利関係をめぐる紛争（権利争議）は、協約によつて真向か

ら対立した利害関係が具体化したときに（利益争議）はじめて浮び上つてきたのである。いわば、この両者はからみ合つて一本になつてより複雑になつている。しかもドッジ・ラインのもとで戦後の日本資本主義社会の再編成が行われるという不安定な事情のもとで。その故にこの理論的な対立は、いわば相容れない程度にまでにちがつている。

この二つの特徴をもつている各労組の協約方針を主要な項目ごとにみてゆくと、次のとおりである。

1　協約に対する根本的な考え方　「協約は労資間の勢力の基本的協定であるから、経営者に有利に定められるならば恰も外堀を埋められたように次々とせめられてくる」（総同盟、前掲）、「労仂協約は労資の闘争の帰着点であり集中点である」から「闘争方針をはなれて労仂協約はありえない」「いかに労仂条件を守り、経済を再建するかという方針が労仂協約に具体化されなければならない」（新産別、民同通信三三四号）、「労仂協約の内容は労資の力関係できまる。力の均こう点できまる。労資対等なるが故に、労仂協約には労資の権利が公平に書かれなければならないという主張はまちがいだ」（印刷出版労組）、「労仂協約は労仂者がその団結の名にかけてよう護すべきさまざまの問題を、あるいは団体交渉し、あるいは争議行為に訴えて一つ一つつみあげられた闘争を通じて資本家に認めさせ、これを文書としてその履行を約束させた一つの協定の集積であつて、決して最初から第一章から第一〇章といつた体裁をもつたものではない」（全法協・産別、二一・一八決定）。

これらの主張が、次にみる経営者のいう「労資対等の労仂協約」という考え方をしりぞけてゆこうとする、いわば労仂協約観を一貫してのべていることは、この期の方針の特徴である。労仂者にとつて一見あきらかな、ことさら説明を要しないこのような協約観の反省が行われているということ、それは、三月闘争という反撃のうみだす力関係を足場として、押されてきた苦境を打破しようとする考えの表明である。この期の協約闘争にみられる戦後の新段階に当つての労仂者の主張をこのなかにみることができる。

2　協約の締結方法　この期の方針は、あたらしい段階に出されたものだけに、労組の闘い方を指示しているものが多い。「経営者側の協約案にまさる組合案を作成し、細かい点にこだわらず、名をすてて実をとる心がまえで交渉すること」（総同盟前掲）、「全国的組合の結ぶ所謂統一団体協約は全国的単一組合とこれに対応する経営者があり、その産業が大体において労仂条件が共通である場合にかぎられる。大企業と中小企業が同一産業の中に混在しているわが国にはその条件が少い」から「協約の指導は、協約案作成指導や大企業で模範的な協約をつくることになされる方が効果的であり、現在の段階では統一団協の可能なところは大いにかく得すべきである」（新産別前掲）、「本部起草の統一協約案を組合員のすべてがよく読み職場常会をひらき全員で検討せよ。職場常会の決議を分会委員会に持ちより、分会大会をひらく。分会大会で闘争方針をきめ、本部協約を補う分会協約をつくり、支部、本部に連絡すること。本部は以上の準備がまとまつたところで各分会が一せいに交渉をはじめる日時を決定する」（印刷出版前掲）、「産業別、地域別統一協約闘争をおしすすめよ。これには、実質的にとる他に、統一組織が個別に力を貸すこともある。力に応じて完全なものから、個別単組への指導、最低線をきめた攻守同盟などで推進せしむべきである」（労調協前掲）。

われわれはこれらの方針が、一せいに協約をとろうとする方向を指示しているとみることができる。前述の協約観でつらぬき、次の

各項のような細目の方針ですすめられる組合の協約方針は、また経営者側にとつてはそう安易に目的を達しない情勢にあることを示している。

3　経営権・人事権について　「経営権とは資本の牙城を守り築き上げるために日経連あたりで案出したウワゴトである」、「その論拠は所有権を中心とする財産権の不可侵にあるようである」、「資本主義社会であるかぎり所有権はみとめられるであろうが、民法にあるように使用収益処分の絶対は権利乱用の理論によつて批判ずみである。憲法に財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定める、とは実にこのことをうたつたものである。然るに彼らはこれを労働者の正当な権利行使の防波堤にしようとするのだからアイタ口がふさがらない」、「憲法からは労働権は引出しこそすれ、経営権などというものはハタいてもでない筈である。すなわちそれは既に過去の亡霊にすぎない」（総同盟前掲）、「財産権は、それが一切奪われても、人の生存を否定するものではないのに反し、労働者の権利は、基本的人権であり、決して奪われてはならないものである。従つて経営権と労働権は対置すべきものではない」、「……われわれの団結と闘争で逐次経営権、人事権の中に入つていつて、採用も解雇も組合の同意なしには行えない権利をとつたし、経営協議会による経営参加も闘いとつたのではなかつたか。今までわれわれの力の強かつたときには経営権など問題ではなく、われわれの力が経営に及び、すべての管理、経営がわれわれと合議で行われ、それが民主的であり、それ自身が憲法で認められた団体交渉権、争議権をふくむ労働権であると考えられてきたのである」から「かれらの持ち出してきている経営権、人事権が決して絶対的なものでなく、むしろ力関係によつて変動する階級闘争そのものの表現にほかならないことが明らかとなる」（労調協前掲）。「われわれの態度はかんたんでハッキリしている。すなわち、わかに、資本主義的法律制度の下におかれているのだから、労働協約にハッキリ規定しておかなければならないことは、資本家の権利ではなくて労働者の権利であり、労働者の義務ではなくて資本家の義務だということである」（印刷出版前掲）。

このような「経営権排撃」の主張は、人事権にたいしても同様である。すなわち「組合員の人事は組合と協議決定することを強調すべきである」（総同盟前掲）、「会社が従業員を雇入、解雇、一時解雇配置転換、休職その他については本協約有効期間中組合の承認なしに行うことはできない」（新産別労働協約案一七条、前掲）、「使用者の狙いは、馘首の権利をつかむことである。人事について協議決定あるいは組合の同意を不可欠の条件とすることを闘いとらねばならない」（労調協前掲）、「経営方針、人事についての組合同意権の確保」（産別・全法協前掲）などときわめて明りように組合の立場が宣言されている。

人員整理反対の闘争を、それぞれの各労組の強弱あるいは立場の相違はあつても、闘つてきた組合側にとつて、経営権、人事権の問題は、組合の名にかけても守らねばならぬ一線と考えられていたからである。このような各組合の方針は、その法律論争はさておいても、首を切られてはたまらないという一般組合員の気持を如実に反映したものである。

4　経営協議会　経営権、人事権にたいする右のような考え方はそのまま「経営協議会を確保しよう」とする主張となる。「経営協議会は決議機関ないしは協議機関として 確保されるべきこと」「経営協議会が苦情処理機関的なもの、諮問機関的なものにすりかえられる危険があるが、経営協議会は労使の協議機関たるべきである」（総同盟前掲）、「（経営協議会を）経営の民主化と労働生活の安定向

上を目的とする会社、組合との平和的交渉の常置機関とし、これが廃止には絶対反対である」（全国食品労組共闘会議四九・一二協約方針）、「労組の経営参加方式としての経営協議会の意義をますます主張し強化してゆくべきである。……経営協議会の協議事項は協約に明記しておく方がよい」（新産別前掲）、「生産復興と企業民主化の精神に基いて経営協議会を設置し、一、会社の生産、販売組織、人事の経営および改善に関する事項、二、従業員の労働条件に関する事項、三、従業員の福利厚生に関する事項、を附議事項とする」（印刷出版前掲）、「（経協は）労働者のもつ団体交渉権の具体化であり、団体交渉権行使の形式を労資間に於て協定したものである。経協で経営参加の権利を守らねばならぬ」（労調協前掲）。

これらの主張が一ように、経協の存置活用をつよく主張していることはみとめられるが、戦後型協約において経協経営の実際が平和的協調機関と経営参加という異つた方向にすすんでいたことから、その主張の理由も、この双方があらわれていることは注意してよいことである。それがまた締結された協約案にもでてくるのである。

5　組合員の範囲　「非組合員の範囲の問題は、ユニオン・ショップの例外であり、ユニオン・ショップを確立すること」「非組合員の範囲は組合、経営者の勢力範囲を画するものである」、「係長主任が実際に直接経営に参加しているか、労務管理において監督的地位に立つかなど具体的に検討して組合員か、非組合員かを決定すること」（総同盟前掲）、「労組法における非組合員の範囲は抽象的な原則が定つただけなのであり、法律解釈や施行細則で定まるものではない。守衛長一人位を非組合員とすれば十分であり、一〇〇人、二〇〇人の小工場では勤労、人事、経理などの主任（課長の次席）も非組合員とする必要なく課長以上とすれば充分である」（新産別前掲）、「会社は組合を脱退しもしくは除名され組合が確認した者を雇用し、あるいは会社業務に従事させてはならない。ただ組合員でない会社の従業員についての会社と組合の協議にもとずくものは、この限りでない。労働協約にいう組合員とは、組合の規約の定めるところにより組合員としての資格をもつ者を、従業員とは会社の業務に従事するところのすべての者をいう」（私鉄総連二・八闘争方針）、「協約で組合員の範囲をきめるのは、団結権を具体的に相手に認めさせることで、労働者がいかに団結しようとも自由であり、組合規約で定めた者が組合員の範囲となるべきものである」（労調協前掲）。

労働省の前掲報告がいうように、組合員の範囲の焦点が「係長クラス」にあるときにおいて、これらの方針が、できるだけ組合の勢力下におかれる組合員の範囲を拡大しようとつとめている考え方が団結権のようごにあることがわかる。

6　組合活動　戦後型協約の多くでみとめられていた「就業時間中の組合活動の自由」が協約交渉のヤマになつているとき、これにたいする各組合の考え方は、禁止やむなしとして専従者の保障をつよくとること、労資交渉の場合が組合法第二条第三号でみとめられているのでこれを活用しようとすること、実力で今後も確保してゆこうとするもの、などにわかれている。そしてそれらを一貫して「組合活動、政治活動の自由の原則」をうたいあげているものが多いことは、やむなく後退しても、それはあくまでもやむをえない後退であると考えているからであろう。

「組合活動は就業時間外に行うことを原則とする。但し、交替制のところでは時間の内外の区別がないから時間中に組合大会をひらく」、「経営者と共同でもつ会議は賃金の支拂があるから極力その形にもつてゆく」「組合活動にたいする介入――不当労働行為――を

経営者のケンセイにつかう」(総同盟前掲)、「組合活動の自由を確保するとともに就業時間中の組合活動を欠勤扱いとしないようにする」(食品産業労組前掲)、「組合専従者の取扱いについて、(1)専従期間中無休休職とし専従期間中は勤続年数に通算する、(2)賃金以外の労仂条件、失業保険、健康保険、厚生施設の利用については他の組合員と同一の待遇とする、(3)専従期間の終つたときは原職に復帰させ専従期間中勤務したものとして昇進昇給を行う、(4)専従期間中は身分保障について最終位を保障する」、「就業時間中の組合活動について、少くとも正規の機関の会合は時間的制限を設けず届出によつて会合をひらけるようにする」(新産別前掲)、「会社は組合員の組合活動の自由をみとめ、組合活動を理由にいかなる不利益をも与えない」(私鉄総連前掲)、「会社は組合員の組合活動と政治活動の自由をみとめる。会社は就業時間中の組合活動および政治活動につき一方的な制限を加えることはできない」(印刷出版前掲)、「憲法で保障された正当な権利を制限する法律のある筈がない。組合活動にあてた時間に相当する賃金の差引きは、現状では組合の抑圧を意味する。労仂者の実力により、この組合活動の自由を闘いとる必要がある」(労調協前掲)。

7 團体交渉 「会社と組合との交渉は団体交渉と経営協議会の二本建とする。団体交渉の範囲は労仂条件に限るべきであり、労仂協議会の設置はこれを拒否する」(食品産業労組前掲)、「労仂協約が詳細に規定され労仂条件が協約履行によつて保障されるようになるにつれ、団体交渉の相当の部分は苦情処理手続に移される。従つて団体交渉は協約の締結、細則の決定、並に協約に定められていない新しい事項についての交渉に限られることとなる」(新産別前掲)、「会社は従業員の労仂条件(雇入、解雇をふくむ)についての交渉は組合又は組合の委任をうけた者とのみ行い、その他の交渉団体をみとめない。会社は組合もしくは組合の委任をうけた者の団体交渉には必ず応じなければならない」(印刷出版前掲)。

新労組法は一団体交渉を正当な理由なく拒否すること」を不当労仂行爲としたが(第七条第二号)労仂者側はあくまでもこれを実効あらしめようとして協約にうたいこむことを主張しこれとユニオン・ショップ制をからみ合わせた右の印刷出版のような要求が多くなつている。そしてその反面で、団体交渉を交渉委員会とか労仂協議会という方向へともつてゆこうとする経営者の方針に反対しているのである(右の食品産業労組の例など)。

8 苦情処理機関 関係当局、労仂省が労資によびかけ、経営者側が賛成しているこの制度にたいして一般に労組の態度は冷淡であるが、これにたいする今期の労組は、この機関のもつ経営者に有利な点を警戒して、次のようにその方針を示している。「いわゆる苦情処理委員会は質的な意味からして協定運用委員会と呼称すべきである。苦情処理の手続は現段階においては経営者側に利用される点が多いのでその運営については充分組合運動と切りはなすことのないように留意すべきであり、そのために、協定運用委員会は経営協議会の下部組織とするべきである」(食品産業労組前掲)、「苦情処理手続の意義は高く評価されてよいが、中小企業において別に苦情処理委員会をつくる余裕のないときは経営協議会内の小委員会として設ける方がよい。苦情委員は執行部又は各級機関の人が兼任で十分である」(新産別前掲)、「苦情処理機関は、団体交渉権の制限、争議権の圧殺、職制の強化を狙うものであり、団体交渉権の確立により打破するか、争議権の圧殺、団体交渉制限条項を撤廃して単なる交渉機関とし、却つて職場闘争を激発させるテコとして利用しなければならない」(労調協前掲)。

これらの方針が一致しているところは、この機関・制度が資本側

のイニシア（主導）によつて運用されないように、末端の職場まで組合の力を及ぼそうとする点にある。すなわち、新労務管理を主張して職場規律を確立しようとしそこに資本のイニシアをうち立てようとする場所、それは「職場」である。組合側が右のような方針をかかげているのは、決して故なしとされるものではない。

9　平和條項　新しい協約をうち立てようとする資本側の要求がその根底に、労仂不安の除去をねらつていることは前述したとおりであるが、それはまた当然に「協約における平和条項」を主張してくる。これに対して、三月闘争のスローガンに「公務員法、公共企業体労仂関係法のテッパイ」という争議権の確保を主張するものであることは周知のところである。このなかで各労組はその協約対策で次のように主張している。「経営協議会、団体交渉を平和交渉の最終段階とするが、実状に応じアッセンまでは協定する。その場合予め協定した第三者とする。また争議中の協定は原則として結ばないことにするが、協約全体との関連において組合の実情に応じ処理する。この場合、進駐軍要務者および業務上必要な人員は、最低人数とする」（食品産業労組前掲）、「日経連案の様な協約で平和条項を強化したならば労組は手足をがんじがらめにしばられて実質的に（争議権は）否定されてしまう」（新産別前掲）。

平和条項にたいして冷淡であることは、他の組合の基準案にも何ら示されていないものが多いことからもみられる。むしろ、実際の交渉のなかで他の条項とともに問題にされ、あるいは組合案と会社案との折ちゆうというなかで締結されてゆく例の方が多い。

10　労働條件をめぐる條項　一般に資本家側の案が労仂条件について細目をならべている従来の傾向にたいして、労組の方はきわめて簡単にのべられている。しかしのちにみるように実際の協約にはは多くの条項がさかれていることから考えれば、交渉のなかで問題にこの傾向のなかで全国労組として比較的こまかく論じているものに、新産別の基準案がある（前掲）。すなわち、「勤務」の章をもうけて、就業時間、休日および休業、時間外勤務、休日出勤、日直、宿直、女子および年少者の特則、休暇、出張、安全、衛生などを規定し（三〇条）、この外に「給与」について一章をもうけて「給与、各種の手当および退職金に関しては別に交渉してきめる。給与に関しての協定が成立したときは、自動的に本協定の部分となり、本協定規定の一切の保障をうける。ただし給与協定は本協約有効期間中といえども三カ月ごとに改訂再検討を加える」（同案五八条）とうたつている。この給与についての協約案は、戦後の労組の協約案のなかで全く新しいものであるが、いわばスライド・システムが変形して三カ月ごとの賃金協定をうち立てようとする努力とみられよう。この期には一年余も一般賃金がストップしており、三月闘争も公務員の賃金改訂を機としておこり民間産業においてもこれと同調している闘争であつたことをあわせ考えるとこの間の事情が明らかである。協約と併行して賃金協定をかく得しようとするものと、協約案にこのような形でとり入れようとするものと。

ではこのような労組陣営の方針に対して、経営者側はその所期の目標をいかに考え、いかに貫こうとしていたか。

三、新労務管理確立を主張する経営者の方針

四月一四日の日経連定時総会は「いまや国内のみならず、国際的な自由競争のもとに急速に経営の健全化合理化を達成すべき重大な時期を迎えるに至つ

た一から「企業は新情勢に対応する労務管理の確立を急務としており、もはや従来の如く労務管理を混迷のままに放置しておくことは許されない」と説いて、「労務管理に関する方針」を決定し発表した。従来から発表されていた労仂協約対策が、はつきりした形で明かにされている点で注目をひくものがある。

この新決定は、まずその基本方針として大要次のようにのべている。労務管理の立場と理念は経営者は「企業を運営管理する責任と権限とを持ち、資本の所有者によつてこれを信託されていることにその本質がある。従つて企業における具体的な労仂の管理は経営者の権利であり、義務である」から「企業における労仂の地位の過大評価から労務管理は経営と労仂組合との共同管理なりとする見方は……根底において所謂資本と経営との分離論に立ち経営共同体の思想にかかるものであつて、到底われわれの立場と相容れないものである」といつて、「労務管理につき労資の共同管理的考え方を排除する」ことを明かにしており、さらに語をついで、「労仂者の協力を得んがために徒らに権利義務を不明確にし或は安易な温情主義に堕することは厳にさけなければならない」とのべている。そしてこの考え方にもとずいて「その根幹は従属労仂関係を内容とする労仂契約にある」労務管理の基礎は「労使間の権利義務関係におかれなければならず、その対象は従業員としての労仂者である」として、使用者すなわち経営の権限と責任にもとずいて労務管理の優位にたつ立場をあきらかにしているとともに、「しかし現実には従業員の大多数は同時に労仂組合員であるから」して「労務管理」の対象は、㈠対労仂組合関係、㈡対従業員関係の二つの分野に分けて考慮されねばならない」と、その方向を明らかにしている。この考え方から出発してこの方針の二、労仂協約について、三、労使協力機関について、四、非組合員の処遇について、五、職階制について、の各項でのべられているところから、その協約対策をひろつてゆくと次の如くである。

1　協約にたいする考え方ならびに無協約について　従来の労仂協約は「終戦後の労組運動の爆発的発展とさんたんたる経済力の窮乏に伴い本来労使間の安定帯たるべき労仂協約も、甚だ不均衡なる労使の力関係の上に築き上げられた結果、……労仂協約のあるべき姿が労使双方に正当に理解されなかつた」と批判し、「思うに労仂協約は労使夫々の立場に立ちながらも妥当な互譲によつて成立するものであつて、これがために労使関係を安定せしめんとする当事者の誠意が必要不可欠である。しかしひるがえつて労仂組合が依然として労仂協約を経営支配の手段とするが如き不当なる考え方を固執する限り、経営者として安易な妥協は却つて危険である」そして、「現在協約をめぐる重要問題の一つは無協約状態の現出にあるといわれているが、これは労仂組合側は既得権を固執するに対して使用者側は経営権の侵害をおそれざるをえない過去の事情によるもので」、「労使相互の信頼関係と権利義務の限界尊重の精神が協約成立の前提であり、従つてこの前提を欠くときには無協約状態に陥るもまた已むをえない」とのべている。けだし、経営者の考え方がこの段階においてまことに強硬なものであることがわかる。

2　経営権・人事権について　協約案の冒頭に「経営権、労仂権を相互に確認する」という条文案を示すのが、従来会社案とされるものに多くあつたが、この方針は「労仂権と経営権はこれを相互に尊重するという建前を労仂協約の冒頭で謳うことは必要ではあるけれども、その具体的なことは結局個々の事項に関する協約条項によつて取きめられるものであるから、それ自体単に総則以上の意味をもつものではない」したがつて「初めから経営権の概念規定にとらわれるよりも、むしろ労仂組合の関与を認める個々の条項を制限列

挙的事項として掲げ、それ以外はこれを経営権の範ちゅうとして専ら経営者の責任権限に属することを確認する如き規定を設ける方が総則的意義をより明確にする所以であろう」と、手がたい経営権確保の手法をとつている。

とくに人事権については「経営権の基幹的部分を構成するものである」、「人事権は経営権と労働権の最も相拮抗する部面であるけれども、若し労働組合の介入が人事権の核心に及ぶならば事業経営の半ばは組合の支配するところとならざるをえない」、「人事権をいかに行使するかは最も微妙にして困難な問題の一つであるが……次の如き基準によるのが妥当である」として、「雇用量の決定および個々の雇入れは最終的には経営者の権限に属する」ように、「組合員の異動、昇格、賞罰についても人事権の本質からみて経営者の決定するところである」が一原則として、一般的基準を組合と協議することがのぞましいが、もしも協議がまとまらない場合でも最後的決定権が経営者にあることは当然である」として最後の決定という一線を明かくにすべきことを説いている。そして、いわば人事権の焦点ともなる「解雇」については「第一に懲戒解雇、第二に会社都合による解雇、第三に企業整備による大量解雇」と三分して説いて、「第一の場合は、その具体的な該当条項は職場秩序の観点から労働協約のみならず就業規則においてもできるかぎり詳細な規定を設けておくべきである」、「第二の場合は停年その他の事由にもとずくもので、第一の場合に準じて自動的に解雇できるように規定を整備しておく必要がある」、「第三の場合については、事業の運営の責任と権限を附与されている経営者が労働力の増減を決定実施する権限をもつことは疑の余地がないことで」、「労組が同意約款、協議約款を要求するのに明かに経営権への不当介入である」が、一抜打解雇の防止、解雇の処理手続、苦情申立など解雇権の行使を円滑ならしめるために具体的な取極めを協約で規定する程度であれば、あながち不当関与として一概に排斥するに当らない」として、人事権運用の方法についてのべている。

人事の専断的なやり方（人事権）を反ぱくする労組にたいして、交渉の余地はみとめるが、それは人事権行使の円滑化のためであつて、決して前後の一線を渡すものではない、というのが右の方針である。

3　苦情処理機関　まずこの制度にたいする考え方として「労使間の紛議はこれを二つに分類することができる。一つは労働協約の解釈適用に関する紛議であり、他はそれ以外の紛議である。後者は概ね団体交渉の対象となり、場合によつては争議にまで発展するのに対し、前者は協約の不可欠の平和義務として当事者双方により自主的に処理さるべきものである。苦情処理機関はかかる協約の解釈適用に関する紛議を処理するために企業内に設置される機関であり、紛議を平和的且つ最終的に解決することにその本質がある」しかし、この制度が労組の前掲のような反対によつて実効をあげてないことをみとめて、その原因は「主として労働協約に対する一般の認識が未だ不徹底なることによるが、他面苦情処理機関のもち方が余り形式に拘つて企業の実情に即応しなかつたことにも一半の原因がある」とのべ「その組織運営を極力改善簡素化する建前をとる」ことを指示し、「(1)第一段階においては予備的苦情処理手続を設け、事業場（ないし職場）単位に設置された組合機関を通じて事業場長に苦情を提出し事業場長はこれを職制裁定により処理すること、(2)右の手続により処理することが不可能又は不適当な苦情は労使双方の苦情処理機関に附議して処理する、(3)以上順次上級の苦情処理機関を設けて、苦情の最終的処理を図り、必要があれば第三者の裁定に委ねることもできるが、その組織構成は企業の規模により異るも、概

ね二ないし三段階を設ける程度に止めて出きるかぎり簡捷化すること」を、その具体的な方針としている。

4　労資協力機関について　組合側がつよく「経営協議会の確保」を主張しているのにたいして、「わが国戦後の労使関係にいち早く採り入れられた経営協議会方式については、その後の実情に鑑みて必ずしも労使関係の安定と健全化を促進せず却つて誤れる経営民主化の方向を辿る惧れがあつた」として、組合側の経協にたいする要求をしりぞける立場をとり、それを具体的には「（昨年六月日経連で発表した労仂関係調整に関する指針においてのべた）労仂関係の調整はすべて団体交渉と苦情処理機関および生産委員会の三つの方式によらしめ、従来の経営協議会はこれを廃止すること」というようにあきらかにしながら、しかし「生産委員会についてはその後の運用の実績に鑑みて、現在かかる機関を設けるまでの態勢になく、かつ客観的にもなお時期が熟さない一面の実情もある」として、この三つの方式にわけることにたいする労組の反対、それを裏からいえば従来の経協の主張に直面していることから、「実情に即する一応の適応形態として現段階における労使協力期間のあり方」をあきらかにするとして「とかく起りがちな労使の対立感を緩和し、相互の意思疎通と理解を深めるため、労使双方の自主性に基いて労仂協約上労仂組合との協力機関を設置する」ことの意義を主張している。

すなわち、「かかる協力機関の設置がかつての経営協議会方式の否定の上に立つことはいうまでもないが、労務管理の立場からみても協力のための機関でなければならぬ」とその性格を論じて、労使相互の信頼関係と権利義務のあるべき姿において労仂協約を実行し業務を遂行するため労組の積極的熱意と建設意識を汲み相互の意思疎通をはかることにより、職場の平和と協力の態勢を整備することが協力機関の目的であり、又現段階での意義でもある」と説かれている。したがつて「かかる機関はその故に団体交渉の機関でもなく、まして経営参加機関や単なる苦情処理機関とも異り、あくまでも協力のための機関でなければならぬ」とその性格を論じて、「協約上定められた権利義務と経営権の線を崩さないという限界点があることを相互に確認しなければならぬ」と注意している。

前掲のような基本方針に立ち、経営権を明らかにするとき、まさに労務管理の支配者として従業員にのぞむ資本側が、その度量を示して労組を全体として協力の方向にもつてゆこうとする立場から「いわば一種の審議機関として運用の幅をひろくされた」労資協力機関こそ、新しい段階で日経連の方針が志向する方向である、といえよう。

5　非組合員にたいする対策　新労組法の施行以来非組合員の範囲が漸次拡大される傾向をみせてきたことは否定できないところであるが、これを従来どおりに放置せず、新しい対策を講ずる必要は、非組合員をいかに経営者陣の対組合スタッフ（用員）として把握してゆくか、という見地からおこつてきていた。すなわち、この方針は「いまや非組合員の職務権限を確立し、その処置に対して明確な措置を講ずることは、労使関係を取扱うべき労務管理にとつてむしろ中枢的課題である」というのである。

その処置について具体的プログラムをあげて、「(1)職階給適用ある場合は当然高給位に位置すべきこと、(2)労仂協約などにより労仂組合員に与えられた利益の供与は勿論それ以上の待遇の改善を図るべきこと、(3)非組合員の職務地位については、労仂組合員に対するとは異つた観点より別個の厳正なる基準によつて取扱わるべきことなどで、これは「経営権の一環として行使しうる当然の措置」だというのである。

われわれはここで、この頃経営者陣営が主張する経営権といわれるものが、決して協約上の一言半句のことでなく、周到に準備され

た労務者機構の確立と維持にこそその根柢があるものだ、と知ることができる。このことは、職階制実施上の注意としてあげられている「(1)ノーワーク・ノーペイの趣旨の徹底、(2)仕事中心主義の徹底、(3)労務管理の命令系統の確立、(4)生活給偏重の是正、(5)同一労働、同一賃金の徹底」などに一貫して流れているところであり、経営権思想は、協約の問題としてみれば規定のすみずみにまで及んでいるということができる。

ではこれら労資の方針はいかに具体化されていたか。締結された協約からひろつてみよう。

第三節　一——五月期の労働協約の状況

三月闘争の波がしずまると、四月七日GHQエーミス労働課長は「労働協約の締結促進」を労資によびかけ、平和条項、労資協議機関の問題を示唆した（くわしくは次項参照）。そしてこれが五月よりの労働省の協約締結促進運動へとすすむのであるが、関係当局ならびに労働省がこのような動きを開始するまでの三月闘争前後は、前項の労資の協約方針がいわば野放図にうち合つていた段階である。また、新労組法成立後一カ年の労働協約における無協約状態が、もはや手放しでは解決しない現実をさらけていた時期ともいえよう。そこには組合に有利な協約もあれば、資本家側の優勢を示す協約もある。しかも大半は無協約状態にさらされつづけていた。

このような推移から考えて一——五月期の協約をもつて一九五〇年の協約の第一段階と考えるのが適当である。

この期に締結された労働協約の主なものとしては、年末に迫つて締結された、富士フイルム、トヨダ自動車、日本ソーダ、ビクター・ウオート、年があけてからのものとして五日までの　に、日本紙業、東洋セメント、尾道造船、信越化学、日本鉱業、大平鉱業、大同鋼板などがある。これらの協約の各条項をさきに問題となつた労資交渉の問題点ごとにその焦点の推移をみてゆくことにすると、そこにわれわれが見出すものは、いちじるしい相違がそれぞれの協約にあらわれていることである。言葉をかえていえば、そうした交渉戦が行われ、そこに生みだされたものが必ずしも一定の方向を指してはいないことである。そこには、組合に有利な協約もあれば、経営者側に有利な協約もある。

1　経営権・人事権の條項（含経協）

富士フイルムは「会社は組合の労働基本権（団結権、団体交渉権および争議権）を確認し、会社がその業務の運営および従業員の人事に関し、最後の決定権を有することを承認する」といい、「みだりに相手方の権利の範囲を犯してはならない」としている（同協約第四条）。ビクター・ウオートのばあいも「組合は、左にかかげる業務が会社の権限と責任において決定執行されるものであることを確認する。一、会社の機構、職制の制定改廃、二、生産及び営業に関する計画及び実施、三、経理の運営、四、人事管理（採用、職務の任免、異動、休職、退職、解雇、賞罰、人事考課等）、五、従業員の指揮統制、六、その他法令又は米軍当局の授権に基く事業経営上当然の執行事項」（同第三条）としている。

ところが日本紙業の協約は、同じく経営権をみとめていても、その協約ののちの条項で「その行使にあたつては本協約に定められた条項による」（同第二条）として経営については一経営協議会を本協約を誠実に履行し従業員の意思を経営に反映せしめ経営民主化を図るため」（同第七四条）につくり、そこでは「生産その他経営に関する重要なる事項」「その他本経営協議会において協議するを適当と

認められた事項」を「附議」する（第七八条）。他方、「採用解雇その他の人事異動に関して会社は連合会及び組合と協議する」とうたっている。大平鉱業も「組合は会社が経営をその責任において行うことを確認する。会社は組合がこの章に定める経営協議会を通じて経営に参加することを認める」（同第八条）といつている。またトヨダの第三条は「経営及人事についての権利と責任は会社にあるがその運営に当つては会社は全従業員の総意を基調として行う」といつて「会社又は分会が事業の縮小、転換、継続不能又は解散など会社の運営に重大な変更を生じる虞があると認めた場合は分会と協議し分会員の更生並に生活の保障に最善の努力をする」（同第六条）となつており、人事については「会社は人事が企業運営の根幹であり、従つてすべてこの人事は明朗且公正に行うことを確認する。分会員の人事基準、採用方針、役員の任免、職制の改廃については分会と協議の上その同意を得て行う」（同第二八条）とし、しかも「会社が発令し又は予告したことに分会並びに組合員に異議ある場合は第三八条の手続により一週間以内に異議の申立を行うことができる。会社は異議を申立てられた場合発令を留保し次の事項につき第三八条の手続により分会と協議する。(1)組合活動を阻害する目的をもつて行われるとき、(2)不公正又は差別的に行われるとき、(3)理由が納得できないとき、(4)本人が不当に不利益を蒙るとき」（同第三三条）とうたつており、第三八条は経営協議会の一項目として「各職場又は分会においてこの協約の運用に関し紛争を生じたときは職場委員長を通じその職場の所属長に申出る、所属長は職場委員長の交渉に応じる、又必要に応じ職場運営委員会を設けることができる」としている。そして、この職場委員会で結論が出なければ経営協議会の「協議」にうつすというのであるが、これらいずれの機関も一決定事項は会社と組合と承認を経たのち即時実施する」というわけである。日本ソーダにおいては「会社は生産計画、生産技術その他経営方針に関する事項については、必要に応じ組合に説明し、又は組合の意見を聴取する」（同第七条）が、「労仂条件の切下げ又は解雇を伴う工場の閉鎖、売却並びに長期休業を行うときは、会社と組合で協議決定する」（同第八条）となつており、人事の章で「従業員の採用については、その方針、基準につきあらかじめ組合と協議」し、「組合員となるべき者を採用するときは、発令前、氏名その他の必要事項を通知する。組合がこれに意議があるときは、通知の日から五日以内に申出るものとし、この場合会社と組合と協議する」（同第二〇条）、「組合役員でない組合員の変動、転勤を決定したときは発令、前氏名その他の必要事項を組合に通知する。組合がこれに不審あるときは五日以内に申出るものとし、この場合、会社と組合と協議する」（同第二一条）、「休職」の項では制限利益式に「(1)私傷病欠勤六カ月に達したとき、(2)事故欠勤引続き二カ月、(3)社令により社外の業務に従事し休職の必要あるとき、(4)国会議員、知事、副知事、市区町村長その他の公職につき常時会社の職務を離れるものであるとき、(5)専従者となつたとき、(6)加盟団体の役職員となり休職の必要あるとき、(7)前各号の外、特別の事情により休職の必要あるとき」は会社と組合で協議決定する」としている。「賞罰」について「組合員を表彰するときは、その氏名、表彰事項の概要を組合に内示し、組合の意向を参酌して決定する」（第二七条）「懲戒を行うときは処分案を組合に内示する。組合がこれに意議あるときは、内示の日から五日以内に申出るものとし、この場合会社と組合で協議する。解雇を伴う懲戒処分は、会社と組合で協議決定することができる」と「解雇」については、ここでも制限列挙式に「左の各号の一に該当するときは解雇する。(1)懲戒解雇と決定されたとき、(2)精神又は身体の障害各びその他の事由によつて勤務又は作業に耐えられないと認め

られたとき、(3)事業の廃止又は縮小その他の業務の都合によりやむをえないとき、(4)組合から除名されたとき」、しかも「(2)、(3)の場合は会社と組合で協議決定する」（第三七条）。

東洋セメント、信越化学、尾道造船、大同鋼板などの協約は、これらのものと異つて、経営、人事についてそれぞれ規定を設けて、経営権、人事権という言葉は協約の上では全然つかわれていない。そしておいている。すなわち東洋セメントでは「経営協議会の協議了解事項」として「従業員の解雇、賞罰、雇入、移動の方針、非組合員の範囲、労働時間、休日、休暇その他の労働条件、給与の方針、福利厚生、安全衛生」をあげ、「審議事項」としては「生産ならびに販売計画、工場施設の重要なる増減変更、技術の改善、能率の向上、生産並に販売の組織と」、「説明事項」として「会社役員の選任、解任、利益金の処分、組合の組織及び役員の選任変動、組合の事業計画ならびに活動」をうたつている。大同鋼板も、人事については「一会社は従業員の雇用解雇についてはあらかじめ分会と協議し行い、分会員変動、職場転換その他については組合の用意なしには行わない」（同第七条）、また「工場協議会」をおいて「工場協議会で解決しない場合は、次章所定の方法（団体交渉手続）により、交渉しなければならない」こととして「(1)企業整備に基ずく業務の企画改善に関する事項、(2)生産計画に関する事項、(3)職制機構並びに一般的諸規定の制定改廃に関する事項、(4)従業員の技術向上に関する事項、(5)従業員及びその家族の福利厚生に関する事項、(6)労働条件に関する事項、(7)その他前各号に関連する事項」をあげている。信越化学の協約も、その内容は日本ソーダの場合と同様に「会社は工場、事業場の解散、合併、譲渡、縮小、閉鎖、長期休業その他組合員の生活に影響を及ぼす経営の改変については理由を明示し事前に連合会と協議しなければ行わない」（第五条）、「会社は組合

これらは右にみたように大別すると三つに分けられる。まず経営権、人事権を資本家の考え方のとおり認めたもの、次になるほど経営権、人事権ないしはこれに準ずる規定をみとめてはいるがその細目をみると依然まだ協議約款、同意約款を残しているもの、さいごにこれらの規定は一切おかずに協約約款同意約款をおいているものである。すなはち、経営権、人事権をもみぬきながら、えられた結論はさまざまである。

2　團体交渉と苦情処理機関　経営者陣営がかつての経協を三分して団体交渉、苦情処理機関、生産委員会にわけてゆこうとする方針をとつていることはさきに指摘紹介したとおりであるが、これはこの期の協約にどのようにあらわれているか。経協については右の事項でみたから、ここではその他の二者についてみることにする。

まず団体交渉について富士フイルムの協約は「会社と組合または組合との間に紛争が起きたときまたは起るおそれのあるときは、速かに経営協議会に提示し自主的解決をはかるものとする」（第八二条）「前条により解決しないときは、当事者の双方又は一方より労働委員会にあつ旋または調停を依頼する」（第八三条）となつており、経営協議会に付議された事項は「すべて十分誠意を以てこれを愼重審議し妥結に導くように努力し、かくしてなお協議調わない場合でなければ団体交渉の方法に訴えない」（第二三条）といつている。団体交渉を経協にかぎり、そこでの解決を志向している点で、日経連方針のいう労使協力機関であるといえよう。日本紙業では「団体交渉は会社と連合会又は組合双方の代表委員をもつて行う。中央団体交渉は、会社側代表委員は社長、組合側代表委員は連合会長がその都度選任する。事業所団体交渉の委員は各事業所ごとに定めるものとする」（第八五条）。この代表委員には「但し第三者の代表は認めない」（同条）となつている。そして「団体交渉は会社、連合会又は組合の双方又は一方より申入ありたる都度行われる。団体交渉の申入ありたる場合相手方は正当なる理由なくして之を拒むことはできない」（第八六条）、「団体交渉に提出される議題は予め文書を以て相手方に通告し開催日時は双方の合意によつて決定するものとする」（第八七条）。東洋セメントも「甲（会社）又は乙（組合）がその要望又は要求事項を経営協議会に諮つて解決できなかつた場合は、甲乙双方より同数の代表者を選定して団体交渉を行う」といい、また信越化学の場合は「協議会において協議成立に至らなかつた事項並に労仂協約の締結変更及労仂条件に関する事項は団体交渉を以て行う」（第一八一条）、「会社の代表者は役員及非組合員たる従業員とし連合会又は単位組合の代表者は従業員たる組合員とする」（第一八二条）、「団体交渉は公開とするが公開とは双方十名以内の傍聴者を出席せしめることをいう。但し組合側傍聴者は組合員（すなわち従業員）に限る」（第一八三条）。これらと対照的なのは、単に「会社及び組合は相互に団体交渉に応ずる義務がある」（トヨダの例）、「会社は組合又は組合の委任をうけた者の団体交渉に必ず応じなければならない」（尾道造船）などの例である。

右の諸例のなかで、団体交渉は原則として行わないことにしていること、制限つきで行うもの、制約のないもの、など三つにわかれるもの、制限つきで行うもの、制約のないもの、なるものと、団体交渉に出る組合代表を「従業員」にかぎつている点と、注目をひく点である。前三者のうちさきの二者、後者は、資本の方針が貫かれているもので、この協約は多くなつている。

日本ソーダの苦情処理機関（協約第一二章）

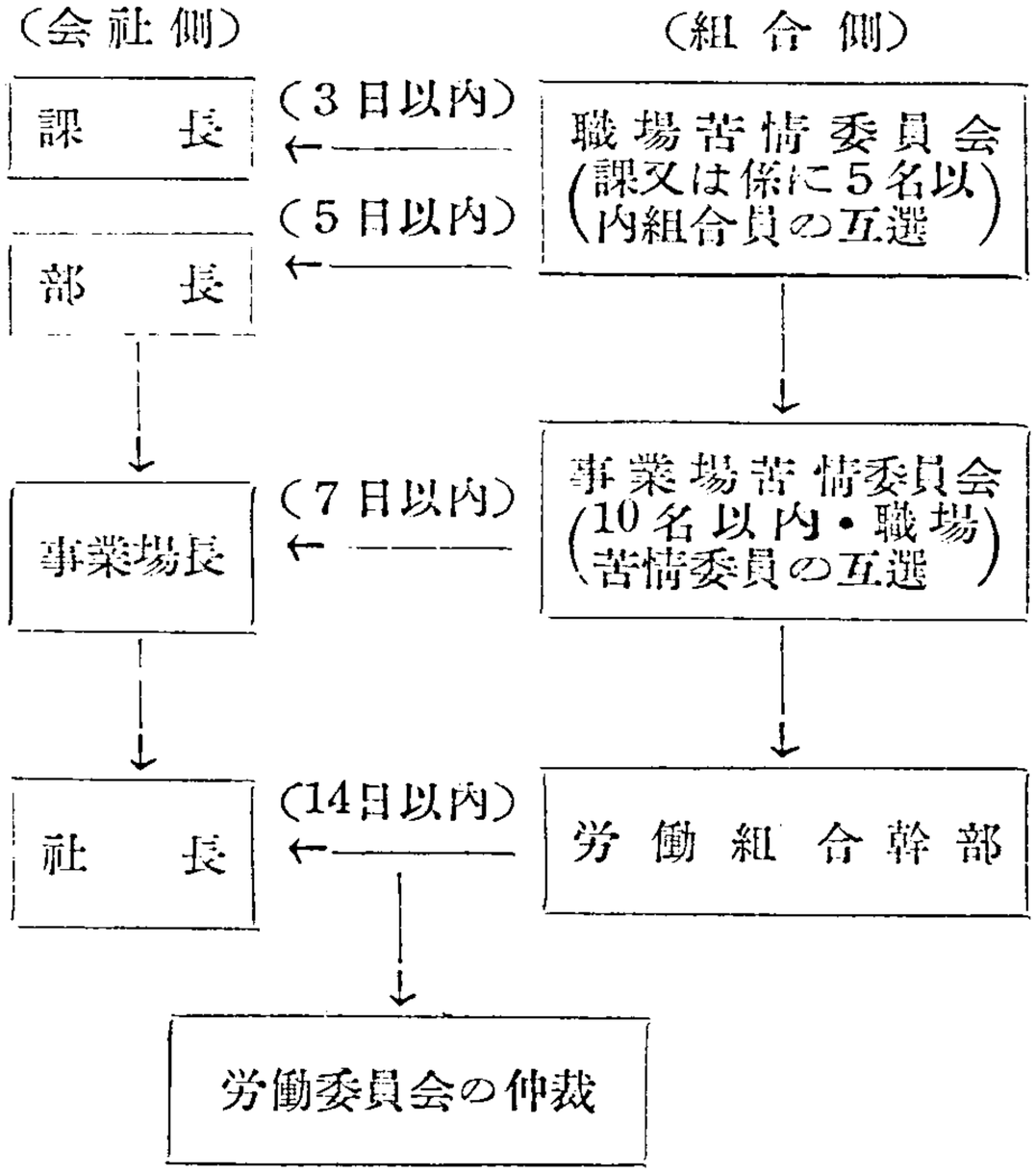

国鉄の苦情処理協約

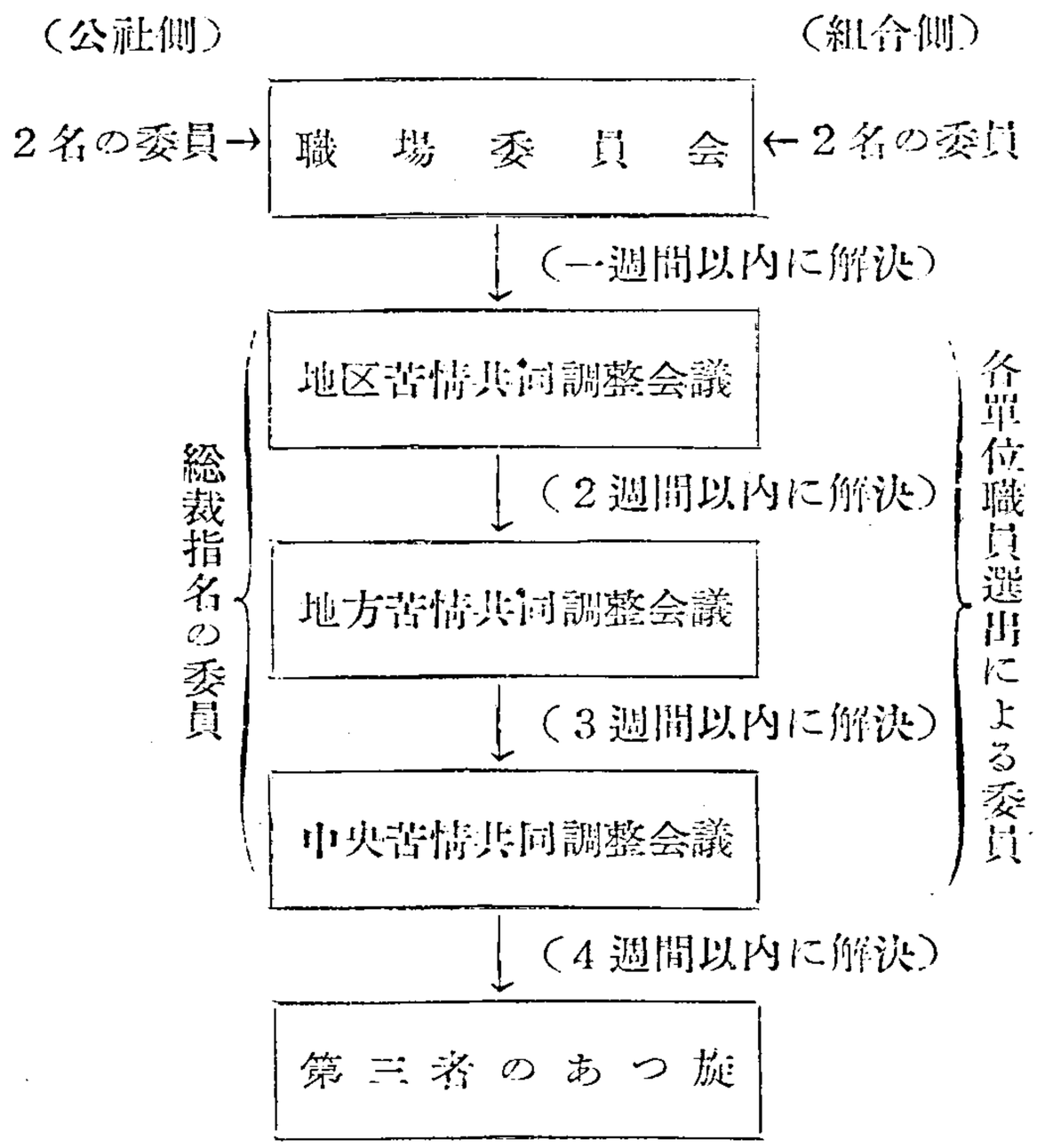

つぎに、この期の協約闘争において苦情処理機関と銘うつてつくられたものに、日本ソーダの協約と国鉄の苦情処理協定の二つが代表的なものとして上げられる。これを図示すると右のようになるが、この両者は、同じく苦情処理協定ではあるが、日本ソーダの協約は職場委員会ならびに経営協議会とからませて、この機関の他に前述の経協と団体交渉の余地をもつているのであるが、国鉄のそれは一1団体交渉事項、2管理運営に関する事項、3その他特に苦情として取扱うことが適当でないと認められる事項」は却下することになつている（同第九条）。苦情を協約に定める労仂条件にかぎること」は、両者とも同様である。

そこで、協約がどの程度のことを決めているか、そして組合側の団体交渉はどのように行われているか、がこの苦情処理の協定の大きな問題となる。たとえば日本ソーダの協約は人事の項でみたように組合員がその実施について焦点（労仂条件の切下げ、人事にたいする反対）をきめているから、そのための活動が行われる余地はある。しかし、国鉄の場合には、この余地は何ら確保されていない。しかも、団体交渉権は公共企業体労仂関係法によつて生れている。それが前記の「却下」の条項となつているわけである。また、苦情処理というも一種の交渉戦であるから、交渉の範囲をひろくしながら組合員一般の参加によつて果されるように構想されれば、さきにのべた新産別の方針がいうように、組合側に有利に仂くことになるわけで、日本ソーダの例は経協ならびに団体交渉とからませて、トラブルを解決していることは注目してよい。

3　組合員の範囲とショップ制をめぐる條項　この期の協約は、ショップ制については一応ユニオン・ショップ制をとつている。すなわち「会社の従業員は（一定のものを除いて）すべて組合員でなければならない」という線をとつている（前掲各協約とも）。しかしまた、一組合員は会社の従業員でなければならないと」いう資本側の主張は、富士フイルム、東洋セメント、日本ソーダ、大同鋼板などで勝利をしめている。いわゆる尻抜けユニオンとして一組合が除名した者を解雇するときは会社と組合と協議する」と定めている例が、日本紙業、信越化学、富士フイルムにあらわれている。これらの点は資本家側の勝利をものがたるものである。

非組合員の範囲の焦点は一係長クラス」にあるとされていることは前掲労仂省の調査結果のとおりであるが、この事案の例としては、保土谷化学ツルミ工場では、工場長が課長、係長クラスをあつめて「非組合員になれ」と訓示しこれを貫いた例、三菱化成では係

長級がこぞつて脱退するなどの事件もあらわれている。これらの事情は、非組合員の範囲の問題が実は勢力争いとしてし烈に行われていることを示すものであるが、この期の協約では、富士フイルムが「秘書課、人事課、財務課、会計課の事務員を非組合員とする」とうたつた外は、係長級を非組合員としたものに東洋セメント（庶務、人事のみ）日本ソーダ（労政、人事、経理のみ）、日本紙業（秘書、労務、経理のみ）、信越化学（全係長以上）がある。トヨダ自動車では課長でも総務部各課長をのぞいてはすべて組合員とされ、尾道造船は特異な例として「組合規約に定める者をのぞきすべて組合員でなければならない」ことをみとめさせ特異な例を示している。この組合員の範囲の紛争解決策として組合法第二条第一号の解釈権をもつ労働委員会に判断をまかせ、その結果にしたがう例（たとえば三菱倉庫）もかなりでている。つぎに、嘱託者、日雇者、臨時工などを非組合員扱とする例は、実際には従来どおりに放置されていて、これらの問題がやかましく論ぜられるようになりながら未解決であるる点は、注意しておいてよいであろう。

4　組合活動ならびに平和條項　専従者の協定、就業時間中の組合活動をめぐる協定、争議行爲に当つての協定、平和条項などにわけられるが、専従者の問題は、専従期間中の賃金は全く支給されない例（たとえばコロンビア労組）、その間の賃金を実質的に会社負担とする例として、芝浦工機の五万円会社負担、日立造船の賃金を一率二〇〇円引上げた例、月島機械の地域給による操作などの形が多くでている。つぎに何人の専従者をおくかについては、富士フイルムが従業員中一二名（男七名）を一会社の同意をえて行う」と定める行き方、東洋セメントのように人員は協定するがそのワク内で組合が自主的にきめる方法をとるところ、などさまざまの型がでている。比較的詳細にきめているものとして人数について日本鉱業が次の表のようにきめ（同第六九条）、三井鉱山の事従者協定が「退職手当、弔祭料、災害見舞金及び貸金などの取扱」、「福利厚生施設の利用」については一般従業員と同様とするとうたつているもの、などをみることができる。

日本鉱業の専従者の員数

組合員数	専
150以下	2名
300未満	3〃
500〃	4〃
700〃	6〃
900〃	7〃
1,200〃	8〃
1,500〃	9〃
1,800〃	10〃
2,000〃	11〃
2,000以上	13〃

就業時間中の組合活動とその間の賃金については一原則として労働時間中に組合活動は行わない。労働時間中に組合活動をする必要があるときは分会はあらかじめ会社と協議のうえその承認を経て行う」（トヨダ第四一条）、「日鉱連又は組合が組合事従者以外の組合員をして労働時間中に組合活動をさせるときは予め会社の諒解を得て之を行うものとする」（日本鉱業第七六条）という例が多く、たとえ「賃金を差引かれない」（トヨダ同前条）の例が反面で組合側にかく保されているのが、この頃の一般的傾向である。これらはいずれも、経営者陣営の線が貫かれているといつてよいが、組合側の最低線ともいえよう。

争議協定としては、富士フイルムでは「保安、安全衛生、病院、電気、従業員の日常生活維持に必要な組合員」を会社の指揮下において争議をしないとしているもの、日本紙業の一占領軍関係業務、守衛全員、電話交換手、乗用自動車運転手、文書受付発送係員、タイピスト、労政及給与計算担当者、安全管理上必要な者、医師、看護婦、炊事婦」と殆んど経営側の主張をみとめているもの、その都

度協定することとした日本ソーダ、トヨダ自動車などの例がある。この点で特異なものとしては、ヴイクター・ウオートが「この協約中の他のすべての責任に優先する」ものとして「会社と組合とは、会社が米軍（これに準ずる米側機関を含む）に対する役務提供を以て主業とするかぎり、米軍監督官（これに準ずる米側当局者を含む）の公的な指示命令に対しては誠意をもつて服従し、その効果的実施のために全面的に協力する」（対米協力、第一条）とうたつているものがある。

平和条項では、あつ旋、調停が不能となつたとき予告して行うことができるとした富士フイルム、日本紙業の例、調停の日から一定の日がでてから予告して行う日本ソーダ（一五日）、信越化学（不成立となつてから七日）、トヨダ自動車の「団体交渉を行つてのち予告（二四時間前）を経て」とするものなどあるが、いわゆる絶対的平和条項はヴイクター・ウオートで「会社と組合とは企業の特殊性に鑑み、この協約の有効期間中は全体としても部分としても争議行為を行わない」（第四二条）とうたつている一つの例があるだけである。

この他、組合活動にたいする会社側の便益供与は「会社の社内における分会の集会、諸行事及び教育活動について干渉しないと共に分会の由出により業務に支障のない範囲でその運営上必要な什器、施設その他の便宜を与える」（トヨダ第二条）という例が、一般にとられている。

5　労働條件をめぐる條項　無協約状態が広くできてきたのち、労仂条件をめぐる問題は、労仂条件の低下、職階制、労仂時間の延長ないしは労仂密度の濃化、休日休暇のさく限、職制による労務管理の強化が問題とされるようになり、無協約下に就業規則が改正され、これがそのまま協約にすべりこんでゆこうとする傾向がでてきていた。この期の協約もこれを反映している。

まず協約が長文化している傾向として、東洋セメントは全文二一〇六条のうち労仂条件（含人事）について一五〇条、日本ソーダは全文一五〇条中間九〇条（含人事）を費している。そしてなお東洋セメントでは「就業に関する規則の制定改廃は組合の了解を得なければならない」（同第四四条）といい、日本ソーダの協約も就業規定は「会社と組合で協議決定する」といつており、東洋セメントはさらに「組合員は自己の所属する職場より選出した職場委員を通じて職場における不平、異議を何時にても経営協議会の審議を請求し適切なる措置をうけることができる」（第六五条）といつている。これらほど細目をきめないものとして、トヨダの協約は全文五〇条中二七条、日本紙業全文一〇二条中五九条を労仂条件（含人事）に費しながら、細目は「組合の同意」（トヨダ）、「組合と協議」（日本紙業）となつている。

賃金の条項が協約のなかでどのようにあつかわれているかをみると、協約の中にとくに含まれないものとして富士フイルム、日本紙業があり、ある程度の一般規定をふくんだものとしてトヨダの「会社は分会員の健康で文化的な生活を保障するために次の各号を総合した給与制を確立する。一、分会員の生活保障給としての年令別最低賃金、二、職務と能力に応じた職能給、三、能率に基く能率給」「前各号の給与は生計費を基準としてスライドせしめる。但しこのために会社は最善の努力を拂い、分会もこれに協力することを確認し、その結果にもかかわらず会社の支拂能力が著しく困難である場合は会社分会協議の上決定する。スライドの率は生計費を構成する物価の変動を会社分会共同調査する」（第一五条）とのべているのが、特異な例である。細目を協約中にうたつているものとして東洋セメントの協約では五四条（全文二〇六条）が賃金条項で、賃金

について社会的地位、信条、性別による差別をしない原則、賃金体系、控除の明細、超過勤務手当、賃金支拂日、非常拂、休業手当、月給制の確立、欠勤時の賃金、休職中の賃金、復職保留中の賃金、定期昇給、特別昇給、賞与の基準、旅費、慶弔金などを含んでおりそのなかには「賃金はあらゆる支拂に優先して拂う」、「本人傷病のとき（社会保険の適用をうけないとき）は全額を一」「事故欠勤三日以内全額支給、四日以上は一日につき能力給の二五分の一をひく」「無届欠勤は能力給の二五分の一をひく」「休職中の賃金（社会保険の適用ないとき）は、勤続二ヵ年以上の者は最初の三ヵ月基準額の全額、三―六ヵ年未満は同百分の六〇、六ヵ月以上支給せず、勤続満二ヵ年未満は同百分の六〇、三―六ヵ月未満は同百分の三〇、六ヵ月以上は支給しない」などの規定をも含んでいる。

これらの協約をみるとき、順次長文化してゆく傾向（それはまた安定の傾向である）をよみとることができるが、しかし労仂協約全体の情勢は、まだまだ無協約の多いときであつたのである。

第四節　五月末の協約の状況と締結促進運動の展開

労仂省は、一九五〇年五月末日現在の「労仂協約の締結ならびに交渉状況」（協約資料二六号）を発表しているが、それによると、協約を有する組合は全組合数の三七・二%（前年六月末五六・一%）総組合員数にたいし適用をうけている組合員数の比率は四四・九%（前年六月末八七・一%）という状態であつて、改正労組法施行一カ年間において全協約の殆んど半数が失効してしまつていることを示している。しかもこのうち自動延長中のものを除くと組合数にして二七・二%、組合員数にして三四・八%という低い線がでているのである。これを表で示すと第217表のようになつている。

これと第218表をみると、かつて協約があつたが現在無協約であるところは容易に再び締結されるような形勢にはないことがあきらかになつている。すなわち、無協約状態はいぜんつづいてゆく、というのが、五月末の労仂協約の状況であつたということができる。すなわち、交渉中、争議中の協約のわずか三五%程度が「妥結予定」と報告されているにすぎない有様である。しかも、三月闘争の余波は、一応しずまつたというものの左翼系の組織の指導権奪取への動きがやかましく論ぜられるようになつてきていたのが、五月前の日本の労仂情勢であつた。

四月七日GHQエーミス労仂課長は丸の内エデュケーション・センターに、日経連はじめ各主要業種別団体、総同盟、産別、新産別、国鉄、専売その他の主要労組の代表、末弘中労委会長を招いて「労使関係を円満に調整するために完全な労仂協約の速かな締結に努めなければならない」と勧告し、「団体交渉はあくまで相互に譲歩し合い、円満に協約を結ぶ方向を出す必要があるのであつて、組合はこれを回避し、経営者はこれを拒否する態度であつてはいけない」とその手法を説明し、「この労仂協約の中には労仂時間、労仂賃金あるいはその他の労仂条件を完全に挿入し、さらに紛争処理制度あるいはあつ旋、調停、仲裁による方法で解決できるという項目を入れ、さらに平和条項をもその中に挿入してゆくこと」を提案し、「労仂協約の中に賃金労仂条件を盛りこむことは、組合に安定を与え、経営者には将来の生産、予算、経理のみとおしをうることができる利益を与える」と述べている。

労仂省が五月一三日「次官通牒」の形で発表した「労仂協約の締

第217表　労働協約の締結状況

	概況		規模別	
	組合数	組合員数	100未満	500未満	1000未満	1000以上
協約を有する組合	7,655(37.2%)	1,851,535(44.9%)	36.7%	43.2%	43.6%	48.9%
本来の有効期間中のもの	5,597(27.2%)	1,423,610(34.8%)	26.0%	31.2%	34.4%	40.5%
自動延長中のもの	2,058(10.0%)	407,725(10.1%)	11.7%	12.0%	9.2%	8.6%
無協約の組合	12,791(62.1%)	2,251,365(74.6%)	62.5%	56.0%	55.9%	50.8%
協約を結んだことのないもの	8,064(39.2%)	829,267(20.5%)	42.7%	23.6%	19.0%	11.6%
かつてあつたもの	4,727(22.9%)	1,422,098(54.1%)	19.8%	32.4%	36.9%	39.2%
協約の効力に疑のある組合	149(0.7%)	20,740(0.5%)				
調査合計	20,595(100.0%)	4,085,440(100.0%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

〔備考〕　規模別の表示は組合員数（当該労組全員）に対する比重を示す。
1951年5月末日，労働省調。

結促進について」という労仂協約締結促進運動は、このヒーミス勧告を具体化したもので一目的は、現下の無協約状態を打開し、すべての労仂組合が使用者との間に労仂協約をもつ如くすること」「とくに労仂協約の平和協定たる本質を明らかにして協約の平和性を強調し、且つ協約による平和維持の前提として協約による労仂者の地位の安定、労仂条件の詳細な規定の必要なことを徹底せしめ、双方の権利と義務、利益と責任を協約で明らかにすること」を促進することを強調している。

この次官通諜を具体化した労政局長の「労仂協約締結促進要綱」は「協約締結上の問題点」として各種の対策、方針を明らかにしているが、その大要は次のとおりである。

1　協約にたいする考え方及び交渉の態度　「労仂協約は、ギヴ・アンド・テイクの取引交渉により労仂者側は一定期間の労仂条件の安定と地位の確保、使用者側はその間の労使関係の安定による企業平和という利益を得るのであつて、自分側のみに有利な協約を相手に押しつけようと固執することは協約の本旨に反し、又協約の円

第218表　労働協約締結の交渉状況

	総計組合数	100未満	500未満	1000以上
かつて協約のあつたもの	4,727(100%)	2,372(100%)	1,770(100%)	261(100%)
交渉中のもの	2,805(59.3%)	1,222(51.5%)	1,150(65.0%)	233(71.9%)
妥結予定	1,602(33.9%)	769( )	615( )	128( )
妥結困難	1,203(25.4%)	455( )	535( )	105( )
争議中のもの	400(8.5%)	74(5.1)	249(14.1)	46(14.2)
妥結予定	77(1.7%)	19( )	40( )	13( )
妥結困難	323(6.8%)	55( )	209( )	33( )
第三者関與	274(5.8%)	35( )	198( )	26( )
無交渉のもの	1,522(32.2%)	1,076(45.4%)	371(20.9%)	30(11.5%)

〔備考〕 1950年5月末日，労働省調。

滑な締結を阻むものである」，「協約によつて相手方の拘束をうけるよりむしろ無協約を可とするという考は労使いずれたるを問わず民主的な労使関係を破壊するものである」。すなわち，速かなる妥協による締結を要望していることがわかる。

2　経営権と労働権　「経営権と労仂権は，いずれも内容の明確な法的概念として確立したものではない」，「労使間の経営権と労仂権の範囲に関する争は，それぞれが別個の観念を抱いてイデオロギー的な論議を闘わしていることが多く，無益である」として，とくに「使用者としては徒らに組合を抑圧，制約することなく，出来うるかぎり正当な組合運動に対して理解ある態度をもつて臨むべきである」として，この論争を具体的条項として解決するよう提案している。

3　組合員の範囲と争議條項

「非組合員の範囲」は，「使用者の主張は労組法第二条第一号の範囲をこえて広すぎる場合があり，組合側の主張する非組合員の範囲は同じく狭すぎる」として，「利益代表者以外の者に関しては，非組合員として定めるのでなく，協約適用上の特例，争議不参加ないしはユニオン・ショップ条項非適用者として協定することが理論的に正しい」，「争議決定は，ストライキ主義に定めようとしてもなかなかまとまるものでないからできる丈協約中に予め詳細に規定しておくことがのぞましい」といつて，この問題をそれぞれ別の角度からみて妥協の余地をみいだすようにすすめている。

4　シヨツプ制　ユニオン・ショップ，をとるか，オープン・シヨップをとるかは「実情に応じ労使が自主的に定めるべきものであるが，いわゆる尻ぬけユニオンのごときアイマイなものは後日紛争の種となることが多いからあらかじめ明確な規定をおくことがのぞましい」，「組合員は従業員でなければならない，という条項を協約に規定することは，組合の純粋な内部組織問題を協約で拘束するこ

とにもなり、不当である。これを強要することは使用者の不当労働行為となる」と従来の協約を批判している。

5　組合活動について　「組合活動の自由は、他人の権利を尊重する義務を伴うのであつて、無制限のものではない」、「とくに使用者の施設管理の権限、労働規律維持の権限に抵しよくする組合活動は、使用者の承認なくして行えないものである」、「政治活動を一切禁止することを（使用者が）求めるのは行きすぎであり、又組合側も政治活動が種々微妙な問題をはらんでいること、又組合本来の任務でないことに鑑み慎重な自制がのぞましい」として、組合側の組合活動の自由についての労働省の見解をあきらかにし、「団体交渉を第三者に委任することを禁止する協約は適当なものと思われない」「団体交渉の手続を協約において予め詳細に規定しておくことがのぞましい」「当事者は平和的かつ秩序ある交渉を進行させるために下部組織の行動についてもこれを統制し、相手方に対し責任をとらなければならない」とし、「団体交渉中の平和確保をとき、さらに専従者については「組合事務専従者の人数などは労働組合が自ら決すべき事項であるが、会社従業員中からこれを採用しその復職権先任権を確保する場合には、これらすべてを明確に規定しておくこと」、「専従者の具体的人選は会社従業員中から専従者に専任する場合でも原則として組合の自由であるが、その者の就任が会社の業務上重大な支障を来す場合には、団体交渉を以て解決することが妥当であると思われる」「この範囲をこえて会社が専従者の具体的人選に干渉することは妥当でない」ともいつて、専従者問題の焦点についてのその基本的見解をあきらかにしている。

6　平和義務について　労働協約の本質は平和協約たることにあるから、「協約期間中は協約条項の改変について争議行為を行わないこと（相対的平和義務）は当事者の当然の義務であるが、かかる

7　有効期間　協約の改訂申入、破棄について「協約の改訂申入れは、改訂協約案を示して行い、且つ申入れ後直ちに交渉をなす用意と意思を有することが必要であり、又自動延長にたいする反対の意思表示も交渉をつくしたのちなお妥結にいたらない場合に始めて許されると解すべきである」、「改訂交渉」は「労使共予告期間を活用し、できるだけ早期に次期協約の交渉を開始し無協約状態を招来しないように配慮すべきである」、「現状においては確定期限付自動延長を伴う有効期間の規定がよい」として、できるだけ無協約状態をさけるために労資双方によびかけている。

この指針は一括していえば、協約交渉において根本的に対立している点を「ギヴ・アント・テイク」で解決して「平和協定」を早急につくることを労資双方によびかけたものということができよう。

この促進運動に、労働側のみを対象として九三一回（参加人員四六、四七三人）、経営者側のみを対象として四一五回（参加人員四六〇人）、労資双方の代表者を集めて開かれた会合八四五回（参加人員三三、〇九〇人）で、合計二、一九一回の研究会、懇談会、協議会が開催され八五、〇二三人の参加、一県当り平均四八回弱の会合が全国的に六―八月期において展開されている。その成果は協約数において七六四協約がむすばれ、全体としては組合数において三四七協約が失効し%、組合員数において二%の増加（この期間に

ている）となつている。全国的な促進運動というも、まだ無協約時代は修正されることなしにつづいていることがわかる（促進運動に関する報告、労働省協約資料二九号による）。ではこの期における協約の動向はどうであつたか。この一報告」と実際締結された協約からながめてみる。

第五節　六―一二月期の労働協約の状況

この期の前提となつた六―八月の労働省の協約締結促進運動の報告は、この期の労資双方が次のように語つて、無協約やむなしとの考えをいだいているとのべている。すなわち、労働者側は「現在の社会情勢から協約を締結すると組合の既得権を剝奪されるオソレがあるとみるものや、協約を締結しても使用者に履行する能力がないからと、協約の締結を忌避敬遠する組合もある。そして協約の締結を阻害する真の原因は使用者の経営権絶対の思想が禍いしているというにある」しかも他方では「就業規則に盛られた労働条件に或程度満足し最近の社会状勢から使用者の意思に抗らうことなく、自己保全のために戦々競々としている極めて封建色濃い消極的な組合」もあるといつている。また使用者側は「単に煩わしいだけで企業に何らプラスすることのない形式的、拘束的な協約を締結するよりその時に応じて決めた方がよいとする主張や、労働者の中に理解する者がいないからとか、或は現下の経済状勢の下では協約を締結しても実際に運用し得るかどうか不安であるとの理由で無協約状態を合理ずけようとし」「協約がなくとも痛ようを感じないと高言し」「組合幹部が既得権を固執し、最近の経済変動に対する考慮の足らないことが、協約締結を阻む原因だと主張するものが多い」というのである。

1　経営権、人事権をめぐる條項　経営権と労働権に関する双方の議論は、これまで繰返されたもののほか、特に目ぼしい主張をみない（労働省促進運動報告八ページ）。

「会社と組合は労働権と経営権を相互に尊重しその正当な行使を認める」（神鋼電機第二条）、「会社は組合員の団結権団体交渉権その他の団体行動をする権利を尊重しその正当な行使を認めると共に組合もまた会社の経営権を尊重し経営及び人事に関する権利と責任は会社に属して居ることを認める」（日通自動車興業第一条）、「乙（組合）は甲（会社）が経営権を保有しこれが執行はすべて甲（会社）の権限と責任において行われることを確認する」（片倉工業第九条）というように、経営者側の主張が貫徹された例、経営権、労働権を相互に確認したのちにとくに一言して「この協約における協議とは、当事者の双方が意見の一致をみるように審議し、それが調

わないときは権限ある当事者が決定することをいう」旨をあきらかにして、会社は「人事処理権を行使するに当り、すべての従業員に対し組合員、非組合員の理由のみを以て差別待遇しない。もし差別待遇を受けたと思う従業員は第四章に定める苦情処理手続により苦情を申立てることができる」、「会社及び組合は双方の委員をもつて構成する生産協議会を設け生産計画の遂行、生産上の隘路打開及び生産能率の向上その他、生産に関する問題について協議する」（宇都宮車輛第五条）、「会社は経営権及び人事権を行使するに当つてはその大綱は事前に示して従業員組合の協力を求めなければならない」（館林繊維工業第九条）、「連合会及び組合は会社の業務運営に関しては会社の責任において決定し行われるものであることを認める。ただし、この協約の定めるところにより会社は連合会又は組合と協議する」（日立造船第六条）というように、その程度の差や強弱はあつても、経営権、人事権の行使が組合側からの制肘をうけるように仕組まれているもの、また経営権人事権はうたわずに「会社は労仂条件並に人事に関しては愼重且つ公平にこれを行う」「組合員の労仂条件（人事に関する一般的基準を含む）の設定、改廃については会社と連合会又は組合と協議して決定する」（昭和電工第六、七条）という式に組合側の権利についてうたいあげることから出発する協約例もできている。

しかし、この期に締結された協約は、その多くがかなり長文化した詳細な規定をもつたものが多く、経営権、人事権については、その具体的な姿を、経営協議会、人事条項についてみることによつてあきらめることができる。

まず人事条項について、いわばその焦点ともいうべき解雇については、「左の各号の一に該当するときは解雇する。一、停年に達したとき、二、本人に必要あるとき、四、労仂能率甚だしく劣悪なもの、五、精神又は身体障害により業務に堪えられないと認めたとき、六、懲戒解雇、七、企業の合理化その他の事由により冗員の生じたとき」、「甲（会社）の企業整備、その他甲の都合によつて乙（組合）の組合員を解雇するときはあらかじめ乙にはかりこれを決定する」（日産皮革第五六、七条）、「組合員が左の各号の一に該当する時は三〇日前に予告するか又は平均賃金の三〇日分の手当を与えて解雇する……」（阪鳥製氷第六六条）というように、経営者側がほとんど一方的に行つてゆく例もでているが、しかしこの例は極めて少くなつている。その多くの協約は、「会社は組合員の人事の基準、採用方針、役付の任免、職制の改廃については組合と協議の上、同意を経て行う」（日本通運興業第一四条）、「会社が組合員を解雇するときは予め組合と協議する。但し左の場合を除く。一、停年に達したとき、二、本人の願によるとき、三、懲戒解雇の基準に該当するとき、四、休職期間満了し復職を命ぜられないとき、五、打切補償を行つたとき、六、組合を除名され会社が適当とみとめたとき」（日本パルプ工業第二〇条）、「従業員は左の各号の一に該当するときは会社はこれを解雇する。一、精神若くは身体に障害があるか又は虚弱其の他の疾病のため業務に耐えないとき。但しこの基準は会社及び組合協議の上決める。二、勤務状態が著しく不良のとき。但しこの基準は会社及び組合協議の上できめる。三、已むをえない業務上の都合によるときは但しこの場合会社及組合協議の上で定める」（館林繊維第二五条）、「従業員が左の各号の一に該当するときは三十日前に予告するか又は三〇日分の平均賃金を支拂つた上解雇するものとし組合員については甲乙（会社と組合）協議の上之を行う（左の各号は前掲日本パルプにおなじ）」「甲が業務上の都合により人員の整理を要するときは乙と協議の上決定する」（片倉工業第四六、七条）、「組合員が左

の各号の一に該当するときは会社は組合と協議の上解雇するものとする。一、停年に達したとき、二、事故欠勤三カ月に達したとき、三、休職期間が満了したとき、四、会社の承認なしに他に就職したとき、五、打切補償を行つた者について必要があるとき、六、精神又は身体の障害により業務に堪えらないとき、七、労働能率甚だしく劣悪な者、八、已むをえない事由により事業を縮小する場合、九、作業の合理化、その他の事由により冗員を生ざたとき、前項第七号ないし第九号に関しては予め会社は組合と協議決定する」（東洋鋼板第三四条）などの例にみられるように、解雇の基準が割合に具体的にきめられ、それにしたがつて一方的に経営者が行いうるものと、その基準にしたがつて解雇するかどうかをさらに協議するものとがでている。特異なものとしては「会社は企業整備その他重大なる事情が起つてもあらゆる合理的な施策を講じ原則として従業員を解雇しない。但し人員整理をしなければ企業の運営不可能の場合は事前に組合と協議し、その同意を得て行う」（大阪造船横浜工場第二一条）と定めているものがある。

これらの傾向は、たとえ経営権、人事権が総則的には確立されても、こと解雇となると一方的な解雇権の行使をハッキリ認めるような労働協約は今日の日本社会では生れえないという現実を反映している。しかし、これをもつて労働者の人事権反対の方針が勝利をしめたということにはならない。むしろ、さきにふれた日経連の方針、労働省の方針をあわせ考えると資本家陣営においてもこの基準を設定する程度の譲歩はやむをえないとし、最後の決定権の留保に人事権を確保しようとしているあらわれとみることができる。この点では全体的には資本陣営のコースが、無協約状態はいぜん消えないとしても、序々に勝利をしめていることをものがたつているといえよう。このことは後の項にみる苦情処理機関についてあきらかにあらわれている。

解雇の他の人事条項では、採用雇入については「甲（会社）は従業員を採用しようとするときは自由な判定によつて採用者を決定する」（日産皮革第三七条）とするもの、「会社は従業員の採用方針の大綱を定める場合は組合と協議する」（神鋼電機第二三条）、「会社は経営上必要な場合最少限度の人員に限り公正なる詮衡を経て採用する。採用人員数に就ては予め組合の同意を得て行う」（日本パルプ工業第一五条）、「甲は志願者を詮こうし甲の自由な判定によつて採用者を決定する。但し大量の雇入の一般条件は甲、乙協議の上決定する」（片倉工業第三一条）、「会社は従業員を雇入れる場合経験者に就ては事前に組合と協議する。雇入れについて性別、人種、宗教及び政治的信条を理由に不利益な取扱いをしない」（大阪造船横浜工場第二二条）のごとくその基準を組合と協議するものを定めているものもでている。

懲戒解雇は、経営者陣営の方針からいえば労務管理確立のための中枢ともなるものであるが、この期の協約においては、「組合員が左の各号の一に該当するときは懲戒解雇に処する。1正当の事由なく無断欠勤三〇日に及ぶ者、2他人にたいし暴行脅迫を加えてその業務を妨害した者、3職務上上長の指令に従わず職場の秩序をみだす者、又はみだそうとした者、4重要な経歴を詐り、その他不正な方法を用いて採用されたことが判明した者、5故意又は過失に依り業務上重要な秘密をもらし又はもらそうとした者、6会社の承認なく自己の業務を営むに至つた者で他に就職した者又は会社の承認なく自己の業務を営むに至つた者でその他の金品甚だしく不都合と認められた者、7業務に不正不当の金品その他を受授した者、8刑罰法規に違反し有罪の確定判決を言渡され再度の就業が不適当と認められた者、9故意又は重大な過失により災害傷害その他重大な事故を発生させた者、10著しく風紀をみだす行為の

あつた者、11その他前各号に準ずる行爲をした者」（阪鳥製氷第六〇条）というように詳細に定められたもののほか懲戒についての条項がいちじるしく整備されてきている。

2　経営協議会をめぐる條項　経営協議会を団体交渉、苦情処理機関、生産委員会の三つにわけ、あるいは経営権を前提とする諸問的労資協力機関をうち立てようとする経営者陣営の方針は、この期に入つて協約のなかにその姿をあらわすことが多くなつてきている。

「会社と組合はこの協約に定めない労仂条件並に之に関連する必要なる問題を解決するため労仂協議会を設置する」、「労仂協議会に人事委員会」「給与委員会」「生産委員会」を設け、それぞれ「採用、解雇、異動に関する事項」「賃金福利厚生、その他給与に関する事項」「協議する」（豊田自動織機第三三条以下）、「甲（会社）は経営に当りその民主化を期し乙（組合）の組織的協力を得て事業の振興を図るため経営協議会を設置する。経営協議会における協議事項については甲は乙の意見を尊重して決定し甲及び乙は誠意をもつてその実現に努力するものとする」「この会に附議される事項は左の通りとする。一、合同協議する事項、生産能率向上に関すること、経営の刷新に関すること、労仂力の保全に関すること、福利厚生ならびに教育に関すること、二、提示説明する事項、経営方針に関すること、職制等機構に関すること、経営状況に関すること、組合の活動状況に関すること、会社又は組合より要求があり他方が說明することを承認したとき」（片倉工業第七条他）、などは経営者の陣営の方針が貫かれている。これと対照的なものは、「経営の民主的運営を図るため会社と組合は経営協議会を設ける」「経営協議会は左の事項について協議取極めをする。業務の企画改善に関する事項、生産計画に関する事項、職制機構の制定改廃に関する事項、従業

3　苦情処理機関と平和條項　「会社と組合とは苦情を迅速かつ公正に審議処理して会社と組合員との間に調和的関係を維持助長するため苦情処理委員会を設置する」「苦情とはこの協約及び就業規則その他諸規則の解釈、適用及び違反に関するものをいう」（中日

本重工神戸造船所第一一六、七条）と規定して「職場苦情処理委員会」「中央苦情処理委員会」の二段階をきめ、「中央苦情処理委員会において協議してもなお意見の一致をみず、初回開催当日より一〇日間を経過したときは、会社又は組合は（一方の提議により）兵庫地方労働委員会公益委員三名による仲裁を申請する」「仲裁を申請する仲裁者の裁定は会社組合双方を拘束する」（同第一二七、八条）という資本側コースそのままを定める例がでている。また「申立人は苦情が円満に解決されないときは関係苦情処理委員を通じて部長、常務取締役、社長に逐次これを申立てることができる」「申立人が最終段階の処理に不服があるときは二週間以内に会社組合協議の上選出した委員により処理する」（日通自動車興業第三二条）「前条の手続により解決できないときは団体交渉に移して解決を図る」（日本パルプ工業第七二条）というように最後的解決は当事者間の交渉にかからせるものもでている。

平和条項としては、「会社と組合との間に紛争を生じた場合には両当事者の互譲の精神に基いてその合理的解決に最大の努力をはらいみだりに部外者に応援を依頼し又は争議行為に訴えてはならない」（館林繊維工業第二二条）とうたいさらに「団体交渉で反ぷくの、あるいは全然平和条項をもたない大阪造船横浜工場などがある。ただ全体としては、労働委員会の調停、あつ旋付の条項が多くなつていることはみのがせないことである。ただ日経連、労働省のいう「絶対的平和義務」の考え方は、まだ結実されてはいないことも指摘しておく必要がある。

4　組合活動　就業時間中の組合活動は「原則として労働時間外に行う。但し左の一つに該当する場合はこの限りでない。一、会社と組合と協議又は交渉を行う場合、二、労働委員会の行政官庁の主催又は指示による労働関係会合に出席する場合、三、組合役員（代議員を除く）が組合活動を行う場合、四、加盟上部団体役員並に加盟上部団体に出席する場合、五、組合員（代議員を含む）が組合に緊急且必要な事項（会合を除く）の場合、但一人一日につき一時間以内、六、その他会社の認めた場合」（東洋鋼板第三九条）、「会社との団体交渉においてなお解決をみ出しがたい場合は何れか一方の申立により労働委員会のあつ旋又は調停に附する」が「労働委員会のあつ旋案、調停案に対し受諾を拒否した場合でも五日以上を経て再交渉を試みた後でなければ争議行為も行わない」「争議行為を行うときはすくなくとも三日前に相手方に通告する」「組合は争議行為として生産管理、業務管理、同情罷業、政治罷業、飢餓罷業、据り込み罷業を行わない」（阪鳥製氷第四二、三条）という式に争議行為をその会社とその組合との間にかぎり、しかもその種類を限定しようとするもの、労働委員会の調停には附するが「調停案が示されるまでは争議を行つてはならない。但し調停申請後三〇日を経ても調停案が示されないときは、この限りではない」（帝国石油第三四条）という期限をつけたもの、単に一会社又は連合会若くは組合は争議行為を行う場合はあらかじめこれを相手方に通告しなければならない」（昭和電工第一九九条）を定めるもの、

一回三時間以内に限る」（宇都宮車輛第八条）、「組合全国大会に出席するとき、一年二回以内、一回につき三日以内および所要往復日数。組合中央委員会に出席するとき、一年九回以内、一回につき二日以内及び所要往復日数。組合地方大会に出席するとき、一年三回以内、一回につき二日以内及び往復所要日数。組合地方委員会に出席するとき、一月二回以内、一回につき一日及び所要往復日数。組合支部総会又はこれに代るものに出席するとき、一月一回二時間以内」（帝国石油第一五条）などの規定がおかれて、きわめて詳細にきめられるようになつている。会社と組合との交渉その他の会議についてのみ賃金が保障されることは前期におけると同様である。

組合専従者に関する条項は、「専従者および専従者の員数及び選任は組合の随意とする。但し専従者及び半専従者の員数が二〇名をこえる場合の選任については、あらかじめ会社組合協議して定める」（大阪造船横浜工場第一三条）の線にそつて事業所内に組合事務室、用度品の貸与、その他の施設の利用に対し便宜を与える。但し乙が甲の資材什器及諸施設を使用する場合はその都度事業所長の承認をうけるものとする」（片倉工業第一八条）、「会社は組合に対しろ例外で、その多くの例は「甲は（会社）乙（組合）に対し組合事会社の諸施設を使用することができない。但し会社の承認をえた場合はこの限りではない」（日通自動車興業第一八条）というのはむくに政治活動について「会社組合双方共工場及び事業所内に於て一党一派に偏した政治活動を行わない」（神鋼電気第一〇条）、「組合は所定の掲示場を使用しその他の場所は使用しないものとする。前項の掲示は組合業務以外の宣伝広告及政治目的のためには行わない。会社及び組合は会社構内に於て政治的文書を一般に配付又は貼付してはならない」（阪鳥製氷第二二条）などの規定が生れるところがでている。

5　非組合員の範囲　この条項はこの期に入つて過去一カ年間にいわゆる慣行のようなものが支配する傾向がつよくなり、それも経営規模、労資の力関係によつて必ずしも一定していないが、その代表的なものとしては「左の者は組合員より除外する。一、課長以上大阪支社主任、八幡及び広島出張所長、下松研究所長、病院長及び医長、二、庶務、保安、人事、給与、調査、会計、計算、予算の各係長及び社長秘書、三、守衛、四、臨時に雇用した者及び試用期間中の者、五、嘱託」（東洋鋼板第三条）、「一、課長以上の者、二、

日々雇入れられる者、期間を定めて雇入れられる者、試用期間中の者、顧問及び嘱託」（大阪造船横浜工場第三条）のごとくである。

この点からこの年の協約の動向をみてゆくと、一言でいえば、きわめて不安定な労資関係のなかで依然無協約時代をつづけながらも、序々に経営者陣営の経営権コースが――それは総則的宣言だけについていわれるのではない――協約において勝利をしめつつありるが依然として尻ぬけユニオンが「……次の各号の一にあたる場合にはこれに対して組合側は特異な例としてその主張を貫徹しつつあるということになろう。たとえば、経営協議会の分化傾向、非組合員の範囲、専従者問題、就業時間中の組合活動、争議行為に関する平和条項などの面において、締結される協約のほとんどの大半は、いわゆる戦後型協約と異つた新しい型を呈している。その新しい型は、なるほど経営者陣営のモデルケースそのままというものは二、三の例にみられるにすぎないが、その協約の実態をよりよく証明したものは、レッド・パージに当つてその紛争が多くは短期のうちに組合側の「同意」「屈服」によつて終結してその問題点を法廷闘争にゆずつていたことにみられるように、いわば最大の焦点の一つとしての解雇についての協議約款は資本家の最後の決定権を妨げるものとしての役割を果しえなかつたことにみられる。そして、その余の点も、労務管理政策が大きく進展していることをみることができよう。この点において、経営権コースは序々にではあるが、その地歩をえつつあるということができるのである。

第六節　一九五〇年の協約の概観と展望

広はんな無協約状態から新しい協約締結の段階へと入つた労資の攻防戦は、この年の終るまでパーセンテージとしては五月末現在の協約締結組合の総組合に対する三七・二%という低調をふき切るほどに至らない。いわば無協約状態の連続のなかに一九五〇年を終えている。しかし、協約をめぐるこの攻防戦は、明かに発展し、さらにこの新段階を意義づける要素を、この年において生みだしたということができる。すなわち、「戦時経済と労仂協約」の課題である。労仂省の促進運動も、実はその先駆となり、その実施運動の過程において朝鮮動乱の前期を貫いていたわけであるが、この課題が現実の協約対策としてあきらかになつてきたのは、この年の一〇月前後におけるレッド・パージを境とすることができよう。ただこの課題は現実には締結された労仂協約には反映されていないが。

この点からこの年の協約の動向をみてゆくと、一言でいえば、きわめて不安定な労資関係のなかで依然無協約時代をつづけながらも、序々に経営者陣営の経営権コースが――それは総則的宣言だけについていわれるのではない――協約において勝利をしめつつありるが依然として尻ぬけユニオンが「……次の各号の一にあたる場合にはこれに対して組合側は特異な例としてその主張を貫徹しつつあるということになろう。たとえば、経営協議会の分化傾向、非組合員の範囲、専従者問題、就業時間中の組合活動、争議行為に関する平和条項などの面において、締結される協約のほとんどの大半は、いわゆる戦後型協約と異つた新しい型を呈している。その新しい型は、なるほど経営者陣営のモデルケースそのままというものは二、三の例にみられるにすぎないが、その協約の実態をよりよく証明したものは、レッド・パージに当つてその紛争が多くは短期のうちに組合側の「同意」「屈服」によつて終結してその問題点を法廷闘争にゆずつていたことにみられるように、いわば最大の焦点の一つとしての解雇についての協議約款は資本家の最後の決定権を妨げるものとしての役割を果しえなかつたことにみられる。そして、その余の点も、労務管理政策が大きく進展していることをみることができよう。この点において、経営権コースは序々にではあるが、その地歩をえつつあるということができるのである。

しかしながら、新しい課題としての一戦時経済と労仂協約」の問題にたいしては、一九五〇年の労仂協約はその序の口を放浪しているにすぎない。すなわち、労仂組合が多少なりともその力をもち、程においては、無協約状態は依然として不安定な労資関係の象徴である。現実の協約対策としてあきらかになつてきたのは、この年の一〇月前後におけるレッド・パージを境とすることができよう。ただこの一歩前進を効果ないものにすることも可能だという点で、資本

にとつて完全ではない。労仂組合にとつては活用しうる余地をのこしており、絶対的平和義務の確立を欲する戦時経済にとつては、問題はまだ解決されていないのである。

ほとんど四年ごしの労仂協約についての紛争をもつていた電産労組と電産経営者にたいする中央労仂委の調停案（五〇・八・二四提示）は、労仂協約にたいする中央労仂委員会の本年における初の意思表示であるが、「凡そ労仂協約の体裁としては労資間の基本的関係から労仂条件の細部にまで亘つて、すべての労資関係を細大もらさず一個の協約に盛るのが望ましいことは言うまでもないことである。といつて新旧多数の問題を、すべてこの際一気に解決して模型通りの協約体系にまとめあげようとすることは……単なるギヴ・アンド・テイクの駈引に終始することになり、これでは益々紛争を複雑にし……かつこのような方法で仮りにすべての懸案事項を一応解決して型どおりの協約が結ばれたとしても、合理的な団体交渉による当事者の納得に基かない労仂関係の法的安定は、結局一時的なみせかけにしか過ぎず、個々の問題の解決に当つての不合理は必ずや協約実施に際しての紛争の原因となり、協約本来の目的とする労資関係の安定とは全くかけ離れた結果がもたらされることになろう」といつて「労資関係の実際的考え方からいえば、団体交渉の進渉次第によつては差当り意見の一致をみたものから遂次成文化して一個の協約に附加して行くなり或は別個の協約を積み重ねるなりして、漸進的、段階的に法的安定の範囲を拡大する方法をとることがむしろ適当である」としている。

この考え方は、実際の労資関係における労仂協約にたいする鋭い洞察からでているものである。すなわち、それほどに今日の労資間の問題は新旧ともに多く、単なる駈引きでは解決できない実情なのである。無協約が広はんな原因の最大の一つはここにある。そしてこの問題の原因を一挙に解決することなしには、いずれに有利な協約が支配的になるにせよ、急速な無協約時代の克服は困難ではあるまいか。そして、その限りでは、戦時経済下の労仂協約の問題は解決できないのである。

この年後半期を支配したレッド・パージは、この国の各労組の反対を押し切つて、資本家陣営にとつての成功を収めることとなつた。そして労組陣営は、多くの組合活動家を失つた（その数は一万名をこえている）。これは組合の力をよわめて協約の問題（労資関係の安定）を解決してゆこうとする資本側の一つの攻撃である。この傾向はそのままでゆくならば、労仂者の権利にさらに制限を加える労仂関係法規の改正へとすすめられるであろう。これが一つの方法である。

さらに、この年においても若干はみられるが「労仂協約による組合活動の統制」が昨年六月施行の労組法改正の線をこえて、資本家と組合との「協約」によつて果されるようになり、組合がそのために運用される資本の労務管理態勢の一機軸へとその地位を落してゆくならば、労資関係の安定化は、資本のイニシアのもとに果されることになろう。来年度の労仂協約の動向で注目すべき点である。「戦時経済」という資本の優位が、その社会の権力機関を総動員して、大きくクローズ・アップされてくる時の労仂協約の焦点は、ここにある。それは、労仂組合が依然既得権の確保を叫ぼうとも冷酷な現実として迫つてきている。そしてこれとの抗争へと一九五〇年の労仂協約は、その問題をもちこしているのである。

第八章　國際労働戰線の動向

一九五〇年の国際労仂運動は、六月二五日、朝鮮戦争の勃発を境として大きく二つに分れる。しかもその前半期、後半期をつらぬくものは、平和擁護と勤労者の切実な要求を基礎に全労仂者階級の統一をめざして闘つてきた世界労連（ＷＦＴＵ）と、これから分裂し再軍備に協力し、平和闘争をおさえてきた国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）の対立である。しかしながら、朝鮮戦争勃発を契機として一層拍車をかけた再軍備への政策は、勤労大衆の生活をますます窮乏においこむとともに平和生産を危機においこみ、これに対する闘争はＷＦＴＵ傘下たるとＩＣＦＴＵ傘下たるとを問わず、全労仂者をうつて一丸とした統一行動となつて発展した。そして労仂者階級の統一によつてのみ平和は維持されるということを明らかにしたのである。

第一節　前半期（朝鮮戦争勃発前）

一、軍需輸送に反対して　マーシャル援助計画が、北大西洋条約による軍事援助の形をはつきりとあらわし、第三次世界戦争の準備のために、フランス、イギリス、西ドイツ、イタリア、オランダなど西ヨーロッパ諸国にアメリカから武器が送られてきたが、これに反対する闘争は、港湾労仂者を中心として激しい実力闘争として闘われた。この闘争の中心はフランス、イタリア等の世界労連傘下の各組合であつた。

世界労連は一月四日パリーで書記局会議をひらき、次のことをきめた。

一、世界労連は目下、各傘下労組にたいし、平和擁護の闘争を強化するよう、とくに各工場、事務所、農場、職場に平和委員会をつくつてこの闘争を強化するよう要請しているが、これに関連して今年も昨年と同様、国際平和デーを組織する。他方今年のメーデーはとくに戦争反対、植民地戦争反対の巨大なデモを組織する。

二、アジア労組会議の決定を実行するため世界労連は、自己の利益のために闘つている植民地、従属国の労組にたいする援助を強化する。

三、これに関連して世界労連書記局は、国際労仂運仂におけるアメリカ、イギリス、ベルギー、オストリアなどの反動的労組指導者の分裂策動を詳細に検討した結果、その分裂政策が反動勢力の世界的な攻勢の一部をなしていることを認める。世界労連は御用インターナショナルの反動的なうごきを強く非難した。世界労連は一切の真の労組にたいし、世界平和と労仂者の基本的利益をまもるための共同行動と自己の陣営を強化するようよびかける。この方針にもとずいて、軍需品輸送拒否の闘争の先頭をきつたのはヴェトナムにおける植民地戦争に反対しているフランスの労仂者であつた。

マルセイユの各工場の労仂者は一月一〇日、ヴェトナムにおける戦争に反対し二四時間ないし四八時間のストを行つた。ナンテールのモントペ工場の労仂者は一切の軍需生産に反対するとともにベルー・ジュゴール工場ではヴェトナムにおける戦争と募兵に反対して三〇分ストを行つた。一月二五日、サン・ナゼール港の港湾労仂者は、アメリカ巡洋艦ベッー号の停泊に抗議した。ツーロンとラ・ローヌの鉄鋼労仂者、兵器工場労仂者はツーロンとブレストの兵器工場の労組指導者の平和運動に参加したことを理由に解雇され

たことに反対し、二月三日抗議ストを行つた。ブレスト・ロリアンの労仂者もこれに同調した。クレルモンフェランの物資集積所ではヴェトナムむけの軍用タイヤを貨車からひきおろした。ラ・ロシエル港では、インドシナ向「オーレイ」号およびその他四隻の貨物船が沖仲仕人夫の荷役拒否で出航不能になつた。二月一四日、ロケット弾発射装置がニースについたが、ニースの労仂者はこれを海へ投げすてた。モントヴイルの労仂者は二〇台の小型タンクを輸送する貨車を停止させ、七トンもあるタンクをほうり出した。グルノーブルでは、四台の七五ミリ砲がほおり出された。サン・ピエール・クールの住民もタンクをつんだ列車を立往生させた。軍需品の取扱いを拒否したフランス港湾労仂者は登録カードを引き上げられたため半永久的失業を宣告されたが、このような反戦闘争のひろがることに対して、フランス政府当局は、武装警官隊、軍隊を動員して弾圧し、さらにフランス国民議会は三月八日、三九三票対一八六票で、サボタージュ禁止法案を可決した。同法案によれば、㈠軍需資材の製造を故意にサボタージュしたもの、㈡国防用の資材の流通を阻害したもの、㈢同じく国防用の資材の流通を阻害したもの、㈣軍隊の意気を沮喪させる企図に参加したものを有罪として懲役に附することができる。だが、いかなる法律も平和を愛するフランス労仂者の闘志を打破ることはできなかつた。

ヴエトナム労仂総同盟執行委員会はCGTに対し、ヴエトナム戦にアメリカの航空母艦ディクスミユード号が航空機を積載して到着したので、これに対しチユニジア諸港では警官隊の弾圧をけつて抗議闘争をおこない、港湾労仂者が荷卸しを拒否したため、五日ツーロン港にうつつた。同市では抗議大会をひらき、ストライキを行つた。四月二二日、ボルドー市の停車場にヴエトナム派遣軍のためのアメリカ製軍用トラックを乗せた軍用列車が到着したので、労仂者は市民と協力してトラック二台を無蓋貨車から投げ出した。ついに反対し、世界平和をまもるために立ち上つているフランス人民の戦闘的精神を讃える電報を送ることをきめた。

この反戦の実力行動の重大な意義を総括して、三月一六日、ストックホルムで開かれた平和擁護世界委員会総会で世界労連書記長ルイ・サイヤン氏はつぎのようにのべた。

われわれは宣伝と行動とを一そう密接にむすびつけていかなければならない。この点でわれわれは港湾労働者ならびに海員の行動を模範とすべきである。各企業では、こんご平和委員会がどんどん組織されなくてはならない。そしてこれらの委員会は各地方ならびに各地区の平和委員会と密接な連絡をたもつて行動しなくてはならない。平和勢力を統一するためには平和支持者の運動が労働運動と協力せねばならない。平和支持者は労働者が他の諸國

の労働者とより固い統一と団結をあたえるのにあらゆる援助をあたえなくてはならない。われわれは社会のすべての階級を平和のための闘争に統一すべきだ。これは世界各國におけるわれわれの目的である。

二、平和闘争の破壊をねらう國際自由労連　このような平和擁護の闘いに対して、国際自由労連は何をやつたか。国際自由労連系の国際運輸労仂組合連盟（ＩＴＦ）では、一月二四日からロンドンで会議を開き、西ヨーロッパ諸国の運輸労仂者の武器の荷役拒否に対する対策を協議し、「監視委員会」を設置したが、この委員会の目的は西ヨーロッパにたいするアメリカ兵器の引渡しに反対している西ヨーロッパの港湾労仂者の闘争を破壊することであつた。

三月中旬ブリュッセルで国際自由労連幹部会がひらかれたが、これについてソヴェト労仂組合機関紙「トルード」は「この会議の決議は国際労仂者階級の進歩的勢力に反対してファシズム及び戦争挑発者と同盟することであり、この会議の実際の任務は、フランス、イタリア、ベルギー、ドイツ、オランダ、ノルウエーの各港でいま軍需物資の荷おろしに反対してすすめられている闘いを破壊するための計画を作成することにある」とのべた。

ＡＦＬ系港湾労仂組合長ジョセフ・ライアンはフランス港湾労仂者に軍需品の荷役ボイコットを中止するよう要請したメッセージを送つた。

三、賃上げをめざす統一行動　第三次世界大戦の準備は、勤労大衆の生活をますます苦しくし、これに反対して賃上げを要求する声は、世界労連に属すると国際自由労連に属するとをとわず強くなつた。資本主義諸国において、賃上げを要求する統一行動が一斉に組織されたのはこのためであつた。

アメリカでは、ジョン・ルイスのひきいる合同炭鉱労仂組合は昨年六月以来一日九五セントの値上げと組合厚生基金の支拂の増額（一トン当り一五セントまし）を要求し、週三日労仂戦術や、一〇月から一一月にかけて全国スト闘つてきたが成果をえられなかつた。今年に入つて、賃金は釘づけのまま、無協約状態で仂かされてきた炭鉱労仂者は、ついにイリノイ州の炭鉱で一六、〇〇〇名の労仂者が事前の予告なくストに入つたのを皮切りに、組合本部の承認なく、どんどん職場を放棄した。合同炭鉱労組会長ジョン・ルイスは一月二三日非公認のストを行つている支部に職場に復帰するよう要請したが、この指令は無視されスト労仂者九四、一五〇名のうち二三日朝までにストを中止したのは三七、四五〇名だけであつた。これに対して、トルーマン大統領は七〇日間の労資休戦の勧告を行つたが、二月四日、ルイスがこれを拒否したことがきつかけとなり、組合の指令なしに、三〇万をこえる炭鉱労仂者は全国的なストライキに突入した。これに対して、タフト・ハートレイ法の廃止をスローガンとして再選されたトルーマン大統領の要請にもとずき、タフト・ハートレイ法による罷業中止命令を出し、ルイス会長もこれに従つて二月一七日職場復帰命令を出したが、炭鉱労仂者は「協約なければ仕事なし」とこの命令に従うことを拒否した。タフト・ハートレイ法の発動に対して、全米労仂者の憤激は高まり、国際毛皮組合長ベン・ゴールドは、二月一〇日ＣＩＯ本部に、合同炭鉱労仂組合にたいするタフト・ハートレイ法発動に抗議するため全国的な短時間ストを行うよう要請した。合同公共労組（ＣＩＯ）第五八八支部と鉄道乗務員友愛会第六二〇支部はスト中の炭鉱労仂者のこどもを引きとつて養う運動を行つた。イリノイ・セントラル・システム鉄道労組の九支部も、ＡＦＬ、ＣＩＯ、鉄道友愛会に二四時間の同情ストを行うよう提案した。合同鉄鋼労仂組合（ＣＩＯ）は合同炭鉱労組に五

〇万ドルの闘争資金を送つた。罷業差止命令を拒否したことを理由に、リツチモンド・キーチ連邦裁判所判事は二月二四日合同炭鉱労組とルイス会長を法廷侮辱罪で告発したが、このストは、組合員一人一人が、組合の職場復帰命令に反して職場放棄を行つたのであるから、キーナン連邦裁判所判事は、三月二日、この告訴は根拠がないと論告し、無罪の判決を下した。そこでトルーマン大統領は三月三日、議会へ教書を送り、スト中の炭鉱を接収する特別の権限をあたえるよう要求した。ここまで、おいつめられた経営者側は、ついに屈服し、合同炭鉱労組のルイス会長と炭鉱所有者側とが三月五日新団体協約に調印したので四週間にわたり三七二、〇〇〇名の参加したストも幕をとじた。新団体協約によれば、炭鉱労働者の賃金は一日一四・〇五ドルから一四・七五ドルへ、また厚生基金はトン当り〇・二〇ドルから〇・三〇ドルへ増加した。この炭鉱ストは、タフト・ハートレイ法による弾圧をはねかえして一人一人の組合員の団結によつて闘いぬかれ、賃上げを獲得し偉大な成果をおさめるとともに、アメリカ全労働者の統一行動を促進した。

CIO傘下のクライスラー自動車工場の労働者八、九〇〇名も養老年金と疾病保険にたいする会社負担の増額を要求し、九九日間にわたる長期ストライキによつて、五月四日一時間一〇セントの賃上げに相当する会社負担の増加をかくとくした。

イギリスでは、労働組合会議（TUC）総評議会は、労働党政府の賃金凍結政策を支持し、一二月二八日、報告書を出し、「賃金にかんする要求を制限し、スライド制確立にかんする現協定を再検討すべきである」という政策を受諾するよう勧告したが、労働者大衆は総評議会の態度に不満をいだき、合同機械製作組合、鉄道従業員組合、合同建築労働組合、大鉱山労働組合は、この政策に反対の態度をきめた。一月一二日ひらかれたイギリス労組幹部会議では四二五万対三五〇万で、総評議会の政策が支持されることになつたが、反対投票の激増は、下部労働者の不満が高まつていることをはつきり示したのである。

それ故、総評議会の決定にもかかわらず、各組合はつぎつぎに賃上げを決議した。イギリス公務員五〇万を代表する全国公務員協調会議は三月一八日アトリー首相にたいして政府の賃金釘づけ政策に抗議する書簡を送つた。鉄道労働組合執行部は一週一ポンドの賃上げ要求をつづけることをきめ、造船機械労働組合連盟（二〇〇万）は週一ポンドの賃上げを要求した。賃上げ要求をおさえるディーキンらの右翼幹部に対する反対は、次のような事実にもつともよくあらわれていた。ロンドン港湾労働者は、昨年の港湾ストの指導者三名がカナダ海員ストを支持して活動したとの理由で運輸一般労働組合から除名されたのに抗議して三月二六日大会をひらき超過勤務を拒否し、四月一九日からストに入り、五〇隻以上の船が停船を余儀なくされた。一週間で一四、五〇〇名が参加した。

フランスでは、労働総同盟（CGT）、労働者の力（FO）、キリスト教労働総同盟（CGTC）の労働組合間の統一戦線は、すでに四九年春、公務員の賃上げ闘争を契機に結成され、政府の賃金釘づけ政策に一致して反対してきた。フランス国民会議は一月五日二一時間にわたる討議ののち団体交渉にかんする法案を三三一対一八五で可決した。政府提案の原案には強制調停が規定されていたが、議会はこれを修正して調停を当事者の任意とした。これはフランス労働総同盟をはじめ、キリスト教労組、「労働者の力」などフランスのあらゆる労組が強く強制調停に反対したためである。ところがフランス参議院は、一月二九日、この調停に関する事項を再修正して二〇九対一〇五で可決した。二月八日、フランス国民議会は、この再修正案をひつくりかえして、団体協約法案を原案のまま、賛成

四五一反対〇棄権一五〇で可決した。これは、共産党、社会党、人民共和派が労仂組合の統一戦線の圧力で一致して賛成したためであつた。これを契機に、今まで賃金釘づけ政策によつて頭うちになつていた賃上げ要求が、月三、〇〇〇フランの賃上げと団体協約を要求する闘争となつてひろがつた。二月九日、フランス自動車工業労仂者二万はCGT、FO、CGTCの区別なく統一してストに入つた。要求は、㈠一九四九年一二月にさかのぼつて一月三、〇〇〇フランの給与を支拂うこと、㈡最低賃金を二、〇〇〇フランときめること㈢団体協約の交渉と調印、㈣自由な労仂組合の活動を保証し警察の雇用にたいする干渉を廃止すること、であつた。国防省管下の兵器廠および軍需企業の労仂者三万名も二月九日つぎの要求でストに立つた。一、プレスト及びツーロンで解雇された労仂組合幹部四名の即時復職、一、一カ月三、〇〇〇フランの給与支拂、一、ヴェトナム戦争の中止とフランス軍の引上げ。二月二一日、ルノー自動車工場の労仂者三万人がストに入り、ボワッスイのフォード工場でも六、〇〇〇人の労仂者がストに入つた。CGT、FO、CGTCさん下の各鉄鋼労仂組合代表は二月二〇日合同会議をひらき、経営者側の提案している五%賃上げを拒否し、一カ月三、〇〇〇フランの賃上げを即時獲得するため共同闘争を実行することとなつた。フランス保険会社従業員組合も三月三日絶対多数で無期限ストに入ることをきめた。CGT傘下の港湾労仂組者は四日二四時間ストを行つた。三月六日朝からパリの地下鉄、バスがストに突入し、つづいて、各都市の電車運転手もストを決議した。フランス航空会社従業員もストに入りそのため旅客、貨物の輸送は一切中止された。フランスの電力およびガス工業の大部分の労仂者は三月九日ストに入つた。CGTはストの目的について政府や経営者が中傷をあびせているのに対し「ストの目的は、団体協約が締結されるまでの期間すべての労仂者にたいする一カ月三、〇〇〇フランの補助金獲得を目的としている。これこそ、人民の行動の統一の基礎をなすものである」と声明した。この闘争は、市民たちにも強く支持された。セーヌ県参事会はスト基金として六、〇〇〇万フランを寄附する旨を決定、農民は数県にわたつてスト労仂者のために食料を集めた。この他パリ近郊及び地方では、町村会が救援資金を出す他、労組家族たちに食物や牛乳の無料配給をし子供のクツを支給するところまであつた。

これらの闘争は、いづれも、政府ならびに経営者の提案した五%の値上げを上まわる線で妥結した。

イタリアでは、デ・ガスペリ政府の労仂運動に対するファッショ的な弾圧に反撃して、闘争は進められた。一月九日、モデナで警官が工場閉鎖に反対してデモを行つたリウニタ鉄鋼工場のスト労仂者六名が死亡し、婦人数名と一〇才の少年をはじめ三〇名の労仂者が重軽傷をおつた。この事件に抗議してエミリナ地方では一〇日ゼネストが指令され、このゼネストはローマニヤ、ヴェロナ、ゼノアの各県にひろがりイタリア全土で各種のデモ、スト、集会が行われた。一一日、この犠牲者六名の葬式が行われたが、これには四万人の労仂者が参加した。この事件は政治危機を促進しデ・ガスペリ内閣は一月一二日総辞職した。この事件は、世界労連金属労組インターにとりあげられ、世界各国の労組に抗議闘争をおこすよう訴え、日本をはじめ、フランス、ポーランド、ハンガリーなど各国の労組の抗議電がイタリアに集中された。世界労連書記長ルイ・サイヤン氏も、この事件にかんしリー国連事務総長に書簡を送り、「かかる非人道的行動に出たイタリア当局を道徳的に非難するため必要な調査を開始すべきである」との べた。このような全労仂者の一致した反撃におびえたイタリア政府は「社会秩序の維持」を目的として集会を禁止したが、これに対し

CGILは「イタリア社会運動」その他のファシスト団体の即時解散を要求するとともに、全国にわたり大衆デモンストレーションを実行することを審議するため執行委員会を三月二一日に開いた。この結果、イタリア労仂総同盟はアブルッチイ地区で労仂者が当局によつて射殺されたのに答え三月二二日一二時間ストを宣言した。三月二二日のゼネストにさいして警官はデモを行つたパルマの失業者一名を射殺し約一五名が負傷した。二三日の葬式にはパルマ州でゼネストが行われ一五万人が参加し、ボローニア、フイレンツエの労仂者は同情ストを行つた。

一九四八年から一九五〇年前半期までにイタリア人民が官憲または、地主の雇うギャング団からうけた攻撃による被害は一九五一年四月二七日の「ウニタ」紙によると次の如くである。

負傷者	三、一二六名
死亡者	六二名
裁判にかけられた者	九二、一六九名
現在投獄されている者	一、一〇五名
有罪の判決をうけた者	一九、三〇六名
懲役の延年数	八、四四一年

このように暴圧をはねかえしながら、イタリア労仂総同盟は、労仂者自身の手によつて作成した独自の経済再建計画をおしすすめていつた。この計画の技術面を検討するために一月二九日全国経済会議が開かれたが、これには多数の技術者、経済学者が参加し、経済を復興し、生産活動を活発にし、雇用率を増大し、人民の生活水準をひきあげるための有効な手段を提案した。CGILの経済計画は大要つぎのようなものである。一、イタリア鉄鋼業をシューマン・カルテルの脅威から救い、年間鋼鉄生産高を四〇〇万トンに引き上げる。二、トラクターの生産を四倍に増加し、これを安価に売出すことによつて農業を機械化する。三、外国独占資本の利益のために イタリア機械工業がうけている不利な取扱を廃止する。四、造船二〇〇万トン、差当つて四七万トンの計画を実行する。五、住宅建設を増加し建設資材の独占価格を統制する。六、電気、石油、メタン・ガス、石炭、褐炭など動力源の生産を発展させる。七、多量の肥料を農業に導入し、価格を三〇%引下げる。八、道路の建設を増加し電信電話制度を発展させ改善する。九、極貧層にたいし、織物、靴、衣服、自転車、その他の消費物資を低価格で供給する。一〇、外国貿易における差別待遇政策を廃止し万国と通商関係ならびに友交をむすぶ政策を採用する。

ところがイタリア政府は、経済再建計画をすすめるどころかアメリカ経済協力局イタリア代表の「忠告」によつて政府が管理している多数の工場を清算することに決定したため、三万名の労仂者が失業し、ミラノの工業地区セスト・サン・ジョヴアンニでは五月六日これに抗議して四時間ストを行い、またミラノでは全工場の一〇分間ストが行われた。この闘争は、たんに清算工場の労仂者だけでなく全労仂者によつて行われ、CGILは、この闘争をたんに数万名の労仂者の仕事をまもるためだけではなく、経済計画を実現することによつて国民経済の水準をひきあげ、雇用を最大限にし、すべての生産手段を完全に利用する政策をまもるために闘うことを明かにした。そこで失業反対闘争は経済再建計画とむすんだ生産管理闘争の形をとつて進んだ。たとえばシチリア島のマルサラのフロリオ酒工場では五月一九日工場閉鎖を阻止するため労仂者は工場を占拠、ボローニアのカクラルタ機械工場の労仂者は、経営者の工場放棄に反対して市民の支持のもとに同工場を占拠、スペロのルミアン化学工場の労仂者も、工場放棄に対抗して工場を占領し平常通り生産をつづけた。ミラノのエルコレ・マレルリ電機工場の労仂者は七五日

間の工場占拠ののち、ついに一、二〇〇名の首切りを撤回させ、争議中の賃金も支拂わせた。イタリアの労仂運動のうちでさらに特徴的な点は、広汎な農業労仂者および貧農がこれに参加していることである。イタリア各地では、土地分配委員会がつくられ、この委員会は、政治上の考えや宗教のいかんをとわず、農村の各層の代表者でつくられ、この委員会で、休閑地を農民の使用にあてるため農民に譲渡するよう請願書をつくり、農業労仂者や貧農に土地を分配し、接收を組織して占拠された土地で耕作農民を援助している。CGILさん下の農業労仂者連盟のよびかけにこたえて三月一五日には、政府が国会に提出した反動的土地改革法に抗議するデモや大会が全国にわたつて開かれた。イタリア政府は農民運動ならびにその指導者に弾圧を加え三月一八日ニカストロ地区（カタンツアナ州）では八三名の農民指導者が逮捕されたにかかわらず、同日警官におい出された農民は地主の土地を占拠し、弾圧に対する抗議のゼネストを行つた。このような闘争の成果の一つとしてCGIL、農業労仂者連盟、農業家連盟の各代表は、四九年五月のゼネスト以来交渉をつづけてきた全国的団体協約に調印し、イタリアの農村で、はじめて農業労仂者の八時間労仂の権利を認め、一日平均六%の賃上げを獲得した。

四、世界労連執行委員会ブタペスト会議　このような闘争の成果は、一九五〇年五月一九日より二四日まで、ハンガリー首都ブタペストで開かれた世界労連執行委員会に反映された。この会議における中心議題は、平和擁護闘争であつた。この会議では次のような諸決議が採択された。

「平和擁護のための世界労連の活動ならびに任務に関する決議」（ルイ・サイヤン書記長の報告による――要旨）

1、恒久平和と軍拡競争の停止および原子兵器の禁止をめざす闘争をさらに強化し、平和を守り、新戰争準備に反対する労働者階級の大衆闘争にたいし最大限の支持を組織することをもつて労働組合の最も重要な任務とみなす。

2、ストツクホルム・アピールの署名運動にすべての労働組合を参加させ、この運動を戰争反対の世界的運動に発展させる。

3、第二回世界平和擁護大会の準備に積極的に参加し、この運動を職場における平和委員会の設立と強化、戰争屋どもの行動に反対する労働者の大衆行動の組織化に結びつけておしすすめる。

4、反労働者法の撤廃をめざす労働者の闘争を援助し、労働者の利益擁護の闘争は、平和ならびに民主的自由を守る闘争と切り離し得ない点をあきらかにする。

5、植民地、半植民地諸國の労働組合と勤労大衆に組織的な援助をあたえる。

「労仂組合統一のための世界労連の活動ならびに任務にかんする決議」（フランス労仂総同盟書記長ブノア・フラシヨンの報告による――要旨）

1、戰争挑発者の政策を全面的に支持し、労働者の生活條件、労働條件に惨憺たる結果をひきおこしている責任をとわるべき「スト破リインター」や「ITS」の指導者たちの分裂策動を労働者自身の経験をいかして勤労大衆に暴露すること。

2、反動的労働組合指導者によつて、全國的労働中央組織から労働組合および進歩的戰闘分子の集団的または個人的追放にたいしては、強硬な根氣よい闘争を労働組合の大衆行動に組織する。追放された場合、うむことなく統一戰線再編成のため闘わなければならぬ。

3、所属組合をとわず、独立組合であろうと、全國組織であろう

と、労働組合員、労働組合組織間の行動の統一のための闘争を強化する。労働組合民主主義の確保、世界労連連絡委員会の設立が必要である。

4、世界労連のすべての支持者の活動を工場単位から全國單位まで結合させる。このためすべての労働者の要求に応じた共同行動綱領をつくる。

「失業および完全雇用の問題にかんする決議」（世界労連議長、G・ディ・ヴィットリオの報告による――要旨）

1、労働組合組織は、失業者に仕事をあたえ社会的に利用價値のある公共事業の具体的プランを起草し、失業者の当面の要求綱領に基いて勤労大衆の失業反対闘争を直ちに組織指導する。

2、失業反対闘争と平和闘争は緊密に結びつく。

3、各組合の指導のもとに失業者委員会を結成する。

この他、一宣伝活動の課題と方法にかんする決議」（S・ロストウスキーの報告による）「労仂組合インターナショナル（世界労連産業部門）の会議の成果にかんする決議」「ユーゴ労仂組合中央評議会指導者の裏切りにかんする決議」「ケニヤ（英領アフリカ）事件にかんする決議」がなされた。

これに対して、五月二五日からブラッセルで国際自由労連執行委員会が開かれた。この会議では、労仂者階級が切実な問題にしていることを一つもとりあげず、もつぱら、シューマン計画が問題となつた。又同会議では、インド、パキスタン、ビルマ、タイ、日本等東南アジアに代表団をおくり、これらの国で労組指導者を養成し、世界労連の影響力を弱めるために活動する方針をきめた。

しかし国際自由労連の代表団がパキスタンのカラチに到着したところ、シンド州労仂組合委員長のモハメッド・スパイル議長はパキスタンの労仂者に、「ウオール街の手先をボイコットする」ようアピールを発し、パキスタンの労仂者はこのアピールにこたえて同代表団をボイコットし、同代表団がひらいた大会にはほとんど労仂者が参加しなかつた。

第二節　後半期（朝鮮戦争勃発後）

一、朝鮮戦争に対する態度　六月二五日、朝鮮戦争が勃発し、二七日の国連安全保障理事会でソヴェト代表欠席のまま韓国武力支援が決定され、三〇日にはトルーマンがアメリカ海空軍に出動命令を発するという急激な情勢の発展にともなつて、世界の労仂戦線は、はつきりと二つの対立した行動に出るに到つた。

世界労連は、一九四七年三月における調査団の報告にもとずいて、南朝鮮における李承晩政権がファッショ的かいらい政権にすぎず、労仂者に対して苛酷な圧政をひいていた事実をバクロしていたが南北朝鮮統一労組中央委員会の宣言にもとずきソヴェトの拒否権を無視して一方的に決定された国連安全保障理事会の決議を根拠とするアメリカの韓国に対する武力援助を侵略として、朝鮮人民の闘争を支持するため一切の必要な行動をとる方針をとり、七月五日朝鮮戦争に関し全世界の勤労者にたいしメッセージを発表するとともに七月一〇日から全世界において「朝鮮人民支持週間」を実施するよう傘下全団体によびかける旨のメッセージを採択した。

国際民主婦人連盟も、世界労連が提案した「朝鮮人民支持週間」に全面的に賛成する旨の声明を発し、世界各国の婦人団体、すべての労仂者の妻、勤労婦人にたいし朝鮮人民支持のデモに参加せよとのアピールを発した。

これらのよびかけにもとずいて世界労連傘下の各産業別インターと各国中央組織は一せいに行動をおこした。

運輸労働組合インター（世界労連業種別部門）執行委員会書記局は七月一一日全世界の運輸労働者にたいし、朝鮮向兵器輸送を阻止する行動に出るようアピールを発した。アピール――運輸労働者は全世界の一朝鮮から手を引け一運動を支持しなければならない。

食料煙草労働組合インターナショナルや織物衣服労働組合インターナショナルの執行委員会も対韓援助反対の決議をおこなつた。

ソヴエトの各地でも勤労者がストツクホルム・アピールの署名運動を進めるとともに朝鮮戦争に対するアメリカの行動を非難したがモスクワではモスクワ真空管工場、一モスフイルム一映画スタヂオ一カウチエク工場、中央電信局をはじめ同市の企業、教育施設、研究所などで大衆集会がひらかれ、参加者は満場一致で朝鮮にたいする干渉をやめよと要求し、民族の自由と独立のために闘う朝鮮人民に深い同情を表明した。

ルーマニア労働総同盟は朝鮮労働総同盟にたいし、ルーマニア勤労人民は朝鮮人民の闘争が勝利に終ることを信じて疑わないと電報を発した。ハンガリー労働組合評議会、ポーランドの労組もこれに同調した。

フランス労働総同盟は六月三〇日コムミュニケを発表、朝鮮の労働者に電報をおくり、かれらとの団結の意志を表明することを決定したが、さらに七月七日、世界労連の一朝鮮人民支持週間一のアピールに全面的に賛成すると発表した。パリー地区の金属労働者を先頭として抗議の集会、デモ、短時間スト等が組織された。

イタリア労働総同盟も世界労連のアピールを支持し、対韓援助反対のデモを実行するようアピールを発した。トリノ、ミラノ、ヴエネチア、フイレンツエ、リボヴオルノ、ピサ、ブラト、モデナの各工場は完全に作業を停止した。ジエノアでは港湾作業が一五分間全く停止し、造船所とアルサンド工場の労働者はデモ行進を行つた。

イタリア労働総同盟と全国協同組合連盟は対韓援助に反対し、イタリアを戦争にまきこむおそれのあるいかなる行動もさしひかえるよう政府に要求した。

フイリツピン労働団体（CIO）加盟七八組合を代表する二〇〇名の代表団は、フイリツピン軍の朝鮮派遣を憲法に違反するものとして非難し、政府としては五五、〇〇〇万ドルの赤字予算と労働者の賃上げ要求をこそ取り上げるよう要求した。

コロンボのセイロン労働組合連盟の提唱による大会は七月一六日五、〇〇〇名以上が出席して開かれ、朝鮮人民に挨拶をおくるとともに朝鮮干渉に反対する決議を可決した。

このような、世界労連を中心とする労働者の朝鮮人民との連帯性を示す決意の表明は武器の生産と輸送を拒否する行動に高まつていつた。

ハンブルグの港湾労働者は、軍需品と爆弾を積んで入港した船舶三隻の荷おろしを拒否したが、八月八日、港湾当局は労働者四一名を解雇したので、労働者はこの解雇に反対し、満場一致ストに入つた。ハンブルグの住民は全面的にスト労働者を支持し、多くの企業では労働者がハンブルグ平和委員会の救援基金に多額の寄附をしした。こうしてストに入つた労働者は勝利をかくとくし、ハンブルグ港当局は解雇した港湾労働者を復帰させると発表した。西ドイツ港湾労働者、海員、河川運輸労働者平和委員会は一ハンブルグのストは戦争放火者とたたかう港湾労働者の国際的連帯戦線参加への第一歩である一と声明を発した。リューベックの港湾労働者も軍需品の荷卸しを拒否するとともにハンブルグの港湾ストを支持する決議を

満場一致可決した。

シドニー港の港湾労仂者の一部は八月二三日朝鮮むけアメリカ製兵器の積荷を拒否した。

チリ北部のトコピルラ港の港湾労仂者は、銅、硝石などの戦争資材の南鮮向け積出しを拒否した。

國際自由労連は、これに対して、朝鮮戦争がおこるやただちに別項のような抗議書を発表し、傘下各組合に回章をまわして、国連軍の行動を支持するようによびかけた。

抗　議　書

國際自由労連は全世界五、〇〇〇万の民主的労働組合員を代表して共産軍によつて南鮮に向つて開始された兇悪にして兆発されざる武力攻撃に対して激烈なる抗議を表明する。同時にわれわれは安全保障理事会がこの侵略行爲を反撃しかつ朝鮮國の平和を回復するためにとつた強硬な態度を歓迎する。この國際連合の処置は自由な民主的労働組合の全幅的な支持をうることを確信する。そしてこれら民主的労働組合は以前と同様、民主的國家の合法的防衛手段のサボタージュを目的とするいわゆる平和運動の僞瞞的訴えを拒否するに違いない。……アメリカ、イギリスその他國際連合加盟國によつてとられた行動が朝鮮の平和の再来と國際連合の権威と威力の保持を目的とするものであることを堅く信じて、わが國際自由労連は世界各國の労働組合員諸君にむかつて國連軍の施策に無制限の支持を与えられるよう訴える。アメリカ労仂総同盟はすでに戦争勃発後三日目の六月二七日の自由労仂組合委員会で声明書を発表し、次のような提案をした。

一、国連加盟各国が国連憲章に基いた行動をとり、韓国に対し精神的・物質的援助を行うことを強く国連に主張する。

二、国連はソ連政府が北鮮かいらい政府の侵入軍が撤退するよう命令することをソ連政府に対して特別要請を行うべきである。

三、侵入軍とソ連煽動者が引つづき国連の決定を嘲笑するならば、国連は彼らに対し完全な経済的・外交的制裁を加うべきである。

四、アメリカは国連との連絡協力を通じて侵略者を敗北させるために韓国に対し精神的援助と同じく迅速かつ適切な軍事援助をおこなわなければならない。

五、アメリカ政府は、台湾防衛を行い、アジア本土の何処に共産主義の攻撃が行われようと、それを打破るため軍需物資、航空機、海軍艦艇、技術者等を準備することを宣言すべきである。

六、自由国家に対する顚覆政策や帝国主義侵略政策としての共産主義第五列の経験に鑑みて、国務省、国防省は市民、労仂者、経営者代表の委員会と共にこのような謀反をおこす団体や機関や活動をわが国から根絶するための効力ある計画を準備することを引うけなければならない。

七、アメリカ国民に危機の重大性を認識させ国家の統一を助けるために大統領が現在の世界の危機における上記のアメリカの方法、抱負、目的、行動を擁護して上・下院合同会議を開くよう主張する。

アメリカ労仂総同盟執行委員会はさらに「モスクワに支配されたルーマン大統領に書簡を送り、「朝鮮における国連の政策を実施せんとする行動を支持するとともに世界的な共産主義を打破るためにアメリカは世界の自由と安全のためにすぐれた実例を示すべきである」とし次のような二つの提案を行つている。

「第一に、タフト・ハートレイ法の撤廃に重点をくフェア・ディー

ル政策を率先行うべきである。第二に部分的経済統制の実施を要望する」。

このように、外交政策の分野において、ほとんど意見の対立がなくなつた。アメリカの二大労仂組合、AFLとCIOは七月二六日統一行動委員会を設置し、立法及び外交政策の分野で協力活動を確保することとなつた。

世界労連を脱退したオーストラリア労仂組合評議会は、濠州海員組合連邦執行委員会が朝鮮にたいする戦争物資の輸送を拒否したことに対して七月一〇日、これを非難し、「北鮮は侵略国であり、安全保障理事会の決議は正当である」と声明を発した。オーストラリア政府は海員組合の役員を逮捕した。

二、生活の窮乏に反対する統一行動　朝鮮戦争勃発を契機に、各国が一斉に軍備拡充にのり出したことは、一般勤労大衆の生活に深刻な影響をあたえた。

世界労連機関紙「世界労仂組合運動」は再軍備の影響を次のように分析している。

一、税金は増徴されている。二、学校、病院、その他の社会的支出のための予算が削減されている。三、消費物資の価格があがつている一方、その品種や数量が減少する傾向にある。四、独占資本はますます小企業をおしつぶす傾向にある。五、独占資本の利潤が途方もなくふえているが、この一部は政府の軍需注文という形式をとつて軍事的統制が強化されている。六、生活の全局面にわたつて軍事的統制のために闘つている労仂組合を弱める。七、賃上げと労仂条件の改善のための闘争は、体化するために「追放」を実行していることをとわず、ストライキの波は高まつていつた。

このような生活の窮乏化に反対して、賃上げを要求する闘争は、全資本主義諸国にひろがり世界労連傘下たると国際自由労連傘下たるとをとわず、ストライキの波は高まつていつた。

アメリカでは、朝鮮戦争とともにこれに乗じて労仂条件の切り下げをねらつている経営者に対してストライキが拡がつた。

カリフォルニア一二郡では一二、〇〇〇の大工が、組合幹部が経営者の提案に妥協したにもかかわらず、要求の全面的受諾を主張して職場復帰を拒否した。トッド造船会社に属する二つの波止場では造船労仂組合（CIO）の労仂者四、五〇〇名が二〇日から賃上げを要求してストに入つた。連邦調停官コルヴィンは「造船は現在軍隊にとつて非常に重要なものであり、ストは深刻な結果をもたらすであろう」と訴えたが、労仂者は依然としてストをつづけた。デトロイトのカイザー・フレーザー自動車工場の労仂者一万は七月二一日から、組合活動を行つた労仂者が解雇されたことに反対して組合幹部の許可なしにストに入つた。ニュー・ジャーシー州のエリザベスでは、フェルプス・ドッヂ製鋼会社所属工場の労仂者一、二〇〇名が賃上げ、保険、有給休暇、労仂条件の改善を要求して満場一致でスト突入に賛成した。オハイオ州のペインスヴィルでは化学工場の労仂者三、〇〇〇名が廿二日からストに入つた。テキサス州では七、五〇〇名の石油労仂者が賃上げと労仂条件の改善を要求してストをつづけ、ニューヨークの建築会社のトラック運転手一、一〇〇名もストに入り、このため一二、〇〇〇名の建築労仂組合の労仂者も仕事を中止せざるをえなくなつた。

八月三〇日付ニューヨーク・タイムスの伝えるところによれば、インターナショナル・ハーヴエスター会社の労仂者六万は賃上げを要求してストに入つた。ニューヨーク州、アリゲニー鉄鋼会社の労仂者約二、〇〇〇名は七月中旬ストに入り、賃上げを要求するとともにストを指導したため解雇された労組員二九名を復職させない限り就業しないと宣言した。ピッツバーグ市アームストロング・コーク会社の労仂者九、〇〇〇名は、賃上を要求してストに入つた。

鉄道友愛会と鉄道車掌組合（二五万）は、賃金据置で四八時間制を四〇時間制にせよと要求をかかげて八月二三日に二八日からストに入るよう指令したが、トルーマン大統領は、これに対し八月二五日陸軍による鉄道接収を命令し組合はスト無期限延期を指令した。しかし、すでに、二一日からシカゴ、ピッツバーグなどでは山猫ストがはじめられていた。この接収命令は、労働者の賃金は現状通り釘づけにしながら、利潤は資本家にあたえるというものであつたので、組合員の不満はおさまらず、一二月に入つて、鉄道列車従業員の「非公認」ストの波がアラバマからワシントン、シカゴへと拡大し、アメリカ最大の鉄道中心地をおびやかすに到つたので、一二月一三日軍隊が出動、鉄道の操業にあたつた。このような闘いによつて、鉄道労働者は二二日、賃上げとスライド制を獲得した。

しかしAFL、CIOの右翼幹部は軍備拡充に全面的に協力した。すでに朝鮮戦争勃発に先立つ、六月一一日、国家安全資源局長官スチュアート・サイミングトンとAFL、CIO、鉄道友愛会、合同炭鉱労働組合の代表との会合がひらかれ、その席上で組合代表は「組織労働者は国防政策の計画と管理に完全な参加を主張し政府によつてなされた決定を単に是認するにすぎないような体裁をつくろつた諮問委員会への出席で満足していない」との声明を提出し、その結果、戦争に対する人的資源や生産物の動員に対する詳しい手続についてサイミングトンと会談する九人委員会がつくられた。また朝鮮戦争勃発後、七月一一日、サイミントン国家保障委員会議長は、CIO、AFLその他の労働組合代表と戦時労働管理について協議している。

このように、軍備拡充に協力する右翼幹部に対して、朝鮮干渉反対の立場をとつてきた国際沖仲仕倉庫人夫組合ならびにその他二つの太平洋関係の海運労組は、八月二九日、CIO執行委員会から除名されたが、同組合は、これより先六月二三日「われわれは現在、CIOから除名された組合および除名されようとしている組合が、CIOの分裂とスト破り政策にたいし相互援助のため計画をたてることを全国的にやりとげるため結集すべき時がきた」と声明し、この呼びかけにもとずいて、CIOを除名された進歩的組合は、一一月二八日ワシントンで代表者会議をひらき、労働組合のいかんをとわず、すべての労働者にたいし、つぎの諸目標のための闘争に参加するようよびかけた。

賃上げ、賃金釘づけの実施反対、物価引下げ、物価ならびに家賃の統制、利潤税の引上げ、低所得者にたいする課税の引下げ、マッカラン法、タフト・ハートレイ法その他反労働者法の廃止、小数者の雇用権を保護するための公正なる慣行の即時確立、反労働者的ならびに「反共産党的」動きの犠牲者の防衛。

カナダの全組織鉄道労働者一六六、〇〇〇は、現行一週四八時間制にたいし、賃金すえおきで四〇時間制を要求、八月二二日午後一〇時を期してストに入り、カナダ内部、カナダとアメリカの間の鉄道輸送は一切中止した。この鉄道ストは、カナダでは、この一〇年来最大の労働争議であつた。八月三〇日、国会はスト禁止法を可決したので、各労働組合は一致して反対声明を出した。このような統一行動がとられたのはカナダ労働運動史上はじめてである。

イギリスでも三三億ポンドの軍備拡張三カ年計画が発表される情勢の中で、九月四日からブライトンで労働組合会議第八二回年次大会がひらかれたが、これに先立つ総評議会で、軍事支出の増加を承認するよう要求するとともに戦争政策に反対している代議員を排斥する態度をあきらかにし、ストックホルム・アピールはそらぞらしいごまかしごとであるという外交政策にかんする宣言を発表し、大会でも下部組合から出されていた原爆禁止の提案を否決したが、総評

議会の報告中賃金にかんする部分を三、八九八、〇〇〇票対三、五二一、〇〇〇票で否決し、賃金制限を撤廃し、事業利潤に最高限度を設定するとの案を三、九四七、〇〇〇票対三、七二二、〇〇〇票で可決。九日八日付ウォールのように「TUC幹部の敗北は再軍備に乗り出している労仂党政府に打撃をあたえ」たのであるストリート・ジャーナルがのべて。

このような動きの中で、今まで賃金釘づけに賛成してきた運輸一般労仂組合の右翼幹部も、市街電車、バス、沖仲仕人夫の賃上げを要求すると発表した。ロンドンのガス工場の労仂者は賃上げて長期ストを行い、軍隊が出動して工場を接収し組合幹部は裁判にかけられたが、これをはねかえして要求を貫徹した。

フランスでは、新しい団体協約法によつて五月以来労仂者、経営者、政府の三者の代表委員会で最低賃金制に関する交渉がすすめられ、最初CGTは一九、〇〇〇フランを要求し、FOとCGTCはこれに棄権する態度をとつてきたが、七月末にはCGTが一七、五〇〇フランと要求を引き下げて行動の統一のために努力したので、FOもCGTCもこの修正案を支持し、行動統一協定が調印された。ところがプレヴァン内閣は、全労仂者の団結を決行した。一週四〇時間とすれば一カフラン、パリで七八フランを八月二三日最低賃金として地方で六四月、地方では約一万フラン、パリでは一三、五〇〇フランでCGTが要求していた一七、五〇〇フランとは非常にかけはなれていた。

CGTは一七、五〇〇フランの要求闘争をつづけるように全労仂者によびかけるとともに、地域差賃金制を撤廃し、スライディング制を要求した。さらにCGTは一〇〇%がストに入つて、統一の威力を示したので、この結果、農業労仂者家族協会などからなる連絡委員会を組織しつぎの四項目の要求を政府へ提出した。

一、子供一名につき家族手当一、〇〇〇フランを支結する。二、物価値上げの決定を取消すか、賃金を税ぬきで一〇〇%増加する団体協約を結び、農産物は二〇%、食糧品や電気料金などは三〇%の値上げしているのに賃金は一〇%だけの増加で制限することにきめられたので、つぎの要求事項をつくりあげた。

イタリアでは八月、工業家連盟と労仂者側との間におこなわれてきた賃金体系ならびに労仂者の解雇を決定する徴戒規則の変更に関する交渉は決裂した。この交渉の決裂にさいし、キリスト教民主党系労組（CISL）やサラガット社会党系組織（UIL）もイタリア労仂総同盟（CGIL）と共同行動をとることをきめた。

これより先、六五万の織物労仂者は組合の区別なく統一して二四時間スト、四八時間ストを行い、海員も七月四日、二四時間ストに入り、つづいてCGIL、CGSL、UILは、一一月一四日、全イタリア工業四五〇万で四時間の抗議ストを行い、運輸労仂組合五〇万もこれに同調、一四日地方鉄道、長距離バス、トラック輸送など八時間ストを決行した。このゼネストは、全労仂者の団結を示し、トリノやミラノでは労仂者、事務員の一〇〇%、他の都市では労仂者の九五—一〇〇%がストに入つて、統一の威力を示したので、この結果、一二月二日、工業家連盟の妥協で全国的規模の賃上げ協定が成立した。

オーストリアでは、九月末、右翼幹部が経営者と賃金と物価に関する団体協約を結び、農産物は二〇%、食糧品や電気料金などは三〇%の値上げしているのに賃金は一〇%だけの増加で制限することにきめられたので、オーストリア工場委員会会議が九月三〇日にひらかれ、つぎの要求事項をつくりあげた。

一、物価値上げの決定を取消すか、賃金を税ぬきで一〇〇%増加す

るか、いずれかの措置をとること。

二、これ以上の物価値上を行わず、法律によつて物価を釘づけにすること。

この要求に対して政府の回答がなかつたので四〇万の労働者は一〇月四日ゼネストに入つた。

フインランドでも、九月一三日木材、金属、その他の工業労働者が賃上げを要求してゼネストに入つた。

西ドイツの河川運輸労働者二万は一〇月六日賃上げを要求してせいにストに入つた。

ギリシヤの国立、発券、農民の三大銀行の従業員は一〇月二日からストに入つた。

オーストラリアの六〇港の港湾労働者二六、〇〇〇は、一〇月一八日賃上げと労働党が反共法案を支持したことに反対しストに入り、四六〇隻の船舶が釘づけになり、ヴイクトリア州でも四、〇〇〇の鉄道労働者がストに入り、全鉄道は三日間止つた。

インドでは、八月二七日、カルカツタで食糧よこせ大会が開かれボンベイでは七月から一〇月六日まで八週間にわたつて紡績労働者が飢餓突破資金を要求してストを行つた。

インドネシアでも、ゴム園労働者、海員、織物工、事務労働者も大規模なストに入つた。

イギリス領ギアナのジョージ・タウンでは、運輸、港湾、郵便、医療、公共事業の各労働者、公務員、沖仲仕、税関吏、砂糖園労働者が賃上げでストに入り、このため輸送、郵便は完全にストップした。このような賃上げを要求するストの波におされて一九五〇年九月一三日から一五日にわたつて、国際自由労連では緊急委員会をブラッセルでひらき、つぎのようなインフレに対する国際的方策の決議を採択した。

南鮮の侵略が起きてからこの方、多くの物価、殊に主要生産品の価格は著しく上騰の傾向を現わしてきた。かくて物価の上昇はひいて生活費の高騰を招くことになつた。このインフレの危険はもともと賃金が物価に追いつこうとするところから起る悪循環によつて生ずるものであるが、このインフレと闘うために物価統制その他の対策を実施しはじめ、または、これからはじめようとしている政府は既に二、三にとどまらない。いついかなるところでも必要がおきた場合、かかる健全なインフレ対策をとるべきが当然であるという点をわれわれは完全に意見の一致を見たのである。

しかし一國内だけの対策では十分にインフレ傾向を阻止することはできない。そこでわれわれは國連指導の下にこの最も重要な主要生産品の大生産國または消費國の政府が相集り、國際商品協定を締結することを提案したい。われわれは、ここに軍事防衛に協力した國連および全自由國政府が、侵略者に対して武器をとつて立つたときと同様の決意をもつてこの仕事にとりくんでもらうことを要請する次第である。

この決議は、原料の独占をねらつている帝国主義の利益になるだけで、一般勤労者の生活を少しも改善するものではなかつた。

三、シューマン計画反対の闘争　フランス・ドイツの石炭鉄鋼生産の共同管理を提案したのは五月九日で、これが、六月九日、西ヨーロッパ五カ国石炭鉄鋼プール案となつて承認された。鉱山労働組合インターナショナル（世界労連業種別部門）は、フランス、イタリア、イギリス、アメリカ、ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、ザールの鉱山労働者ならびに金属労働者にたいし、シューマン計画に反対して統一行動をとるようよびかけるつぎのような共同アピールを発した。

シューマン計画は戦争準備を促進することを目的としこの計画が実施されるならば経済の軍事化はますます強化され失業者は増大し物価は昂騰する。さらにこの計画は國際独占資本の統制下に特別の超國家的権威を創ることを目的としているが、これこそ各國民の公正な希望を破壊し、その政治的、社会的権利の自由なる行使を阻止し、民族の独立を失わしめるものである。われわれは諸君がそれぞれの代表を選出しシューマン計画を打倒するための具体的かつ効果的な会議をひらくよう要求する。

このよびかけにもとずいて、鉱山、金属国際労働者会議が九月二二日から二四日までパリで開かれ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、ザール地区のシューマン計画関係七カ国の代表一〇〇名が出席し、各代表は、シューマン計画によつて鉄鋼、石炭トラストの支配が強化され、フランス、ベルギーその他の諸国の賃金が西ドイツの水準にまで引き下げられ生産物がまず第一に西ヨーロッパの対ソ再武装に使用されることを指摘し、次のようなことをきめた。

一、来る一〇月一五日、シューマン計画反対の合同デモを行う。

二、シューマン計画にかんするポスター、リーフレット、新聞を発行、または集会をひらいて労働者や一般大衆にシューマン計画のもたらす影響を知らせる。三、鉱山、金属労働者合同会議をひらき、これを母体とするシューマン計画反対行動委員会を設立する。四、鉱山や工場の閉鎖、労働者の解雇、その他の労働者の失業または半失業に断固反対する。五、東ヨーロッパ諸国との通商をさまたげる措置に反対する。

フランスでは、シューマン計画の一環として政府によつて閉鎖を命令された、バ・ド・カレー県のオーシェル第七号坑の坑夫二五三名は、七月二八日から七二〇メートルの地下で坑内占拠ストに入り三一日間七四〇時間にわたつてつづけた。この闘争を支持して、オーシェル全炭坑一、二〇〇名は四日間の一〇〇パーセント・ストを行い、北部およびバ・ド・カレーの一五万の炭坑夫は、同情短時間ストを行い当局に抗議や代表派遣をおこなつた。

イタリアでは、シューマン計画の一環として、イタリアの機械工業が全面的な危機におちいり、工場閉鎖や大量首切りが相ついでおこつた。CGILは、イタリア政府に対し、機械産業の危機突破対策としてつぎのような提案をした。

一、これまで発表されたすべての解雇通知を撤回する。二、機械産業の生産能力を最大限に発揮することによつて全生産部門の生産を刺戟する。三、労働組合は国民の利益のためこの計画の実現を支持する。

この提案は政府によつて拒否されたので、イタリアの金属労働者七〇万は一二月二一日四時間の抗議ストを行つた。この工場閉鎖、大量首切りに対する闘争は労働者自身の手による生産管理闘争として闘われた。「イルヴア・ポルザネツト」鉄鋼工場の労働者は、工場を閉鎖しようとする経営者の企図を粉砕し、労働者は自分でつみ立ててきた相互援助資金で、二カ月以上、経営者なしで生産をつづけた。ジェノアのノルヴア鉄工場、バグナラ機械工場の労働者も七月一日以来、工場閉鎖に反対して工場を占拠して三カ月半にわたつて生産をつづけ、首切りを一〇〇名内外にくいとめ、闘争中の賃金支拂と占拠中の資材買入れのための負債をみとめさせた。この闘争において、ゼノア市長アダモリは各政党、組合民主団体の代表を集めて市民防衛委員会をつくり、争議団に協力した。ジェノアのアルサンド造船所では、経営者が経営を放棄し、約一万名の労働者はジェノア市民の同情と支持をうけ賃金ももらわず生産をつづけ、労働者自身の創意で二五、〇〇〇トンの汽船を建造することとなり、起

工式が一一月二二日行われ、このような断乎たる行動によつて一二月九日勝利をかくとくした。ミラノの国有企業ブレタ工場では、一〇月一四日労働者一、八〇〇名の解雇を発表したので同工場一二、〇〇〇名は工場防衛闘争に立ち上り、これには所属組合のちがいをこえて広汎な労働者が参加し、社会民主党出身のミラー市長も一七日ブレタ工場の救済計画を検討するため大会を招集し、この計画を政府に提出し、全ミラノの工場は一時間ストでブレタ工場に対する連帯性を表明した。

一二月一日からブカレストでひらかれた世界労連執行局会議は「金属機械労組インターの活動」に関する決議を採択しその中で次のようにのべている。

「戦争生産への転換に反対し、平和生産による雇用の増大のため闘わねばならぬ。炭鉱インターとともにシューマン計画反対の闘争を拡大する」。

四、西ドイツ再軍備反対の闘争　一一月一一日、ワルソウで開かれた平和擁護世界大会は、戦争屋に対する世界の平和勢力の一大デモンストレーションとなつた。この大会において、日本と西ドイツの再軍備の問題も特にとりあげられた。一二月一日からルーマニアのブカレストで開かれた世界労連執行局会議は、第二回平和擁護世界大会できめられた国連へのメッセージを支持するとともに、平和闘争の新段階にあたつて第二回平和擁護世界大会で決定された行動綱領を支持し、平和擁護委員会の活動を活潑にし、その闘いの中で陣列を統一し、戦争放火者とその手先を暴露することを全世界の労働者および組合組織に訴えた宣言を発表した。この会議で採択された決議は大要次の如きものである。

「平和擁護闘争における世界労連の活動についての決議」

1、第二回世界平和大会の決定を満場一致で確認し、世界平和評議会の組織化を歓迎する。

2、a第二回世界平和大会の決議をもつとも広汎な形で普及する。

b兵器の生産と輸送に反対行動をおこす。

c植民地従属國との団結をつよめ、朝鮮人民にさらに大きな援助をあたえる。

d統一運動を基礎にドイツ、日本にみられるような再軍備を阻止する具体的な計画をたて実践する。

e労働者の緊急にして基本的な要求をかちとる闘争と平和闘争とを密接に結合する。

f軍事支出の削減、社会的に有益な建設事業の拡張、労働者の生活水準の引上げ。

g世界労連未加盟組合との連絡を密にするとともに、國際自由労連などの分裂主義者を暴露する。

h工場平和委員会の拡大、強化。

一一月、中国人民義勇軍が朝鮮戦争に参加し、国境までせまつた国連軍が大損害をうけ、これに対して、トルーマン大統領は一一月三〇日原子爆弾の使用を考慮すると声明した。

この声明は全世界の労働者を憤激させ、アメリカでは、海員司厨組合は、原子兵器を使用しないという確約、平和交渉のイニシアテイーヴをとることを要求する決議をトルーマン大統領におくるとともに、組合員が手紙をおくることを組織するための委員会を設立し、国際木材労働組合の婦人部は、第三次大戦の脅威の除去、原子爆弾の禁止、アメリカ軍の朝鮮撤退、五大国会議の召集を要求する手紙を回覧した。

イギリスの労働者は戦争に反対しアトリー首相に戦争の脅威に反対するよう要求した。サウス・ウエールズ炭鉱会議は満場一致戦争

反対を決議し、バーミンガム労仂評議会は朝鮮の戦争を即時中止するよう要求、カムバーウエル労仂評議会は「戦争中止会議」を招集することを決定するなど、イギリス労仂者の平和運動は高まつた。

ローマ、ミラノ、その他、イタリアの各地区では、トルーマンの原爆使用考慮の声明に対し、短時間の抗議ストが行われ、ローマ労仂評議会は、一二月一日、アメリカ大使館に代表団を送つて抗議した。ローマ北部のチヴイタヴエッキアでは一八時間の抗議ストが行われた。

このような迅速かつ断乎たる労仂者の行動と全世界で六億をこえる原子爆弾禁止を要求する署名の圧力は、トルーマン、アトリー会談となり、原子爆弾の朝鮮での使用を阻止し、戦争の全アジアへの拡大をくいとめたのである。一二月一八日からブラッセルで開かれた北大西洋条約理事会、同防衛委員会は、アメリカ代表の提案を採択し、六〇個師一〇〇万の西ヨーロッパ軍の創設、アイゼンハウワー元帥の最高司令官就任、西ドイツ再武装などをきめた。

これより先、フランスCGTは、一二月六日全労仂者にドイツ再軍備反対闘争の展開をよびかけ、アメリカ軍の占領するフランスのボルドー港とラ・パリス港の解放闘争ならびにヴエトナム派遣軍の撤退要求運動を訴え、フランス政府が西ドイツ軍創設に同意すると決定したのに対して一二月一二日、パリでは各労仂組合、民主団体の西ドイツ再軍備に反対するデモが行われたのをはじめ、フランスの労仂者は西ドイツの再軍備に反対して立ち上り、一三日にはマルセイユの各企業の労仂者が短時間ストを行い、ツーロン、ヴアール、またリユエーユ市の金属工業の労仂者代表は一二月二六日市長を訪パ・ド・カレー、ブーシュ・デュ・ローヌの各県では大衆集会がひらかれた。ブラッセル会議の決定が発表されるや、フランスCGTは、西ドイツ再軍備反対闘争をさらに強化するよう訴えたつぎのアピールを発表した。

アピール

フランスCGT事務局は、西ドイツ再軍備こそ、帝國主義者が世界制覇をとげんがためにおこなつている反ソ、反人民民主主義諸國侵略政策の主要な一環であることを警告したい。この侵略政策により世界平和は重大な危機にさらされている。西ドイツ再軍備は同時にフランス人民に多大の脅威をあたえるものである。フランスCGT事務局は、西ドイツ再軍備反対問題について民族の意志にそつた明確な態度をとることをフランス政府に要求するよう全勤労者に訴える。さらに事務局は全労働組合員諸君か労働階級の意志の統一を示し、西ドイツ再軍備政策を打倒するため集会をひらき、作業を中止し、デモを行うよう訴える。

このアピールにこたえて短期間ストを行つた労仂者の主なものは次のとおりである。クレルモンフエランの機械製作工場、モンドラゴンの建築労仂者と「ヴイヤール」工場労仂者、カステル・モラーヌ水力発電所の労仂者、アンジエーヌ市のガス電燈会社従業員、ラ・ミユール、ランス、ロシベリ、タマリ、サン・マルタン、およびミユールーズ地区の炭鉱労仂者、ジヴオールの「フイヴ・リール」工場の労仂者、ブーロニユ、パリーなどの「ルノー」工場の労仂者はいずれもストを決行した。これらのストライキにはCGT傘下の労仂者ばかりでなく、FOやCGTCの勤労者もふくまれている。クレルモンフエランの各企業の勤労者代表五〇名は一二月一九日職場大会で可決されたブリユッセル決定反対の決議を県知事に手交し、セイユの各企業の労仂者代表は一二月二六日市長を訪問し西ドイツ再軍備反対の決議を手交し、ブレスト市の労仂者代表も同様の決議を市会に手交した。マルセイユ、ツールーズ、アーヴル、デイエブ、ルーアン各都市では西ドイツ再軍備に対する抗議デモが行われた。

第九章　平和擁護運動

第一節　世界平和擁護運動の発展と日本

日本の労働者階級は、すでに一九四六年の第一七回メーデー中央大会で、つぎのように「宣言」した。すなわち、「世界の労働者階級と手を握つて、その固い団結のもとに、ふたたび世界に戦争の種をまく専制主義、封建主義、ファシズムを叩きつぶすのだ。かくしてのみ、われわれ勤労大衆は飢餓と窮乏から解放され、世界は平和と栄光に充たされるであろう」と（本年鑑第二二集を参照）。

しかしながら、日本の労働組合が平和擁護のための運動をその主要課題とするようになつたのは一九四八年、反動攻勢が強まり、誰の眼にも新しいファシズムの芽生えが明かになりはじめてからであり、ちようど国際的な平和擁護運動の展開と時期を一にしている。

一九四七年一〇月、世界労連創立二週年記念日に際し、世界労連書記長ルイ・サイヤンが発したつぎの「平和に関する声明」は、当時、日本の労働組合運動にも大きな影響を与えたのである。

谷國における労働者は、すべての労働者に対する民主主義的権利と労働組合権の拡張、ファシズムの絞首人の一掃、そして世界平和の確立のために一身を捧げねばならぬ。

労働組合および労働者が平和を擁護するためになした役割は、従来よりも一そう緊要となり必要となりつつある。われわれは平和が確立されねばならぬとする意志を確固として強調せねばならぬ。新しい戦争の観念を植えつけようとするあらゆる宣伝に対してあらゆる精力を集注し不屈にたたかわねばならぬ義務がある。

世界における平和、ファシズムのあらゆる浅滓、兆候の一掃、人民のための民主主義的権利の拡張は、全世界を通ずる労働者の福祉の増進や、生活水準の向上と不可分にリンクしている。この事実こそ労働者と労働組合組織とが、世界労連の第二週年記念日にあたり、従来よりも、もつと、しつかりと確認すべき事実である。

さらに、一九四八年一二月、パリーでひらかれた国際連合総会採択の「世界人権宣言」を契機として、日本のインテリゲンチヤも平和擁護運動へ積極的に参加するようになつた。すなわち、翌一九四九年三月、日本の芸術家、学者、ジヤーナリストらの有志は同年四月二〇日よりひらかれた第一回平和擁護世界大会をめざし「知識人の会」を結成、国連の世界人権宣言にこたえ平和宣言を発表した。

また、これよりさきの一九四九年一月、安倍能成、大内兵衛、仁科芳雄三氏主唱のもとに、五五名の学者が「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」をおこなつた。これは、ユネスコ発表の「戦争をひきおこす緊迫の原因に関して八人の社会科学者によつてなされた声明」を検討した結果、到達した見解の一致点を要約したものである。なお、この声明に参加した学者によつて、東京平和問題談話会と関西平和問題談話会が組織された。

四月二五―六日、パリーの第一回平和擁護世界大会に呼応して平和擁護東京大会がひらかれ、つぎのような決議と平和綱領を採択した（同会の正式の発足は一九五〇年二月二七日である）。

平和擁護東京大会決議

やつとわれわれの手にかえされたばかりの平和の中で、われわれは再び平和擁護の叫びをあげなければならなくなりました。

これは平和の愛好者たちが戦争の悲惨について忘れ易いからで

はなく、好戦的なファシストどもがまたもや戦争の利益を渇望しはじめたからです。

われわれ日本の人民は、もつとも狂暴なファシズムの被害者としておそらくは世界でも一番熱烈かつ執ように平和をねがうはずの者です。しかるに平和の敵はすでにあらゆる分野にわたつてわれわれを攻撃しつつあります。政治において、経済において、科学において、藝術において、日常生活の全般において、徴候はもはや疑いをいれぬものとなつて来ました。これらの攻撃がつもりつもつて、やがて決定的な危機となることを、われわれほど知つているものはありません。平和の敵がどのようなたくらみを持つてせまつてくるかを、過去の経験によつて知りつくしているのです。

この大会の平和擁護の叫びはこの深じんな憂いが自然にほとばしりでたものにほかなりません。われわれはこの大会を平和への要求と勢力を組織するための第一歩たらしめようとしつつ、この種の企てが未だかつてわが史上になかつたことに一條の誇りを感じます。われわれはこの運動が世界の平和擁護者たち、とくに今度パリーに集つたひとびとによつて代表されている世界幾億の平和愛好者たちによつて成功的に支持されることと信じます。

われわれはこの大会によつて改めて危機の正体を直視させられわれわれの平和決意も一段と強化されたのを感じます。

われわれは労働者も農民も家庭婦人も青年・学生も中小商工業者も知識人もそれぞれの場所の末端までこの決意を送りこみ平和のための一大防壁をきずく自信があります。ここにひろく戦線の第一歩がふみだされました。

さらにわれわれは、世界にこの決意を告げることにより、大会の成果の責任においてその勇敢な実践を誓います。

平和綱領

一、あくまで平和と自由をまもりましよう。
二、戦争をけしかける宣伝とファシズムに反対しましよう。
三、日本が軍事同盟に加わることに反対しましよう。
四、平和のために文化と教育をまもりましよう。
五、平和産業を発展させこれをまもりましよう。
六、講和條約をはやめ日本の独立をまもりましよう。
七、平和を愛するすべての人は力をあわせましよう。
八、世界の平和擁護運動と手を握りましよう。

各労仂組合は東京における平和擁護大会を支持し、これにばかりでなく、パリーの第一回平和擁護世界大会を支持し、呼応して産別会議、全逓労組、大金属協議会は、とくに平和宣言を発表した。

こうして、日本の労仂者階級を中核とする平和擁護運動は国際的な関連をもつにいたつた。ただ、その成長が情勢の緊迫化に比し緩慢な歩みであつたことは否定できない（本年鑑第二三集を参照）。したがつて、一九四九年末、世界労連執行局が発表したつぎの決議文は、きたるべき一九五〇年の日本における平和擁護運動にとつても、きわめて重要な指針となつたのである。

いまや世界各國において、平和と民主的な自由擁護の闘争を実際に組織すべきである。平和擁護運動は社会各層の別をとわず、平和擁護運動員、積極的平和擁護者をふくむ大衆運動としなければならない。

世界労連執行局は各企業、各機関、職場ごとに平和擁護委員会を創設するよう勧告する。しかも平和擁護委員会の成員は、当該企業の労働組合組織よりももつと広汎なものでなければならず、労働組合員以外の男女勤労者をも参加させねばならない。

第二節　平和擁護世界委員会
ストックホルム総会

一九五〇年一月九日、平和擁護世界委員会書記長ジャン・ライフイットから、日本の「平和を守る会」あて、つぎのような手紙がおくられてきた。

一二月一六日、パリーでひらかれた平和擁護世界委員会書記局会議の決定にしたがつて、世界委員会第三回総会が一九五〇年四月後半に開催の予定であることをお知らせします。世界委員会のメンバー以外にも各國平和擁護委員会（日本では「平和を守る会」）の代表者が、この重要な会議に出席されるならばうれしく思います。世界委員会第三回総会の準備のために、貴國よりの提案をできるだけはやく提出されるようお願いします。

そして、一カ月後に「平和を守る会」はつぎのような正式招請状をうけとつた。

平和擁護世界委員会書記局は國際情勢をくわしく分析して、戰争の危險がますます増大している反面、世界中で平和擁護の闘争も日一日と成長しており、とくにイタリアとフランスでは労働者農民、婦人などのさまざまな運動として具体化されていることを確認した。ついで書記局は世界労連よりの平和擁護闘争の工作に関する組織と一九五〇年度國際平和闘争デーの期日決定の問題を来る総会の日程としてとりあげることを希望するむねの提案を承認した。書記局は現下の情勢の分析にもとずいて、平和擁護世界委員会総会を一カ月はやめることが必要であると判断し、ストックホルムで三月一六―九日に招集することとした。

招請をうけた「平和を守る会」では、二月一一日、常任委員会をひらき、ストックホルムにおける平和擁護世界委員会第三回総会に出席する日本代表として、大山郁夫、金子健太、川端康成の三氏をきめ、二二日、パリの書記局へ打電した（しかしGHQの渡航許可がえられなかつた）。

かくして、平和擁護世界委員会第三回総会は、三月一五日、ストックホルムでひらかれた世界の大多数の国々および平和擁護世界大会を支持する組織の代表からなる一二〇名の代議員がこれに出席した。スエーデン平和委員会のエヴア・パルマ議長の開会の辞につづいて、委員長ジョリオ・キュリー博士は、平和擁護運動の発展を報告、各国人民が戰争を欲せず、原爆禁止、軍縮ならびに大国間の平和条約締結をのぞんでいるむね強調した。

第二日の一六日には、世界労連書記長ルイ・サイヤンがつぎのように演説した。

われわれは宣伝と行動の統一をはからねばならない。海員、港湾労働者はよい手本である。各企業のあいだに平和委員会の数はふえているが、これらは地区平和委員会と緊密な連携をとらねばならない。平和の勢力を強化するためには、労働運動との協力を強める必要がある。われわれはあらゆる階層を平和闘争に結集すべきである。

この平和擁護世界委員会第三回総会は、原子力兵器の禁止および第二回平和擁護世界大会の招集に関するアピールを満場一致で可決した。原子力兵器の禁止に関するアピール全文はつぎのとおりである。

われわれは原子力兵器を人類威嚇ならびに大量殺人の兵器として無條件に禁止することを要求する。

われわれはこの決議の遂行を監視する嚴重な國際管理機関を設立するよう要求する。

われわれは原子力兵器を最初に使用する政府を、人類に対する犯罪行為を犯したるものとみなし、かつその政府を当然戰争犯罪人とみなすものである。

われわれは全世界の善良な意志をもつた人々に対し、このアピールに署名するようよびかける。

また、同時にこの総会で「国際平和賞」の創設が決議された。

なお、日本の「平和を守る会」では、平和擁護世界委員として大山郁夫を推薦していたが、これも満場一致承認された。

第三節　平和擁護運動と日本の科学者

前述のように、一九四八年一二月の国連「世界人権宣言」を契機として、日本のインテリゲンチャも平和擁護運動へ積極的に参加しはじめた。とくに一九五〇年上半期、日本の科学者の動きは注目に値いするものがあつた。

平和擁護世界委員会ストックホルム総会においても、議長ジョリオ・キュリーは「科学者と技術者は、実際の生活から離れた、えらばれた人々ではない。偉大な労仂者の社会のすべての他の市民と同様に、かれらも一諸に科学を平和と人類の福祉のために完全に利用させるために闘わねばならない」とのべ、また、世界労連書記長ルイ・サイヤンは「労仂者は孤立していると感じるようなことがあつてはならない。彼らのまわりにあらゆる層の平和擁護者——教員、科学者、僧侶、作家、商人、農民などを結集しなければならない。軍備拡充に対してわれわれすべてが行おうとしている闘争を効果的にするという仕事は、ただ工場労仂者だけの任務であろうか、否一と演説している。以下、一九五〇年上半期における日本の科学者の平和擁護への主な動きを列挙しよう。

一、東西日本の学界の代表的な人たちを集め、一九四八年秋に結成された東京と関西の「平和問題談話会」では、一九四九年末、東京で講和問題についての討議会をおこない、一月一五日、その議事録に基いて東京、京都でそれぞれ会合をひらき、声明書を作成発表した。声明書の結語はつぎのとおりである（岩波書店、「世界」一九五〇年四月号別册による）。

(一)　講和問題について、われわれ日本人が希望を述べるとすれば、全面講和以外にない。

(二)　日本の経済的自立は單独講和によつて達成されない。

(三)　講和後の保障については、中立不可侵を冀い、併せて國際連合への加入を欲する。

(四)　理由のいかんによらず、いかなる國に対しても軍事基地を與えることには、絶対に反対する。

この声明にたいし、三月一四日付読売新聞社説は「これは客観的にみて、かなり共産党の政策に接近したものである。進歩的な知識人として当然であり、われわれもその純粋な考え方に共感するものであるが、このような知識人の思想指導は他面大きな危険をともなう」と論じ、「平和は無色者の公平な、無偏見な要求でなくてはならない」と主張した。

二、四月三日、伏見康治、中村誠太郎、坂田昌一ほか百数十名の物理学者有志は、つぎのような「平和に関する声明」を発表した。

われわれ日本の物理学者は平和を熱愛する。また日本の学問がみずからの足で立ち、人類の幸福のために自由に発展することを熱望する。最もわが國の世界平和を祈り学問の将来をうれえる良心的な科学者によつてつくられている平和問題談話会は、日本の講和をめぐる諸問題を愼重に研究し、各自の政治的立場を越えた共通の見解を発表した。

われわれ物理学者は原子爆弾、水素爆弾に関する専門的関心からいつても彼らの見解を全面的に支持することを声明する。

三、四月二五日、民主主義科学者協会第五回大会は、つぎのような「平和へのよびかけ」を決議した。

科学と眞理とのための努力はすべての人に平和と幸福とをもたらす輝しい事業につながつている。これこそ科学者のゆるがない確信である。殊に原子爆弾を始めて投げつけられ戦争の苦しみと害悪とを身にしみて味わつた日本の科学者は戦後この確信をどんな権力に対しても守りぬくことを決意した。古い社会の救いがたい矛盾を戦争および他の民族の征服によつて解決しようとする帝國主義勢力のたくらみを科学者の良心は決して許す事が出来ない。

われわれ科学者は、科学と文明とのすばらしい成果、特にようやく人類がつかんだ原子力を戦争のために利用するものが、科学をけがす犯罪者であると断じ、原子兵器の無條件禁止を要求する。

われわれはおなじく科学にたずさわる者はもとより、日本のはたらく人民、労働者および農民、特に戦争の最大の被害者婦人によびかけ平和擁護世界大会に結集させ世界のすべての平和勢力とむすびついて侵略戦争をかならず防止するであろう。

四、四月二八日、日本学術会議第六回総会において、武谷三男、井尻正二両議員から「昨今の内外情勢の緊迫にともない、ふたたび日本の科学者が戦争に協力する事態にたちいたることを恐れるので戦争のためにする科学の研究はおこなわない旨をすすんで宣言し、内外の科学者によびかける必要があると思われる」との理由で、戦争のための科学をおこなわない旨の決議声明にかんする件が提案され、つぎのような声明が満場一致で可決された。

一九四九年一月、日本学術会議はその創立にあたつて、戦時中に科学者がとりきたつた行動を厳粛に反省するとともに、科学を文化國家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。われわれは文化國家の建設者として、はたまた世界平和の使徒として、ふたたび戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操をまもるためにも戦争を目的とする科学の研究には、こんご絶対に従わないわれわれの決意を表明する。

五、科学者平和問題談話会は六月四日に東京でつぎの決議をおこなつた。

一、連合國全部との間において日本の講和を促進することは世界平和のための利益である。

二、全連合國との間においてポツダム、ヤルタ両協定を基礎とする領土の割譲と、日本國内における人権と政治的自由の保障、日本の永久非武装化ならびに國際連合の規約による場合を除き軍事協定締結の禁止を主なる内容とする講和條約の成立は唯一可能なる講和條約であり、それ以外の内容をもつ條約はかえつて非現実的であるのみでなく、かりに連合國の一部との間に成立しても平和のために有害である。

三、以上の内容をもつ條約は連合國一部の利益に合致するものでなく、全連合國の利益に合致するものであり、かつポツダム宣言によつて明らかにされた連合國の最高政策の趣旨を完全に実現したものである。

四、のみならず上述のごとき條約は日本の安全と成立のため絶対に不可欠の條件で、これなしにわれわれの生存と安全とは実現できない。

五、右の理由でわれわれはポツダム宣言および日本國憲法にもら

れた條項をたんに紙上の文字としてだけでなく、日本人の生活の実狀にとけこんだものとして実現し、一切のファッショ的・圧制的傾向の復活もしくは强化にたいし全力をあげて闘かう。

六、以上のほかに、つぎの諸団体が平和擁護の決意を表明し、かつ平和擁護のための運動をよびかけた。

二月二六日　新日本歌人協会
四月三日　素粒子論学会懇談会
〃　日本心理学会
四月四日　日本地質学会
五月六日　日本教育学会

第四節　日本におけるストックホルム・アピールへの署名運動

三月一七日「平和を守る会」と民主主義擁護同盟が共催で、講和促進運動委員会をひらき、四月一日から六月末日までの三カ月間、「平和と独立のための講和促進運動」を精力的に展開し、すくなくとも七〇〇万人以上の賛成者の獲得を目標として署名運動をおこなうことをきめ、つぎのような「よびかけ」を決議した。

第二次世界大戰がすんでまだ五年にもならぬのに、またもや戰争のさけびが世界を圧している。いつたい戰争は不可避なものか？　日本人民は奴隷にならねばならない運命なのか？　いな、われわれは、もう一九一四年のわれわれでも、一九三七年のわれわれでもないのだ。ことに去年のパリ平和大会以来、参加國七二人口一〇億の大平和運動がおこり「戰争反対・平和を守れ」の合言葉は、時々刻々、怒濤のようにたかまつている。世界の植民地解放運動とともに日本民族もまた独立の雄叫びをあげはじめた。

労仂組合は、もつとも積極的に「平和と独立のための講和促進運動」に参加したが、とくに四月一〇日の産別会議第六回執行委員会は、全労仂者につぎのアピールを発した。

日本はいま、闘つて独立をかちとるか、坐して植民地へ轉落するかの重大な岐路にたつている。帝國主義の日本支配は、ふたたびわれわれの日本を、ソ連、中國、人民民主主義國家にたいする戰争にかりたてるとともに、日本勤労人民の生活と基本人権を破壊し、直接軍事基地、軍事産業基地たらしめている。無謀な單独講和はそのためのたくらみである。いまや日本の勤労階級にとつてみずからの生活と権利を守るただ一つの道は、戰争を防止し、平和を守り、民族の独立を守りぬくことである。

いうまでもなく平和と独立は、ひとりでに訪れてくるものではなく、日本のいつさいの愛國的勢力が大きく結集し、野蛮な戰争挑発者どもの企みをてつてい的に粉砕してのみ達成される。

平和擁護闘争は、もはや宣伝の段階ではなく行動の段階に入つた。あらゆる勤労者ひとりひとりが、あくまでも戰争に反対する決意を表明すべきである。

この四月から三カ月にわたり、民擁同、全労連、平和を守る会が中心となつて「平和と独立の月間」がすすめられる。産別会議は、全面的にこの運動を支持し、宣伝に、平和投票にあらゆる努力を拂うものである。とくに重要なのは、平和と独立のために眞に闘いうる大衆的組織をあらゆる職場に、農村に、学校に、町にも村にも、広汎にうちたてることである。われわれ労働者階級は、この愛國的國民運動の先頭に立ち、ひるむことなき勇氣と確信をもつて、農民に、市民に、愛國的資本家によびかけ訴えよう。

戰争をのぞみ、戰争を企らむものは、かならず歴史によつて裁かれるであろう。

また共産党は、三月二三日付の中央機関紙主張「大衆的平和擁護闘争へ」において、「労仂攻勢の主力になつている電産の労仂者とこれに共同闘争している金属その他の労仂者は、電気事業の分断に反対し、日本の植民地化と軍事基地化反対の闘争を賃金闘争に結びつけている。また、大牟田では、化学工場の労仂者が軍需品生産の暴露と反対の闘争を賃上要求の二万の大衆罷業と結びつけた」との べ、「日本人民の真の解放は独立と平和擁護の闘争を闘いぬくことなしには不可能である」として、当面の目標をつぎの四点においた。

1、ストツクホルムの世界委員会第三回総会の開催と呼応し、全党が平和擁護の大宣伝活動を行うことが、まず必要である。平和擁護の必要を目的意識的に宣伝するために、平和擁護投票を各地方において計画することは、きわめて有効である。

2、工場で軍需品生産を大衆的に監視し、暴露することによつてポツダム宣言に違反する軍需産業の復活を阻止しなければならない。

3、工場、職場、学校、研究所をはじめ、農村、居住で多面的な大衆闘争の中から平和擁護懇談会、平和擁護委員会を組織して大衆的平和擁護闘争を発展させねばならない。

4、ソ同盟、中國の宣伝紹介の活動をますます強化し、東南アジアの民族解放闘争支持の運動を結合しなければならない。

日本の「平和と独立のための講和促進運動」は、平和擁護世界委員会ストツクホルム総会とほぼ時期を同じくして計画され、実行に移つたのであるが、その後、世界各国では労仂者階級を先頭に、ストツクホルム・アピールへの署名を運動の中核とするようになつてきた。四月二五日、全労連は世界労連書記長ルイ・サイヤンからつぎのような「要請」をうけた。

親愛なる同志諸君！　ストツクホルムで開かれた平和擁護世界委員会総会に参加した世界労連の代表は、この委員会の発したアピールを全面的に支持することを誓つた。

いま世界の労働組合運動のもつとも重要な任務は、平和擁護世界委員会アピールのを支持する無数の署名を獲得するために、すべての労組および組合員が平和擁護全國委員会、市町村の平和擁護委員会の活動に積極的に参加することである。世界委員会のアピールは、人種、國籍、信教、政治的意見や社会的條件にこだわらずすべての善意ある人々によびかけられたものである。このアピールに反対できるのは意識的・無意識的な戦争支持者と挑発者だけである。

各全國中央組織は、全傘下組合と組合員をこの運動にひきいれなければならない。さらにすべての職場で、世界労連未加盟組合の組合員、未組織労働者をとわず多数の労働者のアピール支持署名が集められなければならない。世界労連はすべての組合、誠実な平和擁者であるすべての労働者がこのアピールを支持し、戦争を根絶し、安定した恒久平和を確立するためのこの人間的な尊い計画の中で、できるだけの指導性と精力を発揮されることを確信している。

日本でも「平和を守る会」が、四月二八日、各職場、地区に平和擁護委員会を設け、原子兵器の使用禁止運動を『講和の投票』にあわせておこなうことを決議した。ところが四月二九日付でパリの平和擁護世界委員会は「平和を守る会」あて、つぎのような要請文を送り、日本の平和擁護運動に重要な助言を与えた。

平和擁護世界委員会の助言

平和擁護世界委員会書記局は、貴國の特殊事情が民族解放のための行動を必要としていることを十分に認識していますが、しかも、特殊な一國的問題のためのカンパと別に、ストツクホルム・

アピールのための運動をあなたがたにおねがいします。日本の人民は広島と長崎の恐怖を知つているのですから、原子兵器禁止の一点のみについて大カンパニアが行われるならば、数千万の署名が得られるでしょう。戦争の危険はますます切迫しており、平和のための行動は、現在の最大問題です。平和の戦士の行動が十分発展する前に新しいあらそいをただちにおこすための口実を戦争屋どもは求めています。ここに世界委員会書記局が、ストツクホルム・アピールについて、世界のあらゆる國で幾百万の署名を集めることに成功しつつあるとき、一國の事情によつてこれを修正することはできないと考える理由があります。貴國の運動がわたくしどもの希望するような広い巾をもつために、一つの最重要問題について全國民を結集することによつて規模を広げる道を考えるべきであり、ストツクホルム・アピールはその基礎となるでありましよう。世界委員会の結論は、主要な問題は原子兵器反対の行動をおこすことであるということでした。それはともかく、このアピールのためならば、非常に多数の人々がその意思を表明するということは、わかりやすい道理です。したがつて、とくにストツクホルム・アピールのためのカンパがはじめられるならば、七〇〇万の署名を獲得するどころか、七、八〇〇万の人口をもつ貴國では、もつとずつと多くの署名が得られましよう。そのうえ、カンパがもつぱらストツクホルム・アピールにもとずいておこなわれるならば、一國的規模の行動を弱めるどころかそれを強めるでありましよう。ストツクホルム・アピールのための大衆署名運動について貴國の成果の報告をまつています。

これに対し「平和守る会」では、五月一二日、つぎのような声明書を発表した。

われわれはいままでの平和投票をいつそう精力的につづけながら、國外の友よりの心からなる助言にしたがつて、ストツクホルム・アピールへの署名運動を別の用紙にわけておこなう。なぜなら、経験はこの助言の正しさを証明しているからである。ただちに、各団体、各地方、地区ではその準備をおこない、これをいまのカンパの波にのせて、より広汎な大衆とともに平和戦線をきづくよう実践されることを要請する（傍点は引用者）。

ところが、この声明書が発表された直後、またも「平和を守る会」は、平和擁護世界委員会書記長ジャン・ラフイットから、五月六日パリ発の手紙をうけとつた。その手紙は、ストツクホルム・アピールを中心とした全世界の平和カンパニアの現状および成果と欠陥について報告をもたらし、とくに、「われわれはストツクホルム・アピールが決定した中心的、決定的問題に全精力を集中しなければならない。このカンパが貴国の諸団体の中心活動であることを確認せよ」と強調した。このように再度の助言をうけた「平和を守る会」では五月二二日に総会をひらき、ストツクホルム・アピール「原子兵器の禁止」の一点に集中した四項目のスローガンによつて新らしい平和投票を即日実施することをきめた。このようにジグザグなコースをたどりながらも、ようやく日本におけるストツクホルム・アピールへの署名運動は実践の段階にはいつたのである。

同じころ、ブタペストでひらかれた世界労連執行委員会会議（五月一九―二四日）も全世界のすべての勤労人民にたいし、つぎのようなアピールを発した。

戦争挑発者のゆくてには、こえがたい障壁がつくられている。この障壁とは、戦争を止めようという万國人民の不屈の意思を示す強力な平和戦線だ。平和のとりでであり、平和の旗手である偉大なソ同盟は、この戦線の先頭にたつている。

われわれは、すべての勤労人民に対し、平和擁護闘争に力を合

せるよう呼びかけるとともに、とくに原子兵器の禁止を要求したストツクホルム・アピールに対する署名獲得が重要なことを強調するものである。平和擁護世界委員会のアピールに対する署名運動は、いまや、すべての労働組合組織が切実な関心をもつ問題となつた。平和のための勤労人民の死活の利益と、その民主的権利のための闘争を成功させるには、労働者階級は統一されねばならない。

また、六月四日付の日本共産党中央機関紙も、その主張において「ストツクホルム・アピールの署名運動を精力的に」と、つぎのごとくのべた。

全世界の平和擁護者はいま競争でストツクホルム・アピールの署名獲得運動をくりひろげすでに一億をこえる署名を得たことが平和擁護世界委員会総会で確認された。最近ブタペストでひらかれた世界労連執行委員会総会は全世界の勤労者へのアピールを発表したが、それはストツクホルム・アピール署名運動を精力的にやろうの一語につきる徹底したものである。わが國でも「平和を守る会」は平和擁護世界委員会の助言をいれ、とくにストツクホルム・アピール署名運動に活動を集中することを決議した。

わが國では、広島と長崎で、一瞬のうちに一九四、〇〇〇の同胞が原子兵器でころされ、何十万の不具者を出した。そしていま再びその國土が原子爆弾戦の導火線にされようとしている。われわれこそ原爆禁止運動の先頭にたち、圧倒的多数の同胞を政治、信教の別なく結集して、広がりつつある世界の平和戦線に参加させ、わが國を反戦の橋頭堡とすることができる地位にある。全面講和と民族独立をめざす民主民族戦線運動は、これによつて強められ、平和を守る会、民主主義擁護同盟は広げられるだろう。反共弾圧に抗議する新たな闘争のたかまりをつうじて、労働者階級はこの署名運動の先頭に立ち、平和と独立のために原子兵器の禁止を要求しとくに三菱美唄では平和署名をした鉱夫の家四五〇戸に「平和と独立の家」のラベルがはられた。このラベルが町や村をうめ数千万の平和署名があつまるとき、党弾圧の陰謀も、軍事基地化も、植民地化もくずれ去るであろう。わが党は、当面のスローガンの一つ「原子兵器の禁止」を精力的に闘わなければならない。

当時、日本の労働者階級が平和擁護について、いかに大きな関心をもつていたかは、同年の東京中央メーデーにおける「戦争反対」、「平和」のプラカード数が、プラカード総数の五〇・一%だつたことからいわれていることによつても知ることができる。

ストツクホルム・アピールに署名した知名人

（一〇月末現在の平和擁護日本委員会資料による）。

安部能成（学習院学長）、本多光太郎（物理学者）、志賀潔（赤痢菌発見者）、伊東忠太（藝術院会員）、大熊喜邦（藝術院会員）、藤村作（東大名誉教授）、末川博（立命館学長）、阿部次郎（東北大教授）、城戸幡太郎（教育学者）、坂田昌一（物理学者）、上原専禄（一橋大教授）、北沢新次郎（早大教授）、務台理作（教育大教授）

画家——石井柏亭、有島生馬、正宗得三郎、伊原宇三郎、谷伊之助、岡本太郎

音楽家——信時潔

詩人——土井晩翠、西條八十

評論家——長谷川如是閑、中島健蔵、柳田謙十郎、小牧近江

作家——川端康成、長與善郎、井上友一郎

宗教家——末馬琢道、阿部行蔵、赤岩栄

映画——田中絹代、原節子、高峰秀子、山田五十鈴、五所平之

助、山本嘉次郎、吉村公三郎
藝能人――徳川夢声、古川緑波、三遊亭円歌、桂文楽
俳　優――辰巳柳太郎
自由党議員――中島守利
民主党議員――堀川恭平、石田一松、深川タマエ
緑風会議員――木内キヤウ、宮城タマヨ
社革党議員――大石ヨシエ
社会党議員――米窪満亮、山口シズエ

ストックホルム・アピールへの署名数（三月二六日現在）

北海道　二二八、九四一、青森　三六、三一五、岩手　三一、六九〇、秋田　七二、〇四三、宮城　八六、九七〇、山形　五五、八二三、福島　七六、〇三九、栃木　一六四、七八六、群馬　九二、二八八、埼玉　一七八、六一一、茨城　八六、二六四、東京　七五九、六三四、千葉　七九、四五七、神奈川　三二〇、九五三、山梨　六四、九九五、長野　一七二、五〇八、新潟　四四、六九一、富山　五三、〇一二、石川　二七、三一九、福井　七、二四六、岐阜　二三、六一四、三重　二七、四八五、静岡　一八五、四九六、愛知　一七三、〇六九、滋賀　五二、一八三、京都　四四四、三〇七、大阪　七九三、五八一、兵庫　二五八、一〇四和歌山　二二、〇一九、奈良　二三、二七〇、鳥取　二一、〇五五、島根　二八、九六一、岡山　六七、二四六、広島　一四八、七八八、山口　四八、五九七、香川　三八、四一五、徳島　一二、六六九、愛媛　二〇、〇九六、高知　三〇、七八八、福岡、三一五、六八八、佐賀　一七、八四一、長崎　四二、四四九、熊本六一、四六五、大分　五一、三〇八、宮崎　四〇、八九〇、鹿児島　三二、七一一、中央団体集計　七七一、一一五、総計　六、三九二、八〇五

第五節　朝鮮における戦争の勃発と平和擁護運動

平和擁護世界委員会書記局は、「平和を守る会」に対し、六月二日付でつぎのような手紙をよせた。

ストックホルム・アピールは広はんな大衆を結集する機会を提供しています。日本はすでに一〇〇万人を含む平和委員会があります。アピールは広はんな大衆を結集する機会を提供しています。日本はすでに一〇〇万人を含む平和委員会があります。戦争の恐怖とくに長崎と広島の原子爆弾を経験した七、八〇〇万の人口を持つています。だから私たちは日本には最高の署名獲得目標をおき、大きな割合の署名が得られるものと信じています。これは日本の平和委員会に大きな努力を要求するものです。しかしわたしたちはあなた方がこれにたじろぐものではないと信じます。この点にかんしての貴委員会の決定をできるだけ早く報告して下さい。われわれは日本の決定は最大の重要性をもつものと考えます。

つぎに長崎と広島の市民から全世界の人民にあてたよびかけを先にお願いしたことはお忘れではないと思います。長崎と広島の青年から全世界にむけたアピールは世界民青連を通じわれわれの手に達しています。

原子兵器禁止のカンパニアの部分的な成果だけでなく、署名の総数を貴國委員会に刻着次第すぐ報告して下さい。世界大会では近いうちに、各國で集められた署名数を発表したいと思います。貴会からの情報を待つています。

このように、朝鮮に戦争が勃発する直前、世界平和擁護者は日本の運動にきわめて大きな期待をかけていた。そして日本の平和擁護運動も、参議院選挙戦や、労仂運動、学生運動の昂揚によつて大き

く成長し、共産党中央委員全員の公職追放、全国的な集会禁止などの緊迫した情勢に激しく抵抗していた。まさに、そのとき海峡をへだてた半島に戦端がひらかれたのである。

平和擁護世界委員会書記局会議は、ただちに朝鮮の事件に関する声明を採択した。国連安全保障理事会と各国政府に送られたこの声明には、つぎのように述べられている。

平和擁護世界委員会書記局は朝鮮における紛争のきわめて大きな危険を完全に認識し、また平和な住民に対して行われている爆撃による人命の犠牲と破壊が莫大なものとなつていることを憂う。書記局は安全保障理事会が朝鮮人民の意志を考慮し、つぎのような根本條件にもとずいて、この紛争の最後的解決の途を求めるよう要求する。すなわち、軍事行動の停止、一般住民に対する爆撃の即時停止、全外國軍隊の退去、南北双方代表の意見聽取である。平和擁護世界委員会書記局は、これらの提案によつて幾億万の男女の意志を表明し、また平和の維持を熱望している全世界の人民の意志を表明していることを確信しているものである。

一方、「国連軍」の主要基地と化した日本でも、戦争勃発一週間後の七月一日、平和運動全国代表者会議がひらかれ、つぎのような決議と運動方針が採択された。

決　議

きのう、きようの新聞をみて、平和のための闘いが、どんなにさしせまつて必要であるかということを考えない人があるだろうか。「はなばなしい戦果」だとか「何機撃墜」とか、日本人民が二度とふたたびこの耳にきこうとも思わず、言おうとも思つていなかつた戦時中の言葉が、声たかだかと日本中にふりまかれている。原子爆弾が使われないという保証もないことがつたえられいまこそ、平和を守る闘いが、とりもなおさず日本の全人民の運動をまもるための行動となつてきた。女、子供、老人の生命を安全にし、正直な人々の日々の生業をまもるために平和投票を。日本人民は今日のアジアにおいて、世界の信義をあざむこうとしていないことを告げる原子爆弾使用禁止の署名を。平和のために投じられる一票は、あなたの家族一人の生命をまもる力となるであろう。

となりの人も、友達も、平和をのぞむあらゆる人々をさそい合せて投票しよう。

そして、村にも町にも工場にも学校にも病院にも、良心のある日本人民の生活の営まれているすべてのところに平和委員会がつくられなければならない。

一つの生命のあるところ、そこには平和投票を！

平和運動方針

一、ストックホルム・アピールへの署名運動にすべてを集中する。

一、つぎの点を自己批判し、今後の運動をより強力に発展させる。

1、平和運動はあらゆる民主団体の中心活動である。平和運動のなかへ政治的綱領をもちこみ、戦線の巾をせばめ、目標をあいまい、無力なものにしていた欠点を克服する。

2、「原子兵器禁止」が平和運動の綱領である。平和戦線はもつとも巾ひろく、國民のほとんどすべてを包擁できるもので3、平和戦線と民主民族戦線の混合を是正する。平和戦線の主力部隊となるようにする。

4、諸外國の運動にいつそうの注意をはらい、國際的に緊密に連契して共同活動を強化する。

5、パリの平和擁護世界委員会の指導に学んで、系統的に活動をつみあげる。変化する事態に迫われて活動の場面を無原則的に変えてはならない。

一、当面の具体的方針

1、工場、経営、農村、町内、地区、地方で協力者を広汎に結集し、投票したすべての人を会員として平和委員会の結成に努力する。

2、投票は戸別訪問を中心とし、一戸のこらずどんなへんぴな村でも投票用紙をくばり、投票を集める。

3、知名人をかならずふくめ、子供、婦人、老人などにも活動の分野をあたえ、広汎な運動を組織する。

4、宣伝を強化し、戦争屋の意図と計画を暴露する。

5、原子兵器の残虐性を暴露し、これを禁止することが戦争を阻止し、國際間の紛争を解決する方向になることを宣伝する。

6、運動の経験、投票数などを刻々「平和を守る会」に報告し全國の運動の連絡を密にする。

7、文書活動を活潑にし、運動の調整をはかる。

七月二五日から「反戦平和月間」のカンパニヤを開始した全労連にあてて、二九日世界労連から「平和闘争についての質問書」が送られてきた。これは、世界労連が加盟各全国中央組織および各産業別部門へ送つたもので、各国の平和擁護運動について八項目の質問をし、「獲得された成果を確認し同時にその欠陥と弱点に気ずくために非常に役立つと考える。このことは確固たる恒久平和確立のための闘争というわれわれの共通の仕事をよりいつそう強化し発展させるだろう」と結んでいる。質問書の要旨はつぎのとおりである。

現在の状態の中で平和闘争は日常の中心任務である。世界労連書記局は平和闘争で諸君の組織を助けている有効な闘争手段に関する報告を早く送られるよう要請する。

一、諸君の組織のすべての指導者ならびにメンバーはストツクホルム・アピールに署名したかどうか。

二、世界労連に加盟していない日本の労組の指導者ならびにメンバーは平和運動に参加しているか。世界労連加盟の組織とその指導者で諸君とともに平和擁護の運動に参加している組織はなにか。世界労連未加盟の諸労組の中で諸君はどんな活動を指導しているか。その経験と成果と失敗について。

三、経営および一般に職場における平和擁護委員会はどのような活動を行つているか（委員会数、それらの委員会は諸君の組織のメンバーだけで結成されているか、あるいは他組織との協力のもとにつくられているか、委員会は組合員未組織の労働者、従業員職員、失業者などの広汎な大衆を含んでいるか、職場の平和委員会と地方あるいは地区の平和委員会ならびにとくに頭脳労働者、学者、藝術家、作家、農民、職人その他との連携はおこなわれているかなどについて）。

四、平和擁護委員会はストツクホルム・アピールの署名かくとく運動の他にどんな活動を卒先しているか（会議、座談会、映画会、討論会その他）。

五、諸君は労働者、従業員以外の各層の人たちの間でなんらかの活動をおこなつているか（農民、職人、インテリその他などの間で）。その活動形態と成果と欠陥について。

六、諸君の組織あるいは諸君の指導者は個人としてキリスト教系労組（それが存在している國では）や個人的にその指導者にたいしておよびいわゆる國際自由労連の加盟組織にたいしてなんらかの形で平和擁護のための共同闘争の提案を訴えたか。その

提案の結果はどうだつたか。

七、第二回平和擁護世界大会のためにどんな準備をしているか。代表派遣や代表団の構成、人数、選出方法についての決定をおこなつたか。代表団はそれを選出した人からなにかの委任をうけているか。

八、諸君の新聞はどのような方法で平和のための宣伝をおこなつているか。その内容や調子を通じて公職についている人や映画や文化、藝術界の代表と労働者との共闘を妨げたり制限したりするでたらめな報告や資料の出版がおこなわれている場合があるか。

八月一日の全労連幹事会は、反戦平和月間中の重要な行事としてつぎのことを傘下各単産に要請した。

一、それぞれの條件に応じて八月六日をスト、職場大会、デモで闘い戰爭反対の決議をすること。

一、ストや大会のできないようなところでは全員一分間の默禱をすること。

一、最初に原爆の投下された八月六日午前八時一五分（広島）また八月九日午前一一時二分（長崎）ではあらゆる工場、列車、電車は一斉に氣笛、サイレンを吹鳴すること。

一、この闘爭の中で全員ストツクホルム・アピールにたいする平和擁護委員会組織運動を進めること。

この八月六日を前にして、広島市平和擁護委員会は全世界にむかい「ストツクホルム・アピールへ署名を」と題する訴えを発表した。

一、各単産はかならず平和闘爭指導の責任者をきめるとともに、全労連の平和運動の実行を促進する。

一、各地方、県、地区に組合としての平和闘爭指導部をつくる。

一、各組合は地区ごとの投票競爭を実施する。

一、平和投票運動に貢献した個人、団体に平和賞をあたえる。

また、「平和を守る会」でも大山郁夫の招請により、八月六日、

提案の結果はどうだつたか。

七、第二回平和擁護世界大会のためにどんな準備をしているか。代表派遣や代表団の構成、人数、選出方法についての決定をおこなつたか。代表団はそれを選出した人からなにかの委任をうけているか。

八、諸君の新聞はどのような方法で平和のための宣伝をおこなつているか。その内容や調子を通じて公職についている人や映画や文化、藝術界の代表と労働者との共闘を妨げたり制限したりするでたらめな報告や資料の出版がおこなわれている場合があるか。

八月一日の全労連幹事会は、反戦平和月間中の重要な行事としてつぎのことを傘下各単産に要請した。

一、それぞれの條件に応じて八月六日をスト、職場大会、デモで闘い戰爭反対の決議をすること。

一、ストや大会のできないようなところでは全員一分間の默禱をすること。

一、最初に原爆の投下された八月六日午前八時一五分（広島）また八月九日午前一一時二分（長崎）ではあらゆる工場、列車、電車は一斉に氣笛、サイレンを吹鳴すること。

一、この闘爭の中で全員ストツクホルム・アピールにたいする平和擁護委員会組織運動を進めること。

この八月六日を前にして、広島市平和擁護委員会は全世界にむかい「ストツクホルム・アピールへ署名を」と題する訴えを発表した。

一、各単産はかならず平和闘爭指導の責任者をきめるとともに、全労連の平和運動の実行を促進する。

一、各地方、県、地区に組合としての平和闘爭指導部をつくる。

一、各組合は地区ごとの投票競爭を実施する。

一、平和投票運動に貢献した個人、団体に平和賞をあたえる。

また、「平和を守る会」でも大山郁夫の招請により、八月六日、

の下に叫喚する外なかつた五年前の地獄さながらの情景は私たちが忘れようとして忘れることのできないところであります。

今われわれの前に一葉の写眞が置かれています。八月六日の広島の街路、仰向けざまに倒れた幼兒と、その傍に横向きに子供の方に手を差しのべている母親の屍、子供の顔はノツペリとこげただれ、白い歯がのぞいている。五年前、広島の朝の舗道を母の手にすがつて歩いていた幼兒の片言が今もなおわれわれの耳にきこえてくるように感じます。この焼けただれた母子の無言の叫びこそ、一瞬の閃光の下に焦げくずれた二〇万のいのちのこめた怒りでなくて何であろうか。かつて原子雲の下に焼けおちた広島の街の空に、今日も雨雲は重々しくたれています。

すべての國の平和を愛する男女のみなさん、極東の一角には既に戰火が交えられています。陰険にして狂暴な戰爭準備のかもしだす重苦しい空氣の中で、人類最初の原爆体験者として、われわれ広島の市民は、ストツクホルム会議のよびかけに答える、平和投票の力強い推進こそ、憎むべき戰爭企図に対する最も有効にして強大な打撃であることを確信し、ストツクホルム・アピール署名運動に全力をあげて参加せられんことを心から訴えます。

一方、全労連第五九回委員会は、全労連中央部に平和擁護闘爭指導部を設けることをきめたが、これに基いて、八月四日、平和闘爭活動者会議をひらき、つぎの申し合せをした。

全労連の平和運動の実行を促進する。

一、各地方、県、地区に組合としての平和闘爭指導部をつくる。

一、各組合は地区ごとの投票競爭を実施する。

一、平和投票運動に貢献した個人、団体に平和賞をあたえる。

また、「平和を守る会」でも大山郁夫の招請により、八月六日、

平和懇談会を開催し、平和擁護運動を全国的に推進する機関として平和擁護日本委員会を結成することをきめた。

以上のごとく、朝鮮における戦争勃発後、とくに全労連提唱の反戦平和月間中に、日本の平和擁護運動は、その行動においても、その組織においても、大きな発展をとげた。これに対し、総評はどのような方針をもつていたのであろうか。八月一二日、総評第二回幹事会は「当面する平和運動の方針」を採択している。

一、世界の平和を実現することはあらゆる文明諸國民のかわらざる念願である。しかるにファシズム勢力を圧伏して連合國軍の勝利のもとに第二次世界大戦が終るとすぐ冷たい戦争が欧州からはじまつた。この冷い戦争の武力による三八度線突破を契機として熱い戦争に発展し、國際共産主義勢力を背景とする北鮮軍に対する國連軍の激しい戦いとして拡大されつつある。さらに鉄のカーテンと接続するいずれの國境にもこのような危険がはらまれている。

二、今や、北鮮軍が計画的な侵略者であつたこと、國際共産主義勢力がかかる武力侵略の支持者であつたことが明かにされ、ここにおいて國連が戦争の危険から民主主義諸國の安全を保障し得るかどうかは人類の運命を卜するとともに、直接脅威にさらされつつある日本國民にとつての重大問題となつた。

三、さらに國内的には朝鮮事件関係の特別需要と一部の思惑によつて物価の急騰を生み勤労者の生活を著しく圧迫しつつある。また政府と資本家は國連協力に名をかり、進んで戦争に介入しこの機会を利用して労働者の権利と自由とを抑制し、組合活動を阻害し、労働力搾取を強化せんとしている。他面において日本共産党および全労連は明かに國際共産主義勢力の一環として北鮮軍の侵害を支持しこれを有利ならしめるための宣伝や生産輸送に対する妨害とサボタージュを行いつつあり今後ますますこれを逞しくするであろう。

四、この時に当つて、自由にして民主的なる労働組合は一切の武力侵略に反対し第三次大戦ぼつ発の危険を防止するために右に述べたような情勢を直視して平和運動を具体的に進めなければならない。

1、武力侵略を伴う國際共産主義勢力の世界政策に対して反対する。

2、今次朝鮮事件に対する國連軍の警察行動を支持するが共産主義の脅威に名をかりて将来日本および極東を戦争にまき込むごとき不必要な一切の軍事的施設と活動に反対する。

3、日本の人民をいま一度軍國主義化せしめようとする新しいファシズムの抬頭を粉砕し、戦争を放棄した日本憲法の精神を実践するために闘う。

4、民主主義的社会秩序の維持に必要な限度で用いらるべき警察力を不必要に拡大軍隊化する事によつて将来これが民主主義圧制の具に轉化する如き事態を未然に防止する爲に闘う。

5、労働組合一六原則をじうりんし、労働組合をファッショ化しもしくは御用組合化せんとする反動勢力と闘う。

6、労働者の労働條件に対する要求、労働法規尊重を要求する闘争をことごとく共産主義者の陰謀、あるいは占領政策違反の名において弾圧する一切の反動政策に反対する。

7、北鮮軍を有利ならしめる爲にする事実をまげた宣伝活動と生産並びに輸送を妨害、破壊するゲリラ的行動に反対する。

8、民主的労働戦線を一段と強固にするための組合民主化の徹底を推進し共産派勢力による組合機関のマヒと組合破壊の策動に反対して闘う。

9、國際自由労連と固く提携して世界の労働者が國際平和を願い民主主義と自由を防衛するために一切の侵略戦争と好戦勢力に反対する意思を啓蒙宣伝するとともに、局地的戦闘行為の進行に伴つて現われてくる人権じゆうりん、労働條件の低下を排除するために闘う。

10、この平和運動の闘いを通じて自主権の回復を図り自立経済の基礎條件を作り出すために闘う。

11、われわれは以上の方針と方向を同じくするあらゆる平和運動と協力して闘う。

総評系のうちでも、重要な役割を果している国鉄労組でさえ、朝鮮事件に対する基本的態度として「戦争介入に反対」（国鉄労組中央機関紙「国鉄新聞」、八月一三日号）である事実は注目しなければならない。これは、朝鮮に戦争がはじまつてから、「特需」輸送で労働強化に苦しんでいる下部組合員の不満の反映であろう。

一九五〇年下半期には、眼にみえない反戦「抵抗闘争」が軍需産業部門の各工場で広汎に開始された。

第六節　平和擁護世界委員会

プラーグ会議

平和擁護世界委員会書記局会議が八月一六日から一八日までの間、チエコスロヴアキアの首都プラーグでひらかれた。

この会議で第一に重要なことは、第二回平和擁護世界大会招集のアピールが発せられたことである。これは、日本の平和擁護運動家の間で「プラーグ提案」とよばれた。

アピール（全文）

幾億の男女がストックホルム・アピールを中心に団結しており、また団結しつづけている。これら幾億男女を代表して平和擁護世界大会委員会書記局は来る一一月一三日より一九日までイギリスで第二回大会を招集する。最近とくに悪化した國際情勢は世界平和を直接脅かし、全平和擁護者にかつてないほどの新しい重大義務を課している。

平和擁護者は原子兵器使用禁止をめざすカンパを続行するとともに、あらたに一切の兵器の全般制限と管理に賛意を表する。けだしこれら兵器の増加によつて戦争の危険はまし、諸民族は多大の犠牲を負うのである。

平和擁護者はいずこの國にたいする侵略にも反対すると同時に諸民族の國内問題にたいする外部からの武力干渉を非難する。また平和擁護者は実際この種の武力干渉が行われている國々での干渉を中止するよう要求する。

平和擁護者は朝鮮の戦争を中止するためにとられた平和的措置を歓迎し、支持する。けだしこの朝鮮戦争こそ世界紛争をひきおこすおそれのある戦争なのである。

平和擁護者は一般市民をいけにえにしている大規模な爆撃に断乎反対する。

平和擁護者は安保理事会が五大國の眞の代表から構成されねばならず、できるだけすみやかに朝鮮問題の平和的調整に当り、関係双方の代表に意見をのべさせる機会を與えるよう要求する。

平和擁護者はどの國でも戦争が起るのを助長するような宣伝をすべて禁止するよう要求する。

われわれは世界の全平和擁護者がこの提案を広く公開審議するよう訴えるとともに第二回世界大会のためこれらの提案にたいする意見の代表者をえらぶよう要請する。

われわれは一切の団体、政治、文化、社会及宗教の各団体、労組、婦人、青年団等――世界平和を維持しようとはげんでおられるすべての人々が、その政治的哲学的宗教的信念の如何をとわず、この任務の達成に貢献されるよう提案する。

われわれはストックホルム・アピールを中心に団結したぼう大な人々の力をしつている。この団結をさらに拡大進展しなければならない。われわれはわれわれのやつたカンパニアのすばらしい実行力を十分評価できる。このようにしてすでに数歩がふみだされている。今後さらにこの歩みはつづけられ、今後のカンパニアによつて万人が待望する恒久平和へと諸國民をみちびくことができるし、またみちびかねばならない。

兵器の力でこの平和をかちとることはできない。理性と正義を勝利させるにたるあらゆる善意の男女の共同行動によつて平和は獲得されるであろう。

また、この書記局会議で第二に重要なことは、同会議が朝鮮の戦争に関して声明を決定し、これを国際連合安全保障理事会と各国政府におくり、「平和的解決」の努力をはらつたことである。声明の全文はつぎのとおり。

朝鮮内戦の眞最中にひらかれた平和擁護世界委員会書記局会議は、この紛争の大きな危険を全面的に認識している。

この会議は、爆撃によつてもたらされた死傷者と破壊の莫大なことに驚き、かつ朝鮮人民の意思を考慮にいれて、國際連合安全保障理事会に対し、つぎのような基礎のうえにたつてこの紛争の最後的な解決の道を見出すようだんこ要求する。

一、戦闘行爲の停止ならびに一般住民に対する爆撃の中止。

一、全外國軍隊の撤退ならびに南北鮮両代表からの事情の聴取。

平和擁護世界委員会書記局会議は、この提案が数億の男女の意思を表明するものであり、また平和を熱望する世界人民の闘争を反映するものであると確信する。

書記局のプラーグ会議は平和擁護運動の成長、とくに原子兵器禁止のストックホルム・アピールの全世界的な成功を発表できたことを誇りとする。

國際情勢がますます悪化して、世界の諸民族に新らしい不安をもたらしているとき、プラーグで採択された決定は、われわれの運動の基礎とその焦眉の目標を概括して、われわれが平和擁護闘争を拡大強化して前進を続けることができる基本的な方向をわれわれに與えている。この基礎の上に次の一歩は一一月一三日から一九日までイギリスで開かれる第二回平和擁護世界大会に代表派遣を準備することだ。

第二回世界大会の準備は大規模なカンパニアの性格をもち、それは原子兵器反対の行動を強化すると同時に平和の問題に関するその他の一切の問題を含めて態度を明かにするであろう。

各國委員会は早急に世界委員会が照会した文書を研究して第二回世界大会準備に関連する政策と実践的決定をわれわれに報告すべきであると考える。

われわれは諸君に新聞、ラジオ、ポスター、集会、記者団会議などにより、できるだけ広汎にプラーグ会議の決定を普及させることをお勧めする。われわれは諸君にプラーグ会議の決定に基いて、すでに平和運動に参加している一切の組織と団体が、プラーグ会議の決定を支持するためあらゆる努力を傾けるとともに

に、プラーグ会議のアピールを基礎にして、その他の平和を愛する組織と団体からの支持を得るようよびかけることをお勧めする。

書記局は、プラーグ会議の決定の線に沿つて各國委員会が、朝鮮紛争に関する提案を適当と思われるやり方でその國の政府に対し送られるようお勧めする。

当時、平和擁護日本委員会（平和守る会）ではつぎのような「平和運動強化の方針」に基いて活動していた。

平和に対する人民の熱望は、いろいろ多面な平和運動となつて戰爭急迫の情勢と逆に、益々発展している。しかしそのようなすべての多様な平和運動もその中心は、何としてもストックホルム・アピールへの平和投票であつて、これが成功しなければどんな平和運動も目的を達せないことになる。ところがわが國の投票をみると、今日まで三〇五万票である。これでは現有の民主勢力に投票させただけ、すなわち、平和をまもるために闘つてきたことを知つているにすぎない。これではその効果は知れたものだ。

そこで運動のピッチをあげ、一〇月半ばまでに一、〇〇〇万票の線をどうしても突破して、今年中に四、〇〇〇万の目標を達成しなければならない。一、〇〇〇万を突破すれば四、〇〇〇万の達成は容易になるし、それがかりでなく、運動が広汎な大衆のイニシアで進められることになり、平和委員会も全國で少くも一万はできるであろう。また運動の質も必然的に高められることになる。そこに確たる平和への保証が生まれてくるであろう。

平和擁護日本委員会は客観的諸條件の益々急迫するのにかんがみまた重ねて全力をあげて平和投票四、〇〇〇万の目標達成のため特にピッチをあげることを全國の平和運動活動家諸君に訴える。特に以上の目的達成のため、次の具体的方針を提案し、全國の平和運動活動家諸君の採択を願いたい、これが誠実な実践を要請する。

一、平和運動活動家会議を開くこと。

イ、地区、府縣、地方で各々平和運動活動家会議を開くこと。

この会議は知名人や団体代表を中心とせず平和運動の積極的な活動家を集める。

ロ、会議では

(1) 民主団体のあらゆる活動の中で平和運動が中心課題でありその運動の環は平和投票にあることを徹底させること。

(2) 運動の基本方針、特に

(イ) 大衆のイニシアを生かすこと。

(ロ) 投票と組織と結合し必ず平和委員会をつくり組織的、計画的に投票を集めること。但し各々参加の個人と団体の自主性を生かすこと。

(ハ) 宣伝を強化させること。

(ニ) 運動全体を高めるために日常生活上の諸問題をこの活動の中に適切に織りこむと同時に、第二回平和擁護世界大会の議題および提案を討議するようにすること。

(3) 運動の経験を交換し、より具体的で適切な具体的方針を立てること（投票を手工業的でなく大量にとる方法を考えなければならない）。

二、平和投票デーを組織すること。

イ、各府縣とも、一〇月一四日・一五日の両日を「平和投票デー」とし、全力をここに集中して投票あつめを行う。方法は各々独自に創意を生かして行う。

ロ、全國で二日間一〇〇万人の活動家を動員する。

ハ、主人、主婦はそれぞれ全一日の労働を提供し活動家の家族

は子供まで動員し、各団体はそれぞれ動員の計画をたてる。

三、全國リレーによる投票集計を行うこと。

イ、南は鹿児島、北は北海道から、リレーで各縣で投票の成果を正式に確認した報告書を東京に向けて送る（投票用紙は各縣で保存する）。

ロ、各府縣では町から村、村から町へリレーで報告書を府縣廳所在の都市に集める。

ハ、隣縣の平和使節が来た時は必ずこれを盛大に歓迎し、自分の使節は盛大にこれを送る。

ニ、一一月五日までに東京へ報告を集め直にパリの世界委員会へ報告する。

四、第二回平和擁護世界大会代表派遣運動を活潑に行うこと。

イ、第二回平和擁護世界大会派遣の大衆カンパにより平和運動の質を高めること。

ロ、各都道府縣では世界大会代表候補を選出し、日本委員会へ推せんする。この選出は選挙その他府縣毎に創意を生かして独自の方法で行い、できうれば討論会、公衆集会を開いて第二回世界大会の議題および提案を討議し、日本委員会へ提出すること。

ハ、代表候補氏名は九月二五日までに日本委員会へ報告し、九月末日、日本委員会総会で代表を決定する。

五、一平和のための基金」募集カンパを行うこと。大衆基金カンパ用として「平和のラベル」を発行し、基金を出した人に記念として贈呈する。

なお、一一月六日、世界労連日本評議員団は平和擁護日本委員会にあて「プラーグ・アピールに関する」重要な要請をおこなつている。

平和擁護日本委員会は数百万の平和投票をあつめ、各地に平和委員会をつくり、いまだかつてなき大カンパニアを適切に指導され、この重要な平和運動を飛躍的に前進させられましたことは、私どもの深く感謝し尊敬するところであります。……日本委員会もさきにだされました「平和の提案」（内容の説明省略――引用者註）に加えてプラーグ・アピールを正式にとりあげられるようおねがいする次第です。現在の「平和の提案」だけでは不足とあいまいさをまぬかれないと信じます。

第七節　日本平和擁護全国会議

平和擁護日本委員会は、ストックホルム・アピールへの署名運動で結集された力を新らしい段階へ発展させる方針を討議し、かつイギリスにおける第二回平和擁護世界大会の準備として、一一月六日平和擁護全国会議をひらいた。

当面の活動に関する決議

平和投票を継続して、もつと精力的に行い、四、〇〇〇万票の目標の達成を期すると同時に、平和をまもるにはどうするかということを中心とする「平和の懇談会」をどしどし開いて、平和戦線を広げ、且つ強めて闘う戦線にする。

組織強化に関する決議

一万の平和委員会をつくり、一、〇〇〇万人を組織することを当面の目標にして、工場、経営、農村、町内を基礎にあらゆるところに平和委員会を組織する。

各地代表の報告に基く決議

1、平和投票デーを一二月上旬にもつ。

2、世界委員会代表が日本を訪問するよう依頼する。

3、平和の標語を募集する。
4、全國会議の名で各政党へ平和投票運動に協力を申入れる。
5、日本委員会がプラーグ・アピールを採択するよう要請する。
6、赤松俊子女史の画展を企画する。
7、福井、徳島両縣の活動の欠陥を調査して進展を促す。
8、平和戦士を表彰する。

以上の実行を日本委員会に托す。

第二回平和擁護世界大会へ送るメッセージ

六〇〇万の平和署名者の背後にいる数千万の平和を愛する日本人を代表してここに参集したわれわれは第二回平和擁護世界大会が恒久平和へと諸國民をみちびくわれわれの運動の大なる前進の契機となることを期待し、次のことが平和を愛する日本人の意志として大会へ反映することを希望する。

われわれは六〇〇万の日本人がストツクホルム・アピールを支持し平和をまもる決意を表明したことを第二回世界大会へ報告する。

いよいよ増大する新しい戦争の脅威が平和擁護者に課している重大任務、とくに隣國朝鮮の戦争が日本の平和擁護者に重大な任務を與えていることをわれわれは痛感し、世界の全平和擁護者と固く手を握つて戦争防止、恒久平和の確立のために闘い、平和のための団結をさらに拡大し強固にすることを誓う。

われわれは、原子兵器の禁止と一切の軍備の縮小、およびこれを実現するための國際管理を要求し、侵略と諸民族の内政に関する外國の武力干渉に反対し、民族自決の原則を基礎とする朝鮮戦争の平和的解決を要求し、戦争宣伝の禁止を要求する。

われわれは武力によつて平和をもたらすことができるとは考えず、國連憲章の尊重、五大國を中心とする諸國家間の協力による世界平和の確立を要求する。

われわれは世界の平和を脅やかす日本の再武装軍事基地化に反対し、ポツダム宣言に基ずく全面講和の即時締結と講和後占領軍の即時撤退を要求する。

われわれは世界の全平和擁護者の一致した行動こそ、戦争挑発者の陰謀をうちくだき、平和はかならず戦争にうち勝つであろうと確信しつつ、第二回平和擁護世界大会のみなさんに堅き握手をもつて兄弟の挨拶を送る。

第八節　第二回平和擁護世界大会

第二回平和擁護世界大会は一一月一六日から二二日までボーランドのワルソーでひらかれた。大会は一一月一三日から一九日までイギリスのシェフイールドでひらかれる予定であつたが、イギリス政府は多くの大会代表の入国を許さなかつたのである。

ワルソーの労仂者は三日間で会場を建設し、大デモンストレーションで世界大会代表を歓迎した。

大会には日本を除く八〇カ国の代表二、〇六五名が出席した。

委員長ジョリオ・キユリーの一般報告につづいて、イタリア社会党主ピエトロ・ネンニ、イギリス保守党員ウツダード、フランスの元大臣ピエール・コツト、アメリカ代表ウプハウス牧師、イギリスのカンタベリー僧正ジョンソンなどが演説した。

大会の最終日、ピエトロ・ネンニは「世界諸民族への宣言」と「国連にあてた提案」の二つの主要な決議案を大会に上程した。この決議案の票決は、賛成一、七五〇、反対三、棄権二であつた。

最後に世界平和運動を指導する世界平和評議会の選挙があり、八二カ国を代表する二三五人が評議員になつた。

翌二三日、世界平和評議会の書記局がえらばれ、ジョリオ・キュリーが評議会議長になつた。

世界諸民族への宣言（全文）

戰爭は人類——子供、男女をおびやかしている。國連は平和と靜穩を維持するという人民の希望を正当化していない。人民の生命と人類の業績は危險にさらされている。國連は第二次大戰後、自由、平和、各國間の相互尊重を確保するためにつくられたが、人民は國連が決然とこれらの原則にたちかえることを希望している。しかしより一そう世界の人民はかれら自身、かれらの決意と善意を信頼している。「戰爭は不可避だ」と主張するものは人類を中傷するものであることは、すべての思慮ある人々にとつて明確である。

諸君！　ワルソー第二回平和擁護世界大会で、八〇カ國の代表によつて可決されたこのメッセージを読み、平和をまもる闘爭は諸君自身の死活にかんする任務であることを銘記せよ。数億の平和戰士がともに団結して諸君に手をさしのべていることを認識せよ。かれらは、これまで人類が闘つたもつとも崇高な闘爭に参加するよう諸君によびかけているのだ。

平和は待たるべきものではない。平和は獲得さるべきものである。われわれはともに努力し、今日朝鮮を荒廃させ、明日には全世界への放火でおびやかす戰爭の中止を要求しよう。ドイツと日本でふたたび戰爭を放火せんとする企図に反対しよう。

ストツクホルム・アピールの署名者五億の人民とともに、われわれは原子兵器の禁止、一般軍備縮小、ならびにこれらの措置の管理を要求しよう。一般軍備縮小と原子兵器の絶滅は技術的に可能である。ただこれをのぞみさえすればよいのだ。

戰爭宣伝を犯罪とする法律を採択させよう。第二回平和擁護世界大会で可決された平和擁護のわれわれの提案をわれわれ議会の議員、政府、國連に提出しよう。五代國代表会議開催を要求するための各國の平和勢力は十分強大であり世界の人民の声は十分力強くひびき渡つている。

第二回平和擁護世界大会は、地球のすみずみから集つてきた人民が異なる見解をもつにもかかわらず、戰爭の危險を避け平和を維持するためには、意見を一致させうることをこれまでにない力で立証している。われわれは諸政府にもこれと同様のことをさせ平和の目的をまもろう。

國連にあてた提案（全文）

世界の人民は國連を創立しこれに大きな希望をかけた。この希望のなかでも最大のものは平和にたいする希望である。しかしながらいまや、戰爭はすでに幾つかの人民の平和な生活を破壊し、さらに全人民の平和な生活を破壊せんとしている。もし國連が——これに代表を出している國およびまだ代表を出していない國をもふくめて——世界の全人民がかけた大きな希望を正当化していないならば、またもし國連が人類にたいし靜穩と平和を保証していないならば、それは國連が普遍的平和に向つての唯一つの可能な道すなわち一般的協定の追求を無視する勢力の影響下におちこんだからにほかならない。もし國連が、人類がこれにいまだにかけている希望を正当化せんと希望するならば、國連は創立の日から人民がこれに示している道にかえらねばならない。國連はこの道の第一歩として、現存する喰い違いを討議しこれを平和的に解決するためにアメリカ、フランス、ソ連、イギリス、中華人民共和國の五大國会議のできるかぎりの早期召集を保証せねばならない。

八〇カ國の代表から成り平和を愛する人類の眞の声を代表している第二回世界平和擁護大会は、國連ならびに各國の立法機関が、

平和の回復と維持、社会制度のいかんを問わない各國間における信頼の回復と維持を目的としているつぎの提案を即時考慮するよう要求する。

一、われわれは朝鮮でいま行われている戦争が朝鮮人民に計り知れない不幸をもたらしているのみならず新しい世界戦争に発展する脅威をはらんでいる点を重視し、この戦争の終結、外國軍隊の朝鮮撤退、朝鮮人民の代表が参加しての南北朝鮮の國内紛争の平和的解決を主張する。

われわれはこの問題が中華人民共和國の代表をふくむ完全な構成をもつ安保理事会で解決されるべきことを主張する。われわれは中國の島嶼である台湾にたいする米國軍隊の干渉、ならびにこれまた世界戦争の危機をはらんでいるヴェトナム共和國にたいする戦争行爲を中止するよう訴える。

二、われわれはドイツと日本の再軍備を禁止する國際協定を侵犯して実行されている一切の企図と措置とをだんこ非難する。これらの企図と措置は平和にたいする重大な脅威である。われわれは統一、非武装ドイツならびに日本との講和條約の締結およびこの両國からの占領軍の撤退を要求する。

三、われわれは強制的に人民を従属ないし植民地的抑圧の状態におこうとする企図を平和にたいする脅威とみなし、これらの人民の自由と独立の権利を宣言する。またあらゆる形式の民族的差別待遇は人民のあいだに敵意をつくり出しこれもまた平和を脅威するが故に、われわれはこれに反対する。

四、われわれは侵略の概念そのものを混乱させ、これによつて他國の國内問題にたいする外國の干渉の素地をつくろうとする侵略者の企図をバクロすることが必要であると考える。いかなる政治的、戦略的、経済的考慮も、またある國の國内情勢あるいは國内紛争にむすびつくいかなる動機も、さらにある國の情勢がいかにあろうとも、それはいかなる國にたいする武力干渉をも正当化するものではない。いかなる口実があろうとも、他國にたいし最初に武力を使用せんとする國家の犯罪的行爲こそ侵略である。

五、われわれは、新しい戦争の宣伝が平和、人民の完全な協力にたいする最大の脅威であり人類にたいするもつとも悲しむべき犯罪の一つであると考える。したがつてわれわれは各國議会にたいし、平和をまもり、かついかなる形式をとろうとも新しい戦争の宣伝を犯罪となす法律を採択するよう呼びかける。

六、すべての正直な人民はその政見のいかんにかかわらず一般市民の無慈悲な大量せん滅を人類にたいする犯罪であると考えている。われわれは國際的な権威ある委員会が朝鮮において犯された犯罪を調査することを要求する。

七、われわれは軍事予算の重い負担をおつている人民の死活の要求を表明しかつ全人類のための安定、恒久平和を確保することを希望し、國連、議会、人民にたいしつぎの提案を提出する。

あらゆる型の原子、細菌、化学兵器、毒ガス、放射性能、その他の大量せん滅のための手段の無條件禁止、最初にこれを使用せる政府を戦争犯罪人として宣言すること。

平和擁護世界大会は人民にたいする責任を自覚し、ここに大國にたいし厳粛なアピールを発し、大國が一九五一―二年中にあらゆる兵力―陸、空、海軍―を三分の一ないし二分の一の範囲に漸進的、同時的、比例的に削減することを提案する。かかる措置は必ずや軍備競争を制限し、侵略の危険を減少せしめ、あらゆる人民層に負担をかけている各國の軍事予算を削減せしめるのに役立ち、さらにまた國際的信頼の回復と制度のいかん

にかかわらずあらゆる國家間の必要な一致をもたらすのを促進するであろう。

大会は原子兵器その他の大量せん滅兵器の禁止ならびに軍備協定、軍備縮少にたいする管理が技術的に実現されうると宣言する。このため権威ある検査を実施する國際機関が安保理事会の下に設立さるべきである。この機関の任務は軍備縮少、原子、細菌、化学、その他の型の大量せん滅兵器の禁止の実施を管理することにある。この機関は有効な管理を行うために各國によつて宣言された兵力、現存軍備、兵器生産を管理するだけではなく、國際管理委員会の要請にもとずきすでに発表されたものに加えてこんご設定される兵力、現存軍備、兵器生産を検査すべきである。軍備縮小にかんするこれらの提案は、平和戰士の終局の目標である普遍的かつ完全な軍備撤廃に向つての第一歩となるものである。

第二回平和擁護世界大会は軍備競争を通じての勢力均衡を求めることによつて平和を保証することは不可能であるとの確信を表明し、大会が提案する措置こそいずれにたいしてもいかなる軍事的利益をもあたえず、必ずや戰争を回避し、安全を保証し、世界全人民の福祉を向上せしめるものと確信する。

八、われわれは多数諸國における戰争経済の軌道への切りかえが経済関係、各國間の原料資材ならびに製造商品の交換を混乱せしめ、多数人民の生活水準に悲惨な影響をあたえ、経済の進歩と各國間の積極的協力をさまたげ、けつきよくは平和の脅威である紛争の源泉となつている事実について注意を喚起する。われわれは万國人民の死活の利益から出発し、かつ國際情勢の改善のために努力し、人民の必要を満足せしめる互恵関係にたち、いかなる形式の経済的差別待遇をも排除し、國民経済の発展と大小國家の経済的発展を保証する各國間における正常なる貿易関係を回復するよう提案する。

九、われわれは各國人民の間の文化関係を過少評価することが一致、相互理解の喪失をひきおこし相互不信の状態をつくり戰争宣伝を有利ならしめるものと信ずるとともに、他面、各國人民間の文化関係を強化することが信頼のための條件をつくることを確信するがゆえに、万國政府にたいし各國人民の文化の改善と人民の文化財の研究を促進するよう訴える。

われわれは、指導的文化人の國際会議の組織、他國訪問の交換、大規模な出版ならびにその藝術の研究を促進するよう提案する。

一〇、われわれは國連にたいして人民がこれにかけている希望を正当化するようよびかけ、國連加盟國の代表、さらにいまなお従属國であり植民地である各國の人民代表をもふくむ世界平和評議会を設立せんとするものである。世界平和評議会は万國間の平和的協力を強化し発展させる義務を完遂するよう國連に訴えるであろう。

世界平和評議会はすべての人民の生活の利益と合致する安定と恒久平和を確保するという崇高な任務を負い、絶対に過少評價しえない。現在の困難にもかかわらずその使命を完遂する確信を人類につたえんとするものである。

なお、日本代表は三三名がさきの日本平和擁護全国会議で選任されていたが、渡航許可がでず、ついに世界大会へ参加することはできなかつた。そこで平和擁護日本委員会は、世界大会に呼応して一二月四日から一〇日まで平和擁護週間を催したのである。

第一〇章　主要な労働組合の現状

主要労働組合系統表（一九五〇・一二・三一現在）

単位千

1総評議会（三、一五四）
2総同盟（八二九）
3全繊（二七〇）
4全国化学（六〇）
5全進同盟（六一）
6日鉱（五六）
7全金（七〇）
8造船連（二五）
9鉄鋼連（四五）
10全食産（四〇）
11全木産（二五）
12都市交通（三三）
13全国印刷（一五）
14全専売（三六）
15炭労（二八九）
16海員（一三七）
17新産別（一三三）
18全機金（三七）
19全建労（三〇）
20新化学（二〇）
21私鉄総連（一二）

中立系

22全鉱連（六九）
23全蚕労連（六二）
24重電機（一六）
25日財労連（二〇）
26日建連（四五）
27合化労連（四一）
28日教組（四五七）
29国鉄（四三九）
30全逓従（一四四）
31全電通（六〇）
32自治労協（一七六）
33都労連（六六）
34新全農林（五八）
35,電産（一二〇）
36全日通（一〇〇）
37全造船（五五）
38全港湾（二三）
39全銀連（一一〇）
40全生保（一三）
41全損保（一八）

旧全労連系

42全公団（六）
43食労（七六）
44全国土建（三五）
45全百連（二四）
46全石労（一三）
47全国セメント（一六）
48染労連（八）
49紙パ労連（三〇）
50全国ガス（一〇）
51全国曹達（六）
52全映演（三）
53亜炭労協（三）
54全倉庫（五）
55新聞労連（一二）
56全自運（三〇）
57特調労連（三一）
58全連合軍（一二）
59ゴム労連（二七）
60鉄道弘済会（八）
61全麦酒（六）
62船労協（八）
63関配労組（二〇）
64全印刷庁（八）
65全水連（五）
66産別会議（一一一）
67全金属（六七）

その他の協議会

68全逓（一五）
69印刷出版（六）
70日映演（四）
71東京土建（一五）
72全自動車（三〇）
73全電線（一四）
74大化学（三〇）
75全日土建（五〇）
76全新聞（二）
77農委労（二四）
78全官労（九〇）
79自治労連（一二五）
80官公労（一、五一〇）
81全交運（八三七）
82全金融（一一四）
83海運労協（二二〇）
84全官公庁（二三〇）
85官労協（二一）
86大金属（一一一）

加盟

87鉄鋼労連（一〇二）
88造船総連（三〇）
89全日労（解散）
90映演労連（四）
91日官労（九〇）

凡　例

◇組合名（略称）英名（略称）
　本部又は事務所所在地　電話
1、役員氏名
2、結成組織状況
3、主な活動
4、綱領規約等
5、機関紙

右の各項は、原則として一九五〇年一二月三一日現在のものとし、同日までに消滅した組合は発展統合した組合の項の中でふれ、又五一年度に入つて消滅したものについては分明せる限りでその後の状況を附け加えた。なお一応ふれておきたいが、右に該当しないものについては、別に追加として附記した。

1　日本労働組合総評議会（総評議会・総評）
General Council of Trade Unions of Japan.（J. C. T. U.）
事務局　東京都港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七九七
1、2、3、4「総評の結成」の項参照。
5「総評」旬刊

2　日本労働組合総同盟（総同盟）
Japanese Federation of Trade Unions.（J. F. T. U.）
東京都港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七九七
1、会　長　松岡駒吉
　副会長　重盛寿治、上条愛一、山田節男
　総主事　高野　実
　主　事　大門義雄、北川義行、島上善五郎
2、一九四六年八月一日結成　総評・国際自由労連加盟
一九五〇年一一月三〇日―一二月三日第五回大会で、解体方針を確定。
組合員数および組織率（五〇年六月末現在労働省調）
八三五、一一五人（一四・五%）
なお解体問題をめぐつて刷新強化派が分裂した。五一年三月二八日解散大会、同二九日刷強派の解体反対再建代表者会議。本部公表による産別関係の勢力配置は次の通りである。

〔産　別〕	〔組合員数〕		〔刷強勢力〕	（同刷強発表数）
全　繊	二七〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇（二七〇、〇〇〇）		
全　金	九〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇（四〇、〇〇〇）		
全　化	五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇（一七、〇〇〇）		
全　進	六二、〇〇〇	（　　）	（　　）	
日　鉱	五〇、〇〇〇	三八、〇〇〇（六〇、〇〇〇）		
都市交	三九、〇〇〇	（　　）	（　　）	
全専売	三七、〇〇〇	（　　）	（　　）	
土　建	二、〇〇〇	二、〇〇〇（三〇、六〇〇）		
港　湾	一、五〇〇	一、五〇〇（三、八〇〇）		
造　船	二一、〇〇〇	一八、〇〇〇（二七、〇〇〇）		
食　品	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇（四四、〇〇〇）		
印刷庁	八、五〇〇	（　　）	（　　）	
木　産	一五、〇〇〇	（　　）	（　　）	
産別未整理	二三、〇〇〇	三、〇〇〇		
合成及び	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇		
鉄鋼関係	七四九、〇〇〇	二五八、五〇〇（四九六、四〇〇）		
総計				

土建の組織は壊滅状態と本部では見ている。

3、第二回中央委員会　五月一一―一二日
　平和中立宣言、組織改革、総評加盟を決定。
第三回中央委員会　八月三〇―三一日
　平和運動促進、朝鮮事件に対する基本的態度決定。
第四回中央委員会　一〇月一四日
　秋期闘争行動綱領を決定。
第五回大会　一一月三〇日―一二月三日
　総同盟解消のための経過措置

（1）総同盟産別組合を基礎として多くの中立組合、特に基幹工場職場の労組との間に実質的合同運動を起し、新單産の結成されるように指導する。

（2）地元総評結成のために、総評加盟友好組合の中央、地方の機関の協力を仰ぐために努力する。

（3）いわゆる中小企業の組織であつても、地方的地区的に統合された組織として、全國的新單産の構成となることができるように努力する、その他必要に応じて、地方合同労働組合の結成をはかり、その全國協議会をつくるために努力する。

（4）総同盟加盟各單産中、既に全國的視野において産別整理が完成された單産は速やかに総評に直結すること。その他の單産においては中立組合を含む新單産の結成に努力し、三月を目途として総評に直結することと。

（5）来年三月頃にひらかれる総評第二回全國大会を目標として地方総評の確立を期し、総同盟の発展的解消の時期を速やかならしめる。

（6）この目標を完遂するために、総本部の機構改革を次のように行う。

（イ）総本部の専門部の統括によつて指導力を強化する。

（ロ）現在の総本部職員中、新單産に所属すべきものは速かに新單産の活動に専念する、すなわち原則として兼任をさける。

（ハ）右の一切の経過措置は中央執行委員会において処理する。

大会宣言

朝鮮半島に燃えあがる戰火をのぞみつつ、平和の熱願と悲劇的な第三次世界大戰勃発の危機におびえて、凝然たるわが國の労働大衆に対して憎むべき保守反動の勢力は、赤追放に便乗せる労働組合御用化の彈圧と実質賃金の切下げ、骨抜き労働協約の押つけ等を強行し、われわれのもつ一切の権利を剝奪せんとする彼等の野望とその憎むべき本性を愈々露骨化しつつある。この悲劇を回避するものは誰か、この彈圧をはねかえすものは何か、われわれは労働組合の組織自体を根本的に改革し、階級としての統一された意志と実力を発揮するに足る産業別労働組合の強化、すなわち総評を軸とする戰線統一にそれを求め、この偉大なる事業を完遂せんとする総同盟第五回全國大会に期待した。われわれの大会が内外の視聴を浴びたのもこの故である。われわれはこの任務の重要なるを認識し、その期待の大なるに鑑み、これに答えるべく大胆卒直なる討論を起し明快なる結論を生みだすべく努力した。ブ書簡問題を契機として、われわれがこの問題の本質を究明せんとするや、小我にとらわれてこれが審議を引延し、あまつさえ議事進行に不満なりと称して遂に審議権を抛棄する代議員の退出を見たのはまことに遺憾であつた。かかる行動は下部組織大衆の信頼を裏切るものであり、本大会の重要意義にもとるものと言えよう。かかる一部の動揺にもかかわらず代議員の自制と誤りない判断で大会は守り通し得た。しかもわれわれは次年度運動方針と共に総評を舞台とする組織改革運動の強化実践の最終的方針を決定

し、当面する越年闘争、協約闘争、社会保障制度促進対策等について具体的戦闘方針を樹立することに成功した。しかしわれ等の前途は尚多難困苦の荊に満ちている。われわれは一切の分裂策動を排除し、いよいよ団結を強化し、戦線を拡大し、全労働者階級の完全解放の日までたゆみなき前進と粘り強い闘争の継続を誓うものである。せき止めるものあればこそ、われ等の奔流となる。ここに歴史的な第五回大会を終るに当りわれ等の決意を広く内外の労働階級に宣言する。

一九五〇、一二、三

日本労働組合総同盟第五回大会

（注）ブラッテイ書簡は先に六月、総司令部労働課のプ氏から全織同盟宛に、日紡徳田千恵子氏の渡米問題をめぐつて寄せられたもので、この中で日紡労組が御用組合であると警告を発している。その後この内容が流布されたことから、書簡の取扱い責任問題をとり上げ、総同盟内の左右両派の対立を起した。その結果四中委で事実調査のため委員会を設置することとなり、全國大会にまでもちこされるに至つた。大会では、この問題を契機として遂に刷強派の退場による分裂を見ることとなつた。

総同盟刷新強化運動

第五回大会で退場した全維同盟を中心に右派は、総同盟刷新強化運動協議会を形成、解体反対、刷新強化をスローガンにして、別個に組織を再建する行動に移つた（「総評の結成」の項参照）。これがいわゆる刷強派の分裂である。同派は大会退場後、常任委員として菊川忠雄ら一四名を選出して刷新強化運動の推進に当り、翌五一年の三月二九日には本部派の解散大会に対応して解体反対再建代表者会議を開き、また六月一一二日第六回再建大会を開き松岡会長を擁して総同盟を再建した。

◇解体反対！　総同盟の刷新強化！
◇組合の自主性と民主的運営を守れ！
◇内部攪乱の排除！　友愛信義団結！
◇地方連合会の充実！　中小企業労働者の生活防衛！
◇産別同盟の充実と自主性の尊重！
◇総評強化の実践！　観念的統一論の清算！
◇日常闘争の強力展開！　組合員への忠実な奉仕！
◇職場活動の強力指導！　組合御用化の排撃！
◇から回りカンパ運動の克服！
◇実践的民主主義労働運動の推進！

5、「労仂」週刊
刷強派機関紙「総同盟」週刊

3　**全國繊維産業労働組合同盟（全繊）**
Japan Federation of Textile Workers Unions.
港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七九六

（注）土建、岡山は中央委員が参加。

日本労仂組合総同盟刷新強化運動本部
港区三田四国町二ノ六　日本労仂会館
三田(45)五七五九

総同盟刷新強化運動スローガン

退場後の刷強派懇談会に参加した産別および連合会選出代議員数はつぎの通りで、この外全繊でも別個に会合、後に参加している。

造船	一〇	食品	六	日鉱	六
金属	九	化学	四	土建	二
長野	一	千葉	一	埼玉	二
岐阜	三	大阪	三	福岡	二
広島	二	岡山			

港湾	一	福島	二
滋賀	一	長崎	二

1、会長　滝田　実
副会長　木村有生、間宮重一郎
総主事　斎藤　勇
主事　宇佐美忠信、山口正義、横内日郎
会計　中田和男

2、一九四六年七月三一日結成　総評・総同盟加盟
組織（一〇月現在組合公称）

（部会）	（企業別組合数）	（組合員数）	（内女子比率）
綿紡部会	一一	一五二、七二五	（約八〇％）
化繊部会	三八	四九、三九九	（約四〇％）
羊毛部会	四八	一九、六三五	（約七〇％）
麻部会	一四	八、七〇〇	（約七〇％）
地方繊維部会	—	—	
総計	—	二七三、五六八	

3、第五回年次大会　六月二七—二九日
総評加盟を保留、国際繊維労組同盟に加入。
各部会の賃上闘争　三月以降要求書を提出。
綿紡　中労委あつ旋不調となり、六月一日以降のスト宣言を発したが六月八日妥結＝初任給税込三、二〇〇円臨時手当一、〇〇〇円、九月までに一一社平均三七％賃上。
羊毛　六月一〇—二三日中労委斡旋で妥結、一〇月までに平均三〇％賃上。
化繊、麻両部会も単組個別交渉による賃上闘争を行つた。
臨時大会　一〇月二〇—二一日
総評加盟を可決、秋期闘争方針を決定。

4、「全繊」月二回刊　「繊維産業労仂」月二回刊　「友愛」月刊

4　全國化学産業労働組合同盟（全國化学）
港区三田四国町二ノ六
三田(45)一七〇七　〇二七〇

1、会長　山花秀雄（本部）
副会長　布施津三（新潟）藤本用輔（兵庫）
主事　浜　博（関東）

2、一九四六年一一月一六日結成　総同盟加盟
組合員数（組合公称）六〇、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）三三五組合五一、七七七

5　全國進駐軍労働組合同盟（全進同盟）
港区三田四国町二ノ六
三田(45)一七〇七　〇二七〇

1、会長　山田節男（本部）
副会長　市川　誠（埼玉）小野清美（東京）徳間正雄（神奈川）
書記長　久保具人（本部）

2、一九四六年九月一日結成　総同盟加盟
組合員数（組合公称）六一、六〇〇
同（六月末現在労仂省調）九六組合四九、九八七

6　日本鉱山労働組合（日鉱）
港区三田四国町二ノ六
三田(45)一七〇七　〇二七〇

1、会長　森嶺二郎（福岡）
副会長　日端金光（常盤）川端忠孝（長崎）仰木格三（熊本）
書記長　重枝琢己（福岡）

2、一九四六年七月三〇日結成　総同盟加盟
組合員数（組合公称）五六、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）一七六組合五二、五二五

5、「鉱山」月刊

7 全國金属労働組合（全國金属・全金）

港区三田四国町二ノ六

三田(45)一七〇七　〇二七〇

1、中央執行委員長　欠

副中央執行委員長　佐野芳雄（兵庫）仲橋喜三郎（大阪）

書記長　北川義行（関東）

2、一九四六年九月二四日同盟結成　一九五〇年一〇月八日単一結成　総同盟加盟

組合員数（組合公称）四五、〇〇〇

五一年二月総評直接加盟

全金同盟は鉄鋼、造船を分離し、電機、機器、車輌等の統一のため、新たに単一全国金属労働組合を一〇月に結成した。

同盟当時組合員数（六月末現在労働省調）一三八、六七八

七〇一組合

単一結成当時組合員数（組合公称）

全金単一　六五、〇〇〇

造船連　二五、〇〇〇

鉄鋼連　三五、〇〇〇

5、「全国金属」月二回刊

8 総同盟全國造船労働組合連合会（造船連）

港区三田四国町二ノ六

三田(45)一七〇七　〇二七〇

組合員数（組合公称）四〇、〇〇〇

同（六月末現在労働省調）八四組合一六、四一三

11 全國木材産業労働組合同盟（全木産）

港区三田四国町二ノ六

三田(45)一七〇七　〇二七〇

1、会　長　安平鹿一（高知）

副会長　島沢忠義（愛知）雨谷義俊（栃木）

主　事　小沼良太郎（本部）

2、一九四七年二月一一日結成　総同盟加盟

（造船総連）を結成した。

5、「造船労仂」月刊

9 総同盟全國鉄鋼労働組合連合会（鉄鋼連）

港区三田本芝三ノ二〇　三田(45)三一八八

1、委員長　山脇陽三（神戸製鋼）

副委員長　本橋　順（日本鋼管川崎）森田清市郎（扶桑製鋼）

書記長　清水愼三（本部）

2、一九四六年九月二四日結成　総同盟加盟

組合員数（組合公称）四五、〇〇〇

五一年三月鉄鋼労連に吸収さる。

10 全國食品産業労働組合同盟（全食産同盟）

港区三田四国町二ノ六

三田(45)一七〇七　〇二七〇

1、会　長　熊本虎蔵（本部）

副会長　高橋正一（愛食労連）中村　正（全麦労連）矢口七郎

（醤味労連）

主　事　大迫栄治（本部）

2、一九四七年一〇月六月結成　総同盟加盟

組合員数（組合公称）四〇、〇〇〇

同（六月末現在労働省調）八四組合一六、四一三

11 全國木材産業労働組合同盟（全木産）

港区三田四国町二ノ六

三田(45)一七〇七　〇二七〇

1、会　長　安平鹿一（高知）

副会長　島沢忠義（愛知）雨谷義俊（栃木）

主　事　小沼良太郎（本部）

2、一九四七年二月一一日結成　総同盟加盟

組合員数（組合公称）二五、〇〇〇

一九五一年二月一一日船労協と合体、全国造船労仂組合総連合

組合員数（組合公称）二五、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）一六一組合七、五三六

12 日本都市交通労働組合連合会（都市交通）
The All Japan Federation of Municipal Traffic Workers Union

港区三田四国町一八　三田(45)四七九一
1、中央執行委員長　岡本丑太郎（東交）
副中央執行委員長　井岡太治（大阪交）
書記長　八木秀雄（横浜交）
2、一九四七年一月一六日結成　総同盟・官公労・全交連加盟
組合員数（組合公称）三三、〇〇〇組合三四、二五四
同（六月末現在労仂省調）一三組合三四、二五四

13 全國印刷産業労働組合同盟（全國印刷）
港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七九七
1、会長　横手行雄（東京）
副会長　河野吉一（大阪）
主事　久布代判治（本部）
2、一九五〇年七月二三日結成　総同盟加盟
組合員数（組合公称）一五、〇〇〇

14 全専賣労働組合（全専賣）
All Monopoly Labour Union (A. M. L.)
品川区大井立会町五六五　大崎(49)六六一〇
1、中央闘争委員長　平林　剛
副中央闘争委員長　福田　義一
書記長　佐藤新次郎
2、一九四六年四月一三日結成　一九四九年六月二七日改組　総同盟・総評・官公労加盟
組織状況（一九五〇年六月三〇日現在本部公称）
地協七、地方部一三、支部六〇、分会四七七

（地協名）	（組合員数）
東北地方協議会	五、八五六
関東地方協議会	一〇、三一一
中部地方協議会	三、九九九
関西地方協議会	三、五二六
中国地方協議会	四、四一二
四国地方協議会	二、七八六
九州地方協議会	五、五八五
計	三六、四七五

3、賃金闘争（「賃金闘争」の項参照）
公社新給与の要求と現行給与の是正闘争
四九年一二月公社側の調停案拒否により二八日仲裁裁定下り、
一月一八日大蔵大臣の裁定実旨不可能の回答から、二月三日東京地裁への仮処分申請となる。次いで国鉄裁定の法廷闘争が労組側に有利となるや、三月八日公社側より和解申入、一〇日和解成立、二二日専売裁定第一次全額支給を閣議決定。
九、七〇〇円ベース要求闘争
四月六日調停案（基準内七、三九〇円、給月收八、二〇五円）を受諾。
第二回全国大会　（福岡）四月二〇―二三日
一九五〇年度運動方針を決定。
九、七〇〇円ベース闘争は五〇年度を通じ五一年にかけて継続して行われた。
5、「全専売新聞」五日刊
「週報」週刊

炭鉱労働組合組織の変遷

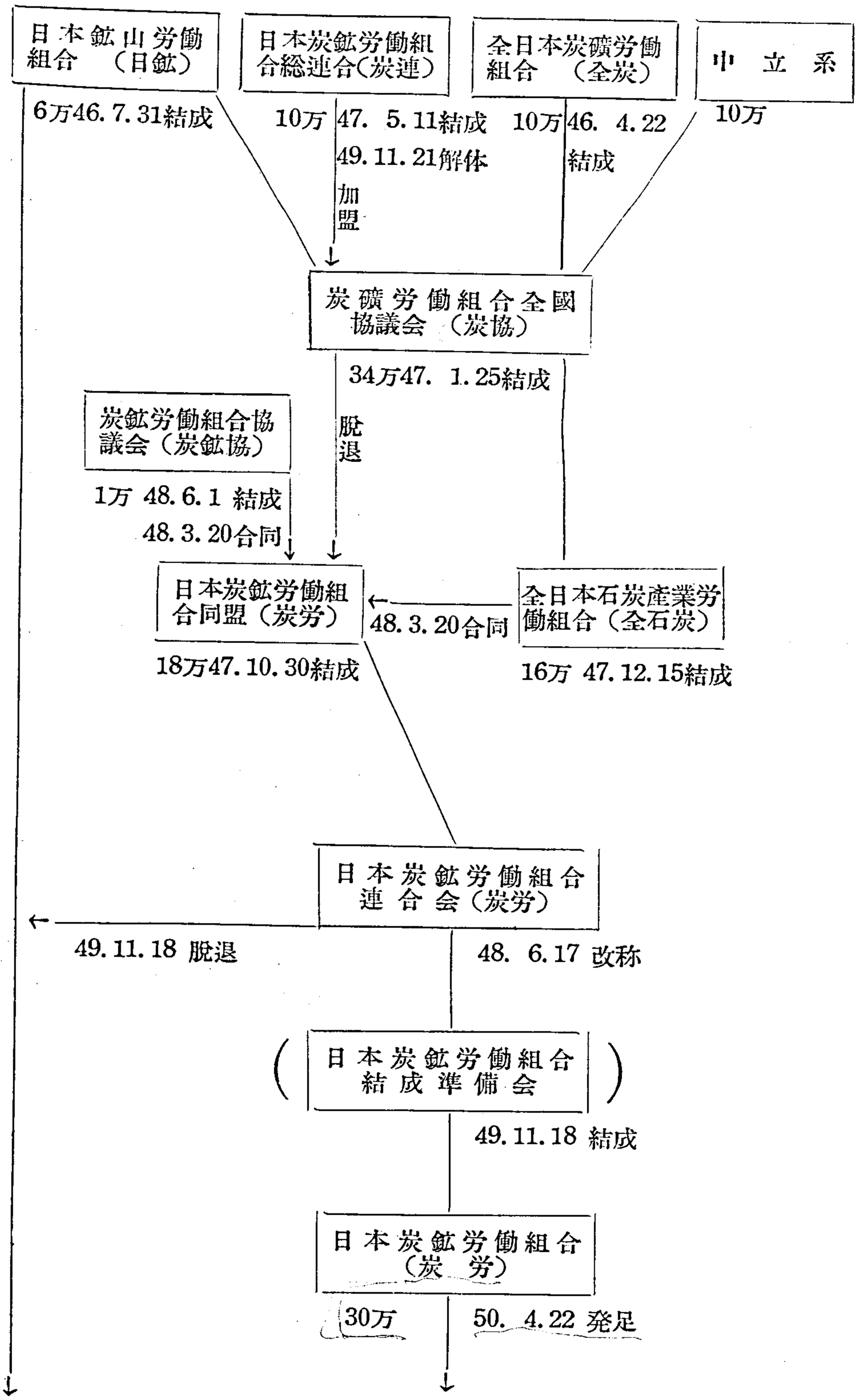

15 日本炭鉱労働組合（炭労）

中央本部 千代田区神田三崎町二ノ四 九段(33)二一五四

1、中央執行委員長 武藤武雄（常盤）
中央副執行委員長 小菅貞一（幌内）柴田圭介（麻生）

事務局長 小椿春三（三池）

2、一九五〇年四月二二日結成 総評加盟
炭鉱労仂組合は戦後次表の様に発展し、五〇年四月に至つて漸く単一結成による戦線統一を見た。

組織（五一年四月現在組合公称）

（地方本部）	（支部数）	（組合員数）
北海道	一〇一	九一、七五〇
常磐	三六	二〇、一三七
山口	一八	一〇、五四八
福岡	九二	一一八、二七一
佐賀	一九	一二、六四八
長崎	一五	七、七六六
本部直轄	一四	二、四六二
合計	二九五	二六三、五八二

3、賃金闘争（一―三月）経過については、「炭労の争議」の項参照。

単一炭労結成大会　四月一五―二一日

規約、綱領を決定。総評加盟を決定。

第一回中央委員会　七月一日

第二回緊急中央委員会　一〇月九―一〇日

「共産党員並にその同調者に対する追放に関する方針」を決定。

4、規約抜萃

第三條　この組合は友愛と信義を重んずる組合員の団結の力により炭鉱労働者のよりよき労働条件を獲得すると共に労働文化水準の向上および社会的経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第四條　この組合は前條の目的を達成するために次のような活動をする。

一、石炭産業の社会化を促進する。

二、炭鉱労働者の生活権および労働権を確立する。

三、労働文化の向上を図る。

四、炭鉱労働者の保安衛生福利厚生の施設を改善する。

五、階級的に関係のある國内外の民主主義団体と密接に連繋する。

六、その他目的達成に必要な事項。

第六條　この組合は次の組織をもつ。

一、中央本部　二、地方本部　三、支部

第七條　中央本部は中央執行委員会で構成される。

第八條　地方本部は次の地方に置き、その地方所在支部の意志を結集して共同の利益を護るための地方組織である。

一、北海道地方　二、常磐地方　三、山口地方　四、福岡地方　五、佐賀地方　六、長崎地方

第九條　支部は各事業所毎の組合員で組織された單位組合とする。

綱領

一、われわれは日本経済再建のために民主的な過程を経て労働者の生活を守り経済の民主化、社会化を目標とする生産復興のために闘う。

一、われわれは労働者と労働組合の基本的権利である言論出版、集会等の完全なる自由獲得と団結権、団体交渉権、罷業権の完全なる確立のために闘う。

一、われわれは封建的職制と奴れい的賃金制を一掃し同一労働同一賃金制確立のために闘う。

一、われわれは労働者を犠牲とする企業整備に反対し完全雇傭の実現のために闘う。

一、われわれは統一労働協約の締結とその完全実施のために闘う。

一、われわれは教育の機会均等と民主化および働くものの文化を

建設するために闘う。
一、われわれは國庫の負担による全般的社会保障制度確立のために闘う。
一、われわれはファシズムと戰争ちよう発を排除し全面講和を促進し世界平和確立のために闘う。
一、われわれは炭鉱労働者の団結をはかり全日本の民主的労働戰線を統一し万國の労働者と提携して自由にしてさく取なき社会建設のために闘う。
一、われわれは労働組合と政党との任務活動分野を明確にし経済闘争より発展する政治闘争は果敢に行う。
5、「炭労」旬刊

16 全日本海員組合（海員）

本部　神戸市生田区海岸通三ノ二六　元町(4)三九一六
東京事務所　港区麻布市兵衛町二ノ四
赤坂(48)三三六〇　三五〇三

1、組合長　陰山　寿
副組合長　中地熊造、有井　澄
会計監査　小川忠一、佐々木兼三郎
2、一九四五年一〇月五日結成　総評加盟
組合員数（組合公称）一三七、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）一三二、三一二
3、労仂協約交渉　二月四日より日本船主協会に対して交渉開始、三月二三日仮調印、四月一五日から全船に適用。
第三回中央委員会　三月三〇―三一日
新運航制に伴う当面の闘争方針を決定。
第九回定期大会　一〇月二八―三一日
民営還元後の海運企業再編成に伴い、機構改革、規約改正を討議
5、「船員しんぶん」週刊
「海員」月刊

17 全國産業別労働組合連合（産別連合・新産別）
National Federation of Industrial Organizations. (F. I. O.)

港区芝公園六号地中労委会館
芝(43)五一〇〇　五一〇六―九

1、中央執行委員長　金山　敏（全生保）
中央副執行委員長　中島一郎（全機金）中田義勝（新化学）西橋寅彦（京都）
書記長　落合英一（電工）
2、一九四九年一二月一〇日結成　総評・国際自由労連加盟
組織（組合公称）　（組合員数）
（産別）
全機金　三七、〇〇〇
帝石労組　六、二〇〇
全建労　三〇、〇〇〇
新化学　二〇、〇〇〇
全車輛労協　一〇、〇〇〇
京都地連　一五、〇〇〇
電工協議会　八、〇〇〇
生保準備会　七、〇〇〇
総計　一三三、二〇〇
3、第一回中央委員会　三月九日
総評に対する態度および戦線統一に関する方針を立て声明を発表（「総評の結成」の項参照）。
第二回中央委員会　七月一二日
「内外情勢に対する方針」「戦線統一に関する件」「夏期闘争方

針」「日共非合法化に対する態度」などを決定。

内外情勢に対する方針

一、朝鮮問題の勃発と重大化につれて、わが國民を戰爭にまき込もうとする言動と、戰爭に飛び込もうとする反動勢力の動きが、一段と活発となつてきた。われわれ労働階級は太平洋戰爭に突入せんとする直前の軍閥官僚のファッショ化政策をここに想起し、今こそ戰爭を回避する平和の闘爭を断乎として推進するとともに、占領目的に対する服従の義務と、極東の戰雲に乗じて政府ならびに資本家の強要する労働者圧迫を厳に区別し、労働組合の任務にいささかも欠くるところがあつてはならない。しかしてわれわれの平和闘爭は、コミンフォルムの戰略に基く共産党の反戰闘爭を、実践において克服するものでなければならない。

二、警察力の増強が決定されたが、これを実施する吉田内閣と、その與党たる自由党の反動性にかんがみ、増強される警察力の軍隊化、特高化を厳に監視するとともに、労働者弾圧にこれを轉用せんとする意図を防止しなければならない。

三、対日講和の問題は、朝鮮問題の勃発によつて、一層予測しがたいこととなつたが、日本民族の独立を期する中立政策を貫ぬくためには、あくまで全面講和を目指す自主権の回復につとめなければならない。したがつて、社会党の提唱たる平和運動を積極的に支持するものである。

全國産業別労働組合連合中央委員会

第二回全国大会　一一月二四―二六日

戰線統一に関する決議

われわれは前大会の戰線統一に関する基本方針をここに確認し、第二回中央委員会の決定を次の如く発展せしめる。

一、総評に加入する。

二、戰線統一運動当面の目標を

1、あらゆる形の組合干渉反対

2、完全な自主権の確立

3、全面講和をめざす平和運動の推進

におき、総評内外を統一する共同闘爭を拡く展開する。

総評加盟決定後の活動の原則

一、新産別の主体性の強化に伴う組織の拡大

1、全國的な産業別組織として完成された組合とは、総評の中で共同闘爭をとり、新産別に加盟せしめる方針をとらない。

2、全國的單一組織として完成されていない各組織は、積極的に新産別加入を通じて将来の全國的産別組織の完成を期す。

二、地方的統一組織

日常闘爭を主として、條件に応じた地方的統一組織をつくる。この場合すぐさま地方総評にもつてゆくような運動はしない。地方と中央の関係は順次共同闘爭を通じてその統一を期す。他に平和運動促進、越年闘爭、社会保障制度確立促進に関する決議等を採択。

拡大中央執行委員会　一二月二二日

「統一運動の具体化」方針を決定し、社会党に対し「大量入党運動展開についての要請」および「平和運動推進に関する申入れ」を行つた。

5、「新産別」旬刊

18　全國機械金属労働組合（全機金）

All Machine and Metal Workers' Union. (A. M. U.)

港区芝公園六号地中労委会館

芝(43)五一〇〇　五一〇六―九

1、執行委員長　関野忠義（日精）
副執行委員長　小林藤吉（大阪機械）
書記長　六谷徹太郎（本部）
2、一九四九年二月七日全国機械労仂組合（全国機械）結成　五〇年一〇月名称変更　新産別加盟　組合員数（組合公称）三七、〇〇〇　同（六月末現在労仂省調）三五組合二一、五九九
3、第二回全国大会一〇月二七―二八日
5、「全国機械金属」

19　全日本土建一般産業労働組合（全建労）

澁谷区北谷町二九　澁谷(46)四三〇五―六
1、中央執行委員長　今泉辰次（長野）
副中央執行委員長　宮野恒造（岩手）明石龜太郎（東京）清水正文（三重）
事務局長　加藤忠由（東京）
2、一九四八年一一月二〇日結成　新産別加盟
組合員数（組合公称）三〇、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）四〇組合一〇、七三八

20　全化学産業労働組合連合（新化学）

港区芝公園六号地中労委会館
芝(43)五一〇〇　五一〇六―九
1、執行委員長　中田義彌（呉羽化学）
副執行委員長　丸山三次（大日本製薬）吉武猛彦（徳山曹達）
書記長　馬場順治（昭和電工）
2、一九五〇年九月二七日結成　新産別加盟
組合員数(組合公称)二〇、〇〇〇

21　日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）

港区芝高輪南町三〇　大崎(49)一八三八
1、中央執行委員長　藤田藤太郎（京阪神）
中央執行副委員長　山野井薫（東武）堀井利勝（釧路）
書記長　蔦島昭次（東武）
2、一九四七年一月一〇日結成　総評・全交運・国際自由労連・国際運輸労連加盟
組合員数（組合公称）一二二、〇〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

（地方連合会）	（組合数）	（組合員数）
北海道地連	一二	一、七二〇
東北地連	一〇	一、六二四
関東地連	三七	三五、三八二
北陸地連	四	四、六九三
中部地連	一一	一五、三五五
関西地連	三七	四〇、一二一
中国地連	一二	四、三〇五
四国地連	四	三、一九〇
九州地連	一三	一三、三〇八
総計	一四〇	一一九、六九八

3、第五回中央委員会　二月一〇―一一日
一月以降賃金闘争対策、労仂協約改訂闘争に関する件、戦線統一に関し総評の綱領規約を大衆討議にかけるなどを審議決定。
関東地連第五回大会（袋田）五月九―一〇日　東急、京浜、京帝、営団の共闘宣言を可決。なお関東私鉄の争議については同項参照。
第七回中央委員会　六月七―八日
運動方針案を執行部提出のA・B両案について討議し採決の結果二六対二六で議長の一票行使によるA案を中委案として大会に提出することを確認。主要な論点は左の通りである。

	A案	B案
国際情勢	論じない	関連さす
民主主義の原則	憲法で保障されている組織を破壊する	既得権まではく奪されている
職場闘争	集約闘争で解決せよ	職制の圧迫と闘うために必要である
復興闘争	合理化闘争を重点に行う	政治と経済のカラクリが問題である

総評加盟可否の件については決定を見ず保留のまま大会で決定することとなつた。

第六回定期大会（別府）七月四―八日

第一日の一般経過報告の中第七中委の決定が承認されず、中委再審議となつた。即日開かれた第八中委の決定に基き運動方針はA・B両案を併列提出一九五対一一六でA案が採択された。なおA案内容修正に於て戦争反対、全面講和などが確認された。総評加盟の件については再度にわたつて採決が行われたがいずれも過半数を制せず保留となつた。このため国際自由労連、国際運輸労連加盟の件は審議されないこととなつた。外に協約闘争方針、青年部婦人部の解散、平和投票の修正、民主的諸団体弾圧反対などを決定した。

第二回中央委員会　九月一九―二一日

当面の闘争方針として、労仂協約、退職金、賃金、合理化中小企業の各対策を決定した外、朝鮮事件に対する態度を国連協力の線で決定した。又原子爆弾の全面禁止を含む「平和に関する声明書」を決議発表した。

第七回臨時大会（松本）一一月二一―二二日

総評加盟を決定すると共に国際自由労連、国際運輸労連（ＩＴＦ）への加盟も決定、越年資金、退職金要求、ベースアップ闘争の方針を打出し、「組織強化に関する自己批判と課題」を決定した。

5、「私鉄労仂」週刊

22 全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）

港区三田功運町二一　三田(45)四六三八

1、中央執行委員長　原口幸隆（別子）
副中央執行委員長　神長一毛（日本）　森本仁六（神岡）
書記長　保坂泰衛（太平）
副書記長　鷲谷政之助（同和）
書記長

2、一九四七年二月二〇日結成　総評・国際自由労運加盟

企業別組織状況（組合公称）

（企業別組合名）	（組合員数）
太平鉱業労連	一二、六六三
日本鉱業労連	一二、六三六
神岡鉱業労連	八、八六八
別子鉱業労連	六、六七一
同和鉱業労連	六、三九二
古河鉱業労連	四、五六〇
中小企業	八、一四七
単独組合	八、四二九
総計	六八、三六六

3、第一三回定期大会（会津若松）五月一八―二二日

国際自由労連につながる国内労仂戦線統一方向、総評準備会にオブザーヴアーとして参加することなどを決定。

第一四回臨時全国大会（東京）八月二九―三一日

今後の運動方針　鉱山経営者連盟（経連）の解散に伴い、企業連及び地連に重点をおいた組織改変を行うことを前提として原案を認め、最後的決定は次期大会にもちこされた。

新賃金闘争方針　企業連中心に行うことを決定。
総評加盟を決定。
5、「ぜんこう」旬刊
23 **全國蚕糸労働組合連合会（全蚕労連）**
中央区京橋三ノ二片倉ビル
京橋(56)三一六一—九
1、中央執行委員長　小西　壯（片倉）
副中央執行委員長　山岸章司（郡是）宮本喜門（昭栄）
書記長　小口賢三（片倉）
2、一九四七年二月一二日結成　総評加盟
組合員数（組合公称）二一三組合四四、三三七
同（六月末現在労仂省調）二五三組合七三、一六〇
五一年四月一七—一八日定期大会で全繊と統合することを決定。
5、「全蚕労連」
24 **重電氣労働組合連合会（重電氣）**
品川区大崎二ノ二七六　明電舎
大崎(49)三一五一　三一六一—四
1、中央執行委員長　角田由平（東芝鶴見）
副中央執行委員長　荒井健三（富士川崎）田中哲太郎（日立龜戸）
書記長　長谷信雄（明電舎）
2、一九五〇年一月九日結成　総評加盟
組合員数（組合公称）一六、四〇〇
同（六月末現在労仂省調）一四組合一八、八五八
25 **日本財務職員労働組合連合会（日財労連）**
千代田区代官町関東信越国税局
丸ノ内(23)〇三七〇—九
1、中央執行委員長　斉藤甚助（関東）
副中央執行委員長　熊谷豊四郎（東北）
書記長　村上晴男（関東）
2、一九五〇年一月二五日結成　一一月二二日総評加盟
組合員数（組合公称）二〇、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）一四五組合一三、一五七
26 **日本建設労働組合総連合（日建連）**
大田区大森三ノ一五一
大森(06)五七一七
1、中央執行委員長　加藤勘十（本部）
副中央執行委員長　伊藤政太郎（愛知）菅野勇利（大阪）牧野梅一（向島）
書記長　関谷龜之助（本部）
2、一九四七年一〇月二六日結成　総評加盟
組合員数(組合公称)四五、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）三四組合二一、五七九
27 **合成化学産業労働組合連合（合化労連）**
Japanese Federation of Synthetic Chemistry Workers Union. (J. S. C. U.)
港区本芝三ノ二〇　三田(45)五七〇〇
1、執行委員長　太田　薫（宇部窒素）
副執行委員長　堅田米吉（日東硫曹）松井一郎（日本火薬）岡本明保（田辺製薬）
書記長　入江康夫（東洋高圧）
2、一九五〇年一二月九日結成　総評加盟
硫労連構成の主要労組が中心となつて合成化学産業の統一を期し結成され、硫労連はこれによつて解散された。

組織（組合公称）

（企業別組合名）	（組合員数）
東亜合成（名古屋、高岡、坂出）	三、七〇〇
宇部窒素	三、七〇〇
日東化学連合（横浜、八戸、中川、本社）	二、五〇〇
田辺製薬	九〇〇
東北肥料	八一六
別府化学	一、〇〇〇
旭化学（薬品）	一、九〇〇
山陽化学	一七〇
日新化学	七、〇〇〇
日本水素小名浜	一、〇〇〇
滝川化学	五〇〇
東海硫安	六〇〇
信越化学直江津	一、八〇〇
日産化学（王子、小松川）	一、七〇〇
日東硫曹（新潟、下関）	四六七
新潟硫酸	四〇一
ラサ工業	二六〇
帝国化工	一六〇
多木製肥（労組、職組）	五一〇
神島化学	三九九
呉羽化学本社	一〇〇
日本火薬総連（一六組合）	三、八〇〇
東洋高圧（大牟田、彦島、砂川）	六、一一九
東海電極労連（六組合）	八一〇
総計（五四組合）	四〇、三一二

3、結成大会（東京）一二月八―九日

運動方針、総評加盟、規約等を決定。

組織方針（運動方針書より）

（A）われわれは企業区分と産別区分を一致させる。化学産業における近代的大規模生産様式から同一企業内で幾多の業種別組織につながつてきた不合理を改める。これを一つに総合して闘つてゆかねばならない。

（B）われわれは單に化学という名を共通にする、公式的大化学主義を採らない。複雑多岐にわたる化学産業の分野において、その製造工程、原料および製品、環境、労働條件、組織上の質的條件を同じうし、資本系統闘い方の関連性の強い合成化学労働者の組織こそ闘争の基盤となり前衛的任務を果し得ると信ずる。

（C）われわれの組織は総評に直結する独立單産を指向し、中間的なワクはなんら存在しない。それ故にわれわれの意志と行動はなんらそくばくをうけない組織である。

4、基本綱領

（戰線統一）

一、われわれは自由にして民主的な合成化学産業労働組合の結集を強化し全労働戰線統一のために闘う。

（生活権の確保）

一、われわれは産業利に結集された全労働者の団結の力をもつて労働者の権利を確保するとともに労働生活を改善しその経済的政治的社会的地位の向上のために闘う。

（産業の民主化）

一、われわれは合成化学産業の民主化を促進し日本経済の発展のために闘う。

（干渉排除）

一、われわれは極左極右に反対するとともに外部からのあらゆる
支配干渉を排撃し組合の自由のために闘う。
（政党との提携）
一、われわれは独自の立場に立つて社会民主主義政党と協力し社
会主義革命の一翼を荷い労働者階級解放のために闘う。

5、「合成化学」週刊「合成化学調査月報」月刊
28 **日本教職員組合**（**日教組**）
千代田区神田一ツ橋教育会館
九段(33)七四六二
1、委員長 岡 三郎（神奈川）
副委員長 今村 彰（愛媛）大西正道（青森）
書記長 魚谷時太郎（兵庫）
書記次長 宮之原貞光（鹿児島）大原 亨（広島）
2、一九四七年六月八日結成 総評・国際自由労連・官公労加盟
組合員数（組合公称）四五七、五〇〇
組織（六月末現在労働省調）

（地方別組合名）	（組合数）	（組合員数）
北海道教職組	二七五	二五、六九一
青森県教職組	一一	七、七八四
岩手県教職組	一九	一〇、〇一九
宮城県教職組	一七	一〇、四三六
秋田県教職組	一〇	八、四六九
山形県教労連	二六	一一、三〇六
福島県教組	二二	一四、五二八
茨城県教職組	二二	一二、九八九
栃木県教組	一六	一〇、一九五
全群馬教職組	三	一一、九九三
埼玉県教職組	一五	一三、一七九
千葉県教職組	二〇	一四、九〇六
東京都教組	四五	三四、八七九
神奈川教職組	二六	一二、五二二
新潟県教職組	二三	一七、八七四
富山県教職組	一三	六、五八四
石川県教職組	一二	六、〇四二
福井県教職組	一五	五、二四三
山梨県教職組	一〇	五、五六九
長野県教職組	一八	一五、四〇〇
岐阜県教職連	二六	一〇、九六一
静岡県教職組	二三	一五、一八〇
愛知県教組	二九	一六、〇六三
三重県教職組	二六	九、八八五
滋賀県教職組	一六	六、〇二七
京都府教職連	二五	一一、七二七
大阪教職組	三四	一八、二五三
兵庫県教職組	四〇	二〇、八六七
和歌山県教職組	九	七、四五四
鳥取県教職組	一七	五、三六五
島根県教職組	一六	六、七〇六
岡山県教職組	二七	一一、四九三
広島県教職組	三〇	一三、五四九
山口県教職組	二五	九、三八二
徳島県教職組	一二	五、六八八
香川県教職組	一一	六、八四八
愛媛県教組	一八	一〇、九八二

高知県教組	九	六、一三二
福岡県教職組	九七	二五、〇一八
佐賀県教職組	一〇	六、九一四
長崎県教職組	一二	九、八七七
熊本県教職組	一六	一二、四一九
大分県教職組	一九	八、七四二
宮崎県教職組	一四	七、四一八
鹿児島県教職組	一六	一一、七八〇
東北大職連	九	一、五八五
千葉県学職組	四	一、〇七六
富山大教職組	三	三七一
愛知高教職組	三	六三八
名大職協	七	一、二九六
宮崎大教職連	三	三七九
直結単位組合	六	七、七八六
総計	一、二二〇	五四三、四六九

3、第七回定期大会（琴平）五月一―三日
総評準備会脱退を否決。総評加盟を決定。

参議院選挙闘争
日教組推薦候補全国区四名、地方区四名当選。

教育委員選挙闘争
各県日教組関係者六五、九〇四名当選。

5、「教育新聞」週刊
「教育情報」旬刊

29 **國鉄労働組合**（**國鉄**）
本部 千代田区丸ノ内一ノ一運輸省内
丸ノ内(23)〇〇三九 日本橋(24)一六八九

1、委員長 斎藤鉄郎（大宮）
副委員長 星加 要（香川）
書記長 片岡文重

2、一九四六年三月一五日国鉄総連結成 四七年六月五日単一改組
総評・国際自由労連・官公労・全交運加盟
組合員数(組合公称)四三九、五〇〇
組織（六月末現在労働省調）

（地評別）	（組合数）	（組合員数）
旭川地評	一〇〇	一五、六八四
札幌地評	一三九	三一、四〇四
仙台地評	一〇三	三九、一九六
東京地評	三九四	九八、四七一
新潟地評	五〇	三七、九七九
中部地評	二三二	五一、二九四
大阪地評	二四四	六〇、二六二
広島地評	五七	四一、一三七
四国地評	三七	一三、一九七
九州地評	一二五	五五、二八七
総計	一、四八三	四四三、九一一

3、賃金ベース改訂闘争
ベース改訂、年末賞与金に関する第一次仲裁裁定の完全実施を求める仮処分の申請に関する法廷闘争は二月二五日、裁定に従うべき旨の判決があつた（「賃金闘争」の項参照）。
四月以降九、七〇〇円ベース実施要求の闘争は、二月一〇日調停打切りとなり、一切を仲裁委に託されることになつた。第二次裁定は三月一五日提示され、基準賃金八、二〇〇円と決定、組合は支給措置促進を声明。

第一八回中央委員会　五月八―九日
参議院議員選挙対策、法廷闘争について当面の闘争方針を決定。
法廷闘争の経過
第二次仮処分申請に対し東京地裁は四月一九日強制執行を伴う仮処分判決、同日高裁が執行一時停止の決定を下す。五月二四日控訴審で高裁は仮処分却下を判決。
第八回全国大会（登別）六月二八日―七月一日
「昭和二五年度闘争方針」、「機構改革の方策」を決定、新役員を選出。

闘争目標（闘争方針より）
給與の改善
（イ）　裁定を実現させる。
（ロ）　実質賃金を充実させる。
（イ）については臨時國会で実現させることを目途とし、なお第一次裁定についての法廷闘争はこれを継続する。
（ロ）は諸手当、賞與金、作業用物品、厚生関係等広汎な給與面の改善を図る。
労働條件の改善
（イ）　適正要員を確保すると共に機構改革及び業務運営方式の変更による首切りをさせない（以下略）。
（ロ）　機構改革に参画すると共に機構改革に伴う配置転換その他の労働条件につき登別大会決定に従つて新中闘は前後一〇回に亘る団交の末左の協定書に調印の運びとなつた。

協　定　書　全　文

機構改革に伴う配置轉換その他の労働條件に関する協定

日本國有鉄道と國鉄労働組合とは、機構改革に伴う配置轉換その他の労働條件に関して左記の通り協定する。

記

一、新設の鉄道管理局その他の管理業務機関は原則として関係鉄道局管理部等の管理部門所属職員をもつて構成する。
右の場合、要員構成は本人の希望並びに住宅事情を考慮の上先任順位を基礎とし、能力を加味してこれを行う。
2、前項の能力を加味する方法は、定員の一五%以内（最低二名）を加算した数を先任順位により選び、そのうちより先ず定員の六〇%を先任順位により決定し、あと四〇%は残りのもののうちより能力を加味して決定する。
注1　一五%及び四〇%の場合における端数はこれを切り上げる。
注2　要員構成決定に際し、長欠者、未復員者等実務に従事せず早急に復帰の見込のないものは先任順位を一応保留し、将来復帰の場合に本協定に準じて取扱う。
3、前項に関して特別の事由ある場合は、下部の対策委員会で調整することができる。
二、移行措置は第一段階として、旧管理部門所属職員は一応全員を指定する新設業務機関に発令し、前号による要員構成決定後逐次異動を行う。
三、前各号により新設業務機関の構成要員外となつたものは、その先任順位によつて現場の相当職に配置轉換する。但し、住宅その他の事情によつて直ちに配置轉換の困難なものは、旧所属管理部門所在地において機構改正の移行業務等に従事せしめ、漸次管理部門或は現場へ轉職せしめる。
2、配置轉換にあたつては、できうる限り本人の希望並びに住

宅事情を老慮の上において行う。右の場合、本協定五の先任順位を準用する。

四、前号の配置轉換によつて、現場において構成要員外となるものについては特定の個人を指定しない。但し、現場の長、助役主任の職に構成要員外となるものを生ずるときは、先任順位によつて掛職までの降職を行うことができる。

五、本協定における先任順位は、次の基準によつて決定する。

イ、先任順位の單位は、原則として新設業務機関内で系統別に定める。

ロ、旧業務機関にあるものは、希望により新設業務機関の單位に入れる。

ハ、單位設定の細目については、下部の対策委員会で決定する。

ニ、先任順位は、その職に発令された日からの年数によつて定める。但し現業又は他官廳、買收鉄道、外地鉄道において勤務した年数のうち、その相当する職にあつた期間は、先任順位算定の基礎に加算される。

ホ、下部の対策委員会において、職区分について調査することができる。

六、配置轉換に伴う給與の取扱いは「轉降職の場合の俸給の取扱方についての協約」第一條による。

七、機構改正に伴う解雇は行わない。

八、本協定実施上の細目及び切換えの実情について変更乃至追加を要する事項は、対策委員会で両者協議の上決定する。

附　則

この協定は、昭和二五年七月三一日から適用する。

附　属　覚　書

1、機構改革に伴つて基準法違反、退職しよう等は行わない。

2、構成要員となつた者については、轉勤昇格昇給等の待遇上差別扱いはしない。

3、機構改革に伴い、労働條件について女子なるが故に不利益な取扱いはしない。

4、新管理部門の新定員数及び構成要員外数については、双方了解に達したものではない。

5、管理部門の切換後の業務の実態により定員の変更は行う。

6、現場の定員については、狀勢の変化により必要の生じた時は増加する。

7、配置轉換の結果掛職に過員が生ずる場合でも手職への降職は行わない。

8、機構改革の移行に際し、所要の基礎資料はこれを組合側に提示する。

9、機構改革に伴う配置轉換の場合は、所定の旅費を支給する。

注　本人の希望箇所に配置轉換する場合と雖も希望轉勤とはならない。

10、配置轉換にして遠距離通勤（おおむね二時間以上）その他特殊事情にあるものは、通勤上の緩和を図るため、出勤退廳時刻を考慮する。

11、引起しに要する最少限度の日数は、これを業務に従事したものとみなす。

12、本協定及び本覚書の適用に関する苦情を排除するものではない。

13、本協定締結のまで日の下部地方当局の準備作業中、本協定に矛盾した事項は無効とする。

昭和二五年七月三一日

日本國有鉄道総裁　加賀山　之雄
國鉄労働組合中央闘争委員長　斉藤　鉄郎

第九回臨時全国大会（松江）一〇月一二―一四日

規約改正と組織の整備、赤追放に対する闘争およびベース改訂獲得闘争の展開などを決定。

機関車協議会の動向

松江大会を機に機関車協議会の「職場に交渉権を持たせ職協代表より交渉委員を出す」規約改正案の否決から表面化した機車協分裂問題は、交渉単位制論議を伴つて、労働運動界に一つの問題を提起した。國鉄労組の組織は地方的に即ち各鉄道管理局毎に二六地方本部があり、その下に支部、分会が設けられている。別に職能別協議会を設け「組合の諮問機関」と規定している。従つて職能代表としては正規の役員に選出されることがない。「斯様な組織形態では職能としての特殊問題に円滑を欠く」との声が各職協、特に重労働に従事する機関協当りから表面化したのは四八年の二、九二〇円ベース決定による原資配分問題からで、その後機関車労働組合結成への動きも起つた。五〇年五月山形で開かれた機車協第四回全國委員会は、次の様な態度を満場一致で決定した。

職能を中心とした組織に改変したい組合員の苦情を早急に解決する。

これが目的完遂の方法として

イ、職場に交渉権を持たせるべく本部をして規約を改正せしめる。

ロ、その手段として最悪の場合は單独組合結成の準備会をもつ。

ハ、最悪の時期とは國鉄労組全國大会に於て組織改正が否決されたとき。

しかし六月、一〇月の八、九両全國大会でこの意見は通る所とならず、かくて機車協は一一月一五―一六日飯坂における第五回全國委員会で「最悪の時機と認定する」ことを決定するに至つた。次いで一二月一五日からの結成準備会では「一月三一日限り國鉄労組脱退」を決定、本部に脱退を通告したのである。

五一年度に入り、國鉄労組と機車協の間で、数度に亘る協議が進められその都度妥協を見るかに思われたのであるが、最終決定を見ずして決裂、完全に袂別するの余儀なきに至り、國鉄労組側も之に対応して新機車協再建に乗出すこととなつた。かくて國鉄労組四七万の中、機関車関係六万七千から四万三千の組合員が脱退單独組合結成に参加するに至るのである。

5、「国鉄新聞」五日刊
「国労時報」

30　全逓信従業員組合（全逓・全逓従組）

中央区日本橋両国両国郵便局内
浅草(8)三八六三　四二九四
九〇九四　九四九四

1、中央執行委員長　永岡光治（東京）
副中央執行委員長　長谷武麿（東京）
書記長　横川正一（北海道）

2、一九四九年九月上諏訪中央委員会で全逓が分裂、退場した全逓再建派が中心となつて同年一〇月二二日第八回全国大会を開き全逓従組となる。

五〇年九月二六日第九回全国大会で組織を分割、郵政、電通の両単一組合を結成することとなり、翌二七日郵政単一組合結成大会

は全逓信従業員組合(略称全逓)として発足した。総評、官公労加盟組合員数(組合公称)一四四、〇〇〇
同分割前(六月末現在労働省調)七三八組合一五八、八五三
3、第九回全国大会(長岡)九月二六日
総評・官公労加盟を確認、郵政、電通両単一組合への組織分割を決定。

組織分割に関する声明

われわれ全逓従業員組合は終戦以来あらゆる困難を排除しつつ祖國の再建、日本の民主化のため闘つてきた。不幸にもその間昨年九月上諏訪中央委員会において混乱はしたものの組織の現状を憂い直に組合員のための組合を再建せんとする組合員の多数はこの悲劇を乗り越え熱海大会において全國大会を成立せしめ今やその大半を結集しここにゆるぎなき全逓の組織を確立するにいたつた。

しかるに過般郵政電通に行政機構が分離されるにおよびわれわれ官業労働組合としては新機構に見合つて組織することが最も闘争組織体として有利と考え、ここに全逓の組織を発展的に分割することを決意し第九回全國大会において組織分割を宣言するものである。

もちろんこのことは何らわれわれの闘いの方途あるいは民主的組合運営の基本原則を変更するものでなく、当然そこには労働階級の連帯性の上に強固な連けいが将来とも持続されることはもちろんであり、特に結成以来四年有余にわたり同一組織にあつたわれわれ二つの組合はともに日本労働組合総評議会および官業の特殊性よりする官公労の組織を通じてますます強固な紐帯をつずけるものである。

今や朝鮮事件を契機としてわれわれ日本國民の頭上には再び戦争の暗雲がただよい、祖國の再建と世界の平和を希求するわれわれ日本國民は重大なる段階に追い込まれている。われわれは眞に平和を愛好し祖國を再建し日本の民主化を達成するものはわれわれ労働階級以外には無いことを確信し、二つの組織に分割した後といえどもこの目標に向つて堂々の闘いを進めるものである。

反動的資本家階級は金力権力を行使するであろう。極左主義者の一群は暴力と僞まんを策とするであろう。そしてわれわれはこれらの恐威から守り抜くため労働者の固い団結と情熱をもつて対抗することによりこれらの勢力を破砕するものである。しかしながらわれわれの闘いは険にして岨、幾多の困難を伴うことはもちろんであり、それ故にこそ従来われわれが示した労働者の友愛と信義を今こそ最大限に発揮し、組織の確立をはかり、あらしの中での苦しい闘争を二つの組合は断固闘い抜くことを誓うものである。

右声明する。

一九五〇年九月

全逓第九回全國大会

郵政単一組合結成大会　九月二七―二九日

綱領、規約、運動方針を採択。

結成宣言

國際的二つの対立は益々深刻の度を加え、朝鮮事件を契機として戦争の危機は一層悪化の途をたどり、占領下にある日本の現状はあらゆる点から重大なる段階におかれている。

この狀勢に便乗して反動的ファシズム勢力は再び戦争への逆行を策すると共に戦争の渦中から自らの勢力を挽回せんとし、他面日本共産党を中心とする極左勢力は北鮮軍の武力侵略を支持し反帝闘争の名のもとに國内の動乱をさえ企図し、徒らに戦争への誘

囚を作りつつある。

然るに現吉田内閣は單独講和を唱え國連協力の美名のもとに平和への國民的欲求を蹂躙し國の一切をあげて戰爭への渦中にわれわれを叩き込まんとしており、更にこの機会を捉え吉田内閣は益々その階級性を露骨にあらわし、労働諸法規の改悪にあきたらず言論集会の自由を奪い労働組合の圧殺を企図し自らの政策の行詰りを労働者に対する低賃金、首切り、重税等に依つてその解決をはからんとし、われわれ労働階級の生活は窮之のドン底に追いやられている。

今や終戰以来民主々義を基調として再出発した祖國日本は、内外共に重大なる危機に直面している。われわれは今こそこの現実の事態を直視しわれわれ労働階級こそが眞に戰爭に反対し平和を守り得る一大勢力であることを確信し、あらゆる困難妨害を排除し、憲法の精神にのつとり、平和の維持にあくまで努力すると共に、民主々義を守り労働階級解放のための闘かいを展開するため、より一層強固な組織を確立せねばならない。

この重大なる段階にあたり、われわれ郵政従業員二四万を結集するため、ここに「全逓信従業員組合」は輝ける発足をした。われわれは現在のあらゆる情勢が労働階級にとり極めて苦痛と困難にみちたものであることも知つている。然しわれわれは一人ではない。この結集された組合員諸君の団結に依り一九二二年以来先人が培つて来た逓信労働の歴史を守り、労働階級解放のため組合員相互の友愛と信義のもとに益々結束して堂々の闘いを進めるものである。右宣言す。

綱領

一、我々は平和を愛する。戰爭が如何に惨虐なものであるかを身を以つて体験した。我々はいかなる場合においても戰爭に反対し平和民主國家建設の主体勢力とならなければならない。

二、それぞれの國家を平和民主國家として戰爭から守り抜き得るものは、それぞれの國家の民主的労働階級である。従つて世界を戰爭から守り抜く爲に是非世界の民主的労働戰線の統一を図らねばならない。そしてこのことは同時に世界の労働階級の解放に又絶対に必要なことである。われわれは國の内外を通じ民主的労働戰線の統一にたえず努力するものである。

三、われわれの希求する再建祖國の姿は民主的な社会主義日本である。闘爭はあくまで日常闘爭を通じて國会に集約されるものであつて、議会政治を否定するが如きものであつてはならない。この見地からしてわれわれの闘爭は常に合法的でなくてはならない。ただしその合法的な闘いはいつまでも同一法内にとどまるものではなくその枠をより拡大させて行くものである。

四、労働組合は政党ではない。然しながら議会主義を重視する以上、両者の緊密な連繋のもとに國会闘爭がなされなければならない。しかもそれは労働組合の自主権が尊重された上に立つて相互に協力支援のかたちがとられるべきである。そしてこのことは更に広汎なる民主的労働戰線の統一組織を基盤とした民主的階級政党の結集発展にまで押し進められなくてはならない。

五、われわれ労働階級の民主的訓練の未成熟につけこんで左右をとわず今恐るべきファシズムが祖國再建、民族の独立等の美名にかくれて抬頭している。これを阻止しうる唯一の力は民主的労働階級である。われわれはこの信念の上に立つて口先だけでなく眞に友愛と信頼をもつて民主的労働組合の強化を図り断固ファシズムを破砕せねばならない。

六、日本民主化の最大の癌は官廳にある。官廳の民主化は組合設立当初より闘い続けて来たところである。然し公務員法の改悪

を契機に再びその反動性を露骨に表わしている。官廳民主化の成る日が日本民主化の成る日でありこの闘いは官業労働組合の宿命である。われわれは更に反動官僚の追放と官廳民主化を徹底的に行わなければならない。

5、「全逓新聞」週刊

31 全國電氣通信従業員組合（全電通）

中央本部　千代田区大手町二ノ一
丸の内(23)二五八九　神田(25)二八七九

1、中央執行委員長　久保　等（東京）
副中央執行委員長　赤羽幸作（東京）
書記長　鈴木　強（東京）
2、九月全逓第九回全国大会で組織分割の結果、九月二七―二九日の電通単一結成大会で発足　総評・官公労加盟
組合員数（組合公称）六〇、〇〇〇
3、電通単一結成大会　九月二七―二九日
綱領、規約、運動方針を採択。結成宣言は全逓と同内容のもの。
4、綱領、運動方針は全逓とほぼ同内容のもの。
5、「全電通」週刊

32 全國自治團体労働組合協議会（自治労協）

千代区丸ノ内三ノ一　都庁
丸ノ内(23)〇五一一―二〇

1、中央執行委員長　占部秀男（東京都）
副中央執行委員長　江原昌平（群馬県）牛島純一（福岡県）浅羽富造（大阪市）
2、一九四九年一一月二九日結成　総評・官公労加盟
組合員数（組合公称）一七六、五〇〇

33 東京都労働組合連合会（都労連）

千代田区田丸ノ内三ノ一
丸ノ内(23)〇五一一―二〇

1、中央執行委員長　河野平次（東交）

組織（六月末現在労働省調）

（組合名）	（組合数）	（組合員数）
北海道市職連	一六	五、九〇九
秋田県庁職組	九	二、八八一
山形県職連	一五	二、七〇六
栃木県職組	四二	三、二七二
群馬県協議会	二五	七、八五〇
都職労	五七	三五、五七九
南多摩職組	一七	二、八四
西多摩職組	二三	四、一〇〇
神奈川県職労	二三	三、七三
石川県職労連	二四	四、一二
福井県協議会	二	三、〇二
静岡県協議会	二七	四、四二三
近畿地区協	三六	二九、六三八
高知県職組	八	二、九九九
福岡県庁職組	一八	六、〇四七
長崎県職組	一九	二、六二四
大分県職労	一九	三、二九四
鹿児島県職組	三四	二、八五五
姶良郡自治労	八	二、八九
直結単位組合	二〇	一六、三四四
総計	四四二	一三七、一八一

副中央執行委員長　藤山幸男（都教組）原島照房（都職労）薄井政治郎（高教組）
書記長　三田朝丸（都職労）
2、一九四六年六月八日結成　総評・官公労加盟
組合員数（組合公称）六六、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）六二組合七四、一六四
5、「都労連新聞」

34　全農林省労働組合連合会（新全農林）

千代田区有楽町一ノ一一　農林省
丸ノ内(23)一一五一―九
1、中央執行委員長　北村　暢
2、一九五〇年四月一六日結成　総評・官公労加盟
組合員数（組合公称）五八、五〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

（職能別組合名）	（組合数）	（組合員数）
全食糧労仂組合	二〇六	二五、九九九
全林野職員労組	二九五	二三、二一二
全農地職員労組	三七	二、四六二
全専売労仂組合	二三	二、〇六三
全農政協議会	九	三九七
直結単位組合	一	一四二
総計	五七一	五四、二七五

（地方本部）

	（組合数）	（組合員数）
北海道	一四	五、七〇五
東北	六六	八、八二
関東	一〇四	一八、三一〇
中部	三六	一八、五二三
北陸	二五	七、六〇九
関西	七三	二三、二九六
中国	六四	一二、六三一
四国	三〇	六、八五八
九州	七六	一八、八九七
総計	四八八	一二六、七一一

3、第六回中央執行委員会　二月二三―二七日
二月七日提示された賃金調停案（電産争議の項参照）に対し、一、不満でありこのままのめない、二、強力に闘争を展開する、と態度を決定した。第四日「当面の闘争方針」をめぐり激論が交され、翌日午前三時に至り、関東、北陸、関西を主流とする中央執行委員三〇名は、「現に闘つている北陸の兄弟や今後勇敢に闘う意志を表面している関東の兄弟に対し指令違反のラク印をおし見殺しにするような原案には賛成できない」と採決を拒否退場した。このため執行委は流会となり退場した委員と常任委員会は夫々これに対し声明を発表した。

35　日本電氣産業労働組合（電産）

中央区築地五ノ一
築地(55)一三九一　二六五七
1、中央執行委員長　藤田　進（中国）
副中央執行委員長　池田孝夫（関東）鈴木篤義（東北）門間敬治（北海道）
書記長　下平一一（中部）
2、一九四七年五月七日単一結成　総評（五一年一月一九日）加盟
組合員数（組合公称）一二〇、〇〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

（地方本部）	（組合数）	（組合員数）
北海道	一四	五、七〇五
東北	六六	八、八二
関東	一〇四	一八、三一〇
中部	三六	一八、五二三
北陸	二五	七、六〇九
関西	七三	二三、二九六
中国	六四	一二、六三一
四国	三〇	六、八五八
九州	七六	一八、八九七
総計	四八八	一二六、七一一

なお、賃金闘争は停電ストを伴つた後、三月三〇日調停案の趣旨にそつたあつ旋を受諾、妥結した。

関東地方第四回定期大会（鴨川）四月一三―一五日

特に中央と関東との方針の喰違いに討論が集中された。大会で承認された執行部報告の集約点は次の通りである。

一、中央の報告とその闘争指導は全く納得できない（従つて本大会は中央を不信任する）。

その理由(イ)中央の情勢分析は敵階級のものでわれわれのものでない。

(ロ)下部の闘いを発展させる方向に指導せずこれを抑えた結果、闘争の成果を不利にした。

(ハ)執行委で全労連脱退、総評加盟を決定した事及び中央大会で承認加盟している産別に対する態度は極めて非民主的であり、労働者を裏切る態度である。

(ニ)機関の運営が独善的であり官僚化の傾向がはげしい。

二、関東のとつた方針は基本的に正しかつたので支持する。

(イ)分裂主義に対する闘いがあいまいであつたこと、(ロ)一部下部大衆との結合について、(ハ)青年婦人対策については遺憾な点があつた。(ニ)関配労組は御用組合であり首謀者は敵の手先であり分裂主義者である。

三、自由世界労連および総評には絶対に参加しない。

次いで全労連に加盟し世界労連に結集をはかることを含む闘争方針を確定した。

第五回全国大会（奈良）五月二九日流会、三〇日流会無期延期

左右分裂の危機をはらんだまま迎えた大会は先ず五月二七日の第八回中執委に始つたが、第六、七回と同様左派二七委員の退場で流会したため常任部は直ちに大会に臨むこととし、二九日となつた。この日開会前すでに左右の対立で会場騒然となり、常任会は収拾つかずに翌三〇日に開会を持越すことを決定した。しかし、三〇日も前日のデモ責任者処分をめぐつて混乱に陥り、大会は不成立のまま無期延期となつた。

非常事態収拾に関する特別指令

七月一二日前記分裂状態に対処すべく電産中央本部は、七月一〇―一一日の中執委が再度流会した後をうけて残留執行委員が退場者の資格問題を討議した結果にもとずき次の如き指令を発した。

一、(イ)多数決原理を基幹とする組合デモクラシーの堅持。(ロ)極左分子の影響排除。(ハ)前二項に同意する組合員による組織の確立、の三点を確認する組合員によつて、じ後の電産の組織を維持運営する。

二、そのため組合員は本指令に対する態度を速かに決定し確認書を中央本部に提出する。

三、中央本部はこの確認書を最終的に審査し組合員名簿を整備する。

四、この名簿により新に役員選挙を行い中央大会を九月に予定する。

五、中央本部は中央大会まで一切の執行に当る。

六、中央本部は中央大会まで一切の執行に当る。

七、本指令の解明並びに遂行のための必要な処置はすべて中央本部が行う。

「特別指令に基く審査処置決定」については九月一二日中央本部から公示され、除名四一一、権利停止一二二名に及んだ。

再開第五回全国大会（新潟）一〇月二九日―一一月一日

産別脱退、総評加盟促進を決定し、電産の民主化運動も一応落着した感がある。

全国統一会議運動

以上の如く大勢は民主化運動に傾いて行つたのであるが、一方関東、関西、中部を中心に統一運動の動きがこれに抗して闘われている。即ち五月奈良大会には、残留代議員、中執委、傍聴者の名で猪苗代その他の闘う組合員除名反対と戦闘的統一を呼びかけた。その後中央常任委員会で特別指令をきめるに及んで七月六日電産全国統一代表者会議を開き、組合分裂と産報化反対、統一大会に結集せよ、のアピールを発した。

5、「電産」週刊

36 全日通労働組合（全日通）

All Japan Express Workers Union.

千代田区三年町一ノ二一

電ヶ関(58)〇六二八　〇八二四

1、委員長　森　善治（関西）

副委員長　宇野　弘（関東）荒谷市太郎（北海道）

書記長　石藤一三（中国）

2、一九四六年四月二〇日結成　全交運加盟

組合員数(組合公称)一〇〇、〇〇〇

組織（六月末現在労働省調）

(地方地区本部)	(組合数)	(組合員数)
北海道地区	二九	一一、三八〇
東北地方	三五	八、三三四
関東地区	六三	一六、〇九七
新潟地区	三五	一〇、八二〇
中部地区	七五	一六、五九七
関西地区	五三	二三、二八三
中国地区	三九	八、二六四
四国地区	一二	二、五六六
九州地区	五四	一一、七〇三
総計	三九五	一〇八、〇四四

3、第三回中央委員会（山中）三月二七―二九日

今後の賃金闘争についてを中心に討議。

関東地区第六回定期大会（東京）五月一二―一三日

全労連加入を決定、共産党弾圧反対を声明。

第五回定期全国大会（別府）五月二三―二七日無期休会

第一日一般経過報告に異議を唱え新潟地区代議員退場し、更に油谷中委の北海道代議員に対する舌禍問題で紛糾、第二日も同様、第三、四日目は規約整備をめぐつて新潟、関東、北海道代議員が退場、第五日無期休会となつた。この間運動方針を採択した外、他の議案はすべて持込される事となつた。

中執通牒「新潟地区対策に関する件」七月一五日

新潟地区ストに対し本部の態度を明らかにしたもので之に対する方策として、

一、現に新潟地区で指導している闘争方法は否定する。その理由(イ)運動方針違反である。(ロ)スト目標が不明確。(ハ)支部分会が自壊しつつある。(ニ)規約違反である。(ホ)収拾への明確な見通しがない。(ヘ)現地区に指導を委ねれば犠牲を増大し、組織を破壊する。

二、従つて現地区には事態収拾の能力がない。

三、故に中執委の責任において事態を解決すべきである。

四、右に基き中執委より現地調査に派遣、会社交渉をすすめ解決の方途を作る。

などのことを通牒した。

続開第五回全国大会（城崎）九月五―七日

先に五月別府大会が流会となつた後をうけて七月続開の予定であつた本大会は、新潟地区スト収拾問題によつて延期された。国鉄、

全通、電産に次ぐ組合民主化運動がここでどう行われるか注目の中に開かれたこの大会は赤追放の客観情勢を反映して民同派優勢の中に進められ、規約改正による中央集権、新潟地区一三名の除名を決定役員改選の結果民同派が勝利をしめた。総評加盟問題は議題とならなかつた。

第一回中央委員会（山口）一〇月一六―一七日

「人員整理について」は万止む得ないとの態度を決定、更に人員整理による中執委の資格問題で波乱をよんだ。

5、「日通労仂」五日刊

37 全日本造船労働組合（全造船）

All Japan Shipbuilding Workers Union. (S. W. U.)

澁谷区原宿三ノ二九八　赤坂(48)三二六四

1、中央執行委員長　南条玉一（長崎）

副中央執行委員長　野口祥一（室蘭）

書記長　溝口光治（川崎神戸）

2、一九四六年九月一日結成　海運労協加盟

組合員数(組合公称)五五、〇〇〇

組織（六月末現在労仂省調）

（支部）	（組合数）	（組合員数）
北海道	五	二、九五九
東北	六	九一五
関東	八	一四、六八三
東海	五	一、八五七
北陸	六	一、四一四
近畿	二	一九、七五六
中国	二	七、七六九
高知県	一	三六四
九州	六	一二、四七九
総計	六七	六二、一九六

3、第一三回中央委員会　二月六―八日

一月一九日中執委決定になる、全労連、六金属脱退の件を大会に提案することを決定。

第一〇回定期大会（大阪）三月二三―二八日

公金費消責任で中執委は総辞職、本部提案「どう闘つたか」「どう闘うか」を否決、次いで全労連脱退を否決、六金属脱退を決定、新役員を選出した。

拠点支部分会代表者会議　五月一四―一五日

当面する賃金闘争を中央委員会に結集し、統一行動を以て闘う方針を打出す。

第一五回中央委員会　六月六―七日

統一闘争方針を確認、スト指示権の本部委譲を決定。

全国代表者会議　一〇月一二日

「赤追放に名をかたる進歩的組合活動家追放に対する闘い」として一六中委（九月一八日）の決定を具体化、赤追放に対しストを含む実力行使で全国的統一闘争を行うなどの方向を決定した。

第一一回全国大会　一一月一七―二〇日

基本方針として「平和的にして民主的な社会主義の実現」を含む本部提案が可決され、石川島の闘争を否決した外、世界労連連絡事務局、民擁同、平和を守る会、民婦協、青年祖国戦線を脱退などレッド・パージの後をうけてこの大会を機に民同派が主導権を握り、結成以来五年目にしてこの組合の性格も転換するに至つた。

5、「ゼンセン」五一年四月より「全造船」と改題　週刊

38 全日本港湾労働組合（全港湾）

All Japan Harbor Labors Union. (J. H. U.)

大田区山王二ノ一八二五　大森(06)二三〇〇
、中央執行委員長　田井増五郎（愛知）
副中央執行委員長　岸田長二（新潟）
書　記　長　兼田富太郎（大阪）
2、一九四六年七月二五日同盟結成四九年六月一日単一結成　海運労協加盟　組合員数（組合公称）二三、〇〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

（地方本部）　（組合数）　（組合員数）

北海道	一八	三、三六四
東北	五	八一八
関東	六	一、八四一
日本海	七	二、一四八
東海	四	四、一二七
大阪	一八	二、四〇三
兵庫県	一五	三、八六二
四国	一一	七九七
九州	一五	五、五六〇
総計	九九	二四、九二〇

二月一六日
3、「全港の労仂者に訴う」声明　一一月の一九四九年度中央委員会において「組織強化のため産別の枠が障害になれば枠を外すことも止むを得ない。その時機は執行部一任」と決定されたが、中央本部では産業別単一労組を確立する方針の下に、港湾産業の戦線統一のために分裂している上部組織との関係を絶つべきあるとし、戦線統一の先駆たらんことを希いつつ産別会議を脱退する旨の声明を発した。
第五回定期大会（東京）五月二〇―二三日
全労連脱退を決定、「当面せる労仂協約闘争」について、生活を守り、基本的権利を守るための協約締結を実力行使をもつて闘うことを決定。
5、「港湾労仂」旬刊

39　全國銀行従業員組合連合会（全銀連）
The Federation of Bank Employees' Unions. (F. B. U.)

港区赤坂青山南町六ノ一二　赤坂(48)〇九八二
1、中央執行委員長　佐藤乙彌（大阪）
副中央執行委員長　岩岡太郎（千代田）
書　記　長　真鍋安正（伊予合同）
2、一九四七年四月一八日結成　全金融加藤新平（北陸）
組合員数（組合公称）一一〇、〇〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

（銀行別組合名）　（組合数）　（組合員数）

北海道拓銀職組	一六	三、三七九
七七銀行従組	一二	一、〇六五
秋田銀行職組	九	五九六
荘内銀行従連	四	二四六
勧銀従組	八八	五、四一六
北陸銀行職組	九	二、二一六
大阪銀行従組	一一	六、五五〇
三和銀行従組	一五	七、〇九九
大和銀行従組	五	三、二六五
山陰合同従組	五	五七一
一八銀行従連	三	六九一
直結単位組合	四八	八二、八六〇
総計	二二五	一一三、九五四

3、第九回全国大会　五月八―一〇日
全労連脱退問題は採決の結果廃案となり、運動方針においては、原案に基本線に欠ける処が多いと指摘され、闘争目標の第一に「戦争反対平和と独立を守れ、講和条約の早期締結全面講和の推進のために闘おう」の項を加え可決された。
第七回中央委員会　八月二七―二九日
「直面する組合弾圧の嵐の中に立つて、われわれの組織と自由を守るために強力な全銀連統一闘争を推進し、統一闘争組織化の完璧を期するため全労連の脱退を決議して全組織統一の基盤を開く」旨の決議を発表。
第一〇回全国大会　一〇月二五―二六日
統一闘争の具体的推進のために中央闘争委員会を設けることを決定。
5、「全銀連」週刊
「全銀連調査時報」月刊

49　**全日本生命保険従業員組合連合会（全生保）**
千代田区丸ノ内三ノ四　生命保険協会
丸ノ内(23)一一〇五―八

1、中央執行委員長　三浦盛正（千代田）
副中央執行委員長　浜田定策（第一）澁谷益左右（中央）
書　記　長　山本悠夫（第百）
2、一九四六年六月四日結成　全金融加盟
組合員数（組合公称）一三、〇〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

日本生命職組	五一	七、四〇八
千代田生命従組	一一	一、四七九
明治生命内勤従組	五	九二三
直結単位組合	一六	一〇、五四八
総　計	八三	二〇、三五八

5、「全生保」

41　**全日本損害保険労働組合（全損保）**
中央区銀座西二ノ一　京橋(56)四二九一

1、中央執行委員長　兼松　力（東京海上）
中央執行副委員長　小南弘久（日動火災）大滝修一（日産火災）
塙　善多（東京海上）
書　記　長　梅沢文夫（大阪住友）
2、一九四九年一一月五日結成　全金融加盟
組合員数（組合公称）一八、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）二四三組合一六、三六四
5、「全損保」

42　**全公團労働組合全國協議会（全公團）**
中央区日本橋茅場町二ノ八
茅場町(66)三七二三　一〇一二―三

1、議　長　欠
副議長　新　八代（油糧）
事務局長　井手二郎（産復）
2、一九四九年一二月一五日結成
〇組合員数（組合公称）六、〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

	（組合数）	（組合員数）
肥料配給公団	四六	三、二四三
直結単位組合	五	二、五七二
総　計	五一	五、八一五

5、「全公団」

43 食糧配給公團労働組合（食労）
中央区蠣殻町一ノ一九　茅場町(66)一一六一—五
1、中央執行委員長　熊倉四五七（東京）
副中央執行委員長　保坂正蔵（北海道）真鍋織彦（香川）
書記長　田中正治（鳥取）
2、一九四八年四月二〇日結成　組合員数（組合公称）七六、一〇〇　同（六月末現在労仂省調）四五二組合七八、九六三

44 全國土建労働組合同盟（全國土建）
千代田区神田宮本町八　下谷(83)七九二九
1、執行委員長　欠
副執行委員長　森田二四郎（群馬）
書記長　富所富平（東京）
2、一九四七年六月一七日結成　旧全日労系　組合員数（組合公称）三五、〇〇〇　同（六月末現在労仂省調）五〇組合一三、五〇八

45 全國百貨店従業員組合連合会（全百連）
台東区南稲荷町九九　下谷(83)一七九〇
1、中央執行委員長　平岡喜治（大丸）
副中央執行委員長　山下　繁（高島屋）竹中治助（松阪屋）松岡茂（岩田屋）
事務局長　小林喜三郎（松阪屋）
2、一九四九年一〇月二五日結成
旧全日労系　組合員数（組合公称）二四、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）五三組合二五、一六四

46 全國石油産業労働組合協議会（全石労）
新宿区大久保二ノ三一七　淀橋(37)〇六一一—三
1、委員長　光野郁雄（帝石）
副委員長　津田忠雄（日石）石見三郎（昭石）
書記長　北原和夫（帝石）
2、一九四七年四月一一日結成
組合員数（組合公称）一三、五〇〇
組織（六月末現在労仂省調）
（組合名）　（組合数）
帝国石油労組　三二
日本石油労組　一〇
昭和石油労組　一一
丸善石油労連　八
日本石油運送　四
直結単位組合　七
総計　七二

47 全國セメント労働組合協議会（全國セメント）
（C. I. U.）
港区芝新橋六ノ一八　芝(43)三二四〇
1、中央執行委員長　中野武雄（小野田）
副中央執行委員長　藤田信義（日本）
書記長　大庭　末雄（産業）
2、一九四六年七月二五日結成　組合員数（組合公称）一六、〇〇〇　同（六月末現在労仂省調）四五組合一七、五〇五
3、第五回定期大会　四月一四—一六日
5、「全国セメント」旬刊

（組合員数）
六、二六三
三、一九三
一、四三二
七八〇
二四八
一、四三七
一三、三五三

48 全國染料工業労働組合連合会（染労連）
中央区日本橋室町二ノ一　三井ビル
日本橋(21)三一五一—四

1、会　長　野田兼夫（日新大阪）
副会長　大西敏夫（日本化成）
書記長　平山猶登（三井化学）
2、一九四七年八月二日結成　組合員数（組合公称）八、四〇〇
同（六月末現在労仂省調）二九組合二五、六五八

49　全國紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）
港区本芝三ノ二〇　三田(45)五七三〇
1、会　長　鈴木一信（本州製紙）
副会長　南　爲三（三菱製紙）
書記長　鈴木誠市（北日本製紙）
2、一九四八年七月三日結成　組合員数（組合公称）三〇、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）七六組合三四、二三〇
5、「紙パ労運ニュース」

50　全國瓦斯労働組合連合会（全國ガス）
港区芝海岸通一ノ三五　芝(43)一一一一—九
1、中央執行委員長　北林太吉（東京ガス）
副中央執行委員長　都築五九男（東邦ガス）松本勝三郎（西部ガス）
書記長　大門亨（東京ガス）
2、一九四六年一月二日結成　組合員数（組合公称）一〇、〇〇〇
同（六月末現在労仂省調）一一組合九、六七五名
5、「全国瓦斯労仂」

51　全國曹達工業労働組合連合会（全國ソーダ）
台東区浅草橋一ノ二一　浅草橋ビル
1、中央執行委員長　赤垣正英（日本曹達）
2、一九四七年三月結成　組合員数（解散時組合公称）六、二〇〇
同（六月末現在労仂省調）二一組合一五、三四九
合成化学労連結成に伴い一二月一一—一二日の定期大会で解散することに決定。

52　全國映画演劇労働組合（全映演）
千代田区有楽町二ノ一　日劇丸ノ内(23)四五六七—九
1、中央委員長　宇陀正賀（東宝）
副中央委員長　藤原常次（千日土地）菅沼信男（新東宝）
書記長　堀内朶一（東宝）
2、一九四七年五月一日結成　組合員数（組合公称）二、八〇〇
同（六月末現在労仂省調）一四組合三、一〇六

53　全日本亞炭労働組合連合協議会（亞炭労協）
岐阜県可児郡広見町平井戸
1、会　長　藤井健生（金ガ崎）
副会長　寺尾毛佐七（日章）中根幹治（日新）
事務局長　堀田　勝（日之出）
2、一九四七年六月一日結成　組合員数（組合公称）三、二〇〇

54　全日本倉庫労働組合同盟（全倉庫）
中央区日本橋兜町二ノ九
1、中央執行委員長　重信愛三郎（帝国）
副中央執行委員長　安田邦生（住友）
書記長　膳瀬勝人（大洋）
2、一九四九年九月一〇日結成　組合員数（組合公称）五、五〇〇
同（六月末現在労仂省調）四六組合四、一四五
5、「全倉庫」旬刊

55　日本新聞労働組合連合（新聞労連）
Congress of Newspaper Workers Union. (C. N. U.)
千代田区有楽町　毎日新聞社

1、中央執行委員長　三浦武男（読売）
副中央執行委員長　長谷川直美（朝日）大谷恭一（島根）竹中芙太郎（山梨日日）岩本秀次（毎日）
書記長　岩本藤雄（東海毎日、東京日日、読売、山梨日日、山梨時事、毎日、朝日、サン写真、島根、下野、新岩手、新東海、同活版所、新大阪、以上一四組合一〇、八〇〇）
2、一九五〇年六月三〇日結成
組合員数（組合公称）一二、〇〇〇
結成当日加盟組合＝東海毎日、東京日日、読売、山梨日日、山梨時事、毎日、朝日、サン写真、島根、下野、新岩手、新東海、同活版所、新大阪、以上一四組合一〇、八〇〇
4、綱領
一、われわれは全國の新聞労働者の生活改善と政治的、社会的地位向上のために闘い、労働者の基本的権利である団結権、団体交渉権、罷業権の確立を期する。
二、われわれは新聞の社会的使命の自覚の上に立つて、言論の自由を護り、民主主義革命を完遂し、日本文化の向上と自由にして独立なる日本の再建に寄與せんことを期する。
三、われわれは組合に対するいかなる政党の支配も政府、資本家の干渉圧迫をも排除し、組合大衆の意思にもとずく民主的な運営を期し、加盟各組合の自主性を尊重する。
四、われわれは新聞労働者を犠牲とする新聞企業の不当競争に反対し、中央地方を問わず自由公正な新聞を擁護し、それぞれの使命と個性の上に新聞労働者の生活権の確保を期する。
五、われわれは労働者の生活ならびに政治的、社会的地位の向上のために、広く他産業の労働者と提携し、労働戦線の民主的な統一に努力する。
丸ノ内(23)〇三二一―三二

5、「新聞労連」月刊

56 **全國自動車運輸労働組合連合会（全自運）**
豊島区西巣鴨一ノ三二七七　豊島運送
大塚(86)〇九四〇　四四四九三
1、中央執行委員長　加藤　力（東貨労）
副中央執行委員長　岩本藤雄（東自労）鈴木　清（大阪トラック）植木一夫（岡山貨物）
書記長　荻原　正（東自労）
2、一九五〇年一一月二六日結成
組合員数（組合公称）三〇、〇〇〇
自動車運輸関係労仂組合は終戦直後の四五年東京で七組合ができた。その後労仂戦線翌四六年全貨労連が全国組織として結成された。その分裂によつて自動車運輸労仂も中立系の全日本自動車運輸労仂組合連合会（全自労連）と総同盟全国運輸労組同盟が改組された全国自動車運輸労仂組合同盟（全運同盟）の二大組織に分れてきた。しかし一一月下旬両者は「その主義主張や、面子や、従来の行きがかり等を一掃して」全自運を結成、戦線を統一した。
組織（六月末現在労仂省調）

	（組合数）	（組合員数）
全自労連	一二八	一八、〇七五
全運同盟	五六	九、三四三
総計	一八四	二七、四一八

5、「全自運」月刊

57 **特別調達要員労働組合連盟（特調労連）**
千代田区西神田二ノ二三ノ五　九段(33)四二六〇

1　中央執行委員長　佐藤敬一郎（ＴＩＳ）
　副中央執行委員長　島田光男（池貝自動車）
　書記長　黒田利男（神奈川地連）
2、一九五〇年六月二五日結成　組合員数（組合公称）三二、〇〇〇
○
58　**全連合軍要員労働組合（全連合軍）**
　世田谷区下馬町一ノ北七
　世田谷(42)三四六八（呼）
1、中央執行委員長　松宮　豊（青森）
　副中央執行委員長　佐藤英夫（東京）
　書記長　坂西栄蔵（東京）
2、一九五〇年五月二七日結成　組合員数（組合公称）一二、〇〇〇
○　同（六月末現在労働省調）一八組合七、一三九
59　**全日本ゴム産業労働組合連合会（ゴム労連）**
　豊島区高田本町二ノ二五　九段(33)三六一九
1、委員長　兒玉精吾
　副委員長　門淵爾三吉、川原吾次郎
　書記長　若宮光三
2、一九四六年八月二一日結成　組合員数（組合公称）二七、〇〇〇
○　同（六月末現在労働省調）九九組合二五、四八九
五一年六月一八日解散、全国化学、タイヤ六社懇談会と共に化学産業労組同盟を結成。
60　**鉄道弘済会労働組合（鉄道弘済会）**
　台東区上野町一ノ一二
　下谷(83)〇九八四　四四三六
1、中央執行委員長　鮎瀬芳雄（本部）
　副中央執行委員長　佐藤尚武（東京）
2、一九四七年九月二五日結成　組合員数（組合公称）八、〇〇〇
61　**全國麥酒産業労働組合連合会（全麥酒）**
　中央区銀座七ノ六　銀座(57)五九〇六―九
1、中央執行委員長　中村　正（キリン）
　副中央執行委員長　山本徳松（朝日）和久井金治（日本）
　書記長　石井清三郎（朝日）
2、一九四九年五月一九日結成　組合員数（組合公称）六、五〇〇
62　**造船労働組合協議会（船労協）**
　岡山県玉野町市五一〇　三井玉野造船
1、議長　杉本通雄（三井）
　副議長　山鼻正（藤永田）
　書記長　小西岩男（三井）
2、一九五〇年八月一一日結成　組合員数（組合公称）八、五〇〇
五一年二月一一日造船連と合体、造船総連を結成した（造船連の項参照）。
63　**関東配電労働組合（関配労組）**
　港区赤坂溜池三四　赤坂(48)〇〇〇七
1、中央執行委員長　片山武夫
　副中央執行委員長　小塚清次、畑井信吾
　書記長　諏訪義郎
2、一九四九年一一月五日結成　組合員数（組合公称）二二、〇〇〇
五一年五月一日新電力会社発足に伴い東京電力労仂組合（東電労組）と改称。
5、「関配労組」→「東電労組」
64　**全印刷廳労働組合（全印刷廳）**
　北区西ヶ原一、一二五　駒込(82)二一〇一―五

1、中央執行委員長　横手行雄（王子）
副中央執行委員長　粟田義三（市ガ谷）
書記長　北村啓介（神奈川酒匂）
2、一九四六年四月一日結成　官公労加盟　組合員数（組合公称）八、五〇〇　同（六月末現在労働省調）一〇組合八、三四七

65　全國水道従業員組合連絡協議会（全水連）

千代田区丸ノ内三ノ五　都庁水道局
丸ノ内(23)〇五一一―二〇
1、議長　小田原末治（東京）
副議長　遠藤好（仙台）　駒井捨次郎（金沢）
書記長　村瀬仁太郎（横浜）
2、一九五〇年五月二〇日結成　官公労加盟
組合員数（組合公称）五、〇〇〇

66　全日本産業別労働組合会議（産別会議・産別）
Congress of Industrial Unions of Japan.（C. I. U.）

東京都港区芝新橋七の一二
芝(43)三〇〇五　三一〇五
1、議長　吉田賛治（金属）
副議長　高原普一（全逓）
事務局長　吉田秀夫（医療）
2、一九四六年八月二一日結成
組織

（組合名）	（六月末労働省調）	（組合員数）（一二月末組合公称）
全金属一	一〇七、八三四	六七、〇〇〇
全逓労	一六、九〇九	一五、〇〇〇
電産一	一二六、七一一	一、
印刷出版		一四、一七七
日映演		七、四八〇
全医協		一、八八一
全木材		一、五七四
全建設省		九、六五二
東京土建		三、八六八
総計		二九〇、〇八六

3、組織運動の経過については「全労連の解散」の項を参照せられたい。
5、「調査旬報」旬刊

67　全日本金属労働組合（全金属）
港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三四〇五
1、中央執行委員長　和田次郎（日立水戸）
副中央執行委員長　川崎久一（富士三鷹）
書記長　富岡隆（東京電気）
2、一九四八年一〇月一五日結成　四九年一〇月二七日全電工と合同　産別・大金属加盟　組合員数（組合公称）六七、〇〇〇　同（六月末現在労働省調）二七支部四三〇組合一〇七、八三四
3、日立の争議については同項を、六・三ゼネストについては「共同闘争」の項を参照されたい。

第二回大会（淡路）一〇月一六―一八日
統一戦線と組織の強化（経過報告より）
一、前大会いらいわが組合の拡大強化に対するわれわれの努力は、活動方法の両期的な改善があるに拘らず極めて不充分であり、統一戦線を拡大する基礎の未だ弱体であることを認めなければならない。
二、すなわちわが組合の組織現状は昨年末現在一三万を擁したも

のが本年七月末現在で一〇万を割る状況を呈し組織成員の漸減傾向を示していることは注目される。これは一体何によつて説明されるであろうか。

三、それはもちろん激化する資本攻勢との闘いの中で、少なからぬ人員がとくに戦闘的な組合員の多数が職を離れ組合から脱落して行つたことにもよる。

四、しかし他の一面ではわれわれの統一戦線のやり方が充分でなく共同闘争を組織し、内部統一と下からの戦線統一を強化することによつて敵の分裂政策と組合御用化の策謀を完全に撃退し得なかつたところに主要な原因がある。

五、新加入者が中小企業の労働者に多く、脱退者が大分会の解散によつて多くあらわれているという事実はこの間の消息と特徴をあらわすものと見なければならぬ。

六、その第一の原因はわが組合の活動、日常闘争の指導において各組合機関の組合員に対する計画的指導が未だ不充分である。

七、機関と機関の連絡情報関係における結合の不充分、あるいは訓練と相互点検が不充分であること。

八、重要な大企業での日常的な活動の指導が金属として有効に行われていないこと（日車名古屋、東芝、府中など）、支部と分会、本部と支部との活動の統一に欠けていること。

九、労働者の戦闘能力に対する不信頼な態度と実践における許しがたい日和見主義が、幹部の間にび慢していること。

一〇、第二の原因としては、組合を守らなければ生活を守ることは出来ないという団結の意識を強める努力の軽視、経済的な闘争さえやれば組合員が自ら自覚するという自然生長主義のあること。

一一、未組織労働者を共同闘争の中で積極的に闘いの中に参加せ、共闘を通じて組合に獲得して行くための努力と積極方法に欠けていること。

一二、新しい幹部を闘争の中で育て上げ、進んで重要な仕事に引入れて行くという積極的な教育活動、大衆的行動のための訓練の不足していること。

一三、そのために組合に対する大衆の信頼を確固不抜のものとし激化する資本攻勢にネバリ強い闘争を養いこれを蓄積することに欠けていたことである。

一四、闘争と組織の発展における不十分さは第三点として、われわれの闘い方の中になお金属セクトの傾向が多分に残つているところからも来ている。

一五、それは内外の反動とその手先である分裂主義者の活動がわが労働階級および全人民に対して加えられているものであること、したがつてわれわれの闘いも全労働階級の立場に立つて進められねばならぬことの認識の不十分さからきている。

一六、これを幹部が理解したとしても全組合大衆の理解に高めるような活動が大衆の要求と結びつけて進められねばならぬ、越年闘争を通じて結集された賃上げ共闘も、その点においては未だ大衆のものになつたとはいえない。

一七、メーデー闘争、参議院選挙戦を通じて各処にもたれた共闘機関の活動にも労働組合の組織力、行動力を急速に統一する点においては決して満足すべき状態にあるとはいえない。

運動方針の審議は付託された小委員会でも「レッド・パージとどう闘うか」および「中小企業対策」を中心に地方税闘争、平和擁護闘争、各種の反戦闘争等広汎な問題にわたつて熱心な討論がたかわされたが、ここでの結論にもとずいて大会第三日にもちこされた審議はとくに戦線統一問題に集中され、全世界の労仂階級

によびかけた世界労連の反戦、平和の一斉けつ起闘争に応え、赤追放反対闘争を中心に全労仂者と共同行動をとり、いわゆる金属セクト、単産セクトの傾向を徹底的に清算してひろく農民、市民学生等との要求とも結合し統一戦線を拡大する方針を確認し、これらの意見はすべて原案に附加することを満場一致可決した。

闘いの目標

わが組合の当面の闘争目標は、

① 賃金の全般的値上げ要求の闘争を軸とする労働者の生活諸要求を獲得するために闘い、

② この闘争を失業とキガと戦争に反対する平和擁護の闘いに直接的に結びつけ、

③ 労働者ならびにすべての働く人民の基本的権利を守るために闘い、闘う組織を強化しつつ、

④ 内外反動勢力のファッショ的暗黒政治に反対し、これを粉砕するために闘う民主民族戦線の統一をはかる。

これらの闘いはわれわれが生きるための闘争の重要な環であつて、具体的に運動をすすめるときにはそれぞれの要求とそれに基く行動が交互に関連し結びつけられ、わが民族の独立を闘いとる闘争によつて統一的に発展させねばならない。

すでに経過報告、情勢分析の資料によつて大体あきらかにされたように、いままでの闘いが多くは資本攻勢の一部面にだけ対処し、抵抗力をかたむけてきたうらみがあつて敵階級によつて加えられている攻撃の集中点に向つて、階級全体として反撃を強めてゆく方向が不十分であつたことを実証している。

いま支配階級は内外独占資本の利益のために日本産業を戦争に役立て、日本人民をそれに動員するためそれに反対して闘う労働組合に必死に弾圧を加えている。

しかしそれは彼ら支配階級がすでに敗退し崩壊する瀬戸ぎわに立つていることからくる氣狂いじみたあがきであつて、われわれの闘いのすすめ方の如何によつて、これを急速に後退させ、わが組合の綱領の実現を期することができるのである。

戦争遂行のために失業が増大し、賃金は安くされ、長い労働時間、拂えぬ税金の收奪によつて窮乏のドン底におとしいれられている労働大衆は、その生活擁護の闘いの一切をあげて戦争に反対し平和をまもる闘争に集中しなければならない。

そしてこの平和擁護の闘いには労働者が先頭に立つて闘うとともに、労働者の家族はもちろん、ひろく農民、漁民、学生市民、あらゆる社会活動家を共同の闘いに引きいれ、労働階級と全人民の団結をかためねばならない。

このような方向にわれわれの闘いをすすめることによつて始めて、賃金その他の労働條件を改善し、資本攻勢をハネのけて彼らの戦争政策を粉砕し、わが民族の完全な独立をかちとることができるのである。

この反戦平和擁護の闘いをすすめるためにわれわれは、わが組合のとりあげてゆく労働者の経済的日常諸要求を獲得する闘争をつねに広汎な人民の要求と直結し、労働階級の闘いが人民各層の要求を代表し、それの主導的役割を果すことのできる戦闘方法をとらねばならぬ。

反ファッショ、民族独立のための闘争は、労働階級の中心勢力としてのわれわれ金属労働者が以上のような任務を遂行してゆく過程において現実の闘いとなるであろう。民主民族戦線の統一はこのような行動の中から具体的に生み出されてゆくものである。

その外「国際連合に全面講和、独立、平和の要請文を送る決議」

など一〇に及ぶ緊急動議をそれぞれ可決した。

4、基本綱領

一、われわれは労働者の労働條件及び生活條件の維持改善とその文化的社会的地位の向上をはかり、労働者を賃金ドレイの状態から完全に解放し自由で搾取のない社会を作るために闘う。

一、われわれはファシズムに反対し、労働者及び労働組合の基本的権利を確保するために闘う。

一、われわれはすべての金属労働者を單一産業別労働組合に結集し、全日本の労働戰線を統一するために闘う。

一、われわれは日本の植民地化と軍事基地化に反対し、帝國主義侵略の絶滅と、平和と自由と独立を闘いとるために、労働階級と全人民の団結による反ファッショ民族独立の統一戰線結成のため闘う。

一、われわれは帝國主義戰爭に反対し、全世界の労働者及び平和愛好勢力と提携して恒久平和の確立のために闘う。

5、「金属労働者」週刊

68 全逓信労働組合（全逓・全逓労組）

港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三〇〇五

1、中央執行委員長　山口寛治（近畿）
副中央執行委員長　高原普一（関東）　村松永喜（関東）
書記長　浜武司（近畿）

2、一九四六年六月三〇日結成　産別・全官公庁加盟
組合員数（組合公称）一五、〇〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

（地区本部）	（組合数）	（組合員数）
北海道	一一	一、八九二
宮城	五	五一七
秋田	五	九三〇
千葉（協）	二	一七三
東京	三	一、二五九
山梨	四	三四一
長野	一三	一、八九四
静岡	四	七二〇
愛知（支）	七	一、五四二
近畿（連協）	二六	三、五〇四
山口	二	三二一
愛媛	一	三〇〇
福岡	四	三八二
鹿児島	三	四六三
直結単位組合	一二	二、六七一
総計	一〇二	一六、九〇九

3、電波三法にたいする反対闘爭

電波法、放送法、電波管理委員会設置法に反対して設けられた、全逓、全気象など六団体からなる電波法対策委員会は、電気通信事業民営反対、植民地化反対のスローガンをかかげ、国会対策をねると共に国会共闘、賃上共闘にもちこみ、国鉄電務協、全逓従組に対し一月六日海員組合から申入れのあつた共同闘爭にかんし、「通信労仂者の生活権を剝奪し日本を軍事基地化する電波三法にたいしてともに反対闘爭を行おう」と申入れを行つた。

全国代表者会議　三月九―一一日
本部招集で三三地区代表三七名に本部八名が参加、「闘爭の発展と勝利のために」を決定、この中で「今や明確に全逓再同は口で賃上げを叫んでも実体は賃下げ労仂強化の原因である『経済援助』を支持する産報になりさがつたのである」とし「全逓労組が強く

大きくなる以外に闘う統一はあり得ない」と統一方針を明らかにした。又同会議の名で「全逓四〇万の労仂者諸君に訴える」アピールを発した。

仮処分公判　判決四月二四日
全逓再同派が申請した全逓労組役員の業務執行停止の仮処分公判に却下の申渡しがあり、全逓労組の地位保全が確定した。
全電通協の結成　四月二三―二四日
全国の管理所、電報局などから代議員二五名が参加、前の工務協議会を中心に電通の軍事、植民地化粉砕のための共同闘争機関として全国電気通信協議会を結成した。

会　長　木口今朝満（東無工）
書記長　伊藤善教（建設部）

中闘全体会議　五月四―六日
「全逓労組の闘いをまず九七ベース要求闘争
中闘指令第三号（六月八日）の要求内容の要約は
1、一率三、四〇〇円まし
2、生活補給金五、〇〇〇円を支給せよ。
3、増対費、超勤等諸手当を一率現金で完全に支給せよ。
4、弾圧反対、集会、言論の自由を保障せよ。
5、戦争反対原子爆弾反対。
一五日から中央交渉に入った外、各地でも交渉が続けられた。

全国代表者会議　六月二六―二八日
統一運動の進め方について討議の結果、①共通の要求を一一項目にまとめ、これをとるためにはストライキで闘う態勢をつくる。②中立や無組織、従組、労組をとわずすべての職場に統一委員会をつくり、これが先頭に立つて闘う。③共通の要求をとるために

1、中央執行委員長　泉水幸太郎（凸版）
副中央執行委員長　西村達明（東京書籍）佐藤次雄（安信第二）
書記長　杉浦正男（機関紙）
2、一九四七年四月一〇日結成　産別加盟
組合員数（組合公称）六、〇〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

（支部名）　（組合数）　（組合員数）
北海道地協　一二　四九五
群馬　六　一二四
中央　二九　一、七〇一
城南　一〇　一、二三二
板橋　三　一、七一四
三多摩　三　四二一
神奈川　四　六八〇

長野県	一三	七九四
京都	二	二八八
福岡県	五	二九三
熊本県	四	一三一
直結単位組合	三七	六、三一四
総計	一二八	一四、一七七

3、第一〇回定期全国大会（東京）四月一九―二一日
全労連・世界労連の旗の下に生活の向上と平和、独立を闘いとる旨の運動方針を決定、民主民族戦線の提唱決議を採択。
第一一回定期全国大会（川口）一〇月三〇日
「分裂策動に対する闘い、行動の統一」を強調する一般経過報告を承認、同じく運動方針を決定、赤追放、労仂強化等に対して闘うことが民族独立をかけた労仂者階級の任務であると確認した。
5、「印刷出版労仂」月二回刊

70 日本映画演劇労働組合（日映演）
港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三三〇五

1、中央委員長　横田　保（日映）
副中央委員長　古屋　伝（松竹）古賀　聖人（大映）寺田昌業（東宝）
書記長　中野忠夫（松竹）

2、一九四六年四月二八日結成　産別加盟
五一年二月二七―二八日の第九回全国大会で産別・世界労連から脱退することを確認すると共に日映演を解散し、三月一日新たに映演労連を結成した。

日映演解散宣言

今や全日本の労働者が賃下げ、首切り、物価高の非常に困難な事態の中で、苦しい闘争を続けているとき、わが日本映画演劇労働組合は、過去における輝かしい闘争と、や偏向を心の底から自己批判し、全日本の映画演劇労働者の大同団結と戦線統一を目的として組合員の愼重な大衆討議の結果、日本映画演劇労働組合連合を結成するために、発展的に解散することを第九回全國大会の名において宣言する。

一九五一年二月二八日

日映演第九回全國大会

組合員数（組合公称）四、二〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

（支部名）	（組合数）
松竹支部	六
東宝支部	三
大映支部	六
直結単位組合	三六
総計	五一

（組合員数）
四、二六八
五八八
一、二六五
一、三五九
七、四八〇

3、第二回中央委員会　二月三―四日
産別を脱退すべきか否かをめぐつて戦線統一問題に議論が集中されたが結局ふみとどまることに了解した。

「暴力の街」製作
日本映画人同盟との共同製作になる「ペン僞らず」の映画化は、組合の自主製作として初の試みだけに注目されたが、「暴力の街」と改題し、多くの妨害を排して本庄町民も協力、遂に完成を見た。この映画は二月二六日から大映系で封切された。

第三回拡大中央委員会　六月八―一〇日
集会禁止の直後で開催予定地を変更して行われた。当面の闘争方針は、賃金闘争、団協改悪反対、入場税反対、首切反対等について決定、又戦線統一についての具体化として次の様に決定した。

一、映画演劇に従事する全労働者に戦線統一を働きかけてゆく。
二、労働者の生活をまもり、日本映画の防衛のため戦線統一を訴える声明書を出す。
一、各支部分会に統一委員会をつくり、具体的行動を開始する。
一、戦線統一のため日映演は一切のゆきがかりをすてて努力する。
5、「映画演劇」月二回刊

71 東京土建一般労働組合（東京土建）

港区芝新橋七ノ一二　芝(43)四四〇八
1、委員長　伊藤　清（西南）　副委員長　千藤常和（西南）　新山克洋（飯田橋）
書記長　福田真吾（北多摩）
2、一九四七年一月一五日結成　産別・全日土建加盟
組合員数（組合公称）一五、〇〇〇　同（六月末現在労仂省調）六組合三、八六八
5、「じかたび」旬刊（全日土建と合同機関紙）九月一六日、同一三日付号外四万部が押収された。

72 全日本自動車産業労働組合（全自動車）

All Japan Automobile Workers Union. (J. A. W. U.)

品川区大井元芝町七〇四　大崎(49)七六三一
1、中央執行委員長　益田哲夫（日産）　副中央執行委員長　田辺　稔（いすゞ）　畔　柳馨（トヨタ）
書記長　畔　柳馨
2、一九四八年三月二六日結成　大金属加盟　組合員数(組合公称)三〇、〇〇〇
組織（六月末現在労仂省調）

	（支部・分会名）	（組合数）	（組合員数）
一三	神奈川支部		
二	静岡支部		
二〇	東海支部		
五	北陸支部		
四	大阪支部		
二	岡山支部		
六	九州支部		
二	日本自動車		
四	いすゞ自動車		
七	日産自動車		
一	直結単位組合		
九〇	総計	二四	四、三五一

3、第七回中央委員会　二月二四―二五日　一、七〇九
当面の闘争方針として「賃上闘争を中心とする反撃闘争を盛りあげる」ことを決定。　二二〇
第三回定期大会（諏訪）四月八―一〇日　九、八二五
運動方針で闘争目標として、生活、組織、産業を守る闘いの三つを掲げた。　二六一
　二八一
　一、七一四
　三四五
　四三七
　三、七五五
　六、六九八
　一、〇六八
　三〇、六六四

労線統一の基本方針（運動方針より）

現在熾烈な資本攻勢を前にして、労戦は相当深い。この溝を取いるが、現状は労戦は分裂し、しかも溝り除き労戦統一を促進するためには何うしたらよいか。

労線統一というと現在全労連、全労会議、あるいは産別、総同盟、大金属というようにワクの問題として理解される傾向が非常に強い、しかし労線統一とは資本家陣営に対し、労働戦線を統一して闘うこと、すなわち共同して闘うことが基本であつて、決して枠の問題だけでない。にもかかわらず

られているところに、かえつて労線統一の障害となつていることが少くない。労線統一の促進は、共同闘争を強力に進めることにあることを確認し、中央、地方において共同闘争を行う意志のある組合とは、積極的に共闘を進める。

なおこのような空気は外部にも起つており、賃上共闘はその一例である。

産業危機突破総けつ起闘争

「全自動車の争議」の項参照。

同六・三総けつ起大会

「集会・デモ・抗議運動」の項参照。

第九回中央委員会　八月一七―一八日

五〇年下期の闘争方針を決定。

闘争方針（要約）

一、目標をかちとるには闘争以外に途はない。二、今までの闘争経過を見て最も問題点は職場闘争の不充分な点にある。三、戦争の危機はわれわれの生活を押し流し、組合の組織を有名無実にする。四、戦争経済の強行による戦争の危機の増大の影響により職場に起る産業および労働者に対する圧迫をはね返すため広範囲に闘う。五、闘争の組織の基本を職場闘争の確立に置く。

5、「全自動車」旬刊

73　全日本電線工業労働組合（全電線）

中央区築地二ノ一一　聚和会館

築地(55)一一六一―五

1、中央執行委員長　星惣七郎（昭和）

副中央執行委員長　野田善栄（住友）浜　明光（藤倉）

書記長　谷川弘幸（古河）

2、一九四六年七月二日結成　大金属加盟　組合員数（組合公称）

一四、〇〇〇、同（六月末現在労仂省調）二八組合一五、〇八八

74　大化学産業労働組合（大化学）

The Chemical Workers' Federation of Japan. (C. W. F. J.)

港区芝新橋七ノ一二　芝(43)四四七二

1、中央執行委員長　龜田東伍（保土ガ谷）

副中央執行委員長　山本松次（日産富山）

事務局長　木村英雄（ライオン油脂）

2、一九四九年八月一九日結成　世界労連・化学インター加盟

組合員数（組合公称）三〇、〇〇〇

組織（六月末現在労仂省調）

（地方別組合名）	（組合数）
油脂全協	三六
東京地方労組	二四
神奈川地方労組	一二
富山県労組	一六
岐阜県労組	七
愛知県労組	三
関西地方	二七
直結単位組合	一〇
総計	一三五

（組合員数）
五、八二六
三、六八七
三、二二三
五、八三三
二、三〇三
一、三八一
三、九二九
二、三二五
二八、五〇七

3、第一回定期大会　五月二〇―二一日

世界労連・化学インター・全労連に加盟を決定。運動方針は、A情勢、一、化学労仂は生命の危機にさらされている。二、化学工場は軍需工場化されている。三、日本は軍事基地化され戦争は現実のものとなつてきた。四、平和のための闘い――世界の兄弟の力強い足どり、で始まり、B方針で、一、闘いの目標は戦争反対と植民地化反対である。自由と平和と独立のために闘おう。二、

どう闘うか、となつている。外に、平和擁護闘争、民主民族戦線強化、共産党弾圧反対などを決議した。

4、綱　領（五・三一改正）

一、われらは労働者の生活権を確保し、基本的人権を擁護し、労働階級解放のために闘う。

二、われらは化学工場の軍需工場化に反対し、化学産業の平和的発展のために闘う。

三、われらは化学産業労働者を結集し、化学戦線統一のために闘う。

四、われらは全労働者階級の団結をかため、民主民族戦線の中核となつて内外のファシズムを粉砕し日本一の自由と独立のために闘う。

五、われらは世界労連化学インターに加盟し、全世界の労働者と提携して戦争に反対し世界の平和をまもるために闘う。

5、「大化学戦線」週刊

75　全日本土建一般労働組合（全日土建）

港区芝新橋七ノ一二　芝(43)四四〇八

1、中央執行委員長　千葉常和（東京）

副中央執行委員長　高橋太一（兵庫）石井勇二郎（北海道）

書記長　唐沢平治（長野）

2、一九四七年六月三〇日結成　組合員数（組合公称）五〇、〇〇〇

○　同（六月末現在労働省調）六三組合二五、七四六

5、「じかたび」旬刊（東京土建と合同機関紙）九月一六日責任者検挙、四万部が押収された。

76　全日本新聞労働組合（全新聞）

The Press Workers' Union of Japan, (P. W. U.)

港区芝新橋七の一二

1、執行委員長　大高修一（朝日）

副執行委員長　田島　淳（共同）清水　一（時事通信）

書記長　布田太郎（日経）

2、一九四八年八月一日結成　組合員数（組合公称）二、〇〇〇

同（六月末現在労働省調）四一組合一二、三三二

3、反レッド・パージ闘争については同項を参照されたい。七月二八日新聞通信七社では一斉にレッド・パージによる解雇処分を決定発表した。被通告者は直ちに言論弾圧反対同盟を結成、機関紙「自由の声」を発行して反対闘争を開始し、又仮処分申請を提出して法廷闘争に移つた。「自由の声」は後に「講和新聞」となつた。

3、「全新聞」

77　全國農地委員会職員労働組合（農委労）

千代田区大手町一ノ五　日本橋(21)三〇二七

1、中央執行委員長　木内義矩（香川）

副中央執行委員長　山田親一（新潟）伊藤繁一（山口）

書記長　津金　有（山梨）

2、一九四八年一二月二一日結成　組合員数（組合公称）二四、〇〇〇　同（六月末現在労働省調）一九五組合一二、〇八〇

78　全國官廳労働組合連合会（全官労）

港区芝新橋七ノ一二

1、中央執行委員長　佐藤安政（気象）

副中央執行委員長　及川知行（農林）

事務局長　岡本改平（農林）

2、一九四七年九月二六日結成　全官公庁加盟一九五一年一月二五日第四回臨時大会で日本官庁労働組合協議会（日官労）となつた（同項参照）。組合員数（組合公称）九〇、〇〇〇

組織（六月末現在労仂省調）

（官庁別組合名）	（組合数）	（組合員数）
全建設省労仂組合	一一二	九、六五二
外務官庁職組連合	二	九九六
全国司法部職労組	五九	一二、六四九
全海事官庁従組連合会	一五	三、三一七
全日本国立医療労組	一八三	二二、四七七
全国気象労仂組合	一〇七	二、九〇八
全商工労仂組合	六八	一五、〇八四
全国税関労仂組合	六	三、三八七
全農林労仂組合	一五四	一七、八四〇
全労仂省職労総連合	八〇	四、七三四
全法務労仂組合	四九	七、一七五
全国特別調達庁職労	九	五、五三九
直結単位組合	九	九、三六〇
総計	八五三	一一五、一一八

3、第三回全国大会（千葉及び川口）六月二七―二八日

闘争目標、闘争戦術、組織強化方針を決定した。

闘争目標

一、植民地的低賃金の打破、最低賃金制の確立。
二、社会保障制度の確立を國家と資本家の負担で。
三、職階制の打破。
四、給與簿制度廃止。
五、首切り絶対反対、失業者に職をあたえよ。
六、國家公務員法の撤廃。争議権団体交渉権の復活。
七、職場を民主化し組合活動の自由を拡大。
八、分裂主義者を排除し組合の闘う統一確保。
九、官廳を軍事的植民地的支配の組織にするな。
一〇、軍事的植民地的予算反対。
一一、勤労所得税を含む一切の大衆課税撤廃。
一二、日本の軍事基地化、植民地化反対。
一三、戦争反対、全面講和の即時締結。
一四、吉田内閣打倒、民主人民政権の樹立。

第三回中央委員会　一〇月三日

平和投票方針、世界労連連絡事務局加盟を決定した外、当面の闘争方針として一律三、四〇〇円の加俸、越年資金二ヵ月分支給など闘争目標をきめ宣言を発した。

5、「官労新聞」週刊

（附）主な加盟組合の現状

全建設省労仂組合（全建労）

港区芝海岸通り一ノ二五

中央執行委員長　原田靖臣

全官労唯一の産別加盟組合であり、全官労の一つである。

機関紙「全建労」旬刊

全日本国立医療労仂組合（全医労）

中野区新井町五一四

委員長　堀江信二郎

日官労への再編成に当つて主要な役割を果した。

第四回全国大会　五月二〇―二二日

機関紙「全医療新聞」週刊

全商工労仂組合（全商工）

千代田区霞ヵ関通産省

中央執行委員長　今村　浩

第七回全国大会　四月一一―一四日
「自主性を堅持、統一を守る」組織防衛決議を決定。
第八回全国大会　一〇月二一―二三日
「政治的不当首切り登録問題等のあらゆる困難をのりきり、あくまで統一を守つて闘う」旨の組織防衛宣言を発表。
機関紙「全商工新聞」週刊
全農林労仂組合（全農林）
千代田区有楽町一ノ一一　中農ビル
中央執行委員長　赤峰倫夫、同代理窪田義雄
第七回定期全国大会　三月二九―三〇日
前年一一月の第六回大会以後民同派（新全農林結成）が分裂してから初の大会で、「分裂策動を排し、あくまで闘う全農林の伝統を守る」ことを確認した。
機関紙「全農林新聞」旬刊

79　日本自治團体労働組合総連合（自治労連）
千代田区永田町一ノ三一　日本自治会館
電ガ関(58)〇〇一七
1、中央執行委員長　徳永利雄（愛媛県職）
副中央執行委員長　泰平国男（大分自治労）
書記長　猪狩則男（仙台市職）
2、一九四七一一月一〇日結成　組合員数（組合公称）一二五、〇〇〇　同（六月末現在労仂省調）五一七組合九七、七四九
3、第五回全国大会（城崎）六月九―一一日
「全労連・世界労連に連る戦線統一」を決定。
5、「自治労新聞」

80　日本官公廳労働組合協議会（官公労）
千代田区神田一ツ橋教育会館　九段(33)七八九四

1、議長　岡三郎（日教組）
副議長　大場近信（国鉄）肥川二郎（新全農林）
事務局長　大山俊（全逓従）
事務局次長　坂尾徳太郎（日教組）
2、一九四九年一二月五日結成

組織（組合名）	（六月末労仂省調）（組合員数）（組合公称）
日教組	五四三、四六九　四五七、五〇〇
国鉄	四四四、一一一　四三九、五〇〇
全逓従	一五八、八五三　一四四、〇〇〇
全電通	一三七、一八一　六〇、〇〇〇
自治労協	七四、一六四　一七六、五〇〇
都労連	三四、二五四　六六、〇〇〇
都市交通	一三、一五七　三三、〇〇〇
日財労連	三三、八六三　二〇、〇〇〇
全専売	八、三四七　三六、〇〇〇
公印刷庁	五四、二七五　八、五〇〇
新全農林	二、〇四七　五八、五〇〇
大蔵職組	一　二、〇〇〇
全水連	一　五、〇〇〇
全国税関	一　三、四〇〇
総計	一、五〇三、七二一　一、五〇九、九〇〇

3、参加各組合は国会共闘、全闘の闘争の中心となり、官公労としてもこれらの闘争に独自の動きをみせた（「共同闘争」の項参照）。

81 全國交通運輸労働組合協議会（全交運） （C. T. U.）

港区芝高輪南町三〇　大崎(49)一八三八

1、議　長　加藤閑男（国鉄）
副議長　松浦清一（海員）　森　善次（日通）　岡本丑太郎（都市交通）
事務局長　堀井利勝（私鉄総連）
2、一九四七年九月一〇日結成　国際運輸労連（ＩＴＦ）加盟
3、第七回定期委員会　八月五日
4、規約によれば、委員会は左の割合で選出された委員で構成する。

国鉄労組	八名	海員組合	七名
私鉄総連	六名	全日通	六名
都市交通	四名	全旅労連	一名
全自労連	一名	交通公社	一名

決議は満場一致制で拒否権を認めることとなつており、このためか目ぼしい動きを見せていない。
5、「全交運」不定期

82 全國金融機関労働組合協議会（全金融）

港区青山南町六ノ一二〇　赤坂(48)〇九八二

1、議　長　真鍋安正（全銀連）
2、一九四七年七月二四日結成

組織（組合公称）

（加盟組合名）

全銀連	一一〇、〇〇〇	
全生保	一三、〇〇〇	
全損保	一八、〇〇〇	

全信託総計　一四四、〇〇〇

83 海運産業労働組合中央協議会（海運労協）

東京都千代田区丸ノ内一ノ一　運輸省六四一号室

1、議　長　陰山　寿（海員）
副議長　南条玉一（全造船）田井増五郎（全港湾）渡辺道夫（全海事）小畑嘉一郎（全海連）三好正夫（全港建）
事務局長　西本　喬
2、一九四九年八月一三日海運防衛中央会議として発足、五一年一月一日から海運労協と改称改組した。

組織

（加盟組合名）

全日本海員組合	一三七、〇〇〇
全日本造船労働組合	五五、〇〇〇
全日本港湾労働組合	二三、〇〇〇
全日本海運会社労働組合連合会	三、〇〇〇
全海事従業員組合連合会	
全国港湾建設部従業員組合連合会	

5、「海運労協」

84 全國官公廳労働組合連絡協議会（全官公廳）

港区芝新橋七ノ一二

2、一九四七年七月二四日結成

加盟組合は、全官労、自治労連、食労、全逓労などといわれるが殆ど実体はないものと見られる。

85 官廳労働組合協議会（官労協）

千代田区霞ヶ関一ノ一　東京地裁

1、議　長　天野徳重（全司法）

2、一九五〇年一一月二〇日結成
組織（組合公称）

（加盟組合名）	（組合員数）
大蔵省職員組合	二、〇〇〇
全司法部職員労仂組合	一二、〇〇〇
外務省職員組合	八〇〇
賠償庁職員組合	一三〇
特別調達庁組織	五、六〇〇
総計	二〇、五三〇

86 **全日本金属産業労働組合協議会**（大金属）
港区芝新橋七ノ一二
芝(43)三、四〇五

1、議長 和田次郎（全金属）
副議長 星惣七郎（全電線）

2、一九四八年一〇月一〇日結成
組織（組合公称）

（加盟組合名）	（組合員数）
全金属	六七、〇〇〇
全自動車	三〇、〇〇〇
全電線	一四、〇〇〇
総計	一一一、〇〇〇

3、第四回定期大会 五月三〇—三一日
運動方針より抜萃

われわれはどう闘うか

われわれの闘いは、すべて生活を守る闘いが中心に貫かれている。特に最近は、國際独占資本の圧力によつて、植民地的な労働条件が強いられてきているので、生活を守るための一切の活動も広く階級的に理解して押し進めなければならない。

國際独占資本は深まりゆく恐慌によるぼう大な滞貨と生産力のハケ口を、軍備の拡張に求めるとともに、日毎に高まる人民の反抗、人民民主主義國の発展と、植民地の解放運動を圧殺するために、残された唯一の手段としての戦争の準備に狂奔し始めた。

特に、その重要拠点として選ばれた日本に、強力な軍事基地化が進行し、見返り資金をバックにした、産業、文化、教育の軍事的再編成によつて、首切り、賃下げ、労働強化、低米價、重税、労働組合の産報化、民主団体への弾圧と、一切の問題の中心となつている。これの協力者として國際自由労連につらなる総評系幹部を中心とした分裂主義者が大きな役割を果していることを理解されねばならない。

われわれの生活を守る闘いが、戦争に反対し、その準備を阻止し、平和を守る闘いであることが、労働者に正しく理解された上に立つて、自由と独立と平和を守るための全面講和を闘い取り、日本の産業の再建のために、新中國を中心とする自主貿易の促進の運動が、農市民、知識人、産業資本家を含めた広範な層を動員した、民主戦線の統一まで押し進めなければならない。

一、賃上げを主軸とする一切の闘いを最低賃金制の闘いに発展させよう（略）。

せよう（略）。

二、戦争に反対し、全面講和、自主貿易を促進しよう（略）。

三、職場の闘争を居住地、地域に発展させよう（略）。

四、大金属に金属労働者を結集する運動をまき起そう。

激しい資本の支撃と、國際的な分裂主義者の策動の中に、昨年は多くの組織が分裂破壊された。それによつてわれわれは不利な闘いを余儀なくされた。大金属は金属労働者を中央、地方に結集させるために、その共同組織としての方針を明確にし、強力な統

一運動をまき起そう。

（イ）業種別単一組織と中央統制

敵の分裂工作は、大衆が業種別、企業別的関心をもっている、のを利用して、全國的な労働組合の組織を企業別あるいは業種別単一組織に分解して、全國的な労働組合の組織を個々バラバラに終らせようとしている。また中央集権を必要以外の所に強化し、地方に起きた闘争を全体の闘争に発展させるより地方における干渉と統制違反等の口実で、自主的な闘争を押えようとしている（総評議会の規約と、三月の電産の闘争を参照）。

以上の問題の本質を暴露し、大産業別組織の大金属の拡大を積極化しよう。

（ロ）地方の共闘の指導に重点

そのために、地方の闘争の指導に重点を置き、孤立している金属労働者の闘争や組織を、当面の問題を中心に共同闘争の申入れや、同一目標に対する共同の行動、大衆交流を積極的に指導し、闘争を有利に導くと共に、地方組織の拡大強化をはかり、眞に闘える組織とする。

（ハ）統一委員会

問題を持っているが、なかなか共同闘争に応じられない事情の組合に対しては、その中に金属労働者は大産業別組織、大金属に結集して闘わなければ利益が守られないことを理解している人達によって統一委員会等を組織し、可能な限りの連絡と宣伝、行動の統一を図り次第に影響を深めて、大金属の闘争と結合させよう。

（ニ）企業連合会（略）

（ホ）業種別調査活動（略）

（ヘ）機関紙活動（略）

（ト）國内の統一と國際的な連繫

われわれの闘いを勝利に導くために、金属労働者の統一と同時に他産業の労働者との提携が必要であり、当面、賃上闘争労組懇談会（賃上共闘）等の広範な共闘組織を中央、地方に強化すると共に、全國的な闘える労働組合の統一体を強化しなければならない。

次に戦争準備と、独占資本の破壊と收奪に反対する、農民、市民、学生、知識人、文化人、中小企業者、産業資本家も含めた広範な人達を結合して闘いを押し進めるために民主戦線の強化が必要である。更に戦争に反対するために、世界の労働者と民主団体との提携がなければならない。特にイギリスやオランダの金属労働者も参加している金属インターに積極的に参加しよう。

決　議

一、六月三日を目標に各組合の要求をとりあげ、日立、トヨタの闘争を中心に選挙戦、平和擁護の運動と結合して大金属傘下労働者は総けつ起する。

二、この闘争を第一段階として次の闘争への高まりを準備するが、われわれは現在分散的に行われている闘争を、迫り来る鉄鋼補給金打切に伴う鉄鋼の大闘争を中心に、造船、私鉄、日映演、電産等の闘争と結びつけ、全國的全階級的な闘争に発展させると共に、生活と平和を守る全國的ゼネストを行うために闘う。

5、「大金属新聞」五日刊

87　**日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）**

Japanese Federation of Iron and Steel Workers Unions.

(J. I. S. U.)

港区本芝三ノ二〇　硫労連会館

三田(45)四九六八

1、中央執行委員長　内原酉雄（八幡製鉄）
　中央副執行委員長　森田清市郎（扶桑）中島英夫（日鋼）浜田勝義（徳山）
　書記長　清水愼三（本部）

2、一九五一年三月二日結成

鉄鋼産業労組の組織経過

戦後における鉄鋼産業労働組合の発展をたどるならば、一九四六年四月四日、全日本鉄鋼産業労働組合（全鉄労）が結成されたのが全国組織として初めてのものであつた。その後全鉄労は産別に加盟しその中心勢力となつて労調法反対二四時間ストなどの闘争の先頭に立つた。四八年一〇月一一―一四日全金属結成大会は、機器一一万、車輛三万を結集して行われた。この主旨は「さらに広汎な大金属合同の推進力となり、大産業別単一労働組合の組織確立へとまい進する」というものであつた。

一方日立と日鉄の連合会や六社協議会の如き企業連合の共闘組織もそれぞれの闘争に大きな役割を果したことも見逃し得ない。しかし、これらは共同闘争としての効果は達成したものの、全国的な規模で、特にドッジ・ラインによる企業合理化―首切り、賃下げ、労働強化といつた新しい情勢の中で、統一的な闘争を行う組織とはなり得なかつた。

この間にあつて全鉄労協は鉄鋼復興会議（四七・三・三結成）の労働者側協議機関として発足し（四七・三・三準備会）、鉄鋼産業労働戦線の統一と鉄鋼産業復興の重大な使命を果そうとしたのであつた。この組織には全鉄労参加各組合を始め主要な鉄鋼産業労働組合はすべてこれに加わつた。しかるに全国鉄鋼復興会議は二年後、経済九原則の実施に伴つていわゆる復興会議方式が次第に廃止されるに及び、四九年四月をもつて解散することとなつた。

これより全鉄労協の組織問題は全金属と総同盟系との対立となつて表面化し、五〇年に入るや三月中央委員会では、この対立が殆ど頂点に達し、五月中央委員会で総同盟系日本鋼管川鉄労組から提出された、(一)鉄鋼労協は単産となるべきである、(二)この単産は総評加盟を目指すべきであるとの案が三一対五で否決されるや遂に分裂を招くに至つた。かくて扶桑連合、神鋼、日本鋼管、富士連合など相次いで脱退し、全鉄労協の急速な弱体化をもたらしたのである。

全国鉄鋼産業労働組合協議会（全鉄労協）五一年四月一二日解散

組織（六月末現在労働省調）

（地方労協名）	（組合数）	（組合員数）
北海道地方鉄鋼労協	七	一二、一一一
東北地方鉄鋼労協	五	七、三九一
関東地方鉄鋼労協	八	五、四三〇
九州地方鉄鋼労協	一〇	三八、八〇〇
直結単位組合	四	一、四二五
総計	三四	六五、一五七

鉄鋼労連結成への動き

全鉄労協はもはや闘える組織になり得ないとする扶桑連合、神戸製鋼連合、鋼管川鉄、富士労連、川崎製鉄など一四組合代表は一〇月一一日に第一回統一懇談会を開き、全鉄労協及び六社共闘、総同盟鉄鋼連など従来の組織の闘争と組織に検討を加えた上、新たな全国的統一組織の早急確立の方向を確認すると共にその性格について論議が交された。次いで一一月一三日第二回統一懇談会には、八幡製鉄、関東製鋼、日本冶金もオブザーヴアーとして出席、二二組合が参加した。そして新組織の性格について一致点を見出すと共に、この懇談会を準備会に切換えた。翌五一年に入り、統一準備会は綱

領、規約案の作製など本格的討議にはいつた。かくて五一年三月一一二日の鉄鋼労連結成大会を迎えることになつたのである。

組織（一九五一年六月五日現在組合公称）

四一組合一一六、二九九

3、結成大会　五一年三月一一二日

三六組合一〇二、〇〇〇名の正式参加により綱領、規約、運動方針、役員を決定して鉄鋼労組の統一組織を結成した。

またこの日六社共闘は発展解消した。

4、われわれの意図する鉄鋼連合会の性格（準備会発表による）

われわれが過去五年間に亘る貴重な体験に基き、今新たに企画する全國鉄鋼産業労働組合は、民主的鉄鋼産業労働組合の自主的な意志により、労働組合本来の目的とする労働條件の維持改善、経済的、政治的、社会的地位の向上を図り、鉄鋼産業の民主化と興隆に努力し、日本民主主義革命を達成せんとするものである。

われわれは、この基本的任務を推進するため、次の性格を確認する。

一、産業別に結集された鉄鋼労働者の団結の力により、労働條件を維持改善し、その経済的政治的地位の向上を図る。

二、自由にして民主的な全國の鉄鋼産業労働組合の強固な結集体を達成し、産業別單一組織を最高の目標として進む。

三、闘争はすべて建設的に行うことの原則に立つて鉄鋼産業の民主化と興隆を図り、日本経済発展のために努める。

四、あくまでも自主的な組織体として如何なる政治勢力及び外部勢力の支配干渉をも排撃する。

五、基幹産業労働組合として重化学、陸海の運輸産業、石炭、電氣産業労働組合等との完全な共闘態勢を以て政治的、経済的闘争のより前進を図る。

六、民主的な社会主義政党と協力し、民主主義革命の一翼を荷い労働者階級解放のために闘う。

5、「鉄鋼労連」旬刊
「調査月報」月刊

88 **全國造船労働組合総連合**（造船総連）
General Federation of Ship Building Worker's Union.

港区三田四国町二ノ六

1、中央執行委員長　基　政七（神船）
中央執行副委員長　杉本通雄（玉船）
書記長　古賀　専（本部）

2、一九五一年二月一一日結成　総同盟造船連と船労協が合同したものである。総評加盟

組織（五一年三月三一日現在組合公称）

（組合名）	（所在地）	（組合員数）
日立造船東京事務所	東京	一〇〇
日立築港造船労組	大阪	一、三〇〇
塩山船渠	大阪	一二〇
大原造船	大阪	三〇〇
佐野安船渠	大阪	四五〇
中日重工神船労組	神戸	七、〇〇〇
藤永田造船（労、職）	大阪	一、五〇〇
神戸鋼船	神戸	五〇〇
日立因島（労、職）	広島	五、〇〇〇
宇品造船	広島	二五〇
瀬戸田造船	広島	一〇〇
岩城造船	広島	三〇

三井造船	岡山	七、〇〇〇
林兼造船	下関	一、一〇〇
佐世保船舶	長崎	二、八〇〇
呉播磨船渠	呉	三、〇〇〇
総計		三〇、五五〇

5、「造船労仂」月刊

89 **全日本労働組合連盟**（全日労）

1、委員長 森口忠造（毎日新聞労組）

2、一九四九年七月四日結成 一九五〇年七月 日解散

組織（六月末現在労仂省調）

（加盟組合名）	（組合数）	（組合員数）
全国土建労組同盟	五〇	一三、五〇八
日本金属産業労組連合会	三七	三、四六〇
全日本百貨店従組連合会	五三	二五、一六四
毎日新聞社労組	三	五、〇一六
都道府県連合会	一六一	三〇、一五七
総計	二三四（内重複七〇）	五八、九六八（一八、三三七）

総同盟、産別に属さないいわゆる中立無所属系労組の全国組織の発展経過は下図に見る通りである（カッコ内は機関紙名）。

3、第二回定期大会 七月一三日

五月第二回中央委員会で決定した「総評結成と同時に発展的に解消する」との方針にもとずき、この問題を中心に討議されたが、各地連の反対があつて結局「総評加盟は各正式機関の決定にまかせる」との決定で一応発展的解消の方向が確認された。しかし実質的には直ちに地連を解消することが困難であり、又総評加盟を否決した地連もあるため解散の時機に難点があるとする意見が強く、次の様な決定を見るに止つた。

「全日労は総評の結成に伴い七月一三日総評に正式加盟し、解消することに決定したが、正式解消は単産及び全日労参加の地方連合会が将来総評に参加し組合運営の出来る時期とする。但し全日労加盟の単産組合にして今日まですでに決定しているそれ〴〵の機関の決定に従うことは差支えない。」

（附）東京都労仂組合協議会（都労協）

港区芝公園六号地中労委会館

全日労解散にともない、全日労東京都連合会は一〇月三日第二回定期大会で都労協として再発足した。この組合は東京無所属労協

中立無所属労組の変遷

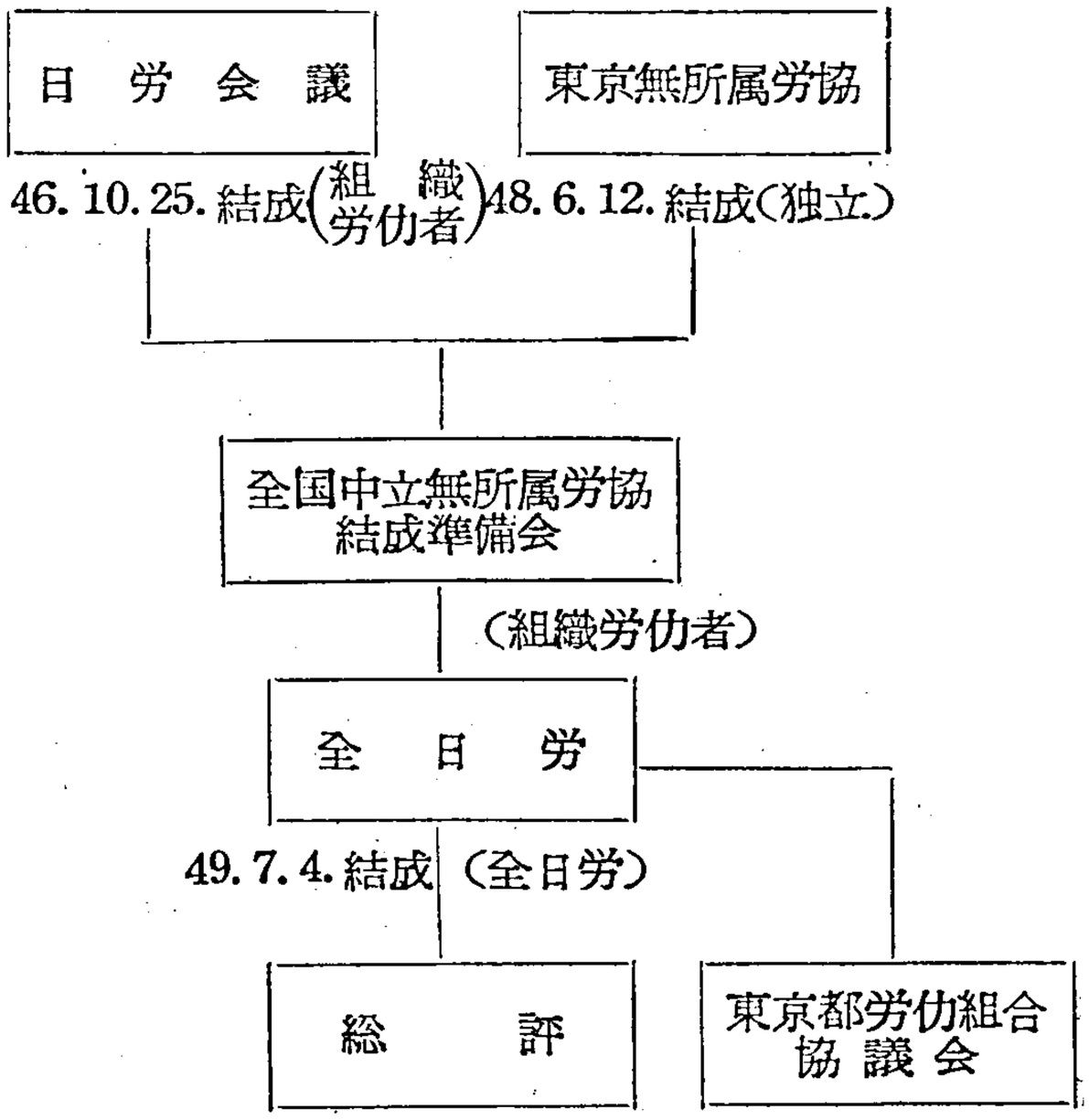

に参加していた組合を中心にし全日労都連を経て再び独立した中立無所属地方連合会となつたものである。

90 **日本映画演劇労働組合連合（映演労連）**

港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三三〇五

1、議　長　村上三男（大映）
副議長　間島三樹夫（芸能）
事務局長　山根茂幹（理研）

2、一九五一年三月一日結成

日映演第九回全国大会（五一年二月二七―二八日）で単一解散、翌三月一日映演労連として発足した。

3、結成大会　五一年三月一日

規約、綱領、運動方針を決定、来るべき映演総連合（中立、松竹全映演を含む）への発展的解消の方向を明らかにした。

結成宣言

われわれの衷心からの願いは、全映画演劇労働者の闘うための組織の確立であり、戦線の統一である。われわれは日映演第五回拡大中央委員会以後の、極めて複雑な條件の中で、この事のために努力を拂つてきた。以後戦線統一のためにはこれ以上の努力をも惜しまない。

われわれは現在の諸情勢を勘案して、ここに新たに結成する日本映画演劇労働組合連合の形が、当面の諸條件に即応し、統一に役立つ組織として、その役割を果すことができるものであるという確信を得た。われわれはこの日本映画演劇労働組合連合の拡大強化を通じて、積極的に全日本の映画演劇労働組合の戦線統一に参加し、その輝やかしい成果に大きな希望をもつて進むことを誓うものである。

願わくは、全日本の労働者諸君が、われわれの意図するところを十分に理解され、今後われわれの後援を寄せられんことを切望する次第である。

右宣言する。

一九五一年三月一日

日本映画演劇労働組合連合結成大会

4、綱　領

一、われわれは強固なる自主的組織を確立し、映画演劇労働者の生活と権利を守るためにたたかう。

一、われわれはすすんで企業の民主化を促進し、映画演劇の質的向上と上映、公演活動の強化を図り、もつて日本映画演劇産業の発展のためにたたかう。

一、われわれは映画演劇労働者の戦線統一を積極的に推進するとともに、全労働者と提携し、もつて平和日本の建設のためにたたかう。

5、「映画と演劇」旬刊

91 **日本官廳労働組合協議会（日官労）**

中野区新井町五一四

中野(38)〇五二六

1、議　長　堀江信二郎（全医労）
副議長　（労仂）
事務局長　（全建労）

2、一九五一年一月二五日協議会発足

全官労第四回臨時大会で規約を改正に名称を日官労に変更、大会を廃し会だけが議決機関となつた。

5、「日官労」旬刊

第三編 農民運動

第一章 概観

第一節 農業情勢と農民運動の動向

一九五〇年の農業情勢は、大きく二つ時期に区別される。前半期は、昨年来のドッジ・ラインの強行による農村経済の荒廃と、農民の窮乏化の進展である。それは農業における特殊な過剰生産恐慌の内に推移したが、同時に農業生産力の回復が農家経済の窮乏化を通して実現した過程でもあつた。この年の後半期は朝鮮事変の勃発によつて劃せられる。事変を契機として世界資本主義は戦時体制に大きく再編成されつつあるが、わが国経済もその一環として再編されつつあることは農業情勢の上にも明瞭に反映している。前半期における食糧事情の「好転」は、いうまでもなく国内農業生産力の回復と同時に三〇〇万トンを超える外国農産物の輸入によつて可能にされたものであるが、戦時経済への再編にともない食糧の予備貯蔵がおこなわれ、それはわが国農業に対しては七月以降の麦類供出に端的に影響した。これまで自由党政府の食糧統制撤廃案に反対し、合理的食糧管理、政府の一手買取り制などを主張して闘つて来た農民団体は、いまやふたたび強権的な供出とたたかわねばならなかつた。

事変を境にして農村経済はデフレーションからインフレ傾向に転じ、過剰生産と低米価にかわつて、「食糧一割増産」興農運動と相対的な高米価の時期が到来したかに見えたが、そしてそれはたしかに農民経済にいくぶんの余裕をあたえ、前年度の赤字の累増が今年度に入つて若干くいとめられたことは、官庁統計の示す通りであろうが（第一部第六篇農家の状態参照）、時日の経過は農民にとつて決して手放しの楽観を許すものでないことを明らかにした。いわゆる「金ヘン」「糸ヘン」物資の価格の暴騰によつて農業経営費と家計費は上昇したが、これに比例して農産物価格は昂騰せず、農村労賃などは逆に前年に比べ低落を示している。農家経済の悪化は五〇年末から五一年に入るとともにますます明白となりつつある。

農地改革は政府の予定した買収売渡しが一応完了し、その事務手続も進捗しつつあり、したがつて農地をめぐる地主対小作の闘争は、土地取上げ、小作料、土地ヤミ売り、小作調停事件、訴訟事件等すべて前年に比べて減少し、土地闘争はいまや農民運動の後景に退いたかに見えるが、しかしこのことは決してわが農業における土地問題が根本的に解決されて問題がなくなつたことを意味しない。吉田内閣による農地改革逆転の試みが、すでに四九年以来機会あるごとに試みられて来たが、そして本年度はその第一着手として農地価格の統制が外され、小作料の値上げが実現したが、（九月一一日「自作農の創設に関するポ政令」）農民運動の不断の監視と闘争が、この点に要求されているというだけではない。また山林原野と残存小作地の解放、いわゆる第三次改革が残されているというだけでは

ない。自作農創設による小農民的土地所有の普遍的な創出によつても、資本主義下の小農的生産関係――経営の零細性と分散的生産の根本的矛盾は依然として残されており、むしろ逆に自作農主義による農民の小所有者的保守性を強化することによつて農民運動は大きな制約を與えられたことはすでに本年鑑第二三集において指摘したところである。戦後の農民運動が上から与えられた農地改革を中心に土地闘争を一の主軸として展開せられ、その闘争展開の過程に農民組織が拡大し強化され、農民側代表の多くを農協組や、農地委員会その他の半官的機構に送り出すことに成功したことは、それ自体たしかに農民運動の一成果として農民の政治的経済的利益の伸張に役立ちはしたものの、同時にそれは現在においては農民自らの首をしめる桎梏にもなつていることは否定できないであろう。総じて一九五〇年は日本農民運動にとつての反省と自己批判の時期にあたるのであるが、たとえば日農統一派第二回中央委員会（一月一四日）において従来の活動の欠陥を批判して、

「終戦後の農民組織は温室の中で生れ発展して来た。此の事情はその後の反動攻勢と情勢の変化は温室の條件を奪い去つてしまつたが農民闘争を甘やかしている。だがそのバクロされ、変化する情勢に当面してなすところなく今日に至つてしまつた。然るにこの点を反省し検討せず、上部機関に於ては分裂統一問題のみの論議にふけり、下部機関も多くはその活動が弱まりその間組合選出の公職者を敵陣への捕虜にしてしまつた。」（統一派本部一日農組織の再編成案」）

とのべているのは、戦後農地改革その他によつて与えられた好条件の中に成長した農民組織が、その一段落とともに、逆に大きな障碍に当面せしめられた事情を物語つているものに外ならない。

供出闘争は前に触れたように朝鮮事変を契機としていちじるしく

税金は、供出とならんで資本の直接的な農民収奪の手段であるが、本年度も前年度にひきつづき農民運動の大きな対象となつたことはいうまでもない。昨年度には国税反則法その他によつて政府側の弾圧的態度が一般と強化されたが、農業恐慌の中にあつて窮乏化した

農民とくに貧小農の課税に対する抵抗は、本年度においては次第に組織的となり、税法研究や自主由告の励行、農家経済の記帳等用意周到となつて来た。シャウプ勧告新税制によつて所得税負担はいくぶん軽減され、とくに農民負担は軽くなつたことは事実であるが、逆に地方税は加重された。所得税については、とくに滞納整理差押えが強行され、これに対し茨城、福岡等の諸地方では強硬な闘争が展開された。たとえば茨城常東組合では「税闘争こそ農民運動最大の決戦場である。それは昔の年貢に対する闘いと同様で、しかもさらに恒常的である」（山口氏）との認識に立ち、不法差押えには徹底的に抵抗し、その際民主商工会、労組等との提携により、部落防衛動員態勢をもつて闘争したことが特徴的である。事実このようにして、大きな成果をあげているのであるが、客観的に見てこれが全国的な税闘争の状況とはいいえない。要するに昨年来の農民運動の全般的沈静の中における部分的昂揚であり、消極的生活防衛闘争であるが、もちろんそれを過少評価してよいわけではない。

なお農民組合法をめくつて本年度はかなり具体的な動きが見られた。総司令部の覚書きに端を発し、日農主体性派を中心に全農、全農連（農青連）のこれに対する見解の表明があり、次第に農民団体の意思も明白となつて来たが、年末までにはまだ議会上程等の具体化には達しなかつた。また農民運動の分野においても、平和擁護のための闘争、農村における失業者の闘争などが行われたが、なおその端緒についたばかりである。

第二節　組織再編成と自己批判

日農第三回大会における分裂後日農主体性派と統一派内の正統派同志会（黒田系）および全農の間に反共統一の動きがつづけられて来たが、本年一月ついに野溝、黒田両氏の握手をもつて日農合同大会が開かれた。しかし全農はこれに応ぜず、本年度の農民戦線統一運動は日農主体性派と全農との間に懇談会の形式で話しがすすめられ、両者の歩みよりが見られたが遂に合同は実現しなかつた。他方全農連は日農全農の話し合いがついた後の第二次の問題として中央の合同問題から離れた。しかし地方によつて税金供出等各種の具体的問題をとらえて日農、全農、全農連の共同戦線がはられ、中央においては、日農統一派をのぞき主体性派、全農、全農連などが農復を通じて共同の政治運動を行つている。しかし農復の運動は、前年の全国大会実行委員会の動きに見られるような華々しい活動にくらべて、本年度はかなり低調であつた。

さて日農第三回大会における分裂後の農民組織の状態は、中央における分裂と統一はもとより、地方においても一応の落ちつきを見せるまで相当の日時を要しはしたものの一般的には前年にひきつづき農民運動の低調沈滞と農民組織の弱体化はおうべくもなかつた。それは各組織の組合員数の激減（第一部第三編農民の組織状況参照）や組合費納入の減少、機関紙の停刊にあらわれたばかりでなく、地方機関の眠りこみ、看板組合化、中央地方の連繋の途絶等種々な面で弱点を露呈し、結局全国的な農民運動の沈滞の中に推移せざるをえなかつた。たとえば日農主体性派は自ら評して「看板だけの、足のない幽霊のような状態」（江田三郎「これからの農民運動」二六頁）と言い、統一派は「日農の無能と怠慢がベクロされ」（第二回中委「日農組織の再編成案」）だと反省し、全農連は「組織の停滞」を指摘している。しからばこの弱体化はいかにして生じたか。すでに前に掲げた日農統一派第二回中央委員会の「再編成案」の言葉のように、戦後の農民運動が一種の「温室」的条件のもとに、いわば自然発生的に昂揚し、それが日農その他組織の急激な発展に役

立つたこと、いまやその温室的条件はうばわれ、組織自体が自らの努力によつて困難な途を切り開かねばならぬ情勢に立ちいたつたことがまず指摘される。ついで農民組織自らが議会や地方自治体、農地委等に送り出した指導者が、「敵陣への捕虜」となつたことも重大な要因である。日農統一派中央委員会はさらに、客観状勢の悪化とか、旧い型の運動の行きづまりとかで日農弱体化を弁解しようとする態度を排し「従来の活動実体をきびしく衝く」ことを要求し、すすんでつぎのように自己批判している。

「しかもかなり多くの活動家によつて、組合主義、経済主義の名の下に、組合活動、経済闘争をより高める努力をするのでなく、その全てを否定する如き面もみられた。組合と政党の活動の混同があつたことも見のがせない」（「日農組織の再編成案」）

かくて日農統一派は農村の新しい階級関係の分析から、日農の組織対象は「地主的富農をのぞく全農民」であると規定し、とくに貧農を中心とし部落を基礎とする組織の再編であると結論している。この方向は第四回大会で確認された。また農村に根づよく残存する封建的諸関係に対し闘うと共に、とくに「全農民を収奪する内外独占資本」との闘争を強調し、供米、税金闘争も反帝闘争の一環としてたたかわるべきことが指示された。

日農主体性派も自己の弱体性をみとめ、組織再編の方向を、「広く農民大衆に農民運動の正しき在り方をその実践を通じて明示し、誤まれる極左運動を紛砕して、共産党系組合の組合員大衆をわが陣営に復帰させねばならぬ。」しかし対共産系組合との「内部抗争的」闘争におわることなく「あくまでも未組織大衆の獲得と単独農民組織ならびにかつて日農より分離した全農その他地方組織の統合に全力を傾注しなければならぬ」

として、日常闘争と他団体との共闘の必要を強調している。また現在の農民運動の致命的欠陥が、

「村の階級闘争を底辺として、その上に、それの発展として、全國的な規模と意義とを持つ闘争が組織されていなかつたことをこに指摘したい。農復の代表者会議方式による運動が、単なる中央における組織機関の対立の発生を契機として、やがて限界に達した理由もここにある」（中村迪一「農民組織と農民運動」五一年版日本農業年鑑四三二頁）

として、部落を基礎とする大衆闘争ときりはなされた「決議と陳情の繰り返し運動」をきびしく自己批判している。事実、中央団体による陳情運動においてはその効果はきわめて限られていると同時に運動の主導権はしばしば農協組や農地委、農調委等の団体に奪われる危険性があつたからであり、実際またそれらの農業団体、半官的機構に主導権がうばわれることによつて、農民組織の本来的要求がすりかえられ、ボスに牛耳られることもあつたのである。

農青連は日農と方向をことにし、農業経営の改善と農民新生活運動の展開に主力をむけ全農も経営改善に重点をおいている。

第二章　供出と米価をめぐる闘争

第一節　食糧政策の転換と農民運動

一、政府の統制撤廃案と農民團体の反対　超過供出の法制化をねらいとする政府提案「食糧確保臨時措置法」一部改正案が、一九四九年の第五、六国会に上提されるや、ほとんどあらゆる農民組織の反撃にあつてついに流産し、一二月七日、森農相はこれをポツダム政令で公布するという不可解な挙に出で、再び農民側の反対に会つて本年度の供出には政令を適用しないむね言明せざるをえなかつ

た。

しかしながらすでに四九年からイモ類統制撤廃問題や麦類事前割当をめぐつて政府の食糧政策に対する農民組織の反対運動が展開されて来たのであるが、五〇年に入るや、国際的なまた国内的な農業恐慌の深化の中にあつて問題はますます重大化して来たのである。外国産食糧の輸入もすすみ、その価格低落の傾向も一層わが農民の不安を大きくした。一方国内食糧の価格も、そのヤミ値は生産地においては配給価格を下廻る有様で、農家経済の赤字が累積していつた。ドッジ・ライン下の大衆生活の窮乏、失業者の増大によつて農産物に対する需要は減退し、他方低価格供出によつて確保された食糧の配給事情の好転（二・五合より二・七合への増配）にともない、やがて自由党の「自由主義」政策（米券制度による主食統制撤廃等）が年内にも実現するかの気配が感ぜられ、農民団体は急激な統制撤廃による農民経済の破滅的打撃を回避し、漸次的な統制緩和と合理的な食糧管理制度の確立を主張して争うこととなつたのは当然である。しかも食糧政策転換による農民経済の破綻が、大量の外国産食糧の輸入によつてもたらされるところから、食糧政策における政府の自主性を問い、国内農業発展のための農業政策を要望するのも当然である。たとえば五〇年一月、農主体性派その他の農民組合合同大会において、「国内産食糧の政府買取制の実施」と同時に「輸入食糧に対する関税制度の設定」が要求されたことはその一例にすぎない。

しかしイモ類の統制撤廃は各農民組織や食調委全国協議会等の強力な反対にかかわらずついに実質的に実現し、三月七日には総司令部天然資源局より「食糧管理制度を米麦中心に切り換へ、供出配給制を緩和してはどうか」との意向が伝えられ、一〇日には「国内にこれ以上肥料を投下するよりは食糧を輸入する方が有利ではないか」従つてまた「肥料と食糧の何れを輸入すべきか」について政府の見解が求められるにおよび、政府の食糧政策転換も決定的な段階に到達した。いわゆる「湯河原会談」における政府自由党間の「取りきめ」が問題となり、農民団体の猛烈な反対をよびおこした。たとえば農業調整委員会全国協議会は三月一四、五両日全国大会を開催したが、その宣言には「輸入食糧の圧迫を排し、保護関税を課すること、国内食糧の増産政策の実施」等を政府に向つて要望した。

三月一六、七日開かれた日農（主体性派）中執委はマ元帥あての食糧政策に関する意見を決定しこれをもつて総司令部天然資源局および日本政府に手交し種々申入れを行った。

食糧政策に関する日農の意見

一、現行の食糧管理制度は新しい情勢に応じこれを根本的に改善すべきこと。

二、政府は國内産主要食糧を責任をもつて買上げなければならない。買上量は農民の希望量によつて定めるべきこと。

三、外國産食糧の輸入量は國内産食糧の不足を補う程度に止めること。

四、食糧輸入の政府管理。

五、國内農業保護のための関税制度。

六、主要食糧の政府一手買取販賣制度。

七、主食の買取り価格は拡大再生産を可能ならしむる如きものたること。

そのほか各種農民組織農業団体は中央地方を通じて政府の食糧政策に対する反対意思を表明した。

二、朝鮮事件後の食糧政策　朝鮮事件の勃発は食糧事情に対する政府の楽観をふきとばし、農業恐慌情勢は今や準戦時経済局面に転

換して再びインフレーションを昂進せしめたが、政府当局は一方において「食糧増産興農運動要綱」を決定していわゆる一割増産による戦時自給態勢をとりつつ当面の麦類供出を強化し、なお他面出来るかぎり外国産食糧の確保につとめる従来の基調をゆるめなかつた。麦の補正は知事会議において逆に多量の超過供出を決定し、対米比価を切り下げて低価格強権供出の性格をつよめる方向がとられている。中央と農村末端における供出闘争がいかにたたかわれたかは次節以下に記述する通りであるが、最後に自由党政府の看板「供出後の米の自由販売」「米券制度」の行方について一言しておきたい。一一月一〇日来朝中のドッジ氏は「食糧配給統制撤廃案について」日本政府に警告的な書簡を送り、政府の見解を問うた。

統制撤廃に関するドッジ氏の書簡（要旨）

(1) 世界各國何れも統制が強化されようとする情勢にあり、物価上昇の傾向は強まり、食糧輸入事情も今後楽観をゆるさない。日本の場合は過去数年の異常な豊作の結果生産量が増大したのであつて、今後の情勢下に凶作でもあれば食糧事情は逆転する可能性がある。

(2) 現在と将来のアメリカの対日資金予算編成に関して統制撤廃がいかなる影響を及ぼすかを考慮しているか。また統制撤廃の及ぼす國民経済の他部門への財政負担の影響とインフレの危険を考慮したか。

これに対し政府は、一九五一年度産米は供出を継続する、米麦の配給は現行基準で継続し、五一年一一月以後は米のみ配給する等の意向を返答した。政府はこの中で、情勢に応じて供出後の米自由販売を実施すべきことを主張しており、かかる政策に対しては農業団体の強い反対意向が表明されている。緊急食糧対策実行委員会は（農復会議設置）声明書を発表し、「政府の偽瞞政策」を攻撃した。

第二節　二五年度産麦の供出闘争

深化した農業恐慌の中にあつて、政府の食糧政策転換は必至とみられ、各農民組織、農業団体は一致して主食統制撤廃絶対反対を叫んで政府に反対して来たのであるが、六月二五日朝鮮事変の突発はこの情勢を一変するかに見え、政府の食糧一割増産計画や外国産食糧輸入確保対策など、いわゆる準戦体制的政策に切りかえられるにいたつた。この転換する情勢の中にあつて麦の供出は当然に撤廃されるどころか逆に強化され、政府は事前割当量八二七万石を決定したが、その後供出補正の知事会議において、各県要求の減額二七〇万石を一三四万石に削減決定し、同時にその補正額と同量の一三四万石の超過供出を決定した。しかも総司令部当局は麦供出の確保についてはあらかじめ強硬な意向を表明しており、政府もこの旨地方機関や農家に訴えた。やがて各地方民事部よりつぎのような『覚書』が各知事宛発せられた。

麥類供出に関する関東地方民事本部覚書

昭和二五年八月七日

一、参照　昭和二五年八月一日付関東民事本部覚書KE四〇

二、前項覚書に関し本年八月二五日までに当民事本部へ提出すべき報告には左記該当項目に関連する報告を必ず記載されたい。

各農家に対する最終割当（補正事前割当に超過供出割当を加えたもの）の再割当進捗状況百分率再割当遅延のばあいはこの理由を併記する。知事が決定した一定目標期日並びに目標百分率。

（明細報告）

(一) 関係各課より編成された縣單位班が計画達成に必要なる人

員をもつて構成されているかどうか。

(二) 効果ある計画実施を期するため前項各班が特別の区域を受持つているかどうか。

(三) 各個々の班に対する作業計画並に方針を立てているかどうか。

(四) 供出を故意に遅延せしむるものと明かに認められる地域における各種障碍を除去するため何らかの規定をもうけているかどうか。

(五) 供出遅延区域に主力を注ぐために要する資料を毎日提供しうるよう報告制度を立てているかどうか。

(六) 國家経済のためには早期供出が緊急であることを農家に周知せしむるに足る十分な啓発的宣伝計画を勘案しているかどうか。

(七) 縣委員会類似の郡市町村委員会が麦類供出促進のため設立されているかどうか。

(八) 供出計画樹立にさいし農家をこれに参画せしむるように規定を設けているかどうか。

(九) 麦類の倉入れを順調に行うため何らか適当な規定を設けているかどうか。

(十) 供出完了の際農家に対する麦類代金の早期支拂実施のため何らかの規定をもうけているかどうか。

三、ついては以上の明細項目につき各知事が自ら注意を拂わるることをここに期待する。

関東地方民事部本部長歩兵大佐
ジユリアン・デイートン

右の民事本部覚書にしたがい県当局は「緊急供出督励方針」を決定指示したが、それによれば九月一五日までに個人割当をおこな

い、割当の遅延せるばあいは理由を報告し、一〇月一五日までに完納するよう地方事務所長は督励班をつくり「強力な督励を行うこと」になつている。また「供出また供出も故意に遅延せしむるが如き事実が生じた場合は市、地方事務所長は実情を調査の上これが対策を講ずると共に直ちに知事に報告しその指揮を受くること」「供出促進のため郡市町村に神奈川県麦類緊急供出対策本部に準じた機関を必ず設置し供出督励に当らしむること」などを規定している。

かくて麦供出は強行されたのであるが、農民組織のこれに対する準備と闘争態勢は決して十分なものでなかつたことは、昨年来の農民戦線の分裂、運動の全般的沈静の中にあつてはむしろ避けがたいところであつた。しかし補正額と同量の超過供出が決定され、地方によつては自然災害による減収も起り、また何よりも供出能力の低い貧農にとつては絶対的な過重負担となり、いわゆる裸供出、出血供出となつたものも少なからず生じ、期日になつても完納できない貧農と官僚機構とのはげしい対立が生じたのは当然である。しかも事変下の初めての供出として、地方政府当局のあるものは「軍命令」をほのめかし、「食確法」は事実上消滅したかの言明をなすものあり、(栃木県の供麦闘争の事例参照)一種の強権供出的性格をおびて来たのであつた。

農民組織はこれにいかに対処したか。部落における権力との闘争を重視する統一派日農は、たとえば茨城、栃木、山梨等各地で「軍命令による供出」を拒否し、食確法その他にしたがい異議申立てによる負担の合理化を主張する「遵法闘争」から、すすんで供米闘争税金闘争への全面的発展をねらつたが、ほとんど部分的な抵抗に終始せざるをえなかつた。たとえば「強権下の供出」として日農総本部のもつとも典型的なものとなす栃木県南犬飼村の闘争において、日農支部長たる村食糧調整委員長まで「供出命令」に屈服し、村長

と共に督励してまわつた事実を自己批判し、また「昨年以来の麦の供出緩和説に従つて、超過供出が強行されるにいたるまで何ら農調委員は勿論、日農に於ても供出に対する対策をとつていなかつた。実収量が全然おさえられていないのである。……実収量把握の欠如はおそらく村だけの問題でなく、全県、全国的な傾向だと見てまちがいない。ここに今年度産麦類供出の一特徴がある。日農側においても供出緩和説に安んじて低価格供出の意義をほとんど自らも理解せずこれと闘うべき何らの対策も講じなかつた」と率直にみとめざるを得ない有様であつた。このことは栃木県のみの事情ではなく、全国的に見て、もちろん部分的な例外はあつたにしても、確認できることであつて部落を基礎に各級政府機関に大衆動員をかけ、これを基礎に中央における政治的陳情交渉にまで高めるということはできなかつた。

日農主体性派においても同様である。ここにおいては、中央農復会議による政治闘争を推進し各団体との協調のもとに対政府接衝はかなり活潑に行つてはいるが、しかし中央幹部による交渉が下部の大衆闘争ときりはなされているときは当然に浮き上らざるを得ず、他方闘争の主導権を食調委その他半官的団体の幹部にうばわれる危険もあつたことは否定しえない。

日農統一派本部は八月一〇日供麦闘争方針を決定して県連に通達した。右の通達によれば、

「政府の今次の供出政策の轉換はこれを要するに、(イ)低米價政策を更に強化（超過供出報償制はその体系をなさざるところまでくずれ去つた）(ロ)植民地的強奪策を米麦中心に強化する（一応の民主的ギソウをとつていた事前割当制―農調委による審議すら廃止しようとしている―広川談）(ハ)日本農業の軍事的植民地的再編成政策の暴力的強行に外ならない」

二五年度産米の予想收穫高（一〇月二五日現在）は六二、八七五千石であり、事前割当基準收量は六三、二八一千石で差引四〇六千石の減であるが、一〇月三〇日政府側は補正五、二〇四千石追加供出一、五二四千石、超供期待量七〇〇千石で、結局差引減額一、八〇〇千石の案を決定し総司令部との接衝に入つた。政府がこのようなひかえ目な供出量を決定した理由は、麦供出の行きすぎを是正し、あわせて五一年春の地方選挙に対して政治的考慮をなしたのではないかと見られたが、他方政府の十月末主食保有高が約二〇、〇〇〇千石に達し、これは四ヵ月半の配給量に相当するから食糧事情に相当な楽觀をいだいたことにもよるであろう。しかし朝鮮事変以来主食輸入量は激減しておりまた東南アジアの情勢悪化が予想されてい

第三節　二五年度産米供出闘争

るから決して手放しの楽観の行われようはずはなく、ここから政府の興農一割増産の掛声も出て来たのである。また強権的な供出の強行によつて農民層の政治的な支持を失うことを避け、ある程度の妥協をはかつたと見られぬことはない。新米の米価も農民団体の要求にかなりの歩みよりを見せたのも、とくに富農中農層に一応の満足を与えようとする政府の意図と見られぬことはない。しかし実質的には高米価に利益をもたぬ貧農については、このことは必ずしも妥当しない。後者はむしろ供出問題においてつねに自家飯米確保、税金減額等に最大の関心をいだくのであり、供出闘争はこの意味で戦後農民運動の主要闘争分野となり、小貧農の最後の抵抗線となつて来たのである。それは資本の農民収奪に対する抵抗として、その相手が直接には国家権力であり、税金闘争とならんで最も重要な農民運動を展開したのであつた。

では農民組織は供米闘争をいかに展開したか。米価については次節でのべるとして、まず供米闘争が部分的ではあるが尖鋭化した供麦闘争のあとをうけて、その発展としてたたかわれたこと、税闘争と結合したこと、広汎な小貧農の生活防衛闘争の性格がつよいこと等を指摘することができよう。また供米闘争は官僚的な米検制に対する闘争をもふくむことを示している。また農民組織の戦術についてかなりの反省と批判が行われたことは注目されてよい。その一つの例として、「かくし田摘発闘争」の評価がある。「かくし田」闘争は戦後土地問題とむすびついた供出闘争の重要戦術として日農と共産党系農民組織の強調したところであるが、それによれば農村にのこる半封建性の拠点として、また「地主富農」の農村支配の支柱として「かくし田」が重視され、かくし田を摘発し「農民が裸にならねば独占資本とは闘えない」として村内の闘争ではいつでも持ち出された。しかるに日農統一派第二回中央委員会の討論にみられたように、「かくし田」は全体として農民の生活防衛の手段となり独占資本に対する抵抗となつている点が指摘され、闘争目標は「反動的な富農」の不当なかくし田摘発とすべきである、これは反帝闘争の一環として闘わるべだ等が力説された。（第六章第四節日農統一派二中委の項参照）また戦後の農民運動をきびしく自己批判した「農民運動」紙によれば、従来の供出闘争の意義を高く評価した「農民運動」一般的なかくし田重視の見解は「農民の必死の、だがまだ消極的な抵抗の中にひそんでいる革命的な要素を、本来の敵にぶつつけてゆく中で農民の革命性をひろげてゆくという考え方ではなく、農民の革命性を信ぜず、ハダカにならなければ本当に闘えないという農民を侮蔑した考えなのだ。」「カクシ田摘発の方針は供出闘争の方向を混乱させる上で大きな害毒を流した」（同紙第三・四号五一・三一五）として、階級関係全体との関連を忘れたかくし田闘争理論の害毒を指摘している。いずれにしろ従来の供出闘争に対する深刻な反省と自己批判が組織の内部から生れて来たことは注目されてよい。

さて供米補正が予想より多かつたことが影響して、とくに中農以上層は供米闘争に熱意を感じない傾向が生じたことは事実であるが、たとえば三重県では一六八千石の補正と二三千石の超供を決定したが、部落では思つたより補正が多かつたため「中農層あるいは中農的立場によつて指導されている日農支部や細胞では、本年の供出闘争はだめだ、敵が巧妙な手をうつた、という態度で投げだしている」（日農統一派本部「農民運動資料」第一六号五一・二・五）ところが準供出農家、転落農家には生産補正はなされていない。その結果割当量を供出すれば保有米を割るのが実情である。

このように全般的には予想外に補正の大きかつたこと、米価も農民団体の要求に近かつたこと、それが中農以上の経済的利益と一致

し、少くともその関心を供出に向けることに成功し、供出成績は昨年度に比べ良好であつた（一二月二〇日七三・三%で昨年同期は六六・五%、五一年一月二〇日一〇〇・二%）。しかし農民層の中でも負担の重い小貧農層を中心に、部分的ではあるが強い抵抗が、とくに強権的供麦の発展として闘われたところでは、きわめて激烈におこなわれた。それらは個々の事例について見られたい。

第四節　米価をめぐる闘争

米価決定をめぐる農民運動が供出闘争の一環であることは改めていうまでもない。国内農産物の低価格供出確保、高価な外国産農産業物の大量輸入と、補給金による低価配給、これらは全て低質銀維持のための一貫した政策に外ならない。五〇年度米価についても、昨年度と同様政府の意図する低米価に対し各農民団体の「生産費をつぐのう」「再生産を補償する」米価の要求が出され、陳情、示威、接衝等種々な形態で闘争が展開された。七月の日農統一派第四回大会においては石当り八、〇〇〇円要求が決議され、また九月八日農復日農主体性派、農青連、全農等一一団体の結成した米価対策協議会は正味五、八〇〇円（以上）を決定し早くより政府関係方面との前哨戦をおこなつてきた。

一〇月五日には東京炭労会館において米価問題に関する労組、消費者団体代表の米価審議会委員候補と労組、婦人代表懇談会がもたれた。総同盟、炭労、主婦連、日教組、海員、国鉄、全硫安、全土建等の代表が日農、農復等のオブザーヴアーを加え懇談し、席上物価庁第二部長より政府の方針を聴き、労組側より生産費米価が主張され、主婦連の米価引上げ反対論などが出たが、結局生産費をつぐ

（前略）昭和二五年度産米生産者価格の決定に関するわれわれの基本的態度をつぎのとおり声明する。

一、米の生産者価格は少くとも再生産を可能ならしむる価格たること。

二、米価は供出農家の限界生産費を基礎とし、農家所得の安定向上を可能ならしむるごとき算定方式によつて決定さるべきこと。

三、昭和二五年産米生産者価格は、正味石当り五、八〇〇円以上とすること。

四、包装費は石当り一五〇円以上としかつ早期供出奨励金についてては第一期々限の延長、無制限買入れを行うものとし、かつ超過供出奨励金は公約どうりリテイ方式によつて算出された価格に特別加算額を加えた五、二八〇円米価と包装費一五〇円、奨励金は基本価格の二倍とすべき旨決議した。

昭和二五年九月八日

米價対策協議会（外に、農復、日農、農青連等署名）

一〇月二〇日には再び炭労会館に労仂組合福祉対策中央協議会、労組、主婦連、農民団体の米価審議会委員と関係者の懇談会がひらかれ、前回と同様の生産者米価五、八〇〇円、消費者米価すえ置きを決議し、翌日代表より首相、農林、大蔵、安本、労仂各省に声明書が手交された。

声明書

昭和二五年産米價の決定に当り政府は昨年末よりの生産者消費者団体の建設的要請に応えることなく旧来の方針に拘泥し、米價審議会を無視して一方的天下り的にこれが決定を強行せんとしている。……政府の非民主的態度に猛省を求めざるを得ない。（後略）

米價対策協議会、農復、日農、全農、全農連、全指連、日教組、炭労、総同盟、國鉄労組等四三団体署名

さて米価決定にあたり政府内部にも種々の対立意見のあつたことは前にのべたが、来朝中のドッジ氏の食糧統制撤廃に関する日本政府への書簡（一一月一〇日）によつて重大な影響をうけたことは明らかで、政府はこの回答で主食の統制を早急に撤廃するの意思なきことを公約せざるをえなかつたが、同時にこれは窮乏化する農民にこれ以上の窮迫を強いることは政府としても不利益なこと、従つて米価問題もさらに政治的考慮を必要とすべきことをさとらざるを得なかつたと考えられる。政府はさきの五、二八〇円米価を変更し、パリテイ方式によつて算出された価格に特別加算額を加えた五、五二九円を総司令部と接衝済みの最終案として、これを延ばしに延ばした米価審議会に提示し、強引に押しつけんと図つた。一一月二九日開催された審議会は政府の審議権無視の一方的態度に憤慨した委員の反対討論に初まり激烈な論戦ののち、ついに一四票対一一票をもつて政府案を否決し、石当り正味五、八〇〇円以上の米価を答申し、同時に五項目の建議を決定した。

建議

一、今回の米價審議会の開催経過にかんがみ今後審議権を尊重すること。

二、米價算定の基本方針の適正をはかるため調査機関を設けるなど特別の処置を考慮すること。

三、三等米及び四等米の價格差を縮小すること。

四、供出代金の支拂いが遅延した場合は『政府契約の支拂遅延防止に関する法律』を適用して利子を拂うこと。

五、消費者價格は現行價格をすえおくよう努力すること。

日農統一派本部も一二月一日の声明書で、「生産者団体共同提案たる五、八〇〇円案を支持する」むね発表し、米価をめぐり農民団体の共同戦線が事実上形成されることとなつた。

しかし一二月一三日主食消費者価格決定のための米価審議会における政府の中間報告により五、五二九円の政府案が近日中に決定されることが明白となり、ついに米価審議会答申は蹂躙せられ、農民団体の要求は政府の一方的決定によつて葬られた。

第五節　闘争事例

○栃木縣下都賀郡南犬飼村

栃木縣の事前割当量四〇万石に対し農民側は七・五万石の補正減額を要求したが、知事会議決定で補正三・五万石、超過供出七・五万石、差引き四万石の超過供出ということになり「縣当局はこれを持ちかえると縣農調委をひらいて郡別割当をおろしたが、いわゆる『覚書』を正面にもち出して委員をおどし、命令としてしつけた。農調委は縣郡ともほとんど文句なしに原案をのんで村割当がおこなわれたが、下都賀郡のみは南犬飼と姿の二村代表が退場し、割当を拒否した」（日農統一派本部「農民運動資料」第八号による。以下もこれによる）姿村村長はその後割当を承認したが南犬飼村（日農統一派が農民の半分を組織し、愛村同志会と対立している。日農縣連浜野書記長の居村）は不服として闘争に入つた。本年の麦作は病虫害のため結実不良で一〇―一五%の容量を増さぬと規定の目方にならぬのであつた。当村の事前割当は五、一三四石で補正二四〇石、超供一、七八四石であつた。村農調委員会において日農側と同志会側の対立する見解が妥協を見ず、出席した縣農政課長の説明では、今回の供出割当が「食確法を超越した至上命令か法律にもとずく権利行使を行いうるか」について明確な回答をなさず、九月一一日にはさらに公聴会をひらき地方事務所の見解が問われた。この席上、『覚書』は命令ではないが現状では命令と解してよい、食確法は事実上死滅しているとの説明があり、日農側はこれを納得せず、個人割当はなされぬまま推移した。九月一七日農調委は「食確法にもとずく割当であつて異議申立てを認めることを條件として」満場一致で割当の承認をした。日農支部はこれに対し異議申立書を全戸に配布し、個人割当を待機している内、二五日小平知事が来村、供出を「懇願督励」した。ついで翌日関東民事本部天然資源課長バーコー大尉が来村し、未完納者約五〇〇名を集めて講演し、必ずしも異議申立を絶対に否定するものではない旨明かにした。しかるに翌日縣経済部長は「割当は命令により行つたもので食確法を適用したのではない。したがつて異議申立は認められない」と言明したので、村長は帰村して直ちに前の決定を改め、「総司令官の命令による割当」による旨諒承をもとめ、異議申立は許されないことを発表した。

日農支部は緊急委員会を招集し、日農支部長はじめ各委員が割当を諒承した態度を批判し、結局日農の基本方針に反するものとした。その後縣連書記長らが農林省食糧当局の意向をただしたところ、食確法にもとずく供出で強制力はない旨明かにされたが、かくて闘争は縣知事経済部長等の責任問題にまで発展した。

しかし経済部長は「民事部書簡を命令と解して行政措置による割当てをした。法的強制力はないが、未完納者に対しては改めて強権発動があるだろうと」答弁し強硬な態度を示したため、村長農調委員長も供出督励につとめ、供麦成績はそれまでの九〇%以下より九八%に達した。未完納者については軍命令が貰えないため経済部長は食調委員会で、南犬飼村に対し食確法にもとずく食糧緊急措置令の発動（強権発動）をなすむね言明した。しかし期限がきれても完納しない農民は七六名（内半数は日農、残りは愛村同志会所属）でいずれも一町五反以下の経営で、未納分は二〇〇石となつた。

日農栃木縣連は農調委員に対して声明書を送り独立した態度をもつて農民の利益をはかることを訴えた。なお前掲「資料」は縣当局の供出政策の不合理や強権的性格を批判すると同時に、日農

自体が「軍命令」の呼声の前にほとんど何らの準備と効果的抵抗をなしえなかつたことを卒直にみとめ「ほとんどそこには抵抗のあとさえみられない。縣地方、町村の農調委のすべてが超過供出の法的根拠さえ問題にしなかつた」とのべ、つづいて「南犬飼村の供麦闘争も結局において遵法闘争とし、合法闘争の範囲を超ゆる口火を切りひらくべき端緒をさえ組織的には看取することができなかつたことは、單に貧農の地位と姿勢の問題でなく、日農の組織と闘争の根本問題であろう」と結んでいる。(「農民運動資料」第八・九号による)

○埼玉縣二合半領における食管法違反事件

埼玉縣北葛飾郡吉川町、早稲田村の農民三五名が、二四年度産米不供出の故をもつて食糧管理法違反にとわれ、これに対し被告側二〇名は布施辰治氏を弁護人とし、被告団を結成して法廷で争いつつある事件である。

二合半領は自然條件わるく風水害にさらされ、生産力の低い地帯であるが、すでに二二、二三年の両年度において多くの農家が保有米を割るハダカ供出、他からの買入れによる出血供出によつて苦痛をなめて来た。たとえば二三年産米については、縣の供出割当は総収量一三、三〇九石、供出割当量(補正差引き)八、〇七二石であつたが、農調委の調査によれば実収量八、七四二石にすぎず、四、六〇〇石の大きなひらきがあつた。このため約一、二〇〇石(一千名分)が保有食込みになつた。「出血供出の情況は次の如く町中をカナエの沸くが如き状態におとし入れた。即ち縣知事は二四年三月三一日を供出の最終日として各町村長宛『命令として完納せよ』と打電し、軍政部司令官ヘワード中佐は新聞紙上に声明を発表した。二九日現在、二、三〇〇俵をのこしていた町では異常な恐怖感におそわれ、農民は親族会議をひらいて金策にとびまわり、農具、牛馬を賣却し、縣中部の畑作地帯はもとより遠く千葉、茨城、山梨、静岡方面から大小麦、とうもろこし等を買入れて完納に努め……縣信用農協連吉川出張所の予金五〇〇万円の全部が引下げられ、新に営農資金の名目で九〇〇万円が貸出されている。警察、検察廳はこの間一週間にわたり、約二〇〇名の農民を喚問して『完納誓約書』に署名捺印を強要し、……このため吉川町三輪ノ江村に投身自殺者一名、早稲田村榎本孫兵衛さんは米ビツも空にして出し、前途を悲観、縊死をとげた。」(「農民運動資料」第一三・一四号、一一・一・五、四三頁)

二三年度産米については、農民のいわゆるハダカと出血による供出完納によつて結末がつき、農民の組織的抵抗は見られなかつた。

四九年度においては、キテイ台風、二年来の出血供出等によつて、とくに濕田地帯の農民は窮乏化していたが、供出割当量は前年同様農民側の主張と食いちがいがあり、たとえば吉川町においては縣の平均反収二石二斗五升を上廻り二石三斗九升と、一斗五升の水増しによらねば事前割当量を完納しえない状態であつた。実収は前述の如き原因で、作報調査で一石九斗八升、自然條件が悪い濕田では一石二、三斗という低收穫であつた。

このため、これらの村を中心に四九年一二月早稲田において村民大会が開かれ、二割減額要求が決議され縣村当局に陳情されたが結局六厘の補正をみとめられたにすぎなかつた。

かくて五〇年三月末日までに両村三五名の未完納者を出し、越ケ谷検察廳によつて食管法違反にとわれて起訴された。そのうち二〇名は共産党、日農縣連、労救支部その他団体の支持のもとに被告団を結成し、多数の農民を動員して公判闘争をたたかい、また五〇年一〇月二三日には被告団を中心に新聞「自由の声」(六

〇〇部）を発刊し、二五年麦米の供出闘争を展開した。

二五年産米供出問題は二合半領に隣接する松伏領、旭の両村中心に動きを見せている。この両村は、堤防決壊による深さ五尺の冠水と病虫害により、約二〇〇戸の農家は平均反収一俵―三俵という状態で、松伏領村の割当六、八二四石に対し減額請求量三、二〇〇石（四六%）が日農より出されている。

松伏領村は日農（主体性派）の全村組織があり、青年部一五〇名の銀輪隊による陳情のほか、縣当局との交渉に当つたが、当局の決定した補正では完納できない農家が五一年一月現在で二〇〇名を越しているといわれる。

五一年一月一〇日には被告団を中心に農民代表者会議がひらかれ、関東各地より参集した代表によつて、保有米実力確保を最低の線とする供出闘争の方針、その他が決定され、ついで早稲田、吉川においては日農支部結成大会がひらかれ、六〇名の組織が生れた。（「農民運動資料」第一三、一四、一五号による）

〇山梨縣境川村

境川村での麦供出割当は昨年度よりかなり重く、しかもデコボコがひどいところから日農の呼びかけで数次にわたり部落座談会や部落総会をひらき村長の不公平な割当をバクロし、村長と農調委員長に「割当をしなおせ」「縣や政府の手先になる農調委員長なら辞職せよ」等と要求し、その後農調委員長が祕かに村民に供出を強要したことがわかつて農民に吊しあげられ辞職した。一〇月一九日三部落の未供出者は日農代表の応援をえて村長と会見、「責任をもつて強権発動させない」との確約を得ることに成功し、なお弾圧に備えて供麦対策委員会をつくり部落防衛体制を整えた。かくて農村主婦まで供出闘争に参加するうちに日農結成の氣運が盛りあがつた。一一月に入るや供麦対策委員会は村長をして供出

第三章　税金闘争

第一節　新税法と農民闘争

五〇年度国家予算において、税金総収入は五、六四六億円で前年に比べ七一四億円の減を示しているが、しかしその内容を見ると大部分は取引高税、織物消費税、法人税等の減少によるもので、農民にもつとも関係の深い申告所得税は二〇〇億円、すなわち前年度のわずか一一・七%しか減少していない。しかも地方税は前年一、五〇〇億に対して本年度は一、九〇〇億円と大きく増大しており、全

体として農民負担は事実上加重されたと見て間違いない。四九年以来の農業恐慌の深化で赤字の続出しつつある農家とくに貧農層にとつてこれが耐えがたい重荷となることは明らかである。

本年度はシャウプ勧告による新税制が実施されたが、それは農民の経済に対してどれほどの「救済」となつたであろうか。基礎控除はいくぶん引上げられたが、自家労賃は必要経費から除外され、割当課税は禁ぜられたが経済収支の記帳能力のない貧農にとつては依然として不当割当がおこなわれる危険は残つている。なおまた予定申告額は前年度の最終所得決定以下のものを認めない点も、米のヤミ値はもとより農産物価格は下落し、都市失業者の農村還流等による過剰人口の重圧を、ドッジ・ライン強行によつてますます重く感ぜざるをえない農家にとつては、決して合理的なものとはいえない。農民側の主要な関心が転換期にある供出と米価をめぐる闘争と同様に税闘争にむけられたのも決して偶然ではない。しかも税闘争はたとえば所得税について見ても七月予定申告と更生決定に対する闘争、一一月修正申告と中間仮更生決定に対する闘争、二月確定申告と更生決定に対する闘争、差押えに対する闘争というように、ほとんど年間を通して不断の農民運動の対象となつており、新しい申告制の実施以来農家の記帳指導は農民組織の日常活動の一つとなるものであり、この意味でもきわめて重要な分野となつている。今年度の税金闘争の特徴は、申告制にもとずく記帳と資料の整備、青色申告普及のための活動、国税法その他の法令の研究を農民組織が重視し実行し出したことで、税務署の査定をくつがえし、合法的に税額を争うためにはこのことがまず重要な第一歩となることは当然である。このような準備、調査研究活動の重視と同時に部分的ではあるが部落大衆動員体制による実力的税闘争や大衆デモの闘争手段がとられたことも特記されてよい。農青連群馬支部の指導で三月下旬三千名の大衆デモが高崎税務署に対して行われたのも例である。また税闘争の目標も、たんに経済的利益の擁護から、相当高度な政治的目標をかかげているものがでており、前述の周到な準備活動とともに戦後の経験が次第に積み重ねられて来たことを示している。たとえば静岡県田方郡税対策協議会は三月二一日より三日間税金問題講習会をひらき参加者は三〇〇名におよんだが、そのテキストにはつぎのように書かれている。

「目標――現行の悪い税法を止めさせ、これを通じてくる農民いじめの國や地方自治体の予算を改めさせ、さらにこの予算をきめる現在の植民地的戦争準備政策を止めさせること。

敵手――吉田自由党内閣であり、この裏で政府をあやつる内外独占資本とその手先である。これらを打倒して農民や労働者や中小企業を守る民主的な政府を作ることが税問題解決の根本策であり早道だ」

さて新税制そのものに対する農民団体の反対運動を概観しよう。四月一九日東京日比谷公会堂で農業団体、国会共闘委、中小企業団体、消費者団体共同主催で地方税法案反対国民大会が開催された。会衆三千、司会者農青連中村幹事長、議長全農永井外三氏、運営委員日農大森等の諸氏を選出「わが国議会史初まつて以来の悪法」地方税法案反対の討論が行われ、宣言決議をもつて直ちに代表は首相、蔵相、両院議長各党を訪問抗議した。

また日農（主体性派）では地方税法案に対する反対理由として次の見解を発表した。（「農業復興」紙第九九号）

地方税法案に対する日農の反対意見（要旨）

㈠ 改正案はドッジ安定計画に税制面から奉仕しようとするものでわが國経済を窮境に追込む。

㈡ 收益の有無にかかわらず課税される附加價値税は弱小企業

を破かいし、大企業では首切り、賃下げ、労働強化を促進し、農協組を解体させる。

(三) 固定資産税は大企業の商品を値上りさせ税金の負担を消費者に轉稼し、農民に対しては、地租、小作料の大巾引上げを行い農地改革の意図を抹殺する。

(四) 市町村民税は所得税割、均等割で地方勤労者の負担を三倍にも過重するのに、法人は所得割を課さず従来より軽減される。(以上)

日農(統一派)は地方税法案の意義をつぎのように指摘し、当面の闘争ではもつとも重要なものとして反対運動を指示した。(第四回大会決定)

(一) 税の增徴が自由自在にでき準戰時態勢の税法であり大收奪を強行する。

(二) 地方自治体は徳川時代の代官所の如きものとなり人民彈圧と恐怖政治の下請機関となる。

(三) 巨大資本の脫税を合理化し大資本には減税となる。

(四) 地方自治体をたくみに上から操縦して対立抗爭させ、人民闘爭の統一を防害し中央権力に屈服させる。(「農民運動資料」第四号、一六頁)

さらに農業復興会議、日農、全農等農民団体は税制改革に関する意見をシャウプ使節団に提出し、また大蔵省その他官庁に対し課税方針を問い質す等中央地方にわたり各種の交渉がおこなわれた。

第二節　所得税闘爭

一、シャウプ勧告と所得税　本年度の申告所得税をふくむ過年度分滞納七二〇億円を残らず徴收する計画を立て、農家に対しては確定申告の指導をして徴税の確保をねらつた。朝鮮事変後の生産手段消費手段の値上りで次第に農家経済は苦境におち入りつつあるが、相対的な高米価といわれる五、五二九円が支拂われたとしてもそれによる所得增加は徴税によつて再び農家から奪われることになる。(第一次、第二次シャウプ勧告によつて、基礎控除額が引きあげられた、一・五万円から二・四万円、さらに三万円に)青色申告制がとられ、この面では合理的徴税とはなつたが、逆に所得が厳重に把握され、とくに地方税增徴によつて事実上收奪が強化される面もあり、日農はじめ各農民団体は新税制を歓迎しながら一面この逆効果に対して警戒している。(たとえば「農民運動資料」第一〇、一一号、四五頁によれば「アメ《減税》を与えてムチ《徴税強化》でしぼり上げるといつたところで、アメの効果を本当に吟味することが必要である。」)

所得税に対する農民組織の闘爭は後掲の闘爭事例にみられるように、部分的ではあるが、かなり計画的組織的となり、税法の遵守を主張する合法的闘爭と同時に大衆動員による交渉なども併用された。つぎに所得税闘爭の中で、部落末端においてもつとも激烈な闘爭にまで発展した滞納整理に対する闘爭経過をみよう。

二、所得税滞納整理に対する闘爭　八月末日現在における全国の所得税滞納額は過年度分八五八億円、本年度分二二四億円合計一、〇八二億円、総件数過年度分六一三万件本年度分一五七万件合計七七〇万件に達した(国税庁徴收課調べ)右の内申告所得税の滞納が七五%をしめており、農民の滞納がかなり多いことが推定される。

国税庁は全国の各税務署に対し年内での滞納整理を目標に督促、差押えを強行したので、農村各地に滞納整理をめぐつて農民の消極

的抵抗から組織的な反撃にいたるまで各種の闘争が展開せられることとなつた。農民の抵抗や組織の弱いところでは差押えが不法に強行された場合があり、たとえば「農民運動資料」第八号一八頁によれば、新潟県西蒲原郡漆山村の一農家は、九月七日本人の不在中二四年度分滞納六六、二九〇円に対し、馬一頭、製粉機、もみすり機精米機、電動機、脱穀機、ラジオ、自動車、リアカー各一台、大型火鉢一個計十点を差押えられ、審査を申請した。また千葉県成田税務署は榎木戸の一農家（昨年度水害のため無収獲で供出は七割免除）に対し、申告せぬばかりに脱穀機、自転車、ラジオ、ニワトリを差押え、その他の農家でも供出麦や秋肥も差押えている。日農茨城県連の調査によれば農民の四〇%が所得税、八〇%が地方税を滞納しているといわれる。

税務署の差押えに対する闘争は、たとえば茨城、福岡等の組織の強力な地方においては、部落を基礎とする対策委員会、防衛組織、動員体制をととのえ、他の農民団体、労組、民主商工会等と提携して不法な差押えに抗議し抵抗している。これらの村においては、農民の大衆動員による闘争はしばしば税務署と警察など権力機構との直接的なはげしい衝突をひきおこしている（闘争事例参照）。

第三節　闘争事例

○茨城縣常東地区

日農統一派の強固な組織をもつ常東地区では、いわゆる部落防衛の総動員態勢をもつて税金闘争を恒常的にたたかつた（以下八月三一日第二回農民運動懇話会における山口武秀氏の報告より農民運動資料第七号）。

鉾田町では税務署が農家に来ると五分間で六、七人の農民を集めるように訓練され、常東本部への連絡もすぐとれるようになつている。さらに、農民のほかに町の商人、業者の五五%を民商に組織し、農民組合と民商が共同して税闘争をやり、國税徴收法によつて差押えを抑制することに成功した。また磯浜町では六月に業者六〇〇戸が民商をつくり、税務署の滞納整理とたたかつた。

「磯浜では滞納整理はひどく闘争は凄惨であつた。民商をつくつてから一カ月で検挙者が七、八名もでた。税務署の受付けの戸をやぶつたとか署長の頭をなぐつたというのである。大体の組合員にとつて税金の闘争が反帝闘争だとの意識が入つている。組合の会議では非常に高度な討論がたたかわされる。動員態勢もととのつている。……七月、水戸税務署が滞納整理のためトラック二台六〇人でおしかけてきた、これで六〇〇戸の整理をやるつもりであつたようだ。民商に入つていないものは全部やられた。民商の責任者の家ではおかみさんがとび出して助けを求めて税務署をおい出した。……この闘いの後、民商と日農の諸君は、一週間位の間に事務所の建設をやつてのけた。事務所には高いやぐらを立て、太鼓をすえつけた。税務署のシウゲキにそなえ大衆動員のそなえのためである。」（前掲資料一二―一三頁）

○福岡縣

今年の福岡縣農民の所得税滞納額は一町村に平均一五〇万―三〇〇万円、縣全体で六億円といわれ、農民の税金への関心は当然に極めて高く、日農縣連は最大の闘争分野として現勢力の七〇%をこれに打ちこみ、また広く農復、労組等と共同戦線をはつて闘つている。日農の税闘争の基本方針は、具体的な資料の作成、國税廳との懇談会開催、その徴税方針への抗議、同盟、労組との協議会開催、未組織への働きかけ、税務署単位の

対策委員会の設置、そして税金講習会による税法や闘争戦術の研究批判にあるという（日農書記局報告、「農民運動資料」第一三・一四号、五一・一・五。以下もこの資料による）。

本年三月中旬より各地で大会デモを行い、不法な徴税方針に抗議し、大川、大牟田、香椎、福岡、筑紫税務署では数回のデモで、「更正決定の不当は取消す」「差押えはできるだけしない」「更正決定の基礎資料は個人別に示す」等の確約をとることができた。以上の大会デモは税務署破壊五カ所、負傷者数名、検束者二十数名、重労働懲役者四名、目下公判中の者五名のギセイ者を出した。

また書記局作成の税法抜萃、生産費調査等の文書を各支部に配布した。かくて新加入組合も増え、大工組合、和傘組合、家苦組合等が団体加入し、支部には自轉車屋、商人等まで加入して共闘した。闘争の主体は署管内対策委員会であるが、部落中心に三人組の波状攻撃を加えた。これには農民一人一人が訓練され大きな成果をあげた。これらの攻撃で税務署は屈服し福岡市八幡町、桂川町、穂波町、直方町等の支部は平均八〇%の減額、免税者も多数出るという成果をあげた。

五月に入り税務署は日農対策部を設置し攻勢に出で、日農各支部を対立させ、また幹部だけ減税するとか、日農部落へ二、三十人で調査に来るとかの対策を実行し日農切崩しにかかつた。日農はこれに対し、國税局と交渉して右の署の方針を追求し、脅威調査をしないこと等を確約させ、同時に現地の税務署と闘争する方針をとつた。七月からの滞納整理には組織の弱い村では抵抗せぬ間に差押えられたが（日農は國税局等に抗議し、未解決者の税額を調査し、各支部毎に交渉し解決して行つた。たとえば荒木支部では更正決定所得総額は、本村農業と農業所得の実情を無視し不正確な資料によつており、かつ農家の所得実況に対しきわめて不均等

○静岡縣韮山村

四九年度所得税の基準額が三島税務署より村長あて公文書で内示されたが、日農の指導で全戸九七一名は農業経済薄の記帳にもとずき税額一三二万円の自主申告をした。これに対し税務署と農組税務対策委員会と交渉したが、五〇年六月にいたつてついに決裂し、ほとんど自主申告の全員に更正決定がなされ、本税一、七九九万円加算税追徴税総額四二二万円が通知された。農民側と税務署の意見の喰いちがいは、必要経費率、超過供出所得の算定、米および野菜実収査定等ほとんど全ての項目にわたつたが、そのほかたとえば税務署は四月下旬資料調査、実態調査を直税課員二〇余名をもつて突然実施し、その態度も当初は「全く公約を裏切り威嚇的であつたため村内全般に異様に深刻な人心の不安動揺を惹起するに至つた」（「農民運動資料」第九号一八頁。以下もこれによる）。

かくて五月末まで両者の接衝がつづけられたが、総所得額の決定について税務署は九、五六一万円を、農組側は三、四七三万円を主張して折合わず、後者はついに税務署に誠意なしとして交渉を打切るに至つた。所得決定において、両者に大きな開きの生じた原因は種々あるが、農組側では実収高調査においても農調補助員による一筆毎の検見実収査定、農調委員による一〇%抽出検見実収査定、実収査定委員による二七筆の坪刈実収査定、実収査定委員による一〇%抽出検見実収査定、村農調委による一七筆の坪刈実収査定、これをもつて農るモミずり実況調査等五つの方法により決定し、これをもつて税務署側の林省の公式実収より正確であると主張した。かくして税務署側の更正決定所得総額は、本村農業と農業所得の実情を無視し不正確な資料によつており、かつ農家の所得実況に対しきわめて不均等

不公平であり、最後に三島税務所は農組を圧迫せんとする誤まれる政治的意図をもつて故意に税法と実情を無視して所得を高く決定している、との理由をもつて、農組側は全面的に反対の意思を表示した。本村農組が税務署の不当な圧迫をうける理由は、農組が指導して全農家の記帳をやり青色申告を実施自主申告をなし、田方農税協力運動の中核体をなし、税務署と対等に公然と交渉したためであるといわれるが（前掲資料七〇頁）結局農組側は税務署の主張を反ばくして全員八七二戸の再審査請求をなすに至つた。

第四章　土地闘争

第一節　農地等の解放実績

農地改革による農地牧野未墾地等の買収売渡は五〇年度においてもひきつづきおこなわれ、その実績は第219表以下に見らるる通りほぼ予定計画を完了している。もちろんここにかかげる官庁統計の数字によつて農地改革が実質的にも「完遂」されたとなすことには疑問があるが、また農地のヤミ売り、地主の取上げその他によつて改革の完全な実施が多くの欠陥をもち、かならずしも「農民的利益」と一致しない事例も多数みられたのであるが、ここではともかく統計上の改革実績を記録しておく。

第219表「農地牧野未墾地の解放実績」によれば、農地解放面積（買収管理換）合計は一、九八二町、これに対し売渡面積は一、九〇六、八七五町、これらの登記完了面積も前年度にくらべていちじるしく進捗して、売渡登記一、七二二、七五七町となつている。（九月三〇日現在）

牧野の解放面積合計は三六七、〇九九町、売渡登記面積は一五四、五三三町歩、また未墾地はそれぞれ一、二四六、七六二町歩、六八、六四七町歩となつている。牧野、未墾地の売渡登記がなお遅れていることが知られる。自作農創設特別会計の内容については同表下欄を参照されたい。

第220表「農地の買収実績」は五〇年七月現在までの時期別買収面積と関係地主数を示したものであるが、一六回の買収で田畑計四万町歩弱が買収され、買収対象となつた地主延人数は在村不在を合せて二〇万名をこえている。かくて第一回より第一六回までの総延人員は在村地主二、三四一、七三五人、不在地主一、四八八、〇五〇人、計三、八二九、七八五人に達した。

第二節　農地改革をめぐる闘争

一、買収計画に対する地主の異議申立てその他訴願事件　農地改革による農地委員会の買収計画に対し、地主の異議申立ては四七年四八、二五一件、四八年三二、九七〇件を数えたが、四九年においては一三、〇三二件に減少した。これはもちろん買収そのものが四九年においては減少した結果でもあるが、この三カ年間で異議申立てが九万四千件以上に達したことは注目に値する。異議申立地主の性格を見ると次表第221表の通り、三カ年を通じて不在地主によるものが四五、四五二人と最多数で、ついで耕作在村地主が三七、四六〇人を数える。四九年においては、不在地主、不耕作在村地主ともに前年の四分の一程度に減少していながら、耕作地主のそれは半減したにすぎない。耕作地主といつても大部分が一町歩以下の貸付地を有する耕作農民であることはいうまでもない。

つぎに地主は買収地の不当や買収対価その他に不服ありとして、個人または共同で政府当局に訴願をなしていることは従来の通りで

第219表　農地牧野未墾地の解放実績

区分				46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	累計
				町	町	町	町	町	町
I 解放（單位町）	農地	買收面積	(1)	118,371	1,177,460	367,144	740,835	19,189 (7.2迄)	1,756,999
		國有地所管換面積 財産税物納	(2)	—	—	170,137	957	4,919 (6.30迄)	176,013
		國有地所管換面積 その他	(3)	—	—	6,921	2,028	21 (6.30迄)	8,970
		解放面積合計	(4)	118,371	1,177,460	544,202	77,820	24,129	1,941,982
		賣渡面積	(5)	10.923	477,582	1,317,877	81,956	18,737 (6.30迄)	1,906,875
		登記完了面積 買收	(6)	—	—	—	1,369,595	206,187 (9.30迄)	1,575,782
		登記完了面積 賣渡	(7)	—	—	—	1,153,975	568,782 (9.30迄)	1,722,757
	牧野	買收面積	(8)	—	—	220,344	123,586	11,448	355,378
		國有地所管換面積 國有林野	(9)	—	—	—	—	—	—
		國有地所管換面積 その他	(10)	—	—	69	5,206	6,446	11,721
		解放面積合計	(11)	—	—	220,413	128,792	17,894	367,099
		賣渡面積	(12)	—	—	95,124	144,876	25,914	265,914
		登記完了面積 買收	(13)	—	—	—	134,713	77,511 (9.50迄)	212,224
		登記完了面積 賣渡	(14)	—	—	—	86,216	68,317 (9.30迄)	154,533

未墾地	買收面積		(15)	—	162, 122	211, 543	183, 492	35, 102 (7. 2迄)	592, 259
	國有地所管換面積	國有林野	(16)	2, 072	18, 541	175, 849	23, 928	980 (7. 2迄)	221, 170
		旧軍地	(17)	5, 423	165, 747	18, 670	6, 538	1, 012	197, 390
		その他	(18)	24	202, 366	18, 113	13, 936	1, 054 (7. 2迄)	235, 493
	解放面積合計		(19)	7, 519	548, 576	424, 175	227, 894	38, 598	1, 246, 762
	賣渡面積		(20)	—	—	91, 500	180, 929	33, 870 (8. 1迄)	306, 299
	登記完了面積	買收	(21)	—	—	31, 175	318, 759	223, 976	573, 910
		賣渡	(22)	—	—	—	20, 171	48, 476	68, 647
				円	円	円	円	円	円
II 自作農創設特別会計	買收対価支拂金額	現金拂	(23)	—	283, 133, 353	1, 164, 517, 343	1, 060, 993, 034	186, 102, 465 (11. 30迄)	2, 694, 746, 195
		証券拂	(24)	—	—	6, 520, 094, 000	2, 105, 980, 000	436, 049, 000 (11. 30迄)	9, 062, 123, 000
		合計	(25)	—	283, 133, 353	7, 684, 611, 343	3, 166, 973, 034	622, 151, 465	11, 756, 869, 195
	賣渡代金 調定額	一時拂	(26)	—	357, 014, 236	7, 229, 135, 832	1, 575, 082, 744	454, 029, 862 (9. 30迄)	9, 515, 262, 671
		年賦拂 (年賦金)	(27)	—	3, 445, 833	70, 716, 376	255, 550, 137	99, 830, 949 (9. 30迄)	429, 543, 295
	賣渡代金 徵收額	一時拂	(28)	—	342, 752, 933	6, 697, 059, 370	1, 380, 237, 091	186, 932, 583 (9. 30迄)	8, 606, 981, 977
		年賦拂 (年賦金)	(29)	—	3, 107, 241	62, 471, 769	218, 510, 877	34, 495, 156 (9. 30迄)	318, 585, 037

〔備考〕 農林省農地課農地改革に関する統計資料その二 1950 年 9 月刊による。

第220表　農地の買収実績

(1950. 7. 2 現在)

買収期間	買収面積					地主数(延)		
	田	畑	計	在村地主所有	不在村地主所有	在村	不在村	計
	町	町	町	町	町			
総数	996,473	760,526	1,756,999	1,061,864	695,135	2,341,735	1,488,050	3,829,785
第1回 1947. 3. 31	86,827	31,544	118,371	70,516	47,855	16,996	229,104	246,100
第2回 1947. 7. 2	142,693	71,887	214,580	127,830	86,750	93,879	320,131	414,010
第3回 1947. 10. 2	213,809	126,651	340,460	202,819	137,641	305,631	240,204	545,835
第4回 1947. 12. 2	229,936	221,764	451,700	269,088	182,612	448,544	208,932	657,476
第5回 1948. 2. 2	50,625	41,006	91,631	54,587	37,044	146,454	60,217	206,671
第6回 1948. 3. 2	42,836	36,253	79,089	47,115	31,974	177,931	60,559	238,481
第7回 1948. 7. 2	116,763	93.164	209,927	125,058	84,869	356,994	151,970	508,964
第8回 1948. 10. 2	35,553	41,335	76,888	45,804	31,084	206,728	74,121	280,849
第9回 1948. 12. 2	19,914	27,552	47,466	28,277	19,189	83,879	26,962	110,841
第10回 1948. 12. 31	5,738	6,853	12,591	7,500	5,091	40,982	11,213	52,195
第11回 1949. 3. 2	8,317	11,955	20,272	13,966	6,306	77,400	17,789	95,189
第12回 1949. 7. 2	15,279	17,972	33,251	23,998	9,253	129,943	32,987	162,930
第13回 1949. 10. 2	3,132	3,062	6,194	4,666	1,528	33,124	7,254	40,378
第14回 1949. 12. 2	6,344	8,971	15,315	11,020	4,295	56,456	12,882	69,318
第15回 1950. 3. 2	9,583	10,492	20,075	15,183	4,892	83,976	17,651	101,627
第16回 1950. 7. 2	9,124	10,065	19,189	14,437	4,752	82,838	16,083	98,921

〔備考〕 前表と同じ資料による。

第221表　買収計画に対する地主の異議申立件数

年次＼地主種類別	不在地主	在村地主		計
		不耕作地主	耕作地主	
1947	29,536	5,335	13,380	48,251
1948	12,361	4,854	15,755	32,970
1949	3,555	1,152	8,325	13,032
合計	45,452	11,341	37,460	94,253

〔備考〕　農林省農地課農地改革に関する統計資料その二による。

あるが、第222表「訴願裁決」はその訴願理由と裁決の状況を示すものである。同表によれば、四八年総件数一二、五八七件を数えたものが四九年には減少して七、〇一三件となつた。理由別にみると、「農地でないから買収より除外せよ」が一、五一八件でもつとも多数で、ついで「売渡しについて「自作地だから買収は不当である」「不在地主であることを否認する」「自作を希望する」から買収に不服である」等が多い。「買収農地対価に不服である」は比較的少く一〇七件である。

さらにこれらの訴願のうち、容認されたものは一、三八七件、棄却、却下合せて四、二〇八件となつている。四七年以降の総件数と裁決状況については同表を参照されたい。

二、訴訟事件　農地改革に関して地主は買収地の不当、対価の低額、農地に関する権利保護等の訴訟を提起し、さらに改革自体が憲法違反であるとの「違憲訴訟」を提起している。「農地改革に関する統計資料その二」によれば、既墾地関係第一審で総計四、二二五件（五〇年六月現在）で、その内二、〇七九件が完結している。訴訟当事者を見ると、都道府県農地委員会が被告のばあいが最も多く、ついで知事、市町村農地委、国の順となり、国が原告のばあいはわずか一七件にすぎぬ。訴訟の種類別にみれば、農調法関係三九三件、自作法関係三、八三二件、違憲事件一一九件等である。いずれにせよ、これら訴訟は、その他の手段とともに、主として農地改革に対する地主の反抗の現われであり、その件数、規模は改革の完

第222表　訴願裁決の基因

年次＼理由	総件数	不在地主であることを否認する	自作か不服で買収あるいは買収を希望するにより	農地つづいて面積に不服があるにより	買収価格に不服の対	農地外で買収よりなおいから除	遡及買収るに不	小作自ら地作で地はなあ	保選択し小作た地いを	公簿と現が実のなる所有所	売渡について	その他	棄却	却下	再調	却下	未処理
1947年	5,523	1,116	922	253	190	459	302	633	290	229	158	961	478	4,315	335	92	—
1948年	12,587	1,215	1,229	268	835	2,939	660	1,165	438	432	1,558	1,948	1,815	8,475	617	771	144
1949年	7,013	384	257	111	107	1,518	420	485	125	194	279	135	337	578	630	847	51
総数	25,123	2,715	2,518	732	1,132	4,916	1,282	2,233	851	855	2,795	5,044	3,680	16,368	1,582	1,710	195

〔備考〕　資料は前表に同じ。

裁決（1949年末までの累計）

第223表　地主の土地引上要求に起因する争議

事項別 地域別	持越件数	新規発生のもの						合計件数	解決						済		解決未済件
		件数	関主係数地	関作係人小数	要別求合反計				一部返還			全部返還			斡旋等認		
									地主数	小数作人	件数	地主数	小数作人	件数	返別還反	返還件数不等	
1945,8,15～46,11,21		55,499	? 人	49,014 人	266,861 反	35,499		14,192	? 人	18,972 人	44,445 反	16,656	7,772 人	8,719 人	10,059 反	7,856	18,621	112	55	84	84
1947年	767	65,706	58,218	69,165	120,448	66,475	7,755	7,772	8,719	10,059	16,656	16,147	17,927	23,709	37,202	4,882							
1948年	2,622	53,875	33,897	39,264	74,503	56,497	8,639	8,128	9,153	18,621	7,856	7,596	8,853	21,356	17,626	1,819							
1949年	1,523	4,264	4,005	4,986	11,826	5,787	1,529	1,416	1,539	2,642	1,669	1,530	1,875	5,585	1,978	611							
1 北海道	226	911	794	1,263	7,959	1,167	171	126	205	1,189	682	566	811	4,775	261	25							
2 青森	571	24	27	30	97	598	125	125	125	234	158	159	175	174	93	24							
3 岩手	38	308	296	389	557	546	62	59	76	95	24	23	26	85	211	49							
4 宮城	24	106	103	106	98	150	14	14	14	13	53	52	53	25	39	24							
5 秋田	51	54	49	54	82	105	15	15	15	32	16	13	16	26	67	7							
6 山形	15	74	72	78	147	89	4	4	4	5	9	8	9	12	51	25							
7 福島	34	98	98	105	99	132	55	55	55	55	23	22	24	23	42	14							
8 茨城	12	129	120	129	125	141	1	1	1	1	—	—	—	—	140	—							
9 栃木	—	5	5	5	10	5	—	—	—	—	1	1	1	1	2	2							
10 群馬	—	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	—	—	—	—	—							
11 埼玉	—	4	4	5	5	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
12 千葉	24	47	42	48	67	71	55	55	55	55	26	26	27	18	25	12							
13 東京	5	15	15	21	24	22	1	1	1	1	8	8	8	5	6	—							
14 神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
15 新潟	—	84	75	112	119	84	46	40	46	55	15	15	25	10	16	7							
16 富山	—	18	18	32	50	18	—	—	—	—	18	18	32	15	—	—							
17 石川	—	272	272	534	288	272	97	97	114	114	22	22	23	17	78	75							

18	福井	1	12	14	16	15	13	3	3	5	3	4	4	5	2	6	—
19	山梨	62	155	135	133	140	195	—	—	—	—	86	86	89	54	91	18
20	長野	7	167	107	124	126	174	33	26	28	29	50	37	44	39	80	11
21	岐阜	31	90	84	92	88	121	71	64	66	56	12	9	15	8	26	12
22	静岡	—	2	2	3	6	2	1	1	1	1	1	1	2	1	—	—
23	愛知	—	13	13	13	11	13	4	4	4	3	1	1	1	1	6	2
24	三重	14	95	91	103	124	99	53	48	52	41	18	16	15	8	26	12
25	滋賀	—	20	20	27	41	20	—	—	—	—	18	18	24	23	2	—
26	京都	18	66	60	72	72	84	20	18	22	18	12	14	16	12	24	28
27	大阪	—	5	3	6	13	3	1	1	1	6	2	2	5	4	—	—
28	兵庫	6	123	115	138	132	134	103	87	105	94	6	6	6	4	17	8
29	奈良	1	6	6	6	4	7	3	3	3	2	2	2	2	1	2	—
30	和歌山	3	56	64	68	79	59	14	15	17	21	22	25	27	16	23	—
31	鳥取	25	43	43	51	66	68	18	18	18	13	1	1	1	1	49	—
32	島根	19	26	27	30	24	45	38	38	38	32	4	4	4	4	3	—
33	岡山	22	143	141	143	89	165	79	78	79	54	65	64	65	26	6	15
34	広島	24	164	164	157	246	188	70	70	59	75	58	58	42	28	60	—
35	山口	42	80	79	80	48	122	67	66	67	50	19	19	19	15	29	7
36	徳島	13	—	—	—	—	13	3	3	4	3	—	—	—	—	—	10
37	香川	—	64	66	74	80	64	—	—	—	—	7	7	8	5	57	—
38	愛媛	17	4	4	4	5	21	9	9	9	10	12	12	12	12	—	—
39	高知	30	—	—	—	—	30	8	8	8	11	4	4	4	7	18	—
40	福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	佐賀	105	36	36	39	37	141	25	25	26	21	45	45	46	14	64	7
42	長崎	12	77	74	81	86	89	21	21	24	25	9	9	9	5	56	3
43	熊本	33	119	108	129	195	152	86	71	83	148	29	30	37	45	23	14
44	大分	15	32	44	45	41	45	13	13	13	11	21	20	21	13	6	5
45	宮崎	32	46	46	53	88	78	30	30	31	39	29	29	31	26	13	6
46	鹿児島	186	490	471	486	253	676	160	154	159	78	77	75	75	27	252	187

〔備考〕 農林省農地課農地改革に関する統計資料その二による。

第224表　農地賃貸借解除解約統制（市町村農地委員会の審議と知事の許可状況）

市町村農地委員会の意見	許可				不許可				合計			
知事の処理	許可	不許可	未処理	計	許可	不許可	未処理	計	許可	不許可	未処理	計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1947年	58.2	20.2	21.5	100	2.0	74.6	23.4	100	47.7	28.7	23.6	100
1948年	57.0	26.5	16.5	100	2.4	84.6	13.0	100	49.6	34.1	16.3	100
1949年	79.9	15.8	4.3	100	3.0	95.1	1.9	100	72.4	23.5	4.1	100
1949年総数	37,420	7,424	2,016	46,860	152	4,791	93	5,036	37,572	12,215	2,109	51,896
1 北海道	1,055	366	44	1,465	5	198	3	206	1,060	564	47	1,671
2 青森	209	304	—	513	—	—	—	—	209	304	—	513
3 岩手	873	509	104	1,486	18	308	—	326	891	817	104	1,812
4 宮城	603	141	13	757	2	84	—	86	605	225	13	843
5 秋田	240	13	6	259	—	82	—	82	240	95	6	341
6 山形	474	9	10	493	—	53	1	54	474	62	11	547
7 福島	982	609	8	1,599	4	32	—	36	986	641	8	1,635
8 茨城	694	129	24	847	—	11	—	11	694	140	24	858
9 栃木	582	91	16	689	2	48	1	51	584	139	17	740
10 群馬	452	50	—	502	—	62	—	62	452	112	0	564
11 埼玉	960	81	7	1,048	23	32	—	55	983	113	7	1,103
12 千葉	756	59	32	847	—	28	4	32	756	87	36	879
13 東京	779	14	—	793	4	21	—	25	783	35	—	818
14 神奈川	722	165	30	917	—	46	4	50	722	211	34	967
15 新潟	1,052	105	—	1,157	6	68	—	74	1,058	173	—	1,231
16 富山	271	—	—	271	—	7	—	7	271	7	—	278
17 石川	205	—	—	205	—	10	—	10	205	10	—	215

18	福	井	325	21	—	344	—	—	—	—	323		21	—		344
19	山	梨	186	—	55	241	—	49	—	49	186		49	55		290
20	長	野	2,343	409	23	2,775	6	18	2	26	2,349	(− 100)	427	25	(−100)	2,801
21	岐	阜	408	11	40	459	—	19	2	21	408		30	42		480
22	靜	岡	2,548	152	2	2,702	15	185	9	207	2,561	(− 10)	337	11	(− 10)	2,909
23	愛	知	2,272	89	58	2,418	—	133	14	147	2,272		221	72		2,565
24	三	重	702	70	3	775	—	17	—	17	2 702		87	3		792
25	滋	賀	1,172	65	—	1,237	—	15	—	15	(+ 41) 1,172		80	—	(441)	1,252
26	京	都	377	32	20	429	10	44	—	54	387		76	20		483
27	大	阪	145	—	2	145	—	16	—	16	143		16	2		161
28	兵	庫	426	93	15	534	—	42	—	42	426		135	15		576
29	奈	良	175	21	—	196	—	—	—	—	175		21	—		196
30	和	歌山	330	16	13	359	0	29	3	32	330		45	16		391
31	鳥	取	429	36	4	469	7	26	—	33	436		62	4		502
32	島	根	661	3	58	722	—	—	—	—	661		3	58		722
33	岡	山	2,167	53	1	2,221	11	210	1	222	2,178		263	2		2,443
34	広	島	1,391	111	—	1,502	—	713	—	713	1,391		824	—		2,215
35	山	口	1,487	164	1,033	2,684	—	24	—	24	1,487		188	1,033		2,708
36	徳	島	205	65	32	302	—	18	—	18	205		83	32		320
37	香	川	146	2	—	148	—	—	—	—	146		2	—		148
38	愛	媛	765	322	40	1,125	—	17	—	17	765		339	40		1,142
39	高	知	976	36	10	1,022	6	190	3	199	982		226	13		1,221
40	福	岡	1,131	354	90	1,575	—	120	29	149	1,131		474	119		1,724
41	佐	賀	865	96	47	1,008	—	112	8	120	865		208	55		1,128
42	長	崎	867	583	67	1,517	18	111	6	135	885		694	75		1,652
43	熊	本	668	246	42	956	1	165	—	166	669		411	42		1,122
44	大	分	957	70	18	1,045	11	216	3	230	968		286	21		1,275
45	宮	崎	303	121	49	473	—	9	—	9	303		130	49		482
46	鹿	児島	2,090	1,539	—	3,629	5	1,203	—	1,208	2,095		2,742	—		4,837

〔備考〕 資料は前表と同じ。

第225表　農地調整法違反事件

事項別 / 地域別	前年に送検され未決のもの (1)	当該年に送検されたもの (2)	(1)+(2)	内訳 取調中	中止	移送されたもの	不起訴処分	起訴猶予	起訴処分 未判決	判決 未確定	罰金	体刑	罰金体刑	今期間中発覚したが送検されなかつた件数	備考
1947年	—	2,583	2,583	308	454	11	314	633	115	97	462	18	64		
1948年	308	2,947	3,255	364	310	416	542	861	134	61	523	21	20		
1949年	397	1,373	1,770	340	162	74	359	470	27	41	277	12	8	579	
1 北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2 青森	40	32	72	7	—	—	8	18	—	29	8	1	1	—	
3 岩手	47	169	216	24	9	—	62	87	4	5	22	3	—	—	
4 宮城	20	78	98	35	8	16	—	27	—	—	12	—	—	—	
5 秋田	2	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	
6 山形	2	32	34	8	—	—	8	5	4	—	9	—	—	8	
7 福島	—	88	88	76	4	—	1	—	7	—	—	—	—	306	
8 茨城	3	29	32	3	—	1	14	14	—	—	—	—	—	—	
9 栃木	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10 群馬	1	16	17	—	—	3	9	—	1	—	4	—	—	—	
11 埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
12 千葉	16	12	28	5	—	3	3	9	1	2	2	1	2	—	
13 東京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
14 神奈川	4	2	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
15 新潟	9	92	101	21	—	6	18	54	2	—	—	—	—	—	
16 富山	—	7	7	2	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	
17 石川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

18	福	井	8	26	34	12	—	—	4	8	—	—	10	—	—	—			
19	山	梨	39	97	156	1	5	1	92	21	—	—	14	1	1	—			
20	長	野	10	62	27	1	—	2	31	26	—	—	12	—	—	—			
21	岐	阜	1	16	17	—	—	—	2	5	—	—	8	—	2	—			
22	静	岡	12	1	13	12	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—			
23	愛	知	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1			
24	三	重	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—			
25	滋	賀	—	4	4	2	—	—	—	1	—	—	—	1	—	53			
26	京	都	21	44	65	52	1	—	—	10	—	—	2	—	—	—			
27	大	阪	—	2	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—			
28	兵	庫	5	1	4	2	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1			
29	奈	良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44			
30	和	歌	6	5	11	1	—	1	1	6	1	—	1	—	—	141			
31	鳥	取	1	29	30	5	—	4	9	7	1	—	5	1	—	—			
32	島	根	7	55	62	—	—	12	13	25	1	2	9	—	—	—			
33	岡	山	—	16	16	7	—	—	3	1	—	—	5	—	—	1			
34	広	島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
35	山	口	34	69	103	19	31	—	16	12	—	—	21	4	—	—			
36	徳	島	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
37	香	川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
38	愛	媛	7	20	27	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
39	高	知	—	1	1	—	—	—	—	15	—	—	11	—	—	—			
40	福	岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—			
41	佐	賀	1	22	23	2	—	4	8	6	—	—	—	—	—	—			
42	長	崎	49	46	95	6	2	18	16	21	—	—	3	—	—	—			
43	熊	本	8	35	43	11	—	5	8	12	—	3	32	—	—	—			
44	大	分	—	11	11	1	—	—	—	2	1	—	6	—	—	21			
45	宮	崎	1	24	25	—	1	—	4	12	—	—	6	—	1	—			
46	鹿	児 島	15	227	272	16	101	—	26	68	—	—	8	—	—	—			
													61	—	—	—			

〔備考〕 資料は前表に同じ。

第226表　農地調整法違反事件事由別件数

事項別 / 地域別	1948年12月までに送検されて未決のもの							期間中送検されたもの							計						
	小作料違反	農地価格違反	不法取上	不法売買	不法潰廃	その他	合計	小作料違反	農地価格違反	不法取上	不法売買	不法潰廃	その他	合計	小作料違反	農地価格違反	不法取上	不法売買	不法潰廃	その他	合計
1949年	172	22	100	63	14	26	397	372	181	266	308	139	107	1,373	544	203	366	371	153	133	1,770
1 北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 青森	30	—	—	—	—	10	40	25	—	1	—	3	3	32	55	—	1	—	3	13	72
3 岩手	20	2	23	1	1	—	47	86	—	37	32	12	2	169	106	2	60	33	13	2	216
4 宮城	4	—	6	—	5	5	20	2	—	27	—	13	36	78	6	—	33	—	18	41	98
5 秋田	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
6 山形	2	—	—	—	—	—	2	4	14	—	14	—	—	32	6	14	—	14	—	—	34
7 福島	—	—	—	10	—	—	—	24	—	63	—	1	—	88	24	—	63	—	1	—	88
8 茨城	—	—	1	—	—	1	3	3	3	11	11	1	—	29	3	3	12	12	1	1	32
9 栃木	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10 群馬	—	—	1	3	—	—	1	—	4	4	—	3	5	16	—	4	5	—	3	5	17
11 埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12 千葉	1	—	5	10	—	—	16	1	—	5	6	—	—	12	2	—	10	16	—	—	28
13 東京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14 神奈川	2	1	—	—	1	—	4	1	—	1	—	—	—	2	3	1	1	—	1	—	6
15 新潟	3	—	2	3	—	1	9	34	15	9	10	—	24	92	37	15	11	13	—	25	101
16 富山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	7	—	—	5	2	—	—	7
17 石川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18 福井	—	5	2	1	—	—	8	3	16	2	5	—	—	26	3	21	4	6	—	—	34
19 山梨	13	—	6	20	—	—	39	37	4	9	44	2	1	97	50	4	15	64	2	1	136
20 長野	9	—	—	1	—	—	10	8	13	1	17	1	22	62	17	13	1	18	1	22	72

21	岐阜	—	—	1	—	—	—	4	4	6	—	6	—	—	16	4	6	1	6	—	—	17
22	靜岡	6	—	4	1	1	—	12	—	—	—	—	—	1	1	6	—	4	1	1	1	13
23	愛知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	1
24	三重	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1
25	滋賀	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	1	—	—	4	—	1	2	1	—	—	4
26	京都	1	—	15	1	1	3	21	—	—	2	42	—	—	44	1	—	17	43	1	3	65
27	大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	2
28	兵庫	1	—	1	—	—	1	3	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	—	—	2	4
29	奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	和歌山	2	1	—	1	—	2	6	1	1	—	1	—	2	5	3	2	—	2	—	4	11
31	鳥取	1	—	—	—	—	—	1	—	—	18	3	8	—	29	1	—	18	3	8	—	30
32	島根	—	—	2	1	3	1	7	2	—	24	9	20	—	55	2	—	26	10	23	1	62
33	岡山	—	—	—	—	—	—	—	2	7	3	4	—	—	16	2	7	3	4	—	—	16
34	広島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	山口	29	—	—	4	1	—	34	32	—	—	7	25	5	69	61	—	—	11	26	5	103
36	徳島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	1
37	香川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	愛媛	7	—	—	—	—	—	7	4	—	10	3	2	1	20	11	—	10	3	2	1	27
39	高知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	1
40	福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41	佐賀	—	—	—	—	1	—	1	—	2	6	2	12	—	22	—	2	6	2	13	—	23
42	長崎	20	3	16	8	—	2	49	34	—	5	6	—	1	46	54	3	21	14	—	3	95
43	熊本	5	2	1	—	—	—	8	12	16	2	3	1	1	35	17	18	3	3	1	1	43
44	大分	—	—	—	—	—	—	—	3	6	1	—	—	1	11	3	6	1	—	—	1	11
45	宮崎	—	—	—	1	—	—	1	13	2	2	7	—	—	24	13	2	2	8	—	—	25
46	鹿兒島	16	8	12	9	—	—	45	37	70	16	70	33	1	227	53	78	28	79	33	1	272

〔備考〕 資料は前表に同じ。

了にちかずくに従つて減少してはいるが、なお全く跡を絶つたわけではない。

三、地主の土地取上げ要求にもとずく争議　地主による小作契約の解除、いわゆる土地取上げは農林省の推定によれば四六年八月から四七年五月までの九カ月間で二〇万件に達するものといわれ、その後も全国的に瀕発したのであるが、すでに本年鑑第二三集で記述したとおり、その一件当り小作人数は一人、面積は一反余りできわめて小規模なものであり、零細な小地片をめぐり深刻激烈な争を展開したのであつた。

つぎに同じく農林省統計第223表によつて四九年度の争議状況を見よう。

土地取上げ要求にもとずく争議は四七年六六、四七三件、四八年三六、四九七件、四九年五、七八七件と四七年を最高として減少傾向にある。四九年は前年に比較して新規発生件数はその一二・六%となり、また四九年の関係地主数は四、〇〇五人、小作人数四、九八六人で前年の一一・八%、三〇三反の一六%に相当する一一、八二六反となり、いずれも減少した。しかし解決件数の減少割合はこれとかならずしも比例していない。すなわち全部返還による解決件数は四八年八、三六九件に対し四九年は一、五二九件と前年の一七・七%、一部返還による解決は前年の二一・二%に相当する一、六六九件であり、これに対し返還をみとめない解決件数一、九七八件は前年の一一・二%に相当している。これで見ると地主の返還申請をいれた件数が相対的には増大したこと、即ち小作人の敗北に終つた件数が増加したことをものがたつている。

四、農地賃貸借解除解約統制の状況　農地調整法によつて土地の賃貸借解除または解約は市町村農地委員会に当事者から申請し、この許可件数の比率は、前年度の四九・六%に比べて七二・四%と逆に増大しており、地主の要求が通る率は高まつている点である。

五、農地調整法違反事件　農地調整法による小作料や農地価格に対する違反、土地の不法取上げその他の違反事件は、一九四七年二、五八三件、四八年三、二五五件に達したが、四九年においては約半減して一、七七〇件となつた。第225表によれば、その内訳は起訴処分のもの三六五、起訴猶予四七〇、不起訴三五九、中止一六二、取調中三四〇その他となつている。起訴されたものの内、罰金

刑がもつとも多数で二七七件をかぞえている。また地域別に見ると違反事件の多いところは岩手、鹿児島、山梨、新潟、山口、長崎等の諸県である。

つぎに違反の事由別に件数を見ると第226表のように、小作料違反が五四四件でもつとも多く、土地の不法売買三七一件、不法取上げ三六六件、農地価格違反二〇三件となつている。

六、小作調停　第227表「小作関係小作調停件数」によれば四九年度の小作調停受理件数は一、三二三件で、四七年七、〇〇四件、四八年六、〇二九件に比べるとかなり減少している。争議件数中地主申立てが九五八件で小作人申立ての七六八件より多く、また決定せる争議件数は一、四五七件で、この内六八六件の小作調停が成立をみた。小作調停の関係面積は田畑その他をふくめて四五一町歩、これは前年度の約五〇%に相当する。関係人員は地主一、五九六人、小作二、一四七人その他合計四、〇〇六人である。

なお小作調停にはこの外農地利用関係のものが四九年度二七件あり、主として農業水利、耕地境界確定に関係する事件である。また前掲の「農地改革に関する統計資料」によれば、市町村農地委員会の勧告に付せられた小作調停事件は四九年度一四七件で、その内訳は不成立二七、調停条項作成四七、取下げ二五その他となつている。また小作官と農地委員会の斡旋による法外調停の受理件数は二、三五九件で、関係地主二、一三一人、小作人二、五六二人、土地面積は六三〇町歩である。そしてこの内調停成立件数は二、〇三四件で受理件数の八六・二%に相当する。法外調停の成立割合はきわめて高いことがわかる。なお農地利用関係の法外調停は八四一件（農業水利、耕境確定等）を数えている。

第三節　農地改革逆転の試み

小作料および地価の値上げを内容とする改革逆転の試みは、すでに前年の第五国会に政府法案として提出される気配があり、日農その他農地委員会全国協議会等の猛烈な反対運動によつてついに表面化しなかつたのであるが、しかし決して解消したのではない。地主の土地取上げその他不法行為の跡が絶えず、政府による地主保護的政策の実施が機会をうかがつていることは否定しえない事実であり、極東委員会はすでに昨年五月農地改革遂行に関する指令をマ司令部に発して警告するところがあつた。ところが先の第八国会において自作法および農調法の改正案が提出されたが再び流産のうきめに合い、他方「土地台帳法の改正案」が成立してここに土地の賃貸価格が消滅したため、農地価格統制の基準が失われることとなつた。よつて農地の買収売渡計画の実施も、農調法による農地の移動統制も事実上消滅に帰したのであり、農地改革遂行上重大な支障を生ずるにいたつたのである。

農林省はとりあえず農地買収期限を延期するとともに、九月一一日ポツダム政令として「自作農の創設に関する政令」を公布した。この政令の内容は、第一に保有地を平均一町歩とする原則は維持すること、第二に農地価格の統制を外し自由にすること等である。なお小面積の制限（内地平均一戸当三町歩）を外すこと等である。なお小作料は五〇年度分から従来の七倍（最高六〇〇円）に引上げられた。

これらの改正が果してどのような結果をひきおこすか予断を許さないが、少くとも次のことは明らかである。すなわち政府は農地改革当初に定められた原則の修正ないし一部放棄をなしたということによつて現在各地に少数ながら生じつつあつた大経営の発展に

小作調停件数

単位件数の結果別内訳					該当市町村農地委員会事件数	関係土地面積				関係人員			
済			未済	計		田	畑	その他	計	当事者		利害関係人	計
取下	却下	計								地主	小作人		
(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)
						反	反	反	反	人	人	人	人
2,196	6	6,280	560	6,840	?	22,072	12,804	4,637	39,514	7,509	9,674	839	17,822
1,685	12	4,065	1,800	5,863	?	12,595	7,145	2,509	22,250	5,292	6,568	615	12,475
978	26	2,310	925	3,235	?	5,520	1,937	1,821	9,278	2,860	3,663	429	6,952
552	9	1,457	321	1,778	1,202	2,250	1,654	606	4,510	1,596	2,147	263	4,006
26	—	68	8	76	61	261	690	268	1,227	86	78	26	190
52	—	78	6	84	60	46	37	—	183	53	75	—	128
15	—	34	8	42	32	37	15	14	66	29	33	—	62
9	—	32	34	66	18	49	12	—	61	32	36	—	68
23	1	107	38	145	53	56	25	1	182	88	27	6	221
22	—	55	9	64	54	56	25	16	197	50	73	—	123
5	—	38	5	43	38	15	5	—	20	36	36	—	72
37	—	125	34	159	100	79	85	101	265	166	175	—	341
26	—	42	4	46	38	60	15	64	139	55	62	2	119
16	—	65	2	67	54	50	58	—	108	71	75	6	152
31	—	43	1	44	13	31	24	1	56	35	43	37	115
15	4	43	10	53	48	72	36	2	110	55	62	2	119
8	—	13	4	17	17	3	44	—	47	17	29	1	47
10	—	12	4	16	9	4	54	—	58	14	21	2	37
32	1	58	5	63	43	113	20	1	134	74	20	—	194
8	—	13	—	13	13	19	—	—	19	13	15	—	28
4	—	15	2	17	9	8	3	—	11	17	19	20	56
2	—	6	—	6	—	6	0	—	6	7	6	—	13
27	—	107	34	141	102	60	52	0	112	77	80	21	178
2	—	18	4	22	22	11	22	20	53	21	22	10	54
10	1	17	2	19	15	—	116	—	116	16	207	—	223
8	—	10	—	10	12	14	3	2	19	8	15	2	25
7	—	29	6	35	21	60	15	0	75	39	76	10	125
7	1	19	—	19	13	27	15	—	42	18	20	36	74
7	—	18	2	20	15	15	5	—	20	17	23	4	44
4	—	6	—	6	6	4	1	—	5	6	8	—	14
3	—	9	6	15	15	57	—	—	57	15	25	—	40
6	—	26	18	44	35	60	20	2	82	44	61	—	105
2	—	2	2	4	4	8	5	—	13	4	8	—	12
3	—	9	—	9	9	7	4	—	11	9	11	—	20
3	—	7	4	11	10	84	31	—	115	10	25	3	38
3	—	9	1	10	8	16	3	—	19	10	10	20	40
2	—	7	1	8	7	12	—	—	12	9	11	1	21
6	—	28	2	30	28	29	17	84	130	16	44	17	77
4	—	15	1	16	13	20	2	—	22	17	16	—	33
—	—	5	—	5	5	3	—	—	3	5	5	—	10
12	—	19	13	32	24	36	4	—	40	33	37	2	72
7	—	39	2	46	27	69	20	2	90	50	52	2	104
14	—	36	22	58	36	124	34	15	173	58	58	—	116
7	—	12	4	16	16	67	9	—	76	15	16	—	31
12	—	33	3	36	27	41	14	—	55	37	44	—	81
2	—	12	—	12	9	13	5	—	18	12	27	—	39
24	—	50	5	55	39	44	67	4	115	71	66	19	156
9	—	33	—	33	14	48	12	5	65	36	47	10	93
2	—	5	—	5	—	6	5	1	12	5	6	3	14
18	1	30	10	40	—	50	17	3	70	40	41	1	82

第227表　小作関係

地域別＼事項別		持越件数(1)	受理件数(2)	計(1)+(2)(3)	争議単位件数(4)	争議単位件数の受理別内訳							争議	
						地主申立(5)	小作人申立(6)	合意申立(7)	双方申立(8)	小作人主申立(9)	裁判所職権(10)	計(11)	既 成立(12)	既 不成立(13)
1946年			7,004		6,840	2,626	4,167	6	15	2	24	6,840	3,867	211
1947年			6,029		5,863	3,119	2,722	—	2	6	14	5,863	2,015	351
1948年					3,235	1,962	1,161	3	4	25	24	3,179	1,015	301
1949年		420	1,323	1,743	1,778	953	768	1	3	20	28	1,778	686	210
1	北海道	18	58	76	76	46	26	—	3	—	1	76	28	14
2	青森	52	52	84	84	26	58	—	—	—	—	84	26	—
3	岩手	12	30	42	42	22	20	—	—	1	—	42	15	4
4	宮城	23	43	66	66	44	22	—	—	—	—	66	8	15
5	秋田	65	80	145	145	93	52	—	—	—	—	145	74	9
6	山形	11	53	64	64	33	28	—	—	2	1	64	22	11
7	福島	4	39	43	43	32	11	—	—	—	—	43	26	7
8	茨城	38	121	159	159	70	87	—	—	—	—	159	73	15
9	栃木	23	24	47	46	30	16	—	—	—	—	46	9	7
10	群馬	2	66	68	67	38	29	—	—	—	—	67	49	—
11	埼玉	—	44	44	44	31	13	—	—	—	—	44	8	4
12	千葉	25	33	58	53	12	29	—	—	—	12	53	22	2
13	東京	4	13	17	17	7	10	—	—	—	—	17	4	1
14	神奈川	3	8	11	16	7	9	—	—	—	—	16	2	—
15	新潟	6	57	63	63	40	21	—	—	—	2	63	20	5
16	富山	4	9	13	13	9	4	—	—	—	—	13	4	1
17	石川	—	17	17	17	11	6	—	—	—	—	17	7	4
18	福井	—	6	6	6	1	5	—	—	—	—	6	3	1
19	山梨	55	69	104	141	73	59	—	—	—	9	141	43	37
20	長野	4	18	22	22	12	10	—	—	—	—	22	16	—
21	岐阜	6	13	19	19	6	10	—	—	—	3	19	5	1
22	静岡	3	7	10	10	3	6	—	—	1	—	10	1	1
23	愛知	10	25	35	35	14	21	—	—	—	—	35	15	7
24	三重	8	11	19	19	6	15	—	—	—	—	19	10	1
25	滋賀	—	20	20	20	8	11	1	—	—	—	20	9	2
26	京都	1	5	6	6	4	2	—	—	—	—	6	2	—
27	大阪	4	11	15	15	11	4	—	—	—	—	15	5	1
28	兵庫	7	37	44	44	26	18	—	—	—	—	44	16	4
29	奈良	1	3	4	4	3	1	—	—	—	—	4	—	—
30	和歌山	1	8	9	9	6	3	—	—	—	—	9	6	—
31	鳥取	1	7	11	11	3	7	—	—	1	—	11	2	2
32	島根	2	8	10	10	2	8	—	—	—	—	10	5	1
33	岡山	1	7	8	8	7	1	—	—	—	—	8	2	3
34	広島	—	30	30	30	16	14	—	—	—	—	30	14	8
35	山口	—	16	16	16	7	9	—	—	—	—	16	11	—
36	徳島	1	4	5	5	3	2	—	—	—	—	5	4	1
37	香川	8	24	32	32	17	2	—	—	13	—	32	4	3
38	愛媛	5	41	46	46	29	14	—	—	3	—	46	30	2
39	高知	9	49	58	58	43	15	—	—	—	—	58	17	5
40	福岡	4	12	16	16	7	9	—	—	—	—	16	—	5
41	佐賀	8	28	36	36	22	14	—	—	—	—	36	12	9
42	長崎	1	11	12	12	6	6	—	—	—	—	12	7	3
43	熊本	3	52	55	55	25	30	—	—	—	—	55	20	6
44	大分	5	28	33	33	20	13	—	—	—	—	33	21	3
45	宮崎	—	5	5	5	2	3	—	—	—	—	5	2	1
46	鹿児島	19	21	40	40	23	17	—	—	—	—	40	7	4

〔備考〕　資料は前表に同じ。

とつての一つの制限を除き去つたということ、これら一連の政策によつて、山林原野の解放をふくむいわゆる第三次農地改革の断行などの意思は全くないことを明らかにしていることである。

これらの動きに対し日農、全農、全農連、農地協、労組等一八団体は二月九日東京において農地改革打切反対農業改革促進全国大会を開催し、政府の方針に反対を申入れた。

第四節　土地闘争と農民組織

農地改革が進展し、買収売渡しが一応完了した本年度は、前節に見るように、争議、訴訟、調停事件等は前年に比べて減少し、土地取上げ件数もかなり減少しているのでこれに対する農民の闘争もそれに応じて件数を減少しているのは当然である。また終戦後大いに喧伝された土地共同管理、共同経営の運動も、四八年以来のドッジ旋風による農家経済の窮乏、過剰人口の堆積等の諸原因により本年度にはほとんど姿を消し、存続しているものでも多かれ少なかれ経営困難や種々の社会的経済的障碍に遭遇して行きなやみの状態となるにいたつた（塩尻村、豊田村その他の事例を見よ）。かくて今期においてはこれらの運動が果して現在の状勢下にあつて可能であるか、少くとも農民運動として適切な運動目標であるかについての組織自体の深刻な自己反省が現実によつて要求された。それはのちにかけげる日農（統一派）第四回大会における決定を見れば明白である。あるいはまた土地闘争において最も重要なものと主張された「かくし田」摘発闘争が、戦術上重大な欠陥のあることが指摘され、統一派日農自らがそれを認めて戦術の転換を論議している点にもあらわれている（第二章供出闘争第三節参照）。

土地闘争は供出闘争と結びつき、不可分の関係にあるが、従来の小作農の大部分が自作農に転化した今年度において、重点はむしろ供出と税金闘争として、直接国家権力との闘争におかれ、ここにこそ決戦場が見出されることになつた。この点は終戦直後から農地改革の進行中の事情とかなり異る点で、土地問題が後景にしりぞいたのは必然の成行きであつた。農民組合選出の農地委員が逆に農民の土地への要求を抑制し土地ブローカーになり、政府側の半官僚的役割をつとめていることなど、終戦直後に比べ著しい変化を見せている。

しかし土地闘争が後景にしりぞいたとしても、それは土地問題自体が根本的に解決されたためでは決してない。農地改革によつて土地を農民に与え、かくして従来の地主的土地所有のもとにつくり出された緊迫せる農業情勢を緩和し、このような小農民的土地所有の創設によつて土地問題を一応解決したに止まる。それは農林省従来の政策たる自作農創設を大規模に、かなり過激な手段をもつて実施したにすぎず、土地を求める貧農の要求を根本的に解決することはもちろん、零細経営の根本的矛盾はいぜんとして今後に残されたのである。土地闘争はかくて小農的土地所有制の下にあつて、別箇なより深刻な様相を呈しているのである。表面的な運動にまでは高まつてはいないが、貧農の土地再配分の要求などはその端的なあらわれである。また旧地主は決して消滅したわけではなく、山林所有や農協に拠つて旧来の支配の維持をはかつている。しかし転換期の農民運動は、運動の一般的沈滞と反動情勢の下にあつて未だこの新しい土地問題の展開に応じ、十分にその闘争の目標を定め、闘争を展開しないでいるというのがいつわらぬ実情である。

つぎに第四回大会において決定された統一派日農の土地闘争に関する自己批判と、闘争の要求をかかげる。

土地闘争に関する決定

従来日農が中心になつて戦つた土地闘争の中で各地に共通してみられる大きな誤謬は、

一、農地改革（自作農主義に基く）の枠内に於て、農民の利己心にひきずられ小地主や引揚者を徒らに敵にまわして重農主義に陥り、農村に於ける階級闘争の土台の上に土地闘争を発展させなかつた。

二、耕作権の擁護、土地の共同管理をめざし（たとえば部分的にみられた土地管理組合に於ても）て、新しい土地闘争を打ち出したが、実は余りたいしたものではなく、結果的にみて、自作農主義の合理化をはかつたに過ぎない。

三、土地取上げ反対闘争等も大衆動員による闘争へは発展せず、法律をたてに戦つたに過ぎない（一部地方に於ては大衆動員によつて戦つており、成功している）

四、従つて日農組織から出た農地委員等は政府の企図した自作農主義の用心棒になり、その土地ブローカーになつてしまつた傾向をみとめねばならず、成功している）

五、かかる傾向は全般的にみて土地闘争がその正しい方向より外れて経済闘争の枠内に押し込められ、ものとり主義に轉落した結果と言わねばならぬ。

六、これは貧農を主体とした階級闘争の筋金の入つた農民組織がなく（従つて労働者階級に指導された土地闘争にはなり得ない）農民自らの力にまつて土地解放の闘争を推進したものではなかつた点に限本的な原因がある。

新しい方向について農業恐慌の進行、植民地政策による農村の窮乏化の中に於て土地闘争もまた新しい発展に進路を求めている。

一、政府の土地改革を逆行させる政策と反動支配に便乗して攻勢に出つつある地主勢力の圧力、重税による收奪に対して、中、貧農は防衛よりもむしろ反撃にうつりつつある。

二、此の態勢の中で自作農主義では農業の発展と、農民生活の安定向上の約束されない事を自覚させ、独占資本の支配を打倒する事なしには眞の農民解放はあり得ない点を宣伝教育し、

三、地租及土地に対する諸掛りの撤廃、土地改良、水利設備等の國庫負担の要求と共に土地の全面解放（小作地、山林、原野）耕作権の完全保証を要求する。此の際土地の再配分（不均衡の是正）を主張して、土地のすくない農民と農村の失業者半失業者を結合させる。

四、貧農を主軸とする農民組織が、最も大きな力であり、村及部落に於ける青年、婦人、失業者（二、三男を含む）をも動員した農民大会（農民会議）に土地問題を持ち込んで闘うこと。

五、労働階級との同盟なくしては正しい土地闘争は発展しない点独占資本の打倒、社会主義への方向を農民に理解させること。

六、この際労働者階級に対しても土地問題の正しい理解をあたえるよう努力すること。

第五章　農民組合法の制定をめぐる運動

第一節　総司令部の見解提示

農民組合法制定の問題は戦後早くより農民団体の論議の対象となつてきたが、五〇年三月一日総司令部天然資源局ワード氏より日農に対し「農民組合法案に対する見解の要領」が提示されて以来、問

題は具体化し、農民団体の見解表示、関係当局との交渉がおこなわれたが、つぎにその経過をたどつて見よう。

総司令部天然資源局の農民組合法案に対する見解の要領

一、目　的

1、民主的に運営される組合を作り、農民の経済的社会的地位の向上をはかる。

2、組合を民主的に運営することによつて農民の団体的行動を法的に保証する。

3、組合員によつて民主的に選挙されたところの代表者によつて、団体交渉するように指導され、団体交渉を受けるものとの間に諒解事項が成立することが望ましい。

二、定　義

この法にいう組合とは協同組合による以外の方法によつて、農民の経済的地位の向上と経済的社会的福利を増進する目的をもつて、農民の自主的に、また自発的に組織される組合、または連合会あるいは全國的組織をいう。

三、組織の方法

この法の定めるところに從つて、組織され、行政官廳の承認を得た組合は主たる事務所の所在するところにおいて登記することによつて成立する。主務官廳は組合の活動範囲が府縣以上にわたるものについては農林省として、一府縣下のものについては縣廳とする。

四、定　款

組合の定款中には左の事項を含まなければならない。

1、組合の組合員は男女を問わず、組合の事業、業務のすべてのことに参加する権利を有する。然して組合の委員、役員等の選挙のことについては同等の権利を有する。

2、農業に從事しているものが、組合員になることを要望するときは、人種、宗教社会的地位その他の事由をもつてその加入を禁じてはならない。

3、本事業年度又は前年度に会費を支拂つた組合員は組合の如何なる会合にも一票の投票権を有する。

4、單位組合役員は有資格組合員の祕密投票によつて選挙される。連合会、縣または縣以上の組織の役員は組合員の直接祕密選挙、あるいは單位組合員によつて民主的に選出された代表の祕密選挙によつて選挙される。

5、組合員の総会あるいは代表者会議は少くも年一回開催されねばならない。

6、組合の会計報告は收支の項目別の明細、組合経理の現状は書面にして、年一回組合員に提示しなければならね。会計報告は幹事または理事によつて選任された有資格の会計監事の正確な証明がなければならない（日農「農林資料通信」第三四特集号による。なお以下の資料も同じ）。

この総司令部の見解に対して日農主体性派総本部は四月七日つぎのような希望意見を天然資源局に提示した。

農民組合法に関する若干の希望意見

一、団体的行動の法的な保証について、組合を民主的に運営することによつて、農民の団体的行動を法的に保証することが、本法の目的の一であるが、刑法第十五條の規程は農民組合の団体交渉その他の行爲にして本法の目的を達成するためなした正当なものについてはこれを適用することが必要である。

何故ならば、正当な農民の団体的行動が、反民主主義的な官憲によつて不法に抑圧されることがあるからである。

二、団体交渉の対象について、組合員によつて民主的に選挙され

たところの代表者によつて、団体交渉するように指導されなければならないが、その場合団体交渉は農民の社会的、経済的地位の向上と福利の増進に重大な関係のあるすべての対象と交渉をなし得るように規定されなければならない。

三、組織の方法について行政官廳の承認を要するという認可主義組合を組織する場合、ところに従つて行政官廳に届出でたものでなく、この法の定めるところに従つて行政官廳に届出でたものは、そのまま、有効であるという届出主義によるべきである。（理由略）

四、組合員となり得るものの資格は次の通りでなければならぬ。

1、自ら農業を営むもの（耕作農民）

2、雇傭によつて農業労働に従事するもの（農業労働者）

3、農業に直接従事しないが、組合が必要と認めたもの（農民協力者）但し(3)の場合は単位組織の役員の三分の一以上を占めてはならない。（理由略）

五、組合員の加入について

組合専従者、または加入については、前項の資格を有するものが組合員になることを希望するときは、「正当な理由なくして加入を拒否してはならない」というように規定されるべきである。

六、組合の組織形態について

組合の組織形態については、その規模の如何に拘らず単一組織をとるべきである。すなわち、農業協同組合のように市町村単位に組合を組織し、この単位に結成するという方法でなく、組合員は、全員が一組合に加入し、市町村単位に支部を作り、都道府縣単位に連合会を結成し、中央に総本部を置くという全國単一農民組合の組織形態をとることが日本の農民並農村事情から妥当である。（理由略）

第二節　農民団体の動き

ついで五月一一日には農林省より天然資源局の見解として「農民組合法要領一」が提示され、三月一日附の見解がさらに具体的に明らかにされた。この農林省の提示意見に対し日農主体性派、全農、全農運三団体間に共同懇談会がもたれ討議の結果「共同意見書」を決定し、五月二五日これを農林省に提出した。これによれば、現在の政治情勢の下においては、真に農民の利益を促進する如き農民組合法の制定を期待しえないこと、反動的勢力が農民組合法を利用し反民主主義的運動を展開する可能性あることを指摘し、農民組合法の早急な制定には反対するとその結論を提示したものである。つぎにその共同意見書（要旨）をかかげる。

農民組合法設定に関する意見

(一)　農民組合法は、わが國農民が一致団結してその社会的経済的地位の維持向上をはかることによつて、全体としてのわが國の民主主義的発展のための一致共同の運動を確保することにその設定の目標を置くべきである。

しかるにわが國現在の政治的諸條件は、かかる根本目標を指向し、かつ実現するに足る農民組合法の設定を期待し得ない如き政治勢力によつて左右されている実情にあるのみならず反民主主義的な旧い農村勢力が、農民組合を拠点として再びたい頭することをさえ許す結果になるおそれがある。

従つて、このような実際上の諸事情を考慮し、われわれは当面農民組合法の性急な設定には反対の意志を表明せざるを得ない。

(二)　なお、農民組合法の設定にあたつて、われわれが確保さるべ

きことを主張する原則的諸事項を参考のため掲記すれば左記のとうりであつて、これらの原則的諸事項のいかなるものをも無視するいかなる農民組合の設定にも、われわれは強く反対するものであることを言明する。

記

(1) 農民の全般的幸福をもたらすための一致共同の運動を遂行するため、農民の団体行動は法的に保証されていなければならない。特に正当な農民の団体行動が反民主義的な官憲によつて不当に抑圧されないためには、刑法第三五條の規定を農民組合の行う団体交渉その他の行爲についても適用することが必要である。

(2) 農民の社会的経済的利益を改善するため、組合員によつて民主的に選出された代表による団体契約の遂行実施を目的とする団体交渉は、農民の社会的経済的地位の向上と福利の増進に関係のあるすべての対象、特に政府機関及び地方自治体との間になさるべきことが保証されるべきである。

(3) 農民組合を組織する場合、官僚主義的な御用組合を育成するおそれのある行政官廳の承認を要するという認可主義でなく、農民一致共同の運動の自由な発展を保証するため農民組合法の定めるところに従つて行政官廳に届出たものはすべて有効であるという届出主義によるべきである。

(4) 組合員となり得るものの資格はつぎのとうりでなければならない。

(A) 自ら農業を営むもの（耕作農民）

(B) 雇傭によつて農業労働に従事するもの（農業労働者）

(C) 農業に直接従事しないが、組合が必要と認めたもの（農民組合専従者または協力者）

(5) 農民組合の組織形態については

(A) 全組合員が一組合に加入し、都道府縣單位に連合会を結成し、全國單一組織

(B) 農業協同組合の場合のように組職し、この單位組合の連合体を結成するという連合体組職

との二つの組職形態が採用し得るが右の二つのいずれかに組職形態を限定すべきでなく、結成さるべき農民組合の運動の組職方針に応じて、全國單一組織もしくは連合体組織のいずれを採用するも当該組合の任意とすべきである。一九五〇・五・二五

日本農民組合、全國農民組合、全日農主体性派本部では、現在の政治情勢下に組合法の制定が民主的農民運動を制約する危険のあることを指摘し早急な制定には警戒しつつも、根本的にはその実現を希望して「農民組合法草案」を作成し、また七月六、七日の全国会長、書記長会議において、法案の制定運動を積極的に推進し、農林省の消極的態度を不満として、組合法案を臨時国会に議員提出案として上程すること等を決定した。

全農、農青連は、もしも国会に上提されるばあいはこれに協力して実現に努力するとの態度を決定した。前記三団体は一二月二二日「農民組合に関する要綱」を作成し、共同歩調をもつて同法案の制定のため、司令部、政府、議会方面への運動をつづけている。

これに対し日農統一派は同法の真の意図が

1、終戦直後農地改革実施期にやらず骨抜きその他民主的諸権利をうばう点。

2、内外独占資本のはげしい收奪に農民は強訴的な形で闘争を展開し始めた時に提出されている点。

3、この法律制定に主体性派が積極的であることは労仂組合における民同育成のコースを農民運動においても法律の下において行うとするものである（「農民運動資料」第二号三ページ）。

との理由で反対態度を表明した。

第六章　各派農民組織の動向

第一節　日農合同大会の開催

四九年一二月三日主体性派日農は全国会議をひらき運動方針を討議し、とくに黒田系正統派同志会、全農、その他との統一方針について協議したが、五〇年一月一四日東京教育会館において日農合同大会を開催した。主体性派、黒田派および地方単独組合代議員二七二名参集し、第三回大会以来訣別していた黒田、野溝両氏の握手についで運動方針組織規約等を審議決定した（大会で決定せる運動目標については後掲方針を参照）。

一五日は土地、税金等日常闘争具体化の方針を討議し、ついで戦線統一について次の通り決定を見た。

戦線統一については共産党の機械的指導をうけている地方組織の参加を拒否し、組合の自主性を確保し、農青連その他にも共同戦線を呼びかけること。

次に組織と役員については、中執委員長は置かず、黒田、野溝両氏を最高委員とし、中執委員二五名（内主体性派一六、黒田派八、単独組合一）を決定した。

一九五〇年度日農（主体性派）運動方針

(一)　農業情勢（略）

(二)　農民の状態とその要求

税金、供出の重圧、シエーレの拡大、過剰人口の圧迫によつて農家経済は破綻し、農民分解は進行しつつある。大地主は土地を手放しつつも一方では商工資本と結び、地方金融機関、配給機構、農協組などによつて新たな支配を確立しつつあり、また山林所有をバックにし地方権力と結びついている。中小地主は土地取上げその他によつて自作化し、一般的に旧地主勢力はその勢力を温存している。独占資本の收奪政策によつて一―二町歩の専業農家は窮乏し、分解と沒落がすすんでいる。一町以下の零細農家の貧困は極度に達し肥料農具の配給辞退がおこつている。これらの農民全体が要求していることは次の諸点である。

❶税制の合理化による税負担の軽減。❷ひき合う米價農産物價格の安定。❸合理的な供出、飯米の確保。❹農地改革の徹底山林原野未墾地の開放。❺土地改良費の増額、災害復旧災害予防の強化。❻資材配給の円滑化。❼低利による長期営農資金の供給。❽営業の機会の拡大。

(三)　当面の任務

❶独占資本の收奪政策に対する全国的な反撃闘争。❷農業生産力の増進と経営改革のための諸要求の貫徹。❸農村内における保守的ファショ的勢力との闘争。❹農民組織の強化と広汎な共同闘争の再開、労農提携の強化。

(四)　運動の目標

1、收奪政策に対する闘争

❶農民課税の合理化及び税率のひきさげ。❷供出制度の合理化、追加供出を強制する食確政令反対、食糧事務所その他政府出先機関の民主化。❸生産費をつぐなう米價の決定農産物

価格の安定。❹農家保有米の確保、轉落農家の飯米確保❺肥料價格の値上げ反対。❻鉄狀價格差の是正、肥料、農機具、衣料等の値上りを米價に見込み、追拂い制度を効率化せよ。❼國内産食糧の需給計画による食糧輸入の制限、自主的関税制度と價格調整、國内價格の國際水準への釣上げ。❽芋、雑穀統制は十分な整備と作付轉換を補償して漸進的に廃止すること。❾主食は農家供出分の買上げ継続、食確法による收奪的供出反対、價格安定、買上げによる保護制度の確立。❿ドッジ・プランの修正、新農業保護制度の確立。

2、農業近代化のための闘争と要求

❶小作料、地租の引上げ反対。❷農地改革の徹底、農耕地に適する山林、原野、未墾地の解放促進、ヤミ小作料、特殊な小作契約の一掃、農民組合による小作料の一括納入、団体契約の促進。❸農地委員会の強化、耕地の交換分合、集団化の促進、農地委員会の強化による耕地の移動統制、耕作権の確保、一筆調査の完成。❹國庫負担による土地改良の促進、土地改良費の増額、災害復旧および同予防費の増額。❺低利の長期営農資金の導入、ヤミ金融、高利貸を一掃して、系統農協組による農業金融の円滑化。❻新しい機械、機具及び技術の導入、これに対する國家の援助技術指導体系の刷新と民主化、その施設の拡充及び農民による利用の機会をふやせ。❼経営協同化のための特別融資制度を確立せよ。❽農業協同組合の民主化、農協による生産協同化運動の推進。❾農村工業の振興、輸出農産物の増産と輸出ルートの確保。❿一般産業農村工業を振興して、農村の失業者、過剰人口を吸收し、農業に対する人口圧力を排除せよ。

3、農村民主化のための闘争

❶一切の保守勢力とのたたかい、不正摘発。❷地方自治体、農協、水利森林組合、農地委等の民主化。❸地方官廳の不当な農民支配排除。❹農村生活慣行の刷新合理化。❺住宅食生活の改善。❻農村婦人の解放。❼青年二三男問題解決。❽教育文化活動の積極化。❾農村医療の社会化、産制運動の普及。❿強制寄附の廃止。

(五) いかに闘うか

1、組織

❶下からの結合の強化により組織を確立。❷反吉田内閣の戦線統一。❸労農提携民主的政党との協力。❹独占資本保守勢力との闘争を打倒吉田内閣闘争に集約する。❺組合最下部における日常組合活動の重視、全國的耕作農民組織の確立。

2、町村支部と部落班の活動を強化し組合活動の基礎とする経営改革にむすびついた要求を広く組織し、また組合員教育を徹底する。

3、農業改革を推進するため進歩的な農業技術者と提携、新技術の導入、経営改善等に努力する。

4、組合費の納入、財政の確立。

5、友誼団体との共闘、政党労組との提携。

6、組合の政治活動における自主性と主体性の確保。

7、日農出身の各級議会議員、農地委農調委その他機関の委員は組合の方針と決定を尊重し、農民の要求貫徹のため闘うこと。

（以上）

第二節　全国農民組合と統一戦線運動

第三回日農大会における農民戦線分裂の情勢に対し、全農は統一

派と主体性派の地方組織が系統的に整備されるまでには相当の時日を要するものとし、戦線統一を具体的に論ずる段階にあらずとの見解を表明したのであるが、その後も、主体性派、農青連との共同闘争機関の設置は支持するが「戦線統一は全国的に統制ある行動の下に民主的に行うべきこと」を基本方針として確認した（全農第三回大会本部報告書八ページ）。

かくて四九年六月二七日日農農青連に対し共闘機関設置を申入れ七月一三日には農民団体中央共同闘争委員会の結成をみたものであるが、九月一〇日の第一〇回常中委では次の原則を決定した。

戦線統一の原則

㈠ 戦線統一は当面共闘の段階であり中央地方における共闘態勢強化に主力を注ぐこと。

㈡ 農民戦線の強化統一の立場より社会主義政党の統一を推進する。

㈢ 統一と共闘に名をかる分派的行動を排し、全農の主体性を破かいしてはならぬ。

一〇月一〇日の主体派黒田派の統一懇談会に対して委員を送つたが、依然としてこの方針は変らず、両派が事実上共産派と明確な組織上の分離をとげぬかぎり統一の呼びかけには応じないとの態度を表明した。

五〇年一月一四日の日農合同大会において、永井副会長は「農民戦線統一に対する我等の態度」なる声明書を配布し、合同大会への不参加と従来の基本的態度を確認した。

かくて三月一二、一三両日東京教育館で全農第三回大会が開催され、席上農民戦線統一運動に対する全農総本部の態度と経過を報告し、「強健な都市資本の農村攻勢に対し、農民戦線の統一と強化が必要であるが、農民戦線の統一は中央機関の談合によらず日常闘争を通じて全国的にその可能性の見透しに立つて共同戦線形態による農民戦線の単一化を図るべきである」との方針を決定した。

六月大阪兵庫奈良香川の四県連より戦線統一の要望があり、七月九日の第五回常中委では左の事項を決定した。

㈠ 中央に懇談会を設置する。

㈡ 全農、日農主体性派、農民運動の先輩であり運動推進に役立つ適当な人をもつて構成する。

㈢ この会で合同委員会の設置と構成をきめる。

㈣ 日農が合同方針を決定した時は正式に合同を申入れる。（以下略）

日農はこれに対し回答を送り、愼重な態度で合同問題をとりあつかうこと、まず両組合代表者と三宅、川俣両氏により懇談会をもつことを提案した。

かくて一〇月七日第一回懇談会が開かれたが結論を得ず、第二回は同一七日開かれ次の「申し合せ」を決定した。

申し合せ（要旨）

我々は農民戦線の大統一と共産党の農民運動の排除に関する意見の完全な一致にもとずき、この原則の下に左記によつて農民戦線のすみやかな統一実現のため邁進することを申し合わせる。

一、中央に農民戦線統一懇談会を設置する。

二、地方にも懇談会を設け統一の態勢をつくる。

三、戦線統一の目標縣を定め必要あるときは中央においてその指導並に斡旋をする。

四、五（略）

六、地方における懇談会は日農全農のみならず出来うるところは他の農民組織の参加を求める。

全農第八回常中委（一一月二日）は追放解除となつて顧問に就任

した杉山、平野両氏も出席して「右の申し合せ」を審議し、原則的に統一には賛成であるが、なお慎重に検討することとし、一統一を目指す農民組合内の共産分子を整理し、反共の立場を明にする」ことが強調された。かくて一二月九日の第九回常中委では次の事項を決定した。

(一)統一懇談会はさきに設置した共闘委員会の発展とみなす。(二)全農連をも懇談会に参加させる。(三)日農末端組織では共産党と明確な一線を画していないから早急これを切らしめる。(四)日農が懇談会委員として拒否した小林常任を再び認めさせる。

第三回懇談会は同月一五日開かれたが、年内までに統一への具体的動きは見られない。

第三節　農青連（全農連）代議員総会

全国農村青年連盟は第三〇回中央委員会において、農民戦線統一問題について次の綱領を決定した。

農民戦線統一に関する基本綱領

(一)統一は原則として下部組織から積み上げる。
(二)政党の指導的支配を排除する。
(三)超党派的農民大会を開き農民の要求を結集する。
(四)組織の主体性を確立し末組織の解消に努める。
(五)組織の性格に対する十分な理解と共に共同戦線を強化し当面の諸要求を闘う。（以下略）

本年七月の中央委員会ではさしあたり日農全農に対し事務局において打診することが申合わされたが、日農は全農との合同をまず進める方針が明確にされたので、農青連は重点を地方における具体的な共同戦線に置いている。すなわち福井では日農と農民戦線統一協議会をつくり参院選挙では統一候補を立て、また官城では日農、開拓連と農民団体協議会をつくつて闘つている（第五回全国代議員総会一般報告書一〇ページ）。

農青連では一〇月六日、七日群馬県伊香保で全国代議員総会を開催し、本年度運動方針、食糧増産運動、食管法対策等を協議、朝鮮事変後の新情勢に対処し運動を展開するため全国農民連盟と改称することに決定した。しかし発表された声明書によれば「加盟団体の名称は地方の実情に即し、現在の名称を急速に変更する必要はなく特に危機に瀕する農協を青年層の手によつて経済的に防波堤とする組織の発展、戦線の拡大強化を期するものである」という。

なお役員選挙の結果委員長小林慧文、幹事長中村吉次郎その他の諸氏が決定した。つぎに本年度の運動方針をかかげる。

一九五〇年度運動方針（要旨）

（前略）組織方針

(一)財政の確立。(二)町村連盟の強化。1、食糧増産運動、経営改善運動。2、農業技術者とその団体の組織。3、農事研究組織との共同。(三)青年婦人の組織（農協組への組織等）(四)情報連絡の強化。(五)農民組織対策　1、農民組合法案の貫徹。2、農民組織に対する啓蒙宣伝。3、末組織農民の解消。(六)農民戦線の統一　1、共同闘争を通じての統一。2、下からの統一、政党指導の排除。(七)農民政治力の結集　1、選挙闘争による政治力結集。2、日常闘争による政治力の結集。(八)労農提携、農民の立場を勤労大衆に理解せしむるための努力。

第四節　日農（統一派）第四回大会の開催

一月第三回中委、四月県連代表者会議の後をうけて、統一派日農は七月二〇日東京硫労連会館において第四回全国大会を開催した。本大会は朝鮮事変の勃発にともなう政治経済情勢の急迫化、共産党幹部の追放、労仂農民運動に対する政府の取締り強化等に対応して、全般的沈滞状態にある農民運動の新たな発足、日農の再編強化をはかるために開催されたもので、戦後五カ年の組織活動の経験にもとずき、その自己批判を通じて新しい運動方針が討議決定された。

大会の経過

午前一〇時半竹村常任司会者となり、議長に下坂、菊地、久保田の三氏が選任され、全労連金子健太氏、共産党鈴木市藏氏らの祝辞があつてのち代議員の資格審査結果の発表があり大会成立が宣せられた。

（代議員招集三〇三名中、三〇府縣一七二名、中央委員四六名出席）

ついで小原書記長より一九四九年度本部一般活動報告と会計報告がなされ承認。第一号試案本年一般活動方針について討議、広島縣連より反帝闘争強化の意見が提出され、新潟縣連等より観念的な反帝闘争の呼号は誤りであると反論、大分、広島、愛媛等代議員により活潑な討論が行われ、ついに日農綱領改正案と同時に討議されることに決定。

山口常任説明の「日農綱領改正の件」は討議の結果、税金、土地の闘争を反帝闘争に結合することが重要であるとして二議案を可決した。また役員改選の結果中央委員会久保田豊、副委員長小原嘉、書記長下坂正英氏らが決定した。

決議

未曾有の深刻な危機が、日本の農村をおおいつつある。負担の限度を越えた大收奪に加うるに、肥料を始めとする独占價格は値上りし、その反面すべての農産物の値下りはひどい。農業の前途は暗く植民地的奴隷の暮しを現実のものとして見なければならなくなつている。

農民は立ち上つて闘かわなければならない。その決意に迫られている。この重大な時に当り、日農第四回大会は全農民大衆絶対の要請として左記決議をその実現のために闘わんとするものである。

一、土地問題について

1、土地取上げ反対、地租小作料の値上げ絶対反対。2、農地改革打切り反対、未懇地、採草地、山林の解放を含む改革の徹底断行。3、土地改良、災害復旧、開懇事業の全額國庫負担による急速実施。4、軍用路、観光道路建設のための土地取上げ反対。

二、食糧問題について

1、官僚的供出制度の廃止。2、二五年度産米價最低八、〇〇〇円の保証。3、適正價格を保証する農産物政府責任買取制度の確立。4、早場米、超過供出報奨金の廃止反対。5、主食検査規格の緩和、検査制度を民主化せよ。6、主食のおしつけ輸入反対、食糧生産と貿易の自主制の確保。7、輸入食糧の補給金廃止とその食糧増産費用への轉用。8、食管特別会計及び食糧配給公団の不正追求と主食中間経費の全額國庫負担。

三、税金問題について

1、天降り標準率、更正決定のおしつけ反対。2、税務官吏のファッショ化、脅迫的徴税反対。3、異議申請中の追徴金、加算税、延滞利子の免除。4、再審査中の差押、公賣反対、生産資材の差押え反対。5、分割拂、延納を認めよ、滞納税金の棒引、日農その他による団体交渉権を認めよ。7、農民には出

来ない青色申告制を止めよ。8、地方税法改悪反対。9、所得四〇万円以下を免税とする高度累進課税一本の根本的税制改革の実現。

四、肥料、電力、貨物運賃について

1、農村に負担を轉化する独占企業の再編成方式反対。2、肥料代値上げ反対、肥料資金を無利子で貸出せ。3、電気料の値上げ反対、灌排水用電力料金の全額國庫負担。4、農事用電力の削減反対、料金の値下げ。5、農林、林産物貨物運賃の値下げ。

五、農業協同組合、農業共済組合について

1、農協事業の発展を阻害する諸法規の撤廃。2、農協共済組合ボスの不正腐敗の摘発と責任の追求。3、ボスの手による天降り的連合会の統合反対。4、農協及び連合会の徹底的、民主的改革。5、農業共済組合の掛金及び事務費の全額國庫負担。

日農一般活動方針

一、われわれはそのすべての闘争を新綱領に向つて高め、その実現を目的とするものでなくてはならない。日本農業が自主的存立の立場を失い、平和的発展が否定されているため、農民の窮迫が深刻になり、さらに日本民族の危機に際会しているのであるから、農村の植民地的編成に反対して、日本民族の独立、そして平和の確立を期さなくてはならない。農村における半封建的関係はなお存在している。これに対する闘争は、それ自体が主要な闘争であり、そしてそれは封建的な部落秩序を崩して、貧農を戦闘的に立ち上らせ、中農と結び、全農民を正しく統一して民族独立と平和の闘争に立たせるための積極的意義をもつている。そして労働階級との同盟によつて、農業の発展を阻害する独占資本の收奪を排さなくてはならない。

一、かくて日農の組織は貧農を先頭として全農民をその対象とする。これはこれまでもそう規定されてはいたが、とくに日農の新しい活動内容から理解すべきである。

一、日農の現状は全國的に弱体化している。支部組織が名目だけのものになり、縣連機関の解体状態のところもあり、組合選出の公職者を多く無活動ないし腐敗させている。この原因は戦後の日農が温室的條件のもとで成長し、その闘争を甘やかしていたことに求められる。すなわち、四七年初頭頃までの日農の組織と闘争は國家権力の荒々しい本質に対決することなしに発展して来た。これは権力に対する甘い評價をうみ、農業の社会主義的芽ばえについての幻想をつくり、たために旧綱領を不充分なものにし、組合から送つた公職者を國家機構のなかでつぎつぎと腐敗させた。それはまた、農民組織と闘争を困難なものと理解せず、日農に怠慢をもたらし、その能力を向上させなかつた。日農組織の多くは結成されて、第一回農地委員選挙までは活動したが、その後の組合活動はないまま放置されているという実状にある。

この状況を具体的にみず、指導能力の検討を行わず、單に日農の現状から、しばしば日農の組織と活動を軽視ないし否定する見解がとられていたことは反省すべきである。

一、農民の闘争が不断のものであり、そして部落の封建的秩序に対抗して、貧農を先頭とした日常社会生活を編成する活動が含まれることからも、その組織は恒常的なものであり、しかも全國的に共通の要求と敵をもつことからも、ここに日農がその存在を主張する根拠がある。

農民生活の基底が部落にある以上、部落の結合が日農の出発点である。さらに、今後の闘争が苛烈になり、そのため農民闘

争の武器が従来の大衆的抗議やデモによるばかりでなく、労働者におけるストライキの如き手段をとるためにも、部落を基礎とした強固な結合が必須の條件である。

この点からも、またとくに青年の組織化が重視されなくてはならない。そして組合の政治教育活動が強められ、日農活動が自由と平和、民族独立のための愛國者活動であるという自覚と責任を全組合員に徹底させる必要がある。

日農基本綱領

一、土地制度の徹底的改革を期す。

一、新農業組織の確立と発展を期す。

一、民主的文化的農村生活の建設を期す。

右の綱領は終戦後の日農結成にあたり、平野力三氏と岡田宗司氏の合作で出来たものである。もつともその時は、第一條の土地は農地とされていたが、それが第二回大会において改められたほかはそのままで現在に至つている。この現綱領は既に誰の目にも、不充分であり、その改正は急務とされている。

この綱領においては

(1) 現に進行しつつある日本の植民地化の方向、そこから生じている日本農業の危機、それを突破する農民の基本的態度が明らかにされていない。

(2) 今日、農地改革の徹底を通じて農業経営の発展が造り出されるという論理は、政府のかかげている「農地改革から農業改革」への宣伝と一致する。

資本主義の一般的危機と内外独占資本の収奪をぬきにして、農業の発展や農民生活の向上について殆んど語れないということにも拘らずそれが明らかにされていない。

したがつて、以上の二点が改正される綱領において、明示されなければならない。

一、この目標を実現するにあたり、労働階級との提携をはかるのは当然のことであるが、とくに日農は、農村の失業者の組織と闘争への援助と協力、民主商工会の結成と提携への活動をはからなくてはならない。

二二戦争反対、自由と独立平和を守れ。二三、世界の平和愛好諸國との協力。二四、原子兵器使用の絶対禁止。二五、軍事主義を復活するファシスト吉田内閣打倒。

二一、單独講和反対、全面講和の即時締結。

二〇、憲法蹂躙の戦争宣伝反対。

一九、警察機構の縮少、軍事的警防団の解体。

一八、言論、集会、結社、デモ、ストライキの自由、弾圧反対。

一七、労働者、市民との同盟。

一六、農民戦線の大統一、分裂主義者、社会ファシストの放逐。

一五、農業報告國済組合の徹底的民主化、掛金の全額國庫負担。

一四、農業共会の再版、農民組合法を粉砕しよう。

一三、農協を破滅させる收奪政策反対。

一二、農村失業者に食と仕事を與えよ。一三、戦争予算のための重税反対。

一〇、差押え公賣反対、滞納税金の棒引。

九、農業生産に必要な資金を無利子で貸し出せ。

八、肥料代、電氣代の値上げ反対。

七、米價最低八、〇〇〇円で希望数量を買え。

六、天降り官僚供出制度の廃止。

五、土地改革の撤底的断行。

四、小作料地租の引上げ反対、土地改良災害復旧、閉鎖事業費を國庫で負担しろ。

三、農民を奴隷化する地方税法の粉砕。

二、輸入補給金をやめて農業生産資金にまわせ。

一、外國食糧のおしつけ輸入反対。

当面の主張

力に進められる。

一、新しい綱領のもとにおける活動内容と組織に於て、当面する活動目標は次の如きものである。

ならない。こうした観点から、日農組織の再編成が急速かつ強

なお土地闘争、反封建闘争についていえば、とくに次の点を指摘しておきたい。

現在、小作農有地、宅地、山林などの温存と相まつて部落における隷従関係はなお根強く持続し、卑屈な封建的意識は貧農、半プロをもとらえており、その意味で地主支配はつづいている。この関係の中にあつて自由に闘え得ない農民をそのカラを破つて闘える農民にきたえることは――そのために恒常的な組織による多面的な日常闘争と訓練、ここに反封建闘争の重大な意義がある。

独占資本との闘争と、部落の地主支配をくずし、貧中農の前進がなされ、その指導権が増大されたとき、正しく全農民を統一し得るのであり、それが行われない限り、その闘争はときに却つて地主的支配を強める結果にさえなり得る。

以上のことからすべての農民を結集し、その解放のための新しい綱領として、次のものが考えられる。

一、日本農業の植民地的編成に反対し、民族の独立を期す。

一、土地制度から生活、慣習にいたるあらゆる半封建的しくみの廃絶を期す。

一、独占資本の支配と収奪をたちきり、農業と生活文化の発展を期す。

日農（統一派）第二回中央委員会

第四回大会で決定された新綱領と組織再編方針がいかに具体化されたかを検討し、朝鮮事変後の変化した情勢に対処して闘争体制を固める目的をもつて、一一月一四、一五両日第二回中央委員会が開催された。まず各委員の間に、地方組織状況、麦供出闘争、税金闘争組織拡大方策等農民運動の重要問題について論議がたたかわされた。とくに注目すべき点は、税闘争において労農共同闘争の事例が紹介されてその威力が確認され、またかくし田摘発闘争についてかつて一種の生活防衛的意味のあること、これとボス富農のかくし田とは区別さるべきこと、かくし田闘争はひとり土地問題にかかわるものでなく、税金供出闘争に関連することなどの意見がでた。たとえば

「かくし田はどこにもある戦時中の収奪供出の抵抗として生れた。これを一率にかくし田と見る事は間違だ。従つて議案のかくし田の項を反動支配と不正の根拠となつているかくし田の摘発と訂正すべきだ」（深沢）「かくし田摘発はスローガンにならず、村内の階級闘争の一環として当然出てくる。裸にならなければ闘えないというのは問題だ。村全体としてかくし、抵抗になつていると。半封建的な支柱として考えると失敗する」（竹村）「反動の支配もしくは不正の根拠となつている場合は闘う。しかもこれを現実の反帝闘争の中でやつて行くべきである。これだけをとりあげてやつて行くのは誤であろう」（議長）（「農民運動資料」一二月五日一二号による）。

第二日目は組織問題を中心に討議がすすめられ、部落を基礎とする動員体制がなお不充分なこと、部落組織の活用がなされず、幹部の不足が運動の展開をさまたげ、組合員が減少している点などが指摘された。たとえば、兵庫では「三万人の組合員を誇つたが現在は会費完納が三千に減り、ほとんどの支部は解体状態だ。……関西では活きた組織は戦前と同じ位に減つた。古い人達が障碍になつている。」（前掲資料一一ページ）

その他宣伝、財政、労農提携等各問題につき討議し、またつぎのような農民戦線統一のための声明書を発表した。

（前略）今こそわれわれは立ちあがらねばならない。全日本の農民が一丸となつて闘わなければならない。農民戦線の統一こそ農

民の敵が何ものであるかを知つているすべての農民の唯一の念願である。どの様な思想をもち、どの様な政党を支持するかという様なことは問題ではない。ただ一つ、農民の利益を守るという点で一致すれば、一切のゆきがかりをすてて、無條件に大同団結すべきである。

兵庫をはじめ全國各地で日農や全農傘下の農民は勿論、広汎な未組織農民が、共に闘つているのは、現実の狀勢がもはや日農とか全農とかいうような組合の繩ばりを許さないところまで来ていることを実証しているものである。かくて一部に唱えられている反共を統一の條件とするが如きことは、農民の意志を裏切るものであつて、これこそ口に統一を唱えながら統一を破るものといわなければならない。わが日本農民組合は結成以来農民戰線の統一のために闘い来つたものであるが、今こそ決意をあらたにして全農民戰線統一のために努力を誓うものである。

一九五〇年一一月一五日

日本農民組合第二回中央委員会

第七章　農民團体の現狀

一、日本農民組合（統一派）

◇一九四六年二月九日、一五万人の組合員を有する全国的単一組合として結成され、一九四九年四月第三回大会当時一七〇万人の大衆的組合に成長したが、その第三回大会で二派に分裂し、反共的主体性確立同盟系統と容共的統一派系統の二つの独立の組織が出来た。

◇本部事務所　東京都千代田区内幸町二ノ一六

◇機関紙　「日本農民新聞」外に「農林資料通信」（月三回発行）

◇役員

最高委員　野溝勝、黒田寿男、統制委員長　清沢俊英、指導局長　岡田宗治、教育宣伝部長　玉井祐吉、政治部長　上林与一郎、農業政策部長　江田三郎、調査部長　伊藤実、機関紙部長　石山一布

中央執行委員

岡田宗治（東京）玉井祐吉（新潟）上林与一郎（山形）江田三郎（岡山）豊下吉次（秋田）山内二郎（福島）田中清逸（宮城）田村勘次（群馬）栗原悦太郎（群馬）大和田正三（茨城）板橋英雄（東京）若林忠一（長野）白井安太郎（新潟）竹内五郎（新潟）矢後嘉蔵、岡良一（石川）足鹿覚（鳥取）佐竹新一（広島）福家シケミ（香川）成瀬喜五郎（徳島）北口栄（福岡）野上健次（大分）大森真一郎（本部）伊藤実（本部）

二、日本農民組合（統一派）

◇本部事務所　東京都千代田区丸ノ内三ノ一（一九五一年四月千代田区大手町一ノ五に転）

◇機関紙　「農民新聞」外に「農民運動資料」（月二回発行）

◇役員

委員長　久保田豊（静岡）副委員長　小原嘉（長野）書記長　下坂正英（兵庫）会計　菊地重作（茨城）

常任中央委員

柴田久次郎（青森）山口武秀（茨城）組織部長　浜野清（栃木）斎藤貞次（千葉）韮沢四朗（新潟）統制部長　深沢義守（山梨）調査部長　福島義一（静岡）足立梅市（三重）竹村奈良一（奈良）前村松夫（山口）西原佐喜市（愛媛）青年婦人部長　木村栄（鳥根）教育文化情報宣伝部長

三、全國農民組合（全農）
◇結　成　一九四七年七月二五日
◇本部事務所　東京都港区芝琴平町二　虎ノ門会館
◇機　関　紙　「農民組合新聞」
◇役　員
顧問　杉山元次郎、平野力三、会長　賀川豊彦、副会長　佐竹晴記、同組織部長　永井健、会計　中世古清継、会計監督　叶内、平工喜一、石原信二、書記長　赤松明勅
常任中央委員
総務部長　加藤鐐造、政治部長　松沢一、農政部長　井上良二、情報宣伝部長　細田綱吉、機関紙部長　小林進、調査部長　今里勝雄、青年部長　佐野正友、溝淵松太郎、吉川兼光、沼田政次、田口健吉、萩原紀、渡辺利男、伊勢幸太郎、藤宮彦、山本松次郎、山中武雄、金田範俊、永野実郎、龜田得治、本藤恒松
中央委員長　小林慧文、三重県農民連盟、中央副委員長　石川清一（北海道）一柳芳男（山口）柴本嘉明（長野）
中央常任委員
松浦定義（北海道）大須賀一郎（宮城）富塚敏信（千葉）金子与重郎（群馬）佐伯宗義（富山）井口貞夫（徳島）防野久雄（和歌山）中村寅太（福岡）千石虎二（全指連）平尾卯二郎（全指連）森八三一（全販連）島田日出夫（全購連）
幹事長　中村吉次郎

五、農業復興会議
◇結　成　一九四八年六月一四日
日農（主体性派）全農、全農連、全国農協連合会、農林中央金庫農地委員会全国協議会等の農民農業諸団体の協議体
◇本部事務所　東京都千代田区神田駿河台二ノ五
◇機　関　紙　「農業復興」
◇役　員
議長　東畑精一、副議長　黒田寿男、野溝勝、幹事長　岡田宗治

四、全國農民連盟（全農連）
◇結　成　一九四六年六月一一日。
◇機　関　紙　「盟友」外に「全農連情報」（月三回発行）

第四篇　その他の社会運動

第一章　学生・青年運動

一、イールズ声明反対闘争　一九五〇年東北大学に端を発した、全国学生自治会総連合（全学連）を中心とする「反帝平和」の政治闘争は、一連の反共政策の嵐の中で「日本降伏以来みられなかつた」ほどの烈しいものであつた。それは「イールズ声明反対」「全面講和の締結とその後の占領軍の即時撤退」あるいは「政令六二号によるレッド・パージ計画を粉砕せよ」等のスローガンをかかげて闘われたが、そこに一貫して流れていた平和と独立の叫びは、イールズ氏の姿を消させ、政令六二号による犠牲者をついに一名も出さなかつたのである。

イールズ声明反対闘争は、五月二日東北大学において口火を切つた。この日総司令部民間情報局教育顧問W・C・イールズ氏は「学問の自由」と題する講演をおこなおうとしたが集まつた学生約八〇〇名は「ノーモア・イールズ」を叫んで遂に講演を中止させてしまつた。講演中止後約二五〇名の学生大会を行い、一、公私不明のイールズ講演から大学を守つたことは学問の自由にとつて大きな意味をもつ、二、単にイールズ氏の問題でなく外部権力から学内を守るため迫りつつある戦争とファシズムと闘うために更に強力に組織的に闘うの二項目を確認した後、学問の自由を守れ、日本軍事基地化反対、全面講和要求、イールズ問題に関する学校当局の責任追求等の綱領の下に平和を守る会が結成され約二〇〇名が入会した。

この東北大学の事件は、全国に植民地教育反対の叫びとなつて現われた。

五月四日行われた五・四記念アジア青年学生蹶起大会においては「ノーモア・イールズ」の声は「侵略戦争反対」「アメリカ帝国主義者を打倒せよ」「占領軍即時撤退」等のスローガンとなつて現われた。又、同日全国学生自治会総連合では東北大学事件に関し次の声明を発表した。

一、イールズ氏の共産主義者を学園から追放すべし、との講演内容に関して明らかにポツダム宣言における「言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立せらるべし」という規定および極東委員会の政治的決定たる一九四七年四月一日本教育制度の原則」に関するマ元帥指令中の「教師と学生の独立した思想は奨励されねばならない」という原則に明示されたアメリカ合衆國はじめソ同盟その他極東委員会構成國の義務と相容れないものと考える。よつてわれわれはイールズ氏のかかる種類の言動にたいして極東委員会構成國は、その責任において適当な処置をとられ日本人民と占領当局との間におこる無用の混乱をさけるようすみやかに指示されんことを要請する。

二、文部省のイールズ氏講演にたいする要請にかんして、これは

憲法および教育基本法に明示された「学問の自由」の規定に違反するもので、このような内容の講演を要請することはただちに停止するよう厳重抗議する。

三、東北大その他全國大学におけるこの種紛争は学問の自由の侵害がやがて戦争に導びくものであるという日本のインテリゲンチアの血をもつてあがなつた貴重な体験からの深い教訓にねざすものであり、戦争に反対し、自由を愛する総ての日本人民のこころからの抵抗運動であることをあわせ声明し、全日本の人民諸君および平和を愛する世界の進歩的人々とともに思想と学問の自由を侵すものの運命がやがて第二次戦争の帰結と同じ没落の道をたどるものであることを確信し、いよいよ憤激をこめて平和と自由と独立のためにたち上られんことを訴える。

六日には、全労連と全学連は次の如きメッセージを交換し、学生と労働者の結合をはかつた。

全労連より全学連へのメッセージ（要旨）

全学連に結集した学生諸君！　いまや帝國主義者は、ソ同盟を中核とする世界平和勢力、特に世界労連に結集した七、八〇〇万の労働者の闘争によりその基礎を弱め、それだけ氣狂いじみたファッショ的攻撃に狂つている。全労連は彼らの学問、思想の自由に対する弾圧に対して、英雄的な抵抗運動を展開した諸君に対し心から挨拶を送る。マ元帥声明を機として公然と反共、軍事基地化、戦争準備に乗り出した國内反動と結びついた外國帝國主義者のこの攻撃に対し、今回の東北大事件は諸君が決して屈せず、反戦、平和の闘士としてあくまで闘うことを示した。われわれはかつての滝川、河合事件の経験をかえりみ、五・四運動が上海労働者の反帝闘争と結びつき勝利した教訓を学んで、労働者を中核とする民主民族戦線の一翼として固く団結し、かつ國際的平和勢力と結合しつつ、外國帝國主義者を追放し、平和と独立のために闘われんことをのぞむ。

全学連より全労連へのアッピール（要旨）

世界労連の旗の下に全労連に結集した全日本の労働者諸君！

全日本の学生は、帝國主義者に対し全力をあげて抵抗運動を組織してきた。しかし過去の闘いは未だ不十分で、反帝の有効な闘争を組織することなく、單に政府、地方自治体のみ攻撃する愚もしばしばあつた。然し我々は過去の経験から、帝國主義者の追放なくしては、学問の自由も日本人民の解放もありえないことを知つた。

そして佛伊諸國の労働者の英雄的闘争に深く感激し、労働者階級こそ平和と独立の戦士なることを確認した。我々も帝國主義國の軍事基地化を妨害し粉砕するために闘う。

神戸、金沢、静岡、九州各大学の闘争によつて培われたエネルギーは、東北大学生の決然たる闘争により燃え上つた。全支配階級はろうばいし、ろう獄で我々を脅かしつけている。だが我々の背後にはソ同盟中國を中心とした全世界一〇億の平和勢力あり、我々は断じて愛國的國際主義の旗を下さない。滝川事件の記念日五・二四、中國の五・三〇記念日が迫つている。我々は「五月の嵐」を日本中にまきおこす事をちゆうちよしない。今やわれわれは、各地の学生、労働者を含む闘争に発展し、一六日には日比谷において「東北大闘争支持、自由擁護東京都青年学生蹶起大会」が開かれた。この日には学生、労働者約四千名が集まつた。大会は「狂ほうなるイールズ声明を撤回」せしめることを極東委員会、対日理

事会、マ元帥に対して請願することをきめ大会宣言を発表した。

蹶起大会の行われた同じ一六日には北海道大学において、イールズ氏の講演拒否事件が起つた。

全学連では運動方針を「新たな情勢の下でさらに発展させる」為に、二〇日に臨時全国大会を行う事に決定した。この大会に際して青年祖国戦線では、次のアピールを発表し、全学連本部に反省を促した。コミンフォルム批判を契機としての共産党と全学連の対立は東大、早大、全学連書記局の各細胞の解散となつて現われ、全学連は遂に祖国戦線からも「組織と運動を破壊する階級的裏切」と非難されるに至つたのである。

全國の青年学生愛國者諸君に訴う（要旨）

日本の平和と自由、独立のために全人民が労働者を中心に一切の闘いを集中しているとき日本青年祖國戰線結成大会および五・一六闘争を通じてあらわれた最近の全学連本部とそれにつながる一部の学生の動きは、ぎりにほかならない。しかも青年祖國戰線結成大会に中執が出席しなかつたことにたいして、その自己批判を祖國戰線全國委員会の指導のもとに発表することになつていたのにそれをいまもつてせず、しかも五月五日付で中執はまつたくの裏切的な声明を下部にながした。

彼らはその中で一全学連中執委を故意にヒボーする分裂主義者のデマと策動に乗ぜられぬように希望するものである」とかいてあるが、一体だれがデマと分裂策動を扇動し、革命的青年の統一をやぶろうとしているのか、学生運動をたえず排発し冒険主義をもつて闘いを裏切つてきたのはだれか、それこそ全学連中央のとつた行動ではないか。

五・一六闘争は、全体として祖國機線の指導のもとに、正しい学生諸君によつて堂々と闘うことが出来たが、その準備会で全学連の指導部がスローガンにおいてとつた態度はあきらかに大衆をグローし、運動の目標を冒険主義のもとに不明確にするものであつた。祖國戰線全國委員会は、かかる裏切的分裂主義者を断固として粉砕するために闘うことを、祖國戰線の発展、強化のために全青年学生の階級的行動の統一を、今回の全学連第四回臨時大会で闘いとり一切の敵の挑発をはねかえさねばならない。

大会は九段家政学院で行われ、まず武井委員長から「青年の統一戦線を過少評価していたことを自己批判し、こんご青年祖国戦線の一環として闘争を行う」との自己批判があり「帝国主義を打倒し、祖国を抑圧とドレイ化から解放するために闘うために闘う」との大会宣言を可決し当面の基本任務として次の事を決定した。

一、世界平和擁護委員会の決議にしたがい、百万票の平和投票を行い、軍事基地化反対、公正講和の促進を「大学法」をフンサイした六月二六日を期して展開する。

一、イールズ声明を先頭とする植民地化に対し五・三〇、六・三の労働者のケツ起に呼応して全労連の旗のもとにゼネストを行いデモに参加し、そのため各学内の各種団体が特色を発揮して準備するとともに、統一実行委員会を持ち同委員会は世界平和擁護委員会日本支部の各学校支部となる。

一、戦線統一と同盟を強化し、学生は自治会を強化するとともにあらゆるサークル、大衆組織を結集し、その中に「反戦学生同盟」を組織し、これが学内団体のなかのアクチーヴとなつて日常闘争をねばり強くやる。

一、地域闘争を重要視するが、闘いの目標を地方権力機関におくのではなく、全國的階級闘争の一環として把握する。

更に、学生と労仂者の結束をかたくする爲に、臨時大会の名において、全労連に対し次のメッセージを送つた。

メッセージ

世界労連の旗の下に全労連に結進した全日本労動者諸君、全学連第四回大会は反帝平和闘争の旗手日本労働者階級に焔の如き同志的挨拶を送る。大会は六月三日ゼネストを中心とする闘争方針可決と共に労働者階級との固い同盟を誓つた。労働者諸君、諸君が労働者階級の戰闘的統一を闘いとり実力をもつて日本民族の解放と戰争放火者に反対する闘争の指導者としての権威を更に発揮されることを期待する。

五月三〇日には、東大を始めとし官公私立十数校八、〇〇〇名が「イールズ声明反対」「反帝平和」のスローガンの下に集まつた。しかしこの大会は、散会近く八名が、進駐軍関係官によつて検挙されるという事件が起つた（集会・デモ・抗議運動の項参照）。この様に盛り上げられた高度の政治闘争は六・三ゼネストに持ち越され、当日は、全国二〇校が二日発表された集会デモ禁止命令をけつて、ストを行つた。

かくしてイールズ声明反対に端を発した全国学生の闘争は、いく多の犠牲者を出しながらも「学生の利益を本質的にさまたげる敵をうちくだくために、真に実力ある闘争を展開し」これ以後平和擁護闘争へと発展していつた。

七月三日には東京都学生平和擁護大会が開かれストックホルム・アッピール署名獲得の爲に「新制高校に行動隊を送つて署名獲得に努力する一方、帰省する学生も郷里に於て投票獲得の活動をつづける」事が決定され七・八・六、八・一五等の記念日には街頭進出、戸別訪問等を行い署名活動を行つた結果、九月七日現在全学連に達したのであつた。署名運動は以後も継続的に行われ、一九五〇年末において、三〇万に達した。

二、レッド・パージ反対闘争　朝鮮動乱の起つた六月下旬以降、政府は、新聞、報道、電産とやつぎ早やの赤追放を行つたが、八月に入るや、公務員のレッド・パージを計画、大学教授、地方公務員については、国家公務員法第七八条第三号を適用するには、難点があるとし、政令六二号即ち「職業軍人著名な軍国主義者、極端な国家主義者または連合軍の日本占領の目的及び政策に対する著名な反対者」を適用することが問題になつた。全労連はこのような情勢下八月二四日、全学連に対し次のようなメッセージを送つた。

メッセージ

全日本の学生諸君！

諸君たちが休暇で学園を留守にしている間に、諸君たちの学園は、ファシストの泥靴でふみにじられようとしている。

法律によつて保障された民主主義的諸権利を無視して新聞や放送から進歩的、良心的ジャーナリストを追放した反動勢力はさらに官廳、電氣事業をはじめとして、諸君たちの学園からも赤色分子の名のもとに、單に共産党員ばかりでなく、戰争に反対し全面講和による日本民族の完全な独立を主張する人々を一切追放しようとしている。

新聞の伝えるところによれば、南原総長の進退さえ問題になつているといわれている。

このようなファシスト的暴挙は、あきらかに日本を軍事基地とする植民地的戰争協力体制をつくりあげるものであり、そのために全日本の人民から眞実を知る眼と耳を奪い、眞理を覆いかくそう

とする最も暴力的な陰謀である。

眞理と自由を愛する全日本の学生諸君！

諸君は今までイールズ声明に対して英雄的な闘いをつづけてきた。この闘いの偉大さを知つた反動共は、諸君たちが休暇で学園を留守にしているうちに、この追放を強行しようとしているのである。

諸君は、速に学園に帰り、学生自治会を中心に、各地域の労働者階級の反戦平和の夏期攻勢と結んで全日本の学生を打つて一丸とし、全学連の旗の下に、戦争にみちびくファッショ的暴挙に反対し、学園の自由をまもつて、一大統一行動に起ち上るべきである。

もし諸君が、この時機に立ちあがらなかつたならば、ふたたび「きけわだつみのこえ」の悲劇をくりかえし、諸君たちは帝國主義者の肉弾に供せられることになるであろう。

諸君たちが、あらゆる政治的、宗教的見解の相異をこえて、学園の自由を守り、戦争に反対するという点において堅くむすばれ、同じく帝業主義者とそれの走狗のファッショ的弾圧と植民地的收奪に苦しむ労働者階級をはじめとするすべての人民とあらゆる地域で統一戦線を結成して闘うならば、諸君たちの勝利はきわめて明らかである。

ストックホルム・アピールにむすばれた世界の平和を愛する人民の力は今や堅くゆるぎないものであり、戦争を挑発している帝國主義者を大きくゆりうごかしている学生諸君、勝利はわれわれのものだ。今こそ、互に手を結んで立ち上ろうではないか。

これに対し全学連は「全日本の労働者諸君一と題する以下の如きメッセージを送ると同時に闘争宣言を発し「極めて重大な事態が発生した。帰省中の全学生は直ちに各学校に帰り、即時断乎たる闘争を開始せよ」と呼びかけたのである。

数日前、われわれは全労連から、学生は進歩的教授の大々的追放に対し労働者と統一戦線を結成して闘えとの力強い呼かけを受取つた。直ちに行動の統一のため起ち上ろうとしたその時、内外反動は全労連を解散した。

世界の戦争屋は日本を重視し、その軍事基地兵器工場として戦時体制へ再編成している。われわれの学園からの進歩的職員の追放も、全労連の解散も全くそのために行うものである。

この事は現在労働者と学生が同じ敵に向つて共同闘争を行いうるということである。今日われわれは全日本の学生諸君に決然たる闘争への奮起を訴えた。全國学生は団結し再び英雄的闘争を展開するであろう。

この際、全日本の労働者諸君が弾圧に屈せず断固たる反撃に立ち上り学生と統一戦線を結び、日本人民の闘争の主力部隊として諸君の戦闘力を発揮されるならわれわれの闘いはすばらしく前進するであろう。

われわれ学生は諸君のさしのべた手を決意に満ちて固く握り返す。同くスクラム組んで闘いに立ち上ろうではないか。

かくして二三日都学連では「レッド・パージ粉砕をあくまで実力行動に訴え一〇月五月を期し全都の大学一せいにゼネスト突入、このため学期試験はボイコットする」との方針を傘下各校に指示した。この方針はまず二五日法政大学における試験ボイコットとなつて爆発し、二八日には、早大学生大会が学校当局の中止告示を押切つて行われたが警察予備隊十個中隊によつて弾圧され、九名の検挙者を出した。

それにもかかわらず二九日には新制東大が試験ボイコットを行い、当時、重要産業に於て行われたレッド・パージに反対する叫びと

合し、闘争は昂揚して行つた。当時東大、出隆、早大、松尾隆、法大文学部近藤忠義他五名、経済学部孤淵鎭雄他二名等の進歩的教授達は「レッド・パージに反対し、学生諸君の闘争の発展を祈る」等のメッセージを発表、学生に大きな影響を与えた。かくて一〇月三日全学連は次の如き闘争宣言を発表した。

闘争宣言

一九五〇年第一学期、全日本学生の誇るべき闘いはイールズ声明を粉砕した。この勝利の業績に今再び汚らわしき攻撃が兆まれた。即ちすでに閣議で決定され、天野文相自ら一〇月初旬発令の決意を語つた、と伝えられる政令六二号による大学の進歩的教職員追放がこれである。

ここにおいて我々はこれを急速に拡大し強化しなければならない。即ち一〇月五日東京都一帯は地域ゼネストを敢行する。一〇月一七日を目標に関西、東海、九州の三地方は地域ゼネストに起ち上る。そして一〇月二〇日には全國一斉にゼネラル・ストライキに入る。

われわれ学生は、この「赤色追放」に断固として反対する。何故ならば思想信仰の理由による追放は、学問と学園の自治を圧殺するものであり、基本的人権に対する許しがたい侵害であるからである。だがそれのみではない。今回の「赤色追放」はるかに決定的な性格をもつている。帝國主義者は一切の民主的平和愛好人士を各界から追放することによつて、彼らの政策の最後的仕上げをたくらんでいる。彼らの政策とは他でもない。日本人民にポ宣言違反の單独講和をおしつけ、日本における軍事基地保有と帝國主義軍隊駐トンを永久化し更に日本を再軍備してこれを第三次大戦の肉彈とすることであるといわなければならない。この全面的「赤色追放」計画を粉砕し得るか否かは、日本民族の独立と、世界平和の運命を決するであろう。

われわれ東京都の学生は、この「赤色追放」計画を徹底的に粉砕するために、不退轉の決意をもつてけつ起した。既に東大、早大、法大、新制東大の闘争は官憲の彈圧をけつて爆発し、全日本人民を鼓舞激励し帝國主義者を震がいせしめている。焦燥の余り一に狂暴化した敵は、しや二無二暴力を行使し彈圧を兆むであろう。しかしわれわれはいかなる彈圧に抗しても以上の闘争を断固闘い抜くものである。もし全学連解散の如き暴圧を以てわれらに応えるならば全日本学生は即日抗議集会を組織し、翌日は一斉のゼネラル・ストライキとデモンストレーションを以て敵の暴圧に倍する一大彈圧を血迷う敵の頭上に下すであろう。

われわれは勝利を得るまでは一歩もひくものではない。彈圧をこに誇らかに想起したい。そして今、ろう火のあがつたこの闘いも、必ずや輝かしき勝利の大道に導かんことを確信を以て宣言するものである。

当時、全学連に送られたメッセージの中、代表的なものとして東京都工場代表者会議が一〇月一六日発したものを次にかかげよう。

メッセージ

全学連に結集する男女学生諸君！

東京都下の四六労働組合を代表する東京都工場代表者会議は、諸君のレッドパージ粉砕のための英雄的闘争に心から激励の言葉を送る。

諸君が自由と平和のために、官憲や、学校の弾圧にも屈せず、断乎として闘争し、すでに幾多の成果をあげたことは、われわれ労働者に限りない勇気を與えるものである。

失業と窮乏の中で戰爭協力を強いられている労働者階級にも、続々とレツド・パージの攻撃がかかり、帝國主義者達は更にわれわれを奴隷のような生活、無権利の状態においこもうとしている。われわれはこれに反対し、諸君と共通の敵に対し断乎たる抵抗に立上ろうとしている。

工代会議は諸君の闘争を孤立させることなく共同の闘いを組み日本民族の危機を乗り切るために蹶起することを決意した。

一〇・二〇全國ゼネストをめざして闘つている男女学生諸君！

一〇・二〇全國ゼネストの勝利のために全力をあげて奮闘せよ。

諸君の不屈の闘争を全民族の闘争に拡げよ、全学連のレツド・パージ粉砕闘争万才！

工代会議に結集した労働者のレツド・パージ粉砕闘争万才！

学生と労働者の友情と団結万才！

自由と平和と独立のために

一〇月一九日、産別、全金属、大化学等約一〇労組は、学生の闘争についての態度を決定し、冒険主義的傾向を排除せよとのメツセージを学生におくつた。

（メツセージ（要旨）

諸君が戰爭と植民地にみちびくレツド・パージに反対して全國的な統一行動に立ちあがつたことにたいして諸君と同じ目標で共通の敵と闘つているわれわれは全日本の労働階級の名で諸君の闘争を支持し内外の反動勢力が諸君の上に加えているファッショ的弾圧にたいして抗議するものである。

狂暴化した反動にたいして学生全体がかたく団結し進歩的教授、研究者、職員たちと提携して学園を権力の圧迫から守り労働者をはじめすべての人民と手を結んで長期にわたつて粘り強く闘う体制をかため冒険を排し正しい指導のもとに屈伸性ある戰術をもつて闘うならばレツド・パージを粉砕し学園の自由を守り、反動どもを逆に追放して平和と独立の途を歩むことができる。それ故諸君たちの勝利は当面する民族独立闘争の中核部隊である労働者階級の闘争とかたく結合することによつてのみ保障される。われわれは総明なる学生諸君が必ずやこのことを理解してその光栄ある任務を完全に果すであろうことを確信する。

全学連の旗の下、レツド・パージ粉砕にたち上つた全日本の学生諸君の団結万歳！　戰爭反対、民族独立のための労働者と学生の団結万歳！

一〇月五日には予定通りストが行われ、官・私立大学一一校三九、六〇〇名が参加、午後には約四、〇〇〇名が東大で開かれたレツド・パージ粉砕全都総蹶起大会に集まり、警察の干渉をけつて学内デモを行つた。

一七日に至り、早大では「レツド・パージ反対、平和と大学擁護大会」を開いたが、大会終了後、七九〇名の警官によつて一四三名の検挙者を出す事件が起つた。この頃から全学連に対する弾圧はますます烈しさを加えた。この時にあたり、七月に結成された学生運動総協議会では「この際一挙に全学連にかわり学生運動の主導権を握ろうと計画」（毎日新聞）一八日緊急幹事会を開いて「十月中にまず東京都の全学連未加入校五〇校に仂きかけて来る二八日第一回の自治会代表協議会を開き、この組織を全国におし拡めて近く『全日本学生会議』という最高協議機関を設置する。これが全学連に代つて各校自治会を指導して行く」ことを計画した。しかしこの運動は学生の支持する所とならず立消えとなつてしまつた。

二八日には早大事件の検挙者中早大生八六名が退学処分を受けた。この頃から全学連の闘争は、中央大学他数校の脱退等があつて表面的な華やかさを失つて行つた。

三、青年祖國戦線の活動　一九五〇年における青年運動は、日本青年祖国戦線を中心とするものであつた。労仂者、農民、学生と男女を問わず広く結集された青年達の植民地化反対、戦争反対の為に行われた闘争は、日立、東宝、富士三鷹等の労仂者の闘争や、レッド・パージ反対を叫んで立ち起つた学生の闘争と結合し、これらの闘争の推進力となつたのであつた。

二月二一日行われた国際学生反植民地闘争デー日本中央大会において、青年祖国戦線の綱領と宣言が満場一致可決されて以来、日本青年祖国戦線結成全国準備会は、着々その準備を進めていたが、四月四日「平和と民族独立を闘いとる日本青年祖国戦線結成にあたり全国の全青年愛国者に訴う」と次のアピールを発表した。

アピール（要旨）

労働青年、農民青年、市民青年学生、民族青年諸君！

日本の平和と独立を強力に指示するポツダム宣言は、敗戦後四年半の間に國際独占資本とその手先きによつてつぎつぎとふみにじられ、賣國奴吉田内閣のとる政策は人民の生活を破壊し、再び新しい戦争のために祖國日本の恒久的軍事基地を強行し、日本人をかつてない植民地奴レイのような状態におとしいれている。世界の平和勢力の増大、植民地における民族解放闘争の発展、恐慌の深化など、おさえることのできないその危機とほう壊からまぬかれるため國際独占資本は強引に新しい戦線を求めようとしている。外國の戦争目的の為、祖國日本を火薬庫とし、全人民を肉弾に供するような事実に対していまこそ全青年愛國者は世界の平和的青年勢力と手をにぎり、全力をあげて反対し闘いをいどまなければならない。

一、平和と独立を守るためにポツダム宣言に約束されている全面講和を一日も早く締結し、講和締結後の全占領軍の即時撤退。

一、われわれを肉弾に供する軍事基地化反対！　國土開発、平和産業の無制限拡大で青年の失業者をなくせ。

一、アジアの兄弟を殺し、世界の平和を破壊する軍需品の生産と輸送反対！

一、青年の低賃金は戦争のもとだ。食える賃金で平和を守ろう。

一、職場を監獄化する賣國職階制反対、職場を民主化しろ！

一、戦争の為の食糧の輸入と重税から農業を守れ、くさい飯はいやだ。日本の科学、教育、藝術を守れ！

一、賣國教育と植民地文化をたたきだせ。日本米を食わせろ！

一、在日民族青年に対する不当な差別待遇反対、民主的民族青年を殺す本國送還絶対反対。

一、われわれは世界民青連と國際学連を中心とした全世界の平和的青年勢力と堅く団結し、これを阻むすべての敵と闘う。

一、賣國吉田内閣を倒せ！　祖國を愛するすべての青年諸君は職場農村を問わず、政党信仰を論ぜず、男女共に固くうでを組み直ちにあらゆる所でその形をとわず日本青年祖國戦線に結集しよう。

このアピールは、ひろく、労仂者、学生に支持され八日開かれた青年祖国戦線第三回拡大準備会は、全日土建、昭和電線、富士三鷹など東京、神奈川の重要職場から七〇名が参加した。

かくして二一日より三日間にわたつて行われた結成大会は、全国各地結成準備会の青年学生、日映演、全商工、全農林、産別、電産関東、全日通、富士三鷹等の労組等六七〇団体（三六七万名）の代

表九七四名が参加した。「平和と独立への情熱にあふれた白熱的討論」は全日本青年の二六%によつて組織された青年祖国戦線を発足させ、大会は、次の大会宣言と綱領を発表して幕を閉じた。

大会宣言（要旨）

くずれゆく支配権を戦争によつてきりぬけようとする世界の帝國主義者とその助けをかりて天皇制帝國主義の復活を企てている貧國反動勢力はまたもやそのために平和な祖國の山河は外國の軍港と陣地にかわり、一切の平和産業はつぎつぎにつぶされ、外國資本によつて支配される。このとき全日本の民主的愛國青年および在日少数民族青年は職場と村と学校の貧國奴隷戦線をかちとつた。われわれはこの力をもつて民主的な統一戦線をとたたかい、生活を守る闘争の先頭に立とする全日本の青年祖國おしすすめるとともに、労働青年を中核全人民の民主民族戦線に結合し、さらに平和のとりでであるソ同盟、中華人民共和國を先頭とする世界の民主勢力の期待にこたえ再び世界に戦争を許さないためにだんことして闘い抜くであろう。

ポツダム宣言にもとずく全面講和即時締結、講和後全占領軍の即時撤退

貧國吉田内閣打倒

日本青年祖國戦線万才

日本青年祖國戦線綱領（要旨）

われらは、日本青年祖國戦線に結集し日本民主民族戦線の先頭に立ち生活の安定と向上、日本民族の完全独立、世界の恒久平和のためつぎの綱領のもとにあらゆる行動を統一して闘う。

一、ポツダム宣言の厳正実施、日本の独立と主権の完全な回復、民主民族戦線政府の樹立。

二、ポ宣言にもとずく全面講和即時締結。

三、日本の民主化の徹底と平和体制の確立、原子兵器の禁止と原子力の國際管理。

四、世界民青連への統一的参加。

五、戦争犯罪人、反動分子の復活反対、ファッショ的軍國主義的青年組織の根絶。

六、外國独占資本による産業の破滅と隷属反対。軍需品の生産外國への輸送の阻止、ソ同盟、中國との自主貿易促進。

七、八、九、（略）

一〇、植民地的ドレイ賃金、職階制賃金に対する闘争。

一一、一二、（略）

一三、強制供出反対、日本の農業を破滅させる食糧輸入の阻止。

一四、一五、（略）

一六、在日少数民族の民主的権利の擁護。

一七、政治的活動の完全な自由、結社、出版、集会、デモに対する弾圧との闘争、警察力の増強反対。

一八、軍事的植民地的愚民教育の排除。

一九、（略）

二〇、軍國主義思想、人種的、民族的偏見・ドレイ根性からの解放。

青年祖国戦線は高まる労仂攻勢の中で東京都活動家会議を五月二八日に開いた。討論は「祖国の兵器廠化をねらう日立、東宝などの闘争について、いかに労仂者の連帯性を強化するかの点に集中され政治的スローガンと共に祖国戦線防衛隊を確立、ただちに行動を起すことこそ勝利への道である」と確認、次の宣言を発表した。

K 2/14

われわれの選ぶ道は今二つに一つだ。祖國の産業を植民地の工場にするか、祖國の工場をまもるか。われわれは、池貝自動車、日野ジーゼルの闘かいではつきり知つた。ただ一つ鉄のごとき団結ともゆるがごとき青年の行動力があるとき、いかなる彈圧にさらされようとも、祖國の工場を死守できることを。この日東独の自由ドイツ青年同盟の五〇万の青年たちは平和と祖國の統一をさけんで大デモを敢行した。全國の愛國青年諸君、青年祖國戦線の下に全國の津々浦々に祖國防衛行動隊を作れ、反戦期のひるがえる所祖國防衛の行動隊の堂々たる大行進をおこせ。東京の青年活動家は全國にさきがけてその実践を誓う。

五・三〇事件（集会・デモ・抗議運動参照）に際しては行動方針として、㈠無罪即時釈放、完全公開民主的方法による裁判のやり直し、㈡事件誘発の直接責任者、田中警視総監の即時罷免、売国吉田反動内閣打倒、を決定、これらの要求を貫くため直ちに次の行動にうつることを決定した。

一、スト・デモ・抗議文など、実力によるあらゆる抗議運動を起す。

二、六月一二日までに全国五〇万の署名を中央に集結する。

三、平和投票と、救援カンパを必ず結合する。

更に祖国戦線、日本民主青年団合同で「ファッショ的裁判に抗議する」との声明を発表した。

八月六日に、青年祖国戦線は、広島で全国青年平和大会を開催しようとしたが、「官憲の手によつて官製平和祭までふくめて開催を禁止された。これに対し大会代表団三五〇名は広島市にこの暴挙こそ戦争への道であることを広く訴えると共に」「広島市内某所で六日午後一時より堂々と祖国戦線全国代表者会議を開催」し（民主青年新聞）、「朝鮮内戦に関する決議」他数項目にわたる決議を行つた。

更に祖国戦線では八月末までを平和投票完遂月間として、ストックホルム・アピール二〇万獲得をめざして闘い、八月一五日現在祖国戦線において集計されたストックホルム・アピールは七四九、七七六票に達した。

一方当時行われた日立、私鉄、富士三鷹の闘争には、祖国戦線行動隊は先頭に立つて闘い宣伝其の他に大きな役割を果した。

一〇月に入るや七、八両日祖国戦線第二回全国委員会を開き「朝鮮から手をひけ」との国際連合に対する要請文他一〇項目の決議文を採択、「赤追放に対して」と大要次の様な内容の声明を発表した。

占領下の東京は美しく復興した。だがこの街の隅々に、明日の米に困る労働者、愛する学園を去つて行かなければならぬ学生がいる。しかもその上に政府は赤追放を行わんとしている。これこそが、帝國主義者の陰謀なのだ。ドロ靴とコンボウとピストルで平和を守る日本人の血を路上に流した事実こそ鬼面の様な奴等の正体なのだ。戦争の危機は再び迫つてきている。われわれの職場、われわれの学園を最後まで守りぬこう。

勝利の確信に燃えて立ち上れ！

レッド・パージ絶対反対！

この第二回全国委員会の「朝鮮から手をひけ」等の決議、声明等は、平和を愛する人々の賛同を受け、その力は一一月一七日第五回国際青年デーに結集した。当日は、世界民青連日本幹事団、日本青年祖国戦線を始め、ＹＭＣＡ有志、華僑、朝鮮の人々が集つて行われ、アジアから手を引け、日本再軍備反対の内容の「全世界青年への平和の提唱」を満場一致採択した。

第二章　婦人運動

第一節　婦人の平和擁護運動

婦人の平和擁護運動

一九五〇年の日本における平和擁護運動の中心的な課題は、ストックホルム・アピールの署名運動にあつたが、特に第二次世界大戦で悲惨な体験をした日本婦人は、この運動で、重要な役割をはたした。更に、平和擁護のための各種の集会が、各階層の婦人によつて組織され、「夫や息子を戦場に送るな」などのスローガンが掲げられた（ストックホルム・アピールへの署名運動については第二編第九章「平和擁護運動」の項を参照）。

一、國際婦人デー　ストックホルムにおいて、平和擁護世界委員会第三会総会が開かれる直前の三月八日、国際婦人デーにさいして、国際民主婦人連盟より日本民主婦人協議会あてに、つぎのようなメッセージと、「平和と生活のために団結しませう」と書かれたポスターが送られてきた。

メッセージ

國際民主婦人連盟は一九五〇年三月八日を要求貫徹闘争記念日たらしめようと努めている各國の信條を異にする婦人の皆さんに熱烈な挨拶をおくります。婦人は今年この日を平和と生活防衛のスローガンのもとに祝います。

平和と生命とは婦人にとつてもつとも貴重な贈物なのですが、それが危機にひんしているので婦人は自分たちの苦しんでいる窮乏が巨大な軍事予算にもとずくものであることをさとつていま す。平和戦士と一しよに原子爆弾その他の大量虐殺の諸手段が禁止されることを要求するつもりです。（以下省略）

この国際民主婦人連盟のメッセージに呼応して、日本でも、三月八日、全国各地で集会がもたれた。国際婦人デー実行委員会主催の日本中央大会には、民主婦人協議会、婦人民主クラブ、民主保育連盟、産別、全官公、社会党、日本女子勤労連盟、新日本婦人同盟、共産党などの各団体約一〇、〇〇〇人が参加、午前一〇時から東京日比谷小音楽堂でおこなわれた。壇上には戦争の恐怖とにくしみにもえる母親が、打ちふるえるわが子をしつかり抱いた大きな画と「戦争と貧乏に反対」という中心スローガンがかかげられた。

会は民主婦人協議会小川友子の司会ですすめられた。まず議長団の堀紀子から「平和のために戦うことは天にも地にもはじない神聖な闘いです」とあいさつのあと、来賓の渡辺三知夫（全労連）堀真琴（労農党）田島ヒデ（共産党）佐々木かん（日本青年会議）金恩順（朝鮮女性同盟）の諸氏が、この世界の婦人の日の祝辞を送り、強い決意と団結をもつて戦争に反対し全面講和をおしすすめようと強調した。ついで家庭の主婦、婦人労働者、日雇婦人などが、家庭や職場の切実な要求を訴え、ポツダム宣言による全面講和、工場で武器をつくるななど、一〇項目の決議を採たくした。ひきつづき婦人デーの一三のスローガンも可決された。この時ちようど、とどいた世界労連からのメッセージがよみあげられた。そのあと国際民主婦人連盟とアメリカ婦人へ戦争反対をよびかけるメッセージがよみあげられ、午後一時半から予定通りデモ行進をおこなつた。

このように一九五〇年の国際婦人デーは、平和を守る闘いの日として意義深くおくられた。

國際婦人デー中央大会決議

平和の鐘が鳴つて五年目、空襲のきずあとはまだ生々しいのに

新しい戦争のうわさは、私たちの生活を一層不安にしています。にくむべき不幸をおしつけているのは國際的な反動勢力とむすぶ吉田内閣を先頭とする賣國奴です。横須賀の軍事基地化ばかりか産業全体を戦争準備につくりかえるのに、私たちは夫や子供、恋人の命を守るため強く反対します。

國際婦人デー・スローガン

一、家をやき夫や子供を奪う戦争反対。一、ポツダム宣言にもとずく全面講和と民族の独立を。一、世界平和をおびやかす軍事基地化反対。一、原子爆弾・水素爆弾の製造禁止、工場では武器をつくるな。一、電氣・ガス・主食の値上げ反対、予算は生活のために。一、失業反対、平和産業と自由貿易を。一、平和を守るためすべての婦人は先頭に。一、平和のために世界の婦人と力をあわせよう。（以下省略）

二、婦人の日　日本婦人にはじめて選挙権が与えられたのは、一九四六年四月一〇日である。労仂組合に組織されている婦人たちが中心になり、この日を平和擁護の決意をあらたにする日として記念しようと、婦人団体協議会の主唱のもとに、三月二〇日、準備会がもたれた。この席上で民主婦人連盟の山川菊栄、神近市子等は一婦人団体協議会の名でおこなわれる大会のあり方は婦人の日を記念する根本精神から逸脱する」と不参加を声明した。

これに対し婦人団体協議会は、あくまで統一して、この大会を祝おうと、この日におこなう「訴え」の内容、スローガン、プラカード、旗など、こまかい点まで協議しあい、統一しておこなうことになつた。

かくて一〇日、東京日比谷において産別、総同盟、ＹＷＣＡ、新日本婦人同盟、社・共・民・自の各政党、各労組婦人部、朝鮮婦人、日屋婦人等約二、〇〇〇人が参加して「婦人の日」大会がひらかれた。議長に青野つる（新日本婦人同盟）、小川タマ（総同盟）がおされ、民主婦人協議会小川智子から婦人運動功労者として高群逸枝に感謝の言葉をささげ、市川房枝追放解除を決議したのち、別項のようなスローガンおよび大会宣言を採択した。なお三時からの平和行進は、議長から「組合旗、団旗はもたない」との準備会の決定を守るよう重ねて注意があつたが、労仂組合員の参加が多かつたため、組合旗、赤旗等をひるがえしたので、自由党、民主党、民主婦人連盟、ＹＷＣＡは参加しなかつた。

宣　言

憲法において男女平等がうたわれているにもかかわらず、それは実質的にはなんら行われていない。暗たんたる生活に加えて戦争の危機迫るという緊迫感が人々の心をさらに暗くおしつぶしている。このような現実を直視するとき個々の力は弱くても全婦人の強固な団結により、生活と平和を守りぬこう。

スローガン

一、戦争は絶対いやです。一、世界の平和は婦人の団結から。一、婦人の実質的地位向上。一、性別による差別待遇の撤廃。一、明るい政治で青少年を守れ。一、婦人に職場と保育所を。

三、國際子供デー　国際民主婦人連盟第三評議会は、六月一日を国際子供デーときめた。これは一九四八年にブタベストでひらかれた、国際民主婦人連盟第二回大会の「戦争より子供を守ろう」の決議を具体化したものである。

日本にも五月上旬にパリの民主婦人連盟書記長マクークロード、ヴァイヤン、クーチュリエから民主婦人協議会あて、報告と提案の呼びかけがあつた。これにこたえ、子供を守る準備会が主催となり、六月三日、東京家政学院で、朝鮮、中国の子供もまじえて、中央大会を開催した。その日、大きなおひめさまと、きれいな花と万

国旗が正面にかざりつけられ、まず、日本、中国、朝鮮から一人ずつ議長をえらびつぎのことを決議した。

一、原子ばくだんと戦争反対。一、武器を日本でつくらないで下さい。一、高くてまずいカスミルクはいやです。一、よい先生をやめさせないで下さい、なぐったりする先生をやめさせて下さい。

四、平和への希望條項をダレスへ手交　ガントレット恒子、神代田野、平塚らいちよう、野上彌生子、植村環の婦人運動の長老が提唱し、「単独講和反対、軍事基地化反対、永世中立」を内容とした「非武装、日本女性の平和への希望条項」と題するアピールを作成し、六月二五日午後、神代田野、ガントレット恒子の二氏を代表として、来日中のアメリカ国務省顧問ダレスを訪問、つぎのような英文アピールを手交した。

平和への希望條項

われわれは日本國憲法に定められた非武装・非交戦をあくまで守りぬくかくごである。

一、世界平和の実現を使命とするわれわれは、絶対中立を堅持し二つの世界の共存統合にあらゆる平和的手段をもつて努力する。

一、こういうわれわれは全面講和によつて連合國のすべてから、同時に日本の中立が確認され、不可侵が保障されることを日本のため、同時に世界平和のためまずなによりも希望する。

一、中國とは歴史的、地理的、経済的いずれの面から考えても、こんご友好関係をとくに保つていきたい。そのためだけでも、單独講和をちゆうちよする。

一、非武裝國日本不可侵の國際的協約によつて、いずれの國も軍事基地をもつ理由と必要を失うことを期待し念願する。

一、いずれの國の戦争にも協力しない。夫や息子を戦場におくり出すことを拒否する。

一、講和條約成立後は國際社会の一員として自國のみならず、すべての國の安全と自由と独立のため、國際平和運動にあらゆる面で卒先協力し任務を果したい。

四、婦人の平和運動と社共両党　朝鮮における戦争の勃発した直後の七月一六日、社会党婦人対策部は、全国婦人対策部会議を開き党中央委員会決定の平和国民運動の線にそつて具体的な問題を討議し、つぎの平和決議をおこなつた。

平和決議

第二次世界大戦の傷痕まだいえやらぬ去る六月二五日、隣國朝鮮において突如戦争が起つたことは私達の最も遺憾とするものであります。原子爆弾の最初の犠牲に供せられた日本として「戦争はいやだ」「平和を守りたい」という痛切な願いは全日本大衆の一致した声であります。しかしこれにたいし政府は大衆の要望をふみにじり一方的に日本を戦争にまきこませようとしており、共産党はまたぎまんな平和運動をおこなつております。この情勢の中にあつて、私たちは世界のすべての國々と仲よくし中立を堅持する以外に日本の平和を守る道はないという確信の下に、戦争を否定する婦人達の先頭にたつて平和を守るために、戦争を防止するために、重大な決意をもつて闘うことを決定いたしました。

（後略）

その後、社会党青年婦人部が中心となり、各地において「平和を守る」組織を確立した。たとえば、東京の「青年文化集団」や兵庫の「青年会議」がそれである。また一〇月六日には、党青年婦人部が中心となり「青年婦人文化の夕」をもよおし、平和を守ろうの呼びかけをした。

一方共産党でも七月一七日つぎのような「平和を愛する婦人の皆さんに訴える」のアピールを発表した。

アピール

全日本の平和を愛する婦人のみなさん

終戦後、わずか五年、焼けあとさえまだ生々しい思い出をとどめているのに、またしても戦争の危機がおそいかかつてきました。そしておそろしい原子兵器の犠牲に再びまきこまれようとしています。（中略）

すでにこの戦争の準備のために職場では首切りと、軍隊式の職階制がおしつけられ、婦人労働者はより悪い條件で仕事にしばりつけられています。夫の失業や生活の不安に主婦は内職を求め職業安定所には毎朝、必死で仕事を求める婦人が押しかけています。また子供の学力の低下と不良化は、忙しい母親の共通の悩みとなつています。

戦争とファシズムは五年間のたたかいでかちとつた婦人のわずかな権利さえも根こそぎ奪おうとしているのです。

平和を愛する日本の婦人のみなさん

戦争とファシズムに反対し、世界の恒久平和と民族の独立のために、母と子の幸福を守るために、日本婦人平和戦線に集つて、一人のこらず平和の戦士になりましょう。隣近所のすべての婦人の仲間によびかけて平和投票をいたしましょう。（中略）

日本民族の完全な独立。私達は、子供を奴隷にしたくはありません。國を賣る人々を徹底的に追放しましょう。

原子爆弾の使用をやめさせましょう。始めに使つた政府は戦争犯罪として世界の人民の力で制裁を加えることになつています。単独講和反対、ソ同盟、中國をふくめて全面講和を直ちに結んで下さい。軍需品の生産と外國への輸送反対、一切の戦争協力行為をやめましょう。デモ・集会の禁止反対、憲法で保証された人民の権利を守りましょう。

平和と婦人の幸福を守る日本婦人平和戦線万才

――平和綱領にかえて――

両党とも「全面講和」「再軍備反対」を主張しそれぞれ、平和擁護のために広汎な活動を展開した。

六、婦人の平和運動と労働組合　労仂組合に組織されている婦人が先頭となつて平和を切望した。産別、総同盟をとわず「全面講和」「再軍備反対」のスローガンのもとに結集した。終戦記念日を直前にひかえた、八月五日、全労連主催のもとに「平和を守る婦人活動家会議」がひらかれた。二〇単産の代表約五〇人が集り、具体的活動についてつぎのことを決議した。

一、平和闘争を小数の人がやるのでなく、広汎な労仂者の手によつて進めなければならない。

二、自分の身近から二人、三人の平和を守るグループをつくり、これを拡大してゆく。

三、植村たまき、平塚雷鳥、ガントレット恒子さんたちに、いつそう活躍をのぞむ手紙を出す。

一方八月一四日、国鉄、日教組、都労連、全逓、全日通の青年婦人部が主催となり、総評参加単産の青年婦人をはじめ各民主団体から多数の青年婦人が参加して「青年婦人の平和祭」が東京読売ホールで開かれた。活潑な討議ののちつぎのようなスローガンと平和宣言を採たくした。

スローガン

一、軍事基地提供に反対しましょう。

二、原子力は平和のために使いましょう。

三、青年婦人で平和をまもりましょう。

四、中立による安全保障を求めましょう。
五、全面講和で世界平和を築きましょう。
六、憲法にそむく再軍備に反対しましょう。
七、子供の成長と幸福をはばむ戦争に反対しましょう。
八、戦争をあおる報道・文化と闘いましょう。

このように、労仂組合の婦人が中心となつて各地で「平和を守る」ための集会がもたれた。しかし朝鮮における戦争は依然として、日本の政治経済に多くの影響をあたえた。特に一一月三〇日に発表された、トルーマン大統領の、朝鮮の戦争に一原子爆弾の使用を考慮する」、一日本人部隊の使用も時によつては考える」という声明は日本の婦人たちに大きな不安をよびおこした。民主婦人協議会は今こそ声を大にして、「原爆禁止」、「平和を守れ」の一大運動をおこさねばならないと、一二月上旬、懇談会を開き「原子爆弾禁止」の決議を発表した。

決　議

トルーマン大統領の声明は日本の婦人を新しい戦争の恐怖にまきこみました。異口同音に「大変なことになつた」と話しています。今私達は例えようのない貧乏になげこまれ、一切の自由を奪い去られようとしています。國会は日本人が選んだ日本の國会ではなくなつているのが最近の姿です。更に私達の目の前で軍需品がつくられ、おくられ、軍隊の復活をおもわせるような弾圧が時とところを構わずおこなはれています。「戦争がくる」、「戦争はいやだ」という婦人たちの声は戦争中とひとしく、いやそれより も、ひどい圧迫をおしのけなければ私達の幸福もえられないという氣持をあらわしたものであります。國会議長の椅子にある人が「人的資源を要請されたら、日本婦人は平和のために夫や息子を戦争におくることに努力してほしい」とはばかるところなく公席上で話し、また政府の責任ある立場にいる人が、「日本人であれば殺されるような場合でも人権はない」というような言にたいし、大きな怒りを覚えます。

私達はつぎの四項を決議し平和を願う人々すべてが一しよに進むことをうつたえます。

一、原子爆弾の全面的禁止。
一、私達の夫や息子を戦場におくるな。
一、日本人の生活を破壊する戦時体制をやめよ。
一、朝鮮にいる朝鮮人以外の軍隊は直ちに引揚げよ。

第二節　労働組合と婦人

一九五〇年における婦人労仂者独自の主要な闘争としては、五月五日、生理休暇の制限、糸つなぎ競技会を口実にする労仂強化にふんげきして立上つた市川市の日本毛織工場女工の争議、女工哀史さながらの職階制と低賃金におさえつけられていた東京都足立区の佐藤被服工場女工八五名が組合を再組織し、最低五、〇〇〇円、五六%の賃金値上要求を出した争議、その他日雇婦人の闘争などをあげることができる。

（注）労働省職業安定局の調査によれば、女子の日雇就職者の件数はつぎのとおり激増している。

一九四九年
一　月―六　月　一、〇二六、〇九五
七　月―一二月　一、九七九、二三一
一九五〇年
一　月―六　月　五、二八五、九〇一
七　月―一二月　八、〇八二、三六五

東京土建一般労組本部では「国際婦人デー」を前にした二月二八日午後一時から「みんなで相談し合う会」を開き、日雇婦人の闘争方針について意見を出しあいつぎのことがきまつた。

一、失業対策の予算をふやして下さい。
二、婦人の賃金引下げ反対。
三、仂く婦人に託兒所を。
四、新規登録をみとめよ。
五、婦人と子供をいたわつて下さい。
六、どんなことがあつても戦争はいやです。

労仂組合と主婦との共同闘争が本格化したことは本年の特徴的な事実といえよう。その顕著な一例として日立製作所の争議がある。

三月二七日、税込一二、〇〇〇円の賃金値上げに端を発した、日立製作所の争議（第一篇第二章「日立総連合の争議」参照）は、経営者側の大量馘首、職階制、労仂強化に対する広汎な反対闘争を展開した。特に全金属傘下の茨城四分会は、活ばつに職場をはじめ、家族から町民、地方議会までもまきこんで経営者に対抗した。

最初におこなわれた住域別総反撃蹶起大会には三、〇〇〇名の主婦が参加した。「日立工場では連日市内デモを敢行し、家族は団交にもデモにも活潑に参加しており、商店の店頭には協力のビラ、ポスターがはられた」（労仂戦線五月二七日）。主婦たちの活動は団交場裡だけに限つていない。徹夜の団交になると組合本部に詰めかけ炊出しの手伝いや、夫や息子の闘争を絶えず激励した。五月一〇日、日立総連合の二三、〇〇〇名を組織する全日本金属労仂組合中央執行委員会は闘争方針を発表したが、その中には「賃上をあくまで要求するほか、その他の要求を多面的にとりあげ、家族も動員して持久態勢をとる」と書かれている。また五月一八日清水工場でおこなわれた、日立総連合第二回縮少中央代議員会議では「家族組織の重要性を再確認し、これが確立強化に努めること」がきめられた。茨城四工場の各社宅には家族だけの闘う組織「社宅婦人連合会」を結成し、闘争委員長まで選出して、会社側のスパイ、手先の警戒、配給所との掛け売交渉、あるいは部課長、工場宅の波状訪問、部課長夫人への首切撤回の陣情などを行い、また、解雇通知の発送人をつかまえて、戸別配布させず、一括返上闘争をおこした。更に五月二三日には、茨城地区の組合婦人部が提唱して「平和を守る一二、〇〇〇円獲得大会」がひらかれた。各社宅から主婦一、五〇〇名、婦人部から二、〇〇〇名が参加して、活潑な討論の後つぎのことを決議した。

一、日立が爆撃された六月一〇日を反戦独立の日としましょう。
二、平和を守りませう、甘い考えは捨てませう、デマを警戒しましょう。

また今時の首切りは戦争につながるものであることを確認し、市長、市会、警察署への要請文、工場長への抗議文を作成、各社宅より二名の代表を選出して交渉にあたつた。これらの活動は、居住組織連絡協議会、家族新聞（組合発行）などを通じ組合と主婦とが、密接なつながりをもちつつおこなわれたからこそ、強力に展開されたのである。争議終了後、全金属労組が発表した、日立総連の闘争評価のなかで「敵の攻撃にたいして青年婦人の組織化、とくに居住地婦人の活動は、農市民との提携をいつそう深めた」（傍点は引用者）との評価がなされている。

第三節　婦人団体の動向

一、婦人團体協議会の休会　一九四九年五月発足以来、とかくイザコザはありながら、婦人の統一戦線という大きな役割をにない、

今日まで活躍してきた婦人団体協議会は、五〇年四月一〇日の「婦人の日」大会に違約問題（「婦人の日」参照）をおこしたのがきつかけとなつて、その存廃論が表面化し、討議を重ねていたが、七月五日、新日本婦人同盟から提案された八月一五日の「平和大会」を婦人団体協議会の名で統一して行うか、どうかの討論をめぐつて、女子勤労連盟、全官労、婦人民主クラブ、産別婦人部、民主保育連盟民主婦人協議会、共産党婦人部と民主婦人連盟、地域婦人団体、母子懇談会、自由、社会党婦人部、平和協会が又もや対立して、ついに意見の一致をみず、「戦争はいやです」の共同声明を出して無期限に休会することにきまつた。

声明書

婦人団体協議会は昭和二四年五月に結成いらい婦人の要望によるいろいろな問題について活動してきたが、種々なる障害により、休会せざるをえない状態にたちいたりました。しかし最後に「戦争はいやです」の一点においては全参加団体の意見の一致をみましたので、「戦争はいやです」の意志表示をして休会します。

二、婦人人権ようご同盟の発足　基本的人権の擁護、保障は新憲法に規定されているが、いまなお家庭裁判所、労働基準局などには婦人の人権を無視した人身売買、婦人労働者の酷使などの問題があとをたたない。こういう事件を少しでも少くしようと事件の調査や相談、訴訟などを行う「婦人人権擁護同盟」がつくられた。参加者は家事調停委員田辺策子、石渡満子判事、門上千恵子検事、人権擁護同盟渡辺道子らである。

三、新日本婦人同盟改称　新日本婦人同盟では一一月一九日婦選会館で臨時総会を開き、日本婦人有権者同盟と改称し、会長には追放解除になつた市川房枝を、副会長には藤田たきを決定、再出発することとなつた。

第三章　朝鮮人の運動

いわゆる在日少数民族の闘争としては朝鮮および華僑のそれが注目される。しかし後者についてはとくに大きな動きもみられないので、ここでは量的にもわが国労働運動と最も深い関係にある朝鮮人の運動のみをとりあげることとした。

一、朝連解散まで　在日朝鮮人団体として、大韓民国居留民団と在日本朝鮮人連盟の二大組織があるが、前者が比較的少数なのに対して後者（略称朝連）は在日朝鮮人の八―九割を包含するものといわれた。朝連は終戦直後の一九四五年九月一五日準備委員会が全国大会を開いて連盟結成の準備を進め、同年一〇月一五日、金天海（後に共産党中央委員）氏を委員長に推して発足したもので、当時二〇〇万といわれた在日朝鮮人の帰国輸送の世話、財産管理などに積極的に活動していた。同年一一月右翼分子が分れて後に居留民団となつたが、この為朝連の組織は却つて確立され、朝鮮に民主主義民族戦線が結成されると直ちにこれに参加し、北朝鮮人民政府支持の態度を明らかにした。

四九年九月朝連は日本政府から初の左翼団体としての解散指定を受けることとなるが、この間特筆すべきものとしていわゆる一阪神教育事件一がある。

四八年三月二四日、各朝鮮人学校長及び朝連本部に対して文部省は「朝鮮人学校の取扱いについて」の通達を発し、これらの学校で日本の教科書を使用し、国語として日本語を教えることなどを定めた学校教育法による手続をとることを命じ、従わない時は閉鎖を命ずることとした。これに対し朝連側は、日本政府は六三制の完全実

施をサボリ日本の生徒でさえ満足な教育を行つていないうえ、朝鮮人児童を放置しているとの回答書を発し、日本の民主団体と共同闘争態勢をとり断乎闘うつもりであることを明らかにした。この為当局はこれらの学校の閉鎖措置をとるとともに全国各地で命令違反容疑で責任者を検挙した。これより各地の学校閉鎖取消しを要求する闘争が急速に進展し、とくに阪神地区では大衆的抗議運動となり、大阪一八〇名、神戸九四三名に及ぶ被検挙者を出すに至つた。このため市内が不穏な状態に追込まれ、四月二四日神戸では同地区憲兵司令部から神戸地区管内に非常事態を宣言する旨申し渡しがあり、翌二五日拂暁から全警察官は憲兵司令官の指揮下、MPに協力して関係朝鮮人に対する撤底的な手入が行われたのである。又、大阪では二六日「学校閉鎖命令を撤回せよ」「検束者を釈放せよ」と要求して三万の朝鮮人大衆が府庁前で一万五千の警察官と対じして交渉するなど緊張した状態が続いた。この為各所で紛争を生じ朝鮮人一名の死者のほか数人の負傷者を出すという結果になつた。

日本共産党では在日朝鮮人の学校問題を日本の教育問題の一部として重視し、すでに三月三一日の政治局会議で左のとおり方針を決定、中央委員会書記局から全国に通達している。

在日朝鮮人の学校問題について

(1) 在日朝鮮人の学校は原則として日本の学制に従う、たとえば独立の朝鮮人学校は、私立学校として文部省の認可をうけること、他の日本の私立学校と同等の資格と待遇と條件を與えられること。

(2) 教科書、教材は文部省の認可をうけること。

(3) その中で朝鮮人の特殊事情を認めること、たとえば朝鮮語で教授する、朝鮮語の教科書を使用するなど極東委員会の日本教育制度の原則に従うこと。

翌四九年四月二四日大阪の阪神教育事件一周年記念人民大会でとり上げられた要求内容は、一、教育費の全額日本政府負担、一、在日朝鮮人に市民権、選挙権と職場を与えろ、一、四・二四事件犠牲者の即時釈放、一、朝鮮人中小企業家の資金、資材配給の差別待遇反対、であつた。

一九四九年九月八日政府は団体等規正令を適用して在日本朝鮮人連盟と在日本朝鮮民主青年同盟（一切の下部組織を含め）の両団体の解散を命じ、全国一斉に両団体の中央総本部、各地方協議会および各府県本部に対し解散指定および財産接収を行い幹部二八名を公職追放処分に付した。解散指定理由としては、「最近各地で起つた一連の諸事件における両団体の、(イ)反占領軍行為および、(ロ)暴力主義の是認」の二つをあげている。朝連の構成人員は三六六、〇〇〇名といわれ、その解散によつて事実上じ後朝鮮人だけの結社は居留民団の外は一切禁止されることとなつた。なお朝連解散と同時に韓国居留民団の宮城県本部および韓国建国青年同盟塩釜本部も解散を命ぜられた。

朝連・民青両団体の解散理由にあげられている主要事件とはつぎのものである。

(イ) 四八年四月の大阪・神戸における朝鮮人学校事件。(ロ) 同一〇月宮城県および山口県における朝鮮人民共和国国旗を大会会場に掲示した事件。(ハ) 四九年六月三〇日のいわゆる平事件。(ニ) 同六月一〇日いわゆる国鉄ストにおいて千葉県支部員が車掌区に入つたこと。(ホ) その他最近の下関・宮城両事件。

これに対し朝連本部は「これは朝鮮のみでなく全日本人民に対する弾圧だ。たとえ組織はなくなつても、民主的な結束で力量はますます発展するばかりだ」と談話を発表し、政府に抗議を行うと共にこれを各民主団体に訴えた。これに対して日本共産党も直ちに中央

委員会声明を発して「民主団体破壊の第一歩である」と全人民に訴え、同時に政府に抗議してその責任を追及した。又朝連、共産党等の代表は総司令部へも善処を要請するとともに英・ソ代表部をも訪問した。

二、朝連解散後の朝鮮人運動の動向　朝連解散後生活を守るための闘いが全国各地で起つている。東京都江東区深川町では朝鮮人の世帯数一五〇の中一一五世帯が生活保護法をうけているという状態で、前にもいわゆる深川人民大会事件を起したことがある。東京の職安で就労する者二千といわれ、これらはいずれも日本の労働者と一しよに自由労働者組合を組織して労働条件改善のための闘争に参加している。その他全国各地で生業資金獲得闘争や職よこせ、生活保障の闘争、主婦の闘争などが目立つた。又学校の問題でも朝鮮人だけの孤立した闘争でなく、父兄は日本のPTAに、先生は日本人学校の教職員に、児童は日本の児童たちに働きかけて闘争を横に拡げる努力が行われている。次に五〇年度における朝鮮人の闘争について概観する。

朝連の解散指定、財産接収の取消請求公判は前年一二月二一日から、朝鮮民青の同内容公判は一月二五日からそれぞれ東京地裁で行われた。裁判は非公開で行われることになつたため、まずこれをめぐつて抗議運動が起つたが、口頭弁論は行われず審理のみ行われることとなり、二月二三日原告朝連側は裁判官忌避をもつてこれに対抗しようとした。しかし同二七日「本件は最高司令官の決する所であつて、日本裁判所の判断すべきことがらではない」と却下の判決言渡が行われた。これについて訴訟代理人布施辰治弁護士は「自ら裁判権を放棄し、日本の独立と司法権の独立のためにわれわれの黙過しえない国辱判決である」と声明し、原告側は原判決取消の控訴を申し立てた。

三月一日、朝鮮女性同盟、解放救援会などの主催で三・一革命三一周年紀念大会が一万の会衆を集めて行われた。スローガンとして「日本の再武装反対、全面講和促進」「李承晩政府打倒」「朝連・民青の不当解散の取消」「団体等規正令の撤回」「日朝両民族の提携の強化」などを採択、デモ行進を行つた。

三月六日、五千の朝鮮青年学生が日比谷公会堂に集り「反植民地闘争朝鮮青年学生けつ起大会」をひらいた。右派といわれた建国青年同盟はじめ、各県代表も参加、「アジア侵略の日本再武装反対」などのスローガンを採択、日本青年祖国戦線統一懇談会に代表を参加させることを決めた。

三、台東会館事件　三月一〇日、東京都台東区北松山町の朝鮮台東会館は旧朝鮮連財産として接収命令を受け、警官三〇〇名による接収処分が行われた。これに対し区内の朝鮮人、台東会館居住者は、会館の強奪、警官の暴行であると訴え、国会、法務府、都庁に抗議を申込むとともに、「法務府の認定は納得できない、会館は朝連財産ではない」と主張して従前通り同会館を使用し、かつ警官隊の接収に備えて連日坐りこみに入つた。一五日都からは最後的退去命令が発せられ、一方同会館も終夜厳重な警戒におかれていたが、遂に二〇日朝、警官隊千名と防衛に当つた朝鮮人とが衝突、乱闘の末接収される所となつた。相方で重軽傷三〇〇余といわれ、検束者は一二三名に及んだ。この日上野診療所に集つた、産別、民擁同、大化学、東地労、朝鮮解放救援会、共産党ほか一二団体代表は直ちに暴圧反対共同闘争委員会を結成、各地区工代会議を土台に、電力、税金問題とあわせ抗議運動を起すことをきめた。これ以後抗議運動、釈放運動が連日各警察署、都庁などに対して行われ、大森の東京軽合金での三〇分抗議スト、朝鮮人学童の職場、街頭をまわつての訴え、衆院本会議での共産党議員のこの問題に対する追及など抗議運

動は広汎に展開された。

暴圧反対共闘は二五日要旨次のような声明を発表した。

國際独占の資本手先李承晩政府と吉田内閣はソヴエト人民ならびに中國、朝鮮人民との友宜を傷つけようと陰謀を進め、分裂主義者を育成、大衆闘争を抑圧し、日本共産党、労働組合、民主的諸団体を弾圧解散せしめようとしている。平和を愛好し、日本民主化のためともに闘つている少数民族朝鮮人に対する略奪と流血の弾圧はヒトラーの手によるユダヤ人迫放の途に通ずる。われわれは組織労働者の強固な戦線を統一し、電産労働者の闘争を支軸に一切の愛國者を結集して台東会館の暴圧に抗議し、検束者の即時釈放を要求し、プロレタリア國際主義の下に全世界の平和勢力とていけい、戦争を防止するため闘うものである。

四、本國強制送還反対運動　四月七日、女性同盟、解放救援会、朝学同、自由労仂者、金属、日映演などの日本人、朝鮮人約千名が「おれ達の兄弟を殺す武器の南鮮送還絶対反対」「人民軍の弾よけになるための南鮮送還絶対反対」「人民軍のプラカードをかかげて人民広場に集り、暴圧反対人民けつ起大会をひらいた。この大会は台東会館事件、朝鮮人本国送還問題などに対する抗議集会としてもたれたものであるが、送還問題の事の起りは、三月二八日付朝日新聞に蔡韓国軍少将談として、「在日同胞のなかには失業者、浮浪者、犯罪者などがいて、韓国の体面を傷つけるものがある。さらに朝連の勢力は未だ無視できないものがあり、在日同胞問題については強力な措置が講ぜらるべきである。聞くところによると李大統領は強制送還についてすでに成案を立て、総司令部および日本政府と交渉中だということである」という記事がのつたことについて、在日朝鮮人代表が植田法務総裁に真疑を質し抗議を行つたことから、急に問題が大きく発展したものである。

事実朝鮮人民共和国事件関係者などのもあり、これにより強制送還反対運動は大きく高まつて抗議集会や当局への抗議が各地で行われた。又この頃韓国政府からの徴兵令に対する拒否運動が起つたたことも注目される。こうした一連の動きを反映し、五月三〇日に行われる南日本朝鮮人団体協議会では五月一ぱい一祖国統一戦取月間一とき め、全国的規模で南鮮パルチザン援護、解放運動犠牲者救援を中心に三千万円基金と一千万名の署名を目標にカンパ運動を展開した。月間のスローガンは次の通りである。

一、帝國主義者の強制する李承晩徒党の賣國選挙を粉砕せよ。

一、祖國の統一と独立の勇士、南朝鮮の人民虐殺を許すな。一、不当弾圧反対、解放運動の南朝鮮のパルチザンを援護せよ。一、兄弟を殺す武器を作るな！犠牲者を即時釈放せよ。一、南朝鮮送るな！　一、戦争のための日韓貿易をやめろ。一、在日朝鮮人の生活権と団結権と民族教育を守れ。一、在日朝鮮人の強制送還反対！　一、戦争反対、日本平和を守れ。一、國際帝國主義者の朝鮮侵略の走狗UN朝鮮委員団を排撃せよ。一、日本、朝鮮両人民の親善と団結万歳！　一、全同胞諸君、祖國の統一と独立の闘いに総けつ起せよ。一、朝鮮民主主義人民共和國万歳！

五、朝鮮の戦争後の動向　朝鮮における戦争によつて日本国内にこれらの朝鮮人の運動は全く新しい段階に入つた。しかしその内容にかんしてはこれまでの運動経過と国際情勢の変遷、それに個々の朝鮮人に関係する事件から推察わゆる「神戸事件」についてふれておこう。

一一月二四日、朝鮮人約五〇〇名は約四〇〇名の小中学生を交えて神戸市の長田、葺合両区役所、長田署に押かけて生活保護法の適用を要求し、二六名が検挙された。このためこれまで市民税の減免、生活安定の保障を要求してきた朝鮮人の動きは次第に拡大し、二七日には姫路、明石、尼崎地方からも参集、西神戸朝鮮人学校で約六〇〇名が集会をもつた。この日神戸市警では全市二、六〇〇名の警官を動員して取締りに当つたが、集会が、釈放要求のデモ行進に移るやこれを阻止せんとした警官六〇〇名はデモ隊と乱闘になり、女子供を混えた一九二名を検束した。同様な検束事件は名古屋、京都大津など各地で続いて起つた。これらの抗議運動における要求内容は、生活保護であつたり、財産接収にかんするもの、教育内容にかんするもの、釈放要求、賃金要求など多様なものであつたが、当局はこれらものに対し、すべて社会不安を狙う暴動であり、騒擾罪を適用する方針で取締ることを明らかにした。かくて朝鮮人の闘争が従前通りの性格のものでありえない事は明確となつたが、更に年末には政府は不法行為をなす朝鮮人は本国に送還する法的な措置をとる方針であることを明らかにした。

第四章　法廷闘争

第一節　概　説

（一）

その背後に在るのはいうまでもなく次の事情である。すなわち四九年に入つて漸く緒につき始めたインフレ収束の政策は中小企業の倒産と大企業の相つぐ人員整理をもたらし、それまで圧倒的攻勢の立場にあつた労働者はその位置を転じて劣勢となり、賃金遅配反対、賃金要求など多様なものであつたが、当局は労働組合内の反共的民主化運動の発展とからんで左翼労働組合の一般的調落をもたらし、これらがこぞつて裁判所の救済を利用することになつたことである。労働組合は、攻勢の立場にたつときは決して裁判所を利用することを考えない。裁判所は原則的には決して労働者の味方になりえない限界をもつていることを十分に知つているためばかりでなく、裁判所を利用する必要性を全く感ずることなく専らその団結の力によつて自己の要求を実現してゆく。

この場合労働者は裁判所の決定にもとずく強制執行さえ、その実力によつて阻止しようとする。然しながら一たび転じて守勢に立たされるときは、そして本来の団結の力を十分に発揮する条件にめぐ

その他の社会運動

（一）民事訴訟に関する限り、法廷を利用する労資の闘争は一九四八年末から一九四九年初頭にかけて大きく転換した。それまでは、使用者が労働者又は労働組合の生産管理や座りこみストをその所有権に基いて排除せんとする民事訴訟が多く、一九四八年に例をとつても日本タイプや東宝等の争議において使用者が仮処分を利用して労働者が占拠している工場や撮影所の明渡を求めたのがその適例であろう。然し四八年末頃からは次第に労働者の側から進んで民事訴訟を利用する場合が多くなり、この傾向は四九年から五〇年にいたつて一層顕著になつて来た。東京地方裁判所に系属した労働民事々件についてこの傾向を簡単に概観すれば次の通りである。すなわち四八年度における労働者側申請事件七件、使用者側申請事件七件で同数であるが、四九年に入ると、前者四八件に対し、後者は僅か九件となり、更に五〇年に至るとこの差はもはや比較を絶する程になり、前者は一九〇件の多数に上るのに対して後者は三四件に止るのである。

まれないときは、大いに裁判所を利用してその要求の実現に努める。四八年から五〇年に至る右の経緯はこのような事情によるものと理解できよう。尚この際に注意しなければならないことは、使用者の求める仮処分は一般に極めて強力なものであり、時として撮影所にたてこもる数百の労働者を警察力を利用して一挙に追出す程の力を発揮するけれども、労働者の求める仮処分はたかだか解雇の効力を停止したり、遅配賃金、未拂退職金の支拂を求める程度の極めて微弱なものであることである。この点を見逃しては、裁判所の階級闘争における役割を理解することはできないであろう。

(二)

このような大勢は一九五〇年もそのまま引続き、殊にその後半に入つてからはレッド・パージ反対闘争もからんで一層復雑になつてゆく。というのは少くともレッド・パージに関する限り、労働者の裁判所に対する考え方は明らかに従来の人員整理反対闘争の場合のそれと異つてきたからである。このことは後述することにして、まず左に東京地裁が一九五〇年に受理並に処理した民事労働事件を各月別に分類した表を掲げてその趨勢を明らかにしよう（資料の関係で東京地裁のそれしか紹介できないことを遺憾とするが、東京地裁の数字は全国的傾向を拡大して表現しているものと考える）。

月別	労働者側	使用者側	合計
旧受	15	1	16
1	4	2	7
2	6	1	7
3	1	9	10
4	6	1	7
5	9	4	13
6	17	2	19
7	15	0	15
8	33	1	34
9	20	2	22
10	11	9	20
11	25	9	34
12	20	1	21
合計	190	34	224

右の中労働者側旧受事件一五件は四九年秋から冬にかけて行われたレッド・パージ反対闘争の事件である。

一月から四月かけては、有名な国鉄裁定問題に関する国鉄労組の勝訴を除いては取り立てていうこともない。

五月から六月にかけて労資共に若干増加を示すのは、日立・東宝・東日電線等の人員整理反対闘争によるものである。これらは何れも多くの民事々件と刑事々件を生んだ。

八月、九月と労働者側申請が目立つて増加したのは、新聞・放送・結核予防会・電産等をおそつたレッド・パージによる。

一〇月から一二月かけても同様、日通・私鉄・電線・金属等々のレッド・パージ反対闘争によつて件数が増加している。なお一〇月一一月に使用者側が増加しているのもそれであつて、レッド・パージ反対闘争に対抗するものである。

これらの事件を内容別に分類すると次の通りである。

労働者側申請事件

地位保全を求めるもの、一一六件。賃金・退職金の支拂を求めるもの、三四件。就業規則改訂に関するもの、四件。組合内又は組合内部の紛争、九件。その他、一八件。計一九〇件。

使用者側申請事件

解雇を理由とする立入禁止を求めるもの、二八件。争議を理由とする工場明渡を求めるもの、五件。その他、一件。計三四件。

右で明らかな通り、馘首反対のために地位保全を求めるものは全件数の六〇%をしめて一一六件にのぼり、これに賃銀支拂を求めるものを加算すれば、一五〇件の多数になる。

それに就業規則に関するものは何れも使用者側の一方的な改訂が無効であることを主張するものであることを考えれば、労働者の求める仮処分等が何れも使用者の攻撃に端を発する、つつましやかなものであることを理解できよう。これにひきかえ、使用者側の事件

は三四件中三三件までが立入禁止、工場明渡を求めるものであつて、もしそれが許されるならば当該紛争に決定的影響を与える強力なものであつた。

(三)

五〇年における階級的刑事々件として特記すべきものは、三鷹事件、松川事件、春日正一の事件、台東会館事件、神戸朝鮮人事件等であろう。争議に伴う刑事々件として東日電線事件、理研荒川事件、富士産業三鷹工場事件等がある。

またレッド・パージに関連しては全国的に多数の刑事々件を惹起した。凸版印刷・東急・東芝府中・東日重工・石川島造船・ライオン油脂・早稲田大学等々枚挙にいとまがない。

なお五〇年に起つた刑事々件として、職業安定所のアプレなくせの闘争にさいして起つた住居侵入、公務執行妨害、傷害等の多数の事件も看過できない。

その他占領軍軍事裁判所の関係では、五・三〇人民大会事件、及びその後秋までひきつづいた質問書事件、片貝事件等があり、また六月二五日の朝鮮動乱以後は、反戦ビラ配布を理由とする占領目的違反事件が激増した。

第二節　上半期の労働民事事件

一、**その大勢**　五〇年上半期の労働民事々件は主として四九年に行われた人員整理の反対闘争として行われ、大局的にみて労働者側の勝利のうちに進んだものとみてよい。敗訴した例もあるけれども、一般的にみればゆくところ可ならざるなき勢であつたということができる。解雇の有効・無効の問題をめぐつて、労協約条項の解釈、不当労働行為、組合活動の正当性、組合活動と政党活動等の問題に関する労働事件判例も、四九年から五〇年上半期にかけて略々労働者に有利なかたちで出揃つていつた感がある。主なものをあげれば日本セメントの四九年六月二二日の解雇について八名中六名が勝訴した五〇年一月三〇日付東京地裁の仮処分決定、世田ヶ谷運送の四九年一一月三〇日付の解雇について五名全員が勝訴した五〇年二月一三日付東京地裁の仮処分決定、長崎県麓鉱業所の三七四名の従業員に対し作業所閉鎖中の賃金支払を命じた五〇年一月二一日付長崎地裁の仮処分判決、三菱化工機の五〇年一一月二六日の解雇について被解雇者全員の解雇無効をみとめた五〇年二月二二日付東京地裁の仮処分決定、日本紙業の五〇年二月六日付解雇について申請人三八名全員の勝訴をみとめた同年三月一三日付の仮処分決定、三菱重工三原車輛の解雇有効を前提とする立入禁止等仮処分決定に対する異議につき労働者一五名全員を勝訴せしめた広島地裁尾道支部の仮処分異議判決、大林組の五〇年一〇月一一日付解雇につき申請人三四名全員の無効をみとめて勝訴せしめた五〇年二月四月一一日付東京地裁の仮処分決定、東京生命の五〇年二月三日付解雇につきその無効をみとめた五〇年五月六日付東京地裁の仮処分決定、井華鉱業の四九年一二月二八日付解雇につき同旨の同年五月八日付東京地裁の仮処分決定、四九年七月一五日の国鉄人員整理について申請人三名の解雇の無効をみとめて賃金支払その他を命じた大阪地裁の仮処分判決、三菱電機の五〇年一月の解雇につき申請人二〇名全員に対してその無効をみとめた神戸地裁の仮処分判決、大谷重工業五〇年三月三一日の解雇につき申請人二八名全員の解雇無効をみとめた同年五月二日付神戸地裁の仮処分決定、富士産業荻窪工場の四九年一一月五日付解雇について申請人二一名中一三名の地位を保全した五〇年六月三〇付日東京地裁の仮処分決定、使用者による就業規則の一方的変更を無効とした理研発条鋼業の五〇年七月三一日付東

京地裁の仮処分決定、等がそれである。

裁判所が解雇を無効とみとめた理由としては、不当労仂行爲、労仂協約或は就業規則中の解雇協議条項を履行しないとするもの、就業規則の不当適用、解雇が正当理由にもとずかないもの、解雇基準に該当しないもの等々多くをあげることができるが、労仂者があるいは組合の支援をうけ、あるいは組合からも見離されたかたちで不なれな訴訟を遂行し、勝訴するまでは失業保険等にたよりながら苦しい生活の中を互に助け合い励まし合つて法廷闘争を続けていつた姿はまことに目覚ましいものがあつた。

次に主な例を二・三あげてこの間の法廷闘争の実相をうかがうことにしよう。

二、池貝鉄工所の馘首反対法廷闘争　四九年一二月池貝鉄工所は本社四工場含めて一割五分の人員整理を行つた。各工場労仂組合並びに連合会は翌五〇年二月までの間にそれぞれ組合としての整理反対闘爭を打切つたが、その前一月四日に三田工場、神明工場を含めて多数の労仂者が選定当事者によつて労仂協約違反、不当労仂行爲等による解雇無効を理由として地位保全仮処分申請を行つた。その後取下げたもの一二名、追加して申請したもの一一名で、結局五五名が最後まで失業保険に頼り乍ら退職金、解雇予告手当をうけとらないままで互に助合つて法定闘争を続けた。裁判所の審理は一月末から四月末まで四カ月にわたつて行われ、この間同じ池貝でありながら三田工場の方は現場労仂者が主であつたので単純卒直にその主張、立証を提出し、神明工場の方は職員が主であつたのでどちらかといえば理論的に不当解雇を追求するといつた具合にそれぞれ特色を生かした闘いを続けた。仮処分決定は六月一五日にいいわたされ、結局一七名の不当労仂行爲が認容されただけであつたから、必ずしも労仂者の勝利というわけにはゆかなかつたが、その決定理由には政治活動と組合活動、賃銀遅配下の職場ストライキ・職場離脱等について労仂者に有利な判断が示されたことは他に影響するところが大であつた。

会社はただちに異議を申立て、これにもとずく口頭弁論は翌五一年に続いた。なお決定後三田の方は、組合でも喜んで申請人らを迎え全員職場に復帰したが、神明の方は組合幹部の反対のために職場に帰ることができず、自宅待機のまま給料を貰うという現象が起つた。

三、富士産業荻窪工場の馘首反対法廷闘爭　富士産業荻窪工場は四九年一一月五日三割に近い一九八名の人員整理を行つた。この当時、組合執行部は共産党員その他統一派によつてしめられていたがこれらの執行部全員並びに共産党員全員も解雇された。組合は直ちに組合の名でこれらの人たち並びにその他に馘首を不当とする人たちを加えて地位保全仮処分申請を行つたが、その後組合大会は整理を契機としてこれらの諸君を執行部からおろし、あらたに民同系の幹部を選んだので、組合の名で訴訟を追行することができなくなり一二月初旬にあらためて二二名の人たちが個人の名で訴訟を起しなおした。これらの人たちは馘首反対同盟を組織し失業保険に加えて日用品雑貨等を売りながら法廷闘爭をつづけた。この間訴訟の進行等をビラにしてさかんに職場に入れた。申請人の多くは旧中島飛行機時代から一〇年以上も仂いていた優れた工員であつた。訴訟上の主なる爭点は会社側提出の考課表の信憑性と四九年春から秋にかけた激しい賃金遅配下の組合活動の当否であつて申請人側は当時の組合員の窮乏をよく立証して行つた。六月三〇日、提訴来二〇〇日以上を経て決定が出され、途中で取下げた一名を除く二一名中一一名が不当労仂行爲で、二名が解雇基準非該当で勝訴し、九名が敗訴した。勝訴して地位保全をうけた一三名はただちに工場に入り、既往の

賃金全額の支拂をうけたが、組合執行部はこれらの諸君の組合復帰をみとめなかつた。会社は異議を申立て、これにもとずく口頭弁論は五一年につづいた。

四、國鉄裁定問題　公共企業体仲裁委員会が四九年一二月二日、国鉄労組の申請にもとずいて下した裁定の第二項は次の通りである。「前項の主旨により本年度に於ては公社は総額四五億円を支拂うものとする。右の中、三〇億円は一二月中に支給し、一月以降は賃金ベースの改訂のあるまで毎月五億円を支給する。右の配分方法は両当事者において一二月中に協議決定するものとす」。

国鉄労組は一二月初めに右裁定の履行を求める仮処分申請を行い組合員の年末の窮状打開をはからんとした。政府は一二月一二日国会に右裁定につき「国会の議決を求める件」を上程し、更に同月一九日、これを訂正して裁定の四五億円中一五億五百万円をこえる額について改めて議決を求めた。この議案につき両院はそれぞれ異つた議決を行い、他方東京地裁の審理は進行して、その成行きは年末闘争にわきかえつた労使双方のひとしく注目するところであつた。

一審に関する限り国鉄労組のこの法廷闘争は完全に功を奏した。即ち五〇年二月二五日東京地裁は国鉄労組一部勝訴の仮処分判決を下したのである。その主文第一項に曰く、「被申請人（日本国有鉄道）は公共企業体仲裁委員会が、申請人（国鉄労組）と被申請人とのあいだの『賃金ベースの改訂及び年末賞与金の支給その他に関する紛争』に付き昭和二四年十二月二日になした裁定に従わなければならない」。

更に理由中において支拂済額を控除した三〇二、四三七、〇〇〇〇円は即時に、爾余の二、六九二、五六三、〇円については支出可能となることを条件として支拂うべき旨を訓示した。

この判決は成立後まもない公労法の解釈その他労働法上重大な問題について労働者に有利な理論を展開し、後の法廷闘争にも益するところが大きかつたのでその重な論点を紹介しよう。

(イ)公共企業体の労働関係は公法上の権利関係でなく民事訴訟法中仮処分の規定の適用がある。(ロ)労働組合は組合員の賃金請求権をそのもののために訴訟上行使することができる。(ハ)仲裁制度は生存権保障のために、争議権を奪つた代償として創設されたのであるから、これにつきその機能を十分に果しえないように解釈することが許されるならば、公共企業体労働関係法は「明らかに労働基本権ないし生存権を保障する前記憲法の諸条項に違反すると断ぜざるをえないのである」。(ニ)裁定は即時当事者間における法的規範たる効力を有し、国会の承認等を要する場合にはそれをまつて履行が可能になるものと解すべきである。(ホ)公労法上「予算上又は資金上不可能な資金の支出」であるか否かについての内閣又は大蔵大臣の裁量は法裁補量行為である。

右の次第で国鉄労組は勝訴のがい歌をあげたのであるが、公社側は直ちに控訴したところ、東京高裁は大蔵大臣が裁定を承認するか否かは自由であるとして前記三億余円の流用による支出を否定し、爾余の分については仮処分の必要がないとして国鉄労組を敗訴させた。国鉄労組は更に三億余円の支拂につき改めて仮処分申請を行い、東京地裁はこれを認容する判決を下したが、公社側控訴の結果再び組合側敗訴となり、国鉄労組は「合法闘争」の限界をひしひしと感じたのであつた。尚、高等裁判所の判決の傾向について労働者の間に強い不満を表明させたのである。

このような経過で、国鉄労組の裁判所を通じて要求を貫徹しようとした方策は結局挫折して了つた。

五、いくつかの組合間の訴訟　労働組合内部の争いが裁判所にあらわれることは不幸なことがらに違いないけれど、民同派、統一派

の争いが深刻になり殊に統一派組合が下部大衆を次第に失つてゆくにつれて裁判所にこの種の訴訟が提起されるに至つたのもまことにやむをえないものがあつた。二・三の例を紹介しよう。

(イ) 全逓従組と全逓労組の訴訟。全逓従組の幹部四名が、自ら尚労組統一派幹部一四名の組合員資格を否認し、これら一四名の全逓労組幹部としての職務執行停止を求める仮処分申請を行つた（四九年八月の行政整理で解職された全逓年一〇月）。これに対し東京地裁は五〇年四月一四日に却下の判決を行い、この判決は当時統一派労働者によつて「分裂主義者に対する痛棒」として盛に喧伝されたものである。

(ロ) 電産特別指令に関する訴訟。電産民同派幹部は、会社の行つたレッド・パージと前後して、いわゆる赤色分子排除を目的としたが、電産岐阜県支部は統一派組合としてその下位組合たる民同派大垣分会が右特別指令を確認する旨の決議を行つたことを問題とし、大垣分会を相手どりその決議の執行停止等を求めて五〇年七月二五日岐阜地裁に仮処分申請を行つた。即ち、右特別指令はその発令手続において違法であると共に、その内容において当然無効であるというのである。

岐阜地裁は八月一日にこの申請を容れて大垣分会の行つた決議の効力停止と、決議に基く財産使用禁止の仮処分決定を下して統一派の勝利に帰した。これに前後して東京においても電産中央の統一派幹部が民同派幹部を相手どり、特別指令の無効を前提として民同派幹部の職務執行停止を求める仮処分を申請したが、その審理は翌五一年に続いた。

(ハ) 都職労の組合員資格に関する訴訟。四九年七月及び九月に解雇された都職労組合員が五〇年五月に都職労を相手どり、これら被解雇者の組合員たる権利を停止する決議その他の決議の効力停止を求める仮処分申請を行い、東京地裁は九月一九日に「被申請人らをその組合員として処遇しなければならない」旨の決定を行い、これも統一派の勝訴に帰した。

第三節　労働争議と法廷闘争

一、日立争議と法廷闘争　日立製作所が五〇年五月二七日付で従業員五、五五五名の大量人員整理を行い、これに対する反対闘争が全国各地でまきおこり、同年夏にかけて執拗につづけられたことはこの年の労働争議中その規模において最大のものといわれたのであるが、この整理反対の法廷闘争はまず解雇直後の五月三〇日に東京地裁に対する地位保全仮処分申請によつて始められた。

この申請は日立総連合並びに傘下の単位組合の全部、総数二二の組合の連名で、被解雇者五、五五五名全員の地位保全を求めるかたちで行われた。仮処分としても戦後最大の規模のものであつた。解雇の無効原因として主張された点は労働協約違反、慣習法違反、労働権並びに生存権侵害等である。審理は六月九日から開始されて順調に進行し、略々審理も終りに近づいたが、同時に日立総連合傘下の各単位組合は次第に闘争から脱落し始め、日立総連合としての争議打切と同時にこの訴訟も取下げに終つた。この訴訟の他に日立、水戸、安来、清水、戸畑、若松等の工場でもそれぞれ独自に組合が地位保全仮処分申請を行つて闘つた。

右東京の訴訟取下げ後に、被解雇者中、龜有工場、龜戸工場、深川工場等の人たちは個人の資格で同様の仮処分申請を行つた。この事件の審理は五一年に入つても、未だ到底終りそうにない。

二、東宝争議と法廷闘争　東宝は五〇年五月二五日に一、三〇〇名にのぼる人員整理を強行し、撮影所に関して一八九名が解雇され、

これに反対する日映演東宝支部の闘争はその年の暮、一二月二九日まで続いた。

日映演東宝撮影所分会は六月五日に分会員一五〇名の地位保全仮処分申請を行つた。全映演も続いてすぐ同旨の仮処分申請を行つたがこれは日ならずして取下げられた。

これより先、会社は日映演を相手どり、撮影所への立入禁止その他を求める仮処分申請を行い、ここに法廷闘争は双方から交錯することになつた。

日映演が解雇の無効原因として主張するところは労仂協約の余後効違反、慣習法違反、団体交渉無視、日映演組合員たることを理由とする差別待遇等々であつた。この無効原因の主張は多く前記日立の法廷闘争のそれと相通ずるのであるが、これらは何れも無協約状態にはいつた労仂組合が、何とかしてすぐ他の法源又は一般条項により解雇無効を基礎づけようとする試みであつたのである。殊に日映演の場合には自由法曹団弁護士が協議して熱心にその理論をくみたてていつた。また此の事件における不当労仂行爲の主張は個々の組合員について工場に出向き、組合側またこれに対抗して遂に両者衝突が起り、多数の検束者、負傷者を出したまま、工場は会社の手にわたつてしまつた。組合幹部の大部分はこれにより検束され、組合は一時危機に立つたがよくもちなおして地位保全、賃金支拂の法廷闘争を続けた。

検束者の釈放を求める闘争は三多摩の労仂者をまきこんで巾広く展開され、立川警察、三鷹警察前等で釈放要求に行つた労仂者が更に検束される等の激しい闘争が行われた。拘留理由開示の公判は八王子の法廷を傍聴者で鈴なりにして一〇月三日に行われた。幹部は拘留のまま民事法廷の証人に立つた。検束者中一五名の組合幹部並びに友誼団体員が一〇月一二日に公務執行妨害、傷害等で起訴され、即日夜半にとどろく組合員の歌声の中に八王子少年刑務所を保釈出所し、ただちに翌日から会社との団体交渉に入つた。検察庁はこの保釈決定に準抗告を行い、再び幹部を獄に入れようとした。これに対する質問書を所内に掲示した理由で軍事裁判所に起訴せられた。公判は直ちに行われ、会社側が検事側証人に立ち、多数の傍聴人注視の中に有罪判決をうけた。

三、富士産業三鷹工場の爭議と法廷闘爭　五〇年九月一五日富士産業三鷹工場の三〇〇人にのぼる大量整理と工場閉鎖に対する金属富士三鷹分会の闘爭も多くの法廷闘爭を生んだ。まず会社は九月七日に工場閉鎖中の工場不法占拠を理由に工場明渡の仮処分申請を東京地裁八王子支部に申請した。組合もまた九月一二日に遅配賃金並びに八月一六日工場閉鎖以降の賃金支拂を求める仮処分申請を行いついで九月一八日に人員整理を就業規則違反として地位保全仮処分申請を行つた。この間組合は頑強に工場にたてこもつていたのであるが、裁判所は九月一五日に、組合側の言分をきく機会を与えることなく、会社の申請を容れて工場明渡の仮処分決定を行い、組合はただちに異議を申立てたが執行吏は数千の警官を伴つて二〇日早暁に工場に出向き、組合側またこれに対抗して遂に両者衝突が起り、多数の検束者、負傷者を出したまま、工場は会社の手にわたつてしまつた。組合幹部の大部分はこれにより検束され、組合は一時危機に立つたがよくもちなおして地位保全、賃金支拂の法廷闘爭を続

れは幹部の釈放をまつて漸く再開された団交を阻害するものとして組合員の怒りを買つたが裁判所はこれを却下した。前記仮処分の口頭弁論は進行中に会社は更に出勤命令に従わないという理由で三四二名の組合員を懲戒解雇し、組合はまたこれらの地位保全仮処分を申請した。ここに四つの民事訴訟が係属した。判決は一二月に入つてから言渡され、人員整理の地位保全は当時再建整備法で新会社となつた富士工業が旧会社たる富士産業の就業規則を承継したとの疏明はないという理由で組合側敗訴、工場閉鎖中の賃銀支拂は、工場閉鎖が正当理由にもとずくという理由で同じく組合側敗訴、懲戒解雇の地位保全は不当労働行為で組合側勝訴、工場明渡は工場閉鎖正当理由によるという理由で会社側勝訴となつた。

これを契機に一二月末に争議は妥結した。

一方組合員一五名に対する刑事々件は一二月一一日第一回公判来翌年にもちこして審理をつづけた。

四、その他　大谷重工業尼崎工場の五〇年三月から五月にかけての大争議も労資双方からそれぞれ仮処分申請が行われ、五月二日に組合申請の訴訟は組合が勝訴し、使用者申請の方は使用者の勝訴に帰し、激しい争議の最中に執行吏が工場に出向く等、実力闘争と法廷闘争とがかみ合つた激烈な争議が展開された。その他東日電線向島工場の五月一九日の大量解雇の際も、工場にこもつた組合に対し会社が鍵引渡等の仮処分申請を行つたがこの訴訟はついに八月の妥結に至るまで決定が出されず、妥結後に会社が取下げた。この争議中五月一九・二〇日並びに二二日の団交の過程で組合員らが多数で部課長らをとりかこみ時に鳴物入りで長時間交渉したことをとりあげ、七月二六日に組合員四名が暴力行為等取締に関する法律違反で起訴された。この公判闘争は組合の全面的応援の下に一〇月一二日第一回公判来、翌五一年にかけて続けられた。この争議妥結後七

第四節　「レッド・パージ」と法廷闘争

一、新聞通信放送関係の法廷闘争　五〇年七月二八日全国の新聞通信放送企業は一せいに共産党員並びに同調者の追放を行つた。これが夏から多にかけて全産業にわたつて行われたレッド・パージの先きがけである。東京の大企業の被解雇者たちは結集して言論弾圧反対同盟をつくつて闘争にたち、その一環として八月初旬には一せいに仮処分申請を行つた。朝日三一名、毎日二九名、放送協会八二名、時事新報一名、日本経済、共同通信三四名、時事通信一六名、読売三一名の人たちが一度に訴訟を起したのである。補判所は当初全事件を併合して審訊をひらいたが、以後申請人らの強い希望にかかわらず、何故か一切の対質審理を行わなかつた。そして、同調者でないという、主張をするかどうかについて、しきりに申請人側の釈明を求めてその意図の所在をうかがわしめるものがあつた。一〇月五日に朝日、共同、読売等につき、それ以後順次に全事件について申請人敗訴の決定があつた。その理由とするところは五〇年七月一八日付マッカーサー元帥のアカハタ無期限停止に関する書簡は「報道機関から共産主義及びこれと一体をなすものを排除すべきことの法的規範を設定する趣旨のもので」あるというにある。これより先、九月九日に福岡地裁小倉支部が朝日西部本社のレッド・パージについて判決したのがこの種判決の最初であつて、これは共産党に対して一般に非難された。ついで北海道・名古屋等々においてもそれぞれ各地裁がほぼ同旨の判決を下

した。

これらを契機に地位保全仮処分に対する労働者の考え方は明かにかわつたものということができよう。問題が労働法の範囲に止まる限り比較的公平な判断を下してきた裁判所が一たび政治的問題に関連して判断を下すときは驚くべき反動的見解の持主であることを感じ取るに至つたからである。

二、一般産業関係の法廷闘争　まず第一に紹介すべき事件は八月二六日に日発・各配電会社が一斉に行つた大量レッド・パージに対する法廷闘争である。東京に関する限り、当時統一派によつてその幹部をしめられていた電産関東地方本部は傘下の全被解雇者によびかけて九月初旬から順次に地位保全仮処分申請を行つた。日発・関配合わせて参加した申請人は合計約二三〇名であつた。東京地裁における戦後最大の個人申請による地位保全仮処分事件であつた。

なお関配は被解雇者を相手方にして解雇と同時に立入禁止仮処分申請を行い、東京地裁は手廻しよく直後の九月二日に業務妨害禁止条件付立入禁止の仮処分決定を出した。右に関連して久しくたえていた使用者の立入禁止仮処分は一〇月、一一日にかけて俄然その数をまし、一〇月五日に東日重工、一一月二日に石川島重工、大日本印刷、電業社、中外製薬、一一月四日にライオン油脂という具合にいずれもレッド・パージによる被解雇者の事業場立入禁止をねらう仮処分決定が、労働者の言分をただすことなくして出されたのであつた。

その他、結核予防会、日本通運、日本石油、日本鋼管、三機工業、東日電線、沖電気、東京ガス、中外製薬、東急、東武、京浜、高速度交通営団、青海電化、関東電気工業、明治精工、石川島重工、電産労組書記局、三共製薬、松浦炭鉱、等もそれぞれこぞつて仮処分申請を行つた。しかし東京に関する限り何れも五〇年内に結論に達した事件はなく、五一年にもちこされたのであつた。

これらのレッド・パージ紛争をめぐつて幾多の刑事事件が起り、多数の検束者と起訴された者が出た。これらの事件は立入禁止に抗して工場に入つた建造物侵入、（凸版印刷、東芝府中等）争議応援の友誼団体とこれを阻止せんとする警察官との衝突による公務執行妨害等（電業社、東日下丸子等）解雇理由の明示を求めて交渉を要求した際の暴行傷害等（東急、ライオン油脂等）に分けられるけれども、多数の検束者は何れも頑強に黙否戦術に出て、釈放を求める労働者の群は裁判所、検察庁等を度しげく出入りした。起訴はみな年内に終つたけれども公判は翌五一年にもちこされた。労農救援会東京支部の調査によると、レッド・パージによる刑事被告事件は次の通りである。尚件数及人数は何れも被告事件数及被告人数であつて、単なる検束者はその数倍に達する。電産大森二件五名、早大事件一五名、東日重工下丸子事件一三名、東急五件六名、日本鋼管事件九名、わかもと事件七名、ライオン油脂、山之内製薬各事件各一名、凸版板橋事件二名、石川島事件三名、理研圧延事件四名、大日本印刷事件一二名、凸版小石川事件一四名、電業社事件二名、東芝府中事件二六名、計一一九名にのぼる。短期間に例をとれば東京における一〇月一七日から二七日までの一〇日間に起つたレッド・パージ反対闘争による刑事々件その他階級的刑事々件の件数は一九件、検束者総数は早大事件の一四三名を筆頭に二四八名という空前の記録を示した。この数字は起訴されたものおよび起訴に至らなかつたものを含む。

これらの犠牲者の救援活動はすべて日本労農救援会が行つた。

第五節　刑事事件

一、三鷹事件　一九四九年七月一五日午後九時すぎ、当時行政整理反対闘争にわきかえつていた国鉄三鷹電車区構内で停車中の七輌連結の一編成電車が脱線し、電車が破壊した他六名の者が死んだ事件が起つた。検察当局は七月、八月、九月にかけて国鉄労組、共産党関係の飯田七三他九名を電車顛覆致死で起訴した。

この事件は激しい階級闘争のさなかに起つた事件であり、検察当局はこれを共産党員の犯行となし、新聞放送機関もあげてその方向に宣伝したので、公判闘争も七〇人もの弁護人が参加した大闘争となり、四九年一一月四日第一回公判以来、五〇年七月一四日まで五九回にわたつて多くの傍聴人がつめかけた歴史的公判となつた。五〇年六月一二日、第五〇回公判では検事が竹内・飯田・喜屋武被告に対し死刑、外山・横谷被告に無期、清水・田代被告に懲役一五年伊藤被告に同一二年、宮原・先崎被告に同八年、偽証罪の石川・金被告に二年並びに三年の求刑を行い、本件は共産党の暴力革命の一環をなすものと断じた。弁護人は冒頭より終始被告全員の無実を主張して綿密な立証を続け、共産党弾圧のためのでつちあげ事件であると弁論した。

判決は五〇年八月一一日に言渡され、検事の訴追が全くあやまつたものであることを明らかにした。すなわち被告竹内を無期懲役に処し、他の被告八名並びに偽証罪の二名については無罪を言いわたした。

二、松川事件　四九年八月一七日午前三時九分、東北線松川、金谷川間のカーブのところで列車が何ものかの手によつて顛覆せしめられ、乗務員三名が死亡した事件が起り、検事は九月から一〇月下旬にかけて当時赤旗首反対闘争中であつた国鉄労組福島支部並びに東芝松川工場労組の組合員二〇名を逮捕し起訴した。検事はこの事件を共産党の謀略となし、報導機関もあげてこの趣旨を伝えた。一二月五日に第一回公判がひらかれて以来丁度一年目の翌五〇年一二月五日の第九四回公判（結審）に至るまで週三回の連続審理が行われ、被告人・弁護人共に徹底的に公訴事実を争い、アリバイ、共同謀議の不存在、実行行為の不可能等を立証し、本件は共産党弾圧・労働者弾圧の司法殺人事件だと主張した。三鷹事件と同種のものと宣伝され、公判も概ね相前後して行われたが、何分裁判所が福島であつたので三鷹事件ほどに規模の大きい公判闘争は組織されず、傍聴人も家族関係者を主とするに止まつた。判決は一二月六日に言渡され、死刑五名無期五名、一五年一名、一二年三名、一〇年二名、七年三名、三年六月一名の極刑が言渡された。被告人ら判決言渡の際に退廷を命ぜられ、被告のいないところで刑の宣告が行われ、かつ言渡の際には判決書もなかつたと伝えられた。判決書は翌五一年に入つてから公表されたので本年鑑には紹介しない。

被告人らは無実を叫んで即日控訴し、控訴公判を前に直ちに大きく救援活動が動き出した。

判決言渡の翌日五〇年一二月七日に共産党臨時中央指導部は「若き愛国者たちに加えられた死刑の宣告に対し全世界の人民に訴える」と題する声明書を発表し、被告らをして「この若き愛国者たちは一九四九年の夏、国鉄をはじめ全逓、東芝などをおそいかかつた軍事植民地政策のための大量首切に対して誰よりも勇敢に闘い続けてきた労働者のなかのえらばれた闘士であつた。内外のファシストどもはこの労働者階級を中心とする全人民の闘争を圧殺するために失敗するや八月三鷹事件の

空中楼閣をつくりあげ、さらに松川事件の残虐な陰謀をつくりあげたのである。このことはナチスの国会放火の件、ならびにサッコ、ヴァンセッチ事件、および米国の世界的作家たるアプトン・シンクレアの小説にみられる如き同一の陰謀手段であることは明白である。（中略）

しかし今日誰もが知つている。それはその二十名の愛国者は列車顛覆事件には全く縁もゆかりもないばかりか、この破壊的陰謀の最大の犠牲者であることを。（後略）」と訴えた。

三、台東会館事件　四九年九月八日の朝連解散後旧朝連財産の接収が始まり、これを阻止せんとする朝鮮人との間に各所に公務執行妨害等の事件をひき起したが台東会館の事件はそれらの中でも最大のものである。台東会館が朝連財産であるか否かは大いに争われ、四九年の中からこれを朝連財産にあらずと主張する関係朝鮮人団体と東京都の間に論争が続けられ、朝鮮人側でも多くの反証資料を提出して当局の再考を促すところがあつたが、五〇年二月二三日に法務府は正式にこれを朝連財産と判定し、東京都はこれにもとづいて会館使用者に退去を求めた。然し会館関係の朝鮮人はあくまでこれを不当としてこれに応じなかつたので、ついに三月二〇日早朝一、〇〇〇人以上の警察官が実力でこれが接収にとりかかり、会館防衛の朝鮮人、日本人との間に大乱闘事件が起り、百数十名が逮捕されるに至つた。四月に入つてから、その中二五名が二回にわけて昭和二三年政令二三八号違反、公務執行妨害、傷害等で起訴された。第一回公判は六月八日開廷され、以来毎週一日の割で審理が行われているが、この公判闘争は在京朝鮮人の注視の中に、折からの強制送還反対の運動とからんで進められ、被告らは在日朝鮮人の差別待遇、官憲の不当弾圧を追求している。

四、春日正一氏の團規令違反事件　一九五〇年六月六日付最高司令官の書簡により公職追放をうけ、いわゆる共産党の潜行九幹部の一人といわれていた春日正一氏は、五〇年一〇月七日名古屋で逮捕され、七月三日に川崎市内の同氏方に到達した特審局長名義の出頭要求書による出頭要求に応じなかつた理由によつて起訴された。この事件も共産党関係の重大な事件として、共産党が党外の人たちと共に全組織をあげて公判闘争を闘つた。被告人・弁護人らは、団体等規正令の憲法違反、同令による出頭要求が権限の濫用に基く挑発行為であるから違法であること、要求書が適式でないこと、被告人に出頭要求が了知せしめられていないこと、等々を争つて活発な公判闘争が行われた。審理は一一月から週三回の割で開廷され、判決は翌五一年にもちこされた。

五、軍事裁判所関係　一九五〇年は軍事裁判事件の激増によつて特徴づけられる。まず五月三〇日の皇居前広場の人民大会中に連合国軍人に対する暴行事件ありとして八名の学生労働者が逮捕され、この人たちは翌日午後には既に軍事裁判に付され連日開廷して六月三日には一人に対し懲役十年、五人に対し七年、一人に対し五年の重刑が課せられた。この公判は事実関係について検事側、弁護側の両証人が全く対立した。かかるスピード裁判は全く例をみないものであつた。時をうつさず、六月三日の赤十字本社における抗議大会は右五・三〇事件に関連してマッカーサー元帥に対する公開質問書を発表したが、その記載が占領国軍に対する破壊的批評を加えるものとして大会責任者二名は検束され、更にこの質問書を配布展示した理由により、六月から七月にかけて多数の労働者が逮捕され、それぞれ軍事裁判所により有罪判決をうけて下獄した。逮捕された者の数は六月一七日現在で既に二六名に達した。

六月二五日朝鮮事件開始以来、反戦ビラ配布による検束者は飛躍的に激増し、反戦平和闘争の昇揚を反映した。何れも軍事裁判所で

有罪判決をうけた。東京関係だけでも反戦ビラ事件で五〇年一二月二〇日現在の在獄者の数は二二名に達し、全国を集計すれば同じく反戦ビラ事件による一一月二五日現在の在獄者は約七〇名に達した（何れも労農救援会調査）。東京の軍事裁判所関係だけで占領目的違反又は占領軍の安全に有害な行為等で処罰された事件数は五〇年三月二件一三名、五月二件九名、六月一六件三四名、七月七件一一名、八月七件一〇名の数字を示し、この間の傾向をも物語っている。短期間の調査ではあるが労農救援会大阪支部の調査によると、大阪で八月、九月の両月間にビラ、演説、新聞発行等の理由で軍事裁判所に付せられた者の数は二九名に達している。これらの人たちの中には朝鮮人青年が圧倒的に多く、在日朝鮮人を糾合してその救援活動にあたつた朝鮮解放救援会の活動は目覚ましかつた。

六、職安労働者の斗争　輸番制反対、アブレなくせの自由労働者の闘争は各地で暴行公務執行妨害等事件をうみ、その多くが起訴されて公判闘争が行われた。東京及び東京周辺に起つた事件は次の通りである。三月二五日の澁谷職安の件で六名検束、三月四日の八王子職安事件で七三名検束、六名起訴、三月九日の足立職安事件で四名検束、三月一五日の澁谷職安事件で二名検束、三月一七日の荏原職安事件で一五名検束、三月二九日立川の職よこせデモ事件で三一名検束、五月一一日から暫く続いた池袋職安事件で一〇名検束四名起訴、五月一七日の葛飾職安事件で六名検束全員起訴、六月一七日の神田橋職安事件で一名検束、同日の大森職安事件で一名検束、六月二八日の王子職安事件で一八名検束六名起訴、六月二九日の五反田職安事件で三名検束全員起訴、七月七日の新宿職安事件で二名検束一名起訴、九月一一日の澁谷職安事件で七名検束二名起訴、九月五日の新宿職安事件で一三名検束、九月七日の飯田橋職安事件で四名検束二名起訴、十月二五日の足立職安事件で六名検束、十月二八日澁田役員改選を行つて、団の役員からは左翼の弁護士十数名の退団をみ、規約改正なつた。自由法曹団の他に労組を結びついた法曹の団体としては、新産別を背景とした民主法曹団、社会党系の社会法曹団等が組織されている。

経営者側の事件を扱う法曹は専ら日経連に集つている。

第五編　労農政党

第一章　社会党

一、第五回大会と社会党の分裂

日本社会党第五回大会は「正に重大な政治危機」（社会新聞一・一〇）の中に、一月一六日から四日間、九段の家政学院講堂で開かれた。結党以来、宿命的と見られている左右の対立は、事々にその頭をもたげ、階級的な対立の激しさに伴つて、又その対立も増して来た。これが山川均、荒畑寒村らの分裂行動となり、黒田寿男らの労農党、はては足立梅市らの除名問題に発展し社会民主主義政党の本質を露呈した観があつた。昨年の四月の大会でも階級政党か国民政党かで鈴木、森戸論争となり、決定的な結論を見ず、爾来左右の論争は益々露骨になつた。たとえば昨年七月結成された独立青年同盟は「きわめて危険な極右的意図をひそめた政治グループであり」（社会新聞一・一〇）、党内からも非難され、労組内からもボイコットされるなど痛烈に指弾された。また独青脱退を声明した党本部員、ほか五名の署名で、「党再建の基本理念」と題する文書が党内に配布され、左派を攻撃し、国民政党を主張した。大会間近になつて右派および独青等の暗躍もはげしくなりこれに対して、大会前の一四、一五の両日に開かれた青年部全国大会では、独青所属党員の除名、片山委員長不信任の決議をするなど左右の波乱を予想させつつ大会を迎えたのである。

開会冒頭から役員選出でもんだが結局議長、副議長は左派の握るところとなつて大会がすすめられ、二日目は各部の報告と独青をめぐる左右の論争が展開され、ようやく三日目にいたつて議案審議に入つた。左派の優勢を見るや右派の不満は益々強まつた。三日目の夜、片山委員長は「階級政党化反対」を表明した。これが左派につらなる人々を刺激し、最終日の一九日にはこの片山声明をめぐつて中執委が開かれた。一方大会運営委員会では右派の「大会中止論」と左派の「続行論」がからみ合つたが結局三役選挙をやることに決まつた。しかし片山委員長の立候補辞退で一時会場が混乱し、つづいて鈴木氏の片山氏に対して懐意を促す演説後右派は委員長以下総退場した。その後委員長席のまま書記長に鈴木茂三郎、会計に和田博雄を決定し、中央執行委員会の選出で大会は終つた。

右派は退場後大妻女大講堂に集り、「正統派大会」をもち、委員長片山哲、書記長水谷長三郎、会計中崎敏のもとに独自の行動に出た。又中間派と呼ばれている米窪、大矢、三宅らの諸氏は議員会館に集り統一工作に乗り出す態度を見せた。

なお左派中央委員会は「当面の緊急事態を收拾するため」に、二五日、左の如き声明を発した（前文略）。

一、第五回全國大会は明らかに党正規の大会であつたことを再確認する。したがつて今後の党一本化はこの確認の上に進められる。

二、退場者のうち少数の主謀者と新党樹立をめざす一部のものを

除き全党員を結集して新たなる闘争態勢を整える。このため早急に臨時全國大会を招集する。

三、統一懇談会の努力は多とするが、第五回大会が正規の大会であつたことを認めている限り新たなる一派を形成する如き疑いある行動はかえつて党の結束に努力すべきである。

四、社会党の再建は單に一定のイデオロギーに統一するものではなく民主的、平和的な革命の主体勢力として、労働者農民を中核とし漁民、中小企業者、インテリ層等広範な大衆を結集して進むものである。

これに対して一九日の右派の大会では左の如き声明を出した。

一、わが社会党は祖國の安全と民族の独立に最大の関心を拂うと共にファッショ的民族主義に対して断固抗争し、勤労大衆の生活と自由の擁護に全力を致し、共産党の反祖國的階級闘争主義を圧制せんとする固い決意を表明する。

二、われらは民主政治の基本形態たる二大政党制度を目途としての保守共産の両党と明確な一線を画しつつ勤労大衆を基盤とする広範な民主的諸勢力をわが党に結集しなければならない。

三、しかるに党内の一部には社会党をマルクス主義の上に立つ偏狭な階級政党化することをもつて党再建の中心目標と考える傾向が存在する、われ等はかゝるマルクス主義的左翼的偏向による党再建には断固反対せざるを得ない。

四、最近これらの一部左翼偏向者は党青年部の二重権力組織を足場にして党内対立を意識的に激化し友愛と眞理を無視し、民主主義を否認する彼等の手口は党の運営自体においてもその思想が明かに共産主義と通ずるものであることを実証している。

五、この重大危機に直面して祖國を憂い党を愛するわれら同志はここに卒直、大胆にわが党の基本的理念とわれらの立場を宣明し、決然立つて眞の社会民主主義政党としてのわが党を死守せんとするものである。

こうした社会党の分裂に対して、三月闘争へと着々準備を進めていた社会党の影響下にある国会共闘委は二三日の総会で

(一) この事態の影響を労働組合に絶対波及させない。

(二) わが國会共闘委員会はますます団結を強固にしこの影響を克服して闘う。

(三) 日本社会党はわれわれ労働者の要求を卒直にとりあげ一致して院内闘争を推進するのみならず、野党攻勢の中心的役割を果すべきである。

と決議し強力に闘いぬくことを申合せた。

二、社会党再建準備会の結成　社会党が分裂後も、なお混乱をつづけているとき、昨年の九月、労農党の共同闘争申入れに積極的に応じたかどで除名された足立梅市、和田敏明の両氏は、「口で何といおうと行動では労農戦線を分裂にみちびいたり、マーシャル・プラン支持団体のコミスコへ参加をきめながら全面講和をとなえるようなやり方では」社会党の再建はできないと、二月一日、社会党再建準備会の招請状ならびにスローガンを発表し、階級政党としての社会党のあり方を強調した。

こうして二月二〇日、社会党の各府県有志代表および労組代表約百名の参加の下に再建準備会は発足したが、席上大山郁夫氏は「社会党の幹部諸君は『共産党と一線を画す』ということだけはやめてほしい、同じ勤労大衆の党は提けいしあうのが当然である」(アカハタ九五四号)と民主民族戦線を結成して民族の独立と平和のために闘われることを望む旨の祝辞をのべた。この会合で社会党再建のための基本方針として

一、戰闘的社会民主主義によつて貫かれること。一、國民勤労階層の指導体としてあらゆる革命勢力の結集をはかること。一、労農戰線の統一により内外の独占資本と闘うこと。一、民族の完全な独立と自由を守り戰争に反対し平和を擁護すること。一、共産両党と提携しこれを中心として民主民族戰線の結成にすすむこと。

を決定し、「民族の危機」を強力に闘うことになつた。招請状は次の通りである。

社会党の良心的なる同志諸君に訴う。

社会党はその第五回大会で分裂した。大会ごとにくりかえされてきた一部幹部の人事をめぐる派閥抗争がついに党を破局にまで追い込んだのである。一般党員ならびに党支持大衆は今次大会において三月闘争の具体的方針やドツジ・ラインの大巾修正、講和対策等が眞剣に討議されることを期待し、参加したのであるが、一部幹部はこのような大衆の要望を裏切り、依然として委員長、書記長など最高人事をめぐる派閥抗争にねい日なきありさまであつた。大会は第一日より開店休日の状態で彼らは理論闘争と政策の審議の代りにヤミ取引と権謀術策に終止し、醜を天下にさらした、まことに社会民主主義のだらくこれよりはなはだしきはない、われわれ眞に党を愛する同志諸君はいまこそ起つて戰闘的社会民主主義の旗の下に名実ともに階級政党たる社会党の再建に進まなければならない。

いまここに昨年一月総選挙に惨敗後の社会党の足あとを省みるに、権力と地位と金の獲得にきうきうたる一部幹部に毒されて党の運営はきわめて非民主的であり、党の再建は遅々として進まなかつたのみならず、一部幹部のとつた独善的な労働組合対策のために労農戰線を分裂に導くが如き階級的裏切りを行うの結果となつた。闘う社会党、労農階級の付託に応えうる社会党の姿は少しも前進しなかつた。党内中央部は左派、右派、中間派というが、いずれも階級的立場を忘れ、故意に民主戰線の結成を妨げようとする右翼社会民主主義の誤びゆうをおかすにすぎなかつた。右派のいうところの國民政党論はヒューマニズムと民族愛の美名にかくれた理念にたつ社会改良主義以外の何ものでもなく、階級闘争をサボリ、社会革命を遅らせるの意図は明確である、右派は一おう労働階級を中核とする階級政党論をふりかざしているが、日常の行動と実践においては労働戰線の分裂など多くの階級的裏切り行為をくりかえしてきた。とくに第五回全國大会においてはマーシャル・プランを支持するコミスコ（國際社会主義政党連盟）への参加を決議し、その前提にたつて全面講和を主張するなど、大衆をギマンするの行為に出た。

一九五〇年はわが民族百年の運命を決する講和会議が開かれる年である。全面講和か、單独講和かは國民の意見を二分するの大勢を示している。このときにあたり社会党は眞に階級政党として階級的良心によつて行動し他のあらゆる階級政党と一大民主戰線を結成して民族独立と自由を約束する全面講和への道を前進しなければならない。社会党は戰闘的社会民主主義の旗のもとに闘う党として正しい再建の方途を講じなければならない。

いまや吉田内閣は低賃金、低米價を基軸とする独占資本擁護の政策を強行し、労働者、農民、中小企業者を窮乏のドン底に追いこんだ。しかも彼らは單独講和やむを得ずとの態度のもとに対米依存の現状を固定化しようとし民族の独立を危機におとしいれる植民地化政策を露骨におしすすめるにいたつた。まさに東條内閣以上のファシズムの再現である。人民大衆の支配階級にたいする不満とふん激はその頂点にたつした。民主勢力の主体たるべき社

会党の再建と民主戦線の結成によつて、人民の不平不満を組織化し当面の敵吉田内閣の打倒に進もう。社会党再建と社会党を中心とする広はんなる民主戦線結成に熱意を有する同志諸君は、きたる二〇日東京に相会し、これが中心勢力の結成を協議しよう。

一九五〇年二月一日

日本社会党埼玉縣連合会
日本社会党三重縣連合会
日本社会党西多摩支部
日本社会党西多摩支部
足立梅市、鈴木雄二、師岡栄一、和田敏明

三、中ソ友好相互援助條約締結に対する社会党の見解　二月一四日、中ソ友好相互援助条約の締結が発表になるや、一五日社会党左派では

一、連合国軍の占領下にあつて戦争能力なく、かつ戦争の意思をもたない日本を対象として第一条のごとき内容をもつ条約の締結されたことを不可解とする。いずれにせよ中ソ両国が日本を対象として戦争準備体制を一歩前進させたものといわざるをえない。

二、わが党は対内的には民主化の徹底をはかり、対外的にはかつての太平洋同盟説にたいしてとつたと同様の意味において、あくまでも平和と中立に脅威をあたえるごときものを排除して世界人類の平和と福祉に貢献するものである。

と、声明したが、「二つの侵略から日本の国土、民族を守る主体勢力」をもとめる立場から、中執委（左）では左のような見解を表明した。

一、今日の戦争はたとえそれが共産主義的侵略に対する防衛戦として行われる場合でも、他面ではやはり侵略的性格をあわせもつものである。

二―三、（略）

四、われわれはこれに対しいわゆる米ソのいずれの陣営にもくみしない第三の勢力としてあくまでも戦争にまきこまれず平和を守つて民主的に社会主義を実現するものである。われわれの全面講和の主張こそ日本にとつての不動の原則でなければならず、たとえ単独講和を余儀なくされた場合にもあくまで全面講和の基本線を堅持しなければならない、と同時にわれわれは両勢力のいずれかに依存して戦争にまきこまれるごときことのないよう厳正な中立的態度によつて安全保障を確保しなければならない。

五―六、（略）

七、国際的危機が切迫し資本主義の矛盾が激化すると共にブルジョア勢力は益々反動的となり共産勢力と徒らに抗争することによつて大衆の人気をえようとするが、かれらの歴史的役割はすでに終つており資本主義の崩壊は明らかである。したがつて世界史の現段階は今や資本主義打倒の時期において独裁的暴力的な共産主義と民主的平和的な社会民主主義との対決にある。この闘いに社会民主主義の勝利がもたらされるときにはじめて全世界の平和と全勤労大衆の幸福は約束される。（以下略）

四、三月攻勢に対する社会党（左派）の態度　民同系労組を糾合する国会共闘委員会に対して、社会党では左の申入れをするとともに、別項のような態度を発表した。

三月闘争を全國的規模において展開するため二月中旬を期して関東、中部、近畿、九州の四地方において各縣労会議を中心に闘争指導部を設け、社会党支部との強力なる提携のもとに闘争方針の打合せならびに各地方情勢を交換、全國的運動を起すよう努力されたい。

三月闘争の基本的性格

一、今回のゼネストは純粋に経済目的達成のためのストでこれが國家資本を相手とする現状では必然的に政治的意義をもつ。

二、今回のゼネストはドッジ・ラインの圧迫に抗する労働者の純粋な生活的要求である。

三月闘争に対する党の基本的態度

一、党はまずこの三月闘争の本質的意義の理解に徹し、さらにこの闘争の成果が現在の國内國際情勢下における民主主義の前進に果す意義を認識し、党運をとしてもこの闘争を勝利に導くために闘わなければならない。

二、党はまず労働者階級の経済的目的を達成することに全力を傾注し、さらにこの闘争に党の政治的指導を結合せしめ今次闘争の目的を達成する。

三、二・一ストでは共産党フラクによる機械的指導が行われたが、今回の闘争に対しては党は積極的にこの経済闘争に協力するとともにその協力は第三者的活動のみを意味するものでなく、職場党員はもとより党の各級機関はその実力に応じて闘争成功のための応援活動を強力に展開し、その結果三月闘争のなかに自らを没入させる積極性をもたなければならない。この積極的協力によつて闘いを勝利に導き、その成果のなかに党の政治的権威と方針を打出したかめてゆくことが正しい。

四、従つて共産党の地域人民闘争のように農民中小企業者、小市民等の諸要求をこの闘争に機械的に結合して、地域闘争の中に労働者の要求を解消せしめることは間違いである。まずこの賃金闘争を成功せしめることによつてのみ重税、低米価等々のデフレ政策による重圧にあえぐ広範な大衆を組織することが出来る。（以下略）

五　左右統一の経過および第六回臨時大会

統一の経過　中央幹部の分裂が、労農政党としての対立の爆発と見られるだけあつて、その統一迄には困難な道を歩まねばならなかつた。階級的な立場を放棄しようとする右派、これに対して、なお「階級的」を標榜し且つ「マルクス主義経済学」をとり入れた「闘う合理的な」（情報通信NO・3）党を主張する左派との間の統一の経過は、盛り上る労仂運動の中にあつて、世間の注目をあびた。

先ず中間派で構成された統一懇談会は一月二七日、左右の両派に対し、「大衆の期待にそう」べく、一謙虚な立場」で統一を進めるため、①はやく臨時大会をもつこと。②本部の建物は全党員に解放すること。③機関紙の公正。④青年部の民主化。⑤独立青年同盟の完全解決の五項を申入れた。左派の中執妥ではこれに対して、「統一は第五回大会の確認によつてなさるべきこと」「無原則、無方針の統一を排し、第四ならびに第五回大会決定の運動方針に基く統一」ならば応ずると回答した。右派でも片山声明の線に沿つて応ずることになり、二月一、二日の両日にわたつて第一回の三者会談が行われた。ここで、役員選挙に対する方式、党員の独青からの脱退および青年部の組織問題については一致したが片山声明および大会確認については両者ゆずらず、その後の会談もこの点で討議された。こうして一時ゆきづまつたが、二月八日の京都での両氏の会談の「すつきりしたかたち」で「党一本の臨時大会を招集することに努力する」との申合せから、鈴木・水谷両氏の直接の会談にうつされて統一を進めることになつた。二月一二日、鈴木・水谷第二会談がもたれたが、大会の一応の認承、一片山声明は運動方針に充分汲みとられているものの」実践を通じて徹底を期する、点で一応の妥結をみた。しかし一三日の会談で、水谷氏は「片山声明を認めること」、

「青年部を解散し対策部とする」（情報通信NO・3）その他の条件を提起したため、再びゆきずまつた。一八日に至り、「中間派の提唱」によつて三派懇談会がもたれ、中間派から種々の修正案が出された。かくして二三日、大略次のような協定に達し、臨時大会まで、統一準備会の下にすすむことになつた。

一、第五回大会は正規の手続きにより成立したものであるが、運動方針の決定および役員の選挙については不完全さをみとめる。なお過般の中途退場はデモクラシーの大道よりみて遺憾の点があつたことをみとめ再び繰り返さないことを誓う。

二、片山声明はわが党の進む方向につき狭あいなる階級政党の立場を排し、あくまでも社会民主主義の正道を守るべきことを明示しているもので、これはわが党の運動方針にくみとられているが更に実践を通じてこれが徹底と確立を期する。

三、臨時大会の招集は府縣連正規の要求にそうよう措置する。臨時準備委員会をもうける。

四、統一準備委員に両書記長ほか九名を任命する。

五、統一準備委員会において協議すべき事項（略）。

第六回臨時大会　統一準備会成立後も役員の選出等について、難航をつづけていたが、一二日の府県連代表者会議で、一、二日にわたつて大会を開くことに決り、大会準備委員会をあげた。開催日は、三、四日に変更されて、東京戸板女専講堂で開かれ、議長団に三派から各一名づつ、米窪、江田、伊藤の三氏を推し、前大会で審議未了のままであつた運動方針、労組などの各対策を議案に、おだやかに議事を進めた。役員選出は四日に持ちこされたが委員長空席のまま、書記長に浅沼稲次郎氏（右）会計に下条恭平氏（中）の両氏、中央執行委員の三〇名は、左派一五、右派一〇、中間派五の比率で選んだ。大会の主な決定事項は次の如くである。

党の歴史的任務とその基本的方針、一九五〇年度運動方針、農業綱領、税制改革に関する件、緊急農業恐慌対策に関する件、緊急中小商工業危機突破対策、労働組合対策部の任務と運営要項、青年対策部の任務と運営要項、参議院議員選挙対策に関する件、吉田内閣打倒に関する決議、大会宣言

党の歴史的任務とその基本方針（この党の歴史的任務とその基本方針は第四回大会で可決された党の性格、革命方式の四つの附帯条件に基いて作成されたものである）

一、世界史の現段階（略）

二、敗戦日本の経済（略）

三、國内政治の特徴（略）

四、党の任務とその基本方針

一、日本社会党は民主主義体制の確立を期するとともに「民主主義を通じて社会主義革命を遂行する」ことを目的とする。党は、したがつて「労働階級を中核とする農民、中小企業者並びに智識層等、広汎な勤労大衆の政党」として敗戦とインフレーションによつて荒廃せる道義を昂揚しつつ、破綻の淵にある國民経済を民主的に再建し、大衆の生活を安定し、民族の独立を実現して、眞に祖國の救済者たることを立証しなければならない。これによつてのみわれわれは窮乏と破壊と混乱の線に於てではなくて、安定と建設と平和の線において、われわれの目的を達成することができる。

二、この闘争に於て、われわれの敵はいうまでもなく、今日、政治的権力を握つている、資本家階級、ことに独占資本金融資本とこれに協力する上層官僚、および旧支配階級の残存勢力である。われわれはかれらを國民大衆から切り離し無力化する

ことによつてのみ勝利することが出来る。この場合、上述のように敗戦後の支配階級よりもぜい弱であるが、それは旧支配階級よりもぜい弱であるが、それだけにかれらは民主的な仮面をかぶつて、おくれた労働者、農民、中小企業者などを吸引しようとする傾向がある。われわれはこれを厳に警戒し、かれらの偽瞞的態度を具体的に暴露し、大衆の利害を守るものはひとりわれわれのみであることを実証することによつて、かれらの支持を獲得しなければならない。と同時に他面では新支配階級は従来のようにファッショ勢力によつてわれわれを圧殺しようとする傾向のあることも明らかである。われわれは断乎これと抗争しうる陣容と体制を整備しなければならない。

三、われわれの陣営は、労働階級、農民、市民、中小商工業者、智識階級など、資本主義によつて苦しめられ、圧迫される広汎なる大衆よりなつている。このわれわれの陣営は國民の圧倒的多数を占めているが、さらに進んではいるが、幾多の欠陥をもつている。われわれはこれを急速に克服補強しなければならないが、そのために当面最も必要なことは、民主的な労働組合戦線を事実上指導し、わが党との間に緊密なる連絡を確立すると共に、さらに農組の域を超越して大規模なる農民大衆の一大結成を実現することであり、さらに進んでは中小業者その他の勤労大衆を急速にわれらの側に結集して到底大衆生活を守りえない客観的事態においては、主体勢力として社会主義実現の使命を有するわが党が、正しい政治的態度と方針をもつてこの大衆を指導しうるよう充分に成長することは最も緊切な課題でなければならない。

四、かくして社会民主主義政党としてのわが党は当面の段階に於て、まず民主主義の徹底、民主主義体制の確立を目標とする。けだし、民主主義の闘争は、社会主義の大衆を吸引して反動的な資本家その他支配階級勢力を孤立化させるのみでなく、これによつてはじめてわれわれは、あらゆる反民主主義的な要因を破砕して平和革命の条件を整えうるからである。実にこうした基礎の上においてのみわれわれは民主的、平和的に社会主義革命を実現することが出来る。

五、しかしながらすでに日本においては、資本主義が支配的な経済体制であり、資本家階級が実質的に政治権力を握つている上に民主主義的革命は形式的には相当行われている。したがつて当面の民主主義徹底のためのこの闘争はすでに進行している革命のいわば完成作業であり、革命政党としてのわが党の最も根本的な闘争目標、すなわち社会党の指導性のもとにおこなわれるべき革命は資本主義を廃棄して社会主義を断行すべき社会主義革命以外にない——いうまでもなく民主的にして平和的な。

この民主主義の徹底と社会主義革命の遂行は緊密に結びつき、からみあつている。しかも叙上の情勢において、われわれは先ず当面の闘争をば、民主主義の徹底として推進しなければならないが、この闘争の項点は内外諸般の情勢の進展に応じて——資本主義においてあくまでも民主主義を追求する闘争は、当然に経済の民主化、社会主義に進展せざるをえないから——恐らくは直ちに社会主義革命に連なるであろう。

七—八、（略）

九、この民主主義の闘争から社会主義革命にいたる進展の過程においては、二四年度方針が示しているように、われわれは断固として政治的権力を掌握しなければならない。それこそが、わが

國にとつて宿願の目標たる社会主義革命であり、いわば政治革命である。もちん今後、われわれが社会主義社会を全面的に建設しおわらせるまでの間にはその國の経済的、政治的、社会的発展の情勢によつていろいろ異るが、何れにせよ相当の長期間を要することは疑いない。その間、社会主義の経済的な建設、これに応ずる政治体制の確立、いわゆる文化的、精神的革命の行われなければならない以上、それは当然であろう。しかしわれわれにとつては、この広汎にして長期の社会革命の全過程においてまず政治権力を獲得し、これを確保することが現段階に根本的な目標である。社会主義は資本主義下においていわゆる部分的改善の積重ねでは達成できない。

一〇、われわれは重要産業の社会化を主張する。しかし幾つかの産業の社会化はそれだけではわが党の主張する社会主義の断行を意味しない。それは將来の社会主義経済の基礎を築くばかりでなく、この闘争によりわれわれの陣営を強化するものとしても頗る重大であり社会主義への確乎たる前進である。眞の社会主義はわれわれが、政治勢力の獲得によつて社会主義政権を確立し、これを安定的に持続して、社会主義計画経済を全面的に遂行しうるにいたりはじめて実現されるであろう。

一一、それがためにはわが党は、國会において、絶対多数を占めなければならない。（以下略）

一三、進んでいえば、日本の社会主義革命は民主的、平和的な方式においてイギリスをはじめ西欧民主主義の型に属するものとわれわれは確信する。（以下略）

一五、わが党は前大会において多かれ少かれ虫ばんでいた小ブルジョア的傾向を克服し、社会民主主義政党の主体性を確立することを当面の闘争の主眼とした。それこそが議会勢力と院外勢力の拡大によつて革命のための主体勢力を確立するという究極の目的の上からみて当面把まねばならない唯一の鍵だからである。われわれの闘争はそれ故に何よりも党の主体性の確立に集約されなければならない。そして、党が労働組合員の大量入党によつて労働組合に確乎たる基礎をもつことと社会民主主義の革命方針を樹立することはその第一要件である。

一六、しかし社会民主主義は今日決して抽象的理念であつてはならない。（以下略）

一七、われわれはかくして内外情勢と党の根本目標、それに到達するまでの過程、これら全般を通じての組織等について一応の見解を樹立した。それはいまだ充分具体化できていない点もあるし、今後の情勢次第により急変すべき面もある。資本主義から社会主義への轉換期の如き異常時においてはむしろ、そうしたことは、しばしばおこりうるとみなければならないが、しかし、われわれはその日その日のご都合主義、日和見主義に陥つてはならない。敗戰日本を救う社会民主主義政党としての不動の根本的立場を堅持しつつ、変轉する内外情勢に即応して、有効適切なる方針を樹立し、勇敢に闘争する社会主義革命の大道を邁進することは、あくまでもわれらの基本的態後でなければならない。

一八、しかもこのわれわれの進む道は、孤立化ではない。國際的に強大な社会民主主義陣営コミスコがあり、組織戰線においても新たなる國際団体との密接なる協力によつて、われわれの闘争を押し進めることができる。とくに東洋においては、われわれはすでに前進している諸國の社会民主主義政党、民主的労働組合、その他の勢力と緊密に協力することによつてわれわれの歴史的使命を達成しうるであろうと期待する。

五、中心的な闘争目標

わが党は以上の歴史的任務と基本方針に基き当面の段階において左の如き要求を中心として主要な闘争目標を設立し、わが党従来の多数の政策の実現段階を綜合的にはかり、もつて具体的に闘争を推進せんとするものである。

國際政策

わが党は、戰争の再発を防止し恒久的平和の確立を期するものであり、当面、とくに可及的速かなる、対日講和会議の開催と日本の國際社会への参加を要請する。

一、講和会議の早期開催、賠償取立の中止。二、各種國際機関國際会議への参加。三、海運、関税の自由、片貿易の是正（通商海外渡航制限の廃止等完全なる自由貿易の実現。四、一切の帝國主義政策及び共産主義的世界政策に対する反対。五、コミスコへの参加と新世界労連との協力提携。六、東洋における民主主義國家勢力との協力。

政治政策

ポツダム宣言と憲法の規定する民主主義と平和主義とは、わが國の政治の二大礎石であつて、われわれはかような基礎の上に社会主義社会の実現を目標とするものであるが、まず政治の民主化の徹底を期する。

一、民主主義体制の推進、金権と暴力の脅威に対し民主主義政治体制の擁護。二、非武装平和國家の実現と軍國主義、ファシズムの根絶。三、國会民主主義の確立と國会審議権の尊重。四、中選挙区完全單記制の採用と選挙公営の徹底。五、行政、司法、諸機構の民主化、簡素化ならびに清浄化。非武装國家において必要なる民主的、合理的なる公安制度の樹立。六、公務員の範囲と公共性の明確による地方自治の確立。

経済政策

わが党は戰争によつて破壊しつくされた。日本経済の急速なる再建と大衆生活の安定のために闘争するとともに日本経済の自主的民主的な再編成の実現を期する。

一、綜合的計画的な國土開発と産業復興による完全雇傭、経済繁栄の達成。二、日本銀行の社会化、民主的な公的投資機関の設定。三、電力、石炭、鉄鋼、肥料等基幹産業の社会化と鉄道、通信事業等の民主化。四、輸出産業その他重要産業における民主的な運営委員会の確立。五、中小企業確立のため國家による技術的金融的機関の設定。六、國民経済予算を背景とする財政制度の確立七、生産的支出の増大、社会事業、文化、教育等に対する経費の増額。八、広汎なる勤労大衆の負担軽減と高額所得者に対する高度累進税賦課。九、財産税、相続税の累進的増徴。

農業政策

わが党は当面の情勢において農民大衆の現実の生活と経営を擁護するとともに農業近代化を中心とする民主主義化を強力に推進する。

一、綜合的食糧政策の達成。二、農業の近代化――機械化、電化、農業協同組合の改組強化。三、農山漁村工業の建設。四、計画的な國営開墾と自主的な小開墾の促進。五、農地改革の徹底、耕地交換分合と土地改良。六、新農村建設に対する財政的援助。七、國家による農業金融機関および技術指導機関の設定。八、農産物供出制度、価格制度の民主化。九、農業保険制度の拡充と全額國庫負担。一〇、農業所得の税軽減、漁民組合法の確定。

労働政策

わが党は労者大衆の利害のために闘い、賃金、雇傭、法規、労働協約等労働関係に関する次の要求を実現すると共にその政治的発展のために闘う。

一、一週四八時間制（抗内三四時間制）最底賃金の確立。二、実質賃金の確保向上。三、労働者の一方的ギセイによる行政整理企業整理反対。四、職業決定機関の機動的運営、全國的および地域的に政府、労組、経営者三者構成による雇傭確定委員会の設置等。五、弾圧諸法令の即時徹廃。六、労働関係法規の民主的改正。七、労働基準法の完全実施励行。八、労働協約を反動的に改悪し、経営協議会の機能を圧縮する労働行政の即時停止。

社会政策

わが党は大衆生活の保障に関する國民権利として恩恵的救貧的でなく、広汎なる社会保障制度の確立を期する。

一、労働保障、國民保険、医療保険、家族手当、國家福利を含む綜合的保障制度の実現。二、保険、医療、厚生等に関する現行社会法規の一大改正。三、住宅金庫による勤労者住宅、庶民住宅問題の解決。四、國家による産児調節制度の普及運動。五、青少年団体の民主的育成。六、婦人の経済的自立を根幹とする男女平等の実現。七、引揚者、復員者の早期帰還促進と援護。

文教政策

わが党は政治経済と並んで文教の重大性を認識し、文化革命の強力な推進者であり民主的平和的な新しい人間の形成に努めなければならぬ。わが國が文化國家を目標としわが党が平和革命を方法とするときこのことがとくに大切である。

一、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、教育権等の文化基本権の確立。二、平和主義を基調とする文教政策の推進。(1)学校における平和教育の徹底。(2)社会教育特に大衆通信手段による平和思想の普及。(3)ユネスコ運動の展開。三、世界文化の交流の上に新たになる日本の文化の建設。四、六・三制の完全実施の教育民主化の徹底。(1)中央及び地方予算における最底文教費の優先制の樹立。(2)義務教育における、ならびに能力あつて資力なき者の高等教育における無償制の確立。(3)教養と生産学校と勤労を結ぶ教育原則の確立。(4)教育委員会制度及びP・T・Aの民主化。(5)民主的な教職員組合及び学生運動の推進。五、社会教育特に勤労者教育、青年教育、婦人教育の推進と公共図書館博物館美術館等の社会教育施設の拡充。六、スポーツの民主化、大衆化。七、宗教の封建制打破と民主的、社会的傾向の促進。

一九五〇年運動方針

第一、一般情勢の見透し（略）

第二、当面の任務と闘争目標

一、以上のような一般情勢の見透しに立つときわれわれは一九五〇年における最も喫緊なるわが党の任務と闘争の目標をいかに見るべきか。

今日、革命的情勢にあると誤認しないかぎり当面の闘争目標は直接資本主義を倒すことではない。資本主義の矛盾のうちに苦悩する勤労大衆を民主主義推進と拡大によつて防衛し、それを通じて、わが党を強化すること、すなわち民主主義の徹底と社会化政策の完遂を通じての民主日本の建設である。その意味においてわれわれ当面の闘争は何よりもドツジ・ラインに便乗した吉田内閣の反動政策に対し向けられなければならない。したがつて第一に、われわれは労働者階級をはじめ農民、中小商工業など広汎な勤労大衆を飢餓と窮乏から救うようその生活を防衛し進んでその安定と向上をかちとらなければならない。

二、われわれはそのためには、このような事態をもたらした現政府の一切の資本家的安定と政策に対して徹底的に闘争しなければならない。とくにいわゆるドッジ・ラインに便乗し、これを利用した吉田内閣の独占資本的、金融資本的財政金融、企業整備政策に対し、われわれの闘争力を集中しなければならない。

三、と同時に、われわれは資本主義のわく内で労働者階級をはじめ、一般勤労大衆の生活の最低限を保障すべき社会保障制度の確立に向つて全力を傾けなければならない。少くとも現行社会保障制度を最大限に改造することは、われわれの当面喫緊の要務である。

四、更にわれわれはこのデフレーション政策の背後に資本主義制度そのものの矛盾、私的な独占資本と金融資本の利益がかくされていることを認識し、われわれのこのような闘争を、重要産業の社会化というより高い目標にまで推し進めなければならない。

五、われわれはこの際速かにデフレーション的事態を打開するため、特に自立経済確立の基礎ともなるべき積極的な建設方針をとらなければならない。すなわち大規模にして綜合的な國土開発事業を遂行し、これを日本経済の民主的な安定と再建のための経済的な突破口とする必要がある。たとえばＴＶＡ式國土開発の一大大衆運動の展開のごときはわれわれの緊要な闘争目標でなければならない。

六、吉田内閣の反動政策は大衆を経済的のみでなく政治的にも極端に弾圧し、日本の民主主義はいま重大なる危機に瀕している。内外情勢の緊張は、民主主義の教育と経験の浅い日本において上と下から更に強くファシズムを抬頭せしめる危機がある。われわれは大衆の政治的権利の防衛と民主主義徹底のために反動政治反対、ファシズム粉砕の闘争を敢行しなければならない。

七、講和会議こそは、日本にとつて一九五〇年のいな敗戦以来の最大の問題である。われわれはこれに対して当然に完全独立の永久平和の民主日本確立の立場から全力をあげて闘わなければならない。そして全勤労大衆の立場から一般國民運動を展開しわれわれの目的を最大限に実現しなければならない。

八、この場合いうまでもなく、われわれのかかる闘争は、当然に吉田内閣の打倒に集中されなければならない。

九、このようにしてわが党が社会民主主義政党としてこの重大なる当面の任務、闘争目標を遂行するためにはわが党の主体制を急速に確立しなければならないが、またこの闘争を遂行することによつてはじめて、わが党の主体制は確立されるとも言えるであろう。したがつて、われわれはいまこそ社会民主主義の明確なる当面の運動方針、行動綱鎖を確立し、それを遂行しうるに足るわが党の組織的基盤を築きあげると共に、宣伝活動の活発化と財政基礎の整備とをはからなければならないのである。

一〇、しかもいまや日本の労働者階級は共産党の分裂主義を追放し、極右主義と闘つて民主主義的な労働組合の戦線の統一と、積極的に政治戦線への進出をはかろうとしている。また同様な傾向は、農民組合の戦線にも現われており、わが党発展の條件が具備されていることを示すものである。それ故われわれはこうした情勢に即応し機会を逸することなく速かに党基盤の確立と体制の整備を敢行しもつて文学通り労働者階級を中核として広汎なる勤労大衆を包含し、しかもそのうちに労働者階級の指導性ある社会党の礎を固めなければならない。

第三、われらは如何に闘うか（略）

六　共産党非合法化に対する社会党の態度　共産党に対してあくまで「一線」を劃そうとする社会党にも、五月三日のマ元帥の反共声明以来、ますます露骨になつた政府の便乗的な態度に対して何らかの態度を要求した。六月六日の「日共幹部追放」につづいて、日共非合法化の意図を表明した首相談話に対して、浅沼書記長は憲法の点から見て十分「愼重」でなければならず「窮迫した国民生活の現状をこのままにして、これが非合法化」は一さらに問題を紛糾する結果になろう」と語り、社会党ではその後「追放事件の進展が進歩的運動の障害となる」として、共産党問題特別委員会を設けて対策を検討した。この特別委で六月一一日次のような態度を決定した。

一、吉田内閣とその支配階層は今回マ指令に接するや日共解散という措置を待望しているかの如くに見受けられ更に甚しきに至つてはマ指令の精神を汲んでと称して一切の進歩的運動まで弾圧を加えようとする意慾に燃えているかにみえる。わが党はこの傾向に対しては断固反対する。

一、しかしこの種の権力的弾圧に対する反対運動には日共の意志を受けたものがあり、或は意識せずして日共の意志を代弁するのがあるが、われわれの反対はわが憲法および民主主義に対する深き確信に基くものであつて前者と混同されてはならない。

一、言論、集会、結社、思想の自由はわが憲法の規定する人権中の基本的部分であるからこの部分への侵犯に対しては断乎として闘わなければならない。例えば現に東京都下において集会、デモを禁止しているが如き、それは共産党の反抗を抑え治却させようとする意図に出でたものであると推察されるが、しかし何らの法的根拠なくして合法的なる労働組合活動までを同一に禁止するが如きは許しがたい所である。一たびこの点において悪例を残すならば、これは蒸し返され、拡大される危険を蔵するものであることを知らねばならない。

七　社会党の講和に対する基本的態度（社会新聞二二三号による）。当面中央執行委員会で第五回大会の決定である左のような「講和問題に対する態度」を満場一致再確認した。なおこれは六月二四日、浅沼書記長がダレス氏との会談の際提出されたものである。

一、序（略）

二、根本的態度

講和問題および講和後の安全保障の問題はいうまでもなく同時に國民の多数を占める勤労大衆の安危にかかわる問題であり、また複雑にして機微なる國際情勢の下に行われることであるからあくまでも、愼重にかつ厳粛な態度をもつて対抗しなければならない。しかしながら講和会議においてわが國の主張を対等の立場で展開することが許されないとしても、それは共産党の反抗を抑え治却するところ、とくに平和的、民主的國家と経済と生活の建設を達成するため現在及び将来の日本の担当たる勤労大衆の光としてこれを世界に訴えることはもちろん妥当である。

三、全面講和

日本は憲法において非武装、平和を宣言したのであつてその趣旨は自ら戦争をほうきするはもとより國際紛争に対しても当然中立的立場を意味する。現在不幸にして世界は二つの陣営に分れているがこのさい日本は一方の陣営とのいわゆる単独講和が他方の陣営とわが國との関係を機微ならしめることを憂慮し強く全面講和を要望するものである。ことに単独講和の場合、実際問題として日本の安全保障の形式内容が講和を結ばない他方の陣営に対して日本の中立的立場に疑惑を抱かしめるおそれがあるから、一層われわれをして全面講和を要望せしめる所以であり、いかなる情況においても日本から進んで単独講和可なりとの立場をとるべきではない。

四、日本の安全保障

正義に基く世界の平和に信頼して非武装化した日本としては、当然講和にともない列國によつて日本の安全保障の途が講ぜられることを堅く信ずる。したがつてわが憲法の規定した中立的地位にかんがみわれわれが特定國または特定國家群との間にたとえば基地提供等の消極的にもせよ、軍事的負担を含むような軍事的または政治的な協定を締結するようなことにわが党は反対する。われわれは講和と共に関係各國から中立と領土の保全に関する保障を與えられることを期待する。また國際連合に加盟が認められその集団保障が認められることはもとより待望するところであるが、いずれの場合においてもわが憲法の中立性、平和性にかんがみ自ら兵力によつて中立を守る義務が免除され侵略國に対する共同制裁への参加等についても特殊な考慮が拂わるべきことは要をまたない。

五、民主主義の擁護と國際協力

國際政局に対して中立的地位を堅持せんとするわが党の一般的方針は以上の如くであるが、それと同時にわれわれは、極右極左の全体主義を排撃して言論、報道の自由や、自由なる選挙による議会制度の如き民主主義体制の下において世界家族の一員として列國との間に信頼と友愛をもつて協力せんとするものである。

六、講和問題に即する國内政治体制

講和を迎える國内政治体制としては講和問題は國民の安危を決定する重要問題であるだけに去る一月の選挙に基く現國会では適当でない。また保守反動の現政府では適格でない。この送挙において講和問題は繰り込みずみであるとなす政府の見解は國民を偽まんするものである。われわれはあらためて民意を問い國民の総意の上に講和に対する態勢をつくることを要望する。しかしてわれわれは講和問題のための挙國内閣の必要を認めないが、たとえ野にあつても自由にかつ合理的に妥当なる手段によつてできるだけ講和問題が有利に解決され、また正当に負うべき義務をじゆん守する事に努力する。

八　朝鮮事件不介入方針の決定　六月一五日の社会新聞の「党員の声」――「大衆は決して現実の社会党にはつきりと期待を寄せているのではない。不満ながらもこれに頼らざるを得ないという大衆の動行に思いを至したとき、われわれは今後いかにして主体力の確立に努力しなければならないか……」――が、示すように、日共幹部の追放、米首脳部の来日等、ただならぬ内外のうごきの中にあつて「中道政治」の苦悶も又増大した。勝間田政策審議会長は談話で「社会党の講和問題に対する態度はいささかも変更を見ていない。……社会党はこの国民の希望の上に立つて忠実に全面講和、永世中立、軍事基地化反対の基本線を守つて行動していく」と社会新聞六・二〇）と強調したが、六月二二日の中執委には、左派の三原則の主張と、現実論の上に立つてこれに修正を加えようとする右派との

激論も見られた。二五日の朝鮮事件のぼつ発は、更に党内の対立を助長させた。七月五日の中執委では「朝鮮問題と社会党の態度」を決定し、占領軍の命令に服従する義務以上には積極的に協力はないことになつた。さらに一全面講和の現実的基礎」と題する長文の文書を発表し、社会党のとる立場の理論的な根拠を明かにした。

朝鮮問題と社会党の態度

一、わが党は綱領においてもまた「講和問題に対する態度に関する件」中においても國際協力による平和希求の立場をとつており、殊に後者において日本の安全保障は窮極において國際連合の集団保障に求めなければならぬことを明らかにした。このことはわが党の基本的立場が正義に基く國際平和を擁護することを意味するものであつて、武力行使による侵略を排し國連による法と秩序の維持を精神的に支持するものであることを示している。

二、今次朝鮮動乱の直接の原因は北鮮人民共和國が武力に訴えて朝鮮統一を敢行すんとしたところにある。これはある意味では共産党の革命への戦略的展開であるとも見られる。朝鮮には朝鮮独自の事情があるであろうが、われらは南北両鮮の平和的統一を念願するものである。

三、以上の観点に立つてこの度の朝鮮における事態に対処せんとするに当り、わが党はまず次の如き諸点を考慮にいれる必要がある。

(1) 國連の安保理事会の南鮮援助に関する決定については多くの連合國がこれに服しているが就中インドもこれに服し中立國である瑞典も支持した。

(2) しかしソ連圏國は合法的でないと主張している。

(3) 日本は現在連合軍の占領下にあつて國家の意志を発表する地位にない。

四、従つてわが党としてはこの際日本政府が正式にその態度を決定表明する必要もなく政府および國民は降伏文書に基く占領軍の命令に服する以外に他の態度および措置はあり得ないと信ずる。わが党はこの服従の義務以上に國連に対して積極的に協力を為さんとする政府の態度は好んで國際紛争に介入せんとするものであつてわが憲法の精神と日本のおかれた環境から見て不謹慎と断ぜざるを得ない。

五、國際共産主義陣営とこれにれい属する日本共産党は平和攻勢を展開しているがその平和運動なるものが共産主義陣営の侵略に対しては正当防衛も否定しようという意図を含んでいることは衆知の事実である以上平和運動に名をかりて労働者を反占領軍闘争に駆り立てんとする共産党の策謀を打破しなければならない。なお時局に便乗して一儲けを夢みたり義勇軍の志願を考えるような資本家、反動分子に至つては論外である。

六、現実に連合軍関係に稼働している労働者に対しては適正なる給與その他の保護が與えられ、無用の摩擦を生じ、共産党のデマ戦術の具に供せられないよう十分に注意されなければならない。

七、更に朝鮮の事態は不完全なる講和を焦慮することが危険であることを示していると同時にわれわれの念願するところの憲法に則した完全なる安全保障による講和には幾多の障害があるにしてもわが党は講和問題については既定の方針をもつて進むものである。

九　警察予備隊対策　社会党では警察予側隊設置について政策審議会で検討していたが、七月十八日の「平和運動促進に関する特別委員会」で協議した結果、次のような線で総司令部に対して交渉を

行うことになつた。

一、國家警察予備隊の設置には治案維持の建前から賛成する。

一、新警察はポツダム政令によらず現行警察法の一部改正によつて行い、その運用が政府の政治的目的に悪用されないよう民主的な管理をする。これがため政府の直割とせず國家公案委員会に類する機関の管理下におくこととし各隊長、管区長の人選も旧内務官僚からとらないようにする。

一、新警察の設置に必要な経費は補正予算を組んで國会の審議に附すべきであり、政令によることには反対する。また財源として予定されている國債償還費からの流用は生産金融面に廻すべき予算が純消費面に轉用されることであり、現在の金づまり情勢よりみて好ましくない措置と考えられる。代案としては終戦処理費からの流用を適当とする。

一、装備は治安および國民経済との見合いによつて決定すべきであり、即刻装甲車、軽火器など装備して國民に大きな負担を與えることには反対である。またこれが軍隊化特高化することにも反対する。

一〇 第二回中央委員会 社会党第二回中央委員会は七月八日に開かれた。当面の経済危機突破対策、および臨時対策として、国会共闘、野党連合、第九臨時国会、国会の自主性の確立等の基本方針を決める共に、具体的闘争として第七国会よりの懸案たる、地方税、電力問題等の四法案ならびに、公務員法、講和問題、日共の非合法化に対する問題などの方針をきめ、吉田内閣打倒に集約することになつた。

なお議題として七日の中執委決定の「平和運動」の推進に関して討議され当面の平和運動として、八月一五日までを第一期とし、講演、パンフレット等による啓蒙宣伝につとめるとともに海外の団体及国会への平和要請を行うことなどを決定した。なお八月一五日以後を第二期として、この成果の上に、広く国民を結集する方向に進むことになつた。

経済危機突破対策

三月闘争の自己批判・当面の情勢とその展望（略）

基本的闘争の目標

1 闘争の拠点は三月闘争と同様に國会に向けられるが議会勢力の関係上國会内においては特に参議院に向けられるであろう。今次の闘争においては更に地方税法や地方公務員法等の問題をめぐつて地方議会も重要拠点となつてきた。地方共闘は必然地方議会闘争に主力をそそがねばならない。

2 労働組合の闘争——党及び労組の間において一致した主な闘争項目は左の通りである。

(イ) 院内を主とする闘争目標

(a)地方税法案の修正——第八國会。(b)給與ベースの改訂（補正予算の編成）第八國会。(c)地方公務員法反対（國家公務員法修正）第九國会。(d)電力九分割案反対、第九國会。(e)民主団体断圧法規撤廃、第九國会。(f)單独講和反対全面講和と中立の達成、第九國会、(g)船腹調整法反対、(h)自作農創設法反対、第九國会。(i)失業対策の確立等の基本方針立。(k)國鉄機構改革反対國鉄裁定の即時実施。

(ロ) 全般的な基本闘争目標

(a)全面講和、中立の確保と平和運動。(b)フアツシヨ的民主団体断圧反対。(c)農村危機突破。(d)中小企業の危機突破。(e)課税の徹底的民主化。

3 以上の労働組合と党の協力体制を中心として、さらに、中小企業、農民との協同闘争を広汎に発展せしめる。

組織及び機関

1　以上の事項を勝ちとるために党は労組及び農業関係団体、中小企業者団体、文化団体始めあらゆる民主的団体と協力して左の六つの闘争委員会を設置するため全力をあげて活動せねばならない。

イ、國会共同闘争委員会。ロ、公安條令反対委員会。ハ、農業危機突破委員会。ニ、中小企業委員会。ホ、課税民主化委員会。ヘ、全面講和獲得委員会（仮称中立確保國民会議）

2——7　（略）

一一　朝鮮事件後の党内事情　朝鮮事件の進展に伴つて増大した資本攻勢に、労働者もまた「反戦平和」の闘争を力強いものにして行つたが、社会党の「中道政治」は、にえきらぬまま、情勢に引きずられる感じを与えていた。こうした事情は、党内では右派と目される人々の三原則放棄論にからむ論戦を展開させ、社会党は「一線」から「反共」へと一歩ふみ出した。

(イ)　星加・三田村氏らの決議問題　右派と目されている、星加要氏、三田村四郎氏、佐野博氏らは、八月四日会合をもち、

(一)　中立、反戦の平和運動は共産党に味方することになる。

(二)　國連協力を具体的積極的に表明する段階である。

(三)　平和の脅威は北鮮軍を三八度線まで追いかえすのがわれわれの平和運動である。

このような趣旨の「中立放棄決議」（一三日附東京新聞）をした。これが社会党内部でも三原則に反するものであると種々論議されていたが、東京都連の執行委員会で左の結論に達した。

一、都連としては三原則を逸脱する意志は毛頭ない。

二、むしろその線に沿つて労対部で職場党員の任務に関する方針書を作つたが、これは不適当且つ誤解を招くおそれのある文章である。

三、従つてこの方針書は都連執行委員会としては撤回して改めて労働対策部で練り直す。その範囲はテーゼの如きものでなく労対部として必要な範囲にとどめる。

席上三田氏は「中立堅持に誤解を与えたのはいかんだ」と意見を撤回することになつた。

(ロ)　中央労代会議　八月一〇日の、国鉄、日教組、新産別の労組党員代表者と浅沼書記長らの首脳部出席の下に開かれた中央労代会議に於て、国鉄の阪東氏および都連の三田村氏らの発言は次のようなものであつた。（新産別機関紙による）

①　世界は二つしかない、全体主義と民主主義の闘いだ、中立の立場は無意味だ。

②　日本のみで平和を叫んでも無駄で、世界全体の平和を考えると國際共産勢力をフク滅するため、西欧諸國の陣列に立つて闘いぬくことが平和への道だ。

③　したがつて國連の南鮮侵略を押し返す軍事行動に積極的協力すべきだ。

④　この意味で社会党の目指す平和運動の目標に疑義がある。すでに日本は米國の國防線の第一に立つている現実をみよ等々。

これに対して徳田（国鉄）森長（都青年部）大谷（新産別）の諸氏は「三田村氏らの見解は平和を口になながら自ら戦争を挑発し戦争に突入してゆくことに外ならない」「われわれが平和を唱え中立を貫くということは他の如何なる行動よりも今日、民族の独立と平和達成の最善の道であり同時に戦争の悲劇を繰返さないというわれわれの死活的要求を全世界とくにアジアの諸民族に訴える」ことなのであるとの主張で対立した。

尚、この中央労代会議は次のような平和アピールを発表した。

日本はいまきわめて重大な段階に立つている。朝鮮動乱によつて異常に緊迫した國際情勢に便乘しつつ反動勢力は今や政治、経済、社会全般にわたつてのそのフアツショ的攻勢を露骨化しつつある。しかも吉田内閣を支柱とする反動勢力と極左勢力はともに日本の中立を放棄し日本に内乱と戰爭を導くために狂奔している。戰後五年、民主主義の達成のために闘い抜いてきた社会党こそ、この重大なときにあたつて祖國の再建と國民生活の安定のために闘い得る唯一の政治勢力である。

民主的労働組合はまた、これから予想される物價高に対して新しい攻勢を展開しようとしているがこれはデフレ政策にに傷めつけられた勤労大衆の新しい生活防衛の突破口となるであろう。

われわれはこの闘いにおいて実質賃金の充実、雇傭量の拡大、平和産業の確立等國民生活の安定に全力をそそぐとともにさらに大きく労働組合の民主主義的原則と自由を確保するために闘うであろう。われわれはまた平和と中立を確保するために広く政治的社会的に強力な平和運動を展開し民主主義の不抜の体制を作りあげねばならない。今や社会党と民主的労働組合勢力こそが全勤労大衆の中心勢力として祖國独立の支柱となるものであることを内外に宣明し、われわれは社民主主義の旗のもとにあらゆる障碍を排除して平和と自由の闘いを押し進めるであろう。（要旨社会新聞）

(ハ) 山崎氏の質問書事件　社会党沼津支部長山崎劍二氏は、「五項目一九点にわたつて、早期多数講和を論じ、社会党が主導権をとつて超党派外交をすすめよ」という本部に対する質問をパンフレットとして配布、これが八月六日附静岡新聞等に報道された。これに関して、静岡県連執行委員会は十二日声明を出し統制強化の決意を明らかにした。

(ニ) 福岡における社会党の平和講演会の禁止　中央委員会の決定に基いて、社会党では第一期の活動として八月一五日を中心に全国各地で講演会を開いた。実質的に反ソ、国連支持の社会党の運動は、当局には危険でないとせられ、又「憲法と人道的な立場に立つ運動であり、弾圧の対象にはならない」と浅沼氏自らも語つていた。

ところが八月一五日浅沼氏の平和演説会は中止をくつた。一六日直に調査した結果大体の理申がわかり、以後の平和運動には慎重を期することになつた。

(ホ) 社会党と労組代表の外交問題懇談会　八月三十日、社会党から浅沼、勝間田氏らと総評、新産別系代表との間に外交問題懇談会が開かれ、講和問題や国連協力に対する組合の意見をきいた。まず社会党の態度の説明の後、国鉄の星加要氏が「社会党は共産党の第五列である、全面講和、平和運動の空念仏をやめて積極的に国連協力や超党派外交に切かえなければ来年の選挙に負ける」という見解を述べたので新産別代表が「私見をやめろ、国鉄大会は全面講和をきめたぞ」ときめき立てるなど、一時会場が紛糾した。つついて新産別の代表は、国連協力に関する三田村、星加氏らの考え方にはファシズムの危険があり、電源防衛と称して猪苗代で労資一体化を唱える田中清玄や佐野博のやり方にもファシズムの芽生えがある、と右派を激しく攻撃した。社会党の勝間田氏も「共産党を恐れる余りファシズムの危険を忘れるな」と云つたが、結局、組合側からの社会党に既定方をまげずに具対的な闘爭指導の強化を要望するとの意見だけで結論は得られなかつた。

(ヘ) 自由人クラブおよび三田村氏統制問題　九月一八日に開かれた社会党の中執委では「西尾、鍋山氏らの政治策の舞台」であり、超党派外交問題で社会党右派が積極的に動いていると見られたいた「自由人クラブ」の統制問題について左の決定を見た（社会新聞）。

一、最近における「自由人クラブ」の行動について甚だ遺憾である。

一、特に外交講和の問題に関する出版物の内容ならびに態度については、わが党の方針、政策に反するものであり、むしろ党に対する挑戦的態度についてはわが党は断呼反対するものである。

一、自由人クラブ加盟の党員の良心的善処を要望する。

三田村氏の問題については、九月二五日の社会新聞によれば、㈠三田村氏の理論は党の三原則の方針に反する。㈡東京都連で氏の案が撤回されたにもかかわらずその後も雑誌「民主労働者」等にも載せている。㈢その後の地方の講演内容、自由人クラブ代表として磐原氏と超党派外交について会見した点などが問題であつた。

一二　外交白書に対する社会党の反駁　外務省情報部が八月一九日に発表した「朝鮮の動乱とわれらの立場」に対し社会党では「全面講和」「中立」「不介入」等の主張を故意に共産主義の利益に供するものと誹謗する政府の態度は黙しがたい、として勝間田政策審議会長談を発表し、われわれの態度は、①国連の決定の支持、②アジア民族の自主性の要求、③極右極左との徹底的な闘いであることを明らかにした。反駁談話の内容は大略次のようである。

この白書は三つ恐しい独断にみちている。第一は世界がいま國連を通じて世界平和を維持せんとする希望と涙ぐましい努力を拂いつつあることに対し完全に目をおおつている。第二は反動とファシズムが戦争を誘発し、吉田内閣がそれをかもし出す役割をはたしていることを反省していない。第三は彼らの自由とは資本家階級の都合のよい自由で勤労階級はそんな自由を求めてはいない。一千万人の失業者、中小商工業者、農民の窮乏、言論に対する圧迫などからの自由を要求している。この白書はアジアの窮乏と政策の貧困がアジアの不安の第一要素であること、アジアには民族問題が現存しているという二つの重大な課題が残されていることを忘れている。

一三　情勢の進展に対処する平和運動方針　社会党では中央委員会以後の平和運動の経験から、より具体的な態度を要請されていることを知り、新たに設けられた外交小委員会で、国連の問題、平和運動スローガン等について検討することになつた。その結果、九月一八日の中執委で「国連支持に関する態度」「講和条約への要望」「平和運動スローガン」（以上別項）を決定した。これ以後社会党の平和運動は第二段階に入ることになり九月二二日の平和運動特別委員会では要旨次の指令を発した。

一、各支部連合会はさらに徹底して演説会を展開する。二、日常闘争の中心スローガンを「民族の独立・世界平和の確立」に置く。三、労農文化諸団体とは緊密に結んでやるが平和擁護日本委員会とは協調しない。四、平和主義者を獲得して、平和主義者の団体へ発展させる。

平和運動スローガン

全面講和の促進、世界平和確立のための國連支持、憲法擁護と民族の独立、自主権の獲得と経済自立の確保、侵略戦争と國内暴力の反対。

講和條約への要望（要旨）

わが國の外交方針は民族独立、國家の自主権の回復ならびに世界平和を前提として一切のエネルギーを國内再建、國力の充実に傾注しなければならない、……きたるべき講和会議において如何なる内容が論議されるにしても講和條約が戦争に関する一切の事柄を処理する最終方式であることに間違いはない。よつて対日講和條約の内容において、

1　國家の完全な独立権の回復。
2　國際社会の現段階における國家の安全保障。
の二つが確保されることを確信し、この前提のもとに以下合理的かつ正当なるわれわれの要望を率直に表明し関係列國の深甚なる考慮を要請するものである。
一、國家主権の回復、日本は一切の國際管理に服しない完全な内政及び外交の自主権を回復すること。しかして講和條項については誠実に自主的に遵守する。
二、國家の安全保障の確立、われわれは講和條約締結の國家の安全保障は國際連合に参加し、國際連合参加國の一つとして他の参加國と対等の資格において世界集団の力によつて安全保障を求めんとするものである。
日本は國際連合に参加するに当つて、國際憲章の定める制裁規定発動の場合に軍事行動に関する一切の義務分担の免除という例外措置を講じてもらわなければならない。このことは日本が武力放棄、平和宣言の憲法を制定したときに連合國側が暗黙のうちにこれを了承したものと理解することは決して無理はないと思う。ここに日本の軍事的中立性を主張する根拠がある。
三、日本に特定國の軍事基地を設定することに反対する。日本は憲法に於て決定的な非武装、平和國家たる性格を明確にしている。そして世界の恒久平和の確立を念願している。
これを貫き通すことは日本民族の義務である。また現実の問題として特定國にこれを許したとき、他の特定國がこれを求めたとき、如何にしてこれを拒否することができるであろうか。
このような事態は断固として拒否しなければならない。われわれは世界恒久平和への過渡的モデルとして平和日本を保存するよう連合國に強く要望する。
四、日本の領土に関する要望、われわれはカイロ宣言に定めた通り朝鮮の分離および満州、台湾並びに澎湖島の中國返還並びに旧南洋委任統治領放棄はやむをえない。また連合國がポツダム宣言に基き、日本の領土を本州、北海道、九州並びに連合國が決定する諸小島に制限するに当つては、一九四二年一月一日の連合國共同宣言が指令したように、連合國が領土の拡張を求めない原則と國民の自由意志に基かない領土の変更を行わない原則の尊重の上において南樺太・千島列島・ハボマイ諸島・シコタン島・沖縄島を含む南西諸島・小笠原諸島・黄硫列島・大東島島島諸島などの所属が最終的に決定されることを要望する。これらの島々が日本に所属することは日本民族の平穏な生活を保つ上に欠くことのできない基礎的條件である。これらの諸島と日本本土との歴史的関連、経済的緊密性から日本の領土権を要望するものである。
五――七、略
（要旨）
一、わが党は國連の法と秩序の維持を精神的に支持する。
二、われらは朝鮮事件については北鮮側の武力統一に反対である。
三、朝鮮事件とわが國との法律的関係。
四、現在に於て連合軍に対して如何なる協力があり得るか。
前記三の法律論にもかかわらず、一及二より当然「朝鮮事件に対する國連の決定と行動を警察行為として精神的に支持する」。この支持は「第一に國民的な私的な」もので「國際法上の國家の行動ではない」「第二に、日本憲法の枠内の支援たるべきで」「九條の戦争放棄の建前に反してはならない」。「さらにたとえば労働者が國連の要請に基く輸送や生産に従事すること

は、全く既定の党の態度に合致するものであり」従つて「肯発的に赤十字運動やその他の人道的な支援を國連になすことはともに精神的に國連の警察行爲を支持する平和主義に立つているのである」。

五、國連の支持は講和に関する党の態度と一致する――國連の支持と中立の問題。

われわれの外交方針は「非武裝平和憲法に則した万邦と和親を結ぶ態度で、二つの対立した一方との軍事同盟に参加するような好んで國際紛爭に介入することを厳に戒めなければならない」。われわれは「列國から承認と保障をうけた」國際法上の永世中立に満足せず、「憲法の非軍事性を認めたまま、國連に加盟しその集団安全保障を求めることに決した。」従つて侵略には無関心ではならず、「厳正中立」ではありえない。

六、國連の完全保障をうける條件――将来の問題。

國連の完全保障を受ける場合について先ず考えなければならないことは、第一に日本の武裝放棄は一世界平和のため、もつと直接には連合國のためである」。第二に「この武裝放棄は連合國の勧告と承認に基いたものである」。わが國の「憲法の精神は國連憲章に通ずるものであつて、連合國の主要メンバーが國連の主要メンバーであることを考えるとき、國連の日本に対する安全保障はむしろ逆に日本の武裝放棄という公の犠牲に対する代償として当然である。」従つて「われわれは國連に加盟し、また加盟において國連の安全保障をうける條件の交渉の基本原則として、日本の特殊性殊に非軍事性をそのまま認めて貰うことを当然と思う」。しかしながらわれわれは「次の事態に直面していることを率直に認めなければならぬ」。「第一に國連軍が創設され、日本の同意に無関係に日本を基地として利用し、軍隊も通過している」。第二に「今日では日本に自衛のための防衛軍をもつたすべきだという議論が抬頭して来た」。これらの問題に対する党の態度は

1　憲法第九條を厳守し再軍備をしない。

2　國連に対しては日本の非軍事性を認めて直接武器をもつた援助をしないのみならず軍事基地や軍隊の通過に利用しないことを要請する。しかしながら将来直接日本の防衛のための國連軍の駐屯等の問題は起りうるであろう。

七、われらの態度と政府の態度との相違。

八、われらの態度と共産党の機術の相違。

一四　再建派の社会党へのアピール　社会党再建準備会では九月一日、「社会党の良心的同志諸君に訴える」と左のアピールをした。

平和運動について社会党に訴える

日本はいま再び戰爭か平和かの岐路に立されている。一方には單独講和、國連協力の線によつて朝鮮の内戰に介入して戰爭への道を急いでいる吉田内閣と自由党など保守陣営と、他方には全面講和、軍事基地化反対、厳正中立の立場を堅持する民主陣営と國論も大きく二つに分れている。

社会党が、後者の陣営にあつて平和運動を強く推進していることは、國内外の平和愛好者から高く評價されている。かりに社会党の線が崩れて、超党活外交に同調するようなことになれば、日本は再び東條軍閥のときと同じように、戰爭への道を辿ることは明らかである。まことに社会党の立場と任務は重大といわねばならない。超党活外交は名は美しいが結局は保守派が他派を自己の主張する單独講和、國連協力の線へ強引に同調をせまるための合言葉にすぎない。ファシズムの化物が姿をかえて大衆の前に超党派の翼賛体制を強要している。外交白書にはこれがきわめて露骨

に表われており保守陣営がこれらの戦線を統一するための政治綱領の基本的立場がはつきりと述べられている。かかる立場を徹底的に粉砕するために大衆を結集することが、われわれ民主陣営の当面する重大任務である。

一五　**社会党の反レッド・パージ斗争**　新聞関係に始まつた共産党員並に同調者の追放は、重要民間企業および公務員に波及するとともに、「戦争への赤追放反対」の労働者の闘争も高まつて来た。全労連解散の際、浅沼書記長は「吉田内閣は共産党をとりしまるのはいいが、このごろのやり方は行きすぎだ。これでは健全な労働組合も積極的に展開するか眠つてしまうかのどちらかの方法をとるほかはない。政府はもつと慎重にやつてもらいたい」と語り原則的には賛成の意向をもらしていたが、こうした資本攻勢の活発化と労働者の声に社会党では「組合員の信条の自由に対する干渉」だとして次のような方針を明らかにした。

一、公務員に対しては公務員法が本来公務員の能率と福祉の増進をはかる立法の趣旨に徹し、これを弾圧法として悪用することなく反面、団体交渉権なき公務員の立場にかんがみ不当なる解雇に対してあくまで該当者の具体的事実につき充分審査交渉をとげるようにすること。

二、全企業並に民間企業労働者に対しては、該当者の具体的事実について労働組合との間の団体交渉をとげるようにし、その間に不当労働行為のある場合には徹底的に糾明せしめること。殊に今日労資関係は資本家団体の反動的攻勢によつて労働組合の半数以上が無協約状態に放置されている実情にかんがみ、資本家の「都合による」一方的解雇に対しては厳に警戒しなければならない。

三、一般に「赤追放」に便乗して同調者または指導的組合員に対して解雇または圧迫を加えるが如き事実に対しては、明瞭なる不当労働行為としてこれを追求し、徹底的に闘わねばならない。

守り抜こうではないか、社会党の良心的同志諸君に訴うること切なるものがある。

われわれはあくまで、全面講和、軍事基地化反対、厳正中立を

ない。

四、わが党の民主主義の立場と人権擁護の主張は、自ら民主主義を逸脱する者と根本的に異るが故に、わが党は民主主義労働組合の自主的闘争と協力して闘争を展開するものである。

折しも一〇月一三日、政府は一〇、〇九〇名に上る戦犯追放解除を発表したが、同じく訴願委員会に申請して、唯一人除外された元社会党員の松本治一郎氏のことについて、社会党は政府の措置を求明することになつた。一〇月五日には加藤、赤松、木下、下条の四氏は社会党を代表して総司令部を訪問「民主的労働運動の確立と成長」のため次のような三点について要請した。

一、地方公務員法が次の國会に提出されるもようだができるならやめてほしい。もしどうしても出るようなことになれば政治活動の自由と団体交渉権の確保する不当解雇には反対であり防止されたい。

二、いわゆる「赤追放」に便乗した新産別の葉合警記長は一七日「社会党の赤追放に対する態度は生ぬるい」として申入れをした。

三、人事院給與改訂の勧告、國鉄裁定の即時実施について努力せられたい。

こうした社会党の態度に対して、ところがたまたま、一〇月二七日に電業社の反レッド・パージ闘争中、官憲が労働者に発砲し、重傷をおわせた事件が起つた。これについて、社会党の加藤勘十氏らは「一、今回の不祥事件は警察の指揮権の不備によつて起こされたものだ」と激しく非難した。運動にとつて由々しき問題であり、一一月一四日、りでなく日本の民主化に逆行すると共に、社会新聞の主張に聞一一・五）として警視庁に抗議

一六 臨時國会斗爭 第九臨時国会を前にして、一一月一四日、国会対策委員会を開き、国会闘争方針を決定し二〇日に開かれる第三回中央委員会の討議を経て、院内外呼応して年末の闘争を開始することになつた。

当面の國会闘爭（項目のみ）

一、全面講和の促進。二、民主主義と憲法の擁護。三、警察予備隊、農地改革の打切り、レッド・パージ等の反民主的政策の追究。四、日発、小滝公団等の不正問題の追究。五、党独自の補正予算案の提示。六、地方公務員法反対、國安公務員法改正案の提示。七、電力分割案反対。八、給與ベース改訂については最低線として人事院勧告案の実現。國鉄第二次裁定の即時実施と不当首切り反対。九、農業復興計画確立のための具体案の提示。一〇、社会保障制度の確立のため党の成案の実現。一一、地方税修正。一二、中小企業等協同組合法、國民金融金庫法の改正、中小企業者保護法の制定。

二〇日の第三回中央委員会では「内外情勢の緊迫化から党の外交政策、経済政策を強力に推進するためすべての闘争を国会解散、内閣打倒に結集すべきであるとの決意を固めた（社会新聞一一・二五）が、先の講和問題に対する態度」「国連支持の態度」を再確認すると共に、国家公務員法改正、地方公務員法反対、公企労法改正、電力公社案、補正予算修正、税制改革、二六年予算に対する態度、給与ベース改訂、社会保障制度、経済自立計画、中小企業振興、主食統制反対、地方自治体選挙、第七回大会開催の諸議案を決

定した。

その後二二日には全闘ならびに社会党主催の国会闘争代表者会議をひらきベース改訂等給与に関する決議外三十一項目の闘争目標を決定、これを実現するために、全官公等では国会デモ、陳情等あらゆる合法闘争を開始するとともに、国会のヤマを見て全国一斉に要求貫徹労仂者大会を開くこととなつた。

こうした準備の中で国会が開かれたが、二四日、政府は、第七国会に提出されて審議未了のままなつていた電力事業関係法案をポツダム政令によつて実施する「暴挙」に出た。社会党では政令の発動は「自ら民主主義をじうりん」するものであるとし、二四日声明を出し速かに議案を国会に提出するか、責任をとるかを要求した。なお問題の重要性に鑑み、二五日院内で緊急役員会を開いた結果「単に院内闘争に止ることなく憲法擁護の一大院外運動を展開すべきである」(社会新聞一一・二〇)ときまり、当日の全闘代表との懇談でも全闘側から一いままで議会を通じてということで結集して来た民主的労仂組合の存立意義も危ぶまれるに至つた」(社会新聞、前掲)という意見もあつて、全闘、日農、全農とともに憲法擁護、国会自主権確立共闘会議をもつことになつた。かくて二九日夜、社会党浅沼、三宅、赤松らの諸氏と全闘傘下の各労組代表百余名出席の下に結成大会を開き「吉田内閣の国会じうりんと自主性放棄は、日本国民に対する明白な反逆行爲として糾弾する」(社会新聞一二・五)の決議を採択し要旨次のような闘争方針を決定した。

一、一二月二日の労働者大会で自主権確立決議案を提出する。

二、國会自主権確立決議案を要望し、社会党連盟を結成する。

三、各常任委員会で吉田内閣の責任を追及し、院外大衆運動に拍車をかける。

四、共産党を除く野党で野党連盟を結成する。

五、第二期闘争として来る九日自主権國民大会を開き政府不信任議会解散の要求の國民運動を展開する。

なお社会党の赤松勇氏は、社会党の苦境を左のように語つた(連合通信による)。

岡崎官房長官は官公労の合法的実力行使宣言に対し「大したことはない、ドンドンやりなさい」と合法闘争をけしかけている。われわれが最も恐れるのは法律や憲法、國会に頼つても何一つ労働者大衆の要求が実現しない、手をこまぬいて餓死するか、暴力に頼るかの岐路に大衆が立たされていることだ。もし大衆が暴力に頼るならばそれは共産党のいう革命情勢の成熟となる。憲擁共闘はこの危機を打破するために速やかに吉田内閣を打倒することに目的が置かれねばならぬ。

一七　社会党東京都連青年部大会　社会党の青年部は、浅沼書記長の都青年部大会のあいさつ――青年は理論とともに実践の統一者だ。青年こそ社会党を強化する唯一のものだ――にも見られぬように、常にその前衛的な役割が注目されて来た。一二月一〇日開かれた東京都連青年部大会でも、平和に対する青年の卒直な意見が闘わされ、次のような大会決議を採択した。

一、國会が平和声明を出しまた全面講和促進を決議することを要求する。二、平和三原則の絶対堅持。三、中華人民共和國の國連加入要望。四、原子爆弾の使用禁支持。五、失業対策積極化。六、扶桑電球争議(レッド・パージ反対闘争)応援の強化。七、三田村四郎氏の除名要求。八、社会新聞に青年部欄を設けることを要望し、社会主義新聞にたいしては抗議する。九、青年部全國大会を党全國大会前にぜひとも開催する。一〇、総同盟分裂については特にその統一を要求する必要を認めない。

第二章　労農党

一、**第三回全國代表者会議**　労農党の第三回全国代表者会議は、一九五〇年二月二一、二の両日、衆議院会館で開催された。黒田主席の挨拶と、一般報告ののち議事に入り、第一に一般情勢分析と当面の闘争方針（講和問題、経済対策、労働対策、農村対策）、第二に参議員選挙対策、第三に党財政対策を決定して閉会した。

主要な報告及び決定した闘争方針は次の通りである。

國会闘争報告

(一)　党の國会対策

わが党の第六・第七國会に対する闘争方針は、昨年一一月八日発表の「吉田総理の施政方針演説に対するわが党の見解」において明らかである。即ち講和問題については吉田内閣の「なしくずし」単独講和に反対し、全面講和による永世中立を主張した。その経済政策は全く大衆を犠牲とする内外独占資本の支配確立のための自由経済採算主義再建方式であり、実際にはデフレ恐慌の危機を招来するものであるから

(1)給與ベースの改訂。(2)適正米價の決定。(3)雇傭の増大。(4)税の実質的軽減。(5)物價引下げ等による大衆的購買力の増大化を**主張**した。

(二)　講和問題について

講和問題については従来の我党の主張たる「永世中立」方式に基き、首相の施政方針演説に対する質疑の中で一一月一二日黒田、一一月二七日岡田（栄）一二月一一日太田、一一月一六日星野、一月二八日木村（参）の各議員が夫々、單独講和、軍事基地、永世中立、自衛権の問題を採り上げた。吉田首相は太田氏の質問に対する答弁の中で「講和会議がわが國にとつて不利ならば席を立つ」と発言して内外の世論を硬化させた。又、星野氏に対する答弁中「参議院で軽々しく戰争軍備につき発言するのはわが國にとつて不利であると一発言、野党各派の憤激を買い、衆議院においてはこれにつき岡田議員が緊急質問を行つた。又衆院外務委員会においては玉井議員が軍事基地及び完全保障と憲法九條の問題を採り上げ政府に迫つた。

又、更にボンドの切下げによつて爲替レートは円高となつており、ために國内産業は危殆にひんしており、その対策として

(1)爲替レートの適正化。(2)極東貿易、特に中日貿易の促進を主張した。

(三)　野党各派の戰線統一

昨夏、中道政治の復活を策した社会党の提唱による共産党を除く野党連盟の結成は第六國会開会直前、わが党の反対、或いは農民新党、社革の新政治協議会からの脱退によりその意図が挫折するに至つた。

わが党はあくまで共産党を含む全野党の結束を主張してきたのであるが、たまたまわが党の補正予算反対討論を契機として野党の完全なる戰線統一が結成されるに至つた。

以後、食確法反対闘争、國鉄裁定、專賣裁定問題或い佐藤昇事件の暴露闘争等において絶対多数党たる民自党に対し野党各派は緊密なる連契を保ち乍ら果敢な闘争を展開するに至つた。特に與、野党間の勢力伯仲せる参議院においては、しばしば闘争を有利に進め、遂に食確法の握りつぶしに成功した。又、國鉄裁定問題についてはわが党議員団を中心に議院運営、労働、運輸の各委員会において政府がその責任

を國会におしつけんとした意図を完全に失敗させた。

本年に入つてからは保守合同、コミンフオルムの批判の影響もあり再び中道ライン復活がもくろまれたが、社会党の分裂によりその動きが一応鈍化するに至つた。この機に乗じわが党は全野党各派に呼びかけ予算委員会（岡田春夫）において「佐藤昇事件」を採り上げ再び全野党統一戦線の結成に成功した。今回の統一戦線は昨年度のそれに比して一層強固なものであるが、これはわが党が党利己心をすて進んで各党に資料を提供するなどの努力の成果である。これによつて今後、本國会に提出を予想される反動法案に対する統一ある反対闘争が期待されるに至つた。

(四) 対予算闘争

第六國会における昭和二四年度補正予算に対しては労働者、農民、中小業者の犠牲による大銀行、大企業の安定再建をはかるデフレ強化予算であるとして反対し、岡田（衆）木村（参）が反対討論に立つた。予算闘争においても注目されたことは衆院における社革の野党各派が足並を揃え採決をボイコットするに至つたことである。

これを機として従来の共産党を除外した野党連合の形態がくずされ完全に野党各派の戦線が統一されるに至つた。又参議院における木村氏の一党檢予算」論は各紙の注目するところとなつた。

又、昭和二五年度予算案については別項の通りわが党の見解を発表した。

一、竹馬の二本の足である対外援助と補助金をけずり、自立経済へふみ出した予算であると政府はいうが、そのぎせいはことごとく勤労者、農民、中小業者にしわよせしている。

二、すなわち一ドル三六〇円を維持しながら輸出を増進させるため低賃金と低米價が強行されている。

三、一、二〇〇億円の旧債務が償還される反面、大銀行に巨大な利益を與える。

四、減税措置もシヤウプ勧告案のうち有産者資本家に都合のよい面は厳格に実行し、都合のわるい面は大巾に修正している。

(イ) 勤労所得税は二三年度に比し六〇%増であるのに対し申告納税は二三%増にすぎない。

(ロ) 法人税一一四億軽減されている。

(ハ) 有價証券移轉税が軽減されている。

(ニ) 富裕税は二〇億円にしかすぎない。

(ホ) 資産再評價税はシヤウプ案三〇〇億円が一五九億円に減つている。

(ヘ) 地方税増加、物價値上り、企業の負担の軽減にならない。

五、要するにあまり露骨な大資本擁護の予算である。（一九四九年一二月二三日）（以下略）

講和会議に関する方針

一、吉田内閣は單独講和強行せんとする一部國外勢力の政策に便乗して、國民の利益を犠牲にし、自己の政権を維持せんとしている。

二、單独講和は左の如き重大な害悪を生む。

(イ) 日本の自主的経済確立の爲には中國との貿易振興が必須であるのに現下の情勢下では單独講和の場合には中國が除かれこれが支障となる。

(ロ) 米ソ対立は従来、熾烈なものであつたが未だ完全な決裂狀態ではない。東欧諸國、イタリア等が曲りなりにも全面講和が結ばれたのはその証拠である。

日本に至つて單独講和となれば米ソ決裂を一歩進め戰爭の危險を増大する。

(ハ) 吉田首相は單独講和が全面講和の一段階であるかの如き言を弄するが第一次世界大戰後と現在とでは根本的に世界情勢が異る。單独講和は明らかに全面講和の障害になる。

三、吉田首相は講和会議は相手があるから我々は如何ともする事が出来ないというが、國民の輿論を結集すれば全面講和をかち得る可能性が充分ある。その條件としては

(イ) ポツダム宣言、テヘラン、モスクワ会議、連合國宣言等で連合國は相互間で再々單独講和をせぬことを約しているから全面講和は大義名分としての拘束力をもつ。

(ロ) 米國内にも全面講和の輿論がある。ウオルター・リップマンは日本を中立化せよとの論文を発表している。

(ハ) 英國の中共承認により單独講和は実際上不可能となつている。アメリカの中共承認も六カ月以内の公算が大きい。

(ニ) 中ソ協定が対日早期全面講和を掲げこれが影響として米ソ会談の可能性が生まれた。

四、國内に於いて民自党を除く全野党が全面講和を要望し、ここに広汎な全面講和要望の國民運動を展開しうる情勢がある。

五、全面講和要望の達成にはその裏付けとして確固たる永世中立の思想がなければならない。その意味に於いて永世中立を党是とする我党が主動権を握らなければ成功しない。

内外情勢の変化を背景とする二五年度予算の特徴

性格分析と対策

一、生活の困難と不安定の原因は何か

敗戰と人口増加ではない。食糧、石炭、鉄鋼生産は増加し滞貨激増していながら大衆が困つている。これは民自党の財政金融政策に原因がある。

二、二五年度財政金融政策の背景

(イ) 政府の経済安定案観論。(ロ) 政府の経済安定論批判。(ハ) 吉田内閣の財政経済政策の基本的性格。

三、二五年度予算の特徴

(イ) 一般的特徴——大衆の犠牲による自立復興予算。(ロ) 超均衡予算。(ハ) 價格調整費の大巾削減。(ニ) 統制撤廃、自由経済への復帰(ホ) 税制改革。(ヘ) 公共事業費増加。(ト) 地方財政平衡交付金の創設。

五、二五年度金融政策の特徴

(イ) 金融の比重の重大性。(ロ) 市廳金融。(ハ) 株式金融。(ニ) 見返資金預金部。(ホ) 低金利政策。

六、我党の対策

(イ) 一般的対策、デフレ——不景氣克服策——ドツジ・ラインの改変——経済自立性の確立——民主的綜合計画経済の促進。

(ロ) 貿易爲替対策(とくに中共貿易の促進)。(ハ) 税制対策。(ニ) 金融対策。(ホ) 労働対策(賃上)。(ヘ) 農村対策(農業恐慌対策)。

(ト) 中小業対策(不景氣金詰り対策)

七、むすび——民主政権樹立——民族独立(全面講和)——民主戰線の統一。

活動の基本方針

一、現在の世界経済、政治の実情からみて、勤労大衆を犠牲として過大な資本の蓄積を強行し、なしくずし單独講和、軍事基地化によつてわが國の安全保障をはかるという政府の試みは、わが國を破滅に導き、結果的に経済再建を困難ならしめるものであるから、わが党はこれに飽くまで反対し、次の基本方向において闘う。

(1)一切の戰爭挑発を避けて、絶対平和を守る局外永久中立と全面講和を標榜する。(2)かかる前提に立つて、現下の不況打開のために政府の無責任な自由経済、採算主義にもとずく経済再建計画を排して、國民生活の安定を第一に考えた計画経済を断行し、(3)極東貿易、特に中國貿易の再開によつて輸出を増進する。

二、以上の基本方向実現については、わが党綱領に掲げられた立党の精神に立脚して

(1)機会を通しての平和的手段に訴えて輿論を喚起し、(2)同時に院外の大衆運動をも重視して、その要求を議会に反映せしめる如くに闘う。

三、当面左の諸点に特に重点をおいて闘う。

(1)現在起りつつある労働者の賃上げ闘争は、現政府の反動的政策遂行の最大の拠点となつているのであるからそれが要求貫徹のために最大の努力を傾注する。(2)現政府の経済再建政策が低賃金、低米價を基軸とし食糧の不必要な輸入と相俟つてその犠牲を農村に一切しわ寄せしている実情に鑑み、從来の地方的部分的な対地主闘争から、都市労働者の闘争との同盟において、全農村を打つて一丸とする政治闘争に導くごとく努力する。(3)同時に中小商工業者の経済擁護についても、特別の考慮を拂う。

四、以上の諸闘争を来るべき参院選挙に向つて集中組織して、もつて党の拡大強化をはかる。

五、その爲に現実に立脚した野党各派および院外の大衆諸団体との共同戰線結成につき可能な限り努力する。

特に社、共両党の党主観或いは派閥関係による観念的統一、指導を排し、またわが党との合同については、わが党との思想に、政策上の一致点が見出された場合においてのみ可能であるという観点に立つて対処する。

当面の基本的労働対策

昨年の國鉄をさきがけとした全官廳首切反対闘争は民同派民自党との妥協によりその一角がくずされ政府の分裂政策によつて事実上の敗退となり民同派勢力の進出となつた。かくして年末闘争は民同派の試金石となつたが合法闘争のワクに自縄自ばくの態勢となり遂にハンスト戰術の展開となり頭打の狀態に入つたが吉田首相みずからの民同派育成コースは遂に三、〇〇〇円なにがしの金を年末手当として実質的に國鉄裁定とすりかえることに成功した。

この政治的かけ引に当つたのが民同派による國会共闘であり、社会党と不離一体の行動に終始した。一方中立組合はこれと別個に三党共闘を目標とした賃上闘争懇談会を結成、國会共闘に参加、單産に行して闘争を展開するに至つた。この間國会共闘に於ても社会党のみによる運動に不満を感じ、賃上共闘に参加するも單産も增大するに至つた。かくして一九五〇年を迎え年末からの賃上闘争の本質は今や單なる育成コースの内部問題としては解決し得ざる問題であり、ドッジ・ライン修正必至、変更を前提としなければ解決しないという明確な最後の線に到達しつつある。したがつて賃金問題のみを日本の政治経済の全体からきりはなしては解決しようとする大衆組合主義ではとうてい獲得出来ないし、民自党の育成コースのワクを打ち破らなければ解決出来ない。從つて当面労働者に対するストライキマン乃至せん動等の一切はなやかな指導に依つては問題を解決することは不可能である。当面必要なことは次の諸点に要約される。

一、世界政治経済と日本現狀に対する明確な認識をさせる。

二、猪突的な大衆行動のみでは解決出来ない。労働者大衆に対する持続的政治教育の徹底。
三、社会主義の勝利に対する不断の確信をもたせること。毛沢東の「大きな戦略方針として、敵を軽視すべく敵の力量を過大に評価し、自己の力量を過分に評価してはならない。それでは萎縮してしまつて、前進することが出来ない。併し各個の具体的戦闘に於ける戦術としては、敵を重視すべく、あなどつてはならない」としている。
四、闘争は、一部の外國買弁分子を防ぐ、民族的立場に立つて行なわなければならぬ。従つて階級的セクト、孤立主義、感覚主義は排除されなければならぬ。併しこれは、党が大衆の中に没入することではないし、又党の形式的合同の如き非階級的立場を是認するものではない。
五、社会党分裂、足立、師岡氏を中心とする運動、中立組合懇談会、日鉄ストに示される事実は、首切者の階級的統一を促進する條件を生み出しつつある。
六、当面の組合運動の主眼は
(イ) 合法闘争、民同的統一戦線の打破、中立組合懇談会の強化、闘う労働組合の統一戦線の確立。
(ロ) 行動的オルガナイザーの配置による組織の確立、日和見的分子の排除。
(ハ) 観念的感覚的運動の回避、計画的持続的運動の展開。
(ニ) 独立と完全講和促進の民族的運動へ。
(ホ) 労働者農民闘争の結合強化。

農村対策

一、農地
(1)第二次農地改革の徹底と不正の匡正。(2)不良農地委員の処罰。(3)民主的第三次農地改革の断行。(4)適地開拓による農地の増成。(5)農地改良と水田の乾田化。(6)災害復旧。(7)砂防、造林治水による災害予防。(8)(4)(5)(6)(7)の全額國庫負担。
二、農具
(1)農機具の質的向上と価格の引下。(2)牛馬飼料の供出除外。(3)農機具用資材の優先割当。(4)粗悪メーカーの営業停止。
三、肥料
(1)肥料の農民管理と中間利潤の排斥。(2)肥料の増産と輸入肥料の増加。(3)肥料会社に対する電力の増配。(4)肥料の質的向上純分の増加。(5)肥料値上の反対。
四、金融と保険
(1)農業保険制度の全面的強化。(2)農業再建と近代化の資金の無利子貸付。(3)農林中金の民主化。(4)開拓者資金の増額。(5)農業手形制度の簡素化。(6)質屋の利子引下げその他金融機関の闇利子高利貸徹底的絶滅。
五、農業協同組合
(1)農協の民主化と統合。(2)民主的農協の保護育成。(3)農協の企業化による中間利潤の排斥。
六、税金と小作料
(1)必要経費の範囲の拡大。(2)基礎控除額の引上。(3)自家労力を生産費に計上する。(4)収穫年度計算を年間計算にする。(5)各人別課税額の公開。(6)画一的課税率反対。(7)勤労所得制度の採用(8)合算課税反対。(9)農業用生産手段に対する課税反対。(10)農業事業税の撤廃。(11)小作料の吊上反対。(12)政府所有地の小作料撤廃。(13)資産再評価反対。(14)評価は土地生産力を基準とする。
七、農産物価格
(1)原価計算の採用による再生産の可能な価格の設定。(2)主食の

価格吊上に際しては差額の全額拂戻。(3)農民を加えたる価格審議会の設置と決議権の賦與。

八、供出制度

(1)再生産食糧の確保。(2)綜合供出制度の採用。(3)地力に応ずる供出割当。(4)農調委員の役得割当に対する厳罰。(5)追加供出の強制化反対。(6)自由供出制度の採用。(7)科学的地力調査の実行(8)実測の励行。(9)食糧公団の廃止。(10)早場米奨励金の撤廃反対。(11)手離輸入反対。

九、報償物資

(1)報償物資より報償金を。(2)生産量を基準とする報償制度の確立。(3)報償物資の免税。(4)不良報償物資に対する損害賠償制度の採用。

一〇、農民工業

(1)農村における工業の発展育成。(2)農産加工の促進と保護。(3)低利資金の貸付。(4)農村輸出産業の保護制度の採用。

一一、畜産

(1)牧野の確保。(2)飼料の供出除外。(3)屠殺法の緩和。(4)獣医の増加。

一二、生産増強

(1)米價の吊上による供出及び生産の促進。(2)適地適作農業の確立。(3)品種改良。(4)新農業技術の試作農業に対する供出と税金の免除。(5)農家保有量は一部農家も同量とすること。(6)農業國大計画の採用。

一三、災害

(1)災害復旧費の全額國庫負担。(2)災害復旧資材の優先割当。(3)災害地税金の全廃又は減額。(4)農業共済制度の拡充と掛金の段階を多くすること。

一四、農村副業の振興

(1)養蚕の保護。(2)薪炭の生産者價格の引上と中間機関の廃止。

一五、農村の厚生

(1)無医村の絶滅と健康保険の引下げ。(2)医療國営制度の採用。(3)不具者授産設置の拡充。(4)住宅の改善。(5)迷信の打破。(6)産児制限。(7)健全なる娯楽と文化運動の振興。

一六、民主化

(1)経済民主化より農村の民主化へ。

(2)あらゆるボス勢力の排斥。

(3)青年婦人の民主化と批判的精神の作興。

(4)事大主義の絶滅。

(5)官公廳における又は暴力団等の反動勢力、堕落勢力の根絶。

(6)部落民問題の根絶。

選挙対策

一、基本方針と目標

a現議員優先とする。

b党中心として組主織義にとらわれぬこと。

c当選確実を第一とし党勢拡張的割当を従とする。

一、具体的運動方針

a全國区は三名とする。

その法数：6/6, 840(1949, 123 衆議院参議院議員総得票)－$\frac{1}{2}$(山口，糸川の得票)＝580, 517

b地方区は全國代表者会議で決定する、但し一選挙区一名。

c地域の狀況により他の民主的階級的政党と提携する、但し全國区の場合には中央の決定方針に従うこと。

地方本部所在地一覽

北海道地方本部	札幌市南一條西五丁目　銀嶺莊横	委員長	新川輝
秋田縣地方本部	秋田市大工町二六、島田健三方	書記長	鹿士儀三
岩手縣地方本部（準）	岩手縣岩手郡玉山村字城内	責任者	島田健三
福島縣地方本部	福島縣安達郡本宮町万世三〇	〃	本山繁男
栃木縣地方本部	栃木縣下都賀郡小山町スガ町	委員長	加藤周四郎
群馬縣地方本部	高崎市九藏町九五	書記長	斎藤明男
茨城縣地方本部	茨城縣那珂郡勝田町東石川六一〇	責任者	安久井竹次郎
神奈川縣地方本部	横浜市南区六ッ川町二一五　相沢重明方	委員長	星野芳樹
東京都地方本部	港区芝西久保巴町一、牧之内武人方	書記長	鳥屋満佐登
新潟縣地方本部	新潟市学校町通り二番町	責任者	石野久男
長野縣地方本部	長野縣諏訪郡宮川村　堀昇方	委員長	鈴木清一
山梨縣狹南支部	山梨縣西八代郡高田村	副委員長	布施陶一
静岡縣地方本部	沼津市松下町八七〇	責任者	堀川兵次
愛知縣地方本部	名古屋市東区東外堀町二ノ二	委員長	堀木眞琴
大阪府地方本部	大阪市阿部野区阿部野筋三ノ七〇	副委員長	鈴木清一
京都府地方本部	京都市下京区室町通五條下ル　久保田方	責任者	玉井祐吉
兵庫縣地方本部	明石市三ノ市営住宅三六	委員長	古田弘雄
岡山縣地方本部	岡山市大工町四〇	書記長	堀田典礼
広島縣地方本部	広島市南段原町二ノ七四九	責任者	河西清重
徳島縣地方本部	徳島縣麻植郡西尾村	〃	山口寅吉
高知縣地方本部	高知縣香美郡明治村小島	〃	笹尾貞一
香川縣地方本部	香川縣仲多度郡琴平町七二〇	〃	松本薫
福岡縣地方本部	小倉市室岡井筒屋八階　國鉄労組小倉支部内	〃	山本定治
佐賀縣地方本部	佐賀縣高木瀬村	〃	塩崎新
大分縣地方本部	大分市南新町福岡無盡階上	〃	森田壽
		責任者	橋本哲一
		〃	細川正雄
		〃	加藤儀一
		〃	甲斐重喜

宮城縣地方本部　都城市今町仲町　サツマ屋ビル二階
長崎縣五島支部（準）　長崎縣南松浦郡福江市
鹿兒島縣地方本部　鹿兒島縣姶良郡加治木町
島根縣津支部　島根縣那賀郡江津町

〃　森山武彦
〃　佐々野誠
〃　緒方明男
〔委員長　平田正典
〔書記長　板場正助

二、第四回全國代表者会議　第四回全国代表者会議は、八月二一ら三日間にわたつてひらかれた。第一日は水橋藤作氏司会のもとに、日か野崎清次、高橋義平、牧野内武人の三氏が議長団に選出され、まず黒田党首席から挨拶ののち、一般経過報告が行われた。ついで議題にはいり、一般情勢分析（堀中執委）現下の政治経済情勢分析（木村喜八郎中執委）我党の基本的態度（岡田中執委）の説明があつて終了した。第二日は財政報告（石野久雄中執委）があつたのち一般情勢分析について活潑な討論が行われた。つづいて第三日は「現下の政治経済情勢分析」について質疑応答があり、さらに「党の基本的態度及び当面の闘争方針」についての決定をおこなつた。報告並びに決定は次の通りである。

一般情勢分析

一、國際情勢の基本動向

1、党第三回全國代表者会議（五〇年四月）においては戰爭の可能性よりも世界恐慌拡大の可能性がつよいという結論であつたが、その後の情勢変化はこれに反して〃冷い戰爭〃の激化により戰爭の危機が著しく大きくなり、わが國もまたその影響をうけて政治的にはファッショ化、経済的にはインフレ再抬頭の可能性が強くなつた。

2、戰爭への危機は朝鮮事件の勃発によつて一段と促進され米ソ対立の爆発か、その一歩手前の所謂力の均衡状態による小休止の段階であるかの様相に急変した。朝鮮事件はいろいろな角度から解釈できるが、われわれがあくまでも第三次大戰を回避するという見地にたつかぎり発生の経緯からみて「統一内戰」とみなすべきである。

3、今後米ソ対立の新たな局面と予想されるものは一〇月一五日おこなわれる独逸の統一選挙の結果である。第三次大戰がおこるとすればヨーロッパにその爆発点があるとみられ、それだけに独逸を中心とする成行が重大視される。

4、米ソ両陣営対立の根本原因は次のごとくである。

（1）米ソが資本主義と社会主義という組織を異にする國であり、

（2）現在世界は殆どこの二つの体制のいずれかに属して、中間的地位に立つ國が少くなつたこと。

（3）のみならず戰後革命運動の進展により社会主義陣営の範囲が拡大した結果、資本主義陣営の経済的勢力範囲と戰略的地位に非常な不安をあたえ、二つの陣営の経済的協力の可能性が存在するにかかわらずこれが蔽われてしまつたこと等である。

5、第三次大戰は不可避であろうか。戰爭の危機は切迫した感をあたえているに拘らず、すくなくとも今後一・二年戰爭はとはなりえまいという見解が支配的である。この点については米國論壇においても指摘され、またサイミントン國防資源委員会の報告によつても具体的な実証があげられている。

6、然らば一、二年の後には戦争が不可避であろうか、米ソの対立は戦争によらずして解決の道はないか、また協調の條件は全然ないか、否、條件は厳存している。然しながらこの條件に基ずき絶対的平和を確保できるか否かは一に世界平和愛好者の努力如何にかかつている。放任したままでは戦争突入の可能性が大きい。平和は求め、努力せずには絶対にあたえられない。

7、平和のための條件とは具体的に如何なる点であろうか。平和維持の客観條件は（1）資源的にも純経済的にも米ソ共存の可能性はきわめて大である。（2）現在あくまで軍拡競争を強行するならば西欧的水準は破壊され、西欧諸國は立ちゆかなくなり、経済的自滅をうながす。（3）ソ連が東欧並びに中國と締結した友好同盟條約は侵略を目的としたものではなく、また北太西洋條約も直接侵略を意図したものとは考えられない。

次に平和維持の主体的條件は（1）欧洲住民の極端な嫌戦氣分（2）東欧諸國、中國、印度、インドネシアは経済建設を積極的に意図して戦争を欲せぬ。（3）全世界の労働者階級は戦争反対を表明している。（4）世界各國の広汎な平和運動。（5）國連リー事務総長の本年五・六月の平和工作、印度の平和提案、ベルリン封鎖の際とられた中小諸國の努力等にみられるような各方面の戦争に対する回避の努力。

8、以上の客観的、主観的條件に基ずき戦争回避を現実化するか否かは世界の平和愛好者の積極的意欲と努力如何にかかつている。われわれはこの確信にもとずき全努力を傾倒することが最も現実的、最も基本的な任務でなければならない。ならぜば第三次大戦が勃発すれば現在の日本にとつて全面講和も、民族の解放も独立も、自立経済もすべてが砂上の楼閣となつてしまうからである。

二、國内情勢の基本動向

9、参議院選挙後の國内政治の動向は（1）選挙によつて単独講和論が敗北した結果現内閣は弾圧による全面講和論、平和論の抑圧を強行し、とくに六月六日の共産党幹部追放、アカハタ発禁等を契機として反動攻勢は質的転化をとげた（民主主義の制約からファッシズムへの転化）（2）その後第八臨時國会では地方税法の修正案をめぐり自民両党が提携し、野党戦線の一角がくずれ勢力分野は大きな変化が産れ、（3）朝鮮事件勃発以降ハリマンの来朝により政府ならびに自由党は國連に対する積極的協力「共産党及びその同調者」の名をかる民主陣営の徹底的弾圧挙國政権または超党派外交と称する保守勢力結集強化の方向に強くうごきだし、（4）社会党はこれを反影して大きく動揺し、再び党内対立が激化しつつある。（5）のみならず労働組合内部においても朝鮮問題の介入、不介入をめぐつて深刻な対立があらわれている。（6）また現内閣は言論、集会、結社の自由、基本的人権等を平然とふみにじり憲法を守ることすら著しく困難になりつつある。

10、次に國内経済の基本動向については（1）池田蔵相の所謂デイスインフレ政策行詰り、千数百億の滞納処分、地方税の二期分徴収等により、九・一〇月ごろにはデフレ恐怖必死とみられていたが、朝鮮事件の発生によつて新たな局面をうむにいたつた。すなわち特殊需要、國警予備隊、海上保安隊設置による支出、國際物価の騰貴等により物価は上り、滞貨はへり、通貨もふえてあたかも景氣は立直つたかの印象をあたえた。（2）然しながらそれは特需部門、輸出部門におけるイ

ンフレの促進と反面その他の部門における金融、財政支出の抑制を強化する結果景氣はますます跛行的となり、合理化は促進される。(3)また労働者、農民、中小業者は物價高、金融難、地方税の重圧等によりますます生活窮迫においつめられるであろう。(4)財政面において平和的支出がへり準軍事的支出がふえ、その結果、國民生活の安定は妨げられ全体としては國内経済の軍事的切替えが強行されようとしている。

三、(略)

四、当面重点を置く闘争目標

(一)思想文化彈圧反対。(二)組合指導者彈圧、労働組合基本的権利はく奪反対。(三)職制による組合干渉反対。(四)労働強化(とくに事件に伴う)首切(とくに政治的及び外資導入のための)反対、労働基準法の完全実施。(五)闘う統一戦線の結成(総評反対)。(六)労働委員会の民主的構成要求。(七)地方公務員の政治活動禁止反対。(八)中央地方を通ずる課税の重圧と不均衡反対、とくに地方税法の徹底的軽減の改正要求。(九)二六年度の減税公約実行要求。(一〇)人事院勧告の給與ベース即時引上及び寒冷地・石炭手当の即時支給要求。(一一)自由経済方式反対、綜合計画的統制経済要求。(一二)農家経済を安定させるような米價の算定及び実施要求。(一三)土地改革の徹底。(一四)食糧の無制限輸入反対。(一五)自主的供出制度の確立。(一六)朝鮮事件にもとづく漁業者の損失補償。(一七)農漁林業金融の確保。(一八)預金部資金、見返資金の農漁業金融への活用。(一九)農漁金融金庫の創設。(二〇)中小商工業金融の確保。(二一)國民金融公庫の拡大と活用。(二二)國家の損失補償による中小企業金融保険制度の実施。(二三)朝鮮事件による財政金融上の非特需非輸出部門への圧迫反対。

わが党の基本的態度および闘争方針

I 党の基本的態度

(一) わが党が現在及今後遂行しなければならぬ課題は(イ)政治的には全面講和永世中立の立場に立つ民族の独立と解放であり、(ロ)経済的には自主的民主的な自立経済の確立である。

(二) この課題を遂行するための絶対的条件は世界平和の條件はあるのであるから、その確信の上に立つて平和運動を積極的に推進する。

(三) わが党の闘争対象は、世界平和を破り、戰争を挑発し、ファシズムと軍國主義の温床となる独占的資本と封建的残存勢力との支配の排除である。

(四) そのためには世界の民主主義勢力と協力して憲法を擁護し、その実行を通じて社会主義に移行することに努力すると共に、その實條を確実に実現せしめることを目途とする。

(五) 朝鮮問題は世界平和確保の見地に立ち、統一内戰と規定して不介入の立場をとる。

(六) 社会党は立党の精神を忘れ、階級政党としての自覚を失いしばしば公約を裏切つて、階級的利益を護る政党として信頼を置くに足りない。特に朝鮮事件後同党の右派幹部は総評系労組の御用幹部と協力し、國連協力して勤労大衆を再び戰争に巻き込もうとしている。我々はこれらの企図を粉砕するため同党の良心的分子とも協力して闘わねばならぬ。

(七) 共産党はコミンフォルム批判及びその後における党内闘争の実体が示している如く極めて自主性と民主性を欠き、且つ過去の数々の選挙、労働組合、農民組合運動の中に示されたごとく。

(1) 極左冒険主義

(2) 政策不信義をくりかえす議会主義を持つており、更に重要なことには、当面の主体的戦略が不明確である。このため大衆との結びつきが失われつつある。これは勿論、反動勢力の意識的な攻勢による比重も大であるが、党自体の欠陥でもある。

(八) 当面の闘争において我党の主張する「全面講和・永世中立・絶対平和・朝鮮事件不介入」こそ政治戦統線一の基本的なものであり、共同闘争はこれを支持する社、共両党しもくは同党下部党員と共に行われねばらぬ。この下に勤労者、農民、主婦、学生、教師、文化人等の広汎な戦線を結合しなければならぬ。

政治戦線の基本的目標をこれ以上に拡大し、もしくは低下せしめることは誤謬である。

II 当面重点を置く闘争目標

一、全面講和、永世中立、絶対平和（朝鮮事件不介入）。二、憲法擁護と世界平和の確立。三、あらゆる戦争絶対反対、戦争挑発反対、軍事基地化反対。四、言論、集会、結社の自由、教育の御用化絶対反対。五、公務員、公企体、重要産業従業員の思想弾圧反対。六、裁判所、人事院、労働委員会の御用化反対。七、警察、検察廳職制による特高活動絶対反対。八、全面講和、永世中立、絶対平和（朝鮮事件不介入）に基ずく政治戦線、労働戦線の統一、労働者を戦争に巻きこむ総評反対。九、ファッショ吉田内閣打倒。一〇、失業反対、失業者をなくせ。一一、失業者に対する免税、勤労者に対する大幅減税の即時実施。一二、中央、地方を通ずる課税の重圧と不均衡反対、特に地方税法の徹底的軽減の改正要求。一三、二六年度の減税公約即時実施。一四、人事院勧告の寒冷地、石炭手当の支給要求。一五、自由経済方式反対、綜合計画統制経済要求（特に朝鮮事件の影響にかんがみて）。一六、農家経済を安定させる米價の算定方式実施要求。一七、土地改革の徹底。一八、食糧の無制限輸入反対。一九、自主的供出制度の確立。二〇、朝鮮事件に基づく漁業者の損失補償。二一、農・漁・林業金融の確保。二二、預金部資金、見返資金の農・漁業金融への活用。二三、農・漁業金融金庫の創設。二四、中小商工業金融の確保。二五、國民金融公庫の拡大とその活用。二六、國家の損失補償による中小企業金融保険制度の実施。二七、朝鮮事件による財政金融上の非特需非輸出部門への圧迫反対。

下部組織の活動指針

党全國代表者会議において組織拡充方針の決定をみたが、下部組織整備についてつぎの指針があたえられた。

1、会議の討論を通じ、胸にしまいこんでいる思想的見解の差異をぶちまけ相互に批判しあうと共に党活動は実践面での意思を統一し漸次考え方の統一をはかる。

2、党外の活動分子を大量に入党させ党内の日和見主義、左翼冒険主義、其他の偏向を清算する。

3、支部機関で専門に活動している同志以外は経営若しくは居住で受持地域をきめ重点的に活動する。

4、上級機関は勉めて支部の会合に出席実践上の指導を與える。

5、党に対する確信と自負をもたせるにはどうすればよいかを大衆的に討議して実行する。

6、会議の意義、中心点をハッキリさせ、討論は必らず緊めくくりをつけるために総ゆる角度から一問題を集中的に検討する。

7、会議の討論は全員にわかる平易な言葉と水準で全員が討論に参加できるように仕向ける。

第三章　共産党

第一節　コミンフォルム機関紙の野坂批判

共産党・労働者党情報局（コミンフォルム）機関紙『恒久平和と人民民主主義のために』の一月六日号に「日本の情勢について」と題する解説が掲載された。

この解説は「中国、朝鮮におけるアメリカ帝国主義者の掠奪的計画が失敗したのち、かれらは日本をソ同盟ならびにアジア諸国の民主運動にたいする軍事冒険の主要基地とみなし、日本を重視するにいたつた」（日本共産党出版局編、第一八回拡大中央委員会報告決定集、四三ページ）とのべ、日本の情勢を具体的に分析したのち、「現条件下において、日本の勤労者は明確な行動綱領をもつ必要がある」（前掲、四五ページ）と主張し、その具体的な方向を示した。そうして「日本の共産党の若干の活動家が、これらの重要な課題を成功的に遂行しようとしていないことは事実が示している。かれらはこの綱領を理解せず、国内に生じた複雑な情勢下にあつて、日本の勤労者に正しくない方向を与えている」（前掲、四五ページ）と指摘し「日本共産党の有名な活動家野坂」の「理論」に批判を加えたのである。

日本共産党政治局は、この国際的な批判に接して、一月一二日、つぎのような「所感」を発表した。

一、略

二、論者が指摘した同志野坂の諸論文は、不十分であり、克服されなければならない諸欠点を有することは明かである。それらの諸点については、すでに実践において同志野坂等と共に克服されている。そして、現在はその害を十分とりのぞき、わが党は正しい発展をとげていると信ずる。しかしながら、その都度、中央委員会、その他の権威ある党員会議において、これらの偏向を明かにし、これを文献的に明確にしておかなかつたことは党活動にとつて欠陥であることを認める。今後こういう弊害がおこらないように、われわれは努めるであろう。

三、日本における客観的ならびに主観的條件は一定の目的を達成するにあたつて、ジグザグの言動をとらなければならない状態におかれている。それ故に、各種の表現が奴隷の言葉をもつてあらわされなければならないときもあるし、また紆余曲折した表現を用いなければならないことも存在する。かかる状態を十分に顧慮することなくして、外國の諸同志が、わが党ならびに同志の言動を批判するならば、重大なる損害を人民ならびにわが党に及ぼすことは明かである。この意味において、この論文は、日本におけるもつとも誠実な人民のための愛國者である共産党が、いかに行動すべきかについて、十分な考慮をはらつていないことをきわめて遺憾とする。党は同志野坂、その他二、三の活動家の言論が欠陥をもたらした時は、その時々においてこれを克服して正しく発展しているのであつて、この論文の評價のように四カ年間にわたつて誤謬が累積しているように認めているのとは、きわめて異つた印象を大衆はもつている。

それ故に「野坂の『理論』は、日本の帝國主義占領者美化の理論であり、アメリカ帝國主義称讃の理論である。野坂の『理論』がマルクス・レーニン主義とは縁もゆかりもないものであることは明

らかである。本質上、野坂の『理論』は反民主的な反社会主義的な理論である。それは日本の帝國主義的占領者と日本の独立の敵にとつてのみ有利である。したがつて野坂の『理論』は、また同時に反愛國的な理論であり、反日本的な理論である」の結論は、人民大衆の受入れ難いものである。同志野坂は、もつとも勇敢な人民の愛國者として大衆の信頼をえている。

ところが、一月一七日付の北京人民日報は『日本人民解放の道』と題する社説を掲げ、「われわれにはまだコミンフォルム機関紙の批判に対する日本共産党の反響がよくわからない。外国通信社の報道によれば日本共産党はまもなくこの批判から生じた諸問題を討議するために中央委員会総会を招集するという。これはきわめて必要なことである。けれどもまた外国通信社は日本共産党政治局が一月一二日に声明を発し、野坂の犯した誤謬はすでに克服され、コミンフォルム機関紙の批判は日本共産党の立場を十分に顧慮しなかつたとのべ、この批判的論文には同意しがたい旨を表明したと伝えている。これが本当であるとすれば日本共産党政治局の見解ならびに態度が正しくなく、かつ適当でないことはきわめて明らかである。われわれはこれを甚だ遺憾に思う。われわれは来るべき日本共産党中央委員会総会が問題を正しく理解し、このような態度を改めて野坂の誤りを訂正するための適当な手段をとることを望むものである」（日本共産党出版局編、第一八回拡大中央委員会報告決定集、四八ページ）と説いた。この社説は、翌日から開かれた日本共産党第一八回拡大中央委員会の討議に大きな影響を与えたといわれている。

第二節　第一八回拡大中央委員会の諸決定とその反響

「歴史上の危機に直面」（北京人民日報）した日本共産党の、第一八回拡大中央委員会は、一月一八日から三日間にわたつて開かれ、書記長の一般報告と結語を承認したのち、政治局一所感」をめぐつて討議した結果、つぎのような「コミンフォルム機関紙の論評に関する決議」をおこなつた。

コミンフォルム機関紙の論評に関する政治局の「所感」について拡大中央委員会は、討議をつくした結果、次の結論に達した。

コミンフォルム機関紙の論評の積極的意義については、中央委員会は、意見が一致した。

次に、同志野坂参三の、次の自己批判を認める。

「コミンフォルム評論家の指摘した私の諸論文にあらわれた『理論』は、当時の内外情勢の特殊性はあつたが、原則的に誤謬である。その後これが誤りであることを知つて、克服に努めながら、しかも、公然と明白に清算せず、また、その後においても、主観的意図いかんにかかわらず、これに類する見解を断片的に発表したことは誤りである」

そこで今後こうした誤謬をおかさないように、そして國際プロレタリアートの期待に酬いることに努力する。

この重要な決議を含む、第一八回拡大中央委員会の諸決定は、次回中央委員会により「実践においてその正しさを立証した」と評価され「国際的にも重大なる反響をもたらした」ことが認められた。すなわち「全ソ同盟共産党機関紙・プラウダ、コミンフォルム機関紙・恒久平和と人民民主主義のために、ならびに中国の各紙に、諸決定の全文または紹介が掲げられるにいたつた」のである（四月二九日、第一九回中央委員会総会における書記長一般報告）。

さらに、九月三日付の北京人民日報社説『いまこそ日本人民は団結して敵にあたるときである』において「日本共産党は経験がたりないため、かつて若干の原則的な誤りを犯したことがある。しかし、

今年の一月以来、日本共産党はすでにその誤りをあらためた。その後、日本共産党がとつている基本方針は正確なものである」と論評された。

書記長一般報告は「当面するわが党の政策」についてつぎのように述べている。

人民の生活の安定と、民族の独立と、世界平和を確保するためには、ソ同盟ならびに中華人民共和國を含む全面講和を達成しなければならない。わが党は三年前の第六回大会で、㈠ポツダム宣言の厳正実施、㈡人民による経済復興と日本の完全な独立、を行動綱領の壁頭にかかげたのである。これこそわれわれがいま要求するところの「ポツダム宣言による全面講和」の基礎をなすものである。しかしながら、つぎのスローガンを加えて、党の政策をさらに明確にする必要がある。

一、戦争にみちびく單独講和反対。大國間の協和にもとずく、平和を保障する全面講和促進。

二、植民地化とファシズムを強化する單独講和反対。自由と独立と民主主義と繁栄の全面講和促進。

これらの問題は、大衆の身のまわりの要求を貫徹することに、基点をおかねばならない。それを階級的・政治的要求にまで成長させることに、わが党はあらゆる努力をつくすであろう。そして人民革命を達成することによつて、それが決定的になることを主張する。だから、單独講和と、これを実行しつつある民自党吉田内閣を打倒することが当面の重点的仕事でなければならない。

なお、全面講和の促進は、ソ同盟、中華人民共和國、朝鮮民主主義人民共和國に対する大衆の理解なしには、力強いものにはならない。同時にこれら諸國との、自由な貿易、文化の交流が、わが國の復興に欠くべからざるものであること、さらにプロレタリアートの國際的連帯性を強調することが必要である。

党政農労

一、戦線の統一を労働者、農民、漁民その他あらゆる人民層において確立すること。

すぐる一年間、独占資本の攻勢が成功した大きな要因は、労働組合その他の人民の戦線の分裂に成功したことである。しかしながら、この一年間の闘争は、民同派幹部の罪悪を暴露し、もはや彼等は、その指導権を維持することができなくなりはじめている。これは大衆が自からの創意をもつて敵の制圧をうち破つて前進しはじめたからである。それ故に統一の達成は、大衆の要求を百パーセントにとりあげて、これを貫徹するために現実に活動することと、同時に階級的・政治的宣伝をおこなうことにある。そして、大衆から学び、大衆とともに創意を発揮することである。このさい、党内にある大衆団体軽視の傾向をまず克服しなければならない。

こうした戦線統一と、大衆団体の拡大強化の活動において党各機関は、とくにつぎの諸点に努めなければならない。

(イ) 戦線の統一を一地区から全縣へ、さらに全國へ、産業別にも、また全体的にも、次第に成長させること。これが忘れられ、一地区における組織統一のみに固着し、全体の発展をさまたげている傾向がある。

(ロ) 御用組合に堕落させられ、または完全に破壊された組織を再建すること。

(ハ) 戦闘的な労働組合、農民組織の機関紙を、大衆団体を組織する武器として運用すること。

農村における活動は、農業労働者と貧農が指導的役割を果さなければならない。中農を富農と曲解して、これを貧農と対置させようとする傾向がわが党内の古い同志諸君の間に存在する。これを克服して、中農はむろんのこと、とくに反動的でないかぎり、あらゆる農民層、ならびに農村居住者を結集しなければならない。そしてこれを労働者階級の指導のもとに、地域的にも全國的にも統一することが大事である。

一、地域闘争を組織し、これを全國的闘争にまで発展させること。

現在では、労働者階級が先頭にたつて、地域における各人民層の闘争を結合することが成功の秘訣である。一つの地域においてあらゆる人民大衆が結集しなければ、一産業、一財閥につながる連合会では、全國的には大きくても各個に集中攻撃をされるので、たえることができない。だから、全國的闘争も地域闘争を土台にしないかぎり弱体である。單に全國的という名前や、仕事がやりやすいというだけで、ことを決しようとするのは、実践力のとぼしい空論家のいい分である。

なお、書記長一般報告の『結語』は「全面講和を促進するため」のスローガンをつぎのように指示している。

一、戰争にみちびく單独講和反対、平和を保障する全面講和促進。

(一) 大國間の対立、戰争の危険を深める單独講和反対、四大國の参加を基礎とする全面講和の促進。(二) 軍事基地化と軍國主義を助長する單独講和反対。(三) 事実上の講和——なしくずしの單独講和反対。(四) 講和條約成立後の全占領軍の即時撤退。(五)平和擁護運動の強化、世界平和の確立。

二、植民地化とファシズム強化の單独講和反対、自由と独立と民主主義の全面講和の促進。

(一) 外國資本のための財政・産業・貿易支配反対、奴隷賃金首切り・重税・低米價をもたらす單独講和反対。(二) 民主的権利の擁護、生活の安定と向上、平和産業の無制限発展、民族産業の助長のために全面講和促進。(三) 戰争挑発に加担する政策は憲法違反だ。(四) すべての國との自由な貿易と交通のための全面講和促進。(五) すべての國と自由に文化交流のできる全面講和促進。

三、全面講和促進運動をおこそう。

(一) 全人民が結束して全面講和を獲得しよう。(二) 政治的見解、政党の所属、信教にかかわらず全面講和に賛成な愛國者はすべて力を合せよう。(三) 大衆デモ、大会、集会、請願、抗議文、署名運動、世論調査、工場・農村・学校・居住での共同委員会などあらゆる方法で全面講和へ。(四) 賣國分子・戰争挑発者と闘え。(五) 独立・平和・民主主義の民主民族戰線をあらゆる地方につくろう。(六) 反ソ反共デマは全面講和の妨害だ。(七) 國際的民主平和勢力との提携。(八) 賣國奴・單独講和の吉田内閣打倒、民族の完全独立、全面講和の民主民族戰線政府の樹立。

さらに『結語』は選挙闘争にふれ、「最近、町・村などの選挙において、党の根拠のあるところでは、飛躍的な成積をあげている。しかるに、上級の選挙になればなるほど、おしなべて不成績である。いちじるしいところでは、昨年の衆議院選挙における獲得票数の三分の一にさがつている。その原因は、わが党が日常に階級的・政治的宣伝をおこたつたばかりでなく、大衆の革命的成長によつて痛切に要求している民族解放への前進を軽視したことにある」と述べた。

そして最後に、「結語」は、「われわれはいま重大なる岐路――すなわち日本民族が国際独占資本の奴隷となるか、民族の独立を達成して全世界の諸民族とともに平和を確保しうるかの岐路にたつている。わが党はこの民族に対する任務とともに国際プロレタリアートの連帯責任を果さなければならない。もちろん、それは全世界の労働者階級を先頭とする人民の勢力によつて援助されるであろうが、なにはさておき、自ら身を挺して任務を果す決意と実践が大切である」と結んでいる。

第三節　野坂政治局員の自己批判

コミンフォルム機関紙「恒久平和と人民民主主義のために」一一月六日号で批判された日本共産党政治局員野坂参三は二月六日付「アカハタ」紙上に『私の自己批判』と題する論文を発表した。

これよりさき、一月二五日、彼は衆議院本会議における代表質問演説にたつた。この演説は「一九五〇年は日本の運命を決する年である」と前提し、軍事基地化の問題と経済の隷属化の問題を「動かしがたい事実にもとずいて質問」した。そうして、全面講和実現のための運動の必要性を強調し、民族戦線の綱領を提唱した（後述の「民主民族戦線の結成ならびに共同綱領についての激文」の項を参照）。

これが「政府および民主自由党の感情を極度に刺戟した」（毎日新聞）と評されていることによつても明かなように、コミンフォルム機関紙の野坂批判と、それにつづく拡大中央委員会以後、日本共産党が、国会においてはじめてその態度を表明した演説として重視された。しかも、それが野坂参三自身によりおこなわれた点が、彼の自己批判と関連して注目をあびたのである。

野坂参三「私の自己批判」の要点はつぎのとおり。

私の意見の内容には、どのような誤りがあつたか。

一、たとえ、一九四六年の状況のもとにあつても、われわれのかかげる「ポツダム宣言の厳正実施」のスローガンが、そのまま厳密に実行されるような客観的条件があるかのような錯覚をおこした。また、戦後直ちに、世界が二つの陣営に分裂し始めた事実とその意義、ならびに、戦後の帝国主義に対する正しい分析にもとずいて書かれなかつた。

二、ソ同盟の援助によつて解放された東ヨーロッパの状態と、事情の異なる日本との間には、根本的な相違のあることを正しく見ないで、むしろ、両者が同様であるような理解をもつた。

三、権力の問題について、國際独占資本が、國内の全分野を支配しつつあることを明らかにして、ここに一切を集中しなければならぬこと、すなわち、民族独立が戦略的な基本的任務であることを十分に明確にしなかつた。また、革命は権力の問題であつて権力は階級的であるとともに、武力によつて裏付けられていることを強調しないで、これとの闘争が、いつでも平和的手段でおこないうるような見解をもつた。

四、以上の点から、國会を通じて、政権を握りうる可能性を強調した。しかし、この場合にも、私は、社会民主主義的な議会主義を主張したのではない。

しかし「國会を通じて政権に近ずく」という考えは、権力や國会に対するマルクス・レーニン主義的な原則からの逸脱であつて本質において社会民主主義への偏向であるといえる。

もう一つ重要なことは、今日の日本の國会は、東ヨーロッパの人民民主主義國の國会やフランス、イタリアの國会とちがつた性格をもち、一種の従属國における國会の性格をもつている。した

がつて、これに対する共産党の根本的態度も、上記の國々の國会に対する態度とは違わなければならない。この点が、従来から、明確を欠いていた。ここからも、社会民主主義的偏向が生れた。

この偏向は、國会外の闘争に対する全党の眞剣な準備と努力とを弱めた。また、偏向は、共産党議員団の國会活動の実践の上でも若干あらわれた。

五、「評論家」は、一九四九年六月の中央委員会総会で、私のおこなつた國会報告の一部をとりあげ「占領下において、人民民主主義政府を作ることは、もちろん、可能であると、きつぱり確言した」と書いている。

私のいわんとしたことは、共産党が大衆の支持をえ、他の民主勢力と提けいして、広大な大衆闘争を展開する場合には、民主政府をつくることができるとともに、占領軍も撤退せざるをえなくなる。すなわち、民主政権を樹立する闘争が、撤兵を促進し、完全な主権を回復する闘争であることを強調したのである。それにもかかわらず、占領下においても人民政権を樹立する可能性があることを認めたことは、私の主観的意図いかんを問わず、占領軍に対する正しい理解をさまたげる結果になつているのである。

六、私の重大な誤りの一つは、私に不十分や欠陥や誤りがあつた場合に、ただちにこれを公然と、大胆に、明確に清算しないでズルズルベツタリになつていた点にある。これは党全体にとつてもいえる。無論、えん曲な言葉で語らなければならない現状にはあるが、これを口実にして弁護することはできない。その結果、三年前に、誤りが大体わかつていたにもかかわらず、つい最近まで、断片的ではあつても同様な言辞をつかつた。これは、私自身を誤らせただけでなく、党内に、正しくない傾向を残した。その責任は私にある。

以上に述べたような私の誤りは、どこに思想的根源があるか。

一、その根源は、目前の戦術のために、マルクス・レーニン主義的原則を軽視、または無視した点にある。

二、また、私の考えのなかには、折衷主義的なものがあつた。たとえば「平和的手段による人民政権樹立の可能性」があるというだけで、常に國会を通じて社会主義政権を樹立しうると主張する社会民主主義理論とは異つている。しかし、戦後の事態が実証するように、日本の今の状態のもとでは、このような「可能性」はありえない。本質的には社会民主主義的偏向である。

三、次に、理論的修養と理論的厳格さが足りなかつた。そして理論の俗流化がおこなわれた。そのために、誤りをいち早く認めて、これを克服することがむづかしかつた。

四、徹底的な自己批判をおこなうことを妨害したのは、小ブルジョア的「面子」または名誉心である。たとえば「評論家」の論文を最初に読んだ時、野坂「理論」は「帝國主義占領者美化の理論」の不当な文字を見て、私は激怒した。しかし、静かに考えてみると、私の理論には大なり小なり偏向がある。しかし、その時ただちに、これを率直に認めることはできなかつた。私にはいろいろの言い分があるし、また、私ひとりの責任ではないという弁解もあつた。しかも、政治局の「所感」のなかには、私の「不十分と欠陥」が指摘してあるだけでなく「誤謬」とは書いていない。これに「誤謬」を加えることを私はちゆう踏した。

しかし、中央委員会の席上では私は、一切を清算することを決意した。そして私は、公然と誤りを認めたのである。

この『野坂自己批判』に対して、政府与党の民主自由党は「議会主義の否認と暴力革命の傾向を示すもの」(毎日新聞)と主張し、二月一一日、衆議院本会議で同党佐々木盛雄議員が緊急質問をおこな

つた。

答弁になつた殖田法務総裁も「日本における共産主義運動が国際的関連性を有することについては相当の証左がある。国際共産主義に対して、日本政府は、昨年七月四日のマ元帥声明とまつたく見解を一にするものである」（毎日新聞）との見解を明かにした（詳細は第三部第二編を参照）。

これに対し、野坂議員は一身上の弁明をおこない、「吉田首相の一派こそ国会無視と暴力政治」をおこなつていると断じ「佐々木君は私の自己批判を問題にしているが、これは共産党内部の理論的問題であり、私個人の思想的問題である。このような問題をなんのために国会内で論議するのか。もしとりあげるならば吉田首相の反動的思想こそ糾明しなければならぬ」とのべた。

なお、この演説は「一身上の弁明の範囲をこえている」という理由で、議長により中止を命ぜられ、波瀾をよんだ。

以上のように、国会で『野坂自己批判』問題をめぐり激しい論争がおこなわれた翌々日の二月一三日、法務府特別審査局は、共産党山形市委員会、布施市委員会、長崎県有家細胞、岐阜県和知細胞、広島県畑賀細胞、愛知県愛知時計細胞の各責任者を「昨年八月一三日、各政党下部組織は屈出義務の勧告を受けていたが、半年を経過しても無届で活発な政治活動をつづけていた」（毎日新聞）という理由で、団体等規正令第六条第二項違反容疑により、検事総長に対し告発の手続をとつた（詳細は第三部第二編を参照）。

第四節　民主民族戦線の結成ならびに共同綱領についての激文

共産党第一八回拡大中央委員会の諸決定にもとずいてなされた重要な決定は「当面する労仂組合運動の方針」（二月一二日）と「民主民族戦線の結成ならびに共同綱領についての檄文」（三月二二日）の二つである（前者については第二部第二編を参照）。

前述のとおり、すでに一月二五日の衆議院本会議における演説で野坂参三議員は民族戦線の綱領を提唱したが、その内容はつぎのようなものであつた。

一、ポツダム宣言の厳正実施を基本とする全面講和の促進――完全な自主権の回復――講和締結後すみやかなる全占領軍の撤退。二、四大國の協力を基礎とする全世界の平和愛好諸國による安全保障。三、いかなる口実によるにせよ軍事基地化絶対反対。四、ポツダム、カイロ、ヤルタの諸協定による領土の帰属問題の解決。五、わが産業と農業を外國への隷属から守るため保護政策の確立。六、中國、ソ同盟、その他世界各國との自由貿易、平和的な公共事業による災害復旧、農業生産力の維持培養、失業の防止と救済。八、平和産業と貿易の発展による國民生活の安定と向上。九、民主的自由の確立。

そして「この綱領は、一党一派の綱領ではない。真の愛国者の綱領である。社会党、民主党、その他の野党だけでなく、与党内の愛国者にも当然賛成さるべき綱領である。わが共産党はこの綱領のもとに諸君と手をにぎる用意がある」と結んだ。

いうまでもなく、この提案は第一八回拡大中央委員会の決定にもとずいているのであるが、中央委員会は、さらに、三月二二日、つぎのような「民主民族戦線の結成ならびに共同綱領」についての長文のアピールを発表したのである。

ポツダム宣言を受諾して、わが國が無條件降伏し、また、この宣言にもとずいて、連合國軍がわが國を管理し始めてから、すで

に四年半たつた。

ところが、遺憾なことには、祖國日本の現実の狀態は、この宣言の示す方向とはまつたく反対の方向にすすみつつあることを認めざるを得ないのである。わが國の自主性は失われて、政治・経済・文化・國民生活――すべての分野にわたつて、外國独占資本の支配が全面的に浸透し、しかも全國土を第三次世界大戰の永久的軍事基地に轉化しようとする工作が強力に遂行されているのである。

なによりも重要なことは、わが國が、社会主義國、植民地諸國の解放運動に反対する橋頭堡に轉化されつつある事実である。すなわち、世界の平和勢力の増大、植民地における民族解放闘争の発展、恐慌の深刻化などに直面した國際独占資本が、その危機と崩壊からまぬかれる道を新しい戰争にもとめようとしているのである。

それゆえに、眞に、國の独立と平和と安全を望むならば、日本を隷属化し、そして

労働関係諸法令の即時廃止、あらゆる勤労者に対する最低生活の保証ならびに失業の防止と救済とを要求する。

六、われわれは、國庫負担による災害復旧、治山、治水、開墾、干拓を要求し、働く農民に土地を保証し、強権供出制度の廃止農業経営を破壊する価格政策と重税の廃止を要求し、かつ日本の農業を破滅させる外國食糧の押しつけ輸入に反対する。

七、われわれは、外國資本に隷属し、軍事的潜勢力になる略奪的独占漁業の禁止を要求し、制限漁区の撤廃と公海における自主的操業を要求する。

八、われわれは、巨額にのぼる戰争準備予算に反対し、わが産業金融、輸送、貿易の外國資本による支配を禁止することを要求する。

九、われわれは、全額國庫負担による義務教育の完全実施と、六・三制児童に正しい日本の歴史、地理の教授を要求し、職能偏重の高等教育に反対し、基礎的教育の充実、学生生活の安定のために有効な援助、ならびに青少年の頽廃と不良化からの保護を要求する。

一〇、われわれは、戰死者および行方不明者の遺家族の生活の保障と、戰傷病者及び戰災孤児の完全な保護、外地引揚者に職業と住居と生活の保証、ならびに賣春行爲の原因の除去を要求する。

一一、中小商工業者の経営を破壊する苛酷な税金を廃止し、中小商工業者の営業の自由と保護を要求する。

一二、われわれは、科学、技術のあらゆる領域における研究と実験の完全な自由、民族的、人民的藝術文化の保存と発展、ならびに知識人と学生の狀態の改善を要求し、外國勢力による新聞ラヂオ等の干渉に反対し、一切の檢閲制度の廃止と、あらゆる外國との文化交流の自由を要求する。

一三、われわれは、在日少数民族に対する不当な差別待遇に反対して、その民主的権利、職業、生活、教育を保証することを要求する。

一四、われわれは、地方自治体に対する中央政府の干渉と圧迫に反対し、地方戰災都市の復興と庶民住宅の建築に対する中央政府の無條件にして有効な援助を要求する。

一五、われわれは、國会の運営、予算の編成、中央と地方の行政外交等々の自主性の確保を要求する。

一六、われわれは、言論、出版、集会、結社、ストライキ、示威運動の完全な自由を要求し、団体等規正令の悪用による民主的団体に対する弾圧に反対する。

一七、われわれは、軍事的潜勢力である細菌戰犯をふくむ一切の戰争犯罪人、公職追放者、その他の反動分子の政治的活動を厳重に禁止すると共に、民主的政治犯の即時釈放を要求する。

一八、われわれは、全世界の平和勢力との緊密な提携を要求する。

以上は祖國を憂うる者すべての共通の綱領であり、熱望である。いかにして、この要望を実現するか。それは、たゞ一つのことだけが必要である。すなわち、全國の愛國者が、あらゆる日常の痛切な要求のために共同してたたかいつつ、右の綱領の原則のもとに、大同団結して、民族の敵と勇敢にたたかうこと——この一事である。この場合に、わが民族を外國資本に賣りわたして、自己の利益と地位とをまもろうとする民族の裏切者を打倒することと、なかんずく、勤労階級の中で、帝國主義の走狗として、戰線の分裂と闘争の失敗のために策動している悪質な社会民主主義者と闘争して、彼等の妨害を封殺する必要がある。

過去において、日本の帝國主義者が侵略戰爭を起すことができたのも、また、現在、内外の反動勢力が日本を植民地化しつつあるのも、その原因の一つは、これらの企図をくじくだけの強大な國民の団結と闘爭とが欠けていることである。

終戰後まもなく民主民族戰線結成の必要がさけばれ、その後、民主主義擁護同盟をはじめとしてその他の平和と独立と自由とをめざす大衆組織がつくられて、ある成果をあげた。しかし、それにもかかわらず、その努力と成果とは、きわめて不十分であることを、われわれは認めなければならぬ。今こそ、眞に広大な人民を擁する団結が痛切に求められているのである。

このアピールが発表された翌二三日、中央委員会書記局は、共産党の当面の主要スローガンと部分スローガンを決定した。これらのスローガンは民主民族戰線の共同綱領と関連しており、六月の参議院選挙にさいして共産党のスローガンとなつた（四月二七日および五月五日の中央委員会声明）。

当面の主要スローガン

一、ポツダム宣言にもとずく全面講和
講和成立後、全占領軍のすみやかな撤退

二、戰爭反対、植民地化と軍事基地化に反対
平和の擁護、平和愛好諸國民との友好提携

三、植民地的奴隷生活反対、基本的人権の擁護、平和産業の無制限拡大、ソ同盟・中國・朝鮮その他との自主貿易

四、帝國主義の復活反対、天皇制・賣國的反動勢力と吉田内閣の打倒、裏切り社会民主主義者の排撃

五、労働戰線の統一
すべての愛國者は民主民族戰線へ
民族の独立達成と民主人民政府の樹立

第五節　党内分派の発生と第一九回中央委員会総会

コミンフォルム機関紙の野坂批判が伝えられた直後（一月一〇日）日本共産党統制委員会は、同党参議院議員中西功を除名した。その動機は「最近の外電の報道を機としてただちに反動的情報網と結託して公然と党の攻撃を開始し、党破壊の挙にでた」ことにあるが、彼はすでに「一九四九年九月ごろより自己の誤つた綱領をパンフレットとして配布し分派的活動を開始」していたというのである（除名確認書による）。

中西功は、政治局、統制委員会の合同会議で査問に付される前に提出した要望書のなかで「昨年、私が提出した意見書は、今回のコミンフォルムの批判と基本的に一致する」と主張したが「しかしコミンフォルムの批判がただちに『中西批判』と結びつくという見方には無理があるといわれ、ことに党中央部で中西氏の説を支持するものがまつたくないことからみても、これがただちに大きい分派となつて発展する見込みはうすい」（一月一一日付、朝日新聞）との観測がほぼ正確であつたことはその後の事実が証明した。

ところが、コミンフォルム機関紙の野坂批判を契機とする日本共産党内の分派問題は、政治局員志賀義雄の「第一八回拡大中央委員会書記長一般報告草案に対する意見書」が、中央委員会で不採用となり、提出者もこれに同意したにもかかわらず、一部の党員の手で全国の党組織に配布されたことにより表面化し、かつきわめて深刻な様相を呈するにいたつた。

第一八回拡大中央委員会後（一月二六日）、宮本顕治に代り統制委員会議長に就任した椎野悦朗は、四月一五日付の「アカハタ」紙上に「同志志賀提出の意見書を中心とする策動について」と題し、

この問題にかんする一切の経過を公表した。とくに注目されたのは三月九日にひらかれた政治局会議で「党内分派活動の芽ばえ」があり、「これらの策動分子が同志志賀、宮本を精神的支柱としようとしている」から、この二人が「党指導者としての政治的責任の上から、分派の誤りと、彼ら自身がこの分派と関係のないことを明らかにする声明を発表」するよう要請したが「同志志賀はかかる声明は必要のないものとして拒否した」という事実があきらかにされたことである。宮本顕治は四月一九日「党のボリシェヴィキ的統一強化のために」と題する声明を発し、「党の直面している重大な情勢にさいして、分派組織は解消され、一切の党内問題を党内民主主義の強化にもとずく正規の党活動の軌道にのせねばならぬ」と主張した。なお、問題の志賀意見書は四月二六日付の「アカハタ」に全文が公表され、同時に政治局員紺野与次郎の志賀意見書批判の論文が発表された。

このような党内情勢のうちに、四月二八日から三日間、第一九回中央委員会総会がひらかれたのである。

書記長一般報告（要旨）

一、実践は第一八回拡大中央委員会の決定が正しかつたことを立証した。

二、全党をあげて分派主義者を粉砕しよう。

重大な時期に際して、分派主義者が発生し党を混乱にみちびこうとやつきになつている。われわれは、一大発展をするか、打撃をこおむるかの岐路にたつている。分派主義者は、なにゆえ発生したか。

(1) 敵の集中砲火によつて、党が一時的に退却しなければならなくなつたときと、この時期をすぎて、一大発展をしようとするときに、いつもながら、あらわれるのは、党内にひそむ小ブルジョア的冒険主義者が、党の指導権をにぎろうとする野心をむきだしにすることである。これはソ同盟共産党史においても数回あらわれた。注意ぶかく、これらの分派闘争をみれば、いかに敵が彼らを利用し、かつ激励しているかは、客観的にみて、まつたく内外相応じている事実によつて、解明されるであろう。

(2) 革命的な飛躍をしなければならなくなつた現在においては、あらゆる事態にたいして、指導者は、その態度をはつきりしなければならなくなつている。だからして、根本的に重大な対立が生じることはさけがたいことである。

現在生じている分派主義者との対立は妥協によつては片ずけられないものであり、かつ中立的態度を許すことができない深刻なものである。分派主義と妥協しようとしたり、または中立的態度をとろうとすれば、党は混乱におちいり、分派主義者と敵の思うツボにはまるからである。

(3) 第一八回拡大中央委員会の決定が満場一致であり、この実行に対してはなんら異議をさしはさむべきものでないにかかわらず、この実行を拒否し、またサボリ、はなはだしいものは、決定に反した自分勝手な行動をしているものがあつた。そこに分派主義者の発生する土台があるのである。

(4) 党幹部は、第一八回拡大中央委員会の決定を、各党機関において討議することを熱心にすすめてきている。そして、各地方・縣委員会などの上級機関は、党員会議をひらいて、第一八回拡大中央委員会の決定の正しさを認め、これを実行することを決議している。だから、少数の異論者といえども、この自由な討論の結果にしたがわなければならない。しかるに、分派主義者は、いまだに党内に官僚主義がばつこしている云々を口実に

して党最高幹部をチトーに擬して、攻撃することをやめないでいる。これは明らかに党規違反であり、党内にブルジョア自由主義を導入する最大の罪悪を犯している。

(5) こおしたことに利己心が加わると分派を結成させることになる。この利己心は多くは功名心から発するけれども、逐には分派のための分派活動となる。これがもつとも有害となるのは、敵によつて利用され、明確なスパイにあやつられることである。現に二、三の例があらわれている。

(6) 反動勢力は、とくに分派主義者を兆発の道具として、党弾圧の口実と機会をねらつている。党機関および党員全体が革命的警戒心を厳重にして、兆発に乗ぜられないように、日常訓練することが必要である。そして、党に近ずいてくる人々、ならびに行動をともにする大衆に不安を與えないようにしなければならない。

以上の理由によつて、分派主義者を粉砕することが、現在、党の重大な任務の一つである。われわれはこの任務を中央委員会の決定を逐行すること、すなわち、幾千万人の闘争のうちにはたさなければならない。

三、官僚主義はどこから発生し、どおして克服するか。

四、党全体の機構のうちで労働者の占める比重を大きくすること。

分派主義を粉砕し、党を揺ぎなき統一体にきたえあげ、さらに官僚主義を一掃するためには党全体の機構のうちで労働者の占める比重を大きくし、眞に一労働者階級の前衛部隊」たる実をあげなければならない。

五、党の欠陥とその克服について。

(1) 政治局・書記局内に不統一があり、指導が決定の一途にでず、たびたびこれをまげて、二途にでた場合があつた。このことは、とくに政治局・書記局の指導者たちの責任であることを痛感する。

(2) 機関の決定を実践するにあたつて、相互的な関連において、調整がとれないために、指導が二途になるような結果をひきおこしたことがある。こおなつたのも、政治局・書記局が十分な責務をはたさなかつたためであることは明らかである。

以上の二つの欠陥は、官僚主義にわざわいされたことも多々ある。これを克服するために正しい相互批判、自己批判を運用しなければならない。かくて意思の統一を確保し、党内の自由な討議（党規約第三條第一項）が、民主的中央集権（党規約第七條）を強化し、そして、党規約前文にかかげる党の基本的目的に合致するようにできるであろう。

六、党の実践をさらに豊富にするために。

第一八回拡大中央委員会の決定と、これにもとずいていつそう発展した「当来する革命における日本共産党の基本的任務について」（テーゼ草案）に規定している当面の任務を遂行するために、つぎの三つのことを、とくに指摘することが必要である。

(1) 労働者階級を中心とする人民闘争の拡大強化は、地域闘争を拠点として、各種の闘争を綜合統一しつつ、全國的に発展させるようにしなければならない。

(2) 階級的・政治的宣伝を拡充すること。

(3) 党員の訓練と教育とを、マルクス・レーニン主義の学習と、これと実践との統一を基礎として拡充し、ブルジョア自由主義の導入を排撃し、官僚主義を克服して党の質をたかめ、分派主義者を一掃して眞に民主的中央集権を確立しなければならない。

中央委員会総会を終るにあたつての声明

第一九回中央委員会総会は、戰略問題の処理について基本的に見解の一致を見た。さらに、党内問題について十分な討議をおこない、同志的な自己批判ののち、全出席者の一致によつて、分派主義者、党攪乱者と徹底的に闘争し、民主的中央集権を確立して党の統一を確保することを決議した。

いまや内外の反動勢力は、その攻撃をわが党に集中している。ことに参議院選挙にあたつて、デマ宣伝と彈圧によつて、党に打撃をあたえようとたくらんでいる。この事態に面して、党の思想的・組織的統一と強化により、党と広大な大衆との結合によつて敵の攻撃をふん砕し、わが國の完全な独立、軍事基地化反対、戰争反対のために、全人民とともに、敢然とたたかうことを、徳田書記長を先頭とする全政治局員はじめ全員かたく決意した。

第一九回中央委員会総会

中央委員会総会の終つた四月三〇日「対ソ戰挑発の陰謀」であるから、厳重に抗議すべきであると訴えた。なお、タス通信社はすでに三月四日「このばかばかしい報道が悪意あるつくり話である」むね公式に声明している。

共産党第一九回中央委員会総会直後、第二一回メーデーの翌々日マッカーサーは憲法記念日にさいしてのメッセージを日本国民にあてくり「日本の共産党がいまや公然と国外からの支配に屈服し、かつ人心をまどわし、人心を彈圧するための虚偽と悪意にみちた煽動的宣伝をひろく展開している」（朝日新聞）と非難した（詳細は第三部第二編を参照）。そうして、このマッカーサー声明を契機とし、とくに六月五日の参議院選挙までの一カ月間、はげしい反共的宣伝がくりひろげられたのであるが、各労仂組合はつぎつぎと抗議の意志と決意を表明した。たとえば、全国官庁労仂組合連合会は「内外反動どもが憶面もなく共産党彈圧を口にしてきた。共産党を孤立させ彈

なお、政治局員志賀義雄は、中央委員会総会の終つた四月三〇日「党のボリシェヴイキ的統一のために分派闘争をやめよ」と題する声明を発表した。この声明は、のちに六月一八日の全国代表者会議一般報告中で、「われわれは分派主義者にたいする妥協的態度を党内から一掃しなければならない。この意味において、もつとも有害なものである」と批判された。

第六節　反共宣伝の激化、全中央委員の公職追放

まず、三月一六日には参議院在外同胞引揚特別委員会が「共産党徳田書記長を喚問、同書記長が、反動は帰すな、とソ連に進言したといわれる徳田要請の真否について証言をもとめた」（朝日新聞）。そうして、同委員会は共産党中野重治委員の反対をおしきつて、その『要請』が事実であると結論し、二九日の参議院本会議で政府が「その処置について断乎たる方針をもつてのぞむよう勧告する」（朝日新聞）ことを決定した。

さらに、衆議院考査特別委員会もこの『徳田要請』問題をとりあげ、四月二七日、彼はふたたび証人として喚問された。ところが、この日の証言の内容が、前回の参議院におけるそれとくいちがつているという理由により偽証罪で告発しようという動きもあつたが（詳細は第三部第二編を参照）、これに対し、共産党第一九回中央委員会総会は決議をもつて「すべての勤労者と愛国者」に、『徳田要請』問題は「考査特別委員会のデッチあげ」であり、反動勢力の

圧して、自己の足場を維持することに望みをかけている。共産党に対する圧迫は平和と独立と生活の安定をのぞむすべての日本人への攻撃である」と声明した（五月四日の執行委員会）。なお、共産党政治局も五月一〇日に同趣旨のアピールを発している。

情勢はとくに首都東京で重大化し、五・三〇人民大会、同大会でデモ禁止（六月二日）と緊迫した空気がみなぎつた。検挙された者の軍事裁判（五月三一日――六月三日）、都内の集会

そして、ついに参議院議員選挙投票日前日である六月四日夜、政府は共産党非合法化に関する吉田首相談を発表、強硬な態度を明かにし投票日翌日の六日、マッカーサーは吉田首相あて書簡で書記長徳田球一以下二四名の共産党全中央委員を公職から追放するよう日本政府に指令した（詳細は第三部第二編を参照）。「追放」された中央委員は、袴田里見・長谷川浩・伊藤憲一・伊藤律・亀山幸三・神山茂夫・春日正一・春日庄次郎・紺野与次郎・岸本茂夫・蔵原惟人・松本一三・松本三益・宮本顕治・野坂龍・野坂参三・佐藤佐藤次・志田重雄・志賀義雄・白川晴一・高倉輝・竹中恒三郎・徳田球一・遠坂寛の諸氏であり、うち国会議員は、徳田、野坂（参）、志賀、伊藤（憲）、春日（正）、神山、高倉の七名である。

共産党は、かかる事態に対する基本的方針を、すでに五・三〇人民大会における野坂政治局員の演説および六月五日の政治局声明で明かにしていた。すなわち「内外の反動勢力は共産党に弾圧を加えようとしている。だが共産党は絶対につぶされない。一人の共産党員を捕えれば一〇〇人の共産党員がでてくる。われわれは佐倉宗吾になることを決意している。犠牲は共産党がひきうける。共産党の弾圧をはねのける手段は労働者階級のゼネストである」（野坂演説）と。なお、マッカーサー指令のでた六日にも、同党は「断乎、大衆行動へ」と訴えている。

ところが、このマッカーサー指令のイシクがかわききらないやさき」、七日、ふたたび共産党中央機関紙「アカハタ」の編集関係者など一七名に公職追放の指令が発せられた（詳細は第三部第二編を参照）。

九日、共産党国会議員団長細川嘉六の追放解除の決定を即時復活のために、ポツダム宣言の違反を防止することを、つぎのように要請した。

（一）略

（二）マッカーサー書簡は「日本國民の間に速やかに成長しつつある民主主義的傾向を破壊しようとしてきたのである」という理由で日本共産党中央委員を全員公職から追放除外することを命じているのである。

（三）しかしながらこれら追放された二四名の中央委員は日本共産党二八年余の歴史において常に日本の軍國主義的・侵略的勢力と闘かつたという事実は、これらの破壊的勢力が一九四五年八月連合軍によつて、降伏せしめられた瞬間まであるいは牢獄につながれ、あるいは亡命を余儀なくされたという事が何よりもこれを雄弁に物語つている。また彼らは日本のポツダム宣言受諾後今日にいたる五年間においても日本國民の圧倒的多数を占める勤労人民の利益とそまた世界平和のためにポツダム宣言の精神に添つていかに奮闘したかは日本の勤労大衆がもつともよく知るところである。

（四）しかるに歴代の日本政府ことに吉田内閣は最近にいたつてポツダム宣言および極東委員会の原則等の日本の民主化と日本人民の民主的権利を保証する基本的諸原則を蹂躙している。

（五）　今回の追放にあたつて、殖田法務総裁は新聞記者団の質問に答えて「従来の追放指定は、戦争前の過去の事実に対してなされたが、今度の場合は現在及び将来の事実を対象とした新らしい事例である」（六月二日、日本経済新聞）と答えている。これは将来の予想に基ずき刑罰を課さぬという文明諸國の法律の根本原則をさえ蹂躙している。

この要請をうけた対日理事会のソヴエト代表代理ボリヤシエンコは、二四日、マッカーサーに書簡をおくり、共産党中央委員の追放取消しを要求したが、二五日の総司令部渉外局発表によればマッカーサーはこれを拒否した。

なお、共産党中央委員候補岩田英一は、同党中央委員、「アカハタ」関係者の公職追放の措置は憲法違反であると、東京地方裁判所に、吉田首相を相手どり、追放取消しの訴えをしていたが、二八日「日本に裁判権なし」との理由で却下された。

日本共産党中央委員全員の公職追放指令が国際的に大きな反響をよんだことはいうまでもない。コミンフォルム機関紙『恒久平和と人民民主主義のために』六月一六日号も「テロは日本の愛国者の戦闘的精神をけつしてうちくだくものではない」と題する論説を掲載した。

第七節　臨時中央指導部の設置と全国代表者会議

共産党では全中央委員が公職を追放された結果、六月七日、統制委員会がその責任において「来るべき党大会まで暫定的な中央指導部をつくる必要をみとめ」その構成員を指名した。公表されたところによると、臨時中央指導部員は、椎野悦郎、輪田一造、杉本文雄、多田留治、鈴木市蔵、聴濤克己、河田賢治、谷口善太郎の八名であつたが、聴濤克己は即日「アカハタ」編集関係者として公職を追放され、谷口善太郎は六月二八日の新聞記者会見にさいしての談話内容を理由に同じく追放され、さらに多田留治は八月七日に党内分派として共産党から除名された。なお、臨時中央指導部議長には椎野悦郎が任命された。

つづいて、六月一八日には全国代表者会議が開かれ、臨時中央指導部議長の一般報告と、全中央委員が公職を追放された直後に統制委員会のとつた処置を承認したのである。

決　議

反動勢力の氣違いじみた弾圧と圧迫のなかにわが党を先頭とする人民勢力のたゆみない躍進はつづいている。われわれの革命への闘いは嵐のなかでこそ飛躍し、前衛党が鉄の規律とボリシエヴイキ的統一を強化することは革命の歴史が証明している。

わが党の中央委員に加えられた不当な弾圧は、われわれの闘いを一歩たりとも後退させるものでなく、むしろ臨時中央指導部の指導のもとに不屈の歩みをつづけるであろう。

重大なる事態に際会して開かれた全國代表者会議は、同志椎野の一般報告ならびに統制委員会のとつた処置を満場一致承認し、この決定の実践により、党の統一を乱すあらゆる分派策動を断乎として一掃し、光栄ある党の歴史にさらに一段と輝きを加えんことを誓うものである。

一般報告（要旨）

共産党全國代表者会議

一、分派主義者と闘わずして党と人民の勝利はない。

二、ファシスト的独裁の冒険はかならず敗北する。

現在の情勢の特徴は、反動勢力による日本の植民地化と、日本を最前線基地とする新らしい戦争への挑発であり、それを促進す

るために、公然とファッショ政策がとられていることである。

第一に強調すべき点は、現在のファシズムは、日本の國内反動の公然たる独裁だけでなく、これと結合し、これを従属させながら支配権をにぎる他の反動のファシスト的独裁であるという点である。したがつて、デイミトロフが提起した人民戦線よりも、もつと広汎な戦線、すなわち、反ファッショ民主民族戦線を形成することが重要である。

第二の点はファシズムの行動はいかに狂暴であつても、これは彼らの強大さを意味しないということである。

第三は、ファシズムは自己の野望を達成するために極めて冒険主義的な行動に走るということである。

第四に、それは勤労大衆に対する資本のもつとも残ぎやくな搾取と攻撃であり、勤労大衆の砦・平和愛好諸國に対する新しい戦争の準備である。

三、世界平和と民族独立の結節点・全面講和

いまや、世界の平和擁護勢力は非常に強化された。ストツクホルムの平和アピールは、資本主義と植民地の人民をも含めて、幾億の大衆を奮起させ、平和のための闘争に結集しつつある。もはや、いかなる戦争兆発者もこの勢力を無視することはできない。

ソヴエト同盟における五カ年計画の成功と東欧および中國における経済建設は、この勢力の基礎をいつそう強化した。

反動勢力は中國および東南アジアにおける革命の勝利が確実となつた結果、日本を反革命の基地として軍事化するために公然とファツシヨ化した。彼らは、軍事基地化をおし進め、さらに産業もこの目的のために軍事的植民地的に再編成し、軍需品生産に集中しつつある。貿易さえ軍事的目的のためにおこなわれているのである。新聞はファシズムの宣伝機関となり全日本の軍事基地化を公然とあおつている。

この反面、無制限に拡大すべき平和産業は資金の枯渇と國内需要の破たんの結果壊滅している。都市にも農村にも失業者はあふれ、首切り、賃下げ、労働強化、重税、低米價等によつて労働者階級をはじめ農民、市民等すべての人民大衆の生活は日々奴隷化しつつある。

反動勢力は、このような狀態を合法化し永久化するために、単独講和を強行しようと策謀している。彼らはこの陰謀を陰ぺイするために、反ソ反共宣伝を行ない、単独講和があたかも戦争を終結し、全面講和への道を築くものであるかのごとくに宣伝している。しかし単独講和こそ、新らしい戦争のために日本を軍事基地化し植民地化すると共に大國間の対立を激成し、戦争の危機を一層深めるものであり、全面講和を不可能にするものである。

講和は四大國の参加と一致を基礎とする全面講和以外にない。これのみが民族の独立と世界平和への道であり、平和産業を発展せしめ、中日貿易を促進するものである。これなしには日本の人民を窮乏と破滅から救うことはできないのである。

したがつて全面講和のための闘争は、民族の独立と平和のための闘争であり、世界の平和擁護勢力の力と日本の人民大衆の闘争の結節点である。

四、大衆の決意を示す二八〇万票、日常闘争軽視の欠陥

今回の参議院選挙は、大衆闘争の新らしい高揚の中で展開された。三月闘争の発展は、民同の裏切り的闘争方針をのりこえ、四月以降、労働者階級は全面的に高揚した。東京における五・三〇事件は、この闘争の一つの頂点であつた。

ファシズムは、ここに攻撃を加え闘争を後退させるために必死となつた。しかし弾圧は大衆の憤激をいつそう呼び起しただけで

ある。

わが党は、かかる情勢のなかで、民族の独立と平和擁護のために広汎な選挙闘争を展開したのである。この結果党と大衆はともに質的に大きく発展した。したがつて、内外反動勢力の攻撃はわが党に集中されたのである。彼らは陰険にも一切の反ソ反共デマを選挙戦に利用した。社会民主主義者、民同はこの反動勢力の手先となり、職制と結んで党支持の大衆を圧迫し、党と大衆を切りはなすことに狂ほんした。しかしながら、大衆は非常に高い決意をもつてわが党を支持している。

わが党と統一候補の得票は前回の衆議院選挙の二九八万にくらべ、得票においては、わずかに減少しているが、得票率は全く同じである。特に統一候補に対する大衆の支持は強かつた。当選者が少なかつたことは、参議院の選挙方法が衆議院と異なる結果であり、むしろわれわれは、質的に高い票を獲得したとみるべきである。

しかしながら、当初の予想より少なく、相当の票が社会党に流れたことについては、十分に検討を加えなければならない。なぜならば、これは党の欠陥に対する大衆の批判を含んでいるからである。報告によれば、総じて現に日常闘争が行われているところでは得票は増加し、これから遠ざかるにしたがつて減少している。これらの現象から、つぎの諸点が理解される。

第一に、党が日常闘争を通じて大衆を政治的に訓練し、これを高めていないことである。

第二に、日常闘争に対する軽視である。民族の独立と平和擁護のための宣伝が大衆の日常的要求と結合されず、したがつて、大衆には直ちになにをなすべきかという具体的な行動の指針となりえなかつたのである。

第三に、大衆の要求を無視する結果、宣伝が独りよがりとなり大衆の行動を政治的に高めるのでなく、彼らを現実から逃避させる結果を招いている。

第四に、戦略目標の宣伝のみに注意が集中され、日常闘争の軽視である。

第五に、社会民主主義者・民同に対する闘争の軽視である。

五、反ファッショ民主民族戦線

ファシストの意図は、労働者階級の前衛たるわが党を弾圧し、新らしい戦争を挑発することにある。いま、彼らの努力は、いかにして事実を僞瞞し、人民をあざむいて彼らの野望を達成するかという点にある。このために党と人民大衆の戦線とを内部から分裂させ破壊しようと計画している。右翼社会民主主義者、民同、および分派主義者はこのために必要な手兵である。われわれは、ファシストとその手兵に対し非妥協的に闘かい、勝利の道を進まねばならない。

ファシズムとの闘争にもつとも必要なことは、わが党が広汎な大衆と結合し統一戦線を強化することである。このために次の諸任務を果さねばならない。

第一は現在高揚している大衆の闘争を更に政治的に発展させ拡大し、民主民族戦線を闘かいとることである。とくにこの闘争の発展の中で大衆を政治的に訓練し、政治的スローガンを單なる抽象的スローガンとして説明するだけでなく、大衆の日常要求のための闘争と結合して、これを大衆の行動のスローガンにまで発展させることが必要である。現在までのわれわれの指導の欠陥は、政治的問題を大衆の行動と結合することが不十分であり、この結果闘争が政治的宣伝に片寄るか、経済主義的に片寄つたのである。

第二の問題は、選挙闘争によつて拡大された民族の独立と平和

擁護の闘争を、職場からの反ファッショ闘争へ結集し発展させることである。

第三の問題は、広汎な反ファッショ民主民族戦線の組織でありとくに、その基礎である職場からの統一戦線のための活動強化である。現在の闘争を拡大するためにも、職場内の統一委員会の結成は緊急の任務である。

しかし統一委員会は、全労連の下部組織や、民同系組合内の革命的反対派ではない。統一委員会に組織された労働者だけを切りはなして全労連および全労連系といわれる各産業別単一組合に組織することは、経営内の組合を分裂させ、労働戦線の統一をかえつて弱めるものである。かかる考えは、赤色労働組合主義であり党の影響を広汎な大衆に及ぼす事を妨げる点で分派主義者の思想と通ずるものである。

労働戦争の統一にあらわれたセクト主義は、階級的統一運動を組織問題にすりかえ條件を考慮することなく、全体を忘れて機械的に戦闘的組合だけを固める傾向である。この誤まりは前労働組合部長、同志春日庄次郎もおかしている。従つてこの影響はかなり広汎である。われわれは、これを克服し、統一委員会を広汎な労働戦線の統一と民主民族戦線の組織のための基礎としなければならない。

第四の問題は、重要産業と拠点経営における党組織の強化である。これを土台に農民をはじめ全人民を民主民族戦線に結集する道こそ地域人民闘争である。

第五の問題は、農民運動に対する立おくれの克服である。このさい特に土地問題に対する日和見主義は一掃されねばならぬ。

第六の問題は、ファシストの抑圧機関である警察官その他に対する働きかけである。

第七の問題は、アカハタの強化についてである。アカハタは わが党の有力な武器であり、反動の弾圧もここに向けられている。われわれは新しい情勢の中で特にこれを強化しなければならない。

第八の問題は、分派主義者との闘争である。分派主義者は、党指導部に対する不信の念を党の内外に植えつけ、党の諸決定の遂行を妨げている。それのみか彼らはまた、いたるところで兆発を組織し、党を混乱におとしいれようとしている。

分派主義者の思想と行動は、実践的には党を大衆から孤立化するものである。ファシストは党を内部から破壊するために、この分派主義者を手先として使用している。分派主義者の活動は組織的となり悪質となつてきた。これに対して中道はありえないし、これとの闘争に妥協もありえない。むしろ、これとの闘争を妨害する中道主義者こそ、公然たる分派主義者より、はるかに有害な敵である。

六、わが党の名誉ある任務

われわれは、いま、かつてない名誉ある時期にたつている。当面の重要スローガンはつぎのとおりである。

一、ファッショ反対、憲法、ポツダム宣言、極東委員会一六原則の蹂躙反対

二、植民地化反対、民族の完全独立、單独講和反対、ポツダム宣言にもとずく全面講和、講和後の全占領軍の即時撤退

三、四大國の合意による世界平和勢力による安全保障、平和の擁護

四、戰爭反対、軍事基地化反対、軍需品の生産と輸送反対

五、生活の安定、首きり反対

六、ファシストの徒党賣國吉田内閣の打倒

第八節　朝鮮に戦争勃発、中央機関紙「アカハタ」の発禁

六月二五日、朝鮮に内乱がおこり、二七日には大統領の命令によりアメリカ軍が南鮮の韓国軍を支援するという重大な情勢が生じた。アメリカ軍の主要基地である日本国内で、共産党の立場がますます微妙になつたのは当然であろう。

果して、六月二六日、マッカーサーは日本共産党中央機関紙「アカハタ」に一カ月間の発行停止を指令した（詳細は第三部第二編を参照）。この日までに戦後の「アカハタ」は一〇七八号を数え、日刊三版制の日本にあるもつとも有力な政治新聞であつた。共産党臨時中央指導部の六月二七日付声明は、つぎのように訴えている。

日本共産党中央機関紙アカハタに加えられた今回の弾圧は、朝鮮解放戦の発展に対する恐怖と単独講和・軍事基地化を強行しようとするファシズムの弾圧にほかならない。この事をみても、いかに敵陣営が動揺し、自信を失い、真実を恐怖し、いんぺいしているかを暴露している。しかもわれわれはますます確信と勇気をもつて、この事態に処し、即刻、全國代表者会議において決定された一般報告を逐行することを誓うものである。

一、全労働者階級は、この弾圧の眞相を日常闘争と結合して大胆にうつたえ、大衆闘争を展開しなければならぬ。

二、すべての大衆団体、とくに労働組合はこのさい機関紙および宣伝機関を拡大強化し、言論、出版の自由を確保し、集会、デモの禁止に反対し、アカハタ弾圧の事態に処する緊急任務を大衆討議し、大衆抗議にたつべきである。

三、共産党に加えられたこの弾圧は祖國の独立に対する弾圧であり、植民地化と軍事基地化への急激なる敵のあせりを示している。いまこそ、すべての愛國者は、民主民族戦線の拡大強化に参加し、独立自由平和の陣営を急速にかためねばならない。

さらに法務府特別審査局は「アカハタの発行停止に関するマッカーサー書簡の主旨により」、六月二八日、共産党の下部機関紙（地方委員会・地区委員会）の発行停止処分をおこない、東京都だけでも二三紙が発禁になつた。

また同日、政府は共産党臨時中央指導部員・衆議院議員谷口善太郎が新聞記者団に対し「アカハタの発行停止はポツダム宣言違反である」と語つたという理由で公職追放令に該当するものとして追放指定をおこなつた。

そうして七月一八日には、さらにマッカーサー指令により「アカハタ」の無期限発行停止処分がおこなわれた（詳細は第三部第二編を参照）。このさい一部の新聞には「アカハタ」が自発的に廃刊したと伝えられたが共産党はこれを否定してつぎのように声明した。

七月二一日付ブルジョア新聞は一斉に「アカハタ」が自発的に廃刊したという全くデタラメな特審局の情報をかかげた。しかしこれが反動側の宣伝であることは事実が明かに示している。なぜなら「アカハタ」の編集機能を発揮できない状態に至らしめたのは、当局のとつた措置であつて、われわれの関知するところではない。わが党の機関は弾圧によつて、いかなる本質的な影響をうけるものでないことは明白である。それゆえ、われわれはつぎのごとく法務府に要求したのである。

第一に、「アカハタ」停刊と同時に封印した「アカハタ」編集局ならびに経営局の封印は、無期限に停刊を命じた以上、事実上発行不能であり、なんら封印をする理由がない。もしこれ以上封印するならば明らかに事実と矛盾し法律的にも違反している。だから即時に解除することを要求する。

第二に、「アカハタ」停刊と同時に当局はあかつき印刷所を封印したが、それが不法であるばかりでなく、「アカハタ」が無期限停刊である以上、これを引きうけていたあかつき印刷所が「アカハタ」の発行を引受ける根拠はない。ことに一営利会社であるあかつき印刷所の封印をつづけることは、不法行為であり、営業権の侵害である。だから、ただちにあかつき印刷所の封印を解除することを要求する。

以上が、法務府に対するわれわれの要求であつた。

「アカハタ」に対する弾圧以後、言論の自由はきわめて危機にさらされている。朝日新聞すら極端な掣肘をうけている。われわれはこうした現状を黙視することはできない。わが党は、人民大衆諸君が工場で、学校で、農村で、人民の眞実の声を代表する人民の新聞をみずからの手によつて、幾千、幾万とつぎつぎに発行されるよう訴えるものである。

なお、「アカハタ」発禁後も、特審局の手により、つぎつぎと共産党下部機関紙が細胞新聞にいたるまで発禁を命ぜられ、さらに、「アカハタ」後継紙であるという理由で、七月五日には「新文化」九月三〇日には「民主日本」、一二月一一日には「平和の友」の各日刊政治新聞が処分を受けた。

中央委員全員の公職追放指令の場合と同様に、「アカハタ」の発禁指令も国際的に大きな反響をよんだ。とくに国際ジャーナリスト連盟は「アカハタ」の発禁に抗議する旨、マッカーサーに対し七月六日電報を発した。

このように、ますます緊迫してゆく情勢のなかにあつて、七月五日、共産党は「戦争の危機に際して全人民に訴う」というアピールを発した。

海峡ひとつへだてた朝鮮に戦争がぼつ発した。しかるに、戦争をほう棄したはずの日本は、基地として、また軍事補給地としての積極的に、この戦争に一役買つている。そしてわが支配者の戦争政策がこのままつづけられるならば、わが國と國民は、拡大する戦争の渦中に深入りし、やがて戦乱はわが國土にもおよぶ危険がある。すでに九州では燈火管制が開始されている。さらに、この内戦が第三次世界大戦に発展しないという保証はない。

祖國日本が、いまほど存亡の危機にさらされたことはない。

この危機を切り抜けるために、直接と間接をとわず、朝鮮の内戦にわが國を関與させてはならない。北鮮の人民政府は、全朝鮮の解放と統一とを目ざしており、南鮮の李承晩政権は、これを破壊しようとしている。したがつて日本の勤労階級は、北鮮側に同情し、これを支援している。しかし、この問題は朝鮮人民の手によつて解決されるべきものであり、外部から干渉されるべきものではない。

われわれは、世界平和の名において、朝鮮の内戦にたいするいつさいの干渉に反対する。これが内戦を急速に終息させる最善の方法である。

またわれわれは、いかなる形にせよ、内戦へのわが國の参加に絶対に反対する。それは第一にわが國の平和と安全のためであり、また世界の平和のためである。わが國の復興のためには、朝鮮人民をはじめ、アジアの諸民族と親密にしなければならない。現在のように日本が実際に参戦しているならば、戦争の結末いかんにかかわらず、アジアの諸民族は日本を帝國主義の走狗または復活として永久に敵視するであろう。

わが支配者は、朝鮮の内戦を利用してわが國を完全に植民地化し、軍事基地化すると同時に、ポツダム宣言と日本憲法を公然とじゆうりんして太平洋戦争時と同様の軍事フアツシズム体制を再

現しようとしている。すなわち、軍國主義勢力と軍需工業は、急速に復活されはじめた。

また共産党の指導者や機関紙である「アカハタ」が弾圧され、戰爭について眞実を語ろうとする一切の言論、首切りに反対し、職を求め、少しでも給與を改善しようとする一切の行動が捕縄とピストルの脅威にさらされている。

軍需工場では、低賃金の上に、おそろしい労働強化と職制の圧迫がくわわつた。農民は、強制供出、低米價、重税、食糧輸入にくるしめられている。平和産業、とくに中小企業は、内面的な崩壊にひんしている。中日貿易に対する業者の期待は水泡に帰そうとしている。

もはや一瞬もためらつてはならぬ。もし諸君の愛する人々が肉彈にされ、祖國が廃墟にされることを望まないならば、戰爭をやめさせるため、すくなくとも、これに日本がまきこまれることを防止するために、もつとも強い団結力をもつ労働者が先頭にたちすべての愛國者が一致団結して行動をおこさなければならぬ。ただ大衆的行動のみが必要である。

全愛國者の前にはつぎのような共通のスローガンが、かかげられる。

朝鮮の内戰干渉に反対！

軍需品の生産と輸送反対！

戰爭宣伝反対！

全面講和の即時締結、講和後の全占領軍の撤退！

全世界の平和愛好諸國による日本の安全保障！

憲法をまもれ！　言論、集会、結社、デモ、ストライキの自由！

軍國主義を復活しようとするファッショ吉田内閣打倒！

原子兵器の禁止、それを最初にもちいた政府を戰犯とせよ！

世界の平和勢力との提携と協力！

この共通のスローガンは、われわれにとつて切実なものであるばかりでなく、全世界の平和を愛するひとびとの叫びである。

過ぐる三月一五・一六の両日、ストツクホルムで開かれた平和擁護世界委員会総会は、原子兵器を禁止することと、最初に原子兵器をつかつた政府を戰犯とすることを決議した。

いま世界の各地で、この決議を、平和のための行動にするために、平和投票をおこなつている。投票はすでに一億をこえ、日本では百数十万のひとびとがこの投票に参加している。

すべての愛國者は、平和のための投票をおこない、この運動に参加しなければならない。

これこそ、戰爭をふせぎ、戰爭に反対する闘爭である。この闘爭は、労働者、農民、中小業者または婦人、青年、市民の目前の諸要求のための闘爭を結びつけ、またはこれを出発点として闘われる必要がある。いままでの要求、新しい要求の一切を提出し、交渉し、大衆行動にたち、ストをもつて闘かうべきである。こうしてこそ反戰闘爭は、拡大し、また根ずよくなるのである。

わが党がよびかけている民主民族戰線は、この反ファッショ、民族独立のための組織である。もちろん勝利の道は決してたんたるものではない。

しかしながら反戰、反ファッショ、民族独立をねがう巨大な民族の愛國心を打くだくいかなる力も存在しない。朝鮮の事態はあきらかにこのことを示している。さらに、民族の独立と解放のための闘爭は、ソ同盟、中國を中心とする全世界の平和を守る強大な陣営によつて支持されているのである。

燃ゆるがごとき愛國心をもつて諸君の部署——職場に、農山村に、漁村に、学校に、家庭に、同志と相語らい団結し、ひるむも

K 2/14

のをはげまし、おくれたものの手をひき民主民族戦線をつくれ！
救國の諸要求をかかげてたて！
諸君が犬死しないために、いまこそ、決死の覚悟をもつて軍國主義者フアシストとたたかえ！
闘いのための民主民族戦線に結集せよ！
勝利は全人民のものである！

さらに、朝鮮に戦争が勃発してから二カ月を経た八月一五日の太平洋戦争終戦記念日に、共産党臨時中央指導部はふたたびアピールを発し、反戦闘争の強化を訴えた。

第九節　九幹部の「地下潜行」、春日正一の逮捕

法務府特別審査局では、六月二七―八日に鬼怒川温泉附近で、臨時中央指導部員などを加えて、党再建その他の問題を協議した形跡があるという理由で、七月三日、さきに公職を追放された共産党中央委員に出頭を求めた。ところがついに徳田、野坂（参）、伊藤（律）、長谷川、紺野、志田、春日（正）、松本（一）、竹中の九氏は出頭せず、特審局は彼等が団体等規正令第一〇条「法務総裁は団体等規正令の条項が守られているかどうかを確めるため、必要があるときは関係者の出頭を求め、または当該官吏もしくは吏員をしてその説明を聴取し、もしくは資料その他の物件の提出を求めることができる」に違反するものとして、七月一四日、最高検察庁に告発、これにもとずいて翌一五日、九氏に対する逮捕状が発せられた。また同日、東京警視庁では特別捜査本部を設置した。

しかし、共産党は「鬼怒川会談」説について、七月八日、「特高警察の再来である法務府特審局」が「共産党新旧幹部および事務所に対し、蟻の出入する隙間もないほどに、スパイ、尾行を張りめぐらしながら、今さら鬼怒川会談などをデッチ上げる謀略的態度」が「笑止千万」であると声明したほか、「地下潜行」問題は黙殺する態度をとつた。そして、逆に「警察国家再建に反対」する方針をより強く押しだしたのである（たとえば八月一四日の臨時中央指導部声明など）。

ただ、一〇月一三日付の「軍国主義復活のための戦犯追放解除に抗議する」声明などによつて、共産党の「地下潜行」問題に対する基本的態度はうかがうことができる。

また、七・七記念日にさいし北京人民日報が掲げた社説「日本人民闘争の現状」にこたえた臨時中央指導部議長椎野悦朗の論文「民族の統一と党の統一」は、はじめて「公然性と非公然性とを巧みに結合すること」にふれた。同論文の要旨はつぎのとおりである（この論文は重要であるから「非公然」活動に直接関係ない部分も收録しておく）。

一、民族統一戦線

北京人民日報七・七社説が指摘しているように、朝鮮の民族統一に対する帝國主義の武力干渉は、日本に新しい情勢をもたらした。それは日本が、東洋の諸民族の解放運動を圧殺する橋頭堡ならびに軍需工場として、また第三次世界大戦の火薬庫として主要な役割を公然と演じさせられようとしていることである。

このような事態に直面して、日本共産党は、世界平和の擁護と東洋諸民族の解放のために、また日本民族の平和と独立と自由のために、歴史的に重大な任務を負わされている。だがその任務をはたすためには党は長期にわたる複雑で困難な闘争を敢行しなければならない。そしてこの闘争を勝ち抜くためには、広汎な民族統一戦線を結成して、帝國主義と、その手先にたいする断乎たる闘争をおこなわなければならない。

これが日本の情勢であり、中國の同志が論文の冒頭に述べている点である。とくに、繰りかえし強調していることは、民族統一戦線の拡大と強化であつて、この成否が日本民族の運命を決定するカギであることを中國の同志は力強く述べている。この統一戦線による民族の独立と平和の擁護のための闘争こそ反帝・反戦闘争の中心である。

ただ、わが國における民族戦線は困難な事情のもとにあり、戦線の広さと強さにおいて、過去の中國の民族戦線にくらべて、はるかに狭くて弱いことを認めなければならない。平和産業の資本家をもふくむ國民の大多数の要望——平和と独立と自由を熱望しているとき、これらの大衆を大きな愛國戦線に抱擁することにわれわれはまだ成功していないのである。この最大の原因は、われわれの間にあるセクト主義である。

二、党内の統一

北京人民日報の社説は、広汎な民族統一戦線をつくりあげるために、その指導者であり、組織者である共産党の活動について、三つのことを強調している。

第一に党内の統一問題。いかんながら、現在党内に「國際派」とよばれる、わが指導部に反対する分派が発生して、党の統一と規律を攪乱している。分派の諸君の根本思想は、日本の支配者には相対的独自性は全くないという考えである。ここから出発して戦術的には、反帝一本でガンをかかげることもまちがいであると主張する。

しかし、北京人民日報はかかる立場に立つていない。帝國主義と「その番犬」(吉田内閣にたいして、攻撃を集中することを主張している。したがつて分派の思想が根本的に誤つていることは、國際的にも批判されているのである。

さらに、彼等は「全面講和」のスローガンは誤りであつて「公正講和」でなければならぬと主張した。われわれは、現在の瞬間における講和に関する戦術的スローガンは「全面講和」であることを主張した。中國の同志もやはり「全面講和」のスローガンをかかげているのである。ここでも分派は誤つていることが、國際的にも証明された。さらに彼等はひたすらに國際的革命勢力にたよつて、これを日本革命の主力であると主張している。だから日本國内の革命勢力を実際において軽視するのである。

また、彼等の誤つた「全一的支配」の理解から、誤つた危険な戦術が生れる。すなわち、大衆の日常要求にたいする闘争の軽視、合法場面をすてて非合法一本でゆこうとする傾向、少数「精鋭分子」の大衆から孤立した極左的言動、民族統一戦線にたいする消極的態度などにあらわれている。

彼等が分派に走る動機や主観的意図がどうあろうと、その一部の悪質分派主義者は、党の利益よりも分派や個人の利益を上におき、内部から党の思想的、組織的統一を破壊することに躍起になり、これによつて内外の敵に奉仕しているのである。そして彼等は、破産した「理論」にかじりつき、政策の是非ではなくて、政策を生むにいたつた手続き問題を主たる論議の対象にし、公然と規律に違反し、新旧指導者のアラさがしや、悪口やデマをばらまくことに熱中し、ただ反幹部という一点だけでミソやクソが一諸に結合しているのである。彼等はもはや党員たる資格を失つて分派主義の鬼になつているのである。

したがつて、これらの分派主義者にたいしてわれわれが、仮借なき態度をとるのは当然である。彼等がその反党的な非をさとり行動をもつて徹底的に清算しないかぎり、彼等との闘争は非妥協的である。だから、彼等と調和的、喧嘩両成敗的態度をとろうとは、國際的にも批判されているのである。

する中道分子は「公正」な仮面のもとに、実質においては分派を援助し、激励する有害な役割をはたしている。これらの中道主義者にたいする断乎たる闘いも当然なことである。

しかし、悪質な分派主義者に影響されて、あやまつた方向に走つた同志が、その誤謬を完全に清算したにもかかわらず、これをあくまで追及して、たたくという態度は、とるべきではない。われわれはこのような同志諸君を歓迎し、あたたかく手を握つて、ともに前進することをのぞむものである。

では中國の同志の勧告――党内の統一――は、どうして実現出来るか？　それは、現在の指導部を信頼し、その指導部のもとに全党員が無條件で団結して、敵と闘うことである。

分派主義者の主張するように新しい指導部の成立過程と手続きは、規約にはない。しかし、規約に予想しなかつた非常事態が発生したのであり、したがつて規約の精神にもとずき、非常手段をとることは止むをえないことである。敵の総攻撃をうけている現在、われわれにとつて重要なことは、思想と政策の上で一致し基本的にまちがわない方針をとりうる者によつて、指導部を構成することである。突然つくられた指導部には、必然的に、不十分や欠点がある。このことをわれわれは否定しない。しかし党員のなすべきことは、分派主義者のように、これを非難し攻撃することに浮身をやつすのではなくて、指導部の強化と仕事の改善のために、あらゆる援助と助言をおしまないことである。

三、公然的活動の拡大

さらに、北京人民日報は公然性の拡大と活用、これと非公然との厳密な区別と巧妙な結合、これによる力の保存について述べている。問題の性質上、ここで、これについての詳論はできないが、党内の一部の分派主義者に、公然性の問題を過小評價する傾向があることを認めなければならない。これを過大評價することは誤りであるが、しかし、活動が困難になればなるほど、公然たる舞台の役割が重要であり、これなしには広汎な大衆との接触と結合とを確保することはむずかしいのである。

ここで、党の組織と人材の保存に関して、一言ふれる必要がある。戰前のわが党の活動は、力の保存についての配慮と方法が、必ずしも十分ではなかつた。無防備で敵に突進して、必要以上の党の力を犠牲にした場合があつた。この点についても、われわれは中國共産党の経験から学ばなければならない。

四、大衆との結合

最後に、社説は党と大衆との結合を強調している。

一部の党員、特に分派主義者は「新しい事態は、大衆獲得などとのんびりしたことは許さない。少数精鋭分子の英雄的行動を要請している」といい、大衆から孤立した行動に出ようとする傾向が強いのである。

いま党内に、これと反対の傾向もある。内外の敵の攻撃におびえ、意氣消沈し、敗北主義となり、危険で困難な闘争をさけ、つぎに脱落するという傾向も一部には生れている。この右翼的傾向にたいしてはいうまでもなく、党は容赦のない闘争をしなければならぬ。

しかし、党の分派挑発、大衆からの孤立という政策を敵がとつているとき、この敵のわなに党をおとしいれようとする極左的分派主義者の言動の方が現在の瞬間においては、より有害であり、危険である。大衆から切り離された少数者の行動は、それがいかに勇敢であつても、無力である。

ところが、一〇月七日にいたり「地下潜行」中の一人であつた元国会議員春日正一が、名古屋市北区深田町二の六三、ブリッジスト

ン自転車株式会社名古屋営業所長代理 山口正之の 私宅で 逮捕された。同日中に身柄は東京に送られ、一六日起訴、二七日から東京地裁で公判がひらかれた。なお、山口正之も犯人蔵匿の理由で二八日に起訴され、一一月二二日から春日公判と併合して審理されることになつた。しかしながら、いずれも年内には結審せず、また、他の「地下潜行」中の共産党幹部も逮捕されないまま越年した。

春日正一の逮捕当時、共産党東海地方委員会は、つぎのような声明を発表している。

同志春日の検挙をきつかけとして、敵は地下生活を余儀なくされた旧党幹部にたいしいよいよ氣ちがいのような迫及をはじめた。彼等のねらいはどこにあるか、いうまでもなくこの機をのがさず、党組織を破壊する口実をでつちあげること、党を大衆から孤立させることである。そのためただ団体等規正令による出頭命令に応じなかつたにすぎない同志春日を宿泊させただけの山口氏にたいしてまで、あたかも重大犯人でもあるかのような汚名をかぶせ、人権を全く無視する特高的な迫及を行つている。それば かりではない。名古屋とその周辺では、駅といわず電車の交叉点にまで警官をはりこませ、まつたくかかわりもない人々まで調査に名をかりて尾行、尋問を行つている。本屋、喫茶店、のみ屋など人の集りそうなところにはスパイ網がはりめぐらされていることもかくれもない事実である。

戰前にもまさる特高的取締りが、今度の事件を機会に公然と姿をあらわした。

われわれには多くの欠陥があり、まだまだ敵の乘ずるすきをもつている。どんな事態にも屈せず、大衆の先頭に立ち、大衆の要望にこたえる途は、いうまでもなく、党と大衆との結びつきを一そう強め、大衆に信頼され、大衆自身によつて守られる党となることである。

第一〇節　北京人民日報の提言と党内分派問題

「分派ははじめ、中西功や宇多川一派のような個人的な反党グループであつたが、最近では若干の地区や地方委員会にまで拡大した」（共産党臨時中央指導部決定集、一五〇ページ）と指摘されているように、その動きは、次第に活潑となつてきた。すなわち、九月一日に「日本共産党全国統一委員会」が関西地方委員会、長崎・茨城 福島各県委員会のほか、五地区委員会によつて結成され、つぎの一二名を全国委員として選出した。

多田留治	中央委員候補
遠坂良一	中央委員候補
山田六左衛門	関西地方委員会議長
三羽嘉彦	東北地方委員
田中堯平	國会議員
津々良渉	全労連グループ
原田長司	中央委員候補、中國地方委員会議長
増田格之助	統制委員
宮島豊	九州地方委員、長崎縣委員長
宮川寅雄	北海道地方委員
西川彦義	全金属労組中央グループ
中野重治	

そして、つぎのような目的をかかげたのである（全国統一委員会党の革命的統一のために声明する」による）。

一、右翼日和見主義解党分派および一切の分派の解消。

二、解党主義分派による党機関の私有化独占と、それに毒されて

いる刊行物の粛正。
三、中央委員会の解体反対および一切の解党主義反対。
四、右翼解党主義分派の策謀によつておこなわれた不当な除名および解散の否認と禁止。
五、相互批判と自己批判の強化にもとずく民主々義的中央集権の樹立、官僚主義の絶滅と集団的指導、同志的信頼による健全な党風の確立。
六、すでに反革命的分子となり下つた悪質解党主義者の清掃。
七、七・七北京人民日報の論評、中共中委の七・一四声明等にもとずく党の政治路線の確立。

ところが「全国統一委員会」が結成された直後、九月五日の北京人民日報は、日本帝国主義打倒五週年を記念して「今こそ日本人民は一致団結して敵にあたるときである」と題する社説を発表した。社説はつぎのようにのべている。

日本共産党指導機関がいわゆる公職追放を受けたことは、むしろ日本共産党と日本人民の光栄である。なんとなれば日本共産党は内外への反動がさし示している道、すなわち日本をかつて失敗させ今後もまた失敗に陥れようとしている道に反対し、同時にまた、日本人民に向い正確な復興の道を指し示したためであるからである。かかるが故にこそ内外反動派はなおあらゆる方法を用いて日本共産党を破壊しようとし日本共産党の外部から、いわゆる公職追放処分や弾圧を加えるばかりでなく、その内部からも分裂切りくずしを行なおうとしているのである。したがつて日本共産党の忠実な党員すべてはかならず敵のかかる陰謀にたいして十分警戒し、敵の一切の挑発や離間策をはねのけ日本共産党中央の周囲にかたく団結し、中央の決定したコースにしたがつてともに敵に向い奮闘しなければならない。日本共産党内部の一致団結と、党員全体が大局的観点から出発して、日本共産党内部が統一をだんこ保持することは現在においてはいかなることよりもさらに重要な最高の任務である。

最近日本共産党内の若干の党員は、日本共産党中央の決定したコースの正確さにたいして疑いをもち、あるいはこれを否定し、また若干の不適当な極左的・冒険主義的性格をおびたスローガンを提出し、しかもなお、党が緊迫した状況のもとでその活動を停止し、彼らと実際的でない論争を行ない、若干の不適当な組織方針をとることを要求している。きわめて明らかなごとく彼らのかかる思想は正しくない。彼らは当然冷静に当面の情勢を考慮し、かかる不当な要求とスローガンをすてて、日本共産党指導機関および全党の大多数の者と眞心から団結すべきである。若干の異なつた意見は団結の基礎の上に立ち遠い先のことを考慮にいれてゆつくりと党の環境と規律の許す討論を進めることができ、これによつて政治的一致点に達するか、あるいは将来実践運動の発展による証明を待つのがいいのであつて、他の同志、あるいは党の中央に自己の意見をうけ入れさせようとあせり、あるいは自己の意見がうけいれられない場合には党の統一を妨げる自由行動をとるようなことがあつてはならない。こうしてこそ初めて党内の団結をかたためることができ、もしそうでなければ、かならずや敵の利用するところとなり、客観的には敵を援助することになるからである。これは忠実な一切の日本の共産主義者が必らず処さなくてはならないところである。

しかしまた一方では日本共産党の指導機関、すなわち、現在の臨時指導部はこれら異つた意見をもつ同志にたいし、必ず十分慎重な態度をとり、当然辛抱強くこれらの反対意見に耳を傾けるべきであつて、そのうちとりいれてよいものは誠意をもつてこれを

とりいれ、誤まつたものにたいしても辛抱強くゆつくりと説得すべきで、すぐに説得できないものもまた、党内の規律を守るという條件のもとで、しばらくその意見を保留させ、将来実践による証明をまつようにすべきである。

つまり日本共産党中央指導機関は必らず誠意をもつて、暖かい心をもつて、異なつた意見をもつてはいるが、しかし党にたいしては忠実である一切の党員と団結すべきであつて、あせつて簡単に組織上の方法をもつて彼らと対してはならない。なんとなればあらゆる思想上の問題は、すべて簡単な方法では解決することはできないからである。もしそうでなければ、党内の紛争と論争をますます大きくし、党内の団結を妨たけ、敵とスパイ分子に利用され、党は分裂と切りくずしを受けることになる。これは日本共産党の指導機関が必らず処さなくてはならないところである。日本共産党の各級指導機関は、党内のすべての誤まつた見解をもつてはいるが、しかし党にたいしては忠実な同志と党内にまぎれこんだスパイ分子、すなわち確実な証拠があり、敵のために奉仕していることが明確な分子との、この二つの異なつた人々をよく区別し、これにたいし二つの異なつた応待方法をとり、本当のスパイ分子を暴露し、一掃するとともに、また全党を団結し、心を合わせ、互いに敵に向つて闘争すべきである。

日本の同志諸君はかならずつぎのことを理解すべきである。すなわちかかる方法をとることによつてのみ、はじめてもつとも有効に、全党の忠実な一切の党員を団結し、敵意にみちた分裂策動分子と本当のスパイ分子を暴露し孤立させ、これに打撃を與えることができる。

以上のことは、日本の同志諸君に対するわれわれの眞心からの建議である。

この社説に接し、日本共産党臨時中央指導部議長椎野悦朗は、同日「友党の批判に答えて」と題するつぎのような論文を発表した。

臨時中央指導部の未熟さの結果、招いた党内闘争の偏向については、責任をもつてこれを克服することを誓うものである。

全党の同志諸君は、この中國の同志諸君の提案を、率直に受けいれるために、直ちに行動を開始しなければならない。

われわれは、党の統一のために、敵につながつているスパイや悪質な二心者にたいする、追求をゆるめてはならない。ただこれらの分子と、彼らに利用され、あやまつて党を破壊する仕事に協力した者とは、区別しなければならない。この誤つた同志は、一日も早く革命の戰列に加えることがわれわれの任務である。このさい、各級機関は、この誤つた同志が、すすんで自己批判し、正しい方針と正しいコースへ統一される道を開かねばならない。

なお、私は、この誤つて分派活動を行つた同志諸君に訴える。諸君は、現在の党が、右翼日和見主義であると盲信し、鉄の規律を破り、正しい方針と、その指導部を破壊するために活動してきた。しかし、今や、何が正しい方針であり、正しいコースであるかが、國際的に明かになつた。諸君が、前衞としての名誉をになうためには、自ら進んでこの正しい道へ、統一されるための活動を行わなければならない。この活動は決してやさしい道ではない。諸君の一部には、昨日まで党の政策と、指導部に反対し、これを右翼日和見主義と悪罵し、そのための宣伝文書を配布していたにかかわらず「自分は政策に反対したのではなく、唯、社説の最後にのべられているような反対派の意見に耳を傾けない指導部のやり方に反対したのだ」とその誤ちを、指導部の責任に轉化しているものが現われている。しかし党の規律はこのような無責任な二心的態度をゆるさないのである。諸君が共産主義者として正

しい立場に立つためには

第一に、一八回中委総会以後の党の諸決定、諸方針を確認しなければならない。またこの諸決定、諸方針を破壊するために行つたすべての行動を明らかにし、自己批判しなければならない。

第二に、実践をもつて、おかした誤ちを克服すると共に、自分の與えた有害な影響にたいしても、責任をとり、身をもつてこれを克服する闘争を行わなければならない。

第三に、臨時中央指導部と統制委員会の諸決定および党の鉄の規律に無條件に服従しなければならない。

このことは同志志賀・宮本・春日をはじめ、分派活動を行つたり、あるいは分派に影響を與えたべての同志が、当然行うべきことである。このような行動にもとずいてのみ、党は強固な統一が行われるのであり、これなしには、党内の対立と分派活動を一層内攻させ、わざわいを先に引延ばすだけに終るのである。諸君がこのような点を明確にするならば、たとえ異つた意見をもつていても、ふたたび党内にむかえ、党内にとどまり、党内論争に参加することを積極的に認めることが出来るのである。

最後に、党の諸決定に従い、党の規律を守つているにもかかわらず、唯、意志が相違しているだけの理由で、処分された同志諸君に訴える。

臨時中央指導部と統制委員会は意思の相違は、党員を処罰する理由にならないことをくり返し、表明してきた。しかし、われわれの指導力の不足とセクト性から、現実にこのような処分が、下部機関で行われていることが報告されている。この責任はいうまでもなく私を中心とする臨時中央指導部と統制委員会にある。

この点については、われわれは心から自己批判すると共に、諸君が、この不当な処分を撤回させるために直ちに上申されることを希望する。

全党員諸君！　われわれが中國の同志の提案を受け入れ、党内闘争を正しく発展させるならば、全党に利己心をさり、眞に人民に奉仕する党風と、そのために鉄の規律に無條件にしたがう統一が完成するのである。この統一こそ来るべき狀態に応ずることのできる体制である。

一方、この北京人民日報社説に接した「全国統一委員会」は、九月一二日、臨時中央指導部に、つぎのような「党の統一のための申入れ」をおこなつた。

われわれは、日本の全人民および日本共産党に対し、日本帝國主義降伏五周年を記念してよせられた人民日報の眞心からの提言を、全面的にうけいれる。

この忠言の全面的承認を前提とする中央から細胞までの統一的な無條件大同団結こそ、党の危機を救う大道であろう。

われわれはこの意味で、次のことが人民日報の忠言を実践する基本方向であると信ずる。

一、主観と方向を問わず一切の分派の解消。

二、官僚主義・解党主義・極左主義の克服。

三、党規約の中で一切の党内問題を解決しうるような党生活の確立。

四、一月の國際批判以後、政治的意見の相違を主因とする一切の処分、規約と眞実にもとずかない一切の処分の取消し。

われわれは、ここにわが全國委員会がわが党のボリュシェヴィキ的統一促進のための過渡的なコミッテイであることを重ねて確認する。したがつて、わが党の統一が成功的に実現するときは、同時にわが委員会の任務が完了して解消するときである。

この点については、われわれは心から自己批判すると共に、諸君が、この不当な処分を撤回させるために直ちに上申されること

この「申入れ」に対し、臨時中央指導部議長椎野悦朗は、つぎの

ような談話を発表した。

もしわが党がかれらの申入書をうけ入れるならば、いかなる結果をきたすであろうか。かれらは

第一に分派策動の自己批判をする必要がない。

第二にスパイとむすび党破壊のために行つた策動のすべてが永久に闇に葬られる。

第三に臨時中央指導部を信頼し正しいコースをまもるために分派とたたかつて組織された機関の一部を解体し、これを正しいコースを破壊するために策動した分派主義者の占拠している党機関にゆずり渡す事になる。

われわれは、統一のためには日本人民を正しいコースに指導するといふことである。このためには中大、教育大各細胞の三八名を除名統制するという観点に立つ必要があると考えている。しかるにかれらは自己の分派策動を覆いかくし、ふたたび党機関を占拠し党内における内部対立を激化することを目的としている。われわれは北京人民日報に指摘された党内論争を保証し、かれらが規律にしたがうならば全党が、かれらが自由に意見をのべる機会を與えるよう指導せねばならないと考えている。しかしまた、北京人民日報の指摘のするとおり「現在の重大な情勢のもとで現在の活動をやめ自分たちと非実践的議論をすべきであり」とする態度は排さねばならぬ。しかしこのことは、一切の分派策動を停止し党の規律に服従することが條件でなければならない。しかるにかれらはたとえ上部機関で決定され、また多数の同志がこの統一委分派解散を要望してもこれに応ずることはできない」と公然と宣言している。

全國統一委員会の諸君も今一度反省し、私の談話にもとずいて、全國統一委員会を解散して、党中央のもとに団結することを明らかにされよ。

なお、「全国統一委員会」は「党の統一促進のために吾々はすすんで原則に返る」と声明し、一〇月二三日に組織を解消した。しかしながら、共産党内の分派問題は、いぜんとして解決されないまま一九五一年を迎えたのである。

一九五〇年下半期に公表された統制委員会による除名あるいは組織解散処分の主なものはつぎのとおり。

六月二七日　全学連書記局、東大、早大、商大、法大、工大、

七月一四日　統制委員増田格之助、中央委員候補遠坂良一を除名

八月　七日　臨時中央指導部員多田留治を除名

八月一六日　中国地方委員会議長原田長司ほか六名を除名、中国地方委員会を解散

八月三〇日　「新日本文学会中央グループ内の一部分派主義者（中野重治、窪川鶴次郎ら）の声明について」臨時中央指導部が声明

九月一三日　福島県委員会を解散

一一月二一日　国会議員田中堯平を除名

第四章　各政党の選挙成績

一、京都市長および京都府知事選挙　京都市長選挙は二月八日、同府知事選挙は四月二〇日にそれぞれ行われた。この二つの選挙はいずれも社・共・労各党その他民主団体の推す民主戦線統一候補が、自・民両党その他の保守政党連合を代表する候補者を退けて当選し記録すべき結果を残した。

二、参議院議員通常選挙　六月四日に行われた。統計表に現われた数字のほかに注目すべきものとして、共産党提唱になる民主民族戦線得票数は

全国区、一、五八七、一一七
地方区　二、八七七、〇一七

となつている。

三、教育委員会委員選挙　一一月一〇日に行われた。統計表のほかに注目すべき数字として、都道府県無所属分野の得票数として次のような比率が見られる。

無所属候補
日教組推薦　九、〇八八、九一七（五〇%）
保守党系　九、〇八八、八四八（五〇%）
合計　一八、一七七、七六五（有効投票に対し　九四・二%）

右の日教組推薦候補は七〇名で、うち六五名（八、六八四、九五四票）が当選、五名（四〇三、九六三票）が落選した。

第228表　1950年2月8日執行　京都市長選挙候補者得票数

区別	高山義三	%	田畑磐門	%	和辻春樹	%	有効投票数
上京区	37,840	45.2	24,375	29.1	21,581	25.8	83,796
左京区	18,678	38.5	15,898	32.8	13,899	28.7	48,475
中京区	22,572	43.0	16,355	31.1	13,608	25.9	52,515
東山区	15,888	41.6	13,285	34.8	9,043	23.7	38,216
下京区	30,467	42.1	25,854	35.7	16,100	22.2	72,421
右京区	13,203	42.3	10,998	35.2	7,038	22.5	31,239
伏見区	14,353	43.6	11,966	36.3	6,613	20.1	32,932
合計	153,001	42.5	118,711	33.0	87,882	24.4	359,594

第229表　1950年4月20日　京都府知事選挙候補者得票数

地域別	井上清一	%	蜷川虎三	%	有効投票数
京都市	132,509	43.1	174,605	56.9	307,114
福知山市	8,041	42.9	10,713	57.1	18,754
舞鶴市	15,530	47.1	17,433	52.9	32,963
市部計	156,080	43.5	202,751	56.5	358,831
郡部計	136,672	52.6	123,204	47.4	259,876
合計	156,080	43.5	202,751	56.5	618,707

第230表　参議院議員選挙政党別得票数

	政党名	地方区得票数	%	全國区得票数	%
保守政党	自由党	10,414,995	35.9	8,313,756	29.7
	國民民主党	2,966,011	10.2	1,368,783	4.9
	緑風会	1,773,576	6.1	3,660,391	13.1
	合計	15,154,582	52.2	13,342,930	47.7
労農政党	社会党	7,316,808	25.2	4,854,629	17.3
	共産党	1,637,451	5.6	1,333,872	4.8
	労農党	471,649	1.6	200,066	0.7
	合計	9,425,908	32.5	7,632,526	27.3
無所属		3,465,956	11.9	6,388,567	22.8

第231表　労農政党当選者数および比率

政党名	地方区当選人数	%	全國区当選人数	%
社会党	21	27.6	15	26.8
共産党	—	—	3	—
労農党	1	1.3	1	1.8

婦人議員　社会党ヨリ全國区カラ　当選者3名　得票数 836,027 (3.0%)

第 232 表　参議院議員通常選挙結果（全國区）

1950 年 6 月 4 日執行

都道府縣	社会党	%	労農党	%	共産党	%
北海道	170,041	13.3	87,342	6.8	30,023	2.4
青森	31,684	19.7	524	0.2	17,387	5.3
岩手	131,070	30.0	395	0.9	10,024	2.3
宮城	84,373	15.9	775	0.1	20,524	3.9
秋田	70,943	17.1	2,371	0.6	22,394	5.4
山形	74,506	13.7	749	0.1	14,283	2.6
福島	139,626	20.4	3,197	0.5	22,172	3.2
茨城	77,706	13.3	7,302	1.3	27,585	4.7
栃木	110,973	24.2	835	0.2	19,754	4.3
群馬	77,349	13.0	15,822	2.7	44,721	7.5
埼玉	133,912	18.3	1,819	0.2	33,530	4.6
千葉	96,334	15.9	1,631	0.3	26,533	4.4
東京	300,408	17.8	11,935	0.7	137,857	8.2
神奈川	180,958	30.0	3,301	0.4	60,160	7.7
新潟	210,049	25.8	6,718	0.8	37,866	4.6
富山	33,186	8.0	281	0.06	12,834	3.1
石川	42,714	12.0	2,026	0.6	11,793	3.3
福井	30,311	10.1	359	0.1	10,939	3.6
山梨	54,074	18.9	384	0.1	21,597	7.5
長野	180,761	23.9	1,705	0.2	56,042	7.4
岐阜	132,071	24.5	976	0.2	19,190	3.6
静岡	187,762	20.0	4,280	0.5	32,796	3.5
愛知	296,564	24.6	3,568	0.3	60,029	4.9
三重	64,970	11.9	815	0.1	23,227	4.3
滋賀	74,056	21.8	657	0.2	15,190	4.4
京都	70,483	10.6	2,935	0.4	20,749	3.1
大阪	279,510	21.8	2,265	0.2	113,046	8.8
兵庫	208,636	18.1	2,919	0.3	58,090	5.0
奈良	36,388	12.5	280	0.09	9,188	3.1
和歌山	47,904	13.5	225	0.06	11,839	3.3
鳥取	42,278	17.4	290	0.1	10,988	4.5
島根	69,088	16.7	2,703	0.7	15,114	3.7
岡山	111,173	17.5	9,798	1.5	58,629	8.6
広島	116,317	15.0	1,825	0.2	36,860	4.7
山口	99,554	17.8	3,827	0.7	30,317	5.4
徳島	30,873	10.9	510	0.2	5,656	2.0
香川	39,578	10.1	508	0.1	15,538	4.0
愛媛	86,761	18.0	530	0.1	18,341	3.8
高知	21,964	6.7	525	0.2	3,554	1.1
福岡	237,100	21.0	5,314	0.5	54,477	4.8
佐賀	46,159	13.8	698	0.2	10,951	3.3
長崎	52,371	10.5	1,314	0.3	17,473	3.5
熊本	78,713	12.7	1,295	0.2	17,345	2.8
大分	33,236	7.3	483	0.1	15,334	3.4
宮崎	81,702	22.6	716	0.2	8,701	2.4
鹿児島	78,440	13.5	1,339	0.2	13,232	2.3
合計	4,854,629	17.3	200,066	0.7	1,333,872	4.8

第 233 表　参議院議員通常選挙結果（地方区）

1950 年 6 月 4 日執行

府縣名	候補者数	社会党得票数	%	候補者数	労農党得票数	%	候補者数	共産党得票数	%
北海道	2	354,117	26.3	1	63,475	4.7	1	60,268	4.5
青森	1	55,343	9.6				1	24,131	7.0
岩手							1	32,202	7.4
宮城	1	101,593	19.2				1	29,116	5.5
秋田	1	146,727	33.5				1	31,966	7.3
山形	1	258,536	42.9				1	15,295	2.7
福島	1	204,488	28.7	1	26,153	3.7	1	37,141	5.2
茨城	1	96,410	16.1	1	45,945	7.7	1	45,041	7.5
栃木	1	149,702	30.1				1	30,621	6.2
群馬	1	97,487	15.0	1	9,725	1.5	1	39,965	6.1
埼玉	1	250,646	32.9				1	48,691	6.4
千葉	1	118,141	18.0						
東京	2	294,497	18.0	1	193,902	11.8			
神奈川	1	252,305	31.3				1	88,369	11.0
新潟	1	224,745	25.4				1	52,248	5.9
富山	1	105,243	24.4				1	18,054	4.2
石川	1	86,892	23.8				1	15,609	4.3
福井	1	133,679	42.1				1	5,752	1.8
山梨	1	70,598	22.8				1	34,942	11.3
長野	1	205,305	25.6				1	74,784	9.3
岐阜	1	231,152	43.6				1	35,845	6.8
静岡	1	195,245	21.1						
愛知	1	359,241	29.1				1	103,085	8.4
三重	1	144,447	40.0				1	27,871	7.7
滋賀	1	129,382	18.9						
京都	1	295,143	22.8				1	182,209	14.1
大阪	1	333,243	27.5				1	76,464	6.3
兵庫	1	98,165	33.7				1	29,467	10.1
奈良							1	19,395	5.2
和歌山	1	131,376	51.8				1	26,508	10.5
鳥取	1	108,447	24.9				1	25,263	5.8
島根	1	193,409	28.8	1	50,040	7.5	1	50,046	7.5
岡山	1	254,594	30.7				1	47,639	5.7
広島	1	185,108	31.7				1	64,144	11.0
山口	1	55,663	17.8				1	18,133	5.8
徳島	1	204,595	51.1						
香川	1	265,425	52.7				1	36,922	7.5
愛媛									
高知	1	341,172	30.4	1	82,411	7.5	1	80,486	2.2
福岡									
佐賀	1	106,126	30.2				1	18,393	5.2
長崎									
熊本	1	89,195	14.2				1	39,080	6.2
大分	1	43,165	9.5				1	34,107	7.5
宮崎	1	137,574	35.3				1	12,094	3.1
鹿児島	1	250,487	39.7				1	25,505	4.0
合計	43	7,316,808	25.2	7	471,649	1.6	38	1,637,451	5.6

第 234 表　教育委員会委員選挙結果（都道府縣）

1950 年 11 月 10 日執行

都道府縣別	社会党			労農党			共産党		
	候補者数	得票数	%	候補者数	得票数	%	候補者数	得票数	%
北海道	1	424,115	41.5				1	45,647	4.8
青森							1	13,662	3.6
岩手	1	113,980	27.3						
宮城							1	8,985	1.7
秋田							1	21,844	6.2
山形							1	10,801	
福島	1	250,965	36.1				2	39,049	
茨城							1	22,318	
栃木							1	37,776	
群馬									
埼玉	1	143,760	26.0						
千葉	1	199,305	27.9						
東京	1	82,210	15.5						
神奈川	1	170,641	23.3						
新潟							1	19,651	6.3
富山							1	8,856	3.0
石川							1	22,432	9.5
福井							1	33,772	4.2
山梨							1	19,843	4.1
長野							1	24,046	3.2
岐阜							1	(辞退)	
静岡							1	11,071	3.9
愛知									
三重									
滋賀									
京都	1	179,108	25.2	1	66,985	9.4			
大阪									
兵庫									
奈良							1	4,476	2.7
和歌山									
鳥取	1	34,167	16.01						
島根									
岡山	1	80,965	11.6						
広島									
山口							1	12,711	3.0
徳島							1	7,759	3.7
香川							1	17,512	7.3
愛媛							1	21,478	6.2
高知							1	13,321	5.4
福岡							1	30,472	4.3
佐賀							1	6,128	1.9
長崎									
熊本							1	19,304	5.7
大分							1	12,410	4.5
宮崎							1	20,944	3.9
鹿児島									
合計	10	1,679,216	7.8	1	66,985	0.3	28	505,917	2.4

第 235 表　教育委員会委員選挙結果（市町村）

1950 年 11 月 10 日執行

都道府縣別	社会党			労農党			共産党		
	候補者数	得票数	%	候補者数	得票数	%	候補者数	得票数	%
北海道							1	1,708	3.6
青森	1	3,646	4.2				2	1,352	2.5
岩手							2	1,693	4.1
宮城	2	2,540	6.2				1	3,363	1.5
秋田									
山形	1	16,979	7.6				2	3,009	5.1
福島									
茨城	1	44,559	28.1				2	3,746	5.3
栃木							3	3,611	2.7
群馬							1	3,231	1.4
埼玉							1	301	1.8
千葉	2	(72,700)	30.5				2	4,016	5.8
東京	1	59,965	4.4				3	3,088	2.0
神奈川									
新潟									
富山									
石川									
福井									
山梨									
長野									
岐阜									
静岡									
愛知									
三重									
滋賀									
京都									
大阪									
兵庫									
奈良									
和歌山									
鳥取									
島根									
岡山									
広島									
山口									
徳島									
香川									
愛媛									
高知									
福岡									
佐賀									
長崎									
熊本									
大分									
宮崎									
鹿児島									
合計	9	200,389	12.3				20	28,118	1.7

〔備考〕 五大市委員は（ ）に示す。

第 236 表　教育委員会委員選挙政党別得票数

	政党名	都道府縣得票数	%	市町村得票数	%
保守政党	自由党	980,513	4.5	54,384	3.4
	國民民主党	81,170	0.4	——	—
	合計	1,061,683	4.9	54,384	3.4
労農政党	社会党	1,679,216	7.8	200,389	12.3
	共産党	505,917	2.4	28,118	1.7
	労農党	66,985	0.3	——	—
	合計	2,252,118	10.5	228,507	14.0
無所属		18,177,765	94.2	1,344,878	82.6

〔備考〕 市町村は五大市を含む。

第 237 表　教育委員選挙労農政党当選者数

政党名	都道府縣当選者数	%	市町村当選者数	%	五大市	%
社会党	7	0.5	2	0.09	3	3.0
共産党	—	—	—	—	—	—
労農党	—	—	—	—	—	—